神宮司廳藏版

古事類苑

文學部二

古事類苑刊行會

古事類苑

文學部第二冊目錄

文學部三十三
釋奠

古事類苑

文學部十五

歌合

古事類苑

文學部十五

歌合

歌合ハ、歌ヲ左右ニ分チ、兩々相對セシメ、是ヲ一番ト爲シ、其優劣ヲ判シ、勝負ヲ定ムルモノニテ、左右ノ歌人ヲ方人ト云フ、而シテ左右ニ各〻頭人、讀師、講師、籌刺アリ、判者アリ、頭人ハ其事ヲ處理スルモノナリ、讀師ハ番ノ次第ニ順ヒ、遞ニ其歌ヲ取リ講師ニ示シ、講師ハ之ヲ朗吟シ、一番ノ畢ル毎ニ判者ハ優劣ヲ判定シ、籌刺ハ從テ籌ヲ物ニ刺シ、勝負ヲ明ニシ、最後ニ其籌ヲ合算シテ、全番ノ勝負ヲ定ム、番數ハ、少キハ五番七番アリ、多キハ六百番千五百番等ニ至ル、而シテ其第一番ニハ、先ヅ左ノ歌ヲ吟ジ、第二番以後ハ、負方ノ歌ヲ先ニス、又第一番ノ左ノ歌及ビ祝ノ意アル歌ハ、多クハ負ケシメザルヲ例トス、判者ハ堪能老練ノ人ヲ擇ビテ之ニ充テ、判詞ハ、始ハ極テ簡單ナリシガ、後ニハ巧ヲ求メ奇ヲ弄シテ、自ラ一種ノ文章ヲ成シ、或ハ漢文ヲ以テスルアリ、或ハ詩歌ヲ以テスルアリ、故ニ始ハ其席ニ於テ直ニ判詞ヲ加ヘシガ、後ニハ大抵後日ニ之ヲ記ルスコト、ナレリ、又左右ノ方人ハ、各〻我方ノ歌ヲ庇護シテ他方ノ歌ヲ批難シ、互ニ褒貶論議シテ其優劣ヲ爭ヒ、衆議決セザル時ハ、判者之ヲ斷ズルコトアリ、之ヲ衆議判ト云フ、其他當日用キル洲濱臺机打敷等ニ至ル迄左右互ニ華美ヲ競ヒ、或ハ神社ニ祈請シテ我方ノ勝ヲ求メ、事畢リテ後、報賽ノ爲メニ、社頭ニテ競馬ヲ行フ事アリ、

抑、歌合ハ、在民部卿行平家歌合、仁和中將御息所歌合、陽成院歌合等ヲ以テ最舊シトシ、次テ宇多天皇ノ朝ニ后宮歌合アリ、醍醐天皇ノ朝ニ、有心無心歌合及ビ亭子院歌合アリ、其後暫ク中絶セシガ、村上天皇ノ天德四年三月、淸涼殿ニテ之ヲ行ヒ給ヒシヨリ、其後公私トモニ益、盛ニ行ヒ、良辰佳節毎ニ多クハ此事アリ、或ハ老少男女ヲ分チ、或ハ詩歌ヲ鬪ハシメ、或ハ古人ノ歌ヲ撰ビテ之ガ優劣ヲ定メシコトアリ、或ハ自ラ己ノ歌ヲ番ヒテ、判詞ヲ人ニ乞フアリ、歌合ヲ神社ニ奉納スルアリ、人丸ノ影前ニ供フルアリ、其他根合菊合扇合艶書合等ノ如ク、事ヲ其物ニ託シテ歌ヲ鬪ハシムル事アリ、非類歌合調度歌合等ノ如ク、意ヲ其物ニ寄セテ歌ヲ合ハスル事アリ、其類多端ニシテ一樣ナラズ、

名稱

〔書言字考節用集 八言辭〕歌合(ウタアハセ)

〔倭訓栞 前編四宇〕うたあはせ〇中略　左右を分ち、方人をたてゝ、歌を合せて優劣を判する也、一番の左はすべてかたするを故實とす、根合菊合なども同じといへり、〇中略　詩歌合は順德院の時に見ゆ、後鳥羽院の時、精選の歌合もみえたり、

〔古今和歌集 一春〕寬平御時、きさいの宮の歌合のうた〇下略

〔榮花物語 三十七烟の後〕その院〇後朱雀のたかくらどのゝ女四宮をこそは、齋院とは申すめれ、をさなくおはしませど、うたをめでたくよませ給、さぶらふ人々もだいをいだし。う。た。あ。は。せ。をし、あさゆふにこゝろをやりてすぐさせ給、

定左右頭及方人

〔八雲御抄 二作法〕一内裏歌合〇中略院宮可ㇾ准ㇾ之

兼日定二左右頭一事

天德〇四年三月一日、歌合晦日、永承〇四年十月中旬、歌合は十一月九日、承曆〇二年三月一日、歌合四月廿八日、天德以二更衣一爲ㇾ頭、亭子院歌合、以二女六七宮一爲二左右頭一、永承兩貫首、承曆同、但右頭不ㇾ參、以二俊綱一爲二右頭一、

自餘准之、

永承五位藏人俊長、執筆分書之、

〔袋草紙遺編〕一和歌合次第 内裏儀

兼日、定和歌題并左右頭念人等、天德時、以更衣藤原脩子同有序等爲左右頭、承暦時、藏人頭實政爲左頭、右方依無藏人頭、以位階上﨟用俊綱、殿上歌合、尋常時以藏人頭用之、亭子院時、以女六女七宮等爲左右頭、郁芳門院根合時、左右頭女房也、天德四年時、藏人頭伊尹朝臣、於御前書分也、永承四年時、五位藏人俊長執筆、書分左右云々、

〔亭子院歌合〕延喜十三年三月十三日

左の頭には、女六の宮かたのみこ、御せうと中務の四のみや、大さう五宮、中納言藤原定方朝臣、左衛門督なかみつの朝臣、讀人藤原興風、凡河内躬恒、方人むねゆきよしかせとなむ、右のとう、女七宮かたのみこ、御せうとの上野の八宮、せいわのさだかず、中納言源のぼる、右兵衛督清貫朝臣、歌讀是則、貫之、方人、かねみの大君、きよみちのあそん、〇中略

かくて左方に上〇多字の御よわたりとて、右方のみにうらみまうしたまふとさたしめて、

院上

立かへり千鳥鳴なる濱ゆふの心へだて丶おもふ物かは

〇按ズルニ新拾遺和歌集ニ又此御製ヲ載セタリ、此ニ據レバ御よわたりハ、御心よせありノ誤、さたしめてハきこしめしてノ誤ナルベシ、

〔内裏歌合〕殿上日記 天德四年三月卅日、女房有歌合之事、此事始自今月上旬、先被書分左右人、以更衣爲左右頭、相分與侍掌侍命婦藏人等爲方人矣、同月十九日、相分侍臣點定方人、藏人頭伊尹朝臣、於御前書分云々、

〇中略

念人

左	右
中將更衣	辨更衣
宰相更衣	按察更衣
藤典侍	橘宰相
少貳命婦	少納言命婦
右衞門命婦	右衞門命婦
右近命婦	美濃命婦
兵衞命婦	越後命婦
兵衞藏人	備前藏人
兵庫藏人	美作藏人
參河藏人	矢部藏人
靫負藏人	木工藏人
侍從藏人	宮內藏人
源爲明	源盛明
源重信	藤博古
源重光	藤賴忠
源延光	藤文範
藤伊尹	清原元輔
源保光	藤國光

藤忠君　藤兼家
平時經　藤助信
源伊渉　藤清遠〇中略

童

左　右

平保遠　藤元明
源時明　實正
藤道隆　藤朝光
藤爲時　藤保名
藤景舒　義理
藤惟賢　能正
藤信頼　延正

〔内裏歌合〕天德四年三月卅日、歌合左右假名日記、

歌合の又のつとめて、左かちぬときゝて、大貳好古の宰相右兵衛督朝臣におこせり、

しら波の立よるかたのかた人はかつによりてや心ゆくらん

かへし　朝忠宰相

もろともに心をよする白波のそこのかひある心地こそすれ

〔賀陽院水閣歌合〕長元八年五月十六日、於賀陽院水閣〈〇藤原頼通第〉有和歌合卅講、聽聞之餘有此興矣、去四日令資業獻和歌題〈月、五月雨、池水、菖蒲、郭公、螢火、照射、祝、戀〉、次被書分左右方人、以藏人頭左中辨經輔朝臣爲左方頭、以右近衛中將俊家朝臣爲右方頭、方人之中依無藏人頭、推而爲上首也、左方人書分幷和歌題、召

少辨經長賜之、〇註略右方人書分等、召藏人右衞門佐良宗賜之、〇註略經輔朝臣進申、資郎可爲方人之由、此間右方申云、依簡次第可被定仰歟者、理非相分、許不未明、去九日遣藏人藤原貞章於里第、被仰藤原通房可爲左方人之由、又自餘小舍人相分可賜左右之、〇註略可從勅定之狀奏達了者、仍左方人相率向彼曹局、是爲賀方之面目也、同十五日、講演畢後、諸卿或以退出、交談之次、事及明日之興、各非無芳意、以左藤宰相中將〈兼頼〉、左兵衞督〈公成〉爲左方念人、以左源宰相中將〈顯基〉、右兵衞督〈隆國〉爲右方念人、更滿漸闌、議定既了、三位中將、當日追爲左方念人、

〔榮花物語三十二歌合〕長元八年五月卅講はてゝ、關白どの〇藤原頼通歌合せさせ給、殿上の人々わかたせ給、左方は藏人頭經輔、濟政、資業、良頼春宮亮、良經の左馬頭、行經少將、中宮大進義通、經季少將、經長辨、經成少納言、信長侍從、範國、資任、憲房、經尹、寛綱、藏人は俊經季通貞章なり、右かたは資經朝臣、兼房中宮亮、資通の辨、俊家の中將、通基の四位侍從、師經內藏頭、行任、舉周、爲善國成、良宗の右衞門佐、資綱少將、經家少納言、經季左衞門佐、三河守經信、定季信濃權守、藏人は茂淸家任、頼家とかゝせ給て、題はことゝころもとむべきならず、たゞこのまぢかくみゆることをこそはとて、月、五月雨、池水、菖蒲、螢火、瞿麥、郭公、照射、これのみやほかのおもひやることはあらむとて、祝ことかゝせ給ひて、をの〳〵かた〳〵に、左には經輔頭辨、右には良宗藏人右衞門佐にぞめして給はせたりし、頭辨は民部卿の服にてこもりゐ給へればなるべし、さま〴〵にいどみたるほどに、おなじ月の九日に殿上のわらはをかきわかたせ給へり、左にはとのゝわかぎみ〇通房行任が子、のりくにが子、のりたうが子、右にはいゑつねが子、のりながゞ子、よりくにが子わかたせ給へり、これは御賀にまひせし人のこなり、右すこしことたがひたるやうなり、十二日になりて上達部のさるべくわかやかなるをわかたせ給たり、左には兼頼の宰相中將、公成の右兵衞のかう、みぎには顯基の宰相中將、隆國のうひやうゑのかうとの給はす、

〔八雲御抄二作法〕一内裏歌合院宮可准之

天徳四年、永承四年、承暦二年、以此三ヶ度爲例、自餘者或菊合根合等、次又卒爾內々密儀也、寛和二年歌合者、雖非密儀、不均三度例、依以天徳例、勘入永承承暦幷延喜十三年亭子院歌合已下例也、○中略

同〔○兼日〕雜事定文事

書様定さ替て、歌合左方雜事、又上て一奉幣、下て其所、猶下て行事某、一祓事行事某、次一ッ一と一行に書、文臺、篝、螺鈿、燈臺、饗、女房破子、装束、奥に年號月日也、○中略

同被下頭事

當日朝男女有祓、又反閉事、

同御装束事

天徳中殿西面、〔臺盤所、北一間也、〕永承里內、承暦中殿東面也、其所懸新調御簾、天徳用臺盤所倚子、依爲西面也、御座南立机、永承承暦用殿上倚子、御座左右敷公卿座、簀子有侍臣座、御座間敷圓座二枚、爲講師座、簀子敷圓座、爲篝刺座、永承關白候簾中、承暦候座、御装束様、永承承暦大略同、

尅限出御、着御倚子、

御直衣、張袴、天徳申時、亭子院歌合巳時、永承承暦共戌時、

次念人公卿、依召着孫廂、

直衣束帶、上さまの人は直衣、自餘は束帶也、承暦御座、左右相分着之、

次奏

天徳永承無之、延喜十三年承暦有之、延喜左中務親王奏之、〔付櫻枝、〕右上野親王、〔付柳枝、〕承暦左奏許也、

左大將師通奏、〔付松枝、〕左大將取奏、少將隆宗傳之、主上取奏御覽後、令置御座左方、師通卿取松枝、於

本所返給于隆宗、次右方自殿上昇文臺立孫廂、風流如代々記文、承暦如此、永承左方先昇、延喜左五位、右童昇、天德童女共昇之、永承承暦共六位、承暦五位交之、

次立左員刺具於籌子

天德童女、永承承暦六位、

次昇左方文臺、風流如代々、承暦五位昇之、

次立員刺具於籌子、天德如此、郁芳門院根合、依院仰無員刺、

次依召供燈、風流也、講師前切燈臺也、

天德用脂燭、（左少將伊渉、右少將助信役之、）四條宮春秋歌合、少將忠俊、少納言伊房役之、

次員刺進、兼敷圓座、殿上童也、

次左右參上

延喜天德有參音聲、或無之、天德永承不見笛笙篳篥拍子也、延喜左黄鐘調、歌伊勢海、右雙調、歌竹河、承暦左雙調、席田、長元賴通公歌合、并郁芳根合、自舟參上等、（歌笛如例）

次左右講師參（講師ハ依儀式參）

次有判

承暦有仰、敷判者圓座、長元左大臣歌合敷之、郁芳根合、院畢卷御簾、有御見物、寛治高陽院歌合、中宮大夫師忠書勝負、人々進寄、左右互申難求訛謬、承暦兩念人、詠歌兩三反、永承左資綱、右經家、承暦左實政、右俊綱進寄、

次勝方念人、公卿已下於前庭拜、承暦如此、永承無所見、公卿四位五位六位四重也、

次有管絃

天德左右共奏之、同時互奏、地下召人濟々、永承承暦、尋常御遊也、承暦、地下伶人相交、

次公卿祿

永承承暦には入御後也、可レ依二便宜一歟、天德又御裝束一襲也、大納言已下、白合袷衣一重、宰相單重、自餘絹、長元左大臣歌合、輔親判者有二別祿一云々、

次入御

公卿平伏、天德承暦左勝、有二公卿作者一、永承持、

雜事

天德有二勸盃肴物一、後二代無二此事一、天德御厨子菓子干物、陪膳、重信、伊陟、御酒、左大臣給レ之、有二公卿膳一、公卿念人、當日分レ之、或依二位次一分レ之、

左右集會事　承暦、左弘徽殿、右麗景殿、而右直參二下侍一、郁芳根合、左東縫殿、右昭陽舍方 勝方依二相撲節例一、雖レ負多、終番勝方奏レ之、或無二此事一、祿ハ流例也、有レ差、祐子内親王歌合、右大臣敎ー、内大臣頼ー列者、各給レ馬、又長元、敎通、頼宗、能信、長家引レ馬、女房破子流例也、檜破子也、○中略

讀師○讀師恐講師誤作法○中略

歌合には、兩方講師各別也、書番一卷には講師も一人也、先左講師讀レ歌、次々には先自二負方一可レ讀、假令左勝ば、次番には先右歌を讀べし、持時は、隨二前番勝負一、猶負たりつるかたより可レ讀也、總の負にはあらず、近まけたるかた也、凡講師讀レ歌外は不レ言、是故實也、而承暦師賢通俊少々陳、是非可レ爲レ例歟、凡講師之習無レ盡人書題て讀而付安て別仰などにては、三首あらば乍二三首一もよむ、普通には二首三首も、一首づゝよむ也、是皆清輔等古人說也、○中略

讀師作法○中略

歌合讀師は、只授二講師一役也、風流などに書レ花たるなどをも取て、講師に分レ讀役也、仍或無二讀師一、或又有レ之、天德歌合無二讀師一、左講師延光朝臣自取レ歌之由有二所見一、右も撤レ從人は有ども無二讀師一、但永承根合中將資綱、右中辨經季 天喜皇后宮歌合顯房、隆俊 有芳根合季仲、師賴 爲二讀師一、又宇治關白長元行經、家房也 凡皆例四品也、

天德寬和永承承曆歌合、讀師不見、

〔袋草紙遺編〕一和歌合次第○內裏儀中略

方人男女有祓事、當日反閇、有次御裝束、○當日早旦中略 次剋限宸儀出御、○中略 次有召、公卿相分着御前座、或兼日分之、○中略 次左奏、○中略 次右奏、次立左文臺、○中略 次立右文臺并員刺具等、但天曆并承曆右方先立之、自餘左爲先、○中略 次隨召供燈臺、六位役之、隨便一兩所立之、講師前短燈各一本、根合時最先供兩方燈臺云々、是依入夜始歟、○中略 次置講師并判者圓座、六位役之、次奏參入音聲、或時無此事、○中略 次召講讀師等、先召講師、次召讀師、○各用圓座中略 次仰判者、卅講歌合時、或講師以前召判者之由見記、判者多爲公卿列座、而中三位不座列之故、先召之歟、判者圓座、臨期仰之、藏人役之、次臨披講期、撰堪能者一兩可參進之由仰之、○中略 次講和歌、先左讀師取歌開之授講師、講師讀之、次方人擧聲詠之、次右作法同前、一番若持者、二番猶出左歌、後々者負方出之、若有持時、付先番負也、○中略 次判定、天德時、小野宮殿聊稱申不堪之由、請天裁云、自餘不然歟、次講畢左右講師籌刺等退座、次勝負舞、雖負數多、最後番勝者可奏勝方舞歟、○中略 次勝方拜、○中略 次盃盤事、○中略 次御遊事、○中略 次大臣以下賜祿、

〔袋草紙遺編〕一和歌合次第○內裏儀中略

左右各定雜事有定文

定文書樣

定

歌合右方雜事

一奉幣

一祓事其所行事

一文臺

一籌刺
一燈臺
一氍
一女房檜破子
一裝束
　年月日
各有行事、郁芳門院根合時、江記説也、
〔八雲御抄二作法〕一執柄家歌合大臣家可准之
長元八年五月卅日、講次左大臣頼歌合、寛治八年八月十九日、前關白師高陽院歌合、已上兩度爲例、
其外無可然歌合、仍付寛治例注之、
先廻限大殿已下公卿、十餘輩着座、直衣
次立切燈臺敷菅圓座、　次置左右文臺、
寛治、女房、左馬頭師隆、少將能俊、男方、少將宗輔、藏人宗佐、
長元、藏人役之、
次左右參上、長元舟にて發歌笛、右は唯參、次召講師、長元、左少辨經長、右右中辨資通、
寛治基綱、宗忠辨也、
次歌評定、人々進寄、長元念人各二人、左兼頼、公成、右顯基、隆國、員刺殿上童、寛治、中宮大夫師忠記勝負、長元、歌風流也、寛治、只切歌讀之、後日左、右大將、右、關白書之、
次花歌七番講畢、公卿膳坏酌、汁物、高坏物、次郭公歌、次勸盃、公卿可取之、瓶子基兼取繼酌、五位侍臣也、

次月雪祝歌判畢　次諸大夫置管絃具、次呂律曲、寛治、樂人於船奏同音、
次有祿、長元、判者輔親給之、
次引出物、長元、内大臣頼宗能信長家四人引馬、

雜事

長元左勝、自勝方進檜破子、長元、左頭經輔已下、右只侍臣已下、經任依除不參、寛治左女七人、右通俊、匡房剛納言、四位五人、長元寛治共左勝、長元撰歌合、寛治皆悉番之、禁中仙洞執政家歌合、或大略如此、后宮ハ四條宮、春秋歌合爲本、大臣已下家々多略儀也、永久、實行、講師五位二人、家信道經讀師四位二人、俊頼仲實近日不及此式歟、

〔八雲御抄一正義〕歌合子細雜事也

一一番、左は可然人得之、但隨題、能因孝善然人家忠例也、一番、左歌は不可負、先例負も多爲持、右勝事、弘徽殿女御歌合、義忠判左相模負、侍從乳母、又法性寺關白家歌合、左俊頼負、右源定信公、作者旁不可爲例、其外小野宮大臣歌合有例歟、非普通事、○中略

一祝歌は勝なり、神社の名を詠ずる又同、四條宮歌合、二番左春日祭、右七夕、是持也、永承四年歌合、一番春日山をよめり、于時大二條關白云、いかでかまくべきとて無左右勝と定、宇治關白有甘心氣、非判者非歌人とも以斟酌稱之、祝歌負事、長元に長家が、夏の夜も涼しかりけり、秀逸之上、一番左なればとて、赤染が、よのくもりなくすめば負畢、又應和二年歌合、野宮歌合に、祝歌負畢、是も歌からむげならん上は、不及子細歟、

〔亭子院歌合〕延喜十三年三月十三日

みかどの御裝束、ひはだ色のおほむぞに、そら色の御はかま、男女、右はあか色にさくらがさね、左はあをいろにやなぎがさね、左は歌讀員刺のわらは、れいのあか色に、うすすはうのれうのうへのはかま、右はあをいろのれうのうへのはかま、方々のみこは、あかいろあを色みなたてまつりた

り、かくて左のそうは、みのときばかりにたてまつる、かたの宮たちみなさうぞくめでたうして、洲濱たてまつる、まうちぎみよたりかけり、樂は黄鐘調にて、いせの海といふ歌をあそぶ、右のすはまは、午の時ばかりにたてまつる、おほきなるわらはよたり、みづらゆひて緌鞋はきてかけり、樂は雙調にて、竹川といふ歌をいとゑのびやかにあそびて、方宮たちもてはやしてまいりたまふ、左のそうは、さくらのえだにつけて、中務のみこもたまへり、右のはやまぶきにつけて、かむつけのみこもたまへり、うたはゑたのはこに、ちひさくておなしごといれたり、上達部は、はしのひだりみぎりにみなわかれてさぶらひたまふ、女藏人四人づゝさぶらはせたまふ、方のかんしは女みな一尺五寸ばかりまきあげて、歌よまむとするに、うへのおほせたまふ、この歌をたれかみきゝはやしてことはらむとする、たゞふさやさぶらふとおほせ給、さぶらはずとまうせば、さうざうしがらせたまふ、右はかちたりとも、かちの御歌ふたつをくちにて出かたれば、みぎひとつまけにたり、されどうたはもちどもにぞゑける、うたかはす、三のうたは山につけたり、うぐひすの歌は花につけたり、ほとゝぎすの歌は卯花につけたり、よるのはうぶねしてかゞりにいれてもたせたり、左方の宮に、みぎのかゞりたてまつれ給ひける、ゑろがねのつぼのおほきなるふたつにぢむあはせたき物をいれたり、かたの人々にみなさうぞく給ひけり、

〔西宮記(臨時八)〕歌合

天德四三卅日、(○中略)當日早旦、雜色以下參上供御裝束、其儀、西庇皆懸御簾、五間、(渡殿間)立御倚子、(大盤所也)南方立御几帳御置物机、(在御座南)南四間垂御簾、爲左方女房座、北二間垂御簾、爲右方座、御前渡殿南北、各敷綠端疊三枚、爲公卿座、後凉殿東簀子敷、從渡殿南北相分鋪長疊、爲左右侍臣座、南小庭各敷疊三枚、爲樂所召人座、(御所司令敷)申二剋出御、召左右歌、右方令持洲濱二机(硯一、歌指一)參上、自御湯殿西邊獻御前、童女一人執地敷、(淺縹浮文綠物)立御前欄下、一人敷地敷之後、四人舁之立、(沈机入金筋、淺香下机入金銀笲、瑠璃文綾靑末濃、加柳)

折枝繡文、机四角以金銀作柳枝四莖、傾爲覆蓋也、有足結總、但無帶、洲濱中置七寶、以色紙書小字、詠花樹歌、各結著其枝、顯好鳥什、令啣持其臂、垂如春霞暮春首夏戀望之類詞、或在人手、或載漁舟、總二十首、隨宜分置、小舍人實正、執銀花枝下居砌傍、藤實明、三善興光、總三人、著皆色指貫也、小舍人二人、舁員指洲濱、置實正前、次左方自殿上下侍方參上、童女一人執地敷紫綺敷御前坤、如右、童女四人舁洲濱立地敷上、洲濱體同右、紫檀机蘇芳下机、同色村濃、處々有蒔手、澤并藤折枝繡文、有帶無總、其中銀鵠食黃花一枝、以金作八重菊、以青銀作數片葉、每葉各書一首、童女執指籌洲濱參入、野水體也、無机、有花足洲濱數物、其內置金銀藤花、小舍人二人、藤原宣賴、紀延方、著赤色[illegible]色襖、於砌下取傳、置員指前、殿上公卿依召參上、左大臣、大納言源朝臣、右大將藤原朝臣、雅信朝臣、朝成朝臣等南北面、左右方頭辨備銜重、給公卿并男女方人、殿上六位取傳、召左方延光朝臣右方博雅朝臣、令講歌、評定間勸盃酌、左勝御厨子所供御菓子干物、重信陪膳、供御酒、左大臣獻之、召樂所人々砌下奏樂、兼書分歌、人左大臣箏朝成笙方人侍臣及樂所人、貞利脩笛候、左大納言琵琶雅信朝臣拍子侍臣召人等諸平、清遠、公方、方生、候右庭、歌絃如左、興闌給祿、左大臣衣、皆表衣以下大納言白細長、參議單重、四位五位疋絹、

〔內裏歌合〕殿上日記 天德四年三月卅日、女房有歌合之事、○中略召出左方延光朝臣右方博雅朝臣、令講各方獻歌、延光朝臣手執花枝、口詠艷藻、博雅朝臣披講之間、誤失次第、方人遺恨尤在斯言、詩不言乎、白珪之缺尙可磨焉、其今日之謂歟、評定之間、籌漏頻移、勝負之決、坏酌互勸、今日之事、左方多勝、○中略

題

霞　鶯　柳　櫻　款冬　藤　暮春　首夏　花　郭公　夏草　戀

歌人

左

朝忠卿　坂上望城　大中臣能宣　少貳命婦　壬生忠見　源順　本院侍從

右

平兼盛　藤原元眞　中務　藤原博古　清原元輔

講師

左　延光朝臣　　右　博雅朝臣

判者

左大臣〇藤原左大臣、中略、

一番　霞

左勝　　朝忠

くら橋の山のかひより春がすみとしをつみてや立わたるらん

右　　兼盛

ふる里は春めきにけりみよしのゝみかきの原をかすみこめたり

左右歌讀合、勅小臣〇實頼曰、可定奏勝劣者、逡巡奏云、小臣纔雖備三十一字、全難辨勝劣之義、伏請天裁、勅云、若不定勝劣者、已失今日興、兼結後代欝歟、猶速可定申者、遇天氣之不許、表空虚之拙而已左歌、くらはし山に年をつむといへる事よろし、又はしにわたるなどいふも、さもありなん、右歌のふるまひもさてありなん、右歌、などかふるさとにしも春めかしけん霞こめたらんもおそろしげにや、此間只在勅定、小臣屢候天氣、遂無左右仰、因以左爲勝、〇中略、

三番〇中略、

右講師博雅朝臣、誤讀柳歌、左方論云、須讀申鶯歌、而誤讀申柳歌、於今者不可讀申歟者、以左方論申旨奏聞、仰云、可據定申者、小臣奏云、左方之所申非無謂、如此之事、只隨時之議、但依人之誤、何留其歌、依令讀申、其時博雅朝臣頗變色、速不讀之、纔雖讀揚、其音振、被爲左人笑、又歌の詞に、うぐひす春となくことぞそらごとなり、仍遂爲負、

四番　柳〇中略、

欲讀右歌之間、左方人申云、件柳歌、違濫次第讀申、先畢、而重欲讀之、似忘首尾者、小臣答云、鶯歌之

時、隨レ左申已有二裁許一、重不レ可レ申者、左歌あらたまのとしをへん青柳、よしなし、右歌させることなけれど、難はみえず、仍以レ右爲レ勝、○中略

二十番

左　忠見

戀すてふわが名はまだきたちにけり人しれずこそ思ひそめしか

右勝　兼盛

忍ぶれど色にでにけり我戀はものやおもふと人のとふまで

小臣奏云、左右歌倶以優也、不レ能レ定二申勝劣一、勅云、各尤可二歎美一、但猶可二定申一者、小臣讓二大納言源朝臣一、○高明納言敬屈不レ奏、此間相互詠揚各似レ請二我方之勝一、小臣頻候二天氣一、未レ給二勅判一、令二密詠二右方歌一、源朝臣密語云、天氣若在レ右歟、右歌甚好矣、因レ之遂以レ右爲レ勝、

〔袋草紙二〕天德歌合之時、兼盛正二衣冠一參レ陣テ、終日伺候、シノブレド色ニ出ニケリ我戀ハトイフ歌勝畢ヌトキヽテ、拜舞テ退出、自餘ノ勝負ヲバ不レ執云々、

〔沙石集五末〕歌故ニ命ヲ失フ事

一天德ノ歌合ノ時、兼盛忠見左右ニツガヒテケリ、○中略天氣右ニ有トテ兼盛勝ニケリ、忠見心憂覺テ、胸フサガリテ、夫ヨリ不食ノ病付テ頼ナキ由聞テ、兼盛訪ケレバ、別ノ病ニアラズ、御歌合ノ時、秀歌讀出シテ覺エ侍リシニ、殿ノ物や思フト人ノ問迄ニ、アワト思テアサマシクオボシヨリ、胸塞テカクオモリ侍リトテ、ツヒニ身マカリニケリ、執心コソヨシナケレドモ、道ヲ執スル習ヒゲニモト覺エテ侍ル也、共ニ名歌ニテ、拾遺ニ入テ侍ニヤ、

〔賀陽院水閣歌合〕長元八年五月十六日、於二賀陽院水閣一有二和歌合一、○中略文殿幷水閣南廊爲二左右宿所一、

當日早旦、東廂(水閣)鋪高麗端疊、爲公卿座、(西面北上)簀子鋪東階北間鋪紫端疊、爲左方座、(西面南上)同階南間敷紫端疊、爲右方座、(西面北上)僧侶座如例、諸卿參入、內大臣(教通)、春宮大夫(賴宗)、〇中略右兵衛督、三位中將(信家)等也、雖講經畢、僧侶未退、蓋爲見象外之佳遊也、酉刻左方參、(着直衣、二藍指貫、紅染搔掛、)先文殿南釣臺下艤船二隻、(家督依方人、本家帳儲之、高欄有螺鈿、以色々絹爲上張、以絣結爲簽、)解纜之頃、方念人、宰相中將、左兵衛督、三位中將、渡寢殿東階、歷東對北階來臨、事出意外、喜歎不足、文臺員刺洲濱等同在舟中、藏人所雜色左兵衛尉藤原經行、源賴實、同齊賴等、鼓棹盪舟、自後池北、歷寢殿東高階下潺湲參進、伶人依方誡在舟矣、先吹調子、次奏陵王破、雖云仙舟、何以加之、絲竹鏘鏘、池水淇然、遂不知方外也、人間也、亦不知崑岡歟、蓬瀛歟、縱觀之者、目不暫捨矣、或衣色照耀於簾中、或香氣酷烈於檻外、斯乃優悠好耳目之娛也、棹影穿波着南洲、階下異草雜樹、奇巖怪石、千名万形、不可覼縷而記之、念人上卿先下、次方人等着座、雜色源賴實執地敷、(三重杜若色浮綾、以象眼爲裏、重其上縫卷手、其裏以銀鏤文、)列階下、藏人右衛門尉藤原俊經、傳取鋪東長押上、次藏人式部大丞橘季通、藤原貞章等、同舁文臺洲濱、(銀洲濱立沈石、以鏡爲水、以瑠璃金釘作青松菖蒲瞿麥水鳥之類、)其上立文臺、(以銀作之、鏤名花好鳥、)扇十枚書和歌、入銀透筥置其上、(以象眼爲紙、依各題目畫圖、以銀爲骨、彫鏤居玉、)次賴實舁員刺洲濱、(作松樹怪石潺湲之類、皆以銀作之、以二藍象眼爲地敷、)小舍人平經章、(着二藍指貫、赤色細長、)傳取置簀子敷、次右方參入着座、(着直衣、昌蒲指貫、蘇芳染搔衣、或又各任意、)藏人式部少丞橘義清、右衛門尉藤原宗任、舁文臺洲濱、立東長押上、(洲濱上立沈石、作銀瞿麥栽籬內、銀蝶各書和歌十首、以三重昌蒲色象眼爲地敷之、)次義清家任舁員刺洲濱、置簀子敷、(以銀作翠竹怪石之類、以鏡爲水、以二藍象眼爲地敷、)判者中三位依召參進、左方員刺小舍人平經章、右方員刺義清着座、召經長資通朝臣等令講歌、〇中略

左右每講和歌、判者先以相定、第四題昌蒲也、而左方先獻瞿麥歌、次右方出菖蒲歌、依有乖違改獻同題、冬判決之後、右方云、題之次第已以超越、待定之後可獻、次歌者、殿下仰云、天德歌合時、一題依違、兩歌弃置、乃是勝負未決之前、辨論逸興之故也、而今評定之後、奈何論難、不致前詞、何有後求哉、仍右方獻瞿麥歌、又至于講照射之比、右歌有燈之詞、左方云、以照射稱燈、古今之什、所未聞也、彼是爭、左遂

勝、各評定了後、中三位賜祿、(蘇芳織物掛井袴)於東簀子敷趍拜之間、超卿相座、是情感之餘、不知手之舞足之踏歟、次勸公卿酒饌、(高坏本家饌)之盃酌數巡、感情方催、召伶人令奏管絃、丹波守濟政朝臣執拍子、與闌醉淵、卿相相唱和、其後內大臣退出、即有曳出物、(龍蹄一匹)自餘上卿猶以在座、爰明月斜照、池水浮光、歌吹之聲漫沸、晴天優遊之間、夜欲參半、仍春宮大夫、中宮權大夫、權大納言退下、此間曳出美厩馬各一疋、餘興不盡之故也、他上卿同以退出、女房料、左方調備檜破子、(以紫檀地螺鈿爲足、以村濃色絡之、檜圖山水、盡風流之美、)方人傳取置簾前矣、

〔榮花物語 三十二 歌合〕長元八年五月、卄講はて丶、關白どの(○藤原賴通)歌合せさせ給。(○中略)さるのときばかりに左のかたの人々、いろ〳〵のうすものを、やかたにはりて、かねのとこなつのはなをしたる船ふたつにのりて、ふえけしきばかりふきすさびて、伊勢の海うたひて、池の心にまかせて、さをさしてまいるをみれば、ふたあゐのなほしさしぬきに、くれなゐのうちたるしろきひとへをぞきたる、藏人はをりもの丶さしぬき、あをいろの水にうつりたるかげおかし、いけのうへのそりはしにふねをよするほどに、上達部二人たちてむかひあひて、さるべき人々すこしばかりをぐしてまゐりゐたる、のちに藏人俊經ふたあひのうつくしきとりてひろげしくをみれば、むらさきのふせんれうに、あをきざうがんをつけて、伊勢の海といふさいばらをあしでにぬひたり、かがみのみづ、かねのすなごしたるすはまを、すゑみちさだあきらとりてうちしきのうへにふす、かねのすきばこをほりものにしたるも、かねの机にすゑたり、かずさしのものは、かねのすはまに沈のいしたて丶、かゞみのみづなどしたるうへに、おのへの松をうゑ、うつすをかずにしたり、わらはかずさしとおぼしくてゐたり、か丶る程に右人まぢかくなるほどに、車のをとつゞけ、さきをまことに山河のたきつせのをとよりもけにの丶しりてまいる、ことさらにするときこえておかし、をとらずせんとおもひしことのたがひぬるがくちをしきなるべし、まづさるべき人

人は、俊家の中將とこなつのいだしうちぎ、ふたあゐのなほし、あをいろのおりもの、さしぬき、通基の四位侍從、ふたあゐのなをし、あをいろの織物のさしぬき、こきうちぎぬ、實綱の少將、ふたあゐのなほしさしぬきに、あをきおりもの、ひとへ、藏人二人おりもの、さしぬき、あをいろにて、かねのすはまに沈のませゆひたるかねのとこなつのくさむらをかきたり、うたはなに、かきたるぞなどこゝろにくきほどに、はやうはなにてふのいみじうおかしきが、とをばかりゐたるなりけり、かずさしのものは、うちのおまへとおぼしくて、たけのだいよりぬきいでたるをかずにはゑたり、かゞみのみづ、沈の石たて、、さまざまのくさをゑたくさにて、いろ〳〵のさいでしてつくりたるも、ことさらとみなせばおかし、かくて藏人とりてかずさしにはゐたり、左右いどみてかたわきけるほどに、とのゝわかぎみ○通房左により給にければ、いざまんもなか〳〵なりとて、右はたゞおひらかなり、左の講師左中辨つねなが、右のかうし右中辨季通まゐりてゐたり、三位すけちかをぞこのうたのかちまけさだむべき人にてめしたる、うたのよしあしはいかがさだむらん、神さびてゐたるおもゝちけしき、ゑにかきたるこゝちして、これよりほかはたれをかはとみえたり、くらうなれば火などともして、左行經の少將よりて、すきばこをあけて、ほりもの、ほねにざうがんのかみをはりて、題のこゝろをさま〴〵にかきたるあふぎをひとつづつとりて、かうしつねながの辨にとらす、うたは内の御めのと、宰相の内侍のすけかきたり、右には兼房の右衛門佐、蝶ゐたるとこなつのえだををりてすけみちにとらす、かた人ちかくまゐりよりてゐたり、左は北、右はみなみにぞありける、かうするほど、かぎりなくおかし、夜やう〳〵ふけて月のすみのぼりたるほど、いけのこゝろきよさも、うたの題のこゝろさへにかなひておかし、との○通頼の女房のゑやうぞくは、うすものをなでしこにて、いろ〳〵にてひねりかさねたり、○中略夜いみじくふけゆき、月のかげすゞしく、物のどやかにみなされて、今もむかしもかゝるた

ぐひあらんやとおぼゆるほどに、これかれさるべきうたども詠じて御あそびあるに、ふえたけのよふくる程もいとおかしきに、左がたかちわざと覺しくて、沈したんのかひすり、かゞみのみづやりなどしたるわりご共參らせたり、すけちかには裝束ひとぐかづけさせ給、つぎに上達部のいで給ふ程に、內大臣殿大納言三人に、御むまたてまつらせ給、つねのことなれど、こよひはつねよりもまさりておかしくみゆるに、ことのありさまちよをもそへまほしかりし夜のあけゆきしこそ、あかずわりなかりしか、

〔榮花物語三十六根合〕まことや內に歌合せさせ給き、まだ女御殿もまゐらせ給はざりしに、十月〇永承四年つごもりとありしかど、のびて霜月の九日也、殿上人左右にわかたせ給、文臺はかねのすはまに、かねの五葉にかねのつた、いろ〳〵にいろどりたるかゝりたるいとおかし、もろもとの兵衛佐かきたり、右はかねのすきばこに硯のはことおぼしきに、さうしどもをいれたり、歌の心ばへを、題にしたがひつゝしだ繪にかきたり、ては右のおほいどのゝいなばのめのと、にしきのへうし、つぎのは、かねのへうしをみがきたる、しろたへにはる〳〵とみえて、山のたゝずまゐ水のながれはほのかなり、かねをむすびて玉をもんにしなど、さま〳〵なゑへうしあてにおかし、かねのすゞり、るりのすゞりのかめ、筆すみまでいみじうつくしたり、かずさしのすはまどもなど、心心にいとおかし、中宮の女房まで紅葉をおりつくしたり、〇中略うたはみなかきとゞめず、ふだいうちしきなどのありさまも、さき〳〵の同じ事のやうなればなん、たゞあることをすこしづゝかきつけたるなり、

〔榮花物語三十六根合〕皇后宮〇寛子歌合せさせ給ふ、〇康平元年正月左春右秋なり、裝束もやがてそのをりにしたがひつゝぞしたりける、〇中略右にはさくら人といふことをしろかねのすはまにて、うたかくものはさうし十でう、しろかねこがねふせんれう、ざうがんをつくして、二づゝ、しろかねこが

ねのいとをもむにむすびてたまをもんにすゑたり、うたかくべきさうしどもに、このだいのこころばへを、男繪女繪とかきたるに、かねゆきぞ歌はかきたる歌をむねとゑたることに、なごわろきものにかゝすべき、ゑかきいみじきものにかくべきなり、左の人々もどきけり、かずさしは鶴を松にすませたり、うたはまきもの二にて、こがねのへうし玉をつらぬきてひもにゑたり、繪はこれもだいにゑたがひてかきたり、經任の中納言、權大夫のはゝきたのかた〇藤原實佐理女、書給へり、九十よの人のさばかりぬりかためかきたるゑに、露もすみがれせずかきかため給へる、あさましうめでたし、かずさしは七月七日の七夕まつりのかた、こまかにいみじうつくりたり、左の左の方人左大臣殿〇藤原教通右の方人にてものし給、右の大殿〇藤原頼宗さだめ給、左の大殿おはします、かずさしは俊家の二位中納言のこ、太郎二郎二人ながらびづらゆひておはす、殿上の人々、左には源大納言〇師房の頭中將〇顯房右にはやがてゑうとのたかとしの頭中將、源の中將は人にかへさるべくもあらず、うたのよさあしさをさだめ、いとうつくしうぞものし給し、ふるきことには、とこそあれかくこそあれと、右のとうをよくいひおひおとし給へば、あはれきゝ給へるくちかなと、上達部殿上人ほめ申給、左にはうち〇後冷泉の御製ありけり、こなたかなたおとらじとさだめ給、民部卿〇藤原長家右のおほとの〇藤原頼宗中宮亮兼房などいひさだめさせ給、されど御製ありときゝて、いづれとゑらねば、いたくもえいひかへさぬ、いさかひするやうなりしこそおかしかりしか、〇中略あけゆけば、ことはてゝ大臣大納言、つぎ〳〵の人々、ものかづきてまかで給、おりもののもからぎぬ、ほそなが、たゞの御ぞどもなどかづき給、いひつくすべくもあらずなん、

〔續世繼二紅葉の御狩〕承曆二年四月廿八日、殿上の歌合せさせ給、判者は六條右のおとゞ〇源顯房皇后宮大夫と申し時せさせ給き、歌人ども時にあひ、よき歌もおほく侍なり、歌のよしあしはさる事にて、ことざまの規式など、えもいはぬ事にて、天德歌合、承曆歌合をこそはむねとある歌合には

よのすゑまで思て侍るなれ、

〔中右記〕寛治八年（○嘉保元年）八月十九日、今夜大殿（○藤原師實）於賀陽院有歌合興、是依永承例、女房與男房爲讀人也、秉燭之間、人々參集、東對南面居公卿饗饌、殿上人同東面庇居饗饌、然不被着、寢殿巽角東面戸前立切燈臺二本、（無風流）其前敷圓座二枚、爲左右講師座、東透渡殿西上、南北對座敷公卿座、（高麗端對座）人々先令相分着給、（○中略）渡殿南北欄外、次東戸前立左右文臺、左銀透手巾筥、入白浮線綾巾打敷、青地小文錦、右紫檀沺坏臺上、居銀沺盃、盃左右立筆一雙墨一、如唐人硯臺邊立和歌書五卷、打敷赤地小文錦、和歌書物、（卷文）各五卷、（春夏秋冬祝各一卷、瑠璃軸色々也、色紙下繪、左方女繪、右方男繪、皆書歌情歟、美麗過差無極、）題（櫻、郭公、月、雪、祝、各一首、）歌人（左女房、中納言君、筑前君、周防掌侍、讃岐君、紀伊君、信濃君、攝津君、右男房、通俊朝臣、匡房朝臣、顯綱朝臣、正家朝臣、行家朝臣、經綱朝臣、俊綱朝臣、）次召講師（左右大弁基綱朝臣衣冠、右下官直衣、）各講之、帥大納言（○源經信）爲判者、中宮大夫（○源師忠）執紙筆、毎度記勝負、先春夏秋冬祝、次第如此、夜及參半、歌講之間、居菓子肴物等、（大殿、陪膳左少將有宗朝臣、左府殿下、地下四位、殿下家司、左府家司、）初獻無勸盃、第二獻皇太后宮權大夫、次移居對南面饗饌、於此座頻盃酌、及曉更事了、次召管絃具、有御遊、（○中略）前池儲船樂、（樂人等合奏、布衣或冠、）次牽出物馬三疋、（關白、左大臣、帥、）人々退出、

〔明月記〕正治二年二月廿五日、午時許依召參大臣殿、（○藤原良經）與中書撰右方歌、了御共參御堂、隆信朝臣寂蓮入道等依召參入、撰左歌、了後昏參御前、有和歌、題待花日暮、春夜增戀、讀上了退下、（○中略）歌人（十題歌合）左方中將殿（良輔）（實殿下（藤原兼實）御歌）隆信朝臣、保季朝臣、家隆、寂蓮、業清、左方資家、（實大臣殿（良經）御歌）能季朝臣、（實僧正御房（慈鎭））有家朝臣、定家、顯昭、丹後、　閏二月一日、午時許參上大臣殿、已前御座、未時許季經卿參入、小時召御前、（四面）季經卿在長押上、弘庇敷疊、隆信保季在南座、有家予能季資家等在北座、（此間人依無人被召出）諸大夫二人（清光、滿時、）各取硯蓋、置長押上圓座前、（圓座本自敷之）件蓋各入歌一卷、（左右各書之）次大臣殿召予保季、相共參上坐圓座、取卷打返硯蓋、披歌置其上、次依仰左方先讀上（保季）左方一番（曉霞）歌、左右共詠之二返、了予讀上之、右方歌許讀之、次相互可難由被仰、少々事各申之、次判者定申云持云々、次第之儀大略如此、（例名

祈禱報賽

前置硯紙、書付勝負□番度數等、廿番讀上了、起座還着本所、取直歌向御前之立、保季不取直、天徒少時各起座、○中略歌合之儀頗雖可有興、判者之體、次第之儀、頗無詮歟、予歌五首被撰入、花勝寂蓮左郭公負左殿御歌野風左不知秋旅寂蓮左冬述懷左不知持三首云々、雖不及自愛、可謂面目、人々歌想今度不得之、皆悉謬歌也、予又同前

〔增鏡北野の雪七〕そのとし○文永二年九月十三夜、龜山殿の棧敷殿にて御歌合せさせ給、かやうの事は、白河殿にても鳥羽殿にてもいとまえげかりしかど、いかでかさのみはにて、みなもらしぬこのたびは心ことにみがゝせ給、右は關白殿○藤原實經にて、歌どもえりとゝのへらる、左は院の御前にて御らんせられける、○中略前の關白殿は院の御かたにさぶらはせ給、その外すぐれたるかぎり、右は關白殿、今出川のおほきおとゞ○公相皇后宮御父の左大臣殿○藤原實雄よりしも、みなこのみちの上手どもなり、左は大殿○藤原實兼よりかずたてつくりて、風流の洲濱沈にてつくれるうへに、銀の舟二に色々の色紙をかきかさねてつまれたり、數も沈にてつくりて、舟にいれらる、左右の讀師一度に御前にまゐりてよみあぐ、左具氏中將、右行家なり、○中略つひに左御勝の數まさりぬ、披講はてゝ、夜ふけゆくほど、御あそびはじまる、○中略うちみだれたるさまに、おの〳〵御かはらけどもあまたたびくだる、明ゆく空も名殘おほかるべし、

〔八雲御抄作法二〕一內裏歌合○院宮可准之中略

同日○叙祈禱事

承曆八幡賀茂可競馬、長元左住吉右八幡十列、郁芳門院根合五社奉幣、石、賀、稻、住、北、其度持也、左賀茂、右八幡、競馬、

〔袋草紙遺編〕一和歌合次第○內裏儀中略

祈禱奉幣承曆時八幡賀茂祈願、可競馬云々、郁芳門院根合石淸水、賀茂、稻荷、住吉、北野云々、是右方也、○中略有宿願事、後日果之、三十講時、左勝方人八幡十列、亦參詣住吉社講和歌云々、承曆時、八幡賀茂競馬、根合時、左賀茂競馬、右八幡

競馬云々、自餘歌合無所見也、承暦歌合、五六月依御忌月、三十日遂賀茂競馬、遠所事難叶之故也、仍先八幡奉幣、有告文云々

〔朝野群載 三文筆下〕歌合祭文　作者江匡房

維承暦二年、歳次戊午三月十九日癸巳、正四位下行修理大夫兼近江守橘朝臣俊綱等廿二人、掛畏支梅宮大神乃廣前爾恐美恐美毛申給邊止申久、去一日利雲霄乃侍臣乎分知、十五乃題目乎給天、來廿四日爾和歌合乃事阿留倍之、左右相挑氏、雄雌將決須、俊綱等詞少春林之艶久、名列右方之人禮利、自非神道之眷顧波、爭致人間之褒譽牟夜、就中爾和歌者我國之風俗奈利、動天地之感神明留世之、莫過於斯之、蒙冥助天、勝左方牟止古大神乃厚御顧、廣御助爾可有之止念給倍天奈牟、依是以吉日良辰乎擇定天、禮代乃御幣乎奉留、大神是狀乎平久聞食之天、風情乎神之又神二令施給比、露詞乎玄之又玄爾令發給比天、各詠秀歌之天、必勝敵方之女給倍止恐美恐美毛申給倍止申、

〔賀陽院水閣歌合〕長元八年五月十六日、於賀陽院水閣、有和歌合卅講、　同廿一日、左方又參八幡住吉、是爲遂宿賽也、(依合日爲下決雌雄、別中遂濟上所立願也)方人未時會合左中辨經輔朝臣宅、或着直衣、或着狩衣、尾張守實基朝臣、在府之間不入方人、已悔遲參之咎、苦陳交會之詞、滿座響應、甚於鐘谷矣、各騎馬出洛、爭驂之者連々不絶、至于淀津乘舟、美作守定經朝臣儲酒饌、戌剋於夫山前着岸、先參石淸水、禊了奉幣、(金銀御幣)其後權別當院被賜祿、(白大褂)次走十列、其後奏音樂、先萬歲樂、次賀殿次陵王、廻雪之袖、當夏頻翻、燈理權別當淸成儲饗饌、事了退出、　廿二日、於山崎橋下乘舟、聯句聯歌、和漢任意、樂人舟間唱鼓笛、過江口間、遊女舟數隻、任波容與、光粉妖冶、歌曲幽咽、蓋非受天然之性、乃是土俗之爲也、酉剋着熊河岸、禊馬向住吉社、禰宜率神人、鳥居外迎謁、禊了先向宿所、(左少辨經長辨備設饗饌、依爲和泉守、便有其用意、)着禮殿後奉幣、(金銀御幣)次社司賜祿、(白褂)避座再拜、次走十列、次奏音樂、太平樂、賀殿、陵王、各賜祿之、經輔朝臣召右近將監多正方脫衣、是爲賞妙舞也、卽令題倭歌、諷吟之間達旦不寐、以式部大輔資業令書序、以前甲斐守範國令

講歌、

〔春記〕永承七年九月六日、前少將資宗云、頭辨經家云、先年於禁中有歌合事、左右各發願、而其事已以持也、然而可遂其願也、右方人々可參住吉也者、人々響應出立事、無術計爲之如何者、又云、彼時不昇殿人、近日在雲上、至于件人々、可然之人可擇招云々、

歌人

〔八雲御抄二作法〕一番事

合手は、人程歌程共相應尤難有、只宿老人などは万事可聽、無判歌合、所謂進所社之類也少々雖歌懸隔、尤可思人之程、人程も必官位はさる事にて、ふるき歌人などは可然人にも可合、○中略

建曆詩歌合、自院被定番、雅經嫌重長、是非詩劣、只嫌物狂、而有沙汰、重長番忠定、此事不審無極事也、謂詩劣は有謂、唯謂左道は、雅經嫌者、何番忠定哉、又非詩劣之故、其度雅經合家宣畢、承久忠定番伊平、忠定頻痛申、是未練者故也、然而合畢、如此事、多は近代每歌合多此子細、於女歌者、不謂善惡事也、撰歌合には、偏撰合之間、不可有番沙汰歟、永承四年殿上歌合、能因入道爲一番左、是不及力樣歟、御製番人事、上古不見、寛和始之、于時御製二首は番公任、于時中將云々、歌云、家誠可然、而今一首被番爲義、非指人、又永承皇后宮歌合、御製後冷泉替源三位俊賢被番隆國畢、近代は四位五位皆爲御合手、但過法下劣人は不可參歟、院御時、秀能時々爲御番、如何、院御製は亭子院歌合二首也、

歌人與非歌人番事

天德朝忠與博古、永承經信與大中臣永輔、伊房替之、承曆匡房與政長、道眞、弘徽殿女御歌合相模與侍從乳母、法性寺家俊頼與源定信、長元赤染與公賢、如此事不可勝計、隨思出抄也、嘉應住吉歌合、實綱與清輔、是は人がらにゆるす也、

貴種與凡卑番事

天德朝忠與兼盛井元眞、是は只例也、非公事、今古常習也、寛和兵衛佐道長與曾根好忠、長元春宮大夫賴宗與能因法師、永承祐家與能因、內大臣頼—與源兼長、天喜四條宮內大臣與隆經、實行歌合、實能番橘敦隆、師賴歌合、自番橘敦隆、我家歌合などには、可撰可然人、敦隆雖爲

好士、非指歌人歟、如此事、近日不可勝計、

一作者〇中略

內裏歌合、公卿殿上人六位女房、〔所々女房同之〕僧〔凡僧入道等無憚〕地下者、上古は參、自中古は自然絕歟、

御製交他會事、

堀川院中宮、花契遐年、堀川院御製被出、是後冷泉皇后宮歌合有御製例云々、

延喜亭子院歌合には、地下者不及左右、〔躬恒、是則、貫之、興風等詠之、〕院中は總不憚天德歌合〔兼盛、能宣、順、望城、元眞、忠見等進之、〕寬和〔能宣、兼盛、好忠、〕已上二代例地下皆詠、

永承歌合〔無地下作者、但沙彌能因參之、〕承曆歌合〔無地下人、于時無指歌人故歟、皆衞門學者は代家忠朝臣詠之、〕已上二代は地下參、二代は自然不被召、不可有其憚事歟、凡延喜天曆菊合等、地下歌人皆參、但菊合は猶不可准歌合、歌合又天德例不憚勿論歟、〇中略天德永承有公卿作者、寬和承曆無公卿作者、交歌人不入撰事多謬、聽昇殿不入歌例有所見、天德好忠等乍詠不入歟、其後多歌合、一身詠兩方、長元卅講次歌合幷郁芳根合有例、

〔袋草紙二〕歌合事

如歌合ハ、赤染慥歌讀也、又式部歌不入度々歌合、所謂花山院幷長元等也、但長元歌合時、有中宮亮爲善、權亮兼房、大進義通、藏人橘季通、源賴家、平經章、此輩歌不入云々、同六年白河院子日ニ、義忠則長等爲主人、範永賴家ハ爲役人、但賴家ハ六位時也、範永不入之、如何、古ハ能被執事歟、近代豈然乎、承曆歌合時、俊賴殿上人、基俊、國基、輔弘、周防內侍、伯母等歌不入之、又通宗ハ依爲歌仙此度聽昇殿不入之、後番幾一首入之云々、根合時亦復如此、經信顯綱等歌不入之、經信卿云、凡不讀今度歌云々、

〔袋草紙三〕高倉一宮〔〇祐子內親王〕歌合歌人、左大貳三位、江侍從伊勢大輔出羽辨、小辨、相模也、右資業、兼房、家經、範永、能因、五人也、今一人ノ所ヲ、兼長經衡競望之、而兩人入者、女房一人不足、又一人ヲ抽入者、於同者有懇望、又共ニ不入者、女房一人可除、宇治殿思食煩、于茲堀川右府、以加賀左衞門任テ吹擧、

無許容、是未至之故歟、仍以兼長經衡等有試、當座ニ賜題云、水邊欵冬、兼長歌云、

いかなれば池にやへさく欵冬のひとへに色のそこに見ゆらん

經衡歌云

池水に咲かゝりたる欵冬をそこにしづめる枝とみるかな

右府判云持也、是入兩人テ、女房不足之所ニ、入左衛門之志云々、滿座兼長勝ト思ヘリ、然間兼長服暇ニ成テ、遂入經衡昔事能有清撰歟、

〔明月記〕正治二年四月六日、知範來謁、語云、季經卿大怒有訴申予〇藤原定家辭歌合作者假名狀、如季經等しせ歌讀判之時、難堪之由書之云々、此事力不及、皇太后宮切々可召出予歌之由被申左大臣殿、〇藤原經房仍有其責、歌合交衆難堪、結番誰人哉、又近代判者輕々、更不可交其事之由、且隨有庭訓、於此御邊事、不入與之條依有恐、不顧是非詠之、於他所事者、尤以難堪之上、猶可然人々事非此限、不知其名、童法師會詠送歌、自由被結番之條見苦之由、所申入大臣殿也、以其狀被獻舊后之、狂氣之間、被遣季經卿許歟、更不可痛事也、次第希有也、實詮弟子童法師歌合云々、稱病氣由不指出、

〔井蛙抄六〕雜談

或云、時代不同歌合に、定家卿被合元良親王ける時、元良親王といふ歌よみのおはしける事、はじめてしりたると利口被申けり、家隆は小町につがふ、誠に定家相手不被請もことわり也、但後鳥羽院常仰候、元良親王殊勝歌よみ也と仰有ければ、御意にはわろき相手共おぼしめされざりけるにこそ、彼歌合に公任卿不入、秀逸三首なきゆゑと云々、長德寬弘比より空の月日をあふぐにこそ侍りけるに、さすが御歌合にかゝるほどの秀歌三首もなどかなからん、後代不審也、

〔袋草紙三〕忠見ハ、貧敵ニテ住田舍者也、而天德歌合之時、有勅被召上テ朱雀門ノ曲殿ニ宿ス、田舍ノ裝束ノマヽニテ、柿ノ小袴衣ヲ于今持テ懸肩云々、

〔忠見集〕津國に年比身をつめて侍けるに、大やけきこしめして、めしあげられてはたにさぶらひて、まかりかへりて又の日、少將ありとしの朝臣をして被仰たる、

見しかども誰ともえらず難波がた浪のよるみて歸りにしかば

〔安齋隨筆前編十一〕一歌合稱女房　禁中御歌合に、主上の御歌をば作者を女房とゑるす、又攝政關白の家の歌合にも攝關の歌をば作者を女房とゑるす例也、是は主上の御歌は申に及ばず、攝關の歌にても判者判斷して勝負を分るに憚ある故、女房の歌にして憚なく判斷すべきが爲也、

判者

〔八雲御抄作法二〕一判者

以堪能重代爲其仁

雖堪能非重代者、能々可有議、雖重代非堪能者万人不可聽、兼兩事携此道年久之人爲其仁、又當時重臣雖不長道、爲判者事有例歟、

〔十訓抄二〕すべて歌の判は、其才覺はさる事にて、品高く世にも重せらるゝ人のすべき也とぞ、俊頼朝臣は十徳なからん人は判者にあたはずとぞかゝれける、源中納言國信家の歌合を、俊頼の判たるをば、若狹阿闍梨隆源、左衞門佐基俊など、おの〳〵おこつきやう〳〵事とも書付たりけるにや、これらは世のおぼえのすくなく、人に用ひられぬ故也、十徳とは世のおぼえ、種姓高貴、和歌才學、口利、古歌覺、以下條々也、

〔長明無名抄〕顯昭云、此ごろ和歌の判は、俊成卿清輔朝臣無左右事也、然るをともに偏頗ある判者なるにとりて、そのやうの替りたるなり、俊成卿は我もひがことをすと思へる氣色にていともあらがはず、世間の習ひなればさなくともいかゞなどやうにいはれき、清輔朝臣は、外相はいみじう清廉なるやうにて偏頗といふこと露も氣色にあらはさず、をのづから人のかたぶくることなどもあれば、けしきをあやまりてあらがひろんせられしかば、人みなその由を心えてさら

にいひ出ることもなかりき、大形歌を判ずるには、作者をかくすといひながら、ひとへにしらぬもゆゝしき大事也、又名あらはれたるもはゞからはしく、おもてに負くること多かりき、たゞしらぬやうにて、内々にいさゝか心得たるがめでたきなり、

〔袋草紙遺編〕三十講歌合○中略判者爲撰者、常事歟、皇后宮春秋歌合、左歌ハ判者大臣撰之云々、又判者爲作者之時、至我歌者所加判故實歟、但人々心々也、基俊云、或所歌合、相兼判者之時判詞之、爲判者之人不詠歌者例也、假雖詠歌、於自作之番不加判、是故實也、仍不加判云々、雖然殿下○藤原忠通歌合時又有勝負、若是御定歟、大治三年八月廣田歌合、基俊判之、而合顯仲卿歌定持者也、顯仲卿爲判者之時、以我歌皆爲負、中御門中納言歌合俊頼朝臣爲判者之時、以我歌定負、殿下歌合將作殿爲判者之時有勝劣、右衛門督歌合六條右府爲判者之時有勝負、根合經信卿爲判者之時有勝負、扇合堀河右大臣爲判者之時有勝負、永承根合、并四條春秋歌合、輔親卿爲判者之時、以吾歌爲持、但一首也、十講歌合、三但六條右府以下は人に代て詠也、

〔十訓抄三〕野宮歌合、判者は源順なりけり、女房をあまたかたせければ男方より、

霜枯の翁草とは名のれども女郎花には猶なびきけり

となんいひたりける、是は花色如蒸栗、俗呼爲女郎、聞名戲欲契偕老、恐悪衰翁首似霜、と順がかけるによりてよめるにや、いと面白し、同難なれどもやさしくおぼゆかし、栗を蒸事はいかにぞや聞つかぬやうにおぼゆるに、魏文帝與鍾大理書詞書云、美玉白如截肪、黒譬純漆、赤擬雞冠、黄侔蒸栗、とあるをみるにこそ、さる事有とおぼえていみじけれ、

〔理齋隨筆六〕此歌に付ては、山崎美成子がおもしろき考へあり、其說に云、○中略按ずるに魏文帝の書は文選に載て、今の唐本には蒸る栗に作れり、まことに栗の佳なるものは、蒸す時は色黄にしてつやゝかなり、吾邦古しへ鈔本にて傳來の文選には、蒸る栗と書訛りしにや、古來引證

する所の文に蒸栗とあれば、いよ〱古本には粟の字に作れると見ゆ、されば今の船來の本に栗に作れるを、たま〱疑ふものもあるべけれども、漢魏の文四字句なるもの必らず韻語を用ゆ、純漆と蒸栗と協韻なれば、栗字なること決せり、また男方よりの歌に、順が老態を翁草にとりなしよめる事も、翁と云詞のみにあらず、翁草漢名白頭公とあれば、首似霜の句にもかなひて、いとも〱古人用意のほどぞ深くおもひやらる、といへり、

〔文選書中四十二〕與鍾大理書一首　魏文帝〇中略

竊見玉書、稱美玉白如截肪、黑譬純漆、赤擬雞冠、黃侔蒸栗、

〔內大臣家歌合〕元永元年十月　判者　俊頼朝臣　基俊朝臣〇中略

六番

左俊持、　少將公

うかりける汀におふるうきぬ繩くる事なくていくよへぬらん

右基勝、　信濃公

夜とともに袖のみぬれて衣川こひこそわたれ逢瀨なければ

俊云、左右ともにさせる難みえず、ふるめかしきは常の事なれば、ひとしとや申べからん、基云、是は何も〱よろしうみ給ふる、逢瀨なくてこひわたるらんこそ、いとおかしけれ、

〔長明無名抄〕一俊惠云、法性寺殿〇藤原忠通にて歌合ありけるに、俊頼基俊ふたり判者にて、名をかゝずして、當座に判しけるに、俊頼歌に、

口惜しや雲ゐ隱れにすむたつも思ふ人にはみえけるものを、是を基俊鶴と心えて、たづは澤にこそすめ、雲ゐにすむ事やはあると難じて、まけになしてけり、されど俊頼、その座にては言葉もくはへず、その時殿下、こよひの判のことばおの〱書てまゐらせよと被仰けるときなん、俊

賴朝臣是は鶴にはあらず龍なり、かのなにがしとかやが、たつをみむと思へる心ざし深かりけるにより、かれがために顯れてみえたりし事の侍しをよめるなりとかきたりけり、基俊弘才の人なれど、思ひはかりもなく、人の事を難ずるくせの侍ければ、ことにふれて失おほくぞ有ける、

〔續世繼五三笠の松〕まだおさなくおはしましゝ、〇藤原忠通時より、うたあはせなどあさゆふの御あそびにて、もとこゝし俊頼などいふときのうたよみどもに、名かくしてはんせさせなどせさせ給ふことたえざりけり、

〔長明無名抄〕一光行賀茂社歌合とて侍し時、予〇鴨長明月の歌に、

石川やせみのをがはの清ければ月も流を尋ねてぞすむ、とよみて侍しを、判者師光入道、かゝる河やはあるとてまけになり侍にき、思ふ所ありてよみて侍しかど、かくなりにしかばいぶかしくおぼえ侍しほどに、そのたびの判者、すべて心えぬことおほかりとて、又あらためて顯昭法師に判せさせ侍し時、この歌のところに判していはく、いしかはせみのをがは、いとも聞および侍らず、たゞしおかしくつゞけたり、かゝる河などの侍にや、そのところのものに尋てさだむべしとて、ことをきらず、のちに顯昭に逢たりし時、この事かたり出て、是はかも河の異名なり、當社の縁起に侍ると申しかば、おどろきて、かしこくぞおちて難せず侍りける、さりとも顯昭等が聞及ばぬ名所あらんかとおもひて、やゝもせば難じつべくおぼえ侍しかど、誰が歌にても、歌ざまのよろしくみえしかば、所を聞てことをさだめむと申侍しなり、是既に老の功なりとなん申侍りし、

〔愚秘抄〕判の時節、御製をみしり奉る事ゆゝしき大事也、去文治の年、仁和寺殿にて、御歌合の侍しに、一番の左は葉室中納言なりき、右は法皇の御歌にて、故入道〇俊成やがて判者にて侍しに、左歌事外におとりて、右まさりたりき、一番の左なれば、定て御製〇後鳥羽なるらんと推せられたりけれ

ども、餘におとりて侍ければ、これ程の是非をすて丶、左勝に判せんこと、かつうは冥慮もはゞかしく、道のためかへりて口惜とおもはれけるゆゑに、おもひきりて、一番の左をば、賞すべきことと申ならはして侍れども、右歌返々ありがたくみえ侍ば、すてがたさに古訓をもわすれ舊規をも背てめづらしく右を勝と申侍べしと判せられて侍りき、さて後に參られける時、作者ども付て、衆中にみせられしに、左葉室中納言、右御製にて侍りしに、人々目をおどろかして侍りき、其時仰のありしは、いつも一番の左をば我歌とて、毎度勝の字を付侍り、かたはらいたく覺るほどに、わざと判者の心をもみんために、かやうにつがはせて侍れば、實に正路に判して侍り、我が代に判者の賢、これをはじめて見侍りと勅定ありて、さま〴〵の祿にあづかりたりき、おなじく仁和寺宮よりも、別て祿ども給はりて、時の高名人の美談かぎりなく侍りき、されば、あまりに、人によりたる判はわろき事也、

〔明月記〕建仁三年二月廿三日、秉燭以後參院、殿下(藤原良經)以前御參、小時出御弘御所、公卿以下依召參着、殿上人在長押下、今夜有別議、各二人相替可評定勝負云々、○中略次召頭辨、爲講師、讀上和歌、殿下大僧正○恐闕御判、次隆房公繼兩卿着圓座、(在講師後二枚)又讀上不及難陳、只如猶樂、○中略今夜不顯作者、人々皆退出、

〔東野州聞書〕一寶德二年十一月三日、久しくまからず侍し程に、常光院へ音づれて侍れば、つれづれとしてとふ人もなかりけり、今度於仙洞之御歌合、一條殿(兼良)于時關白飛鳥井中納言入道雅○粘判也、關白へばかり判の事おほせられしを、中納言入道望申て判せられけるとかや、此歌合兩條より御覽じけるを、爲御使返し畢、就關白殿御判、自是不審三ヶ條有、一には源氏物語を引よめる番を、わが身の戀の心すくなしと判せられたる所、二には千鳥の歌の番に、浪をのこして立千鳥哉と讀るを、千鳥の浪をつれて立べきもの丶やうに聞ゆと判られたる所、三には紙燭一寸などの歌や、かやうには可有と判られたる所、これ三也、何も是より被仰趣と法印も同じ心なりと申、乍去

歌合の習、吹毛きずを求ならひは御判の難にはあらじ、今の世には、かやうにひろく物をしらむ事不可有、まことに天下の御寶と申され候と、和歌の道御口傳なき事を法印歎申し也、

〔書言字考節用集九言辭〕衆議判（シュギハン）

〔下學集下態藝〕褒貶（ホウヘン）褒貶、是非之義、詩歌所言也、

〔徹書記物語上〕衆議判の歌合に一度もあひぬれば、千度二千度の稽古にもます也、非をたゞし是をあらはすゆゑに、人はさ心得たれども、我はさは心えずなどいふ事の有也、

〔内裏歌合〕承暦二年四月廿八日　判者　皇后宮大夫源顯房

一番　子日

左勝　頭辨實政朝臣

子の日するあまたの人の引つれて君が千年をまつとこそみれ

右　中宮權亮公實朝臣

君がよにひきくらぶれば子日する松の千年もかずならぬ哉

いづかたも、なむあらんまうせとおほせらるゝに、右の人、右は千年をかずならずといへり、あれはたゞ千とせをまつとあれば、ことのほかにおとれり、又松といふことかくしたる、子日歌のためしにあらず、そへたるとわざといひたると、いかでかひきくらべむと申に、もろかたいきのしたに、あめの下にありとあらん人のまたん千とせをば、すくなくやはあるべきとばかりまうすに、右の人、あめの下の人のみな待とも、おなじ折のちとせにこそあらめ、かずならずといひたるは、ゆくすゑはるかに遠くなんあると、又松をそへたるとはえのべ申さぬに、右のうたの難を、つゆばかりも左に申人なし、判者大納言〇源顯房右の歌はいみじうおかしくよき歌也、左のうたはたゞよみたるにうたなれど、かつと定られしこそ心えざりし、

〔袋草紙 三〕予〇藤原清輔應保二年三月三日昇殿、來十三日中宮御方可有貝合事、仍俄所仰下也、同七日賜和歌題二首云々、同日可被講、廻風情早可初參云々、仍不擇吉凶、件夜付籍口御所高倉殿翌日御會東向御所月卿兩三、雲客數十講云々、不立座又題二首範兼出之躑躅交路口應是爲試予歟、即時各終篇口隱名テ歌合也、予殊應召範咫尺也、雖然猶成恐、不過位階居範兼雅重等下、御簾ヲ被上、次第講歌、彼是相互難陳、範兼殊爲張本テ定勝負間、雖有僻不能口入、而半講ノ後勅定云、清輔今夜不致和歌沙汰ト思歟云々、小突昇氣也、心々ニ恐々シテ相待紕繆之處、躑躅歌ニ、此モ彼モト詠歌出來、範兼難云、此モ彼モハ、筑波山之外ハ不可詠、彼山ハ八方ニ有面々、方々ニ有景之故也、何平地ノ路ニ可然哉、顯廣云、然也、近歌合ニモ如此難歟、予云、基俊判歟、顯廣此時承伏テ然也ト云、範兼傍若無人ニ成テ然者爲負之由稱、予時予云、雖然事外ノ僻事也、予茲重家云、基俊ガ書置事ヲ、末生難稱僻事歟、予云、基俊ガ説ヲ末生以今案難ハ尤可然、基俊ヨリ先達、若有申事バ如何、人々尤有興、有證歌者可出ト被責、暫溜滯ス、頻有其責、予申云、躬恒ガ假名序ニハ、漢河ニ鳥鵲ノ與利羽ノ橋ヲ渡テ、此モ彼モニ行加布ト書タル樣ニ覺悟ス如何、予時主上ヨリ奉始テ、滿座鼓動及簾中、範兼少キ有興違之氣、仍定勝、範兼顯廣ガ同心時如虎、聞證文復如鼠也、此事非今夜、後日モ世間ニ鼓動テ感歎無極之、但万葉集ニハ、是面彼面ト書、顯然者普通事也、知タルハ不高名、不知ガ不覺也、後聞中院右府入道云、依和歌聽昇殿、翌日參御會テハ覺哉ト深感歎云々、後日參九條大相國許、此事ヲ被云出云、以嗜道テ昇進、可自愛事哉ト深有感、予云、承曆歌合之時、通宗朝臣昇殿云々、彼申云、未承及先蹤、彌目出事也云云、兩承相感歎增面目者也、

〔井蛙抄 六〕雜談

德大寺には歌の間といふ所あり、寢殿の西のすみの間也、是後德大寺左府〇實定西行に被對面けろ所なり、一條法印云、左大將家六百番歌合の時、左右人數日々に參て加評定て、左右申詞を被書

けり、自餘人數不參日あれども、寂蓮顯昭は毎月に參ていさかひ有けり、顯昭はひじりにて獨古を持たりけり、寂蓮はかまくびをもたてゝいさかひけり、殿女の女房、例の獨古かま首と名付られけりと云々、

〔明月記〕建仁二年二月十日、秉燭以前參院、歌午時許進之亥時許事始、入道殿○俊成今夜御參、過夜半歌合訖退出、題海邊霞、關路鶯、忍戀、有出御、奧座、座主、入道殿、宰相中將通端內府、長押下奧隆種、予、雅經、具親、端有家、家隆寂蓮、雅經有召講師奉仕、自餘昇長押候、座中勝負評定甚久、　五月廿六日、早旦歸九條一身自大臣殿○藤原良經仰云、今日歌合夕方之由、夜前聞之、只今先可參者、仍參上女院御方者、仁王會御裝束奉行能季朝臣云々、今日被改御歌事等被仰、中將殿參給仁王會料申時許退下、又改着尋常布衣歸參、日入之間御共參鳥羽于時秉燭漸御城南寺云々、良久亥時許出御二棟、取中障子兩方數座御座北第一、其東懸題居前物、掌燈、公卿以下依召參、左大臣殿、內府、座主、隆房、公繼、兼宗卿、通具朝臣、隆信、有家、予、家隆、寂蓮、具親、依仰通具朝臣勸坏、題前具親取瓶子、訖召予講師、內府讀師、左大臣殿、如此交衆內々大令痛給、殆无前蹤、雖見苦只隨仰之由被仰、家隆亦着重服參上也、如例讀上三題、依衆議評定付勝持字、各成憚之間、甚久經時刻、三卷讀上了、又付作者讀上之、了退下、即入御、人々競出、

〔增鏡一おどろの下〕淸撰の御うたあはせ、○建保二年九月とて、かぎりなくみがゝせ給ひしも、みなせどのにての事なりしにや、たうざの衆議はんなれば、人々の心ちいさゝおき所なかりけんかし、

〔太平記二〕僧徒六波羅召捕事附爲明詠歌事

二條中將爲明卿ハ、歌道ノ達者ニテ、月ノ夜雪ノ朝、褒貶ノ歌合ノ御會ニ召レテ、寞ニ侍ル事隙無リシカバ、指タル嫌疑ノ人ニテハ無リシカドモ、叡慮ノ趣ヲ尋問ン爲ニ召捕レテ、齋藤某ニ是ヲ預ラル、

〔續古事談二臣節〕土御門右府○源師房歌合セラレケルニ、棟仲ツユツヽマルト詠ミタリケルヲ、カタキ

ノ方難ジケレバ、棟仲萬葉集ノ歌ト云テ、當座ニヨロシキ歌ヲヨミテ、證歌ニ出シタリケリ、後ニ彼右府感ジ給ケリ、コノ事ヲ江帥〇大江匡房イヒケルハ、コヽロバセハアレドモ、ソラ事ハ便ナキ事ナリトゾ、

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年八月七日甲寅、於御所有五十首歌合、衆議判云々、　九日丙辰、御歌合、衆議判訖、有御連歌、

〔公武歌合〕抑一年撰集のみことのり侍し時、和歌の浦の波のよりうどのかずに定まり侍しに、思ひの外九重のうちも靜かならざる世のさわぎいできて、上も下もおのがさま〳〵なるにつきて、撰者も、みやこの外あふみのかしは木とかやにゑるよしゝて、かりにいほしめ侍れば、いとゞこの道みだれはてゝ、たづきもなく侍れども、なほ大和歌のみちに心をよせ侍る餘執もつきせざるゆゑ、つはものゝまぎれをもかへりみず、軍よばひのをりふしをもいはず、同じ心ざしの人人をあつめて、この四とせばかり、月次のやうなることを思ひたちて侍るに、あるをりのつれづれの時々は褒貶などをもまじへて、會けいこを勵し侍らばやと申すゝむる輩侍しを、一度は壁に耳ありて人のきかん事を恥ていなみ、一たびは石の物いひて、よそのそしりあらん事を恐侍れども、道にふけるおもひをさきとして、同心せしめ侍りて、一兩度その席にのぞみ侍し、例式は、左右の方人をわかちて、善あくをあらそひ侍れども、これは座にあたりても、勝負を定むべき道ゑれる人もなければ、たゞ札をうちて、およばぬ心に、おもふところをのべ、かなはぬ詞に、あらはさぬ風情をおの〳〵さたし侍りて、札の多くかたひき侍るを、勝とさだめ侍しやらん、ゑかはあれども、同類をも病氣をもおもひよりはべらずして、札をうち侍るを、ひとりもさかしき人の見出しきゝもらさで、所存をのべ侍れば、その方につき侍りて、勝負持をつけ侍りぬれども、此まゝうち置侍らん事は念なきよし申出すやから侍りて、御覽にかけて治定し侍りたきよし申侍り、

人々の申所たがひたがはざるむねを、一はしのべたまはゞ、かつうは老のなぐさみとし、かつうはわかきともがらの後のけいこにもなし侍らんといふ事なかり、（○中略）

都下兵亂之後、城南蟄居之間、老耄相加、身如病兒、不携一卷之抄物、頗雖忘書儀之風體、只依來意難默、猥注短慮所及、此一卷一覽後、於愚判愚詞者、早被削除、豈不幸之甚哉、

南華老人　御判

〔親長卿記〕文明七年十一月十七日、月次會也、入夜人々來、爲褒貶、勸修寺大納言（左方右筆書人々申詞）予（右方右筆書人々申詞）右衛門督、勸解由小路前中納言、樂邦院（寂誓法師）政顯（題二、講師、）元長、照明院（長光法師）則途、爲信、清房等也、無讀師、講師兼之、分左右人數、各一首講之後、申歌之子細、了書付也、題二首分講畢、盡一盞、後一首之時元長兼講師、

〔親長卿記〕文明十三年十月一日、三首愚詠早旦進上之、（付星野了、一昨日相觸之故也、）未剋許件御短尺可持參之由觸之、申入不具故障之由了、（後或人申云、此歌被召之故者、可有褒貶歌合、定各可申子細之間、以隱密内々被召云々、申故障不可然云々、）暫詣飛鳥井中納言（執心）談合此子細、令參仕歟之由尋之、申歡樂之由了、其謂者、爲御歌合者、自兼日被仰下、吾相觸可得其意之處、無其儀、其上褒貶之儀、未口傳之間、難參仕云々、和歌棟梁之仁不參之處、愚老等參仕、存不可然之由、申入故障之由了、但及再往被仰云、不參猥藉之間、可參之由諾了、歸路之次詣藤相公侍從中納言等許、藤宰相不及是非參仕、侍從中納言申歡樂之由云々、暫歸宅、爰申刻許重被下御使、雖爲何樣之體、是非可參云々、此仰之上者、可參之由申了、酉刻許參仕、海住山大納言、藤宰相、右衛門督（爲廣）等伺候、加其席、左右番等談合、此外武邊輩也、御人數、御詠（○足利義尚）海住山大納言（高清）予、飛鳥井中納言（雅康、不參、獻歌許、）侍從中納言（實隆、同飛鳥）藤宰相（永繼）姉小路宰相（基綱、同前）右衛門督（爲廣）元長朝臣（不參、因所勞、）武家次第不同、大館治部少輔（重信）武田大輔入道（玄就）伊勢次郎左衛門（貞賴）二階堂（政行、右方清書、）小田民部丞、河內民部丞、杉原伊賀入道（宗伊、不參、進歌、）蜷川新右衛門（親元、不參、進歌許、）星野早木（左方清書）木阿等也、講師事予可計申云々、

難治、但星野大館等可然歟、大館事、近日不快、星野可然之由可申云々、申其子細、可仰星野、讀師事予可存知云々、左右歌居文臺之上、（大納言殿御執筆中、依小番有其憚云々、）予着文臺左、召講師、（二首）政茂參進、其後各進寄、左右歌（落葉有聲）並文臺（爲二首題歌置文臺下）一首宛講之、及難陳、申詞兩人執筆、難陳等末座之人斟酌、大路海住山、予、右衛門督許毎々申之、其外少々申之、十首（左右二十首）講了退入、有湯漬、其後又二十首（左右四十首）講論了、有一獻（五獻）及大飲、夜半退出、　十一月廿日、今日大納言殿（義尚足利）○御會、短尺各可持參云々、（先々於愚詠者付飛鳥井了、）可爲褒貶云々、申刻許參大樹、各參仕、○中略置短尺（寫本短尺、廣三寸許短尺書之、）於文臺、讀師海住山大納言召講師、大館治部少輔講左右歌、各申歌之是非、海住山、予、侍從中納言、姉小路宰相、右衛門督等各申子細、其外武士之輩如無言、飛鳥井中納言、褒貶事未口傳之間、申難參候由、雖然再往仰之間、可候其席之由申之云々、出披講、發聲無覺悟事共也、三十番了有御湯漬并三獻、細川右馬頭（○政國）星野伊勢次郎左衛門等爲役送事了退出、

〔徹書記物語 上〕一ある所の褒貶會にて、爲尹卿契絶戀、

かけてうき礒松がねのあだなみは我身にかへるそでのうら風、とよみ侍しを、一座悉負のよし申侍しを、我（○宗砌）ひとりいひはりて、殊勝の由申き、ちぎりたる心聞え侍らずと難じ侍しを、かけてうきといへるこそ契たるにてあれ、又我身にかへるとは、何ごとにかとありしをも、わが身にかへるといへるが、作者骨ををられたる所なり、是をだに心え給はざらんは、沙汰の限にあらずやと散々に問答し侍しを、了俊物ともせずして聞居て、ありありて落涙して、げにさにて侍りと申されし時、一座みな一同に閉口して、勝に定られき、さてのちに作者をあらはしたれば爲尹歌なり、此ことをよろこびて、會席ごとにて申されしと也、

判詞

〔袋草紙遺編〕三十講歌合○中略

判者里亭、有判定事、判者一人求瑕瑾、極大事也、故老云、判者勿强難之、勿强好之、唯難遁所許を可咨

云々、〇中略 又於二當座一雖二判定一、其後於二里亭一、閑加二取捨之詞一常事也、

〔小夜のねざめ〕歌の判の詞といふことも、すべて道の人のかゝぬ事になれり、是もいぶかしく覺え侍る、後嵯峨の院の御時などは、當座の歌合にも判の詞かゝれぬはなかりき、爲家卿光俊朝臣などこそ、たびごとに筆をとりて詞の花を添へられしか、此頃承れば道の過あらじとてかやうに止られ侍るとぞ、是はことわりなる方も有にや、唐國の文をうかゞはざる人は、都て判の詞をば思ふまゝには書演られがたきにや、されば基俊などは詩作りにて有しかば、申に及ばず、俊成定家爲家卿までは廣く學問をせられたる人にてあれば、歌の判も唐國の詞をかざり、優にとりなされてこそかゝれしか、今は我道の事をこそ僅に嗜み給ふらめ、あらぬ道まではうかゞひ侍る事のなければ、判の詞かゝれざらんもいはれあることなり、詮なきことなれども、あまり覺束なく覺ゆるにつきて申出せる也、

〔愚秘抄〕歌判詞などは、そとかく事にて、僻案もありて、ながき世のあざけりにさゞまることも有べし、只大らかに書なすべきなり、又今の歌をほめんとて、古人の歌を准に引事あり、名歌を同事ながら引用る也、金吾〇藤原基俊のかゝれたりし判詞に、よは〱とほうけかへりたる歌に、彼病婦の面影などかゝれたりき、めづらしかりし判なり、俊惠此事を書とて、なやめるをんなのとかきたりき、攝政殿〇藤原良經これをばそしられし也、ほうするも事によるべきなり、病婦とかきたるは、よろしかるべしと仰られき、かやうのことば、いかにもためらひ心得て書べき也、歌合の歌は、たしか成をかたせよと申たり、されどもいかにたしかなりとも、歌ざまきはめてよろしからざらんをば、などてかたすべき、もとより題の歌をば、かすかにふかくまはしてよむべきなり、

〔卿相侍臣歌合〕建永元年七月廿三日　判衆議　詞宸筆後日被レ下之

一番、朝草花、〇中略

左右より難申侍し樣々、よくもおぼえ侍らず、おもひいで丶判の詞かきつくべきよし、人々申あひ侍れば、おろ〳〵書付侍也、〇中略

三番

左勝　前大僧正慈圓

朝露よあらましかばの秋にあひて誰袖うつす萩の上葉ぞ

右　左近權中將藤原定家

あさな〳〵した葉もよほす萩のはにかゝりの涙ぞ色にいでゆく

右方に頗宜之由申之

左方に又やさしきさまなるよし申せども、あらましかばの秋、おもへる所あり、仍爲勝、

〔増鏡三藤衣〕隱岐〇後鳥羽には〇中略我も〳〵とたてまつれるを、つれ〴〵におぼさるゝあまりに、身づから判して御らんせられにけり、〇中略法皇〇後鳥羽身づから判のことばをかゝせたまへるに、まだ見ぬ島を思ひやらんよりは、とし久しくすみて思ひいでんは、いますこし心ざしふかくやとて、我御うたをかちとつけさせ給へる、いとあはれにやさしき御事なめり、

〔遠島御歌合〕嘉禎二年七月　判　女房〇後鳥羽

一番　朝霞〇中略

凡歌を判する事は、道に執してゆるされたる物を撰びて、難波のよしあしをわかち、わだつ海のふかきあさきを定しむ、しかるを花の宮この昔、わづかに三十一字の詞をつらぬといへども、桑の門の今、三輩九品のつとめひまなければ、富のを川のながれをくむ事なく、わかのうら波きしをへだてゝ、十年あまり六年の春をおくれり、今更にこの道をもてあそぶにはあらねども、從二位家隆は和歌所のふるき衆、新古今の撰者なり、八十餘の命の露、いまだあだし野の

風にきえはてぬ程に、かれをめしぐして、今一度思ひ〳〵の詞をあらそひ、玄な〳〵のすがたをくらべんとおもふ、これによりて鴈の玉章の便に付て、うとからぬ輩に十題の歌をめしあつめて、書つがへり、人の數ひろきにおよばざれば、きのふけふはじめて六義の趣を學ぶ輩も入て、忍ぶの森のことの葉は風にちらむこと、旁はゞかりおほけれども且は執心の障をのぞかんがため、人のそしりをかへりみず、此歌愚詠をもて家隆にあへる事、道にそむければ、玄かるべきにもあらねども、いそのかみふりにしとしを伴ひて、こゝさらに是をつがへり、抑八代集の歌は、昔時々見侍りしかば、俤もありながら、猶あきらかならず、いはんやちかき世の人々の歌の中にも、十餘年の間のは、一首もきゝおよばざれば、たとひ同歌をよめらんをも、見とがめがたく侍る、玄かのみならず、六十のよはひ、老耄もことわり過にたれば、只うはべに見ゆるすがたばかりを、おろ〳〵注し侍るべし、〇下略

〔永福門院歌合〕嘉元三乙巳年正月四日、後二條院御在位、　戀十首〇中略

嘉元三年正月之頃、於永福門院御所、各十首詠之、判詞、點、持明院殿宸筆也、希代之重寶、尤比類少者歟、容易不可外見者也、

〔袋草紙　三〕長元歌合之時、經信卿ハ生年十八也、爲參河權守、舍兄經長卿爲藏人弁、件ノ歌合等ヲ、爲評定以經長四條大納言長谷ニ遣之、經信所望シテ乘經長車後ニ參上也、納言云、彼人何料光臨乎、經長云、爲承御評定之趣所望テ參上之由、納言有興之由ヲ示、仍件判定詞等ヲ具以聞之云々、

〔若宮社歌合〕顯昭法師おく山のみたにゝとしへたるまがり木の身なれば、花さく春のゆくへをもえらず、みや木ひくえづのをだまきにもすてられたれど、おしてるや難波津になさけをおくるなど、ついにむそぢあまりの齢にたけぬれば、さだめてことばのはなのこきうすきにほひをわきまへ、心のみづのふかくあさきほどをばくみえるらんとて、きほへる駒のかちまけをさだ

むべきよしを、たまひかげさしわけてのたまはすれど、たづかゆみあたらぬばかりに、いなむしろたび〳〵かへし聞ゆれど、よこぶえのあながちに、たまゝくたちのせめにおそれて、さのみやはつのさふるいはになるべきとおもひかへせば、まことに佛のみのりもとひこたふるをこそふかき心もあらはるゝもとゐとすなれ、ましてうけるたはれのことのはゝ、よしあしをあらそはず、みちをおこすかひなくなんあるべきとおもふ玉へて、つたなき心にまかせてことわり、みじかきふでをはせてしるしつけ侍ぬ、世人のくちびるをかへさんことはさもあらばあれ、かみのみるめもはづかしとは此ことにこそ、たからのみとにたむけをさめられなば、ゆめ〳〵しめのほかへちらし玉ふなどぞかこち申ける、

〔御裳濯川歌合〕抑歌合といふものは、上古にはありけむをしるしつたへざりけるにや、亭子のみかど(○宇多)の御ときより、しるしおかれたれど、あるときは勝負をつけられず、あるをりは勝負をばつけながら、判の詞はしるされず、村上の御とき天德の歌合よりぞ、判のことば書きしるされて後、永承承曆の歌合、ならびに私のいへにいたるまで、勝劣をつけしるすことになりにたる、あるは佛事によせて結緣と稱し、或は靈社によせて神威をかけて、つがひをむすび判をうけしむる間、かつは今の愚老(○藤原俊成)にいたるまで、かたのごとく古きあとをまねびつゝ、およばぬこゝろにまかせて勝負をさだむること、すでに數なくなりにけむ、(○下略)

〔住吉社歌合〕嘉應二年十月九日　判者、正三位行皇太后宮大夫兼右京大夫藤原朝臣俊成、(○中略)そも〳〵和歌のうらのみちは、ちひろの海ふかくして、その所々をはかることかたく、萬里の波はるかにして、そのはてをしることなし、況んやしほぢはるかにおくあみの、ひき〳〵なる人の心なれば、あまのうき舟こゝろひとつにさだむること、ありがたくなんある、この神風いせじまには、はまをぎとなづくれど、なにはわたりにはあしとのみいひ、あづまのかたにはよしといふ

なるがごとくに、おなじきうたなれども、人の心より〳〵になんあるうへに、たまのことばにきずをまじへ、いさごのなかにもこがねあゑことあるを、をしほ山のおしこめて、よしの河のよしさのみいひながさば、この道のおとろへゆかむことを歎きおもふあまりに、かくれてはみちをまもる神におそれ、あらはれてはみちを好むともがらにはゞかりながら、あさきことの泉、おろかなるこゝろのみづにまかせて、見ゆるところを志るしあらはし侍る事をなむ、よるのころものかへす〳〵、そでのこほりの思ひむすぼゝれ侍ぬる、

〔三井寺新羅社歌合〕承安三年八月十五夜

先日所給預之歌合、如形加判詞所進覽也、日來雖有種々病疾、且難背君命、且依恐神慮相扶講切候也、抑近來和語好道家處、多以蜂起、然而自陳事不驚思給之處、於今度歌合者、殊感興不少者也、三蜜瑜伽之壇傍、暫詠柿下之風、一乘止觀之窓前、遙望湖上之月、卽參詣新羅社之廣前、各講誦豐葦原之舊跡、以更爲分此勝劣、誤被召取愚判、一爲恐一爲悅者歟、以拙身之虛名、及衆徒之高聞、已可爲今生名譽、後世資粮也、但愚判之趣、定不叶衆心候歟、此條聊畏申之由、可然之樣可令披露給候也、頓首敬白、

十一月五日　　　　皇太后宮大夫俊成

謹上　石藏法橋御房

〔民部卿家歌合〕建久六年正月廿日　　判者　皇太后宮大夫入道釋阿〇中略

敷志まやまと歌の道におきて、津の國のよしあしを定むる事は、あまつ乙女のなづらむ石よりもかたく、わだの原浪のそこよりも測りがたし、いはんや愚老をや、たゞこの道にたづさひて、あら玉のとし積るといふ計に、有時は千はや振神のみやしろに事をよせ、あし曳の名にかこちて、此事をさだめさする事、はまの眞砂の數あまたに罷成しかば、未得爲得、未證爲證のつみも、此

世後の世よしなさに、から國のことのをのながくたちつることゝなりて、まかり過にしを、今の代には三笠の山峯の松風しづかにして、やまとみことの道深く尋給ふにより、もゝちの歌をさへつがひむすびて、おとりまさり記しさだめ奉れなどおほせ玉ふにより、老の波立かへり、入えのもくづをもかずまへ給ふ畏こさに、立てしこともさらにかくして、おろか成ことのはをのみ、申ちらすことに成にけり、〇中略老比丘〇俊成今は九十にちかづきて草ばの露と消むこと、あすを待べきにもあらざれば、且は此たび計もやとて、あまのもくづのことおほく、ふすゐの床の亂れたる事をしるしおくなるべし、歌のよろしきを宜としるすも、人に心をよするにはあらず、又とがむべきをとがとあらはすも、毛をふく心にはあらざるなり、その事をばかくいふにこそ、かゝる事をばしかいふなりけりと、各のちを心え、とまらぬあとをみても、道をしらむ人は思ひわかむため、よしともしるしとがともあらはすなり、すべて歌の筵には、かけまくもかしこき住吉の御神もてらしのぞみ玉ひ、道を守る人丸の卿のなきたまもかよひかけるわざなれば、なほき道を思ひ、よこさまなる事をばしるさゞるものなり、先々もかやうの事の心は、申いでまほしながら、たかまの山のたかきおほせのときは、はゞかりのせきのはゞかりをなし、たつの口ふむ虎のをのおそれにより、思ひてむなしくまかりすぐるを、いまこのことのついでに、おもふ所をもあらはしつるならし、

〔院御歌合〕寶治二年　判者　前權大納言藤原朝臣爲家〇中略

抑二代撰者の跡といふを持て、一旦判者の名をけがし侍る事、かたくのがれ申せば、そのおそれまことにふかく、なまじゐにしるしつけ侍れば、この道かへりて淺くおぼえ侍るに、殊へつらへる所なく、しきりにたゞしき心をあらはに申べきよし、今もおほせのくだれるにつけて、見及思ひ出せる事を、たゞ筆にまかせて書付侍る、〇中略かた〳〵すゝみ退くもきはまり、いよ〳〵よし

以漢文爲判詞

あしまよはれ侍れども、只時にあたれる勅をまもれるをもちて、後の日の嘲りを知侍らざるべし。〇下略

〔贈定家卿文〕西行法師

歌合かへしまゐらせ候、勝負とく付おはしましてまゐらせおはしませ、〇中略此御判の中にとりて、九番の左の、わが身をさてもといふ歌の判の御詞に、作者の心ふかくなやませる所侍ればかかれ候、かへす〳〵面白候物かな、なやませなど申御詞に、萬みなこもりてめでたく覺候、これあたらしくいでき候ぬる判の御詞にてこそさぶらふらめ、古はいと覺候はねば、歌のすがたに似ていひくだされたる樣に覺候、一々に申上て、見參にうけたまはらまほしく候物かな、御感もかうぶりさふらへかしと、あらましごとに思ひつゞけられ候事どもあまた所候、もし命いきて候はゞ、かならずわざといそぎ參候べし。

〔中宮亮顯輔家歌合〕長承三年九月十三日

題　月　紅葉　戀　●判者　前左衛門佐基俊〇中略

四番

左　大藏卿

岩間行八十氏川のはやき瀨にみなはたてどもやどる月影

右　彈正大弼維順朝臣

ながめする身は池水にあらねども心に月のすまぬよぞなき

左右歌、花實同神等級難定、雖然左歌徒多河情、少月辭、右歌偏存月思無餘趣、仍以右爲勝、〇中略

六番

左　神祇伯

おなじくは朝日の影にうつるまでおばしな入そ山端の月

右　修理權大夫行宗朝臣

雲晴て庭さえわたる月影は手にもたまらぬ秋の雪哉

左歌、上句同字、頗以卑陋歟、又何爲不賞今夕停午之光、空可惜明朝寅卯之影哉、事義云相違、豪既哉、右歌、文體雖似可視、於辭有狐疑、手にもたまらぬ秋の雪とよめる、若有本文歟、將亦有證歌歟、井蛙智短、已迷心緒、聞正說決雌雄、但右歌製體頗可也、云爲之間、暫以右爲勝、

〔石清水若宮歌合〕寬喜四年三月廿五日　判者　權中納言定家〇中略

十七番

左　大神式賢

をしなべて霞の衣たつた川春の色とや浪もおるらん

右勝　沙彌寂身

音羽川せきいれし人の心までかすめば見えぬ春の曙

左歌無其難、右歌於權中納言小野山庄、伊勢所詠之心歟、依聽此道、可賞其源、昔能因下車忽拜路頭之結松、今微臣染筆、爭輕瀧瀨之餘流、仍爲勝、

十八番　暮山花

左　定家

たのみこしみ山の櫻けふやみる我身夕の春のひかりを

右勝　俊成卿女

月影もうつろふ花にかはる色の夕を春もみよし野の山

左歌、久仰宗廟之冥鑒、適浴聖朝之天恩、雖恥老耄之至極、猶喜信心之不空、纔述其志、更非宜詞、右

以歌爲判詞

歌可謂妖艶之姿、足于握翫、爲勝、

〔三十六番歌合〕文龜三年六月十四日　判者　左衛門督藤原朝臣爲廣

一番　樹陰夏月

左勝　女房

蟬の聲しぐれし跡に待出て木葉色づく月ぞもりくる

右　式部卿親王

明やすき空だにあるを夏山の木の間の月は見る程もなし

左歌、聽蟬聲於瓊樹、疑時雨之在枝頭、見月影於瓊林、誤秋色之入葉間、其詞妖艶、而其心甚深者歟、

右歌、短宵早明、僅望殘月之掛林梢、風體雖異他、餘情難及左者歟、

〔增鏡一おどろの下〕千五百番の歌合せさせ給しにも、すぐれたるかぎりをえらばせ給て、其道のひじりたち判しけるに、やがて院〇後鳥羽もくはゝらせ給ながら、なほこのなみにはたちおよびがたしとひげせさせ給て、はんのことばをばしるされず、御うたにてまさりおとれる心ざしばかりをあらはし給へる、中々いとえむに侍けり、

〔扶桑拾葉集十一〕千五百番歌合勅判序　後鳥羽天皇

おの〳〵たてまつれる百首をつがひて、廿卷の歌合として、人々判し申すうち、二卷よしあしをさだめ申べきにて侍るに、愚意のおよぶところ、勝劣ばかりはつくべしといへども、難におきては、いかに申べしともおぼへ侍らず、左右の下には、文字ばかりをつけば、無下にねんなき樣なるべし、よりて判のこと葉の所に、かたのやうに三十一字をつらねて、句のかみごとに、勝劣の字ばかりをさだめ申べきなり、

〔新拾遺和歌集二十折句〕千五百番歌合を、折句にて判せさせ給うけるに、おなじほど、

後鳥羽院御製

をかのべのならの落葉にしぐれふりほの〴〵いづるとほ山の月

〔若狹守通宗朝臣女子達歌合〕應徳三年三月十九日、於二七條亭一　判者　通俊朝臣〇中略

二番　櫻

左　持

さくら咲はるの山べは雪消ぬこしのしらねのこゝちこそすれ

右

山ざくらちらぬかぎりはしら雲のはれせぬ峯とみえわたる哉

左歌右のうた、どもにめづらしきふしなけれど、あるはこしのしらね、あるははれせぬ峯などいへる程、おの〳〵いひなれうためきたり、

さきまさる匂ひぞみえぬ櫻花いづれか人のわきて折べき

〔住吉歌合〕大治三年九月廿八日、參二社頭一合之、　判者　神祇伯顯仲卿〇中略

三番　鹿寄レ曉

左　親房

しら露のおきいで聞ばさほ山に曉かけてをじか鳴なり

右　重道

柴の戸を嵐の過る明方に妻よぶ鹿は聲たてつなり

左右ともに、物によせられたるさまくだけて侍れど、今すこし左やすゝみて、

さ衣の袂すゞしき風よりもを鹿の聲ぞ身にはしみける

〔右衞門督家歌合〕久安五年六月廿八日、於二中御門亭一合之、

題　秋月　九月盡　戀　　判者　左京大夫顯輔〇中略

四番　戀

左　　賴保

いかならんことの葉にてかなびくべき戀しといふはかひなかりけり

右　　賴佐

篠すゝき忍びかねてそいはれの、荻の下葉の亂有まし

左歌、心こと葉いと〳〵おかし。

とにかくに右はこゝろにかなはねば左かちとや人はみるらん

〔將軍家歌合〕文明十四年六月十日　　判者　大納言入道榮雅

一番　原上霞

左　　前關白

霜がれの尾花がすゑの春風にかすむ浪よるむさし野の原

右　　關白

いつまでかありとは見えしその原や春は霞にきゆる箒木

此歌合判申べきよし承に、ことなる難もはべらず、しかれば左右のかたはらに、勝負の字を付侍るべきにやとおもひたまへど、さすがことたらぬ樣にやはべらん、例なきにしもあらねば、假名の五字を句の上におきて、三十一字をつらね侍りて雌雄をあらはし侍るべし、尋常の歌をだに、はか〴〵しくつゞけ侍らぬ身に、まして句ごとに文字をおかんとはかり、かたのやうに書侍るなるべし。凡おろかなる心に、和歌の浦のよしあしを分がたきのみにあらず、浪のしはにおほゝれはべれば、かたはらいたきひがごとのみぞおほかるべき。

み吉野はきのふにかはるはるきぬとまづうち霞むけふや見ゆ覽

二番

左　　　　　　　　　　　　　　權大納言義―

ふるさとは霞にこむるみよしのゝみかきがはらに春や立らむ

右　　　　　　　　　　　　　　沙彌宋世

春といへば霞も八重のあしふきにひまこそみえね小屋の松原

わが園にきなく鶯かへるなよたけのまがきのしばしすみかに　○中略

四番

左　　　　　　　　　　　　　　前大納言爲富

泊瀨路やあけゆく春の色もなし霞にくもるひはらまきはら

右　　　　　　　　　　　　　　前大僧正增運

春やたつきのふは雪もふる里のみかきが原のうちかすみつゝ

みねの雪かつや春とてきえぬらんかすみぞ今朝はちへにみえける

〔豐原統秋自歌合〕一番　春

左勝　音羽河

春きぬと岩波高し音羽河はやくも氷とけやしぬらむ

右　玉島河

河かせにゐでこす浪の玉島やえだにもぬける青柳の露

おしなべてとくる氷のはつ花やかすみのさきのはるをみす覽　○中略

六番

左勝　鹽竈浦

こぐ舟のつなでくるしき鹽がまも春にうらみぬ浦の明ぼの

右　宇津山

夢にだにあひみぬ花の春ながらたどるやうつゝうつの山越

つきもこゝなみもたゞこゝてらすころにほてる匂ひそら霞ゆく〇中略

右五十番歌合、崑玉也、麗金也、叩以其詞難論雌雄、只爲來命之不推止、纔綴折句沓冠等和歌述其意、狂斐不足成章、蓋供一莞而已、

明應庚申曆孟陽廿三日書之　御判

以詩爲判詞

〔詩歌合〕權律師守遍

一番　早春鶯

左持

春寒未滅舊巢雪、音嫩相和新柳風、

右

雪殘る深山のさとは鶯のなくねばかりに春やきぬらん

周詩和語雖詞異、宿雪早鶯應與同、〇中略

十七番　山路月

左

洞庭不拂秋霜上、林徑無蹤夜雪中、

右勝

さまるべきふもとのさとを行過てこゆる山路の月をこそみれ

陳状

詩詞可案末三字、歌意猶佳凡一篇、〇中略

廿二番　雪中山水望

左勝

樵客荷花薪尚重、漁人歌月艇遲歸、

右

吹おろす比良の嵐に埋れて麓の浦も峯のしら雪

湖心山頂尋常興、樵客漁人勝絕情、

〔袋草紙遺編〕三十講歌合〇中略

故人云、和歌判者ハ、非荒涼者所為一者家重代者、若ハ達道者、次者高貴有威權人云々、予今案、雖如此之輩、皆難遁誹謗歟、弘徽殿女御歌合、義忠判之、家經并相模等加難判、承曆二年歌合、六條右府判之、又有難判、

〔袋草紙遺編〕延喜十三年亭子院歌合〇中略

故春宮大夫顯輔歌合、俊頼判之而基俊加難判、賀陽院歌合經信卿判、櫻題歌、伯母與匡房合之、判者定持、而伯母大攀緣して、後日訴申殿下、經信聞之、以消息且陳送、伯母亦陳之、但區々末生之意、件番勝負無私見之如何、奈良花林院歌合、基俊判、後日作者宗延法師出陳帖、皇后宮春秋歌合、堀川右府判大輔歌依病負畢、而有病歌、古歌合に多出を稱て、於以有執氣、高倉一宮歌合、同大臣判、資業卿櫻歌定負、後日宇治殿下閑居時、資業參入候氣色、殿下令問云誰人哉答云資業、被仰云何等事哉、申云、可訴申之事候、亦仰云如何、資業纔に彼櫻歌を讀上云、是以何處惡て負候哉、除愁思給候云々、殿下暫案仰云、所申尤然云々、資業逡巡て申云、是を為承候、百除鬱思給也、有悅氣退出云々、凡和歌評定、叶傍輩之意事、極大事也、況面々作者意哉、先賢皆如此、能々可用意事也、

〔玉海〕承安三年三月廿一日癸丑、今日淸輔朝臣來、談和歌事等、去年多敎長入道結構和歌合、件判者彼朝臣也、而作者道因(敦賴法師)和歌五首之中、二首負三首持、因之大怒、以自歌無其難之由書狀、送淸輔之許、件狀之旨、太嗚呼也云、余覩之一々不得道理、淸輔云、雖可陳返、論敵還可有恥、仍如不聞入、代々人定見理非歟云々、尤然事也、但淸輔之評、破敦賴陳狀、樣々令加難之落書出來云々、則持來披見之處、次第理非分明、一々有其謂、無疑淸輔之所爲也、件朝臣於和歌之道不恥上古之人也、可貴可貴、

〔顯昭陳狀〕春上(○中略)

若草　　右　信定

霜おきし去年の枯葉の殘るませにそれとも見えぬ春の若草

左方申云、右歌腰の六文字きゝにくゝや、

判云、こそのかれはの殘るませにそれとも見えぬ春の若草といへる、いとおかしくこそ侍めれ、五文字六七文字は常事なり、始て不及難歟、抑左方人、腰句何句を稱申哉、稱腰句は、四韻詩第三對句也、和歌に有稱腰折事は、中五文字と、下七々離別せるを云也、是等未得の故也、又云、世間和歌腰句何所乎、中五字計は腰胸不分明事也、中五字を爲腰者、殊外に上六寸也、和歌式に、准八病蜂腰鶴膝など申事は、また同字有三歌蜂腰、同字有四歌鶴膝など、こそ申めれ、腰句たゞ韵詞の謂也、是非歌事、雖爲無益、晴時如此謂置者、此道亂逆也、仍所咨申也、

顯昭陳申云、此番左右雖非愚詠、以第三句稱腰句事、爲左方難之故、評定之時定申歟、仍所陳申也、考參議濱成卿式云、査體有七、中亦有頭無尾、腰已上爲頭、第三句爲腰、腰以下爲尾、四五等句是也、又雜體有十、中六頭古腰新、以古事陳發句、以新意陳三句、是爲雅麗也、以古事陳於初句、故曰頭古、陳新意者於三句、是故曰腰新、七頭新腰古、以新意陳發句、以古事陳三句、云八頭古腰古、第一句陳於故事爲頭、第三句陳於故事爲腰、頭幷腰陳於故事、故曰頭古腰古、已上件式略注進之、然者左方

人以第三句稱腰句、已存式文、可謂道之興隆、何爲道亂逆乎、以第三句稱腰之時、上六寸之條爲和歌之本體歟、何始改其姿乎、

同題　　　　　　左　顯昭

あれぬればなはたつ駒をいかにして繋ぎとむらんのべの初草

右方申云、左方歌、詞花集俊惠歌云、まこも草つのぐみ渡る澤邊には繋がぬ駒も放れざりけり、其心同じきうへに、なはたつをふしにゑたる、それも耳に立樣也、

判云、左歌、俊惠法師歌に相似之由、右方申云、かやうの心はさらでも常事也、但平貞文が歌に、拾遺に、たゝにはよらで春駒のつなひきするぞなはたつときくと詠せるは、女によせて名立といへる也、是は偏に繩を斷と云る、尤凡なるにや、

顯昭陳申云、考萬葉云、うまやなるなはたつ駒のをくゑなへ妹がいひしををきてかなしも、此歌を思ひて、貞文が女によせて、名は立と詠せる成べし、たとひ萬葉集の歌をゑらずとも、風情自然に相叶歟、然ば萬葉集の本歌を思ひてよまん時は、女によせて名は立といはずとも、たゞ繩を斷駒とよめらん無失歟、何をおさへて尤凡也と可被定乎、萬葉の詞何ぞ可凡乎、又俊惠歌、つながぬ駒はなれず、今按は繋留らんと云り、つなぐ詞頗かよへる事也、强此歌の宗とのふしとは不存也、

〔蓮性陳狀〕畏て申上候、十首御歌合よにゆかしくおぼえ候へど、いまだ見及候はぬに、一日或人つたへ聞候とて、おろ〳〵かたり候し中に、蓮性番六首まで勝とうけ給り候へば、且面目身にあまりて悅承候、四首の負更にいたむところにあらず、但判のおもむき、定めてひがごと承て侍りつらめど、いさゝかおぼつかなき事どもつゞりゑるし申候、

十番左、春は今と渡りくらし、天の原雲井遙に今朝はかすめる、霞の歌に、今と今朝と判者〇藤原爲

家難申て候なる、誠にさりがたきあやまりにて候、老のほれおもひ忘られ候へども、建保内裏百首御歌合に、西園寺入道相國〇藤原公經爪木こる山路は今や絶ぬらん里だにふかき今朝の忘ら雪、判者定家卿不難之、可爲勝之由定申、其上此歌已に新勅撰に撰入られて候にこそ、おほかたけさを今朝と書て、今の字同じと難候はん、あまりある事にや、かく申候へば、五月雨とて月とも詠じ、時雨とて時とはよむまじきにて候にや、それはさる事にて、けさを必今朝とかゝざる事も候はん、日本紀には、明旦と書てけさとよみて候にや、今度の御歌合の判の詞には、日本紀までも勘載られたるよし聞え候へば、今申上候明旦の字も、定て存知の事にてこそ候らめとおぼえ候、又延喜聖代には、菅家新撰萬葉を撰奉られ候、彼集には、朝の字ばかりをけさとよみて候、北野の聖廟、さだめて御ひがごとなく候らめど、仰て信をとり候、但萬葉には、今朝今旦など書たる本も候へば、これにつきて難じ申され候らん、のがるゝ所なく候へども、萬葉も、文字づかひ卷ごとにかはりたる事にて、眞名書假名書、或は義をもつてこれをよませ、或は字をもつてこれを釋しゝるものにて候などゝぞ、先達申傳へたる事にて候へば、件集の漢字につきて、歌の難有べきにて候はば、つるかもなどの詞を、鶴鴨の字を書て候へば、若此鳥を題に得て詠じ候はん時は、彼字は病にて有べきにや候らん、〇中略是も皆老耄のあまり、ひがごとのみこそ候らめ、披露ゆめ〳〵あるまじき御事にて候、判者もれうけ給候はゞ、定て老の恥も、いよ〳〵顯れさぶらひぬといたみおぼえ候へど、此道をおこしおこなはせおはしまし候御時にあひ候ぬれば、かやうに申候事も、又ふるき跡なきに候はねば、道にふけるこゝろざしばかりにひかれて、はゞかりをわすれぬるに候、此やうをば心得御披露の後はひきやぶらるべく候、あなかしこ、

寶治二年九月、仙洞歌合披露之後、入道正三位知家卿〇蓮性以此狀、就大藏卿定嗣卿院奏之云々、

〔和歌深秘抄〕仙洞の御歌合に、人にかはりて、堯孝法印、

いまよりはみどりの洞もよそならぬ竹のそのふの陰をあふがん、後成恩寺殿〇藤原兼良判云、みどりのほらもよそならぬといへる、よそならぬいかゞ侍らんと有、みどりのほらはもとより仙洞の御事なり、然るによそならぬにとがめ給ふ事いかゞとて、後日に尭孝法印一條殿〇兼良へ御不審あるよしあり、いかゞ、此緑洞竹園の御事はまぎれなし、歌合褒貶など後日に不審ある事古來これおほし、賊過て弓をはるたとへなれども、たしなみけいこ、こゝろざしの行所これなり、

〔在民部卿家歌合〕左には、山のかたを洲濱につくり、右にはあれたるやどのかたを、すはまにつくりてありける、

郭公

一番

左勝

夏ふかき山里なれど郭公聲はしげくもきこえざりけり

右

あれにける宿のこずゑは高けれど山ほとゝぎすまれになくなり

〔玉勝間十三〕歌合といふ事のはじまり

歌合といふわざは、いづれの御世のころよりかはじまりけむ、古今集に、仁和の中將御息所の家の歌合といふこと見え、新勅撰集夏部に、中納言行平家のうた合、又戀三に、陽成院歌合など見えたり、これら寛平よりさき也、

〇按ズルニ、在民部卿ハ在原行平ニシテ、三代實錄ニ據ルニ、行平ハ、清和天皇ノ元慶八年三月ニ、中納言ニシテ民部卿ヲ兼子、陽成天皇ノ仁和三年四月ニ致仕セリ、

〔寛平御時后宮歌合〕春歌二十番

左　紀友則

花のかを風のたよりにたぐへてぞ鶯さそふしるべにはやる

右　源當純

谷風にとくる氷のひまごとにうちいづる波や春のはつ花

左　素性

散と見てあるべきものを梅の花うたて匂ひの袖にとまれる

右　藤原興風

聲たへずなけや鶯一とせに二たびとだにくべき春かは

〔十訓抄 四〕寛平歌合に初鴈を　友則

春霞かすみていにし鴈がねの今ぞ鳴なる秋霧の上に、とよめる左方にて有けるに、五文字を詠じたりける時、右方の人こゑ〲くわらひけりさて次の句に、かすみていにしといひけるにこそ音もせず成にけれ、物を聞もはてず、ひたさわぎにわらふ事有まじき事也、またさやうにおもひかけぬこともよむまじきにや、またひじ有て誠のあやまりをしたりとも、我ためくるしみのなからんに、強ちに難じそしりても何かせん、

〔日本紀略 四 村上〕應和二年八月廿日乙巳、御讀經竟、今日殿上侍臣、設和歌負態、去五月庚申日〇四夜男女房獻和歌、男方負、仍所爲也、

〔古今著聞集 五 和歌〕一條院の御時、正暦四年五月五日帶刀陣に、十番の歌合ありけるに、第十の番戀のうたに、

あふ事の夢ばかりにもなぐさまばうつゝにものはおもはざらまし

思ひつゝこひつゝはねじあふと見る夢もさめてはくやしかりけり

このつがひをみて、たれか志たりけん、歌をよみて帶刀陣におくりける、

さはべのもみぎはのかたもあやめ草おなじ心にひくと志らずや

返事

おりたちてひくと志りせばあやめ草ねたくみぎはになにまさるらん

〔日本紀略十二三條〕長和四年四月八日丁巳、其日太宰帥親王〇敦康家有歌合、題云花殘春意駐、

〔續世繼四をのゝ御幸〕大二條殿〇藤原教通の女君は、後朱雀院の女御におはせし、〇中略長久二年に歌合せさせ給へりしに、良暹法師の人にかはりて、

みかくれてすだくかはづのもろ聲にさわぎぞわたるゐでのうき草とよめる、この歌合のうたなり、兼長の君は、おのがかげをやともとみるらんとよみ、永成法師は、いのちはことのかずならずとよめる、かやうのよき歌どももおほく侍、

〔後拾遺和歌集一春〕長久二年、弘徽殿女御歌合志侍けるに、春駒をよめる、　源兼長

たちばなの澤邊になるゝ春駒はおのがかげをや友と見るらん

〔後拾遺和歌集十一戀一〕長久二年、弘徽殿女御家に、歌合志けるによめる、　永成法師

こひ志なん命はことのかずならでつれなき人のはてぞゆかしき

〔續世繼一菊の宴〕おなじき〇永承四年十一月〇九日に、殿上の歌合せさせたまひき、むらかみの御時〇天暦十年三月二十九日花山院など〇寛和二年ののち、めづらしく侍るに、いとやさしくおはしましゝにこそ、能因法師のいはねの松もきみがためと、一番の歌によみて侍る、このみちのすきもの時にあひて侍りき、たつたの川のにしきなりけりといふうたも、このたびよみて侍るぞかし、

〔後拾遺和歌集五秋〕永承四年、内裏歌合によめる、　能因法師

嵐吹みむろの山のもみぢばは立田の川のにしきなりけり

能因法師

〔後拾遺和歌集 賀七〕永承四年、内裏歌合に松をよめる、

かすが山岩ねの松は君がためちとせのみかは萬よぞへん

〔榮花物語 三十九 布引の瀧〕三月〇永承二年 晦日、内にうたあはせせさせ給、れいの左右いどみ、えもいはぬすはまなどれいのことなり、なにごとにもいとめでたくおはします代にこそ、集など人々にめしてえらせ給、すぎにしことをうしなはじ、いまよりのことをもちらさじとある、こきんの志よおもひいでられける、むかしにかへりておほゐの行幸〇承保三年十月二十四日 うたあはせなどいとおかしき御ときになん、

〔百練抄 五白河〕承暦二年四月卅日、於禁裏有歌合十五番、去三月廿八日、依一品宮御出家延引

〔長明無名抄〕一建春門院〇後白河皇后 の殿上の歌合に、關路落葉といふ題に、頼政卿、

都にはまだ青葉にてみしかども紅葉散しく白川の關、とよまれて侍しを、其たび此題の歌をあまたよみて、當日まで思ひ煩ひて、俊惠をよびて見せあはせければ、この歌は、かの能因が秋かぜぞふく白川のせきといふ歌ににて侍り、されどこれは出ばえすべき也、かのうたならねど、かくもとりなしてんとへしげによめるとこそみえたれ、にたりとて難とすべきさまにはあらずとはかりければ、今車さしよせてのられけるとき、貴房のはからひを信じて、さらばこれを出すべきにこそ、のちのとがをばかけ申べしといひかけて出られけり、そのたび、この歌思ひのごとくいでばえしてかちにければ、すなはちよろこびいひつかはしたりける返事に、見る所ありて志か申したりしかど、勝負きかざりしほどは、あひなくよそにてむねつぶれ侍しに、いみじきかう名志たりとなん、心ばかりはおぼえ侍しとぞ、俊惠かたり侍し、

〔玉海〕治承三年十月十八日壬寅、此日密々歌合也、左右分方撰歌所合也、今旦俊慧已下左方人等參會殿中也撰之、及秉燭撰了、淸書之後合之、歌人七八人許參上、題十首、歌人廿人、左十人右十人 各數日瀝思、

凡今度會、以秀逸出來爲望、心中祈願之、今夜不付勝負、明日遣使成入道之許可令判也、依爲桑門不座列、又依判者不接座、其儀密々也、余〇藤原經實詠稱女房、

〔增鏡〕三藤衣 隱岐島〇後鳥羽には、あさましのとしのつもりやと、御よはひにそへてもつきせぬ御なげきぐさのみしげりそふ、なぐさめにはおぼしなれにしことゝて、しき島のみちにのみぞ御心をのべける、宮こへもたよりにつけつゝ、題をつかはし歌をめせば、あはれにわすれがたく戀きこゆるむかしの人々、我も〳〵とたてまつれるを、つれ〳〵におぼさるゝあまりに、身づから判して御らんせられにけり、家隆の二位も、いまゝでいける思ひいでに、これをだにとあはれにかたじけなくて、こと人々のうたをも、こゝよりぞとりあつめてまゐらせける、むかしの秀能は、ありしみだれののち、かしらおろしてふかくこもりゐたり、如願とぞいひける、それも此たびの御歌合にめせば、いまさらにそのかみの事、さこそは思ひいづらめ、

〔古今著聞集〕五和歌 順德院御位の時、當座の歌合有けり、作者の名をかくして衆議判にて侍けるに、古寺月といふことを、知家朝臣つかうまつりける、

むかし思ふたかのゝ山の深き夜にあかつきとほくすめる月かげ、此歌叡慮に叶ひて頻に御感有けり、厚紙を懸物に積れたりけるに、事果て人々罷出けるに、藏人左兵衛權少尉橘親季を御使にて、知家朝臣出けるに追附せて、古寺の月の歌殊叡感あり、勅祿を給也とて、重ねて紙を給はせけり、知家朝臣申けるは、忝く勅祿に給はる紙、いかでか私用仕べき、明日やがて住吉の御幣に奉べきよし披露すべきよし申て罷出にけり、

〔井蛙抄〕六 小倉〇藤原公雄云、文永二年九月十三日、龜山殿五首歌合、近比嚴重の公宴也き、大殿執柄大臣あまた參られ候き、其時山紅葉懸詠〇公雄に、ちりぬべき秋のあらしの山の名にかねてもをしき木々の紅葉ばと詠じたりしを、再三御詠吟、叡感之氣、山階左府〇實雄中座におりて、向御前揖して案天

德之例、天氣依有右兼盛歌、被付勝字畢、此歌可申請勝字由被申、人々同申之處、眞觀申云、相手歌をぐら山今一たびも時雨なばみゆき待間の色やまさらん、今一たびのみゆきまたなんの芳躅も難被弃捐之上、紅葉にちりぬべきと詠ず、古き歌合に級如歌義也、傍若無人なり云々、

〔増鏡八飛鳥川〕一院〇後嵯峨は、御本意とげん事をやう〳〵おぼす、その年〇文永五年の九月十三夜、白川殿にて月御らんずるに、上達部殿上人、例のおほくまゐりつどふ、御歌合ありしかば、内の女房どもめされて、色々のひき物、源氏五十四帖の心、さま〴〵の風流にして、上達部殿上人までもわかちたまはす、院の御製、

我のみや影もかはらむあすか川おなじ淵せに月はすむとも、〇中略この御歌にてぞ、御ほいの事おぼしさだめけりと、みな人袖をしぼりて、こゝろもかはりけり、あはれにこそ、民部卿入道爲家判せさせられけるにも、身をせめ心をくだきて、かきやるかたも侍らずとかやそうしけり、

〔増鏡十三秋の深山〕院にも内にも、あさまつり事のひま〳〵には、御歌合のみしげうきこえし中に、元亨元年八月十五夜かとよ、つねよりことに月おもしろかりしに、うへ〇後醍醐萩の戸にいでさせ給ひて、ことなる御あそびなどもあらまほしげなる夜なれど、春日の御榊うつし殿におはしますころにて、絲竹のしらべはをりあしければ、れいのたゞうち〳〵御歌合あるべしとて、侍從の中納言爲藤めされて、にはかに題たてまつる、殿上にさぶらふかぎり、左右おなじ程の歌よみをえらせ給、左内のうへ、春宮大夫公賢、左衞門督公敏、侍從中納言爲藤、中宮權大夫師賢、宰相雅織、昭訓門院の春日、爲世女右は藤大納言爲世、富小路大納言實敎、洞院中納言季雄、公緖、宰相實任、少將内侍、爲信女忠定朝臣、爲冬、爲守などいふ藥師も、この道のすき物なりとてめしくはへらる、衞士のたく火も月の名たてにやとて、安福殿へ渡らせ給ふ、忠定中將晝の御座の御はかしをとりてまゐる、殿上のかみの戸をいでさせ給て、無名門より右近の陣の前をすぎさせ給へば、やり水に月のう

つれるいとおもしろし、あむふくでんのつり殿にしやうじたて、、ひんがし面におはします、上達部はすのこの高欄にせなかおしあてつゝ、殿上人は庭にさぶらひあへるもいとえんなり、池の御舟さしよせて、左右の講師たかすけ、爲多のせらる、御みきなどまゐるさまも、うるはしきことよりはえんになまめかし、人々の歌いたくけしきばみて、とみにもたてまつらず、いと心もとなし、てる月なみもくもりなき池のかゞみに、いはねどしるき秋のもなかは、げにいとことなる空のけしきに、月もかたぶきぬ、あけがたちかうなりにけり、うへの御製、

かねのおともかたぶく月にかこたれて、をしと思ふ夜はこよひなりけり、と講じあげたる程、景陽の鐘もひゞきをそへたる、をりからいみじうなん、いづれもけしうはあらぬ歌どもおほくきこえしかど、御製の鐘のおとにまされるはなかりしにや、

〔武州江戸歌合〕文明六年六月十七日

心敬 持一、負二、　　賢雄 負三

平盛 勝二、持一、　　増上寺長老 音譽 持一、負二、

太田 道灌 勝二、持一、　　珠阿 持一、負二、

木戸參河守 孝範 勝一、持一、負一、　　大山大和守 資俊 持一、負二、

與山宗普 好継 勝二、持一、　　快承 持三

卜巖 勝一、持一、負一、　　資常 持一、負二、

宗信 勝一、持一、　　瑞泉坊 持一、負二、

惠仲 勝二、持一、　　資忠 勝二

長治 持二、負一、

判者心敬、講師平盛、

陪翁云、種桃無李實、夫太田道灌者、源三位頼政十代之後胤也、左文右武之美譽芳聲尤喧于世、故於武城張行此歌合、招心敬法師仰判者了、自歌英雄拔群也、而今從灌公六代之孫枝、太田備中守源朝臣資守、令予謄寫之次、八番右之和歌一篇脱漏、可補之云々、寔雖似續貂尾、此番當持歟、若依之可免其罪、但後世胡盧可笑耳、

寛永十三年五月十八日　亞槐藤〇烏丸光廣判

〔文明九年七月七日七首歌合〕判者　一條禪閤兼良〇中略

一卷の奧に、白紙の二ひら三ひら殘りければ、筆のつかさとる次に、長歌のやうなる物をぞかきつけ侍ける、

あはれいかに、ふ月七日の雲のうへ、〇中略ねてあかさむも、さすがにて、廿の人をえらびつゝ、けふの日數の、やまとうた、ほの〴〵よめの、勅なれば、仰をかしこみ、人々は、和歌の浦半の、もしほ草、かきあつめてぞ、たてまつる、〇中略これを七十に、つがひつゝ、左右にと、あらそへば、文のみちにも、ものゝふの、たけき心は、有ぬべし、〇中略難波のうらの、よしあしを、こゝろに分て、はりまなる、しかまの市に、かちまけを、しるしつけよの、御ことのり、いかにせむとも、またしらず、つら〳〵つばき、つらつらに、思ひほどけば、いなみの、ゝいなみ申さん、道なくて、人のみえめは、はづかしの、森のくちばを、ひろひあつめ、さほの川行、水ぐきの、跡にまかせて、かくとしらなん、

〔將軍家歌合〕榮雅上

此歌合、文明十四年七月上洛之時、自大納言殿〇足利義尚給短冊卅枚、可獻題之由蒙仰之間、則進之、俄被與配卅人、被成歌合云々、後七月、於比叡山東坂本旅宿、依仰早速加判詞、不及思案、任筆、恐怖々々、

〔元長卿記〕文龜三年六月十四日、今日著到和歌滿日、各可伺候由、兼侍從大納言〇實隆等申合、以次一獻如形、可申沙汰云々、次御歌合事、去月廿日頃有被仰合旨、仍廿六日予令申沙汰、依爲內儀非職事

攝家淸華之丞相持向勅題、大納言已下、以廻文相觸之、可爲御歌合由、內々其沙汰候也、

樹陰　水邊　夏月　納涼　寄道祝言

右題、來月十四日、凝風情可令詠進給由被仰下候也、

五月廿六日　元長

中御門大納言殿

侍從大納言殿〈○中略〉

御人數此外式部卿宮〈○邦高親王〉准后〈政家公〉一條前關白、前左大臣〈政長公〉左大臣〈公興公〉宰相中將殿、法中座主宮〈○堯胤法親王〉仁和寺宮〈○道永法親王〉愚詠獻之、一條前關白、花山院前左大臣、裹高檀紙、以細切紙卷腰被付封、如申文、中納言入道、以紙〈書名字二字〉如帶引廻テ結テ、直結ニシテ切テ不引墨、飛鳥井宰相、立紙ヲ以テ裹懷紙、入文筥、緒ヲ結、緒ノ結目ニ切紙判ヲ書テ、直結ニシテ切テ墨ヲ付、封之法相違如何、各付予許、雖相待及遲々間、少々取集、先未剋許參內、著到衆未參集、於御所殘懷紙等待調間、未及奏覽、遲々方遣使者、少々又到來、御尋之間、不調由申入、且可入見參由仰之間、持參御前〈御三間〉後、隨到來進上之、著到衆漸以參集書之、次有一獻、明日侍從大納言相伴令祗候、番之事可致沙汰由被仰下、畏由申入了、子剋許退出、　十五日、未剋參內、宰相於御前先予一身書之、侍從大納言遲々間也、懷紙三四書之間祗候、相共書之、番之樣申合了、隨番結緘之、三十六番事終、閉懷紙、法中各別閉テ書裹書、　十七日、午下剋參內、依當番也、被召御前、種々有勅語之旨、御歌合御料紙今日到來、明日可被出由有仰、不退出候宿、　十八日、早旦退出、隨身御歌合則令書之、午剋許終功間、持向侍從大納言許、令校合、直持向勾當內侍局、付進上了、早速條神妙之由有叡感、餘分之料紙、奧可切之由依仰切之、裏引合二枚置、柳筥、以水引結、中遣左衞門督〈○冷泉爲廣〉判詞可書進上之由可申旨有仰、可持向之由

申入退出、則可持向處、彼宿所革堂之內也、有知識之談義、甲乙人成群由風聞之間、相待分散時分、令猶豫了、雨下知昨日、則雖屬晴、陰氣未散、向左衛門督許對面、判詞事未練、旁斟酌之由再三故障、予不可然之由問答、然者先預置由申了、則謁勾當局申入退出

〔實隆公記〕文龜三年七月廿六日庚寅、早朝甘露寺中納言長○元來、御歌合作者間事談之、位署等悉可爲晴儀哉否之條不審、先大概書中書持參之間、予云、應永康正文明等之御歌合、可爲指南之事也、內內伺時宜可然哉之由入魂之處、無程彼度々御歌合持參之、所詮、康正度可爲指南之外、又可摸應永之由相談合治定了、其子細見御歌合事、不能巨細、

〔寄居歌談 一〕天保のはじめのころにやありけん、萩にて名たゝるすき人ども、六百番の歌合を催し行ひける事なんありし、めづらしき會とて、かたみにいどみかはして、心をつくしよみ出たりければ、いづれもおとらざりけり、はじめのほどは、おの〳〵輪轉にて、この月はなにがし亭、この月はくれがしが家など、めぐらしてつどひけるに、難陳やう〳〵むつかしくなりゆき、左右ますますこゑたかくいひつのりつゝ、獨鈷かまくびのあらそひに、夜のあくることたびかさなりしかば、おいたるおやなどは、何事にかとおちおそれて、この會わが許にてすることはふようにすべきよしいひて、その後引うけざりしかば、せんかたなさに、椿町といふ處に冷泉古風がすまれるものあり、これがもとをかりて二三度催しぬ、しかるに雲雀をだいにて、勝間田盛稔左方より、

水草の清き原野にたつ雲雀すめばこゝもとおもひ捨らん、といふ歌を出せり、弘正方右方にて、この句のにもじをとがめて、をならでは庶幾しがたしと難じたり、盛稔證歌あまた引て陳じたれども、正方また更にその證歌の當否をあげつらひて、はて〳〵は雲雀のうたはよそにして、いみじきあらそひになりにけり、外はらうがはしき大路なり、內はほどなき小家なり、ゆきかふ人みな足をとゞめて、すは喧嘩こそおこりたれ、さいひつる事よ、この人々のやくなき歌あそび

して、なじかはよからんなど、口さがなくさへづるに、家あるじ聞かねて、かう人の立こみてあざけり侍る事、もし公に聞え侍らば、君たちゆゑにおのれさへからきめみるべきなりとわぶれば、すべなくて、こゝにつどふ事もえせずなりにけり、さはいかゞはせん、寺院こそおのづから世ばなれて、立きく人もすくなければ、しかるべけれとて、さるゆかりありて、弘法寺の客殿をかりつれど、いよ〳〵難陳むつかしうなりて、物くゑはしきまでいひさわぎければ、またおひやらはれぬ、今はいづこもふたげられにたり、さりとてたま〳〵思ひたちつる事をと、口をしうなりて、玉江の川中は、ひんがし西の岸もはるかにて、いかやうにあげつらひきそふとも、人の耳にいる事あらじ、舟にて催してんとて、比しも八月のなかばなりければ、月もみがてら、夕つけてこぎいだしぬ、さてさやかなる波間のひかりには目もつけずて、まづ難陳にかゝりけるに、人氣とほき所といふに心ゆるびやしけん、例よりもいみじくて、子丑の比になりても、なほ一番のあげつらひ事きれず、棹とれるをのこは、あまりふくるにこうじて、ふなばたを枕にうちふしたり、人々は論のすさびに舟のゆくへもたどらで、流れにまかせたるに、いつのほどにか、やんごとなき御方の月見給ふ高殿のしたにとゞまりぬ、さるわたりともしらで、いとゞおほ聲にのゝしゑを、おもと人かしましがりて、下部におひやらふべくや仰せけん、行燈あまたともしつれて、何者ぞひざうなり、なりたかし、そこさしひらけとひしめくに、おどろきて、こはおぼえぬあやまちしたりけり、のちの罪こそおそろしけれと、波のあとかきけちて逃さりぬ、この後は舟の會をもせずなりて、今はいよ〳〵天地の間にこの歌合しをへつべきところはなくなれりと、人々うちなげきつゝ、中空にてこそやめにしか、われもさすがにわかきほどのすさびわざには、あやしき事もありけりとおもひ出るも、をかしうてなん、

〔文あはせ上〕ふみあはせのはしがき

こゝにくちをしきことこそあれ、このとしごろ思ひくはだてゝ、おのがもとに物ならふ人々長歌よみて、其うたをひだり右につがひ、長歌合といふことものしてん、いとめづらしかりなましといどみかはして、大かたものしつるを、此ぬしたちにさきこされにけり、此文合いで來て後には、おのがもとなる長歌合は、六日のあやめとなりなましと思ふがねたきものから、かゝるめでたきすさびをきゝては、たゞにやはとてなぐなむ、文政三とせといふとしのさつき、都の旅居に筆とりて、清水濱臣しるす、

〔八雲御抄二作法〕一作者

凡天德寛和永承承暦等、皆撰歌合也、仍如近代、左右作者定員て不番、或左多右少、不定也、

〔八雲御抄二作法〕一番事

凡撰歌合は、其題に纔に撰出之上、不可謂合手人、亂合又勿論、唯取切て合人を許也、

〔増鏡一おどろの下〕清撰の御うたあはせとて、○中略建保二年長月のころ、すぐれたるかぎりぬきいで給めりしかば、いづれかおろかならん、中にもいみじかりし事は、第七番に左院○後鳥羽の御うた、

あかしがた浦路はれ行あさなぎにきりにこぎ入あまの釣舟とありしに、きたおもての中に藤原のひでよしとて、としごろもこのみちにゆりたるすきものなれば、めしくはへらるゝ事つねの事なれど、やむごとなき人々の歌だにも、あるは一首二首三首にはすぎざりしに、この秀能九首までめさせて、しかも院の御かたてにまゐれり、さてありつるあまのつり舟の御うたの右に、

契おきし山の木のはの下もみぢそめし衣に秋風ぞふくとよめりしは、その身のうへにとりて、ながき世のめいぼくなにゝかはあらんとぞきゝはべりし、

〔八雲御抄六用意〕第六によく〳〵思惟すべき事○中略

先年に、古今の歌の殊に心にしむをかきつがう事有き、左右をばなにとなくつがひたりしを、小町ゆめに見えていはく、われと伊勢とはならびたる女歌よみにて侍しを、この古今の御歌合に皆伊勢は左われは右につがはれて侍事、ふかきうれへなりといふ、ゆめさめてをどろきて、かの卷物をひらきみるに、つがひごとに伊せは左小町は右也、左右をさだめざりし事なればなにとなくつがひたるに、自然にかくかける事、今これをみるに、かつは恐かつは隨喜す、されば是程の事にも心をとゞめててらし見けん事、恐あるによりて、彼卷物をすなはち火中に入畢、

〔定家家隆兩卿撰歌合〕一番

左　　權中納言藤原朝臣定家

さとの海士のしほやき衣たち別れ馴れしもしらぬ春の鴈がね

右　　從二位藤原朝臣家隆

春もいまだ色にはいでずむさし野やわかむらさきの雪の下草○中略

此歌合者、於後鳥羽院御遠所〈隱岐島〉御閑居之間定給、

〔前十五番歌合〕公任卿撰

一番　　紀貫之

櫻ちる木の下風は寒からで空にしられぬ雪ぞふりける

凡河内躬恒

我宿の花みがてらに來る人はちりなん後ぞこひしかるべき○中略

十五番　　人丸

ほのぼのとあかしの浦の朝霧に島がくれ行舟をしぞ思ふ

山邊赤人

和歌の浦に潮みちくればかたをなみ蘆べをさしてたづ鳴渡る

〔三十六人撰〕四條大納言公任卿

柿本人丸 十首　紀貫之 同　凡河内躬恒 同　伊勢 同
大伴家持 三首　山邊赤人 同　在原業平 同　遍昭僧正 同
素性法師 同　紀友則 同　猿丸大夫 同　小野小町 同
兼輔卿 同　朝忠卿 同　敦忠卿 同　高光少將 同
源公忠 同　壬生忠峯 同　齋宮女御 同　大中臣賴基 同
藤原敏行 同　源重之 同　源宗于 同　源信明 同
藤原淸正 同　源順 同　藤原興風 同　淸原元輔 同
坂上是則 同　藤原元眞 同　小大君 同　藤原仲文 同
大中臣能宣 同　壬生忠見 同　平兼盛 十首　中務 同

〔袋草紙 三〕朗詠江註云、四條大納言(○公任)六條宮(○具平親王、後中書王)ニ被談曰、貫之歌仙也、宮曰、不可及人丸、納言曰、不可然、爰書秀歌十首後日被合、八首人丸勝、一首貫之勝、此歌持云々、(ナツノヨハフスカトスレバホトトギス)自此事起卅六人撰出來歟、件撰有不審、所謂深養父、元方、千里、定文等不入之、此人々豈劣賴基、仲文、元眞等之類乎、件撰中ニ兼盛歌云、

　朝日さすみねのしら雪むらぎえてはるのかすみはたなびきにけり、此歌腰句人々相分論之、或云未消之心也、又云頗消之意也、好忠等論云々、是見江注、予案之未消之儀不甘心乎、

〔三十六人歌仙傳〕匡房卿記曰、三十六人歌合事起者、公任大納言、語後中書王云、古今歌仙之中、貫之爲第一、中書王云、不如人麿云々、仍亟相撰出貫之秀歌十首合之、七首人丸勝、三首者貫之勝云云、

〔後六々撰〕刑部卿範兼卿

泉式部 十首　相模 同　惠慶法師 八首　赤染衛門 同
能因法師 同　伊勢大輔 同　曾禰好忠 六首　道命阿闍梨 同
藤原實方 五首　藤原道信 同　平貞文 四首　清原深養父 同
大江嘉言 同　源道濟 同　道雅卿 同　增基法師 同
公任卿 三首　大江千里 同　在原元方 同　輔親卿 同
高遠卿 同　馬內侍 同　藤原義孝 同　紫式部 同
道綱卿母 同　藤原長能 同　定頼卿 同　上東門院中將 同
兼覽王 二首　在原棟梁 同　文屋康秀 同　藤原忠房 同
菅原輔昭 同　大江匡衡 同　安法法師 同　清少納言 同

〔新三十六人撰〕かしこき建久のむかしのすべらぎよりはじめ奉りて、正元のいまのみこにいたらせおはしますまで、おほむ歌をうかゞひたてまつるのみにあらず、博陸槐門より下、いやしきつかさまでも、みかさ山その名たかく、天のゑたにその名ふりぬるを、三十六人にかぎりて、おのおの十首を記することあり、是和歌の浦のもしほ草は、はじめて書あつむるにあらずながらの橋のはし柱、ふるき跡とほきを聞わたりてなり、抑代々の御製におそれて、いれたてまつらざらば、ゆらのみなとのきよきなぎさの玉をみがき、つくば山のゑげき木葉をひろふ心ざし物うく、本意にたがひぬべきゆゑに、ひそかにこれをのせたてまつれる成べし、さるはおほ船のまかぢとりたてたる見所もなかるべし、もとより性つたなければ、十にしてひとつもうる事かたき物ながら、とまらぬ年のより竹は、心にそむる一ふしもかつはわすれぬれば、さこそはあやまりゑげく侍らめなれども、世のためにしてあつめず、人のためにしてえらばず、おりたつ田子のみづ

からが心ばかりをやしなはむがためにせり、かるがゆゑにふところの中にかくしもちて、あさ夕のもてあそびものにせんとてなり、いはがきゑみづもらさずして、さは田のみしめ引ゑのぶべければ、難波江のよしあしとも、誰かこれをほめそしらむ、于時正元ふたつのとしの中春五日ならし、

作者三十六人次第

後鳥羽院	土御門院	順德院
太上天皇（後嵯峨）	六條宮雅成親王	鎌倉宮宗尊親王
入道二品親王（道助）	式子內親王	後京極攝政太政大臣（良經公）
光明峯寺入道攝政（道家公）	西園寺入道前太政大臣（公經公）	後久我前太政大臣（通光公）
富小路前太政大臣（實氏公）	鎌倉右大臣（實朝公）	九條前內大臣（基家公）
衣笠前內大臣（家良公）	慈鎮和尚	前大僧正行意
堀川大納言通具	權中納言定家	八條院高倉
俊成卿女	宮內卿	藻壁門院少將
權大納言爲家卿	參議雅經卿	正三位家隆卿
正三位知家卿	大藏卿有家朝臣	右大辨光俊朝臣
左京大夫信實朝臣	侍從隆祐朝臣	左近衞權少將具親朝臣
前但馬守源家長朝臣	鴨長明	藤原秀能

〔三十六人大歌合〕東路の遠山あらしよをなびかし、和歌の浦波まの月道をてらせるころなれば、闕のひんがしのかしこき事づてをうけて、都のうちにあつめゑるせる事あり、則いける諸人のかずをさだめて、よめる歌五首をつがふべきよしなり、然にこれをいなび申さばあらはれたる

本意を失ひ、かくれたる恨も有ぬべし、又しりがほにもてなさば、未得爲得、未證爲證のつみもかさなるべければ、なまじゐに癡狗の塊をおひ、粉蛾の燈に戯ぶる、たぐひになずらひて、おのおの三十一文字の妙なるをえらびつゝ、三十六人と名づけてつがふる事は、前大納言公任卿しるしはじめたるより、すでにたびかさなれるわざ成るべし、○中略時に弘長二年長月のころ筆を染てこれをしるしおはりぬ、

〔時代不同歌合〕以古今、後撰、拾遺等作者爲左、以後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今等作者爲右、○中略

一番

左　柿本人麿

拾遺冬 たつた河紅葉ばながるかみなびのみむろの山に時雨ふるらし

右　大納言經信

金葉秋 夕さればかどたのいなばおとづれてあしのまろやに秋風ぞ吹○下略

〔新時代不同歌合上〕作者、左自萬葉集至金葉集、右自詞花集至續古今集、○中略

一番

左　大納言旅人

橘の花散さとの時鳥かたらひしつゝなかぬ日もなし

こゝにありてつくしやいづこ白雲の棚びく山の西にあるらし

いざやこらかしゐの方に白妙の袖さへぬれてあさなつみてん

右　大納言忠良

あふち咲外面の木かげ露おちて五月雨はるゝ風わたるなり

夕づくひさすや庵の柴の戸にさびしくもあるかひぐらしのこゑ

たのめ置しあさぢが露に秋かけてこのはふりしく庭の通路(○下略)

〔後鳥羽院御自歌合〕嘉祿二年四月廿二日、家隆卿賜之判進云々、(○中略)

皆以異樣、其上卒爾之間、撰定僻事多歟、事宜物不過兩三首也、其中法文歌雖無指事、若得其意候者、爲出離至要也、

〔古今著聞集(五和歌)〕圓位上人(○西行法師)昔よりみづからがよみおきて侍歌を抄出して、三十六番につがひて、御裳濯川歌合と名づけて、いろ〳〵の色紙をつぎて、慈鎭和尚に淸書を申、俊成卿に判の詞をかゝせけり、又一卷は宮河歌合と名付て、是もおなじ番につがひて、定家卿の五位侍從にて侍ける時判せさせけり、諸國修行の時もおひに入て身をはなたざりけるを、家隆卿のいまだわかくて、坊城侍從とて、寂蓮が聟にて同宿したりけるに、尋行ていひけるは、圓位は往生の期旣に近付侍りぬ、此歌合は、愚詠をあつめたれども秘藏の物也、末代に貴殿ばかりの歌よみはあるまじき也、おもふ所侍れば附屬し奉る也といひて、二卷の歌合をさづけけり、(○中略)かの二卷の歌合は、宰相局のもとにつたはりて侍にや、

〔御裳濯川歌合〕齡かたぶき老にのぞみて後は、(○藤原俊成)朝に見ることタにわすれ、夜半の筵におもふこと、あかつきの枕にとまることなければ、古き時の讃歌、今の世の作法、見ることきくごとひとつも心に殘事なし、よりてちかきとしより此かた、ながくこのこと(○判詞)たちをはりにたれど、今上人圓位、壯年のむかしよりたがひにおのれをしれるによりて、二世のちぎりをむすびをはりにき、各老にのぞみて後、離居は山河を隔るといへども、むかしの芳契は旦暮にわするゝことなし、そのうへこれはよの歌合の儀にはあらざるよし、しひて示さるゝ趣をつたへ承によりて、例の物覺えぬひがごとも注し申べきなり、(○下略)

〔宮河歌合〕神風宮河の歌合、勝劣しるしつくべきよし侍しことは、玉くしげ二とせあまりにも成

ぬれば、かくれては宮をまもる神のふかく見そなはさんことを恐れ、あらはれては家につたはらんことのはに、あさき色を見えむことをつゝむのみにあらず、○中略しかるを此歌合は、わざとしくみおもひて、合つがはれたるにもあらず、たゞおほくのとし比つもれることのはをひろひて、ならびぬべきふし〴〵、かよへるところ〴〵思ひ合つゝ、右左にたてられて侍れば、ことの心曲に歌のすがた高くして、空よりもはかりがたし、○中略又は高きいやしきそこら道をこのむともがらをおきて、よはひいまだ三そぢにおよばず、位猶いつゝのしなにしづみて、○中略まさきのかづらたえぬみちばかりをあはれみて、鈴鹿の關のふりはへ、八十瀨の波のたちかへりて、思ふゆゑあり、なほかならずつとめおけと侍りしかば、宮河の淸きながれにちぎりをむすび、位山のとゞこほる道までも、御しるべや侍るとて、○中略かきつけ侍りぬるになん、

〔定家卿自歌合〕予○藤原定家少年のむかしより、暮齡のいまにいたるまで、前後詠ずる所の和歌、つもりて箱のうちにみてり、しかれども口業の因緣となりて、更身後の資糧にあらず、因レ茲いま聊滅罪生善のはかり事をめぐらさむがために、愚詠の中より四十八首の歌をぬき出て、一卷の歌合とす、其形を畫圖にうつして、左右にわかつ、道俗こととなりといへども、愚身これひとつなりうたの數四十八にさだむる事は、かの彌陀の本願になずらへて、攝取不捨のちかひをたのむ故なり、子孫のためにして是をしるす、外人のためにこれなどしるさず、ながき世のかたみに用ゐて、反古にしよする事なかれと云事しかり、

〔藤原隆祐朝臣集〕先日御尋候愚詠、少々令レ進候、○中略又人まねに愚詠を左右に番て候、奧にかき候、返々尾籠に候得共、中々かずに非ず候へば、人のみこがむべきにもあらず候歟、勝劣は人々の合點にしたがひて候也、くるしからずと承存候得ば、可レ有二御披露一候也、他事見參之時候、恐々謹言、

三月二〇永仁年六日　隆祐○中略

〔慈照院殿御自歌合〕此歌合、准后〇足利義政より給ひて、判詞しるし付べきよし仰らる、〇中略たび〳〵辭し申しかど、重ねての嚴命によりて、かたのごとくしるし奉るなるべし、凡たけ姿、こゝろ詞、よのつねならず見え侍り、名をかくされたる中にも、まがひなき御歌どもあまた有、おぼつかなくおもひながら、詞をかたのやうに書付はべりぬるところに、悉みづからの御歌を、おぼしいづるにしたがひてつがはれたるよし聞え侍るに、いよ〳〵あさましく、みだりなる事どもをいかにかせましとおもひ侍れど、既にしるしおはりぬる事なれば、ちからなく返し奉るなるべし、

榮雅上

〔道堅法師自歌合〕抑此一帖は、道堅禪師の獨吟の五十首を左右に分て、拙夫に證議つかふまつるべきよし令せられ侍りし、凡一身の所詠をもちて、兩方のつがひを定しむることは、昔も今もさだめて其跡はべるにや、〇中略今彼堅師は、俗をはなるゝ事既に九かへり、見性を三昧として、偏に片岡山のひじりの跡を尋ぬといへども、猶難波津のかしこき道を忘れずして、柿本山邊の餘情も、樹下石上の禪定も、誠に今の世の西上人なるべし、〇中略なべての歌合とて、人我の執情をあらそひ、彼此の雌雄を論せばこそあらめ、忽然念起の一句を述侍らんは、そしるとてもいかるべからず、譽とても悅べからず、只一枝微笑の儀に擬して、一筆褒貶のことばをくはふるのみなり、時に明應六の年しはすのはじめの八日、是をしるす、

正六位上凡河内俊恒

〔細川左京大夫自歌合〕ひとりの歌を左右にわかちつがへる事は、圓位ひじり御裳濯宮川歌合や、はじめとも申べからむ、〇中略彼の上人のふた川歌あはせは、代々のもてあそび、家々のまくらごと、なれる事もおほく、三位禪門父子〇藤原俊成、同定家、の判の詞に色をそへけるにこそ、〇中略爰に一夜の雪のつとめて、扶風源君一卷をおくり給て、判の詞くはふべきよし侍りし、〇中略さしも名高き武將の家をうけて、政をたすけ民をはごくみ、〇中略いつのいとまに、かくまでたくみ吟じ、おもひ

めぐらされけむ、帷幄の中に千里のはかりごとは、六義のうへにもおよぼしけるにや、此勝事を決せむことは、なべてのちからたゆべきにもあらざれば、いよ〳〵ふでをなげすて侍りしかども、〇中略たび〳〵のもよほし侍れば、かたいとのすぢなきふしどもかきつけ侍る、〇中略

右者常桓入道〇故細川左京大夫以自歌番左右、判詞逍遙院内府禪公〇三條西實隆被書付者也、

天文二十四年四月七日　判

有心無心歌合

〔亭子院有心無心歌合〕殿上人ども、心ある心なきえりいでんといふことある比、七月〇延喜十六年七日にかうまんの、このうまむとおもはる人々、たなばたあひの御ち、おもふらんことをだひにて、ひのうちによみつゝ、あはせける、

左

年ごとにこりずや有らん織女のあひて戀しき別れのみする

右

思ひやる心の空にまらるればたなばたつめのわかれかなしき

〔古今集序注〕下サカシクオロカナリトハ　教長卿注モ、賢愚ト云也、寛平御時有心無心歌合ト云事アリ、負ヲバ無心トイヒ、勝ヲバ有心ト云、其時ヲ思テ此詞ハカケリ、歌ヲヨマセヌ帝皇モ、賢愚ヲ御覽ズト書ナリ、　今案云、眞名序ニ、賢愚之性相分ト云心也、又亭子院殿上人中、有心無心兩方相分、而有心方人ニ同心シテ、七月七日夜當庚申、以織女離別爲題、一日內歌合十三番云云、件歌合別有之、何以勝方爲有心、以負方爲無心乎、

老若歌合

〔明月記〕正治二年十一月八日、病氣彌增無爲方、內府〇源通親影供、送題被責、〇中略次召出歌合、於御簾前召家隆讀之、今夜老少分方被合云々、予〇藤原定家入少方、尤以存外也、但以四十爲其境云々、然而家隆猶少方如何、判者以下饗應、又誡其寄宜之由少方多勝了、

〔老若五十首歌合〕（建仁元年二月）

左方老

權大納言忠良　前權僧正慈圓　左近權少將定家　上總介家隆　沙彌寂蓮

右方若

女房（後鳥羽院）　左大臣良經　宮内局　越前　左近少將雅經

題

春　夏　秋　冬　雜　各十首

〔親長卿記〕文明六年後五月六日、三首和歌、人々所詠取調進上之、入夜被重了、　九日、論語御談義也、室町殿（足利義政）御參内、御談義之後有一獻、去六日三首和歌點事、被申室町殿、今日被進之、予歌無點、無念之由於御前申之、次申者、今一度可有御張行、爲無念之由申之、室町殿仰云、尤面白、於今度可有御詠進云々、仰云、予早可書御人數、取寄硯紙、予執筆、仰云、被分老若可被御勝負、武命云、誠以可面白、先日御人數之外、猶可被召加云々、若衆方廿人、老衆方廿人也、題（勅題合武家）被申夕郭公、浦夏月、忍絶戀、

廿五日、老若和歌點、自飛鳥井大納言入道（榮雅）許進上之云々、予歌無點云々、但老衆方勝云々、

〔祐子内親王家歌合〕永承五年六月五日、於賀陽院一宮御方、有和歌合事、兼日關白殿下（藤原頼通）相分男女各六人、賜題、（攝、郭公、鹿）令獻和歌、以西渡殿爲上達部座、聊有盃盤儲事、雖在前議、引以及今日、蓋爲相當庚申也、右大臣（藤原頼宗）不期而會、内大臣（藤原教通）、中宮大夫（藤原長家）、源大納言（師房）、左衛門督（隆國）、右大辨（經長）、左大辨（資通）、式部大輔資業各在座、（大臣以下大納言以上、着烏帽子直衣、）聽不及廣席、座席惟窄、仍殿上侍臣不得追從歟、頃之、宮女房（小辨）所獻和歌入香壺筥、自御簾中出之、便擬文臺歟、（以銀彫透唐草、以瑠璃水精色々珠玉爲花葉、付置目、其上以鍮爲才、以銀鶴爲瀟燭、在雲母燭、昔四枚、瑠璃瀟灑、置洲濱、立沈香、右洲濱上立銀鶴一隻、爲箸臺、兩鶴銜上置郭公鹿臥、二首、又鋪心葉離對木、簾後寒、其上置香、插花歌、）殿下召中宮亮兼房朝臣、令傳取置寢殿南廂西戸前、女房所獻歌置筥上、各上彩牋、或以題目趣施畫圖、或以金銀泥成文彩、風流

女歌合

之美不可觀縷、男以白色紙書之、(兼房朝臣施下給)又召菅圓座、置御簾前、爲左右講師等座、(左講師右大辨、右講師左大辨)盃酌數巡之後、令講和歌、有儀、以女房爲左方、以男房爲右方、衣色照耀於簾前、香氣發越於戸外、乃縱觀之好、不俗眼所可窺、獻歌者依召候南簀子敷、觀會有限、感情難抑、仍內大臣評定和歌、源大納言注勝負、依無籌刺也、象外之勝遊、未曾有者歟、(○中略)勝負褒貶之比、第十七番鹿歌持疑、反覆被定持了、其後簾中有驚耳微音、相挑之心中、動外形歟、滿座高聲、乘興催感、着本座後、置碁手料紙、擯俗佳遊、掩古被今、遺美難盡、餘興交侵、賞嘆之腸、欲罷不能、(○中略)退出之比、曳出龍蹄二匹、(一匹右大臣、一匹內大臣、前編者取之、)浮雲牛漢觀者驚眼、自餘上卿達、且退出、興味不盡之故也、式部大輔資業奉敎旨粗記之而已、

〔中右記〕寬治八年(○嘉保元年)八月十九日、今夜大殿(○藤原師實)於賀陽院有歌合興、是依永承例、女房與男房爲讀人也、

〔續世繼〕(四藤花)京極殿(師實○中略)寬治八年高陽院にて歌合せさせ給し、時の歌よみども昔にもはぢぬ御あそびなるべし、筑前の御(○康資王母)のうすはなざくらの歌、匡房の中納言の白雲とみゆるにゝるしといふ歌にまけ侍しを、殿より、

　ゝら雲はたちかくせどもくれなゐのうすはなざくら心にぞゝむ、とおほせられたりしかば、ちくぜんの御の御かへしたてまつるに、

　白雲はさもたゝばたてくれなゐの今一ゝほを君しそむれば、と申たりし、いとやさしくこそ侍しか、

〔內裏歌合〕(御記)天德四年三月卅日己巳、此日有女房歌合事者、去年秋八月、殿上侍臣鬪詩合時、典侍命婦等相語云、男已鬪文章、女宜合和歌、及今年二月、定左右方人、(○中略)蓋此爲惜風騷之道徒以廢絕也、後代之不知意者、恐成好浮華專內寵之謗、仍具記之、

〔禖子內親王家庚申夜歌合〕題　春夜月　歸雁　蛙　吳竹　早蕨　菫菜躑躅

歌人　左

小辨君宮の　出雲　中務　甲斐

右

小式部　美作　武藏　式部　兵衞

〔禖子內親王家夏歌合〕題　時鳥曉聲　晝の聲　夕暮の聲　夜中聲　小鷹狩　擣衣　露　雁

霧

歌人　中務　宣旨　美作　さいも　駒　小式部　播磨　式部　出雲　兵衞　武藏

〔呂保殿歌合〕こよひろほどの、はざまにて、かし〇中略庚を守らせたまはむとて、うたあはせあり、ひだむのかたむだにまゐる、いでは、〇平出羽守秀信女みまさか、〇藤原道綱女せじ、〇平佐仲女さがみ、〇相模守公資妻こま、〇小馬命婦右の方人にまゐる、みやとの、〇出雲守成親女中將、〇源爲理女さいも、〇菅原爲孝女なかつかさ、〇源爲理女式部、〇藤原信君女題五首をたまふ、月光似水、雪埋松、夜霰寤夢、炭竈烟高、佛名これなり、はたみかのれい〳〵たえつきもかげたかく、ちゝたる雪のよも、とりのこゑあかつきをつげわたるに、つがひおはりぬ、

左右のかたむだ、うたなきはその名をかゝずかし、〇中略

日記は、女すらもすべきわざならむよ、わすれぬさきにとめよと、おほせごとありしかば、またかきつけてこそはべれ、

治曆四年十二月廿三日のよのみわざにて南〇中略

呂保殿ハ、香爐峯ノ圖障子ニアリ、仍呂保ドノトイフ、麗景殿ヲ、麗ノ字ヲヨマイデ、計以殿トイフニ同ジ、香ノ字ハヨマヌナリ、日記ハ、出羽辨カクトイフ、

〔百練抄五白河〕永保三年閏六月二日、近曾關白家女房、欲企歌合、而依有過差聞、被停止之、

〔尺素往來〕巡役朝飯明日可令勤仕候、〇中略入夜而若無御睡氣者、點蠟燭當座衆議判之詩歌合興行

可レ爲二如何一哉、○下略

〔愚秘抄〕詩歌合には、詩をはじめに書也、これ詩歌合といふが故也詩歌合の判の詞のこと、詩と歌とをもちて、うち返し〳〵、一番づゝ判ずることあり、又只詞にて判ずる事あり、常の歌合の判の樣にはかゝぬなり、漢の詞を加て、けだかくすこし物ごはく書べき也、判詞もおよそ序のごとく、對句をおもはしく書べき也、一番の左をば賞して、同等なるをばかたすべき也、又歌合を歌にて判するはやすきこと也、

〔文安詩歌合〕詩歌合といふものは、上古にもありけむを、しるし傳へざりけるにや、中比建仁の攝政○藤原良經此道を下に廣め侍りし後、元久の上皇○後鳥羽そのしるしを上にのべまし〳〵けり、

〔長承三年相撲立詩歌合〕相撲立歌詩

一番　占手

右　山家春　四條大納言

春きてぞ人もとひける山ざとは花こそ宿のあるじなりけれ

左　元日大極殿前陪從　儀同三司

玉辰日臨文鳳見紅旗風卷晝龍揚、○中略

長承二年八月廿八日、博陸前大相國○藤原忠實御教書、倂可レ撰二進給詩歌事一、以レ詩爲レ左、以レ歌爲レ右、可レ被レ撰二進秀逸一也撰進之意、可レ令レ撰二相撲立一給歟周詩和語事、知二其氣味一之人、當時无二其人一、仍被二仰遣一也者、予忽奉二敎命一、不レ能二固辭一、相二扶霧露一涉二獵倭漢一、然而大耋已及同類難レ求、深思不レ遑、遺恨相配之、同年十一月十八日、依レ恐二淹留一、愁以進二覽之一、同廿日御教旨云、所レ令レ獻給倭漢兩篇、金玉有レ聲、詩慣二白氏之一體一、歌傳二赤人之六義一、就中和歌爲レ體、不レ愧二古人一、无二雙當世一、深染二心肝一、所二感思食一也者、是去九月盡日獻二詩歌一御返事也、同日重被レ命云、相撲詩歌鳩集之體、神也又神也、貴下者文道英華、久攀二春華之香氣一、深知二秋實之氣味一、撰定之趣、已

叶、御察、感氣無極者、已上三箇度御教書、中書侍郎重基奉書、予一揖拜、納匱待價、非啻施當時之名譽、兼又爲身後之美談也、仍記錄徵志以貽後昆、只恐有詩歌之幽靈、遺恨風月之時輩及唇耳、

〔明月記〕正治二年閏二月廿一日、午終殿下〇藤原良經御出法性寺、〇藤原兼實邸、中略、今日詩與歌被合可爲興、予〇藤原定家申云、不堪物尤可作一方、但大臣殿〇良經令書一紙給、下給衆中、各披見、詩題春日山寺卽事、〇註略、歌題山花灕水、詩作者左大臣〇良經右中將〇藤原良平有家朝臣、定家朝臣、長兼、爲長、成信、信定、知範、歌人左大臣、季經卿、中將〇良平隆信朝臣、有家朝臣、定家朝臣、長兼、業清、信定、各披見之、卽詠吟不堪、兩方極無術、暫入御、御饌能季朝臣、予等陪膳、季經卿被召御前、被入閑所、與能季又私行之、自餘人々依仰又各酒饌等羞了、及晚頭雷鳴以後獻詩、殿下召被之、結番御淸書、信定又給之書、詩不書發落句胸腰句、合和歌二首也、如相撲立、秉燭以後披講、衆議評定之間雷雨大風、掌灯頻滅之間下格子、於內被講了、予和歌被合爲長詩、一首持、一首負、詩被合信定歌、一首勝、一首持、是存外也、詩胸句、晩鐘響近松風夕、鳳輦蹤遺草露春、座中頗被稱無難之由、尤爲存外、於歌者被處異樣、畢竟又何爲乎、評定訖之間、雨止云々、人々退下、十二月九日、依寒氣無術、雖有召不參、終日偃臥、酉時許有家朝臣重示召之由、秉燭之程、騎馬參法性寺御造作所、詠四首歌、詩大臣殿、爲長、三位殿、有家、成信、歌殿、隆信、予、隆範、業清、以六韻詩四句、被合四首歌、勝負評定畢、夜半許御供歸、卽退下、

〔明月記〕元久二年四月廿九日、參殿下〇藤原良經大僧正〇慈圓參給、頭辨同候御所、終日雜談、〇中略此次亦可被合詩歌之由被議定、出題歌人可催之由蒙仰退出、此事頗無益事也、以書狀少々觸送了、題水鄕春望、山路秋行、　五月三日、詩歌合事達叡聞、可詠試之由有御氣色之由家長語之、仍內々申此之由、家長又有所望氣同申之、　四日、早旦參上、以殿下御書、內々令見家長、御製事也、卽持參御所、還出云、若期日延引者、爭不詠哉之由有仰事、卽申此由了、又家長事、昨日同有御許、卽書送題了、又大僧正御歌一首、可書入新古今之由有仰事、仍入之、出御之次仰事云、欲合親經、必口番可負、依爲師匠也者、

十日、家長朝臣來臨、殿下詩歌合、於院御所可被合之處、詩於御所未被講、仍被忌五月延引了云々、

十二日、詩歌合事大略被結番、予可爲御結之由雖被仰、長兼先度合家隆、今度不可然之由申云々、備正御房又可合資實卿之由御望云々、仍家隆可合御作之由申了、有御許、予愁合長兼、今度歌殊不得風情、定見苦歟、

〔元久詩歌合〕水鄕春望

一番

左勝　　攝政〇藤原良經

上俗地低春草底、海山樓遠曙雲間、

右　　家隆

橋姫の朝けの袖やまがふらん霞もしろき宇治の河波〇中略

三十七番

左　　親經

湖南湖北山千里、潮去潮來浪幾重、

右　　御製〇後鳥羽

みわたせば山本かすむ水無瀨河夕は秋となに思ひけむ

〔新勅撰和歌集一春〕建暦二年の春、内裏に詩歌を合せられ侍けるに、山居春曙といへる心をよみ侍ける、　六條入道前太政大臣〇歌略

〔藤原光經集〕貞應二年三月十七日、前右少辨光俊勸修寺にて、詩歌合し侍しに、花開古寺中と云事を〇歌略

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠○藤原爲世語云、亡父卿○爲氏の人とはゞ見ずとやいはん玉つしまかすむ入江の春の曙の歌は、建長詩歌合時、かむや紙のたてかみのうらに書て、祖父○爲家にみせ申されしとき、見つとやいはんとかゝれたりしを、見ずとやとそばに被書たり、作者は猶所存とけずながらみずとやとかきて被出云々、

〔現存卅六人詩歌〕屏風詩歌

甲帖

早春詞　前博陸殿下

遷鶯谷雪猶殘色、彭蠡湖鴻欲反聲、

梅　前藤亞相爲

咲なばとまたれし梅の花の香にこぬ人たのむ春の山里○中略

此詩歌者、建治二年閏三月、關東相州時宗、所被結構之屏風詩歌也、圖作者伊信入道詩者藤中納言資宣撰之、歌者右大辨入道眞觀撰之也、以當世能書令書色紙形云々、

〔五十四番詩歌合〕康永二年

詩　勝十三　點十七○中略　歌　勝廿　點十八○中略

一番　山家春興

左持　御製○光明

桃花流水洞中天、不記烟霞多少年、滿目風光塵世外、等閑逢著是神仙、

右　公房

嶺の花麓の柳おしこめてたゞわがやどのものにぞありける

〔文安詩歌合〕判者後成恩寺殿下兼良

諸社歌合

一番　野外秋望

左　重輔

迢々秋色畫難成、蔓草寒烟鎖故城、殘雨半舍西晦日、野多樵牧少人行、

右　近衞局

むこが崎まづみえそめて霧はるゝいなのゝをざゝあき風ぞふく〇中略

そも〳〵世に人なくやはあるべきを、愚なる身に判者のやうなることばをしるしつくべきよし侍ることは、たとへばみじかき翅をのべて大空をかけり、いやしきうつはものをもて、わたつ海をくみはかるにおなじけれど、いつくしき命のがれがたきばかりに、後のあざけりをしらぬなるべし、左の詩はつたなきことばに侍りけり、第二句などふるき詩に、二字こそかはり侍れ、あまりなるにや侍らん、右歌、秋風晴天野草海樹之景瞻望眼穿感慨心切なりといへども、初五文字、おき所いさゝか不庶幾にや、よのつねの歌合の例になぞらへて、しばらく持とや申べからむ、

〔八雲御抄二作法〕一執柄家歌合〇中略

抑於諸社歌合者、勸進人書番之、判は或任神慮、或又有判、大治二年廣田歌合、基俊判之、嘉應住吉俊成判之、建久日吉戀歌合、顯昭法師判之、此類今古不可勝計歟、

〔明月記〕建永二年三月五日、賀茂歌合、今日賜題、　七日、幸下御社、御奉幣有家朝臣取之、傳大納言、大納言獻之、次御隨身二人廻御馬給社司、次入御舞殿、以第一間長角爲御所、懸御簾、立御屏風、西面、御前敷圓座、大納言依召候御前、次召歌人、有家取歌合參上、敦經持參榊枝、置御前、爲文臺、枝の本ヲ向御社方、以木葉面可爲上之由有仰、置歌合於其上、大納言披之、有家讀之、予咳病不能出聲、家隆雅經詠之、六番、題三首、十八番、無判、讀上了退下、次出御於西鳥居、騎馬幸上御社、次第如前、以橘殿爲御所、中間假構長押、懸御簾、予依召取

歌參上、教經持參松枝、爲文臺、如前讀上了各退下、卽還御

〔氣多宮歌合〕延久四年三月十九日、國司通宗朝臣於社頭合之、

題

松　榊　鶯　鹿　櫻　紅葉　卯花　雪　郭公　千鳥

〔西宮歌合〕大治三年八月廿九日、於廣田社頭講之、神祇伯顯仲卿一家人々、相共所會也、判者前左衞門佐基俊、

〔南宮歌合〕同〔○大治三年〕九月廿一日、於門妙社合之、南宮にて、こと題どもにて有べかりし程に、もとの歌どものえり殘しにてせよと、度々人の夢にみゆるによりて、　判者　大僧正

〔住吉歌合〕大治三年九月廿八日、參社頭合之、前どの歌合ののちに、住吉のうらやませ給ふよしのゆめ、度々ありしかば、參りてあはせられたるなり、題同前、　判者　神祇伯顯仲卿

〔古今著聞集　和歌五〕嘉應二年十月九日、道因法師人々をすゝめて、住吉社にて歌合しけるに、後德大寺左大臣〔○藤原實定〕前大納言にておはしけるが、此歌をよみ給ふとて、社頭月といふことを、

ふりにける松物いはゞとひてましむかしもかくや住の江の月、かくなんよみ給けるを、判者俊成卿ことに感じけり、よの人々もほめのゝしりける程に、其比彼家領筑紫瀨高の庄の年貢つみたりける船、攝津國に入んとしける時、惡風にあひて、既入海せんとしける時、いづくよりか來りけん、翁一人出きて、こぎなをして別事なかりけり、舟人あやしみ思ふ程に、おきなのいひけるは、松物いはゞの御句面白う候て、此邊にすみ侍る翁の參つると申せといゝてうせにけり、住吉大明神の彼歌を感ぜさせ給ひて、御體をあらはし給ひけるにや、ふしぎにあらたなる事かな、同二年此歌合の事を、廣田大明神海上よりうらやませ給よし、兩三人おなじやうに夢に見奉りけり、道因そのよしを聞て、又人々の歌をこひて合けり、題社頭雪、海上眺望、述懷かくぞ有ける、是

も俊成卿判しけり、

〔別雷社歌合〕治承二年戊戌三月十五日己酉、今日於別雷社廣庭有歌合事、是則當社神主重保之結構也、歌人六十人、分左右番之、○中略判者入道三品釋阿、

〔若宮社歌合〕建久二年三月三日

歌合のはじめは元慶の御代より出きて、そのあと代々をへてたゆることなし、○中略しかるあひだ、やまと歌のなにおへるあがたのさきのかみ○大和守大江公景このみちを弘むるあまりに、人のやしろにはみな歌合あり、このみやにしも、などかそのあそびなかるべきといふかもうらみて、あめのしたのうた人をすゝめて、そのうるはしきことのはをあつめられたり、○中略かゝる時しもあれ、このみやにさねとつかさどれるまめ人いませり、くらゐはのりのはしをわたり、なさけは歌のみちにかけられたり、このことをうけよろこびて、たまのみぎりにかたわれの月のみましをはへ、はなのかげにたゝまくおしきまとゐをすゝめらる、其うへに思ひのかげをあふぎ、ことばのいづみをわかされたり、ときはやよひの月のはじめ、みづにあたれるよき影なり、くれなゐのもゝはにしきをさらし、みどりのそらは花にゑゝり、から人も船をうかべてあそび、わが國にもたにみづに浮はなをながせり、まことにけふのあそびめづらしきかな、むべなるかな、

〔慈鎭和尚自歌合〕大比叡十五番　小比叡十五番　聖眞子十五番　八王子十五番　客人十五番
十禪師十五番　三宮十五番○中略

今二百首の和歌を百番につがひて、七の御社の寶の御前に、おの〳〵十五番にてたてまつり給ふことあり、よりてこのおとりまさりをしるしたてまつるべきよし仰かゝること、かつはかむごとにことをよせ、且は結緣のためなり、○中略ねがはくは和光同塵のあはれみにてらして、みそなはしゆるされんことをなむ、かしこみも申さいへることしかり、○中略

此歌合者、判者俊成入道自筆判書之正本也、以信定少納言令書之、爲七卷今貽、去建久初比、後京極攝政(〇藤原良經)爲少納言之時、予(〇慈鎭)詠歌中撰定二百首(但百九十首也)爲歌合、七社各十五番、第一番右歌、各詠被加番之、則令淸書之給、又判者俊成卿所詠歌中、可撰加七首之由相語間、撰送之、仍每社加番之、則大宮四番右、二宮三番右、聖眞子五番右、八王子七番右、客人八番右、十禪師九番右、三宮十四番右歌等也、能書當世第一也、予本歌法施之餘、假世俗法樂、神國風俗尤爲珍歟、講此法樂被從珠取捨有沙汰、如岸遂之、今納七社寶殿畢、嚴親攝政(〇後法性寺殿藤原兼實)緣又令一首給、二宮第二番左歌是也、又判者每卷奧書付一首詠歌者也、其後淸書、家攝錄運、遂似來畢任天台座主、判者入道又保九十算、納受之至也、又其後上皇(〇後鳥羽)令好和歌道給之間、仁和寺御室守覺法親王等、被詠進百首、其中萃有和歌召、又予餘命及七旬之際、詠百首法樂、剩上皇令撰新古今給之時、予所詠歌被撰入八十餘首、現存之人、無此例歟、其新古今之後、所詠之百首七ヶ度、其中歌定勝於昔詠歟、仍各申請珍重淸書等、納神殿者也、三十餘年之後、承久三年五月雨之比亂普、(于時天下不靜歟)後人勿嘲弄、努々、

〔今川了俊和歌所(江)不審條々〕一北野の法樂の歌合に、勝負御定候に、每度御詠歌を負に御判候、無勿體存候、僞なる御判は、當社の法樂にはいかゞと存候、これによりて我等ごときの歌も、勝の字に付られ申候もそゞろはしく、又負の歌にも、一端歎申て、心底よりげにもと納領仕候てこそ非をもあらため候べけれ、不審の殘候ぬれば、心にかゝるにて候、再三蒙仰候て、問答申入度候、いかがあるべく候哉、

〔明月記〕正治二年十月十三日、病氣彌重、夜前密々御幸、內府(〇源通親)影供云々、入道殿(〇藤原俊成)依亭主催(度々固辭被示之趣)影前勸坏(〇中略)當座有歌合云々、此外事不聞及、(〇中略)兵衞大夫家長示送云、夜前初冬、予歌殊有叡感、其座負了、召寄被定勝云々、存外面目也、但狂歌也、不慮御感、可謂冥加、此比の冬の日數の春ならば谷の雪げに鶯の聲、此歌頗可叶時儀之由內心存之、果以如此、自愛者也、 十二月廿六日、

入夜〇中略向内府〇源通親亭、依影供也、毎月恒例歟、極難堪、爲追從不能固辭、入道殿〇藤原俊成令向給、九旬窮老、人定嘲歟、可哀、有例御幸、御簾中、影前勸盃、師光入道定長入道取瓶子、三首題讀上了、勝負了還御之後聊有盃酒、

〔兼載雜談〕一影供歌合になどあるは、人丸の影供なり、其後後鳥羽院の比などは、俊頼の影供もあり、いづれに此二之外は、歌人の影供不可有之、

〔影供歌合〕建仁元年八月三日

題

初秋曉露　關路秋風　旅月聞鹿　故鄕虫　初戀　久戀

作者

左方

女房後鳥羽院　左大臣正二位藤原朝臣〇良經　内大臣正二位兼行右近衛大將皇太子傅源朝臣〇通親　前權僧正慈圓、〇中略

右方

正四位下行左近衛權少將兼安藝權介藤原朝臣定家　從五位上守左近衛權少將藤原朝臣雅經

沙彌寂蓮〇下略

〔明月記〕建仁二年八月廿日、秉燭以前參院、影供歌合也、歌昨日獻之、〇江月聞鹿、松風暮雨、供忍增戀、自晝左大臣殿〇藤原良經前座主〇慈圓參給云々、此間所勞、總而不快之間、不參御共、秉燭以後出御、各着座、左大臣殿、内大臣殿、〇源通親前座主、前中納言隆房、兼、直衣、大貳三位中將、予、具親、依仰持參坏、置影前、具親瓶子、次依仰着講師座、内府讀師、左大臣殿頻令讀給歌合三題讀上了、評定良久、次付作者又讀之、次當座題一首、關路曉霧、山家擣衣、各書了、又依仰讀上了退、卽入御、人々退出、

〔拾遺百番歌合〕左源氏　右夜寐覺常陸介孝標女作廿首、御津濱松同作十五首、參河仁佐介留十五首、朝倉孝標女作十三首、袖努良須十首、心高幾十首、取替波也六首、露宿五首、末葉露三首、海人苅藻三首、

一番　左源氏　右寐覺

左

須磨のうらにしづみ給ひしころ、八月十五夜くまなき月にむかひて、都にとまり給ひし人人の御うへ、すぎにしかたのこと、かきつくしおぼしいで、、　六條院

みるほどにしばしなぐさむめぐりあはん月の都は遙なれ共

右

八月十五夜、夢のうちに、二とせの秋、天つ乙女おりくだり琵琶を敎けるを、みとせといふ年の十五夜、雨ふりそらくもりて、夢もみえずながめあかして、　寐覺上

天の原くものかよひぢとぢてけり月の都の人もとひこず

〔百番歌合〕左源氏、右狹衣、

一番　戀部

左

中將ときこえしとき、かぎりなくしのびたる所にて、あやにくなるみじかよさへ、程なかりければ、　六條院

みても又あふよ稀なる夢の中にやがてまぎるゝ我身とも哉

右

讓位の事さだまりて後、しのびて齋院にまゐりて、いでさせ給とて、　御製

めぐりあはむ限りだになき別れかな空行月の果をしらねば

〔年中行事歌合〕判者新中納言爲秀卿加₂衆儀判詞₁、判詞女房書之、

女房關白良基、二條殿、十首、持五、勝三、負二、　内大臣師良、二條殿御息、六首、持四、勝一、負一、　前大納言今小路良冬、良基伯父、五首、持三、勝一、負一、　入道大納言松殿忠嗣、六首、持二、勝二、負二、　二位中將四辻善成、六首、持二、勝三、負一、　新中納言冷泉爲秀、七首、持三、勝三、負一、　忠頼朝臣懸川中將、三首、持二、負一、　爲邦朝臣五條左中將、六首、持三、勝二、負一、　大藏卿坊城長綱、六首、持三、勝二、負一、　家尹朝臣月輪中將、三首、持二、負一、　貞世今川伊豫守、五首、持二、勝二、負一、　宗時朝臣兵部大輔、陰陽家、四首、持一、勝一、負二、　殿中將師嗣、良基御息、三首、持一、勝一、負一、　秀長朝臣菅少納言、三首、持二、負一、　經賢按察僧都、頓阿息、四首、持二、勝一、負一、　溫堅武藏掃部助入道、四首、持二、勝一、負一、　宗信羽淵法眼、三首、勝一、負二、　副長朝臣中務少輔、藥醫家、二首、負二、　守信丹波守、藥醫家、二首、持一、負一、　兼熙縫殿頭、吉田神主、二首、勝一、負一、　頓阿五首、持三、勝二、　宗久筑紫僧、持三、勝一、　頓乘勸修寺春宮亮入道、三首、持二、負一

五十番歌合　　判者　新中納言爲秀卿

一番　　左持　　四方拜　　女房

すべらぎの星をとなふる雲の上に光のどけき春は來にけり

右　　供屠蘇白散　　新中納言

春毎にけふなめそむる藥子はわかえつゝみん君がためとか

判者新中納言藤原朝臣申云、左歌、星をとなふるとて、光のどけきといへる詞の續き、優美に侍うへ、常の歌合の例に任て、左勝たるべき由申き、然ども右樣も、藥子にわかえつゝ見むと侍も、古詞なる上に、歌がらも宜しきよし人々申によりて、持に定られき、

抑詠歌の道は、周楚の正しくゆがめるをもえらず、涇渭のすみ濁をも辨へず、只さほ河の賢き流を請て、和歌の浦の人波に立交り侍計也。爰に花鳥によせ月雪を詠ずるならひは、常の事にて侍を、む月立日より三冬つくる夜までの公け事を始として、南殿の春の花に寄て人を戀、御溝の秋の葉を浮べて思ひを述る類、其外時に臨める政を題として各詠侍らんは、珍らかに與あるべきよし、新中納言勸め申に付て、詞なだらかならず心たしかならざる事を、有の儘に續

け侍なるべし、君臣の道父子の義も、禮にあらざればならずと侍にや、今事繁き政は、皆禮儀の本にて侍れば、判者の傍に事の趣を志るして、公務のたゝずまひをもあかし、童蒙の需をも開かんが爲に、定かならぬ老の志を聊申侍計なり、

〔幕朝年中行事歌合〕幕朝年中行事歌合序

やつがれ季文、とほつ親より倭うたの道に召仕はれ侍りて、年は百とせあまり、家は五世の秋の數をかさね、こゝろを種とし詞にあらはす業をなしながら、其事となく過し侍らむことゝほいなくおもひわたりつゝ、唯此みちのことわりをたがへじとばかりに、百首の題をかぞへ、五十つがひの番ひを定て、幕朝年中行事歌合とは名づけてけり、志かあれども、閑なる窻に獨をさめて、雪まの草の春をまち、小籬の志た萩ほにも出さであるべきを、此ごろさらに萬のみち〳〵興しかへさせたまふ時にあひつゝ、年ごろ願ひわたりし本意とほりて、此歌合を奉る事、澤邊の田鶴の飛立ぬべく、はるの日の光にあたり、秋の月のみかほをあふげるこゝちして、いまだ此みちのつちに落ざりける事をなん、悦びうれしみ覺えける、そも〳〵年中行事歌合は、貞治のあはれ御世、ひさ堅のくもの上人より藤はふ屋の垣内まで、よみくちずさびて、はゞかりなれども、おはくは世をほめ神に告る理りをあらはせりけるゆゑなるべし、かゝれば今木の花盛に開けるを、吾妻の空を仰まで、ときつ風治れる世のすがたを志らせ、君をいはひ人をはげまし、昔く御うつくしみのふかきをたのむひとつのはしともなれとてなむ、梅をかざし紅葉ををる世のつねのみやまを離れて、この歌のたのしび此中に籠れりとこそいはまほしけれ、

天保十三年八月朔日　　法印季文かしこみ誌

凡例

此百首の歌合は、貞治の年中行事歌合にならひて五十番とす、されど公武の行はせ給ふ處、

おのづから大内に異あり、またひて其體をうつすにあらず、唯其名にもとづき侍るのみ也、題の次第を尋る事は、事の輕重にかゝはらず、正月より十二月にいたりて、月次に其式の次第を追て是をさだめはべる、

職人歌合

〔安齋隨筆 後編十〕一職人歌合紿九品　建保職人歌合、二條良基公職人歌合、甘露寺親長卿職人歌合、勸進聖職人歌合、菅家職人歌合、一條禪閤職人歌合、烏丸光廣卿職人歌合、後水尾院職人歌合、無名職人歌合、以上九品、

〔東北院職人歌合〕建保第二の秋の比、東北院の念佛に、九重の人々、男女貴きも賤しきもこぞり侍しに、道々のもの共、人なみ〳〵に參りて聽聞し侍けるに、時しも九月十三夜の月限なかりけるに、心ある人は歌をよみ連歌などして、心をすましつゝ遊けるを、うらやましとや思ひけむ、〇中略歌合をすゝめけり、

題　月　戀

作者

左	右
醫師	陰陽師
佛師	經師
鍛冶	番匠
刀磨	鑄物師
巫女	盲目
深草	壁塗
紺搔	筵打

塗師　檜物師
博打　船人
針磨　數珠引
桂女　大原人
商人　海人

〔鶴岡放生會職人歌合〕いづれの年にか、鶴岡の放生會ことに事とゝのほり、〇中略道々の輩ども、あるは役に從がひ、あるは友にさそはれてやすらひくらす、〇中略爰によしづきたる翁二人いひけらく、むかし宮こにて、東北院の念佛九月十三夜にあたりて、諸道の歌合ありけり、今あつまにして楡柳營の敬神、八月十五夜をてらして、衆生の化度をみそなはす、かゝる法會にあひて、この良辰を得たり、舊遊をしたひて新詠を番はんといひければ、各しげき世つぎにあへりけんこゝちして、かつ〴〵題を思ひ筆をとるに、白露點して苗灑うつり、靑嵐吹て蕭瑟とかすかなり、さてやがて當社神主を判者として勝負をさだめ、優劣をわきまへ侍りけるとなん、

〔三十二番職人歌合〕やまと歌の道、都人士女の家これをもちて花鳥のなさけをそへ、山林乞食の客なほ活計の媒とするにたれり、しかあればよききぬをきざる商人も、あじかをになへるわらはべも各月によせ戀になずらへて、歌をあはせ心ざしをあらはすたぐひ、たび重なれり、こゝに我等卅餘人、賤しき身品同じきものから、そのむしろに臨みてその名をかけざること、將來多生の恨なり、今たま〴〵過ぬるあとをおはんことを思ふに、猿牽の大夫のいはく、もし月と戀とを題とせば、進みてはおくれたるにむちうち、えすゝみがたきおそりあり、退ぞきては同類のしりぞけがたき思ひあり、いはゆる田夫の花の前にやすむは、我家の風體なり、まさに花を題として、又思ひをのぶる一首を加ふべきをやと、衆議これに與す、すなはち番ひを定め、一卷にしるして、

勸進のひじり辨說上人の庵室に至りて判のことばをもとむ、もしこれひさごの柄のながくつたはり、ふみならすたゝらのこゑの遠くきこえば、世のあざけりをはづといへども、利口滑稽のすがた、艶詞正道のたすけとならざらめかも、

〔七十一番歌合〕天地ひらけし時、さかほこのくだれりけるより、道を玉ぼことなづけて、よろづの道をたてたり、ここに歌をやまとゝ名づけて、わがくにのことわざなりければ、神の道にもかよひ、人の心をもやわらげければ、金殿の光ことなるみぎり、おろかなる草のむしろにも心をのべけるあまり、その道をかたどりて、おの〳〵左右をわかちて歌を合侍けり、題は月と戀を出して、衆議にて判けるなるべし、いと興ありけるにや、

〔江戸職人歌合〕ふみ月となりても、あつさ所せくて、くれはてぬれど、猶せん方なうくるしければ、〇中略さりや淺草の觀音まうでよとおもひとる、此數々の人々の通夜して物いのるらんけしきもをかしうやとて、そなたざまにゆく、〇中略すのこに立たる人、おなじ麻衣もなよゝかにきたなげなきが、黑もじの羽織といふ物うるはしうきたるは、名主とて、世のおぼえよせおもく、ものよくいひとほる宿老なり、所せきむしろにありわびて、風のいと涼しきに心をやりて月みるなりけり、左はぶき二ツばかりしていふやう、〇中略いでやおの〳〵この月の歌ひとつよみ出給へ、よひにも打ずし給ひつるは佛の御詠なり、佛もいみじう歌ををかしき物にし給へば、かぎりなき御法樂ならむといふ、〇中略ひさしの柱によりかゝりて、まくり手してたてるをとこ、聲もあはつかにて、人々は月をあはれと思ひて、月の歌よまんとやおぼす、おのれらはよき女なん身にしみておもふ方はまされるをやといふ、げにさこそおぼすらめ、〇中略さらば月と戀との二を題にてよみ給へといふ、とばかりありてまづよみえたるより、わなゝかしながめいづる聲さへをかしき月の夜のまとゐなり、おなじうは左みぎりとかたわきて歌合にし給へといふめれば、げに名

主樣こそよき判者なれ、難陳もせばやといふ、歌合はふようなる事かな、まして難陳せん事よ、あらゝかなる若者どもの、まけじ魂にいひつのりて、ゆゝしき大事ひき出もやせむと、あやうくききをれど、さりとも名主のことわらん事、點つくべくもあらぬけしきなれば、さたのもし、建保に十二番の歌合ありて、こよひのやうに職人ども歌つかうまつりき、それよりこのかた五六度におよびぬれど、いづれも題は月戀なり、こよひはたおもひかけず月戀の歌よみ出しは、古き例にかなひて、ことさらなるやうなりなどいふ、この名主いみじきものしりと見えて、判者せんにつきなからず、よみ出たる歌ども、いつの間にか方わきて、かたはしづゝあはせてさだめあらそふ、〇中略廿五番も過ぬ、歌の殘りはなほおほかれど、まだ初秋のみじか夜にて、葛西のかた横雲たな引たり、名主いへらく、かくてはこよひあはせはてんことかたし、九月十八日ほど遠からず、此人人又こゝに通夜し給ひて、のこりの番をさだめはて給へといふに、よかめり、よひよりはじめて、その日には事おへぬべし、夜もながうなりていとやすかるべしなど口々にいふ、なもくわん音大士とふしをがみて立ぬべきけしきなれば、われも立さりぬ、

〔袋草紙遺編〕一和歌合次第内裏儀〇中略

次講和歌、〇中略有物合之時、先合其物、讀師取出之、講師受取之置長押上、判者定勝劣、其後歌合云々、

〔花鳥餘情十繪合〕扇合雙紙合根合など、みな歌をもて詮要とせり、

〔八雲御抄二作法〕一判者〇中略

如根合前栽合等時歌合判者、大略同之、但一向に不擇歌仙歟、殊擇其人事也、可斟酌歟、　永承六年根合、內大臣賴宗寛治三年四條宮扇合大納言經信嘉保鳥羽殿前栽合、左大臣俊房寛治郁芳門院根合、右大臣顯房〇中略」

一講師〇中略

物合講師　長元上東門菊合左、中宮亮兼房、右、右少辨經房、永承殿上根合左、左少將師基、右、右中將隆俊、寛治郁芳門根合左、侍從宗忠、右、

少將能俊、同前裁合左、左中辨宗忠、右、右少將能俊、又天喜扇合左、侍從宗信、右、右中辨基綱、非二其人一可レ勘レ之云々、

〔競物名彙上〕扇合

春村曰、天喜年中扇合興行の事、いまだ他書に所見なし、故つら〳〵按るに、恐くは天喜は寛治の寫誤なるべし、其由は、此基綱は帥大納言源經信卿嫡男にて、〇中略天喜はいまだ出身以前にて、殊にその右中辨に任せられたる應德元年よりは、三十餘年さきに係れば、どにもかくにも理りたがへり、されば天喜を寛治として、右中辨を權左中辨の寫誤とすれば、中右記にも符合の徴ありさてかく心づきてみれば、左侍從宗信とある宗信も亦誤りなり、

〔百練抄後冷泉四〕永承六年五月五日、禁裏有二根合一、蓋鷄合後宴也、有二歌合幷絃管興一、主上令レ吹レ笛給、如二龍之咽一レ水中、近世無二如此事一、人以感歎、

〔後冷泉院根合〕永承六年五月五日、内裏に菖蒲の根合ありけり、〇中略御裝束永承四年十月日歌合の儀のごとし中宮皇后宮皆さぶらはせ給ふ、〇中略そののち仰によりて、公卿を分て左右とす、左方の公卿相引て御前の簀をへて、東にわたりて座につく、内大臣師方卿、兼賴卿、信長卿、經輔卿、俊房卿也、左頭辨經家朝臣、右頭中將資綱朝臣すゝみて文臺の下に候、このあひだに左右のかすさしの童各一人その所に候、件童二人、隆國卿の子息也、みな殿上に候けり、〇中略三番〇根合をかぎりとしてとゞめられぬ、次和歌五首をよむ、左講師長方朝臣、讀師經家朝臣、右講師隆資朝臣、讀師資綱朝臣なり、判者内大臣、題菖蒲、時鳥、早苗、戀、祝なり、おの〳〵よみおはりて、まかりぞきて本座に歸着、次管絃の御調度を置、〇中略

作者

左方

左馬頭源經信朝臣、持一、　權左中辨藤原資行、持一、　藏人修理亮藤原隆亮、勝一、　式部大輔藤原

國成朝臣、持一、　相模、持一、

右方

右近中將源顯房、持一、　右近中將資綱朝臣、持一、　右近中將源經俊、持一、　少納言源信房、負一、

良暹法師、持一、〇又見二榮花物語、古今著聞集一、

〔百練抄五堀河〕寛治七年五月五日、郁芳門院〇媞子根合、兼日定二兩方念人一、有二歌合一、蓋大儀也、

〔中右記〕寛治七年五月五日辛巳、今日新女院〇媞子女房之根合也、未剋左右方人參集、〇中略左右講讀師進二御前一、左講師頭辨季仲朝臣、讀師宗忠、右講師左少將能俊朝臣、讀師顯實、午時漸奏上二中央之間御簾一、上皇〇白河御覽、殿下〇藤原師實自二御簾中一出、令レ候二同間之西柱邊一給、已入二幽興一也、次合レ根、〇中略次合二和歌一、先左方讀師被口不然如何、若失歟、和歌之書卷、讀師被レ讀二上之一、先讀二題目一、アヤメ不レ讀二一番一云事、次歌、

一番

左　　　　　　　　　　　　　　左少將忠敎

ながきねぞはるかに見ゆるあやめ草ひくべきすゑをちとせとおもへば

右不レ讀レ題　　　　　　　　　　齋院女房云二攝津君一

たつのゐるいはかきぬまぞあやめ草ちよまでひかんきみがたのしみ

判者令レ奏給云、左右共比類無、爲レ持、

左先讀　　　　　　　　　　　　二位宰相中將經貞

あやめ草ひくてもたゆくながきねのいかであさかのぬまにおひけむ

右　　　　　　　　　　　　　　實持

きみがよのながきためしにひけとてやよどのあやめのねざしそめけむ

左方右大辨被レ申云、右之歌偏ニアヤメト讀テハ無二草字一、是アヤメハ本蟲名也、此草依レ似二彼體一

アヤメ草ト云ナリ、不具草之時偏蛀也、如何、右方判者被申云、以菖蒲アヤメト云、古來常事也、尤今始テ不可有此難者、而左方人々私相云、判者已有心、右方可陣左右者、有哲已爲持、左方歌事外ニスグレタリ、爲大憂、凡一題二首之時頭歌也、詞中相替ヲ以撰入爲與、而右方之歌共難之詞也、已無興、判者被申云、左方ハ歌體頗有一興、右方ハ事已寄程爲持、有何難哉、（下略、又見郁芳門院根合、續世繼、）

〔袋草紙二〕一雜談

郁芳門院根合時、江記云、右中辨師頼云、尾張守許孝善來向、所圖基（住吉神主歌、未見之前暗却、可入撰歌之由申請所入云々、）彼時左右相挑之間、爲嘲之、匡房卿云、右大辨通俊歌、予者不可被挑、先年書狀今猶有之、其書云、和歌之道、雖能宣忠峯不可恐之、於貴殿者、深所恐申也者、件書狀爲明鏡、何可忘彼書哉、俊兼聞之大咲云々、件歌合、左方人以中納言中將（今入道殿下）爲言口、无心云々、隨殿下頻令制止給、少年之人不知和歌案內、何爲殿上人々言口哉、就中累葉風无此例云々、（已上見江記）

〔續世繼七根合〕媞子の內親王と申すは、白河院の第一の御むすめ、（○中略）院號ありて郁芳門院と申き、寬治七年五月五日、あやめのねあはせせさせ給て、歌合の題、菖蒲、郭公、五月雨、祝、戀なん侍りける、こまかには歌合の日記などに侍るらん、判者は六條のおほい殿（○源顯房）せさせ給へり、周防內侍戀歌、

こひわびてながむるそらのうき雲や我下もえの烟成らん、とよめりけるを、判者あはれつかふまつりたるうたかなと侍ければ、右歌人かちぬとて、このうた詠じてたちにけるとなん、

〔寬平菊合〕題　菊

左方占手の菊は、殿上童に立君を、女につくりて、花におもてをかざゝせてもたせたり、いま九本をばすはまをつくりてぞしたる、そのすはまのさまは思ひやるべし、面白き所の名をつけつゝ

きくにはゆひつけたり、

占手　山城皆瀬菊

うちつけに皆瀬はにほひまされるはをる人からか花のかげかも

二番　嵯峨大澤池菊是よりはすはま

一もと、思ひし菊をおほさはのいけのそこにもたれかうゑけむ○下略

〔扶桑略記二十三醍醐〕延喜十三年十月十三日、殿上侍臣、各分左右、獻菊和歌各十首、

〔躬恒集〕延喜十三年十月十一日、だいりのきくあはせに、おほせによりてたてまつる、

きくの花こきもうすきも今までに霜のおかずばいろを見ましや

〔袋草紙遺編〕上東門院菊合十番、長元五年十月、

判者　講師左中宮權亮藤原兼房朝臣右左少辨源經長朝臣　讀師

〔上東門院菊合和歌〕一番

左　伊勢大輔

長きよのためしにうゝるやへの花ゆくすゑとほく君のみぞみむ

右　伊與中納言

むらさきのにほひことなるやへの花はつしもよりやわきておくらん

〔夫木和歌抄九夏〕家集なでしこ歌合。　元眞

山賤の垣ほをせばみおひそめし色とはみゆやなでしこの花

〔東三條院瞿麥合〕七月〇寛和六年七日、皇太后宮になでしこあはせさせ給ふ、左頭少輔のないしや、まの井の中將おほま、右頭少將のおもと、四位の少將たちよ、裝束は、左のとうはくれなゐのあやのひとへがさね、なでしこのうすもの、ほそなが、うすもの、ぢすりのも、あかいろにふたあゐ

のおりもの、からぎぬ、方人なでしこ色のあやのひとへがさね、ふたあひのからぎぬ、いろずりも、すはまおまへにかきいづる、わらは四人、こきひとへがさねのあこめ、うすもの、ふたあひがさねのかざみ、綾のうへのはかまきたり、みぎはあをいろすはうがさね、方人はくちばなどなり、こひ〇此下闕

左のすはまちいさきませゆひて、なでしこふたもとばかりうゑたるにゆひつけたる、

なでしこのけふは心を通はしていかにかすらんひこぼしの空

時のまにかすとおもへど七夕にかつをしまる、なでしこの花〇中略

みぎのすはま、ませゆひてなでしこおほくうゑたり、そのませにはひたるいもつる葉に、

かねもり

萬づよにみるともあかむ色なれや我がまがきなるなでしこの花

このすはまのこ、ろばにみづてにて

よしのぶ

とこなつの花もみぎはに咲ぬればあきまで色は深くみえけり〇下略

〔古今著聞集五和歌〕東三條院皇太后と申ける時、七月〇寛和六年七日撫子あはせさせ給けり、少輔内侍少將のおもと左右の頭にて、あまたの女房をわかたれけり、〇中略此歌共は兼盛能宣ぞつかうまつり侍ける、これを見る人々、おのがひき〳〵心々にいひつくるとて、左の人、かちわたりけふぞ忢つべき天の川つねよりことにみぎはおとれば、

右の人

天の川みぎはうた〇うた、東三條院歌合作ここと、なくまさるかないかにしつらんかさ、ぎのはし、此あそびいと興ありてこそ侍れ、

〔朱雀院女郎花合〕亭子院の御門〇宇多おりゐさせ給うてまたのとし、きさきとみかどのせさせ給

ふをみなへし合なり、

〔禖子内親王家櫻柳歌合〕題　櫻　柳　歌人　左　中務　小式部　甲斐　右　式部　美作　兵衛

三月十よ日、櫻のさかりに、御前の香いみじうめでたく咲たるを、おなじうはかたわきて、櫻柳あはせて御らむぜさせんとて、ほかのものめでたきどもを尋て、植あつめさせて、〇略歌

〔散木弃歌集一〕堀川院御時、きさいの宮の御方にて、かたをわかちて花ををりにつかはして、御前のいづみにたてならべて歌よませ給けるによめる、

吹風をいとひてのみもすぐすかな花みぬ年の春しなければ

又人にかはりて

九重にうつさゞりせば山ざくらひとりやこけのうへにちらまし

〔古今著聞集十九草木〕康保三年閏八月十五日、作物所給所相わかつて、殿の西の小庭に前栽をうゑられけり、〇中略高光永頼に、花の枝にゆひつくるところの和歌をとりてよませられけり、公卿侍臣に仰て奉らせけり、右大將延光朝臣ぞ題をば奉りける、十五夜翫二後庭秋花一とぞ侍ける、深更に及て侍臣和歌を奉る、保光朝臣をしてよませられけり、さらに又管絃の興ありて、其後公卿に祿を給はせけり、〇又見二榮花物語、内裏歌合等一、

〔源順集〕ある所の前栽合の歌の判ある所に、男女かたわきて、御前の庭のすゝき、荻、しらに、しをに、くさのかう、をみなへし、かるかや、なでしこ、萩などうゑさせ給ひ、松虫鈴虫をはなたせ給ひて、人人にやがてその物どもにつけて歌を奉らせ給に、おのが心々に我もゝゝと、あるは山里の垣ねにさをしかの立より、あるはかぎりなきすはまの礒づらに、あしたづのおりゐるかたをつくりて、草をもおほし、虫をもなかせたる、仰ごとゝて、花の有様むしのすがた、いづれもゝゝいとをか

しかめり、歌のおとりまさりは、さだめでやはあるべきたれしてかさだめ申さすべきと仰給に、これかれまうす、さきのいづみのかみ源順朝臣なん、おほやけには梨壺の五人がうちにめされ、宮にはおもと人八人がうちにてさぶらひし人也、これをめしてこそさだめられんに、よろしからめと申によりて、かねて其事とはなくて、こよひすぐすまじきまめごとなんあるとてめしたり、たみのつかさたゞすつかさのおほいすけたち、こなたかなたにさぶらひ給ひ、かゞの掾橘のまさみちによみあげさせ、順朝臣にことわらせ、學生ためのりに今日のことをかきおかせ給ふなかに、ためのりなん源といふ人にもあらず、千種に匂ふ花のあたりにはもぎ木のやうにて、まじりにくゝ侍れども、やんごとなくさぶらふべきみやまのふもとよりおひ出たる草のゆかりにて、仰ごとのいなびがたさに、みづぐきして書ゑるして奉りおく、其歌ども順朝臣さだめ申さる處かくなん、〇中略天祿といふ年はじまりて、みとせの秋の半、長月のゑもの十日に今二日おきて、大井にての事なり、

〔後拾遺和歌集四秋上〕三條太政大臣、左右をかたわきて前栽うゑ侍て、歌に心えたるもの十六人を撰びて歌よみ侍けるに、水上の秋月といふ心をよみ侍ける、　平兼盛〇歌略

〔袋草紙遺編〕三條太政大臣前栽合

無判者、講師左紀時文、右平兼盛、

〔古今著聞集十九草木〕嘉保二年八月廿八日、上皇鳥羽殿にて前栽合ありけり、〇中略左右おの〳〵萩女郎花薄菊などをもりけり、これ則今日の和歌の題也とぞ、左方和歌、鏡を疊にしきに付て、鏡のうへに歌をかきたりけり、右方くれなゐのうすやうに書たりけり、木工助源明國は扇にぞ書たりける、其後方の六位庭中におりて、和歌を取て御前に置けり、其後講師をめす、左宗忠右能俊也、左右の殿上人、階をはさめて欄干に候ておの〳〵和歌を講じけり、一番講せらる、間、右方むしを

籠に入て、二籠奉りたりけり、其籠にも歌を付たり、むしの聲々身にしみて、いと興有事也けり、こんや仰によりて左大臣〇源俊房和歌をはんじ給ふ、右方勝にけり、人々退出す、

〔袋草紙三〕鳥羽殿前栽合、判者は堀河左府也、件日記云、匡房愚詠の萩歌、可レ有二御芳心一之由云々、而其座ニ忘却シテ定レ劣云々、但判者無二偏頗一、件歌云、アキカゼニソヨグオトノミエズシテイツラハハルノチギノヤケハラ右行宗歌勝

モノゴトニアキノケシキハシルケレドマヅミニシムハチギノウハカセ勝劣玄隔歟、執レ之條如何、匡房歌人ハ只此許也、古ハ皆如レ此、今人ハ稱二嗚呼一歟、行宗歌二首入、今一首ハ合二公實卿一、論ニ又勝云々、三宮被レ仰云、匡房一合テ勝之條、是如レ打二義家之顏一也云々、

〔袋草紙遺編〕同院〇郁芳門院前栽合嘉保二年、右勝、　判者左大臣堀河源左府　講師左左中辨宗忠朝臣、右右近少將俊頼朝臣　讀師不レ見、撰者同、

〔撰集抄入〕扇合事

昔九條殿にて、さるべき人々七夕に扇合の侍りけるに、中務と聞え侍る女房の扇、

天の川かはべすゞしきたなばたにあふぎの風を猶やかさましといふ歌を書たりけるを、殿を始奉て、人々手ごとにとり傳へて、殊感の侍けり、扨元輔の扇の遲く參りてありけるを見給に、おかしげなる手にて、

あまの川あふぎの風にきりはれて空すみわたるかさゝぎのはしといふ歌をぞ書侍りける、面白さ分方なかりければ、此二の扇勝に定りて、其外のゆゝしかりける扇共は、花のあたりのみやま木の心ちして、心とめてみる人もなかりけり、

〔中右記〕寛治三年八月廿三日大后〇寛子於二宇治一有二女房扇合一、基綱朝臣予〇藤原宗忠爲二講師一、

〔袋草紙遺編〕同宮〇皇后寛子扇合寛治三年、右勝、判者民部卿源經信、講師左侍從宗信、右辨基綱、

〔古今著聞集十一畫圖〕永承五年四月廿六日、麗景殿女御に繪合ありけり、〇中略古今後撰等、靑柳のいと

くりかへしみれどもあかず、紅葉の錦そめいだす心もふかき色なれども、左右をさためて歌の心よみ人を繪に書て合られけり、いにしへの歌のふかきにそへて、今の言葉の淺がまじりたらんめづらしくやとて、歌三をつらねけり、題は鶴、卯花、月になん侍りける、此頃は郭公などこそあるべきを、大殿の歌合の題に侍ればとて、鶴にかへられける也、相模、伊勢大輔、左衞門命婦ぞ讀侍ける、女房二十人、十人づゝをわかちて、各畫かく人を傳々に尋て書せけり、〇中略あたらしき歌をば、おの〳〵つがはれけり、相模が卯花の秀歌よみたるは、此たびの事也、

みわたせばなみのしがらみかけてけり卯の花さける玉川の里〇又見二正子內親王繪合一

〔新名所繪歌合〕正安三年

題

櫻木里春　泉水森夏　岩波里秋　打越濱冬

藤波里春　河邊里夏　岡本里秋　關河冬

三津濱戀　大沼橋雜秋〇中略

講師、讀師、判者前權大納言爲世卿、

〔金葉和歌集七戀〕堀河院御時の艷書合によめる　春宮大夫公實〇歌略

〔散木弃歌集七戀〕堀河院御時、艷書合といへる事をせさせ給けるに、つかうまつれる、〇歌略

〔女郎花物語〕ほりかはの院のけさう文合せに、中納言俊忠、〇歌略

〔續世繼二玉つさ〕堀川のみかどは、〇中略和歌をもたぐひなくよませ給て、さ月のころつれ〴〵におぼしめしけるにや、歌よむをとこ女、よみかはさせて御らんじける、大納言公實、中納言國信などよりはじめて、俊頼などいふ人々も、さま〴〵のうすやうにかきてやり給けり、女は周防內侍、四條宮〇寛子の筑前、高倉の一宮〇祐子の紀伊、前齋宮のゆり花、皇后宮〇篤子の肥後、つの君などいふと

ころごころの女房、われも〳〵とかへしあへり、又女うらみたる歌よみて、男のがりやりなどしたる、堀川院の艶書合とて、すゑの世までとゞまりて、よき歌はおほく撰集などにいれるなるべし、ふたまにてぞかうじてきこしめしける、

〔堀河院艶書合〕內にて、殿上の人々歌よむときこゆるに、宮つかへ人のもとにけさうのうたよみてやれとおほせごとにて、

大納言公實

思ひあまりいかでもらさむおく山のいはかきこむる谷の下水

返し

周防內侍

いかなれば音にのみきく山河のあさきにしもは心よすらん

〔榮花物語三十七烟の後〕その院朱雀○後のたかくらどの丶女四宮をこそは、齋院とは申すめれ、○中略ものがたりあはせとて、いまあたらしくつくりて、ひだりみぎかたわきて、廿人あはせなどせさせ給て、いとをかしかりけり、

〔後拾遺和歌集十五雜〕五月五日、六條前齋院にものがたりあはせし侍けるに、小辨おそくいだすとて、かたの人々とめて、つぎの物がたりをいだし侍ければ、宇治の前太政大臣、かの小辨がものがたりは、みどころなどやあらんとて、こと物がたりをとゞめてまち侍りければ、岩がきぬまといふものがたりをいだすとて、よみはべりける、

引すつる岩がきぬまの菖蒲草おもひしらずもけふにあふかな

〔袋草紙遺編〕正子內親王造紙合、判者之不見、講師左四位少將右兵衛佐、左銀透筥蓋、入古今給七帖、新給銀造紙一帖、右銀透筥、納給造紙六帖新歌給銀草子一帖、

〔續世繼二紅葉の御狩〕このみかど○白河かん日に生れさせ給たるとぞ聞え侍し、又まことにやありけん、御めのとの二位親子もかん日に參りそめられたりけるとかや、○中略從二位親子のさうしあ

非類歌合

はせとて、人々よき歌どもよみて侍も、いとやさしくこそきこえ侍りしか、

〔金葉和歌集四冬〕従二位藤原親子家のさうし合に、しぐれをよめる、　修理大夫顯季

しぐれつゝかつちる山のもみぢ葉をいかにふくよのあらしなるらん

〔源順馬名合〕一番

左　山葉緋ヤマノハノアケ

ほの〴〵と山のはのあけ走りいで、木の下蔭を見てもゆかなん

右　木下鹿毛コノシタカゲ

山のはのあけて朝日のいづるには先木の下のかげぞさきだつ

〔夫木和歌抄二十七雜〕源順家馬毛名歌合、足はらのつるぶち馬、

雲間よりとぶあしはらのつるぶちになにはのあしげおひつかんやは

しらいとのくりげ

白糸のくりげひきいで、みるからにふすあさぢふのとらげなりけり

〔夫木和歌抄二十八雜〕源順家馬毛名歌合、あまのつむいそな草、　よみ人不知

すまの蜑の朝夕つめるいそな草けふかちむちはなみぞうちける

〔十二類歌合〕いづれのよにか有けん、比は三五の良辰に、十二神將の仕者どもあつまりて、あそびたはぶれつゝ、此國の風俗なれば、いざや歌よみ侍らんとて、晝夜を左右にわかちて、歌合のため、月を題にて詠じける所へ、鹿一かしら狸などを供に召具して來りつゝ、御歌合の御會しきこゆ、聽聞の為に推參せり、かつは判者なくては無念なり、かたのごとく鹿仙の一分にて侍れば判じ申べしと申ければ、各皆事外なる心ちして、とやせましかくやせむなど相議するところに、夜の一番の犬はしり出てとがめけるは、我等は藥師の眷屬として、十二時をかたどれり、御遊たち異

類のともがら、此席に望べきにあらず、たしかにかへり給へと、あらゝかにのゝしりて、すでにかからむとしけるに、鹿もあぶなくみえけるを、晝の第一番の龍いさめて、判者をゆるしつゝ、妻戀の御なぐさみにしたまへと申ければ、鹿よろこびて座につきさゝのほりぬ、

一番　左　　龍

あまつ空かきたつくもゝ心して月にさはらぬよその村雨

右　　犬

里のいぬの月みる秋のよはだにもほしまもるとや人の思はむ

判云、左の歌、月のため、うき雨を心にまかせ侍らん、あらまほしくや、右のうた、星まもるかとあやまたれむ、いと無念にきこゆ、されば左勝と申べし、

〔四生歌合上〕とかくするほどに、やう〳〵秋もくれ、（中略）にはのかたはらなるはぎの一むらかれ殘りたるかげより、こうろぎといふむしのかけいで、かず〳〵のむしにかたりけるは、（中略）今夜の月におもふどちさしつどひたるこそうれしけれ、いざやめん〳〵こゝろのそこをかたりあかし、なに事をもざんげして、または其いにしへたまむしの君にうたをおくり侍しに、つらかりし心のうらみ、おもひ出して、一しゆづゝうたよみ給へかし、めん〳〵はいかゞおもひ給ふぞといへば、（中略）其中よりひきかへるすゝみ出ていひけるは、めん〳〵一しゆづゝよみ給へば、およそうたかず三十しゆにおよべり、とてものおもひでならば、右ひだりにわかちうた合にして、此うちよりこゝろへたらん人をはんじやになして、かちまけをさだめたまへかしといへば、おなじこゝろにてこれもおもしろかるべしといふ、はんじやはえらぶまでも侍らず、かゝるおほせこそゆゑありておぼへ侍れ、そのうへこきんのぢよにも、水にすむかはずのうたをよみしとつらゆきがふでのあともなつかしければ、せひをのたまふべからず、はんじやにさだめ侍りなんと

いへば、○中略とかくを申なば夜もふくるにとて、よみいだすうたをきゝ、ゐたるありさま、ふできにみえてふつゝかなり。○中略

春の日のなが〳〵しく、くらしわびたるに、をりにそふながさめのころ、よろづのとりども、こなたかなたにともなひ侍るを、○中略そのなかにみそさゞいと申小鳥、○中略うぐひすのちくりんばうにちかづきて、つゝしりうたふやうは、もろ〳〵のむしたちあつまり給ひて、うた合のありつるとうけたまはる、たまむしを戀のうたになぞらへて、よろづのことのはをつくせり、はん者やはひきかへるいたしたるよし也、いかなれぱとてむしのいへにおとらんや、○中略うぐひすの歌よむといふ古事あれば、はん者やはのがれたまはん事なりがたかるべし、いとゝくもよほし給へと申す、ちくりんちたいしてのたまふは、かやうのわたくしならぬ御事を、うへみぬわしどのをさしおかん事おもひもよらず。○中略まづふくろうのどうさいぼうにあんないせんとて、ふるへごゑにてかたりけりどうさいきゝもあへず、うへみぬわしどのへ申上れば、わしこのよしをつや〳〵おもふに、ぢう代四かのながれのうちに、むしのいへばかりにてけさうぶみ合のあんめれば、のこりたるものども、よしあしびきのやまずしも、くね〳〵しくくちにかけ侍るまゝ、けだものとうをとのいへとひ合、みやけをもよほし、よくてもあしくても、さうるゐなればさいなし、さも侍らば、鷲とみそさゞいつかひにまゐれと侍れば、兩人のもの○中略たちかへりわしどのに、いづれもさかるべくこそおぼしめせ、われなればこそかやうの御つかひをもし侍れなどいひて、いんげんたら〳〵申めり、わし此よしきゝ給ひ、今こそおもふさまなれとて、だいの者な者なには、むしのいへにてさうもんうたのてはじめ者たまへば、さきにも申侍るごとく、きつねはとらのゐをかるといふぎにまかせ、たゞ〳〵けさうぶみ合とやらんににせ侍りて、わしがこのみのごとくに、めん〳〵もよみたまへかし。○中略

とりのうた合だいぐみ

一番はしぶとにくどくこひ　左さびのきんすけ　右からす田のくろ助

二番野やまをたづぬるこひ　左山どりのかゝみのかみ　右ひろ野きじゑもん〇中略

合十五番、はんじやうへみぬわしのすけ、

〔四生歌合下〕うをのうた合

一番、長歌　左おめでたいゑもん右君を戀のすけ、

二番、はいかい歌、　左ふきぬきさんあんごうじ、右ふぐつらさんふくとうじ、〇中略

合十五番〇中略

けだ物の歌合だいぐみ、はんじやじやうわう、

一番、水にたはぶるゝこひ、

左かはうそのゑもん、右ぶたのほうしごろばう

二番、おもかげにたつ戀、

左いぬ山の四郎太右さるまろのあかだゆふ〇中略

合十番

〔輪池叢書三十七〕虫の歌合

初秋の頃、陸奥のかたへまかりけるに、ありつる野邊に行暮て、爰かしこまよひ侍りしに、あやしき草庵の有けるを、立寄り見れば、あるじもなく、庭も籬も霧ふかく、千種の花のいろ〳〵に、今をさかりと見えけるまゝに、月の光も一しほに身にしみ〳〵と心細く覺えければ、しばし詠て居たりける折ふし、かたはらなるはぎの下葉のかげよりも、虫のかず〳〵集りてそゞろなる物がたりをするを聞ば、いともやさしくおかしけれ、其中よりかうろぎとかやいへるむしのはい出

て申けるは、いかにかた〴〵聞給へ、〇中略古きためしにも有情非情の其聲みな歌にもる、事なし、松吹く風や磯の浪、いづれか歌にあらざらん、おの〳〵われらが類ひにも、一寸の形に五分のたましい有、及ばずながら難波なるよしあし、腰はた、ずとも三十に餘る一ともじの言の葉をのこしおき、いさまびとの笑ひ草ともなし、また口のたねともし給へかしと、泪をながしくどきける、あまたの虫どもこれを聞き、とかくの事をもいはずして、一度にどつとなき出す、か、る所へいくとせかふるきひき蛙のよろぼい出て申けるは、〇中略某〇中略其いにしへは宮古に住馴れて、常に歌をよみ、玉河の流れに心をすまし、春の花秋の紅葉の月の夜な〳〵高吟して明し暮し、殊に和歌所を給はりて、水に住蛙とて數多のひとに賞翫せられ、高位官席に座を並らべ、井のうちかはづの大納言のぶつらと申て、世にかくれなき身なれども、今は老衰に及び、此所に引こもりさぶらふ、〇中略まづ〳〵こよひは夫がしが判を給はりて、歌の左右を定めことの葉にまかせて勝負の品を定めらるべしとて、左右に座をかまへ、のぶつら卿宗匠として、小はぎがもとになみ居、歌をよむこそやさしけれ、

左　かうろぎ

片糸のよるにもなればかうろぎの心ぼそくもなきあかすかな

右　玉むし姫

秋の野の千種おしなみふく風ににほひ亂る、露の玉虫

判云、左方片糸のよるといひ、心ぼそくと上下にゑんをむすびたる、いとおもしろし、右の方、千種おしなみ吹おくるに、露の玉のみだる、けしき、一しほすぐれたる言の葉なり、よつて右を勝さす、

〔調度歌合〕やよひのすゑつかた、高野山の御幸とて、世中ひゞきしこと、古き世のためしにもこえ

て、人の心をおどろかすべしと聞えしかば、思ひがけぬ人の車に、あながちにしたひ乗りて見たてまつりしかば、〇中略何のいみじかりけることもおぼえねば、かへりつくとともに、日比すむところにうちふしたるに、〇中略まどろむともなきに、おぼえなくもの丶おそろしきことぞある、こともやうなる御もの丶ぐどもの、ひし〳〵ととりおかれたる、聲々に物をぞいふなる、いとめづらかにて、耳をたて丶きけば、このうちにとりては、おもき人と云ふべきにや、すびつの云やう、留守のいとゞつれ〴〵なり、さすがわれらは、たゞ人の御てうどにるべきやうなし、春のよの閑なるねざめに、歌の會はじめ侍らばやといひいだしたれば、此はいの上なる水がめ、やさしく侍りなん、おの〳〵きかせ給へやといふ、めむ〳〵にいらへして、さるべしとさだめけり、すびつのこゑにて、題は何とか侍るべきぞと、その中にも水がめ口きゝたるものにて、たゞ思ひ〳〵に戀の心にてこそおかしく侍べけれといへば、みないとよからむとて、うめきあひたる聲々、いとふしぎにおどろ〳〵しうぞ有ける、みな〳〵讀いだして、人數をかぞふれば、さま〳〵の物おほくなみゐたれど、歌よみはたゞ廿人ぞありける、おなじくはこれを歌合にせむと水がめいひ出したれば、いとよかりなんとて、とくし誰ぞ、判者はたれぞなど論ずるほどに、此事議判にてあるべしとて、おの〳〵よしあしを定むるにとりて、歌はよまねど、只今のときにあたりたればとて、御硯のうの毛の筆ぞかきつけゝる、

一番　戀

左　とうだい

しらせばやくる宵ごとに灯火の明石の浦にもえわたるとも

右　すびつ

埋火のしたに焦るゝかひもなくちりはひとのみ立うきな哉

雜載

左右、燈埋火、うへもなく下にこがるゝほど、戀の心いづれもやさしくみえ侍り、げにも勝まけわかちがたけれど、一番の左といひ、万葉の古風を思ひ入たる程もけだかく侍れば、勝と定め侍りてむ、

〔袋草紙〕二 一雜談

長元歌合ノ日、能因キヌカフリシテ竊入テ聞之、戀歌ニ、

黒髪の色もかはらぬこひすとてつれなき人に我ぞおいぬるトイフ歌ヲ讀タリト思テ、勝負ヲ聞ニ參入也、而敵方ヨリ、

あふまでとせめて命のおしければこひこそ人の命なりけれ、トイフ歌ヲ講出ヲ聞テ、竊退出云々、非敵之由ヲ存歟、道雅三位ハ帥大臣殿息也、八條ノ山莊ノ障子ノ繪ニ、歌合ニ撰テ令書作者、兼房、家經、範永、經衡、賴家等也、經衡爲後生ニ難入之由ヲ存不入、甚以遺恨、人上臈也何事之有哉、家主ニ欲獻名籍テ、撰和歌之日懷名籍シテ參向於寢殿テ家經ト撰之、經衡竊ニ寄テ聞之ニ、家主云、秀歌何ヲ可入哉、家經云、無左右ワレヨリサキニ人コザリケリト云々、是經衡歌也、聞之不取出名籍シテ竊歸了云々、執道有興事也、

〔袋草紙〕二 一雜談

或物云、宇治殿下〔○藤原賴通〕被仰云、齋宮女御歌合、左右歌忠見一人讀之云々、予見彼家集實也、左料右料共ニ讀之、又同女御天暦十年歌合〔謂麗景殿女御歌合〕左歌ハ兼盛、右歌中務、各一人讀之云々、

〔悅目抄〕琳賢と基俊となかのあしかりければ、たばからんと思て、ある時後撰の歌の中に、人もいとをらず耳遠きかぎり廿首をえり出して、書つがひてかの人のもとへもていにけり、こゝに人のことやうなる歌合をして、かちまけをさらんとす、つけて給はらんとて取いでたりければ、是を見て後撰の歌といふ事ふつと思ひよらず、思ふさまにやう〳〵難せられたりけるを、こゝか

しこにもてありきて、左衞門佐にあひ申ぬれば、なしつぼの五人がはからひもものならず、あはれ上古にもすぐれ給へる歌仙かな、これみたまへとて輕慢しければ、見る人いみじうわらひけり、基俊かへりきゝてやすからずおもはれけれどもかひなかりけり、

〔中右記〕嘉承二年六月三日、早旦參內、於北御所方被切續古歌合、終日候、入夜退出、

〔吾妻鏡二十二〕建保二年八月廿九日辛酉、去十六日仙洞秋十首歌合、二條中將雅經朝臣寫進將軍家(〇源實朝)、殊令賞翫之給云云、　三年七月六日癸巳、坊門黃門(忠信卿)被進去六月二日仙洞歌合(衆議判)一卷於將軍家、是依內々勅定也云云、

〔耳底記一〕九月九日(〇慶長三年)

一幽齋伺候八條殿あり、曰、歌合ほど重寶なるものはあらじ、古人の批判を直にきく心なり歌合といふ歌合に、わが見ぬはなき也、大かた見たるなり、

〔耳底記三〕四日(〇慶長五年五月)

吉田に有亂舞、今出川右府亞相光儀あり、亂舞以前之雜談、歌合は六百番よきなり、千五百番もへんはあり、

〔袋草紙三〕公實卿云、長能歌、

霰ふるかたのゝみのゝかりごろもぬれぬやどかすひとしなければ

道濟歌云

ぬれ〱もなをかりゆかんはしだかのうはげの雪をうちはらひつゝ、是ハ武忠信貞也、長能歌ハ、武忠ガ誠ニツキツキシククチワキノゴヒテ體ヲセメテヲドリテ出來ニ、道濟歌ハ、信貞ガマコトニヨクテウチステタルヤウニテノサヒマデサシアユミテ出來樣也、無勝劣云々、但此歌ハ相挑テ四條大納言ニ申ケレバ、道濟ガ歌ヲナム被感歎之由申侍如何、

〔小野宮右衞門督家歌合〕をの丶宮の右衞門のかみのきむだちの物がたりよりいできたりけるなぞあはせ、左あをきうすやうひとかさねにかきて、松のえだにつけたり、かくなむ、

我ことはえもいはしろのむすび松千年をふとも誰かとくべき

右は、むらさきのうすやうひとかさねにかきて、あふちの花につけたりしはかくぞ、

おくていねの今は早苗とおひ立て待てふるねもあらじとぞ思

かくてえとかぬをば、をのがかた〱にとかせて、かちまけをさだむるに、人の心いづれもいづれもおなじやうなりければ、いとよくときつゝ、ぢにてあはせ〱たるにあなり、なかにかしこくもあらぬことに思ひあなづりたるにやありけむ、えたしかにとかず、右かたにかずひとつさゝれてまけぬ、

〔愚秘抄〕後白河院の仁安御歌合、當座にて侍りけるに、讃岐參たりけるに、扇をさし出して題をたまはりけるとかや、まことにある中にきはもたちて、いみじく見えたりけるとなん申侍り、女房の歌には、題のうらに名字を書也、衆議判の時は、たれも裏に名字を書べきとやらん、當座の判作者、おの〱左方右方引わかれて雌雄難陳あるときは、かねて題に左右を書べき也、讀進する人、左の歌をば左の作者是をつとめ、右の歌をば右の作者これをつとむる也、さて又左方右方の難陳の詞を注する執筆これあるべき也、件の執筆は、其仁を撰で定べき也、衆議判の發言を、彼左方右方各うちかへ〱いだすべきなり、或上座より次第にまはすことも侍り、是等の故實は、只人の意樂に依て取行事也、さのみゑるし付に及ばぬことなるべし、

〔兼載雜談〕一歌合中書之樣、兼日の懷紙を、たとへば、

春曙　定家

春の夜の夢のうきはしとだえして

峯にわかるゝよこ雲の空

一首にても二首にても如此書は立紙なるべし

一乘日をも紙を二におしをりて書るも有、たとへば、

湖上朝霞　定家

あさぼらけみるめなきさの
やへがすみゑやはふきとく
ゑがのうらかせ

二行七字なり、當座の中書は、大概かくのごとく、紙ををし折て二行七字に書べし、當座短尺など自然うしなふ事有とも、題を我から書事、努々不可有なり、

〔續本朝通鑑 (五十七後光嚴)〕康安元年九月辛亥、今秋七夕、義詮〇足利約赴清氏〇細川宅、催七十番歌合、清氏喜、豫招歌人等、治具之設丁寧也、及期道譽來謂曰、今夜己宅飾七所、調七番曲、積七百種賭、試七十服本非茶、顧招高貴、義詮曰、歌合者常也、七所之飾者奇遊也、乃違清氏約、而遊道譽宅、清氏不悦、自是君臣有隙、

〔和歌合略目錄〕亭子院歌合 (延喜十三年) 十勅判　京極御息所廿二番歌合 (同廿一年三月) 判大和守藤忠房　天德四年三月卅日歌合、小野宮左大臣、　內裏歌合 (應和二年五月四日)　野宮十番歌合 (天祿三年九月廿八日) 和泉守源順　女四宮歌合 (同四年)　內裏歌合 (寬和元年八月七日〇下略)

古事類苑

文學部十六

歌會

古事類苑

文學部十六

歌會

歌會ハ、歌人相集リテ歌ヲ作リ、懷紙又ハ短冊ニ清書シテ、之ヲ披講スルヲ云フ、歌會ニハ讀師アリ、講師アリ、讀師ハ懷紙ヲ整理シテ貴賤ヲ次第シ、講師ハ其歌ヲ讀ミ揚ゲテ、賤ヨリ貴ニ至ル、講師ノ讀ミ揚グル毎ニ、更ニ衆口同音ニ其歌ヲ詠吟唱和スルコトアリ、之ヲ講頌ト云ヒ、講頌中ニテ最モ先キニ其歌ノ上句ヲ詠ジ出スヲ發聲ト云フ、其詠吟スルヤ、貴人ノ歌ハ二回以上ヲ例トシ、天皇ノ歌ハ五回、若クハ七回ニ及ブ、又序者ト云フアリ、文筆ヲ善クスル人ヲ擇ビテ、其日ノ事ヲ序セシム、序ハ漢文ヲ以テスルアリ、和文ヲ以テスルアリ、何レモ字句ヲ彫琢シ、織巧ヲ極ムルヲ例トス、又歌題ニ兼題アリ、席上題アリ、兼題ハ會日以前ニ豫メ題ヲ設クルヲ云ヒ、席上題ハ、會ノ席上ニテ題ヲ出スモノニテ、之ヲ當座ト云フ、當座ニ多クノ題ヲ設ケテ、人毎ニ之ヲ探リ取ラシムルコトアリ、之ヲ探題ト云フ、

抑、歌會ハ、古ハ只相會シテ之ヲ賦スルニ過ギザリシガ、歌學ノ漸ク盛ナルニ及ビテ、自ラ席上ノ法式ヲモ設クルニ至リシナリ、而シテ其式ノ最モ盛ナルヲ中殿歌會ト爲ス、天皇良辰ヲ擇ビテ清涼殿ニ御シ、歌會ヲ行ハシメ給フ儀ニシテ、管絃ノ御遊アリ、歌人ニ祿ヲ賜フ、別ニ代始ノ歌會アリ、其儀中殿ノ會ニ及バザレドモ亦尋常歌會ノ比ニアラズ、院宮以下ニモ此事アリ、後世ニ至リテハ、毎年正月ニ歌會始アリ、毎月一回月次歌會アリ、又毎年二月二十

二日ニ水無瀨宮ノ法樂歌會アリ、二月及ビ六月ノ二十五日ニ北野ノ法樂歌會アリ、其他朝臣、武家、平人ニ至ルマデ、或ハ良辰佳景ヲ賞シテ之ヲ催シ、或ハ法樂影供等ノ爲メニ之ヲ行フコトアリ、

名稱

〔書言字考節用集 八言辭〕歌會（ウタノクハイ）

〔續世繼 二春の調〕みかど（中略）崇德つねは和歌の會ぞせさせ給ける、

歌會式

〔袋草紙 一〕一和歌會次第（公私同之）

先懷愚詠參其所、隨便着座、次臨披講期召文臺、先是置講師圓座、當御所中央置之、（私所亭主前）次召人々歌、各隨次置歌於文臺、（自下臈置之）其儀文臺下、近臨之時、膝行置之、以歌下向御所、或說向上之、次召仰講師、五位中召堪能者、私所用位階下臈、但儀式之時、多用四位、次歌人應召近參候、次讀師進寄文臺下、取重置之、（若位階次第不審、召藏人令重之、）一二座人等、徹勤仕之、（眞本後一條院御時宇治殿爲關白、勤仕讀師、御奉、一座ニテ御之故也、小野宮右府記見之、）其儀取一通開之置文臺、（兩題時開端歌許）向下於御前、（私所向亭主置之、亭主時、句下爲席上之參人、同等會遊之時召向講師、）以下臈爲先、但於僧俗幷女房歌、不論貴賤、終講之、或人云、侍以下歌、不置文臺、於下講之云々、但近代不然歟、次講師讀上之、其儀延右足頗及臨讀之（尊者不居圓座、唯懸片膝許）其音不微、一句々々讀切之、（但至位署等緩讀之、）讀畢任余人不詠之、序讀樣同和歌、有兩題之時、同題一巡讀了講、次歌、雖數十准之、件時更又讀名字、於位署者不可讀歟、次可然人々同音詠之、但初音不助音、次音可加詠歟、又爲後進人不可進詠之、有序之時堪能人々詠吟秀句、其後詠歌也、次詠三反之人置次歌、（作法同前、於題者不可讀、毎題初度許詠之、）次臣下歌講了、自簾中被出御製、其儀取拂臣下歌、更居他文臺、（非強儀式之時、用本文臺、）講師又改之、（四位勤之、）更讀題目講之、度數可倍臣下歌、於御製者以文下向吾方云々、（嘉保度叶之、講師通俊卿也、）御製出時、講師可急退、凡歌畢可急起也、又女房歌、諸人歌講畢時出之、有兩題之時、一題時出之、

嘉保三年三月內裏御會初度御製文臺用御硯筥蓋、野行幸時用楊筥云々、又御製文臺下有高坏

儲之由通俊卿所申也云々、

長元六年二月十六日、於白河院子日之時、宇治殿文臺用螺鈿蒔繪硯蓋之由、（見彼記）

一題目讀樣

假令、秋夜同詠叢夜虫應製和歌（一首）如假名讀之云々、御製詠給ヘルト可讀、一說ニハ云事ヲト可讀付之云々、但可依題歟、假令春心在花、是等類尤可讀付、凡題目可訓讀也、雖然又如三月盡九月盡不可然、如此事臨時可斟酌歟、又和字明讀之、歌字微讀之、

一位署讀樣

於公家仙院、（女院同之歟）六位官姓名、五位官名、四位官名、朝臣三位以上姓朝臣、（但四位宰相准非參議）相親王（無官可稱位歟、）（三品親王若一品親王也、）於親王大臣家、六位同前、五位官名、朝臣、四位官姓朝臣、三位以上官許、愚作讀名許、但近代於次所非參議皆讀名字者也、

〔徹書記物語上〕一讀師の向座は、主位にて亭主など賞翫の人のゐる座也、文臺の上は、主上の御座也、講師の後座が、一下座也、讀師のわきには、その外の人々ひしと居廻也、

〔八雲御抄二作法〕一尋常會（內裏仙洞已下凡人會同之、此中或有略事、）

先出御、或御坐簾中、寬治月宴如此、講畢、關白進給御製傳大殿、次人々着座、或本興遊筵ハ兼候之、次置文臺、或兼置之硯蓋、又別文臺近年多、昔も有例、代々中殿又月宴以硯蓋也、長元六年二月、於白河院子日時、宇治殿文臺、螺鈿蒔繪硯筥蓋、近院（○後鳥羽）御時、後京極攝政所獻文臺、蒔長柄橋、或旅所花枝松など有例歟、又用扇、次置歌、有序バ先序者次々自下薦也、次立切燈臺、敷菅圓座、次歌人近進、堪能人上薦公卿、又音曲人、次召講師、四品多は辨官有便或侍臣上薦、次讀師取歌重、或下讀師重之、第一人可爲御製讀師、仍或第二人又兼御製讀師、有例、或第三人有例、次講歌、次講御製、講師或通用、次人人退下、公所外、或四位、多五位、序者五位六位也、臨時花宴、康保三年立倚子於庭梅樹下、卽就花下坐、

親王公卿移座同樹北邊、奏管絃、行盃酌、伊尹朝臣柳花插王卿、其後延光朝臣執盃各詠和歌、○中略

一出題

題者儒者得之、於儒者は、高位大才人可出之、但作者中、儒者多は出來、近代非歌人儒者多、其不可然歟、然而無其仁者、有何事、又勅題常事也、或可然臣獻之例多、長元八年歌合、宇治關白自出之、院御時、後京極攝政常奉之、建保中殿會、右大臣道○藤原道家奉之、如此之例可隨時、

一勅題　一儒者　一可然臣

此外其道堪能人如定家など、時々密儀には出、是又在時儀、雖爲歌人、如家隆雅經者非其仁、定家有家などは有何事、○中略

一序者

公宴序者大臣若大納言中納言也、參議雖有例、猶上卿之役也、非成業人、於和歌序希代事也、仍一度書たる人は多不書之、宸宴序ハ、同人不可過一兩度、能々撰人求才事也、雖公宴密々事などは、侍臣なども隨便書之、勝遊の樣によるべき事歟、長治元年、中宮和歌會、右兵衞督師頼爲序者、宗忠記曰、如此時序代、儒者殿上人、又大辨、又高年宿德上﨟、得此道人也、同宰相非大辨尤無謂云々、我不書事を恕歟、○中略

一講師○中略

御製講師は、臣下講師退後、更依召着替人々歌撤後、自御懷中更被取出、講師○講師恐讀師誤人進て給て披之御製講師讀之、臣下講師或通用之、藏人頭などは兼御製講師、先例多歟、○中略凡公宴ハ四位也、關白大臣已下四位有例、多五位也、諸家大略五位歟、六位又有例、

讀師○讀師恐講師誤作法

依召正笏略儀不持笏、雖侍臣多持之、揖官又勿論、過右足讀之清輔說、參上懸膝於圓座て、正は不居、又前に圓座の出ほどは見苦、

讀師隨重て、頗うつぶきて、微音に一句づゝ讀之、位署は、如法微音也、靜指音に讀之、御製をば、殊不可有誤之故、靜に見て可讀云々、建保詩中殿會時賴範爲御製講師、關白普通ニ披たるを取反て、詩下を我方に成て讀于時以外沙汰ありき、是御製なれば、御覽はいかにてもありなん、せめてひが事あらじゆへの作法云々、高倉院詩中殿(治承)祖父永範如此之由申、然而他人不記、但口傳不可不審歟、其上通俊嘉保歌會有此作法、誠一說歟題目讀樣、假令秋夜其題を詠て製に應るやまとうた云々、至御製は、詠給へる依題て云ことを詠とも可讀、和字は高く、歌字は微可讀、(是淸輔說也)一反後は、又は不讀名、位署は、親王は中務卿親王三品親王とて不讀名、大臣以下同之、官も位も始は聞て、次第に讀消樣にて、總公卿は名は不讀、四位宰相は、准侍臣讀名、四位已下名をよむ、後々の題には、某朝臣とも可讀之、私所には、五位よりは朝臣を加、自歌は名許を讀也、六位は讀官姓名、五位は讀官名、四品は各朝臣、三位已上は不詳可讀、私所にては五位加朝臣、助音人は一反後詠之、准詩頌聲、無座人、或不詠歟、○(中略)

一讀師

當座第一座爲御製讀師、二人座人可爲臣下讀師、無御製所にても、總多は第二人之役なり、或は又第一人兼御製臣下讀師、下讀師は可隨便宜、大臣讀師之時、參議重之、有親知之人ば、雖四位五位可召寄、或は又召藏人令重、(淸輔說)大臣などは不可然事歟、○(中略)

讀師作法

御製讀師は、歌披講畢、臣下讀師撤歌後、自御懷中被取出之時、膝行給之披置之、寛治月宴、上皇御簾中、當關白(師通)進て給御製、前關白取之披之、是父子禮也、普通には其人進也、○(中略)臣下讀師、只自下臈次第重、(詠下爲御所方)二三首時は、端許を卷寄て並之、皆は不披也、僧并女歌は、人歌講畢後可重歟、不論殿上地下、唯守位也、六位は或依官次第、或又依臈歟、淸輔說、地下者不置文臺、私所にも侍品已下者、歌

不ㇾ置二文臺一也、近代不ㇾ然事也、

〔愚秘抄〕披講の懷紙かさぬる樣、上﨟を上に次第にかさねゆく也、御製をば別に置て、講師も讀師も別人是をつとむる也、女房の詠をば、其人の品にしたがひてかさぬべき也、但元久例には、女房の懷紙をば男の一列にまぜず、一所によせて披講ありき、又僧家の歌、律師、僧都、法印、僧正等緇素相當の官に准じて懷紙をかさぬべき也、又講師讀師の外に講頌の役とて、中座へ兩三輩よりて吟詠する也、必ず詠曲家の輩を一人めしくはふる也、御製講ずる時は朗詠をする也、元久北野奉納の御披講には、御製講師は通具卿、讀師は攝政殿〇藤原良經勤仕ありき、文臺を用事むりき、又硯蓋を用事、中々晴の時の儀式と申たり、硯蓋をあをのくる事と又ふすることゝ、兩義也、當家はうつぶけて用事なし、あふのくべき也、文士共、詩披講には、毎度うつぶせて用事と申侍めり、いかなることにや不審、本說決しがたし、蓋をふすることは、尿箱の外はあるべからずといへり、夜の披講にきり灯臺を用也、文臺に、松の枝、榊の枝を用事あり、住吉春日社の法樂の時、此式先例あり、故入道〇俊成の百番歌合奉納の披講には、住吉の靈樹なるが故に、松の枝を用られて侍き、爲長卿が聖廟奉納の詩歌合をば、建久三年二月二日披講には、梅花の枝を用て侍き、公任卿の春日社和歌披講には、榊の枝をもて文臺に用たると其記錄侍りき、此等の舊規を以用けるにや、兼日當座の御會の事、必和歌の奉行人有べし、奉行人先題の目錄を申さだめて參する也、兼日の歌の懷紙をば、文臺の上にかさねておくべき也、故に短冊をば下の重に置也、さて硯一面一人別にあるべし、若硯一人別に難澁ならば、せめて兩人中に一面用べし、小刀、小錐、水引、少々用意すべき也、さて短冊をとりて目錄にまかせて、讀歌の題をかゝすべき也、白短冊少々用意すべし、さて題を三折に必たゝみて、硯の蓋に入て座中に置也、其後兼日の懷紙を披講する也、披講はてゝ、後末席の人立て、題を上座よりくだりに題をばとらすべし、御製のための御題を上﨟とりて、御前に獻じおく也

或は簾中に女房歌人のある時は、題をとりて扇の上に置てやるべし、兼日の懐紙を置て出したらん、五明をおきてやがてそれに入置て、すだれの下に、かなめのかたをうちになしておしやるべし、兼日の歌なからん時は、奉行人の扇に入てあたふべき也、御製のための御題をも御扇におきて獻上する也、金吾〇藤原基俊の口傳のうちに、女房の故實に、兼日の懐紙なき時は、探題くばる時、扇を簾の下よりさし出して請取なり、

〔東野州聞書〕一講師之事、先文臺のそばによる時、腰なる扇を拔ておく、其後文臺のそばによる、文臺と身のちかさ五寸計也、文字をたしかにみんがために近くよる事不苦、懐紙をば、端作より名を讀、扨題をよむ、春日同と云三の字を可讀、名を讀事、貴人をば只よむ體をする、公卿をば實名をよまず、或は宿所の名、假名をよむ、按察大納言内大臣などやうの人は、時に一人ならではなし、さもあらぬ中納言などやうの人は、あまたあれば、三條とも飛鳥井とも上に置て、中納言とも中將とも讀べし、前内大臣をば、前の内のおこれより下をば聞えぬやうに讀べし、おほひまうち君とよむまじ、四字題も、三字題も讀切事なし、讀はてゝ退出の事、讀師五文字のかしらを出せば退出す、

〔作歌故實〕一和歌會披講

和歌の式正會(シキシヤウクワイ)といふことは、地下にてはならぬことなり、〇中略近比の人、ともすれば式正會と名づけ、其式まねぶは、いとふようにて、たとへば龍を捕術を學がごとし、禁裏仙洞攝家などの御會に召れたらんには、その作法その時學てたりぬべし、地下の會はうたをよみならひ、懐紙短冊など書ならふべき稽古會なれば、式正の作法しらずてもさてあるべし、披講といふも、宗匠家の作法にて、他にて借しまねぶはえあるまじきわざなり、されど試にその作法をいふべし、そも〳〵和歌披講の式、袋草紙八雲御抄などにみえたれど、今川了俊の式など考ればや、後に改られし

こともまじれりとおぼゆ、まづ文臺を横座の前に置、その前に講師座し、左の方に讀師座す、夜に入れば切燈臺を兩方におく、人々懷紙を持よりて文臺におきて退く、下﨟より先おきて、上座の人は順に上に置、讀師それをとりて、中ほどよりふたつにをり、文臺の左傍におき、下に重ねたる下﨟の歌より順にとりて文臺の上におき、懷紙の歌のかたを講師のかたにしてよまする也、自然風などにみだるることありとも、あけの外せさせぬことなり、さて講師懷紙をよむに、曲なしに一句々々によむなり、臣下は三遍、攝家は五遍、主上は七遍なれば、それになずらへて地下にても斟酌すべし、題は春日梅花開とイフコトヲヨメルヤマトウタなどよむ題により三月盡ヲヨメルヤマトウタなど音にもよむ、但最初の懷紙の端作ばかりをよみて、次には略して官位姓名のみ讀あぐるなり、倭歌の倭はヤマトとあきらかによみ、歌はウタと微によむ、姓名も微によむ也、講師は、座體は左の足をすこしながして座し、前へのぞみて懷紙をとりよむなり、連衆はよみ上の時會釋して聽事也、發聲は講じをはりて節をつけてうたふ也、神樂のうたひもの、家の業也、樋口秘記にくはしくいへり、右の式は古書のむねによりて、をろ〳〵書玄るせるになん、

〔心のたね下〕歌會略式○中略

歌の會には、あらかじめ事とる人をさだめおく也其名ども、

一點者

また判者ともいふべし、もろ人の歌のよしあしを評し、點ひきてえらぶ人をいふ、つどへる中にて先達の人たるべし、○中略

一詠吟

また諷誦などもいふべきにや、兼題當座の歌どもよみあぐる人をいふ、おほやけざまには講師などのたまふとぞ、それは披講といふことを傳へ給へる故なるべし、○中略

一助吟

詠吟者を助くる人也、其さほうは後にいふべし、かしこき御わたりには、讀師などのたまふにや、○中略

一行事

よろづつぎ〳〵しく、故實など知たる人にゆだぬべし、何事にまれ、はじめよりをはりまで、さるやうどもこまやかにさたする人なり、初學のともがらは、此人につきてよろづとひきくべし、かしこき御わたりには、かいろ人を奉行とのたまふとぞ。○中略

一給仕

これは、かみ中しもおしなべて何事にも志かいへば、難なかるべし、末座少年の人など、ふたりみたり事をとるべし、會亭のあるじいきほひある人ならば、そのやつこしてせさすることもあるべし。○中略

會の日はかねてさだめおきて、行事よりつごふべき人々のもとへ題をつかはしてあないすべし、人々歌よまば、やがて點者に見せ、てんさくを乞得ておき、其日會亭へたづさへゆくべし。

兼題の歌は懷紙にかくべし、但し短册にかくべき契ならば、さてもあるべし、すべてあまりに見ぐるしき紙にはかくべからず。○中略

會の席は、床の上に神像をかけ、前に机をすゑて物どもそなへ、その前に文臺をおくべし。

神像は、おほかた柿本人麻呂朝臣の影、或は山邊赤人宿禰、または貫之躬恒のぬしたちなど、亭主のこのみに隨ふべし、但しよにしらぬ人の像などはかくべからず、追悼の會などに、その人の影などかくるは、この外なり、(中略)月花のためにまうけたる會ならば、神像をばかけずして、月花のかたを上と定むることもあるべし、

その日は、契りたる時よりすこしはやくゆきて、次の間に待てをるべし、其時にならば、行事あないして、席につく、點者よりつぎ〳〵にたちいづべし。○中略

さて後、行事たちて神影のかけものをかく、たゞし初よりかけてあらば、簾帳などかゝげて、座中の人々に會釋すべし、其後ひとりづゝしづかに影前へすゝみて、懷紙を文臺にのせおきて禮拜すべし。○中略

次に行事いでゝ、文臺をとりいれて、よむべきついでをとゝのへ、また持いでゝ、よきほどの所にすゑおくべし。○中略

次に助吟者詠吟者と立出べし、助吟座につきて、文臺の懷紙をとりてわが左のかたにおき、一ひ

らづゝ文臺にのするなり、詠吟それをよみあぐべし、詠吟者は文臺の前に座し、助吟者は左のかたに横ざまに座すべし、圖のごとし（圖略）助吟懐紙をおろす時、上﨟なきによむべきぢやうならば、うらうへにかへしておくべし、誦すべきやうは、ゆるらかにこゑを引て、おだやかによみあぐべし、上ざまには抜講とてうたふ法ありとうけ給はれど、さること知らぬごちの、みだりにまねぶべきにあらず、○中略

事をはりて、詠吟者助吟者ともとの座にかへりつきて後、行事饗のことをもよほすべし、○中略

當座の式は、行事題かきたる短ざくをもりたる硯蓋をとりて、卷頭軸よむべき人のまへにもちゆくべし、さて後もとのところへおくを、おの〳〵ひとりづゝ立てとり來るべし、卷頭卷軸よむべき人は、その中の貴人か點者なるべし、せばき所などならば、つぎ〳〵に硯ぶたをおくりてとる事もあらん歟、されどきはめたる略儀なり、硯箱もこのぢやうなるべし、このたびは上座より立つ也、硯ぶたの前に膝行して、左の手に短册をとり、右へうつして懐にし、神前へけしきしてたつべし、扇にはさみてたつといふこともあるにや、されど少しことさらめきたらん歟、よろしきに隨ふべし、

次に給仕硯箱をくばりてのち、おの〳〵たゝうがみに題の字をしるしおきて、歌を案ずべし、紙は上座よりとりて次々へおくるべし、中を二枚とりてたてに出してわたすべし、さて紙を二枚ながらをりて、題のもじと名をかきて、硯ばこの下へなかば出しておく也、かみを折るとき、疊また膝などへおしあてゝをるべからずと也、さて二枚とることは、一枚には消書して點者の列を乞んため也、ちかきところは、堅のみじかき紙をいだす人あり、殊のほかつまりてかきにくきもの也、さる紙いだすべからず、もし出さば、長みじかにをりてもくろしからず、よきほどにして、いたくつまらぬやうにかくべし、○中略歌を案ずるほどは、安座することゝ故實也、されどよろしきに隨ふべき事歟、案の中に物がたりし、おとたかく扇をつかひなどすべからず、まして立てあるくなどは、きはめたるしかことゝ也、つゝしむべし、また詞寄名所集類題集の類をもちて、詞をくりいだすことも、いとかたはらいたし、初學の輩なりとも、心して見ぬなんよろしき、さて又おのが歌はやくいできたりとも、みだりに題をとりて、いくらともなくよむべからず、他をかへりみず、いとむらいなること也、此事ちかごろの會にま〳〵見ゆるは、ちいさく紙をたちて、いくつともなく題をこしらへおく故に、かゝる事もありと見えたり、いとわろき事也、また大かたの人のよみ出ぬさきに、會釋もなく點者のまへにもちゆくこともなめき事也、よきほどを見あはせてゆくべし、また人の歌よしとて、みだりにほめのゝしるべからず、他の人の案中のさまたげとなり、かつは點者貴人などをおきて、うけばりがほにほめのゝしらん事も、こちなきわざなればなり、此外もこれになずらへて知るべし。

歌に點者の許をこひて後短册にかき行事に見せて、さて神前に供すべし、〇中略その後行事いで、硯蓋をとりいれ、短尺のついでをさゝのへもち出ておくを、助吟詠吟出て誦する事、おほむね懷紙に同じ、〇中略次に行事硯ぶたを神前にすゝめ拜して退く、其次におの〳〵ひとしく禮拜すべし、さて後に行事神前をもとのごとくになほすべし、〇中略上件の事どもおはりて、おの〳〵點者亭主へいはひごとをのべて會釈すべし、さて行事懷紙短尺をとぢてうら書をする也、その後に饗膳盃酒の事ありて家にかへる、

〔徹書記物語〕下一懷紙をかさぬること第一の大事なり、ひとの位次に志たがひ、家によりてかさぬることなれば、むつかしきなり、公家の會は、中々官と位次あれば、それに志たがひてかさねやすし、公家武家會合の時が、重ねむつかしきなり、四代目勝定院〇足利義持の御時、飛鳥井殿官は中納言、位次は正三位にて侍りしを、かんせゐ院の管領にて侍りしうへにかさねしかば、すでに天下の奉行たるうへは、飛鳥井殿よりもかみにかさぬべきよし仰られしかども、管領は參議に准せらるゝ間、黄門よりうへにかさぬべからざるよし申て、終に承引なかりしなり、

〔職元秘抄〕一歌の會ノ時、文臺ニ懷紙ヲカサ子オク、下﨟程上ニオク、サテ天子ノ御製ハ七返吟ズ、大臣等ノハ五返、其外ハ三返也、懷紙ニ題ノ上ニ同詠ノ同字アリ、群臣ハ諱ノ字ノ下ニ上ルノ字アリ、講師ト云ガ歌ヲ讀上ル役也、讀師ハ懷紙ソレ〳〵ヲ見分テ渡ス役也、其上ニテ節ヲ付テウタフ、是ヲ披講ト云、其ウタヒ始ル役、コレヲ發聲ト云フ、後ハ一同ニツケウタフ也、講師バカリニテ止ムナドヽアルハ、講師ノ一返ヨムバカリニテ、節ヲ付テウタフヲ不為コト也、天子ノ御製ハ、讀師モ講師モ發聲モ別ニ一人勤之、歌ノ會ニハ文臺バカリ、硯ノ添ハ、連歌行ハレテカラ硯文臺ト對シテオクコトナリ、故ニ連歌不行以前ノ上代ノハ文臺バカリニテ、硯筥ノ添タルハナキモ

ノ也、

〔安齋隨筆前編九〕講頌　中院通茂卿七十賀記ニ、讀師講師發聲講頌トアリ、講頌ト云ハ、講師ノ後ロの座ニ音曲人或ハ詠吟モシツケたる輩、各キホヒカヽリて、披講の歌をたしかに聞テ詠吟する也、是を講頌と云、石野中藏說披講と云ハ、和歌にフシを付て講師うたふ、講師に付て講頌同音にうたふなり、

〔安齋隨筆後編二〕貞丈云、歌はふしを付てうたふ物也、今世も禁中御會始などには、讀師〇讀師恐講師誤の役一へんたゞよみわたして、次に發聲の役、初め五文字をうたひ出せば、講師〇講師恐講頌誤の役うけつぎてうたふ也、其ふし今は秘傳になりて、人に傳へられず、されば今世たゞの人はうたふ事ならず、古代はふしを習ふと云事もなく心まかせにうたひしなるべし、

〔言塵集七〕一文臺ならぬ時歌を講時は、或は硯のふた、或は扇の上などにても可講と云々、西行上人の書たる物には、芝居等の歌講には、文臺などは比興の事と云々、草木の枝などの上に置て可講と書り、懷紙を文臺におく次第は、下﨟次第にも置也、その座の體によるべきなり、

一歌を講時の事、歌を重ぬる事をば讀師のする事也、座上の人又は宗匠のする事也、かたはらに座して懷紙を見て、下﨟次第に下にかさねて、上﨟次第に上に重ぬる也、官位次第なり、さておし折て後、講師參て文臺の前に敷たる圓座の上に居る時、人々すゝみよりて後に、讀師下なる懷紙を引出ておしのして、歌の頭の方を講師のかたにして置時、講師のびあがりてさしよりて讀あぐる也、其よむやうは、春日同詠梅花と云事をよめるやまと歌とよみあげて、後作者の名をよみて、後題をよみて、やがて歌をよみあぐる也、歌をば一句〃〃よみ上べし、玄づかに文字にうつるなり、

梅の花それともみえず久かたのあまぎる雪のなべてふれゝば〇諸略

如此よみきるべし、其後講師の吟に付て一同に詠吟する也末座の人などは、あながちに不可詠吟と云々、ころよき人ならば雖末座可吟と云々、其後は題をばよみあぐべからず、只名と歌ばかりをよみ上るなり、或は上座の人の歌、又よき歌などは、講師はからひてたかく吟じ又は數度も吟る也、

〔松の落葉三〕文臺の筥

今の世、歌のまとゐに文臺といふは、歌かける懷紙をうへにおくものなり、いにしへは文臺筥といひて、むねとは詩のまとゐにて、韻字を筥にいれおき、又とり出てそのふたのうへにおきつるなり、歌をもさやうにぞしける、古書にあまた見えたる中には、筥をはぶきて文臺とばかりもかけることあるによりて、これは筥にはあらじとこゝろえあやまりて、中ごろより後に今のやうにはつくりなせるにこそあるらめ、今も筥にゑたらんには歌の懷紙たにざくをふたのうへにおき、なかにもいれて、いとたよりよきものなるべし、西宮記六の卷九日宴のくだりに、左少將兼村取韻器昇自東階、入文臺筥退下といふこと見え、又開韻器封、置筥蓋ともあり、同記十の卷講日本紀竟宴のくだりに、取文臺筥置博士前上卿座之上方、次又外記秉燭次上卿召博士一人(預定其人也)爲講師、人々讀件和歌、(此間親王公卿出歌令入筥)と見えたるは、文臺筥に歌をいれたる例なり、此くだりのはじめに、就文臺披詠詩と見え、北山抄二の卷就文臺下と見えたるなどは、筥をはぶきていへるなるべし、其卷々のかみしもには、みな文臺筥とのみあればなり、又ます鏡老の浪の卷に、その後和歌の披講はじまる、爲道朝臣もとをしの袍につぼおひて、弓に懷紙をとりぐして、上達部の座のうへをとほりて、階の間より入て文臺の上におく、其外の殿上人どもの歌は、ひとつにとりあつめて、信輔一度に文臺におくとあるは、筥といはねば、このごろは今の世のさまにつくれるにやあらん、又これも筥をはぶきていへるにやあらん、ゑりえが

たし、明月記には榊の枝松の枝を文臺として歌合をおきたること見えたるは、建永二年三月五日賀茂歌合のをりにて、神のみまへなればこと〲なりかし、

〔中右記〕嘉承二年三月六日、入夜有和歌興、○中略召文臺、藏人左少辨雅兼、取御硯筥蓋、置御前、召切燈臺、供御燈、人々置和歌、兼二方殿上人輩從下﨟進之、廿許人次公卿從下﨟進之、但人々多置笏、奉歌了歸、民部卿一人進御前、指笏置歌、拔笏揖而被歸本座、人々作法可尋知、爰召講師藏人頭刑部卿道時朝臣、進御前、民部卿爲讀師、但召藏人權右中辨爲隆、於座後被取重人々歌次第、先講序代、下官候之、召新中納言基綱左大辨重資、於講師座邊令詠、臣下之歌講了後撤之、有御製、講師左大辨堂上堂下合聲詠之、滿座有感氣、關白殿令執御製給、人々復本座、召人令進御遊物具、地下召人、令候南砌下、殿上人後賴、有賢、家俊、信道等候公卿座末、有御遊、

〔中右記〕大治五年九月五日甲辰、今夕初依有和歌御遊參院御所三條東殿、入夜之後關白殿令參給、人々暫祗候殿上、○中略以別當被仰云、今夕先可講和歌歟、將又御遊歟、講師誰人可勤仕哉、只今必辨官不候如何、殿下令申給云、如辨官不候者、藏人頭何事候哉、又先御遊可候也、次可被講歌也、重仰云、兩貫首有障不參、或忌日或所勞、今夜召殿上人四位之中、皆年少之人々也、如何云々、申云、行盛朝臣已四位也、講師何事加候哉、就中序代候荒涼君達難講歟、如此沙汰之間及深更也、又人々云、無御製幷出御、不可書應製臣上字歟、如何、予申云於御製有無、臣下兼不知事也、雖無御出、大臣被參也、已於御前被講、猶可有臣上字也、於殿上被講時、密々御覽、如然時不書臣上、人々同此儀、皆應製臣上被書也、次別當告人々、殿下以下皆令參着講筵給、其座東對東庇四間、以北爲上、南北行對座、北間垂簾、兩院御于簾中、其前立燈臺、供御殿油、居御遊物具、○中略撤御遊物具、次召切燈臺、其前敷圓座、置硯筥蓋、先序者左中辨實光朝臣束帶置之、次第從下﨟進歌了、殿上人或直衣或衣冠十九人召行盛朝臣、衣冠着圓座、內大臣讀師皆取之、敦光朝臣候簀子、次第取之參內大臣、一々講之、○中略人々歌被講之後、從簾中女房中納言君大夫典侍和歌二首書紅紫薄樣一重被出、內大臣進寄取之、被置本歌上、更召返講師、又被講人々詠吟、夜半退出、

〔顯朝卿記〕寶治二年正月十七日丙寅、參院、今夜始有和歌御會、依應勅喚也、以廣御所爲其所、件御所東西八ヶ間也、座末方(四方也)二箇間有中隔遣戸、座上二箇間爲長押上、長押上逼東障子敷大文高麗疊二枚、(南北行、東西相並敷之、)爲上皇(後嵯峨)御座、其南北二枚對座並敷高麗疊、(南北相並二枚爲一行也)長押下又二行對座同之、時刻攝政(藤原兼經)以下歌仙參集、頃之上皇出御、(御直衣)次公卿次第着座、(侍臣着座不及)次立切燈臺、(便宜敷高燈臺)次敷圓座、次立文臺、(御硯筥蓋也、巳上役五位侍從勤之、開中遣戸爲路、從座中參進也、)次內府(藤原實基)被置序、次侍臣置歌、(自下臈次第置之、予位在光成爲氏等下、然而彼兩人先置之、予最末置之、但或任位次置之、先例不同也、其路同役人、予不持笏、)次公卿置之、(自下臈置之、)次依召予、(持笏勤講師之人、先例或不持、但於辨官者雖殿上人所必可持云々、且建、祖父納言如此、又建仁資實卿爲大辨藏人頭勤講師之時持也、仰讀師先參可召講師歟、然而依召參進也、)於長押下膝行、卽懸膝於長押、昇膝行着座一揖、(正不坐圓座上、但文臺之間不遠之程令坐也、隨爲見文字也、坐後乍持笏先以左手引直裾、次取笏於左手、以右手又直裾也、或上退候云々、御硯筥蓋自元ウツブセテ置ク、違失也、讀師取之ウツブスベキ也、)次讀師(左大臣藤原兼平○)參進被坐講師左方、次依召(殿下令伺御氣色給)下讀師(別當)參進、左府取和歌、留序一通、給所殘歌於大理、(此間依召大臣已下可然之人々參進、是又侍臣內爲氏行家等朝臣、依仰參進候、資季)大理次第進之、此間左府取序被置文臺上、(以下方爲御前方被置也)予先一返見終讀之、(切音讀云、春之日太上皇ノ仙洞ニ侍テ、同ク松ノ色春久トイヘル事ヲヨメル應制ズルヤマトウタ并序、(此兩字微)內ノオホイマウチギミ、內字僅ニ聞エテ、マウチギミ微音ニ讀ナリ、)次讀序也、(讀師隨讀次第被披之、講師讀之間、以不伏仰爲是、或ナガムルト云々、是濟輔說也、或エイズルト云々、匡房說也、今度予所申基俊說也、且祖父納言雖久勤仕之時、受後成訓ヨメルト講給ナリ、)予讀畢正笏候、新中納言吟詠句、(長句計詠之、小句ハ切音ニ詠之、二反詠之可爲一反歟如何、)次次第讀歌、(讀師一枚ヅヽ被置之也、其讀樣先一反見之、心得歌心之後出音讀也、切音ニ一句ヅヽ絕音シテ讀之也、序外不讀題、(或說讀題之由有所見))五位名許、(姓平ト讀也)四位名朝臣、三位已上官姓朝臣、(有兼官人讀兼官、無兼官之人讀本官、左右大臣、左ノオホイマウチギミ、右ノオホイマウチギミト讀ナリ、左右字計僅聞程ナリ、別當雖多兼官、就顯職左兵衞督藤原朝臣ト讀之、又內府雖兼右大將、讀大臣了、又前藤大納言ハ正二位藤原朝臣ト讀之了、凡六位官姓名、五位官名、四位名朝臣云々、今度呼五位只讀名許了、早速可爲宜歟、且藤大納言敎訓也、御歌攝政ト讀之也、)人々詠之、舊例每人三反詠之、近代下臈不過一反也、今度如此、攝政御詠讀了、卽起座退下、御製講師可爲公卿之故也、次詠吟了、讀師被撤臣下歌、次人々復座、次被置御製、次依召權大納言(實雄卿)參進、講頌之人々又參進、如前數反詠吟、以人々復座、次撤切燈臺、如元立高燈臺、又撤文臺圓座等、次御遊、

〔吉續記〕建治二年八月十九日、參龜山殿、(東帶、侍一人召具之、)今日可有和歌御會、(御脫屣後御初度)且幷御遊、別當奉行也、○中略、仲兼持參切燈臺、(元在高燈臺燭、移居切燈臺、)次爲俊置文臺、(御硯蓋也、)次顯家敷圓座、次爲方參進欲置歌、(置序之後可置)早□此間前內府置序代於文臺上、爲方留座中央、前內府置序之後、爲方參進膝行置之、(經座中)自下﨟次第獻之、(爲世朝臣獻歌退歸之時、大理授女房歌於爲世朝臣、更參進置之、)殿上人置了、予(○藤原經長)以左右手取歌、以右手取本、以左手聊加末、(前藤大納言教訓也、不取笏、)參進經座中膝行置文臺、(元置之文本、向御前也、)逆行退歸、(○註略)次公卿自下﨟次第獻之、(○中略)次召講師、(別當告召之由、實治攝政殿召之也、)予持笏參進膝行、懸膝於圓座上、一揖坐、完引直裾、(圓座上不可正座之由、藤亞相諷諫、仍圓座チ聊押出膝上、)此間前內府被勸讀師、(取歌等硯蓋チウツノセテ被置之、)左兵衞督勸下讀師、先被披序、(○註略)予迯右足正笏切音讀之、藤中納言參進(依召參也)詠序五六反詠之、詠了退入、次前藤大納言春宮大夫等參進、歌等自下﨟重之讀申、(但名字幽、燭又不明之間、女房名不讀之、□絕音字之時、依不可動、而不見字不動者難讀、仍無力動頭、不可爲例歟、)攝政殿御歌詠吟之後、重女房歌、(惟中納言局薄書之、文字不分明、不伏頭者不見、仍時々ウツブセテ見之、見苦作法歟、但無力事也、)臣下女房等披講了、予一揖(○註略)起座、次被撤臣下歌等、被置御製、(攝政殿令書御製給也、)次別當卿着圓座講之、人々頻詠吟之後、被召返御懷中歟、(分明不見之)次本役人撤切燈臺圓座文臺等、(御遊事書寫了略)今度被用元久寶治例歟、歌披講之間御隨身立明、(寶治候中門邊也)御遊之時候中門、題松色浮池、(藤中納言出之、寶治經光卿出題歟、○中略)和歌道予雖爲重代、末學而今度初度御會被用寶治例、件度顯朝卿于時爲頭右大辨勸講師、予今爲藏人頭大辨、公私吉例也、且予外無其仁、早可豫參候由有勅定、仍所勤仕也、講師作法受藤大納言(爲氏)說了、故顯朝卿受民部卿入道(爲家)說畢、亡父(○爲經)和歌事隨分入功、彼文書等令相傳、一向訪民部卿入道、予又受前亞相(○爲氏)之訓、可謂相傳之師範歟、

〔親長卿記〕文明五年七月廿七日、新大納言(教秀、番衆、)廣橋大納言(綱光)予(番衆)等於番衆所談云、明日御會(內々御月次十八日延引、明日可被取重云々)室町殿(足利義政、准三宮、自今月可有御詠進云々、)伏見殿(親王○貞常、後花園院御弟、)御懷紙前後可爲如何哉云々、於准后者可爲親王上、其故者宇治殿(○藤原賴通)准后之時、可列親王之上由被宣下、以其例鹿苑院殿(○足利義

滿准三后之時有件宣下、其上近例宸筆御八講捧物之時、被經御沙汰、被仰合前關（兼良）於三宮者可爲親王上、但當時伏見殿御事、爲各別御事之間、於自身之捧物者可斟酌云々、於室町殿者可爲上云云、仍室町殿、次伏見殿式部卿親王（○邦高、貞常親王子、）如此云々、仍招右兵衛督（雅康）談此旨可奏聞云々、予不聞勅答入風呂了、爰暫有召參內以民部卿（忠富）仰云、舊院（○後花園）御代內々御會之時、小兒等獻懷紙被重公卿之上云々、被經御沙汰歟如何、予申云、七夕御會、自始內々御張行之間、不及是非被重人々之上畢、（最初元服上人許也）其後公卿等被召出之後爲同前、或說、雖爲童形令敘爵者、可被任位階云々、但叡慮之趣爲內々事、只如日比、先可重之由仰之故不被改、其上故權大納言（公兼）丸、源中納言（雅行）丸童形之時、富就朝臣（其時爲童形、內祗候住賀丸）爲位階之上首、加樣之儀有被思召之子細云々、懷紙之事、依地下堂上爲位次事是又先例歟、雖然爲叡慮之由申入了、次以民部卿（忠富）新大納言廣橋大納言予等被尋下云、伏見殿宮御方（無官無位御童形）御懷紙可被重何所哉、予先申云、於無官童形者可爲公卿上之由、舊院御時及御沙汰了、今又爲宮御事云童形云宮、可爲准后親王等上歟、新大納言廣橋大納言等申云、准后親王等上下雖可爲兩樣、猶准后親王之下可宜云々、此後廣橋大納言參武家、其口又重仰云、如予申舊院御沙汰今更難被弃捐、准后親王之上可宜之由叡慮也、但准后親王下事、先規覺悟歟、新大納言申云、於先規者無覺悟云々、爲叡慮者不可及是非云々、但廣橋大納言所存只今無祗候ヲ可被尋歟云々、予則退出、入夜歸參、尋件子細於新大納言申云廣橋大納言所存猶准后親王上不可然、所詮可被交女房懷紙之中歟云々、此分治定云々、伏見宮猶有御所存云々、　廿九日、昨日御懷紙申出拜見之、准后親王如此次第也、宮御方懷紙無之、被加女中御懷紙歟、於女中御懷紙者無外見、

〔元長卿記〕文龜四年正月十九日、着衣冠參內、大路參集懷紙等取集持參御前、召左衛門督（○冷泉爲廣）可取重之由、可仰由御氣色也、讀師侍從大納言（○實隆）講師伊長可勤仕之由同可申左衛門督由有仰、仍予召左金吾（三條御座）懷紙等取重之、予相共展之、重畢加檢知、次第相違之處改之、法中御懷紙同重之座

主宮(○堯胤法親王)仁和寺宮(○道永法親王)聖護院宮(○道興法親王)滿壽院宮(○慈運法親王)等也、置文臺上退、次出御、仍予召御人數讚、各坐列御前、次侍從大納言着讀師座、召伊長、伊長參進先法中御師披講、其讀樣三首ヲヨメルヤマトウタ、滿壽院宮如此讀之、事畢次俗中、隆康ヨリ始マル、式部卿宮御懷紙讀了、有可起座氣色、讀師召留、仍安座、臣下歌講畢、置御製御懷紙、其讀樣松ニ春ノ色アリトイヘルコトヲヨマセタマヘルヤマト歌、如此讀之、御製讀畢起座、七反講了、各復本座、次入御、於此所賜天酒、今日發聲左金吾、歌民部卿也、事畢自地退出、改着直衣候宿、御懷紙可閉由有仰、沈醉之間、明日可閉之由申入了、

〔二水記〕永正十六年三月廿九日、有御當座三十首也、秉燭已後令淸書、了有披講、(○中略)講師御位署之讀樣、各令談合、德大寺亞相(○公胤)右大將可讀云々、仍其心也、陽明(○近衞尙通)前ノ大キ大臣ト可讀歟、又前關白ト可讀歟云々、去年御連歌時、執筆前太政大臣ト書之處、可書前關白之由有仰、仍書了、然間前關白ト可讀之由也、甘露寺大納言(○元長)云、然者可讀近衞前關白也、帥中納言(○公條)云、前殿下爲第一間、強不可加近衞歟云々、仍先前關白ト讀了、此儀如何、重可尋是非耳、

〔二水記〕大永八年正月十九日、午後參內、御會始也、(○中略)今日法中只兩門跡(靑門(尊鎭法親王)梨門(彥胤法親王))逍遙院(○三條西實隆)許也、依之與俗中一度被重了、(○中略)今日下官(○鷲尾隆康)發聲事雖令固辭、下冷(○下冷泉爲和)稱咳氣頻故障也、黃門同故障、仍予勤之、臨期迷惑此事也、總別郢曲者、可勵稽古事也、而近年歌道經歷人之外、傍若無人、仍平生無沙汰、不可說事也、今日以壹越調許出聲之處、中程聊上、仍三重不穩便之樣也、不可說、不可說、後甲始之、二重乙三重又甲也、於冷泉家者乙甲乙也、自餘者皆以甲乙甲也、今日從納言程二重出之、後丞相三重、最末一反、如始甲下出之、御製初二反同甲、三四反二重乙五六反三重甲、七反又下甲也、御製年始多分七反也、御懷紙兼被置御硯蓋、臨期讀師取之披之、置文臺上、講師讀題如例、雖爲每年事、漸老惘每篇忘却、仍委細記之耳、

〔二水記〕享祿三年正月廿三日、午後參內、今日御會始也、(○中略)今日俗中了法中、此後御製也、近年法中

被別重之時先法中也、君臣之間可相續料也、讀師所爲歟、可尋也、丞相二反、親王各三反、御製七反、如恒、御製、從初三重甲六反之時、中乙七反下甲也、文法中終一反不下而三重甲也、今日儀近年不然、定一說歟、可尋也、　四年正月十九日、午後參內、和歌御會始也、〇中略御製七反、從始三重甲六反中乙、七反下甲、中書王以下法親王各三反、丞相各二反、今日先法中、次俗中、御製也、此先例多分定也、題讀樣、爲有慶音ト云ヘルコトヲ、爲ニト可讀歟、如何、

〔二水記〕享祿五年〇天文元年五月十九日、午後參內直衣和歌御會始如例年、〇中略御製七反、乙、一二反甲、三反四五六反上甲、七反下甲、中書君已下法親王各三反、丞相二反如恒、從公卿乙、自丞相三重、最末一反初甲也、

〔資勝卿記〕元和五年正月十八日癸卯、午刻時分禁裏御會始也、入夜ニ冷泉ヘ愚詠談合參候、講師ノ作法など談合申候也、文臺ニ進方ノ左ニ着、講師着座、發聲ノ座、昔ハ無之由冷泉申候也、先短冊ヲ取、座ノ前ニ置、左ノ手ヲ短冊ノ下ノ方ニ手ヲウツムケテ取、右ノ手ハアフノケテ短冊ヲ取、取上サテ手ヲハナサズ短冊ノ下ヲ座下ヘナルゴトクマハシ、手ヲ左右共ニ同樣ニウツムケテニギリ、座ノ前ニオク、

次懷紙、法中方二ツナガラ一度ニ文臺ヨリ取下テ、座ノ前ニ置、左ノ手ヲ懷紙ノ下ニアツ、左ノ手ウツブク、右ノ手アフノケテ取之、懷紙ノ下座ヘナルゴトク手ヲツケテ取直シテ前ニ置、此時法中方ノ懷紙上ニナルナリ、カシラヲ上ヘフリ、上ノ方ヘマハス、左ノ手ハ則アフノク、右ノ手ハトリナホシ、左ノ手ノゴトクニトリナホシテマヘニ置也、

冷泉家ノ懷紙ハ下蓆ヲナカヘカサヌル也、其故ニ中ヨリ取出シ、文臺ニ置令讀也、先上下下上ヲ中ニシテ懷紙ノハシヅクリノ紙ノ端ヲトリ、指エハサムデ置也、先ノ方ヲサシ上、手モトトオナジヤウニ文ダイニ置也、法中ノヲ讀オハリテ、左ノ手ヲ懷紙ノ下ノ方ノマン中ヲユビノサキアタルヤウニ、手ノコウヲウツムケテアテ丶、右ノ手ハ懷紙上ノ端ヲ取、是モ手ウツブク、サテ二ニ

ヲリテ又二番ニ懷紙ヲトリ下ダルゴトクニシテ座ノ右ノ方ニ置テ又懷紙ヲヨマシム、中ヨリ□リ出ス上下下上何モオナジヨシ、ヲハリテ又法中懷紙ノ上ニ置テ、次ニタンザクヲトリナホシ、下方上ヘナルゴトクニシテ、文ダイノマン中ニトリ置、又置樣トリクダス時ト同ジ、我方ヘクリ返シテタンザクナラビ、ダトホリ、マン中ニナルヤウニクリカヘシテ後サキヘオシヤル也、短冊ヨミハテヽ、三ドクリカヘシヲハリテ、サラニアフノキニカヘシテ、又座前ヘトリクダシテ（作法如初）懷紙ヲ文臺ニ置、座上ヘ下ノ方向ヤウニトリナホシテ置也、其上ニ短冊ヲ置、是モ同前、

主上ノ御懷紙ハ、御硯箱ノフタニ入、御ザノ右ノ方ニアリ、講師進ヨリ取之間、中計ハシツカウシテ進ム也、御ザノ上ニテ我方ヘ硯箱ノ下方ヲマハシテ、フタ共ニ取テ、三アシ程シツカウシテシリゾキ、ソノ處ニ箱ブタヲバ置、懷紙計手ニ持テ文臺ニスヽミ則披キ上下下上ヲシテ、今度ハ懷紙ノ下講師ノ方ヘ向ゴトク置也、左ノ手ニテ置ガヨシ、ヲハリテモトノゴトク卷テ、フタノモトマデ進バ懷紙ヲフタニ置御ザノキハマデシツカウシテヨリ、フタヲトリ直シ、如元置テシリゾキ、懷紙短冊如元置之退了、

〔長明無名抄〕一俊惠が云、和歌の會の有樣のげに〳〵しくいうにおぼえしことは、ちかく範兼卿の家の會のやうなることはなし、亭主さる人にて、いみじうもてなして、ことにふれつゝ、聊爾ならず、人にはぢ道を執して、ほむべきをば感じ、そしるべきをば難じ、こさ〴〵にはえありて、みだれがはしきことゆめにもなかりしかば、さし入人もみなそのおもむきに志たがひて、いかでよろしき歌などもよみいでんと思へりきされば此の會によき歌もいでき、わりなく珍しき一ふしを思ひよれるにつけては、かひ〴〵しき、心地して、いさましくなん有し、兼日の會にはみな歌を懷中して、當日の儀いたづらにほどをふることなし、もし又當座に會あれば、おの〳〵所々に

さしのきつゝ、沈思しあひたるさまなどまでも、えんにあらまほしきやうに侍しかば、させる事なき歌も、ことがらにかざられて艶に聞え侍りき、此ころ會につらなりてみれば、まづ會所のしつらひよりはじめて、人の裝束のうちとけたるさまおのがけしき有さま、みだりがはしきことかぎりなし、いみじう十日廿日かけて題を出したれど、日來は何わざをしけるにか、當座にのぞみ歌を案じて、すゞろに夜をふかしてけうをさまし、披講の時をもわかず、心々に物がたりをし、先達等にもはぢず、面々に證得がほなるけしきどもははなはだしけれど、他に歌のさまをしりてほめもそしりもする人はなし、まれ〳〵古き人のよきあしきをさだむるも、人のけしきをはからひて、偏頗をさきとしたれば、案ずるにつけてもあぢきなく、よろしき歌などをよめるにつけても、夜の錦にことならず、たかく詠ずるをよきことゝて、くびすぢをいらゝかし、聲をきりあげたるさまなど、いみじう心づきなし、すべてにぎはゝしきにつけてもしなゝく、やさしかるにつけてもわざとびたり、他には人の心の底まですかずして、たゞ人まねに道をこのむゆゑなめりとぞ、

〔薩戒記〕永享五年二月三日丁亥、今日於前攝政〇藤原兼良亭〇一條室町可有和歌會、〇中略先是人々參集、主人已被出座、〇小直衣、中略主人召雅憲、雅憲奉命持參文臺、〇硯蓋也、次典藥頭茂成朝臣參進置懷紙、次益長朝臣、以上次第取出懷紙進寄置之、〇以文下方爲主人方、次依主人命、爲清朝臣進寄取集懷紙等、授園中納言、納言取之不知所爲、予愁和談云、可令進寄給也、納言微咲頗居寄、猶有迷惑之氣色、主人被命可被取重之由、納言一々披之、重之押折置文臺上被退居、予又和談云、不可被置文臺上、於座前一々取之可被披置文臺上也者、納言被隨之、抑今日所爲、頗不審、愚案、先讀師進寄、次講師進寄之後、讀師取懷紙賜下讀師、〇今日主人以爲清朝臣被存下讀師之由歟、但爲講師不可相兼之、猶可被仰他人歟、□□重整之押折可授讀師、讀師取之置座下方、自下﨟懷紙次第取之、可被置文臺上也、今日儀頗不甘心、但主人無被答示之旨、若有子細歟、次講師爲清朝

歌會始

臣、依主人命參進〈讀師遲參、後、未重懷紙以前可進參也、〉次第讀之、講頌人々、師予、左大辨、家長朝臣、知俊朝臣、益長朝臣等進寄在講師後邊、人々歌講了、主人取出〈自左袖中〉懷紙被授讀師、讀師披置之、爲清朝臣更自端作讀之、〈よませたまへるさ讀之〉講頌返數、雲客二返、公卿三返、主人五返也、皆是依主人命也、事了人々復座、有杯酌、又當座有短冊〈主人出題〉又有披講、今度讀師講師同前、主人歌三返、公卿歌二返、殿上人歌一返、每歌如此、凡當座歌不可必然歟、披講了又有杯酌、昔公被出座、事了各分散、〈○中略〉

爲清朝臣講師讀様、於公卿者讀官許、假令權中納言左近權中將參議左大辨等也、於殿上人者官姓朝臣也、短冊講師時、公卿加稱號讀之、假令園中納言宰相中將等也、左大辨宰相等也、殿上人讀官許也、

〔後水尾院當時年中行事 上〕十九日〈○正月〉御會始あり、題兼日ふれらる宮方へは、勾當内侍奉書にてまゐらす、入道親王などへは、宮方よりつたへらる、攝家方同門跡大臣などは、和歌の奉行より傳へまゐらす、その外は、和歌奉行折紙ひとつに書つらねてふれまゐらするなり、秉燭の比おの〳〵參あつまり、生の御はかま御引なほし袙をかさねてめす、清涼殿の北の方西向の御座に著御、〈如常御所より清涼殿へ出御の時、男衆御むかひに參る、先常御所の上段の中央の西向の一帖の御座に著御、第一公卿上段の南向の西第一間の障子をあく、中少將のうち先入て、御劍をとりてすのこに候す、次に出御、入夜の時、下﨟殿上人、燭をさりて御先に行、公卿侍臣御後に行、〉次に宮方攝家方著座、〈法中は辭酌にて每度不參、懷紙ばかり進上なり、〉次に讀師著座、讀師の氣色を待て講師著座、次に發聲著座、次に講頌の衆おの〳〵まゐりよる、講じはてて各退出、次に入御、宮攝家方等起座常御所にて一獻有宮方内々の攝家衆は御相伴、其外は清涼殿にて勸盃あり、うたひなどうたひてにぎはし、

〔日次紀事 一 正月〕十九日、禁裏御會始、〈和歌題、勅題、或二條家、或冷泉家、近世或飛鳥井家、交被出之、則有講師、讀師、披講、發聲之儀、或添絲竹、是謂付物、其式了後、各賜饅頭之高盛、又有當座之御會、近年月次御會日、被用廿四日、今日大筆詰以獻月次之御條、每月共然、〉

〔故實拾要 四〕廿四日〈○正月〉和歌御會

是和歌ノ御會始也、和歌三神人麻呂ノ被掛畫像、此外御飾有規式次第等御會始ル也、天子出御有テ和歌御製アリ、又和歌所此事ヲ承テ、自上大臣下至六位藏人マデ同詠之也、○中略當時和歌所中院清水谷武者小路等也、各和歌御會ノ時、其事ヲ承テ音律ノ發聲等ノ作法有テ、御會終ルナリ、

〔永和三年記〕三月四日壬午、今夜禁裏和歌御會始也、出題御子左中納言、(松千春友)奉行藏人權右少辨資敎、參仕人准后(二條良基直衣下絬)太閤(同)近衞前關白(同)按察(兼綱同)民部卿(實遠、衣冠下絬、)御子左中納言(爲遠、直衣下絬、)兵部卿(長綱同)左大辨宰相(宗泰、束帶、)二條三位(爲重、衣冠下絬、)殿上人資康朝臣、爲敦朝臣、資敎、雅氏、(皆束帶)等也、出御(○後圓融)之後、公卿次第著座、與准后、太閤、民部卿、其外皆端座也、御硯蓋雅氏持參之、切灯臺知季持參、取替高灯臺如常、次講師圓座雅氏敷之、次讀師圓座知季敷之、(御座左右歟)次奉行資敎置殿上人歌、次公卿自下﨟置歌、讀師按察、依准后召著圓座、召資敎爲講師、召爲敦朝臣爲下讀師、講頌人民部卿御子左中納言、左大辨宰相二條三位等也、參議散三位一反、納言二反、關白以上五反也、御製讀師關白講師御子左中納言也、今日准后灸所爛之間、兼被付懷紙於奉行、且又宿德之作法云々、

〔薩戒記〕永享十年二月十三日丁卯、早旦參室町殿、(○足利義敎)飛鳥井中納言(雅世)參入、伺定禁裏和歌御會始人數之由所談也、大略可爲如去年行幸時御會人數、其外猶可然之輩可被召加之由被仰云々、十五日己巳、早旦參室町殿、飛鳥井中納言別當等參入、頭右大辨資親朝臣參入、長申和歌御會始奉行事云々、內裏和歌御會始、日次(廿八日)奉行職事(資親朝臣、明德度頭辨資國朝臣例也、)題者(飛鳥井中納言)參仕人數等事、今日飛鳥井中納言內々申定、相府參內裏、付女房申入、自內裏被仰於頭辨資親朝臣云々題事又內々兼申定今日付頭辨奏聞云々、後聞、頭辨書和歌題於紙屋紙一枚持參室町殿進入之云々、十六日庚午、早旦參室町殿、飛鳥井中納言(雅世)參入者、入見參相府、被尋予(○中山定親)云、明德度和歌御會、右府誰人哉者、申久世相國具通公被仰云、彼度爲尹、爲右、雅緣等參仕、然而彼相國獻題何子細哉、若今度以摸彼例、如右府可被奉之歟、亦可爲飛鳥井中納言之由計申之、如何者、予申云、爲尹、爲右等爲淺位身、又

于時彼相國有道之譽故歟、凡不知子細事也者、又被仰云、應永廿六年度誰人獻哉、申云爲之朝臣也、但於題者後小松院令相計給歟之由、其時所承及也、　廿二日丙子、晩頭左中將家輔朝臣爲關白使來云、和歌御會日室町殿御參內儀、明德度所見不分明、所詮自御直廬御參無豫議之由思給之、然者猶從御里第可有御參、可有御參內者、可爲如年始參內歟者、此事先日以彼朝臣所尋申候所也、　廿八日禁裏和歌御會、〇中略數反、御製七反、執柄大臣三反、大中納言二反、參議以下一反、

〔親長卿記〕文明十五年正月十七日、今日仰云、明日御會、御歌始也、初春祝可相觸近臣云々、可爲御懷紙云云、則相觸了、御人數源大納言、予、兵部卿、權中納言、侍從中納言、滋野井宰相中將、民部卿、四辻宰相中將、言國、俊量、元長、以量等朝臣、賢房、重經、源富仲等也、　十八日、御懷紙少々到來、源大納言父子、權中納言、民部卿、四辻、俊量、懷紙直進上歟、即進上御所了、　十九日、昨日御懷紙被下之、同重進上之、

〔二水記〕永正十六年正月廿四日、御會始也、午時令清書懷紙、着直衣、夏參內、未剋許被始也、於御三間之儀也、如例年讀師中御門大納言〇宣秀、講師秀房朝臣、參進讀上也、先法中、侍從中納言民部卿入道爲廣〇冷泉歌令發聲、其次歌之時辭退、民部卿入道命右衛門督爲和、仍發聲了、此儀臨期不可然、兼內々可示合事也、侍從中納言所存外依未練、雖可斟酌、於發聲人歌一首者、可出之覺悟之所、民部卿禪門辭退當座令迷惑云々、禪門者又侍從中納言可發聲由兼存、仍辭退云々、臨期遲々、太不可然事也者、右衛門督歌中納言又令發聲了、珍儀也、不可說云々、今年俗中第一歌、端作不讀之、此人去年讀之歟、如何、甘露寺大納言〇元長帥中納言、勸修寺中納言、中山中納言、予等候御所了、伯三位、山科三位、伊長朝臣、賚能朝臣、範久、源諸仲等令祗候、披講了勸盃三反如常、今年仁和寺宮〇覺道法親王妙法院宮〇覺胤法親王青蓮院宮〇尊鎭法親王等被進御懷紙、御出題春從東來、御製讀樣如常、俗中第一端作事相尋之所兩說也、於御製讀之間、其以前可讀之段無詮之由、又有說之條如此、所詮兩說之條勿論也云々、

〔元長卿記〕永正十八年〇大永元年正月十四日、來十九日和歌御會始事、有女房奉書、　十九日、午下刻着

直衣參內、〇中略讀師中御門大納言、〇宣秀講師雅綱朝臣、讀樣等有相談事、少々所直定示之、但無稽古、俄之事不足信用、仍讀樣散々不便也、事畢天酒如例、申御禮退出、

〔元長卿記〕大永五年正月十九日、和歌御會始也、兼日被下御題、所相觸也、午斜着直衣參內、頃之各參仕、取集懷紙進上、次出御御三間、依召參上御前、取重事雖爲誰人哉之由有仰、依爲御師範先々召飛鳥井〇雅綱、訖、中間民部卿入道有申請旨、連年被召了、但又其後飛鳥井故前大納言〇雅俊依召參上不一具、可爲時宜由申入、可召左衞門督〇雅綱由仰之間召之、次第一向無案內之間予重之、其由計也、次各可參由有仰、告其旨、前左府參上、次第群參、講師事伺之、頭辨爲豐等故障被仰兼秀勤之、讀師前左府、發聲左衞門督、歌右衞門督出之、事畢天酒如例年、其後逐電退出、　廿日、被出御懷紙閉之書裏書進上、

〔御湯どのゝ上の日記〕永祿七年正月十九日、御くわいはじめあり、ごくし日野一位、かうし頭辨、はつせいあすか井中納言、そのほかまゐりたるしゆう、くわんしゆ寺一位、中山大納言、四つじ大納言、ひろはし大納言、そちげん中納言、三でう中納言、ぢみやう院の宰相、藤宰相、右大辨宰相、四辻新宰相、頭辨、頭中將、くらのかみ、さゑもんのすけ、右中辨、中山少將、はてゝ御三まにて、をとこたちくこんたぶ、をり二がういづる、しよやくさゑもんのすけ、大內記はくしゞう、竹のうち殿はじめてぐわいしまゐる、頭中將右中辨もはじめてめしくはへらるゝ、竹のうちどのくわいしまゐるによりて、にはかにあすか井一位入道くわいしもまゐる、三まいはべちにとぢらるれども、一まい二まいはれいなければ、せめて二まいをべちにとぢ候はんかと、このぶんなり、ことにねんしのに、ほつちうのを上には、いかゞとて、にはかに中山大納言、ふれのぶ行にて、あすか井一位入道へふれらるゝなり、

〔御湯どのゝ上の日記〕天正十八年正月十九日、御くわいはじめ、いつものごとく御三まにてあり、

ふしみどのならしますきくてい殿御まゐり、かうしはむろ頭辨なり、いつもの御人じゆのこらず御まゐり、はて丶のちをり二がういで丶くもじあり、御うたひありて、いく久しくもとめでたしめでたし、

〔御湯どの丶上の日記〕文祿四年正月十九日けふの御くわいはじめ、きくてい、くわんじゆ寺、中山、ひの藤さいしやう、あすか井大さかへ大かうの御申によびにまゐりて、御いとま申されて、御くわい御えんにんあり、おの〳〵へも御ふれあり、

〔御湯どの丶上の日記〕慶長三年正月十日、御會始めの御歌の題ふれらる丶、　十九日御會はじめあり、八條殿〇知仁親王なる、ふしみどの御わづらひけとてならず、いつもの御人數しこうなり、讀師中山大納言〇親綱 かうし頭右中辨〇光豐 發聲持明院中納言〇基孝 なり、參仕公卿殿上人、いつもの御月なみしこうなり、する〳〵とあり、はて丶後常の御所にて、八條どの御しやうばんにて二こん御盃まゐる、御とほりはなし、

〔資勝卿記〕元和五年正月十九日甲辰、今朝懷紙清書也午剋御會始ニ參內、秉燭以前ニハジマリテ、披講之中ニ燭ヲトル也、〇中略 御攝家衆宮々御衆何も御不參也、入御以後御酒有如例、

〔基熈公記〕延寶八年正月十九日庚戌、秉燭着衣冠〇持檜扇 參內、依爲和歌御會始也、〇中略 抑此上段ニ大臣着座事、御懷紙ヲ下ニ見下ス事緩怠也、可爲中段之由、三條前大納言實敎卿出頭之時度々被言上、依是一兩座、攝家人々居中段之處、彼卿蟄居之後、依法皇仰、如只今被改、是後奈良院以後如此云云、

〔二水記〕永正十五年二月十七日、參伏見殿、〇邦高親王 御會始也、〇十一日各詠進、今日披講、 於上壇有披講、主君御出之後、依召按察參進、候文臺之右、則召講師人、基親朝臣參進勤之、右府冷泉大納言入道、近衆大略次第參進了、讀師曰講師、此時則讀上、其樣如常、題松契春、從下﨟被講、〇大納言入道一間之間一樣ニ重了 發聲大納言入道

各一反、右府二反、此後主君被出御懷紙(御懷中)講師賜之重上三反講、然後又講師取宮(○後奈良)御懷紙(置硯蓋)重置、同三反、披講了從下薦退、今日月卿雲客位署讀樣同禁裏、但右府ト讀、主君之儀云々、主君(御詠微音)宮御方(宮御方微音)此分也、

〔吾妻鏡 五十〕文應二年(○弘長元年)正月廿六日戊子、今日和歌御會始、題讀師紙屋河二位(顯氏直衣)講師中御門侍從宗世朝臣(布衣)也、右大辨入道眞觀(裘袋)相州、武州、越前前司時弘、右近大夫將監茂政、壹岐前司基政、掃部助範元、鎌田次郎左衞門尉行俊(已上布衣)等構此席、

〔年中定例記〕一和歌之御會始(○正月十三日)

〔花營三代記〕應安八年(○永和元年)八月廿五日、將軍家(○足利義滿)御會始、(奉行人門眞權少外記)

題者　御子左中納言爲遠卿

池邊松久

讀師　同

講師　門眞權少外記周清

作者

左中將義滿、長壽王丸、權中納言爲遠、武藏守賴之、從三位爲重、散位業氏、權中將藤原爲有、藤原幸福丸、大膳大夫高秀、權少外記周清、

法體衆懷紙爲各別

三寶院大僧正光濟、(吉見右馬頭入道)沙彌道源、(覺王院)僧正宗緣、(中條兵庫頭入道)沙彌元威、(布施彈正大夫入道)沙彌昌椿、

〔足利家官位記〕鹿苑院殿　義滿　同(○永德元年八月)十九日、和歌御會始、

普廣院殿　義宣(后改義教)　同(○永享五年)三月廿七日、和歌御會始、

慈照院殿　義成(後改義政)　同(○長祿二年八月)二十九日、和歌御會始、

〔文明十一年記〕正月廿五日

一和歌御會始

讀師　飛鳥井右兵衞督(雅康)

講師　大館治部少輔(重信)

御文臺　伊勢七郎

一先文臺を置申ての後に、御方御所樣(○足利義視)御着座、其後讀師參候、其後講師參候、そののちかうせうの衆まゐり候也、

一御方御所樣、御懷紙は御懷中にて、於當座御出候也、先規此分也云々、

一大御所樣(○足利義政)御詠をば、はしづくりを更によみあげ申、五度かうせらるゝ也、上樣(○足利義尚)御方御所樣御詠をば三度也、

一飛鳥井どの歌をば、杉原伊賀守賢盛發聲也、

一ひかうはてゝ、御人數御大刀金進上也、

藤宰相殿　右兵衞督殿

廣橋殿　藤侍從殿

細川右馬頭　大館刑部大輔

□□□□少輔　上野刑部少輔

□□□□太郎　杉原伊賀守

杉原安藝守

以上此人數、御方御所樣御懷紙にかさねらるゝなり、大御所樣并上樣御懷紙をば、まきそ

へらるゝ也、御懷紙の外に候、べちにかさねられ候、

人數事

伊勢七郎次郎　　　　垪和筑前守

伊勢次郎　　　　　　安東平九郎

伊勢八三郎　　　　　垪和與次郎

歲阿彌　　　　　　　越阿彌

仙阿彌

以上　　伊勢守其外不參有之、歡樂云々、

一御大刀進上已後、三獻まいる、

一御はいせん右馬頭、刑部大輔、治部少輔、刑部少輔、

一初獻御酌廣橋殿、二右兵衛督殿、三獻め御方御所樣、御ひさげ藤宰相殿、二獻めに御人數何もめし出し有之、三獻めには御懷紙にかさねらるゝ、御人數ばかりめし出し在之、

一藤宰相殿、飛鳥井右兵衛督殿廣橋殿、各始御相伴、仍御大刀金進上之、

一細川右馬頭、大館刑部大輔始、御會御人數に被召加之、仍御大刀金進上之、

一大館治部少輔始講師勤之、仍御大刀金進上、

一內々御會始、去年二月廿五日より御始行也、先以內々御越候間、大名など未被召加之、但口の御一獻など先規のごとく也、上樣今日御成は御座なし、

〔親長卿記〕文明五年正月五日、自右兵衛督許送題（春色浮水）明日會始云々、　六日詣右兵衛督（雅康）許（持參懷紙）依和歌會始也、廣橋大納言、予、右衛門督（衣冠、着之次）、左衛門督、滋野井前宰相中將（衣冠直垂不具云々、此外直垂）、藤宰相（永繼）兼題等有此席、此外武家輩也、先有披講、讀師右兵衛督（雅康）各亭主可然之由命之、居文臺於人丸

月次歌會

影前、雅康卿（直垂）着御影左、講師進出（杉原七郎）廣亞相已下披講、各一返也、（雅康卿發聲）廣亞相歌（二反）事畢及三遲之興、

〔日次紀事一正月〕廿四日、禁裏、今夜月次御會和歌、

〔故實拾要四〕廿四日月○二月次和歌御會

是每月今日和歌御會アリ、其次第正月御會始ニ同キ也、

〔宣胤卿記〕文龜二年正月廿五日己亥、今日內裏御月次和歌御會也、一。月。者。懷。紙。一。月。者。爲。御。短。册。每。月。儀。只。被。取。重。計。也、雖然於今日者可被披講、各可午刻持參之由、一昨日甘露寺中納言相觸、仍食後（辰刻許也）早出京、於拾遺亞相（○三條西實隆）亭（內裏小庇）着衣冠（持檜扇）參內、○中略申刻各參集、依內々儀、懷紙先於便宜所付甘露寺中納言、不參者懷紙不可進事也、雖然御月次每度付進儀也、講頌內々儀也、只可進云々者、右大辨宰相懷紙同付之、次各被召御前、（清凉殿北面、被號御三間所也、上壇三間御座所也、下三間爲臣下候所、御學問所之西也、）先之出御、（北面）余侍從大納言以下少々參御前、其外候御學問所之落間、依狹少也、讀師事余可存知之由、拾遺亞相密語、第二公卿理運之由、余演說之間、侍從大納言參進文臺東、伺時宜召濟繼朝臣、其人參進、次人々次第參進、次讀師取文臺上之懷紙置座下方、（懷紙下方爲我方、元來二押折、折口座前也、）取一通披之置文臺上、次講師讀之、次講頌發聲左衞門督、（爲廣）先法中、（各二反、先下﨟、）爲懷紙別被重之間、講了讀師取之置座下、次臣下懷紙自殿上人至公卿、爲先下﨟、各一反、但式部卿親王○邦高御懷紙三反也、講師讀了欲退、讀師召留、（爲氣色計也、）御製講師也、本式依可爲他人、講師有此作法、臣下懷紙講了、讀師取之置座下、取御製御懷紙披之置文臺上、（御懷紙ノ下方爲講師方、此御懷紙以高檀紙裹之、入硯蓋在御前、讀師ノ手及程ノ所也、令裹給事如何、）七反、（內々儀五反可然歟之由、冷泉存之、但一首也、御代始也、七反可然之由、余拾遺亞相等申之、）講了各退、次入御、各平伏、於同所賜天酒、（御所三合）于時及斜陽、於今朝之同所、改衣冠食湯漬、（主人用意、頴被留）歸河東、參詣寶幢寺、已昏色程也、今日進懷紙人々、上乘院宮、（淨覺法親王、下河原前御室）仁和寺宮（道永法親王）王座主宮（堯胤法親王、梶井）妙法院宮（覺胤）東南院宮（慈運、竹內）、以上不參、式部卿親王（邦高、伏見殿、不令參給）余、侍從大納言、

(三條西實隆)民部卿、(冷泉政爲、)前權中納言、(正親町公兼、不參、)右衞門督、(四辻季經、)左衞門督、(冷泉政廣、)按察、(綾小路俊量、以上前權中納言、)勸修寺中納言、(政顯、)小倉中納言、(季種、)山科中納言、(言國、)甘露寺中納言、(元長、)源中納言、(具治、)伯二位、(忠富、)飛鳥井宰相、(雅俊、)右大辨宰相、(宣秀、不參、)菅宰相(和長、中略)○以上毎月御人數也、依爲内々儀、近臣迄也、其外者兩冷泉飛鳥井等、就其家被召小倉譜代也、余加堪能之撰、可謂面目、右大辨宰相余餘慶也、其外皆近臣也、

〔宣胤卿記〕永正四年正月十五日、甘露寺中納言(○元長)御月次題觸之、　十九日、午刻着衣冠參内御月次和歌御會始也、年始許各持參懷紙、今月之外者只付進也、(中略)於不參輩者不可進懷紙也、雖然爲御月次間、進之條無子細云々、

〔御湯どのゝ上の日記〕享祿五年(○天文元年)二月廿四日、御月なみの御たんじやくかさねらるゝ、　三月廿四日、御月なみの御くわいしかさねらるゝ、　四月廿五日、御たんじやくかさねらるゝ、　五月廿五日御月なみの御くわいしかさねらるゝ、　七月廿五日、御月なみの御くわいしかさねらるゝ、　十月廿五日、御月なみの御たんざくかさねらるゝ、　十一月廿五日、御月なみの御くわいしかさねらるゝ、

〔御湯どのゝ上の日記〕永祿六年二月廿四日、御月なみ御たんざく、みな〳〵よりまゐる、　三月廿四日、御月なみ御くわいしまゐる、　四月十四日、この月の御月なみの御たんざく、みな〳〵へいださるゝ、　廿四日御月なみの御たんざく、みな〳〵よりまゐる、　五月廿四日、せうみやう院より御くわいしまゐる、　廿五日、けふも御くわいしどもまゐる、　六月廿四日、けふの御たんざくまゐる、　七月廿四日、けふの御くわいし、せうみやうゐんよりまゐる、みな〳〵よりも御くわいしまゐる、　八月廿四日、あなたこなたより御たんざくまゐる、

〔御湯どのゝ上の日記〕天正三年二月廿四日、御月なみの御たんざくどもまゐる、　十八年三月廿四日、御月なみあなたこなたよりまゐる、

〔宣順卿記〕承應四年正月十七日、依召參新帝〈○後西院〉御所、以和歌奉行〈三西、河野、藤谷、冷泉、〉自來月可有御月次御會、〈式日廿四日〉無懈怠由可詠進由内々蒙被仰出、予畏了、

〔堯孝法印日記〕文安三年正月廿日、畠山修理大夫入道〈賢良〉家にて月次會始に、〈○中略〉出題飛鳥井中納言入道讀師同、講師宗砌、人數飛鳥井、亭主一宮左京大夫、予、正徹春日三位入道、畠山次郎國雅、賢盛、常勤、心惠、正晃、忍誓、常佐、智淵、宗砌、以下數輩、愚詠中霧歌及披講の所に題一首不足、俄可詠の旨、題者密々被申之間、馳筆了、講師宗砌、初春之松ヲヨメル和歌と讀上、心中斷腸、賢盛神樂歌に梅がえうたふと詠也、催馬樂也、　四月廿五日、一色左京大夫家月次〈○中略〉會の間に、園の豆をおりいだし候侍しかば、人々こぼれくふ俳諧に紙の端に書付侍る、

　敷島の道のすさびにひろひくふこゝばの園の豆にも有哉

〔親長卿記〕文明六年正月十九日、今日月次會始也、予頭役□題、〈兼日錢松爲友、當座共右兵衛督、〉兼日懷紙題賦之、來臨人々新大納言〈教秀〉右衛門督〈季春〉勘解由小路前中納言〈高清〉右大辨宰相〈俊光〉三條少將實隆朝臣、藏人左少辨政顯、前官務長興宿禰、前大外記師著朝臣、俊通、飯尾大和守元連、同加賀守爲信、同參左衛門尉清房、良世等也、當座出來之後羞一盞、次有披講、〈兼日懷紙、當座短冊、〉讀師新大納言、講師元長也、

〔親長卿記〕文明十一年十月十二日、月次御會也、〈中御門中納言、宰相中將頭也、〉勘解由小路前中納言中御門中納言、新宰相中將、姉小路三位、富就朝臣、長興宿禰、俊通、元連爲規、良世等來、讀師勘解由小路、講師元長、當座良世、〈經師法眼〉

〔親長卿記〕文明十二年七月十九日、次會式日十二日、依于蘭盆故障延引、今日遂之、中院大納言、勸修寺大納言、海住山大納言、〈高清、日比號勘解由小路、近日如此號之、〉中御門中納言、侍從中納言、〈實隆〉新宰相、〈基綱〉富就朝臣、長興宿禰、俊通、〈今日講師〉大和前司元連、加賀守清房、與三左衛門爲規、石見新左衛門貴經、安藝前司景益、良世法眼等也、有披講、

〔宣胤卿記〕長享三年〇延徳元年正月十三日壬申、今日都護亭月次歌會也、自朝可來云々、先方々行向、遂年始之禮、次向都護、經程朝飯盃酌、當座卅首、既吟清書之後有披講、兼日懷紙、當座短尺、讀師勸修寺大納言、講師基春朝臣也、〇中略當座卅首以古今序詞為題

〔徹書記物語上〕わが家〇正徹は東洞院にありしなり、そのむかひに奉行の治部といひたるものゝ所に月次ありて、冷泉為尹、為邦、前探題了俊、そのほか近習の人々とも、卅人ばかりかずありしなり恩徳院の律師のありしが、うたがよみたくば、向の治部がところへつれて行侍らんと申されしほどに、そのころかしらさがりし比にて、はづかしかりしかども、律師につれられて治部がやどへゆき侍しかば、八十餘の古入道のゑらがふきなるが、出あひて申侍しは、兒の御歌あそばさるゝことは、いまの時分さらになきことなり、禪蘊が若ざかりの時分などこそ、さやうのことはうけたまはりしか、やさしき御事候、是に毎月廿五日月次候、御出候てあそばし候へ、題はこれこれにて候といひて、我にかきてくれ侍りける、深夜閑月、暮山遠雁、別無書戀、三首四文字題にてありしなり、それは八月初つかたのことなり、すでに廿五日に會へまかり出しかば、一方の座上には冷泉為尹、為邦、いま一方の座上には、前の探題、その次に近習の人々たち、禪蘊が一族三十餘人、歷々としてなみゐたる所へ、おそく出しかば、横座へ請ぜらるゝほどに、計會にてありしかど座敷へつき侍し、探題はその時八十餘の入道にて、墨裳なし衣、平口帶のふさながきをして居給ひしなり、

深夜閑月

　いたづらにふけゆく空のかげなれやひとりながむるあきのよの月、雁のうたは、やまのはに一つら見ゆる初がりのこゑとやらん、上をばわすれ侍り、戀も不覺なり、それからひた出に出もてきて歌をよみならひし也、

〔貞治六年中殿御會記〕中殿の宴と申侍ることは、後冷泉院天喜四年閏三月に、畫工の櫻花を感じ給ふて、大納言師房卿(土御門右大臣)に勅して、新成櫻花といふ題を獻せしめ、清涼殿(中殿是也)に群臣をひきて、御製を加へられ、絲竹の宴遊ありしよりこのかた、白河院應德元年三月、左大辨匡房に勅して、花契多春といふ題を獻せしめて、中殿にて講せられき、又堀河院永長元年三月、權中納言匡房卿に勅して花契多年といふ題を獻せしめて、宸宴をのべられき、崇德院天承元年十月、權中納言師賴卿に勅して、松樹久緣といふ題を獻せしめて宸宴ありき、順德院建保六年八月、右大臣藤原朝臣(光明峯寺關白〇道家)に勅して、池月久明といふ題をけんせしめて講せられき、後醍醐院元德二年二月、權中納言爲定卿に勅して花契萬春といふ題をめして中殿にて講せられき、此外承保二年四月、長治二年三月、嘉承二年三月、建武二年正月、清涼殿にて和歌宴ありといへども、初度にあらざれば、中殿のえむの先規には加へらるべからざるにや、代々毎にたへたる人序を奉る也、

〔おもひのまゝの日記〕三月十日の夜に中殿の御會はじまる、〇中略 からのも大和も、たぐひなき歌の風情どもつくして、秀逸も多く人の口に侍にや、御製は太閤やがて懷中す、さる例あるにや、御遊例の事なれど、今夜はことに耳にとゞまりてきこゆ、懷紙のかきやうなどまでも樣々めづらしき事どもおほかれども、さのみはかきつくしがたし、

〔八雲御抄〕二作法 一中殿會

上古者、尋常會唯中殿也、自中古爲晴儀、二條院花有壽色、非晴儀、仍不入、後冷泉天喜四年、新成櫻花、白川院應德、花契多春、堀川院永長竹不改色、(〇竹不改色、恐花契千年誤、)崇德院天承、松契遐齡、(〇松契遐齡、貞治六年中殿御會記、作松樹久緣、)近建保池月久明、以五箇度例定云々、

剋限出御平敷御座、御直衣張袴、東向、母屋御簾本に立る帳御裝束、同官奏時、但有公卿座、次依天氣頭召公卿、次公卿自上戶參着直衣束帶相交、次置管絃具、五位殿上人役之、主上御所作之時、頭取玄

象置大臣前、大臣取之置御前、建保例次、御遊畢撤管絃具、參管絃不參歌人退座、次置文臺朝餉御硯筥蓋也、藏人入柳筥持參、置長押上、一說には蓋を伏て置、尋常不然、次置歌、先序者進文臺下膝行置、以歌方向御所方、次自下次第置之、右廻退下、(大內儀)一揖退下一說也、普通不然、自簀子參也、俊明は指笏置歌、隆秀ハ侍中殿一揖、嘉承池上花度、先召切燈臺後置歌、次立切燈臺、敷菅圓座、五位役之、讀師講師座二枚也、本自御座左右有掌燈、其上立切燈臺於講師前、或取便宜方掌燈置之、公卿座掌燈は、先例不然、建保御遊之間、依可有便宜、有沙汰立之、二所如除目、次人々進寄、上臈兩三人、又堪能人、又爲講晉曲人少々、侍臣一兩人、進簀子、建保侍臣中無晉曲人、仍知家爲家召之、次讀師正笏參上、依召參也、殿上四位五位雖有例、普通不然、清輔朝臣五位也、次讀師取歌自下重、或有下讀師坐讀師腋重之、下讀師者御氣色あらず、私之心寄人也、次講師讀之、次讀師撤歌、次讀師給御製、披置講畢、自御懷中令取給出也、次御製講師着、先是本講師退下、或臣下講師通用有例、御製講師ハ中納言宰相也、通俊說、御製文臺下に立土高月、一說云々、多は只本文臺也、次有公卿祿、(有差)臣下歌詠合了、御製之時、有別祿云々、但白河院宗忠詠合無祿、凡先例未勘之、次入御(或先入御)抑有女歌事は、中殿時不可然歟、但有例歟、近代奉行者、內々取副我歌加之、歌披講後、未講御製重之、但野行幸之時、入柳筥、藏人持參云云、寬治八年月宴、女歌三首、自簾中出、書薄樣置扇上、(銀骨畫圖)又京極關白七夕會、同自簾中入扇出、右中辨師賴、取傳之置文臺云々、有便宜、簾中女房候はん所は可依此等例歟、康和元年四月、齋院和歌會、入扇出、(書薄樣)又藏人頭は置歌事は侍臣後、重は隨位階、六位は不守一臈二臈依官、是先例也、又隨臈先例多兩說也、(中略)

一講師

中殿會講師　臣下(四位殿上人多辨官)　御製(中納言參議○中略)

一作者

中殿御會、公卿殿上人藏人也、女房猶不可交、但有例、僧不參之、密儀には女房參、不候簾中人之裝束など皆進之、僧綱凡僧皆可參、

〔大右記中殿御會部類記所引〕天喜四年閏三月廿七日、未時許着直衣參內、有御遊事、先作櫻樹枝、立中殿廣庭、有管絃和歌事、內大臣、○賴宗民部卿、○長家源大納言、○師房藤大納言、○信長予○俊家宰相中將、○能長左右二位中將○俊房忠家前大貳、○資通侍從宰相、○基平右京大夫、○祐家右大辨○經家等參仕、源大納言獻序題、臨深更講和歌、已及曉天、事了給御衣、各退出、

〔江記中殿御會部類記所引〕應德元年三月十六日乙卯、和歌被講、內印文、治部卿詔書覆奏、民部卿晝御座如常出御、御直衣關白○師實三府春宮大夫以上直衣戶部以下束帶、以御硯蓋爲文臺、晝御座以土高坏供燈、自下﨟進和歌、中間籍有講師圓座、頭辨爲講師、民部卿序者、御製關白雖有可給之氣色、主上不許云々、左府○俊房後日被示云、不可用土高坏、可用切燈臺、不可申問籍、頭辨參入、可置御硯蓋、令口綱置違例、頭辨曰、無指文臺口土高坏上可置、朝餉御硯蓋、存件儀令藏人獻之、而被供燈爲之如何云々、左府曰、不可有文臺、只可用御硯蓋、後冷泉院御時度々例也、無行祿事、不召召人、和歌講畢後、有後歌事、

〔中右記〕嘉保三年○永長元年三月十一日辛丑、今夕於御前○堀河初有和歌、先兼日被出題、花契千年人々參入之後、戌刻出御晝御座、依召公卿參入廣庭、兼敷菅圓座、參議座相折、如除目時、大殿○藤原師實關白殿、○藤原師通中宮大夫、師忠左衛門督、公實左大將、忠實新中納言、經實治部卿、通俊江中納言、匡房中宮權大夫、能實右兵衛督、雅俊皇太后宮大夫、公定左大辨、季仲召人藏人參入、御遊物具等可取出者、藏人兩三人置物御厨子管絃具等持參、堪管絃殿上人依召候簀子敷、右大辨基綱朝臣、下官○藤原宗忠中將忠教朝臣、藏人少將宗輔、藏人式部丞宗仲、御遊呂左大將、箏中宮大夫、和琴皇太后宮權大夫、拍子藏人少將宗輔笙右大辨基綱琵琶下官付歌宗仲、笛安名尊、此殿、席田、鳥破急、賀殿急、律伊勢海、萬歲樂、廻急、此間召圓座一枚切灯臺、藏人少納言成宗、藏人盛

家、敷圓座於御座間前（長押下）、藏人辨時範取打敷并切灯臺立御座間長押上、以御硯筥蓋爲文臺、人々歌次第重之、（下臈先）爰召右大辨基綱朝臣爲講師、中宮大夫爲讀師、參入公卿皆被進歌、但至殿上人者、有別仰、不及廣、頭辨師頼朝臣、右大辨基綱朝臣、頭中將國信朝臣、下官、四位後少將能俊、新中將忠敎、權中將顯實、四位權少將俊忠、藏人少納言成宗、藏人辨時範、新少將家政、藏人少將宗輔、兵衞佐師時、藏人上﨟三人（明國、正仲、宗仲、）臣下歌講了撤後、御製大殿令給、令置文臺上、治部卿爲講師、誠神妙也、初御作也、及曉更事了、（○中略）

春日侍中殿同詠花契千年應製和歌一首

臣上字序者並人々書樣如此

春日侍宴詠花契千年應製和歌臣上

兩殿下左大將令書給樣如此、但殿下御判所、關白內大臣從一位臣藤原朝臣上、後聞、內大臣者是令外之官也、仍無相當位之故、以內大臣可書上之由、大外記定俊眞人先年進勘文云々、

〔續世繼　二春の調〕みかど（○崇德）の御心ばへ、たえたる事をつぎ、ふるきあとをおこさむとおもほしめせり、おさなくおはしましけるより、歌をこのませ給ひて、あさゆふさぶらふ人々にかくし題よませ、紙燭の歌、金鋺うちて、ひゞきのうちによめなどさへおほせられて、つねは和歌の會ぞせさせ給ける、さのみうちうちにはやさて、花の宴せさせ給けるに、松にはるかなるよはひをちぎるといふ題にて、かんたちめ束帶にて、殿（○藤原忠通）よりはじめてまいり給けり、まづ御あそびありて、關白殿（○忠通）ことひき給ひ、はなぞのゝおとゞ（○有仁）そのとき右大臣にてびはひき給ひ中院の大納言（○雅定）さうのふえ、右衞門佐季兼にはかに殿上ゆるされて、ひちりきつかまつりけり、拍子は中御門大納言宗忠、ふえは成通さねひらなどの程にやおはしけん、すゑなりの中將わごんなど

とぞきゝ侍し、序は堀川の大納言師賴ぞかき給ひける、講師は左大辨さねみつ、御製のはたれにか侍りけん、

〔明月記〕建保四年十一月一日、頭辨披去夜詩、〈審儀御作文、但左右府已下獻詩給、〉有御製、〈○順徳〉題松上雪新、〈○中略〉得題之體太以神妙、頭辨云、今日松容之次御作之體已以如此、何中殿御會不候乎由、伺院〈○後鳥羽〉御氣色、太神妙、明春早可遂行由有仰事云々、尤可然事歟、此次予〈○藤原定家〉等申右大臣殿〈○藤原道家〉云、延久治承有中殿初度之儀、延喜天曆依有內宴還無此事、承曆以後又有和歌儀、案彼是至于公宴雖未置詩歌、今度同日被講詩歌、更無其難歟、是依兩方如此事尤希有歟、今被始行之、卽可為萬代佳例、還可編延久治承歟、相府〈○道家〉之仰尤可然、猶以事次可伺松容由被仰頭辨、

〔無名記〈晴御會部類記所引〉〕建保六年八月十三日壬子、於中殿初講和歌、題云、池月久明、戌時出御晝御座、〈○中略〉殿上人六位以上次第置歌、右大臣〈序者〉右近大將源朝臣、權大納言藤原朝臣〈良〉源朝臣〈通○中略〉自下臈次第講之、〈○中略〉大臣依天氣參進、賜御製復座、召民部卿藤原朝臣為御製講師、滿座詠吟事了各退下、于時天漢雲卷、禁庭月明、瑤池玉階鋪三秋之凍、銀臺金闕映五更之霜、醉恩群臣等樂吾道之再昌、

〔增鏡〈十五村時雨〉〕あくる春〈○元德二年〉の比、內には中殿にて和歌の披講あり、序は源大納言親房かゝれけり、かねてよりいみじうかゝせ給へば、人々心づかひすべし、題は花契萬春とぞきこえし、御製、

時さらば花もときはの色にさけわが九重のよろづ代の春〈○中略〉つぎ〳〵おほかれどもむつかし、

〔貞治六年中殿御會記〕貞治六年の春、九城のうち花かうばしく、八島の外風治れる時にあひて、宸宴を催さるゝことあり、題幷序のこと、建保の往躅をたづねて、關白〈○二條良基〉これを承たまはる、征夷大將軍〈○足利義詮〉此道すきの心ざしも淺からずして、勅撰なども申行はれしうへ、建武宸宴に贈左府〈○足利尊氏〉の芳躅なきにあらざるよし再三勅命によりて、俄に參せらる、誠に當時の壯觀後代

の美談たるをや、奉行藏人左少辨仲光、兼日勅喚の人々に題をくばる、花多春友といへる題なり、此たび關白、建保の例に任せて、當座の出題あるべからざるよし申うけらるゝ、故也當日に御殿の御裝束をよそふ、母屋庇の御簾をまきて、階の西の間より三ケ間北に折て、各菅の圓座をしきて公卿の座とす、關白の座二枚を重ぬ、長治元德には二行たりといへども一行本儀たるにつきて、此たび如此座をまうけける、晝御座は日比のごとし、御帳の東西のまに三尺の御几帳をたてらる西の第一の間に四季の御屛風をたつ、晝御座のうへに御劔(左方)御硯筥(右方)を置く常のごとし、大臣の座の末參議の座のまへ、おの〳〵高燈臺一本をたつ、きり燈臺文臺圓座などは、期に臨てこれを置るべし、夜やう〳〵更る程に、諸卿まいりあつまる、關白は今朝より直廬に參候せらる、(○中略)次に大樹(○中略)建久鎌倉右大將(○源賴朝)内々參内の例に准じて、式正を略せられて、帶刀役人ばかりを召具せらるゝとぞ承り侍りし、又出衣も建久曆仁の例になずらへて、紅打ぎを着せられたるとかやとぞ承る、大樹堂上ののち、役人帶刀中門の外に敷皮しきて列居す、まづ別勅によりて御前の召あり、關白御前に候せらる、剋限に至りて人々殿上につく、(○中略)關白奉行の職事仲光を召て、事の具否を問る、やがて出御(御さげ直衣、打はかま、)あり、關白直に座につく、次頭左中辨嗣房朝臣をめし公卿着座すべきよしを仰す、嗣房朝臣殿上にいでゝ諸卿をめす、右大臣內大臣以下次第に着座す、大樹は殿上には着座せられず、直に御所に進つく、諸卿ことごとくに座につく卽ち關白仲光を召て切燈臺たつべき由を仰す、仲光燈臺を持參す、五位殿上人伊顯火を持て隨ふ、御座の方にたつ、次關白嗣房朝臣を召て、文臺を置べき由を仰す、嗣房朝臣やがて御前に進で、御座にある御硯箱の蓋を取て、御前に置て退ぞく、又仲光を召て圓座置くべきよしを仰す、伊顯(讀師圓座)藤原懷國(講師圓座)二人圓座を持て御前に敷しきりぞく、次に殿上人より次第に懷紙を置く、先藏人懷國是をおく、(但歌さりおこすによりて、りんごに讀師にわたす、)次爲敦これをおく、仲光、爲有朝臣、爲邦朝臣、爲重朝臣、行輔朝臣、み

な次第に是をおく、次に公卿下﨟より又是をおく、右兵衛督（御前には着せず、殿上邊に徘徊、建保に定家卿如此、）宮小路前宰相中將、二條前宰相、小倉前宰相中將、按察内大臣、右大臣、關白懷紙の見やう、膝行など、みな思ひ思ひ也、關白は建保の例によりて、序者たりと雖も位次にまかせて是をおく、又直衣ふみくゝみ膝行あり、故太閤元德中殿御會に此作法侍るとかや、大樹本座幷御前にて懷紙を見ておかる、其作法優美のよし、人々一同に感嘆の色あり、右大臣講師たるによりて、すぐに御前の圓座につく、次右大臣講師仲光をめす、御前の圓座にすゝみつく、次講頌の人をめす、（序を講ぜんために、勅にてこれをめさる、）爲秀卿忠光卿、（これも序のためにめさる、）爲忠卿爲遠卿なり又行輔爲重爲邦等の朝臣、めしによりて篁子にすみつく、次右大臣爲重朝臣を召て（下讀師）懷紙を重ねしむ、序より次第に取て文臺の上に披きおく、仲光これをよむ、人々講頌、序は三反ばかりこれを講ず、關白歌五反披講あり、次殿上人より公卿に至りて、次第に是を講ぜらる、公卿二反、大樹丞相などの歌は、三反ばかりこれを講ず、臣下歌披講おはりて講讀師みな退ぞく、講頌人には猶候すべき由關白是を仰す、天氣によりて關白講師の圓座に進つきて御氣色を伺ひて、時光卿をめして御製講師とす、今日爲秀卿爲遠卿所存を申によりて、別勅にて時光卿めさる、應德以來度々の御製の講師、あながち歌人にあらざれども其例多きゆゑなり、關白御製を給て文臺の上に廣げておく、人々講頌十反ばかりに及ぶ、已にひさし出る程なれば、ものゝ色あひさだかにみえて、花の薫りもなつかしく、霞のたゝずまひもいさえんなるに、人々詠歌の聲雲井にとほる心ちして、身に✓む計ぞ聞えし、御製講師おはりて、各本座に退ぞく、關白御製をまきて文臺のうへに置て本座に退ぞかる、（御製を懷中の例しあれども、此度はこのことなし、）伶人にあらざる人々、次第に座を退ぞく、内大臣大樹同く座をたつ、關白一人は猶座に候せらる次に御遊の事あり、○中略先和歌を講じて後に御遊ある事、常の儀にあらざれども、此度應德の佳例につきて、關白申行はれ侍るとぞ傳へうけたまはり侍りし、

〔太平記 四十〕中殿御會事

中殿御會は、累世ノ規模也、然ルヲ此御世ニ未無其沙汰、仍連々思食立シカバ、關白殿其外ノ近臣ニ内々被仰合、中殿ノ宸宴ハ、大儀ナル上、毎度天下ノ凶事ニテ、先規不快由、面々一同ニ被申ケレバ、重テ有勅定ケルハ、〇中略加樣ノ先蹤、皆聖代洪化ナリ、何ゾ不快ノ例トイハンヤ、然ニ今年ノ春ハ、九城ノ裏ノ花香ク、八島ノ外ニ風治レル時至レリ、早ク尋建保芳躅、題幷序ノ事、關白可被獻之由強テ有勅定シカバ、中殿ノ御會ノ事、内々已ニ定リニケリ、征夷將軍〇足利義詮モ此道ニ數奇給フ事ナレバ、勅撰ナンド被申行上、近比ハ建武ノ宸宴贈左府ノ嘉躅、非無由緒被仰出シカバ、不及子細領掌被申ケリ、〇中略懸ル大會ハ聊ノ故障モアル事ナルニ、一事ノ違亂煩ナク、無爲ニ被遂行ヌレバ、萬邦礒城島ノ政道ニ歸シ、四海難波津ノ古風ヲ仰テ、人皆柿本ノ遺愛ヲ戀ルノミナラズ、世擧テ柳營ノ數寄ヲ感嘆シ、翌日午刻計ニ人々被退出シカバ、日出ナンド云フ計リナシ、サテモ中殿ノ御會ト云事ハ、吾朝不相應宸宴タルニ依テ、毎度天下ニ重事起ルト人皆申慣セル上、近臣悉眉ヲ纈テ諫言ヲ上タリシカドモ、一切無御承引、終ニ被遂行ケリ、サルニ合セテ、同三月廿八日丑刻ニ、夥敷天變西ヨリ東ヲ差テ飛行ト見ヘシガ、翌日廿九日申刻ニ、天龍寺新造ノ大厦、土木ノ功未終、失火忽ニ燃出テ、一時ノ灰燼ト成ニケリ、故ニ此寺ヘ公家武家尊崇異于他シテ、五山第二ノ招提ナレバ、聊爾ニモ攘災集福ノ懇祈ヲ專ニスル大伽藍ナルニ、時節コソアレ、不思議ノ表示哉ト、貴賤唇ヲゾ翻シケル、因玆將軍御參内ノ事可有斟酌由、再三被經奏聞シカドモ、是寺已ニ勅願寺タル上者、最天聽ヲ驚ス所ナレドモ、如此ノ攘災殃臨期宸宴ヲ被止事無先規、早諸卿ニ被仰下シカバ、此間答ニ時遷テ、御參内モ夜深過ル程ニナリ、御遊モ翌日ニ及ビケルトカヤ、淺猿カリシ事共也、

〔二水記〕大永五年二月十日、晩頭民部卿〇甘露寺元長來臨、物語云、今日參内、來月中旬之比可有晴御會之

由有勅定、御遊間之事內々可得御意云々、　三月廿四日癸未、此日初和歌御會幷御遊也、以議定所及臺盤所爲其所、○中略　子剋許主上○後柏原出御、御引直衣、生御袴、御座○註略　次准后(近衞尙通)奉行資定朝臣、出御之由令告申也、參進、令着奧座給、次前關白、(九條尙經)端　前左大臣、(三條實香)端　左大臣、(公條)奧　內大臣、(久我通言)端　小倉前大納言、(季經)端、可着奧歟、奧端雖無差別、今夜上首各駒取稀着了、然者奧可然也、　民部卿、奧　廣橋大納言(守光)端　帥大納言、○三條西公條　勸修寺○尙顯　西園寺○實宣　等大納言以上奧也、端方無座之間如此、等次第着座、四辻中納言以下、依無座不着之、　次爲豐所役所存之事注奧持參切燈臺、置御座右方、兼有打敷、紙屋紙也、退、次藤原氏直持參灯盞、居了退、次清俊持參文臺、御硯蓋也、置仰テ置歟儲、不見、可尋、御座前退、次孝顯敷讀師圓座、御座左方、多右方歟、然而今夜御製讀師依有其便也、　次諸仲敷講師圓座、文臺前、　次頭辨資定朝臣取集雲客懷紙、人々持參多分儀也、今夜爲早速、兼被仰下云々、　持參、置文臺上退、次源宰相中將、○庭田重親　左衞門督、○飛鳥井雅綱　左大辨宰相、(万里小路秀房)東帶、人懷紙取副笏歟、　日野、○內光　甘露寺、○伊長　等中納言、右衞門督○冷泉爲和　等、次第置懷紙退、次予○鷲尾隆康　於傍取出懷紙、聊披見了、以左右手持之、左手聊上ル也、　於長押下如形蹲踞、不作持懷紙儀也、仍不突手、居由計也、昇長押參進於御前、跪聊膝行、不懸膝於讀師圓座歟、　取直懷紙、下方向御前、置以右手置之、左手聊副、之文臺上、聊膝退起退下、左右廻此事人々所爲不同也、或右廻或左廻也、猶注奧、　次中山四辻等中納言、參進退入同前、次着座公卿西園寺大納言以上至准后、令置懷紙給、各先於座聊披見懷紙歟、不儲見、小倉前大納言取副懷紙於笏、揖起座置之直退出也、依所勞早出云々、其後前關白等依被進各令參進給、　次左府參進、先有御氣色歟、　着讀師座、圓座　召下讀師、左衞門督參進候左府座下、小引退候之、　左府取集懷紙下賜、一度賜之歟、不見、可尋、　取之重之、此間移數刻、甚不可然歟、早速尤可然、後聞懷紙以外強々數有之、雖儀至極云々、頗可謂無思慮候也、　懷紙重了獻左府退出、爲講頌被召留歟、退在座末方云々、次資定朝臣參進、左府召之歟、不聞、　着講師圓座揖直足蹲踞歟、不儲見、次講頌之衆民部卿、左府被自歟　廣橋大納言、帥大納言等參進了、四辻等中納言、予、右衞門督等、次第參進集候、次爲豐依召候圓座、四豐子　次左府取懷紙被披置文臺、次資定朝臣讀上、春日同ジク花ノ色春久シトイヘルコトヲヨメル和ウタ、爲豐、次詠吟、發聲右衞門督也、兼內々經時宜相定了、臣下歌講了、資定朝臣退出、有揖、　次左府退下、次關白令着讀師座給、起座賜御製復座、召講師右衞門督依御目參進着講師座、次殿下披御製令置文臺上給、御硯蓋、此時伏テ被置之、被用冷泉家ノ座歟、　次講師讀上、花色春久トイヘルコトヲヨマセタマヘル和歌　次講頌七反、發聲左衞門督、

反數事注奥、訖入御、○註略次諸卿從下﨟退下、西園寺大納言一人留座、御遊所作人、此儀勿論也、但閑白先令退給之間、聊可被休息歟、但猶可爲其人所爲歟、次撤講讀師圓座、先講師、次讀師、各本役人、次濟俊撤文臺、次藤原氏直撤切燈臺、○註略于時天明也、無事珍重々々、御遊已廿五日也、○下略

〔和長卿記〕大永五年三月五日甲子、今日自頭右大辨資定送御教書曰、

花色春久

右和歌題、來廿四日可被披講、凝風情可令豫參給之由、天氣所候也、仍言上如件、誠恐謹言、○中略去月末津方、民部卿○甘露寺元長來命云、凡者爲勅定分、當御代○後柏原未行晴御會之間、來月可被行之分御治定也、然者詩披講以下之儀、悉皆可爲予○和長述計之由也、此事兼聞及之間、内々構思慮畢、先三席兩席御會、先例雖爲連續之儀、近代公武御零落、萬機陵遲之故、何被行晴御會許哉、仍于今無沙汰之上、今春元日節會猶以無之、然時如此之御會、更以無詮要也、況不相應于世也、或諸社祭雖一度被再興者、尤可勝於御會歟、○中略云彼云是、予更不庶幾、必於詩御會者申破之覺悟也、卽對彼卿云、晴御會之儀珍重歟、仍於詩御會者、難被行子細多端也、○中略彼卿云、貴邊所存於如此者、寔詩御會難成歟、先此分可達叡聞之由相談而歸去畢、今度御會、强非叡慮、民部卿一身所申行云々、依之予亦如此述所存畢、後聞、入道相國中御門一品入道等、皆御會無用、時節不相應云々、○中略又如此御會、武家御不參、御無念事也、然上者頗無益歟、今日御教書則和歌歟、御遊兩席治定之故、以和歌御人數一分如此也、彌參仕可固障申之所存也、其故者、當家代々儀爲和歌御人數者、或爲序者獻之、或爲題者獻題之時、自獻和歌也、若非序者非題者、則御人數可致固障者也、今聊可守時宜也、　十日己巳、與民部卿晴御會事相談之處、和歌序陽明准后○近衛尚通可被仰之處、講頌難成之間被略畢、題者勅題也云々、

晴御會之時勅題、不打任事歟、其例可謂邂逅、天子之道以無私爲憲法歟、今度儀似有私、始被行御會、可有樣々御沙汰可宜歟、是亦律衣入道悉皆令輔佐之故也、儒家歌道家等、存蔑如之由來也、

代始歌會

十三日壬申、今日御會固辭之請文付頭辨、內々所存分令演說之處、無餘儀云々、　廿四日癸未、傳聞、今日御會、及晚各參仕云々、以議定所臺盤所等、爲其所、被室禮也、猶以狹少不着座、而其時節入臺盤所妻戶、置懷紙、人々多云々、飛鳥井宰相雅緣卿入妻戶、於庭中蹲踞、自懷中取出懷紙、披見後持參御前、云々、此進退未曾有之由有沙汰、不着座者於御前披見可置文臺也、於路次披見之進退如何、尤不審、

一兩親王御懷紙事、准后關白等之意趣、兼日有沙汰、准后者先例雖爲親王之上、今度陽明准后於儲君之親王、仁和者、不可及意趣之由依被申、宮御方御懷紙陽明准后上留被重之云々、中務卿親王者不被詠進云々、御遊之時、與執柄被對座云々、執柄所作之儀近代邂逅、今度笙、爲勅定分云々、彌事珍歟、天然依御數奇有御器量云々、○中略

一今度讀師左方着座雖有例、中殿其外三席兩席初度御會、左方不多分之條、不可然之由冷泉入道宗清被相談訖、

一今度高燈火不移于切灯臺、自傍切灯臺掌灯而持參、是又先例無此儀一向新儀也、於事再興者、尤可守先規之處、新儀許之沙汰、有名無實之次第歟、大不可然、

〔おもひのまゝの日記〕二月にもなりぬ、○中略御遊初め詩歌の御會あり、詩は絕句、歌も一首のはれの御會なり、三月に中殿の御會あるべければ、いまだ應製臣上をかゝず、

〔公衡公記 中殿御會部類記所引〕正應二年正月十七日、今夕內裏御會始也、藏人佐俊光奉行之、予可候御遊席、又可獻和歌之由、兼日有其催、仍今朝淸書和歌、○中略依爲中殿御會以前、各不書應製臣上字也、

○按ズルニ、此時先ヅ詩ヲ披講シ、次ニ歌ヲ披講シ、最後ニ管絃ノ遊アリ、是ヲ三席ト云フ、又歌ノ披講ト管絃ノ遊トノミアル時ハ、是ヲ兩席ト稱ス、

〔成恩寺關白記 中殿御會部類記所引〕應永十七年八月十九日癸丑、此日三席御會也、舊院○後圓融御在位之時、永德元年八月十五夜有此事、其外禁中儀先例不詳歟、中殿已前雖爲密宴、頗邂逅嚴儀事也、

〔通守卿記〕應永十七年八月十九日、今日禁裏三席御會也、予就舊好被所望、令參入了、及晚頭參內、衣冠、(下結)近日窮困之間、不及行粧之沙汰、小雜色不令召具之禮者隨宜者歟、比興々々、參仕人々直衣衣冠束帶相交者也、今日以議定所爲御會所、御座橫敷、左右相分設公卿座、先被御會(〇詩會)了則和歌御會始歟、予尋奉行頭辨(有光朝臣)云、先右府可進歟如何、返答不分明、而上首民部卿爲尹卿已着座之間、予同加座末、次右府花山院大納言加着端座、洞院大納言加奧座、詩歌文臺講讀圓座同前、殿上人數少之間自持參、大略於南向妻戶前、跪見懷紙置文臺上退下歟、右廻也、依座狹至秀長卿着御前、其餘公卿等不着座之間直退下、式部大夫題座下見懷紙置文臺、退着之後予於座下見懷紙起座直進、(懷紙持樣、下方於取右手ウツブク□以左手取懷紙上アヲヌク、)於圓座一尺餘跪膝行、(先右兩度)一直衣衣冠之時不如法歟、懷紙下方チ爲御前置之、逆行經本路復座、次第置懷紙、次依御目、右府(公行公)起座參着讀師圓座、候天氣召講師、有光朝臣同着圓座、次依天氣召講頌之輩、一位大納言、新大納言、民部卿、式部大輔、公種朝臣、爲盛朝臣、雅清朝臣等也、次讀師召下讀師、中山宰相也、奉行兼伺定、可仰其人歟、而無其儀之間、面々召續之、滿親卿進簀子、(如詩)右府取懷紙給彼卿、次第重之、序者一條前關白(〇經嗣)也、先講之、次自下﨟次第講了、講師有光朝臣退下、次讀師取下懷紙於文臺下復本座、次關白(〇藤原滿基)依御目參着讀師圓座、候天氣、召民部卿、讀了退下歸座、御製披講了、講頌人々退下、次關白取下御製懷紙被復座、次自下﨟退出、次入御、此間一獻云々、少時又出御、御遊始、委細見御次第、今日無爲總別珍重云々、詩題歡遊祝萬秋、歌題庭松契久、

〔東山左府記(中殿御會部類記所引)〕享德二年二月十日、今日參內、(〇略)註被仰云、御遊間事被仰合關白之處、被行御遊者、以便被講和歌哉、被任應永十八年例之條可然哉者、只先可有御遊一席之由、重而被仰之處、宜爲時宜由被申云々、予申入云、應永十八年者、三席已後也、不叶今度儀歟、(當代(後花園)中殿三席等御會未被行之故也、)三席已前被展兩席者、康曆三二十七例可然乎、(此時中殿三席等、未被行之程也、)只被行御遊一席者、貞治二

三一例、叶初度晴儀、尤可爲佳模歟、（三席等御會已前御遊一席、以往連綿事、就近例所申込、貞治例也、）雖少々注勘例備叡覽、所申尤謂然者、任貞治例可被行也、　三月十二日己巳、今日內裏御遊始也、（中略）○近代初度區分、貞治二年者被行御遊一席、康曆三年被行兩席（和歌、御遊、）應永十七年者被行三席、今可爲御遊一席云々、相應例可有何事哉、□□入云、中殿三席等已前被行御遊一席例、已□雖及度々、就近例、貞治例可被採用歟、可爲時宜矣、仰云、貞治二例尤可然乎、

〔薩戒記〕應永廿六年三月十六日辛酉、今日禁裏和歌御會、（當代（稱光）初度、非中殿儀、內大臣殿初參御會給、）藏人頭左中辨經興朝臣奉行之、（中略）○子終許事始、於議定所（御殿西南也、以臺盤所爲其所、）有此事、先出御、（御引直衣、內大臣殿令候御殿給、）着御座、（南面）次內大臣殿、（足利義持）令着奥座給、次右大將（實永、衣冠、）着端座、廣橋大納言（兼宣、直衣、）着奥座、（奥座、內府御座、有經席、）左大將（持基、東帶）被着奥座、三條大納言（公光、直衣、）新大納言（公雅、直衣、）洞院中納言（滿季、□□、）一條前中納言（實秋、直衣、）權中納言（實季、直衣、）日野中納言（有光、直衣、）等、奥端相分次第着座、參議三位等依無座不着之、次勸解由次官知俊持參文臺置御前板敷、（非御文臺者、御硯宮蓋也、如覆硯之時、以面爲上置之、或以內爲上置之、以面爲上善說之由、雅清朝臣所談也、）次侍從持和參講讀兩師圓座敷、（役人々各可持參也、而今日所役人無人、仍二持參也、先敷讀師圓座於御座前御左方、次敷講師座於文臺南方、欲退之間、以讀師座可敷御右之由有仰、仍改之、）次知俊持參切燈臺移居燈、取高燈臺退下、（此事如何、人々置懷紙之後、可立切燈臺也、而不慮如此、爲奉行計會之由、經興朝臣稱之云々、）次經興朝臣、殿上人懷紙悉取之、持參置文臺、（此事新儀也、爲早速奉行申沙汰之歟、後日中納言入道云、面々可持參也、今日儀不可然者、）次左大辨宰相義資朝臣參進置懷紙、次右衞門督爲盛置懷紙、（參進之間、諸入足於指貫中、不拔出參進、主上令含咲御也、）次前右兵衞督基親置懷紙、（自南妻戶參進退出、）次着座公卿等、自下臈次第起座、置懷紙復座、（各右廻退、蹲座人皆可左廻也、而□內大臣殿御座在奥、仍右廻云々、左宰下座猶如常、）內大臣殿起座給之時、諸卿下座前、御復座已後各又復座、次召講師左中將雅清朝臣、入南妻戶參進着圓座、（直據如常、）次讀師右大將着圓座、講頌人々參進、候講師左右幷後方、（廣橋大納言、洞院中納言、日野中納言、左大辨宰相、盛光、宣光、爲光、持和等頗遲參、頻召之、參進、不知其故云々、）次召下讀師、左少將雅永朝臣參進、候讀師後簀子、右大將賜懷紙於雅永、又被取懷紙之時、同賜座上、（此事不可然、自座下可進退之由、後日入道中納言所談也、）雅永重之、進右將軍退入、即依仰加講頌座云々、其儀不見及、先右大將

院宮以下代始歌會

取持和歌也、(最末)被披置文臺上、(以文下方向御前)雅清朝臣讀之、臣下歌講了、雅清朝臣退下、右大將復座、次御製讀師內大臣殿移着讀師圓座給、(諸卿下座前同前)次講師廣橋大納言移着講師圓座、自御前被出御製、內相府殿令披文臺上給也、(以文下方被向講師方、是一說、爲令無講師之失也云々、)亞相讀畢卽退座加講頌、內大臣殿復座、次入御、(御簾如初)次公卿自下臈退下、

講頌反數

御製七反　內大臣殿五反　大中納言二反　參議以下一反(○中略)

雅清朝臣讀之曰、庭松綠添トイヘルコトヲ詠和歌　持和　題讀樣如此、又五位ハ名字許讀之、四位基朝臣ト許讀之、公卿ハ官姓朝臣許讀之也、假令權大納言藤原朝臣左大將藤原朝臣ナド也、自餘可准知、又四位宰相事不聞及、如四位雲客歟可尋、抑大臣讀ハ左　大　臣　右大臣內大臣等如此也、然而マウチギミヲ略シテ、左ノオホイ、右ノオホイ、內ノオホイト許讀例也、但今日猶以崇敬之儀、內ノト許讀之云々、仍憖不聞歟、可謂故實者哉、

〔二水記〕大永七年六月九日、午刻着衣冠參內、今日和歌御會始也、未刻許各可令參進之由、奉行(甘露寺一位○元長)被命也、先是主上(○後奈良)出御于御座、(○中略)披講了講師欲令退下之時、讀師召留之、取御製御懷紙、(兼在御硯蓋、右御方御前)披之、置文臺上、講師讀上之、(御讀師作法如常)訖退下、次金吾發聲七反了後下臈退下、此後入御、了各又參候御三間廂、有一獻、(折三合、盃酌二反、)事了各退出、今日御會初度、珍重々々、

御製七反事、一位(○甘露寺元長)云、晴儀爲七反之間、五反可然之由被命了、雖然先御代(○後柏原)毎年年始多分七反歟、然者爲御代始之間、七反可然由金吾令治定了、

〔中右記〕長承三年四月十一日庚寅、今日依吉日、中宮御方初有歌會、入夜陰着直衣參宮御方、(○中略)先有御遊、(○中略)事畢召切燈臺、敷圓座、(講師座)置文臺、(硯筥蓋)殿上人從下臈置歌、次上達部起座置了、召權左中辨公行朝臣爲講師、民部卿爲讀師、(○中略)上達部及關白殿歌講畢、女房歌二首、書紅紫薄樣二重被

出、屬置同講了、及夜半退出、（今度有議、被止盃酌）序代誠優美也、華實相兼也、

〔後山階內府記 中殿御會部類記所引〕曆應二年六月廿七日、今日仙洞（光嚴）晴御會始也、追正和佳躅、詩歌御遊、三席可被連行云々、（今度始可載御製臣上之由、有御教書札紙、）今度和漢兼作之仁、關白（藤原經通）外皆不被許兼作、悉被相別也、殿閣和歌御參幷序代、又御遊御所作事、及實夏詩幷御遊參事、兼日奉行按察大納言經顯卿相觸之間、悉領狀之、

〔無名記 中殿御會部類記所引〕至德元年十一月三日丙寅、今夜於新院（後圓融）有三席御會、脫屣以後初度也、詩題聖猷天德、歌題松樹契久、

〔有俊卿記〕享德二年十月廿五日、今夜於仙洞（後崇光法皇）有和歌御會始、有俊爲披講、聽聞着狩衣、內々令參候、抑洞中初度晴御會始無御遊事、今度初例歟、未勘得、先規可尋記也、凡御法體之時例未曾聞之由有謳歌歟、奉行頭右中將雅行朝臣、御次第關白作進云々、題者飛鳥井中納言、（庭松久緣）

〔明月記〕建久七年二月廿二日、藏人大進來月一日、大臣殿（藤原良經）可有和歌、松不改色領狀了、　三月一日午時參內、大臣殿御共參大炊殿、今日大臣之後初度御作文和歌云々、即退出、入夜歸參、詩講始後也、（中略）事了置和歌、季經卿、隆信朝臣、予、保季等在此列、心中無興祝歌、彌不堪無術、今朝申入道殿（定家父俊成）受歌也、歌講未始之前殿下（藤原兼實）御參內、予雖置歌不參講席、深更事了、御共參北小路殿退出、歌題松不改色云々、

〔薩戒記〕永享五年三月廿七日辛巳、今日左大臣殿（足利義敎）和歌御會也、永德元年八月十九日故鹿苑院殿（足利義滿）初度御會也、且被摸彼例、兼日事飛鳥井中納言（雅世）內々承仰賦題、當日儀家司左中將雅永朝臣奉行之（永、昨日內々故入道中納言雅緣卿于時左衞門督仰相催之、當日儀家司左兵衞權佐資藤奉行之也、）殿上人皆帶劍、此事雅永朝臣可帶劍之由有所見之由談、予答可然歟之由了、後案之公卿皆直衣同也、然者雲客不可及帶劍事歟、猶可尋、新大納言父公進置懷紙時不致禮事、按察洞院兩人外、於座不見懷紙事、長押下悉伺御氣色事、

〔吾妻鏡五十〕文應二年(○弘長元年)五月五日丙寅、御所有和歌御會、紙屋河二位(○顯氏)右大辨入道(○眞觀)越前前司、陸奥左近大夫將監、後藤壹岐前司等參會云々、

〔龜山殿七百首〕作者

御製(○後宇多) 九十六首(勅點卅四首、此內淸撰十八首、藤大納言點四十七首)

彈正親王(○忠房) 十三首(勅一 藤一)

前藤大納言(○爲世) 八十首(勅廿一 淸撰七)

富小路藤大納言(○實敎) 四十九首(勅六 藤八)

中御門大納言(○經繼) 三十六首(勅十四、淸撰七、藤十六)

中納言入道(○頓覺) 六十二首(勅廿、淸撰五、藤廿)

富小路前中納言(○季雄) 十九首(勅三 藤四)

侍從中納言(○爲藤) 六十八首(勅十九 藤十六 ○中略)

私云 勅點分百五十九首、於別御草子被染宸筆、其內五十二首有御合點、淸撰是也、依書寫之煩、加兩點畢、

藤亞相點已上百五十八首、本爲墨點、勅點爲墨點之間、以朱替之、

元亨三年七。夕。、於龜山殿有之、巳一點始之、黃昏詠訖、秉燭以後、春部被講、講師經季及半更各退出、九日被下短尺於藤大納言、續。進。之、十三四日、予陪御前淸書之、十六日爲御使持向亞相亭、勅定云、續進之間被著名、不依貴賤可被點進之由、被仰下云々、先是勅點、百五十九首、別有御書寫、此內淸撰御點五十二首也、彼御草子不可及荒凉之披露由、雖有御沙汰、依有御披閱之煩、移加勅點於此本、輙莫免許外見而已、

光吉

〔親長卿記〕文明十二年六月廿八日、今日仰云、七夕御會題事、可仰飛鳥井中納言云々、以書狀申遣了、

七月七日、入夜參內、召具元長、（中略）人々懷紙到來、取集懷中、滋野井故障、可申入其子細之由仰元長、於御前重御懷紙、今日予參仕可爲此分歟、予申云、御室御懷紙可爲各別歟、雖被交俗中歟、但可爲一通別之條、可爲何樣哉之由申之、誠雖被交俗中、可置別之由有仰取出了、於御懷紙者予閉重了、銘元長加之、女中御懷紙有別、

〔宣胤卿記〕永正十五年七月七日、今日內裏和歌題月前望二星、詩題禁庭巧夕、宣秀卿兩篇共詠進之、各不持參、內々付甘露寺大納言、余得度以後不詠進也、御人數者御月次衆許也、

〔二水記〕大永五年八月十五日、午後參內、五十首御當座有之、秉燭披講也、讀師前管大納言、（今日初度也）講師濟俊、講頌之衆民部卿、中御門大納言、帥大納言、予、右衛門督（發聲）等也、（中略）披講了、有盃酌、今夜月明也、希有事歟、尤可賞之、

〔中右記〕寛治八年（○嘉保元年）八月十五日、於女院御方（東面）被講和歌、題云翫池上月、序題帥、（○藤原經信）予勤仕講師、左大臣（○源俊房）爲讀師、講大納言（○經信）歌、了後頃而頗遲々、是左大臣與關白殿（○藤原師實子師通）歌次第之事也、依大殿（○藤原師實）命、先講關白殿歌、次左大臣、次大殿、此間女房從簾中被出三首歌、書薄樣三重被置扇上、（扇銀骨畫圖殊例）同講之、皆以秀歌也、人々感歎、爰從簾中給御製（○堀河）於關白、關白傳獻大殿、便宜歟、大殿令氣色、講師起座撤臣下歌、召新中納言通俊卿被講御製、誠以優妙也、不堪嗟歎、滿座諷詠、及曉更各分散、

〔明月記〕元久元年八月十五日、昏黑之程參殿下（藤原良經）日來所勞不出仕、今夜依院十五夜御會也、戌終許、御供參五辻新御所、良久後出御巽方子午廊、和歌所別當以下依召參御前、別當置序、殿上人依仰自下置歌、具親雅經（家長秀能二人歌付之）家隆、經通、予、有家朝臣、參議隆衡（今夜初參所望云々）中納言通光、太政大臣殿下、（○良經）令置給、了召講師（有家朝臣）大臣讀師、人々近參、（殿上人下官許）披講五首了各退下復本座、次當座會、置硯紙如打火殿下即令置給歌一首也、讀上了各退出、

〔辨内侍日記 上〕八月十五夜、〇寛元五年 常盤井殿にて院の御會侍しに、大宮大納言、萬里小路大納言、藤大納言、爲家 權大納言、實雄 右衞門督、通成 吉田中納言、爲經 ためうぢ、ためのりなど、さらぬ殿上人も侍しかども、これこそとをりにみえし、花山院の大納言定雅 は、少しさがりて、歌講せられし程にぞ參られたりし、月は曇り勝にていと口惜し、

〔園太暦〕文和四年九月四日、入夜二條三位爲明卿來、爲大納言入道使來云、重陽內裏歌御會出題事被仰出、面目也、但出家身有憚、以爲遠名可注進旨存之如何云々、不可有子細哉之由報了、

〔後深心院關白記〕應安八年〇永和元年 九月八日乙丑、資敎相催云、來十三夜內々可有和歌、可參者、答可構參之由了、題云草花映月、深夜擣衣、忍不逢戀、　十三日庚午、今夜和歌御會也、入夜參內、人々遲參之間、及曉更被始之、出御黑戶被講之、

〔康富記〕寶德二年九月十三日甲寅、晝向加地左京亮亭、依兼約也、〇中略 晚有和歌會、兼日分書懷紙、當座分予四首詠、或二首、或三首、不同也、此宅新造也、此間造作座席等漸出來時分也、有披講、如形也、亭主勤講師、ハハカベ爲讀師、其作法各未練習之體也、予歌バカリ名字ヲ不讀、其外官姓名悉讀之、

〔雲州消息 中本〕一日於小六條有和歌會、題云、花如雪、鶯出谷、序代右衞門佐書之、曉更講之、終夜連句朗詠、且爲守庚申也、〇中略 件和語在一品宮女房許云々、可經高覽歟、謹言、

正月日　右中辨源

謹上源少納言殿

庚申之夜和歌之會、不候其筵席、生前之大恨也、序代昨日尋得侍、可謂隨手之文、又御歌六義相備、寸心難抑、或二千石之歌、雖有三十一字五七五七々、其句雜亂、古時之體歟、百谷之水朝宗于海、以其下流也、而近代各稱其雄飛之詞、已無其雌伏之體、所思各異、優劣任心、借上之旨、未得其心、但和歌園恭稱雄之者、古今希有歟、偏定腰折之由、必有腹立之輩歟、莫及他見也、聞、謹言、

法樂歌會

廼時　少納言源

〔吾妻鏡二十三〕建保五年八月十五日庚申、鶴岳放生會、將軍家（○源實朝）御出如例、還御後、爲明月守庚申、有當座和歌御會、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎三年三月九日庚申、今夜新御所、始有和歌御會、被守庚申也、題梅花盛久、花亭祝言、（左兵衛督賴氏朝臣獻之）左京兆足利左典廐、相模三郎入道、快雅僧正、式部大輔入道、源式部大夫、佐渡守、城太郎、波多野次郎朝定等、候其座、

〔後水尾院當時年中行事上〕廿二日、（○二月）水無瀨宮の御法樂あり、一夜御神事なり、御行水の後、月のさはりの人御所にまゐらず、局には候するなり、兼日或御當座、時宜によるか、但大概は兼日也、四五日已前題をくばる、そのやう御會始に同じ、正月十九日にみえたり、短册は、こたかだんし一枚をたてさまに二つに折てつゝみて、上下のあまりをおし折、柳宮にするて、水引（白紅）にて結て、札をつく、水無瀨殿御法樂（來廿二日）此定也、當日各詠進のたんざくをとりあつめ、次第にかさねて硯の蓋にするて、常御所にしの御座におく、御行水まゐりて、先毎朝の御拜有、次に御拜の御なほしながらかの御座に着御、水無瀨宮の方にむかはせ給て、よみあげさせたまふ、微音外へきこえざる程なり、

○按ズルニ、水無瀨宮ニハ後鳥羽天皇ヲ祀レリ、

〔二水記〕永正二年二月廿二日、今日御法樂（水無瀨殿）有之、未剋於御三間被講之、講師爲孝朝臣、讀師侍從大納言、發聲民部卿（下冷泉政爲卿）外樣衆上冷泉左衛門督父子、三條中納言等也、内々大略祗候、（○中略）卷頭御製（五反、後二反）竹園（三反、後二反）同親王御方（同前）法中、（各二反、悉爲門跡）月卿雲客（各一反）披講了入御、其後酒有之、於御三間賜之、

〔元長卿記〕永正四年三月廿一日、水無瀨殿御法樂和歌、去月依觸穢無之、今日被下、方々賦遣了、

〔元長卿記〕永正九年二月廿二日、水無瀬殿御法樂御讀歌、御短尺、桃花坊、尚〇一條陽明、衞〇近中御門中納言雅綱等被遣、今日各進上、予同詠進、

〔御湯どの丶上の日記〕天文廿一年二月廿二日、ごとばの院御ほうらくの御歌あそばす、

〔御湯どの丶上の日記〕天正十八年二月廿二日、みなせの御ほうらく、いつものごとく上のだんにて御はいのつゐで、御よみあげあり、

〔御湯どの丶上の日記〕慶長六年二月廿二日、みなせの御ほうらくにて、廿ゐゆの御うたけんゐつに御よみあり、よみあげとうの辨、せいりやう殿にてあり、

〔後水尾院當時年中行事上〕廿五日、〇二月聖廟御法樂あり、御神事巳下、水無瀬宮御法樂に同じ、短冊の札は、聖廟御法樂来廿五日、此定也、

〔日次紀事二月〕廿五日、菅神正當忌日、禁中聖廟法樂有和歌御會、六月亦然、

〔親長卿記〕文明十二年六月廿五日、參内、依召也、有御月次御連歌、今月御法樂、社、中略〇北野先二十首御續歌題被下之、予二首、〇中略御連歌終之後、有和歌披講、講師言國朝臣、讀師被仰權帥、故障被仰勸修寺大納言、領狀披講、發聲人々固辭、予可存知之由有仰、今日講師讀樣散々、不可說了、

〇按ズルニ、水無瀬宮ノ法樂ハ歌ヲ以テシ、北野社ノ法樂ハ、多クハ歌ト連歌トヲ以テスルヲ例トス、

〔親長卿記〕文明十八年二月廿五日、早旦參內、依御月次御連歌也、今月六月御法樂將進也被召御前五十首和歌題飛鳥井大納言入道出題寫置、次第可折置云々、此間人々參仕、次有御連歌、中御門中納言執筆、人々參仕之後被取題、女中五人、上﨟、大典侍、權典侍、新大典侍、勾當、予持參之了、御連歌百韻之間思案歌、予、侍從中納言等四首、此外三首、二首也、依仰也、事了人々和歌、予取重之、納御硯蓋置御前、讀師勸修寺大納言、講師重治朝臣、依仰予仰之、讀師勸修寺大納言參仕、講師重治朝臣、發聲予勤之、

〔二水記〕文龜四年（永正元年）二月廿五日丁巳、今日於禁中聖廟御法樂御連歌有之、外樣衆も祗候、御連歌已後又在御當座、（二十首）其後披講有之、講師濟繼朝臣、讀師侍從亞相、發聲下冷泉民部卿云々、於番所已後勸盃及夜之間、御製五反、仁和寺宮聯輝二反、後度御製三反、仁和寺宮同三反、依仰也、總衆一反、　六月廿五日甲申、當番祗候、自巳一點聖廟御法樂、有御連歌、（百韻中略）〇御連歌已後有御當座、（二十首、勅題）入夜間秉燭、於御當座雅益、予（〇藤原隆康）被加御人數、次菅宰相讀上之、一獻有之、

〔二水記〕永正二年二月廿五日、今日聖廟法樂、於御三間有御連歌、其後御當座、（二十首）講師賢房朝臣、讀師侍從大納言、發聲民部卿、其後酒有之、　六月廿五日、有御連歌、爲聖廟御法樂、於御三間有之、以後二十首有御當座、勅題也、無披講、菅宰相讀上云々、自御製月卿各二反讀之事了後一酒一盃有之、

〔御湯どの丶上の日記〕永祿二年二月廿五日、きたの丶御ほうらくに、御たうざあそばされて、たけのうちどの、せうみやう院前大ふ、そのほかとざまない〳〵のをとこたち、みな〳〵ゑこうなり、そろそろにて二こんまゐる、たけのうちどののせうみやうゐん前大ふなどは、御三まにて御ゑやうばんにて二こんまゐる、ぐごのはいせんは、大すけながはしは御てなしにて、いよどの御てなが、みな〳〵上人ども、たけのうちどの丶御かんろうなり、ざくし日の丶一位（すけさだ）、かうし（すけふさ）、はんせいあすかゐさゑもんのかみまさのり、　六月廿五日、きたの丶ほうらくに、御わかん百ゐん、廿ゑゆの御たうざあそばさる丶、

〔御湯どの丶上の日記〕天正三年二月廿五日、きた野の御ほうらく、廿ゑゆの御たうざあそばす、よみあげのこと、たれも御人なくて、かんろじ中納言御たんざくよみあげらる丶、　六月廿五日、北野のごほうらく御たうざあり、

〔御湯どの丶上の日記〕慶長三年二月廿五日、北の丶御法樂百首の御たうざあり、御人數九條殿（〇兼孝）二條殿（〇昭實）こんゑどの（〇信輔）一條どの、御月なみの御人數、みな〳〵ゑこうあり、常の御所にて

あり、いつもの如く天神のみやうがうかけらる丶、御かさね硯、御れうしいづる、御うたのだいさらせられ候て、御たちあらせられ候てぐ御まゐる、御せつけこ御所にてぐ御まゐる、男たちぐ御あり、御歌どもそろひて、御よみあげあり、頭左中辨なり、御せつけたちは、はて丶御退出あり、男たちは、御ばんしゆ所にて、だいはて丶くわしまゐる、する〲こめでたし、　六月廿五日、きたの丶御法樂百首の御たうざあり、

〔親長卿記〕文明九年四月廿九日、依召參內、仰云、內侍所并賀茂社御法樂和歌可有御張行、可爲如何哉、予申云、御敬神之事有何事哉、內侍所等先規如何、只可爲神宮法樂也、有其謂之由有仰、被遊勅題、（百首）予書支（己配）并上書等、少々賦遣了、賀茂事者、此御法樂出來之後可有御張行云々、御人數男女三十五人也、　五月七日、參內、番也、今日神宮御法樂、百首寄書予書之、於正本御短尺者不被出之、

〔親長卿記〕文明十三年十月五日、依召參內、可有內侍所御法樂、一日百首云々、辰一點可參之由、昨日有催、參仕人々、中院一位、予、侍從中納言、四辻宰相中將、姉小路宰相、右衞門督、季熙朝臣、（小倉宰相中將）予秉燭之程九十首出來、其已後十首詠出了、人々大略夜半出來、卷軸許有披講、講師季熙朝臣、（依無人公卿勤之）讀師中院也、事了退出、

〔親長卿記〕文明十五年二月十九日、未明參內、兼日仰之故也、有內侍所御法樂、千首續歌、自去夜神樂始之、御人數御製、（○後土御門）親王御方、（○後柏原）式部卿宮、（○邦高親王）右大臣、（信量）中院一位、（通秀）勸修寺大納言、（教秀）予、中御門中納言、（宣胤）侍從中納言、（實隆）滋野井前宰相中將、（敎國）民部卿、（忠富）侍從宰相、（政爲）姉小路宰相、（基綱）右衞門督、（爲廣出題）宣親朝臣、季熙朝臣、（母俄他界、依是十二首詠進之後退出畢）元長朝臣、以量朝臣等、今日歌數予百首詠進依仰也、其外中院一品八十六首、其外五十六十七十首、依涯分詠進之、每百首卷軸有披講、講師元長朝臣、讀師右府也、予秉燭已前詠出、其外入夜少々出來、事畢有一獻、其後退出、

〔二水記〕享祿四年四月廿一日乙亥、未明行水、予參御所、暫而各參候云々、今日千首御當座、內侍所御

法樂也、寅終剋各參御前、(議定所、委細兼指圖了、)所々有蠟燭、出御之後、中務卿宮(貞敦親王)令參給、次各次第參進、了賜題、先春部二百首、兩三度賜之、兼被儲御硯蓋、(御前公卿殿上人以上云々、)辰剋許各清書、了又夏部賜之、其儀如前、巳剋又清書、了退下、於男末有朝飯、(各相替退下了、)一盞了參上、則賜卿秋部也、冬部終也、時分各清書、次第退下、於男末有一盞、事了參上如前、戀部終之程又退入、有晩飡、各秉燭前後雜部清書、了有披講、(每度於女中被重盃、)每百首(部合廿首)被講了、讀師三條大納言、講師尹豐朝臣、發聲左衛門督、披講了、次中書君御退入給、次各退下、於廂間一盞、了退出、今日御法樂邂逅之儀、參仕衆無一事違儀無事、珍重々々、御願成就無疑者也、(後土御門院文明度有千首御當座、其以後是又始也、早速令終功、珍重事也、)○中略

御製、帥卿、七十八九首也、中御門、四辻、飛鳥井等六拾餘也、甘露寺、庭田等六十首歟、中書君、三條、四條等五十餘歟、雲客三十或十首等也、委細不分明記、大涯而已、予五十八首詠之、每首不能再吟、言語道斷、不可說事也、

御出題勅筆御短冊小引合也、(文明度引合也、仍今度如此云々、)

春秋戀雜等二百首、夏冬百首也、各百首、各々被間重之、(以上十組也、)百首、

卷頭上首次第也、仍至宮中納言十人詠之、○中略

今日御人數事、外樣衆相加廿人也、當時無人、不足言事歟、此外可被召加人無之、下冷泉父子在國、上冷泉近日上洛、雖然違上意、仍令斟酌了、菊亭雖令責仰固辭申畢、諸仲朝臣所勞、言繼朝臣重服也、惟房故障申了、

〔二水記〕享祿五年(○天文元年)八月十二日、巳剋許參內、大神宮御法樂、百首御當座也、嚮而各參御前、(議定所、主上御引直衣、)則賜題、(兼定其數、一度賜之、)至雲客皆賜、了帥卿持參御硯料紙等、此時範久朝臣參進、取硯賦之、於料紙者人々次第取下之、其儀如恒、大涯出來之時各起座、於傍加談合了、此間於男末有一盞、(點心也、)此後清書、了參進御前置歌、(依選々次第不同置之、)臣下了、帥卿持參之時、御製令置御次、帥卿退下重之、(予令扶持了、)讀師大槐

（納言初度）參進、召講師兼秀朝臣參進勤之、次各次第群集、範久朝臣候廣緣發聲下官勤之、近日聊咳氣、仍令斟酌、雖然亞相又固辭、御百首之間音聲不容易、令迷惑了、（遁隱詞許歟）下官歌亞相被出了、披講了自下﨟退下了、時申終許也、早速之儀珍重々々、於廣緣又盃酌、各及數盃、

〔今出川内相府記〕正和四年四月廿八日、春日社法樂和歌事、法華經序品關白、方便品左府、譬喩品右府、信解品久我前内府、藥草喩品猪熊一品、（○中略）

詠法華經和歌

あひかたきみのりの花はみな人のさとりひらくるたねにぞありける

夏日詠法花經序品和歌

關白從一位藤原朝臣家平

いづるよりよろづ八千さとてらすにぞすぐれて淸き月ぞともしる

夏日陪春日社壇聽講法花經詠方便品和歌

從一位行左大臣兼皇太子傅藤原朝臣道平

是法住法位　世間相常住

おのづからまよふ心のさめぬればあだなるゆめの世こそつねなれ（○中略）

端作事、自入道殿被仰合大納言入道之請文等書寫之、治定懷紙同續加之、

〔二水記〕文龜四年（○永正元年）四月廿日庚辰、今日春日聖廟兩社御法樂有之、各持參、外樣衆も祗候、兩社共三十首、於御三間有之、講師濟繼朝臣、發聲下冷泉民部卿、讀師侍從大納言、御製五反、竹園三反、已後御製三反、竹園二反、事了於番衆所御酒有之、

〔尺素往來〕

後成恩寺關白（兼良公）

新春吉兆逐日發見、自他一同、富貴万福、幸甚々々、（○中略）又聖廟御參籠、舊冬御有增治定候歟、然者今月中可被思食立候、法樂式目、可爲如何樣候哉、天神講七座、幷詩歌續歌一千首、和漢聯句十百韵、以

內曇墨染等之單尺懷紙、七晝夜中可被果遂之條可然候、松陰預設座、梅風自添韵、可催講席時興者乎、蒙御免被召具候者、可御供申候、心事併期來信候也、恐惶謹言、

〔親長卿記〕文明十七年三月二日、詣飛鳥井中納言入道（宗世）許、春日法樂和歌（百首）張行、夢想云々、

〔親長卿記〕明應六年三月九日、自近衞准后（政家公）有度々御使、春日法樂和歌御張行、可參云々、○中略讀師事被仰予、爲御法樂、法體如何、可被仰他人歟、重仰云、法體更不可苦云々、猶固辭被仰中御門大納言了、

〔宣胤卿記〕文明十二年十一月廿五日辛丑、自右衞門督住。吉。法。樂。短冊五首送之云々、（來月十日）

〔親長卿記〕文明四年五月廿八日、詣飛鳥井陣屋、玉。津。島。法。樂。當座會也、○中略今日爲一段法樂事之間、指置上首等、予相計之、人々同心、講師杉原駿河守長恒也、

〔二水記〕大永二年四月十九日、午刻向甘露寺亭、住吉玉津島等法樂（兼日出題）歌有披講、先住吉法樂歌講之、讀師亭主、講師冷泉少將、（爲豐）發聲上冷泉入道、五十首了有小漬、此後五十首玉津島歌也、讀師中御門大納言、講師發聲飛鳥井中將、（雅綱）講了又有一盃、

〔親長卿記〕文明十五年正月十四日、午後詣善法寺亭淸法印許、例年之八。幡。法。樂。和歌披講也、予、（讀師）新中納言、（永職）中納言入道、姉小路宰相雅俊、（講師）此外人々有之、事畢三獻之後歸宅了、

〔親長卿記〕長享二年十一月八日、早旦詣二樂院、去九月廿四日、於湯山有夢相事、大黑出現給歌云、

ちりのみをえづめんとてや大黑の心をちゞにわけていたれる

夢中歌、件湯山明。神。三。輪。明。神。也、始來臨影向之時、御姿爲大黑云々、（守僧後日語之云々）仍爲其法樂、今日百首張行、仍自早朝罷向了、

〔親長卿記〕延德三年十一月廿七日、詣飛鳥井中納言入道許、依招請也、今日大黑祭致沙汰、爲法樂一首張行云々、自早旦罷向、有粥、粥之後取題、當座三首、懷紙也、

影供歌會

〔親長卿記〕明應三年七月廿七日、早旦行水、未刻許向上原豐前守賢家宿所、今日諏訪法樂、鞠幷和歌張行也、妻戸道連(引注)奉懸諏訪名號、(青蓮院尊應僧正筆)仍進神前、○中略次各改衣裳出座敷、有披講三十首、講師口口讀師元長卿也、事畢數獻大飲、夜半歸宅、

〔宣胤卿記〕永正四年二月二日、戸部(爲廣卿)以使者送政元朝臣(細川右京大夫)勸進愛宕法樂題四首、八日、政元朝臣愛宕法樂四首、今日付戸部、

〔元長卿記〕永正九年後四月十四日、清水寺法樂歌、今日披講、招講稱之衆儲朝食、

〔元長卿記〕永正十二年閏二月六日、於民部卿入道亭有披講、先日日吉法樂題到來執重、今日如此云云、題主有之云々、

〔愚秘抄〕人丸供養の事、和歌所の影供は、去建久の鳳曆に始て行はれき、其式、御影をかけて花を供備へ、燒香の義あり、色々の捧物を獻ず、上君より始めて、下臣悉和歌所衆に至まで、捧物一種獻ず、また兼日の題あり、一首ありき、兼光卿彼時の序者なりき、其和歌席、世上美談秀句ありと申侍り、御影のかけ所相傳ある事也、帝王御前に對してかけられたりき、凡公宴又私會に人丸の影をかくる事、聊ならひあり、只人每に上座の中程の間にかくる歟、座の左の上にかくる也、公宴の時は、右の上にかくべし、建久影供には、座下の間にあて、臺をたて、御座に對てかけられたりき、されば如此の式ゑらぬ人に准じて、只常の會には上座の間にかくべきなり、顯輔(○顯輔恐顯季誤)の私の人丸供には、上座の間に懸られたるとみゆ、其時の和歌の序、敦光これをかきたりき、凡人丸供の規式は、釋奠の影供のやうにたがはぬこと也、○中略又人丸赤人兩影をかくる時は、人丸左、赤人右にかくべし、

〔柿本影供記〕大學頭敦光朝臣

永久六年戊戌四月三日乙卯、改元元永、六月十六日丁卯、雨降、申刻向修理大夫亭(六條東洞院)今日柿下

大夫人丸供也、件人丸影新所被圖繪也、(一幅長三尺計、書烏帽子直衣、)左手操紙、右手握筆、年齡六旬餘之人也、其上書讃、依兼日之語、予作讃、前兵衛佐顯仲朝臣書之、其前立机、(花立也)居飯一坏幷菓子魚鳥等、但以他物造之、非實物、其器如唐合子、(菓器以水牛角作之)于時會者、伊豫守長實朝臣、前木工頭俊賴朝臣、前兵衛佐顯仲朝臣、予、少納言宗兼、前和泉守道經、安藝守爲忠等也、次居饗膳、次柿本初獻、侍人等持鸚鵡盃幷小銚子等祗候簀子敷、亭主被議云、初獻者和歌宗匠可被勤仕、滿座謂、前木工頭當仁、木工不能固辭、起座進影前矣、加州依慕蘭之義、執鸚鵡盃授進人丸、前泉州依深嗜此道執小銚子、酒入鸚鵡盃置机上、各還座、其間儀式尤以神妙也、次座客一獻、次居汁、次二獻、次式部少輔行盛來加座、次三獻、次居菓子、次居熱汁、次右近中將雅定朝臣來加座左、次又有盃酌、次撤饗、次右兵衛督被光議、次亭主被議云、人丸讃可講也、和歌前歟、和歌後歟、衆議各以不同、亭主曰、猶以讃可爲先、影前置文臺敷圓座、件讃以白唐紙二枚書之、內記大夫忠遠清書之、以李部爲講師、武衛相公披讃披置文臺、讃頌之後撤之、次講和歌、題云、水風晚來、予爲序者、講師少卿、讀師右武衛相公、秀逸詞爲耳目之玩、講畢或卽去、或暫在座、鸚鵡盃珍重之由人々讃之、予出朗詠云、新豐酒色云々、次亭主被出同句、又被詠吟云々、本乃々々登明石浦能朝霧丹、次予吟詠云、多能女津々不來夜數多耳云々、衆人乘興暫以留連、各約束後會退歸畢、

〔古今著聞集(五和歌)〕元永元年六月十日、修理大夫顯季卿、六條東洞院亭にて柿下大夫人丸供をおこなひけり、くだんの人丸の影、兼房朝臣あたらしく夢みて圖繪する也、左の手に紙をとり、右の手に筆をとつて、とし六旬ばかりの人なり、そのうへに讃をかく、

柿下朝臣人麿畫讃一首幷序

大夫、姓柿下、名人麿、蓋上世之歌人也、仕持統文武之聖朝、遇新田高市之皇子、吉野山之春風、從仙駕而獻壽明石浦之秋霧、思扁舟而瀝詞、誠是六義之秀逸、万代之美談者歟、方今依重幽玄之古篇、聊傳後素之新樣、因有所感、乃作讃焉、其詞、

和歌之仙、受性于天、其才卓尒、其鋒森然三十一字、詞花露鮮、四百餘歳、來葉風傳、斯道宗匠、我朝前賢、温而無滓、鑚之彌堅、鳳毛美景、麟角猶專、既謂獨歩、誰敢比肩、○畫讃又見二朝野群載一

ほの〴〵とあかしの浦の朝ぎりに島がくれゆく舟をしぞおもふ、此讃兼日に敦光朝臣つくりて、前兵衛佐顯仲朝臣清書しけり、

〔古今著聞集五和歌〕清輔朝臣の傳たる人丸の影は、讃岐守兼房朝臣ふかく和歌の道をこのみて、人丸のかたちをしらざる事をかなしびけり、夢に人丸來て、われをこふる故にかたちをあらはせるよしを告けり、兼房畫圖にたへずして、後朝に繪師をめして敎へて書せけるに、夢にみしにたがはざりければ、悦て其影をあがめてもたりけるを、白河院此道御好有て、かの影をめして勝光明院の寶藏にをさめられにけり、修理大夫顯季卿、近習にて所望しけれ共、御ゆるしなかりけるを、あながちに申て、つひに寫しとりつ、顯季卿一男中納言長實卿、二男參議家保卿この道にたへずとて、三男左京大夫顯輔卿にゆづりけり、兼房朝臣の正本は、小野皇太后宮申うけて御覽じける程に燒にけり、貫之が自筆の古今も、其時おなじく燒にけり、口惜事也、されば顯季卿本が正本に成にけるにこそ、實子なりとも此道にたへざらんものにはつたふべからず、寫しもすべからず、起請文あるとかや、件本保季卿つたへとりて、成實卿にさづけられけり、今は院にめしおかれて、建長の比より影供など侍にこそ、供具は家衡卿のもとにつたはりたりけるを、家清卿傳とりて、うせてのち其子息のもとに有けるも、同院にめしおかれにけり、長柄橋の柱にて作たる文臺は、俊惠法師が本よりつたはりて、後鳥羽院の御時も御會などに取出されけり、一院御會に、彼影の前にて其文臺にて和歌披講せらるなる、いと興有事也、

〔十訓抄四〕粟田讃岐守兼房といふ人有けり、年比和歌をこのみけれど、宜き歌もよみ出さゞりければ、心に常に人丸を念じけるに、あるよの夢に、西さか本とおぼゆる所に、木はなくて梅花ばか

り雪のごとくちりて、いみじくかうばしかりけるに、心にめでたしとおもふほどに、かたはらに年たかき人あり、直衣にうすいろの指貫、紅の下袴をきて、なへたる烏帽子をして、ゑぼしの尻いとたかくて、常の人にも似ざりけり、左の手に紙をもて、右の手に筆を染て、物を案ずるけしきなり、あやしくて誰人にかとおもふほどに、此人いふやう、年比人丸を心にかけ給へる、其こゝろざし深きにより、形を見え奉るとばかりいひてかきけち失ぬ、夢さめて後朝に繪師をよびて、此樣をかたりてかゝせけれど似ざりければ、たび／＼かゝせて似たりけるを、實にして常にをがみければ、そのしるしにや有けん、さき／＼よりもよろしき歌よまれけり、年比ありて、死むとしけるとき、白河院に進たりければ、ことに悦ばせ給ひて、御寶の中にくはへて、鳥羽の寶藏に納められにけり、六條修理大夫顯輔卿、さま／＼に度々申て、信茂を語て書寫してもたれたりけり、敦光に讃作らせて、神祇伯顯仲に淸書させて、本尊として始て影供せられける、時に聟達多けれども、其道の人なればとて、俊頼朝臣の陪膳はせられける、さてとしごろ影供を怠らざりけり、末に長實卿家保などをおきて、三男顯輔此道に堪たりければ、讓得たりけるを、院に進せたりけるとき、御感有けるを、長實御前に候けるが、そねむ心やありけむ、人丸影供無益、めづらしき文あらば、色紙一枚にはおとりたりとつぶやきたりければ、院の御氣色かはりて惡かりければ、立けるをめしかへして、汝はいかでか我前にてかゝる事をば申ぞ、源夢よりおこりてあだなることなれど、兼房さるものにて、ことの外にうける事はあらじとおもひて、我院に寶物の內に用て、年比へにけり、汝が父懇にこれをいとなびて久しくなりぬ、かた／＼いかでかおこつくべき、かへす／＼不當の事なりとて、いみじくむづからせ給ひければ、はう／＼出て、年中はかくは門さして音だにせられざりけり、これにつきても、彼影の光になりにけるとなん、

〔東野州聞書〕人丸影は、兼房夢に見奉て、則畫工を召て如夢に寫て、白河院に彼影を進上有、顯季此

影を申出寫給て影供を行ける也、影供の時の一座の題一首、水風來晩、是を各詠ず、爲備供を、俊頼朝臣を呼被申、彼朝臣よりも上衆も有けるに、俊頼を呼被申は、能被達道故乎、影供永久年中始行有、讃岐國里海と申所を爲影供領、被下顯季畢、此影供彼家に中絶する事有也、至正應年中安堵有、隆博朝臣、顯季の末孫也、則隆博朝臣亭にて影供改行ル、日野資宣卿を請ず、初秋風と云題にて資宣、里のあまのもしほの煙立かへりむかしになびく秋のはつかぜ、と安堵の所を詠せらる、顯季影供始ノ時、日野敦光ト云人、人丸讃を書せらる、資宣は此末孫也、

〔親長卿記〕延德四年五月十九日、人々來臨、有五十首續歌、讀師勸修寺前大納言、講師宣秀、先飯已前各取題、有朝飯、次有披講、次又自一盞、及晩人々歸了、〇中略披講之時、殿上人事名字如何可讀哉之由宣秀談之、爲人丸影前之間、只四位ハ朝臣、五位名字如例、可然歟、依談合二樂如予申、影前之間、爲各別事之由命之、

〔園太曆〕貞和二年閏九月五日、予〇藤原公賢百首淸書、今日終功了、高檀紙十二枚、其長一尺二寸、切〇讖尺定切續之書之也、　十日、日野大納言入來謁之、御百首被講、今夕必定云々、詠歌隨身令見之、風體珍重、近日時宜體也、不能左右、備法皇叡覽云々、淸書事、文保故俊光卿頗雖堪筆、致人書、仍今度同如此云云、又可付奉行人體并消息體談之、加懸紙一枚、其上加封、封上書名片字、以高檀紙二枚裹之、以紙捻結之、居柳筥、〇中略抑今日御百首可有披講云々、被切七夕可被披講之由有其催、而日數相廻、面々難澁、就中武家兩人之難沙汰出之旨申之、仍延引、可爲九月十三夜之由被相觸、而又披講之時、民部卿爲定參仕事被催之處、難講得之旨申之、於道可申沙汰之雍不祗候、頗輕忽之間、予種々誘仰之處領狀、今日有沙汰也、閏月雖可有憚歟、來月新撰集竟宴可被行、而御百首披講、臨彼時之條不可然之由有沙汰、被宥行也、〇中略御百首披講、代々所見不詳、弘安□□九月十三夜內々御會之次披講、仍人々不及廣、裝束大略布衣上結也、人々存此儀歟、而嘉元又有沙汰、同不及廣、催公卿五六人歟、其時殿上人

爲信朝臣、雅孝朝臣、東帶云々、仍爲秀朝臣東帶歟、戸部可進弘安例之由執之、仍戸部上紙、爲明爲忠衣冠上紙也、且時宜只可任人々所爲之由也、又百首代々進之儀、高檀紙或色紙之(不折)一尺二寸切定書之、加懸紙加封、(切別紙左ザマニ封之、封目上或加封字、或書名上片字、或又引墨云々、)以同紙二枚裏結中居柳筥付奉行人也、而今度披講有兼日儀、仍當日持參作法内々談戸部、御會懷紙持參不可相替ニテ候旨談之、仍予歌不加懸紙幷封、懷紙懷中之、於御所付經顯卿也、戸部加懸紙(不加封)持參、付奉行之時可撤懸紙之旨談之云々、此事強無益歟、仍不及加懸紙也、

〔親長卿記〕文明十四年八月十一日、依召參大樹、(○足利義尚)千。首。和。歌。有。披。講、但百首上下許也、(已上二十首)中納言入道申意見云々、講師事仰云、有御製之間、武家之輩には難被仰、各可計申云々、人々云、只今參仕之内無雲客、可如何哉、可被召他人歟、但雖被召講師等、ゑか〳〵と不仕者無曲、又講師事雖勤仕、不合期者不可叶候、相兼兩方之輩可然歟、可被召元長朝臣歟之由人々申之、尋予、可依仰之由申之、仍伺申、尤可然之由有仰、元長朝臣參仕(非千首御人數)勤講師、讀師冷泉前大納言勤之、參仕人々中院一位、冷泉前大納言、(爲富)海住山大納言、三條前大納言、(公躬、故氏中也)予、中御門中納言、(宣胤)兵部卿、(宗綱)侍從中納言、姉小路宰相右衞門督等也、事畢有一獻、(三獻、御湯漬已下)大樹無御出座、如前々御坐簾中、

〔親長卿記〕文明十二年八月廿二日、自來月一日可有百。日。御。歌、御人數可書立云々、於御前予書之、九月一日及晩頭參内、自今日可有百日御歌、(自九月九日大略有之、雖然月迫、自他物忩之間、被取上云々、)今日各令參内可書之由兼依有仰各參内、御人數主上御方分、御製、式部卿宮、舊院上臈、勾當内侍局、中院大納言、勸修寺大納言、右大將、予、飛鳥井中納言、侍從中納言、滋野井前宰相中將、侍從宰相、(政爲)新宰相、(基綱)右衞門督、(爲廣)小倉中將季煕朝臣等也、於宮御方(○後柏原)同在之、宮御方、權典侍局、源大納言、(雅行)兵部卿、(宗綱)四辻宰相中將、俊量、言國等朝臣、元長源富仲等也、予父子被加兩所過分也、各參進之後出御、(黑戸)於御前書着到、其後和歌讀上了、(依召元長候之)式部卿宮御歌御製等披講、(依爲卷物不及讀師、講師元長也、發聲飛鳥井中納言勤之、)宮御方御讀歌、於宮御方

書之、　四日、參內、百首御歌三箇日分書之、　十二月十一日、及晩頭參內、百首御歌今日滿日也、各持參一緒於御前、（原戸）有披講、讀師中院大納言、（通秀、此御百首之始之時、各一首有披講、只講師許也、今日無讀師、不可然之由予申出、仍有讀師、）講師元長也、自下﨟有披講、御製五反式部卿親王（邦高）三反也、御人數、御製、式部卿親王、中院大納言、勸修寺大納言、（教秀）右大將、（實淳）予、飛鳥井中納言、（雅康）侍從中納言、（實隆）滋野井前宰相中將、（教國）侍從宰相、（政爲）新宰相（基綱）右衞門督、（尚康）等也、（此外女中兩人已上）事了、當座和歌三十首、新宰相讀上了、不及披講、次有三遍之興、亥剋許退出、宮御方百日和歌御人數各別也、宮御方、源大納言、兵部卿、（宗綱、依在國不詠進、）四辻宰相中將、言國、俊量等朝臣、元長、源富仲等也、此外女中兩人云々、

〔親長卿記〕文明十八年二月十九日、今日予書寫源氏物語、（先年寬正之頃一本書寫、亂中紛失、今度又一筆書出了、）爲供養和歌張行、源氏名五十五首、（加雜）分四季戀雜、（源氏名分四季戀雜事、無先規云々、）探之申出、御製親王之御方勾當歌等邂逅之事之間、申入勅許、來臨人々、西園寺左府、中院前內府、飛鳥井大納言入道、（榮雅）勸修寺大納言、中御門中納言、侍從中納言、姉小路宰相、右衞門督、中山宰相中將等也、江南院、元長朝臣、予等相加十二人也、事終有披講、讀師中院前內府、講師元長朝臣也、今日羞朝飯了、日中有點心、

〔親長卿記〕明應四年九月廿八日、詣雅俊朝臣許、四季會今日張行、予、二樂院、勸修寺中納言政顯、姉小路宰相亭主等也、人々依故障不來云々、仍當座題取也、各不詠出、明日可送給云々、懷紙有披講、讀師事二樂院、予可存知云々、法體不可然之由再三固辭、只爲內々事、可存知之由申之、仍存知了、講師青侍男也、事了有一盞、

〔實隆公記〕文龜三年七月廿六日庚寅、今日爲宗祇法師一廻追善、五十首和歌取重之題計、彙日申雅俊卿了、見致無常各十五首、懷舊廿首、以上五十首、此分可然之由、內々所令入魂也、內々可披講之由支度、午後各來臨、有講題事、民部卿、（讀師）中山中納言、甘露寺中納言、飛鳥井宰相、（發聲、此卿歌民部卿講之、）姉小路中將濟繼朝臣、（講師）玄清、（接講頌席）宗碩、慶千世丸、七郎等聽聞、伏見殿、梶井殿、陽明前殿下、前左府等歌、各

有反數、予歌一度有反數、披講了、一獻如形、今日飛相公、姉羽林等、送樽之間、聊盃酌凝其興、各傾數盃、今日人々雖相招、各故障無人數也、但講頌頗有感、亡魂定而可納受者歟、嗚呼在世如此令結構者、一喜一懼可盡詞之處、隔生呑聲之條、可嘆々々、於道隨分存報酬之間、如形及此經營、人却而癈脣歟、

〔資勝卿記〕元和五年正月廿八日癸丑、諸藝稽古之儀、廣橋內府、三條新大納言兩傳奏ヲ以被仰候也、九條殿、近衞殿、一條殿御參內也、諸家不殘伺公也、諸藝目錄被下之、各御請申候、藝ノ下ニ名字ヲ書加也、右ノ義ハ去々年被仰出候處也、又改テ式目以下替申候也、天子ハ御稽古之御人數にて無之候也、但御聯句ハ御人數之由也、○中略

歌道

信尋公、忠榮公、兼遐卿、公廣卿、資勝、總光卿、光廣卿、共房卿、實顯卿、光慶卿、時直朝臣、公福朝臣、雅胤朝臣、實秀朝臣、實晴、季俊、元親、康胤朝臣、孝治、親顯、永慶朝臣、高有、季仲、通前、通式、通村卿、實條卿、時興、光賢、

二月六日庚申、今日御稽古之和歌之御會にて、巳刻令伺公也、主上出御、無題ハ午刻時分飛鳥井ニ被仰出相定候也、春色浮水、短冊ニ書テ上段アガリロシキヰノキハ、重硯料紙一所ニ有之也、各座敷着定テ、被下、右大臣、九條前關白、一條殿御覽、堀川中將御三人之前之役被勤候也、其後公卿ノ衆一々見渡て、殿上人之衆ハ一所ニヨリテ被見了、其後重硯料紙、上衆ハ堀川役之、公卿衆以下非藏人役之、其後御菓子折出て、御酒有之、御歌之清書者、燭ヲトラザル以前ニ相濟候也、懷紙共和歌奉行ヘ渡退出也、　三月六日庚寅、今日御稽古之御歌會也、未中刻被始、不參之衆三條大納言、廣橋大納言、阿野宰相、左大辨宰相、中院宰相、阿野少將、烏丸辨、藤右衞門佐等也、殘衆廿一人、御當座卅首、題當座ニ被仰出、飛鳥井清書被申候也、春花廿首、戀五首、雜五首也、右大臣殿、九條前關白三首づゝ、一條殿、三條新大納言、予、烏丸大納言、飛鳥井、此衆二首づゝ也、入夜短冊被置候也、無讀上、各退出、

〔耕雲口傳〕一兼日出題の時可見事

當座出題の時は、餘念にわたらず、是を案ずるによりて、中々よろしき事も出來也、兼日の時は餘日あるをたのみて、何ごとにてもなど心遣觀法してうち過ほどに、世のならひなれば、君長に仕、難去來客に對面しなどするほどに、期日近成てはじめておどろき案ずるによりて、たゞ當座にもいくほどけぢめなく、またおとりさまなる歌をいだす時に、他人は用意ふかくして案じ置たる中に、をかしげなる歌よみて人わらはれになりぬれば、道も物うく、退屈の心出くる也、只題取たらんはじめ、當座の思ひをなして、よく〳〵あんじたくむべきにこそ、

〔袋草紙三〕故證觀法印語云、三井寺ニ有增珍ト云物、忠命法橋之親弟也、少和歌ニ不堪也、而思重代テ常ニ以受歌、心ニク丶ツクル、于時同朋ノ中ニ有凶人者、此事ヲ令露顯、支度テ兼日ニ出題催之、如先々構受歌テ參、衆會所臨時、結構僧云、先日題惡之、故今夜可改題云々、各承諾時、術盡テ大不請シテ云、略々ニワスルキミカナトテ起座逐電、万人解頤云々、

〔後瑞雲院內相府記〕應永十九年三月廿日、和歌御會也、頭右大辨淸良朝臣奉行之、題禁庭花芳民部卿爲尹爲題者、凝風情可令豫參之由、兼日被相催畢、

〔薩戒記〕永享十年二月十六日庚午、頭辨資親朝臣送消息云、

松有春色

右和歌題、來廿八日內々可被披講、凝風情可令豫參給者、依天氣執達如件、

二月十五日　　　右大辨資親

謹上　中山宰相中將殿

松有春色

右和歌題、來廿八日內々可被披講、可令參仕之狀、謹所請如件、

探題

二月十五日　參議定親

〔下學集 題下 辭〕探題(タンダイ)

〔袋草紙 一〕探題和歌

探題、各別題各分取詠也、若以孔子賦取之時、以探得短冊押紙書和歌、殊不書題目云々、

〔耕雲口傳〕一當座の歌よむ時可心得事

題を五首にても十首にてもとりたらん時は、まづ其題を一々にみわたして、此題にはかくよむべし、彼題にては此風勢をめぐらすべしと、よき程に心あてがひをして、聊案じうかべて後、取分秀逸の出來ぬべからん題を心にいれて能々案ずべし、若あまたある時、かたはらに能歌をよまんとくはだてんに、一座の歌皆書そろへたらんとき、我題にはよまぬ歌有て、たちまちにせめもよほされては、いとゞ心まどひして出くべからず、至尊の御前の御會には、三首より硯をめぐらす程に、上位の人殊に大事也、わが身よみ出ずして、次の人に硯をゆづるは、よきはぢとこそ故人は思ひならはしたれ、ましてー座の歌皆出來たらんに、一身讀出さゞらん事は、無類恥辱なるべし、淸輔朝臣が、諸人の歌皆出來て一身讀をくれたりけるに、いく世にもなりぬ水のみなかみ、と云うたをよみてこそ、おそく出來にけるも中々殊勝成しか、させる事も出こぬに、一座ををさへんことは未練の至極なるべし、

〔和歌深秘抄〕一當座の題、數とり候事、上手貴人又は達者の輩は、數首仕候由承置候、さやうにあるべく候歟、又題を被出給候時は、筆臺の蓋に左の手をかけ、右の手にて題をとり退出勿論なり、題などえらばず、たゞ上に子細を尋申歌を可仕候よし承り候、かやうにもあるべく候哉、又題を給に罷出候時は、あふぎをぬきておき候、題をば取て退出の時は、懷中候べき由申候、故實可蒙仰候、此段申候處なく候、尤珍重候、但題數を取候事は、先達者相はからひてよませ申事に候、なほも以

面會具可申候、

〔右記〕當座續歌探題等歌、數多不可詠之、詩以可同、雖爲堪能、重形可有心者也、只覓風情之絕妙可思、露詞之幽玄歟、

〔作歌故實二〕續歌

續歌といふは、人々あつまりて二十首三十首五十首百首などよむこと也、○中略百首の續歌ならば、堀川百首などやうのものにまねびて、春廿首、夏十五首、秋廿首、冬十五首、戀十首、雜廿首など、探題を定て、作者の多少に依て、各一首二首にても三首五首十首にても、堪不堪に依てよむこと也、また題は少くて歌多きことも有り、それは五十題にて百首よみ、三十題にて五十首よむ也、その時は同題を二人三人にてもよむ事有べし、その探題は、短冊に書て、後に懷紙に淸書す、この卷を續歌懷紙といふ也、

〔作歌故實二〕續歌懷紙

續歌の懷紙は、端作に季同書も詠の字もなく、續何首和歌と書き、次行に春何首など書く、それより題と歌とを書つらね、名乘は下の句の下に書也、官位姓は書ず、名乘のみなり、すべて端作の詠の字と末の下草と、寄合の懷紙にはなきこと也、○中略懷紙の體大かた十五首以上の懷紙に似たり、丈は一尺二寸許にて、紙員はよろしきにまたがふ、繼目の上に文字書ことなし、檀紙鳥子紙を料紙とす、さて續歌懷紙には別に目安を添たるもあり、その目安は懷紙の始に繼そへたるも、奥に繼そへたるもありて、一樣ならぬことゝ見ゆ、

〔後撰和歌集雜四十八〕左大臣の家にて、かれこれ題を採りて歌よみけるに、露といふ文字をえ侍て、

藤原忠國

我ならぬ草葉も物は思ひけり袖より外に置ける白露

【金葉和歌集四冬】承曆二年御前にて、殿上のをのこども題を探りて歌つかふまつりけるに、時雨を取て、　源師賢朝臣

神無月しぐるゝまゝにくらぶやましたてるばかり紅葉しにけり

【親長卿記】文明十八年四月十七日、辰剋許參內、〇中略予申云、永日猶殘之間、若可有一續歟、仰云、尤有其興、題事可仰右衛門督之由申之、勅許、予參女中申出御短尺、仰右衛門督可爲三十首歟之由予申之、可然之由有仰、即於御前書之、此間御聯句事終、以私歌題盛御硯蓋、予持參、二首被召了、次前關白已下丞相前予持參之、亞相已下進出御前給之、各一首、御題猶相殘、前關白已下大臣又一首、此外右衛門督又一首給之、予又可給之由有勅命給之、一首相殘、持參御前進上、再往有御固辭、雖然猶進上了、次有披講、讀師左大臣、講師元長朝臣、各勅定、

【二水記】大永三年三月廿日、午後參內、有御當座、未初刻各候御前、〇中略師大納言、〇公條取御硯筥蓋、〇盛題參進獻之、置御硯蓋於座中央退下、次民部卿入道〇冷泉爲廣已下次第參進賜之、次雲客各候重親朝臣、雅綱朝臣、尹豐、兼秀、爲豐、濟俊、長淳、諸仲、橘以緒等參進賜之退入、此後師卿又獻之同前、月卿雲客同賜之了、師卿又獻之、公卿殿上人又同之、已上三度各賜之、公卿共以初度之時者、各一首賜之、後之度者有加增、御製、逍遙院〇三條實隆四民部卿入道等各七首也、兩親王〇知仁、貞敦、五首也、大納言五首、中納言四首也、但冷泉前中納言、右衛門督等五首也、重親朝臣、雅綱朝臣等四首、爲豐三首、其外各二首也、兼被定員數了、未終刻各清書了持參、其儀如常、民部卿師卿兩人重御短冊了、有披講、讀師民部卿、講師爲豐、發聲右衛門督、〇雅綱朝臣作歌出之御製初度五反、後々三反、或又五反、兩親王御方三反、後々二反又三反、逍遙院始終二反也、今日勅題花百首也、當御代百首之御當座初度也、披講及百五十首許歟、十首許入夜了、披講了有一獻、

【二水記】享祿三年十一月廿日、午剋參內、可有當座也、未剋參御前、御百首也、令赤面了、御製十八首師大

採字

(十八首)下官、(十五)廿中、(十五)源中、(十五)範久朝臣、(十)言継朝臣、(十)亥始刻令退出了、各不及談合、詠草等一首先賜之、則令清書、又一首取之、近比難儀事也、渡御依長座窮屈、不及披講、只讀上之了、御製始中終三反也、源中納言役之、

〔基量卿記〕貞享三年五月十九日、今日十百首御會也、(以上千首、今日先六百首許可有之、)左府、(○近衛基熙)儀同、(○近衛基福)烏丸、菊亭、久我、中院等大納言、(○中略)次殿上人候南間、(○中略)次御會始、御料御題、今出川大納言獻上、兼而御硯蓋十枚ニ百首ヅヽ被盛、先主上(○靈元)令取卷頭題給、次所役殿上人(○註略)參進給之、左府儀同取之、次烏丸以下各參進、一枚宛取之、至殿上人盡取了、又今出川參進、獻御題、此度五首令取給、最前ト以上六首也、左府以下各今明日可詠進歌數、兼而被極、或五十首、六十首、四十首、卅首、廿首等也、主上兩日之中、六十首可被遊也、然ニ如百首六首宛、依之如此令取給也、其外或四首或五六三首等、隨分兼而被進置數取了、右略出來、先主上御製出來、被入硯蓋、次隨出來各入了、次御製出來之時、御硯蓋今出川持參給之、又二百首目ノ御題ヲ持參獻上、毎度如此、人々又詠進之時、持參短尺、則受取題復座、(○下略)

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年二月八日戊午、今日於相州(○北條政村)常盤御亭有和歌會、一日千首探題被置懸物、亭主(八十首)右大辨入道眞觀(百八首)前皇后宮大進俊嗣(○光俊朝臣息、五十首)掃部助範元(百首)證悟法師、良心法師以下、候者十七人、辰剋始之、秉燭以前終篇、則披講、範元一人勤其役、

〔康富記〕嘉吉二年九月十八日乙亥、今夜飯尾新左衞門尉爲數亭和歌會也、予分三首出之、又當座三首採取之、及曉天歸宅、常光院大僧都堯孝出題也、

〔源順集〕五月雨ふる日、東宮にさふらひて、雨の心の歌を奉るとて、文字ひとつを探りて、お文字給はれり、

雨ふれば草葉の露もまさりけり淀のわたりをおもひこそやれ

〔源順集〕大納言源朝臣の枇杷殿にて、菊をもてあそびて、く文字を得たり、

うつろはん時やみわかん多の夜の霜とひとつにみゆる白菊

書歌法

〔夜鶴庭訓抄〕一歌を書様、二行ならば五七五一行、七々一行、三行ならば五七一行、五七一行、七一行まで三くだりにあるべし、たゞてだにうつくしくばなどいふ事は、むげの事也、さればこそみちはいみじけれ、

〔玉勝間十三〕歌を草書にかきし事

源氏物語椎本卷に、宇治八宮の御歌、山風に霞ふきとく聲はあれどへだてゝ見ゆるをちの白浪、草(さう)にいとおかしうかき給へりとあり、草にかくとは、いはゆる萬葉書にて、草書に書をいへり、かのころもなほさることと有けらし、

〔鹽尻八〕假名文字して書歌ける古筆は、紀貫之より已前のものなきにや、帝王の倭歌を書殘し玉ひし色紙抔、後鳥羽院已來の事とかや、其前王臣の手跡、佛經、詩などは間々有、歌の書給ひけるは世に珍らしと、古筆沽る人語りし、

〔世事百談〕和歌に印を押す

兼好法師が自筆の三社の和歌といふものあり、○中略この歌のかたはらに、兼好といふ篆書の印あり、そはかならず正しきものにはあらざるべし、さて和歌に印をおすことはあるまじく思ひゐたりしに、照高院道晃親王の、竹の畫に和歌をかゝせ給ひて、御名はなくて印ふたつおしたるを見しことあり、これは畫贊なれば例にはなりがたし、後烏丸光廣卿の歌に、三角なる朱印を押したるが、浪華の雜喉場なる魚屋某の藏にありしと、蜀山翁はなしなり、

光廣卿印



短冊書法

〔心のたね下〕懷紙短冊詠草の書樣

短冊は略儀なるものゝ故、書やうの式もさして多からず、然れどもおしなべたる法はあるをこゝに擧て初學のたよりとす、寸法などもさま〲にいへるものどもあれど、ふるくは定りありし事ともおぼえず、但し今世にもてあつかふものよりは、巾の狹きかた多し大かた竪一尺一寸四五歩、巾一寸八分ばかり也、それより長きも廣きも、たえてなきにはあらず、さればおの〱好む處に隨ふべき事歟、かきやうは、三ツに折て、上のをりめに半字かけてかき出し、末をあけて名をかく、名のとまりは、上句のおはりと半字ばかり下るやうにかく也、題は三字題までは一行にかき、四字題よりうへは、二行にわりてかく也、委しく下に出す圖のごとし、○圖略 女房の短冊は、下句を一字さげてかき、うらの右によせて名をかくべし、(左によせたるもあり、かゝはるべからず)但し世にゆるされたる人は、表にかくもくるしからぬ事とぞ、

〔宣胤卿記〕長享三年○(延德元年)八月十五日辛丑、一昨日被仰下、今日良辰御短冊付勾當內侍、(不進文、以雜色進之)裏紙如元、(上ニ中御門大納言ト有之、此裏紙古物也、)或裏改載名字、(下テ)宣胤上、兩樣歟、相尋姉小路宰相之所、如元進可然云々、令同心了、宣秀短冊賜之時、被加中之間、今別裏之、(引合一枚)上ニサゲテ宣秀上ト書之、兩人分一柳筥ニ居之、柳筥各別可然歟、但堅固內々儀也、被下之時儀、又略儀也、勅題也

古寺月

〽ほつせ山檜原くもらで夕暮の　露のふる寺月ぞさやけき　宣胤

〔落書露顯〕一當時歌のたんざくの事、ならひ事秘事等あり云々、如何なる說ぞや、故冷泉黃門爲秀卿の申されしは、たんざくに式あるべからず、秘事也云々、左かれども當座の會のさぐり題と號て、題をあまた書て、おし折て、その〱手さぐりには、上と下とにけにかけて、其中折を又折ば三折に成也、又は上と下ばかり折も、三折にあたる也、いづれも式はなき事なり云々、その折樣たゞ

懐紙書法

へば如レ此、

立春　上ノ折目　中ノ折目　下ノ折目　名れり

如レ此折も三折にアタルナリ

立春　上ノ折目　下ノ折目

如レ此モ三折にアタルナリ

一うちくもりのたんざくの上下の事、兩說あるなり、靑は空の色なれば上にする也、紫は土の色なれば、下にすべしといへり、昔文者の玄惠法印といひしもの丶申しは、紫の色をば空にかたどる也、靑色は地にかたどる也と云々、冷泉家には、春と夏とに靑色を上に可レ用、秋と冬とは紫色を上に可レ用云々、されども本式なることなければ、時によりて出來次第に、禮にも可レ用なりとぞをしへられし、

〔袋草紙　一〕一題目書樣

其日其皇幸二其所一同詠二翫（其物）一應（闕字）製和歌公家仙院、是臨二幸佗所一之儀也、或說同詠兩字不レ書、又和歌一首書二如レ此事唯任レ意、

保安五年花見御幸殿下此定也、太政入道同詠兩字不レ書、其夜詩其所同詠二其物一應レ令和歌一首、（女院、皇后宮、諸內親王、）是本所之儀也、或和歌兩字不レ書、又其日其所非二強儀式一不レ書レ之、

嘉保三年內裏江帥書樣、春日侍二中殿一同詠二（其物）一應（闕字）製和歌一首幷序、是源右府、天喜年中會書樣

云々、人々或注侍宴云々、但同字序者之外不書之由見江記、

詠二首應敎和歌（親王公卿家）

題、、、、位署

歌、、、、、、

題、、、、

歌、、、、、、

是有兩題之時儀也、但省略儀也、詩常儀如例書之、凡於公家仙院書製字、於女院后宮并內親王家書令字、大臣并卿相家書敎字、女御并御息所家、女房歌不書題目并名字、御製又題目許歟、不踐祚太上皇、准女院后宮歟、小一條院和歌序、匡房書令字、又春宮和歌序匡房卿書敎字、或人云、至一人子息雖非公卿書敎字、但非家人者不可然云々、又於一所花族公卿、敎字不書、御堂作文、齊信卿不書敎字云云、

一位署書樣

於公家　仙院女院同之　位官　兼官　臣姓　朝臣名上（但製字不書時不書臣上、臣上不書時又一官許也、）江帥同詠注云、（江進士有重法師語云、堀川院御時和歌、京極大殿位署、令書散位從一位藤原朝臣云々、人以爲希代位署云々、）碧玉裝箏斜立柱、（天神御作此注云々）故源右府（師房）被命曰、件度正文見之、於署二行被書、依官多歟云々、

於諸家、一官姓名、爲諸宮司人於當宮若上臈之傍官家、不可書官名、唯亮若大進可書之、凡諸司長官可准之、或說云、於同姓人家不書姓云々、但故人多以書之如此之、藤氏於一所不書之也、

一和歌書樣

三行三字書之、但近代不必然、故老書墨黑顯然可書之、不可執手跡云々、

〔八雲御抄（二作法）〕一歌書樣

御製書様、詠其題和歌、（一首時ハ三行三字吉程也、及五六首ハ二行、三首已上ハ三行、）春日秋夜など書事は詩には有例、歌には普通には不書給、但又被書も非難、寛治月宴、白河院令書給様、八月十五夜翫池上月和歌云々、於其所と書も兩説也、又院御時も柿下一老などゝ令書給、是は可隨時歟、二首三首已上は、詠何首和歌、又始には題を書兩様也、是不限公所作法、總萬人如此、又内々御會、作名尋常事也、高倉御時、左衞門佐經仲、院御時、左馬頭親定、建暦頃、左少將親通などゝ也、殊に其道遠人の名を書事也、近候者中也、如此事不及先例可隨時儀歟、天子上皇不書同の字、大臣以下書様、

禁中　仙洞　應製（大納言以下などは、或應太上皇製、萬葉應詔、近代不用之、自上古應製也、中殿會以前者書儀也、仍不書之、）　院號　后宮　應令、小一條院匡衡和歌序應令と書、　東宮　應令、但匡房和歌序應命と書、可爲兩説歟、　内親王　應令

齋院　義忠應命と書

攝關應敎

大臣以下總可然家同之、清輔説、敎字は家禮人書之云々、必不然、只末座輩書習也、可然家會には、殿上人時も書之、以上様如此、但后宮以下會、納言以上などは、必應命と不書之也、大治五年無御製應製臣上字如何、人々相議、爲御前事、御製有無兼不知とて、皆書應製臣上字、於殿上密々御覽時は不書之、　早春　暮春　秋日　冬夜等事可隨時、八月十五夜九月九日なども書、陪中殿、陪清涼殿、陪弘徽殿、陪宴、様々也、凡時節多書之也、序者加一首字、或不加、（兩説）作者は一首字不加、匡房記、序者之外不加之、位署者加應製臣上字之日皆書之、土御門右大臣云、菅丞相碧玉裝箏詩被書二行、兼帶多人、或書二行、但近日不見、前官ハ書位、四位以下ハ加散位字、而堀河院御時、京極前關白散位從一位と書、非普通事、書唐名内々事、頗宿德事歟、公繼公前右大臣之時、上柱國と書、（正二位唐名云々）時人不甘心、公宴には不可然、但彼公などは有何事哉、内々私所などには、不可有其憚、私所にも同官同姓不書之、大將家には、權中將某など也、同省同之、同姓は藤原人許ならば不書姓、他姓は可書之、又源平以下

人家同之、親王も有臣字（具平――如此）雖禁中内々事、又中殿以前には、唯詠其題、詠何首和歌など書く、權大納言藤原某、左衛門督源某也、或書兼官、或書本官、多ハ本官也、又參議左近中將なども書、普通には參議某也、或略姓如法當座などに、納言以上などは、可從時、上字は通光卿常書、但應製臣上は一を不書といへり、兼行も不書之、藏人頭藏人なども不書、國司は前加賀守など書、他官は不然、又朝臣不可然事也、大臣は不書姓、左大臣某内大臣某也、關白は雖中殿不書陪宴陪中殿等字、只秋夜詠――也、序者外書同字、兩說歟、保安花見行幸、太政大臣雅實不書同字、或說臨時宴には、陪宴とは不書、是不用例也、諸社披講歌には、書官位兼行朝臣也、不可書臣上、無披講歌進時、奥に書官姓名、是一說也、歌合屛風障子等歌也、大嘗會作者は不可然歟、

暮春陪中殿同詠竹不改色應製和歌一首（井序）

從一位左大臣源朝臣俊房上

中殿御會序者、書樣如此、

後三月侍中殿翫新成櫻花（師房）

春日侍中殿同詠花契多春（經信）

春日侍中殿同詠花契千年（匡房）

初冬侍中殿詠松樹久緣（師賴）

秋夜侍中殿同詠池上月久明（道家）

皆中殿と書、皆同字有、和歌一首（井序也）非序者人は、多は秋夜陪宴詠池月久明應製和歌也、又陪中殿陪清涼殿、家々兩說也、陪宴は多普通說也、

初冬扈從行幸遊覽大井河應製――（師房上）

春日侍太上皇城南水閣同詠池上花應製――（宗忠上）

八月十五夜侍太上皇鳥羽院同詠翫池上月應製｜｜　經信上

以上序者如此、只作者略同字大略同之、又或同字書之、假令以此等爲例、公家仙洞以下、臨幸所を書常事歟、如然事可依時儀、院中多陪太上皇仙洞、又侍鳥羽院也、匡房松影浮水詩應太上皇製と書、一例也、

初冬於大井河翫紅葉和歌

國成義忠は遊覽大井河、實綱は遊從大井河、實政有綱は遊流大井河、

於禁中同詠池上落葉和歌　實綱

於陣座翫櫻花和歌　康保例

夏夜於秘書閣守庚申同詠雨中早苗｜｜　時綱

春日陪博陸書閣｜｜

秋夜侍左相府尊閣｜｜　尊閣、書閣、水閣、皆常事也、

晩秋於高陽院直廬同詠池上落葉｜｜　通俊

餞奥州橘使判｜｜

春日遊朱雀院｜｜

秋日於長樂寺　秋夜於遍照寺言志

秋夜守庚申｜｜　八月十五夜於戸部大卿水閣｜｜、只隨所、或唐名或其所名など隨時書之、其樣不可勝計、

秋日侍　住吉社壇同詠｜｜

一　正二位行權中納言兼左衛門督藤原朝臣某

歳暮侍北野聖廟｜｜

神社佛寺、勝地名所等、於其所と書之也、唯一切貴賤普通詠何首和歌、又始は書題て、詠其題和歌とて、其後每歌書題、普通事也、清輔朝臣曰、一首歌は三行三字、墨黑に可書、但或三行も吉程歟、五首以下は一枚、及十首は可續、皆用高檀紙、若有障不參者、加一紙可封、其上は或封或片名也、如歌合之作其無披講、或奥に可書名於奥、然而只一身、大嘗會歌、又近代被召、御書歌など樣事は、不可加名、僧は唯一官也、法印和尚位などは不可書、凡僧は只名計、又沙彌は或は可書、女歌薄樣、若檀紙一重、五首以上は、面の方へ引通て可書之、後賴朝臣、法性寺入道會、卯花のみのしらがともみゆるかなしづがかきねもとしよりにけり、詠て不書名、時人感之云々、凡詠名事有先規、憶良萬葉也、多題を遲參之時詠一首、公任卿會、範永天橋立詠、以後高倉一宮會にも有例、顯輔も詠之、

〔言塵集七〕和歌懷紙事

書樣は手うちおく程に袖をのこして詠字をかく也、上は一寸一二分さげて書也、詠字と題とのあはひに姓名をば書なり、公家樣の御懷紙は、實名當官兼官位等をも書、間、題の字のほとり程にさし上ても書なり、あまり兼官多きには、折入て書なり、たとへば春ならば、

春日同詠三首和歌

權大納言兼武藏相模守藤原某

梅花

歌は二行七字に書也、或は、

春日同詠梅花和歌

正二位權大納言源某

などとかきて、二番めの歌より題の字を書も常の事也、一首の歌の時は、はし作には題をば書入ず、春日同詠一首和歌などと書て題を書く、三行三字にかく也、○中略

一僧少人などは、同詠とは不書、只詠何首和歌と書て、名を書也、僧綱の人は、僧正とも僧都とも法印などとも書て、名乗までなり、ちごは何がし丸と書なり、歌のもじくばりは、みな前と同事也、無官の僧法師は實名ばかり書也、

一女房の懷紙は、重たるうすやうを、下繪はそれも當季可書也、或ははくだんしなれば下繪はそれも當季なるべし、紙は一重也、歌書樣、たとへば、

梅がえにきゐる
うぐひす春
かけて
なけどもいまだ
雪はふり
つゝ

如此書也、題の字をばかゝぬ事也、只其題次第に歌を書まで也、女房懷紙は、卷たればやがてひろごるはわろし、かたくまきてたゝむ也、たとへば如此上を一寸ばかり置く、折目を三寸計にはしをたゝむ也、

〔徹書記物語下〕一懷紙の作者をば官姓名とかきて、實名に上の一字をちいさく書事は、卑下のこころなり〇中略

一女子懷紙をかくには、下をあけぬ事也、うへをばいかにもあけてかくべし、〇中略

一一首の懷紙は、詠の字の下に題を書也、詠松有春色和歌、かやうにかくべき也、歌をば三行三字にかく也、奥もひろくあましたるも見にくし、一はいにかきあはせんとしたるもわろし、詠といふ字よりさきのあきたるほどに、歌のおくを書殘したるがよき也、歌の行のあはひのひろきも

わろし、又三首の時の行のほどにてもわろし、ちとひろくのけて書べき也、俗人は、春日同詠ーーーと書間、一行にある也、法師は只詠ーーーとばかり書なり、

〔閑田次筆 二〕往年權少僧都堯惠の懷紙を看るに、はし書夏月同詠三首云々とあり、今は僧は季書せず、又同字も書ず、(貴人へ出す時、俗は必同字を書なり、)梅井道敏なる人此懷紙を携へて、其ついでにかたらく、或諸侯の御家藏に、慈鎭和尚の懷紙にも夏日と端書あるを見しが、拾玉集(慈鎭和尚の歌集なり)の書留に、季書の端作あるも同じといへり、然らば僧の季書を止められしはいと近きことゝ見ゆ、又あるひは俗形の懷紙に季書なく、詠何々と計書たるもありとぞ、凡書法など何くれとむつかしく成て、かへりて作歌は劣り行こと、萬の道にもわたりて同じかるべし、

〔作歌故實 一〕懷紙の端作

季同　季同といふは、春日同詠夏日同詠など書事なり、その時は端作の頭と歌の頭と、高低なく平に書事と見えて、古眞蹟にさあり、季同を書は格別の尊敬なれば、大かたの所にては書べからず、

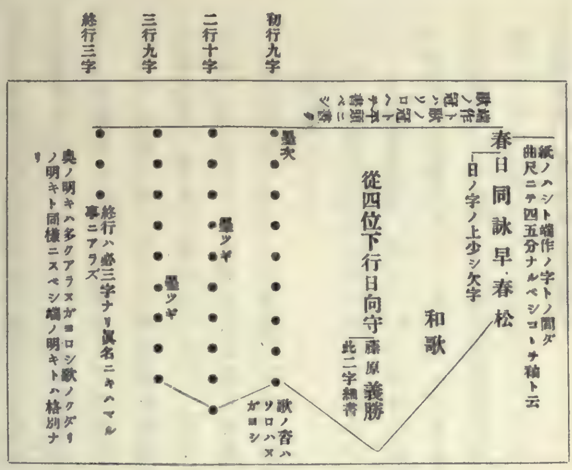
季書　季書といふは、春日詠秋日詠など書て、同の字を省るなり、此端作は歌の頭より少しさげて書事、古眞蹟の例なり、○中略季書は祝儀なり、敬なり、高貴の亭主のもとにて書べし、同輩以下の會には書ぬことゝ見ゆ、されど亭主を賞翫するが風流の常なれば、今の世にては、書てもさりなん、十五夜十三夜などの會は、亭主にかゝはらず、月をめでゝ秋夜詠と書たる事とおぼゆ、

〔作歌故實 二〕季同懷紙之圖

端作ノ初行ト紙ノハシトノ間、曲尺ニテ二寸四五分ナルベシ、端作トハ題書ナリ、

春日ノ日ノ字ノ上、少シ闕字スベシ、

季同ノハシツクリハ、春ノ字ト歌ノ冠ト平頭ニ書ク、季書バカリハ半字下ゲ、季ナシハ一字下ゲテ書スベシ、



名書ハ、名乘ノ上ノ字、和歌ノ和ノ字ヨリ半字下リ、名乘ノ下ノ字モ亦歌ノ字ヨリ半字下リナルベシ、

官位ハ、字ノ多少ニヨリテ見ハカラフベシ、

姓ハ、藤原氏ハ細書ス、他姓ハ細書ニ及バズ、

歌ノ頭ヲ冠ト云ヒ下ヲ沓ト云フ、冠ハ沓ヨリモ明キ多クスベシ、タトヘバ冠六分ナラバ沓四分、冠一寸二分ナラバ、沓八分ナルベシ、但定リタル寸法ナケレバ、見ハカラヒテ四六ノワリニ天地ヲ殘スベシ、

冠ハソロヘテ書キ、沓ハソロハヌヤウニカタコトナリ、或ハ第二行目ノ沓ヲ、或ハ下ゲ或ハ上ゲナドス、

墨ツギハ、初句ノ頭、三句ノ頭、五句ノ頭ト、三所ニテツグ也、

〔兼載雜談〕一一首懷紙は三行三字なり、二首三首は二行七字なり、五首七首は一紙に二行づゝ也、十首より上は紙を續べし、

〔東野州聞書〕一二月〇寶德三年朔日常光院へまかる、物語の事ども、

懷紙は十首までは二行七字に書、十五首にもなれば二行に書、懷紙のはしづくりの事、季の日

をかけば、姓名のりをかく、只又詠三首和歌とばかりかけば、官と名のりを書て姓をかゝず、無官は名のりばかり也、

會所の亭主と同姓ならん人は、たとへ季の日を書共、姓をば不可書、和歌は亭主を殊に本とする故なり、〇中略

あまたより合て讀で、點などをとる時の端作は、讀詠十首とも百首ともかくべし、一人は只例式也、

〔和歌深秘抄〕一當座に懷紙を認候事、先度委細承候といへども、悉にうけ給たく候、飛鳥井家には一首を三行五字に被認候、是は當座の懷紙にて候哉、二樂院宗世などは、三行三字にもあそばし候、子細を尋申候へば、いづれもくるしからず、三行五字は唯の人書べからず、慈照院殿〇足利義政若盛の御時、三行五字にあそばしけるが、あそばしにくきとて、已後は三行三字にあそばしけるよし、宗世御物語有り、雅經卿俊成卿の門弟にて、なにとて彼家にかぎり三行五字に被認候哉、是等一の不審なり、

三行三字の時は、月と云もじをさへ定家卿かなにたゝめられ候時は如何、また後鳥羽院御宇熊野御參詣道中の懷紙は、定家、家隆、雅經、寂蓮、其外二行七字にかき、おくりもじ、更に定まらず、又爲重卿の、一首の懷紙の三字の所を、一字まなを入られける程に、四字になる、其懷紙自筆を寫之とめ畢、〇中略

委細被見申候處に、心得ず候、承候ごとく、月をさへかなに定家卿被認候、かやうの儀不審にて候、今も冷泉家などには爲重卿のごとく認候人も候、二條家にはかつ〳〵不存候、又雅親卿の三行五字此方にも仕候、是は當座の御會の懷紙にて候、拙老も此會の時人數にて候、和歌所開闔、二十三歲の時被仰付候、一度天下爲無爲、各々奉公致さばやの朝夕念願計にて候、

〔作歌故實　一〕懷紙歌書樣

今の世懷紙の書法に、九十九三とて、初行九字、第二行十字、第三行九字、終の行三字といふが通例なり、されど（○中略）九十九三に限りたる事にあらず、明月記に十九九三、二水記には八十一八四など書れしも有て、必竟一定せず、されど二水記の終行の四言は、字をませて三字に書れたれば、いづれも三行三字の式にはたがはず、言塵集（卷七）にも、文字くばりのやうによりて、書はての三字には、眞名字をひとつくはへて三字にも書なり、（眞名字とは、假名にあらぬもじの事也、眞字假名をいへるにはあらず、）といへり、又終の三字を、眞名假名に書くごとくのみおもへるもひがことなり、草假名にも書き、或は四言五言あまれるを、字まじりに三字に書たるも例おほかり、（○中略）愚記（文龜二年正月二十五日の條）にも、三行三字云云、又九十九三云々、又末の三字事、不加眞名可爲三字云々、依人不然、今日爲廣卿與多計（クレタケ）ト書く云云、

〔作歌故實　一〕書切らぬ字　古眞蹟の懷紙に、必書切らぬ文字あり、君、千世、万代、御代、齡の類は、二行にわけて書事なし、たとへば初行の終にきとかき、次行の首にみと書き、初行の終に千と書き、次行の首に世と書類なり、此ほか亭主の名帝王の御名などの字をば諱て、書きらぬやうにすべきものなり、（○中略）

賀懷紙の字　賀の懷紙には、憂悲涙泣等のいまはしき字を、めでたき假名に改て書べし、古筆懷紙みなさやうなりと見ゆ、

沓冠　歌の上を冠といひ、下を沓といふ、冠は平頭にそろへて書き、沓はみだして揃はぬやうに書たるが古體なり、冠に文字ばかりならび、或は假名ばかり並たるなど、見ぐるしかるべし、

墨續　墨つぎは、端作は春日と書き、續て同詠、續て題、又ついで倭歌の字をかく也、位署書は、官位はみな黒々と書き、兼行守姓朝臣などの字は墨をつがずに書て、歌は、十二十二七とつぐなり、さ

れざかくしつぎとて、目立ぬやうにつぐ事常なり、また字くばりによりて、續目一二字たがひてもくるしからず、奥の三字を別につぎて書たるもあり、すべて時宜にしたがふめれば、一概にはいひがたし、これらは古き眞蹟の懷紙を見あつめて立たる說なれば、余○小山田與淸が私にあらず、
奥の明間　奥の明は、多く明たるも書つめたるもよろしからず、おほかた歌一行ほど明たるが古懷紙の體なり、端作の明の事は、端作の條にくはしくいふべし、奥を書つむるは凶事懷紙の例也、

〔作歌故實〕一首懷紙の圖○中略

了俊懷紙式今川了俊和歌懷紙式寫本一卷有り、奥書に明德三年八月廿五日三代作書了俊としるしたり、に、我懷紙の書樣、無故實の人は手跡をたしなみて、よみにくき文字などを書まずる間、よみわづらひぬれば、歌のためわろきなり、また文字くばりをよく書んとて、文字のする〳〵とよみくだされぬやうに書ことも、しかるべからぬ事なり、和字はよみがらにおもひのほかに成る事も侍間、さやうにわきまへられであしかりぬべき文字をば、眞名にたしかに書なり、いかほども歌字はたしかなる文字をかくべき也、また手かきなどの懷紙に、眞名假名をもてかくことの侍るなり、講師のためきはめたる難義なり、心得てかゝるべき也、但その時の講師に、はらぐろのためにわざと難字を書入萬葉などを書は別義事なり、さればかやうの役人は才學大切なり、萬葉はならひことなれば、一座はきゝおきぬれば、その時にのぞみても思ひ出べき也、何事も廣く見きくはとくなり、或人の懷紙に、鷄鳴露と書たりしを、講師よみかねたりき、萬葉に鷄鳴露と書て、曉露とよませたり、かやうの事は一度きき得たらんには思ひ出べきなり、むかし通阿といひし歌仙は、才學の人なり、手跡いみじく、人をはかる心侍りて、毎度此人の懷紙わづらはしき事ありし間、おろ〳〵の講師聲をもせざりしなり云々、

〔和歌深秘抄〕一披講の時の時宜承度候、講師は短冊など返し候人にて、是は賞翫の方の役にて、御講師と申候は、懷紙短尺よむ人にて候、是は若き輩のやくにて候、先こたよみをよく〳〵可レ仕事にて候、先年慈照院殿(〇足利義政)年始の御會に、懷紙を萬葉書にあそばし候、冷泉爲富卿講じえずして、俄に虫を煩とて退出、則堯孝仕候間、いかにも〳〵けいこ有たき事に候、かやうの義いかほども候へども、先略レ之、

〔殿暦〕長治二年三月五日、今日於二大内一有二和歌事一、〇中略

主上(〇堀河)御歌書樣

詠竹不改色和歌

余(〇藤原忠實)和歌書樣

春日詠竹不改色應

製和歌

右大臣正二位兼行皇太子傅臣藤原朝臣上

〔中右記〕大治五年九月五日甲辰、今夕初依レ有二和歌御遊一參レ院、(〇鳥羽)御所三條東殿、〇中略

秋日侍太上皇仙洞詠菊送多秋應製和歌一首幷序

正四位下行左中辨臣藤原朝臣實光上

秋日詠菊送多秋應製和歌

關白從一位臣藤原朝臣上〇中略

此外人々、或應製、或應太上皇製、或加二和歌一首一書レ之、但一首詞ハ、序者之外不レ可レ書事也、於二臣上字一者、皆悉書レ之、

〔古今著聞集和歌五〕堀河院御時、和歌御會に、京極大殿御位署に、散位從一位藤原朝臣(某)とかゝせ給

たりける、希代の位署なるかし、人目をおどろかしけり、

〔中右記〕長承四年〇保延元年六月六日戊申、今夜行幸以後、於御前有和歌興云々、題云松風如秋、但依密儀、人々不書臣上應製字云々、

〔園太曆〕貞和二年閏九月四日、抑自鎌倉大納言〇足利尊氏許、送使者千秋藏人高範云々云、御百首可詠進之由蒙仰候間、此間致沙汰、而件歌位署征夷大將軍字可書否問之、先年御會之時、依召進懷紙之時、權大納言當職也、仍書了、前官之後可爲何樣哉者、雖非現任、可載之之條、不可有子細、征夷大將軍正二位臣源朝臣上、如此可候歟之由報了、

〔蔭戒記〕永享五年二月三日丁亥、今日於前攝政亭一條室町可有和歌會、〇中略予懷紙書樣、高檀紙縮上下

春日同詠松契萬春

和謌

左近權中將定親〇歌略

右體、所示合飛鳥井中納言雅世也〇中略

人々懷紙之書樣相違事等

主人攝政懷紙――

春日詠松契万春和歌

從一位兼〇滋頁

園中納言懷紙家長朝臣、爲成朝臣等懷紙同之

春日同詠松契万春

和歌一首

帥懷紙此體顚不審、可尋之

詠一首和歌

太宰權帥資廣

松契万春

―――

春日同詠松契万春

和歌

參議左大辨清房

左大辨懷紙

〔二水記〕大永五年三月廿四日癸未、此日初和歌御會幷御遊也、○中略懷紙書樣、中殿御會以續タル間、不ㇾ書應製臣上等之字、

高檀紙二枚ヲ重テ書之、

春日同詠花色春

久和歌

從二位藤原隆康○下略

〔作歌故實〕一懷紙の端作○中略

題割書　端作り長き時は、題の字をわりて二行に書く、たとへば春日詠青柳風靜和歌と書んには、春日詠青柳の五字を初行にかき、風靜和歌の四字を次の行にかくことにて、次の行に題を一字わることなし、初行に青柳風と書き、次の行に靜とは書ぬなり、二字三字はわりて書たる例あり、三字以上わりたるは、をさ〳〵見えず、また熟字をもわりて書たる眞蹟未見及ばねば、熟字をわるはひがごとなるべし、二水記大永五年三月の條に春日詠花色春と書き、次行に久和歌と一字割て書たるはいと珍し、

〔明月記〕建保三年十二月七日、夜前進覽之後、連有思出事、くれぬまのけふ、古今貫之歌七字、頗不快、仍當時之詞雖劣改之也、〇中略書高檀紙二枚、加禮紙、以二枚如立文裹之、依有存旨用此字、

倶禮加多喜計布野所羅
仁所志良禮怒留万津
者比佐志喜千世能田
目志登〇書體行書

〔後深心院關白記〕應安八年〇永和元年九月十三日庚午、今夜和歌御會也、〇中略裏書云、余懷紙如此、

九月十三夜詠三首
和歌
從一位道嗣

草花映月
夜な〳〵はをばなが露の
たまくらに月もこゝろを
うつすとぞ見る

〔宣胤卿記〕文龜二年正月廿五日己亥、今日內裏御月次和歌御會也、〇中略

春日同詠竹不改色
和歌
權大納言藤原宣胤
うへうへて君に千　九
とせの春も見むうて　十

なのたけの常盤嘉　九
喜はに

此字配分、今日各不ㇾ然、又末三字事、不ㇾ加二眞名一可ㇾ爲二三字一云々、依ㇾ人不ㇾ然、今日爲廣卿與多計ト書ㇾ之、

〔後瑞雲院内相府記〕應永十九年三月廿日、和歌御會也、〇中略禁庭花芳民部卿爲尹卿獻之抑此題之端作、可ㇾ有二闕字一哉否事、以二詩之准據一不ㇾ可ㇾ有二闕字一之條勿論歟、仍文保禁庭松久、正中禁庭花等和歌御會座、無二闕字一之由見及者也、可ㇾ爲二何樣一哉之由相二談飛鳥井中納言入道一之處、此事誠有二不審一之間、内々申二談關白一之處、以二詩准據一不ㇾ可ㇾ有二闕字一之由有二仰云々、仍雅清朝臣不ㇾ可二闕字一之由可二諷諫一云々、仍予不二闕字一者也、但時宜可ㇾ爲二如何樣一哉之由、參内已後伺申入之所、不ㇾ可ㇾ有二闕字一之由有二天氣一、旁以令二略了一、但西園寺納言、新中納言、民部卿、小倉宰相中將尹賢朝臣等、有二闕字一云々、

〔宣胤卿記〕永正十四年閏十月一日癸酉、自二濃州一左衛門督宣春卿前宰相狀到來、〇中略彼狀云、歌に闕字平出事、近代不二見及一候、公宴なども無二其儀一候歟、但京極黃門定家〇建仁元年之度、峯月照松と云題にて、

さしのぼる君を千とせとみ山より松をぞ月の色に出ける

とか、れ候、此外不二見候一、可ㇾ爲二如何事一候哉、御所見事候はゞ承度候、此歌黃門自筆懷紙、先年於二此金吾許一乞二一見一了、誠公宴可ㇾ有二故實一歟、平出までは嚴重之事也、私儀闕字不ㇾ可ㇾ然之由申遣了、

〔作歌故實二〕十三首、十五首、廿首、卅首、五十首、百首、千首等の懷紙、

十五首より百首までみな二行にて、端作は十首懷紙におなじ、紙數は定らず、端目のうへに字を書ぬやうにすべし、千首に至りても此定なり、十五首以上をば卷懷紙といひ、懷紙一卷とよぶ、また十三首懷紙あり、そは十三夜和歌の懷紙なり、いづれにももと草あり、余〇小山田與清が見し古き眞蹟は、大臣家の御懷紙にて、紙のたけ一尺二寸ばかりなりき、平人は少し短くすべき事なるぞや、

取懷紙

さて十三首以上千首までの懷紙をばまきぐわいしといふ、

〔言塵集七〕一懷紙の樣にて爲世方と爲相方はみえわかる也、爲世門弟は、女房の懷紙のごとくたたみて、折目を付てゑたゝむる也、爲相方の門弟は、さのみつよくは不ㇾ卷也、文臺に打をきたれば、まき目のすこしほどくるやうにゑどけなくまく也、是は定家卿の口傳也、和歌と云字も、爲世方には必歌此字を被ㇾ用也、爲相方には詞をも歌をも通用也、是も定家卿懷紙を學ぶと云々、勅撰の和歌の字は皆此歌と云々、爲世の方の說也、但俊成卿の自筆の千載集には、詞此字を被ㇾ書たり、

〔作歌故實 二〕懷紙かさねやう幷とぢ樣、

言塵集七の卷に、懷紙は下﨟次第にかさねて、上﨟は次第に上に重ぬるよし見ゆ、重てとぢんには、上﨟下﨟女房僧徒と順すべし、兒懷紙は女房の中に入べし、さてとぢ緖には、檀紙を幅一寸七分にたち、それを四にたゝみて用ゐなり、懷紙の裏に年月日會亭講讀師等の名を書ことなれど、地下の會に講讀師あるべくもあらねば、亭名のみにてゑかるべし、

〔和歌深秘抄〕一女の懷紙、巳前拜見候、雖ㇾ然懇にゑるし可ㇾ給候哉、女の懷紙をば披講以後まで置候間敷候、同どうほうの懷紙も取かさね候までにて候、總の懷紙にはとぢ候まじく候、かやうの故實、巳下いかほども候、御尋に付ては可ㇾ申候、心うべく候、いまゝではたれ〱にても御尋なく候間、申たる事もなく候、

〔右記〕兒(チゴ)懷紙者、一涯可ㇾ存㆓美麗㆒者也、無㆓風流㆒直檀紙用ㇾ之事、無下覺侍、下繪檀紙幷薄檀紙等、其外色紙盡ㇾ美事、不ㇾ可ㇾ有㆓究期㆒、

〔袋草紙 一〕取㆓和歌㆒事

御製若ハ當座ノ主君詠㆓秀歌㆒之時、其道之長、若ハ爲㆓席上之珍㆒、入ㇾ懷之可㆓退出㆒云々、不ㇾ堪㆓惜感㆒之由也、

高倉一宮歌合之後宴和歌、宇治殿御歌云、

置白紙

有明の月だにあれやほとゝぎすたゞひとこゑのなくかたもみん

大二條殿内大臣之時、懐之退出云々、是雖非其道之長、以人々望歟、於事得人ノ所爲也、況如御製哉、先年於新院有和歌、而有宜御製、故左京後日雖懐之、猶有恐空退出云々、

〔八雲御抄二作法〕讀師作法○中略講畢懐御製退事、與威之餘なり、但不可爲常事、此事又不限御製歟、高倉一宮會宇治關白月だにあれや郭公時、大二條爲讀師懐中、可依時儀、近年此事多、院御時實氏懐中、淺位壯年人などは不相應歟、清輔云、顯輔崇德院御製可取之由、再三思惟ども猶有恐て退出云々、誠可恐事歟、嘉承闕上月關白懐中御製、

〔禖子内親王家歌合〕永承五年六月五日、於賀陽院一宮御方有和歌合事、○中略餘與交侵、賞嘆之腸欲罷不能、仍當座上卿、以三首題同成嘉詠、召讃岐守家經朝臣令講歌、

郭公　　殿下○藤原賴通

殿下抽郭公題殊令詠嘉什、詞林花鮮、艶流泉清、講席之間、諷吟無止、嘉歎之餘、右大臣○藤原教通執而懐之、

ありあけの月だにあれやほとゝぎすたゞ一こゑのゆく方もみむ○中略

〔殿暦〕長治二年三月五日、今日於大内有和歌事、○中略和歌講了、御歌、其講師右大辨宗忠講了各立座、欲起間、余○藤原忠實取御歌退出了、

〔中右記〕嘉承二年三月六日、入夜有和歌興、○中略有御製、講師左大辨、堂上堂下合聲詠之、滿座有感氣、關白殿○藤原忠實令執御製給、

〔袋草紙〕一置白紙作法

題目幷位署計ヲ書テ、諸人歌置之後、置之逐電、不居講席之座云々、雖達者臨時古今有如此事、寛平

序詞

法皇宮瀧遊覽時、源昇朝臣、在原友于朝臣、行平中納言息置白紙云々、○中略故人語云、先年殿上人々詠和歌之間、泰憲民部卿參入、有興之由人々被示、而稱急々由テ欲退出、人々留之、戸部云、進置テ和歌可退出云々、人々承諾、仍テ和歌ヲ書テ封之退出云々、披講之期開之處、位署幷題計ヲ書テ、奧ニ書テ云、於和歌者可追進云々、人々感歎之、且者不安之由云々、凡得名人、中々事云出ヨリハ遁避一事也、○又見古今著聞集

〔袋草紙一〕和歌序故實

維順朝臣語曰、故帥匡房曰、和歌序ハ有書樣、學テ可書事也、其說ト云ハ、無式法無樣、唯以所記書之、如此之知ヲ爲學也云々、況於假名序乎、只任意任口可述事歟、但雖然書テ序和歌題等ハ聊可分別書、序ハ、イタクタワレズウルハシク可書、於和歌序題ハ、優艷ニ可諷書也、兼盛粂野子日序ハ愼テ所書也、又日記ハ其體異之、其句具シテ寄來所可諷書也、且ハ故序等ヲ多可見之、不能委序ヲ書ニハ諸官ノヤマトヨミ尤可知之、

序代庭訓

序代者、古賢猶以爲難云々、難故何者、偏依風俗用倭語、其體弱、又風情漢事其體強、不弱、不強、不少不多、首尾相兼、華實共備、故以爲難而已、又序題雖宜、和歌至于拙者、遺恨第一、詠吟如何、所謂珍美也、又序題當其撰辭退、無習之事也、縱非黃絹之譽、宜免白紙之耻耳、

〔愚秘抄〕會の小序の事體は、たゞ撰集のかな序のすくなきにて侍るべし、さしもおほくかけるがわろき也、當座にかゝらん時は、かならず當座の景曲を一筆書のすべし、

〔愚秘抄〕當座兼日共に假名の各序書ことあり、各序は、われと思はぬ人は多くは書べからず、又堅固序の體ならひえらざらん人は、是を略すべし、又各序あるべき會などきかば、まじはるべからず、若まじはらば達者にあつらへかゝせて、覺えもちて當座に可書也、又續序とて侍り、先年攝籙

の亭にて、詩の續序又假名の和歌續序侍りき、續序と申は、一人づゝはじめより一句を書付る也、ことに興ある事也、

〔八雲御抄正義一〕序代

昔は、可然歌合などには、多く假名序代にて、眞名はすこし也、たゞやうもなくふみなどの樣にかくなり、それがさすがに又和語をぐしたるなり、貫之大井序代などにても見るべし、昔よりいたく秀逸の事みえず、集序も同事也、古今序は歌の眼なれば不及子細、後拾遺千載などの序はさる程なり、新古今の序は、首尾かきあひて詞つゞき尤神妙に有がたき程也、たゞの序はかまへてみじかくて、いたく詞がちには有べからぬ物也、をめたる詞頻まじるところ有べからぬ物也、返々見苦、よく〳〵心えてかくべきこと也、清輔曰、匡房眞名序も、たゞ詞に任て書といへり、まして假名序は、たゞ口にまかせて可謂之、

〔耳底記一〕慶長三戊戌年八月四日

一問昔の歌を見るに、序歌おほし、近代きゝなれず如何、

答、序歌はむつかしきものて、わるふすれば無心所著と申ものになる也、昔ははやりたると見えたり、今もすつべきにあらず、又昔のごとくよむべきとも見えず、逍遙院殿などの御歌を御覽候へ、おほくは御座有まじきなり、

〔萬葉集雜五〕梅花歌三十二首幷序

天平二年正月十三日、萃于帥老之宅、申宴會也、于時初春令月、氣淑風和、梅披鏡前之粉、蘭薰珮後之香、加以曙嶺移雲、松掛羅而傾蓋、夕岫結霧、鳥對縠而迷林、庭舞新蝶、空歸故雁、於是蓋天坐地、促膝飛觴、忘言一室之裏、開衿煙霞之外、淡然自放、快然自足、若非翰苑、何以攄情、請紀落梅之篇、古今夫何異矣、宜賦園梅聊成短詠、

武都紀多知、波流能吉多良婆、可久斯許曾、烏梅乎乎利都都、多努之岐乎倍米、大貳紀縄
烏梅能波奈、伊麻佐家留期等、知利須義受、和我覇能曾能爾、阿利己世奴加毛、小貳小野大夫

〔古今著聞集十四遊覧〕亭子院〇宇多御時、昌泰元年九月十一日、大井川に行幸ありて、紀貫之和歌の假字序かけり、

あはれ我君の御代、なが月の九日ときのふいひて、殘れる菊みたまはん、又暮ぬべき秋ををしみたまはんとて、月の桂のこなた、春の梅津より御船よそひて、渡し守を召て、夕月夜をぐらの山のほとり、行水のおほ井の河邊に行幸したまへば、久方の空にはたなびける雲もなくみゆきをまち、流るゝ水は底に濁れるちりなくて、おほん心にぞかなへるとみことのりして仰せたまふことは、秋の水にうかびては流るゝ木の葉とあやまたれ、秋の山を見ればおる人なき錦とおもほえ、もみぢの葉の嵐にちりて曇らぬ雨ときこえ、菊の花の岸に殘れるを空なる星と驚き、霜の鶴河邊に立て雲のをるかと疑はれ、夕の猿山の峽になきて人の泪を落し、旅の雁雲路にまどひて玉づさと見え、遊ぶかもめ水に住て人になれたり、入江の松幾代へぬらんといふ事をぞよませたまふ、我ら短き心のこのもかのもにまどひ、描きことのは吹風の空よりみだれつゝ、草の葉の露とともになみだおち、岩波とともによろこばしき心ぞ立歸る、もし此ことのは世の末迄殘り、今を昔にくらべて、後の今日をきかん人、あまのたく繩くり返し、忍ぶの草の忍ばざらめや、

〔日本紀略醍醐一〕延喜七年九月十日甲申、法皇〇宇多召文人賦眺望九詠之詩、十一日乙酉、其日天皇〇醍醐幸大堰河、

〔大和物語上〕亭子の帝〇宇多の御供に、おほきおとゞ〇藤原忠平大井につかうまつり給へるに、紅葉小倉山に色々のいとおもしろかりけるを、かぎりなくめでたまふて、行幸もあらんにいとけ

ふある所になん有ける、かならずそうしてせさせ奉らんなど申給うて、ついでに、

小倉山峯の紅葉ば心あらば今一たびのみゆきまたなん、さなん有ける、かくてかへり給うてそうし給ひければ、いとけうあることなりとてなん、大ゐの行幸といふ事はじめ給ひける、

〔新拾遺和歌集十八雜〕延喜七年大井河に行幸の時、序奉りて「泛秋水」といへることをよめる、

貫之○歌略

〔躬恒集〕亭子の帝○宇多の大井におはしませる時に、九の題のうた、秋水にうかべり、○歌略

〔古今和歌集十七雜〕法皇にし河○大井川におはしましたりける日、鶴洲にたてりといふことを題にてよませ給ひける、○歌略

〔古今和歌集十九誹諧〕法皇にし川におはしましたりける日、猿山のかひにさけぶといふことを題にてよませ給ける、

みつね○歌略

〔大井河行幸和歌考證〕提要

大ゐ河行幸和歌は、眞淵云、今上に行幸と云、上皇には御幸といふ也、されども三代實錄まではそのわかち見えず、西宮抄にはわけて書り、そのころよりの事にや云々といはれしがごとく、類聚國史の標目にも、天皇行幸太上天皇行幸とありて、行幸御幸とわけてかゝざれば、貫之のぬしのころまでは、そのわかちなかりし事と見えたり、されば實は法皇御幸なれど、貫之のぬしの時代にしたがひて行幸としるせり、いつの比にかほろびうせたりけん、今の世には序のみつたはれり、そは貫之のぬしの作にて、ふるくは古今著聞集にのれり、師の藏本著聞集異本に、此行幸の一條をのせざる本あり、そはよしとは思へど、流布の本にのせたれば、しばらくそれにしたがふのみ、又扶桑拾葉集、土佐日記附注にものせたり、これらかたみにいさゝかのたがひあり、いま予が藏本荻原宗固自筆の校本、又古寫本一本をもて校合せり、そも〱この御幸の事は、日本紀略古今集、大鏡、大和物語、古今顯昭注などにも見えたり、猶この外にもありぬべけれど、こと〲くあぐるにいとまなし、これらの書に見えたる所まち〱にて、あるは天皇行幸とし、法皇御幸とし、あるは昌泰元年とし、延喜七年とし、延長四年とすれど、實は延喜七年九

月十日にて、（中古より皆九月十一日なりといへど、あやまり也、下にいふを見てさとるべし、）寛平法皇多〇字の御幸也、天皇行幸は、よく日九月十一日也、さるを眞淵翁の百人一首うひ學びの中なる、大井河行幸御幸の考に、諸書を引て、貫之のぬしの序をかゝれしは、延喜七年九月十一日にて、天皇行幸のをりなるよしさだめられて、さて云、古今集に、法皇西河におはしましたりける日、つる洲に立りといふことを題にて云々、又法皇西川におはしましたりける日、猿山の峽にさけぶといふことを題にて云々、各の諸書に（文雄云、こゝに諸書とあるは、是則集、頼基集、拾遺集などなり、）この題詠ありしは行幸のたびとせるに、ひとり古今にのみ、法皇とあるは誤なるべし、それが中に、日本紀略に延喜七年九月十一日大井川行幸とあり、これ今日はもはら行幸なり、しかれば古今に、今上とか天皇とか有つらんを、例の後人意得たがへて、法皇と書かへたるなるべしといはれつるぞ、なかなかに誤ならん、（拾遺集、是則集、頼基集などに行幸とありとても、これらの書によりて、猶集のはじめなる古今を誤とは、しがたかるべし、其上かみの分注にもいへるが如く、行幸御行とわかちてかゝざりし世なれば、古今によりたりとも、これらの集なども又誤とは云がたし、）かくいふ證は、古今に法皇とありて、躬恒集にも、亭主の帝の大ゐにおはしませる時に、九の題の歌秋水にうかべり云々とあるうへに、此書の小序にも、重陽後朝太上法皇幸大堰河戸名瀨以眺望、又今上幸河邊云々とありて、序にもあはれわが君の御代ながら月のこゝぬかときのふ云て云々とあり、九月十一日の行幸のをりならば、一昨日とこそいはめ、重陽後朝、または九日ときのふいひてなどはかくべからず、されば此御幸は、九月十日なる事論をまたず、しかも日本紀略延喜七年の條に、九月十日甲申、法皇召文人賦眺望九詠之詩云々、十一日乙酉、天皇幸大堰云々とありて、顯昭古今注に、清輔云、此御幸如貫之假名序者、延喜七年九月十日也、法皇主上相共臨幸云々、件九詠和歌に有忠峯假名序、兩人之條不審、若擬作歟云々（この文うひ學びにも引たれど、いたくたがへり、今古寫本に付てあらたむ、）ともあれば、日本紀略に法皇御幸の事はなけれど、序中にのせたる九首の題を、顯昭古今注に九詠とあれば、紀略に九詠とあるも、この九首題のことなるべし、しかも顯昭注にも九月十日也とあ

るを見ても思ふべし、又紀略に九詠之詩とありて、歌とあらざれば、かたぶかるゝに似たれど、ふるく万葉にも、歌を和詩といひ、長歌を賦ともあれば、詩とありても歌の事とこそおもはるれ、そのうへこの比はもはら何ごとをも、漢籍めかしくかける世なれば、歌の事をも詩とはかけるなるべし、又九詠の詩と歌とを奉りしにもあるべし、

上にもいへるがごとく、この御幸は延喜七年なるを、そのをりによめる貫之の、あしたづのたてる河べを吹風によせてかへらぬ浪かとぞ見る、又躬恒の、わびしらにましらな鳴そあし引の山のかひあるけふにやはあらぬ云々の歌どもの、延喜五年に撰進せる古今集にいれるは、いかにぞやとおもはるれど、こは撰進せし後にくはへいれられたるなるべし、亭子院歌合は延喜十三年、泉大將定國公の四十賀は、躬恒集を考ふるに、延喜十四年なるを、これらみな古今集にいれられたるを見てもおもふべし、

はじめにも云るせるがごとく、この書の序はこれかれに見えたれど、歌は今の世につたはらねば、撰集あるは家集などにつきてさがしもとむるに、四十八首ばかりは見いでたり、この四十八首の中、躬恒集に十九首見えたり、そは九首歌をおの〳〵二首づゝよみて、その中、旅雁の題のみ三首あなれば、十九首とはなれり、これらのこらず奉りしものにはあらざるべし、こは後世のかへ歌などいふものにて、全く奉りしは九首なるべし、小序に六十三首とあれば、猶あまたたらざれど、ものに見えねばいかゞはせん、このをりの作者は、顯昭注に貫之、躬恒、忠峯、是則、伊衡、賴基等歟とあれど、さては六十三首のかずにあはず、貞信公をいれて七人とする時は、おの〳〵九首題の歌を奉りて六十三首なるべし、こもこゝろみにいふのみ、○中略かくいふは田安の殿人井上文雄、

○按ズルニ、躬恆集ニ九の題のうたトアリ、日本紀略ニモ九詠之詩トアリテ、其九箇ノ題ハ詩歌共ニ同ジカリシナルベシ、卽チ上ニ引ケル古今集、躬恆集、新拾遺集ニアル三箇ノ題ニ、忠岑集、賴基朝臣集、續古今集、續後拾遺集等ニアル、望秋山、紅葉落、菊、旅雁、鷗馴人、江松老ノ六箇ヲ加

フレバ、九題トナリテ正ニ序詞ニ符合セリ、

〔榮花物語 三十一殿上花見〕姫宮〇章子は、入道〇藤原道長の御ぶくにて、ひとゝせは御袴も奉らざりしかば、いつゝにて奉る、丢はす〇長元元年の十よ日になんありける、〇中略又の日、うへ〇後一條わたらせ給て、上達部おまへにめしあれば、みすのとにさぶらひ給、和歌などあるべしとおほせ事あれば、權大夫〇藤原能信かはらけとりて關白どのにまゐり給けるに、さうぐ\しきに、けふのありさますこしかき丢るしてあらんなむよかるべきと御けしきありければ、權大夫なんその日の歌の序題かき丢るし給ける、心は祝の心になん、

〔榮花物語 三十一殿上花見〕長元四年九月廿五日、女院〇後一條母彰子住よし石清水にまうでさせ給、〇中略日〇十月二日うちくるゝほどに、歌よませ給ふ、すみよしの道に述懷といふ心を、左衛門督師房、

母儀仙院、巡禮住吉靈社、關白左相府以下卿士大夫之祇候者濟々焉、或棹花船而取水路、或脂金車而備陸行、蓋屬四海之无爲、展多年之舊思也、于時秋之暮矣、日漸斜焉、向難波兮忘歸、舊風留頌、過長柄兮催興、古橋傳名、遂杖酣醉、各發詠歌、其詞云、

住吉のきしのひめまついろにいでゝ君がちよともみゆるけふかな

〔續古事談 二臣節〕殿上ノ逍遙ハ代ノ始ゴトニ必アル事也、〇中略後冷泉院御時、經成ノ中納言藏人頭ニテアリケルニ、〇中略コノ經成ヲバアラモノトテ、頭ノ時モアラ頭ト云ヒ、別當ノ時モ荒別當トゾ云ケル、コノタビノ逍遙ノ和歌ノ序ヲ、式部大輔國成朝臣ガ書タルニ、命黃頭而棹水鄕ト書タリケル、コレモ經成ヲイフナルベシ、

〔本朝續文粹 十詩序〕初冬於大井河翫紅葉和歌一首幷序　國成朝臣

十月一日、雲客二十餘輩、賞景物、忝登臨策、綠耳而望山村、則林風之聲蕭索、命黃頭而棹水鄕、亦沙煙之色渺茫、逍遙之美、未嘗有焉、彼小有洞之僻遠也、白石之跡誰尋、此大井河之風流也、紅葉之粧足觀、

情感之至、遂詠和歌、

〔漢書列傳九十三〕鄧通蜀郡安南人也、以濯船爲黄頭郎、(師古曰、濯船、能持濯行船也、土勝水、其色黄、故刺船之郎、皆著黄帽、因號曰黄頭郎也、濯讀曰櫂、音直孝反、)

〔十訓抄十二〕白河院(中略)大井河に舟樂の時、(中略)今度の御會には、土御門右大臣(源師房)序題を奉られけり、其詞云、境近都城、故無車馬之煩、路經山野、故有雉兎之遊、とぞかゝれたる、(中略)堀川院御時同行幸有べき由、白河院に申させ給ひければ、其時は土御門右府など申人侍しかば、扈從をも和歌序などをも書て、今に人の口にあり、瑤池周穆之昔、策駿馬而無所休、汾河漢武之秋、携佳人而不能忘などは、誰か書候べきと云々、天皇又申させ給旨なし、左府こそはと獨ごたせ給ける、此句も同序也、是をおとゞ國成左府に見せ合せらるゝ、時、和歌序體にあらず、詩序に似たりと申ければ、我詩序を不可書、我和歌才學を此時かゝざらんはと思てとぞ答給ける、

〔古今著聞集十四遊覽〕保安五年閏二月十二日、法皇新院(白河、鳥羽、)御同車にて、白川の花を御覽せられけり、(中略)新院出御ありて和歌を講せられける、頭辨雅兼朝臣講師なりけり、内大臣(源有仁)序をかき給けるに、海内苗安(此下恐脱日之字)洛外花開之時とかみおろしにかき給たりける、いと興ありけり、御製をば中納言實行卿ぞ講じ給ける、

〔無名記(晴御會部類所引)〕建保六年八月十三日壬子、於中殿初講和歌、(中略)

秋夜侍中殿同詠池月久明應制和歌一首并序

右大臣正二位臣藤原朝臣道家上

夜月屬於誰人、蓬萊宮之明主也、秋水比於何處、芙蓉池之勝形也、賞此景趣、命以宸遊、觀夫拂雲掃水、瑩兩顆珠於萬歲之風、照古照今、鑄百鍊鏡於千秋之波、誠是月因池久朗、池浮月共淨者歟、方今絲竹得時、筆硯遇逢、開宴

之場、聖操未必彈玄象、象之者此夜也、好文之主、和語未必慣素賞、象之者我君也、（小臣）近龍顏兮、詠八雲之詞、染燕弗兮、記一日之事、其辭曰、

秋の池の月のかつらも幾千代かひかりを花のかゞみとはみむ

〔增鏡　五内野の雪〕鳥羽殿も、ちかごろはいたうあれて、池もみ草がちにむもれたりつるを、いみじうしゆりしみがゝせ給て、はじめて御幸（○後嵯峨）なりし時、池邊松といふ事かうせられしに、大おとゞ（○藤原實氏）序かき給へりき、夫鳥羽仙洞三五（○此下恐有脫字）累聖離宮、一百餘載とかや、又御身のいみじき事には、蓬の髮霜寒くて七代につたへたりと侍りしこそ、めでたけれ、

〔增鏡　十五村時雨〕又の年（○元德三年）の春、やよひのはじめつかた、花御らんじに北山に行幸なる、（○中略）其後歌どもめさる、花をむすびて文臺にせられたるは、保安のためしとぞいふめりし、春宮大夫宗俊序かゝれけり、

海內宴安之世、城北花開之春、我君促宸臨於此處、調樂懸於厥中、重課六義之言葉、屢賞數何之濃花、奉（○奉恐春誤）梢疑出雲之昔、雲林再懸、滿庭省廻雪之昨、雪猶殘、雖少風情、愁瀝露詠、其詞曰、

時をえてみゆきかひある庭の面に花もさかりの色や久しき

〔柿本影供記〕夏日（○元永元年六月十六日）於三品將作大匠（○藤原顯季）水閣同詠水風晚來和歌一首幷序

大學頭敦光

我朝風俗、和歌爲本、生於志、形於言、記一事、詠一物、誠爲諷諭之端、長著君臣之美、是以將作大匠、每屬覩天之餘閑、凝詞露於六義、叶賞心者、花鳥艸虫之逸韻、應嘉招者、香袗細馬之群英、今日會遇、只是一揆、方今流水當夏兮冷、涼風迎晚兮來、蘆葉戰以凄々、渚煙漸暗、杉標動以颯々、沙月初明、情感不盡、聊爾詠吟、其詞曰、

風ふけば浪にや秋の立ぬらんみぎは涼しき夏の夕ぐれ

〔續古事談 五 諸道〕前左衞門佐基俊ト云人、老ノ後師頼大納言サソハレケレバ、故堀川左大臣〇源俊房ノモトニムカヒタリケルニ、月前歎老ト云題ニテ、人々歌ヨミケルニ、一句ノ序代アルベシトセメラレケレバ、遁レガタクテカクゾカキタリケル、

仲秋十二日、猶正好之夕也、浮生八十廻、是非暮齡哉、月前歎老誠矣、斯言其詞云、

昔ミシ人ハ夢ヂニ入ハテヽ月トワレトニナリニケルカナ

〔散木弃歌集 三 秋〕九月十三夜於前武衞泉亭詠聞見月副隔一夜戀和歌幷小序

にしの宮のうち、月のかつらのひんがし、いくらもさらざる程に、さもやさしきすみかあり、わきかへるいづみの水もきよく、たてたるいはもかどあるさまに見ゆ、梢もなびやかに、くさむらもよしばみて、あるじのおさ〳〵しさもあらはれ、くる人の心ごゝろも見えぬべければ、なさけあるものはよとともにともなひ、さまたげなきものは、いざなふことも見えず、いなば風になみよりて、秋のはな色をつくせり、夕のむしのこゑをとなへて、朝の露袖をぬらす、こゝにやまとことばにたへなるともがら、薄のおばなにまねかれ、よぶこ鳥の聲につきて、そのかずあつまり給へる、ころなりけふなり、たゞにてやはあかし給はんとて、しづかに月をみるといふことに、戀の心をそへて、おの〳〵たてまつり給ふ、うれしきかなや、けふのまとゐのやどもしみゝにぞいむれてゐたる事を、心をかはしまの松のほづえ、どをゝにさかえたるけしきなれば、抑あはれ昔し、すべらぎ八すみをしろしめして、こゝのへにまし〳〵し時、よもしづかに、民もやすらけく、雨のあし風の音、みな御心になんまかせ給へりし、あまのみそらには、たなびけるくもゝなく、政の庭には、みやをまもる神ちからをあはせ給ふあまりに、糸と竹とのこえたえず、ばちのをとつめひゞき、時としておとなはずといふことなし、春のあしたには、春の鶯の囀を盡し、秋の夕ぐれには、あ

き風のたのしびをふかせ、花のもとにてはさくら人をうたひ、月の前にてはたかさごのしらべをさゝのへ、あそばせ給ひしことは、あさゆふの御いとなみとなむみえし、この事にたづさはれる人をば、そのむしろにめしてもてはやさせ給ひ、そのすぢをこのみならはざりける人をば、ふみの道につけ歌のがたによせて、またすさめ給はざりき、しかある御時に、雲の上人とりそへられて、たまのうてなになれさぶらひしころ、これらのみことのりをうけ給りし時、肝にとほりむねにとゞまりて、涙の雨とふらすとしよりは、つかさくらゐはひきく、面のしはゝたかしかしらのかみはうつろひゆけども、心はかはらざりけるものなれば、見るもの聞事につけて、あくがれうせぬるにや、たきの流にひかされぬれば、池のみぎはにやたゞよふらん、あらしのをとにたぐひぬれば、よもの山べにやまどひぬらむ、さゝがにのいかにしてかは、はつ雁のかきつらぬべき、よろづにはゞかりのせきの、かたくなはしき身のありさまとはおもひ、ながらのはしのひさしきなにもやのこらむと、はづかしの杜のはづかしく、ことの葉ごとにしほめるけしきなれば、あまのたく縄くりかへし、うけひかぬ人もやあると、まくまのゝおそろしげなれど、むかしのつたへ、やまのかひなくて、やみの夜のにしきの心ちすれば、こよひのとはずがたりをして、あすのあさけりをばかへりみざらんかも、そのことばにいはく、

すみのぼる心や空をはらふらん雲のちりゐぬ秋のよの月

〔袋草紙 二〕一御賀哥作法

書和歌不献、唯一座之人取盃、ロヅカラ詠之、次人指次人受盃又詠歌、次人差、次第如此展轉云々、凡昔歌宴如此歟、萬葉集云、天平十八年正月於太上皇御在所賦雪和歌、左大臣橘卿應詔歌一首、各應詔書右件王卿等應詔作歌、依次奏之時、不記其歌漏失云々、是又此儀也、又陣座華宴儀同之、故物ニカハラケトリテヨミ侍ケルトイフ、大略此儀也、勸盃先詠始也、經信卿難後拾遺云、輔親が語シハ、能宜

ガ桂家會シテ、又ノ日元輔ガ月輪トイフ所ニ、同人トマカリタリシニ、カハラケ輔親ガトレト云侍シヲ、能宣ハエツカフマツラジト云侍シヲ、ナヲナド元輔申侍シカバ、愁ニ土器取讀侍、

さきの日に桂のさとをみしことはけふ月の輪にくべきなりけり

能宣モイカヾアラント思給ヘツルニ、ケシウハアラズ、ツカフマツリタリトコソ申シカ、其程所衆ニテ○此間恐有脫字故ヤトゾ申ケル、又能宣集云、春日客人アマタ、シルシラズマウデ來リテ酒飮侍ニ、紅梅ヲ翫トテ、丹後掾曾禰好忠カハラケトリテサシ侍ルトテ、

我せこがそでしろたへの花の色をこれなむ梅とけふぞしりぬる

返

あさきこき色はきらはずこゝは梅梅は梅なる匂ひとぞみる

紅梅ヲ白ク讀ル、イハレズト人アマタ申ケルニヨリテナルベシ、是等ヲ盃取トハ云ナリ、同集云、小一條太政大臣眞信公白川殿ヲ公忠親王ノ所分ニ依賜御テ、九條大臣ノシリ玉テ、上達部殿上人ナドアツマリテ、公忠親王ノ家ナリトテ、古事ヲ戀ル歌ツカフマツレト仰侍シニモ、カハラケトリテ、

白河の水のこゝろもいにしへのあきをばけふや思ひいづらん

人々感歎云々、是ヲ不審侍ル、大臣公卿勸盃起ツ事如何、但爲饗應歟、又唯吾盃ヲ持ヲモ可云ニヤ、此歌後拾遺問答、ソノカミノ秋、何事ノ有ケルゾ、無其事テハ不便、答云、今見侍レバ尤然云々、

〔中右記〕嘉保三年○永長元年三月一日辛卯、午時許參鳥羽殿、依夜前召也、直衣于時上皇乘御船、令廻鳳池、頃而退下、甲斐行實直廬、白地休息、酉時許參上、○中略于時庭櫻紛々、岸柳依々、歌笛之聲誠入幽興、御遊了後、召下官○藤原宗忠爲講師、序者院藏人縫殿助藤實光秀才春日侍鳥羽院詠遂日看花應制和歌一首臣上字皆共也、但他人只詠和歌一首許、不書臣上字、中宮大夫爲讀師、漸講和歌之處、中宮大夫歌、

與顯季朝臣歌一字不誤相合、又女房歌三首、書色々薄様、講了欲立座處、有勅被仰云、近日毎日有此和歌興、御製講師不可用他人、汝同可勤仕、則奉仰又復座、披見御製講之處、已合愚歌、天氣令咲御、滿座之人爲言一者面目也、以愚慮及高情一者恐畏也、以拙詞叶御製、進退惟谷、身心失度、已及深更、事了人々退出、與治部卿同車歸洛、下官歌云、

吹風ニ散クル花モミル人ノ日數モトモニツモル春哉、依叶御製被書留也、

御製云、サキショリチルマデミレバコノモトニ花モ日數モツモルナリケリ

〔薩戒記〕永享五年二月三日丁亥、今日於前攝政〈○藤原兼良〉亭〈一條室町〉可有和歌會、可來臨之由、兼日以少納言益長朝臣被傳示、其次云、題庭梅久芳、又云依堅固密儀不可有應敎之字者、又云可爲布衣直垂大口者、昨日又益長朝臣傳命云、去月左大辨殿會始題庭梅盛久云々、事體相似、仍所改松契万春也者、未終刻參彼亭、〈直垂、今日少納言爲淸朝臣内々示送云、不可及布衣、必可爲直垂也者、〉

〔親長卿記〕長享二年十月二日、參近衞關白第、兼日依招請也、有朝飯、〈○中略〉飯後前關白、一續歟一折歟張行可然之由被仰、人々不申是非無音、予申云、一續可然歟、即御同心、出題事被仰爲富卿、與奪爲廣卿、令書之三十首、次有披講、讀師冷泉前大納言、講師時顯朝臣也、其儀居短册於硯蓋、〈如例アヲノケテ居之、〉讀師依主人命進出着講師左方、召講師時顯朝臣參進、次講頌之人々參進之時、讀師硯蓋ヲウツブセテ居短册、〈家說、〉講之、梅雨ト云題アリ、講師尋讀樣於讀師、爲富卿返答云、只梅雨ト云題アリ、不審、若五月雨ト可讀歟、如何、不限此事、毎事此卿有未練事、不能左右、披講了有一獻、已及大飮、臨昏退出、後聞猶及夜云々、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜四年〈○貞永元年〉十一月廿九日、早旦雪聊降、庭上偏似霜色、將軍家〈○藤原賴經〉爲覽林頭渡御永福寺、御水干御騎馬也、武州〈○北條泰時〉自去夜未退出給、即扈從、式部大夫、陸奥五郎、加賀守康俊、大夫判官基綱、左衞門尉定員、都築九郎經景、中務丞胤行、波多野次郎朝定已下、撰召携和歌之輩、爲

御共、於寺門邊、卿僧正快雅參會、入御釣殿、有和歌御會、但雪氣、雨脚之間、餘興未盡還御、

〔親長卿記〕文明十五年正月廿五日、申刻許自飛鳥井中納言入道許示送云、今日大樹(○足利義尚)御會(昨日詠進了)可有披講、可參仕云々、爲禁裏御連歌之御人數之由申入之處、事畢退出之時、必可參之由有仰云々、可參之由申、入夜事畢、戌刻許參大樹、侍從中納言、姉小路宰相、(御連歌人數也)等同道也、即可有披講、予可爲讀師、講師雅俊也、御臺御歌可有披講、可計申之由飛鳥井示之、亂以前無女房御歌、不被出懷紙、亂後堅固內々有披講、今日之事者爲一紙之由示之、予申云、於無女房歌者不及是非、已有御懷紙之上者、披講勿論歟、又云、次第可爲如何哉、先法中、次大納言殿已下、其次御臺、次室町殿御懷紙也、人々又談之、此趣可然云々、仍其分治定了、御懷紙等居文臺(伊勢兵庫助貞陸)置御前、次予參進着文臺左、(御前右也)召講師(音其調雅俊)講師不聞之、仍予目之、參進着文臺前、其後講誦、次人々參進、新中納言(永繼)日野中納言(廣光)侍從中納言(實隆)侍從宰相(爲政、發聲)、姉小路宰相(基綱)右衞門督(爲廣)等也、事了人々退入、予相留懷紙等居文臺之後退入了、於傍雅俊閑重御懷紙也、各進上御大刀了退出、

〔薩戒記〕應永廿六年三月十六日辛酉、早旦參院、伺和歌御會參入許否、則被下女房奉書、仰云可付廣橋大納言者、仍遣彼亞相許、則又書奉書授予(○中山定親)使、可付頭左中辨云々、件狀云、

中將定親朝臣被召加今日御會候、可令存知給之由被仰下也、恐々謹言、

三月十六日　兼宣

頭左中辨殿

返事云

中將定親朝臣、被召加今日御會之旨、謹承候了、早可催仰候也、誠恐々謹言、

三月十六日　經興

〔續世繼(四伏見の雪の朝)〕ふしみ(○橘俊綱邸)にては、ときのうたよみどもつどへて、和歌の會たゆるよな

かりけり、ふしみの會とて、いくらともなくつもりてなんあなる、おとはの山のけさはかすめるなどよまれたる、いとといふに侍るかし、

〔玉勝間十三〕伏見の會〇中略

俊綱朝臣は、宇治關白殿〇藤原賴通の御子也、いくらともなくつもりてといへるは、歌合の歌を集めたる物をも、歌合といふごとく、その會の時の歌どもを書集めたる物を、伏見の會といへるにや

〔古今著聞集五和歌〕祭主神祇伯親定、伊勢國いはてといふ所に堂を立て、贍西上人を請じて供養をとげけり、〇中略かの上人歌をこのまれければ、時の歌よみつねによりあひて和歌の會有けり、

〔袋草紙三〕前大相國語曰、故東宮大夫公實、爲近衞司之時、於範永山莊テ人々和歌ヨムニ被行向、先差酒テ出題、其間大夫殿無他事、頻ヲオサヘテ沈思ニ入給、範永見之云、如然之人心ナム秀歌不可有讀、有興云々、古ハ如此世英雄之公達、諸大夫ノ山莊ニ行向哉、

〔袋草紙三〕或人語云、先年人々詠和歌、而基俊公片方ニ寄テ沈思、染感氣テ高聲ニ詠云、メザマシキマデチルモミヂカナト云々、顯仲入道聞之、傍ニアル馬助某和歌難成之由ヲ歎ニ、敎云、早取此句元句ヲ可構云々、馬助如敎訓元ヲ構テ獻之、披講之處、馬助依下﨟先講此歌、于時金吾〇基俊有大興達之氣、入道微笑、其後講金吾歌、聞之入道云、馬助コソ參寄ラレニケレト云々、金吾彌有不請之氣云々、可用意事歟、

〔續世繼十數島の打聞〕左衞門尉賴實といふ藏人、歌の道すぐれても、又このみにもこのみ侍けるに、七條なる所にて、夕に郭公をきくといふ題をよみ侍けるに、ゑひてその家のくるまやどりにたてたる車にて歌あんぜんとて、ねすぐして侍けるを、もとめけれどおもひよらで、すでにかうせんとて、人みなかきたるのちにて、このわたりはいなりの明神こそとて念じければ、きとおぼえ

けるをかきて侍ける、

　いなり山こえてやきつる郭公ゆふかけてしも聲のきこゆる

〔徹書記物語下〕一宇治の行幸に、清輔供奉申、歌の御會ありしに、人々の歌はみな出來たれども、清輔一人ひさしく案じて、遲く出されたり、清輔なればこそひさもゆるし、中々おそかりしもくるしからざりし、その歌、

　年へぬるうぢの橋守事とはん幾代になりぬみづの水上、此歌宇治の橋守より末はみな出來て、五文字いかに案ぜられけれども、なかりしほどに、久しく案ぜられけるなり、あまり久しかりし間、力なく年へぬるの五文字を注にちひさく書ていだされけるなり、これは實不足なる五文にて侍るなり、

〔老人雜話下〕禁中信長の時より興隆すと雖ども、太閤〇豐臣秀吉の初めまでは、いまだ微々なり、近衞殿に歌の會などあるに、三方の臺色あくまで黑きに、ころ〳〵とする赤小豆餅をのせて出されたり、然れども歌は今時の人に十倍す、

〔雨窻閑話〕小野木家妻女幷かちんの事

一細川幽齋侯の和歌の門人に、小野木縫殿助言鄕といふ人あり、丹州福智山の城主たり、關ヶ原の役に石田に一味して、則細川に籠り給ひける、丹後田邊の寄手となる、此縫殿助始には小身にて、年若の時よりして和歌を好めり、やゝ妻を設けんとするに、うたに志ある者を妻に定めんとて、品々もとめられけるに、其節古田織部正妹歌に志厚きよし聞き及ばれ、媒して緣をむすばれける、縫殿助小身なる上に、貧窮いはんかたなし、或日和歌の會を催す、其連中は小川土佐守、熊谷大膳亮、宇田下野守、木村宗八郎等なり、座定りてかたへを見れば、翠簾のかゝりたる所ありて、さも雲上めきたるさまなり、皆人不審におもはれけるに、亭主縫殿助の云ひけるは、愚妻儀も御會

に連り申し度き由申すに付き、如此とつらひて、翠簾の內に罷り在り候、あはれ御連中に加へられ給はれかしと申しける、程なく歌始りて、食事時分に至りしかば、年の頃四十許の女、さもけなげなるが、翠簾の外に手をつかへ、今日の御客來に饗應奉るべき品なし、如何はからひ申さんやと有しに、妻女とりあへず、短冊に歌を書きて出だされけり、折節春雨の降りければ、

月さへも漏る宿なれば春雨のふるまふ物もなかりける哉

やゝ有りて、黒く燒きこがしたる餅を反故につゝみ、杉楊枝を添へて引かれしとぞ、

某の人いはく、古風にして其道に志深く、卽興の詠歌感ずるに餘あり、貧窮を屈托せずして風流に心を馳する事、又ありがたし、總じて昔は歌の會に餅を出だして、勝劣の賞にあたへしによりて、歌賃といふとも、又內裏微々なりし頃、褐色の袴著たる男、小豆餅を箱に入れて、築地の邊を賣りありきけるに、女房達是を呼びて褐々と言ひしより、餅をかちんといふともいへり、よしやそれはともあれかくもあれ、只其會席の嚴密にて風流を失はず、花香を長せざる事、能能甘美すべしとぞ、

〔康富記〕嘉吉二年九月十八日乙亥、今日參冷泉中將持和朝臣宿所、(近衛室町邊也)去月移住此宿所云々、一盞分携之、及雜談、和歌懷紙書樣、又會座置懷紙之樣、講師已下條々作法、具被口傳之、不遑記錄者也、提撕在耳、

〔落書露顯〕一此間號竹園抄とて、和歌の會のさ法を注たるを一見するに、定家卿の眞筆の說にかはりたる事おほし、かの奧書をみるに、爲實朝臣のたれやらん法師にあたへられたる歟、以家本書之云々、彌不審也、

〔右記〕衣裳等事、和漢會席出仕之時、殊可鮮也、昔延喜御宇、此道中興之時、至和四人漢七人之外、長于周篇和什達者、並肩調面、天曆御時、延喜遺風相續而梨壺五輩、竹園兩客、(○兼明親王、具平親王、)其外和素折花

探珠、觸境隨時、公私佳會、朝參夕至、或飛錦車、或連玉冠、靑白紙面有書風文之詩人、左右臂上有刷鶴綾之袂士、古人舊記、披閲之處、殆驚目者也、當世五條釋阿禪門、〇後成自若至老、此執心不廢絕云々、

〔徹書記物語下〕一兼日の會を、當日になりて懷紙の歌をもてあつかふ事あるまじきことなり、そのため兼日に題を出すうへは、前の日に談合すべきひとに添削をもこひ、異見をもうけて、かきたゝめ置て、當日にはたゞ懷中して、出仕する計にすべき事なり、懷紙をばすりなほしなどせぬ事なり、是もかねて用意などするゆゑ也、短冊は當座の事なれば、いかにもすりなほしたるが規模の事也、〇中略

一當座の會に、短冊を若輩にては書事をばおそく書出すをば一番にする事也、老若列座して、硯一二面にて、尊宿がまづかいて、次へおしやり〳〵する間、末座の輩はいち後にかくなり、されども短冊を題者のかたへ出す事は、一はやく出す也、いかに歌ははやく出來たりとも、宿老のかゝぬさきにはかゝぬ事也、これがこゝろうべき事なり、尊宿はひさしく思案あるもくるしからず、末座若輩にては、久しく案じ遲くいだす事、以外びろうの事なり、談合する事も、今のやうに面々に折かみをもちてみせ侍りし事は、むかしはなかりし也、隣座などの知音どちは、こゝいかやうにはいはれぬかなど、たがひに異見をとぶらひける也、此頃のやうにあなたこなた立さわげば、座敷ももの忩に見ぐるしき也、

古事類苑

文學部十七

歌集上

古事類苑

文學部十七

歌集上

歌集ニハ、勅撰アリ、私撰アリ、家集アリ、勅撰ハ、歌人ニ勅シテ、古今ノ歌ヲ選擇編修セシムルモノニテ、醍醐天皇ノ朝ニ撰バレタル古今和歌集ヲ始メトシ、後花園天皇ノ朝ニ於ル新續古今集ニ至ルマデ前後二十一度ノ撰修アリ、其中ニ於テ古今後撰拾遺ヲ三代集ト云ヒ、之ニ後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今ヲ加ヘテ八代集ト云ヒ、又之ニ新勅撰、續後撰、續古今、續拾遺、新後撰ヲ加ヘテ十三代集ト云ヒ、更ニ又玉葉、續千載、續後拾遺、風雅、新千載、新拾遺、新後拾遺、新續古今ヲ加ヘ、總稱シテ二十一代集ト云フナリ、或ハ新勅撰以下新續古今ニ至ルマデヲ十三代集ト云ヒ、之ニ古今以下ノ八代集ヲ加ヘテ、二十一代集トス、新續古今集以後ニモ、時ニ撰集ノ命ナキニアラザリシガ、每ニ果サズシテ、此事遂ニ全ク廢絶セリ、但シ後水尾天皇ノ朝ニ類題和歌集アリ、靈元天皇ノ朝ニ、新類題和歌集アリ、共ニ勅撰ナレドモ、一題ノ下ニ衆多ノ歌ヲ載セタルモノニテ、勅撰ノ春夏秋冬等ヲ以テ分類シ、每首ニ題ヲ加ヘタルモノトス、自ラ其撰ヲ異ニスル所アリテ、古ヨリ勅撰ノ中ニ算入セズ、又後龜山天皇ノ朝ニ新葉和歌集アリ、南朝ノ君臣ノ歌ノミヲ集ム、モト宗良親王ノ私撰ナリシガ、勅撰ニ准ズベキ詔アリシカバ、更ニ校訂シテ之ヲ奏上セラレシト云フ、亦二十一代集ノ外ナリ、

勅撰ヲ奏スルニ式アリ、之ヲ編修スルニ法アリ、先ヅ歌人ニ勅シテ歌ヲ獻ゼシメ、百首ノ披

勅撰

講ヲ行ヒ、其後始テ撰集ニ從事ス、而シテ數月ニシテ成ルアリ、數年ヲ經ルコトアリ、功終リテ之ヲ奏覽スレバ、勅シテ竟宴ヲ行フヲ以テ例トス、又勅撰ノ時ハ、豫メ撰者ヲ定メ、和歌所ヲ置ク、和歌所ニ別當、寄人、開闔等ノ役員アリ、別當ハ其事ヲ總裁シ、開闔ハ其事務ヲ整理ス、寄人ハ卽チ撰者ニシテ、堪能ノ歌人ヲ以テ之ニ補ス、一人ニ命ゼラルヽコトアリ、數人ニテ勅ヲ奉ズルコトアリ、藤原俊成ノ特ニ和歌所ノ食邑トシテ領地ヲ賜ヒ、子孫永ク之ヲ世襲セシガ如キハ特例ナリ、故ニ其子孫タル歌人ハ、互ニ其任ニ當ランコトヲ欲シ、黨ヲ樹テヽ相競フニ至ル、後世爲兼ト爲世トノ爭ノ如キ是ナリ、獨リ撰者ノミナラズ、其他ノ歌人モ亦其歌ノ勅撰ニ入ルヲ以テ名譽ト爲シ、互ニ之ヲ規求セリ、鴨長明ガ、僅ニ一首ノ歌ノ千載集ニ入リシヲ以テ、生前ノ面目ト爲シ、平忠度ガ、歌集ヲ俊成ニ致シテ、死後ノ榮ヲ希ヒシガ如キ是ナリ、然ルニ勅撰ニ入ルヽ歌ハ、撰者ノ意ニ由リテ添削ヲ加フルコトアルヲ以テ、爲メニ入撰ヲ拒ムモノモナキニアラズ、藤原公任ノ拾遺集ニ於ル、源師俊ノ金葉集ニ於ル、頓阿ノ風雅集ニ於ル、皆此類ナリ、

私撰ハ、私ニ人々ノ歌ヲ撰集セルモノニテ、萬葉集以下、新撰和歌、古今六帖ノ類是ナリ、家集ハ、其家々ノ歌ヲ蒐集セルモノニテ、柿本人麻呂、山邊赤人等ヲ始メトシ、世々ノ歌仙ノ集極メテ多シ、其他五十首、百首、千首等ノ如ク、歌數ヲ限リテ集メタルアリ、三十六人集、百人一首等ノ如ク、歌人ヲ限リテ集メタルモアリ、僧侶ノ歌ノミヲ集メタルアリ、武人ノ歌ノミヲ集メタルアリ、類題、明題ノ歌集アリ、教訓ノ歌集アリ、名所ノ歌集アリ、種類多端ニシテ、枚擧ニ遑アラズ、又歌集傳授ト云フ事アリ、古今集若クハ三代集ノ秘事口傳ヲ授クルモノニテ、此事東常緣ヨリ始マルト云フ、

〔書言字考節用集 十數量〕三代集。古今、後撰、拾遺、

〔和漢名數 經籍〕二十一代和歌集、古今、後撰、拾遺、以上稱三代集

〔古來風躰抄〕古今、後撰、拾遺、これを三代集と申なる、

〔袋草紙 二〕一雜談

島守遠高云、古今、後撰、拾遺等ヲ號三代集、拾遺ハ花山院御撰也、而花山院以往之大嘗會ノ御調度ニ有三代集ノ御手筥、如何、予云、不知此事尤有興、件事如何、島守答云、秘事也、以往ハ相加萬葉集號三代集、而拾遺出來之後、棄萬葉用拾遺云々、

〔耳底記 二〕同〇慶長四年後三月十三日、參吉田、〇中略

一千載、新勅撰、續後撰、是を家の三代集といふ習なり、

〔實隆公記〕文龜三年十月卅日癸亥、自聯輝軒有御使、等持院等以來、代々御詠所入勅撰可書拔進上之由也、武命難去之間、畏入之由申入了、禁裏御本、續後拾遺集以來六代集申出之、仰西室中將等令引之、則書拔之、入夜予委細又點檢之了、

〔新古今和歌集 序〕古今よりこのかた七代の集にいれる歌をば、これをのする事なし、

〔運歩色葉集 葉〕八代集。　古今、後撰、拾遺、後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今、

〔明月記〕文曆元年九月八日甲辰、一昨日被仰八代集歌各十卷書出、進上仁和寺宮、

〔續古今和歌集 序〕萬葉集のうち十代集のほかを、ひろくえるしあまねくもとめて、おの〳〵たてまつらしむる、

〔拾芥抄 上末撰集〕續古今集〇中略萬葉集內、十代集外撰之、

〔異制庭訓往來〕古今者延喜御宇、貫之、躬恒、友則、忠岑等撰也、後撰者、天曆御時、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城等撰也、拾遺者、華山院御宇、一條攝政殿〇伊尹御撰也、後拾遺者、白川院御時通俊卿撰也、金葉集者、俊賴卿撰也、詞花者、顯輔卿撰也、千載集者、俊成卿撰也、新古今者、通具、有家、雅經、

家隆、定家等撰也、是號二八代集一也、新勅撰、續後撰、續古今、續拾遺、新後撰者、定家、爲家、行家、光俊、爲氏、爲世等撰也、加レ是號二十三代集一也、

〔拾芥抄上末撰集〕玉葉集

上古以來十三代外撰レ之

〔書言字考節用集十數量〕十三代集新勅撰、續後撰、續古今、續拾遺、新後撰、玉葉、續千載、續後拾遺、風雅、新千載、新拾遺、新後拾遺、新續古今、

〔新續古今和歌集序〕ならの葉の名におふみかどの萬葉集をはじめとして、永德のかしこかりしおほん世にいたるまで、おほやけごとになずらへてえらびあつめらるゝあと、廿あまりひとたびになむなれりける、

〔兼載雜談〕一專順、公方樣の御會へ參りて、其日の句に、

あら玉の春はかすみをへだてにてといふ句を申されしに、公方樣是を廿一代集の内卷頭之歌なり、なほせ〳〵と有しに、迷惑してとしはと直したり、

〔歷代和歌勅撰考五〕勅撰次第に、廿一代集略頌といふものをのす、いかなる人のしわざにかあらん、韻といふものもふまず、いとつたなき物なれども、もらさんもをしくて、此に書加へつ、

廿一代集略頌

最初萬葉、三代者、　古今、後撰、拾遺也、　後拾、金葉、詞花集、　千載、新古、是八代、
新勅、續後、又十代、　續古、續拾、新後撰、　玉葉、續千、續後拾、　風雅、新千、新拾遺、
新後拾遺、新續古、　已上二十一代集

〔古來風躰抄〕南良のみやこ聖武天皇の御時になむ、橘諸兄の大臣と申人、勅をうけたまはりて、萬葉集をば撰せられける、そのころまでは歌のよきあしきなどいひてえらぶことはなかりけるにや、○中略そののち延喜のひじりのみかどの御時、紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑などいふ

ものども、このみちにふかゝりけるをきこしめして、勅撰あるべしとて、古今集はえらびたてまつらしめ給ひけるなり、この集の比ほひよりぞ、歌のよきあしきもことにえらびさだめられ、これは歌の本體にはたゞ古今集を仰ぎ信ずべきことなり、萬葉集より後、古今集のえらばるゝこと、代々おほくへだゝり、年々かずつもりて、歌のすがた詞づかひも、ことの外にかはれるべし、其後村上の御時、又みち〳〵をおこさせ給けるに、歌のことをもことにあがめおぼしめしけるにあはせて、かみに左右の大臣にて小野宮のおとゞ淸愼公、〇實賴九條のおとゞ師輔の此道にふかくいたれる人々なるうへに、しもに又大中臣のよしのぶ、淸原元輔、源の順、坂上の是則などいふものどもさへきこえけるをめして、梨壺にさぶらはせ給ひて、〇中略さてなん勅ありて後撰集は撰したてまつらしめ給ひける、〇中略古今ののち後撰集のえらばるゝことは、延喜五年よりの朱雀院の御時をこそはへだてたれば、わづかに四十四年などや程へて侍けん、されば時の大臣より初て、大中納言より下ざま、大納言にて西宮のおとゞ高明公、師氏の大納言、朝忠の中納言など、ことに歌よみおほかりけるうへに、古今集に入る人々のそののちよめる歌もおほく、女も伊勢中務承香殿の大輔などいひても、すべて歌よみおほかりけるゆゑに、君も詩歌のみちふかくましまして、勅撰もかさねてありけるなるべし、このゝちの集にのこれるうたをひろへるよしにて、拾遺集となづけたるなり、〇中略然を大納言公任卿この拾遺集を抄して拾遺抄となづけてありける、世の人是を今すこしもてあそぶほどに、拾遺集はあひなくすこしおされにけるなるべし、この拾遺集も又後撰集ののちいくばく久しからざれども、猶古今後撰にもれたる歌もおほく、當時の歌よみの歌もよき歌おほかりけるゆゑに、萬葉集の歌、人丸赤人歌をもおほく入られたれば、よき歌もまことにおほく、又すこしみだれたる事もまじれる故に、抄はことによき歌のみおほく、又時よもやう〳〵くだりにければ、今の世の人の心にもことにかなふにや、ちかき代

の人の歌よむ風體、おほくはたゞ拾遺抄の歌をこひねがふなるべし、そののち久しく撰集はなくて、歌よみはおほくつもりにけるほどに、白河院の御時勅撰ありて、通俊卿うけたまはりて、後拾遺は又のちにのこれるをひろへる集となづけたるなり、此集どもの歌をみるに、歌のみちのすこしづゝかはりゆけるありさまは見ゆるものなり、古今の後の後撰は、いかなるにか歌もふるきすがたをむねとし、詞も殊にふるきさまにかゝれたるが、いみじきことなるとぞ申つたふめる、歌の中にぞ、贈答などのおほくつゞきたる所のすこしみだれたる所もあるなるべし、後拾遺の歌は、かみ村上の御時のなしつぼの五人が歌をむねとして、それよりこのかた拾遺の後久しく撰集なくして、世に歌よみはおほくつもりにければ、公任卿をはじめとして、長能、道なり、道のぶ、實方等の朝臣、女は小大君、いづみ式部、むらさき式部、清少納言、赤染衛門、伊勢大輔、小式部、小辨などおほくの歌よみどもの歌つもれる比ほひ撰ければ、いかによき歌おほく侍けむ、さればげにまことに面白く、きゝちかく物にこゝろえたるさまの歌どもにて、おかしくはみゆるを、撰者のこのむすぢにや、ひとへにおかしき風體なりけむ、ことによき歌どもはさる事にて、はさまの地の歌のすこしさき／＼の撰集に見あはするに、たけのたちくだれるなるべし、又その御時大納言經信卿、いますこし先達なるをおきて、中納言通俊卿參議の時勅撰うけ給はるといへること、すこしはおぼつかなきことなり、さればにや難後拾遺といふ物ありとかや、かの大納言の歌の風體は、又ことに歌たけをこのみ、ふるきすがたをのみこのめる人と見えたれば、後拾遺の風體をいかに相違して見侍けむかし、こののち同き君位おりさせ給ひて、堀川の院の御時又このみちこのませ給ひ、百首の歌人々にめす事などありて、歌又つもりにける後鳥羽院なほ位おりさせ給ふ、はなみの御幸などいふ事ありける後、わが御時の勅撰後拾遺ばかりはあかずや覺しめされけむ、かさねて撰集あるべしとてなん、源俊頼朝臣勅をうけ給はり、金葉集はえらばれ

たるなり、其後又崇德院位おりさせ給ひて後左京のかみ顯輔卿うけたまはりてえらべる、これを詞花集と申なり、大かた撰集は、萬葉集より初て後拾遺までも、卷軸廿卷、うたのかず大凡千うたあまり常のことなり、拾遺抄こそ、抄なれば十卷に抄せるを、金葉詞華は拾遺抄を存けるにや、二の集は十卷に撰したるなり、

〔長明無名抄〕古今の時、花實ともにそなはりて、其さままち／＼にわかれたり、後撰には、よろしき歌古今にとりつくされてのちいくほどもへざりければ、歌えがたくして、姿をばえらばず、心をさきとせり、拾遺のころよりぞ、其體ことの外にものちかくなりて、ことはりくまなく顯れ、姿すなほなるをよろしとす、そののち後拾遺のとき、今すこしやはらぎて、むかしの風を忘れたり、ややその時のふるき人などは、是をうけざりけるにや、後拾遺すがたと名づけて、口おしきことに云けるとぞ、ある先達語り侍し、金葉は又わざとおかしからんとして、輕々なる歌多かり、詞花、千載、大略後拾遺の風なるべし

〔よるのつる〕三代集、いづれもおなじことなれど、後撰にはやさしき歌も多く、又みだりがはしき歌もおほくまじりたり、なしつぼの五人心々やかはりけむ、拾遺の歌は、又拾遺抄によき歌はみなえり出られためり、後拾遺また歌よみもおほくつどひたる比なれば、おもしろき歌もおほげに候を、難後拾遺といふものにぞ、みざはもえ出るなどいふ歌をはじめて、樣々そしりたる事も候やらん、金葉、詞花などは、歌すがたもかはりて、一ふしおもしろきところある歌のみおほく、はいかいめきたる事がちに候やらん、かれよりのちの集ども、撰者の心得々々にて、さま／＼すてがたく見え候めり、新古今むかしの歌のやさしきすがたにたちかへりて、おらばおちぬべき萩のつゆ、ひろはゞ消なんとする玉ざゝの霰など申べきを、あまりにたはぶれ過して、歌の樣又あしざまになりぬべしとて、新勅は撰者おもふところありて、まことある歌をえらばれけりな

撰集法

どぞうけ給りし、そののち續後撰、たちかへり道をしろしめす御代にあひて、ときはゐのおほきおとゞ(實氏)をはじめ奉り、衣笠の内大臣、信實などもいふなど、道にたへたる人、家の風吹たえぬ人々多く、君も臣も身をあはせ、時を得たりける撰者なれば、さすがみどころ候らん、それにも時による作者おほくなど、うちかたぶく人もありけるを、ましてそののちの事はいかゞ候らん、心もをよぶまじければをしこめぬ、

〔袋草紙　一〕一撰集故實

時ノ大臣又一ノ人歌雖非秀逸必可入之、英雄ノ公達又々隨宜可優事也、雖歌宜非指テ重代、又非人ヲ無其聞者不可入之、於無雙ノ歌ハ無左右、又歌仙之歌ハ有秀歌一首バ、次歌ハ一兩ハ可入之故實也、又現在ノ者ヲバ撰定、故者ヲバ隨宜歟、以前撰集漏歌ヲバ好テ不可入之、此集決定シテ劣彼集之趣顯然之故也、但至秀逸歌ハ無左右、同題歌幷似返歌ニ等可相並也、時節玄隔ハ非沙汰限、秀歌ハ一所ニ不可並、所々ニ可相交云々、歌次第漸隨便可書云々、以前撰集ニ一事ハ必可違也、故萬葉集古今後撰拾遺マデ各別也、或人ノ云、古今ニハ題不知、讀人不知、後撰ニハ題不知、讀人モ拾遺ニハ題讀人不知、如此書云々、然而末代本不必分別、是轉々書寫之失歟、讀人不知ト書事可有儀、一ハ眞實不知作者歌、一ハ雖書名字世以難知其人下賤卑陋之輩、一ハ詞ニ有憚歌等也、又歌之後署作者ハ、撰人善惡ニ有憚致、故人憶說ヲ不聞歌也、仍古今ニハ萬葉以往歌ヲ、或書讀人不知、或ハ歌後署之、所謂奈良帝人丸等也、如此事尤可斟酌事也、　又連歌ヲ歌一首ニ取成テ入撰集、常事也、

後撰云

しらつゆのおくにあまたのこゑすればはなのいろ〳〵ありとしらなむ

又、玄々集云、

もろともに山めぐりする時雨かなふるにかひなき身とはしらずや

是ハ稱道連歌、今一人ハ甚損歟、但以末句爲主歟、

〔兼載雜談〕一集によみ人しらずと入事、其身の名譽なり、其いはれは、氏姓なきものは、勅撰に名
をあらはされね共、其作の入は、分に作の過てよければなり、

〔八雲御抄二作法〕一撰集
歌多少人善惡者、不能注子細、隨時宜事、淸輔云、撰集故實、時之大臣英雄公達などは、雖非秀逸可入、非重代非其人者不可入、無雙歌人ハ勿論也、此故實ハ、爲集尤無詮事也、○中略 又淸輔云、讀人不知とは有三樣、一は不知、二には雖知凡卑、三には詞など有憚歌也、古今は蟬丸歌不書名、後撰書之、如此類多、詞花西行如此、又千載、平家依爲勅勘者不書名歟、佛神詠、拾遺吉野御歌住吉御歌など入、其後濟々、

一卷々一番
卷々端には、不論古人現存、殊歌人又可然人詠也、卿相などは、雖非殊作者入之、女歌又准之、讀人不知又然、皆兩方之者入一番之例、拾遺戀歌五善祐法師、後拾遺雜四橘季通、詞花戀下藤相如是也、此外皆歌人、又女房可然人也、八代集數十卷同、只三人例也、

一御製書樣
古今光孝巳上書名、後撰には延喜御製あめのみかどの御製などかけり、當帝をば、御製又今上御製とも、拾遺以後皆延喜御製天曆御製など也、後拾遺には只御製、白川御歌 新古今には御歌とあり、是上皇令書給御詞なればなるべし、

一院號
後撰法皇御製、陽成院御製と書、拾遺圓融院御製と書、其後皆其院と書、新古今には御歌とあり、又上東門院、陽明門院とかく、小一條院も後拾遺、詞花共に不書御製字、不經登極、唯院號故也、

一親王

此書樣尤不同なり、古今には惟喬親王と書、又雲林院みこともあり、後撰には行明元良親王と書、又朱雀院兵部卿親王、閑院三親王などかく、兩集樣同歟、拾遺兵部卿元良親王、中務卿具平親王、又盛明親王など也、但保明東宮をば唯一宮とあり、後拾遺彈正尹清仁親王など也、金葉三宮と書、輔仁、院御弟也、千載は無品親王輔仁、又法親王は千載には仁和寺入道法親王など書て、名は注に付、新古今には某親王とあり、代々集雖不同、於親王は顯名例なり、如俊頼俊成撰者當時院御弟御子など仰て不名書、尤有恐歟、仍書注非正誤事歟、

一攝關

古今には、忠仁公をば前太政大臣と書、後撰には貞信公をば太政大臣書、薨後也、拾遺には樣々非一、實頼を小野宮太政大臣、頼忠三條太政大臣、伊尹ハ一條攝政、兼家は入道太政大臣など書、さる程に道兼は右大臣道兼とあり、總拾遺作者如此、凡後拾遺已後集には、道長は入道前太政大臣、頼通宇治太政大臣など也、當時攝關をば、後拾關白前左大臣、金葉攝政左大臣などかけり、千載京極太政大臣、法性寺入道前太政大臣など也、師通は後二條關白内大臣とかけり、道長は不書攝政字、新古今には皆具攝政關白幷入道字、代々は不然、近代は不具攝關字ば只大臣にまがふべき故に如此歟、諡號人は皆、新古今には清愼公謙德公と有、詞花には多一條攝政、法性寺攝政などあり、

一大臣

古今後撰後拾遺已後皆一樣、假名には其おほいまうちぎみなど也、普通眞名にに、閑院左大臣西宮前左大臣など也前字入道字或加或不加、當時のは左大臣右大臣となり、伊周をば帥内大臣云々、拾遺には枇杷大臣と書、又右大臣師輔左大臣道長などあり、又大和守藤原永平などあ

り、是は大臣とも不知歟、又多本不入はいふにおよばず、凡拾遺樣如此、唯其大臣普通事也、近代大臣はかならず加入道字、大納言已下不然、尤無其謂歟、

一公卿書樣

古今在原行平朝臣など也、後撰大略同、藤原兼輔朝臣など也、又大納言顯忠權中納言時望ともあり、左兵衞督師尹朝臣とも有、拾遺中納言朝忠卿、右衞門督公任卿など也、故人現存同、又源延光とも、小野好古朝臣、又國章をば藤の又藏人藤とも非一樣、總彼集作法也、多右大將濟時卿など也、其後代々皆一同權大納言某左衞門督某など也、前字權字入道字、或有或無、多は書兼官、但又本官をかきたるもあり、二位三位も、有官は官を書、官のきたるも、少々はもとの官をもかけり、依便宜歟、入道字、上古はめづらしき事なれば多書、近日多不書、大臣已上を書、其條無其謂、入道事更不可依官尊卑事也、書ば大中納言をも書有何事哉、○中略

一僧

僧正遍昭已下大略同、但古今幽仙律師と有、後撰僧都仁敎、其後皆大僧正某也、權僧正某也、僧都某也、權小權大、或加或不加、後拾金葉詞花千載、僧正僧都とはかゝで、天台座主と多書、新古今には不然、是兩說也、凡僧は皆某法師也、上人は或某上人、或唯法師とも有、入道も多は法師なれ共、拾遺滿誓沙彌ともかけり、詞花にも沙彌蓮舜云々、新古今遍昭とも宗貞ともあり、拾遺高光如覺又同、是其歌詠時にしたがひてかけるなり、

〔愚秘抄〕勅撰幷に打聞のえらびたてやうの故實の事、當道の秘旨、無上の口傳あり、先綸命ありて後、吉日をえらびて召御百首を申行也、彼人數をめしくはへらるゝ事、重代の人ならでは勅免なき事なり、又普代ならぬ人も、堪能によりてめしくはへらるゝ事侍り、召百首の題をば、撰者の出すことも侍り、それは叡慮をうかゞふ也、出題も宣下の題にてあることも侍り、多分彼撰者の出

すこと也、よみはてぬればみな撰者のもとに各おくるなり、懷紙は常の懷紙などかくやうにかはる所侍らず、料紙ば人にまたがひて、紙のかはりある也、多分は高檀紙を用て難なき事也、たけをそのまゝにて用事、又みじかく切て用事、人による也、作者の名字をば、口にかきて進上すべし、某上と書なり、さて撰者此百首どもを、蒔繪のひろ蓋に入て持參する也、淸涼殿若は時にまたがひて奏する也、古今集の時、或は仁壽殿にて奏しけるとなん、一卷づゝ叡覽ある事なり、撰者の歌をば、總の歌にまぜずして、前に懷中して後に奏する也、其後御製を下給て拜見する也、其後退出する也、さて撰じ初るなり、○中略さて歌を撰ずるやう四季雜戀など、一部始終はじめよりにほひを立てえらびつらぬるなるべし、にほひをたつると申は、ことば風情のすこしづゝあひにたる歌を、春のうちの始中終の時節にあてゝ撰たつるなり、但ことばふせい、たとひうつくしくあひ似て、にほひ思ふやうなれ共、作者の人體に甲乙あれば、ならびがたからん、人は又かならず其種姓あるべき也、總じて位次のやうをわきまへならぶることなり、いかにゝほひもかなひ、歌も秀逸なれども、其まなならびがたき時、こゝもかしこももろ輪にかなふことなくて、一部始終にいらではつゝる歌侍べし、御製の御そばには、雲客以下の下臈は、ならびたてまつらぬ事なり、但西行などやうの達者は、中々別段のことにてくるしからぬにや、或は譜代又は天下無雙の堪能は、ゆるさるべき事にて侍る、先例おのづから見及所也、さやうの時は、申あげて勅定にまたがふべきなり、又卷頭の歌より第四番目の所に御製を入たてまつる事、努々あるまじきことゝ申めり、それも樣々による事あり、能々口傳を受べきなり、又四番目の憚も、其御代の御製、又院禪定法皇計、の御事なり、古帝古院などはくるしからぬことゝ承侍り、番頭の歌相構てめでたかるべき也、いかに歌よろしくとも、重代ならぬ人をば入べからず、人丸赤人家持等の古人當世現存なりとも、重代の達者を用べき也、亡父卿○俊成の申されしは、現存の人を、春の一番の卷頭の歌にも入よと

申されし也、定て所存のおはしけるにや、巻頭の脇三四五番などまでは、重代ならぬ人や、不堪のともがらなど入候事なかれ、御製の御そばには、女房の歌はさして甲乙もいはず、おのづからゆるさるべくや侍らんそれも又心あるべき也、作者のにほひたつるやうは、御製三公納言等などより、次第に位品の重々をたゞしてならべもてきて、又次第々々にならべくだし、ならべあぐべき也、同品の人をならべもてゆくこと、いくらも勿論のことなるべし、ならぶ人の其品高下の事外ならんを憚るべきなり、僧家にも、貴種の人、親王家など又官途にゐたがひてならべ入に、いかなる人なれども極官に至ぬる僧は、御製にもおのづからならびたてまつるべきなり、作者の實名をかゝぬ人侍るべければ、勅撰をくはしくみるべき也、打聞には納言まで實名をば注に書べし、僧家は僧正をば注に書べし、法印よりは只かくべし、又法印なりとも、或執柄の賢息などならば、實名をば注に可書也、是等の故實は、よろしくふるき集のやうを見試てえらびたつべし、又其母其女といゐる、事、心あるべきにや、重代ならぬ女房を、さやうに書事、ふつとせぬ事也、何の院の某などゝ書ていゐる、也、其院のたれがしなどゝかくまじき女房をば、よみ人不知と書て入也、又父子の歌をならぶることは、くるしからぬことなり、或人はわろきことゝ申けるにや、又僧の歌をば、二三人もならべて入よ、一人ませたるはよからぬなり、それも、またくるしからず、雖治ならばさても侍なん、又童の歌を勅撰に入ること、俗名を付て可入なり、又讀人不知とて入事なり、昔はたかき人や又はあまりにくだりはてたる輩を、讀人不知と入けるとかや、又憚ある人は、讀人不知と入ることも侍り、憚と申は、勅勘の人などのこと也、ちかくは凡卑のたぐひばかりなり、又重代ならぬが初て入時、讀人不知とて、二度になれば名をあらはさるゝ也、又始て勅撰に入人の歌の數四首に過べからず、若は六首とかや、其も譜代の人々によりての事なり、さらぬ人は一首、若よければ兩首などにすぐべからず、重代ならぬ人の歌、始は季に入る事あるべからず、雜もし、

は戀などに入るべし、譜代の人の四首六首をも、季に一二首ばかり、殘りをば戀雜に入よ、二代の作者になりぬれば、又心あるべき也、二代の作者もおほよそは七八首にすぐべからず、西上人などやうの達者になりぬれば、いくらも入るにさらに其憚なし、又歌のこと書をば、おほからですべし、勅撰も雜などになりなば、ことによりておほくもすべし、又撰者の歌を入る事書には、いづれの時よみ侍しと書べし、しの字をかならずおくべし、さらぬ人の歌の事書には、よみ侍けるなどかくべし、是一ふしある故實なり、若人にもしられぬ私集などを撰置て侍らんをば、後に人のみて、此集の撰者は、此作者にてありけりとみらるゝことも、此のしの字のかはりめなるべし、又春部は陽段といひ、秋の部をば陰段と云なり、夏は陽、冬は陰なるべし、陽をば必歌の數を半にえらびて、陰段の歌は鬮にえらび入べし、其も春部上下あらば、上を半に數をえらびて、下をば鬮に數をとゝのへべし、夏も半にすべし、秋冬是になぞらへてしるべきにこそ、此指南を守らずして、只みだりにえらぶことも侍り、戀雜などは、さして鬮や半やと定むる事なきもくるしからず、春夏秋冬の四序は、みなもと乾坤よりはじまりて、陰陽の對義、天地の函蓋是也、故に天地の二氣につかさどりて、陽段陰段にあてゝ侍り、さて歌は五句卅一字のすがた人なり、これ天地人の三才を表するなるべし、又雜季とて侍り、是も皆匂ひを立てえらび侍なり、戀の匂、きはめてたてにくき事也戀の歌の卷頭は寄戀の歌を相構て入よ、いかにもよする戀の歌にけだかき歌は侍なり、初戀より後絕戀などまで、その中間のにほひ、能々みわかちてえらび立べきにや、ある人の云、御製の御そばに、讀人不知をならべたてまつることはくるしからず、その故は上下のしなさだまらざるゆゑにおぼめかしてといへり、それはむかしこそあれ、今ははや讀人不知といるゝは、皆多分凡卑の輩にかぎれり、おのづからいみじき人の、讀人不知といれらるゝさへ、勅勘の人なるべし、それも憚あるべき事なれば、かたがたしかるべからずや侍らん、○中略さて勅撰功終ぬれば、

奏覽すべき也一の故實にはいまだ功終ねども、先奏覽する事侍り、急べき事也、〇中略さて勅撰奏覽の時、料紙はさま／＼なり、古今は、色々の色紙にてかきたりとみえしなり、新古今は、鳥子紙にてかきたりき、羅の表紙に、松竹鶴龜をおし物にして侍りき、愚老〇定家此事奉行して、撰者は五人侍しかども、勅定に依ていとなみて侍し、蒔繪の箱の蓋に入て奏覽して侍りき、後撰の例にて侍り、昭陽殿にての例もあるにや、これは淸涼殿にて奏覽侍りき、其時の規式ことなる形勢、めづらかなるべき事とふるくも申たるが、元久にも兩御影かけられて、ながらの橋の木のきれにて作られたる文臺めしいだされておかれたりき、これ延喜の例にて侍りき、名香をたかれたりき、其後撰者參て是を披講す、講師、讀師、常の會のごとし、元久には、講師有家朝臣、讀師はつとめて侍りき、春段の初の歌三首、夏二首秋三首、冬二首、如此講ずる也、離別哀傷をば講せぬ也、これを略すべし、又翌日に參りて、勅集皆讀進じて叡聞に備る也と金吾〇藤原基俊は申されけるにや、但元久には其ことなし奏覽の吉日は丙丁を可用となん、是萬葉集の最初の奏覽の日丙丁にて侍りき、亡父卿のいはく、春ならば甲日、夏は丙日、秋は庚日、冬は壬日、土用ならば戊日を用べし、又當今の御衰日をのぞくべき也、

〔和歌深秘抄追加〕撰歌三ヶ之大事

一人の抄物善惡借用あるべからざる事、

一涯分可然歌抄等尋出、可致忠良候事、

一撰歌中の事、他言有べからざる事、

巳上此三ヶ條を文言にのせ、歌人まで起請文を書候事在之、猶子細期面會候也、

〔續世繼八源氏の御息所〕東宮〇白河とおなじはらに、第三の御子おはしき、輔仁親王と申き、〇中略歌よみ給こともすぐれ給へりき、圓宗寺の花をよみたまひて、

うゑおきしきみもなき世に年へたるはなやわがみのたぐひ成らん、とよみ給へることぞ、いとあはれにきこえ侍しか、かやうの御歌ども、むくのかみ〔○藤原俊頼〕のえらびたてまつれる金葉集に、輔仁のみこをかきたりければ、白河院は、いかにこゝにみむほど、かくはかきたるぞとおほせられければ、三宮をぞかきたてまつれる、御なからひはよくもおはしまさゞりしかども、御おとうとなればなるべし、

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠〔○藤原爲世〕云、〔○中略〕民部卿入道〔○藤原爲家〕被申けるは、亡父〔○定家〕歌殊勝なれども、歌見しらざらん子孫みだりに撰入せば、あしかるべき歌多し、わが歌はおろかなれども、たとひ歌しらざらん子孫のえらみいだしたりとも、さまであしかるまじき歌を詠じ置て侍る也云々、

〔歷代和歌勅撰考五〕勅撰次第云、新後拾遺集〔○中略〕永德元年辛酉十月廿八日夜、直奉勅言、同十一月廿七日事始、同二年三月十七日、且四季奏覽之、同三年十月廿八日、終功返納之、

一爲奉勅定參仕〔東帶〕之時、先著座黑戸、〔著座之儀式有樣〕

一四季奏覽之時、御手箱無之、藏人知季、於殿上口、自雜色手請取之、而渡進、撰者取之、而自公卿座之御洲之下進之、女房請取之也、

一四季奏覽與返納之間、御讓位無先例歟、然者可如先規歟、仍返納御手箱於仙洞、于時仙洞小川殿云々、自北面公卿座之御洲之下、如四季奏覽、以女房被召之、無先規歟、返納之時者、只自内々可被召之也、

一依御讓位、四季與返納之御名字相違了也、〔無先規〕

和歌所事始之儀式〔事始日、集名、卷頭歌定之、〕

一部分等歌袋〔撰者出名、設和歌所也、〕

命名

一可置所望之歌、以官位之次第札連署、(閑園光方朝臣書之、押紙、連署は押長押、)

一座廿首、(短册弘合、出題、依先規國量朝臣、講師光方朝臣、)撰者(直衣数人、狩衣)爲敦朝臣、(同上)國量朝臣、(同上)光方朝臣、(同上)國貴(横座)、(同上)國久、(國量出杉原檀紙一撰)

者寄人取之、先規也、

一御手箱、依有先規國量沙汰之歟、

一爲承奉勅定參仕之時、著物束帶、

一四季奏覽之時、直衣下袴、

一返納之時、直衣下袴、

〔愚秘抄〕勅撰の名をば、かねてつけさせおはしますことも其例あり、又撰者のつけて奉ることも侍り、凡は名儒に勅ありて仰合せらるゝこと也、字の返しを能々勘得すべきなり、されば聲惡き勅撰は、かならず其失ありきと申傳て侍り、詞花集は、其聲わろきがゆゑに、崇德院外遷の御歎ありきと申ためり、又私の打聞などの名につくまじき文字あり、いはゆる帝領の七字也、件の帝領の七字の中に、堅固撰集などの名につけがたき字侍り、故にその七字の中に三字をえらびいでて申べし、金玉錦三字也、此字をばわたくしの集に付べからず、いま殘りの四字を注出るに及ばず、金吾の隨分の秘事とて、口傳せらるゝ也けるとかや、

〔延慶兩卿訴陳狀〕一同狀(○藤原爲兼訴狀)云、就委會釋、不辨古實之所存、悉以露顯了、列耐照覽、可恥可恥、可悲可悲、拾遺名目、華山院御自撰、名字禁忌之條、推量之了簡歟、甚以左道也、應德朝儀、殊叶先賢之所爲之由、所令申也、後拾遺和歌抄云々、其心何樣存哉、新古今、初者被號續古、定家卿依難申、被改新古今、此條々何樣令了見哉、不受口傳、不存古實、而以推量猥申行勅撰之條、不吉之至、何事如之哉、且此子細、入道民部卿(○爲家、爲世爲兼祖父)皆以存知之上者、爭違先規事、可令諷諫哉云々、

花山院御自撰、拾遺集之例、可爲禁忌之由事、爲敎卿弘安申狀(爲兼自筆)云、今度閣代々之佳例、部立以下、

用拾遺之例之條、可有用意歟、且又於朝家不可爲規模之例候哉云々、此申狀之趣、非存禁忌之由哉、彼父（〇爲家父爲教）之所爲歟、將又忘却歟、縱横參差申狀、可謂有若亡、彼申狀無其謂子細爲奏聞、爲氏卿參仙洞之處、遂被召簾下、而忝被仰下云、昨日爲敎卿申狀、尾籠過分歟、被仰趣（波）此條先不可然事也、過分事多、一定執事仁入筆歟之由被仰畢、又歌出（天）二人子共員數可加入事、是又自由申狀也、爲敎歌可出者、公宴御會不可詠歟云々、以其次申入所存之由、記之者也、爲𠑊卿舒曲、爲上被知食歟、不始于今事也、次後拾遺抄事、於此條者、不可有殊秘義、但兩說也、其心又彼卿何樣令存知哉、若推量歟、更不可辨知者也、又新古今之續字、御沙汰事、定家卿難申云々、支證何事乎、若就元久記被僻案之了見歟、於續字者、親經卿所難也、存古實才臣者、不恥參差歟、定家卿元久元年七月廿二日記云、

可遣召左大辨（〇藤原親經）之由有仰、參尊勝寺云々、遣召令待御、良久參入、依召參上、殿下傳仰云、勅撰序事可奉、又名字如當時者、續古今內々儀也、如何可定申云々、續字多其次撰時名也、今隔六代集、更撰續字、若無理歟、新撰古今宜歟由申之上御評定、新撰古今集有之、新撰者古今歌ヲ撰ル集也、今新撰古今トイハヾ偏似彼集歟、又四字頗長歟、事未被仰切、入御之後、殿下仰云、新撰件集頗不吉之物也、仍不可然歟、予又申此由、

但續後撰之時、入道民部卿有申旨歟、云記錄云口傳、重々有子細、治定之趣、彼卿更不可存知者也、所詮於續拾遺之名目者、爲祖父之遺命所決叡慮也、亡父記云、

勅撰間事、御返事分明、入道所勞事、日來もおどろきおぼしめされつれども、聊心やすくてさふらひつるに、さやうに候覽返々なげき被思食候、又勅撰事は、以別當被仰し樣不可有子細之由候也、此御返事趣、又於入道殿前讀申忝候、名をば續拾遺と付べし、

疑難之旨違勅爲本、告言罪責非一歟、

〔榮花物語一月の宴〕古今にいらぬ歌を、むかしのも今のもせんせさせ給て、後にせんずとて、後撰集

といふ名をつけさせ給て、〇下略

〔群書一覽 四撰集〕後撰和歌集

此書を後撰と名づくる事は、およそ和歌の撰集は、萬葉集に始まれりといへど、わきて善美つくして大成せしは、古今集なれば、これまことに中興といふべし、其古今集の後に撰ばるゝ、心にて後撰和歌集とはいへり、

〔袋草紙 二〕二雜談

金葉集之時、有種々異名、〇中略詞花集之時如此名不聞歟、但詞花ノ詞字、音渡死音、有禁忌之由或人申、餘ノ難歟、金葉名予心中ニ傾思、其故ハ、自同見之處、佛欲入涅槃之時、先世間ニ金葉花雨云々以之思之、金葉ノ世間ニ流布不吉歟、而此集之後、無程白河院崩御、撰者又逝去了、

〔本朝通鑑 近衞三十五〕是年〇仁平元年正三位左京大夫藤顯輔奏覽詞華和歌集十卷於上皇、〇中略或時人皆謂、詞華之名、於倭歌爲的當、或人難之曰、詞華二字、其反有邪字嫌、以是爲名者、撰者之失也、非無遺恨、

〔千載和歌集 序〕我君世をしろしめして、〇中略過にしかたも年ひさしく、いま行さきもはるかにとどまらむため、此集をなづけて千載和歌集といふ、

〔群書一覽 四撰集〕千載和歌集

或云、〇中略先二代の集〇金葉、詞花、其名に俗難あれば、此集は千載と祝儀をこめて名づけたまふと云云、

〔花園院御記〕正中二年十二月十八日甲午、傳聞、今日奏覽勅撰云々、〇中略號續後拾遺云々、續字先々有沙汰事歟、更非相續之儀、尤不相應歟、廿八日甲辰、前關白〇鷹司冬平對面之間相語云、〇中略名字或說新拾遺、或云續後拾遺、不同之間尋之處、續後拾遺云々、爲世卿擧申新拾遺、然而似新任侍從之由有難不被用之云々、續字又如何、

竟宴

〔續古今和歌集序〕この集を續古今といへることは、延喜に古今集をえらばれて後、他の勅撰おほくへだゝれども、かさねて元久に新古今と名づけらる、そのうへ古今の字を猶もちいるは、すなはちこのみたびの集をもちて、とりわきまさしきたゞちとあひつぎて、ながき世にもつたへ、ときの人にもえらしめむがためなり、かつははからざるに、かの二代のあと（○古今集、延喜五年乙丑、新古今集、元久二年乙丑、）かはらず、いまも又乙丑のとし（○文永二年）にめぐりあひて、時いたりことはりかなへるなるべし、

〔園太暦〕貞和二年十月十一日、新大納言（○藤原公蔭）參會之間、以彼卿申入法皇（○花園）御方、于時依召參御學問所、良久有勅語等、又今度勅撰名字事被仰出、正風。義理相叶之由思食之處、如此物俗難意趣尤可思慮歟、隨而此號與音之時、傷風可相通歟、字聲已下雖不可混亂、士女子難定有之歟、且所存爲何樣哉之由有仰、尤可被相避歟之旨申入了、　十七日、參院、先於折妻戸有御對面、奏事之次、勅撰號事、風雅集之由思食定旨有勅定也、俗言雖耳馴、新勅撰集、無程不可過之歟者、

〔風雅和歌集序〕やまとうたは、（○中略）やまとことの葉の淺はかなるに似たれども、風雅のふかき道ひとしかるべし、

〔園太暦〕延文四年四月廿八日、傳聞、新撰集今日可奏覽云々、（○中略）勅撰號新千載集云々、（○中略）此名彙日予心中所推量也、附合頗有興、然而莫言、

〔明月記〕元久二年三月廿日、別當（○源通具）消息云、新古今竟宴、凝風情可豫參由蒙催、此事如何、竟宴事先例不審、答竟宴事不存知、延喜古今、天暦後撰皆見之所及、不見竟宴事、只所見日本紀竟宴計也、於其事者、被擬日本紀人別名、得其人詠歌一首歟、只如清書之儀、今如承者、不似此歌體歟、極以不審者也、　廿一日、竟宴事大理（○通具）重消息、竟宴事、昨日只凝一首風情可豫參云々、新相公奉行、公卿直衣、酉剋云々、或人云、新古今披露曰被講卷之始歌、可有御遊并和歌會云々、此外全無才學者也、日本紀竟宴も何に見て候しやらんも忘却候し、打任ては竟宴何も得其卷其人、今度無題、極大事候歟、　廿

二日、巳時許參殿〇藤原家經、中略、見參之次、竟宴之事昨日奉之、不得其心之由申之、仰云、以長房被仰、廿七日以前清書出來、又假名序其以前可進、又可獻件日題者、申云、清書事更不可叶、假令其間可書出歟、假名序又更難出來、題事新古今被終功之由可宜歟、不可有題歟、若被待清書序等者、暫可被延引、近日依灸治不能出仕、不廿七日被遂行者、此兩事不可叶由申了者、此事更不得心、殿下不令知給、誰人被申事乎、又人云、廿七日竟宴詠歌止了、只讀上卷々初歌了後、可有御遊、其伶人皆可召新樂、每事凡不得心、　廿三日、御清書假名序共難出來、仍以此中書被遂竟宴之後可有清書可被繼加序云々、此事殊忽思召定有事故歟、　廿七日、殿御參之後、自神泉還御御湯殿之後御寢、數刻之後令驚給、今夜於自身者不可詠歌由被仰合、更不可然、尤可有御製之由、殿下令申給、其後歌御案云々、二首被奉見合、一首令計申給、御清書了出御、丑刻歟、於弘御所有此事、例和歌所北〇中略豫文臺切灯臺儲之、新古今集在文臺上、讀序通具卿參講師之後詠之、春部始四五首詠了講師退出、次歌人次第置歌、〇中略講師有家卿依仰參講師、後詠吟了、歌人退下、兩度講師前太政大臣次伶人着座、殿上五位置御遊具、拍子隆仲朝臣、琵琶右大辨、箏經通卿、琴隆雅、笛親兼卿、箏盛兼、笙隆衡卿、御遊畢入御、人々退出云々、抑此事何故被行乎、非先例、卒爾之間每事不調、歌人又非歌人、其撰不審、

〔增鏡一おどろの下〕かくてこのたびえらばれたるをば、新古今といふなり、元久二年三月廿六日、竟宴といふ事、春日殿にておこなはせ給ふ、いみじき世のひゞきなり、かの延喜のむかしおぼしよそへて院〇後鳥羽の御せい、

いそのかみふるきをいまにならべこしむかしのあとをまたたづねつゝ

攝政殿よしつねおとゝ

しき島ややまとことのは海にしてひろひし玉はみがゝれにけり、つぎ〳〵ずむながるめかりしかど、さのみはうるさくてなん、

〔新抄〕文永三年三月十二日乙巳、於仙洞有續古今集竟宴事、關白前太政大臣、前左大臣以下參入之有口遊、

〔增鏡〕七北野の雪〕まことや、このとしごろ〇中略撰歌のさたありつる、たゞけふあすひろまるべしときこゆる、〇中略新古今の時ありしかばにや、竟宴といふ事おこなはせ給、おもしろかりき、此集をば續古今と申なり、

〔五代帝王物語〕續古今は、新古今の例に任て、〇中略竟宴など行れし時、和歌披講ののち、御遊に中將忠資めされて、所作人は皆公卿なれば、德大寺大相國公孝公其時中將にて拍子とられたりしと、唯二人殿上人にて、すゑにめし加へられて篳篥仕まつりたりしは、優にこそみえしに、いくほどなくて出家したれば、人もいたく心えぬ事にて有しに、ある人申侍しは、和歌には諸人の懷紙をかさぬれども、忠資は御遊ばかりに徴れたることゝ、いかにても有なん、人の能をもつは、面目あらん身にてこそあれ、是は耻をかきて詮なしとて、道心を發したりけるとかや、このこと若誠ならば、やさしきとも申べく侍るらん、

〔拾芥抄〕上末撰集風雅集

貞和二年丙戌十一月九日、被行竟宴、我朝被行竟宴例、新古今元久二年四月被行、文永二年續古今、竟宴有第三箇度云々、

〔園太曆〕貞和二年十月十九日、今日勸修寺前大納言〇藤原經顯送御教書、勅撰竟宴參事也、十一月八日、左宰相中將忠季入來明日撰集講師也、序讀樣已下談之、和漢序隨身也、粗諷誦了、園宰相入來、又入夜新大納言入來、明日儀等粗談之、九日癸丑、風雅和歌集撰歌等、大略被沙汰歟、仍温元久文永之例被行撰集竟宴之儀也、蓋希代之勝槪千載之一遇、多昨今不可被待他人參相講、可早參之旨、或被下勅書、或又有女房奉書、又自法皇〇花園御方有見聞之仰者、及深更者、御身體難扶持、相構可早參、

之旨、女房示仰之、殊可早參之旨申入了、今日儀、大概備進次第了、以文永所見被擬者也、〇中略奉行人勸修寺前大納言外、早參之人不幾歟、前大納言庇御座雲繝二枚敷之、更無其處、〇中略所詮文臺并講師圓座者、相構可在長押上歟、其外講頌人者、東西へ一面候歟、將又先規雖不分明、納言已下可候長押下歟之旨示也、〇中略及子剋出御也、御隨身〇註略總官衣冠五人六取松明列立階東西、(御隨身東、御隨官西、)關白(藤原兼基)(被候對代邊云々、)自東方參進、自階東間昇長押、褰母屋御簾、(御座當間也、御座上被褰歟、)昇上皇出御、〇中略座次內府、次冷泉前大納言、(公泰、)竹林院大納言、(公重、)勸修寺前大納言、(經顯、以上東、)日野大納言、(資明、西、)新大納言、(公蔭、東、)民部卿、(爲定、同、)二條前中納言、(雅孝、西、)春宮大夫、(實夏、東、)左宰相中將、(忠季、同、)九條侍從三位、(隆朝、西、)等悉參着、今度公卿數不多、仍不及透西渡殿歟、今夜公卿直衣也、但實夏忠季等卿束帶也、〇中略次關白候御氣色召講師、左宰相中將揖起座參進候長押下、蒙御目參進昇長押口頗膝行至手箱下、指笏開之箱蓋、(先解紐、)置西方、(御置之、)取撰集序置文臺上、次取第一卷又置之、(已上、以下方向御前也、)次覆蓋、(不結緒、)拔笏逆行、下長押暫候之、次蒙御目予參進、入階間聊膝行之體、候撰集手箱南邊、次忠季卿重參進着圓座、次予取第一卷置文臺右方、取序解紐、〇註略開之、〇中略忠季卿正笏讀申之、(此間三日常來□了、)風雅和歌集之序ト讀也、其後次第隨讀入予卷之、至奧云コトシカリト讀了、次予取序置文臺右、次第一卷開之、其後講師又讀之、風雅和歌集卷ノ第一ト讀也、卷頭前大納言爲兼歌也、文永記或四五首□□首讀之由有所見、今度爲兼以後六首故者也、(第六番伏見院御詠也、)當第七番有法皇御製、院御製云々、至彼七首讀申、(□聊何□可爲七首云々、)此間予聊候御氣色令讀終、仍卷寄置文臺中央、又取序同置文臺上、畢予起座候簀子圓座、關白內府同之、抑文永集歌講師讀之間、讀師前相國詠吟之由、資季卿記有所見、仍先日此事伺申之處、可在意之旨有勅定、其儀熟不思得之間、今度無沙汰也、此間忠季置笏卷總序并第一卷、畢指笏取件兩卷、聊膝行如元開箱蓋、(一卷ヅヽ如元返納歟、)納之、覆蓋結箱緒、逆行右廻歸着本座、次人々可置和歌、而良久遲留、未練至歟、須而殿上人四人〇註略自下臈懸膝於長押、聊膝行取直置文臺上、(陸清朝臣外、於御前不披見之、)次公卿同自下臈置之、〇此次ニ

撰者

歌ノ披講アリ、管絃ノ御遊アルコト、歌會ニ異ナラズ、今日宸宴兩道也、而一族八人携其席、前代頗希有歟、當時之英名後代異他哉、無一事之違亂、被果遂彼宴、住吉玉津島感應揭焉歟、〇中略抑竟宴事、元久始被行、□□□□不歟□甘心之輩有之歟、然而撰者於里第撰勅集者、奏覽有之、於御前被沙汰、撰勅歌不可有奏覽之號、號之元久文永雖被定撰者人數、於御前採擇之間、無奏覽之儀、被行竟宴也、況忽今度撰者號凡不被定、偏以叡慮被撰、彌以勿論歟、斯宴撰終之後須被行也、然而近來天下總別太平時分難得也、仍今度以序漢和幷春上一卷被行此宴、先日勅語曰、續古今之時、文永二年冬以春許可被行此宴之由治定了、而依天變事延引、及翌年春周備被行了、元久又以中書被行云々者、

〔續本朝通鑑光明五十五〕貞和二年十一月癸丑、法皇〇花園撰單風雅倭歌集二十卷、〇中略是日法皇召白藤良基及公卿行竟宴、催倭歌管絃遊、前左大臣藤公賢預議其事、追元久文永例行竟宴儀、本朝撰集行竟宴、都止此三度、

〔增鏡一おどろの下〕大かたいにしへならの御門の御代に、はじめて右大臣たちばなの朝臣、勅をうけ給ひて、萬葉集をえらびしよりこのかた、えむぎのひじりの御時の古今、とものり、つらゆき、みつね、たゞみね、天暦のかしこかりし御代にも、一條攝政殿謙德公〇伊尹いまだくら人の少將など聞えける比、和歌所の別當とかやにて、なしつぼの五人におほせられて、後撰集はあつめられけるとぞ、ひがぎゝにや侍らむ、そののち拾遺集は、花山の法皇のみづからえらばせ給へるとぞ、白河院位の御時は、後拾遺通俊治部卿うけたまはる、崇德院の詞花集は、顯輔三位えらぶ、

〔八雲御抄作法二〕一撰集

撰者　巨細様相論說々多、仍只一說許を注也、〇中略

古今　延喜五年四月十五日、奉詔紀貫之爲棟梁撰之、友則、躬恒、忠岑、同助成、

後撰　天暦五年十月、於梨壺和萬葉集、以藏人少將伊尹爲和歌所別當、和歌所根源是也、能宣、元輔、順、時文、望城撰之、

拾遺 長徳比公任卿撰之歟、抄者花山法皇撰、此事有説々未決、一説、集花山、抄公任云々、

後拾遺 應徳三年九月十六日、通俊朝臣撰進之、事次後通所望之撰之、承保比始之、寛治元年又中出注之、

金葉 大治元年、依白川法皇綸言、俊頼朝臣撰之、再三改直、大治二奏之、披露中度本也、

詞花 仁平、依崇徳院仰、顕輔撰之、天養元六月二日奏之、仁平又奏之、

千載 文治、依後白河院仰、入道俊成編撰之、通世者撰之、准喜撰和歌式、文治三奏覽之、

新古今 元久、通具、有家、定家、家隆、雅經等撰進中、上皇有御點被定之、

〔尺素往來〕近日勅撰事、其沙汰候之由承候、然者可出微望宗匠方候、○中略新勅撰者、定家卿奉後堀河院之勅撰之、續後撰、續古今者、爲家卿奉後嵯峨院之勅撰之、續拾遺者、爲氏卿奉龜山院之勅撰之、新後撰者、爲世卿奉後二條院之勅撰之、玉葉者、爲兼朝臣奉伏見院之勅撰之、續千載者、爲世卿奉後宇多院之勅撰之、續後拾遺者同人奉後醍醐天皇之勅撰之、風雅者花園院御撰、新千載者、爲定卿奉後光嚴院之勅撰之、新拾遺者、爲明卿奉同勅撰之、新後拾遺者、爲重朝臣奉後圓融院之勅撰之、○下略

〔袋草紙 二〕後撰集○中略天暦五年十月日、詔坂上望城、源順、紀時文、大中臣能宣、清原元輔等、○中略令撰之、號梨壺五人、○中略于時有平兼盛、而不入此中、不審云々、

〔年山紀聞 三〕後拾遺集の序

此序はすなはち通俊卿かゝれたるに、後撰には古今の歌をふたゝびとらず、拾遺には古今後撰の歌をとらずとあるは、此集どもをよく見られぬと知れたり、後撰に古今の歌あまたあり、拾遺にまた兩集の歌ふたゝび出たる事おほし、わづか三部の集をもおぼえられずして撰者となられたる事不審也、

〔千載和歌集 序〕いにしへより勅をうけたまはりて集をえらぶこと、あるひはその位たかく、ある

ひはそのしなくだれるも、久しく此みちをまなび、ふかく其心をさとれるともがらは、つとめきたれる中に、松の戸ぼそにのがれ、苔の袂にしほれたるものこれをえらべるあとなむなかりけれど、宇治山の僧喜撰といひけるなむ、すべらぎのみことのりをうけたまはりて、やまと歌の式をつくれりける、しきをつくり集をえらぶかのむかしのあとにより、いまこのなずらへあるがうへに、和歌の浦の道にたづさひて〇藤原俊成は、なゝそぢのしほにもすぎ、わがのりのすべらぎにつかへたてまつりては、むそぢになむあまりにければ、家々のことの葉、浦々のもしほ草、かきあつめたてまつるべきみことのりをもうけたまはれるならし、

〔古來風躰抄〕後白川院のおほせ事にて、老法師〇俊成撰集のやうなるものつかうまつりてたてまつり侍し、千載集と申、むかしのかしこき人々に及べからぬ身にて、撰集のつゞきにしるし申は、きはめてかたはらいたき事なれど、すでに勅によりてえらびたてまつりて、君又御納受ありて、蓮華王院の寶藏にをさめられ侍りにしかば、撰集のつゞきにはゞかりながら申つらぬるものなり、

〔兼載雜談〕一俊成は、基俊に廿五才の時より門弟に成給しなり、基俊と俊頼は、中あしかりしなり、千載集俊成撰せられしに、俊頼の歌多く入、人々難云、師匠に敵の人の歌をば、いかで多入ぞといひしに、俊成云、俊頼はにくけれど、歌はにくからずとの給ひしとなり、君子はいかりをうつさずといふ心なり、

一俊成云、我集を撰せし時、人を見ず歌をみしとなり、されば定家も、新勅撰に家隆の歌をば多く入られたり、

〔歷代和歌勅撰考〕三按るに、勅撰も、むかしは時の名ある人に仰られて、古今は、躬恒、貫之、友則、忠岑の四人、後撰は能宣、順、望城、時文、元輔の五人、拾遺は花山院天皇、後拾遺は通俊一人、金葉は俊

顯詞花は顯輔各一人にてうけたまはられき、これ道はおほやけにして、わたくしをなしがたければなり、然るに此千載集を釋阿〇俊成の奉はられしより後は、定家爲家の卿たち、代々勅撰をうけたまはる事にて、をさ〳〵あだし家の人はあづかりえぬことのごとくになれり、これより道せばく、私言もいできて、歌にひめごとなどいふすぢ〳〵をまうけつゝ、歌のあしくなれるもとゝはなれり、

〔新古今和歌集序〕右衛門督源朝臣通具、大藏卿藤原朝臣有家、左近中將藤原朝臣定家、前上總介藤原朝臣家隆、左近少將藤原朝臣雅經等におほせて、〇中略ひろくもとめ、あまねくあつめしむ、〇中略延喜のひじりの御代には、四人に勅して古今集をえらばしめ、天暦のかしこきみかどは、五人におほせて後撰集をあつめしめ給へり、そののち拾遺、後拾遺、金葉、詞花、千載等の集は、みな一人これをうけたまはれるゆゑに、きゝもらしみおよばざるところもあるべし、よりて古今後撰の跡をあらためず、五人のともがらをさだめて、しるしたてまつらしむるなり、

〔徹書記物語上〕一雅經は、新古今の五人の撰者には入侍りしかども、其比堅固の若輩にて侍りし、撰者の人數に入たるばかりにて、家には記錄なども有まじき也、

〔新勅撰和歌集序〕すべらぎのみことのりをうけたまはりて、我くにのやまとうたをえらぶこと、みづがきのひさしきむかしよりはじまりて、すがのねのながき世々につたはれり、いはゆる古今後撰ふたつの集のみにあらず、おほやけことになずらへてあつめゑらされたるためし、むかしといひ、いまといひ、その名おほく聞ゆれど、こゝのへの雲のうへにめされて、久かたの月にまじはれるともがら、このことをうけたまはりおこなへるあとはなほまれなり、しらかはのかしこき御世、ことわざしげきまつりごとにのぞませ給ひて、なゝそぢあまりの御よはひたもたせたまひしはじめ、後拾遺をえらべるひとたびなんありける、しかるに〇中略定家、はま松のとしつ

もり、かは竹のよゝにつかうまつりて、なゝそぢのよはひにすぎ、ふたしなのくらゐをきはめて、ゑものことをきゝてかみにいれ、かみのことをうけてゑもにのぶるつかさをたまはれる時にあひて、たらちねの跡をつたへ、ふるきうたの殘りをひろふべきおほせごとをうけたまはるによりて、〈○中略〉貞永元年十月二日これを奏す、

〔續古今和歌集序〕これによりて、古今のあとをあらためず、四人のともがらをさだめらる、いはゆる前内大臣藤原朝臣、〈○基家〉民部卿藤原朝臣爲家、侍從藤原朝臣行家、右大辨藤原朝臣光俊等なり、

〔拾芥抄上末撰集〕續古今集

或云、正嘉三年三月、於西園寺亭庚申御會之次、爲家卿奉勅難擧申爲氏卿、勅定云、融覺〈○爲家〉候之上者、桑門撰者、祖父俊成卿撰千載集之例不可求外、重可奉行之由、弘長二年被加撰者五人也、〈此内前内大臣家良公、奏覽以前早世、〉

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠〈○藤原爲世〉被語申云、續古今は、正元元年西園寺の一切經供養の時、民部卿入道〈○藤原爲家〉一人可撰進之由直に被仰下侍りしを、其後被加撰者、結句眞觀〈○藤原光俊〉下向關東、將軍家〈中務卿宗尊親王〉此道御師範と成て、每年關東より被申とて、我思ふさまに申行へり、民部卿入道、我撰の歌の外は一事以上不有申子細とて口を閉侍き、和歌評定の時治定の事も、後又申改、かやうにこそ評定には治定侍りしに、何樣事哉之由被申ければ、いさなにと候けるやらん、鶴内府〈○藤原基家〉參被申行侍しと、眞觀返答しけり、仙人のわたましのやうに、鶴に物を負するはと、民部卿入道利口し申されけると云々、集治定之後、所存相違之事ども一卷に書て、常盤井入道相國〈○實氏〉のもとにつかはす、爲兼廷慶訴陳時、勅撰之者故實二百ヶ條秘事を、祖父入道より相傳之よし書たる也、爲敎卿常盤井相國に隨逐之間見及歟、詞書に百首にと侍るを、百首歌にとあるべきかなど體の事共也、ちゝとした

る大旨何か秘事にてもあるべきと云々、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年十月十八日癸未、右大辨入道〇眞觀自京都參向、兵部大輔範忠朝臣又下著、依御產無爲事也、但內々依勅撰集〇續古今集事云々、

〔徹書記物語上〕一鶴殿は、光明峯寺殿〇道家の御子なり、今の月輪殿〇兼孝の先祖、鶴殿は續古今の撰者なり、

〔歷代和歌勅撰考四〕又云、〇井蛙抄故宗匠〇爲世被語仰云、續古今に被加撰者て後は、入道戶部ものうくおもはれて、撰歌のこと冷泉亞相〇于時侍從中納言讓與、其狀云、勅撰事一向可被沙汰、不可誇堪能事也云云、其時向後勅撰可被入者、兼氏朝臣子孫光行餘流祝部者共云々、殊讓與門弟也、

又云、民部卿入道出行之時、辨入道〇眞觀井前を被通、雀文車立たり、以下部誰人御車哉被尋之處、日向守殿御車云々、〇兼氏朝臣也以外腹立被歸後直入和歌所、兼氏朝臣歌三首被書入たるを悉切出云々、

按るに、此二ヶ條流布の井蛙抄になし、勅撰次第に出したり、これらの說によれば、續古今の撰は、爲家卿の心に叶はざりし事知られたり、されども兼氏の歌を出されたるは、あまりしき事といふべし、

〔玉葉和歌集十八雜〕續古今集えらばれ侍ける時、撰者あまたくはへられ侍て後、述懷の歌の中によみ侍ける、

前大納言爲家

玉つ島あはれと見ずや我方は吹たえぬべき和歌の浦かせ

〔いざよひの日記〕しうをえらぶ人はためしおほかれど、ふたゝび勅をうけて、世々にきこえあげたる家は、たぐひなほありがたくやありけん、

○按ズルニ、藤原定家ハ、新古今新勅撰ノ撰者ニシテ、其子爲家ハ、續後撰續古今ノ撰者ナリ、

〔伏見院御記〕正應六年八月廿七日、今日可被仰撰集之間事、〇中略卽仰撰者四人、爲世卿、爲兼卿、雅有卿、隆博卿、隆博

喜悦之餘落涙云々、道之執心、尤可感歟、

〔增鏡十二浦千鳥〕正應に撰者どもの事ゆゑわづらひどもありて、撰集もなかりしかば、〇中略爲兼の大納言うけたまはりて、萬葉よりこなたの歌どもあつめられき、正和元年三月廿八日奏せらる、玉葉集とぞいふなる、此爲兼の大納言は、爲氏の大納言のおとゝに爲敎右兵衞督といひしが子なり、かぎりなき院〇伏見の御おぼえの人にて、かく撰者にもさだまりにけり、そねむ人々おほかりしかど、さはらむやは、この院のうへ、このみよませ給御歌の姿は、前藤大納言爲世の心地にはかはりてなんありける、

〔歷代和歌勅撰考四〕按るに、此時俊成卿の末三ッに分れて、冷泉二條と爲兼流といひて、歌のさまもことなり、〇中略然るに二條と冷泉は、さのみかはりめも見えねど、爲兼卿の風は、いたくかはりて、其ころらべゆたかに打上りたらず、めづらしからんとかまへられたるから、さかしだちてにくいけしたるもの、、ゑかも賤しき姿なれば、其頃もとかく譏しる事にて、此玉葉と又風雅とは、歌のさまあしかりければ、增鏡にも、この院のうへ好みよませ給ふ歌のすがたは、前藤大納言爲世の心地にはかはりてなん有けるとはいへるものなり、

〔延慶兩卿訴陳狀〕一同狀爲兼藤原卿訴狀云、雅有隆博等卿卽世事、古今集以降、加撰者不遂其節、死亡之輩雖有之、更不爲其集之不吉、古今集紀友則、新古今寂蓮、續古今衣笠前內府家〇良等也、永仁元年被仰撰集以後、數年之間、兩人歸泉、自然之儀也、爲兼趣配所、不可爲其難趣、粗載先陳畢、吹毛難不足言也云々、

新古今續古今時者、撰者數輩之內、一人夭亡、永仁撰者四人之內、三人有子細、難准的乎、古今撰者內、於紀友則者、非撰歌中夭亡之仁、友則亡之時、貫之忠峯等歌、以入古今集存之歟、有若亡申狀也、〇中略凡對彼卿爲兼〇雖一事、爲世未貽瑕瑾之條、世以所知也、而今致無窮之自稱、及自由之過言之條、所存

之企、迷是非者也、又赴配所事、一切非吹毛之難、無事被行非據之罪科之由、以驛之次訴申關東歟、於此條者、曾不存知之、唯不遂撰歌配流之條、申不吉之由許也、〇中略 爲兼卿不遂撰歌、蒙刑之重科、永貽門塵之瑕瑾者、奏覽以前早逝、雖有寂蓮之例、撰者配流之刑法、往古來今之間無例、於彼卿以過殃爲邪、以无恙爲正、爲兼卿所勸請之靈神、天照大神、祖神春日、并住吉明神、不受邪義、已驗證灼然者也、爲世不才非器、校列祖雖多所耻少所學、任祖先之先規、奉勅撰之撰者、始自奉勅之日、至于奏覽之期、海內淸平、朝廷無事、是併祖靈之應感也、佛神之加護也、家之眉目、道冥加也、身仕八代之天祚、齡過六旬眉壽、當家者傍若無人也、然則所習傳之風雅、將順列祖之素意、所詠來之靈詞、相協明神之冥慮、靈驗炳焉者歟、彼卿輕慢嘲哢之詞、言語道斷、傍人側目也、爲兼卿不改先非之過者、定有後悔之怖乎、併存一族之舊好、可顚偏執之邪義者歟、

一同狀云、爲庶子無撰者之號之由掠申之間、不依嫡庶之例、所勸申也、爲庶子不可有其號者、先可立申其謂歟、陳方術盡之餘、加无邊之了見、於申亂正理不便也、於成家光家比爲世歟事、爭可不比之哉、於官位者、爲世卿、誠爲雲泥至文書相傳并庭訓之口者、雖及成家卿光家等歟、其間子細爲世卿依無口傳、委不存知者乎、於當道者、不依嫡庶之次第、不守官位之淺深者也、所謂千載集之時、成家卿爲家督之上首、不過兩首、定家卿爲庶子之淺位、八首入之、內大臣(良通公)雖爲家督、四首入之、後京極攝政(良經)于時右近中將爲庶子、八首也、不拘官位之淺深、不依嫡庶之高下、其例已炳焉也云々、有家卿寂蓮、共以爲不吉例之條、載先度之狀并左口弃置成業之家督、被用中絕之庶子條、无先規之由所訴申也、今勸例、更不協理致乎、成家卿者、爲年齡舍兄、僅雖濆千載集作者、不接公宴、不入後之勅撰、若於傳文書受庭訓者、爲君不被用、爲父不申乎、於光家者、建保之頃、以八條左府(良輔)〇藤原之吹擧、雖接禁裡之宴席、定家卿不聽之、其趣所載記錄分明也、所詮成家卿光家等、有傳文書受庭訓之支證者、慥可注進者也、爲世傳文書受庭訓、爲都鄙御師範、爲勅撰之撰者、可比成家光家哉否、宜在上裁、次定

家卿幷成家卿本自云嫡庶、云堪否、不及爭之、何況於詠歌員數哉、其子細具載先段了、不爲例之歟、於九條內大臣（○藤原良通）者以他才聞、不以斯道顯故也、更非成業之准據歟、抑後京極攝政（于時右近中將）爲庶子八首也云々、今所入千載集之歌七首也、于時左近中將也、如何、雖爲枝葉、於事參差之條、可謂比興歟、（○中略）

一同狀云、中絕事、爲敎卿依不爲撰者差申歟、太短慮也、爲世卿不傳文書、不受口傳、不辨和歌之是非、於道尤可謂中絕、於父祖依無庭訓、相類雅有卿、訪歌道事之條、存知之仁、及數輩者歟、爲相卿雅敎朝臣等申旨等候、被召出雅有卿記錄之日、不可有其隱事候乎、以雅有卿幷源承等說、對當家正流之儀、及異論之條、爲道尤輕忽候歟、彼卿以爲兼猥无相承之由、訴申之上者、以如此之次、不被尋究者、末代彌邪正有差別、且爲當道無念、且爲世上歎存候、縱雖爲相續之家、其身爲不堪者、難被用之、縱雖非累家之仁、爲堪能者、可應請撰者歟云々、

爲世傳文書受口傳事、具備支證、載先段畢、不知和歌之是非、爭可爲勅撰撰者哉、續拾遺新後撰之時、依不達自身之望、動忽諸二代之朝儀之條、有恐有憚、凡以七度相續之芳躅、爲五代淸撰之撰者、中絕之了見、可謂不便、次相類雅有卿訪歌道事之由、爲相卿雅孝朝臣等有申旨云々、此條閣父祖之庭訓、訪庶子門弟等說之條、陳謝還爲輕忽者歟、但雅有卿記錄尤召給之、可申子細者也、爲兼卿以尼公（○阿佛尼、爲家妾、）之說稱正說之條、委細載先段畢、姧曲謀計等、以此等之次被尋究之條、尤所庶幾也、爲不堪而守庭訓、與破庭訓而不堪、用捨如何、（○中略）抑弘安之頃、亡父（○爲世父爲氏）向入道相國亭退歸之時、爲敎卿（○爲兼父）追來車下、悔先非、向後不可有別心之由、指比叡山及誓言畢、此事及度々由、具所記置也、而爲敎卿忽忘口度誓約、續拾遺之時、及濫訴之間、五箇月中天亡乎、爲兼卿彼誓言存知哉否、併所奉任山王之神慮也、

一同狀云、具於彼（○爲敎）病床詠歌云、限安留命於人仁伊曾加禮天見努世之後緖加禰天知奴留云々、

此歌、於病床令詠之條、自其時世以所口遊也、況可令吹擧哉、都以不存知之、若阿佛之謀作歟、縱依繼母讒言、一旦雖有遺恨之事、於病床擧申撰者之條、何貽疑殆乎、且就勅答畏申狀（阿佛自筆）云々、

ちよくせんの事、ためうちうち〱うけたまはりて候よし申候つるも、たゞ心やすくおもひおき候はむずる御じひばかりに、かつ〱御なぐさめ候かとうけたまはり候つるだにも、よわよわしく候心地いきいで候やうにおぼえ候て、しばしもながらへ候て、撰集のさかしらをも申候はゞやとも覺え候、又こゝのしなののぞみも、今はいとゞさはり候はじと、この世ひとつならず、よろこびかしこまりうけたまはり候ぬ、又ためすけが事、いふがひなく候ほどをうちすてゝ、心のうちは、たゞおほせにたがふ事候はず、歌よみにもなにゝもをしへたて候て、きみの御ようにもたつものになし候はゞやとのみ、老の後の心にかゝり候つれども、かひなく候、こゝろのやみは、かなしくよしなくおぼえ候つるに、なほ〱ためうぢがめむぼくきはまり候ぬるも、ためすけがめうがひとかたならず、よろこびのなみだにくれ候ほどに、いとゞくりことのみ申され候云々、

加之續古今之時、賜常盤井入道相國載懇懃之詞吹擧之畢、彼狀云、勅撰事、去正嘉三年三月、一切經供養之頃、於西園寺殿、庚申御連歌之次、重可奉行之由、當座被仰下候之間、再三申子細候之處、於今度者、爲氏尤雖可奉行、融覺佐天候上、桑門撰者、祖父俊成始撰千載集之例、不可求外、早重可奉行、（所詮）又云、誠爲氏不堪非器、不似當時傍輩博覽候、然而歌之善惡許（波）定存知候歟、（所詮）既爲君被仰下、爲其器之由、爲父擧申、知和歌善惡之□□又文永十一年五月八日、入道民部卿（家）〇（爲）與亡父同車、向經任卿之許、撰者事擧申之、其子細所載記錄分明也、此等條々世以雖知之、彼卿猥及

自由過言之間、所載右也、

〔公卿補任伏見〕永仁六年　前權中納言正二位藤爲兼、四十五　三月十六日座事、

〔一代要記伏見十四〕正二位藤爲兼、正應五年十五辭、佐渡配流事可尋之

〔徒然草下〕爲兼大納言入道めしとられて、武士どもうちかこみて、六波羅へゐて行ければ、資朝卿一條わたりにて是を見て、あな羨し、世にあらん思出、かくこそあらまほしけれ、とぞいはれける、

〔保暦間記〕同〇永仁六年二月、權中納言爲兼卿隱謀ノ聞エ有テ、佐渡ノ國へ遠流、後ニハ召歸サレテケリ、

〔公卿補任後二條〕乾元二年、前權中納言藤爲兼五十閏四月日、自關東蒙免除、自佐渡國被召返之、

〔玉葉和歌集旅八〕爲兼佐渡國へまかり侍し時、越後の國てらどまりと申所にて、申おくり侍し、

遊女初君

物思ひこしぢの浦のしら波も立かへるならひありとこそきけ

〔增鏡秋のみ山十三〕當代〇後醍醐も又しきしまの道もてなさせたまへば、いつしかとおほせらるゝ、前藤大納言爲世うけ給はれり、玉葉のねたかりしふしも、いまぞむねあきぬらんかし、〇中略續千載といふなり、新後撰集とおなじ撰者の事なれば、おほくは彼の集にかはらざるべし、爲藤の中納言、父〇爲世よりはすこしおもふ所くはへたるぬしにて、いますこしこのたびは心にくきさま也などぞ、時の人々さたしける、

〔二十一代集後談〕續千載集

井蛙抄云、此集をうけたまはりて〇藤原爲世撰れし時、さして歌よみにもあらざる人の來るにも、勅撰こそ候べ、御歌や候、出させ給へと申されしを、故戸部〇藤原爲藤、爲世子、其外の門弟も勅撰は道の重事

秀逸をえらばるべき事にて侍るに、分明に歌もよまぬ者に歌をこはるべき事、人の難も有べき事なり、不可然之由つぶやき申されしを、かへりきかれて、予に對面の時仰られ候は、歌は此國の風俗也、國に生れたらんもの誰か歌をよまざらん、稽古なくして世に志られたるも有、獨吟してこゝろを養ふ者も有、歌の出來事、歌よみならぬ者もよみ出して、古き集にもいれり、後撰の八子のたぐひ也、勅撰をうけたまはり、廣くよき歌をもとめん時、名譽なき人も、いかなる秀逸をか詠じて持たらん、などかあひふれで有べきと申されし、かへすがへすおもしろく覺侍き云々、

〔拾芥抄上撰集末〕風雅集

萩原法皇〇花園御自撰之、

〔李花集雜下〕續後拾遺撰侍し比、立親王以前名字などなんぎに侍て、思ひの外に作者にもくはゝり侍らざりしに、今度風雅集とかや撰ばるゝよしきこえしかども、今は又身のよそに覺侍しに、あらぬさまなる撰者どもにて、爲定卿はもれ侍ぬるなどきくさへ、此道もなく成ぬる心ちしてなげかしくおぼえしかば、歌つかはし侍し次に、

いかなれば身はしもならぬことの葉の埋もれてのみきこえざるらん

此度はかきもらすとももしほ草なかなかわかのうらみとはせじ

〔增鏡十四春の別〕年〇正中元年もかへりぬ、おとゝしばかりより又かさねて撰集〇續後拾遺集の事仰られしを、爲世の大納言二たびになりぬればにや、爲藤の中納言〇爲世子にゆづりしを、いくほどなくかの中納言なやみてうせぬ、いといとをしうあはれなり、故爲道朝臣〇爲藤兄のうせにし、たゞとし月ふれどたえぬうらみなるに、またかくとりかさねたるなげき、大納言の心のうちいはんかたなし、春宮より志ばしばとぶらはせ給ふ、御消息のついでに、

おくれゐるつるのこゝろもいかばかりさきだつ和歌のうらみなるらむ

御返し、大納言爲世、

おもへたゞ和歌の浦にはおくれゐて老たるたづのなげく心を、世に歌よむとおぼしき人の、あはれがりなげかぬはなし、せめて勅撰の事えらびはつるまでなどかはとぞ、人々のなげきいとをしげなり、故爲道の中將の二郎爲定といふを、故中納言とりわき子にして、なにごともいひつけしかば、せんかのこともうけつぎてさたすべしなどぞきこゆる、大納言は末の子爲冬の少將といふをいたくらうたがりて、このまぎれにひきやこさましと思へるけしきありとて、爲定もうらみなげきて山ぶしすがたに出たちて修行にいでうせぬなどいひさたすれば、人々いとをしうあはれになどもてあつかへど、さすがにもとめいだして、もとのやうにをだしくさだまりぬとなむ、（〇中略）兵衞督爲定故中納言のあとをかけてえらびつる撰集の事、正中二年十二月のころ、まづ四季を奏するよし聞えしのこり、この程世にひろまれる、いもおもしろし、

〔園太曆〕文和五年（〇延文元年）六月八日、抑今日未剋許、有二禁裏御書一、勅撰（〇新千載集）沙汰奉行人間事、愚存申入了、且承快之旨密々示二遣撰者禪門一（〇藤原爲定）了、（〇中略）

抑勅撰間事、天下已屬二太平一畢、頗御沙汰珍重存候、撰者法體、雖レ解二逅候一、千載集勿論候上、又武家（〇足利尊氏）執奏、不レ能二左右一候歟、（〇中略）公賢誠恐頓首謹言上、

六月八日　　藤原公賢上

頭辨殿

十一日、勅撰事、頭辨時光朝臣及レ晩書二綸旨一持二向撰者一歟、追尋取二續之一、

上古以來和歌可レ令二撰進一給者、依二天氣一言上如レ件、

六月十一日　　右中辨時光奉

進上　御子左入道大納言殿

十二日、及二西斜一二條三位爲明朝臣來、入道大納言使也、勅撰事昨日被レ下二綸旨一、口悅之至、言語難レ及、先日音信、本懷之間所レ示云々、尤承悅之由報畢、昨日即罷二向武家一賀申之間示レ之、今度事併武家執奏之故候也、

〔増鏡十六久米の皿山〕爲定の中納言も、さきの御世〇後醍醐にはおぼえはなやかにて、いと時めきしに引かへ、しめやかにつれ〴〵とこもりゐたれば、おほぢの大納言爲世、たび〴〵院〇後伏見の御氣色たまはられけれど、いとふようなれば、心もとなうおもひわびて、春宮大夫通顯の君して、かさねて奏しける、

和歌のうらに八十あまりの夜の鶴の子をおもふこゑのなどか聞えぬ、大夫はうけばりたる傳奏などにてはいませざりけれど、この大納言歌の弟子にてさりがたきうへ、事のさまもゆゑあるわざなれば、なほしのぶところに引入てまゐり給へりけるに、後伏見院の上のどやかにいでゐさせ給て、世の御物語などおほせらるゝをりよくて思ひなげくさまなどねんごろにかたり申て、ありつるふみひきいでつゝ、御氣色とり給、大方いとなごやかにおはします君の、まいてなにばかりつみある人ならねば、かうじおぼすまではなけれど、いさゝか武家よりとり申さぬ事を、御心にまかせ給はぬに、かくとゞこほるなるべし、いとふびんにこそとのたまはせて、やがて御返し、

雲の上にきこえざらめや和歌の浦に老ぬるつるの子を思ふこゑ

〔草庵和歌集類題雜〕民部卿〇藤原爲藤勅撰〇續後拾遺集をうけたまはりながら、奏覽をとげずしてかくれ侍しに、延文元年七月、三十三年にあたり侍しころしも、新千歳集のこと仰下され侍りしかば、佛事の次に人々歌よみ侍しに、懷舊の心を、〇頓阿

なき影の立やそひけんことしゝもふるきにかへるわかのうら波

〔新拾遺和歌集雜十八〕此集承てえらびはじめける日、題をさぐりて歌讀侍しに、深夜月を、

民部卿爲明

いたづらに我よ更ぬとなげきつるこゝろもはれて月をみる哉

〔徹書記物語上〕一頓阿は、そのころ新拾遺を爲明と撰せられしが、爲明は返納もなくて、集中に沒したまへりけるほどに、雜篇か戀篇より頓阿撰し侍し程に、記錄もあるべきなり、

〔新後拾遺和歌集序〕權中納言藤原朝臣爲重に仰て、いにしへよりいまにいたるまでの歌をあつめえらばしめ給ふ、○中略文治のかしこき御代に、皇太后宮大夫俊成みことのりをうけたまはりしより、延文のあきらけき時にいたるまで、代々にえらびおかれたる勅撰、すべてかの家より出すといふ事なし、今世のおす所、人のゆるすところ、まことに道のひじりといふべし、

〔歷代和歌勅撰考五〕按るに、○中略文治に俊成卿の千載をうけたまはられてより、代々皆御子左の家勅撰をうけたまはりて、定家卿は新古今新勅撰と二度、爲世卿は新後撰と續千載と二度、爲定卿は續後拾遺と新千載と二度、此三人は皆二度づゝうけたまはられたるもめでたきわざにて、此爲重卿迄も奉り來られしは、此家にとりてはいかばかりおもておこしなりけん、此後新續古今を飛鳥井の家にてえらばれしこそ、御子左のためには口をしきことなりけめ、

〔薩戒記〕永享五年八月廿五日、今日被仰下知歌集○新續古今集可撰進由於飛鳥井中納言、雅世藏人權右少辨長淳書遣綸旨了、凡院御治世之時、猶可爲院宣歟之由有沙汰、然而猶有議、被下綸旨云々、新拾遺新後拾遺等之例歟、件兩集武家執奏也、今度又可然、又將有子細歟、抑雅世卿曩祖雅經卿、加新古今撰者之後、中絕無此事、忽興數代之跡、時剋到來、可爲高運之至極者歟、○中略飛鳥井中納言來臨、被示合請文之體、爲氏爲世等所書之舊草被隨身者、彼趣無子細可被規模之由計示了、

〔新續古今和歌集序〕權中納言藤原朝臣雅世におほせて、わかの浦の海のよるべには、おほうち山

作者

の松のかげをしめつゝ、とみのを河のすみにごれるをわかち、みしま江のあしよしをえらびとゝのへしむ、おほよそ一人に勅する事、いそのかみふるき跡をたづぬるに、みな時にのぞみてそのうつはものをえらぶといへども、世々につたへてその家をさだむる事なし、いはゆる後拾遺金葉詞花千載これなり、しかるに前中納言定家卿はじめてたらちねの跡をつぎて新勅撰をしるしたてまつり、前大納言爲家卿、又三代につたへて續後撰をえらびつかうまつりしよりこのかた、あしがきのまぢかき世にいたるまで藤川のひとつながれにあひうけて、家の風こゝろたえず、こと葉の花にほひのこれりしかば、これをおきて外にもとめざりけらし、そも／＼參議雅經卿は、新古今五人のえらびにくはゝれるうへ、この道にたづさひてもすでに七代にすぎ、その心をさとれる事も又ひとすぢならざるにより、ことさらにみことのりするむねは、まことに時いたり、ことはりかなへることなるべし、

〔水蛙眼目〕大夫入道殿（○藤原俊成）以來、自撰の我歌、家督のはじめて入歌などは、至極の本意の歌にてこそ侍らめそれにつきて千載集はいまだ中古風相殘て、猶とゝのほらぬ所も侍らん、新古今は、自餘撰者又御所（○後鳥羽）の御計にて、京極殿（○定家）の心ならぬことに侍らん、新勅撰の撰者（○定家）の歌十一首、家督（○爲家）の歌六首、續後撰の撰者（○爲家）の歌十一首、家督（○爲氏）の歌六首、續拾遺の撰者（○爲氏）の歌十一首、家督（○爲世）の歌六首、これは尤風體の本とみならふべきにや、

〔二十一代集後談〕二十一代集員多入名錄

勅撰に歌數おほく入たる人々を記し侍るに、人丸、赤人、天神、天皇には天智、光孝、宇多、醍醐、村上、圓融、花山、白河、崇德、後鳥羽、順德、後堀河、後嵯峨、龜山、後宇多、伏見、後伏見、後二條、後醍醐、花園帝也、親王には、惟高、貞元、具平、輔仁、宗尊、久明也、法親王には、覺法、覺性、守覺、靜仁、澄覺、覺性、覺助也、執政には、貞信公、淸愼公、謙德公、粟田道兼公、東三條兼家、忠義公、法成寺道長、宇治賴通、京極師實、後二條師通、法

性寺忠通、後法性寺兼實、後京極良經、富家入道忠實、光明峯寺道家、普光園良實、近衛基平、圓光院基忠、淨妙寺家基、己心院師敎、後照念院冬平、後光明照院道平也、大臣には、中院雅定、德大寺公能、同實定、大炊御門賴實、土御門通親、野々宮公繼、西園寺公經、土御門通光、鎌倉實朝、常盤井實氏、花山院師繼、衣笠家良、山階公守、三條實重、六條有房也、大納言には、藤公任、藤國信、藤公實、法性寺長家、六條忠良、中山忠親、源通具、爲家、爲氏、爲世、爲兼、爲定也、中納言には、家持、兼輔、敎忠、朝忠、定賴、通俊、大江匡房、藤原俊忠、長方、定家、爲相、爲藤、飛鳥井雅世、雅孝也、參議には雅經、雅有、忠定也、散二三位には、大中臣輔親、六條顯季、顯輔、顯仲、源行宗、藤俊成、源賴政、六條重家、藤家隆、賴輔、六條有家、世尊寺行能、藤成實、六條知家、同行家、藤爲敎(爲家子)、敎定(雅經子)、爲繼(信實子)、隆博(行家子)、賀茂氏久也、四位には業平、敏行、公忠、信明、大中臣能宣、實方、道雅、範永、顯綱(道綱子)、源俊賴、藤仲實、平忠盛、祝部成仲、清輔、隆信、信實、祝部成茂、源家長、有忠、藤光俊、平泰時、重時、政村、藤隆祐、平宗宣也、五位には紀貫之、是則、深養父、躬恒、平貞文、藤清正、平兼盛、清原元輔、藤高光、源順、重之、藤茂孝、源兼澄、藤長能、道濟、元眞、賀茂成助、津守國基、藤基俊、鴨長明、源光行、津守經國、大江賴重、藤秀能、秀茂、爲顯(定家子)、宇津宮景綱、中沼宗秀、藤基任也、六位には在元方、大江千里、嘉言、紀友則、藤興風、壬生忠岑、忠見、曾根好忠也、僧正には、花山遍昭、行尊、永緣、慈圓、行意、隆辨、覺伊、道玄、良覺、公朝、禪助、源惠、實聰、圓伊、實超、範憲、道昭也、法印には、定圓(道俊子)、憲實、定爲也、僧都には、源信、行濟也、法橋には、顯昭のみ、僧法師には、喜仙、素性、忠慶、増基、山田道命、良暹、俊惠、登蓮、道圓、能因、西行、寂超、寂然、覺運、寂蓮、如願、行念、眞昭、遠生、信生也、女院には、上東門院、永福門院、萬秋門院也、內親王には、選子、式子のみ、女御には齋宮女御のみ、二三位には、爲子、大貳三位のみ、庶女には、小町、伊勢、中務、道綱母、馬內侍、小大君、和泉式部、赤染衛門、紫式部、伊勢大輔、辨乳母、祐子內親王家紀伊、相模、周防內侍、待賢門院堀河、肥後、安藝、二條院讃岐、殷富門院大輔、小侍從、宜秋門院丹後、宮內卿、俊成女、八條院高倉、下野、民部卿典侍、土御門院小宰相、藻壁門院但馬、同院少將、式乾門院御匣、後嵯峨

院與侍、鷹司院按察、同院帥也、

〔袋草紙　二〕一雜談

古今集之時、有公忠幷祭主賴基等不入之、雖然末代被知名事倍於入輩、賴基ハ後撰ニ又不入之、續拾遺抄ニ一首也、少不堪歟、○中略後拾遺時有俊賴基俊、不入之、金葉集之時、大判事明兼不入シテ腹立、俊賴朝臣許ニ來云、不入今度集不可歎、遺恨貴殿遇後拾遺之時而不入之給カドモ、今日ハ奉撰集給、明兼モ後集ニ罷入事モ候ナント云々、其後詞花集時一首入云々、遂宿執了、件人姓中原也、而撰集之度返本姓、坂上是則苗裔之故尊其姓也、有興之、予○藤原清輔金葉詞花兩度之撰、逢千歲一遇空過之、遺恨第一也、初ハ幼少、後ハ撰集者之子息之歌無入之例云々、大愁也、曾祖父隆經朝臣後拾遺作者、將作○隆經子顯季又入之、故左京○顯季子顯輔金葉集作者、四代之箕裘、至予之時闕之、遺恨云々、

〔袋草紙　二〕一雜談

素意ハ紀伊守重經也、號紀伊入道、此一宮紀伊ノ夫也、騎馬ニテ楠葉ノ御牧ノ政所前ヘ過ニ、下人出來咎之云、無止事御牧ヲ不下馬テ過ハ何物ゾ、入道云、紀伊入道素意、後拾遺ノ作者ニハアラズヤト云々、下人無咎シテ令過之云々、

右衞門尉孝善ハ號靑衞門、色靑之故也、少有嗚呼氣之人、平緖之時ハ、オノレハ撰集作者也、如此不可申云々、

〔東野州聞書〕一匡房卿の歌を本歌にめさるべきはいかゞたるべきよし、公方様○足利義教より法印○常光院堯孝に御尋あり、御返事に申越、本歌にめさるべき事不苦候、後拾遺の作者たる上、御身達者にて候、此人は五代に仕へ候、後一條院の末つかたより仕へて、白河院の御時はさかりに候とかやの由申也、

〔長明無名抄〕千載集えらばれ侍しことは、かの入道○道因うせてのちのことなり、なきあとにもさ

しも道に志深かりし者なればとて優して十八首まで入られたりければ、夢のうちに來りて涙をながしつゝよろこびをいふと見給たりければ、殊にあはれがりていま二首をくはへ、廿首になされたりけるとぞ、志かるべかりける事にこそ、

〔井蛙抄六〕雜談

或人云、千載集の比、西行在二東國一けるが、勅撰有と聞て上洛しける道にて登蓮にあひにけり、勅撰の事尋けるに、はや披露して御歌も多く入たると云けり、鴫たつ澤の秋の夕暮新古今入、上句、心なき身にもあはれはしられけりといふ歌入たりやとひければ、見えざりしとこたへければ、さては見て要なしとて、それより又東國へ下りけると云々〇又見二今物語一

〔長明無名抄〕一千載集には予〇鴨長明が歌一首いれり、させる重代にもあらず、よみくちにもあらず、又時にとりて、人にゆるされたる好士にてもなし、志かるを一首にてもいれるを、いみじき面目なりとよろこび侍しを、故筑州きゝてたゞなほざりにいはるゝかとおもふ程に、度々になりぬ、誠に思ひてのたまふことにこそ、さるにてはこの道にかならず冥加おはすべき人なり、其ゆゑは道理は志かあれど人の志か思ふ事は有がたきわざ也、此集をみれば、させることなき人びと皆十首七八首四五首いれるたぐひ多かり、かれらを見時は、いかばかり心やましく、おもはるらむとおしはかるに、あまりさへかく悅ばるゝ、いみじきことなり、道をたうとぶには、先心をうるはしくつかふにある也、今の世の人はみな志かあらず、身の程よりも、心高くをごり、かまびすしきいきどほりをむすびて、ことにふれてあやまち多かり、いまおもひあはせられよとなん申されし、まことに此道の冥加、身の程に過たり、古き人のいへることかならずゆゑあり、

〔歷代和歌勅撰考三〕定家卿相談云、寂蓮入道が歌に、尾上より門田に通ふ秋風に稻葉を渡るさを志かの聲、ことの外に自嘆の氣ありて、千載集えらばれし時、まげて入べしと申しゝを、撰者〇俊成

おもしろき歌なり、是は道理かなはぬにはあらねど、末代の歌損せんずる物なり、入べからずと申されしを、作者則一首書入られたらむ何事かあらむのよし申しかば、予〇定家が得分に申入了、

出二勅撰一次第

〔源平盛衰記三十二〕落行人々歌附忠度自レ淀歸謁二俊成一事

薩摩守忠度ト申ハ、入道〇平清盛ノ舍弟也、淀ノ河尻マデ下タリケルガ、郎等六騎相具シテ、忍テ都へ歸上ル、如法夜半ノ事ナルニ、五條三位俊成卿ノ宿所ニ行テ、門ヲ敲ク、內ニハ是ヲ聞ケレ共、騷ル亂ノ世ナル上、イブセキ夜半ノ事ナレバ、敲共々々開ザリケリ、餘ニ强ク敲ケレバ、良久有テ靑侍ヲ出戶ヲヒラカデ是ヲ問、忠度ト申者見參ニ申入度事アリテ參タリト答ケレバ、三位大庭ニ下リ、世ニ恐テ內へハ入ザリケレ共、門ヲバ細目ニ開テ對面アリ、忠度宜ケルハ、騷ル身トシテ御タメ憚アレ共、所詮一門榮花盡テ、都ニ安堵セズ、西海へ落下侍リ、亡ン事疑ナシ、世靜テ後定テ勅撰ノ沙汰候ハンカ、縱身ハ八重ノ鹽路ノ底ニ沈トモ、藻鹽草書置末ノ言葉、後ノ世マデモ朽ヌ形見ニ傳ハリ侍レカシト思出テ、河尻ヨリ忍上テ侍、是ゾ年比讀集タリシ愚詠共ニテ侍ル、身ト共ニ波ノ下ニミクヅトナサン事遺恨ニ侍リ、是ヲ砌下ニ進置候、勅撰ノ時ハ、必思召出ヨトテ、卷物一卷泣々鎧ノ引合ヨリ取出タリ、三位感淚ヲ流シ是ヲ請取、御詠一卷預置候畢、是永代秀逸ノ御形見、未來歌仙ノ爲二指南一歟、此忩劇之中ニ、御音信ニ預事、恐悅不レ少候哉、縱浮生ヲ萬里ノ波ニ隔トモ、御形見ヲバ一戶ノ窓ニ納テ勅撰ノ時ハ思出侍ベシト宣ヘバ、忠度今ハ身ヲ波ノ底ニ沈メ、骨ヲ山野ニ懸ストモ、思事ナシトテ馬ニノリ、古詩ヲ、

前途程遠、馳二思於鴈山之暮雲一、後會期無、霑二纓於鴻臚之曉淚一、

ト打上〳〵詠ジツヽ、南ヲ指テゾ落行ケル、本文ニハ、後會期遙也ト書タルヲ、忠度還見ルベキ旅ナラズ、今ヲ限ノ別也ト思ケレバ、後會期無シト詠ジケルコソ哀ナレ、〇中略代靜テ後、千載集ヲ撰

バレケルニ、忠度ノ此道ヲ嗜ミ河尻ヨリ上キタリシ志ヲ思出給テ、故郷ノ花ト云題ニ、讀人シラズトテ、一首入ラレタリ、

サヾ浪ヤ志賀ノ都ハ荒ニシヲ昔ナガラノ山櫻カナ、トヨメル歌也、名字ヲモ顯シ、アマタモ入マホシカリケレ共、朝敵トナレル人ノ態ナレバ憚給テ、只一首ゾ入ラレケル、亡魂イカニ嬉ク思ケン、哀ニヤサシクゾ聞エシ、○又見二平家物語一

〔井蛙抄六〕雜談

又云、○藤原爲家 新古今に、父秀宗身まかりて後、寄レ風懷舊 露をだに今はかたみのふぢ衣あだにも袖を吹あらしかな をよめるとて、秀能歌被レ入たり、兄秀康これほどの面目なるべくば、首をもはねらるべしとてうらやましがりけり、

〔兼載雜談〕新古今撰せられし時、公卿諸大夫以下家集を、五百首千首づゝ出されしに鴨長明はただ十二首出したりしに、其まゝ十二首ながら入しとなり、

〔長明無名抄〕一光行加茂社歌合とてし侍し時、予○鴨長明月の歌に、

石川やせみのをがはの淸ければ月も流を尋ねてぞすむ、とよみて侍しを、○中略新古今えらばれし時、このうたいれられたり、いと人もしらぬことなるを、とり申人などの侍りけるにや、すべてこのたびの集に十首入侍し、是過分の面目なるうちに、此歌の入て侍るが、生死の餘執ともなるばかりうれしく侍なり、但あはれ無益の事かな、

〔井蛙抄六〕雜談

戸部○藤原爲家云、新勅撰時、光明峯寺殿より鶴どの○藤原基家歌事を執申さるゝ時、撰者御返事に、後京極殿○藤原良經鍾愛御子として、三十七にならせ給候、尤其仁と申べく候へども、御風體猶存旨候由被レ申子細て、但なきぬべき夕の空をほとゝぎすまたれんとてやつれなかるらむ、是等は宜の由被

申云々、

〔源平盛衰記三十二〕落行人々歌附忠度自淀歸謁俊成事

左馬頭行盛ト申ハ、太政入道〇平清盛ノ二男ニ、左衛門佐安藝判官基盛ト云シ人ノ子也、父ハ保元ノ亂ノ後、宇治河ニテ水神ニ取レテ失ニケリ、孤子ニテオハシケルガ京極中納言定家卿ニ奉レ付リ歌道ヲ學給ケリ、都ヲ落給トテ、定家ノ道ヲ惜ツヽ、卷物一ツニ消息具シテ被レ送ラレタリ、卷物トハ日來讀集給タリケル歌共也、定家卿披見給フニ、來方行末ノ事共、コマヤカニ書レテ端書ニ、

流ナバ名ヲノミ殘セ行水ノアハレ墓ナキ身ハ消ル共、定家是ヲ見給テ、感涙ヲ流シ給ツヽ、勅撰アラバ必イレント思ハレケリ、薩摩守忠度ノ歌ヲ、父俊成卿ノヨミ人知ズト、千載集ニ入ラレタル事ヲ、本意ナキ事ニ思ハレケリ、忠度ハ朝家ノ重臣トシテ、雲客ノ座ニ連レリ、名ヲ埋ム事口惜思ハレケレバ、如何ニモ行盛ヲバ名ヲ顯サントテ、朝敵ナレバ世ニ恐テ三代ヲ過サレケリ、後鳥羽、土御門、佐渡院〇順徳御宇ヲ經テ、後堀河院御時、新勅撰ノ有シニ、今ハ苦シカルマジトテ、左馬頭平行盛ト名ヲ顯シ、此歌ヲ入ラレタリ、亡魂如何ニ嬉シト思フラント哀也、〇又見二長門本平家物語一

〇按ズルニ、忠盛ノ歌、新勅撰ニハ、ながれての名だにもとまれ行水のあはれはかなき身はきえぬともトアリ、

〔井蛙抄六〕雜談

國助神主、近は神羅〇羅恐護誤寺のそばに社を作りて神とあがむ、今主神と號す、近來此道の堪能也、

〇中略新後撰の時、新古今の秀能が例とて、十七首入られ、稽古も名譽も無雙なり、

〔了俊辨要抄〕故殿〇今川貞世父範國も詠歌のよしあしをわかち給はず、朝な夕なに心にうかぶ事を詞に出し給ひ候しかども、取たてゝ、是を先達とも不レ被二申合一、用捨の分もおはしまさで過給ひしなり、

〇中略また勅撰等の望もおはしまさゞりき、風雅集あつめし時、冷泉爲秀卿言響僧執申候しよし

申されじかども、それは此道の名聞なるべし、某はたゞ心を養ふまで也、人は思ふと、思ふ事の惡念ならざるは少也、歌もよくよまむとたしなまば、惡念になりぬべし、西行歌もさぞ思ひ候て、數寄けると承り及候し間、撰歌の望もなく候歟、あの貞世は、名聞にひかれて作者の名をとゞめば、これ數寄をつく事も有べく候へば、雖初心候、かれが歌を御執申、卽心はめし入られたる同事たるべき也とて、終に歌をも不被進候き、依此志愚詠もめし入られけるにや、あはれなる事也、凡撰集に入らるゝ事は、三の品在之云々、其一には是上手人、二には重代の歌人、三には此道に執心ふかき人、此三の外の人は不被入事也、

〔園太曆〕康永四年（〇貞和元年）三月十九日、今日除目、上卿中院大納言云々、執事可尋、小除目之次、有立親王宣下事、是伏見院皇女、播州御經廻、（永福門院內侍奉養育、自去年比御上洛、和歌御堪能也、仍今度如勅撰（〇風雅集）爲被奉入、可有御上洛之由被申云々、巳御落飾人也、先日就御尋、准據例等存也、立親王有何事哉之由、予（〇藤原公賢）計申了、御名字進子云々、依近例不及親族拜、又家司職事以下、本所儀無沙汰歟、

〔新葉和歌集（雜十七）〕續拾遺集撰ばれし時は、名字につきて聊子細ありて、作者にもれ侍りしを、世中あらたまりて後、風雅集などとて、撰集の事あるよし聞えしを、今はましてて作者にくはゝるべきにもあらぬ事など思つゞけて、おなじくかきそへ侍し（〇宗良親王）

いかなれば身はしもならぬことの葉のうづもれてのみ聞えざるらん（〇又見李花集）

〇按ズルニ、李花集ニハ、右ノ歌ノ外ニ、このたびはかきもらすこともしほ草なか〳〵わかのうらみとはせじト云フ一首アリ、

〔後深心院關白記〕應安八年（〇永和元年）九月十七日甲戌、傳聞、入道式部卿邦省親王薨云々、後二條院皇子、續千載以來至新拾遺五代作者也、頗其例稀歟、今度勅撰（〇新拾遺集）不被待付奏覽、無念也、

〔袋草紙二〕後拾遺ニ究竟歌三首漏、〇中略又金葉集ニ三首漏所謂〇中略師俊卿歌、

はりまぢやすまの關屋の板びさし月もれとてやまばらなるらん

此歌は、播磨ヂノニクシ、ハリマガタト改テ入ヨト被申ケルヲ、作者然者不可入云々、仍不入之、予按之、カタハ尤神妙、タヾシヂニテモ不可除之、相互ニコハキ事也、

〔閑田耕筆四事〕撰集に入ことをいたくよろこぶ人々は、〇中略其志哀にすさうの事といふべし、さるに又おのが意にあらずとて入集を辭せし人は、金葉集を撰ばれし時、金源三といふ人の歌、もろこしのから紅に咲にけり吾日の本のやまとなでしこといふを、吾日の本憚あり、此日の本と直して入んと撰者沙汰せられしを、さやうに直してならばいるべからずといなびければ、入ずしてやみぬとなん、是はことわり也、此日の本とは異國の客鴻臚館にしていふべき詞にて、日のもとの人、吾住國を吾といふは、自他をわかつ詞にて、西土の人吾唐とも吾宋ともいふに同じ、憚べき事にもあらず、天皇に限る御詞とおもはれしは、撰者の無稽也、直されんは實に苦しかるべし、

〔今物語〕能登前司橘長政といひしは、今は世を背きて、法名寂縁とかや申なんめり、和歌の道を嗜みて、其名聞ゆる人也、新勅撰えらばれし時、三首とかや入たりけるを、すくなしとてきりて出たりける、少しはげしきには似たれども、道を立たる程はいとやさしくこそ、

〔東野州聞書〕一同月〇寶德元年十月廿二日、阿州〇畠山德本へ參候處、御物語有、

白妙の夕つけどりも埋もれてあくる木末の雪になく也、これは頓阿歌、風雅集御自撰の時、この歌を御なほし有て、雪やなくらんとして、此集に入らるべき由仰くださる、御返事に申やう、さやうになほして此歌を入らるべきよしにて候はゞ、ひらに御免有べき由かたく申あげ、さて別の歌入てこれは入ず、道は如此と物語有、げにも雪やなくらんは實なき所也、

〔紀貫之集雜〕延喜の御時やまとうたしれる人々いまむかしの歌たてまつらしめ給て、承香殿の

ひんがしなる所にてえらばしめたまふ始の日夜ふくるまでとかくいふあひたに、御前の櫻の木に時鳥のなくを、四月〇延喜五年の六日の夜なれば、めづらしがらせ給うて、めし出し給てよませ給うに奉る、

こと夏はいかゞ聞けん時鳥こよひばかりはあらじとぞ思ふ

〔大鏡八〕延喜御時、古今撰せられしぞり、つらゆきはさらなり、たゞみねやみつねなどは、御書所に召されてさぶらひけるほどに、櫻の木にほとゝぎすのなくをきこしめして、四月二日なりしかば、まだしのびねのころにて、いみじうけうじおはします、つらゆきめしいだしてうたつかうまつらせ給へり、

ことなつはいかゞなきけむほとゝぎすこのよひばかりあやしきぞなき

〔袋草紙二〕古今集

撰者〇中略

〔八雲御抄二作法〕一撰集

延喜五年四月十八日、令友則、貫之、躬恒、忠岑等撰之云々、撰和歌所內御書所也、

後撰天暦五年十月(中略)以藏人少將伊尹為和歌所別當、和歌所梨原是也

〔本朝文粹十二文〕禁制闌入事　源順

右藏人少內記大江澄景仰云、件所〇和歌所名渉妖妄、實入神秘、振萬葉之麗篇、知百代之遺美、況乎排照陽、為修撰之處、尋箕裘、為寫直之任、手提水龜、近採青苔之曉露、心懸花鳥、倫慨紅葉之秋風、事之秘重、不敢出闥、宜禁闌入、各勤所職者、禁制如件、

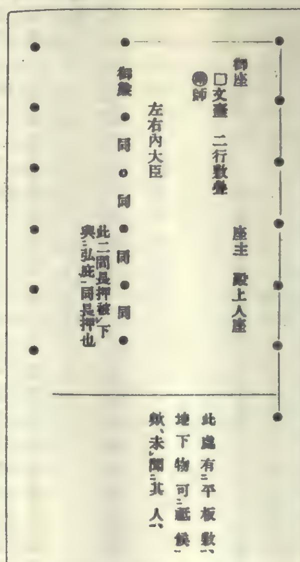
天暦五年十月日

〔明月記〕建仁元年七月廿六日、巳時許參上、此間右中辨奉書到來、明日可被始和歌所事、　廿七日、乗

燭之程御供參院、人々前後參會、戌終許出御云々、〇中略

和歌所圖

以弘御所北面爲和歌所



〔增鏡新島守二〕家隆の二位は、新古今の撰者にもめしくはへられ、大かた歌のみちにつけて、むつまじくめしつかひし人なれば、〇中略和歌所のむかしのおもかげ、かずかずにわすれがたうなど申て、〇下略

〔園太曆〕延文元年十一月十三日己丑、抑御子左大納言入道爲定年來有一談、和歌所之體可歷覽、且爲公所儀、不可有身恐歟云々、撰歌〇新千載集沙汰聊一見之由所思之上、凡彼家與當家代々有由緖、有其禮、隨而山階殿爲氏卿之時、細々入御、且寄宿事有之由、所聞及也、而近來聊疎遠之處、此禪門〇爲定殊に爲遠爲眞實猶子、可存其禮之由示之、卽入來於此第首服、予〇藤原公賢加冠者也、仍不能左右、而近日如知行不容易、亦難行向之間、返答之處、爲明卿可來臨、乘彼車可來之旨、頻懇望、仍諾了、秉燭之後來、大納言同相伴、共人俄難召出、仍光煕朝臣同令乘車後、予大納言三位等同乘向彼禪門旅所、□□□□入□

(道敎行朝臣第也)於門外欲下車之處、三品懇懃之上、又自内種々有示旨、大納言以下下車、予一人乍乘遣入於中門車寄下車、爲遠巳下下庭上蹲踞、禪門卽入來引導、卽入和歌所、此所外人無可入之所云々、細々可來之處、目所勞已後、毎事不合期、仍不及入來面談、又欣慕甚之間、懇所申行云々、文書等沙汰之體、誠又嚴重也、且當所置文體覽之、於此處良久淸談、就中一昨日所遣御百首愚詠、春部一見、寸首委示之、本懷也、其後至外護所、於此處勸酒饌、爲遠爲重巳下、居予前物、五獻之間頻雖擬、每度固辭、誠借境之體也、丑剋許歸、此間又於同所乘車、過分之式也、　四年五月十六日、御子左大納言入道先日有示旨、是勅撰四季已奏覽了、定有一覽之志歟、密々入來和歌所、可爲何樣哉之旨、先日大納言對面之時示之云々、山階殿ナド爲御座所雖勿論、近來疎遠也、而爲遠朝臣爲予猶子、首服之時有甚深意趣、其後一度行向彼所了、其上勿論之由示之、今日行向也、先大納言行向、(光綱光遠等乘車後)其間送張輿、(予雖勸之後、未及乘車、可設輿之旨示之)仍申剋許行向、輿舁入門内、下爲遠居住所、其後向和歌所、入道出座、取出集御手箱、四季六卷悉見了、予歌八首撰入之、頗過分之事歟、其後入別方勸酒饌、秉燭程歸了、

〔拾芥抄上末撰集〕新拾遺集

同(○貞治二年三月)二十五日、和歌所五條室町自武家以行忠三品被送綸旨於撰者(○藤原爲明)云々、

〔新續古今和歌集序〕擇禁内便宜之殿、爲和歌幅撰之所、

〔井蛙抄六〕雜談

六條内府被語云、後鳥羽院御時、(○中略)水無瀨の和歌所に、庭をへだてゝ無心座あり、

〔今川了俊和歌所江不審條々(今川二言抄)〕

謹和歌所の人々御中に申、抑詠歌に歌言たゞ言といふかはりめは、いか成を可申ぞや、(○中略)

今川總州以自筆本書寫者也、和歌所御本、少々有相違處也、草案也、奧書合點、用捨故云々、

享德二年八月日寫之

〔源順集〕天暦五年宣旨有て、初て大和歌えらぶ、撰ぶ所梨壺におかせ給ふ、古萬葉集よみときえらばしめ給ふ也、めしおかれたるは、河内掾清原元輔、近江掾紀時文、讃岐掾大中臣能宣、學生源順、御書所預坂上茂樹也、藏人左近衞少將藤原朝臣伊尹、其所之別當にさだめさせ給ふに、神無月のつごもりに、御題を封じてくだし給へるにいはく、神無月かぎりとや思ふもみぢばのと有各歌を奉る、

神無月はてはもみぢもいかなれや時雨とともにふりにふるらん

〔袋草紙二〕後撰集和歌

天暦五年十月日、詔坂上望城、源順、紀時文、大中臣能宣、清原元輔等、於昭陽舍令讀解萬葉集之次令撰之、號梨壺五人也、一條攝政〇伊尹、爲藏人少將之時、爲此所之別當、有奉行文、

〔本朝文粹十二〕侍中亞將爲撰和歌所別當御筆宣旨奉行文謙德公

源順

左親衞藤亞相〇伊尹者、當世之賢大夫也、雄劒在腰、拔則秋霜三尺、雌黄自口、吟亦寒玉一聲、逮于跪彼仙殿之綺筵、御此宸筆之綸命、天下彌知强硬不撓、艶情相兼之臣、昔雖柿本大夫振芳聲於萬葉、華山僧正馳高興於片雲矣、唯傳人間之虛詞、未賜聖上之眞跡、見古見今、尠矣希矣、于時天暦五年歲次辛亥、玄英初換之月、朱草將盡之時也、

年月日

〔拾芥抄上末撰集〕新古今集

私勘　建仁元年被置和歌所、開闔源家長、寄人藤原清範、鴨長明、藤原秀能、

〔明月記〕建仁元年七月廿六日、巳時許參上、此間右中辨奉書到來、明日可被始和歌所事、爲寄人、酉剋可令參仕給、〇中略今過此事、可謂老幸、聞人々說、寄人十一人云々、

左大臣殿、〇藤原良經内大臣、〇源通親座主、〇慈圓三位入道殿、〇藤原俊成頭中將、〇源通具有家朝臣、予、〇藤原定家家隆

朝臣、雅經、具親、寂蓮云々、○中略

八月五日、頭中將新兵衛佐等、於和歌所可着到之由相議、事達天聽、忽被置之、淸範書寄人名於其場、民部大夫宗安、於内北面作簽、又以家長可爲和歌所年預之由、衆議申之、召次一人付此所、如歌合之時、可催人之由等各相議、毎事有勅許、頭中將聊有示告事、心中爲悅、未知一定、頗不可憑事也、　七日、參院、頭中將以下參會和歌所、着到有御尋云々、　十一月三日、左中辨奉書、上古以後和歌可撰進者、此事被仰所寄人云々、

〔千五百番歌合 （十九雜）〕千四百廿一番　右　家長

なしつぼのむかしのあとに立かへり和歌の浦わに浪の寄人

〔十訓抄 十〕近頃鴨社の氏人に南大夫長明といふ者有けり、和歌管絃の道人に知れたりけり、社司を望けるが叶はざりければ、代を恨て出家して、（○中略）その後如本和歌所の寄人にて候べきよしを、後鳥羽院より仰せられければ、

沈みにき今さらわかの浦波によせばやよらんあまの捨舟と申て、終に籠居してやみにけり、

〔二十一代集後談〕續拾遺集

此集の時、源兼氏朝臣和歌所の寄人にて侍けるが、勅撰の事終らざるに卒して侍りき、

〔園太暦〕文和五年（○延文元年）六月八日、抑今日未剋許有禁裏御書、勅撰沙汰奉行人間事、愚存申入了、（○中略）又都護對面之次、此事談之、武家（○足利尊氏）雖申出時宜御斟酌云、時分云、御製御分際、旁思召煩之由勅定云々、勅撰事、武家聊依有申旨、可有其沙汰、候其間事閑可申候、撰者事、任千載集可爲御子左（○爲定）之旨令申候、就其奉行事、或公卿或雲客、共存其例歟、今度可爲何樣候哉、若先例、依當道譜代被仰奉行事候哉、彼是無才學無申計候、委可被申候也、先急可被仰之間、奉行事申合候條々不審追可申候也、他事期後信候也、被仰下之旨畏承了、抑勅撰間事、天下已屬太平、舉頗御沙汰珍重存候、（○中略）奉

行强無被撰歌人之儀候歟、後撰集之時、謙德公〔〇藤原伊尹〕爲五位藏人被奉行候者、和歌所別當勿論候者、其外强歌人可奉行之條、無定式候哉、隨而新勅歌之時、頭中將實雅朝臣傳宣候、不被撰當道故實奉行候旨存候、被仰下之儀可被召御前直被仰之、或以綸旨院宣被仰下、先例不一同候哉、存知之分且令言上候、得此御意可令洩披露給候、公賢誠恐頓首謹言上、

六月八日　　藤原公賢上

頭辨殿

追言上

千載集頭中將資盛朝臣書遣院宣之旨所見候、以便宜爲申上候、可令得此御意給候也、重誠恐頓首謹言、

七月卅日、及晚二條三位爲明卿來語曰、一昨日廿八日撰集事始果遂畢、和歌所歌人無人歟、光之朝臣、實性法印息垂髮〔生年十八〕自身、爲遠等連署、爲重者不及連署云々、　八月九日丁巳、右京權大夫光之朝臣來、和歌所寄人被召加之、父跡雖可自愛、無寸暇無術之由語之、　四年四月廿九日、及晚光之朝臣來、和歌所寄人也、

〔薩戒記〕永享五年八月廿五日、今日被仰下和歌集〔〇新續古今集〕可撰進由於飛鳥井中納言〔雅世〕〔〇中略〕和歌所開闔事、被仰堯孝僧都云々、件綸旨舊草事、長淳昨日尋問予、〔〇藤原定親〕故儀同三司資敎卿御敎書之體有所見、仍注進了、

〔東野州聞書〕一和歌所闔閣、常光院〔〇堯孝〕木蛇寺殿、

色もなきことの葉ながら七十にかゝる七代の跡だにもみよ

今よりは末もさはらじ七代まで蘆わけきつる和歌の浦舟

返し、闔閣素果、新後拾遺之比歟、

食邑

かしこしなわかの浦波七十にかゝる七代の松の言のは

勅撰に名をかけて、代々をふる事七代也、素暹以來歟、今度新續古今撰時、一卷つかはすとての歌歟、委不注之、

〔玉勝間　十〕御子左二條家冷泉家の事

惺窩文集、惺窩先生系譜略曰、〇中略親家〇中略改名俊成、爲皇太后宮大夫、家居五條、世稱五條三位、別賜播州三木郡細川莊、江州坂田郡小野莊、是爲倭歌所奉邑、適子世々襲封、〇中略正元年中以書券付播州細河莊於爲氏、爾後爲氏有不孝數事、爲家悔之、文永十年癸酉七月二十四日、十一年甲戌六月二十四日、以文券兩通付爲相、建治元年乙亥五月一日、爲家薨、葬嵯峨中院、爲相尙幼、故爲氏强奪細河莊、爲相母北林禪尼、赴鎌倉訴將軍惟康親王、爲氏亦告其事、獄久不決、爲氏爲世父子、與爲相論爭不已、又訴將軍守邦親王、執權相模守平熙時判曲直、以正和二年癸丑七月二十日、賜公牒一通於爲相、復其本邑、其牒今存于吾家、〇中略建武亂後、細河小野兩莊、爲人所奪、爲秀無由告訴、徒抱哀痛、〇中略應永二十三年丙申五月十八日、將軍左大臣義持公、還付播州細河莊于爲尹、爾來傳至爲純、無有爭者、〇中略持爲生成爲、將軍左大臣義政公、〇中略享德二年癸酉五月二十五日、還付江州小野莊、

〔いざよひの日記〕そのあとにしもたづさはりて、みたりのをのこゞ〇藤原爲相、爲守、爲顯、共もゝちのうたのふるほぐどもを、いかなるえにかありけん、あづかりもたることあれど、道をたすけよ、子をはぐゝめ、後の世をとへとて、ふかきちぎりをむすびおかれし細川のながれも、ゆゑなくせきとゞめられしかば、あとゝふのりのともし火も、みちをまもり家をたすけんおやこのいのちも、諸ともにきえをあらそふ年月を經て、あやふく心ぼそきながら、〇中略さてもなほあづまのかめのかゞみにうつさむは、くもらぬかげもやあらはるゝと、せめておもひあまりて、よろづのはゞかりをわすれ、身〇阿佛尼爲家妾をえうなきものになしはてゝ、ゆくりもなくいざよふ月にさそはれい

でなんどぞおもひなりぬる、

〔歷代和歌勅撰考六〕和歌所邑

冷泉家系圖云、爲家卿家嫡文書和歌所領細川小野兩邑、讓於爲相卿、爲家卿薨、和歌所領、兄爲氏卿欲奪領焉、訟將軍家、〇惟康親王執權實光寺〇北條時宗聞之、許與爲相卿、後爲世卿再論也、兩家臣訟將軍守邦親王、將軍命平高時時益仲時等、令總是非、爲下知狀一卷、與爲相卿也、下知狀有之、頭書曰、播磨國細川莊、嫡子一人相承之地、民部卿爲家卿、文永十年七月廿四日、同十一年六月廿六日、爲兩通讓狀、與爲相卿、初正元年中書讓爲氏卿、後不孝故、悔返之、與爲相卿也、爲世與爲相、競望、正應二年十一月七日被裁許、下知狀有之、又正應四年八月十四日時爲世家被下知也、又爲相與爲世相論、依越訴狀、正和二年七月廿日爲下知狀、與爲相也、

〔なぐさめ草〕をのといふ所を過るに、故新大納言爲尹卿は、和歌の道の長者にていませしかども、時うつり世くだりぬるにや、この道もすたれはてぬるを、內大臣家より千首のうた奉らしめ給べきよし仰られたるに、述懷の歌の中に、

いかにせんをのゝ山柴ことたえてなほたてかぬる宿の煙を

おほけなき身の願にはあらじかしいつかむすばん細川の水

近江の小野莊播磨の細川は、和歌所の永領にて、五條の三品よりかはらざりしかども、道のおとろへにしたがひて、武家のわむせ井などいふ事に成つゝ、家の風もよわり行さまなるを、此次でに聞えあげ給けるなるべし、その年の冬、彼細川庄を返しつかはされて、やがて小野をもわたさるべしなどの御有增ありと聞えし、誠に萬を惠給ふ御志忝承し也、時の管領右京兆入道殿より、知行にそへて贈答などの有しを、此方彼方とりつぎ奉りしかども、歌のかたちも覺えずなりぬ、やがて正三位大納言にあがりなどし給て、和歌の道をふたゝびおこし給ふかとみしほどに、明

る年の春の花の夢に先立て、雲ときえ霞とへだゝり給ひしこそ、あはれにかなしかりしか、

〔歷代和歌勅撰考　六〕和歌所邑

鎭西古文書編年錄

寄進安樂寺和歌所

肥前國鳥屋村内田地捌町（岩光七郎入道跡）　同國山浦村田伍町（除年天寺寄進已下）

豐後國玖珠郡飯田鄕内賀伊浦村田地拾町（古莊下野權守跡）

同國大肥莊吉武小犬丸名田地漆町（島地以下可依田數）地頭職事

右菊池武重已下逆徒蜂起之間、發向肥後國之刻、於太宰府原山ハ建武四年九月十三日夜、被嚴重瑞夢、以筑後國志田莊内田地卅町、寄進和歌所畢、如彼狀者、當宮別修理少別當信哲、（以下脫）

〔運步色葉集　古〕古今集（友則公、延喜五年乙丑撰之、）

〔日本紀略　一醍醐〕延喜五年四月十五日、今日御書所預紀貫之、撰進古今和歌集一部廿卷、（○又見扶桑略記）

〔八雲御抄　二作法〕一撰集

子細

古今　不入萬葉集歌云々、但誤有七首、上古人ハ不注名、或注左、不入當帝御製、延喜五年奉、仰延喜未奏聞之、題不知讀人不知と書、

〔拾芥抄　上末撰集〕古今集廿卷（千百首　或千九十九首）

部立（春上下　夏　秋上下　冬　賀　戀自一至五　哀傷　雜上下　短歌　旋頭　誹諧　大歌）

延喜五年乙丑四月十五日、奉詔、御書所紀貫之爲棟梁奉之、大内記紀友則、前甲斐目凡河内躬恒、右衞門府生壬生忠岑等撰之、有序、假名貫之、眞名依紀貫之命紀淑望書之、（○中略）

京極中納言入道抄云

序云、延喜五年四月十八日、紀友則、同貫之、凡河内躬恒、壬生忠峯等撰之云々、
件集中延喜五年以後歌多入之、若後日被加入歟、
〔古今和歌集序〕いますべらぎのあめのしたしろしめす事、よつのときこゝのかへりになんなりぬる、〇中略萬のまつりごとをきこしめすいとま、もろ〳〵のことをすて給はぬ餘りに、古のことをも忘れじ、ふりにしことをもおこし給ふとて、いまも見そなはし後の世にもつたはれとて、延喜五年四月十八日に、大内記きのとものり、御書の所のあづかり紀の貫之、さきのかひのさう官おふしかうちのみつね、右衛門の府生みぶのたゞみねらにおほせられて、萬えふしふにいらぬふるきうた、みづからのをもたてまつらしめ給ひてなん、それがなかにもむめをかざすよりはじめて、ほとゝぎすをきゝ、もみぢをゝり、雪をみるにいたるまで、又つるかめにつけて君をおもひ、人をもいはひ、秋はぎ夏草を見て妻をこひ、あふさか山にいたりてたむけをいのり、あるは春夏秋冬にもいらぬくさ〴〵の歌をなんえらばせたまひける、すべて千うたはたまき、なづけて古今わかしふといふ、〇下略
〔古今和歌集〕古今倭歌集序　紀淑望
爰詔大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑等、各獻家集幷古來舊歌、曰續萬葉集、於是重有詔、部類所奉之歌勒爲二十卷、名曰古今和歌集、〇中略于時延喜五年歲次乙丑四月十八日、臣貫之等謹序、
〔袋草紙〕古今集　和歌千九十九首　此中長歌五首
延喜五年四月十八日、令友則貫之躬恒忠峯等撰之云々、撰和歌所内御書所也、此集宜下幷奏覽之年月不審、如假名序、延喜五年四月十八日、仰其々等、不入萬葉集歌、令奉古今云々、此日之宣下歟、如眞名序、延喜五年四月十五日、臣貫之等謹序云々、如此此日奏覽歟云々、〇中略但仲實之撰如目錄、後

日令上奏也、而延喜七年大井行幸（〇此下一本有歌二首、同十三年亭子院十二字、）歌合歌二首在此集、件歌等諸本ニ無相違、猶以有不審、

〔袋草紙二〕古今集

古今證本、陽明門院（〇後朱雀后、禎子）御本（貫之自筆）是延喜御本相傳也、後顯綱朝臣申賜、其後轉々シテ於故公信朝臣許燒失之、此本無序也、小野皇太后宮御本（貫之自筆假名序也）於宮燒失之、以件本之流通家朝臣自筆本是也、其由被書表紙、花薗左府御本（貫之妹自筆假名序）是閑院贈太政大臣本轉々來云々、所令進新院也、其後不書、是等本皆無相違、異普通本歟、此集萬葉集歌少々載、又家持猿丸大夫集歌多以入之、稱讀人不知、又大江佐國、藤原仲實等各取目錄、而仲實目錄有訛謬歟、彼集號奈良帝聖武御製也、作三首注大同朝御製、於一首（古里ト成ニシ奈良ノ都ニモ）大同トモ可疑、至龍田川歌、人丸已進和、定聖武御製也、人丸死去歌載萬葉、隨年紀玄隔、不可過大同朝、古今ニモ二首ハ歌之後ニ註其名（古里歌ハ）先註其名似分別、

〔古今著聞集（五和歌）〕清輔朝臣の傳たる人丸の影は、（〇中略）兼房朝臣の正本は、小野皇太后申うけて御覽じける程に燒にけり、貫之が自筆の古今も、其時おなじく燒にけり、口惜事也、

〔顯注密勘（八）〕入道中納言家（〇定家）御筆

此八帖の注、はからざるほどにつたへ侍（〇中略）抑崇德院に、貫之自筆本と申古今侍けり、敎長卿亡父清輔朝臣各申うけて書うつしけるを宰相は眞名假名の字をも一字をたがへず、そのつかへるもんじをか丶れ侍けり、これはたゞ眞名は眞名、假名は假名に書寫、但此本當時所見不審甚多歟難信用おぼえしかば、先年前金吾の說を受て書たりしかば、本之說をうしなはず、これ此取要て我家之證とすと申されしを、むかし聞侍しに、近年ある人、清輔朝臣の注古今と申草子をみせ侍し、註の外の事は、ことにかはらざりけりとみ侍しに、のちに又彼秘本と申ことのみする人侍し、かれ是不同、いかに侍りし事にか、いづれを書誤けんおぼつかなくぞ侍し件草子奥書、

平治比見合新院本、（是二條院宸筆云々、不見知之、）此本數年召籠内裏、平治元年六月十九日反預之、不可披露之本有、誡於内裏被改表紙畢、以片假名書入歌并異說等、皆以各別之所被考侍也、其中有延喜聖主御本之說、號讃州入道本、朱付者當今御本、貫之自筆也、自傳之、

後人手跡

是淸輔朝臣自筆所書寫本也、件本二條院召取以來、御自筆勘付異說御本、返給淸輔者也、其後傳得件本書寫之云々、是則此注ニ御本と註本也、〇中略

承久三年三月廿一日雨中注付之

八座治老在判

承久三年後十月十二日書寫之

藤原在判

〔井蛙抄 六〕雜談

信實朝臣女三人あり、みなよき歌よみなり、藻壁門院少將は殊に秀逸也、おのがねにつらき別のありとだに思ひもよらで鳥や鳴らん、といふ歌を感じて、京極黄門〇藤原定家老後に古今を書てあたへらる、奥書に、國母仙院少將殿、依爲此道之堪能、不顧老眼之不堪、書寫之云々、

〔古今栄雅抄 一〕古今和歌集序

凡古今集の假字序ばかりにて、眞字序のなきを嘉祿の本といふ、俊成卿はこれを用ひ、定家卿は奥に眞字序のあるを、貞應の本といふをもちゐらるゝと也、但自筆の古今集、嘉祿の本はおほし、貞應の本はすくなく見ゆ、しかればいづれをももちゐらるゝにや、貞應の本、これも眞字序はなき分にて、本の奥にあり、爲家卿用る所の本は、假字序の前に古今集とかきたる本也、俊成卿、定家卿、爲家、いづれも本のすこしかはれる不審なる事也、明日香井の家には嘉祿貞應いづれももちゐながら、諸家に今貞應の本をもちゐらるゝによりて、貞應の本にて、榮雅將軍家におゐて御講尺なり、一條禪閤は貞應の本はあやまりおほし、嘉祿の本をもちゐてよしと有、

〔和歌深秘抄〕一古今集は延喜聖主の撰集を何とて定家加奥書、結句貞應の本嘉祿の本なども相違候哉、此段不審無極候、具承度、此段ふるき事にて候、二條家、冷泉家の相違なり、但貞應の本奥書に、傳于嫡孫可爲將來證承候由あるうへは、自余ロロべからず、

〔井蛙抄六〕雜談

六條内府(○源有房)被語云、龜山院御時、三代集作者賦物にて御連歌あるべしとて、宗匠に被仰て後進せられけるを、御前資平卿とわが身と祗候して書寫し侍りしに、源尙純を爲兼見て、あれは常純にてこそ候へと申、宗匠(爲世)尙純の條勿論、定家卿自筆本如然候よし申され候しを、猶常純之由論申ける時、勅定に急古今本を可被見由被仰下けるとき、召寄られて備叡覽、尙純條無子細、定家卿貞應本傳て嫡孫可爲將來證本之由加奥書本也、爲兼卿閉口、事體ゆゝしかりし由被語申き、

〔運歩色葉集古〕後撰集(村上天皇五年辛亥撰之)

〔帝王編年記十六村上〕天曆三年、是歲梨壺拜五人(大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城)、奉綸言令撰後撰和歌集二十卷、

〔榮花物語一月の宴〕昔高野の女帝(○孝謙)の御代、天平勝寶五年には、左大臣橘卿諸兄諸卿大夫等あつまりて万葉集をえらばせ給、醍醐の先帝の御時は、古今廿卷えりとゝのへさせ給て、よにめでたくせさせ給ふ、たゞいままで廿餘年なり、いにしへのいまのふるきあたらしき歌えりとゝのへさせ給て、世にめでたうせさせ給、此御時には、其古今にいらぬ歌を、むかしのも今のもせんせさせ給て、のちにせんずとて、後撰集といふ名をつけさせ給て、又廿卷せんせさせ給へるぞかし、それにもこの小野宮のおとゞ(○藤原實賴)の御歌おほくいりためり、

〔八雲御抄二作法〕一撰集

子細

後撰　不入萬葉古今歌、但誤共入、入當帝御製、題不知よみ人もとかけり、人名或童名異名等也、但

俊成說何も如ㇾ古、今强不ㇾ可ㇾ替云々、

〔拾芥抄上末撰集〕後撰集廿卷千四百廿首、或千三百五十六首、

部立　春上中下　夏・秋上中下　冬　戀自ㇾ一至ㇾ六　雜自ㇾ一至ㇾ四　別　旅　賀　哀傷

天曆五年辛亥十月晦、於二梨壺一以二藏人少將伊尹一爲二和歌所別當一、和歌所根元是也　能宣、元輔、順、時文、望城等撰ㇾ之

梨壺五人大中臣能宣　清原元輔　源順　紀時文　坂上望城等也

中納言入道同抄云

於二昭陽舍一被ㇾ撰ㇾ之時、被ㇾ下二宣旨一云、謙德公藏人少將奉行云々、

坂上望城、源順、紀時文、大中臣能宣、淸原元輔等撰ㇾ之、奏覽日無二所見一、

〔袋草紙二〕後撰集和歌　千三百九十六首

此集未ㇾ定ニテ止ㇾ之云々、仍本無二四度計一、但證本ハ朱雀院塗籠本、又靑表紙云々、是ハ範永本也　佐國取二目錄一、不ㇾ審有二少々一、就ㇾ中以二兼盛歌一稱二兼覽王歌一、○中略　是和讒之人直歟、凡書ノ僻事ハ、荒涼ニ不ㇾ可ㇾ直云々、

〔東野州聞書〕一後撰集の奧書或本より書拔、此集作者、公卿皆書二名朝臣字一、枇杷大臣歌二首、伊勢贈答書二業平朝臣名一、如ㇾ此事、後代之人、或推而直ㇾ之、是非二書寫之誤一、此集之本說也、不ㇾ可二直改一、貞應元年七月十三日、

爲ㇾ備二後覺之證本一、凌二老眼一終二書寫之功一、　戸部尙書藤在判

同十五日以二子息一令二讀合一、直二付落字一訖、

〔群書一覽四撰集〕後撰和歌集

此集證本の事、袋草子云、證本は朱雀院塗籠の本、又靑表紙の本也云々これは範永　これらの本は今の世に傳

はらずや侍りけん、季吟八代集抄に用ゆるところは、彼定家卿の貞應本に天福の本をとぢて勘へあはせ、行成卿の本のおもむきをも、おくに書そへたまひし本也、そのさま本の奥書にみゆ、

〔運歩色葉集〕拾遺集一條院長徳元年乙未秋、撰之

〔増鏡一おどろの下〕拾遺集は、花山の法皇のみづからえらばせたまへるとぞ、

〔袋草紙二〕拾遺集和歌　千三百五十一首

同抄和歌　五百八十六首

花山院勅撰云々　此集中ニ源順和萬葉集歌ト云物アリ、或萬葉ノ古語ヲ和ニナセルナリ云云、或萬葉歌ヲ爲本歌詠返歌也、予案之返歌之儀歟、一ハ藤經衡和後撰歌ト云物アリ、後撰中ニ優歌ヲ百首計書出、其返歌ヲ詠也、以之思之、後彼順ガ所爲ヲ摸歟、一ハ萬葉集ニ是ヲ和タルトミユル歌ナシ、是ヲ返タルト見歌間々アリ、

〔八雲御抄二作法〕一撰集

撰者

拾遺長徳比、公任卿撰之歟、抄者花山法皇撰、此事有二説一々、未決、一説集花山、抄公任云々、○中略

子細

拾遺　古今後撰歌誤多、於萬葉集歌多入、非誤體歟、不入一條院御製、作者總散々、大臣も或書姓名、

〔拾芥抄上末撰集〕拾遺集廿卷千三百五十一首、又短歌連歌、

部立　春　夏　秋　冬　賀　別　物名　雜上下　神祇　戀自一至五　雜春　雜秋　雜賀

雜戀　哀傷○中略

拾遺抄有之、華山院御撰云々、歌數五百八十六首、或説集華山院、抄公任卿云々、

已上古今以後、謂之三代集、

同抄云
所書傳華山院御自撰云々、若又長保寬弘五年以前之比事歟、其年月不知云々、
公任卿抄出爲十卷、破勅撰而自由抄出、有恐歟、多用抄云々、

〔三代集之間事〕一和歌事

拾遺集　於此集は、未受一部之說、云導、此集華山法皇御撰也、偏出於叡慮被撰定了、今伺事體御存日不及披露歟、所被入歌及長保寬弘以之案之、漸々披露之時、四條大納言、諸道之名譽、時輩之歸伏云々、獨歩之心無雙之人歟、見此御撰、竊有不甘心之旨、忽抄出、其歌任意取捨、是法皇不知食事也、（御沒後事也）天下好士、靡然而信仰、門々戶々、稱三代集書寫、握翫之人、（于時行成卿、相並多被書此集、）偏以十卷之抄用之、更不見本集、因玆此集、還傳世已希、漸如魯壁之古文、殊集和歌之文書之人、博覽之餘僅書之、猶不加三代集至于應德寬曆、通俊卿撰後拾遺之時、雖立二十卷之部、猶名後拾遺和歌抄、是猶庶幾抄名之故也、金葉詞花兩集、各爲十卷、又隨拾遺抄之者歟、微臣（藤原定家）幼少之昔、初提携古集古歌之日、披見此集、忽抽感懷、愚意獨慕之、竊雖握翫之、於亡父（俊成）之眼前未讀之、但僅聞其說事等、此集法皇御自撰之由、愚者或生疑、猶稱公任卿撰之輩有之云々、雖不足言事、御撰證據等略而注之、（中略）師說云、

あさまだきあらしの山のさむければもみぢの錦きぬ人ぞなき、法皇令書此集給歌如斯、作者公任卿成鬱憤、殊有存旨、ちるもみぢばをと詠に、更推而不可被改、企抄出之意趣、大略發自此歌云云、不知此由之人、集抄相互直之、一同書之、不可然、集にはもみぢの錦と書、抄はちるもみぢばをと可書也、可隨各本意也、

〔拾遺抄註（秋）〕朝まだきあらしの山のさむければちるもみぢ葉をきぬ人ぞなき（中略）

花山法皇此集ヲ令撰給之時、此歌第四句、紅葉ノ錦トナホシタランハ勝歟ト仰合之時、四條大納言不許云々、如何、

故顯輔卿語云、花山院以長能爲御使、仰合公任之時、彼卿申云、依詞惡不被入者常事也、作者所存相違、爲遺恨歟、如此事誰人ノ申給乎、汝等ノ和讒乎、不便事也云々、長能閉口起去畢云云、

〔歷代和歌勅撰考二〕拾遺和歌集

井蛙抄云、冷泉相公云、公任卿、朝まだき嵐の山のさぶければちるもみぢばをきぬ人ぞなきといふ歌を、花山院拾遺集に、もみぢの錦きぬ人ぞなきと直して入られたるを、公任卿の所存にたがひて、此歌拾遺抄に、散もみぢ葉をきぬ人ぞなきと被入たり、時の人集を指おきて、抄をもてなしけり、仍通俊卿後拾遺も、集にはつがずして抄につぎて、後拾遺抄と題せり、其後年久しく抄を賞翫する事にて侍けるを、京極黄門〇藤原定家集もまことに殊勝なりとて、抄をさしおきて集を翫て、此よしを後鳥羽院へも被申ければ、御所も御同心ありけり、其後集をもてなす事になりて侍るよし、京極委細被書置云々、公任卿拾遺抄をえらぶことも、我が歌一首の故に被思立云々、

〇按ズルニ、袋草紙ニハ、拾遺撰之時、公任卿チルモミヂバヲキヌ人ゾナキト云歌ヲバ、花山院モミヂノニシキキヌ人ゾナキト直テ可入之由有御定、不可然之由被申ケレバ、如本ニテコソ被入タルニ、近代之人諸事如此トアリ、

〔拾遺抄十〕拾遺抄十卷、後世希傳、保己一嘗得公任卿眞蹟一轉之本、不耐喜躍、謄寫插架、疑首尾有脫闕也、屋代弘賢日者得拾遺集古本、比校而藏家、其一是定爲法印所筆、一則柳原業光卿手書、而二本並標註抄歌詳矣、弘賢乃採而參訂、定爲本註、每卷歌數而終書云、總計五百九十四首、更計之、實得五百九十三首、明知其爲筆誤也、今據此本、於春秋及戀上雜下四卷內、得其所脫漏廿一首、始全然復其舊焉、不亦慊乎、袋草紙曰、抄歌五百八十六首、或云四首、卽淸輔朝臣所見本異耳、又曰、花

山院御撰而世多爲公任卿撰、今試以集中所載作者之官位推其時、此書之撰卽在長德二年、後數經刊修、且稍有所增加、至長保三年、乃改爲拾遺集廿卷也、玩讀兩書、其題書之辭、倶似不出人臣之手也、爲花山法皇製作者、得其實歟、姑書俟識者點竄爾、

〔本朝世紀〕康和元年八月十六日丙戌、從二位行權中納言兼治部卿藤原朝臣通俊薨、〇中略三年、〇應德奉勅撰進後拾遺和歌集廿卷、行于世矣、

〔續世繼〕二紅葉の御狩 東宮〇白河の若宮と申ける時より、和歌をもおもくせさせ給て、位にても後拾遺あつめさせ給ふ、院の後も金葉集撰ばせ給へり、何れにも御製どもおほく侍めり、

〔後拾遺和歌集序〕わが君〇中略御あそびのあまりに、しきしまのやまとうたあつめさせ給事あり、拾遺集にいらざるなかごろのおかしき言のは、もしほ草かきあつむべきよしなんありける、おほせをうけたまはれるわれら〇藤原通俊あしたにみことのりをうけたまはれり、ゆふべにのべたまふ事まことにしげし、このおほせ心にかゝりて、おもひながらとしをおくる事、こゝのかへりの春秋になりにけり、いぬる應德のはじめのとしの夏みな月の廿日あまりのころほひ、やくらのつかさにそなはりて、いつかのいとまもさまたげなし、そのかみのおほせをおひそのもりに思ひ給て、ちり〴〵なる言のはかきいづるなかに、いそのかみふりにたることは、古今後撰拾遺集にのせてひとつものこらず、そのほかのうた、秋のむしのさせるふしなく、あしまの舟のさはりおほかれど、なかごろよりこのかた、いまにいたるまでのうたのなかに、とりもてあそぶべきもあり、天暦の末よりけふにいたるまで、世はとつぎあまりひとつぎ、としはもゝとせあまりみそぢになんすぎにける、住吉の松ひさしく、あらたまのとしもすぎて、はまのまさごのかずしらぬまで、家々の言の葉おほくつもりにけり、ことをえらぶみち、すべらぎのかしこきしわざとてもさらず、ほまれをとるとき、山かつのいやしきことゝても、すつることとなし、すがたあきの月の

ほがらかに、ことば春の花のにほひあるをば、ちうたふたもゝちとをあまりやつをえらびて、はたまきとせり、なづけて後拾遺和歌集といふ、おほよそ古今後撰ふたつの集に歌いりたるともがらの家の集をば、よもあがり人もかしこくて、なにはのあしよしさだめんこともはゞかりあれば、これにのぞきたり、むかしなしつぼのいつゝのひとゝいひて、うたにたくみなるものあり、いはゆる大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城等これなり、さきにうたの心をえて、くれ竹のよゝにいけ水のいひふるされたる人なり、これらの人のうたをさきとして、いまのよのことをこのむともがらにいたるまで、めにつき心にかなふをばいれたる、よにある人きくことをかしこしとしみることをいやしとすることわざによりて、ちかきよの歌に心をとゞむることかたくなんあるべき、とかはあれど、のちみんために、よしの川よしといひながさん人にあふみの、いさゝがはいさゝかにこの集をえらべり、○下略

〔拾芥抄上末撰集〕後拾遺集廿卷 千二百十八首

部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　別離　羇旅　哀傷　戀自一至四　雜自一至五　神祇　釋敎　誹諧

應德三年丙寅九月十六日、中納言通俊卿撰進之、事次通俊卿所望撰云々、承保比始之、寬治元年申出、又注之、有序、假名通俊書之　後撰作者不入之、但誤入之、又入御製、

私勘云、承保二年九月、書出勅書、雖奉詔命、被妨公務不及撰集、應德元年六月以後撰之、同三年九月十六日撰畢、同十月中旬比奏覽了、同十一月堀河院受禪後披露、翌年寬治元年二月勅召見、同八月奏目錄序、天暦以後歌撰之、白河院仰也、

〔袋草紙二〕後拾遺抄和歌

通俊卿一人撰之、如序、承保之比奉之、應德三年九月十六日奏之、其間及十有年奏覽之、件本哥一〇本哥

欲作令伊房卿清書之處、件人哥唯入一首之故、腹立不書之、仍令若狹周案隆源書寫之云々、證本號黒本、燒表紙之故云々、扶持者隆源并佐國等也、于時有經信匡房者、此道之英才先達也、不奉之如何、但或人云、私撰之後ニ取御氣色云々、于時有難後拾遺ト云物、世以稱經信之所爲、通俊見之云々、先以件集內々令見合彼卿之處、神妙之由侍而後日有此難、更不誤云々、此集流布之後更被直之由見目錄序、又如序古今後撰之作者歌ヲ不入之、兼盛歌入之、是後撰作者也、但非失錯歟、彼人拾遺集以後猶存生者也、仍秀歌多々之故竊入之歟、　此集、拾遺集、并玄々集歌等、少々載之、失錯歟、有目錄、郎禮部之撰也、

〔玉海〕安元三年(○治承元年)正月十二日癸丑、淸輔朝臣來、談和歌事等、(○中略)後拾遺問答、(問經信、答通俊、)經信難和泉式部歌(けさはしもおもはん人は問てましつまなきやどのうへはいかにぞ)曰、妻とは稱女也、以男不可爲妻云々、多引其證、又說由緖、通俊施才學、陳之兩三度問答、遂通俊伏理出件歌了、先賢所爲、又以難可被信、淸輔檢萬葉集、男女共有可稱妻之證、彼人々臨期不覺悟歟、尤遺恨事也云々、此外多吐才學、道之優長、誰人比肩乎、可貴可褒、

〔袋草紙三〕後拾遺嘉言歌云

梅のかをよはのあらしの吹ためてまきの板戸をあくるまちけり、經信卿難云、ヨメリシ人ノイヒシハ、ノキニアラシノフキタメテトコソキヽシカ、ヨハノアラシノフキタメテ荒涼ナリ、又アクルハ、ヨノアクルニソヘムトニヤ、ワルクナリニタリト云々、尤有謂事歟、凡此集ニハ歌ヲ多直云々、隆經朝臣立春歌モ、本ハ、ハルゴトニソラノケシキノカハラヌハトアルヲ、野ベト被直タリ、如此事多侍、ヨクナリタルコトモアリ、コレハイカヾ可待カラン、

〔袋草紙三〕經信卿歌云

大ゐ川岩なみたかしいかだしよ岸のもみぢにあからめなせそ、後拾遺ニ入之、而經信故禮部ニ

乞請テ出之、無下ノ弃歌也、爲後見有恥、狂テ可止云々、仍除之、而後年俊頼朝臣入金葉集如何、

〔新古今和歌集 雜十八〕権中納言通俊、後拾遺えらび侍ける比、まづかたはしもゆかしくなど申て侍けれは、申あはせてこそとて、また清書もせぬ本をつかはし侍けるをみて、返つかはすとて、

周防内侍

淺からぬ心ぞみゆるおとは河せにいれし水のながれならねど

〔蓮歩色葉集 書籍〕金葉集 崇徳院大治二年丁未撰

〔増鏡 一 おどろの下〕しら川院のおりゐさせ給てのち、金葉集かさねてとしよりの朝臣におほせてえらばせ給しこそ、はじめそうしたりけるに、輔仁の親王の御なのりをかきたるわろしとてなほされ、又たてまつれるにも、なに事とかやありて、三たびそうしてのちこそをさまりにけれ、かやうのためしもおのづからの事なり、

〔拾芥抄 上末 撰集〕金葉集十卷 六百四十九首、又連歌、或六百五十四首、

部立　春　夏　秋　冬　賀　別　戀上下　雜上下　連歌 中略○

同抄云

大治二年之比撰集云々、白河院 于時大上法皇 勅前木工頭俊頼撰、

〔袋草紙 二〕金葉集和歌　六百五十四首 此外連歌十六首、但流布本定也、

白川院御讓位之末、俊頼朝臣一人奉院宣撰之、天治元年月日奉之、大治元二年之間上奏之、此集本不定也、奏覽之處兩度返却、第三度之度以中書草案先覽之、而件本無左右納畢、仍撰者許ニ無此本云々、件本在故待賢門院、而今前大相國申出書寫之、無餘所云々、件本兼盛能宣歌、并玄々集拾遺集歌等入之、拾遺ハ柄ニ成テ稱弃置之由入之也、最前歌貫之ガ吉野山峯ノ白雪何消テノ歌也、世間ニ流布本ハ第二度本也、近代人歌等也、最前故將作打廡歌也、奏覽本造紙云々、自筆書之云々、時有

基後者、兼和漢尤便撰者、雖然不奉之、若爲御不請之者故歟、

〔八雲御抄二作法〕一撰集

撰者

金葉（天治元年、依白川法皇綸言、俊頼朝臣撰之、再々改直、大治二奏之、披露中度本也、）

子細

金葉、初ハ入三代集作者、中度流布定後、始入源重之、有連歌、三ヶ度撰改、以第二度本流布、多ハ近世人、但六帖歌幷道濟相模等入之、○中略金葉第三度本ハ、乍草先奏、而自待賢門院實行下給て披見之間、其外本不留、其本ハ燒歟、清書ハ時能書也、

〔續世繼七武藏野の草〕覺雅僧都とてもおはしき、歌よみにぞおはせし、すゑの世の僧など、さやうによまんは有がたくや侍らん、白河院のいとしもなくおぼしめしたる人にておはしけるに、としよりの君、金葉集撰給て奉たりけるはじめに、貫之、はるたつことを春日野のといふ歌、其つぎに覺雅法師とていり給へりけるを、貫之もめでたしといひながら、三代集にももれきて、あまり古たり、覺雅法師も、けにもともつゞきおぼえずなど仰られければ、古き上手どもいるまじかりけり、またいとしもなくおぼしめす人のぞくべかりけりとて、おぼえの人をのみ取入て、つぎのたび奉りければ、是もげにともおぼえずと仰られければ、又つくり直して、源重之始にいれたるをぞとゞめさせ給けるは、隱れて世にもひろまらで、なかたびのが世にはちれるなるべし、

〔續世繼二春の調〕つねの御歌どもは、あさゆふの事なりしに、○中略撰集○詞花などせさせ給ひと聞えき、

〔運歩色葉集志〕詞花集（近衞院仁平元辛未被撰之）

〔拾芥抄上末撰集〕詞華集十卷（四百九十首）

部立（同金葉）

天養元年甲子六月二日、依崇德院勅、顯輔卿撰之、仁平又奏之、後撰已後作者入之、古今作者不入、仁平奏覽有御製、崇德 并藤範綱同盛經歌等、淸書之時被止之、白色紙顯輔卿書之、

同抄云、天養元年奏覽之、三位左京大夫顯輔撰、

〔袋草紙二〕詞花集之和歌　四百九首

新院〇崇德 御讓位之後、故左京〇顯輔 一人撰之、天養元年六月二日奉之、奏覽之、御覽之後返給、御製少少、并藤範綱賴保同盛經等歌被除、予爲御使持參彼亭、奏覽本ハ布目色紙草紙自筆也、金葉集付流布本、第三度本歌不除之、件本無知人之故也、

宣下狀云

被院宣云、自中古以來、不入勅撰集之外和歌等、宜被撰集者、仍執達如件、敎長謹言、

六月二日　　參議敎長奉

謹上　左京大夫殿

抑超祖父〇隆經 并嚴閑、〇顯季 被奉撰集、希有事也、此集爲體、及末代無歌仙、隨金葉撰以後年序不幾、爲之如何、予于時不快、而令奉此集之後、有恩免、是爲扶持歟、而詔問事所存披陳、其後有不請之氣、一切不令見合給、奏覽之聊有仰下事、爲御使持參彼集之間伺見之處、古歌有其數、乍恐申其由、其時被除之、不見合給之條世以爲不敵耳、

〔詞花集雜十〕この集撰とて、家集こひて侍ければ、よめる、　　太政大臣〇藤原忠通

おもひやれ心の水のあさければかきながすべきことのはもなし

〔沙石集五末〕人之感有歌和事

一鎌倉ニ或ル僧房ノ兒、師ヲ恨ル事有テ、他ノ僧房ヘ行テケリ、物ノ具足取落シタル中ニ、詞花集ヲ忘レタリケルヲミイダシテ送リツカハス時、本ノ師、

イカニシテ詞ノ花ノ殘リケムウツロヒハテシ人ノ心ニ

其兒此ノ歌ニメデヽ又カヘリニケリ、互ニワリナク侍リ、

〔運歩色葉集 勢〕千載集 後宇多院文治三丙申、俊成撰之、

〔帝王編年記 二十三 後鳥羽〕文治二年十一月、中略今年俊成卿 號五條三位 令撰千載和歌集二十巻、

〔千載和歌集 序〕我君世をしろしめして、中略いまの世の道をこのむともがらのことのはをもきこしめし、むかしのときのをりにつけたる人のこゝろをもみそなはさむことによりて、後拾遺集にえらび殘されたる歌、かみ正暦のころほひより、しも文治のいまにいたるまでのやまと歌を、えらびたてまつるべき仰せごとなむありける、かの御時よりこのかた、としはふたもゝちあまりにおよび、世はとつぎあまりなゝ世になむ成にける、遍にしかたも年ひさしく、いま行さきもはるかにとゞまらむため、此集をなづけて千載和歌集といふ、かの後拾遺集ののちおなじく勅撰になずらへてえらべるところ、金葉詞花のふたつの集あり、しかれども部類ひろからず、歌の數すくなくして、殘れる歌おほし、そのほかいまの世までの歌をとりえらべるならし、中略勅して千うたふたもゝちあまりはたまきとせり、中略この集かくこのたびしるしおかれぬれば、住吉の松の風ひさしくつたはり、玉つ嶋のなみながくしづかにして、千々の春秋を送り、世々のほし霜をかさねざらめや、文治みつの年の秋なが月の中のとをかに、えらびたてまつりぬるになむありける、

〔拾芥抄 上 撰集〕千載集廿巻 千二百八十四首、又短歌有之、

部立　春 上下　夏　秋 上下　冬　別　旅　哀傷　賀　戀 自一至五　雜 上中下　短歌　旋頭　物名

壽永二年二月日被下院宣 三位中將資盛卿奉、近古以來和歌可撰進云々、一條院御宇永延以後歌撰之、中略

同抄云

壽永二年二月、藏人頭右中將資盛朝臣奉書、近古以來和歌可令撰進給者依院宣上啓如件、

月　日　　右中將資盛

謹上　入道三位殿

文治四年四月廿日奏自筆入蒔繪筥持參院御所、翌日定長朝臣奉書、撰者詠廿餘首可加入之由被仰出、入之進之、

〔明月記〕文治四年四月廿二日戊子、巳刻計入道殿〇藤原俊成令參院給、爲勅撰集〇千載集奏覽也、日來自筆御淸書、白色紙、紫檀軸、貞觀丸羅表紙、紈ノ紐、外題中務少輔伊經書之、納筥、筥蒔繪、自御筆手、有新歌、末斜令出給、於御前殊有叡感云々、自令讀申之給、又蒔繪歌、以神筆之本留御云々、　廿四日庚寅、入夜權尙書奉書云、撰者之詠乏少、猶三四十首可副進之云々、可撰進之由有御返事、

〔明月記〕貞永二年〇天福元年五月廿七日辛未、千載集正本廿卷孝行於關東自武士手買取、年來持云々、於蓮華王院所歟、無所納之手筥云々、雖舊損不及申、用之程可進御前云々、　七月卅日壬申、千載集爲仲章朝臣被燒、其上帖被召禁裏之後、總不持不散不審、適依逢證本、密染老筆、自廿六日至于今日、書終上帖、書始下帖、此集作者之位署題之年月等甚無謂事多、昔雖諫申、總不被信用、只任意被注付、今見之、甚思事多、總付萬事任當時之存知、不被勘見先例准據事之故也、辨物由之人、定成誹謗歟、於顯昭季經等者、又不可分別之、　八月五日丁丑、未時書終千載集下帖、不顧老骨、遂終功、此集之體、猶以遺恨多、

〔運步色葉集〕志新古今集〇土御門院元久二乙丑、通具、家隆、定家、雅經撰、

〔增鏡〕一おどろの下たうだい〇土御門くらゐの御ほどに、又あつめさせ給ふ、つちみかどの內のおとゞ二郎君うゑもんのかみみちともといふ人をはじめにて、有家の二位、定家の中納言、家隆雅經などにのたまはせて、むかしよりいままでのうたを、ひろくあつめらる、おの／＼たてまつれるう

へを、院〇後鳥羽の御まへにて、みづからみがきとゝのへさせ給ふさまいとめづらしくおもしろし、この時もさきに聞えつるせつしやう殿〇藤原良經とりもちておこなはせ給ふ、〇中略おしなべてはせんじやのまゝにて侍るなれど、こたみは院のうへ身づから和歌のうらにおりたゝせ給へば、まことに心ことなるべし、〇中略かくてこのたびえらばれたるをば、新古今といふなり、

〔新古今和歌集序〕右衛門督源朝臣通具、大藏卿藤原朝臣有家、左近中將藤原朝臣定家、前上總介藤原朝臣家隆、左近少將藤原朝臣雅經等におほせて、むかし今のときをわかたず、たかきいやしき人をきらはず、めにみえぬ神ほとけのことのはも、うば玉の夢につたへたる事まで、ひろくもとめあまねくあつめしむ、おの〳〵えらびたてまつれるところ、夏引のいとの一すぢならず、夕の雲の思ひさだめがたきゆゑに、みどりのほら花かうばしきあした、玉のみぎり風涼しきゆふべ、なにはづのながれをくみて、すみにごれるをさだめ、あさか山の跡をたづねて、ふかきあさきをわかてり、萬葉集にいれる歌は、これをのぞかず、古今よりこのかた七代の集にいれる歌をば、これをのする事なし、たゞしことばのそのにあそび、ふでの海をくみても、空とぶ鳥のあみをもれ、水にすむうほのつりをのがれたるたぐひ、昔もなきにあらざれば、いまも亦しらざるところなり、すべてあつめたる歌、ふたちゝはたまき、なづけて新古今和歌集といふ、〇中略みづからさだめてづからみがける事は、とほくもろこしのふみのみちをたづぬれば、はま千鳥跡ありといへども、わが國やまとことの葉のはじまりて後、くれ竹の世々にかゝるためしなんなかりける、このうちみづから〇藤原良經の歌をのせだること、ふるきたぐひはあれど、十首には過ぎざるべし、しかるを今かれこれえらべるところ三十首にあまれり、これみな人のめだつべきいろもなく、こゝろとゞむべきふしもありがたきゆえに、かへりていづれとわきがたければ、もりのくち葉かずつもり、みぎはのもくづかきすてになりぬることは、みちにふけるおもひふかくして、後のあざ

けりをかへりみざるなるべし、ときに元久二年三月廿六日になむおはりぬる、

〔拾芥抄上末撰集〕新古今集廿卷千九百七十八首

部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　哀傷　別離　羈旅　戀自一至五　雜上中下　神祇　釋敎

元久二年乙丑三月廿六日、依後鳥羽院院宣、參議右衞門督通具、大藏卿有家、右近中將定家、前上總介家隆、右少將雅經等撰進中、上皇有御合點被定、有序、眞名、親經卿奉書之、假名、攝政書之、寂蓮雖入撰者、奏覽以前早世、萬葉集歌入之、古今歌皆不入之、披露之後又被直、官位有相違事、所謂通光大納言、或左衞門督等也、○中略

同抄云

建仁元年十二月、右中辨長房朝臣奉書、藏人頭通光朝臣、定家朝臣、家隆、雅經、上古以來歌可撰進之由奉之、同三年四月、依被忩仰下、各撰進之、同六月以後、切五人所進歌、被續加之、其沙汰經年序之、元久二年四月被行竟宴、承元三年六月、可施行之由被仰下、施行以後、猶或被止、或被入之、

〔明月記〕建仁元年十一月三日、左中辨奉書、上古以後和歌可撰進者、此事被仰所○和歌所寄人云々、

〔明月記〕元久元年七月十六日、着下袴巳時參殿、○藤原良經午時御供參御所、未時許出御、○後鳥羽各應召參入、置歌了、依仰講師如例、ながらの橋橋柱、所朽殘云々木被作文臺、是院御物也、今日始被出和歌所、一座講了退下、廿二日、今日撰歌可被部類始、可參和歌所由一昨日有催、仍參入、山僧訴又發殿下令早參給云々、廿七日、家長夜部歸京、依其告參和歌所、大理通具大府卿雅羽林、家長、會合開歌箱部類、羽林執筆相構春上下如形終功夕退下、

二年二月十九日、日入以後參院、神泉御幸之後也家長秀能宗宣宮內少輔在和歌所喚入、此日日來撰歌書詞切繼殊被忩、尤可參由有御氣色、欲觸告之處、在遠所之由聞之、相待出京由家長示之、毎日可參云々、

廿二日、今日終戀部、又終釋敎部、雜部多之間、相待人數多時、神祇部取出之、予依憚身此部有恐之、

由示家長了、神歌甚多、又神歌之次第尤難測、雖一旦之沙汰、可備萬代之證據、晴列神御名字恐無極、仍不交手、　廿六日、巳時許參所、（○和歌所）家隆朝臣參、繼出雜下部、戀一二部、今日又少々繼直、人定處惡筆歟、戀部極可優、存外又多、仍忘憚直之間日暮了、有家朝臣見所續出卷々、各退出、以家長仰事云、神祇部神次第立ハ熊野御列次有其恐、仍春部爲先、四季に可立者、神歌事總依有事恐、寄事於身憚不知之、　三月二日、巳時參院、人々云、當世人歌不知食多少、先注出之、可經御覽、爲可增減也、以能書之人令書之、下官只見雜部三卷直詞等、（或人所進歌、依非分事多也）又仰云、卷之始、大略以故人置之、不可然、以定家家隆押小路女房（俊成卿女事歟）等三人各可立一卷始者、又繼直之、以家隆爲秋下部始、以女歌爲戀二始、（新古今十二戀二俊成卿女歌卷頭也）以予歌爲戀第五始、依爲身事態所入末也、此仰尤爲面目、但如當時者、連卅一字人、未知者多入之、又昨今末生等及十首、予歌卅餘、家隆二十餘云々、今仰頗似撰人如何、夕退出、　六日、申時許、家長持撰歌并荒目六等參彼御所了、　廿四日、參殿下、天德入道右大臣殿（○藤原師輔）御歌、此勅撰不見由申之、此事遺恨也、可書入之由可申也、午時許參所、（○和歌所）殿下令申給旨、示付家長訖、　廿八日、勅撰猶可見之由有仰事、仍少々引見、賀部子日歌、清正、經信卿歌相似、仍加夾箋、又哀傷部、自或所撰進和泉式部御返事、上東門院御歌、周防内侍歌相似、此二首令奏仰、經信子日可止、哀傷部二首不可除、相並可入、　四月十五日午時參院、新古今又被取破、自殿下令申給之故云々、散々切繼、今日不終功、或入或出、又置替其所、予歌三首被出、四首被入之、今度歌皆存尋常由歌也、爲悅、夕退出、　閏七月廿五日、參殿、仰云、新古今猶可被出歌多云々、仍被書出、

〔明月記〕建永元年六月廿日、昨日西行歌二首被出了、其次公經卿又宰相中將（平頁）歌被出了、

二年三月十九日、未時扶病參上、給御製三首拜見、此事新古今集以集中歌心被載其部歟、件歌皆以上古作者歌用之、其中夏はつまごひする神なび山の郭公とあり、件歌赤人歌にて、入後撰之由、去秋宮内卿見出、依作者替不覺悟也、此事告下官令奏聞、其時議定可改序歟、又雖載序可出此歌歟、去

年事不切、此春予申出、於序更不可被改一字、又被載序歌、夏部許無之者、尤可選不審、撰集之時、撰者、或引直古歌、少々又自詠稱讀人不知入之定例也、案此事、神なびのつまごひの郭公の歌新有御詠、被入御製第一之義也、此事有勅許、去頃予家隆又可詠進之由有仰事、非御製者不可、然由重申之、必不可用、只爲御覽合之由被仰、仍詠進各異樣三首、今日被下、御製殊勝云々、其內一首猶殊宜由、以清範奏聞、仰云、然者早可切入、即召經師切繼之、出本歌入新御製、（讀人不知書）此次又依仰少々出御製了、十一月八日、參上、依仰又切新古今、（出入如反掌）以切繼爲事、於身無一分面目、近日和歌沙汰、又驚耳目、上手多出來歟、

〔吾妻鏡十八〕元久二年九月二日乙酉、藤兵衛尉朝親、自京都下著、持參新古今和歌集、是通具、有家、定家、家隆、雅經等朝臣奉勅定、於和歌所去三月十六日撰進之、同四月奏覽、未被行竟宴、又無披露之儀、而將軍家（○源實朝）令好和語給之上、故右大將軍（○源賴朝）御詠、被撰入之由、就聞食、頻雖有御覽之志、態不及被尋申、而朝親適屬定家朝臣嗜當道、即列此集作者（讀人不知）之間、廻計略可書進之由、被仰含之處、依朝雅重忠等事、都鄙不靜之故、于今遲引云々、

〔歷代和歌勅撰考三〕新古今和歌集

定家卿相談（勅撰次第に出づ）云、新古今被撰之時、もとの雫や世の中のといふ歌、古今にあると思ひし程に、遍昭の歌えらび出しになりしかば、（新古今の時、古今の作者を書て入たるを、皆ぬき書て書あつめ〳〵せらるゝなり、）かゝる不思議こそ候へと故殿（○俊成）に申しかば、有家が一昨日來りしもさいひしかと仰られき、又自詠は可入歌も不入、思ひかけざる歌もいれり、自撰せざる故なり、自撰恐ある間、一首もかゝざりき、撰者たちの歌、思ふ樣にも見えず、家隆卿歌こそ、入たるかぎり神妙に候へ、定家手をくだして彼人の歌えりて奉りき、

〔今來風躰抄〕一新古今ほど面白き集はなし、初心の人にはわろし、心得たらん人は此集を見事い

かであしかるべき、

〔群書一覽撰集四〕新古今和歌集

資慶卿口授に云、新古今より〳〵見るべし、されども新古今は至極無上にして、心も詞もかけたる所なし、あまり事理つまりして廣からず、さればわざと爲家が續後撰を温和にやすらかに引さげてあまれし也、

〔扶桑拾葉集十一〕新古今和歌集跋　同〇後鳥羽天皇

今此新古今集は、いにし元久の頃ほひ、和歌所の聾に仰て、ふるき今の歌をあつめしめて、其うへ身づからえらび定てよりこのかた、家々のもてあそび物として、みそぢあまりの春秋を過ぎたれば、今更あらたむべきにはあらねども、靜に是を見るに、日び〳〵の風情、ふるきもあたらしきもわきがたく、しな〳〵のよみ人、たかきいやしきも捨がたくして、集たる所の歌ふたちゝ也、數の多かるにつけては、歌ごとにいうなるにしもあらず、其うち身づからが歌をいれたる事、三十首にあまれり、道にふける思ひ深しといふとも、いかでか集のやつれをかへり見ざるべき、おほよそ玉のうてな風やわらか成し昔は、猶野べの草しげきことわざにもまぎれき、いさごの門月しづかなるいまは、かへりて杜の梢ふかき色をわきまへつべし、昔より集を抄する事は、其跡なきにしもあらざれば、すべからくこれを抄しいだすべしといへども、攝政太政大臣に勅して、假名の序を奉らしめたりき、則此集の詮とす、しかるを是を抄せしめば、もとの序をかよはしもちゐるべきにあらず、これによりて、すべての歌ないし愚詠の數ばかりをあらためなほす、しかのみならず、卷々の歌の中、かさねて千歌むもゝちをえらびてはた卷とす、たちまちもとの集をすつべきにはあらねども、更にあらためみがけるはすぐれたるべし、〇下略

〔歷代和歌勅撰考三〕勅點新古今

桐隱隨筆三云、冷泉殿御文庫に、爲家卿勅點新古今集有、雖下闕卷、これは後鳥羽院於隱岐御所再撰給ひし御本の寫也、

浚明云、今按に、明月記を見れば、新古今集を撰まる丶時に、日毎に勅慮にて增減有しと見えて、書き改めらる丶事をしるされたり、後には京極黃門卿も、この外に心にも叶はぬ事と見えて、今の世のさま掌を返すが如しなど書れし事の有ば、遠島遷幸の後にも、猶叡慮に改められしなるべし、

〔蓮步色葉集〕新勅撰集（四條院文曆元甲未被撰之）

〔增鏡三藤衣〕ことしもはかなくくれて、貞永元年になりぬ、定家中納言うけたまはりて、撰集のさたありつるを、このほど御門（〇後堀河）おりさせ給ふべきよしきこゆればにや、いととく十月二日そうせられける、一とせのうちにそうせられたる、いとありがたくこそ、新勅撰と聞ゆ、元久に新古今いできてのちほどなく世のなかもひきかへぬるに、又新の字うちつゞきたる、心よからぬ事なごさゝめく人もはべりけるとかや、

〔新勅撰和歌集序〕わが君あめのしたしろしめしてよりこのかた、とゝせあまりの春秋、四方の海たつしきなみも聲しづかに、なゝつのみち民の草葉もなびきよろこべり、かりこものみだれりしををさめ、秋草のおとろへしをおこさせ給ひき、秋津しま又さらににぎはひ、あまつひつぎふたゝびさかりなり、たゞ延喜天曆のむかし、時すなほにたみゆたかによろこべりしまつりごとをしたふのみにあらず、又寬喜貞永のいま、世をさまり、人やすくたのしきことのはをしらしめんために、ことさらにあつめえらばるゝ、ならし、定家はま松のとしつもり、かは竹のよゝにつかうまつりて、なゝそぢのよはひにすぎ、ふたしなのくらゐをきはめて、しものことをきゝてかみにいれ、かみのことをうけてしもにのぶるつかさをたまはれる時にあひて、たらちねの跡をつ

たへ、ふるきうたの殘りをひろふべきおほせごとをうけたまはるによりて、春夏秋冬をりふしの言の葉をはじめて、君の御世をいはひたてまつり、人の國ををさぬおこなひ、神をうやまひ、佛にいのり、おのがつまをこひ、身の思ひをのぶるにいたるまで、部をわかちまきをさだめて、はまの眞砂のかず〳〵に、うらの玉もかきあつむるよし、貞永元年十月二日これを奏す、なづけて新勅撰和歌集とすといふことしかり、

〔拾芥抄　上末撰集〕新勅撰集廿卷（千三百七十一首此外短歌四首）

部立　春（上下）　夏　秋（上下）　冬　賀　羇旅　神祇　釋教　戀（自一至五）　雜（自一至五）

貞永元年（寛喜二年被仰歟）壬辰十二月二日、依當代（後堀川）綸言、前中納言定家卿奏之、有序假名、定家卿書之云々、

同抄云

貞永元年六月十三日、依召參内候殿上外座、藏人頭右中將源資雅朝臣、入上戶相逢、參上奏候之由、歸出、上古以後和歌可撰進之由仰之、稱唯退出、同年十月一日、先序奏之目錄、天福二年五月、依内々仰、奏覽狠藉草本、不被返下、同十一月日、殿下被返下、止少々歌進上之、行能朝臣給之、淸書進之、

〔明月記〕天福二年（○文曆元年）八月七日癸酉、辰時許勅撰愚草廿卷、繼置南庭燒之、已爲灰燼、奉勅未調卷軸以前遭如此事、更無前蹤、无冥助无機緣之條、已以露顯、徒可蒙誹謗罵辱、置而无詮者也、

〔百練抄　十四〕文曆元年十一月九日甲辰、中納言入道（定家卿）於前關白家被覽新勅撰、（先院御時被奏覽）兩殿下監臨有用捨事、被切弃百首云々、又有被入之人云々、

〔井蛙抄　六〕雜談

或人云、新勅撰えらばれける時、梅の歌に、花やかなる歌なしとて、撰者周章せられけり、猶も壬生二品（○藤原家隆）歌中にぞあるらんとて撰ばれけるに、いく里か月のひかりも匂ふらん梅さく山の

峯の春風、といふ歌を見出て被入云々、

〔井蛙抄六〕雜談

又云、○藤原爲藤新勅撰の時、所望の仁歌を出したる、心にあふ事かたかりけり、撰者常にえりくずを給りて見侍らばやと被申けり、

〔耳底記一〕新勅撰定家の自筆本所持いたす也、やがて見せ申べし、

〔老人雜話乾〕立賣の町人所持する定家卿筆の新勅撰、細川幽齋求められし時、直白銀拾錠也、その時第一の買主也、今は烏丸家にあり、

〔衆妙集雜〕四月○慶長五年廿一日、定家卿自筆の新勅撰集求得たるきやうえんに、和歌會興行し侍りけるに、披書知昔、

雲の上の月にまじりてえらび置しことのはみする筆の跡哉

〔運歩色葉集志〕續后撰集后深草院建長三年辛亥被撰之

〔拾芥抄上末撰集〕續後撰集廿卷千三百六十八首

部立　春上中下　夏　秋上中下　冬　神祇　釋敎　戀自一至五　雜上中下　羇旅

寶治二年七月日奉勅敕、建長三年十月廿七日、依後嵯峨院院宣、民部卿爲家卿奏之、

〔徹書記物語上〕一爲氏、人とはゞ見ずとやいはん玉津島かすむ入江の春のあけぼの、此歌を爲家勅撰にいれむとて、みつとやいはんと可入かと申されしかば、爲氏は父子のことなれば、ともかくもと存せられしかども、但是も一興の體也、みずとやといひてもくるしからずとて、續後撰に入られけるとやらん、是にても勅撰の歌のふせいをば可存知事なり、是は玉津島にさしむかひ霞わたれる曙をば、人とはゞみつといふべきか、みずといふべきかとなり、いづれもおなじやうなれども、猶みつとやは實なる體也、

〔井蛙抄六〕雜談

故宗匠〇藤原爲世云、民部卿入道〇藤原爲家は、信實朝臣をば無雙歌よみに思はれたりき、續後撰卷頭にいれんとて、立春歌十首計書て給はらんと云つかはされたれば、これは何の御要にか候らんとて、書ても出されず、卑下の心も幽玄也き、

〔越部禪尼消息〕まづいそがれ候ける御こゝろざしあらはれ候て、集たまはりて候事、かへす〲うれしうよろこび見候て、いたづらごとゝ覺え候つる、長きためしのいのちも、三たびまでみ候ぬる、歌にとりてはあえものゝ方にめでたく候けると覺候、さて此御撰集〇續後撰集のことがらは、たゞ有の儘に、おそれをはゞからで、詞をませ飾る事候はず候、申候はゞ目の及び候にとりては、第一とこそ覺え候へ、その故は、三代集はことたかく、世もあがり、昔も遠く隔り候て、詞の及ぶことにさぶらふまじければ、さしおき候ぬ、其のち後拾遺はよき歌餘りこぼれて候ける世なれば、撰たてられたるやうげすしく候、金葉集詞花、きやう〲なるやうに候、千載おちゐづまり、誠に勅撰がらはめでたく候、序なども候へど、何とやらむ大やうに覺候、歌もいたう整ひたるらむとも覺え候はず候、新古今、又春の花秋の紅葉を一つにこきませて、鳳池の秋月、梁苑の雪の夜とかや歌ひし心地して、御手づからなる詞遣ひまで、めづらしくけだかうおもしろく京極殿のかむな序など、心詞及がたくさぶらふほどよりは、亂れたる所も候樣に候、〇中略皇太后宮大夫俊成卿の孫にて、定家の子にて、えり出され給たる歌のめでたき次第書まじへられてさふらふ樣、その世も忘らぬふる人の、時々うちまじりてさぶらふまくばりおき所、おごろかるゝけもなくめでたし、あまる所なくたらぬ方なく、左へも傾かず、右へもたはまず、姿うつくしき女房の、つま袖かさなり、から衣のすがた、裳のすそまで、鬢ひたひがみのかゝり、すそのそぎめうつくしう、裳のこしひかれたるまで、あなうつくしやと覺えたるを、南殿の櫻盛にたてなめて見るこゝちし候て、

歌も上﨟しくもけだかくも、なつかしうたをやかに、かけたるかたなく覺え候、本より詞の花の色匂こそ、父にはすこし劣ておはしませど、歌の魂は勝りておはしますと申候つること、頭て撰じ出させ給て候勅撰、いのちいきてみえぬる、返々嬉く候、天暦四年とかや、後撰の後にて序の候はぬもよく候、いかなれば、序にこそかたはらいたきことどもいでき候へば、それに又後鳥羽院の御孫土御門院の御子にてわたらせおはします、院の御覽じさだめられ候と承候へば、ちやわんのものにるりをかけて候やうに、清くうつくしう恭く、あふぎて信もおこり覺えて候、

〔今來風躰抄〕一勅撰は、續後撰民部卿入道爲家獨してえらばれたれば、風躰この集よしと申き、

〔耳底記二〕同月（慶長四年二月）十五日、於伏見（中略）一新古今花すぎたりとて、後撰實又すぎたり、爲家の中をとりて、續後撰をあまれたり、花實相通の集なり、百人一首なども、新勅撰に同じ、

〔運歩色葉集志〕續古今集（龜山院文永二年丙子被撰之）

〔播茶抄上末撰集〕續古今集廿卷（千九百七十二首）

部立　春（上下）　夏　秋（上下）　冬　神祇　釋敎　離別　羇旅　戀（自一至五）　哀傷　雜（上下）　賀

文永二年乙丑十二月廿六日、依後嵯峨院院宣、前内大臣（基家）入道民部卿藤原朝臣爲家、侍從藤原行家、入道右大辨藤原光俊朝臣奏覽之、有序、（眞名假名）萬葉集内、十代集外撰之、

〔增鏡七北野の雪〕まことや、このとしごろ、前内大臣（基家）爲家の大納言入道、侍從三位行家、光俊の辨入道などうけ給はりて、撰歌のさたありつる、たゞけふあすひろまるべしときこゆる、おもしろうめでたし、かの元久のためしとて、一院（後嵯峨）身づからみがゝせ給へば、心ことにひかりそひたる玉どもにぞ侍べき、（中略）金葉集ならでは、御子の御名のあらはれぬも侍らねど、此たびはかのあづまの中務の宮（宗尊親王）の御なのりぞかゝれ給はざりける、いとやんごとなし、

〔續古今和歌集序〕代々の勅撰のなかに、かの萬葉集は、ならのみかどのみことのりをうけて、はじめてえらびたてまつりしより、たかきいやしきおりふしにつけ、心ざしをやるならひはみなかはらざるべし、〇中略かるがゆゑに、やまとしまねはこれ我よなり、春の風にさくをあふがむとねがひ、和歌のうらもまたわが國なり、秋の月にみちをあきらめむと思ふ、これによりて古今のあとをあらためず、四人のともがらをさだめらる、いはゆる前内大臣藤原朝臣〇基家民部卿藤原朝臣爲家、侍從藤原朝臣行家、右大辨藤原朝臣光俊等なり、これらにおほせて、萬葉集のうち十代集のほかを、ひろくしるしあまねくもとめて、おの〳〵たてまつらしむる、かれこれいづれもわきがたきによりて、新古今の時はじめおかれたるあとをとりおこなひつゝ、きのふは心の水のきよきをきくにまかせ、けふはあさのなかのよもぎのたゞしきまことをほどこして、われとさだめ手づからとゝのふるをもむきは、ふかくこゝのつのえにあらふとも、かゝるにしきの色はえがたし、たかくいつゝのをがにひろふとも、かゝる玉の光はあらじ、たゞしこのほかにもなほ河にせくくれなゐのいろくづは、はなのやなよりもれ、かりばにさわぐ秋のとりも、草のしげみにかくれはつるならひ、ふるくもなきにあらざれば、今も又はかりがたけれど、おしてとりえらべる歌、ふたちゝはたまき、名づけて續古今和歌集といへり、〇中略すべては勅撰もたびかさなり、よめるともがらも數しらざるなかに、菅相丞は延喜よりはじめて雲のうへのえらびにそなはり、天暦よりあらたにみやこの北の跡をたれしかば、松の陰をわけてみゆきかさなり、野邊の草をしのぎて手向をむすびつゝ、朝夕にあふぎたふとび奉るあまり、代々の集にしるされたるあとを、このたびあらためとゞむるならし、ときに文永二年十二月廿六日なん、此集をしるしおはりぬる、

〔運歩色葉集〕〔志〕續拾遺集 後宇多院弘安元戊子被撰之

〔增鏡十老の波〕此御代〈○龜山〉にも又、勅撰のさたおと〻しばかりより侍りし、爲氏大納言えらばれつる、この建治四年にぞ奏せられける、續拾遺集ときこゆ、たましゐあるさまにはいたく侍らざめれど、艶にはみゆると、時の人々申侍りけり、續古今の引うつし、おぼろけの事はたちならびがたくぞ侍るべき、

〔拾芥抄上末撰集〕續拾遺集廿卷〈千六百首〉

部立　春〈上下〉　夏　秋〈上下〉　冬　雜春　雜秋　羇旅　賀　戀〈自一至五〉　雜〈上中下〉　釋敎　神祇

文永十一年月日、依二龜山院院宣一、前權大納言爲氏卿撰レ之、弘安二年十二月廿七日奏二覽之一、

〔二十一代集後談〕續拾遺集

此集の時、源兼氏朝臣和歌所の寄人にて侍けるが、勅撰の事終らざるに卒して侍りき、彼朝臣寄レ橋戀を、をはたゞのいたゞのはしとこほる〻はわたらぬ中の泪なりけり、といふ歌を可レ被レ入と沙汰有けるを、慶融法眼〈爲家子〉義を申されける、其夜の夢に、冷泉亭の中門の角の緣の程にて、彼朝臣に慶融行逢て侍るに、腰にいだきつきて、歌讀は沒後をこそ執する事にて侍るに、この歌に義を仰せらる〻、事うらめしくといひよる、法眼いたはり出來て、終に平癒の期なし、おそろしく詮なき執心也、

〔運歩色葉集志〕新后撰集〈后二條院嘉元癸卯被レ撰レ之〉

〔增鏡十一さしぐし〕此御代〈○後二條〉にも又爲世の大納言うけたまはりて撰集あり、新後撰集ときこゆ、嘉元元年ひろうせらる、

〔拾芥抄上末撰集〕新後撰集廿卷〈千九百七十首〉

部立　春〈上下〉　夏　秋〈上下〉　冬　離別　羇旅　釋敎　神祇　戀〈自一至五〉　雜〈上中下〉　賀

正安三年辛丑十一月二十三日、依二後宇多院院宣一、前大納言爲世卿撰レ之、

嘉元二年十二月十九日奏之

〔運歩色葉集 集〕玉葉集 花園院正和元壬子撰

〔増鏡 十二 浦千鳥〕院のうへ〇伏見 さばかり和歌の道に御名たかく、いみじくおはしませば、いかばかりかとおぼされしかども、正應に撰者どもの事ゆゑわづらひどもありて、撰集もなかりしかば、いとゞ口をしうおぼされて、

我世にはあつめぬ和歌の浦千鳥むなしき名をやあとにのこさん、などよませおはしましたりしを、いまだにといそぎたゝせ給ひて、爲兼の大納言うけたまはりて、萬葉よりこなたの歌どもあつめられき、正和元年三月廿八日奏せらる、玉葉集とぞいふなる、

〔拾芥抄 上末 撰集〕玉葉集廿卷 二千八百三首

部立 春上下 夏 秋上下 冬 賀 旅 戀自一至五 雜自一至五 釋敎 神祇

正和二年癸丑八月日、依伏見院勅前大納言爲兼卿奏之、

上古以來十三代外撰之

〔伏見院御記〕正應六年〇永仁元年 八月廿七日、今日可被仰撰集之間事、爲仰合前藤大納言、爲世 權中納言、爲兼 二條前宰相、雅有 九條二位〇隆博 等所召也、雅有卿依所勞不參、自餘三人所參也、以右大將條々問答、一々被仰、月事八九十月可爲何哉、藤大納言申云、前々必不依先規、宜在時儀歟、然而十月後撰佳例在近、同者可被追彼例歟、權中納言申云、古今延喜五年四月、後撰天暦五年十月、後拾遺承保二年九月歟、詞花天養元年六月、千載壽永二年二月、新古今建仁元年十二月、續後撰寶治二年七月、續古今正元元年三月、九月追加撰者 此等皆以不被守先規、今月被仰之事、無其例、自然可似先規歟、依先例之由、皆以無所見云々、隆博卿申旨同前、一以御敎書被仰歟、被召仰歟、各申云、撰者一人之時、有被召之事歟、後撰之時被下宣旨、謙德公〇藤原伊尹 爲藏人少將奉行之、新古今續古今等同前、今度以綸旨可被仰

歟云々、一時代自何比歌可被撰載哉、藤大納言申云、續古今沙汰之時、民部卿入道〇藤原爲家有申旨、依之故大納言入道〇藤原爲氏續拾遺之時撰中古以來之歌了、於所存者同前、誠上古歌代々集被撰殘爲下品物歟云々、爲兼卿申云、近日專被慕古風、尤可被撰上古以來、隆博卿申旨同之、一被召百首歌之事、近來定事也、此事撰集被仰之以前歟、以後歟、各申云、前後依時不同也云々、以右大將重仰云、度々佳例各別月也、今月可宜、又上古歌被棄之條尤無念、今度可撰載、今日卽爲吉日之間、以俊光仰之、綸旨案右大將持參、蒙綸言倚萬葉集之外不入代々集之上古以來和歌、宜令撰進給者、可爲此定之由仰了、

〔花園院御記〕正和二年九月六日癸巳、今日以俊言朝臣、賜玉葉集一部、入手箱、猶有可直之事、無披露、不可出外云々、　八日乙未、今日爲兼卿參申出玉葉集二九十四二十等卷退出、可直事等少々有之云々、　九日丙申、爲兼卿返進玉葉集、皆悉直之、

〔運歩色葉集志〕續千載集後醍醐院元應二庚申被撰之

〔拾芥抄上末撰集〕續千載集廿卷二千百二十首

部立　春上下　夏　秋上下　冬　雜體　羇旅　神祇　釋敎　戀自一至五　雜上中下　哀傷　賀

文保三年己未四月十九日、依後宇多院院宣、前權大納言爲世卿撰之、

〔增鏡十三秋の深山〕當代〇後醍醐も又しきしまの道もてなさせたまへば、いつしかとおほせらる、前藤大納言爲世うけ給はれり、〇中略さて大納言は、人々に歌すゝめて、玉津島の社にまうでられけり、大臣かんたちめよりはじめて、歌よむと思へるかぎり、この大納言の風をつたへたるはもるゝもなし、子ども孫どもなど、いきほひことにひゞきてくだる、まづ住吉へまうづ、逍遙しつゝのゝしりて、九月にぞ玉津島へまうでける、歌どもの中に大納言爲世、

いまぞしるむかしに歸る我みちのまことを神もまもりけりとは、かくて元應二年四月十九

日、勅撰は奏せられけり、續千載といふなり、

〔花園院御記〕元應二年八月四日庚戌、今日無事、傳聞、新勅撰（號續千載集云々）已披露、但猶不遍、暫可被秘之由申、仙洞云々、去年只以一卷許中本奏覽、今年功終被披露歟、未聞先例、如何、　十二日戊午、今日參衣笠殿、上皇同御幸也、還御後、今度勅撰（號續千載集）自北山進之、自第一至第六卷先進之、次第可被替進云云、歌枕甚非珍重、自元推量不違者也、不審事等、又濟々有之、

〔運歩色葉集〕志續后拾遺集（后醍醐院嘉暦三丙未（三丙未恐元丙寅誤）被撰之）

〔拾芥抄〕上末撰集續後拾遺集廿卷（千三百四十三首）

部立　春上下　夏　秋上下　冬　物名　離別　羇旅　賀　戀一至五　雜上中下　釋教　神祇

元亨三年七月二日、奉綸旨民部卿爲藤卿撰之、而不終篇、正中元年七月十七日薨去之間、子息權中納言爲定卿相續、正中二年十二月八日奏覽之、重無奉勅之儀、

〔增鏡〕十四春の別年（○正中元年）もかへりぬ、おとゝしばかりより、又かさねて撰集の事仰られしを、○中略かの中納言（○爲藤）なやみてうせぬ、○中略兵衞督爲定、故中納言のあとをかけてえらびつる撰集の事、正中二年十二月のころ、まづ四季を奏するよし聞えしのこり、この程世にひろまれるいとおもしろし、御門ことのほかにめでさせ給て、續後拾遺とぞいふなる、中宮大夫師賢うけたまはりて、このたびの集のいみじきよしさま〴〵おほせつかはしたるに、御返しに爲定、

いまぞ志るひろひし玉のかず〳〵に身をてらすべき光ありとも

御返し、内の御製、

かず〳〵にあつむる玉のくもらねばこれもわが世のひかりとぞなる、この大夫は、もとより中よきどちにて、つねに消息などつかはすに、かく世にほめらるゝをいとよしとおもひて、兵衞督のもとへいひやる、

和歌の浦の浪もむかしに歸りぬと人よりさきにきくぞうれしき

かへし

わかのうらやむかしにかへる浪ぞともかよふ心にまづぞきくらむ

〔花園院御記〕正中二年十二月十八日甲午、傳聞、今日奏覽勅撰（○續後拾遺集）云々、爲定卿一人奉之、祖父存日勅撰奉之事、未曾有事歟、何况爲藤卿之沙汰相續撰進云々、是又先規不可存事也、旁以不可說之、名號續後拾遺云々、（○中略）今年乙丑三代古今進例云々、代々尤可有序歟、被續後拾遺之條、又不得之意者也、今度朕歌請之間、可遣之由思之處、永福門院（○鏱子、伏見后、後伏見母、）御夢想先院仰ニ、今度勅撰不可說事也、何况先度續千載之時、兩院（上皇（後伏見）朕也）御歌入之次第不可說、爲世有申旨、凡今度此邊之人、雖一首不可遣歌、可爲嘲弄之基故也云々、仍上皇御製不被遣之、朕兄猶無歌之由申遣之、永福門院御歌、又自中宮雖被申、不被進云々、續千載之時永福門院御歌ニ、

天未通女袖作夜名々々能月乎雲居丹思遣哉、此歌入勅撰之時、袖振夜半之風寒ミト直、風寒是何事哉、不可說也、仍以故入道相國、再三此歌可被切出之由雖被仰、遂不承引、先日朕幷□□御製等申出之所、永福門院御歌直之由被咎仰、殊恐入、但撰者代々之故實也、不改意趣而直言云々、而此歌已其意相違、所申言與意已相背如何云々、爲世卿不知歌之趣、詞意不可分別之段勿論事也、仍更ニ不直意趣之由存之歟、不便々々、　廿八日甲辰、前關白（○鷹司冬平）對面之間相語云、勅撰十八日奏覽四季許云々、（○中略）此次語云、偏以古歌一兩句編成新作之申語之、余問云、歌本意偏可取古歌之詞者、最先八雲之什摸何歌乎之由尋之、前關白笑而不言、當世之人歌之風體知也不知歟、尤可歎息之世也、此義只是故爲藤卿所講也、爲世卿又不得心云々、爲定卿相續爲藤之所存云々、時儀又同之歟、所詮父子晒然之間、任意作新儀了、彌指乎定家卿所存未夢見何爲之、朕雖不堪此道、舊說幷爲兼卿所談之義親聞之、以隨分學功校之、道義既以冥符俊成定家西行慈鎮等所讀之歌、見之無秋毫之異、何

況貫之詠歌當道之規模也、爲世卿等所解如何、不審、但貫之歌等、都以不得心、只稱上古之歌凡慮不可及之由、定置而不論云々、歎息有餘、可畏後世必可披蒙者也、弘法大師文筆眼心專爲彙之歌義所依憑也、近代有新渡書、號詩人玉屑、詩之髓腦也、與和歌義全不異、見此土之事、歌義自可披蒙、爲世卿無智之故、不堪之間、任意作義、世間暗迷之人、仰而取信、足彈指流涕而已、

〔井蛙抄六〕雜談

平中納言輔惟繼云、圓光院殿忠基○藤原仰云、諸道をうかゞひてみるに、いづれもおろかならずといへども、ことに無益期事は、除目の事と和歌の道と也云々、わが身雖不携此道、於和歌者深信仰云々、又云、伏見院後伏見院に申おかるゝ條々內、向後勅撰あらば永福門院伏見后○西園寺鏱子と應司前關白冬平○藤原とに可被申合云々、此條後照念院殿冬平○藤原たしかに御物語ありしこと也云々、伏見院御製と後照念院殿御歌とは、御風體各別也、しかるにかやうに仰おかれける事、究覚にいたりぬれば御意の通ずる事面白事也、

〔運歩色葉集婦〕風雅集光明院貞和三年乙亥撰之

〔拾芥抄上末撰集〕風雅集廿卷二千二百十首

部立　春上中下　夏　秋上中下　冬　旅　戀自一至五　雜上中下　釋教　神祇　賀

萩原院○花園法皇御自撰之、○中略有序、眞名、假名、法皇、淸書靑蓮院入道二品親王尊圓、

〔風雅和歌集序〕そも〳〵むかしはあまつ日つぎをうけても、しきのうち、しげきことわざにまぎれすぐしゝを、いまはちりのほか、はこやの山しづかなるすまゐをしめながら、なほ天のしたよろづのまつりごとをきゝて、つとにおき夜はにいぬるいとまなし、しかるを此比八の挺みだれしちりもをさまりて、野がひのこまもとりつながず、よもの海あらかりし波もしづまりて、ふなわたしするみつぎ物たえずなりにければ、よろづの道のおとろへ、よものことわざのすたる

るを歎く、これによりて元久のむかしの跡を尋ねて、ふるきあたらしきことば、めにつき心にかなふをえらびあつめてはたまきとせり、なづけて風雅和歌集といふ、これ色にそみなさけにひかれて、めのまへの興をのみ思ふにあらず、たゞしき風いにしへの道、末の世にたえずして、人のまどひをすくはんがためなり、時に貞和二年十一月九日になんゑるしをはりぬる、

〔園太暦〕貞和二年十一月八日、爲明朝臣入來、爲戸部使、詠歌一卷(五十首)付之、又自分一卷(五十首)同付之、代々歌末沙汰、於明日竟宴已後可撰進、內々可心得云々、是竟宴以後所進歌不可執進之由有沙汰之故也、一條前關白已下四五人、先度進入了、入夜此兩人歌、以春宮大夫進入之、又代々歌事申入旨申了、　九日、今度淸書事有御案、去春頃予參入之時被仰出、近來撰者或書進上而千載集伊經書之、新勅撰行能書之、新古今後京極(○藤原良經)續古今鶴內府(○藤原基家)書之、撰者入木尤有其謂、今度無如此之人難儀也、宸筆不可叶、靑蓮院二品親王當時入木人也、可爲何樣哉者、勿論更不可有口儀之旨申了、　五年二月十四日、正親町前大納言公蔭卿來、(中略)風雅集僻事等、人々位署以下可直間事條々談之、

〔運歩色葉集〕(志)新千載集(后光嚴院延文四己亥被撰之)

〔拾芥抄〕(上本撰集)新千載集廿卷

部立　春(上下)　夏　秋(上下)　冬　離別　羇旅　釋敎　慶賀　戀(自一至五)　雜(上中下)　哀傷　神祇

後光嚴院御位之時、延文元年六月十日奉之、同四年四月廿一日、四季部先奏覽之、爲遠朝臣淸書、依綸旨入道大納言爲定卿撰之、

綸旨案

上古以來和歌可令撰進給者、依天氣言上如件、

六月一日　　左中辨時光(奉)

進上　御子左入道大納言殿

〔二十一代集後談〕新千歳集

歌數二千四百七十三、短歌三、卷頭歌俊成、卷軸歌前大納言俊光、撰者歌三十三首入たり、

〔園太曆〕文和五年（○延文元年）六月八日、抑今日未刻許、有禁裏御書、勅撰沙汰奉行人間事、愚存申入了、

七月卅日、及晚二條三位爲明卿來語曰、一昨日（廿八日）撰集事始果遂畢、

延文四年四月十九日、今日頓阿法師來、無左右對面、雖加斟酌、多年數奇之舊友也、加之又聊有可達大納言入道（○藤原爲定）事、仍招入簾中談之、勅撰（○新千載集）奏覽之時、御手箱持參事、先日談合親尹朝臣旨語之、可和談禪門之旨示了、入夜二條宰相入來、謁之、今朝頓阿和談之旨、本意之由、卽招引親尹朝臣旨語之、　廿一日、抑夜前新大納言拾謁之次法皇御方御製已下事有示旨、其子細欲令告知御子左入道委曲難盡狀、仍一人公私哉旨示遣之次、勅撰奏覽之時、御手箱持參仕事談合之、殿上人撰者新古今時、京極中納言入道（○藤原定家）外無之歟、件集無奏覽、難比擬、自身雖可持參歟、可懸下重裾歟、其體參御前、頗以無威儀、故入道（○藤原爲世）新後撰之時、今入道（○爲定）爲雲客持參之、今入道續後拾遺之時、爲忠朝臣持參了、今度入道雖爲撰者、不及參內、仍以爲遠卿進、頗撰者體也、其持參之仁無子細、若如主殿司可相語歟旨、先日談之、予（○藤原公賢）思案之處、親尹朝臣來曰、三家歌人卽撰者門弟也、子息懷國、當時爲侍中、寫直語彼已持參、尤可有便宜旨、憶念仰談之處、不可有子細旨申之、仍先日頓阿法師來臨次、令告知此趣之處、入興之趣、返報之次示之也、　廿八日、傳聞、新撰集今日可奏覽云々、入道大納言爲定卿奉之、（文治千載集爲法體奉之、是模古撰和歌式云々、彼是爲今度之准據歟、）而依法體病體不能持參、賢息左中將爲遠朝臣相代可持參之旨、兼日所傳聞也、先彼朝臣奏中將慶云々、其間儀尋問藏人懷國父兵部權少輔親尹、彼□□幷返狀續之

延文四年四月廿八日、勅撰奏覽、（四季部六卷云々）御手寫住吉神主先々進之、今度武家調進之、亥刻左中

將爲遠朝臣先拜賀、(雨儀、門下中)申次藏人右馬權助懷國、拜賀了解劒放笏着殿上、(四品之後昇殿云々)卽起座退下戶、懷國召小舍人重弘、傳取御手筥相從、是全非藏人之所役、業尹朝臣(本名懷能)以來五代門弟之好也、主殿司口差脂燭先行、自下侍經殿上後至年中行事障子邊、爲遠朝臣引裾取御手箱跪臺盤所妻戶前付女房、(兵衞內侍云々)進之退出了、此間出御朝餉歟、右府令參臺盤所給、卽被開筥云々、(君もまれ手にさりもちし玉のはこふたみのみちをあふぐこゝろは)

勅撰號新千載集云々、爲法體撰之、先蹤勿論歟、○(中略)抑此集事、去延文元年六月被仰下、(武家內々申出也)此三四ヶ年沙汰、近來天下累卵太平之時分難得之處、此間風波聊休及奏覽、尤珍重、道之守、二神冥感勿論歟、珍重々々、就是先々皆撰者持參之時、御手箱子姪繫之相從今度自身法體病體(自所勞已經二年月)已旁不可叶、仍子息爲遠朝臣相代可持參云々、而淺官若輩也、持箱可相從之者無之、自身須持之歟、然而懸裾持箱參御前頗無威儀、周章之由談之、而雖廻商量不得其宜、而後日親尹朝臣(爲大寺家僕、當家參者也、)入來、雜談之次憶念此事、談云、宗匠有此所談、案事儀誠難治歟、而汝累家口道之條勿論歟、當時不能左右、藏人懷國爲當職寓直、持件御手箱相從之條、尤於道可爲規模、於身不可瑕瑾哉旨談之、所存無相違、予相計上、不可有子細之旨申之間、此子細先日示遣宗匠、入與感悅畢、爲後勘談之、

抑今朝被下勅書、新撰集奏覽儀被尋下也、曾不審才學、其旨捧請文了、又都護有消息、同續之、○(中略)

抑新撰今夜奏覽必定云々、事樣强雖不可有口樣子候歟、邂逅事候間、其儀も未及引勘、無何不審候、少々被引勘可承存候也、事々期後信候也、

被仰下之旨、畏承了、桑門蓬戶之質、拜天氣候、過分至、一惶一喜、不知所謝候、於今併以戒法之內德、可致聖化之外護之旨、深插心底候、

抑勅撰集奏覽事粗承及候、皇家太平之嘉瑞、當道再興之規模、旁感悅仕候、就其一會儀事、曾不得才學候、撰者外他人强不臨其座候歟、仍如記錄所見、未觸眼候、但假令撰者持參新集手箱候者、被

召便宜所(朝餉壺所邊歟)其人如例歟、取入之持參御前之外何事候哉之旨存候、若出御など可心歟、無才學候、可被尋下撰者候歟、且又正中二年十二月續後拾遺集奏覽、近例後照念院(藤原冬平)于時當職關白後光明照院(藤原道平)于時內覽出仕など若記置て候やらん、可被尋下彼兩家候哉、無分明才學、尤恐恨仕候、以此等之趣、可然候樣可計披露給、空元誠恐頓首謹言、

四月廿八日　沙彌空元

三條大納言殿(○中略)

今夜右槐參內之由風聞、仍欲尋申處、後日有此狀、

さても勅撰奏覽、無事之遂亂之條、天下無事之吉兆候歟、邂逅之儀不審候間、凌甚雨參內候き、撰集叡覽之間、祗候御前、始中終拜見、令悅目候外無他候き、一部調卷、彌無心元覺候、心事可參啓候也、

五月三日、今日御子左大納言入道(○爲定)送狀、先日借遣劒返給之次、今度勅撰奏覽間事相談候處、每事慇懃、自愛之趣謝之也、

〔運步色葉集　志〕新拾遺集(后光嚴院貞治三甲辰被撰之)

〔拾芥抄　撰集上末〕新拾遺集廿卷

部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　離別　羇旅　哀傷　戀自一至五　神祇　釋教　雜上中下

貞治二年二月二十九日、民部卿爲明卿奉綸旨撰之、奉行頭辨資定、同四月十六日事始、同三年四月廿日、四季六卷且奏覽之、而返納以前、同十月廿七日撰者逝去、仍自遺跡返納之云々、勘解由小路三品行忠卿清書、

勅撰事治定、貞治二年三月十一日、內々被仰武家事、同十五日和歌所五條室町自武家以行忠三品被送綸旨於撰者了、

〔二十一代集後談〕新拾遺集

歌數千九百廿五首、短歌三、卷頭歌爲藤卿、卷軸歌花山院御製、撰者爲明歌十首、同頓阿歌八首入たり、

〔後愚昧記〕貞治二年三月十九日己丑、勅撰〇新拾遺集事、日來武家執奏子細有之、而重々被經御沙汰、被仰前中納言爲明卿云々、仍賀遣之、爲悅之由有返報、　八月三日己亥、申剋許前中納言爲明卿來臨、於西隣菴面謁、暫言談之後歸了、今度勅撰間事語之、公卿補任所要年々示之可相尋之旨答了、

〔運步色葉集末〕新后拾遺集（后圓融院永德三癸亥被撰之）

〔拾芥抄上末撰集〕新後拾遺集廿卷

部立

永和元年乙卯六月廿九日、丑剋綸旨到來、其詞云、

上古以來和歌、可令撰進之給者、依天氣言上如件、資敎謹言、

六月二十八日　　左衛門權佐資敎奉

進上　御子左中納言殿

勅使資敎、隨身御子左中納言亭云々、同十月御百首沙汰在之、出題御子左中納言爲遠卿、

永德元年辛酉八月廿七日己巳刻、撰者爲遠卿頓滅云々、同十一月□日、令相續可撰進之由、被仰爲重中納言、直勅定云々、不及被成綸旨云々、

永德二年壬戌三月十七日、四季六卷且奏覽、和序在之、二條大相國良基公書之、同三年癸亥十二月終撰功、返納、而數反錯亂、大略被弃捐歟之處、重有其沙汰、至德元年甲子十二月無爲返納云々、至德二年乙丑二十五撰者中納言爲重、爲敵人被害畢、

〔常樂記〕至德二年二月十六日、御子左中納言爲重卿横死（山科藏人入道平井、爲敵人被殺云々、）侍一人打死了、

〔二十一代集後談〕新後拾遺集

歌數千四百七十九首、卷頭歌爲定卿、卷軸歌儀同三司撰者歌廿二首入たり、

〔新後拾遺和歌集序〕今我君あめの志た志ろしめす事、十とせあまり二かへりの春秋になんなりにける、○中略まことに君も臣も身をあはせたるをりなるべし、これによりて權中納言藤原朝臣爲重に仰て、いにしへよりいまにいたるまでの歌をあつめえらばしめ給ふ、伊勢の海にひろふ志ら玉は、のこれる數すくなく、難波のみつにやくもしほは、かきあませる跡もあるべからず、志かはあれども、ひろくたづね、あまねくあつめてたてまつらしむ、○中略四の時のもてあそびより、くさ〲にいたるまで、その數千歌はた卷とせり、なづけて新後拾遺和歌集といふ、山の井のすめるながれをくみ、志ら川のきよきあとをたづねて、えらびさだめたるなるべし、小臣○藤原基八つぎの代につかへて、六十のよはひにあまれり、みかさの峯の松霜をかさね、佐保川のながれなみをたゝめり、こゝに元久の攝政○藤原良經はいつくしきみことのりをかうぶり、文永の相府○藤原基家かさなれるあとをのこせり、このゆへにかきをおもてにするそしりをわすれて、道にふける心ざしをのべたり、永德二の年三月の廿八日になん志るしをはりける、かくあつめえらばれぬれば、大内山の風よろづとしのこゑをよばひ、和歌の浦の松千とせの色をつたふべしといふことゝ志かり、

〔櫻雲記下〕弘和三年十二月、北朝新後拾遺和歌集ヲ撰トイヘドモ、南朝ノ群臣和歌ヲ載セズ、

〔運歩色葉集志〕新續古今集后花園永享十戊午被撰之

〔拾芥抄上末撰集〕新續古今集廿卷

部立

永享口口依綸言飛鳥井贈大納言雅世卿于時中納言撰之、有序、眞名、假名、一條攝政兼良公令書給云々、

上古以來和歌可ㇾ令ㇾ撰進給ㇾ者、依ㇾ天氣言上如ㇾ件、資任謹言、

右中辨資任奉

進上　飛鳥井中納言殿

或本云東山左府實賢公筆跡、資任辨官次第、永享七三十二任右少辨、同十轉左少辨、同十一轉權右中辨、嘉吉元十二七轉左中辨、隔人見辨官之體、明豐書綸旨、然實任書之由不審也、

永享　年　月　日奉ㇾ綸旨少辨明豐奉行藏人左明豐辨官次第、永享三左少辨藏人、同九十一廿七轉右中辨、同十一三十八轉左中辨、文安元右大辨、

同十年八月二十三日四季奏覽、同十一年月日返納、權中納言雅世撰、

〔二十一代集後跋〕新續古今集

歌數二千百八首、短歌四卷頭歌權中納言雅緣、卷軸歌後福光園攝政前太政大臣、撰者歌十八首入たり、

〔新續古今和歌集序〕延喜に芸閣の風かうばしく、天曆に梨壺のかげさかえしむかしをまたふのみならず、元久に鳥羽の跡かさなり、文永に龜山のよはひひさしきためしをおぼしめして、權中納言藤原朝臣雅世におほせて、わかの浦の浪のよるべには、おほうち山の松のかげをもとめつゝ、とみのを河のすみにごれるをわかち、みしま江のあしよしをえらびと、のへしむ、略〇中おほよそ六とせの春秋をおくりむかへて、九かさねのあさ夕に出いりつゝ、なぎさによするもら玉はひろひのこせるうらみもなく、浪にあらふ錦は、たちあませるそしりあらじと、心のおよぶ所、とほくもとめひろくあつむといへども、なには江の玉かしはもにうづもれ、あふ坂山のいはし水こがくれはつるならひ、ふるくもなきにあらざれば、今も又もらざるところなれど、おしてとりえらべるうた、ふたちゝあまり二十まき、なづけて新續古今和歌集といへり、略〇中時に永享十年八月廿三日になんもるしおはりぬる、

〔椿葉記〕永享もほどなく五年になりぬ、○中略わかのみちは、むかしより代々聖主ことにもてあそびまし〳〵て、萬葉集以來八代集、ちかき代までもちよくせんありつるに、この一りやう代中絕しはんべる、みちの零落むねんなる事なり、むろ町殿○足利義教かだうの御すきにてあれば、當代○後花園いかにもせんしふ再興のさたはありぬべし、和歌に師なし、古歌をもてしとすといへり、しかれば萬葉古今いらい、だい〳〵のしふ、先達の抄、げんじ、伊勢物語などやうの物をも、せんだちのくでんのせう物ども御らんせられ、四きをりふしにつけたる風情、朝暮御心にかけられて御たしなみ有べき御事也、

〔南方紀傳下〕永享十年八月廿三日、藤原雅世卿飛鳥井權中納言奏新續古今集、第二十一代集也、是南朝諸臣歌不レ載、但後龜山院御歌四首入レ之、花山院右大將長親出家後、號二耕雲明魏一、名譽和漢達者也、此人詠歌六首入レ之、稱二明魏法師一、不レ書二南方官位一、是後北朝來故也、北畠持康歌一首載レ之、當代奉公故也、

〔二十一代集後談〕新續古今集

源兼氏朝臣が、をはたゝの板田のはしさこほるゝはの歌さはり有て、續古今に入ざる故、兼氏執心有ける歌也、其後代々の勅撰にもれけるを、此時此集の第十二戀二に入られたり、

〔櫻雲記下〕弘和元年北京永德元年十二月三日、宗良及群臣等新葉和歌集ヲ撰ス、凡南帝三代元弘元年ヨリ弘和元年ニ至ラ、南朝ノ君臣ノ和歌ヲ載ス、

〔南方紀傳下〕南京弘和元年十二月三日、南京入道親王宗良親王奏新葉集、南朝三代、自二元弘元年一至二弘和元年一、諸王大臣殿上雲閣男女諸臣和歌載レ之、

〔新葉和歌集二十〕被レ綸二言倚一和歌撰集者、源出二平城皇都一、流至二正中聖朝一、源流寔繁、修撰世煽、而頃年以來、依レ有二四海風塵之警一、久空二六義採擇之席一、誠是朝廷之缺典、斯道之陵替者歟、爰新葉集、采篇鍾レ金、每部飾レ玉、翡翠之羽毛、採而無レ遺、犀象之牙角、抽而必擧、可レ謂下拔二萃乎近代一、豈特推二美於上世一乎、叡感之餘、所レ被レ擬二勅撰集一也者、

綸言如此、以此旨可令洩申入入道中務卿宮〇宗尊親王給、仍執達如件、

十月〇弘和元年十三日　右少辨資茂

謹上　二條少將殿

〔新葉和歌集序〕元弘のはじめ、秋つしまのうち浪のおとしづかならず、春日の、ほとりとぶ火のかげしば〳〵見えしかど、ほどなくみだれたるををさめて、たゞしきにかへされしのちは、雲のうへのまつりごと、更にふるきあとにかへり、あめのしたの民、かさねてあまねき御めぐみをたのしみて、あしきをたひらげ、そむくをうつみちまで、ひとつにすべおこなはれしかど、一たびはをさまり一たびはみだるゝ世のことわりなればにや、つひに又むかしもろこしに江をわたりけん世のためしにさへなりにたれど、ちはやぶる神代より、くにをつたふるしるしとなれる三くさのたからをもうけつたへまし〳〵、やまともろこしにつけて、もろ〳〵の道をもおこしおこなはせ給おほんまつりごとなりければ、伊勢のうみのたまもひかりことに、あさが山のことの葉も色ふかきなんおほくつもりにたれど、いたづらにあつめえらばるゝ事もなかりけるは、ぬひものをきてよるゆくたぐひになんありける、こゝに呉竹のその人かずにつらなりても、三代の御門につかへ、わかの浦の道にたづさひては、なゝそぢのしほにもみちぬるうへ、かつことを千さとのほかにさだめしむかしは、野邊のくさことしげきにもまぎれき、こゝろを三の衣の色にそめぬるいまは、あしまのふねのさはるべきふしもなければ、かつはおいのこゝろをもなぐさめ、かつはすゑの世までものこさむためのみ、元弘のはじめよりしも弘和のいまにいたるまで、世は三つぎ、としはいそとせのあひだ、かりの宮にしたがひつかうまつりて、をりにふれ時につけつゝ、いひあらはせることのはどもを、玉のうてな、金のとのより、かはらのまど、なはのとぼそのうちにいたるまで、人をもちてことをすてず、えらびさだむるところ千うた四もゝちあ

まりはたまき、名づけて新葉和歌集といへり、〇中略そも／＼かくたらひあつむる事も、たゞそのうちのわづかなることわざなれば、あめのしたひろきもてあそびものとならむ事は、おもひよるべきにあらぬを、はからざるにいま勅撰になぞらふべきよしのみことのりをかうぶりて、老のさいはひのぞみにこえ、よろこびのなみだ袂にあまれりこれによりてところ／＼あらためなほして、弘和元年十二月三日これを奏す、

〔耕雲口傳〕信州の中書王〇宗良親王と聞えさせ給ひしは、かけまくもかたじけなき後醍醐の御門御子、外祖父は爲世の入道大納言、御母贈從三位爲子ぞかし、木曾路を分上りて、よしのゝおくにすませたまひしに、此道のほまれ幼齡より世にかくれなく、晩年の風格、あめがしたためしすくなくおはせしかば、朝夕親近して此道をとひたてまつりしほどに、日ごろのあやまり氷のごとくにきえ雪のごとくにとけて、露計の力量も出來にけるにや、後には新葉集撰定のことをさへ委附せられたてまつりにしかども、いく程なくてまた雲水漂泊の身となりて、そのありし世にききおき、まなびなれにしことゞもみな隔生のことのごとくになりにしかば、此道の秘事口決などども、跡かたちをおぼえず、

〔南山巡狩錄十五〕新葉集撰集の事を、嘉喜門院御集の奧書に添し宗良親王の消息の文に合考するに、宮いまだ信濃國に居給ひける頃より、少しづゝ歌どもをあつめ給ひ、天授の初、吉野に來り給ひしのち、家々につき其集を求め、再び信濃國に下向の時もこれを携へ給ひ、いく程なく河內國山田庄に歸りすませ給ひ、彼山田にて草稿終り、弘和元年奏覽ありけるものとおもはる、〇中略新葉集は南山伺候の人をのみ載られ、年は弘和にいたるまでの歌のみなり、其體裁は新葉集の序に見ゆるによりこゝに注せず、南山第一の忠臣と芳稱する所の藤房卿の詠此集にもれ、正行の歌なども書もらせしは、いかゞなるゆへありしにや志らず、

雅綱

〔四方の硯雅世〕後花園天皇の時、飛鳥井黄門雅世卿新續古今和歌集を奏覽してこのかた、天朝に撰集の沙汰なし、秀歌の才人世々にとぼしからずといへども、家集にとゞまるのみ、室町氏の季年聯歌盛に行る、その後長嘯子貞德等出て和歌一變し、桃青その跡をふむといへども、藍出の才あつて俳諧歌の鼻祖となる、これより市にはしるもの田に耕すもの、風雅あることをしれり、この時、天朝に勅選の選集あらまほしと或翁のいひけるこそ、楊州の鶴ともいはんと一笑してわかれぬ、

〔春日社參記〕　權中納言基綱卿姉小路

柿本の陰をしめ、山邊の住家に跡をつぎて、しき島のみちにひとり歩むとかや、今の世に申あひ侍るあたりに、むつぶるよすがありて、難波江のあしよしをもわかず、淺香山のあさしふかしもしらねど、めにさへぎり耳にふる・ことわざには、おのづから和歌のうらなみたちなれ侍ればにや、此たびかの家に代々の跡をつぎて、敷島の歌撰奉るべきよしのみことのり侍りしにつきて、和歌所の寄人になされ侍るは、身にとりて重代の名にも侍らず、まして今たえたる道にしもあらぬに、かゝる仰の侍るは、唯他生の宿緣にこそと、しらぬ世のゆかしきのみにぞ侍るや、小一條左大臣○藤原師尹なり時の大將などのはるかなる跡として、いさゝしく拙き名をぞなげき思ふ給へらるゝに、されど此道は執心をこそひとかたのたよりとして侍れば、愚かなる身をはぢていよ／＼ものうく侍らむは、住よし玉つしまふたつのおほん神の見そなはすらむも恐れおほく侍れば、せざるなり能はざるにはあらずとかやの、ふるき詞に心を諫めて、勉め學ぶべきにこそ侍らめ、偖も寬正四の年の九月に、左大臣殿○足利義政この社にまうで給ふべきあらまし侍て、おなじく御供につかうまつるべきよしもよほされ侍りしに、○中略御位ゆづりなどゝて、世中ゆすりみちて、新院の御幸いし／＼室町殿へありしかば、さやうのおほむいそぎにうちおかれて、こ

こしおなじき六の年長月廿日あまり一日こ定められて、又有しやうにぞ人々思ひいとなみ侍りし、〈○中略〉此度のめしにはまぬかれぬるに、且は後記のため、且は神慮もいかゞこ、一かたならずほいなくおぼえ侍りしに、宗匠〈○藤原雅世〉はかねてよりいざなひなほせられしを、此たびの撰歌によりてめしなかりしを、雅康の中將は、かならず參るべかりしに、はらからのいとまのほどにて有しやらむ、そのかはりに宗匠家よりいだしたてられしかば、かのいとなみをなむ、ひたすら身のいそぎになして、御供にぞつかうまつり侍りし、

○按ズルニ、此文ニ據レバ、新續古今集ノ後、更ニ勅撰ノ命アリシガ、遂ニ果サヾリシナリ、

〔翁草十〕享保以來見聞雜記

法皇御所〈靈元帝〉は、〈○中略〉敷島の道にたけ給ふ事、代々の帝にたぐふべくも非ず、〈○中略〉去れば絕て久敷撰集の御沙汰も有ぬれども、女房の歌無しこて、其事止ぬこぞ、嗚呼惜い哉、

古事類苑

文學部十八

歌集下　歌書 併入

古事類苑

文學部十八

歌集下　歌書併入

〔清輔朝臣集〕俊成入道うちぎゝせらるゝときゝて、我ことのはのいりいらずきかまほしきことを尋ぬとて、

さをしかのいる野の薄ほのめかせ秋のさかりに成はてずとも

〔袋草紙三〕金葉集ニ〇中略今、右府入道ノ心ヲサヘモツクシツルカナト云歌モ、中比ノ人ノ歌也、入レ或打聞ニ、

〔いざよひの日記〕さきかんもむゐん〇四條准母利子内親王のみくしげどのときこゆるは、こがの太政大臣〇通光の御むすめ、これも續後撰よりうちつゞき、二たび三たびの家々のうちぎゝにも歌あまたいりたまへるひとなれば御名もかくれなくこそ、いまはあんかもんゐん〇後堀河准母邦子内親王に御かたとてさぶらひたまふ、

〔徹書記物語上〕一現葉集は打聞にて侍る歟、家々にみな打聞とて、そのころの歌をあつめ置てさぶらひし也、

一爲相は、安嘉門院四條〇阿佛尼腹の子也、安嘉門院へまいりし間、安嘉門院四條といふ也、

〔後拾遺和歌集序〕ならのみかどは、萬葉集廿巻をえらびて、つねのもてあそびものとし給へり、〇中略大納言公任卿〇中略やまともろこしのをかしきことふたまき〇和漢朗詠集えらびて、物につけこと

によそへて、人の心をゆかさしむ、またこゝのしなのやまとうた〇九品和歌をえらびて、人にさとし、我心にかなへるうたひとまきをあつめて、ふかきまどにかくす集〇深窓秘抄といへり、いまもいにしへも、すぐれたるなかにすぐれたるうたをかきいだして、こがねの玉の集〇金玉集となむなづけたる、そのことばなにあらはれて、そのうたなさけおほし、おほよそこのむくさの集〇上ノ四集二、三十六人撰、十五番歌合ノ二ヲ加フ、は、かしこきもいやしきも、しれるもしらざるも、たまくしげあけくれの心をやるなかだちとせずといふ事なし、又ちかく能因法師といふものあり、心花の山のあとをねがひて、ことば人にしられたり、わがよにあひとしあひたる人のうたをえらびて、玄々集となづけたり、〇中略又うるはしき花の集〇麗花集といひ、あしびきの山ぶしがしわざ〇山伏集などなづけ、うへきのもとの集〇樹下集といひあつめて、言のはいやしく、すがただみたるものあり、これらのたぐひは、たれがしわざともしらず、〇下略

〔古來風躰抄〕御拾遺よりさきの勅撰にはあらで、わたくしにえらべる集どものあまたあるべし、能因法師は玄々集と云、良暹法師は打聞と云、又撰者誰共なくて麗花集と云、樹下集などいひて、あまたあるを、後拾遺えらぶとき、能因法師の玄々集をなにとかありけんのぞけるを、詞花集には、勅撰にあらねばとて、玄々集の歌をおほく入られたればにや、後拾遺の歌よりもたけある歌ども入て、集のたけもよくみゆるを、又今の世の人の歌のさまでならぬにや、このほかの歌どものあるとぞ人申べき、

〔奥義抄序〕集は〇中略わたくしには、山上憶良類聚歌林より、新撰萬葉集〇天神御撰、俗號二菅家萬葉集一、樹下集〇法眼源賢撰といふまでに、おもひ／＼のしわざしげくきこゆ、

〔八雲御抄一正義〕學書

万葉集以下代々勅撰、子細在二他卷一、〇中略

樹下集二十卷多々法眼源賢撰、有假名序、　玄々集一卷能因撰、有序、　山伏集撰者不知　良暹打聞　隆經三卷集　經衡十卷抄、　良玉集十卷顯仲兵衞佐撰、大治元年、號金葉集、　拾遺古今廿卷敎長撰、有序、永範嘲難詞花集、　續詞花集廿卷有序、長光難、可爲勅撰、二條院崩御不進之、　顯昭法師三卷抄號今撰集、

如此集不可勝計、此外撰者不詳、又古人不用、或又撰者左道抄多、○中略

抄物等

萬葉集抄五卷抄貫之撰云々、廿卷抄不知撰者、　類聚歌林山上憶良撰、有平等院云々、延憙說也、　新撰四卷貫之、古今後撰、但不奏之、古今歌三百六十首、

金玉集一卷公任卿撰　拾遺抄十卷拾遺內五百八十首、花山、或公任、　六帖貫之、或兼明親王、　深窓秘抄一卷公任卿　龜鏡抄伊世室山入道、十卷、　和漢朗詠抄二卷公任卿　新撰朗詠抄二卷基俊　前五十番公任　後五十番通雅、或定賴　三十六人撰公任　續新撰通俊撰、後拾遺內三百六十首、○中略　類聚抄五十卷仲實、有序、○中略　題林百廿卷清輔歌合卅卷、會三十卷、百首三十卷、雜々三十卷、

諸家部類撰者不知、知足院許有之、　五代名所範兼

如此物遠近不可勝計、然而普通所用注之、此外能因題林抄一卷　麗花抄　蓮露抄三卷　桑門集顯昭私記、古今僧侶歌、　山戸苑田集　古後拾抄　句集十卷　戀集等、非族物大江廣經上科抄二卷、類聚古集廿卷、敦隆抄、近日又清々、未入之、○中略

私記御本云、誰人記哉、可尋、

壺草子九帖清輔　現存集敎賴　拾遺現存集憲盛　歌苑抄俊惠

現存集已下三箇度金撰桑門集以前也、而不被書入之條、太以不審事也、

三五代集俊成卿　花月集師光　拾遺歌苑抄治承元年八月拔書之、時光、　言葉廣言　海手古良師氏亞相　豐蔭謙德公

廬主增基法師　六帖後中書王、六條宮、○中略　和歌九品論義公任　諸國歌枕同　難後拾遺經信卿○中略　伯母口傳

新卅六人基俊　六々撰範兼歟　花鬘祝緖歟　卯花鬘近江落書　山木髓腦俊賴　無名抄號山木髓腦云々、法輪寺入道伊通公、

後葉集破詞花集、長門前司爲經、　牧笛記號後葉集云々、清輔、　今撰集清輔　落書十五番　續現存敎仲、敎賴了、　歌撰合俊惠

大夫公難歌撰(部公盛式)　寒玉集(安有)　難千載(前司入道、命婦美作、)　山科集(已講宗延、惡光房擬)　三井集(長賢)　山月集(因經)

荊谿春花集(覺審)　仁和集(仙覺公、歌兒、)　閑林抄(靜緣)　百法門(寂然)　百題抄(親盛、大和前司、〇中略)　卅六人十八番

覺盛大原集(法信)　明月集(宗圓法眼)　狂言集(慶算法眼)　玉花集(後眞下略〇)

〔運歩色葉集(萬)〕万葉集

〔萬葉代匠記一上〕此集を萬葉となづくる事、萬は十千也、和語には與呂豆といふ、今はかならず十千とかぎるにあらず、唯物のおほかるをいふなり、史記魏世家に云、萬滿也、左傳にいはく、萬盈數也、莊子秋水篇には、號物之數謂之萬といひ、則陽篇には、今計物之數不止於萬、而期曰萬物者、以數之多者、號而讀之也といへり、此心なり、葉の字は、是にふたつの義あり、一つには世の義、毛萇が詩傳に、葉は世也といへり、葉の字世の字ともに、與とも津疑ともよめり、父子相かはるを世といひ、或は三十年をも世といふ、文選左太冲が呉都賦には、雖累葉百疊而富彊相繼といひ、劉琨が勸進表には、三葉重光四聖繼軌といひ、顏延年が赭白馬賦には、維宋二十有二載、盛烈光乎重葉といへる、これら皆世の心あり、いはんや顏延年が曲水詩序に、其宅天衷、立民極、莫不崇尙其道、神明其位、拓世貽統、固萬葉而爲量也とかければ、もしは此敍より二字をとり出て、此集萬世までつたはりて、世を治め民をみちびく敎ともなれといはひて、名付たるにや、後の勅撰にも、千載集と名付られたる、此心なり、〇中略ふたつには歌義、釋名にいはく、人聲曰歌、謌柯也、如草木有柯葉也といへり、此心にて名付る歟、ふたつのあひだ、撰者の心はかりがたしといへども、先達みな後の義につけり、〇中略後々の勅撰に金葉集玉葉集、南朝に新葉集などなづけられたるも、此集の名より出たるなるべし、

〔萬葉集抄一〕萬葉集註釋卷序

問曰、古今より以來代々の撰集、みな題目の下に有和歌兩字、所謂古今和歌集、後撰和歌集等云

り、何ぞ萬葉集の題目に無和歌兩字乎如何、答、不書和歌兩字、ことにいみじき也、可有其子細、不書和歌兩字、可有二故、一には、よろづのことのはといへる、則歌也、何ぞかさねて可書和歌兩字乎、二には、如故儀、若は花にもよせ、もしは月にもよせて詠歌時、又有他人詠同題和歌と云、不然只其早作歌などかける也、萬葉集意如此、但古今以下の集に書和歌集は、詩はこれからのうた也、今の五句のうたは我朝の風俗なれば、やまとうたといふなるべし、其意趣聊異歟、

〔源順集〕應和元年七月十一日に、よつなる女子をうしなひて、同年の八月六日に、又いつゝなるをのこゞを失ひて、無常の思ひ、事にふれておこる、かなしびの涙かわかず、古萬葉集の中に、沙彌滿誓がよめる歌の中に、世の中を何にたとへんといへることをとりて、かしらにおきてよめる歌十首、〇歌略

〔源氏物語三十二梅が枝〕御子の侍從して、みやにさぶらふ本どもとりにつかはす、さがのみかどの古萬葉集をえらびかゝせ給へる四巻、〇下略

〔枕草子三〕集は

古萬葉集、古今、後撰、

〔袋草紙一〕一故撰集子細

此集〇萬葉集末代之人稱古萬葉集、源順集ニモ古萬葉集中ニト云事アリ、是有新撰萬葉集、若ハ菅家萬葉集等之故歟、新撰萬葉集ハ、延喜御時抄出之云々、五卷也、

〔八雲御抄一正義〕學書

萬葉集抄五巻抄、貫之撰云々、廿巻抄、不知撰者

〔遊京漫錄下〕萬葉五巻抄

三品氏豊之進、西洞院丸太町下る所に住す、云、貫之五巻抄、今南都西大寺にあり、外題には萬葉抄とあり、建仁年

中鎌倉より寫しとれるよしのおく書あり、合巻一冊にて、やまとぢなり、萬葉十八、十九、廿の歌に點つけたるのみなりとぞ、

按ずるに、貫之五巻抄の文、顯昭袖中抄におほく引き用ひたり、同物にや、

〔新猿樂記〕十一君氣裝人者、一宮先生柿本恒之、管絃并和歌上手也、○中略古萬葉集新萬葉集、古今、後撰、拾遺抄、諸家集等、盡以見了、

〔權記〕長保三年五月廿八日己亥、故民部卿在世日、被送續色紙一巻、請書古萬葉集、仍書之、雖經數年、不知誰人之料、箱底塵埋、今左兵衞佐能通朝臣尋之、前備前介中清朝臣女子料也云々、仍付送之、

〔文苑玉露上〕ふたゝび古萬葉集を見ける時おもひつゞけける　久老

伊せの國富山氏にもたりし古萬葉集十四冊は、元暦の年の校にして、世にめづらかなるうづ寶なりけり、往年おのれその本によみ合せて、ひがもじをもあらため、其よみのかはれる所々をもしるしおきつれど、三十ぢまり五年のむかしにて、身のわかゞへにふかくもおもひたどらず、かきもらせしこともおほかんめれば、二たび見まほしくて、富山氏に數々こひつれど、今は津の國に有とて、いひよらむたづきもなく、いたづらに年月經しを、ゆくりなくこたびあひ見つるは、ふる人にあへらむこゝちして、いとよろこばしくうれしくなむ、

〔古今和歌集十八雜〕貞觀の御時、萬葉集はいつばかりつくれるぞと、とはせ給ひければ、よみてたてまつりける、　文屋のありする

かみな月しぐれふりおけるならの葉の名におふ宮のふることぞこれ

〔古今和歌集序〕いにしへよりかくつたはるうちにも、奈良の御時よりぞひろまりにける、かのおほん世や、歌の心をしろしめしたりけむ、○中略これよりさきの歌をあつめて、萬えふしふとなづけられたりける、○中略かの御時よりこのかた、年はもゝとせあまり、世はとつぎになんなりにけ

る、

〔柿本朝臣人麻呂勘文〕敎長卿注云、古今序奈良帝者、聖武天皇也、此帝平城宮爲宗、建立東大寺、仍殊號奈良帝、依建立法勝寺於白川、如號白河院、

〔古今和歌集序〕昔平城天子、詔侍臣、令撰萬葉集、自爾以來、時歷十代、數過百年、

〔後拾遺和歌集序〕ならのみかどは、萬葉集廿卷をえらびて、つねのもてあそびものとし給へり、

〔榮花物語月の宴一〕昔高野の女帝の御代、天平勝寶五年には、左大臣橘卿諸兄、諸卿大夫等あつまりて萬葉集をえらばせ給、

〔柿本朝臣人麻呂勘文〕勝寶五年橘大臣撰萬葉者、世繼僞本、書載和歌之說也、證本者不然也、

〔八雲御抄作法二〕一撰集

歌員數

萬葉集廿卷（四千三百十五首、長歌二百五十此內也、但萬葉有兩說、奥五十首或無、）

撰者

萬葉（奈良天皇御宇、橘諸兄左大臣撰之、子細雖多不決之、）

〔拾芥抄撰集上末〕萬葉集廿卷（四千三百十五首、長歌二百五十此內也、或說奥五十首、或二人部立錯亂不定、）

奈良天皇御宇左大臣橘諸兄公撰之

私勘右大辨家持同撰之　聖武天皇勅云々

京極中納言入道（藤原定家）抄云（押紙）

時代事、近代歌仙等、多雖有喧嘩相論事等、粗伺集之所載、自第十七卷似注付當時出來歌、事體見集、自天平二年至于廿年、第十八自天平廿年三月廿三日至于同勝寶二年正月二日、第十九自同年三月一日至同五年正月廿五日、第廿自同五年五月至天平寶字三年正月一日、凡和漢書籍多

以所注載為其時代、代書何拋本集之所見、徒勘他集之序詞哉、頗似無其謂、撰者又無證說、世繼物語云、萬葉集高野御時諸兄大臣奉之云々、但件集橘大臣薨之後歌多書之、似家持卿之所注、尤以不審、

〔袋草紙 一〕一故撰集子細

萬葉集和歌四千三百十三首　此中長歌二百五十九首、但本々不同、難用定數、

此集世以謂大同之撰、是付奈良之號存歟、極僻事歟、凡以聖武幷桓武大同之朝號平城帝、見國史但至大同付山陵號之、如古今序ハ、時歷十代、數過百年云々、然者相當桓武御時、但多疑、一ハ彼集ハ寶字三年以後年號不載、一ハ家持天平勝寶以後官不見、所載之官、唯內舍人、越中守、兵部少輔、少納言、左中辨等也、就中公卿之時歌不載之、一ハ古今集云、貞觀御時萬葉集ハ何比ニ被撰タルゾト被問之時、文屋有季詠云、ナラノミヤコノフルコトゾコレト云々、又野宮歌合時、源順稱云、ムカシナラノミヤコノフル歌ヨミシ時云々、而桓武ハ此京ニ遷都之帝也、於平安宮撰集ニハ、専不可稱奈良ノ都ノ古事ト、又桓武ハ延曆三年甲子十一月十一日戊申移幸長岡宮之由見國史、其以前始幾一兩年ノ間、撰和歌事ヲ不為先歟、就中彼帝作歌之由無所見、方々有疑貽、予按之、此集聖武撰歟、其故彼帝御時和歌始興之由在古今序、隨能令作和歌云々、此一、同序人丸同時ノ奈良之帝時撰萬葉集之由云云、而桓武時ハ人丸不可逢、計其年齡殆及百六十歲、隨人丸死去之間、歌載彼集、是二又皇代記云、天平元年正月十四日奏諸歌云々、是三、但如彼集天平勝寶二三八年歌等載之、若孝謙之時ニ太上皇後撰之歟、如金葉幷詞華集又寶字三年歌在之、展轉之誤歟、如此者雖當聖武之撰、古今ノ序十代文難避者歟、但文筆之習若過若減、皆存大數之儀、余數ヲ棄テ取十代歟、同序云、予茲フルキ事ヲモシリ、歌ヲモシレル人纔二三人云々、而所上ハ六人也、又雖稱千歌廿卷、實ハ千九十九首也、如此ハ付文花不必稱定數歟、若十代字之誤歟、撰者或稱橘大臣、或稱家持、件大臣寶字元年薨卒云々、彼集桓武之撰ナラ

ハ相違、家持延曆四年謀反薨去云々、其以前遷都造營之間、撰歌之條有疑、彌可謂聖武之撰、抑或人云、如世繼物語ハ、萬葉集ハ高野御時諸兄大臣奉之撰云々、高野ハ孝謙也、然者叶忠義、孝謙時太上天皇所撰注歟、但引見彼書之後可左右、〇下略

〔徹書記物語上〕一萬時とて、萬葉時代を定家のかうがへられたるもの有、重寶也、爲秀自筆の本を了俊くれられしを、人のほしがられしほどに出し侍りし、そつ〳〵としたる物也、

〔袋草紙二〕一撰萬葉集或稱大同朝疑桓武時事カ

古今序云ク、カヽリケルサキノ歌ヲ合セテナン、萬葉集トナヅケラレケル、カノトキヨリコノカタ、トシハモヽトセアマリ、ヨハトツギニナンナリニケル、所謂桓武廿四、平城四、嵯峨十四、淳和十、仁明十七、文德八、淸和十八、陽成八、光孝三、宇多十、醍醐八、昌泰三年、延喜五年、今年也、案之計之法、多ハ取始テ棄今而既有十代之字、相當桓武歟、是一 大同朝卽位之間纔四年、宛如電光、仙院之後又有事不安穩、豈有撰集之興哉、是二

貞觀御時、萬葉集ハイツホドニエラバレタルゾトトハレケレバヨメル、　文屋有季

神無月しぐれ降おけるならのはのならのみやこのふることぞこれ、案之、大同帝ハ平安宮御宇也、於此京撰ル集ヲ奈良ノミヤコノフルコトヽイハムコレ如何、是三、已上理三、

難者云、如古今眞名序ハ、平城天子詔侍臣撰萬葉ト書如何、答云、此平城天子ハ桓武若ハ聖武等也、更非大同之朝、如古今序ハ時歷十代、數過百年云々、然者當桓武、而多其疑

一彼集ニ寶字三年以後之年號不載、一家持延曆二年任中納言者也、而公卿之時歌不載、就中桓武作歌之由無所見、予案之聖武之撰歟、多其理、一如古今序、人丸同時奈良御時被撰之由見、一天平元年正月十四日奏諸歌之由見皇代記、一能令作歌云々、至十代文ハ以若過若減皆存大數之儀、棄餘取十代歟、

考物云、猶聖武撰也、古今序十代百年、文選序撰レ書之レ歟、件序云、時更二七代一、數逾二千祀一云々、然而實七代不レ過云々、又千歌廿卷書二千九百九十首一也、人丸既沒、和歌不レ在レ斯、是文選文王雖レ沒、得レ在二此乎撰也、右管見之所レ及、粗勘二錄之一、抑如二書籍一者、人麿者聖武之臣、萬葉者同帝之撰歟、於二大同之議一者、指證據不レ見者也、但雖レ守二一隅一之士難レ決二万代之疑一、恐以二勘文一勿レ爲二指南一矣、以勘、

仁平三年月日　　前和歌得業生山邊宿禰上

〔續世繼十ならの御代〕萬葉集はいづれの御時つくられ侍けるぞとゝひしかば、古今集に、

神無月しぐれふりおけるならの葉の名におふ宮のふることぞこれ、といふ歌侍りといひし、古今の序に、かのおほん時、おほきみつのくらゐ柿本人麻呂なん歌のひじりなりけるとあるに、かの人まろはかの御時よりもむかしの歌よみとみゆるを、萬葉集つくれる時より古今えらばれたる時まで、年はもゝとせあまり、世はとつぎとあれば、とつぎといはゞ大同の御代、〇平城ときこえたるに、もゝとせあまりといふはさきのことときこゆる上に、人まろはあがりたる代の人とみえたれば、元なんあるまじき、いかゞとゝへば、まことにおぼつかなきことを、かくこまかにたづねさせ給こそ、いとこゝろにくゝ、とて、ならのみかど、申さんこと、大同の御代のみにもあらずや侍らん、元明天皇ならのみやこに、和銅三年のはるのころ、はじめてうつらせたまひけるに、ながやのはらに御こしとゞめて、藤原のふるさとをかへりみ給て、

（在万葉）とぶ鳥のあすかの里をおきていなば君があたりはみえずかもあらん、とよませ給へり、はしのもくろくにも、寧樂の御歌とて、かきつらねて侍めり、寧樂は、ならのといひなづくるなるべし、かくてのち七八代は、ならのみやこにぞおはしましける、その御代どもにも侍らん、ならのみかど、申御名は、三代おはしますかと申人もありとぞきゝ侍し、柏原〇桓武のみかどの御とき、長岡の京にわたり給ひて、十年ばかりありてこの平の京にはうつらせ給て、その御子の大同のみか

ども、この京ののちなれども、ならとはおり給てのち、べちの御名なるべし、萬葉集に、人まろが歌どものいりたるとき丶侍しにも、柿本の人まろ集にいでたりなどいひてそのよの人とはきこえずなんはべるうちに、ならの京のさきよりも、人まろが歌はおほくみえ侍めり、淨見原のみかど○天武の吉野の宮にみゆきしたまひけるにも、よめる歌侍めり、輕の皇太子、安騎野にやどり給へる時の歌とても侍るめり、文武の御ことなるべし、又人まろが讃人丸讃敦光作とていづれのはかせにかつくられたるには、持統文武の聖朝につかへ、新田高市の皇子にあへりとなん侍める、かくてならの御代までありて、聖武御時などにもあひたてまつりけるにやあらんと申人あるべし、まことにならのみやこの時にはありけんとおぼえ侍ことは、そのかみ人まろといふ集所々きき侍しに、天平勝寶五年の春三月、左大臣橘卿諸兄の家に、諸卿大夫たち宴し給けるに、あるじのおとゞとひてのたまはく、古歌にも、あさもよいきのせきもりがたつかゆみゆるす時なくまづゑめるきみ、といふ歌のはじめいかゞと侍ければ、式部卿石川卿こたへ給へることなど侍は、高野姫孝謙のみかどの御時にこそ侍なれ、そのほどまでとしたけて侍とも、大同の御ときまでは、いかがはさのみも侍らんといふに、古今序には、いにしへよりかくつたはるうちに、ならの御ときよりぞひろまりける、かの御よや歌の心をしろしめしたりけん、かの御とき、人麻呂なん、ひじりなりける、かゝりけるさきのうたをあはせてなん萬葉集となづけられたりけるとかけるは、人まろがよにえらばれたる。やうにこそきこゆれといへば、まことに心えがたきことに侍に、そのあひだにことはおほく侍うへにおしはかり思たまふるに、貫之ひがことをかくべきにもあらず、たとひあやまちたりとも、みかど延喜醍醐○の御らんじとがめずやは侍らん、しかれば古今のことばにつきてなずらへ心みるに、ならの御時よりひろまりたると侍、赤人人まろが、あひたてまつれるみよときこえたり、この人々をおきてまたすぐれたる人々も、くれたけのよゝにきこえ、か

たいとのより〳〵にたえずなんありける、さきのうたをあはせてなん、萬葉集となづけられたりけるといふは、赤人人まろがのちのよゝに、よめる歌どもをあはせて、大同のみよにはつくられたるともや心うべからん、ならのみかどといふは同名におはしませば、ひとつことなるやうなれども、萬葉集の時には、人まろがよのあはねば、ひとつよにはあらざるべし、

（古今在）龍田川紅葉みだれてながるめりわたらばにしき中やたえなん、とよませたまへるは、人麻呂があひたてまつれる御代の御歌なるべきにやあらん、古今序に、たつた河にながるゝもみぢは、みかどの御めにはにしきとみえ、吉野山のさくらは人まろがめには、雲かとぞおぼえけるとあれば、のちのみかどの御製とはきこえざるべし、

（古今在）ふるさとゝ成にしならの都にも色はかはらず花ぞ咲ける、とよませ侍けるは、大同の御製なるべし、むかしのならのみかどならば、ふるさとゝよませ給べからず、この御歌は、ならのみかどの御歌とて、古今の春下にいれたてまつれり、もみぢのにしきの御歌は、秋下に、よみ人しらず、ある人ならのみかどの御歌なりとなん侍も、すこしのかはるしるしなきにもあらず、しかあるのみにあらず、もしおなじみかどと申は、おぼつかなきところおほく、もしあらぬ御ときならば、同御名にてまがはせ給ぬべきうへに、目錄どもにも、

（古今在）はぎの露たまにぬかんとればけぬよしみん人は枝ながらみよ、といふ御歌も、よみ人しらず、ある人ならのみかどの御歌なりといふをくはへて、三首おなじ御時なるやうにみゆるは、目錄のあやまれるにやあらん、おぼつかなき事、よくおもひさだめつべからん、人にたづね申させ給べき事なるべしといふに、それはたちまちにさだめえがたく侍なり、又このついでに、たづね申さんとて、萬葉集は、憶良がえらべるといふ人あるはしか侍けるにやとさへば、いかでかさやうのことは、その時の人にも侍らず、そのみちにもあらぬ身はこまかにきゝ、とゞむべきにも侍

らず、ゑかは侍れど、おくらが類聚歌林などには、はるかなる人とみえてこそ、萬葉にはひきのせ侍なれ、天平五年歌にも、筑前守憶良などいひて侍なるは、はるかにさきの人にこそ侍なれ、大同にはあらずや侍けんなどぞ申めりしか、

〔萬葉集抄 一〕萬葉集註釋卷序

萬葉集不明何時之撰、古來の大なる不審也、世多以謂大同之撰、○中略今検云、此集爲聖武之撰事無疑、有道理、有文證、先道理者、此集卷之中神龜年中歌、天平廿年之間歌、具以多載之、始自第十八卷天平勝寶年中歌多以入之、是一　次作者官途是淺、大伴家持所載之官唯内舍人、越中守、兵部少輔、同大輔、少納言、右中辨等也、此外所經官位不見、家持者寶龜十一年二月一日任參議、延曆二年七月十三日任中納言、此集若大同之撰者、公卿時歌何不載之乎、加之右大辨藤原朝臣八束、左大辨大中臣朝臣清麿、民部少輔多治比朝臣土左、治部少輔石上朝臣家嗣、此集作者也、而藤原八束朝臣者改名眞楯、天平神護二年正月八日任大納言、清麿朝臣者寶龜二年三月十三日任右大臣、土左朝臣者寶龜元年七月十三日任參議、家嗣朝臣者、寶龜十一年二月一日任大納言、凡云作者云非作者、淺位被載其名於此集之輩、天平勝寶以後、次第昇進加階、經數年之後、或任大臣、或列公卿之類、十餘輩也、若爲大同之撰者、何不擧極官乎、以知聖武之時撰也、是二　上代歌者、擧其時代、所謂泊瀬朝倉宮御宇天皇代、高市岡本宮御宇天皇代、乃至藤原宮御宇天皇代等註之、元明天皇御宇歌、有寧樂宮之詞、第一二卷有之也、而今於神龜天平等之歌者、無如此詞、是當代之故也、代々天皇御製歌、亦有其註、第十八卷太上皇御在難波宮之時歌七首清足姫天皇也云々此元正天皇也、至聖武天皇御製者、無如此之註、是當代故也、是三　其道理如斯、○中略次撰者或稱山上臣憶良、或稱橘大臣、或稱藤原眞楯、或稱大伴家持、今檢、山上憶良者此撰集以前先達歟、此集歌中見山上憶良類聚歌林等引之、故凡此集者、六箇集爲宗被撰之由、所申傳也、六箇集者、古歌集、柿本人丸歌集、山上憶良類聚歌林、笠朝臣金村集、高橋連蟲麿集、田

邊史福麿集也、以引此等之歌可知年紀前後、又非撰者歟、不證據分明者、猶有疑殆、又如前兵衞佐顯仲入道抄物者、萬葉集者、橘諸兄藤原眞楯等奉勅撰之云々、雖然於眞楯者不知其證據、如當集現文者、橘大臣大伴家持兩人爲撰者歟、所以者何、橘大臣謂撰者事者、先達多以稱之、隨萬葉集奧書云、天平勝寶五年、左大臣橘諸兄撰萬葉集云々、何可不用所註乎、就中此集中、橘大臣爲撰者歟之由有見事、第十九卷、少納言大伴宿禰家持歌云、白雪能布里之久山乎越由加牟君乎曾母等奈伊吉能乎爾念、左大臣換尾云伊伎能乎爾須流、然猶喩曰、如前誦之也、如此者左大臣爲撰者之間、於不甘心、句々歌換之歟、而又家持相共依爲撰者、喩如前誦之由乎、兩人共不爲撰者者、不可及評判者歟、爰知左大臣爲撰者乎、次又家持見撰者證據勘之者、第十九卷奧云、但此卷中不稱作者名字、徒錄年月所處緣起者、皆大伴宿禰家持裁作歌詞也云々、然則前所擧天平五年贈入唐使歌、幷壬申年之亂定以後歌、隨聞得之、如載天平勝寶三四年之中者皆是家持所註也、

〔萬葉代匠記一上〕此集の撰者ならびに時代の事、昔より說々有て一定せず、されども一同に勅撰とは定むるが、今此集の前後をみて、ひそかにこれを思ふに、中納言家持卿、若年より古記類聚歌林、家々の集まで殘らず是を見てえらびとり、その外むかし今の歌、見聞にしたがひ、人に尋とひて、漸にこれを記し集て、天平寶字三年までしるされたるが、其後とかくまぎれて、部類もよくとゝのへられぬ草案のまゝにて、世につたはりけるなり、○中略此事わがはじめていふにあらず、京極黄門○定家たしかにさだめ給はざれども、家持といふ撰に心をよせられたり、彼かゝれし詞にいはく、○中略凡和漢書籍、多以所注載爲其時代書、何依本集之所見、徒勘他集之序詞哉、頗似無其謂、撰者又無慥說、世繼物語云、萬葉集高野御時、諸兄大臣奉之云云、但件集、橘大臣薨之後歌多書之、似家持卿之所注、尤以不審、このこと葉をおもふべし、他集の序詞とは、古今集の兩序をいへり、○中略其上に家持のわたくしに集られたりと見ゆるは、家持の歌

にかぎりて、拙歌といひて謙下せり、人の語りを聞てしるし、人に尋てしるす、みな家持の詞なり、大伴旅人は、いまだ微官の時より名をしるさず、たゞ氏姓も官位をもて顯せり、旅人は天平二年十月に大納言に任せられ、三年七月に薨せられぬ、そのほどの歌にこそ名は記さめ、それよりさきのおほき歌に、一所も名を書かず、二十卷のうち、終に旅人といへる事なし、たとひ家持撰者なりとも、勅撰ならば、ひとり父にわたくしせんや、これ家に撰して父をうやまへる也、また家持の妻の母に送る歌を、家持にあつらへてよませける、其ことば書に尊母といへり、これわたくしの家の事にあらずや、これらに准じて知るべし、○中略また天平寶字三年より平城天皇の大同までは、五十年ばかりなるに、なんぞ人もなく歌もなきやうに一首も入られざる事わりあらんや、又人丸の石見の國よりのぼり宮仕へして、其後故鄕へ歸らるゝ時、妻依羅娘子が聞てかなしぶ歌、みな藤原宮御宇天皇代と總標せる下に載らるれば、時代は分明なり、和銅元年六月に但馬皇女薨じ給ふ時、穗積皇子のなげかせ給へる歌も、藤原宮御宇といへる下につらねたり、元明天皇和銅三年に寧樂へ都をうつさせ給ひければ、遷されぬほどは猶藤原宮に屬せり、然れば人まろの石見へ歸られける時、またかの國にて身まかられけるは、文武天皇の末より元明天皇のはじめ也、第十卷に七夕の歌おほき中に、天河やすのかはらのさだまりて心くらべは時またなくにといふ歌の左に注していはく、此うた一首、庚辰年作之、右柿本朝臣人麿歌集出といへり、これは天武天皇白鳳九年の歌歟、石見國に在ていまだ都へのぼられざる時よまれたるにや、又此集にたしかに其人の歌なるをば名をのせ、その外に誰家の集に出たりと注せるは、其人のにてはなくて、見聞人のをかきのせておけるも有べし、先人麿は、持統文武の兩朝に仕へ奉りし人なるを、平城天皇の御時の人といへる事、此集をよく見ずして、妄說のまゝにかゝれたるなるべし、又人麿の位階をおほきみつのくらゐといへり、およそ貴賤をいふに、ふたつのやうあり、ひとつには常

の如し、ふたつには四位以下を賤とし、三位以上を貴とす、人麿の經られける官位、此集に見えずといへども、しるすべきほどの官位にあらざればこそしるさゞらめ、その死をいふに貴賤しな有、第二巻に死といへり、死はこれ六位以下庶人に通ずる詞なれば、淺位微官いはずして知るべし又序〇古今にいはく、又山のべ赤人といふ人ありけり、歌にあやしくたへなりけり、人麿は赤人がかみにたゝむことかたし、赤人は人丸がしもにたゝむことかたくなんありけるといへり、同時ならずとも、共に上手にて勝劣なしといはんには、かくもかくべからぬ事にはあらねど、これは同時の人なりとおもはれけるにこそ、いにしへよりかくつたはるうちにも、ならの御時よりぞひろまりにける、かのおほん世や歌の心をもしろしめしたりけん、かのおほんときに、人麿なん歌のひじりなりけるといふつゞきにかくかければ、あやまれると見えたり、赤人の時代は、此集第六に神龜元年より天平八年までの歌見えたり、しかれば元正天皇御在位の頃より、聖武天皇の御在位のなかばまでありける人なるべし、〇中略　そのうへ第六巻天平八年と標するに、御製の歌とて、橘は實さへ花さへといふ歌を載て、ひだりに注して云、右冬十一月九日、從三位葛城王、從四位上佐爲王等、辭皇族之高名、賜外家之橘姓已訖、於時太上天皇、皇后〇皇后恐天皇誤　共在皇后宮以爲肆宴、而即御製橘之歌、并賜御酒宿禰等也、或云、此歌一首太上天皇御製、但天皇皇后御歌各有一首者、其歌遺落未得探求焉、今檢案内、八年十一月九日葛城王等願橘宿禰之姓上表、以十七日依表乞賜橘宿禰、此注の文、諸兄の大臣の詞にあらざる事掌をさせり、又十六巻に、あさか山影さへみゆるといふ歌のひだりの注云右歌傳云、葛城王遣于陸奥國之時云々、自身撰者ならば、かく注せんや、但葛木王には同名異人あり、歌の所に注すべし、いづれもさだめがたし、又第十九家持歌に、白雪のふりしく山をこえゆかん君をぞもとないきのをにおもふ、此歌に注して云、左大臣換尾、伊伎能乎爾須流、然猶喩曰、如前誦之也、此左大臣といへるは諸兄也、これ家持詞の事なり、又左大

を壽せんとて作るといふ歌もあり、集をよく見む人は、家持が私に撰すといふ事、みづから信ずべし、

〔萬葉考〕〔一〕集めたる人

萬葉集は高野の御時（孝謙天皇の天平寶字の時を云べし）橘諸兄の大臣撰み給へりと世繼が物語に見ゆ、されど高野の御時よりも前、聖武天皇の御代ならんとおもふ事なり、たゞ諸兄のおとゞの撰ぞちふは、古よりいひ傳へしにて、實にざりけらし、萬葉といふは卷一より六までにて、（今の三四五六にあらず）是ぞ此おとゞ上つ代より奈良の宮の始めまでの歌を撰みてのせられし物也、然るを後世人は、今ある二十卷を一度に集めし物と思ひをり、諸兄のおとゞは天平寶字元年正月薨給へるに、卷二十の末に同三年正月までの歌載しかば、しからずと云といへど、二十卷などは、萬葉の外なればきらひなし、

〔萬葉考別記〕〔一〕卷のついで

考にいへる如く、此集の中に古き撰みと見ゆるは、一の卷、二の卷也、それにつぎては、今の十三、十一、十二、十四とする卷ども、同じ時撰ばれしうちならんとおぼゆ、何ぞといはゞ、其一二には古き大宮風（ブリ）にして、時代も歌主もしるきをあげ、三には（今の十三）同じ宮風ながら、とき代も歌ぬしもしられぬ長歌を擧、四五には（今の十一、十二）同じ宮ぶりにして、代もぬしも知られぬ短歌を擧、六には（今の十四）古き東歌を擧て卷を結びたるなるべし、から國の古へ歌は、國風を始めとしたり、こゝには宮ぶりを先にて、國ぶりを末とせしものと見ゆ、かくて今の五の卷は、山上憶良大夫の歌集ならん今の七と十の卷は、歌もいさゝか古く、集め體も他と異にて、此二つの卷はすがたひとしければ、誰ぞ一人の集め也、今の十五の卷は、新羅へ遣されし御使人の歌どもと、中臣朝臣宅守の茅上（チガミノ）娘子と贈和（コタヘ）しとをもて一卷とせしにて、又たが集めしともしられず、今の十六の卷は前しりへには

古くよし有歌も有を中らには歌とも聞えず戲くつがへれしを載て、樣ことも也、中に河村王大伴家持の歌も入しかば、古き集にあらず、こは家持卿の集のうちにやあらん、今の三の卷てふより四、六、八、九十七、十八、十九二十の卷々は、家持卿の家の歌集なること定か也か、ゝれば古へ萬葉集といへるは、右にいふ六つの卷にて、其ほかは家々の集どもなりしを、いと後の代に一つにまじりて、二十卷とは成し也けり、論下にいふしかつゞへる上にては、一二の卷の外は、何れをそれともしられず亂れにたるを、古への事をよくも思得ぬ人、私に次(ツイデ)をしるせしもの也、仍て三といふ卷より十六の卷までは、事の樣も時代年月も、まへしりへに成てけり故に今委しく考て、次を改め立こゝろみるに、先一二は今の如し、次は今の十三を三とし今の十一、十二、十四を四、五、六とするも上にいへるが如し、今の十を七とす、凡古歌なるが中に、藤原の古にし里とよめる言あれば、奈良の始の人の集ならん、今の七を八とす、是も古歌にて、集の體右とひとし、今の五を九とす、末に天平五年六月の歌あり今の九を十とす、天平五年の秋に遣唐使の發船する時の歌あれば也、今の十五を十一とす、中臣宅守は、石上乙萬呂と同じ年比に流されしと見ゆれば、天平十一年の比の歌とも也、今の八を十二とす、天平十三年と注せる歌有、又久邇京より奈良の古郷へおくれる歌もあり、今の四を十三とす、是にも久邇京より奈良へ贈りし歌あれば、右と同じ年比也、今の三を十四とす、末に天平十六年七月と有今の六を十五とす、久邇京の荒たるを悲む歌有、こは天平十八年九月より後の事也、十六は今の如し、時代は上にいへるが如し十七今の如し、末に天平廿年正月と有十八今の如し、末に天平勝寶二年二月と有十九今の如し、末に天平勝寶五年二月とあり二十今の如し、天平寶字三年正月の歌までにて卷を終たりかく年月の次でども定かにしるして有なれば、後に前しりへに亂れたりしこと明らけし、其外にも代々の體わかれて、卷の次でのしるきぞ多き、されば其の餘りかづかづおぼつかなき事有は、いふべくもあらねば改むべし、我人問、仙覺が校合の時、多の本をもてすといへど、卷の次の事をいはぬは、本より今の如く有けんやと、答、其本に正しきあらば、仙覺もよらんを、正しからねばこそ彼此せれど、や、今本の如くは有めれ、か、ゝれば總て亂れたるにて、次でもいふにたらず、又問、さらばいつの比よりか亂れつらんと、答、古今歌集序に、萬葉集

にいらぬ古き歌云々と書るを、今その集に萬葉の歌七首ぞある、かの序に書しからは、萬葉を正し見ざらんや、是右にいふ如く、古へ萬葉といふは、一二と其外云々の卷の事にて、他は家々の歌集なる故に、其中よりとりしを、今二十卷總て萬葉と思ふ故に違ふならん是はた萬葉と家々の集と別あるを知べき一つ也、か丶れば二十卷混しは延喜より後の事ならん　又問、家持卿今年の歌を集めて後に、去年のを傳得て書んには、前後も有なんやと、答、其年月の前後あらば、いかで次の卷とせんそのよしならば、家持卿は卷の次では記さゞりしならん、若のちに改めん物として、得るま丶に記し置しならば、心にあらぬ事ゑるべし、さらば今改むるは古人の意を助る也されどこれらは空き論也、そも〳〵他の歌を集るには、もし前後の有もせん、みづからの歌におきて、前後有べくもなし、然るに此卿天平十六年二月の歌は、今の卷三に有て、同人の天平五年八月の歌の、今の卷八に載しをばいかゞいはん、是必今の三は八より下の卷とせではかなはぬ也、是のみならず、此類いと多し、おし考ば明らかならん、か丶ればやみがたくして改めたり、猶そしる人ありともさて有なん、我は世中にか丶はらず、私にゑたしき友とかたらひ、且百とせ後の友を待のみ、

〔年山紀聞三〕萬葉集は勅撰ならず

此事は、西山公釋萬葉集をえらび玉ふ時、二十卷の中をくはしく考へられて、またく勅撰の體にあらず、大伴家持卿、わかきころより私にあつめ置れたるものなりと、證據正しく論じたまへり、後に契冲師書置たる物を見るに、集中全同の歌、およそ四十八首に及べり、○中略

今按、萬葉集中終の年號天平寶字より、淸和天皇貞觀の始まで、わづか百年のあひだに、此集の事上ざまにおぼつかなくなりて、末ざまなる有季に勅問ありしを思ふにも、勅撰ならぬ事ゑられたり、もし諸兄公以下奉勅の集ならましかば、舍人親王の日本紀など丶並び行れて、顯然

たる大典ならまし、

〔源順集〕天暦五年宣旨有て、初て大和歌えらぶ、撰ぶ所梨壺におかせ給ふ、古萬葉集よみときえらばしめ給ふ也、めしおかれたるは、河内掾清原元輔、近江掾紀時文、讃岐掾大中臣能宣、學生源順、御書所預坂上茂樹也、

〔源順集〕抑順、梨壺には奈良の都のふる歌よみときえらび奉りし時には、すこしくれ竹のよごもりて、行末をたのむをりも侍りき、今は草の庵に難波の浦のあしのけにのみわづらひて、こもり侍れば、すべてわれ舟の引人も、なぎさにすてられおかれたらん心ちなんしける、

〔古來風躰抄〕萬葉集は、もとはひとへに異名かなといふものにかきたるものにて、才智あるものはよみ、もじえらぬ人まして女などはえよまぬ物にてぞありけるを、この御時なしつぼの五人かつはさだめあはせて、源順むねと才智ある物にて、和らげてなんわかのかなをばつけはじめたりける、それよりのちなむいまは女などもみることにはなれるなるべし、

〔顯昭陳狀〕野遊　左　顯昭

若菜つむ野邊をしみればたかどりの翁もむべぞたはれあひける

右申云、左歌打任せては竹とりとこそ申なれたるを、たかとりといへる、させる證のあるか、

陳云、たかどり竹とり、兩樣に萬葉點したり、隨又堀川院百首に、師時卿歌にもたかとりとよめり、

判曰、○中略萬葉集に兩樣に點したる由、左方人申云々、彼集は源順が和せる後、假名は付來る也、而彼順が點本、于今難傳、たかたけは、以誰人點可爲指南哉、師時卿說以同然也、隨件翁幷九女子等歌中無竹字、只詞計也者、順定不加點歟、○中略

顯昭陳云、○中略判詞には、萬葉は順が和せる後假名を付たれば、和歌計こそ和したれ、竹取は詞

也、兩說の點不可有之由侍る如何、順萬葉の歌計を訓じて、詞をば不訓とは、誰人の定侍りけるぞ、詩歌文書詞にも作者の名にも、不審あれば勘讀常事也、萬葉中已有樣に文筆尤可被點置也、所謂無常悲歎等の詠四首幷序、松浦の仙媛佐用嬪面、大伴熊凝反惑情、梧桐、日本琴歌等序、九首、櫻兒、縵兒、車持娘子、竹取、浦島子、荒雄、葛城王、石川女郎、贈大伴田主婦人獻新田部親王歌、幷不知姓名之人々歌の傳は十六通、贈答之帖十三通、沈痾自哀文、敎喩の文、鎭懷石の記等三通、已上皆有點本、又順たとひ詞をよまずとも、後人詞に假名付まじと云儀やは侍べき、又順が自筆に點じたる本を見たると申さばこそは、于今難傳とも侍らめ、又順が自筆の本も、世に侍らんもかたからず、村上御時、年紀不幾、只見及ばぬにてこそ侍れ、大形は如此書籍家々重書等も、炎上の爲に空煙滅しぬる事こそ悲しく侍れ、以後自筆本不侍ども、移點の本侍ば同事也、內外傳書籍も此定也、

〔小夜のねざめ〕朝夕人のもてあそびとなれる三代集の中にだに、いまだあきらめざる事は多く侍り、ましてや日本紀萬葉集などは、いまだかなもなかりし世のえびす歌、國々の境談とていやしき民の言葉をもひろひあつめたる物なれば、讀とく事だにもかたかりしを、顯昭といひし人、日本紀の神代よりの歌の心をかきあらはし、仙覺といひしもの、萬葉集のむねをえて、三百餘首、順などだにも讀とかざる點を加へ侍り、〇中略此比承侍れば、歌よむ人の中にも、萬葉は見ぬ事などと申すかた〴〵も侍るとかや、いとおぼつかなき事也、俊成定家爲家卿なども、ことさら萬葉をばもてあつかはれけるとぞ、さの〻わたりの雪の夕ぐれ、花のさかりをおもかげにしてなどいふ名歌も、此人々は萬葉よりこそよみ出されたれ、後鳥羽院も歌の心ひろくゑることは此集に過ずとこそ仰られけれ、

〔詞林采葉抄十〕萬葉集點和事

天暦御門御時、廣幡女御ノスヽメ申サセ給ケルニヨリテ、仰五人英才、漢字右被付假名、然而無點和歌多相貽之上、古語鬼語相交、輙難得其心、故翫之人少、證本又稀ナリケルニヤ、爰俊綱朝臣、法成寺寶藏ヨリ申出テ書寫之、其后顯綱朝臣流布之焉、又漢字之外假名ノ歌別ニ書之コト、法成寺入道殿爲令獻上東門院、仰藤原家經被書寫、萬葉一部之時、假名歌別ニ書之云々、雖然又道風手跡ノ歌別ニ書之、然則漢字ノ右ニ付假名事、梨壺舊例也、尤可貴之者歟、委細追可詳之、

〔詞林采葉抄十〕萬葉集點和

(村上天皇)天暦御宇、詔大中臣能宣、清原元輔、坂上望城、源順、紀時文等、於昭陽舍(梨壺)加和點ヲ、此號古點、又追加點人々、法成寺入道關白太政大臣、(道長)○藤原大江佐國、藤原孝言、權中納言匡房、源國信、大納言源師頼、藤原基俊等、各加點、此名次點ト、又權律師仙覺加點、是稱新點ト焉、抑新點事、後嵯峨院御宇獻上仙洞、仙覺奏狀云、(先段豚々略之)去寛元四年夏比抄出諸本無點歌、長歌旋頭合百五十二首、同年七月十四日、終以加推點、畢、所點有誤、可弃置何有恨、所點無誤者、採用何無許、羨達天聽、欲遂他望、其理若叶者、勿嫌桑門下智之僧徒、其事若宜者、勿賤柳城邊鄙之凡侶、匹夫言、聖人擇之、蓋此謂歟、爲散餘執於萬葉之古風、只加數點於丁身之底衆、採用難知、任浮沈於龍池之水、叡賞不辨、待許否於鳳闕之雲而已、此狀依達天聽有叡感、萬葉得業之由下賜院宣被召入續古今集詮、

〔萬葉集抄一〕萬葉集註釋卷第一

泊瀨朝倉宮御宇天皇代　天皇御製歌(○中略)

古點の習ひ、漢字歌二首書之乎、又交假名歌書之仍て如此落字紕謬等を人露顯せざる歟、

〔歷代和歌勅撰考一〕むかしは萬葉の書體、まんなのうたにまたかなを並べて、二行に大きにかきたるを、仙覺あらためて眞名にのみかきて、其かたはらに假字を小さく付たりとなり、

仙覺萬葉集奥書曰、抑先度愚本假名者、古次兩點有異說歌者、於漢字左右付假字畢、其上猶於有

心詞綵曲歌者、加新點畢云々、文永三年八月十八日、權律師仙覺、

一本奥書曰、寛元四年十二月廿二日、於相州鎌倉比企谷新釋迦堂僧坊、治定本書寫了、同五年二月十日校點了、又重校了、抑萬葉集和字出來之後者、漢字歌一首書了、又更書假名歌事常習也、是者不知漢字男女等、爲令見安歟、然而令慕往昔之本故、一向以漢字書寫了、而後漢字之傍點付其和耳也云々、權律師仙覺、(生年四十五)

〔袋草紙 一〕一故撰集子細

萬葉集、昔ハ所在稀云々、而後綱朝臣法成寺寶藏本ヲ申出書寫之、其後顯綱朝臣又書寫、自此以來多流布シテ至于今在諸家云々、

〔萬葉集 二十 奥書〕先度書本云

斯本者、肥後大進忠兼之書也、件表紙書云、以讃州本書寫畢、以江家本校畢、又以梁園御本校畢、又以孝言朝臣本校畢者、可謂證本者歟、又校本云、以壽左金吾本書寫畢、保安二年七月以數本比校畢、又以中務大輔本校畢、件本表紙書云、以宇治殿御本通俊本校畢者、抑先本校合之根源幷今本假名色色事第一卷奥先記之畢、愚老(仙覺)○年來之間、以數本比校之處、異說且千也、其中於大段不同有三種差別、一者卷目錄不同、二者歌詞高下不同、三者假名離合不同也、初卷々目錄不同者、如松殿御本左京兆本(已上兩本共、帥中納言伊房卿手跡也、)忠兼等本者廿卷皆卷々端目六在之、但目六之詞各有少異、就中第廿卷目六有三重相違、或本者、諸國防人等名字皆以載之、或本者、始自遠江國防人部領使至于上野國防人部領使、已上九箇國者、雖擧所進歌員數、不擧防人一々名字、於武藏一國、書載防人等十二人之名字、或本者、如以前九箇國武藏防人所進歌擧其員數許也、此說可宜歟、尤可同自餘九箇國也、凡他卷目六、擧歌員數事大旨如此也、今愚本附順之畢、如二條院御本之流幷基長中納言本之流、尚書禪門眞觀本(元家隆卿本也)者、至于第十五卷目六在之、第十六卷以下五卷無目六、自本如此本一流有之歟、或又

有、都無目六本也、又卷々初、擧長歌員數書之、短歌何首等假令第五卷初書之、短歌十首反歌百三首等也、是則以長歌爲短歌、僻料簡之所爲歟、次反歌者相副長歌之時短歌也、故長歌次有短歌之時、或書之反歌、或書之短歌者也、而何一卷內短歌總以謂之反歌乎、其誤非一歟、如忠兼本者、都不書之、尤佳也、如松殿御本者、短歌何首等雖書之、其註美本無之云々、尤可然、次歌詞高下不同者、如光明峯寺入道前攝政家御本、鎌倉右大臣家本、忠兼本者、歌高詞下、先度愚本移之畢、法性寺殿御自筆御本又同之也、雖然古本幷可然本々、多以端作詞者指擧書之、歌者引下書之、所謂松殿御本二條院御本之流、幷忠定卿本、尙書禪門本、左京兆本、皆同、道風行盛等手跡本、同以詞擧歌下、仍去今兩年二箇度書寫本移之畢、凡序題幷端作詞、指擧書之、詩歌引下書之事者、古書之習歟、就中御宇年號等擧書之者、時代分明、尤佳也、三假名離合不同者、倩案事情、天曆御宇源順等奉勅初奉和之刻、定於漢字之傍付進假名歟、仍慕往昔之本故、先度愚本、於漢字之右付假名畢、是則其德非一也、其德者一者、料紙三分之一、書寫惟安、二者和漢相並見合無煩、和漢別時者、短歌猶以校勘有煩、何況於長歌乎、三者若和漢紕謬無隱、四者和漢一所疾了字聲、五者未付假名歌、有和之所本雖似有其理、徒然闕行無用也、一向漢字書之時者、有德無難者歟、於是去弘長二年初春之比、以太宰大貳重家卿自筆本令校合之處、於漢字之右被付假名、彼本第一卷奧書云、承安元年六月十五日、以平三品〔經盛〕本手自書寫畢、件本以二條院御本書寫本也、他本假名別書之、而起自叡慮被付假名於眞名、珍重々々、愚本假名皆以符合、水月融卽感應道交、觀悅餘身、似覺悟曉者歟、其後聞古老傳說云、天曆御宇、源順奉勅宣令付假名於漢字之傍畢、然又法成寺入道殿下、爲令獻上東門院、仰藤原家經朝臣被書寫萬葉集之時、假名歌別令書之畢、爾來普天移之云々、然而道風手跡本、假名歌別書之、古老之說有相違歟、後賢勘之、以前三箇不同等令採用、其善所書寫此本也、只事一身之耽翫、未顧多情之疑謗、自感數奇、屢垂哀淚而已、去年書寫本者、依中務卿親王之仰令獻上之畢、仍更所令書寫也、

権律師仙覺記之

文永三年歲次丙寅八月廿三日

〔徹書記物語上〕一萬葉一部を大教院に聞侍りしが、その聞書、今熊野にてやき侍りしほどに、そのまゝ打すてゝ侍りし、少々いまだ覺候也、仙覺が作りたる注釋、由阿彌陀佛が作たる詞林採葉集と、又仙覺が作りたる新注釋といふもの、此三部をだにも持たらば、人の前にても萬葉をよむべき也、萬葉はたゞ歌一道なり、二首の相我らも傳へ侍る、

〔琴後集序十一〕萬葉集後續記序

寬政のはじめつかた、信夫道別、安田躬弦など、ともに、芳宜園につどひて、萬葉集かうがへよむ事ありき、さるは此集のまなびする人、今は世におほくいで來て、さま〴〵にあげつらひいふめるが、いとよく思ひ得て、めづらかなりとおぼゆるふしもあれど、又ことざまにひがみもてゆきて、あらぬかたにながれたるたぐひもありて、一かたならぬを、千蔭がおもひけるは、いかでこのさま〴〵にいふなるを考へさだめて、初まなびの人の、道しるべにもせまほしきをとて、あひともによしあし定めいひて、かたみに得たる所得ぬ所をあげつらふこと、はなりぬ、さて三とせばかりを經てよみをはりたる後に、千蔭筆とりて略解をばしるしたりき、そも〳〵略解のおほむねは、たゞことずくなにして、歌の心をのみさとしやすからん事を思ひたれば、事ながきあげつらひどもは、みな代匠記萬葉考などにゆづりて、引出べきことをも載せず、しるすべきふしをも、もらしたるたぐひ多し、さはいへど縣居の翁のいはれたることをむねとたてゝ、ちかき比の人の考どもをも廣くとりて、世にうごくまじき說をえらびあげたれば、此集一わたり心得んには、かくてたれりともいひつべし、もしひろく此集のおもむきをしらんとおもはん人は、この略解を本となして、もろ〳〵の註さくをもまじへ考なば、おのづからおもひうる事もありなんかし、そは其人の心にこそ、こゝにわがふせ庵をとひ來る人々、この比此集よまん事をもとむれば、

先略解をとりて、其說に從ひてよみもてゆくに、むかしよしとて定めいへる事にも、今はいかにぞおぼゆるふしなきにしもあらず、又まれにはわろかんなりとてすてつる說にも引いでつべきたぐひもあり、又あらたに思ひうることゞもゝいでまうでくれば、其ふし〴〵いさゝかしるしおきて、またこの後、かへさひよみなん時のたすけにもとてなむ、

享和の三とせ八月

〔泊洦筆話〔一〕〕一芳宜園のあるじ萬葉集略解を述作せられて、板にゑられしを、かねての心ましりければ、富小路殿貞直卿のみもとにまゐらせられけるに、其かへしあり、

未接芝眉傾葵無已、鴻便附寄候、秋冷之節、起居淸勝候哉、令承知度候、抑萬葉集略解之大作、渴望之趣、季鷹申達有之候哉、不料預惠投、領頂感愧之至ニ候、螢雪之窓、日々解年來之疑滯、欣幸不過之、速可申謝候處、海紅花不能其義、遲久之罪、可令高恕給、此一幅、聊賀與珠玉競光之德業候趣意ニ而伴函候、於笑留者可爲素懷候、尙書餘可在此後、草々馳禿筆候也、

八月十三日　　　　　　　　　　貞直

追而、不審之事如丘山候間、追々可及質問、無隔心垂示之義祈望候、

閑夏安布愚古々魯迺牛天自南記美爾波宮馬難空民依牟無左四能々闘其萬々爲道自重専一に候也、

此書牘にそへて給へる一幅とあるは、中山前大納言愛親卿の筆にて、絹地に、橘はみさへ花さへその葉さへ枝に霜おけどいやとこはの木といふ萬葉の歌を、眞字にて書き給へるなり、

〔閑田次筆〔二〕〕宣胤卿の類葉抄は、萬葉集中天地艸木鳥獸器財に及ぶまで、あまねく納られけれども、詞部におきては欠たり、是は元來記し給はざりしか、後に散失せしか知べからず、然るを惜みて小澤蘆庵何某の宮の仰を傳へて、浪華の人入江昌喜に補はしむ、此人八旬强に及て、虁鏶類ひ

稀に、筆硯を廢せず、此學に應じて詞部并名所等の類聚を自筆して奉れり、しかるに此ころ萬葉類林といへるものを見しに、契冲門人の手になりて、凡て辭を聚め、代匠記の意をもて小註を加へたるもの也、こゝにしる彼翁是を帳中の秘にしてもちたるをもて補へることを、名所はまた既成書あれば、これは補ふにかたからず、類林は珍書にて、知人曾てなきものなり、

〔八雲御抄正義一〕學書

號菅家萬葉集菅家撰也、二卷書也、序曰、寛平五載秋九月廿五日、下卷、延喜十三年八月廿一日云々、是他人撰也、或說源相公說云々、如何、

〔玉勝間六〕菅家萬葉集

菅家萬葉集上下二卷あり、見るに上の卷はいふべきこともなきを、下の卷は、歌は眞字のさま上卷とかはれることなければ、同じく菅原大臣のものし給へるならんを、詩のさまなん、上の卷とはこよなくして、さらにかのおとゞの御しわざとは見えず、むげにつたなくして、七言四句にとゝのへたるのみこそあれ、心もつゞかず、ねごとなどをきくやうにて、何事ともわきまへがたく、いと〱みだりがはしく、韻字といふ物をだにとゝのへず、さらに詩といふべき物にもあらず、されば下卷は、かの大臣は歌のみを物し給ひて、詩をばそへ給はざりけむを、後の世の人の、上の卷にならひてみだりにおぎなひたるなるべし、さるはむげに物のこゝろもしらぬ、をこのものゝしわざとこそ見えたれ、序も、下卷のは詩と同じ人の書りと見えて、いとをさなし、

〔袋草紙二〕撰集之後又集出來事流例也、古今集之後貫之一人奉之、撰新撰集、是玄々中玄、三百六十首云々、古今集之外歌多入之、于茲知古今偏非貫之一人之進止歟、件集未撰終間、延喜八年正月任土佐守、即赴任、承平五年上洛之時、延喜崩御云々、件序云、貫之俟能歸日、將以上獻、橋山晩松、愁雲之

影已結、湘濱秋竹、悲風之聲忽幽、傳勅之納言亦已薨逝云々、此納言如補任、若兼輔卿歟、　後撰未定一云々、

拾遺集之後、有抄集中妙詞歟、是又勅撰也、後拾遺有績、新撰編集中歌也、一人撰集尤有其理、

〔新撰和歌〕新撰和歌序　　玄蕃頭從五位上紀朝臣貫之上

昔延喜之御宇、屬世之無為、因人之有慶、令撰進萬葉外古今和歌一千篇、更降勅命、抽其勝矣、傳勅者、執金吾藤納言、奉詔者、草莽臣紀貫之、未及抽撰、分憂赴任、政務餘景、漸以撰定、抑夫上代之篇、義尤幽而文猶質、下流之作、文偏巧而義漸疎、故抽始自弘仁、至于延長、詞人之作、花實相兼而已、今之所撰、玄之又玄也、非唯春霞秋月、潤艶流於言泉、花色鳥聲、鮮浮藻於詞露、皆是以動天地、感神祇、厚人倫、成孝敬、上以風化下、下以諷刺上、雖誠假名於綺靡之下、然復取義於教誡之中者也、爰以春篇配秋篇、以夏什敵冬什、各各相闘之、兩兩雙書焉、慶賀哀傷離別羈旅戀歌雜歌之流、各又對偶、總三百六十首、分為四軸、蓋取三百六十日、關四時耳、貫之秩罷歸日、將以上獻之、橋山晩松、愁雲之影已結、湘濱秋竹、悲風之聲忽幽、傳勅納言亦已薨逝、空貯妙辭於箱中、獨屑落涙于襟上、若貫之逝去、歌亦散逸、恨使絶艶之草復混鄙野之篇、故聊記本源、以傳末代云爾、〇又見本朝文粹

〔十訓抄　六〕延喜御代に、貫之以下四人の歌仙に仰て、古今集を撰れて後、又新撰集をえらび奉るべきよし、貫之一人綸言を請奉りたりけるが、いまだえらびおはらぬさきに、延喜八年正月に土佐の任におもむきて、承平五年上洛のとき、帝先だちて崩御の間、件序云貫之秩罷歸日、將以上獻、橋山晩松、愁雲之影已結、湘濱秋竹、悲風之聲忽幽、傳勅之納言忽以薨逝とかけるも、彼但毛理が心の中にはおとらざりけめども、遁世にだに及ばず、なほ上古の人の心はおもひとるかた深かりけり、

〔袋草紙　二〕六帖　和歌四千六百九十六首此中長歌九首、旋頭歌十七首、但本々不定也、貫之女子所為之故號紀家六帖、兼

盛重之等歌載之、

〔古今和歌六帖標注一〕提要

古今和歌六帖は、萬葉古今後撰につぎて、いと〳〵ふるき歌ぶみなれば、うたよまんかぎりの人はたれも〳〵枕にはすべかめれど、はやうよき本うせけるにや、今つたはれるゑりまきは、みだれあやまれるところ〳〵のおほかるをいかにせん、されば契冲阿闍梨加茂縣主など、はやうここに心づきて、撰集家集いへばさらなり、くさ〳〵の書ども校し合せ、誤れるを正し、たらざるを補ひ思ひえられたることどもをば、其所々に注せられたるは、いと〳〵うれしきわざになむ、○中略

時代

袋草紙云、六帖貫之女子所爲也、故號紀家六帖、また八雲御抄云、六帖貫之、或云兼明親王、又云、六帖後中書王、六條宮、また詞林採要抄云、六帖ハ貫之ガ女ノタメニ集メタリ仍號紀家六帖、また和歌色葉集云宇治喜撰が式、六條中書王の六帖、源順が樹下集云々、かくのごとく作者一定ならず、契冲云、えらべる人に兩説あり、ひとつには紀貫之が女のしわざとなして、おして紀氏六帖といひ、ふたつには、六條の中務のみやのあつめさせ給へるよし申されたる先達もあり、後撰にもれたるうたよみ順高遠、重之など名をあらはして、うたあり、齋宮女御、能宣、馬内侍、惠慶法師など、名をあらはさぬも見ゆ、拾遺集に入たる作者は、是ならではなければ、是より後にて、これは圓融院花山院などの御時出來たるにや、また眞淵云、古今六帖といふもの、末の世に紀氏六帖といへり、しかれども、いかなる人といふ事はしられざるを、紀の貫之が女の集ぞなどいふはよしなし、なぞといはゞ古今集に此六帖と同じうたねほく入たるに、詞のことなるもあり、こは六帖のうたをとりて、その時のことさまになほしてあげしものなること、寛平の御時新撰萬葉の歌を、ことばをなほして古今

集にとれるたぐひなり、さて古今集出てより後、その集の詞をいにしへぶりにかへしあらたむべきほどの人もきこえず、世のいきほひもしかなり、しかるを貫之のこゝろよりも女の心のふるきによらんはいかゞあらん、かゝれば六帖は古今集よりさきにあつめしものなる事明らけし、今此兩說を案ずるに、眞淵の說もことわりあれど、猶契冲のかたやまさりたらん、集中をつらつら見るに、貫之とありて、よみ人しらずのうた、またあだし人のうた、また萬葉の歌等あり、その女として、わが親の歌をかばかりはあやまるべからず、貫之の娘の作にあらざる事しるし、また六條宮の御作なりといふ說もうけがたし、〈○中略〉本朝書籍目錄に、六帖〈貫之、或明親王、〉とありて、また私記六帖〈後中書王、六條宮、〉と別に見ゆ、かゝれば此古今六帖と中書王の六帖とは、もとより別のものなるを、名のおなじきによりて、ふとまぎれたるなるべし、されば契冲が拾遺六帖序に、以所載作者、粗推年代、疑寬和以後才女之撰耶といはれたる、よくその實を得たりとやいふべからむ、

書名

此ふみを六帖としも名づけられたるは、契冲が說のごとく、白氏六帖の名をまたへるなるべし、唐書藝文志に、白氏經史事類、一名六帖、卅卷とみゆ、是や六帖といふ書名のはじめなるべき、其後宋孔傳が後六帖を合せて百卷とす、是を白孔六帖といふ、〈○中略〉また新撰六帖現存六帖等のうた書は、またく此ふみの名をまたへる也けり、

〔詳書一覽〈四私撰〉〕新撰六帖　五卷

家良、爲家、知家、信實、光俊、已上五人、六帖のかな題にてよめるうた也、作者たがひにこれを點す、青黃赤黑紫にて點色を分てり、

〔井蛙抄〈六〉雜談〕

戶部〈○藤原爲藤〉被申云、寬元六帖、人々歌大略誹諧の詞なり、民部卿入道〈○藤原爲家〉詠に誹諧體多しと、

常盤井入道相國〇實氏故京極中納言入道〇藤原定家被申候風體にはことなりとて、さばしは不被請云々、彼六帖歌體に諸人の歌なりて、暫は歌損じて侍りける也、一條法印云、常盤井入道相國薨じ給ひて後入道民部卿人のもとへ遣狀に此道の眼年久之、悲歎難休、就中寛元六帖俗に近く、續古今新撰者無秀逸と被申事、殊難忘事也云々、

〔現存和歌六帖〕建長元年十二月十二日類聚畢、同廿七日入仙洞、依召也、同二年九月六日、可註附作者之由被仰下、仍令書題也、名之事、續六現存此二樣令申、可爲現存倭歌之旨也、部類未微少、重而選加而可爲六帖之趣仰也、倭歌之數八百五十首、作者百九十七人也、

〔金玉集〕倭歌得業生柿本末成撰

〔群書一覽四私撰〕金玉集寫本　一卷　大納言公任

卷首に、撰者の名を倭歌得業生柿本末成撰とゑるせり、公任卿の作名なるべし、

〔袋草紙二〕一雜談

撰集ノ私、昔ヨリ有事歟、四條大納言、中書王御歌（ヨニフレバ、モノオモフトシモ、）ノ存日入於金玉集、大王沒後除之、可怪之、

〔玄々集〕和歌者、本朝之風俗也、源流起於神代、雅詠盛于人世、是以延喜御宇之時、紀貫之奉勅、玄之亦玄三百六十首、其外撰集之家往々有之今予〇能因所撰者、永延已來寛德以往篇什也、不知當時之褒貶、只憶向後之消沒之故也、上自王后、下至士女、粗擢其門之上科、聊叙此道之中興而已、

〔八雲御抄二作法〕一撰集〇中略

此外、清輔依二條院仰撰續詞花集廿卷、而崩御間不准勅撰也、

〔正治奏狀〕清輔が續詞花集と申うちぎゝをつかまつりて、二條院に勅撰に申なさむと申うけ候しかども、御承引候はざりしうへに、故左大臣入道〇實定わが歌わろきをいれ、よろしと思をば入

ずと候て、我歌ならびに先祖、すべて閑院の人の歌は、みないだしてよとて、又おい入道がおやのうたなどは、わが外祖にてあれば、すべて入道がうたまでもいださむ、いかにと候しかば、さたに及ばず、まことにうるさくも候、よく〳〵いだされ候べしと申候しかば、先祖御子左大納言の歌までいくばくは候はざりしかど、閑院の人々かずなり、〇りく恐誤候にしかば、うちぎゝもすさまじくこそなり候けめ、

〔玄玉和歌集序〕夫和歌者起自八雲之古風、傳爲吾朝之習俗、用之郡國、用之鄕人、諷喩之道莫先於此、爰代々歌仙、奉詔命而撰集之、家々好事、稱打聞而編次之、而身既爲桑門之糞、品詞雖泥花之藻、只慭摭近代綺靡之句、式爲下愚素閑之玩、千餘首成部數十有二、連卷軸、號曰玄玉和歌集而已、

〔夫木和歌抄三十六〕跋　長淸法名蓮昭

此夫木和歌抄者、藤原朝臣長淸自撰也、昔中比之歌仙之家集幷代々勅撰に漏るゝ和歌を拾集所也、自今以後之爲勅撰之、又此道に志あらむ人之ために、世之嘲を不顧集置者也、又夫木抄と名付事、今案に非ず、此抄之名を思案して、少しまどろみて有ける夢の中に、白衣之老翁一人來曰、汝所撰之和歌抄者、我朝之重寶也、末代之證歌成べし、倭國之風俗なれば、扶桑集と可名付と謂れけるを、夢心地に是は誰人にて御座ぞと問ければ、我は是和歌の道に心を留し江中納言匡房と云者也とて夢覺ぬ、此由を冷泉黄門爲相卿に被申ければ、爲相卿、此事希代不思議之靈夢、末代之希特、誠我朝之深秘鈔也、但扶桑者日本國總名也、可有其憚、扶之字之つくり桑之字之木を取合て、夫木和歌抄と名付、

〔萬代和歌集二十〕寶治二年夏頃撰定了、暮秋被添削者也、抑御製任先例雖奉入、依邪臣讒奏、推以被切出、可否未辨、爲之如何、委記而無由□□□□

淺香山斗藪作釋列

〔秋風抄上〕人のあざけりをもわすれ、みづからのつたなきをもかへりみず、新古今新勅撰にいらぬ今の世のうたをあつめける、また萬代といふ集いできにけり、かの古曾部が打聞をゆるして後拾遺にいれず、いまの內相府の撰集、いかでかたやすくこの抄にのせしめん、いかにいはんやいにしとしのなかのふゆ、かたじけなくも別勅ありて御製入らる、かさねて勅するに、三千の篇たちまちに槐門よりいでゝ、朽ざる萬代の名はやく射山にとゞまらむものをや、中略たゞみじかき心にまかせて、をろかなる身にしめることのはをあつめて、三百餘首上中下卷とせり、名を秋風の抄といふ、ときに建長二年四月十八日、小野春雄ひそかにしるしおはりぬることしかなり、

〔風葉和歌集序〕いま我君あめのしたのくにのはゝとあふがれましまして、はたとせあまりいつかへりになりぬるにもゝしきのはるのえだ〳〵さきつゞく色にたのしび、はこやの山の秋の月、かなしさそふ光をもてあそびましますひまに、もろ〳〵のことをすてたまはぬあまり、いにしへ今のものがたりのなかよりかきあつめられにける歌を、人しれぬみ山がくれに、しのびてかよふ秋かぜのふきおくれるにおどろけば、これをもとゝしてさらにえらびそへ、まきをわかち、ことばをとゝのへてたてまつるべきおほせごとに、なんありける、あら小田のかへす〴〵もかたいとのおもひよらぬを、いなぶねのいなともはたかしこければ、かりのつらのかきつらねぬるなるべし、中略すべてちうたあまりをあつめて、はた卷とせり、かのむくさのはじめによせて、風葉和歌集といふ、中略ふみながしといふとしのやとせ、ふりみふらずみしぐるゝころ、これをたてまつりぬるとなり、

○按ズルニ、此文ニ我君ト云ヒ國母ト稱スルハ、大宮院藤原姞子ヲ云フナラン、姞子ハ後嵯峨天皇ノ后ニシテ、後深草龜山二帝ノ生母ナリ、而シテ後深草天皇ハ寛元四年ニ即位アリタレ

バ、其翌年卽チ寶治元年ヨリ文永八年ニ至ルマデ、其間正ニ二十五年ナリ。

〔今古殘葉十五〕法花譯和集序○實海

學に詩はもろこしのことわざとして、こゝろざしをあらはし、歌は和朝の風流として、思ひをのべ侍り、かるがゆへに、あめのした長閑なる御代にはかならずこれを興し、浪の聲しづかなる時はみながれをあつめたまふ、萬葉集にはじまりて新續古今集にいたるまで、はたちあまりの數になんなり侍りぬ、その中に萬葉古今後撰までは雜部の歌の中に尺敎の部類の歌みえ侍らず、拾遺集よりこのかたそのたぐひを載侍り、殊に千載新古今などこそ、經文を題として詞の花をちらし、法門をもとゝして玉のひゞきをふるふ事、おほく見え侍れ、けだし俊成定家もこれをことゝして、緣をむすび慈鎭西行もその旨を得て、物をすくふならし、ことに當世弘經の師、人の耳をおどろかし心をかたぶけしめんがために、ある時は五經六籍の文章を弄し、あるときは長歌短歌の義理をひろふ事侍り、○中略しかあるによりて、管見をもつて代々の撰集のうちはいふにおよばず、浦々にかきおけるもしほ草、家々にはらひすてたることのはの塵までも、目に見耳にきけるほどの經文法門のうたをかきしるし、名づけて法花譯和集といふ、季節にしたがひて花鳥風月をつぎ、詞をさきとして雨露霜雪をつらぬるにあらず、たゞ經々品々の次第にまかせ、佛佛尊々の位階をならぶ、ねがふ所おほからず、麁言も軟語も眞如の海中に會してへだつる所なく、淺名も深號も平等性のうちにこもりて、おもむきをわすれはてんといふことしかり、

〔扶桑拾葉集二十六〕桂林集序　藤原實枝

從五位下源直朝は、征東細柳營下の股肱の臣たりしかど、功なり名遂て、かうぶりをかけしより、風を吟じ月に嘯て、みづから月庵と稱す、○中略こゝに年ごろつもれる濱の眞砂の中に、花さける金を求めひかりある玉を探て、家の一集となし侍らまほしきよし、きこえつけ侍りき、○中略仍て

數百首の中に、崑山の瑕なき片玉をみがき得て、類をわかち部をさだめて一卷となし、久かたの月のかつらになぞらへて、桂林集といふ。○下略

〔文苑玉露上〕林葉累塵集序　長流

今またをさまれる世のこゝろ、やすくたのしぶべき時を得て、水にすむ蛙の、玉藻にうかぶおもひをなすもの、所々にきこえ出せる言の葉ども、浦々のしほ貝ひろひあつめ、山々の木葉かきもてよせぬれば、こゝにえたる歌、かれこれ一千三百六十首にあまれり、世につかさくらゐある人は、わがともがらにあらざれば、其人々の歌においては、まれにもこれをのすることなし、たゞくらゐなきもの、ゝふの八十氏人をはじめとして、あるは市に荷ふ商人、あるは山田につくる農夫、あるは木のした岩のうへにありかさだめぬ桑門の言葉に、さるべき一ふしこもれるをば、これをたづねもとむ、中にもちかくをしほの山の幽栖にして身まかりたまへりし、長嘯子のことの葉は、かの家の集擧白より、ふたゝびこれをぬき出して、こゝにまじふることは、其たぐひなき金玉の聲をもて、卷のひゞきとなさむためなり、かくして此集まさに作らむとするとき、古代の歌をかむがへ見ること、集は古今より後十五六代をかぞへ、其外ふるき物語、古き家々の集は、おほむねこれを見わたして、おなじからむ歌をばのせじとす、それより後々の集、末々の人の言の葉は、八百日行濱の眞砂のかぎりなければ、さのみわづらほしうかぞふるにおよばざるあひだ、おなじき歌の、集をかへぬしをあらためて出たるためし、むかしだにありしことなれば、今さらくるしむところにあらず、はた又おのがくちずさびのつたなきをさへにえらび入たる事、すでに百五十首、ひとへにふけりよみたるに似たり、しかはあれどこの集さして、世にたてむことをおもふにあらず、後いかならむ君か、世にもふりにしあとをたづねさせ給ひて、高きいやしきをわかず、あまねき勅撰あるべき時に、此集のちりぼひ殘れるを見そなはして、よみ人しらずのあらむ

なかに、もし一首にてもえらびあげられば、われらがなからむ跡の、草の原苔の下にても、露ばかりのたましひだに殘れらば、この世のほかのおもひ出、これひとつのみとおふけなくも頼む心にてかくのごとし、されば集の名も唯いまはさしてなきもの草のかりそめに、林の木葉ちりをかさぬるよし、まづこれをなづくべし〇下略

〔今古殘葉十三〕萍水和歌集序

よつの時こゝのかへりのさき、林葉累塵集と名づけて、千三百五十餘首のうたをえらびあつめたゑ折ふし、いまだことのはの聞えこざりつる人々文林の中にいらざりけることのくやしとにや有けん、猶後集をおもひたつべきまし、しかまにそむるあながちにすゝむる人おほかりければ、いなみの海のいなともえいひあへずもにすむむしの命だにあらばとことうけせしよりこのかた、このもかのものことのはども吹たむる風のたよりをまづといへども、これぞわかのうらはのよりもと見えたるはかたし、其の數たらざるにつけて、中比連歌に名だかゝりし心敬宗祇弄花老人などの、まれ〳〵よめりけるうたまでをびろひとりて、こゝにくはへつれば、やうやうちうたのかずを得たりしあひだ、やがてはたまきとして、萍水和歌集といふ、此集にいれるともがらは、こゝのくにかしこのさと、よもやもの客として、玉ざゝのたまさかにあひよれることのはなればとて、かくも草かくはなづけたるになん有ける、

〔草緣集〕久かたの雲の上のことの葉はしらず、縣居の賀茂の翁、この武藏野の江戸の城の邊にていざなはれし古學の道、世にひろごりて、そのゆかりをしたふ人々いとおほかり、〇中略此大人たち〇高田與清、片岡寛光、大石千引、の言の葉を、目に見耳に聞まゝにかいつけおけるが、やう〳〵數つもりにたるを、おなじくは世の歌人たちのをもと書くはへしほどに、ひとつのさうしめくものとはなりぬ、〇中略抑此さうしは、武藏野のゆかりしたふ人たちの言ぐさおほかればとて、さうえん集と

家集

うはぶみかいつけ、机のかたへの友としならし、を、ふみの林のをのこが、板にゑらんとて、あながちにほりもとむれば、えいなびはてずしてとらせつるは、文政二年といふとしの神無月ばかりにこそ、かういふは、あづまのとほのみかどにつかへまつりて、葛飾わたりにすめる天野政德、

〔寄居歌談 二〕近世名家歌集といふ近頃板にゑらせたる書をみるに、大かた草野集、紅塵集、鰒玉集の拔書なりけり、集をつくり世に弘めんとならば、人の志らぬをたづねてこそものすべきに、既にたれも目にふれ耳にきゝたるをのみ、かくまであつめたる、何のかひかはある、いみじきいとまつひやしなり、紙ぞこなひなり、されどこは書肆の利をほりする心より、類題などして見まほしがるわかき學者をそゝのかしつくらせたるなれば、さのみいひたつべきほどの罪にもあらねど、もし撰集の志もあらば、今の世に行はるゝものどもより拔出すなどの、つたなきわざをやめて、人の目にも耳にもをさ〳〵かゝらぬをむねとえらべよかし、こは名家歌集のみにかぎりていふにはあらず、外の類題もかゝるたぐひ多し、さしたらむには、取いれられたる歌主、いかばかりかよろこぶべき、道命法師が靈の夢にみえけんためし、むかしもなくやはある、大かた世にうづもれたる歌をあらはすは、草むせるかばねをはうふるよりも、功德いみじかるべし、などかその功德をつみて、こゝのしなのかみにもいたらんとはねがはざる、

〔古今和歌集 序〕爰詔大内記紀友則○中略右衞門府生壬生忠岑等、各獻家集幷古來舊歌、○下略

〔奧義抄 序〕此外の家集、柿本山邊氏をはじめて、海手古良(あまのてこら)師氏大納言撰、豐蔭(とよかげ)一條攝政集、廬主(いほぬし)增基撰らにおよぶまで、いくそばくぞ、これらのたぐひ、はまのまさごのかず志らず、そらなるほしのごとくにおほかれども、おかしきあとをとゞむるばかりにて、かたきをあらはせることなし、

〔詠歌大概抄 二〕詠歌大概
三十六人集之中、殊上手之歌、可懸心、人丸、貫之、忠岑、伊勢、小町等之類也、

〔群書一覽四家集〕歌仙家集　十五卷

一名三十六人集といへり、大納言公任卿の撰したる歌仙の人々の家の集なり、

〔遊京漫錄下〕古抄本三十六人集

西本願寺に所藏の三十六人集古抄本あり、奥書云、

此三十六人家集者借本願寺光常家珍之本、不違一字、令書寫校合訖、件集昔日雖爲官本、有子細下賜本願寺云々、誠世間無雙之正本也、新院御在位之時、被召上此本、被遂書寫之功之處、三十六人集之內、三冊不足之間、仰人丸集者照光院道晃法親王業平集者日野前大納言弘資卿小野集烏丸前大納言資慶卿令書續之給、仍申下件官本、補其缺、終全部之功者也、深秘函底、不可出家外、穴賢云々、

寬文第十曆仲春　華押

右三十六人家集、飛鳥井一位雅章卿眞蹟之本、息左衞門督雅豊卿借請之、而全部染愚筆於燈下、連々今獨校于茲、外題兵部卿幸仁親王眞翰也、尤依爲秘本、不可出閫外者乎、

元祿五壬申歲林鐘中澣　右大臣華押

〔柿本朝臣人麻呂勘文〕家集事

萬葉目錄云、柿本朝臣人麻呂歌、入八十三首、此外家集中出之歌三百餘首云々、然者人丸家集者、萬葉以前之書歟、萬葉所入之歌、何皆不付作者、而限八十餘首乎、又世間流布人丸集相違萬葉所引載之歌、其故者、世間流布本歌三百十餘首也、其中他人歌有十四首、笠金村、山邊赤人、車持千年、藤八束、大伴家持、大納言大伴卿、拔氣大首、笠女郎、縄丸等歌也、就中萬葉第十一卷云、正述心緒、幷寄物陳思歌、百卅九首者、人丸集歌也云々、而件世流布集中、雖有萬葉第十一卷歌百五十餘首、彼萬葉所出之人丸集歌、僅入三十餘首、其外第一卷、無作者歌百餘首入之、凡見餘卷、爲人丸之作、而不入之、又雖無作者之歌、入彼家集、太以不審歟、又古今所入人丸歌七首、不入萬葉幷彼家集、又拾遺集所入歌八十

餘首、多者萬葉歌也、其中或有萬葉無作者之歌、又有萬葉外歌、然而件拾遺歌等多者不入彼家集、又公任卿所撰、出三十六人秀歌中、人丸十首詠者、皆是名歌歟、尙有不審等、

〔消閑雜記〕舊記に、堀川院の御時、内裏に歌仙を集めて評論して、古今の序に、よしの、さくらを人丸が目には雲とみるといふは、いづれの歌をさしていふか、此事いぶかしとて、八代集のおほくの本を集めて見給ふに、此歌みえず、人丸家集にぞ定めてあるらんとて、俊成卿に彼家の集を御たづね有りければ、俊成もちて參らる、堀川院彼家の集を御覽あるに、おし紙したる歌あり、はなちて御らんせんとするに、俊成卿はしりよりて、うばひとりてかしこまりぬ、その時に天氣よろしからず、俊成、これは家傳の秘歌なり、たとひ首をめされ頭をおとされぬとも、御師讀にめさずば、輕くさづけ奉らじと申す、みかどかさねて俊成卿をめして、事の子細を聞しめし、げにも家を執すること神妙なりとて、俊成を御師讀にあそばし、この歌を御相傳ありしとぞ古歌最上の大事なり、

〔拾遺和歌集二十哀傷〕世の中心ぼそくおぼえて、つねならぬこゝちし侍ければ、公忠朝臣のもとによみてつかはしける、このあひだやまひおもくなりにけり、　紀貫之

手にむすぶ水にやどれる月影のあるかなきかのよにこそ有けれ

此歌よみ侍てほどなくなりにけるとなむ、家の集にかきて侍る、

〔後拾遺和歌集十八雜〕貫之が集をかりて、返とてよみ侍ける、　惠慶法師

ひとまきにちゞのこがねをこめたれば人こそなけれ聲は殘れり

返し　紀時文

いにしへのちゞのこがねはかぎりあるをあふはかりなき君が玉章

〔拾遺和歌集十七雜秋〕天暦御時、伊勢が家の集めしたりければまいらすとて、　中務

しぐれつゝふりにしやどのことのはゝかきあつむれどとまらざりけり

御返し　天暦御製

むかしより名だかきやどのことの葉はこのもとにこそおちつもるてへ

〔後拾遺和歌集雜十八〕伊勢大輔が集を人のこひにおこせて侍けるに、つかはすとて、

康資王母

たづねずばかきやる方やなからまし昔のながれみ草つもりて

〔曾禰好忠集〕鳥のなくねをきけば、われも哀とよそに聞、花のゑめるをみれば、誰もおかしとみるらめど、人はかしこきかほをつくり、我ははかなき事をのこしおきて、花のちるはるのあした、木のはのおつる秋の夕、月のあきらけき夏のよ、風のさびしき冬のあかつきまで、をこなれどおやのつけてし名にしおはゞ、なをよしたゞと人も見るがに、

よさの浦に老の波かずかぞへつるあまのしわざと人もみよとぞ

〔源平盛衰記七〕大納言出家事

廿三日〇治承二年六月ニ大納言〇藤原成親ハ、少シクツログ事モヤト覺シケル程ニ、少將〇成經モ福原へ召下スナド聞エケレバ、イトゞ重ノミ成ユケバ、姿ヲ不替シテツレナク月日ヲ過サンモ憚アリ、何事ヲ待ニカ、猶モ世ニアラント思フヤラント、人ノ云思ハンモ恥シケレバトテ、出家ノ志有ヨシ、小松殿〇平重盛へ被申タリケレバ、終ニハ其レコソ本意ナレバ、左在ベキニコソトテ免サレテ、備中國安養寺ニ、調御房ト云僧ヲ請シテ、備中國朝原寺ニテ出家受戒シ給ケリ、御布施ニハ六。帖。抄ト云歌雙紙ヲゾ被渡ケル、彼抄ト申ハ、村上帝ノ第八御子、具平親王家ノ御集ナリ、此親王ヲバ六條宮トモ申、後中書王共申、中務親王共申ケリ、内ニ道念オハシテ、外ニ仁義ヲタヾシテ、管絃ノ妙曲ヲ極、詩歌賦ノ才藝ニ長ジ給ヘリ、歌道殊ニ巧ニオハシケルガ、後ノ世ノ御形見トテ、集サセ給ヒタ

リケル草子也、此大納言モ、彼抄ヲバ無類オボサレケレバ、配流ノ時身ニ附ル物ハナケレ共、此抄計ヲバ是迄モ被レ隨レ身タリケリ、旅ノ空布施ニナルベキ物ナカリケレバ、泣々被レ出ケルニコソ、最哀也、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕伊尹のおとゞ〇中略九條殿〇師輔の一男におはします、いみじき御集つくりて、とよかげとなのらせ給へり、

〔祭主輔親卿集〕兩三の兒女、祖師のふにうけて、家々の舊草をひろふ、今あひつくこゝろにもよほされて、はづらくはあれたること葉をもて、なまじひにあざやかなる紙をけがさん事を、ゆめゆめ人のねたる、これをいやしき身からいたして、かたくなるおやのために、いよ〳〵あざけりをのこすことなかれ、其こと葉にいはく、

花のえべもみぢの下葉かきつめて木の本よりぞちらんとすらん

〔群書一覽四家集〕散木奇歌集寫本　十卷二本

藤原俊賴の家集也、四季戀雜に分ちて、奥に紀行の文あり、按ずるに、此集を散木と名づけたるは、莊子に樗櫟散木といふ事有て、無用の材といふ心也、然るに奇歌の奇の字は、ものをほむるこころあれば、散木の二字にかなはず、もとよりみづから名づけられたる題號とみゆれば、いよいよ不審なるもの也、契冲の考に、此奇の字は、弃の字をあやまり寫したるものにて、弃るといふ義なるべしといへり、此說もつともあたれり、

〔莊子內篇二〕人間世第四

匠石之レ齊、至二乎曲轅一見二櫟社樹一其大蔽レ牛、絜レ之百圍、其高臨レ山、十仞而後有レ枝、其可二以爲一レ舟者旁十數、觀者如レ市、匠伯不レ顧、遂行不レ輟、弟子厭觀レ之、走及二匠石一曰、自三吾執二斧斤一以隨二夫子一未三嘗見二材如レ此其美一也、先生不レ肯レ視、行不レ輟、何邪、曰已矣、勿レ言之矣、散木也、以爲レ舟則沈、以爲二棺槨一則速腐、以爲レ器則速毀、

以爲門戶則液構、以爲柱則蠹、是不材之木也、無所可用、故能若是之壽、(不在可用之數、故曰散木、)

〔六家集壬二下〕六家集十八冊

長秋詠草〇藤原俊成 貳冊、月淸集〇藤原良經 貳冊、拾玉集〇慈鎭 五冊、山家集〇西行 貳冊、拾遺愚草〇藤原定家 同員外四冊、壬二集〇藤原家隆 三冊、〇中略

慶安元□□□□

戶部法印道春

〔東野州聞書〕一六月〇寶德四年 一日、法印〇堯孝 に尋申事等、皇后宮大夫のから名長秋也、然間彼成卿の家集を長秋詠草といふ、

定家之集を拾遺愚草といふも、初學百首の時、依爲侍從如此云、侍從のから名拾遺といふ也、

〔拾玉集七〕和尙〇慈鎭 御詠類聚事

度々御百首、嘉曆之比類聚已訖、今所殘懷紙舊草、自然擬作、諸人贈答等也、重集之、仰翊子丸令淸書之、先年云始之後經十九年、其間天下變革、世上騷亂幾許哉、而今眞俗書籍曾不紛散、金玉篇什、重終書寫、偏足護法、天台之冥助、祖師和尙之擁護也、不堪欣悅、聊述由致、于時貞和二年五月廿三日、吉水末流尊圓親王記、

もしほ草猶かきそへてわかの浦に殘れる玉もひろひつくしつ

〔群書一覽四家集〕月淸集　四卷

後京極攝政良經公の家集なり、此公作名を、式部史生秋篠月淸とかゝせたまへり、これによつて集の名とせり、

〔群書一覽四家集〕山家集　二卷

西行法師の家集なり、今刊本六家集の中の山家集は、後人のあつめたるものと見えて、うたがはしき事ども多し、

〔群書一覽 家集四〕壬二集　三卷

従二位家隆卿の家集なり、壬生の二品と申せしゆへ、壬二集といへり、此集の名のよみくせ、ミニシフとよむべきよし、光雄卿の口授なり、

〔林下集標注上〕いにしへのよゝの集どもをよまむには、まづふたつの心えなむあるべき、さるはくはしくえりとゝのへたる集は、そのさまうるはしきに過て、中々にをかしきふしはおくれたるを、家々の集としいへば、おのがしゝえらびおけるも有べく、たゞあとなく書つけおけるがつたはれるも有て、めづらかなることば、耳なれぬてにをはどもあれど、かへりてそのよゝのさまをしらむたよりすくなからず、たとへば撰集はうるはしくさうぞきたる人のごとく、家集はしどけなく打とけたる人のさましたり、されば歌のさまをしらむには撰集によるべく、詞を廣くみむには、家集になむしくものなき、おのれはやくより、歌のふみらよむことをこのみて、こゝらの集どもとりつどへうつしものせるに、過し比ゆゑ有て、後の徳大寺のおとゞ〇藤原實定の集ふた卷をえたり、林のもとの集となむいふ、このおとゞはしも、中比の歌よみのなかにも、ことにぬけいでたるよみ口になむおはしけるさるはみ心もちひのいうなると、はたそのみなのよにしられ給へるよしは、平家物語、古今著聞集、その外のふみどもにあまたみえて、誰もしれることなれば、さらにいふべくもあらず、そも〲この集のものにみえたるは、細川高國ぬしの摘題集、蓮昭法師が夫木抄などにひけるにて、はやくよにもてあつかへることしりぬべし、いでやかゝることのはも、かくしつゝ、とし月經なば、つひにちりぼひうせゆきなむことのなげかはしく、はたこのおとゞのみためさへいとほしきわざにしあれば、とし比よにひろくせまほしかりしを、何くれとさはらふことのみおほくて、心もゆかざりしに、一日川目可大きたりて、いでたまへ、このふみいたにゑらせてむとてこふまゝに、いとよろこばしくて、いさゝかはしがきめくものぐはへ

たるになむ、かくいふものは、鳥が鳴東のひえさかもとに近き、入谷の田居にいほしめたる蓬生のあるじ、仲田顯忠、時は天保十あまり一とせしはすのすゑの三日、色がうちの雪も友まちがほなる夕、軒端の梅のやゝけしきだつ窓のもとにしるせり、

附言○中略

一林下集の名義は、何により給へるにか、すべてのさまみづからえらびて名づけ給へるにやとおぼし、林下の語は、毛詩周南の篇にはじめてみえて、その外からぶみにはいとおほかめり、ただし白氏文集閑居の意をいへる詩に、林下幽閑氣味深などいへるをや思はれけむ、もしくは大將にていまそかりし比えらび給へるにや、さらば羽林のもとてふ意にや、さるは、はのはやし云々てふ歌にて卷をとぢめ給へるなど思ひあはすべし、さらずば古今集の序にいへる林にしげきこのはてふ語もて、林の下にかきつめたるこのはになづらへてやなづけ給ひけむ、

〔鎌倉右大臣家集下〕右之一帖者、鎌倉右大臣家〈實朝〉○集、京極中納言〈定家卿〉門弟、此道之達者云々、然最初雖ㇾ部類在ㇾ不審、倘口間重而改ㇾ之畢、尤可ㇾ爲ㇾ證本ㇾ者乎、　柳營亞槐〈判〉

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年七月廿九日丁未、將軍家〈宗尊親王〉○御歌、自ㇾ建長五年ㇾ至ㇾ正嘉元年ㇾ分ㇾ被ㇾ修撰ㇾ號ㇾ之初心愚草ㇾ云云、

〔隣女和歌集序〕こゝに人なみなみに、正元よりこのかたわかの浦にかきすてし藻くづを、いまひろひあつめて隣女和歌集といへることあり、○中略そも〳〵わがみ〈藤原雅有〉○は、新古今、新勅撰のすがたを心にかけ、なかごろよりは、萬葉集古今等の心地をいかでかとこひねがへども、箕裘をだにまなびえず、かの西施がとなりの女の、かれをうらやめるよそほひ、もとのかたちよりはますみにくゝなりけるになずらへて、この集の名とせりといふことしかり、

〔兼好法師家集〕卜部兼好以ㇾ和歌ㇾ聞、然其所ㇾ作徒然草遍行ㇾ于世ㇾ而家集罕ㇾ傳、其或裁ㇾ撰集ㇾ或偶落ㇾ人間ㇾ

者、皆吟誦以爲口實、近頃詠草一帖幸出、故內相源通村公、曾跋其末以爲之證、洛之書肆時元、索搜之欲鏤梓、而乞一語、和歌非余所知、然有內相之跋、則知其不贋、且余先考羅山子、愛其爲人、奇其倭語、爲之露抄、則余於兼好不能以尋常歌人視焉、想夫彼一生之詠、豈是而已哉、蓋以韜晦之士、故其所吟亦共散逸、而此一帖其泰山(○泰山、寫本文集作太山、)之毫芒乎、在好和歌者、則崑山之片玉乎、於是戲時元曰、此是片玉、汝沽哉沽哉、胡盧亂道遣焉、

寛文甲辰之夏　　弘文院林學士

〔草根集序〕草根和歌集は、招月庵正徹老人の詠草なり、かの老人のかきながせる水ぐきの跡をうかゞひみるに、はたちあまりよりよみおける歌、二万六七千首、三十餘帖にもおよべりといへるは、五十とせあまりのことにや有けん、かくて八十にいま一とせたらずして世をさりたまへれば、そのあひだにつもれる言のは、かれこれをかきあつめあみとゞめたらば、筆のつかをなし、紙のあたひをたかくせんものをや、さかはあれど、○中略手箱のうちにのみ殘れる玉をひろひ集めたるは、九のうしの一すぢの毛にもあたらずといへども、猶十四五でうばかりぞありける、俊頼朝臣の散木、吉水僧正の拾玉といへるぞ、歌數なども、世にすぐれて見およびし、今これを思へば、ものゝ數にもあらざりけり、○中略さるにても此集をなづけしことをたづぬるに、そのかみ此道におきてものうきことのありしをり〳〵は、ながく筆をたちたゞちに跡をけづらんとおもへれど、こゝろにねざせるおもひのたね、やゝもすればことのはにあらはれて、きれどもうせず、やけどもつきせず、秋の霜をおびては、かれはつるやうなれども、春の風にふれては、またもえ出るに似たり、故に草根と名づけられたりける、爰に彼の小師に正廣と云歌僧あり、此集を世にひろめたきこゝろざしあるによりて、つたなきおきなに、ちからをあはせことばをくはへよとありしかば、いなとはいひがたくて、やむことをえず、させてふむしのさせるふしはなけれども、つゞ

りの袖のつゝりおけるになん有ける、時に文明五のとし文月のすゑつかた、桃花の三關禪人〈○藤原兼良〉これをしるす、

〔續扶桑拾葉集 三〕元就詠草後序　實澄〈實枝同人〉

爰に鎭守の藩臣陸奧守大江元就は、〈○中略〉天の下に其勇士なる譽をのみ殘して、風雅の場に遊ぶ心ざしの深きゆゑをいまだしる人なかりき、かくてなからん後のわすれ形見にてや、浦波のよりより思ひよせけん、あまのかるもかき集たるくさ〴〵の殘りとまれるを、人々皆見驚きぬるまゝに、これをたゝにやはとて、一卷となしつゝ、青海原の鹽合にしのぎ、八雲たつくもの山路をわけて、天つ雁のつてまちえたるを、いかでかはあさくも見侍らむ、〈○下略〉

〔芳雲和歌集類題〕祖父儀同三司實陰公者、天機獨發、和歌出羣、泊乎寛文帝、叡感爲授古今蘊奧、二帝受海懷想、諸卿望德心服、余曾輯其詠草以獻元文帝、帝卽勅題芳雲集焉、想夫余家之榮幸、何事比之、所冀使兒孫及門人珍敬斯集以備和歌龜鑑云、

寶曆十年六月穀旦　從三位實岳敬書

〔慕景集〕右太田伊豆守源持資〈後備中守〉入道道灌〈號靜勝軒〉詠草、以靜勝軒藏本寫之、

天正二年三月　侍從藤原朝臣共宗

〔梅花無盡藏 六〕靜勝軒銘詩幷序〈武州江戶城、太田春苑道灌、號靜勝軒、○中略〉

竊惟、太田左金吾公道灌、〈○中略〉神農氏藥方、軒轅氏兵書、史傳小說、桑域二十有一代集、貯數千餘函而涉獵、又家集十一、分其類而聚焉、號碎玉類題、所賦詠、膾炙人口、

〔擧白集 十〕勝俊少將、はやうよりよみ給ひしこのかた、垣ねのかづらたゆることなく、軒端の松の葉かずしらずつもりぬれど、しぼめる花のにほひもなく、秋の月のひたすら雲にあへらんは、何のやくなしとひげし給ひて、みなはふらしすてたまひしを、門弟公軌いたくをしみて、そこら世

にをちりたることの葉ひろひあつめられける、公執身まかりし後は、その予景執、なほあたらしきことに思ひて、さるべきくま〲たづねとりて、春夏秋冬のくさ〲をわかちて、ながく代にのこさんことをおもふ、こゝに春正これをあつめて十まき、名づけて擧白集といふ、

〔文苑玉露上〕漫吟集の序　長流

西行寂蓮らを上に立て、下にやう〱ならぶべき桑門の歌よみ、および折て十まではふしがたしとさだめきぬるを、遥に千とせの後に出つゝ、滿誓沙彌がふるき斧のえを傳へては、八雲たつ山の茂みにわけいり、たて横にたつきの音をなして、岩垣ぬまのかくれぬむかしの人の見出ざる所を見出て、物名俳諧の歌にいたりて、いひ殘せることなく、無常を述たる長歌は、其言葉のおほかる事、和歌の浦より千里の濱の眞砂をつくせり、いまだわが國にかゝる長篇を見ざれば、かのから人の十とせをへてなせるとかいふなる、都ふたつの賦にぞいひつゞくべき、猶こゝろみに地になぐれば、玉のひゞき數志らず、これなむ、僧契沖がみづからえたるこがねのつもりなりけるを、我とも〱に其宮をひらき見て、中にいまだちひさきものをば、ところ〲とりすてゝえらびさだむ、此こがね世をへてくちすまじければ、今より後がのちにも、やまと歌に心を得て、見る事あきらかならむ人は、これを見あらはし、きくことさとからむ人は、これにおどろかざらめや、

〔文苑玉露上〕晩花和歌集序　契沖

こゝにひとりの翁あり、からにしきたつたのさとにうまれて、かの名たゝる川の其下河邊を氏とし、おしてる難波に有て、そのほり江の水のながきながれを名とせり、○中略ひとゝなりこの道をこのみて、月の夜雪のあしたの見る物につけ、鳥のね、むしの聲の鳴物によせて、おもひをうつし心をのべずといふ事なむなかりける、すべてかすかなるおもむきをむなしき谷にもとめ、深

きむねを底なき海にいりて、ゆらのみさきの玉をひろひ、みちのく山のこがねを得たり、世にかずまへられぬものは、いにしへより名を殘さゞれば、其たぐひのほどしりがたし、ちかくはわかさの少將よりたゞ人となれる長嘯子のみぞ、其うつはものいとおほきにして、おそるべきかたきもなかりけるを、今翁にくらべたとふるに、山をぬくちからはたとひまさり給ふとも、弓をひきたちをはくわざは、おきなやくはしからむとぞおぼゆる、貞享三年さいつ比身まかりぬる、ことにはたゞ物のはしにかきつけたる歌のみ殘れるをあつめて、晩花和歌集と名づくもしいまよりゆく末にも、ほかのちりぬる後の一木と、青葉まじりに見る人ありて、けふのかざしにとめでたりけむ心ばへをしらば、春におくれしかひありてむ、

〔古學先生和歌集〕予（○伊藤維禎）もとより稽古もなく師傳もなくして歌よむ事、誠に目しゐの蛇おそれざるためしなれど、花晨月夕、折にふれて心の奥水はやむことを得ずしていひ出せる慰めごとなり、まことに歌の風情にもかなはず、又法度禁忌をもしらざれば、定めてひがことのみおほく侍らむかし、しかれども人のとがむる我にもあらず、又人に見するものにもあらざれば、そのことわりに及ばず、唯みづからの歌に點を加ふることいかゞとおもひ侍れども、老後の慰にせんがため、心にまかせしよしあしを定め、點を加へ侍りぬ、古人も身づからの歌を番ひ、自歌合と名付られしためしも侍れば、くるしかるまじきか、

元祿癸未のとし二月中旬　洛下老布衣維禎題

〔春葉集序〕皇御國のふみ見ん人は、まづから文を讀てことをわきまへ、しぐれふるならの林にわけ入、神代の宮木ひき、千世の古道跡をとめつゝ、ますら雄心をおふしたてゝ、高き代をしたはゞ、などか昔の手振にいたらざるべき、歌もしかりと、つねに翁（○荷田春滿）のいへりしとぞ、又いはく、いにしへはまごゝろもて思ひをのみのぶればおのづから直かりしに、題をとりて讀るより、詞を

かざり心をさへたくみにつくれば、くるしげなるもかつ〳〵みゆるぞかし、四季雜の題は、みし折、おもひいでゝもよむべし、異國なるは、筆の跡にてもおほよそにこゝろえらるべし、をとこ女のなからひ何くれのものによせ、心にもあらぬあだしごとをいひいだせるは、まことを述る歌のほいならずとて、戀の題をふつによまず、毫くはへし卷著せしふみらの有しも、世にのこして何にかせむ、學ぶ人は誰も〳〵みあきらむべしとて、可具津知の神に奉り、よみしこと草も、一葉だに家にとゞめざりしかば、我稻荷山の杉のこのまより、遠き武藏野の草をわけて、みゝにとゞまれるを求め、かいすてたらんをも拾ひたれば、はし書ありつるをも漏し、あらぬ題に入たるも侍りなんを、浪速のよしあしをもえらばず、玉藻も藻屑も、あるがまゝに信郷宿禰のかき集めたるを、たまあへる人にも見せ、うからやからの後にもつたへむとて、二卷に作れることを、春の葉のもりなすこち〳〵の枝のさかゆくてふふる言もて、春葉集とはなふるになん、あなかしこ、

正五位下荷田信美誌

〔加茂翁遺草 一〕おほよそ

一此翁〇賀茂眞淵の歌、はやき時書つめおかれしもの有しを、まだしきがほどの業なりとて、のちにみづからやかれにけり、その中比よりこなたの歌どもは、更にしるしおかれにたるを、そは翁みまかりたまふける後、かぐづちのあらびにやうせけん、今はつたはらずなんある、こゝに今書つどへたるは、翁にもの學べりし人の、これかれしるしおけると、又あひしれりける人の家に、かつ〳〵ちりのこれるをひろひしなり、さはた十がひとつなれば、猶もれたるがおほかるべきを、今はもとむるにすべなし、かつ此ひろひたるが中には、かの翁のみづからすてられつる歌なりと覺えて、后の世の手ぶりなるも見ゆれど、今はたおのがまだしきこゝろもてえらみすつべきならねば、すべてうるにまかせてのせつ、翁後のほどにはくだれる世につくりい

でし題などはふつによまれざりしを、さる題の歌ども、おほく、又後の世にいひならひたる詞のなかに、よむまじきことば也とて、常にいとはれし詞どもをも、猶其まゝに用られし歌ども、見ゆるは、皆翁の心得られし歌にはあらざるべし、こは歌のこゝろをえたらん人の見ば、そのはやき時なると後なるをば、おのづからおもひわかつべきわざなるべし、

〔北邊成章歌集〕父〇富士谷成章がありし世のことの葉ぐさの忘草にも摘かへがたきあまり、まづふみのかぎりをだにと、それがつがね緒よりとゝのへたりし比、〇中略おなじくは歌をもとつきしらはれて、竹川の橋のつめくふ／＼えらべりとにあらねど、なのめげにみづからもおもひたりける、口のかなる墨ひきのみえたるかぎりもらさず、猶これだにとおぼゆるはとりくはへて二卷、ふみははやくよりの一卷、あはせて三まきとぞなれりける、〇中略

文政元年戊寅六月　　御杖

〔鈴屋集一〕鈴屋集のはし書

此かきつめたる歌どもは、吾家の翁〇本居宣長のわかゝりけるほどより、こゝらの年ごろによみ出給へりしやちうたの中にことに書とゞめおかれたるなり、さるはふるきも近きもさま／＼なるが、ついでもなく、たぐひも定まらず、みなうちまじれるを、こたみこひ申て、ふるきちかきとえり分てついでをもたぐひをもとゝのへたゞし、又長歌どもふみ詞どもをもあつめくはへて、すべて七卷となんなしつるを、櫻の木にうつしゑりてをしへ子たちの、おの／＼寫しとらむいたづきをもやすめ、後の世にも傳へむと思ふ、そのよしを一くだり物しつ、時は寬政のとゝせといふ年のきさらぎ、かくいふは翁の家つげる子、本居春庭

〔後鈴屋集序〕此集を、後のすゞのや集と名づけたることは、我翁〇本居春庭としごろよみいでられし歌、すべておほぢ翁〇宣長のよみたゞしおかれたるすがたしらべにことならず、詞のとゝのへざ

まこゝろばへのめづらしきなどは猶まさりざまなるかたに見きゝめでゝ、をちこちのをしへ子たちの、つねに後の鈴屋翁といひはやさるゝにしたがひて、またほかにもとむることもなく、たゞありにつけたるなりけり、かくいふは翁の家つげる本居建正、

文化十三年十一月

〔琴後集一〕自序

われ〇村田春海 琴ひく事はならはねど、絲なきをまさぐりて、おもひをやりしためしもあればとて、これをわがかたらひ人にて、さてことがみに硯一、火とり一、琴しりにづし一よろひをすゑて、年ごろのことのはどもを入たり、此ごろおのが心しりの人々まで來ていひけらく、としごろものしたまへる言の葉どもは、いかにしたまふぞ、かきあつめ給はましかば、われら筆たすけまゐらせんといふ、そはうれしき事なり、さるはつたなき言の葉を、人なみに世にのこし侍らん事は、はづかしきわざには侍れど、あまたとしおもひをよせ、心をこめしものを、いたづらになしはて侍らんはほいなし、ともかくもしかるべからんやうにとりなしたまはんこそ、うれしけれとこたへければ、人々かのづしよりとうでゝ、かきあつめもてゆく、さて名をばいかにといふ、すなはち琴後とこそいふべけれとて、そのまきのはしつかたにぞ、かきつけさせたる、

文化の七とせかみな月ついたちの日　琴しりの翁

〔松屋叢話〕小澤蘆菴はいとやんごとなき歌人にて、蒿蹊、澄月、大愚法師など都にきこえたるが中にも、ことにすぐれてぞありける、さしもはかせ也ける本居宣長も、都に歌人蘆菴あり、あづまに文人春海あり、わがくはだて及べきにあらずとて、常にほめたゝへしといへり、六帖詠草とて家集七卷あり、

〔濱臣翁歌集序〕清水濱臣師二平春海一、以レ善レ歌聞二于世一有レ年矣、一時作者推レ之爲二宗師一、余始觀二其所一レ唫咏一而

未知其爲人、後及見其人、觀其志不毫違其所唫詠、所謂發於情性、出於自然者歟、於是屢延而相見、未幾化爲異物、余深惜之、門人撰其諸咏、將以傳之不朽、請序於余、所以有此序也、時己丑〔文政十二年〕菊月望後三日、容安軒主人識、

〔稻葉集上〕稻葉集のはし書

此二卷は、藤垣内翁〔本居大平〕の歌にて、野べの若草いとわかゝりしほどより、鈴屋大人のをしへをまもり、いにしへ學のかたはさらにもいはず、歌よむことをもまめやかに心いれて、やがてその大人のよみたゞしおかれたる姿にならひて、みやびの心ばへも、言葉のことゝのへも、ひとつながれはいとしるくなむありける、それが中には、おのづからに汀の蘆のひとふしをよみ出られたるもありて、よにめづらしく、紀の川水のいたりふかき心の底さへなむみえわたりける、さるは、こゝらのとしごろにいたづきて、年ある秋の千町田ひろく、わせおくてとうちまじりてしなひさかえたるを、稻葉集とみづから名づけおかれたるを、はやく二十年あまりあまた、稻掛氏と名のられしほどより、こひもとめうつしつたへて、伊勢人のひがことおほきわがともがらの歌まなびするには、清渚の玉ともていつきたりつるを、こたびさらに摺卷にとすゝむる人あり、よりておもふに、吉野の瀧のはやくより鈴屋集後鈴屋集などは、世にもひろくつたはりたるを、此集のみそのまゝにうつし卷にておくべきにあらねば、紫の名高の浦の名もいや高く、吹上の濱のしら菊千代とほくつたへばやと、そのよしこひ申て、ちかき年ごろよみ出られたるをもあつめくはへて、かくはものしつるなり、かくいふは今の鈴屋のをしへ子にて、この翁にもものとひまなぶゆゑよしあればなりけり、

文政七年甲申正月　三井高匡

〔桂園一枝序〕吾師桂園大人〔香川景樹〕月ごろ病に煩らひ給ひけるが、夏もやゝ更て、岡邊の夕日隈な

き暑さの堪がたきを厭ひ、涼しかるべき陰をとて、此松原なる川岸にかくれ住て世の人をさへさけおはしけるほど、七月の末より心地俄にたのもしげなく、自身も今はとおもひとり給へるを見驚て、おのれいへらく、著し給へらん書どものうへは暫らくおく、年來よみやり給ひし若干の言の葉、千歳の後自から散失むだに、をしみても悲しむべきに侍るを、其もひとつに燒弃むなど獨ごち給へる、眞實のこととも覺え侍らず、從ふ輩實に崑崙の千顆の玉とも仰ぎいたゞきまつるは、わが佛たときのみに侍らむや、せめて然有べき計をだに撰置せ給はゞなど、漸に申解侍りし日より、頓て讀聞え參らせて、爪とるしつけもて來るほどに、僅百が一にとゞまれり、それ書淸めたるを見給ひて、叉みづから筆とりて、こは〳〵と書捨給ふまに〳〵、遂に片光も遺るまじう見おそりて、やをら引とりかいをさめ侍りし、さて是が外題いかゞ標し置侍らんと申に、なにぞこと〳〵じう、たゞ藻屑とか朽葉とか似あはしう書すつべしと宣へるにしたがひて、おのれ竊に桂園一枝と號け侍るも、すべてをこなるわざ也、かくするを同志の家垣遠近きゝ及びて、われも〳〵と見まく希へるに、こと〳〵書あたへむいと煩はしく、假に梓にやどして千に餘れる社友の望をたらしむといへども、なほ一時とりあへぬすさびに侍り、後えりくはへ給はんには、改めものし侍べきものなり、文政十一年かむな月の末、賀茂の川邊なる觀鷺亭にして、源元幹沙門玄知等に謀りて、平淸樹これをしるしぬ、

〔月明集下〕詠主英舍先生〇藤原保之師記紀雙籍、史學、朋古續兩集歌仙、而歌道古流、專鳴世矣、今頃有故、被改稱言靈舍、凡風操能人所知也、嗚呼大人哉、大人哉、

言靈ノスガノ光ヲ言靈舍（ウタノヤ）ノ大人ミガヽズバタレカシルベキ　五十槻老人

〔歌城歌集序〕江府旗下世臣小林先生、壽過七十、多詠和歌而樂之、自號歌城、養翠久貝君、從先生受業、今爲大番頭在京、欲爲先生刊其集而傳之於後、因人命其序於弼、弼辭以不知和歌、則君曰、先生平生

雜歌集

不好世所謂歌人者、所以託子也、先生之說曰、和歌發於人情、固無朝野之別、然今爲公卿搢紳家之業、至於武士則不可專好之也、武士而好和歌、則軟柔移性、士氣萎薾、不成國家緩急之用焉、吾之咏和歌、猶人之圍碁點茶、或玩盆樹籠鳥、聊以遣興耳、未嘗以此忘於勇士喪元、志士在溝壑之本職也、世之歌人輙謂、我邦之道在和歌、非和歌則家不齊、國不治、其妙可動天地感鬼神矣、而顧其爲人、則皆尫弱如婦女、退懦逡巡、臨難苟免、安能事君能致其身哉、故今之歌人、無可與語者矣、先生之言如此、子幸題數語、則先生必喜也、弼聞而驚先生之老而益壯、且欽其說有裨於士人、因以爲翁之好和歌、出於遊戲之餘、未始妨其武道、蓋如曹操之善草書、劉玄德之好結毦耳、嗚呼先生其六々山人之流亞乎、元和大坂之役、山人獨出營跳壘、斬首二級、以犯軍令、黜隱居京北、詩歌自娛、而終身不復渡鳧水、與公卿搢紳交游、其氣節風采、人皆景慕焉、今承平百餘年、四竟無壘、先生雖無事跡可見、而氣象之相肖似也可想矣、故弼不以不知和歌固辭、而作之序、

嘉永二年己酉暢月　　浪華　畏堂篠崎弼撰并書

〔道助法親王家五十首和歌〕上皇勅書云、五十首和歌事、已先例歟、其上者雖爲重代、無下未練之由風聞候、不可然歟、雖人數之外、家長、光經、秀能、尤可詠輩等也、家長和歌所預也、光經依堪能已被聽昇殿、即獻中殿會和歌者也、秀能於當世大略無雙者也、於歌沙汰者、彼詠必可被具者也、任建久例者僧詠定有之歟、堪能何人候哉、不審ニ候、

八月二十二日

五十首和歌、加一見返獻之、五卷詠不用捨、皆以神妙也、就中於隆昭詠者、事外物候也、凡握翫之餘悉加愚點畢、不顧後見嘲哢、愚意所及、隨歌淺深、存點長短、旁以可令猶豫次第候歟、抑定家家隆秀能等之詠之外、大略異樣無極候、不足言次第候、其中如家衡詠之中、求一首猶以難得、可謂未曾有、中々定範などは無過失候、

十月十四日

建保六年御歳廿三

出題　定家卿

御點　上皇

〔堀川院御時百首和歌〕稱二太郎百首一、康和年中、

題

春二十首

立春　子日　霞　鶯　若菜　殘雪　梅　柳　早蕨　櫻　春雨　春駒　歸雁　喚子鳥　苗代

菫菜　杜若　藤　欵冬　三月盡○中略

作者

正二位行權大納言兼春宮大夫藤原朝臣公實卿　正二位行權中納言大江朝臣匡房卿○下略

○按ズルニ、永久四年ニ又百首アリ、次郎百首ト稱ス、

〔久安六年御百首〕是第二度也、初度者、題同二堀河百首一、

作者

御製崇德院　中納言右衛門督公能　參議左中將敎長　左京大夫顯輔　前備後守季通朝臣

隆季朝臣　尾張守親隆朝臣　右馬權頭實清朝臣　丹後守顯廣　散位清輔　堀川院待賢門女房　兵

衞上西門院女房　安藝待賢門院女房　小大進

題

春廿首　夏十首　秋廿首　冬十首　戀廿首　神祇二首　慶賀二首　釋敎五首　無常二首

離別一首　羇旅五首　物名二首　短歌一首○中略

本云
康治比賜題、久安六年各詠進畢、
仁平三年暮秋之比、依別御景色部類進畢、　左京大夫顯廣
定家卿奥書
此百首、先人〇俊成作、置數輩之上、蒙奉仰部類、一度奏覽之後、隆季朝臣進上歌可切入之由被仰返給之間、有保元事、不能奏覽、已上人々所進之本、自然留家々、於家殊可被先人自筆之本相傳候之處、或人稱好道之由、可借送之由懇切、仍與之間、經年序不被返、令申驚之處、本自不借取云々、事已不足云、非計略之所及、忽失此本、七八年適尋取宮内卿〇家隆以家本被書留本、更令書寫之、校合頗太以難堪、自今以後、如此文書永不可借人、
承久元年七月十七日　戸部尚書〇定家判

【句題百首】稱五玉集

作者
頓阿法師　法印良守大納言基具子、續後撰、續古今、續拾遺、新後撰、玉葉集作者、　權大僧都良春猪熊大僧正、參議季遠子、新續古今作者、　頓宗新拾遺、新續古今作者、　禪僧周嗣新千載作者

點者
頓阿法師

【井蛙抄六】雜談
戸部〇藤原爲家云、弘長仙洞百首は、常盤井相國〇實氏、衣笠内大臣〇家良、九條前内府〇基家、民部卿入道〇藤原爲家、融覺、冷泉大納言〇爲氏、行家卿、寂西〇信實、清撰七人に被仰、世これを七玉集と號す、常盤井入道相國老後の晴の歌也、所心及執してよむべし、から尾とりたる馬に唐鞍おきて、百疋引たてたる様に詠ずべしと被申けり、誠に歌毎におほやけしく、たけたかくうるはしき體なり、當家二代歌も、この百首殊規模也、百首は是を本にて詠ずべし、扨衣笠前内府の歌殊勝也、おほく勅撰の中に

有云々、

〔群書一覽五類題〕千首類題寫本　二卷　尾崎雅嘉

爲家千首、正徹千首、後水尾院御撰千首、〇中略等の歌を合せて類題とす、

〔百人一首拾穗抄上〕此百首の歌は、京極中納言〇定家小倉の山莊の障子の色紙形にかきをかせ給ふとなり、〇中略これよりさき、土御門院の元久二年三月に、五人通具、有家、定家、家隆、雅經におほせて、新古今をえらばせ給へりしに、この卿其撰者の數にそなはりながら、不幸にして父君の喪に逢給へり、又彼集は、後鳥羽院の叡慮にのみまかさせ井蛙抄の儀たまへれば、此卿の御心にかなはざる事おほし、其故は和歌は教誡の端とする道なれば、古今眞名序のおもむき也實をもとにして花は末葉とすべきわざなるに、此新古今は、花をさきとして、實をかたはらにせられし事を本意なくおぼして、主旨法印云、此おもむき彼明月記に有、態むかし今の歌の中に、實ある歌を百首すぐり出て色紙に書て、彼山莊の障子にをさせ給へりし、是を世に傳へて、小倉の山莊の色紙の和歌といへり、百人の作者の歌を一首づゝ書給へば、百人一首ともいふ也、其色紙今も世におちとゞまりて、所々に傳るにや、〇中略此百首、黄門の在世には人あまねくしらざりけり、それは人のうらみをおもはるゝゆへ也、作者の心に隨分とおもふ歌ならぬも入べければ、存命のあいだは、人のみぬ所におして密せられしと也、爲家卿の世に人あまねくしることにはなれりとぞ、

〔百人一首古説序〕こゝに百くさのことの葉の林あり、藤原の定家卿ぞ書給ふける、其前いつたりの大夫達に仰て、新古今和歌集を撰ばせ給ふに、定家のきみは、其いつたりの數にいましながら、ちゝの實の父のおもひにこもりて論ひ給はず、かるがゆゑに山菅のみなりがたかるをあぢきなしとて、橘の花のみならざるを採れつゝ、夕月夜小倉の家の障子に書て、人しれず見はやし給ふとぞいふなる、是は平の常緣てふ人、宗祇てふものを導けることの始めなりけり、〇中略今退て

考ふるに、新古今和歌集は、建仁三のとし四月といふに、五人の撰みは成て奉り、同じ年ぞ年の號改められて、元久とぞいふ、其十つき餘りひと月の三十日になん、俊成の卿はうせ給ひける、假令元久二の年三月に世に行はれつるまでをいふとも、其撰は四か七の月なみをわたりたるを、喪に居給ふは其末にかゝる事、わづかに三十か四十の日數にしもたらざれば、藤衣おりたちてしもみぬるを、椎柴の誣たりとこそ聞ゆめれ、況や元久二の年より三十餘の春秋を過て、獨新勅撰和歌をえらみ給へれば、それに花さへ實さへ具ずして、いかにぞ此百くさを待て心を盡し給はんや、○中略

加茂眞淵しるす

〔年山紀聞三〕百人一首

此和歌の事を、先達の說に、新古今は花を先として實をかたはらにせられたるを、定家卿の心にかなはざるゆゑに、むかし今の歌の中に、實ある歌を百首すぐりて色紙形にみづから書て、ひそかに小倉山莊の障子に押れたるを定家卿かくれ給ひて後、爲家卿とりあつめて、作者の名をしるし給ひしより、二條家の骨髓となれりといへり、しかるに明月記定家卿日記をよみて、いさゝか不審おこれり、先記を拔書して、今按をしるし申べし、

嘉禎元年四月今按、四條院の年號、定家卿ことし七十四歲なり、

十二日甲戌今按、今日など定家卿出京して、嵯峨の山莊に到り給ふとみゆれども、明月記傳寫の誤おほければ、たしかに考へがたし、

十三日乙亥、日出以前出、賢寂冷泉來嵯峨、賢寂宅也午終金吾相具少將來、暫可在中院云々、

今按、賢寂冷泉は、兩人の名とみえたり、何人といふ事いまだ考へず、金吾は爲家卿なり、此年參議右衛門督なり、少將は爲氏なり、此四人京より嵯峨に來られしなり、中院は後にも見えたり、

或人云く、賢寂は寂蓮なりと、

十九日辛巳、金吾來、明日可出京云々、

（今按、爲家卿中院より定家卿の山莊へ來られしなり、）

五月一日癸巳、午終自中院頻招請、雖怖壁耳依難逃、乘輿入北土門、出逢、入道引率三人子弟、皆好士云々、列坐東庇、予、金吾、左京、彼入道在南面、中務加東面、始連歌、過半之間窮屈、入障子西、乍臥聞之、（今按、怖壁耳さは、定家卿の身の上歟、あるひは中院入道が身にはゞかる子細ありたるなるべし、土門の下出逢の上には、脫文あるべし、總て文章のつゞかぬ所は落字あるべし、入道の事は後に申べし、金吾は爲家卿京より又さがへ來られしなり、左京中務はいまだ不考、）

五日丁酉、早旦乘輿參栖霞寺、（此間略す）次拜阿彌陀堂所安（河原大臣云々）退出、（此間略す）食訖出宿所出京、過左近馬場、（此間略す）午時歸入蓬門、（今按、今日定家卿嵯峨を出て、京へ歸りたまふなり、）

廿七日己未、予本自不知書文字事、嵯峨中院障子色紙形故予可書由彼入道懇切、雖極見苦事、愁染筆送之、古來人歌各一首、自天智天皇以來及家隆雅經卿、

そもく中院入道は、誰といふことをしらず、爲氏の母は宇都宮彌三郎賴綱が女なり、賴綱入道して蓮生といへり、此入道之事歟、爲家卿を中院大納言と申せしも、賴綱が婿なれば、後に中院の地を讓りまいらせなどして、爲家の居たまひし故にや、さてもこの色紙形は、彼入道の懇望によりて、定家卿京にて筆を染たまふなり、（みづから小倉山莊にて、書たまふよしにいふは如何、）歌を撰びたるも彼入道にや、雖極見苦事、愁染筆送之、古來人歌各一首とある書やうは、たゞ染筆のみにて、定家卿の撰とも見えざる歟、蓮生法師も歌よみて集にも入たる人なれば、是ばかりの物撰ばんことかたかるまじ、さて又今の世の百人一首は、後鳥羽順德を卷尾に載せたるは、誰にても後に次第をあらためられたるにや、但し當時の臣下なる故に、及家隆雅經卿とかゝれたる歟、右の明月記の文を以て見れば、此百首の事、先達の說うたがはしくおぼえ侍り、かの契冲師はさしもこまやかなる考にてありしかども、此明月記の文を見ざりし故に、改觀抄（百人一首注）のおもむき、先

違の說によれり、○中略

かく筆にまかせて書しるし畢たる後に、釣月菴主より、此頃或所にて定家卿自筆の百人一首の一卷を見侍りたり、これは色紙形にはあらで、こまやかに書つらねたる一卷にてぞ侍し、其奧書寫しやり侍る、○中略

嘉禎二年丙申建春三月廿六日、未剋家隆卿來臨、內々約諾候撰歌、依所望不憚老筆、九十七首書寫、禁他見可給候、

明靜判アリ

右壬生江遣

釣月菴主私云、百首之內三首闕候は寂蓮定家家隆ノ歌三首不被書之候、

此事を彰考館にて語り侍りしかば、或人のいはく、それは往年古筆商人某といふもの、藩邸へもて參りて、好價を望み侍りたるに、奧書の年號嘉禎よりはるかの前にてありしかば、右の明月記の文を申聞せて、汝が似せやう拙しと笑らひかへしゝ物なるべし、それを又年次をあらため似せたりとみえたりとなん、爲章○安藤がおろかなる心にては、いかにとも決定しがたし、但し此奧書の文體は、日記の書ざまにて、奧書とも見えず、又全文日記ともいはれず、いかさまにもいぶかしきものなり、

○按ズルニ、本書ニ引ケル明月記ハ、明月記脫漏ノ文ナリ、

〔扶桑拾葉集二十三〕新百人一首跋　釋道興

百人一首和歌とて、大津の宮のそのかみ、かりほの露のふることよりはじめて、永久のもゝ、敷軒のしのぶの言葉にいたるまで、とをく世の中につたはれるは、京極中納言みづからの山里の障子に書をかれけるを、今の代までのもてあそびとせるならし、しかあるを此ごろ柳の糸のよりよりに、その外の歌仙の歌どもを、さらにいろことなる紙どもに書出しまし〳〵たるを、見たて

まつるべきよし仰事侍し、御筆のいきほひすみつき、此世の物とも見えず、目なれぬ書様など、心こと葉もおよびがたく、これぞ千とせのたからに侍べきと、をろかなる心の内にも、ありがたく思ひたてまつりて、さるはえらび出されたるをもむきも、たぐひなくめでたき御事に侍れば、ひろくする為の世にもつたへまほしくて、御中書を申出してまかでたりし、これも又石の文箱、壁の中にもおさめをき侍るべければ、たやすくひらき見るべきにしあらざれば、さらにかたのやうにうつし置て、これを明暮のまくらごとにすべしと也、

をぐらやま時雨ふりにしいにしへのあとにもこゆることの葉ぞこれ

○按ズルニ、續群書類從新百人一首ニハ、此下ニ、文明十五年神無月下四日、ともし火のもとにて筆を染おはりぬトアリ、

〔草化集百人一首〕百人一首作者部類

天子

後水尾、後花園、後柏原、後奈良、後土御門、後光明、後西院、

親王

良純、邦高、良恕、尊純、

執政四人

近衛信尹、近衛信尋、九條道房、二條康道、

大臣七人

稱名院、○三條公條 逍遙院、○三條實隆 三光院、○三條實枝 十輪院、○源通秀 左大臣秀忠、右大臣家光、右大臣兼遐、

大納言八人

兼賢、雅親、政爲、光廣、雅章、弘資、通茂、資慶、

中納言六人

雅康、光義、爲賢、公富、通勝、實任、參議濟繼、

三位

雅喬、資直、雅直、光高、綱村、政房、綱政、光隆、正宗、

五位

義概、久恒、正利、吉英、昭重、宗甫、忠治、正安、宗永、長政、英安、矩豐、三友、

地下人

重廣、光豐、正昭、英直、重世、

女房

勾當內侍、祖心、御輝、兵橘母、行孝母、光通室女、賴重妹、大膳息女安房守室、肥後守室、宗利室、英直室、

三樂室、茂睡息女、賴母室、忠興室、永井室、常友室、良値室、一本息女、

僧正一人信玄、法印一人玄旨、國師一人夢窓、法師十人澤菴、元政、化了、公海、正徹、陽山、賢俊、道賢、今西、

宗祇、社人吉川惟足、盲人不守一、

〔今古殘葉十九〕武家百人一首跋

やまと歌は、我國の風俗として、みな人のもてあそびとなれり、武門の身にしては、弓馬のいとなみしげく、外のまなびに心をよするいとまなからまし、されども古今集の序に貫之がかけることば、たけきものゝふの心をもなぐさむるはうたなりといへるためしに、源平ふたつの家のみにあらず、もろ〱の武將和歌をつらね侍るもおほければ、京極黃門の小倉山莊の障子に書おかれける數になぞらへて、ものゝふ百人のうたをひとつゞゝかきて、武家百人一首と名付侍るにこそ、しかあれど歌のよしあしをえらびさだむるにはあらず、あるは撰集に入ても、歌の數す

くなく、獨り一つふたつのたぐひ多し、あるはかなぶみに見え侍るなどを、目にふるゝを幸にして、たゞ武將の名高きをもらさず、歌にほまれある人をもすてがたく書あつめて、ものゝふの百の名をあらはし侍らんためならんかし、

萬治庚子仲冬

〔新撰武家百人一首〕新撰武家百人一首幷歌仙作者

大臣

大猷院贈太政大臣源家光　太政大臣秀忠公御子

常憲院贈太政大臣源綱吉　贈太政大臣家綱公御子、實御弟、

文昭院贈太政大臣源家宣　贈太政大臣綱吉公御子、實贈太政大臣綱重公御子、

關白豐臣秀吉

納言

源賴宣　紀伊從二位權大納言、太政大臣家康公御子、

豐臣利家　正二位權大納言、前田縫殿介家則子○中略

大僧正

玄以　德善院、前田、二郎左衞門忠重子

入道

玄旨　兵部大輔源藤孝、入道號幽齋、細川、　刑部少輔元常子、實三淵伊賀守晴員子、

龍伯　從四位下修理大夫藤原義久、入道三位法印、島津、　修理大夫貴久子

長嘯　從四位下左少將豐臣勝俊、入道號天齋、木下、　肥後守家定子、實武田孫八郎源元明子、

好雪　從四位下侍從飛驒守源忠茂、入道、立花、　侍從宗茂朝臣子

源英　從四位上左少將讃岐守源賴茂、入道、松平、　權中納言賴房長子

智閑　刑部少輔藤原貞秀、入道、蒲生、　下野守秀綱長子

如元　對馬守源昭重、入道、松平、　左近大夫忠昭子

保山　從四位下左少將美濃守源吉保、入道、松平、　刑部左衞門安忠子

寶山　東市正丹治信正、入道號風軒、中山、　備前守信吉子

性海　備前守丹治信治、入道號道軒、中山、　東市正信正子

道灌　從四位下備前守源持資、入道、太田、　備中守資清子

〔列女百人一首〕夫わが大御國の古より、貞女烈婦の世に聞えたる者數しらぬ迄多けれど、そが中に敷嶋の道に志ある輩を集てよと、飾磨にそむるあながちにすゝむる人の有ければ、伊南の海のいなとしもいひあへず、老がれのおほけなくも、糟粕に心を酔しめ、是かれより撰いだせしに、ちよろづの玉限りもあらねば、宮柱高き雲井の事は除き、唯鄙の田廬の言の葉、あさりする蜑のさへづり、千賀の鹽竈、こがれてさまをかへし清き跡、または岩間の水の障いできしも、思ひの露洩て元の手に結び、又は涙川のみかさ増りて埋藻と沈み、或は流に立る川竹の操正しく、松柏の時雨に色を替ざる類を寄、列女百首とは號、○中略　綠亭川柳記、

〔源氏百人一首〕總論　黑澤翁滿述

今此書を作れる故は、世に小倉百人一首の普く都鄙に行はれて、牛引童糸くる處女迄も、まだ舌の廻らぬ程より、したしく口にずし習ひて忘るゝ事なきは、何の頃よりか此百首を一巻となし、繪をさへ加へて世に弘くなしたるが、自目馴安くて童子の心に叶へる故也、○中略今は源氏物語中なる人々の歌どもを、一人に一首づゝあげて、傍に其詠人の小傳をしるし、歌の注解をなし、畫く繪を加へて、ひたすらかの小倉百人一首に習へる物也、かくて板にゑり世に弘くなして、幸に

行はれそめんには、かのかるたといふ物さへ類ひろく成もて行て、終にはおしなべてのもてあそび物とならば、自此物語の片端を、世の童子に口ならし、目なれしむる一のはしだてとも成ぬべしと、誰彼のそゝのかし乞るまゝに、此度聊のいとまのひまに筆を起して、僅の間になし終つる也、

〔續門葉和歌集序〕逐而至文治中興之代、雖有撰門葉之碩德、及嘉元末流之今、更無續風塵之賢才、但見賜紫之綱維、非無殺靑之器量、然而或臥孤巖之雲、叶對法破邪之義闕、或渝深溪之霞、訪二敎十住之玄門、尙無三餘之暇、豈撰一部之集乎、然間靑苔明月之閑地、自雖有禪客之動思、松房蘭室之舊窓、更無詞仙之留名、爲寺爲道、一歎一憂、依之吠若麿嘉寶麿等、同心集滿寺之和什、結契撰自門之秀詞、于玆支幹還兮兩三廻、凉燠改兮幾多程、捨竹馬向馬蹄、夜露空侵烟葉、忌芥鷄占鷄距、春雨徒穿舊苔、此非不恥童蒙之在于己、唯專依憂賢哲之不殘名也、志之所之、集而注之、其數千首、分爲一十卷、號曰續門葉和歌集、○中略

嘉元三年玄冬臘月記之耳

〔行餘集〕題行餘集

武弁無文固矣、偶有焉、粗率漫易、概不入格、不足觀耳、而節奏得度、格調合法者、今於此集見之、蓋集中作者、皆慷慨憂世之士、其辭悲以壯、其氣正以大、善鼓舞讀者、足以振頑興儒焉乃知此么麼之什、感人人以傳於不朽、而有餘裕也、雖然高山以下元自卓犖奇偉、聲名流布、日隆一日、固不俟區々辭藻、斯人而斯歌、始可與傳也已、則葎屋主人編集之意、恐亦不出乎此、

慶應三年丁卯春杪識于眞塾之東窓下　　支峰賴復

作者錄

上野人　高山彥九郎正之　四首

下野人　蒲生君平秀實　五首
水戸人　藤田次郎衛門一正　三首
江戸人　堀田攝津守正敦　一首
肥後人　長岡監物是容　一首
水戸人　藤田誠之進彪　卅七首長歌一首
水戸人　藤田一正女登子　一首
水戸人　戸田忠大夫忠敞　二首
土浦人　大久保要親春　一首
安藝人　穎惟寛妻楳麗　十一首

作者拾人、歌六十六首、長歌一首、

〔紀記歌集跋〕紀記歌集何書、解釋根源之歌謠書也、蓋有此根源而後、千枝萬派今之歌謠有焉有若曰、君子務本、本立而道生、嗚呼此書行、而歌謠之事其生哉、先生及著此書、今余跋之、余辭、先生不聽、於是乎不避不敏、採筆于負喧菴東窗下、

時天明八歲次戊申秋八月　大江魚足識

〔近葉菅根集〕凡例

此集元來、古葉中葉近葉と三編に分ち、古葉には古事記、書紀、萬葉集、續後紀等のかぎりをあつめ、中葉には、古今集以下、勅撰、私撰、諸百首、諸家集、諸雜抄、諸物語等のかぎりをあつめ、近葉には、下河邊長流、僧湛水、僧契沖より、縣居の門人のかぎりをあつめたり、編ごとに部をたて類を分ちて、古葉八卷、中葉七卷、近葉十卷、三編廿五卷となしおけり、しかるをこたび古葉中葉の二編をさしおきて、近葉を板にゑらすことは長歌よまん初學のために、近葉はわきてたすけとなることおほ

かるべしとて、書商人のこふまゝにまかせたる也、古葉中葉の二編も、つぎ〳〵に板にゑらさせぬべし、〇中略

文化十一年七月　　清水濱臣識

作者目錄

僧契沖五首	藤原土滿三十六首	平春海三十首	源信丞二首
平春郷十二首	橘千蔭四十三首	賀茂眞淵二十八首	小野古道六首
本居宣長五十三首	源茂勝一首	淸瀬子二首	口慶明二首
橘枝直十一首	菅原信幸二首	日下部高豐三首	源秀信一首
橘御園一首	橘常樹二首	藤原惟寧二首	口義敬一首
橘永世一首	高梯秀倉二首	平春道二首	葛子一首
路子二首	薫梅子一首	茂子二首	紅子三首
造酒女一首	佐衣女一首	小百合一首	荒木田久老二十二首、内正恭一首
藤原美樹二首	下河邊長流三首	源影面一首	林諸鳥一首
楫取魚彥二首	僧滿水一首	源貞隆一首	藤原國滿一首
藤原元忠一首	餘野子二首	藤原八茂一首	淡海五百槻一首
荒木田匏形一首	內山眞龍一首	村田橋彥一首	源淸良二首

總人數四十八人

〔類題草野集序〕ことがきをむねとしてうたおほくあつめたる書は、いつばかりよりか有けむ、敦隆の木工助の和歌類林こそ、さるすぢの書にやとはおしはからるれど、今はつたはらで、たゞそのはしがきの朝野群載に殘りたるのみなれば、たしかにはゑりがたし、今の世につたはれる書

にして、ふるくことがきをわかちて、歌をついでたるは、後撰集に先だてるもの又あるべしともおもはれず、しか有て此かた、近き世にもてあそぶ明題類題のたぐひ、數おほくいできしなりけり、

〔群書一覽五類題〕類題和歌集　三十一卷

此書、寫本は勅撰類題和歌集と題して、全部十六卷とす、刊本は第一卷より第五卷まで春部、第六卷より第八卷まで夏部、第九卷より第十三卷まで秋部、第十四卷より第十六卷まで冬部、第十七卷より第二十二卷まで戀部、第二十三卷より第三十卷まで雜部、外に公事部一卷を附して、總計三十一卷とす、後水尾院延寶年中諸臣に勅して、今古の類歌を纂めしめて、類題と號したまひ、上王公の製藻より、下諸氏の吟稿にいたるまで、題あればすなはち載させたまふ、しかるに書中題のみを擧て歌なきものまゝあり、今これを考ふるに、此書にのせさせたまふ題の數一萬二千餘の內、題有て歌の闕たるもの千七百餘也、今そのうたのかけたる題の次第を以て考ふるに、大抵夫木集の題也、彼集は勅撰外の歌なれば、省かせたまふにや、其餘近き題をのせて歌なきものは、多く近き代の武家の集どもの題と見えたり、すべて此書に採用ひさせたまへるうたは、廿一代集をはじめとして、諸家の集歌合等也、紀氏六帖の題も、まれには見えたり、元祿年中梓行、

〔群書一覽五類題〕新類題和歌集寫本　二十卷

靈元法皇の勅によりて、烏丸光榮公、西三條公福卿、水無瀨氏成卿、高松重季卿、武者小路實隆公五人の撰也、卷末に、公事一卷假名題一卷を附せらる、此書も、勅撰類題の例に依て、題を擧て歌なきもの、數百見えたり、此書には、廿一代集の外、古き勅撰私撰の集、諸家の集どもを博く採用ひられ、其餘文明永正の比の御會の續歌百首等をも、多くのせられたり、按ずるに勅撰類題には釋敎の歌を載られず、此集には雜部の中に釋敎題經文題の歌をあまた載られたり、

〔和歌實踐集〕一やまと歌のふみ、類をもて題の歌集めたるは多かれど、詞書をもてよせたるは、梓にきざめるをいまだみず、定めある題の外に、難波の蘆の口口れと、人の世にしげかるふしあるを、作例なき事にあひては、まだことのはの角ぐみそむる際などは、いかなる事をかとうでんとおもひまどふもあなるに、其例をくむとて、代々の集に家の集に求め出むとするも、水無瀬川の埋木をありてゆく水底に見あらはさむとすばかり、ごみの用をなしがたし、初學これをうれふ、さるために、代々の集の詞書なるをあつめ類を分けて、實踐集と名づけて、かの埋木たづぬるしるべとして、つのぐむ蘆のめをたすくるのみ、

寛政辛亥の春　　たか斜東

〔類題草野集序〕こゝに吾友櫃園〇木村定夏のあるじ、歌のさとりふかくして、みづからのよみいづることの葉はたたへなるが、年頃おもふ所ありて、ちかく此百年ばかりこなたふることまなびおこりて、其道に名たゝる人々の家の集どもゝおほく、又累塵集萍水集采藻編などの私撰の、板にさへゑれるも數あれど、その人々の歌を、ことがきもてわかち、ひろくあつめあまねくついでたるはなきを、いかで物してうひまなびのたづきともなさばやとて、つひにかく十二卷の書をばえらびさだめられたる也けり、すべてことがきの數八千にちかく、歌の數よろづにおほくあまれり、名づけて草野和歌集といふ、此集の名を草野としもなづけられたるよしは、やんごとなき雲のうへ人のをばはゞかりてのせず、たゞおのがどちの人々のかぎりをあつめたればなるべし、こは文化といふとしの十とせあまり三とせの春よりおもひおこして、文政とあらたまりたる年の神無月ばかり、あつめをへられたるになん有ける、さゝ波のや清水濱臣しるす、

〔類題和歌怜野集〕上凡例

學びがてらに題詠などをもせん時、本にも成べき歌の、つぶ〳〵とおもひ出られぬは、はしたな

き折々もあれば、上りたる世の歌をも、これかれかよはしみんたよりにもとてかきつめたるに、題詠をもはらとせる世も、今は久しくなりにて、組合せなどせる題の數も、限なくおほかる故に、なき手とり、あたり〳〵にも物しかねたれば、こゝろのかよへるをば、本集にかゝはらずして、異題の歌となしつるもあり、○中略

法文また偈の句題など、古くはをさ〳〵見えず、此集上つ代をむねとしつれば、釋敎部をしるさす、後拾遺集などより、釋敎の歌も類をことにてのせられたれば、披き見んに難き事もなかるべし、古寺山寺等の題の歌は、ところ〳〵に出せり、○中略

清原雄風

〔類題和歌鰒玉集上〕此歌卷は、吾友かなふ諸平がとしごろおもむかしと見聞毎に書つめおきたる歌どもをこたびかく四季戀雜とたぐひをわかちて、ついでたるになむ、○中略これやさはあわびしら玉光ことなる五百つゝとひとめでおもふに、やがて卷の名鰒玉集となむ名づけける、かくいふは、木人安田長穗、

〔釋敎題林和歌集一〕やつがれ、もとより見うる所の經論釋文のやまと歌を、代々の撰集にひろひ、家々の集の中より尋出て、八卷となし、釋敎題林集と名づく、かの佛の道うとき人にみせしめむがため、かつはすけらむ人の類歌をもとむるたよりともならば、おのづから讃佛乘の因轉法輪の緣ともならん事をねがふとしかいふ、

元祿八歲乙亥仲夏仲旬　　洛下隨有軒淨惠

〔歌林拾葉集〕抑夫木和謌集の中に、おほくからやまとのふるごとにてよめる歌、あるは文集詩集、佛敎儒書等の心詞をたねとしてよめる歌、あるは此國のいにしへより、ゆへある事のふし〳〵にことよせてよめるなどは、其事のもとをあきらめずしては、歌の心さらにさとしわきまへが

たかるべしこゝに小幡氏正信といへるなん、やまともろこしのありとある文どもをもとめつどへて、朝夕よみもてあそぶことを好み、内外の道に心ざしふかく、かねては又難波津の道に心をよせ、つくば山の木がくれまでたづねよりつゝ、心をやれるあまりに、此歌共の心詞にあひかなふべきふる事どもを、あまたの文共の中より見出つゝ、かたはらにしるしつけて、座右のもてあそびとせり、もしは其心のあたらざらんもありぬべけれど、大やうはさりぬべくなん見え侍る、又おなじ故事にてよめる歌共は、あまたある中にたゞ一首づゝぬき出、其事のおこり、一々本傳をもてくはしくしるしあらはせり、おなじすぢにてよめるは、尤いづれの歌にもかよひて、其心さとしやすかるべし、一ふしゆへある歌、凡八百餘首に及べり、此外由緒ある歌は、本集に大かた殘あるまじくなん見え侍る、其事いづれの文のそこ〳〵のほどにありといふ事、掌をさすごとく掲焉なるべければ、まづは目のいとまいらずしてたづねいづるに、いとやすかるべし、まことにことひろく見及ばざらんわがごとき人の、よき指南なるべし、年月をかさねてやゝ功成ぬ、おほよそ集めしるせる所、つとめて十二卷、名づけて謌林拾葉集といへるなるべし、予一覽の次に、此えらびしるせるところの心むけを、あらかじめ卷のはじめにしるしつけ侍るのみ、

天和三年癸亥季春　　桑門西順

〔明倫歌集序〕世々に時につけつゝ、心のまことをあらはして、うたひとうたひ、よみとよむ歌どもおほきが中に、かきなす琴のことさらびて、をしへぐさところつくろひたるわざにはあらで、いにしへ心のおのづから言葉の花ににほひいでたるが、のち後までもまれ〳〵殘れるは、うち聞人の教となれるを見きくにつけて、おほよそに思ひすぐさむはいともあたらしければ、人々にもことおほせて、海人のかるものかきあつめたるに、數多年經てかずつもりぬれば、いかで世のうなゐ子どもの口ずさびにもなさしめて、古へぶりのあかき心の下染にもなさせまほしくて、

さらにえりとゝのへしむるに、玉だれのうちよりもり出たる、たかくたふときみことをもはゞからず、塵にまじれる道芝の、みじかくいやしきが詞とてもつみすてぬは、ふるき世々に跡おほかれば、今もゆるさるゝかたなるべし、大よそ歌は千うたにあまり、卷は十卷にみちぬれば、是を名づけて人の道を明らむる歌ふみといふ、○中略かくいふは、年の名をよろこびながしといひそめて、四かへりにあたれるとしの秋、御世なが月とことほぐなかば、さかりひさしき菊のえづくをときはの硯にそゝぎて、命毛長き筆をそめつゝ、これを記、　權中納言源朝臣齊昭

〔玉鉾百首解序〕たまぼこのもゝうたは、靈ちはふ神の御代より、やすみしゝわが大君の御代々々に傳はり來ぬる、玉矛の道わけいるべきこゝろばへを敎へたまへる、吾師さくすゞの鈴屋大人の歌になもありける、○中略こゝにわが友稻懸大平は、○中略此百首の注釋を物して、意辭のとけがたきふし〲を、ねもごろに解あきらめて、よむ人のえるべくとなもせられける、かれこの八束穗のいかし穗の稻懸ぬしの眞心を、おむかしみたふとみ思ふこゝろのかたはしをかきのばへて、はしがきとなしぬ、かくいふは、學びのはらからなる出雲人出雲宿禰俊信、

〔蒙求和歌〕夫蒙求者、李翰之所撰也、述數百家之事跡以敎人、和歌者柿本之遺訓也、聯卅一字之篇什以傳世、然者素稟愚魯之性、雖疎和漢之才、少日受訓讀、壯年求簡要、是以試和皇漢之蠧行、聊呈我朝之風俗、假男女於此文之中、訪言行於他書之外、寄其詞於花月、歌詠二百五十、分其題於春秋、卷成一十有四、偏爲幼童之易覺、不顧耆老之所嘲而已、于時元久甲子之歲初秋壬申之日、朝議大夫源光行、閑居暇慨然記之云爾、○中略

蒙求和歌第一　上下

春部廿首○中略

漢祖龍顏○中略

あめの下行末遠き春の色は澤邊の德にあらはれにけり

丁固生松〇中略

と、せあまり八年の春の夢さめて子日にあへる松の暦

〔漢故事和歌集〕目錄

相如題柱

沈みつゝ我かきつけし言のはゝ雲井にのぼる階にぞ有ける〇下略

〇按ズルニ、本書ニハ目錄ノ外ニ猶牽牛織女、塞翁匡衡鑿壁ノ三題アリ、

〔大江戶和歌集上〕大江戶和歌集序　源光世

弓矢とる身は、なさけにうときものといひならはしけれど、世治りて五百とせのなかばにも過て、おきふし安く、こゝろしづけさに、〇中略折にふれときにしたがひて、よみいでし人々の言の葉、玉川のさゞれ石の數よりも多かめれど、つひにちまたのちりと散うせん事の口をしさに、いにし文政の頃よりして此かた、みるにつけきくにつけ、書とゞめたる歌、年月とともにつもりぬるを、しみの巢となさんもほいなければ、鉾とり大刀打こゝろみる業のひまに、撰むとにはあらで、四季戀雜の六卷にかきわかちて、大江戶和歌集と名付しは、安政の五年冬のはじめになん有ける、

歌集傳授

〔瓊浦集上〕凡例

此集は、長崎の人々の歌をえらびあつめたる也、○中略長崎の名を、ふるくは深江の浦といへりしをや、ゝ後に瓊浦となづけぬとぞ、今もはら瓊浦といへれば、そをもて集の名となしつ、○中略

天保十一年三月　中嶋廣足志るす

〔安齋隨筆前編十三〕一天子受古今傳授　天子御製の歌は、文字の數足らずとも、大に餘るとも、詞わろくとも、意面白からずとも、誰か御歌に非ずと云て嘲り譏るものあらんや、若シ嘲り譏るものあらば、誅罰すべし、上古より定家家隆の頃までは、古今傳授と云事は聞えず、遙後代室町家の頃に、東下野守常緣と云武士の歌人、始て古今傳授と云事を作り、始て宗祇法師に傳へしとぞ、夫より此事公家にも專ら用られて、大極秘事大切の事にせられて、天子も此傳授を受ケたまふ事とはなれり、古今傳授を受ざれば、歌よみに非ずと云ゆゑなるべし、上古の風俗は秘事秘傳とて、物事を惜み隱す事はなし、後代に及ては、公家には細少の事をも秘する風俗に成り來れり、潤屋の計也、

〔通茂公口傳〕古今集の傳受は、臣下の職也、今勅傳になる僻事也、其上古今傳受といふもの、地下にも數て切紙等有、それを傳受しても何の用にもたつものにあらず、大事のある事也、人のしらぬ事也と實敎卿仰られ候よし、

〔歷代和歌勅撰考六〕古今傳授

古今集のひめ事とは、いかなるすぢをいふにかあらむ、おのれは本より、人につきて歌をまねびたる事もあらざれば、ましてさるひめ事などはうけも傳へもせず、そのよしはえしらねども、○註略今いふなる、三鳥三木などは、さらに歌の上にとりて何のかゝはり有べきにあらず、○註略傳へもて道のふかきことわりありとするに足らず、歌は我が國のおほやけなるみちなれば、ひめ事

あるべきことかは、〇註略願ふに、これはかの二條、冷泉と、爲兼とみつに別れてより〇註略おのもおのも我が家をたてらるゝから、我こそ正しき統を傳へたれとて、〇註略みづからほこり、我が家をたふとくせんとて、かゝるたは事をまうけて、そのかたざまの人、あるはをしへ子などへ、ひそかに傳へたる拙き策といふべし、

〔古今傳授奧秘〕二條家古今傳授目錄

一古今題號之奧秘口訣

一大和歌并國號口訣

一八雲神詠反歌口訣

一六種之儀甚深口傳

一六人歌仙勝劣極秘口訣

一天皇御即位古今御傳授之大秘口傳

一假字序總體口訣

一歌道者王道、王道者神道之口訣、

右八箇之大事、古今傳授也、從中院前内大臣通茂公附屬、

追加傳

一長歌短歌傳

一混本歌傳

一題組并四季戀

雜之傳

一三鳥之口傳

一歌毎に口授有事

右合從内府則學頭以藤原常樹口授畢、

右者元祿年中也

〔古今和歌集秘傳〕其詞歌曰、〇中略

以上古今大事、悉ク傳之和歌に心ざし淺からん人には、あへてつたふべからざる狀如件、

〻仁五年三月十三日

此古今秘傳一冊、阿佛之眞蹟無疑者也、爲後證如件、

元祿四年七月十一日　冷泉左中將爲綱在判

〔和漢名數續編文藝〕古今集三鳥　呼子鳥(ヨブコドリ)　百千鳥(モヽチドリ)　稻負鳥(イナオフセドリ)

〔古今集勢語源語寂莫艸傳〕古今和歌集大傳授

三ヶ秘授

三鳥　三木　三草

三鳥

百千鳥さへづる春はものごとにあらたまれども我ぞふりゆく〇中略

遠近のたづきもしらぬやまなかにおぼつかなくもよぶこどりかな〇中略

我門にいなおほせ鳥の鳴なへにけさふく風に雁は來にけり〇中略

右三鳥也

みよしのゝ芳野の瀧にうかびいづるあにおかたまのきゆとみつらん〇中略

秋は來ぬ今やまがきのきり／＼すよな／＼なかむ風のさむさよ〇中略

かつけども波のなかにはさぐられて風吹ごとにうきしづむ玉〇中略

右三木也

うば玉の夢になにかはなぐさまんうつゝにだにもあかぬこゝろを（中略）

花の色はたゞひと盛こけれども返す〱ぞ露はそめける（中略）

花の木にあらざらめどもさきにけりふりにしこのみなる時もがな（中略）

右三草

右古今集大傳、於二條家當嫡流儀者、以三神誓可懸望之外は、不可有口授者也、

東下野守常縁在判

宗祇叟（参）

細川玄旨在判

烏丸前大納言光廣在判

西園寺前左大臣實晴在判

地下三人

〔二上峯〕一古今三鳥傳　古今集三鳥傳は、よぶこ鳥、いなおほせ鳥、しなが鳥の三ト云、（春の上、よみ人しらず、）おちこちのたづきもしらぬ山中におぼつかなくもよぶこどりかな（秋の上、よみ人しらず、）我かどにいなおほせ鳥のなくなべにけさふく風にかりはきにけり　しなが鳥は、古今の歌には見えず、拾遺集神樂歌にあり、古今三鳥の傳といふはあやまり也、古今には二鳥なり、（一説もゝちどりを入て三鳥なり、古今にもゝちどりあり、）（拾遺神樂歌）しながどりゐなのふし原とびわたる鴫が羽音はおもしろきかな、此歌、梁塵愚案抄に神樂歌井奈野の歌也、しながとる、（古本にさるトアリ、印本にさりトアリ、）ゐなのふし原、（あそひ）とびて（來）くるしぎ（鳴）が羽音はおもしろきか、羽音

しぎトアリ、又同書（神楽歌）階香取（シナガトル）、しながとるや（古本にさるさあり、印本にさりさあり、）ゐなのみなとにあ（そ）ひつる船の、
かぢよくまかせ、かたぶくなかたぶくな、（あひそは歌の助音なり）
右のごとく、しながとりは、古今の歌になし、依之或はしながとりを除去て、もゝちどりを其代り
に入て傳とする詠もあり、（古今春上、よみ人しらず、）もゝちどりさへづる春は物毎にあらたまれども我ぞふ
りゆく、もゝちどりは百千鳥なり、一鳥をさすにあらず、秘傳もなき事なり、古今榮雅抄に、古今
三鳥の一也とあり、吳竹抄にも、傳受ある鳥の由見えたり、　和名抄に、萬葉集に云、喚子鳥（其讀、與不古止）
里、又云、萬葉集に云、稻負鳥（其讀、以奈於保世度里、）

〔和漢名數續編（文飾）〕古今集三秘訣　岡玉木（ヲガタマノキ）、妻戸削花（ツマドケヅリハナ）、挾河菜草（ハサミカハナクサ）、（三者、並出于古今集十卷物名、）

〔愚秘抄〕古今の三ヶの大事は、金吾（基俊○藤原）の重事とて相傳あり、それは次に書とゞめ侍り、をがた
まの木めどにけづり花さす、河なぐさ、是を三の大事とは申侍べし、をがたまの木の事、家々にた
つる義まち／＼に侍る、或人云、をがたまの木といふは、御即位の時、三笠山の松の枝をとりて、な
がさ五寸、まはり五寸にけづりて、御まもりを上にかきて、御むねにかけさせまいらせて、御即位
はてゝ後、彼御まもりを、種々の御たからのすぐれたるをそへて、帝の生氣の御方に埋收也、此木
を則をがたまの木といふ也云々、金吾も此義をの給て、猶信せられぬ事也と計申されけるとか
や、當家の口傳、をが玉の木と申は、交野の御狩の時、鳥つけて奉る鳥柴と申木也、此事亡父卿（俊成○）
もつたへず、我と感得して侍る義也、いつの年やらん、丹後國へ下向し侍し時、ある山路をすぐる
とてみしかば、紅葉のことに色めきて侍りしを、草苅てたてりし老翁に、あのもみぢはなにの木
と云ぞと問侍しかば、老翁答云、あれはをがたまの木と申なりと答しかば、やがて手折よせてみ
るに、交野の鳥柴にて侍りき、本よりの口傳ならねど、金吾の説に、ふるき詞のかやうに難義あり
て、偏にいひさだめぬことをば、田夫にあひてあきらめよと侍りき、さる間この義を家の説にさ

だめ侍りぬ、又めどにけづり花さすといふ事、これは業平朝臣、うつくしげにつくり花をして、ある女御のすみたまふ所の妻戸にさしたりけるとなん、めどゝはつま戸なり、けづり花とはつくり花なり、相傳の義に云、蓍めどゝいふは、物の名なり、草のたぐひなり、右近馬場のひおりの日、まゆみの手結のとねりども、まさしく褐をひきをりてきたるをひをりと云なるべし、荒手結も同さまなれども、荒手結はたゞかたのやうにて、眞手結ばかりをひをりといはんたがはず、眞手結、右近左近につきて、聊ならひある事なり、けづり花は、彼まゆみの手結のかざりに花をさすを云也、又河菜草の事、これにあまたの義あり、或は蓑、又は川みどり、河たで、是等を河な草と申人侍り、相傳に云河ほねと申草を云なるべし、折敷のうらにて、きる物三あり、人のしらぬことゝ、亡父卿の申されしを、秘事とて左右なくもいはれず侍しを、しゐて尋ね申しかば、それは一にはまなこひ、二はかりなすび、一はなにやらんとて又隱されき、兩三日ありてたづね申侍しかば、氷の御物にて侍る也と申されき、

〔茅窻漫錄中〕ヲガ玉木

古今集物名に出でたる、をがたまの木は、古今傳授にて、往古より秘說とせり、傳授に御賀玉木と唱へ來れり、それには譯のある事なり、をがたまの木は榊なりといふより、御賀玉と書き傳へり、是は度會祉家の據とする神名帳秘書に、興玉社无寶殿以賢木爲神殿也といひ、對馬の藤齊延が說に、諸神本懷といふ書を引きて、八神殿不安御體唯用賢木也といふにより、御賀玉、興玉とおなじ假名に用ひ來れり、興玉社は伊勢にて、猿田彥大神を祭るといへど、社壇のみにて社はなし、二見浦立石の邊に興玉石といふもあり、されどもをがたま御賀玉の假名相違へり、御は大、御など略して於と書ときは、御の假名にて、をがたまと書くときは、御の假字にあらず、故に御賀玉、興玉より牽强して榊なりといふも妄說なり、一說に、をがたまは招魂の義にて、伊勢神宮の禰宜の寶

物ををがまといふ、反キタノカ此等は似よりたる說にて、招は古事記に遊岐、日本紀に招禱とよみて、をがみなり、因りて考ふるに、をがたまの木は、をがみたまの木なり、天武紀に、招魂みたまふりとよめり、神を祭る時、御魂をがむ木なり、日本紀に設齋二字、又齋字をがみとよめり、齋むとき用ふる木は、玉柏なり、日本紀竟宴の歌に、

玉柏をがたまの木の鏡葉に神のひもろぎそなへつるかな

此歌をがたまの明證にて、延喜天慶の頃まで傳へ來りし事と見ゆ、

〔和漢三才圖會藝能十六〕傳授

歌道、以古今集中三鳥六木等之秘、爲傳授、而中古以東常緣爲祖、而宗祇、逍遙院實隆、稱名院公條、三光院實澄、〇實枝初名　細川玄旨法印、八條殿、中院殿、烏丸殿相續之、自宗祇傳牡丹花肖柏、謂之堺傳授、傳于南都饅頭屋、謂之奈良傳授、

〔和歌深秘抄〕一伊勢物語の事、飛鳥井家に相傳申事さやうにも候哉覽、伊勢物語彼家に相傳の事、さも候らん、如此の事は、支證明鏡たるべき家肝要候、いかさま可入見參候、秘歌所さし囗などに付ても、新續古今集被撰候時、雅世卿先師に撰文をもて相傳候、以前御披覽の事候間、不及是非候、古今六流の事、いづれの家にて候哉、賴風なども一流のよし蒙仰候つる、さやうにも候哉、彼六流の事、申つたへ候分賴風、俊賴、定家、家隆、雅經、知家などの事候哉、但俊賴は經信卿の侍也、夢想などと申事に付て血脉なし、俊成卿定家朝臣は基俊の說をうけられたり、家隆雅經等は定家の跡たるべし、知家同、外顯昭なども色々申旨あり、よく〳〵猶引勘可申候、

〔和歌深秘抄〕一滿願寺殿事也堯孝之古今集相傳の人數承度候、先師に古今傳授の事御尋候、注進候、細川讃岐守成之、慈雲院道雲事也左大臣、實量公、轉法輪三條也、內大臣、公保、三條也、三畠山播磨守圓雅、實能囗可、然と片岡近江守、是は秋の上部まで一度の相傳なり、此外になし、堯自筆にて書遣候間、可入見參候なり、

〔玉海〕治承三年二月卅日戊午、俊成入道之許送₂消息₁、自筆、爲₂謝₁一日之遺味₁也、其次和歌抄物爲₂券契₁可₂傳受₁之由示₂送報狀₁云、

ふりにけるこのした水のあさければかきつたふべきことのはぞなき

返歌

ちぎりをばあさからずこそむすびしかこのした水のなによどむらん

〔桐火桶〕亡父卿〇俊成金吾〇俊基に古今の說をうけられしとき、その事をばの給はで、うそぶきて、おしきのうらにてきるものは三あり、まなこいかはなすひ、いま一はなにやらんとて笑れけるとなん、次の日又とひ申されたりければ、三の大事をつたふる人かたし、されども貴邊には皆申べし、おがたまの木、めどにけづり花さすこと、かはなぐさ、この三とおほせられき、二をば仰られて、なを一をばおほせられざりき、さきのおしきのうらのきり物にたがはず、一をばかくされしことはいかに、次の日またたづね申されければ、一をもおほせられて侍りけり、其次におしきのうらの物を、今一はなにゝて侍らんと申されたりければ、隨分の大事也、氷の御物にて侍べしとて、はやむねはあかして侍とて、心やすげにておはしけるとかや、げに〱かの內宴の御遊なども、件の物どもをめし出されたりしを、たび〱有職の人たち、おしきの面にてきりき、

〔耳底記〕二同〇慶長四年三月廿二日、參₂吉田₁閑談、〇中略

一つねには四十未滿にては、古今傳受なしといへども、定家は十六にての傳受なり、

〔類聚名物考〕歌定家卿十六歲にて古今傳授有しといふ事は、何の書に見えしにやいぶかし明月記等の中にも、かつてその沙汰なし、まして僻案抄古今集の密勘にも、古今傳授の事見えず、家の事は開傳へられしなどいふ事も見ゆれど、傳受といふ事にはあらず、〇中略東野州常緣の比より、此事始れり、

〔井蛙抄 六〕雜談

又云、〇藤原爲世民部卿入道〇藤原爲家に古今の説をうけんとて參せし時、法師にて聞書などはしなれたる程に、其爲に定爲を具して侍りしかば、今日はさし合事あり、後日可參之由被仰て、内々なにとて人をばつれたるぞと被申き、仍後日に一人まかりて説をうけ侍りき、

〔延慶兩卿訴陳狀〕古今序、富士之煙不斷不立事、爲世於關東、奉授彼集於式部卿宮之時、重々有其沙汰、於彼卿〇爲兼之儀者非當家説之趣、令露顯了、

〔新拾遺和歌集 雜十九〕康安二年三月、古今集の家の説きこしめされし事をつたへ承りて、按察使實繼その儀を尋侍しに、

民部卿爲明

ちりの身につもれる庭のおしへまでいともかしこく聞えあげてき

〔落書露顯〕一鎭西に侍しころ、三代集の説、又萬葉等の不審を、數寄の人々の問聞侍しかば、存知の分をあら〳〵申て侍しを、二條家の門弟、兼好法師が弟子命松丸とて、童形の侍しかば、歌よみにて侍しが、出家の後に愚老〇今川貞世がもとに扶持したりしが云、如此の秘説等を、無左右人に仰らるゝ事、無勿體存也と云しかば、愚老返事に云、尤しかり、但此道に心ざしある人々に、あながちに可秘事にはあらず、就中及末代ては、古今集のきゝ書にみえたる事、しらざる人なし、又顯昭法師の説の袖中抄に、こま〴〵く古今の秘事等をあらはしたるを、後に號顯注密勘物に、定家卿或は同せられ、あるひはきらはれたるによりて、至古今秘説者、無殘所也、その内に只二三ヶ條をこそのこされて侍れば、必しも我等ばかり可秘にあらざる也、又萬葉集の秘事、口傳の事也、昔の仙覺律師の説とて、由阿法師といひし者、あまたの人々に敎しより、此秘説も今は昔に下たる上は、我等ばかり非可秘也、しかれども説のたち處は、家の人々おはしませば、今の冷泉爲尹卿傳受せずしては、私の自見ばかりは、天下の人不可用也、同事なれども我等のやうのもの、申は、道に成ま

じければ、少々は申なるべし、かの家に、なをも秘事とて被殘たる事共は、門弟なれども愚老等不存知間人にをしふるにおよび侍らず、わづかに存知の事は、數寄の人々ばかりには、いかでかへだて侍べき、今も少々被尋人々には申也、

〔公事根源集釋上〕古筆屏風傳云、兼良公、一條太政大臣從一位關白准三宮、號後成恩寺也、經嗣公息、博聞强記、無書而不讀、讀無不通、故倭漢之學識、不愧古人、自負才氣、無歌學之師承、將讀古今集、慨然嘆曰、一閧之市、必立之平、一卷之書、必立之師、况歌道之奧乎、覺嚙臍、就冷泉持爲卿學三代集之秘訣、乃賜手書曰、自今而可爲當家之羽翼云々、其手書至今存家、

〔實隆公記〕延德三年四月廿九日乙亥、宗祇法師入來、古今集聞書以下和歌相傳抄物等一合、付封預置之、老生遠路旅行、再會難期之間、愈無歸京之儀者、令附屬之由、丁寧讀之、此外條々有相示事等、不能勤筆端矣、

〔宗長手記〕十一月〇大永五年廿日、龍王殿御元服ありて五郎氏輝、をの〳〵祝言馳走例年にもこえはべること也、〇中略古今集聞書五冊、口傳切紙八枚、氏輝へまいらせをき侍る、あとはかもなきことはづかしく思はぬには侍らねど、氏輝廿にもあまり、この道いたりふかくならせ給ひてのち、自見ありて無用のものともおもひ捨給はゞ、八人童子にあたへらるべからんや、

あさければ聞しばかりを君はこれ我家の道に傳へそへけん、宗祇古人、この道執心あさからずして、諸家の師範となり、殊に近衞殿下、逍遙院殿堯空〇三條實隆、唯受一人の御口傳とかや、長阿〇宗長同宿して數年無執心、一紙の物もきかずしらずかし、やう〳〵此集結緣ばかり、只一篇あらあらの事なるべし、

〔戴恩記下〕一紹巴法橋は、〇中略古今は近衞殿より御相傳あり、稱名院殿〇三條公條は、かれは乞食の客なればとて、御ゆるしなきなり、稱名院殿は、總別人をえらみて道をつたへたまふ、あるとき能登

國より伊藤といふもの古今をのぞみけれども、御承引なかりしに、御家司、なにとてさやうに仰らるゝぞ、はや御臺所かてたえて難義におよぶと申せしかども、いやとよ、ひとひ來るをすいがきより御らんあれば、俗人の身ながら、くわらをかけて參りし、かやうの振舞するものは、心もちよからぬものなりとて、つひに御ゆるしなかりしと、幽法公御もの語なされしなり、

〔耳底記 二〕同月〇慶長四年三月十六日、參吉田、〇中略
一惠雲院殿〇九條稙家古今御傳の事、まん丸うつしてもちたりしなり、去かれども封をつけとりてをきて一切みず、三光院殿〇三條西實枝御傳様の時如此といふて、封をきりしなり、三光院殿、わごりよは、やりくわんぼそうな人ぢやが、きどくに道をおもひそうだよとて、一段かんじ給しなり、

〔桂宮系譜〕桂宮
智仁親王〇中略
慶長六年辛丑三月十五日、直叙一品、二十三歳
同年　月　日自細川玄旨法印、古今和歌相傳、
寛永二年乙丑　月　日、後水尾院帝へ古今和歌御相傳、

〔駿府政事錄〕慶長十九年三月廿七日、冷泉中納言爲滿參府、爲可被古今傳授也、今夜道春侍御前、大御所〇德川家康被問古今三箇之大事、道春云、古今三箇大事者、呼子鳥稻負鳥都鳥是也、詳告三箇之秘密之事、其後與冷泉爲滿之所言果皆同、由是被感道春之博學、

〔百人一首傳授〕百人一首五歌之秘決切紙〇中略
右五歌之秘決切紙并聞書讀方清濁者、自先師貞德翁傳授之趣、依爲累年懇望而令相傳畢、如誓盟容易不可漏脫者也、
寛文九年八月廿日　長好

右者從先師長好居士所令相傳也、誠雖爲甚深之極秘、顧於先師懇切之由緒、殊感志之篤實、應所望令傳授歟、

延寶九年辛酉十月廿五日　長雅判

〔基熙公記〕延寶五年五月五日辛巳、爲申御祝義參內、參院、及暮歸□今日於法皇〇後水尾御對面之序、予古今傳授之事、從先年望申、雖然三十未滿如何之由仰之間、于今遲々、今年予三十之間、可有御免許之由言上候處、被許之、頓而可有御傳授之由被仰、□誠□悅不少、既催感淚者也、抑此和歌傳授之事、予□之事也、然處後法成寺殿之御時、從宗祇法師所傳授也、則宗祇自筆之切紙有之、然所先公御他界之時、予歲六才、不辨東西之間、傳授之箱三ヶ被預獻法皇御所、基熙及成長之時、以時節可被返下之由御遺□其以後經數年、萬治元年、禁裏院中燒亡之時節、於院之御文庫燒亡、□惜無極、空又送數年之處、不慮從法成寺殿御自筆之古今抄御盛行之內有仰、從法皇拜領之序被仰云、切紙□□宗祇□筆半燒了、雖然逐一有子細□留之間、以時節可被傳下之仰有之、誠大慶不少、予待滿三拾歲、童兒如迎新春、而今日此趣大概言上之處、有御許容、是又依先祖餘芳者也、

〔おほうみのはし〕雅喬の伯白川、元祿元年薨、歌よみのきこえたかゝりけり、みかど古今集の秘事御傳授の時、おなじくゆるさるべきよし仰せごとありけれど、神祇のことをば、分にまたがひてつかうまつり候ふべし、歌はおのづから家々の候へば、あながちに執し候はずとて、辭し申されけり、

〔三代集之間事〕一和歌事

庭訓、古今後撰兩集已受彼人說、偏信仰之、至于此事不可背彼命、仍用之、但少年之昔、外祖母伊與三位綵子堀川院御乳母示含云、親父讃岐入道顯綱朝臣受其母弁乳母之說、是極秘說也今世無知人、〇中略古今後撰兩集、雖具受師說、近代稱和歌中興之時、尊卑多編柿本山邊之詞、群賢滿朝、和歌盛興皆誇其能、又長其道、於不肖之末生、無一言之諮、而仍視聽之所及、未出口外、已過六十之算、今依爲旦暮之

身、愁所注秘奧之說也、

拾遺集

於此集ハ未受一部之說

〔八代集抄〕古今和歌集　二十卷

此集は、故金吾基俊朝臣より、五條三位俊成卿に傳授の故ふかく、京極黃門中院禪門より、世々の源秘口訣二重三重に侍れば、不審齋宗祇牡丹花老人など、其傳授の法とて、十ヶ條の制詞をしるしのこされき、予〇北村季吟そのかみ靈瑞院高済法印の御かたより御傳授有て、彼不審齋より九世の血脉を給はれり、然ども其師傳の抄は、彼十ヶ條の制詞をもれて、みだりにせん事は、住吉玉津嶋の冥慮恐有、然に今此古抄は、更に師傳の手すぢにあらず、飛鳥井の權大納言雅親卿そのかみ將軍家慈照院殿に御講尺の有とかや、其抄のてい、たゞ〳〵顯注密勘、僻案抄などをもとゝし、其外後成恩寺殿の御說をまじへなど、尤此道にたよりあり、先年予、松永昌三にしたがひて、飛鳥井一位殿雅章卿に御對面給りつゝ、廿年あまりまうでかよひて、わづかなるこしをれ歌の御添削をもかうふりしかば、彼御家風をしたふゆへも侍て、此抄をもうつし見侍しに、此度この七代の集を注してのち、この抄をかり用ひて八代集抄の數をとゝのへ侍し、是も彼師傳のすぢならばこそ、猶かの制詞をもるゝ、つみふかくも侍るべけれど、これは其かぎりには侍ざれば也、此抄の中に、僻案抄顯注密勘等、其外の抄物にてかける所々は、其出所を傍に小書して、學者のたよりとせり、又此抄のうたの意味たがひぬべき所には、口決と書そへて、見ん人を、其說になづまざらしめんと也、猶家傳の說は、別に抄出して、子孫にのこし侍し、まづ彼古抄のおもむき左のごとし、

〔八雲御抄二作法〕一撰集

子細〇中略

批難歌集

凡撰集無爲披露、尤不安、種々異名放言多、後拾遺後は經信書難後拾遺、金葉後顯仲嘲之、撰良玉集、詞花後敎長撰拾遺古今、如此事、詞花者則敎長爲院司傳仰於顯輔、然而猶有腹立氣、撰之、凡万人以已歌仙と思へり、叶一切人心、難有事歟、

〔袋草紙二〕撰集之後又集出來事流例也、○中略

金葉集之後、良玉集出來、顯仲入道撰之、同除彼集、

詞花集之後、拾遺古今出來、敎長入道撰之、同除彼集歌、予按之、撰集無私事、雖且識者不實事也何次必如此撰玄之玄歟、傍人之所爲別事也、

撰集秀歌漏常事也、惡歌入又不可勝計歟、貫之櫻散歌不入古今幷後撰、而四條大納言○藤原公任爲貫之第一秀歌、但梨壺五人誤哉如何、

〔袋草紙三〕一雜談

後拾遺ハ末代規模集也、雖然彼時ハ有種々誹謗云々、先序列様々、次頼綱歌無指事、多入之云々、予按之、不審也、件人歌四首也、皆以染肝膽、是尊耳卑目之誤歟、又號小鰺集、

兼方參彼卿亭、花コソノ歌ヲ入撰集申請、禮部云、コソト云字不快也云々、兼方起座、於侍中云、此殿ハヤムゴトナキ人ト思奉ニ、物不覺給人ニコソ、四條大納言ノ第一ノ秀歌ニ、花コソヤドノアルジナリケレトイフ歌ハ不知給ヤトテ退出云々、仍付此名、住吉神主國基歌多入之由故云々、

〔二十一代集後談〕後拾遺集

此集を小鰺集と名付る也、津守國基小鰺をはこびて、撰者の心にかなひて、歌おほく入たるのよしの異名となり、

〔八雲御抄一正義〕學書

難後拾遺 經信卿

〔袋草紙 二〕一雜談

難後拾遺ト云物アリ、世以稱經信卿之所爲、而近年俊賴朝臣ノ息子僧俊惠相語云、吾妹女房逝去之後、彼遺物ヲ開見之處、故頭遺草少々、其中有件難後拾遺之草案、故頭之手跡也、若彼所爲歟云々、予按之、若以師口狀執筆之間草歟、

〔言塵集 一〕後拾遺集は、撰者いたく世に不用侍けり、同時に隨分の歌仙經信卿などをさしおきて沙汰せられける故に、難後拾遺と云抄物出來て、うたてかりけるとかや、此難後拾遺は經信卿の作とかや申なり、

〔扶桑拾葉集 六〕難後拾遺序　源經信

後拾遺とて、このごろ世にかきさはぐ集ありとて、人のもたるをいとまのひまに、人によませてきゝたまへれば、いとおかしうおぼゆる歌もあり、またいかゞあらんとおぼゆるもあれば、これをかきいだして、それはさぞといふ人あらば、げにともおもはんとてなり、このなかに、やんごとなき歌よみのよめるとかきつけられたる歌の、心えがたきもあれば、それをもおそろしながらかきつけたるなり、これは心のおよばぬにもあらむ、うたよみ人をも歌のことばをも、書たがへたるもやあらむ、おほかたきゝてはらだちそしる人もありなん、ゆめ〳〵、

〔袋草紙 三〕一雜談

金葉集之時、有種々異名、其中胃突アルジ第一名云々、是李部五品盛經之所付也、○中略詞花集之時、如此名不聞歟、

〔二十一代集後談〕金葉集

藤原基俊和歌一子傳云、○中略すべて金葉集にはひが事も有て、さま〳〵名どもつきて沙汰せられ給ふ也、あまたの名の中に、式部大輔盛經と申もの、ひぢつきあるじと名付申けるを、えせ歌う

といふこゝろ也、此君（○藤原俊頼）は、ことのたとへに、かなのし文字をだにもしり給はぬ人の、さしよるものもなき家にて、たゞ一人うつぶしてえらびたれば、かくひが事おほきなめりと、時の人は申あへり、是は心をはくわれ人したりといはれんとて、しそんじ給へるとぞ、人々はさたしける、

〔落書露顯〕公宴の歌、はれの歌等も、上手達も、われより下とおもふ人にも、みせ合る事と承および侍り、さしもの俊頼も、金葉集をば心一ばかりにて撰給し故に、後難も侍るとかや、

〔八雲御抄一正義〕學書

良玉集十卷（顯仲兵衛佐撰、大治元年、嘲二金葉集一、）

〔言塵集一〕一詞花集は、撰者もことなる上手、才學もすぐれ給ふめれど、あまりに一體ばかりにおもむけられたるゆゑにや、後代の難も少々有とかや、

〔八雲御抄一正義〕學書

拾遺古今廿卷（敎長撰、有レ序、永範、嘲二詞花集一、）

〔正治奏狀〕のり長と申候しもの、私のうちぎゝに、拾遺古今と名づけて、集撰たる事候き、其時清輔かれにつぎたるものにて、かたはらにそひ候て、もろともに仕て候し、誠にみぐるしき事にて候き、先はてりもせずくもりもはてぬ春の夜のと申候歌を、夏の部に入て候き、その歌は、源氏の物語に、二月の花の宴の卷に、內侍のかみにおぼろ月夜にといはせて候を、敎長も清輔も源氏を見候はず、まして文集と申文をもみ候はで、白樂天詩に、不レ明不レ暗朧々月、非レ暖非レ寒漫々風と申詩を、此歌にも讀て候をえ知候はで、夏の夜のとかきて、夏の部に入て候、敎長清輔共にうたてきことに候なれ、又顯輔卿詞花集撰候にも、顯輔、あしまにやどる月みればと申歌も、よくよみて候を、おいざまに歌をざれ歌にのみなり候、詞花集は、ざれ歌のみおほく候によりて、故八條のおほきおとゞ（○實行）このしうあしく撰て候、我せむじなをしてまいらせむと申されて、すでに崇德院より

も、人の歌どもつかはされなどせられ候しを、故内のおとゞ公敎の公、いかにかくやぶられなば、人のためうきはぢにて候なむ、まげて此事あるまじときこえてせいせられ候ければ、思ひとゞまられ候にけるときこえ候き、それも故公ゆきの卿の、歌のよろしきども候けるを入ずとて、それをむねと意趣にて、大方集のすがたわろしとて、やぶられんとせられ候けるとぞきこえ候し、

〔歷代和歌勅撰考三〕按るに、此文にては、拾遺古今は詞花を難じたるにて、淸輔もろ共撰びたる由なり、もし拾遺古今は詞花を難じたるものならむには、我が父〇淸輔父顯輔の撰びたる集を、父を捨て他人の敎長に付てものすべき理なければなり、然るに拾遺古今は詞花を難じたるにまぎれなし、〇其由は下に見ゆ されば密におもふに、俊成卿〇正治奏狀ノ作者初は顯輔の猶子なり門弟なりしを、後に基俊の弟子となりて、名も俊成と改られて、六條家をばよそにまたまへるから、俊成と淸輔と中あしくなりて、淸輔の事をかくあしざまに取なされたるかとおぼゆるなり、淸輔朝臣の拾遺古今に方をもたざりし事も、又拾遺古今は詞花を難たる集なる事も詳なり、其由は、袋草子云、詞花集之後、拾遺古今出來、敎長入道撰之、同除彼集歌、予按之撰集無私事、難且識者不實事也、〇中略

按るに、淸輔朝臣のみづから其事を記されたる趣かくの如くにて、〇中略是を以て見るに、拾遺古今は詞花を難じたる事うつもなく、または淸輔朝臣の拾遺古今の撰にかゝはらぬ事もあきらけし、さらば正治の奏狀は、いたづらに人を罵の言葉といふべし、

〔八雲御抄一 正義〕學書

後葉集 破詞花集、長門前司爲經、

〔後葉和歌集序〕よつのうみ波をすまして、むなしきふねながれにあそばしむるうちに、さまざまの集にいらざる歌ども撰びたてまつるべきみことありて、言のはの花といへる集をあら

たにえらび出されにけり、山がつのしづのかきねに、風のつてにちれるをよろこびて、おりおりひらきて春のつれ〴〵をなぐさめ、秋のあはれをそふるに、いにしへの人をつらね入られたるは、富士の根のけぶりよりもたかくして、つくばねのこのもかのもにまじり、いまの代の歌をえらび載られたるは、夕づく夜おぼろげならぬはさられぬにやとみえながら、秋山のしかすがにおぼゆるも、こゝろ〴〵まじはれる歌にかきあらためえらぶべきみことありとは、花すゝきほのかにきこえわたりしかども、かりがねのつらねあつめたりし人も、夕のそらの雲にまじり、しぎのはねがきなをされんことも、在明の月のさやかにもきゝさだめねば、木のもとにのこれることの葉もくちはてぬべく、いは間によどむ水のこゝろも、かきながすかたなくて、おいの身のしもをいたゞけるが、よはひをわすれて、ことのはのかせにたぐはん事を思ひあまりし、かの集の中に、和歌の浦波こゝろよりぬべく、もじの關路のめさゞまるをばわたくしのもてあそび物にあらむとて、思ひうるにまかせてかき出したり、〇中略いやしくもふるき歌の跡をねがひ、のこれることの葉をあつめて、後葉和歌集となづけて、わかちてはたまきとせり、〇下略

〔八雲御抄一正義〕學書

牧笛記雑ニ後葉集云々、清輔、

〇按ズルニ、爲經後葉集ヲ撰シテ、顯輔ノ詞花集ヲ難ゼシカバ、顯輔ノ子清輔更ニ牧笛記ヲ著ハシテ、後葉集ヲ難ジタルナリ、

〔八雲御抄一正義〕學書

難千載勝命、美作前司入道、

〔二十一代集後談〕千載集

勝命法師、難千載を撰て破る也、

此集を宇治川集と云り、武士の歌多入たる故也云々、

〔二十一代集後談〕新勅撰集

〔耳底記二〕同(○慶長四年)後三月十三日(○參吉田、中略)

新古今花過たりとて、新勅撰を定家卿のくすみてあまれたり、

〔越部禪尼消息〕新勅撰は、かくれごと候はず候、中納言入道殿(○定家)ならぬ人のして候はゞ、とりてみたくだにさぶらはざりしものにて候、さばかりめでたく候御所たちの、一人もいらせおはしまさず、そのことなき院ばかり、御製とて候事、めもくれたる心地こそし候しか、歌よく候らめど、御つま點あはれたるは、いださんとおぼしめしけるとて、入道殿のえり出させ給歌七十首とかや聞え候、かたはらいたやとうちおぼえ候き、

〔歴代和歌勅撰考四〕契沖難勅撰云、(○中略)右の消息の中に御所たちとあるは、後鳥羽院、土御門院、順徳院、此三院の御製を入られざるをいへり、しかれども若天氣御許容なかりけるか、關東のはからひか、此事定家卿本意ならざりけるにや、百人一首の終に、後鳥羽院、順徳院、ふたりの帝の、ありがたき述懷の御歌を載られたり、爲家卿續後撰集に二首ながら入られたるは、父の卿の心ざしを補なはれけるか、もしはいひ殘されける歟、

〔井蛙抄六〕雜談

辨入道(○眞觀)の書たる續後撰の難といふ物を先年見侍りしに、成茂あづまへ下て、すてはてず塵に交はる影そはゞ神も旅ねの床や露けき、と云歌の詞に、涙のこぼれければとかゝれたるを、よくぞ其時涙のこぼれける、一の幡さしの寂西が蚊虻にて、詞がきなどにかやうのことあるぞとかけり、誠に他に異なる門弟なり、隆信と定家と一腹の兄弟也、(皇后宮少進爲經男隆信、母若狹守親忠女、後嫁二俊成一生二定家一歟、)そ

れよりことにあさからぬ爲門弟歟、

〔歷代和歌勅撰考四〕井蛙抄云、續拾遺をば鵜舟集といふ篝の四十八ヶ所の篝などさして、警固の武士なり、おほく入たる故なり、○中略

又云、新後撰をば謗家は、津守集といひけり、住吉神官の多く入たるゆへ歟、今世勅撰そしるものはあれども名づくるほどの力ある人もなきにや、

〔群書一覽四撰集〕玉葉和歌集　二十卷四本

三光院云、集のうちに、風體わろきは風雅集、歌のわろきは玉葉集云々、

〔扶桑殘葉集二十〕難藏山集序　小澤蘆庵

ながあめはれまなき比、なにはのつとゝて、人のあたへしをみれば、藏山といふ集也、いとめづらしくかたはしづゝ見るに、こよなうなぐさむわざなりや、それが中にいとをかしう見ゆる歌もあまたあり、またあやふくつながりたるもあり、また一ふしと思へるが、いかにぞや聞ゆるは、ことわりにやあらん、ひがごとにやあらん、よくものゝ心しれる人にあはゞ、とひわきまへんとぞかいつけたるを、見てはらだちそしる人もあるべけれど、むかし後拾遺集なりて難後拾遺あり、詞花集を破して後葉集をあらはせり、是みな執するあまり、道をたがへじとてなり、それはあがりたる世、やんごとなき人々のなせる事なれば、なまじひにいふべきならねど、みちを執する心は、いさゝかもかはらじものをや、

〔今古殘葉三十八〕續難藏山集序○野間友眞

藏山集は、遠近の歌人のとし比思ひをこらしてよみおけることの葉の、花の鶯水の蛙とひとしく、其折をかぎりに聲殘さゞらんは、いとあやなきわざなればとて、これを撰びあつめて、正木のかづら長き世にも傳はれかしと、梓にのぼせて、あらかじめ世に弘めものせしとなん、彼集の序

に見え侍りぬ、さしも此道にこゝろざしふかくしませける程こそ、いとすしやうのわざなめれと、りやう〳〵しく打ながめて過ぬ、さるを此ころ又難藏山集と題せしふみを、ある人の袖にして來れるをみれば、彼集の歌の難をあげて、はし〴〵作りあらためなど、目とまりていとつかしく、くらぶの山のたど〳〵しきに松すゝめたらんが如く、道の爲には是もさるべき事にこそあなれど、かたぶき打ずして侍りければ、これが外は難ずべき歌も侍らざるをやとゝふに、かく難じもてゆかば、いまだ半にもたりぬべからざるにやとこたへければ、さらばさあらん歌ごとに詞をくはへ侍りねと、せちにせめて打守らへぬれど、獨のみこそ侍らめ、他のことのはを同じさまに論じそへなんは、つみえがましういとれいさうなめれば、のどやかにもてしづめてんと打やらひ聞ゆれど、そはかへりてことあやまりにて侍りぬべし、行ひの非の有なんをあげたらましかば、さあらんかし、それだに友がきのなからひには、善をせむるを道とするよし文にも見えぬるをや、まいてこは此道の爲にしるしかたらひてんわざなめればと、ことさらめきてことわりをもて聞えゆるすまじかめれば、いさゝかをこがましきいらへせしにほだされて、うたて心のまゝなるさまにふるまふべくもあらず、えなんしづめはつまじきこゝちしければ、止にすべなくて、難藏山にもらせしたぐひ、あるはそれが中にも思ふかたあるをひろひあつめ、やをらかいつけてあたへ侍りぬ。○中略 たゞ津の國の難波なるみつともいふな、岡の名の水ぐきをだにとりきともいはじかし、

〔難擧白集上〕のどやかなる空の夕月、○中略 獨ながめゐたるに、徭にまかせたる門に、物のさはる音すめり、たそかれよといらへつゝ、つと入をみれば、例もとぶらふ人也けり、○中略 人めしてたづさへたるさうしよとて、十巻ありつるを、これなん天哉翁○木下勝俊の家の集なる、このほどいたにえりこゝのへしをもとめてかへるに、先かたみにみんとあれば、かたはしによむ、○中略 いさゝか心

ゆかぬ所々あなるをまねきぬ、たよりしてたづねまほしくかきつく、○中略翁の御事は、名を得し歌人にて、昨日の詠はあき人の市のちまたにずし、けさの言葉は、夕にしづのめも田歌にうたふ、ましで心しれる上つかたは、さぞやあらん、おのれ身いやしく心おろかにして、いぶかしきうたのしりへにことばをつけ侍るおほけなさは、神もうけず佛もつみしたまふめれど、ゆめ偏執の心はなし、たゞくらき心のやみをあかさんとあそをたのめてうかゞひ物し侍り、○下略

〔紫式部日記〕よべの御おくり物、○藤原道長ヨリ中宮彰子ニ獻セシ物ナリけさぞこまかに御覧ずる、御くしのはこのうちのぐども、いひつくし、見やらんかたもなし、手匣一よろひ、かたつかたには、白きしきしつくりたる御さうしども、古今、後撰集、拾遺抄、そのぶどものは、五帖につくりつゝ、侍従の中納言○藤原行成と、延幹と、おの〳〵さうしひとつに、四くわんをあてつゝかゝせ給へり、へうしは羅、ひも、おなじからのくみ、かけごのうへにいれたり、したには能宣、元輔やうの、いにしへいまの歌よみどものいへ〳〵の集かきたり、えんかむとちかずみの君とかきたるはさるものにて、これはたゞ氣ぢかうもてつかはせ給ふべき、見しらぬものどもにしなさせ給へる、いまめかしうさまことなり、

〔栄花物語十九御裳着〕四月には、枇杷どの一品宮○禎子の御もぎとて、春よりよろづいそがせ給、○中略治安三年四月一日ぞたてまつりける、○中略一品宮の御おくり物に、しろがねこがねの御はこども、に貫之がてづからかきたる古今廿卷、みこひだり○兼明親王の書給へる後撰廿卷、道風がかきたる万葉集などをぞたてまつらせ給ける、世になうめでたきものどもなり、圓融院より一條院にわたりたりける物どもなるべし、よにまたたぐひあるべきものにもあらずなん、

〔安元御賀記〕安元二年としのついでひのえさる彌生のはじめの四日、○中略太上法皇○後白河いそぢに滿たまふによりて、我きみ○高倉の御賀を奉らせ給ふなりけり、○中略六日、けふは後宴なりとて、

○中略中宮の御方の送り物に、道風が書たる古今を奉らせ給ふ、右大將重盛是を取次て、藏人大進に給ひ終りぬ、

〔吾妻鏡十九〕承元二年五月廿九日丁卯、兵衞尉淸綱、御臺所侍昨日自京都下著、今日參御所、是隨分有職也、仍將軍家○源實朝有御對面、淸綱稱相傳物、令獻古今和歌集一部、左金吾基俊令書之由申之、先達筆跡也、已可謂末代重寶、殊有御感、

〔吾妻鏡十九〕承元四年五月六日癸巳、將軍家○源實朝渡御廣元朝臣家、相州、武州等被參、及和歌以下御興宴云云、亭主以三代集爲贈物云云、

〔吾妻鏡二十一〕建曆三年○建保元年十一月廿三日己丑、京極侍從三位定家卿獻相傳私本萬葉集一部於將軍家、是以二條中將雅經依被尋也、就之去七日、羽林請取送進、今日到著之間、廣元朝臣持參御所、御賞翫無他、重寶何物過之乎由有仰云云、彼卿家領伊勢國小阿射賀御厨地頭、澁谷善左衞門尉致非法新儀之間、領家所務如無、三品雖爲年來之愁訴、本自依不染世事、不奔營此事、思渉旬月計也、而去頃以廣元朝臣消息有愁訴由、至被觸遣時、爲休土民之歎、始發言之間、有其沙汰、被停止件非儀云云、是併被賞歌道之故也、

〔吾妻鏡三十二〕嘉禎四年○曆仁元年十月十二日癸丑、將軍家、○藤原賴經御參內御直衣、八葉車、右馬權頭盛長、刑部少輔家盛等供奉、後車親季朝臣也、其後渡御一條今出河兩御亭、明日可有御下向關東之故也、於一條殿、御贈物繁多也、拾遺納言行成卿眞筆古今和歌集、雅忠朝臣相傳醫書等在其內云云、

〔望海每談〕駿州今川家に定家卿の古今集有、是は三條西殿方に持傳へたるなり、亂世の頃公家衆は見つぐべき人もなく、方々へ御越有しに、三條殿は今川に緣有故、時々見繼有し禮として送られしなり、武田信玄之を借りて返さず止置しが、滅亡の後德川殿御手に入、公儀の御文庫に有しを、元祿年中美濃守吉保に下し賜りしが、一とせ彼家の燒失のせつ此書火災にかゝりて滅す、惜

以歌集納社寺

むべし、

〔本朝續文粹十一記〕納和歌集於平等院經藏記

和歌者、不關八萬十二之教文、無載姬旦孔父之典籍、唯爲日域之風俗、空抽艷流之綺語、然猶男女芳談之間、芝蘭結契之處、初爲遂配偶之志、屢述慇懃之懷、後依變昵愛之交、更遺參商之恨、徒飛虛誕花飾之言葉、互栽輪廻生死之罪根、謂其思風、最足發露、又壯年之昔、朝務之餘、多閱數家之篇什、自動六義之心情、始自万葉集、至于拾遺抄、見其吟詠之人、知彼比興之趣、雖隔百年之往賓、躡趣他界之前蹤、若感斯一言、豈不懇三業、加之時斷外塵、側聞內典、纔言要語、遂口中道之風、妄想戲論、皆混實相之月、故以斯和歌集等、納平等院經藏、曾非加顯密法文之緗帙、偏爲慣讃嘆佛乘之偈句也、願以數篇風雲草木之興、戀慕怨曠之詞、飜爲安養世界七菩提之文八正道之詠、是以集中所載、貴賤道俗、被牽吾願念、併生一佛土、誇宿住通、依宿習力、無忘春花、翫七寶莊嚴之行樹、猶思秋月、讃四智圓明之尊容、今臨衰老、發此淨心、適有知我之者、通結成佛之緣、于時延久三年暮秋九月記、作者大學頭孝言、〇又見朝野群載

〔月詣和歌集序〕賀茂わけいかづちのやしろの神主重保、そのかみより三十一字を心にかけて、四十餘年の月日をおくれり、〇中略いそのかみふりにしあとをまなび、三十六人の百首をあつめて、神の御たからにそなふ、十二月の宮まゐりの歌をつらねて、よみ人の二世のねがひをみてんとおもふこゝろふかし、これによりてとしごろともとする祐盛法師をかたらひて、われも人もななそぢのよはひにおよぶまで、春秋につけて花もみぢにこゝろをそめて、眉の霜かしらの雪のきえなんことのはかなさもしらず、後のかたみとゞめおかざらんもほいなかるべしとて、おなじくこゝろをあはせてたのみをかけあゆみをはこびたてまつる人々、又そのほかのことの葉をあつめて月詣集となづく、千二百首を十二卷にわかちて、我すべら御神のみづかきのうちにをさめたてまつりて、あそびたはぶれのえんむなしからずなすべきなり、〇中略ねがはくは大明

諳誦歌集

神、このたびそのことのはをもてあそびたまひて、あらはれては、あめのしたやすらけくたひらけくまもりたまへかくれては、このみちむなしからず、わたつみのそこのもくづかきあつめて、はまのまさごのかずもらさず、ひろき御めぐみをたれたまへとなり、

〔翁草百五十九〕頃日住吉奉納の〇中略藏山集の卷頭の歌は、雒東にある澄月法師也、卷頭に法師の歌いかゞなど議評有けれども、新和歌集卷頭の歌、宇都宮蓮生法師の證例有に仍、事濟ぬとぞ聞えし、蓮生法師は則新和歌集の撰者にて、爲家卿舅也、

〔乳母のふみ〕古今新古今など上下のうた、そらにみなおぼえたきことにて候、もしやおぼえさせおはしますとて、をしてすゝめまいらせ候へども、よに心にいらず、ものぐさげにおぼしめして候し、かへす／＼ほいなく候、

〔徹書記物語上〕先達も後生も、古今をばかたてにはなたずもつべき事也、歌をもそらにおぼゆべき也、

〔枕草子一〕古今のさうしを御まへにおかせ給ひて、〇一條后定子歌どものもとをおほせられて、これがすゑはいかにとおほせらるゝに、すべてよるひる心にかゝりておぼゆるもあり、げによくおぼえず申いでられぬ事は、いかなる事ぞ、宰相の君ぞ十ばかり、それもおぼゆるかは、まいて五つ六つなどは、たゞおぼえぬよしをぞけいすべけれど、さやはけにくゝおほせごとをはえなくもてなすべきといひ、くちをしがるもをかし、しると申す人なきをば、やがてよみつゞけさせ給ふをさてこれはみなしりたる事ぞかしなどかくつたなくはあるぞといひなげく、中にも古今あまたかきうつしなどする人はみなおぼえぬべき事ぞかし、村上の御時、せんえうでんの女御〇芳子ときこえけるは、小一條の左大臣殿〇藤原師尹の御むすめにおはしましければ、たれかはしりきこえざらん、まだひめぎみにおはしける時、ちゝおとゞのをしへ聞えさせ給ひけるは、一には御手

をならひ給へ、つぎにはきんの御ことをいかで人にひきまさんとおぼせ、さて古今の歌二十卷をみなうかべさせ給はんを、御がくもんにはせさせ給へとなん聞えさせ給ひけると、きこしめしおかせ給ひて、御物いみなりける日、古今をかくしてもてわたらせ給ひて、れいならず御きちやうをひきたてさせ給ひければ、女御あやしとおぼしけるに、御さうしをひろげさせたまひて、そのとし其月なにのをりその人のよみたるうたはいかにと、とひきこえさせ給ふに、かうなりと心得させ給ふもをかしきものゝ、ひがおぼえもし忘れたるなどもあらばいみじかるべきことゝ、わりなくおぼしみだれぬべし、其かたおぼめかしからぬ人二三人ばかりめしいでゝ、ごいしゐてかずをおかせ給はんとて、きこえさせ給ひけんほど、いかにめでたくをかしかりけん、御前にさぶらひけん人さへこそうらやましけれ、せめて申させ給ひければ、さかしうやがてすゑまでなどはあらねど、すべてつゆたがふ事なかりけり、いかでなほすこしおぼめかしくひがこと見付てをやまんと、ねたきまでおぼしける、十卷にもなりぬ、さらにふようなりけりとて、御さうしにけうさんして、おほとのごもりぬるも、いとめでたしかしいと久しうありておきさせ給へるに、なほこのことさうなくてやまんいとわろかるべしとて、下の十卷を、あすにもならばことをもぞ見給ひあはするとてこよひさだめんとおほとなぶらちかくまゐりて、夜ふくるまでなんよませ給ひけるされどつひにまけきこえさせ給はずなりにけり、うへわたらせ給ひてのち、かゝることなんと人々殿に申たてまつりければ、いみじうおぼしさわぎて、御ずきやうなどあまたせさせ給ひて、そなたにむかひてなんねんじくらさせ給ひけるも、すきずきしくあはれなることなりなどかたり出させたまふ、うへ〇一條もきこしめして、めでさせ給ひ、いかでさおほくよませ給ひけん、我は三まき四まきだにも、えよみはてじとおほせらる、むかしはえせものもみなすきをかしうこそありけれ、このごろかやうなることやはきこゆるなど、御まへにさぶら

ふ人々、うへの女房のこなたゆるされたるなどまゐりて、くち〴〵いひいでなどしたるほどは、まことにおもふことなくこそおぼゆれ、

〔八雲御抄二作法〕一撰集

序者

古今（真名序は非宣下儀、貫之以淑望令書、假名貫之、）　後拾遺（假名序通俊）　千載（假名序俊成）　新古今（真名序、親經奉仰書之、假名攝政眞（良經）書之、）

此外無序

〔愚秘抄〕和歌の假名序の事、撰者の必かくべきことゝ申めり、されども若撰者も不堪なりぬれば、他人の書ことも侍にや、又別勅にて、撰者ならぬ人の書ことも天氣の趣による也、〇中略眞名序をば儒者の書事也、必儒業ならぬ人も書事侍べし、〇中略假名序をうけて眞名序をば書事にて侍也、〇中略さて假名序のやうは、たゞよく〳〵ふるき序をみて、それをみまたゝめて故實をわきまへよ、只無上の序の本には、貫之が古今序にとゞめて侍り、さては元久の假名序にて侍る、句を調ること第一の重事也と覺侍り、凡は其姿、眞名序の文體を出ぬやうにすべし、句のやうは、長より短にいたり、短より長にいたり、無盡にかきまじふる也、さのみ同句をつゞけかけるはわろき事也、序にも四韻の詩のごとく、題目、破題、譬喩、述懐の四きれを、始中終に書のぶるなり、それにつきて、壯句、緊句、長句、隔句等の句、發句、送句、漫句等の句のまな〳〵、大體は文體を摸してまるべき也、又撰者の自謙の句、かならず有べし、又漢詞の疊字などを書事は努々あるべからず、みなやはらげて書べし、打聞などにふるくみえ侍れば、をのづからかけることも侍りとみゆ、私びたることと也、よろしく舊規をかむがへて書侍べきにや、さきに自謙の句と申つるは、卑下の句の事にて侍り、古今序に云、まくらことばゝ、春の花にほひすくなくなどいへる、これ句の開耳也、假名序は始にありて、眞名序はおくにあるべしとなん、又眞名序をまづ書て、其次に假名序を書こども侍り、但

一凡勅撰の規式、雙子にかく事侍らず、一段々々卷物にかくべき也、されば貫之古今奏覽も、廿一卷にしたゝめて侍りき、其に目六副て廿二卷也となん、後の眞名序淑望がまいらせては、廿三卷に成て侍りき、延喜御門に奉りける根本の本は、むらさきにて點をおほせたりけるとかや、序の内にて、發句にはやまと歌とかけるがよろしく侍なり、書とゞめにはならしかもとなりなどにて侍るべし、かならずしも又これにかぎるべからず、發句も、それ、抑なども侍るべきにや、句のつゞきざま能々わきまへ侍べし、必句ごとに對を心にかけて、對せられぬことをさのみ對せんとしたるは、中々にかへりて句とゞこほりて聞にくきためし也、されどもいかにも對したるがよろしき也、又對なきをば漫句と申、發句、傍句、送句も、同無對にて侍なり、これをかきまじへたるがよろしき也、對句とは、天象、地儀、植物、動物など對して書べし、人倫、人體、人事、辭字なども句樣にしたがひて、對を存すべき也、又あまりに天象と天象と、地儀と地儀と書事は、又わろしとなん、されども多分はそれにて、時々所々みだれ對をも用侍べし、名所のよせあらんを必かきのすべきにや、古今序のふじの山、ながらの橋、又新古今の序の、伊勢の海、きよきなぎさの玉、いづみの杣、しげき宮木などのたぐひなるべし、同詞をあまた所に書事、すべてあしき事也、つねなることばの耳にたゝぬは、せめてくるしからぬにや、本文のよせあらんを、もとめやはらげて書載べき也、古今にかける、たかき山もふもとのちりひぢよりなりてといへる本文のたぐひなるべし、こゝろをうけつぎ詞を請つぎて、相構てきらさじとかくなり、ことばにたぐひなくば、心の對と云事侍り、それをわきまへ書べし、

〔袋草紙二〕古今集

眞名序、或說ニハ、假名序ヲ感歎シテ淑望竊撰之眞名云々、或說ニハ、爲書假名序、先令淑望書土代之草也、云々、予案之、件序、貫ハ紀家筆云々、淑望竊撰之儀相違也、非大事何可假嚴閣之筆哉、土代之

儀ナラバ、件序摸假名筆之計也、就中歌仙之得失ヲ註之條、似貫之所爲、重案之、貫之ガ先以假名書土代、令書眞名序歟、而假名序流布之條有疑、基俊本ニゾ初ニ書眞名序、奥ニ假名序ヲ書テ侍シ、若有所存歟、又陽明門院御本、(逐書御本云々)無序、若可有序否之議ニテ兩樣雖書序、遂ニ上奏本ニ不載序歟、而後日各書加之歟、

〔古今集序注下〕假名眞名兩序事

或說、貫之之草假名序、誂紀淑望令書眞名序云々、敦光朝臣申讃岐院曰、實者父紀中納言長谷雄筆也、借淑望之名草之歟、淵變爲瀨等之句、淑望難書歟云々、是和歌序之秀逸也、能因家集序云、如彼天曆以往三代之明主、降勅恢玆道、四人之歌仙、奉詔獻家集、是以王道股肱之臣、訪於衆心而探詞、如儒林河漢之才、冠於卷首、而題序云々、

如此說者可用眞名序歟、

〔愚祕抄〕貫之は古今假名序書て後、定て眞名序のさたあらんずらんとて、眞名序を書て、紀淑望を序者に書て、我死して後、若眞名序の事御沙汰あらば汝が書たるにてあるよと申おきて侍りけるとやらん、案のごとく貫之沒して後、御門御尋有ければ、淑望奏覽して侍き、心のやみ、むかしも今も哀にこそ覺侍れ、彼淑望は養子也、長谷雄卿の子なりしを、貫之こひとりて養して侍りき、

〔古今栄雅抄(序本)〕此集の假字眞字序、假字は貫之かき、眞字は紀長谷雄卿末葉紀淑望かけり、つらゆき養子とする故也、序の土代を漢字の文章にかゝせて、假字序にやはらげて、貫之かくなり、さればにや、眞字序奏覽の本にはなし、貫之かきたる假字序を、淑望漢字にうつし書ともいへり、假字序におぼつかなき事の、眞字序に了知せらるゝ事もあり、才覺のために、かきくはへたるとみえたり、玄かれば眞字序はなき分にて、本の奥にあり、新古今集に、假字眞字の二序を集のはじめにつらねたる、何と治定してかきのせられけるにや、

〔南留別志 一〕一古今の序は、眞名の序をつくりて後に、それによそへて、かなの序をつくれるなり、文の體格かなの文章にあらず、

〔歷代和歌勅撰考 一〕古今和歌集二十卷 二冊

漢序と假字と、序二つある事、むかしより今に至るまでくさ〳〵の論なれども、さらに定らず、今令世〇吉田が思へるは凡そ詩集はもとより論ふに及ばず、歌の集、我宴會の時、あるは行幸の時歌などにも、むかしは皆漢文に序はかきたる事、本朝文粹にある和歌の序、又は紀氏が新撰の序などを以て知るべし、さるはむかしはこのひらがなの文章といふ物はなかりし故に、事を記さんには、皆漢文にかきし物なれば、古今の序は、はじめは淑望して貫之に代りて漢文にかきたるを、後にかなの文にあらためたるものなるべしとぞおぼゆる、ゑからざれば漢序のあるべき理はなければなり、

〔古今集序注 下〕抑古今序者、和歌之肝心也、此故四條亞相〇公任粗以注之、其後相公禪門幷清輔朝臣等、續又注之、然而皆以省略猶殘疑殆、賢才尙爾淺慮定及乎、幾載管見之所勘、恐備竹園之高覽、雖非秘藏、莫出禪第矣、

壽永二年極月中旬　　顯昭注

〔玄與日記〕慶長二年正月廿九日、伏見江御下向御供申也、大佛御門跡樣へ參候なり、　二月一日、古今眞名序の淸濁傳受申也、同日宗扙一卷寫し、新古今註の書そへ仕候也、　五日、京へ上り申也、

〔榮花物語 一月の宴〕古今には、貫之序いとおかしうつくりてつかうまつれり、後撰集にもさやうにやとおぼしめしけれど、かれはその時の貫之、このかたのゑやうずにて、いにしへをひきいまを思ひ、行するゑをかねておもしろくつくりたるに、いまはさやうのことにたへたる人なくて、くちをしくおぼしめしけり、

〔明月記〕元久二年二月廿一日、左大辨〇藤原親經持參撰集〇新古今序、今日奏覽了、可覽殿下〇藤原良經由、新宰相奉之、猶返給有被副事等云々、　三月廿九日、參殿下、〇藤原良經僧正御房〇慈圓參給、撰歌之間之事、頻被召問、又假名序御草賜見之、殊勝云々、尤可被忩進覽由計申給、愚意又同、假名序者、古今殊尋常難有事歟、此文章眞實之不可思議、無比類者也、〇中略此集序、被載撰者五人之名、予〇藤原定家未復任、爲後代無其道理、此日以前可復任之由雖申、或無日次、或無上卿、遂不被行而過、今日了、近代事只有一旦之興、不及始末之沙汰、私力不及事歟、被書官位了、

〔愚秘抄〕新古今の序をば、攝政殿〇藤原良經書給へり、眞名序をば儒者の書事也、必儒業ならぬ人も書事侍べし、新古今の眞名序をば親經卿の書て侍り、爲長卿しきりに、我ぞさだめて承たまはらんずらんと侍かけて侍りけるに、攝政殿、親經卿を擧し申されけるに依て、勅免ありき、攝政殿六角中納言をめされけるに、參られたりければ、對面ありて、今度の勅撰眞名序、其仁にあたりておはせば、隨分申さたして侍也と仰られければ、中納言老の泪をはら〳〵と落して、君は賢臣にておはしけりとて罷立れけるとかや、さて書おほせて獻せられけるに、聊句をかきおとされたりけるを、攝政殿尤ありたき句を落されて侍り、我まうけて、此句申うけてかゝんとて、入筆一句侍けり、其句、伏羲基皇德四十万年、異域自雖觀聖造之書史、焉神武開帝功而八十二代、當朝未聞叡策之撰集矣とかゝれたりき、殊勝の句とこそおぼえ侍れ、

〔增鏡〕七北野の雪まことやこのとしごろ前内大臣〇基家、爲家の大納言入道、侍從三位行家光俊の辨入道などうけたまはりて、撰歌のさたありつる、〇中略年月にそへては、いよ〳〵外さまにわたるかたなく、さかえのみまさらせ給ふ御ありさまのいみじきに、この集〇續古今集の序にも、やまとしまねはこれ我世なり、春風に德をあふがんとねがひ、和歌のうらもまたわがくになり、秋の月にみちをあきらめむとかやかゝせたまへる、げにぞめでたきや、

〔園太曆〕貞和二年十月十一日、今度勅撰〇風雅集名字事被仰出、〇中略又和漢序宸筆被下見、花實相兼、義理不忒、和歌根元、感鬼神、和人民、正政敎、其德一々被述盡、更非言詞所覃、頗拭感淚了、十一月九日癸丑、抑序事、近來集偏被略之、隨而玉葉集之時無之、風體中興、元始尤被記子細、可貽志於後代也、而正和撰者爲兼卿文盲、伏見院又如此事不及御沙汰、被默止了、先公郎以此事爲遺恨之由常有命、去去年頃歟、以此事常申入兩院了、且太上法皇〇花園秀漢才、巧於和語、頗卓躒于□□正和故事、何不令記給乎者、此事御甘心遂有沙汰、今度被綴漢字和字序畢、頗微臣於之遺之大忠報國之微節而已、十日風雅集序、道之奧旨、希代之重寶之由、兼粗馳眼了、於今披露不可憚歟、仍御中書草申下哉之由、申入法皇御方之處、被下正本、尤面目也、羅表紙、組紐、內陰料紙漢三枚、和五六枚、其時又與三四枚餘也、被付水精軸、宸作言葉大王入木養眼感悅多、

〔今來風躰抄〕詠歌の事は、すべて立いらざるみちにて侍れども、ふしぎの冥加にてや、四代の勅撰にも歌數おもふまゝにいりて侍るうへ、この度の集〇新後拾遺集無爲にさたしして、和序をたてまつれる事、元久の跡かはらず、和漢にたづさへ侍りしまるしのみ眉目とも存ずるなり、

〇按ズルニ、新後拾遺集ノ序者ハ、藤原良基ナリ、

〔朝野群載一文筆〕和歌類林序

木工助藤敦隆作

在昔神世、素盞烏尊初有三十一字之詠、蓋和歌之濫觴也、降逮人代、其道漸盛、新羅王仁、寄木花而彰諷諭矣、衣通郎姬、託濱藻而述情性焉、淺香山之篇、裁錦文於言葉之上、明石浦之什、振金聲於詞浪之中、寔雖習俗之語、無異風騷之流、何重異域之蘇李、空輕我朝之山柿乎、是故自平城帝御宇以來、撰集之蹤、連綿不絕、然猶萬葉集者部類不相同、編列難准據、古今集以下者、皆爲先賢之淸撰、曾非下愚之所慕、於是有山戶兎田集、不論六義之褒貶、都載一座之篇什、今之所集編、倣其體、殊恨彼書多以亡失、見在第二唯僅一卷、仍或拾其闕文、或續其後事、無抽佳麗、無拋拙劣、抑諸家歌合、奏覽百首此等之類

雜載

則有卷軸、不載斯書、慶弔往來、偶吟獨詠、如然之作、不遑廣搜、亦復無取、至于事關會合、人列座席者、上自元慶、下訖永久、翰墨所存、聽視所及、勒成卅卷、名曰和歌類林、立部帙、用餘字、一皆摸彼集矣、於戲簫韶鄭衛、其聲雖分、伶倫所不嫌也、絲麻菅蒯、其用雖異、工人所不捨也、庶幾來葉之有識、莫嘲品藻之無功而已、

〔南都百首序〕　後成恩寺關白兼良公

たましきの平のみやこをさすらへ出て、あをによしならの京にすまゐせしよりこのかた、六とせの春秋をおくりむかへて、きのふの夢のまださめぬかとうたがひ、ひとつ空の月日をあふぎ見ては、むかしの友にむかへるおもひをなせり、三かさ山のふもとのちりにまじはり、天が下のしづかならむことをいのり、春日野のとぶ火のかげをのぞみても雪まのわかなつまんにさまたげなしといへども、七十あまりのなみのしは、のふるばかりのおもひでもなく、千とせをふべき松ならぬ身は、なげきのもとをはなれがたし、武士の家にし生れざれば弓馬の道にたづさはるべきにもあらず、法の師の門をばこゝろざせども、いたづらにあかし暮し、なほざりに過ふすひまゝゝには、からの歌やまとの言の葉をもてあそびてぞ、花の朝月の夕をなぐさみにける、是によりて、堀川院の百首の題をえらびて、大和の國の名所の名によせつゝ、硯の水のあさきこゝろざしにまかせて、くさのはやしに、くちぬること葉をかきあつむるといふ事しかなり、

〔戴恩記下〕この會〇連歌の宿坊の名もひさしき事にて忘れぬ、二夜彼寺に留りしに、大覺寺殿〇道澄法親王と友益とはいぎたなし、紹巴はいざとき人にて、よもすがら丸〇松永貞徳と物がたり有し、今の世に撰集ありとも、序をかく人はあらじ、われは歌書の序の書やうを、稱名院殿〇三條西公條に傳へ置しと語り給ひし、

〔野守鏡〕すぎにし比、〇中略ひとり如意輪堂にまうでゝ、〇有源、中略、太山の秋は猶こそあはれふかきく

れなりけれどおもひしらるゝ時しもあれ、山路に日くれぬとしめやかにうち誦して、御堂の中へ人のあゆみまいる音すれば、たれならんとあやしくて、正面の柱によりそひてゐたりしを、ちかくゐざりよりて見侍れば、彼上人〇空性の御足駄もてはやしつる僧なりけり、〇中略やゝ久しくぬかづきて後、ひたいの汗をしのごひ、袖ひきつくろひていきつぎ居たる有さま、物をふかくおもひ入たるけしきなれば、いと〳〵あやしくて、何のねがひおはしてか、身をくるしめ心を摧ていのり申給へるとゝひ侍りしかば、誠にさぞみえ侍らん、これよしなき妄念にて侍り、いまだいとけなくして艸をたゝかひ塵をもてあそびしより、うたかたのはかなき跡に心をとゞめて、すでにいそぢにあまるまで讀をけるうた、林の木葉のごとくつもりぬれど、つらぬべき花のたもとにもあらぬ身を顧みて、撰集のありし時にも望まざりしゆへに、いまだ勅撰にもいらず侍り、しかはあれど代々の集にも、さきにはいらざる人も、またもれたる歌も、後にはえらび入られたるためしおほく侍れば、をのづから又撰集もあらばなど、心一になぐさめ侍つるを、今の世となりて、柿の下のごだち皆あらたまりぬれば、島がくれのもくづいとゞたづぬべきあまもなくなりぬべき事の、なげかしくおぼえ侍るあまり祈申よしをなんかたりしかば、おなじ心に歌のことをしも祈申給けるにこそ、いと不思議に覺侍れ、〇下略

〔寄居歌談〕二萬葉は、をゝしけれどもたをやかならぬ弊あり、三代集は、うるはしけれどもこまやかならぬつひえあり、新古今は、花やかなれども弱きつひえあり、草庵は、やすらかなれども淺はかなるつひえあり、三玉は、たくみなれども聞えがたき弊あり、大かたかくざまに初學の輩のよらんとする集ども、とすればかゝるつひえのあることなり、心をもちひてならひよむべし、

〔東野州消息〕一尋承候作者分倣注進之候

祝部成前、是は御點よく候、山上憶良、萬葉作者に候、大納言旅人、御點如何と存候、如師說者世間に

よみたるやうに候やらん、永享の時、廿一代集校合之時、宗匠寄人以下たび人とよまれ候なり、一條殿御說同前候、既天下一同分候間、其儀にこれをひとつの口傳と申され候し、可然萬葉の本を御尋候て、可被御覽候、若かなをつけたる本もある事も候べく候、又は根源更尋ても無益之事候、是より大事のことこそ多候へ、末棘之事に候へ共、常緣はこれより外は無師說候、菅原孝標女、たかすゑの女とよみてもよく覺候、源道濟、御點よく候、〇中略

一さくら花夢か現かの歌は、古今に忠岑がたえてつれなき君が心かと候歌を本歌にてよまれて候、家隆の歌は、つれなきにては有べからず候、つねなきにて候べく候、よく／＼御吟味候べく候、近日新古今校合などゝは候はで、新古今談議などゝ事々舖さた候、さやうの說定傳聞召候ば、御不審もをのづからはれ候べく候〇中略

一おしむとて、おしむともにて、是はたち入たる事もなき歌にて候物を、如何として御不審候哉、〇中略をろ／＼傳承候へば、建保建仁の比の歌の體をもつて、これより萬の歌どもを披判候なる、不審事候、人丸以來は、一代々の風吟更各別事どもにて候、たくみなる歌は上古にはあるべからず候、凡我も人も難知道にて候由、兩宮之判の詞にみえ候、此ときはおもひ／＼の御覺悟肝要候、抑新古今校合事候か、所よりはじまり候事にて候か、千載集新勅撰、此三部如何可心得證事候、

三代集は既基俊已來明白に候、それも基俊以前不明候、後拾遺抄、金葉、詞花、是又如何、常緣は八代集之けつみやくをだに不存知仕候上は、其餘りは不及申、口惜候々々候、江戸邊に御座候はば、相構風體事能々御敎化候べく候、歌のさまは各このむ所にて候、風體事はさりとては口惜事候、更難盡紙面候間、期後信候、恐々頓首、

十月四日　　常緣判

祇公禪師 尊答

〔堯孝法印日記〕文安三丙寅年正月一日、方陽景鮮、七社法樂歌、○中略法歌以後、古今集披覽序春部上、於神前讀之、勤行及數剋、終夜不一睡、

〔雲州消息 中末〕所召古今和歌集、或花客借取、未被返送、諸家集隨仰奉借、御覽之後、慥可返給也、○中略不宣謹言、

月　日　直講清原

春宮學士殿

諸家集

右給畢、一見之後、早可返獻也、赤人黑主之家集、猶可求給也、○中略謹言、

即時　東宮學士橘

○

〔運歩色葉集 賀〕歌書 シヨ

〔和歌現在書目錄 序〕卅一字之詠風者、吾八嶋之習俗也、起自稻田姬之營室、至于葛城王之旅館、皆各依此佳篇、莫不述其舊懷、然者緇素男女之交、哀樂憂喜之時、先動天性之感、必爲露膽之媒、然而言葉出脣、忽焉不寫紙、詞華染耳、飄爾空委塵、於是平城帝詔群臣、以撰萬葉、憶良臣傳舊聞、以集歌林、自厥以來、延喜天曆之聖主、花山白河之法皇、各舉遺範、遞有勅撰、其外前後新撰、共入幽玄之境、古今髓腦、併爲指南之玩、九品十體區分、先賢之心難測、十五卅六相對、後生之眼易迷者乎、或稱樹下山伏之集、或曰發心悅目之抄、皆是奇才博覽之所撰、隱士處女之私集歟、又光仁天皇下勅始定歌標、喜撰法師、奉宜卽注作式、加之人々意巧、家々口傳、縱雖有碱石之謬、豈又無鄉金之聲哉、歌合者、田村、二宮、洞院、百番、艷流之濫觴也、家集者、人丸、猿丸、黑主、庵主、歌林之權輿歟、百首歌者、帶刀長獻素懷於春宮之闕、

乙侍從致丹祈於東關之杜、是其始也、如斯等累代遺文、諸家秘思、不載目錄、爭知部數、一切經見在書、各有目錄、和歌通我國詩、何無目錄、是以隨見隨聞粗記、聊分八家、略收諸部、名曰和歌現在書目錄、抑邊鄙頑愚之輩、管見狂簡之集、未必記載、雖取準的之故也、若猶有遺漏之要書、重又得新作之秘文者、憶注年紀追入此錄、于時仁安之年、寅則之月、記大概貽小說耳、

〔八雲御抄一正義〕擧書

四家式

歌經標式(參議藤濱成奉勅)　喜撰作式(喜撰奉勅)　孫姬式(有序)　石見女式(是安部淸行式同物歟)

〔袋草紙二〕寶龜三年、濱成朝臣奉詔作和歌式、

〔日次紀事二月一〕十八日、濱成忌、(斯人作和歌式)

〔奥義抄序〕抑歌のふみ、式は、光仁の御代に、參議藤原の朝臣濱成みことのりをうけたまはりてつくれる歌の式、若は石見女の髓腦などいひて、家々のをしへ、まゝつたはれり、

〔古來風躰抄〕歌の式といふものは、光仁天皇と申御時、參議藤原濱成つくりたると申ぞ式のはじめなるべき、そのゝちこなたざま、ひこ姬、喜撰などが式とて、さま〴〵のやまひどもをたておきて侍なり、

〔愚問賢註〕濱成式は光仁の詔勅に應じ、孫姬氏は聖廟製作をのこさる、ともに病をのぞき體をわかてり、誰人かこれにまたがはざらん、

〔千載和歌集序〕宇治山の僧喜撰といひけるなむ、すべらぎのみことのりをうけたまはりて、大和うたの式をつくれりける、

〔秋風抄序〕これらのたぐひは、濟行式を見ざる人のこのみよめるなるべし、かの式には、凡和歌は先花後實、不詠古語幷卑陋之所名奇物之異名、かくのごとくぞいましめたりける、

〔群書一覽五歌學〕和歌四式寫本　四卷〇中略

此四式の名目は八雲御抄に玄るさせたまへり、今世に傳ふる所の四式僞書のよし、いひ傳へたれど、中古より諸書に引用ひ來れるものなれば、玄ひてすつべきにもあらず、その心を得て見るべきものなり、

〔八雲御抄正義一〕學書

五家髓腦

新撰髓腦公任卿　能因歌枕　俊頼無名抄　綺語抄仲實　奥儀抄四卷清輔

此外白女口傳、隆源口傳以下濟々在、範兼童蒙抄、清輔初學一字、俊成古來風躰等、世皆以明鏡也、又忠岑道濟十體、公任卿九品等抄物、不ㇾ可ㇾ勝計ㇾ也、

〔和漢名數續編文筆〕四家髓腦略〇註　俊頼無名抄又號二俊秘抄一　綺語抄、奥儀抄、童蒙抄、

〔和歌深秘抄〕一五ヶの髓腦と申候は、新撰髓腦、是は公任卿候也、能因法師歌枕、仲實卿綺語抄、清輔奥儀抄、俊頼朝臣無名抄、此等を申也、いづれも名物たるべき哉、又俊頼の無名とあるは、長明無名抄といふ外題不審の事也、もしかはり候哉、

此兩冊同名、御不審無ㇾ餘ㇾ議候、愚老も同心也、

〔袋草紙一〕一和歌書註事

是前蹤也、日本紀竟宴歌ニ多ㇾ事、

先新院歌宴、故左京有ㇾ註被ㇾ書、世以傾ㇾ之、不ㇾ知也、但如ㇾ此事、得ㇾ人之所ㇾ爲歟、

〔玉勝間二〕歌書の註を抄となづくる事

むかしより、歌ふみの註を抄といひて、其名をもおほく某抄とつくる、抄の字は註釋にはあたらざれども、もろこしよりして、佛ぶみには、其書のさまにかゝはらで、記とも集とも抄とも名

けたる、つねの事なれば、歌ぶみの註を抄といふも、もと佛書の名どもにならへるものなるべし、

〔基俊和歌口傳抄上〕夫和歌者、我朝之風俗、興レ自二神代一盛二人代一詠物也、專素二艶色於詞林一偏表二幽玄於言花一而其理深而難レ悟、疑關之門閉々、其義廣而易レ迷、皆術之道眇々、爰恐二視聽之不一レ達、愁二歌人之竊一レ目、自對二委問之輩一蓋慙二才藝之少一乎、故家々髓腦、雖レ加二披見一面々綜緝難レ息二淳滯一因玆始二於曩昔一迄二于當時一至二毎望一詠花嘯月之宴、染筆採牋之砌、伺之欽之、未レ得二眞底一誠及二澆季一既絕二知人一悲哉々々、難波津之遺流、淺香山之芳躅、哀乎介レ廢、於是仍爲二灑細流一遷二古風一三卷書所レ注如レ件、

〔悅目抄〕抑此書者、愚老以二一身之才一所二注置一也、上古歌仙髓腦、口傳、雖レ如二雲霞一從レ畫詞畫レ心、曾更無二此最要之撰一故爲二末代嬰兒一注二此初心大綱淺深一不レ可レ出レ之、夫和歌ハ全依二敎訓一己心讀レ之、然而不レ存二此趣一者、有二諸病之科一爲レ除二其科一撰レ之者也、深插二心底一不レ可レ及二他見一穴賢々々、

大宮右大臣俊家息　左衞門佐基俊在判

師匠より相傳の秘書一卷、ゆづり奉り候、御心のためにて候、これは羽林より外には、人の名をだにもきかせず、ふかく箱の底にかくして、披露あるまじく候、あなかしこ、

五條三位入道俊成　釋阿在判

としごろ、あさからず此道に心ざしの候はれ候時に、いまだ家の人にも名をだにもきかせず候を、ゆるし奉り候、子一人より外はゆるさるまじく候なり、歌の秘書おほしといへども、これはごにふかきあさき、心得やすき物は候はず、住吉玉津嶋の御利生と思し給て、あなかしこ〳〵、披露なく秘し思はれ候べく候、

藤原氏判

俊成女こしの尼御前

此秘書は子より外にゆるさすまじき秘書にて候を、一子もなきゆゑにぎわうどのを子としてゆづり奉る、是を御覽ぜんたびごとに、思ひ出して後の世とぶらひ、いきてあらん程も、便宜のとぶらひも有べきよしを申され候時に、殘りなくゆづり奉るなり、あなかしこ〳〵、

妙阿在判

此秘書を相傳せんとて、起證文をかき侍り、しかればさうなく、かきうつさせ、ゆるす事は候まじく候、無心に人かきうつすべからず、しかるあひだ、かやうに奥にかき侍る物也、あなかしこ〳〵、

爲氏在判

〔俊頼口傳〕としよりのみひとりこの事をいとなみて、いたづらにとし月をおくれども、我君もすさめ給はず、世の人もまたあはれむこともなし、○中略めぐみたまへ、あはれみたまへ、かくれたる信あれば、あらはれたるかんあるものをや、歌のすがた病をさるべき事、あまたのずいなうにみえたれども、き丶ざをく、こ丶ろかすかにして、つたへきかざらむ人は、さとるべからず、されば、まぢかき事のかぎりをこまかにしるし申べし、

〔俊頼口傳跋〕壽永二年八月二日、於紫金臺寺見合了、依知足院入道殿下命、奉爲賀陽殿、俊頼朝臣所作、今顯家朝臣本號俊秘鈔、自敎懿御僧相傳也、　智絶之

〔袋草紙奥書四〕丞相御所參拜之次尋申云、此本次第如何、仰云、此本ハ清輔手自所令書進二條院之草子也、崩御之後、故皇后宮令傳給、其後自件皇后宮所給候也、又尋申云、囊草子名令釋云、而此本不候如何、仰云、然也、件釋ハ頗戲言歟、仍奏覽之本ニハ依有其憚不書之歟、我ニ書テ給タリシ本ニハ、件ノ本ハシニ書タリキ、其本六角東洞院炎上之時燒之、此名者智袋也、又才學袋也、入袋常隨身、仍有此名、又令書進事等皆虛事歟、然者又虛言袋也ト釋タリシ、奥記ハ令賜後令書注御歟、實此本頗以賞重深秘歟、不可披露、穴賢々々、

建久二年二月一日、以或證本交合了、

〔西公談抄〕西行上人和歌弟子蓮阿、俗尾崎次郎滿良也、神主者家田大長官二禰宜元滿二男舍弟家田氏良也、西行上人和歌之談議、謂西公談抄書、自筆令書之本、奥書如斯、

此抄物、不慮有加一見事、上人所存誠露顯、且此道可爲肝心歟之由存候之間、書加此草子訖、努々不可有外見者也、

藤爲基

元亨第三之暦、大族上旬之候、依禪命重書之、和歌深奥大底備之、尤可秘藏者也、不可有他見者也、

此一帖了俊相傳畢

〔後鳥羽院御口傳〕仁治元年十二月八日、於大原山西林院普賢堂、以敎念上人所持御宸筆本書寫之畢、頗有由來、尤可爲珍寶之、

件の敎念上人は、彼院に遠所までつきまいらせて、いまはの御時まで候ける人とかや、かやうの物ども、みなやきすてられける中に、あまりおしくおぼえて、一卷ぬすみ書之、

貞和六年二月朔日、粟田口寄宿坊書寫之、先年以葵花園上人本書留之所、法勝寺六僧坊炎上時令燒失、仍重而寫之、

寛正六年十月廿四日　左近大夫平

〔八雲御抄〕〔一〕八雲抄序

夫和歌者、起自八雲出雲之古風、廣于文武聖武之皇朝、言泉流遠、詞林道鮮、其降已來、貴賤翫之、道俗携之、然而不學素雪丹鳥之窓、恐詠三十一字之句、無窺玉淵、爭知驪龍之勢、不視上邦、誰詠英雄之詞、所以依代々記文、付家々髓腦、聊抄一篇、先達口傳、故人敎誡、雖可顧問、依部類不廣、遺漏誠多、第一正義、第二作法、第三枝葉、第四言語、第五名所、第六用意、雖非六義之披錦、且爲一身之密鏡也、錄爲六卷、名曰八雲抄、常置綺席側、須備廢忘而已、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年八月十七日乙酉、京極侍從三位定家付二條中將雅經朝臣、獻和歌文書等於將軍家、○源實朝是先日被尋仰之故也、件雙紙等、今日到著于廣元朝臣宿所、卽持參御所之處、御入興之外無他云云、

〔了俊辨要抄〕一和歌の抄物の事、家々にさま〴〵あり、皆詞等の事を注たるなり、詠歌のすがた、心仕等をこまかに敎られたる事は、只俊成卿、定家卿、爲家卿ばかりなり、是を朝夕心を靜て可有披見也、和歌の秘々、詠歌一體、愚見抄、詠歌大概、古來風躰、每月抄等也、古今集の歌以下の說は、多分顯注密勘にみえたり、

〔三のしるべ中〕歌のしるべ

歌よむしるべの書、ふるくは定家卿の和歌庭訓、爲家卿の詠歌一體、阿佛房の和歌口傳などいふ書のたぐひ見え、近き世にもかける人數々あり、

〔愚秘抄〕于時建保五年十二月十七日記之畢　前中納言藤原朝臣定家判

以彼自筆本書寫校合畢　大納言藤原朝臣爲家判

弘安七年蒙免書寫畢　權中納言藤原朝臣爲氏判

于時應永卅三年十月十三日、以秘本書寫畢、相構相構、堅不可有外見、能々可秘々々、桑門光勝在判、

于時文安三年五月中旬之比、相傳之、卽書寫、更々不可有他見、唯傳一子而已、右近衞羽林入道沙彌元喜在判、

寬正六年十一月十二日書寫畢　權小僧都勝祐重霜五十七

于時明應五年丙辰十二月十三日以秘本書寫畢、　宗興

〔定家卿和歌式〕ある人、歌はいかやうによむべきものぞとはれて侍りしかば、おろかなる心に、わづかにおもひわき給ふる事をかきつけ侍し、いさゝかのよしもなく、たゞこと葉にかきつゞ

けて侍る、見ぐるしけれどたゞおもふまゝの事なり、

〔耳底記 三〕十一月〇慶長四年四日

一問、正風躰抄は、誰のかきぬかれたる物にて候哉、答、定家也、三光院殿云、世にそれほどてうほうとおもはぬなり、一段秘藏して見る、ひとつの習なり、その故は三代の宗匠、或は子のを、親の撰み入られ、おやのを、子のいれられたるものなれば、一段見習べきものなり、

〔耳底記 二〕三月〇慶長四年朔日

一毎月抄、定家の作必定なり、

〔古今集童蒙抄〕此集に顯注密勘といふは、顯昭法師が注したるを、京極中納言〇定家ひそかに是非を勘つけられたれば、歌の義理にをきては事つき侍り、又ひさしく世間に流布せれば、みのこす人もあるべからず、このほかに、僻案抄といふ者は、三代集の難義を、これもおなじ中納言のかゝれたる物也、

〔群書一覽 五歌集〕三部抄　四卷　定家卿

詠歌大概、秀歌大略、百人一首、未來記、雨中吟を三部抄と號して、二條家正風の教とす、未來記、雨中吟は、附錄にして御傳授ある事なり、三部抄をみて未來記、雨中吟の歌の風體のあしきをしり、未來記、雨中吟を見て、秀歌大略、百人一首の歌の正風有心(ウシン)にして、すがた清くこゝろ高き趣を翫味すべきをしへのよし見えたり、

〔耳底記 一〕同月〇慶長三年八月八日

一詠歌大概、百人一首、雨中吟未來記を、今三部の抄と世にいふ、あやまりなり、近衞殿のゐいうむ院殿など、此三部をかき給ては、奥書に三部の抄とあそばすなり、又四部あそばせば、四部の抄とあそばせるなり、然を詠歌大概、百人一首、雨中吟、是を三部の抄といふと人こゝろうるなり、大な

る誤なり、

〔長頭丸隨筆〕秘事は紙面にのせず、詞にて傳る秘事多し、定家卿より幽齋法印まで、一器の水を一にうつすやうに口づから傳へたまひしなり、是よみ方の口傳と申秘事なり、詠歌大概にもれたるよみかたあるまじきやうに人の思ふべけれど、大概とある名にて、まだ外にも有事を知るべし、此詠歌大概の注の中、中院入道殿のあそばせし詠歌大概問答抄ほどの書はあらじ、是だに見ば、歌連歌我〇松永貞德いふ俳諧のむねまで、おしてしらしむべし、されば大せつに秘し玉ひしを、ねんごろにねがひ奉りし故にこそ、過し戊〇慶長三年の三月十八日は書寫をゆるさしめ給ふこそありがたし、しかも人丸大明神の御緣日なれば、道の冥加そらをそろし、わがなからん跡にては火中すべきよし、新玉津島庵主にも申置侍りし、

〔通茂公口傳〕寶永三十一十九、詠歌大概御講尺始旨、是にて再返承候、冥加なること也、是よりさき仙洞御所望にて、未來記雨中吟御講尺、御下よみ拜聞、一首々々身の毛よだつやうに覺え侍し其後ある方より御所望にてあそばす、これも再返承もの也、

〔耳底記 三〕同〇慶長四年四月十九日參吉田〇中略

一問云、井蛙抄たが作ぞ、當流に用候哉、答云、頓阿の作也、當流のたゞなかを書たるものなり、

一せんじう抄は、西行のかゝれたるに、書そへたるものなるべし、

〔愚問賢註〕貞治第二之曆沽洗强半之春、爲消永日之慵睡、不顧後時之傍觀、錄一通遣頓公、〇頓阿 昔京極黃門禪門〇定家捨得顯昭古今自釋、密勘加斯道之奧旨、號曰顯注密勘、今擧短慮之愚問、忽聚數篇之群蒙、匪啻達天聽、剩又征夷大將軍、被翫賞之、下俚之問、博聞之答、以狗續貂、故銘愚問賢註而已、

五湖釣翁〇二條良基御判

〔落書露顯〕一當時冷泉黃門爲尹卿の歌樣事、地下のともがら、任雅意難申とかや承及しかば、愚老

〔〇今川了俊〕もかの門弟一分なれば子細を、述懷申て、號落書記てかきて、作者をば不顯して書ためしを、後に披見すれば、愚老が作とみえたる事おほく、比興尾籠に存しかば、無力又落書露題と名付て侍るなり、

〔翁草百二十〕今川伊豫守貞世入道了俊〔筑紫探題〕は、さうなき好事の人なり、常に和歌を詠じて、冷泉爲秀卿の元へ遣はしなんどせられける、〇中略冷泉爲尹〔〇爲秀子〕道に達せられぬとて、人の譏り有けるを落書抄、露題抄といふ書を記されけるに、後圓融院天覽有て感じ下されける序に、

誰もなど拾はざりけん和かの浦に目なれぬ花ののこる光を

と御製をなし下されぬと也

〔歌林良材集序〕はやしにしげき良木のけたうつばりとなるべきも、ひだのたくみの、をのまさかりをめぐらして、きりもちふるにあらざれば、その材をあらはす事なし、詠歌の道もこれにおなじかるべし、奈良の御門の萬葉集を始として、三代集にあつめおかれたる詞花言葉、何も歌のはやしのよき木なり、しかれども末の世に定家家隆ごときのひだのたくみにあはざらましかば、これをきりもちふる所なくして、雲のまさかり月のをの、その妙事をあらはす事なかるべし、ここをもていときなきわらはつたなきたくみに、その心をつけしめんため、おろかなることばにまかせてこれをしるしあつめて、歌林良材集となづくるになんありけり、

〔耳底記〕同月〇慶長三年九月十一日

一問、歌林良材抄は、兼良〇一條の作といふことたしかなるか、答たしかなり、

〔和歌深秘抄奥書〕なにはのよしあしもしらず、きゝしまゝの事どもを承候に付てしるし畢、其御家の事も歌道中絶の處、此方爲門弟御心ざし、まことに〳〵ありがたく覺候て、ひすべき事をもかへりみず、筆にまかせ申候、銘をば和歌深秘抄とつけ候て可然候哉、以前の贈答申憚入候、々々

々、

まよはじと心をつけば玉津嶋神のちかひもなどかなからん

明應二年卯月日　堯憲

〔詠歌一體〕此小冊、馳惡筆、與齋藤宗甫、宗甫者知己四十年來、而今予衰老不知旦暮、他日爲陳跡披之者、須令哀憐而已、

大永第二仲冬下澣　桑門堯空

〔耳底記三〕一此書記は、細川幽齋法印玄旨江烏丸大納言光廣卿數年被相尋處之問答幷當座之物語ゆゑに、そのことば俗言を以てしるしおかるゝ、間、詞いやしといへ、共一點をあらためず、如本うつし出す、則證文の爲に自筆の外題幷判形をすきうつし、首に冠ぶらしむ、

〔泊洦筆話〕一おなじ人〔〇羽倉在滿〕の國歌八論、ひとわたりいはれざるにあらず、されども人のおもておもてのかはりたらんやうに、心々はたひとしからぬものなれば、其得失を評論する人おほし、そのかみやんごとなき御あたりに、此書を論じ給へる國歌八論餘言出で來たりてより、それに次ぎて、在滿またおのれのおもへると、御論のかはれるとを論辨せし一帖あり、又縣居翁の國歌八論餘言拾遺あり後に寶曆十一年に、大菅中養父といふ人の國歌八論斥非といふあり、在滿の新古今を好めるを難じて、われは古今集に香火し、貫之に尸祝せんといへり、明和五年、本居氏その八論と斥非との得失を評して、くはしくいはれたるあり、又荒木田久老神主〔通稱宇治五十槻〕の評言もあり、本居氏とすこしたがへる事もまじれり、又後閑田子蒿蹊の評あり、かく諸俊傑の論やまざるは、畢竟八論の餘光といふべく、また八論の面目といふべし、今世かく復古の學さかりにひらけゆけるより見れば、八論の說ども、さのみ發明の論ともおもはれねども、當時めづらしくいひ出でたる事にて、一時世の歌人の膽に砭せしなれば其なごりたえずつたへて、かく數輩の評

論をば釀し成せるものなるべし、

古事類苑

文學部十九

詩上

古事類苑

文學部十九

詩上

詩ノ字ハ常ニ音讀ス、國語ニカラウタト云フハ、和歌ニ對シテ云フナリ、國人ノ始テ詩ヲ賦セシコトハ、漢文ヨリハ後レシモノニテ、傳ヘテ天智天皇ノ皇子大津ニ起ルト云ヘド、懷風藻ニ、既ニ弘文天皇ノ御製ヲ載セタレバ、是ヲ以テ書冊中ノ創見ト爲スベシ、其後文運大ニ開ケ、支那トノ交通ノ益、盛ナルニ及ビ、嵯峨淳和ノ二朝ニハ、天皇特ニ好ミテ詩ヲ作リタマヒ、凌雲集、文華秀麗集、經國集ノ勅撰アリ、是ニ於テ詩賦大ニ興リ、和歌爲ニ衰フ、而シテ歷朝ノ中、詩集ノ勅撰ハ、此三書ニ止レリ、是ヨリ先キ、唐ノ白樂天ノ詩集ハ、其在世ニ既ニ我國ニ來リシガ、未ダ廣ク行ハレザリシニ、此比ヨリ世上ニ貴重セラレ、終ニ此集ニ依リテ、詩ノ規矩ヲ失ハザルニ至リ、益、爭ヒテ之ヲ學ビシカバ、其神ニ克肖セルモノモ亦往々之アリ、延喜以後ハ、漸ク前古ニ及バザリシカド、作者僅ニ絕ユルコトナカリシニ、武家ノ大權ヲ弄スルニ至リ、詩學終ニ五山僧徒ノ手ニ落チ、義堂、絕海ノ如キ、傑出スルモノモ少カラズ、當時詩風大ニ變ジテ、復白詩ヲ顧ルモノナク、東坡、山谷等ノ詩ヲ貴ビ、又三體詩、聯珠詩格ノ類ヲ以テ法ト爲シタリ、元和偃武ノ後ニ至リテハ、文化大ニ開ケ、作者並ビ起リ、唐宋元明ノ諸體並ビ行ハレ、三體詩ノ如キハ前ノ如クニハ行ハレズ、惺窩、道春、丈山ノ如キ、既ニ五山ノ風習ヲ脫シ、各自ニ一體ヲ成シヽガ、其後白石、南海ノ如キモ、時ニ詩宗ト稱セラレタリ、徂徠ハ古文辭

名稱

ヲ修メ、盛ニ盛唐及ビ明ノ七才子ノ風ヲ主張シ、李攀龍ノ撰ト稱スル唐詩選大ニ行ハレシガ、徂徠ノ學風ノ世上ニ排擊セラルヽニ至リ、詩風モ隨テ變ジ、唐詩選ヲ用キルモノ至テ少ク、文化文政ノ比ニ、市河寬齋、大窪天民、僧六如、菅茶山、賴山陽、廣瀨淡窻ノ如キアリテ、清新ナルアリ、俊逸ナルアリ、詠物ニ巧ナルアリ、詠史ヲ能クスルアリ、古詩ヲ作ル法モ亦定マリ、此道大ニ進メリ、

國人ノ詩集ハ、漢文ヨリハ頗ル多クシテ、奈良ノ朝ニ懷風藻出デヽヨリ以來、總集別集少カラズ、鎌倉室町ノ比、五山ノ僧ノ著述出ヅルニ至リテハ、詩文並ニ夥シク、德川氏ノ時ニハ、上木シテ世上ニ播クモノモ夥多シ、

詩ニ連句アリ、甲唱ヘ乙和シ、合シテ一首ヲ成スモノナリ、後ニハ多ク戲謔ニ出デヽ、或ハ二句ニ止マリ、或ハ百句ニ過グルモノアリ、此類ニ和漢連句、漢和連句アリテ、和歌ト相連ヌタリ、ソハ別ニ其篇アレバ今此ニ言ハズ、

又後世ニ至リテ狂詩アリ、平仄押韻ノミ詩法ニ遵ヒ、戲謔ヲ主トシ、通俗ノ語ヲ用キテ之ヲ出スモノナリ、今詩ノ尾ニ附載ス、

〔類聚名義抄音五〕詩舒之反ウソフキハム心ザシツグルウタ　ウタ

〔伊呂波字類抄疊字志〕詩賦　詩書　詩席

〔下學集態藝下〕詩

〔文體明辨二〕古歌謠辭歌、謠、謳、誦、詩、辭、諺附、

按歌謠者、朝野詠歌之辭也、廣雅云、聲比於琴瑟曰歌、爾雅云、徒歌謂之謠、韓詩章句云、有章曲謂之歌、無章曲謂之謠、則歌與謠之辨、其來尙矣、然考上古之世、如卿雲采薇、並爲徒歌、不皆稱謠、擊壤扣角、亦皆可歌、不盡比於琴瑟、則歌謠通稱之明驗也、孔子刪詩、雜取周時民俗歌謠之辭、以爲十五國

風、則是古之有詩、皆起於此、故又通謂之詩、至若國風以前、歌謠之屬見諸傳記、不一而足、雖未必當時所作、然亦有可採者、及考其別、則有歌、有謠、有謳、有誦、（不歌曰謠）有詩、有辭、不特歌謠二者而已、故今各採一二、以著詩之本始、而以歌謠二字括之、至如夏諺齊語、皆有音韻、亦詩之流也、雖古集不列、而近時談詩者、往々取之、故亦附焉、

〔土佐日記〕むかしあべのなかまろといひける人は、もろこしにわたりてかへりきける時に、船にのるべきところにて、かのくにひとむまのはなむけし、わかれをしみて、かしこのから歌つくりなどしける、

〔古今和歌集序〕そも〳〵歌のさま六つなり、からの歌にもかくぞあるべき、

〔源氏物語椎本四十六〕花盛にて、四方の霞もながめやるほどのみ所あるに、からのもやまとのも歌ども多かれど、うるさくてたづねもきかぬなり、

〔朝野群載文筆三〕詩境記　帥江納言〇大江匡房

夫詩境者、無水土山川、無人民戸邑、又不知在何方面、瞥然而至、倏忽而往、至其佳境、難中之難也、以翰墨為場、以感傷為俗、花月輸租稅、烟霞代封祿、桃李施不言之化、蘭菊飽惟馨之德、不聞風塵之變、不看露霧之侵、心動於中、言形於外、詠歌不足、故嗟嘆、嗟嘆不足、故不知手之舞足之踏、起於四始、創於六義、周南召南者、風之始也、言者無罪、聞者足以戒、詩三百篇、大概聖賢發憤之所作也、古詩之體、今則取賦名、聯句出於柏梁、五言成於李陵、自漢至宋、四百餘載、詞人才子、文體三變、後漢之代、張平子為其魁帥、魏文帝昔到其邊鄙、曹子建、王仲宣為先導、司馬氏之化、陸機、陸雲、潘安仁、左太冲、最為著姓、宋明帝、隋煬帝、並欲慰納、與其豪口飽明遠薛道衡等爭禮、遂不内屬、梁時沈約新造法律、以副音韻、後人祖述、又定八病八對、口上官儀竊避其半、唐太宗時掌其地、自今以後、王、楊、盧、駱、杜甫、陳子昂之屬、口口其句、近世白樂天、元微之、改風易俗、新立政令、人大（太イ）妙之、是為元和之體、章孝標、許渾、杜荀鶴、溫庭筠等、皆相隨

之、口人作瑠璃臺、苟定人階品、世不用之、我朝起於弘仁承和、盛於貞觀延喜、中興於承平天曆、再昌於長保寬弘、廣謂則卅餘人、略其英賁（賁イ）不過六七許輩、

〔翰林葫蘆集二〕夫詩也、聯句也、四六也、有所悟入者、必得其妙也、況雖文字佛向上事耶、

〔梅花無盡藏六〕答仲華丈六篇詩序

難哉詩之爲道也、刪三千而取三百、撰三百而舉思無邪、雖云小夫賤隸、而皆以諷詠、況爲君子者、不守其正風乎哉、吁周菫荼如飴也、至楚辭而尙帶十五國風之餘芳、秦虐而商嶺唱逶迤之曲、漢興而唐山述簡古之歌、遂源遠而派分矣、詩之法有五、曰體製、曰格力、曰氣象、曰興趣、曰音節、又詩之品有九、曰高、曰古、曰深、曰遠、曰長曰雄渾、曰飄逸、曰悲壯、曰凄婉、云詩家良醫師匊莊先生曰、乘有小大、宗有南北、道有邪正、具正法眼者、是謂第一義、若聲聞辟支果、皆非正也、漢魏晉等作、與盛唐之詩、則第一義也、大曆以還之詩、則已落第二義矣、晚唐之詩、則聲聞辟支果也、學漢魏晉與盛唐者、臨濟下也、學大曆以還者、曹洞下也、至矣斯論、余一日誦能畫之周伯弼所編白衣杜常等小律之次、南豊之仲華丈、見示佳作一篇、如絳雲在碧霄、卷舒自在、又似秋水芙蕖倚風飄然也、丈也者、春澤主盟、梅心和尙之箒室、而惠林五世之奕葉也、○中略　丈也者、以斯語爲座右銘、則可矣、

〔拾芥抄上本詩家〕有六義　一曰風　二曰賦　三曰比　四曰興　五曰雅　六曰頌

〔作文大體〕詩六義者、風賦比興雅頌也、

一風者　讃仰賢聖、詠述遺風、是也、

二賦者　賦言鋪也、直鋪陳今之改善惡也、

三比者　不直言時政之失、取比類而言、或云比物也、

四興者　直言時政之義、取善喩之也、

五雅者　正也、言今之正道可爲後代之法也、

詩初見

六頌者、誦也、今德改美盛德之形容是也、

〔毛詩註疏一〕故詩有六義焉、一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌、（比必履反、興虛應反、沈許甑反、頌音訟、）疏（故詩至六曰頌、正義曰、上言詩功既大、明非一義能周、故又言詩有六義、大師上文未有詩字、不得徑云六義、故言六詩、各自爲文、其實一也、彼註云、風言聖賢治道之遺化、賦之言鋪、直鋪陳今之政教善惡、比見今之失、不敢斥言、取比類以言之、興見今之美、嫌於媚諛、取善事以喩勸之、雅正也、言今之正者、以爲後世法、頌之言誦也、容也、誦今之德、廣以美之、是解六義之名也、）

〔懷風藻〕淡海朝（天智）〇大友皇子二首

皇太子〇（弘文）者、淡海帝之長子也、〇（中略）博學多通、有文武材幹、始親万機、群下畏服、莫不肅然、年廿三立爲皇太子、廣延學士、沙宅紹明、塔炑春初、吉大尙、許率母、木素貴子等、以爲賓客、太子天性明悟、雅愛博古、下筆成章、出言爲論、時議者歎其洪學、未幾文藻日新、會壬申年之亂、天命不遂、時年廿五、

五言侍宴一絕

皇明光日月、帝德載天地、三才並泰昌、万國表臣義、

五言述懷一絕

道德承天訓、鹽梅寄眞宰、羞無監撫術、安能臨四海、

〔本朝一人一首一〕或問林子曰、懷風藻誰人所撰、答曰、未知之、然序末曰天平勝寶三年、則疑其淡海三船所撰乎、曰勝寶之際、文人不少、何獨三船而已哉、曰汝不知三船系譜乎、其父曰池邊王、池邊父曰葛野王、王卽大友太子之子也、此書首載大友詩、題曰淡海朝皇子作、其傳曰、皇太子者淡海帝長子也、其傳末曰、壬申之亂、天命不遂、於是大友始洗叛逆之寃、且舍人親王同時、不知大友作詩、於此書始著于世、況又大友、及葛野王傳所言、共是國史所不記也、非其子孫、則誰能知之、三船以文學與石上宅嗣齊名、鳴于當時、想夫避時嫌、雖不公言之、深憫大友爲天智嫡子、不幸爲天武被敗、而被准叛臣、且其文才亦泯滅、而竊作此書、以遺于子孫、故記其年月、以匿姓名、使後人考而知之者乎、〇（下略）

〔今昔物語十一〕天智天皇御子始笠置寺語第三十

今昔天智天皇ノ御代ニ、大友御子在マシケリ、心ニ智リ有テ才賢カリケリ、文ノ道ヲバ極テ好ミ給ケル、詩賦ヲ造ル事ハ、此御子ノ時ヨリゾ、此國ニハ始マリケル、

〔日本書紀三十持統〕十月己巳、〇朱鳥元年皇子大津謀反發覺、〇中略庚午、賜死皇子大津於譯語田舍、時年二十四、妃皇女山邊、被髮徒跣、奔赴殉焉、見者皆歔欷、皇子大津、天渟中原瀛眞人天皇〇天武第三子也、容止墻岸、音辭俊朗、爲天命開別天皇〇天智所愛、及長辨有才學、尤愛文筆、詩賦之興、自大津始也、

〔懷風藻〕大津皇子四首

皇子者、淨御原帝〇天武之長子也、狀貌魁梧、器宇峻遠、幼年好學、博覽而能屬文、及壯愛武、多力而能擊劍、性頗放蕩、不拘法度、降節禮士、由是人多附託、時有新羅僧行心、解天文卜筮、詔皇子曰、太子骨法不是人臣之相、以此久在下位、恐不全身、因進逆謀、迷此詿誤、遂圖不軌、嗚呼惜哉、縕彼良才、不以忠孝保身、近此姦豎、卒以戮辱自終、古人慎交遊之意、固以深哉、時年廿四、

五言春苑宴一首

開衿臨靈沼、遊目步金苑、澄徹苔水深、晻曖霞峯遠、驚波共絃響、哢鳥與風聞、群公倒載歸、彭澤宴誰論、

五言遊獵一首

朝擇三能士、暮開万騎筵、喫臠俱豁笑、傾盞共陶然、月弓輝谷裏、雲旌張嶺前、曦光已隱山、壯士且留連、

七言述志

天紙風筆畫雲鶴、山機霜杼織葉錦、

後人聯句

赤雀含書時不至、潛龍勿用未安寢、

五言臨終一絕

金烏臨西舍、鼓聲催短命、泉路無賓主、此夕誰家向、

詩體

〔本朝一人一首一〕林子曰、○中略日本紀曰、詩賦之興、自大津始也、紀淑望古今倭歌集序曰、大津皇子、始作詩賦、何不言大友乎、想夫壬申之亂、大友天命不遂、而太弟得志、卽是天武帝也、舍人親王者、天武子也、故撰日本紀時、諱而不言之乎、抑亦大友子孫、憚而不傳之乎、大友久蒙叛逆之寃、故其詩不傳于世、是以淑望亦未見乎、微懷風藻、則大友之才寥々乎、然大友詩僅四句、大津吟八句、且有七言一聯、曰天紙風筆畫雲鶴、山機霜杼織葉錦、然則大友本朝五言之祖、大津七言之祖也、河島與大津爲從昆弟、然其薨在大津之後、則作詩未知與大津孰爲先後也、

〔古今著聞集四文學〕抑詩は志のゆく所也、心にあるを志とす、言にあらはすを詩とすといへり、天武天皇第三御子、大津皇子始て詩賦をつくり給ふ、それよりこのかた、春風秋月の幽都也、皆吟嘯の心をもよほし、詞花言葉の聯翩也、悉錦繡の色を裁するもの也、

〔錦囊風月序〕本朝言詩者、大率顓於七言絕句、迄彼五言六言四韻長韻古詩之流、雖間有作者、而不敢常用焉、故余纂抄唐宋金元明五朝詩人遺藁、及古今詩選冊子、獲三千餘首、編作十卷、類以析之、門以標之、欲俾其便于觀覽也、命曰錦囊風月、蓋取諸三千首之成數云、○中略

永享龍集己未季秋下幹　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　𡵢日水奚叟題

〔滄浪詩話〕詩體

風雅頌既亡、一變而爲離騷、再變而爲西漢五言、三變而爲歌行雜體、四變而爲沈宋律詩、五言起於李陵蘇武、或云枚乘七言起於漢武柏梁、四言起於漢楚王傳韋孟、六言起於漢司農谷永、三言起於晉夏侯湛、九言起於高貴鄉公、○中略又有所謂選體、選詩時代不同、體製隨異、今人例謂五言古詩爲選體非也、柏梁體、漢武帝與群臣共賦七言、每句用韻、後人謂此體爲柏梁體、玉臺體、玉臺集、乃徐陵所序、漢魏六朝之詩皆有之、或者但謂纖艷者爲玉臺體、其實則不然、西崑體、卽李商隱體、然兼溫庭筠及本朝楊劉諸公而名之也、香奩體、韓偓之詩、皆裾裙脂粉之語、有香奩集、宮體、梁簡文傷於輕靡、時號宮體、其他體製尙或不一、然大概不出此耳、有古詩、有近體、卽律詩也有絕句、有雜言、有三五七言、自三言而

古詩

終以七言、隋鄭世翼有此詩、秋風清、秋月明、落葉聚還散、寒鴉棲復驚、相思相見知何日、此時此夜難爲情、有半五六言、晉傅玄鴻雁生塞北之篇是也、有一字至七字、唐張南史雪月花草等篇是也、又隋人聽詔有三十字、凡三句七言、一句九言、不足爲法、故不列於此也、有三句之歌、高祖大風歌是也、古華山畿二十五首、多三句之詞、其他古詩多如此者、有兩句之歌、荊軻易水歌是也、又古詩有青驄白馬、共戲樂、女兒子之類、皆兩句之詞也、有一句之歌、漢書、枹鼓不鳴董少年、一句之歌也、又漢童謠、千乘萬騎上北邙、梁童謠、青絲白馬壽陽來、皆一句也、有口號、或四句、或八句、有歌行、古有鞠歌行、放歌行、長歌行、短歌行、又有單以歌名者、行名者、不可枚述、有樂府、漢成帝、定郊祀、立樂府、採齊楚趙魏之聲、以入樂府、以其音調、可被於絃歌也、樂府俱被衆體、兼統衆名也、有楚詞、屈原以下倣楚詞者、皆謂之楚詞、有琴操、古有水仙操、辛德源所作、別鶴操、高陵牧子所作也、有謠、沈炯有獨酌謠、王昌齡有箜篌謠、穆天子之傳有白雲謠也、曰吟、古調有隴頭吟、孔明有梁父吟、相如有白頭吟、曰詞、選有漢武秋風詞、樂府有木蘭詞、曰引、古曲有霹靂引、走馬引、飛龍引、曰詠、選有五君詠、唐儲光羲有群鴻詠、曰曲、古有大堤曲、梁簡文有烏棲曲、曰篇、選有名都篇、京洛篇、白馬篇、曰唱、魏武帝有氣出唱、曰弄、古樂府有江南弄、有曰長調、曰短調、

〔詩轍 一〕大意

古詩文字句數ノ定則無レバ、短古モ有トイヘドモ、大半長篇ナル故、律ノコトヲ、短作、短述、短篇杜、短章白ナドトモイヘリ、然ルニ白集ニハ、七律ヲ屢長句ト稱セリ、五律中ニ此稱ナシ、而シテ七言古中ニモ、長句ヲ以テ稱セシコトアレバ、只七言トイフ事ナルベシ、然レバ則短ノ字ト相妨ゲズ、蓋古今ノ別、字句ノ數、定則アルト無トニ分ル、

〔文體明辯 十一〕五言古詩上

按宋嚴羽云、風雅頌既亡、一變而爲離騷、再變而爲西漢五言、三變而爲歌行雜體、四變而爲沈名佺期宋名之問律詩、然論者以謂、五言之源生於南風、衍於五子之歌、流於三百五篇、而廣於離騷、特其體未備耳、逮漢蘇名武李名陵、始以成篇、嗣是汪洋於漢魏、汗漫於晉宋、至於陳隋、而古調絕矣、唐初承前代之弊、幸有陳子昂、起而振之、逮貞觀太宗年號之微波、決開元玄宗年號之正派、號稱中興、於時李名白杜名甫王名維孟名浩然之徒、相繼有作、元和憲宗年號以下、遺響復息、故今採漢魏以來古詩、以類列之、斷自韋應物韓愈而止、使學者三復而有得焉、則其爲詩、不求高古而自高古矣、至論其體、則劉勰所云五言流調清麗居

宗者是也、他如扶風歌、五君詠、夏日歎等篇、雖云五言、實爲雜體、故玆不載、

〔本朝麗藻下〕贈心公(保胤)○慶滋　古調詩　中書王

少日受君業、長年識君恩、不嫌我才拙、頻垂師訓惇、交情深淡水、操行染蘭蓀、秋同開月戶、春共入花園、看雪松下閣、避暑竹陰軒、○下略

〔本朝文粹一雜詩〕傷野大夫(小野美材)○古調七言○七言二下、菅家後集有五韻二字、　菅贈太相國

我今遠傷野大夫、不親不疎不門徒、聞昔老農歎農廢、詩人亦歎道荒蕪、沈思雖非入神妙、如大夫者二三無、紀相公(長谷雄)○應煩劇務、自餘時輩摠鴻儒、況復眞行草書勢、絕而不繼痛哉乎、

律詩

〔詩轍一〕大意

蓋時ニ對ヲ用ユルト用ヒザルトノ二ツアリ、對無キヲ散詩ト云、對ヲ用ユルヲ儷句ト云、散モト古詩ノ體トイヘドモ、青青子衿、悠悠我心、覯閔既多、受侮不少、殖彼小靶、殖此大兕、三百篇ニ見エ、猶易ニ、水流溼、火就燥、雲從龍、風從虎、書ニ滿招損、謙受益ナド出タレバ、由テ來ルコト久シ、詩文共ニ古體ハ散體ナリシガ、魏晉以來、ソロ〳〵ト對偶ニナリ、六朝ニ至ッテハ、漢ノ雄渾、次第ニ靡縟ト麗シク、氣象大ニ衰ヘタリ、ソレヨリ唐ニ推移リ、其儷句ヲ其儘ニ用ヒ、ソレニ法度ヲ加ヘ、漢魏雄渾ノ氣象ニ復シ、一種ノ律ト云者ヲ創メタリ、重ネテ此事ヲ審ニ論ズルニ、五言蘇李ヲ始トシテ、蘇武已ニ、征夫懷遠路、遊子戀故鄉ノ聯アレバ、胎ヲ託スル事ハ始ヨリス、サレドモ晉ノ陶淵明アタリ迄ハ、一體散詩ナリ、淸沈德潛古詩源、晉陸機ヲ、遂開出排偶一家ト論ジタレドモ、其實劉宋謝靈運、盛ニ對儷ヲ用ヒ、齊謝玄暉ニ至リ、終ニ古體ヲ一掃シ、後世律家ノ基ヲ建テタリ、律トハ法度ノ謂也、律ト云字ノ出處ハ、尙書ニ、聲依永、律和聲ト云是ナリ、律實ニ唐ニ興ルトイヘドモ、其濫觴ヲ推セバ、齊謝朓、王融、沈約聲病ヲ建テシニ起ル、唐ハ隋ノ禪ヲ受テ天下ヲ有テリ、唐ノ世ニ律詩出來タル程ニ、隋以前ノ詩風モ、滄浪詩話ニ擧タル如ク、建安(漢末)黃初(魏)正始(同)太康(晉)元嘉(宋)永明

齊
齊梁（兩朝）南北朝（謂魏周）ナドノ、色々ノ體アレドモ、概シテ之ヲ古詩ト云ヒ、唐ニ創メタル律ヲ近體ト云、故ニ詩ノ大段、古體ト近體トノ二ツナリ、今ノ詩ヲ學ブ者、古體ヲ置キ、小律ヲ以テ詩門トスレバ、近體ノ法、爾少年ノ先ンズル所ナリ、故ニ說專近體ニアリ、偶古體ヲ說者ハ、唯餘波ノ及ブ也、古體、字ノ多少、句ノ長短、整齊錯雜、定則ナシ、近體、字ハ五六七言ノ三等ニ定メ、體ハ律排律絕句ノ三體ニ定メタレバ、先其體三三ノ九ト見エタリ、其內六言ハ其作微ナリ、諸家ノ選、多ク其門ヲ設ケズ、是ヲ以テ近體、大概五七言律、排律、絕句、六體トイハンモ可也、而シテ七言排律モ、亦作者甚少シ、九體ノ外、六句ノ律ナキニ非ズトイヘドモ、其作尠ケレバ、五言律、排律、絕、七言律、絕、詩門ヲ設ルニ足レリ、近體ハ、韻必平ニ限ルニ論ナシ、サレドモ熟ク古集ヲ讀ニ、變化ノ到ル所、側韻律ナキニモ非ズ、唯體ヲ具ヘテ微ナリ、

〔文體明辯十四〕近體律詩上
按律詩者、梁陳以下、聲律對偶之詩也、蓋自邶風有覯閔既多、受侮不少之句、其屬對已工、堯典有聲依永律和聲之語、其爲律已甚、梁陳諸家漸多儷句、雖名古詩、實墮律體、唐興、沈（佺期）宋（之問）之流、研練精切、穩順聲勢、號爲律詩、其後寖盛、雖不及古詩之高遠、然對偶音律、亦文章之不可缺者、故今採梁陳以下、訖于晚唐諸家律詩之工者、而以五七言列之中間、又以類從、使學者取法焉、其詩一二名起聯、又名發句、三四名頷聯、五六名頸聯、七八名尾聯、又名落句、間有變體、各附注之、其三韻則五言中之別體也、故列于五言之後、嘗試論之、梁陳至隋、是爲律祖、至唐而有四等、由高祖武德初、至玄宗開元初、爲初唐、由開元至代宗大曆初、爲盛唐、由大曆至憲宗元和末、爲中唐、自文宗開成初、至五季、爲晚唐、然盛唐詩、亦有一二濫觴晚唐者、晚唐詩、亦有一二可入盛唐者、要當論其大槩耳、宋詩尙理、主於議論、而病於意興、於三百篇之義、爲甚遠、故今所錄、斷自唐止、不使氣格凡下者雜焉、至論其體、則一篇之中、抒情寫景、或因情以寓景、或因景以見情、大抵以格調爲主、意興經之、詞句緯之、以渾厚爲上、

雅淡次之、穠豔又次之、若論其難易、則對句易工、結句難工、發句尤難工、七言覩五言爲難、五言不可加、七言不可減、爲尤難、學者知此而各充其才、則盛唐可復見於今矣、

〔拾芥抄 上本 詩家〕五言（首尾胸腰謂之四韻、上句之末字必用他聲、但連韻之時用平聲、）

凡他

●●○○●　○○●●○　發句

自平

●○○●●　○●●○○　胸句

●●○○●　○○●●○　腰句

●○○●●　○●●○○　落句

〔菅家文草 四〕吟善淵博士（愛成）○物章醫師兩才子新詩戲寄長句

颯々松窻獨臥時、相迎僚友見文詞、大春堂下寒吟逸、弘景園中曉嘯悲、何啻離經稱博士、自甦合藥喚醫師、閑思共有雕蟲業、應化使君昔詠詩、

〔菅家文草 四〕予罷秩歸京、已爲閑客、玄談之外、無物形言、故釋道遙一篇之三章、且題格律五言之八韻、且叙義理、附之題脚、其措詞用韻、皆據成文、若有諳之者、見篇疏決之、

〔中右記〕寬治八年（嘉保元年）九月十二日、未時許參院、（中略）○次參大殿、（藤原忠實）○新中納言通俊卿被參會、歟剡言談、命云、文集古調詩ハ格詩也、新調詩ハ律詩也者、

〔白氏文集 五十一〕後序

前三年、元微之爲予編次文集而叙之、凡五帙、每帙十卷、起長慶二年冬、號白氏長慶集、邇來復有格詩、律詩、碑誌、序記、表贊、以類相附合、爲卷軸、又從五十一以降、卷而第之、是時大和二年秋、予春秋五十有七、目昏頭白、衰也久矣、牆音狂句亦已多矣、由茲而後、宜其絕筆、若餘習未甚、時々一詠亦不自知也、因附前集報微之故、復序于卷首云爾、

格詩歌行雜體　凡五十七首（下略）

排律

〔詩轍〕一大意

又白氏長慶集ヲ看ルニ、格詩、律詩ノ別アリ、而シテ格詩又歌行雜體ト並ベイヘバ、五七言文字ノ整齊タルニ就テイフニヤ、又其集ノ部類ヲ考ルニ、律部ノ内ニモ、側韻體ヲ始トシテ、短古トモ云ベキ者共多ク雜ハレリ、今ノ律法ニ由テ考レバ、濫リナル樣ナレドモ、長慶集ハ、樂天自元稹ト共ニ集メタル者ニシテ、是晩唐作家ノ人々ナレバ、古今ノ詩體ニ罔カラン樣無シ、且意フニ元白詩ヲ以テ一世ヲ風靡シテ、世人コレヲ元和體ト云、自ノ詩ニモ、聊從長慶辭高古、詩到元和體變新トモ作リタレバ、一家ノ法定メテ有ルナルベシ、假令サリトモ、是ハ長慶集ノ法ニシテ、前說ニ非ザレバ、天下古今ニ通ズベカラズ、古今ノ通說ヲ繩墨トスレバ、先達ノ輯ムル者モ、古今ノ混淆ナキコト能ハズ、見ル人宜ク意ヲ留ムベシ、

〔懷風藻〕正五位上紀朝臣古麻呂〇文武天皇朝人　二首年五十九

七言望雪一首

無爲聖德重寸陰、有道神功輕球琳、垂拱端坐惜歲暮、披軒褰簾望遙岑、浮雲靉靆縈巖岫、驚飈蕭瑟響庭林、落雪霏々一嶺白、斜日黯々半山金、柳絮未飛蝶先舞、梅芳猶遲花早臨、夢裡鈎天尙易涌、松下清風信難斟、

〔本朝一人一首〕一林子曰、七言長篇、始見之、七八句能寫卽景、九十句形容得好、其不拘聲律者、當時風體比々皆然、想夫懷風藻中、才子唯慕文選古詩、而未見唐詩格律之正、則爲可疑難之乎、

〔文體明辯〕十五排律詩

按排律、原於顏延之謝朓諸人、梁陳以還、儷句尤切、唐興、始專此體、而有排律之名、今自南宋訖于中唐、擇其詩之工者、而以五七言列之、亦以類從、大抵排律之體、不以鍛鍊爲正、而以布置有序、首尾通貫爲尙、學者詳之、〇中略

太歲日（代宗大曆三年戊申正月三日亦戊申也）　　盛唐杜甫

楚岸行將老、巫山坐復春、病多猶是客、謀拙竟何人、閶闔開黃道、衣冠拜紫宸、榮光懸日月、賜予出金銀、愁寂鴛行斷、參差虎穴鄰、西江元下蜀、北斗故臨秦、散地逾高枕、生涯脫要津、天邊梅柳樹、相見幾回新、

〔作文大體〕五言詩、七言詩、同有發句落句二韻、云絶句也、

〔懷風藻〕太宰大貳正四位下紀朝臣男人（○聖武天皇朝人）三首（年五十七）

七言遊吉野川

万丈崇巖削成秀、千尋素濤逆折流、欲訪鍾池越潭跡、留連美稻逢槎洲、（美稻一作茅淳）

〔文體明辯十六〕絶句詩

按絶句詩原於樂府、五言如白頭吟、出塞曲、（樂府並不錄）桃葉歌、（見樂府類）歡聞歌、（樂府不錄）長千曲、（見樂府類）團扇郎（樂府不錄）等篇、七言則如挾瑟歌、烏棲曲、怨詩行等篇、（樂府不錄）並下及六代、述作漸繁、唐初穩順聲勢定爲絶句、絶之爲言截也、即律詩而截之也、故凡後兩句對者、是截前四句、前兩句對者、是截後四句、全篇皆對者、是截中四句、皆不對者、是截首尾四句、故唐人絶句、皆稱律詩、觀李漢編昌黎集、絶句皆入律詩、蓋可見矣、大抵絶句詩、以第三句爲主、須以實事寓意、則轉換有力、旨趣深長、雖以杜少陵之聖於詩、而於此尙有遺憾、則此體豈可易而爲之哉、今採晉宋以下訖于晩唐諸家詩、而以五七言列之、仍各以類相從、使學者有所取法焉、

〔淡窻詩話上〕當今三都ニ於テ流行スル體、七絶ヨリ盛ナルハナシ、是レ貴人又ハ豪富ノ町人ヲ、其社中ニ引入レンガ爲メノ計策ナリ、如此ノ輩、纔ニ素讀ヲ爲シタル位ノ事ニテ、詩人ト、ナラント欲ス、故ニ絶句ヲ外ニシテハ、力ヲ用フベキ處ナシ、盟主タル者、其情ヲ知リタル故ニ、詩ノ妙ハ絶句ニアリト稱シ、古今ノ詩集ヲ抄錄スルニモ、七絶ノミヲ取リテ世ニ行フ、但相手ノ多クシテ、其

書ノ行ハレ易カランコトヲ冀フナリ、識趣鄙陋ナリト謂フベシ、

〔淡窻詩話下〕詩ハ韻脚ノ字ヲ擇ムベキコトナリ、絶句ニ至リテハ最モ然リトス、乃チ結句ニ韻中第一ノ好キ字ヲ用ユベシ、例之バ一東ナレバ、風ノ字、中ノ字、十灰ナレバ來ノ字、十一眞ナレバ人ノ字、十五刪ナレバ山ノ字、間ノ字ノ類是ナリ、若シ一東ニテ窮ノ字、灰ニテ裁ノ字、眞ニテ頻ノ字、刪ニテ班ノ字ナドヲ、結句ニ用キテ、佳作アルコト予未ダ之ヲ見ズ、王維ガ名高キ七絶ノ西出陽關無故人、（送元二使安西　渭城朝雨浥輕塵、客舍青々柳色新、勸君更盡一杯酒、西出陽關無故人、）遍插茱萸少一人、（九月九日憶山東兄弟　獨在異鄕爲異客、每逢佳節倍思親、遙知兄弟登高處、遍插茱萸少一人、）楊柳青々渡水人、（寒食汜上　廣武城邊逢暮春、汶陽歸客淚沾巾、落花寂々啼山鳥、楊柳青々渡水人、）ナド以テ知ルベシ、皆結句ニ人ノ字ヲ用キタリ、凡ソ韻脚ノ堅カラザルハ、柱ヲ立ツルニ、礎ノ穩カナラザルガ如シ、礎正シクシテ而後柱正シ、柱正クシテ而後屋舍正シキヲ得ルナリ、詩ノ韻脚モ亦斯ノ如シ、絶句ハ含蓄ヲ貴ブ、結句不盡ノ意アルベシ、

〔塡詞圖譜序〕宋人以爲詞者詩之餘也、詩既爲文章中之一途、又以餘稱之、最戔々者也哉、況於本邦固爲無用物耶、士人不敢專攻其業、殆束閣焉、然於古人中要之、有前中書親王憶龜山之詞、蓋王夙好文學、才藻典麗、罹時不淑、退隱西山、掩關却掃、因製此詞、寄諷憶江南也、讀之辭致悽惋、世與菟裘諸賦并傳、當推以爲我邦開山祖也、有祖無傳、爾後絶響一千年于茲、憲也、禀性碌々、躬遇泰運之日、進則無仕官之能、退亦無耕野之業、拘々乎雕蟲刻鵠之末、僥生於藝林菁華之際、往日養病竹田書屋、湯藥餘暇、輯諸圖譜、參訂斟酌、綜爲六卷、摘句撰聲、娛樂遣日、人或嘲之、因自解曰、憲也、禀性碌々、爲斯戔々者、原是本分內之事、復奚疑焉、若夫竊論其志、則嗣龜山之音、以代華封之頌、欲明文治之象、弘慶萬類、毫末無遺也、勿謂靡音麗語、以爲間散逸豫、燕賓誇客之資矣、

文化紀元清明前一日題於城西間居落紅深處

竺田居士田能村孝憲君彝甫

〔塡詞圖譜附錄下〕塡詞國字總論

詞

凡ソ唐ヨリ以前ハ、樂府ノ詞ヨリ外ニ、譜アリテ管絃ニ被ラシムルナリ、本邦天王寺ニ傳ル所ノ樂、及ビ猿樂ノ笛大鼓ニ譜アルガ如シ、詩餘ニ至テ始テ其詞ヲ唱ヘテ、直ニ管絃ニカケ、別ニ譜ヲ用ザルナリ、是レ古ノ樂ト異ナル所以ニシテ、今ノ雜謠(ハウタ)ニ似タル所ナリ、

〔塡詞圖譜附下錄〕塡詞國字總論

此ノ圖ノ註ニ、始テ韻ヲ押(フ)ム句ヲ起(平韻起、仄韻起、)ト云フ、夫ヨリ以下ヲ叶(平叶、仄叶、)ト云フ、韻ヲ更ル所ヲ換(平韻換、仄韻換、)ト云フ、又更ヲ三換(平韻三換、仄韻三換、)ト云ヒ、又更ヲ四換(平韻四換、仄韻四換、)ト云フ、五六モ同ジ、又韻ヲ更テ後ニ再ビ首ノ韻ヲ用ヒ叶ルコトアリ、叶首平、或ハ叶首仄ト註ス、(叶二平、叶二仄ト云フアリ、是レハ更シ韻ニ叶フ也、圖ニテ明ニ分ル、)又喩バ西江月ノ如キ、一東ニテ作リカヽリ、結句ヲ上聲ノ一董、或去聲ノ一送ニ更テ叶ヘ、又ハ六魚ニテ作リカヽリ、上聲ノ六語、或ハ去聲ノ六御ニ更テ叶ル類ナリ、是ハ換仄叶ト註ス、但シ至テ少キコトナリ、以上ノ韻ノ押ミ按排(アンバイ)ハ、圖ニ合セテ考レバ直ニ詳ナリ、

〔作詩志彀〕詩餘ハ歌詞ナリ、樂府聲詩ノ變ニシテ、徐陵ガ玉臺、韓渥ガ香奩ノ遺體ナリ、宋ノ柳氷、舊聲ヲ變ジテ新聲ヲ作リシヨリ創レリ、モト閨閣ノ情ヲ言フ艶詞ニシテ、滿紅々念奴嬌ナドヽ云一定ノ節曲アリ、假令バ詠雨ノ詩餘ヲ、滿紅々ノ節曲ニテ作レバ、詠雨ノ題ナレドモ、命ズルニ滿紅々ヲ以ス、他モ皆コノ例ナリ、蓋シ詩ハ近體ト雖ドモ、平仄音韻ヲ主トスルニ過ギズ、詩餘ハ先ヅ五音ヲ分チ、又五聲ヲ分チ、又六律ヲ分チ、又清濁輕重ヲ分ツ、歐陽東坡ガ才ヲ以テスラ、詩餘ヲ作テ往々音律ニ協ヒガタシト云ヘリ、況ヤ倭人ノ輙ク作リ得ベキ物ニアラズ、此方今日用風雅ノ具ニ非ザレドモ、近體ヨリ出ルモノナルユヘ、幷テ論ジ及ブト云、

〔性靈集一〕羅皮函詞七言

南峯獨立幾千年、松柏爲隣銀漢前、戴日羅衣物外久、函書今向相公邊、

〔本朝文粹十二詩〕髮落詞　前中書王

歌

予○兼明親王病後鬢髮盡白、亦欲落盡、感居易齒落詞、作髮落詞、以安慰之、其辭曰、

問汝鬢髮何變常質、昔如玄雲今爲白雪、事不見彼松栢、秋霜屢落不改其綠、亦不見彼瓊玉、夜火三宿無改其潔、不有孤心乎、何已忘契、不有久要乎、何棄吾去、去復去兮無奈何、曉霜慵照尋無處、答云、當君少壯之日、血脉盈而髮黑長、及至老爛之齒、肥膚虛而鬢蒼浪、物之理也、君何爲傷、魚勞尾赬、樹病葉秋、馬困而有玄黃、烏感而有白頭、孟嘗君之庭前、只住馮驩、衞將軍之門欄、獨臥任安、勢去乃去、客行不還、氣衰又衰、髮落不殘、事誠有爾、君何歎焉、吾應曰、汝言是、安以疑、白盡之後、落盡之時、將絕簪纓之累、歸空門於巖扉、

〔菅家文草三〕行春詞七言二十韻

欲覩春風不受情、周流四望睇先凝、才愚只合嫌傷錦、塵短何爲理亂繩、慙愧城陽因勇進、庶幾馮翊以廉稱、莓苔石上心沈陸、楊柳花前脚履氷、辭謝頑民來謁拜、許容小吏送祇承、繞身文學徒相逐、任口謳吟罷不能、事々當資仁義下、行々且膽稻粱登、靈祠祐語年高祝、古寺玄談臈老僧、過爾經營修府庫、臨煙刻鏤辨溝塍、遍開草褥寃囚錄、輕擧蒲鞭宿惡懲、尊長思教卑幼順、單貧恐被富强凌、安存耄邁准非肉、賑恤孤惸饑曲肱、纖纏家門留問主、耦耕田畔立尋朋、遊童竹馬郊迎廢、隱士藜杖路次興、冥感終無馴白鹿、外聞幸免喚蒼鷹、應緣政拙聲名墜、豈敢功成善最昇、匆轡出時朝日旭、繫巾歸處暮雲蒸、驛亭樓上三通鼓、公館窻中一點燈、人散閑居悲易觸、夜深獨臥淚難勝、到州秋半淸兼愼、恨有靑々汚染蠅、

〔性靈集一〕喜雨歌雜言

哀々末世諸元々、聾瞽不屑聖者言、久醉無明酒、不知本覺源、長眠三界夢、永愛四蛇原、身與口心行十惡、不忠不孝罪業繁、撥因果無罪福、蕩逸昏迷嘗口腹、生之死之笑而哭、打東打北摠是由、○下略

〔本朝文粹一雜詩〕無尾牛歌　源順

我有一牛尾已欠、人々嘲爲無尾牛、本是野犢被狼嚙、免彼狼口實有由、英靈疑是松精化、肥大曾非巢

下流、雖無一尾有五德、請我一々叩角謳、初食弱草糞共分、時不放以尾汚轅、（其德一也）入園縱逢園夫怒、不可結著死牛頭、（牛入園中、園主以死牛頭骨結著其尾、令走致里、此牛無所結著、其德二也、）又入曠野群牛中、牧童遠知不尋求、（其德三也）黑牛背上白毛點、古賢驗之遂得偸、君若擒姦兼督盜、何必以毛告定州、短尾猶爲長久驗、盜者終須爲繫囚、（其德四也）家々兒女走車出、遠向山寺近遊市樓、或投暮歸或隔夜、牛疲輸𠛬主人愁、我牛無尾人不借、人皆雖嘲我無憂、（其德五也）無尾無尾汝聽取、我未以汝耕田疇、又不東西爲僦載、一僦載之賃無收、我心不是偏愛汝、家貧自忘農商謀、臨老居官官俸薄、一兩僮僕不肯留、草青春不乘肥馬、雪白冬難擁善裘、纔得駕汝何必忘苦、無尾無尾汝知不、明時用忠不用留、所以夙興夜寢暫休、懇忠若遇糠豆撈、數年汝功必將酬、

〔元元唱和集一〕疊字適意歌

止々(ナンナン)忘非、忘是、遊雲山、遍朝市、有松爲床、有岩爲几、綠陰是我家、白雲是我被、困來臥草眠花、饑來食菓飮水、禪月無心照來去、慧日有力破生死、或隨順乎三世佛陀、或値遇乎十方開士、既離惡離善離因離果、亦無喜無憂、無譽無毀、世有若斯自由自在之人、是謂艸山不可思議妙子、

拆字

〔本朝文粹一雜詩〕字訓詩（于時嘉祥九年秋）　清原眞友

禾失曾知秩、中心豈忘忠、里魚穿浪鯉、江鳥度秋鴻、火盡仍爲燼、山高自作嵩、色絲辭不絕、凡虫泣寒風、

字訓詩　源順

周不致瑞稠、人壽與仙儔、加馬馳高駕、求衣擁善裘、夏香蓮綻馥、秋木葉落楸(ヒサギ)、官舍飽門館、三乃幾九州、

〔陔餘叢考二十四〕拆字詩

南宋人蓉溪集、有拆字詩一首、日月明朝昏、山風嵐自起、石皮破仍堅、古木枯不死、可人何當來、意若重千里、永言詠黃鶴、志士心未已、

廻文

〔作文大體〕雜體詩、回文詩、絕句詩、律詩可作也、

〔詩轍三〕異體

回文　詩林廣記云、皮日休雜體詩序曰、晉温嶠、始有回文詩、回文トハ、倒ニ讀メバ、又一首ニナル也、

東坡金山寺、

潮隨暗浪雪山傾。遠浦漁舟釣月明。
橋對寺門松逕小。巷當泉脈石波清。
迢迢遠樹江天曉。靄靄紅霞晚日晴。
遙望四山雲接水。碧峯千點數鷗輕。

同題織錦圖

春暮落花餘碧草。夜涼低月半枯桐。
人隨遠鴈邊城暮。雨映疎簾繡閣空。

按ズルニ、是モ亦未回文ノ正體ニ非ズ、

〔晉書列傳九十六〕竇滔妻蘇氏

竇滔妻蘇氏、始平人也、名蕙、字若蘭、善屬文、滔苻堅時爲秦州刺史、被徙流沙、蘇氏思之、織錦爲回文旋圖詩、以贈滔、宛轉循環以讀之、詞甚悽惋、凡八百四十字、文多不錄、

〔陔餘叢考二十三〕回文詩

回文詩、世皆以爲始於蘇蕙、然劉勰謂、回文所興、道原爲始、則非起於蘇蕙矣、道原不知何姓何時人、按梅慶生註文心雕龍云、宋有賀道慶、作四言回文詩一首、計十二句、從尾至首、讀亦成韻、勰所謂道原、或卽道慶之訛也、但道慶宋人、而蘇蕙苻秦人、則蕙仍在道慶前、而勰謂始自道原、意或當時南北朝分裂、蕙所作尙未傳播江南、而道慶在南朝、實擬此體、故以爲首耳、今道慶回文不傳、惟蕙詩見於記載、亦名璇璣圖、

〔菅家文草四詩〕聞文進士及第題客舍壁文室時實

得聞春舫故人名、非喜高飛喜久生、匏繋不辭煙絶臥、履穿無厭雪寒行、三千門下獨留守、一百字中幾晩成、年少若嘲君耄及、慇懃爲解俟河清、有試賦河水清一百字回文、故云、　菅三品〇文時

〔本朝文粹十二銘〕劒銘　廻文

陽文陰精、刃新發硎、光倒桂月、氣通華星、霜雪奔冷、鬼神畏靈、裝金飾玉、藏匣勤銘、　紀納言〇長谷雄

〔本朝文粹十二銘〕盃銘　廻文

盈盃有味、傾來久視、

〔文獻通考百十二王禮〕君臣冠冕服章

武后延載元年五月、内出繡袍、以賜文武三品以上官、其袍文仍各有訓誡、〇中略又銘其襟帶、各爲八字廻文、其詞曰、忠正貞直、崇慶榮職、文昌翊政、勳彰慶陟、懿冲順彰、義忠愼光、廉正躬奉、謙感〇感恐盛誤忠勇、

〔朝野群載一文筆〕走脚詩

愚惷慙意急、忿怒怨悲忿、态志忽忘、患感恩應念、忠、　藤敦隆

誰議話談議、請論諷詠詩、諂諛誡論、誤誑誕試、訓詞、　藤公明

宇宙寔宜、安寂寥定、向寛、富宏寧寡、實客容守寮官、　江政時

〔本朝一人一首五〕林子曰、三首同體、中華所謂偏傍體也、其言走脚、不亦奇乎、

〇按ズルニ、走脚詩トハ、超越赴趣等ノ走脚ニ屬セル字ヲ集メテ、篇ヲ成セル詩アリテ、走脚詩ト云ヒタルヲ、其體ニ倣ヒテ、同偏同傍等ノ字ヲ集メタル者ヲモ、走脚詩ト名ケシナラン、

〔文體明辯附錄二〕口字詠附

和蔡黃門口字詠　陳沈炯

嚚々宮閤路、靈々谷口閭、誰知名器品、語哩各崎嶇、

限用字

〔經國集 十三 雜詠〕五言奉試賦秋興一首 以建除等十二字居句頭　治文雄

建西星初轉、除濕金正王、滿江鴻翼疋、平陸菊叢香、定識幽閨女、執梭織錦章、破簾蟲網薄、危牖月光涼、成雨葉聲亂、収芳草色黃、開書周覽後、閉戸歎潘郎、

〔本朝一人一首 三〕林子曰、此體於本朝初見之、可謂奇也、惜哉其餘作不傳也、

〔文體明辯 附錄 二〕雜名詩

按、詩有用建除名者、有用星宿名者、有用道里名者、有用州郡縣名者、有用斜冗名者、有用姓名者、有用將軍名者、有用古人名者、有用宮殿屋名者、有用船車名者、有用藥草樹名者、有用鳥獸名者、有用卦兆相名者、古集所載僅見數端、然推而廣之將不止此、故錄之爲此篇、

○按ズルニ、建除ノ名ヲ句頭ニ置クコトハ、本朝ニ於テ初テ之ヲ見ル由、本朝一人一首ニ云ヘレド、漢土ニモ既ニ之アルコト本文ノ如シ、

〔陔餘叢考 二十四〕題字嵌句首

東坡自杭將還朝、坐中有營妓鄭容、求落籍、高瑩求從良、坡爲題減字木蘭花一詞、判其續尾云、鄭莊好客、容我尊前先墮幘、落筆生風、籍々聲名不負公、高山白早、瑩骨水肌那解老、從此南徐、良夜清風月滿湖、蓋用八字於句首、乃鄭容落籍高瑩從良也、

〔經國集 十三 雜詠〕五言奉試賦秋雨一首 限宮殿名、六韻、　山古嗣

秋雨正滂沛、旬朝灑玉堂、花濃裛發越、鶯度石飛翔、已灌蘭林佩、更霑蕙草香、迎風散斜影、淸暑送浮涼、似露飄長樂、如塵拂建章、長年無破塊、崇德詠時康、

〔田氏家集 上〕九日侍宴冷然院各賦山人採藥十韻 應制 每句用藥名

山人參跡薜蘿幽、晏景天晴採藥遊、乍嗽圍旋花水面、隨行斜滑石巖頭、欲扶老節般勤摘、放苦心懷子細求、氣白前原眞性逸、樹黃連野道心優、犬牙小逐來侵月、龍膽深叢去趁秋、誰計常思松子過、未知要

繞葛陂投、愛將寓木長栖露、遙弄重樓獨枕流、不忍多隣山植盡、暫防風急岸陰留、人銜快志筌筐滿、水寫清聲洗始休、軟脚當歸雲洞裏、事須万歲用仙羞、

〔菅家文草一詩〕喜雨詩（以龍爲韵、限八十字、每句用漢代眞吏名、）

傳號霑千里、宜恩出九重、雨寬何霑澤、雲黯幾奇峯、暗記年豐瑞、先知井邑雍、令辰成德政、旁午育耕農、步武甘膏滿、含弘渙汗濃、延年秋可待、廣漢霈猶慵、欲逐聽銅雀、誰尊醮土龍、田翁歸去處、佇立盛時邕、

〔江吏部集中文〕五言奉試賦得敎學爲先（八十字成篇、每句用仲尼弟子名、）

建國（國○鄭）君民者、須（須○樊）令敎學行、誨來予（予○宰）不倦、習處若（若○有）事輕、稽古長（冶長○公）鑽仰、于今自化成、（成○縣）有時歡受賜、（木賜○端）何（何○顏）日忘研精、照卷月清潔、（潔○廉）拾螢火滅明、（明○滅）文求（求○冉）無墮地、賢愧不齊（不齊○宓）名、豈敢非（非○秦）來學、誰應得退耕、（耕○冉）幸逢施之（施之○常）德世、開（雕開○漆）吠樂心情、

〔江家次第十九〕弓場殿試事

醍醐　延喜二年十月六日（壬寅）

山無隱（每句用漢逸人名）

文章得業生藤原博文作秀句、補藏人所雜色、文章生藤原諸陰、每句第一字用逸人名、候內御書所、及第者二人、（中略）

後朱雀院　長久四年九月九日（癸酉）

禮義爲器、（以先爲韻、每句用前漢儒士名、）方略試、

〔陔餘叢考二十四〕以古人姓名藏句中

石林詩話載王荊公詩、老景春可惜、無花可留得、莫嫌柳渾靑、終恨李太白、以古人姓名藏句中、或者謂前無此體、按權德輿集有一篇云、藩宣秉戎寄、衡石崇位勢、年紀信不留、弛張良自愧、樵蘇則爲愜、瓜李斯可畏、不顧榮宦尊、每陳農畝利、家林類岩巘、負郭躬斂積、忌滿寵生嫌、養蒙恬望智、疎鐘皓月

曉、晩景丹霞麗、澗谷永不暖、山梁翼無累、頗符生輩學、得展鶬倘志、從此直不疑、支離疎世事、則唐人已創此體、

〔經國集十四雜詠〕雜言漁歌五首 毎歌用帶字 太上天皇 在祚

江水渡頭柳亂絲、漁翁上船煙景遲、乘春興無厭時、求魚不得帶風吹、

漁人不記歲時流、淹泊沿洄老棹舟、心自放常狎鷗、桃花春水帶浪遊、

雜言奉和漁家二首 毎歌用送字 公主

白頭不覺何老人、明時不仕釣江濱、飯香稻苞紫鱗、不欲榮華送吾眞、

春水洋々滄浪清、漁翁從此獨濯纓、何鄕里何姓名、潭裏閑歌送太平、

限字數

〔經國集十三雜詠〕五言奉試賦得隴頭秋月明一首 限六十字 題中取韻 豐前王

桂氣三秋晩、葭陰一點輕、傍弓形始望、圓鏡暈今傾、漏盡姮娥落、更深顧兎驚、薄光波裏碎、寒色隴頭明、皎潔低胡域、玲瓏照漢營、誓將天子劍、奴髮獨橫行、

句法 句名

〔作文大體〕第四句名

凡句者不論五言七言、其首一韻、謂之發句、其次一韻、謂之胸句、其次一韻、謂之腰句、其尾一韻、謂之落句、首尾胸腰、謂之四韻、或謂之長句、若只有首尾二韻、謂之一絶、或謂之絶句矣、然今暫擧五言七言之絶句、顯四韻長韻之心耳、

〔明月記〕正治二年閏二月廿一日、少時大臣殿、中將殿□御季經卿、隆信朝臣、有宗朝臣、長兼 東帶 爲長成信等、依召參入於新御所、出題各評定云、今日詩與歌被合可爲興、○中略 予 ○藤原定家 和歌被合爲長詩、一首持、一首負、詩被合信定歌、一首勝、一首持、是存外也、

詩胸句

鳧鐘響近松風夕、鳳輦蹤遺草露春、座中頗被稱無難之由、尤爲存外、於歌者被處異様了、是又何爲乎、

起承轉合

〔作詩志彀〕起承轉合ハ、夏人律ヲ言フノ式ナリ、氷川詩式ニ、律詩有起有承有轉有合云々、且合ノ字尤モ絶句ニ宜シカラズ、故ニ梁橋律ノ式ヲ借リ來テ、絶句ヲ論ジテ曰、平坦叙起爲佳、從容承之爲是、至於宛轉變化工夫、全在第三句、若于此轉變得宜、則第四句如順流之舟矣ト云、倭刻詩學入門補條ニ起承轉合ノ四論ズレドモ、合ノ字ハ借ルコトヲ得ズ、只如順流之舟矣云々、起承轉ヲバ借リ字施之絶句則可、施之於律則未盡ト云ニ至テハ、妄昧ノ甚シキト云ベシ、然レドモ自ラ其言ノ穩ナラザルヲ知テ、又曰律詩唐以前無此稱、唐以詩取人、因出其新意、創爲一體、二起二承二轉二合、勒定八句、名曰律詩ト云々、古ヨリ起承轉合ハ、律ヲ云ノ式ニテ、絶句ノ式ニ非ルコト見ルベシ、唐ノ僧皎然ガ杼山詩式、宋ノ嚴羽ガ滄浪詩話ヨリ以下、識者ノ手ニ出ルノ書、未ダ曾テ起承轉合ヲ論ズル者アラズ、試ミニ唐人ノ詩ヲ看ヨ、唐人初メヨリ起承轉合ト云コトヲ知ズ、故ニ其佳境ニ至ルノ詩、往々起承轉合ニ合ハザルナリ、第二ノ句ヨリ轉ズルアリ、第三ノ句ヨリ轉ズルアリ、第一二三同意一連ニシテ、第四ノ句ニテ意ノ轉ズルアリ、適暗ニ起承轉合ニ合フモノアルモ、初メヨリ起承轉合ニ意アルニ非ズ、方今ノ詩作ヲ敎ル者、唐人未ダ曾テ言ザル所ノ起承轉合ヲ以テシテ、唐詩々々ト云、捧腹スベシ、詩ハ趣ノ條暢スルヲ尙ブ、起承轉合ニ拘々トシテ、爭カ佳詩ヲ作ルコトヲ得ベケンヤ、

句長短

〔本朝文粹一雜詩〕遠久良養生方　前中書王〇兼明

塢塞上、龜山傍、柴扉門、竹編墻、松有蓋、石有床、前有樹、後有篁、春之色、秋之光、花漠々、月蒼々、鶯百囀、鴈一行、曉之興、晩之望、雲渺々、水茫々、詩兩韻、琴一張、其苞何、橘柚霜、彼摘何、葵向陽、薇一篋、笋一筐、脍一筋、酒一觴、臥而睡、起彷徨、荷露氣、桂風香、擬王湛、慵嵇康、任行樂、入坐忘、擯俗地、無何鄕、心自得、壽無疆、

〔陔餘叢考二十三〕三言詩

三言詩、金玉詩話謂、起於高貴鄕公、然漢安世房中歌、豊草葽及雷震々二章、郊祀歌之練時日、太乙

既、天馬徠等章、已創其體、則不始於魏末矣、劉勰又引喜起歌、爲三言之首、而謂、詩之有三五言、多成於西漢、蓋國風山有榛、隰有苓、周頌綏萬邦、屢豐年之類、古詩中原有此句法、特漢初以之爲全篇、遂成此三言之一體耳、後世亦罕有爲之者、劉伯温集有思美人一篇、懷麓堂詩話、羅明仲謂、三言亦可爲體、因出樹處二韻、迫西涯題扇、西涯援筆題云、揚風帆、出江樹、家遙々、在何處、又有鄞人金埴專工三言、多至千篇、今已不傳、近日朱竹垞、查初白、間亦爲之、

〔陔餘叢考二十三〕一二言詩

孔穎達詩正義序云、詩以申志、一字則言蹇而意不會、故詩之見句、少不減二、即祈父肇禋之類也、今按、古詩亦有一言者、顧寧人謂、緇衣章敝字爲句、還字爲句、又吳志歷陽山石文、楚、九州渚、吳、九州都、楚字吳字各爲句、此一言詩也、祈父肇禋、劉勰亦引爲二字詩、然尚非兩字即成一韻、老子法本章、琭琭如玉、落々如石、立戒章、知足不辱、知止不殆、史記田家之祝詞曰、甌窶滿篝、汙邪滿車、及吳越春秋黃竹之歌曰、斷竹、續竹、飛土、逐肉、則竟以兩字相叶矣、

〔元元唱和集七〕四言。

奉次艸山元政上人和陶元亮年四十榮木詩幷序

淵明之詩、恬淡眞率、沖寂自如、由晉而來、愛而和之者夥矣、至於年四十榮木詩、卒未聞有和之者、則榮木之枯久矣、寬文壬寅、草山元政公、亦年不惑、慕而和之、榮木其復穉乎、錄以示教命幷和焉、吁顧不才、筆非江文通、豈能令榮木花乎、抑不才思之、政公既能噓枯而穉之、余獨不能灌而茂之乎、乃竊不自揣、遂次公韻而續貂焉、蓋將欲使榮木之枯而穉、穉而榮、與五百歲之冥靈、八千歲之大椿、比隆而並茂焉、四十云乎哉、○中略

相彼木兮、春榮在茲、庭柯足盼、扶老何之、暮落朝花、盛衰霎時、日月易邁、孰繫乎而、

〔陔餘叢考二十三〕四言詩

四言詩、當以舜典喜起之歌爲首、大禹所訓、內作色荒、外作禽荒六句、亦濫觴也、

〔作文大體〕第二五言詩

凡五言詩者、上句五字、下句五字、合十字、成一章之名也、天寶集曰、二四不同、二九對避之、又避下三連病云々、

萬里人南去　三春雁北飛

不知何歲月　得與汝同歸

〔懷風藻〕正三位大納言紀朝臣麻呂一首 年卅五

五言春日應詔一首

惠氣四望浮、重光一園春、式宴依仁智、優遊催詩人、崑山珠玉盛、瑤水花藻陳、階梅鬪素蝶、塘柳掃芳塵、天德十堯舜、皇恩霑萬民、

〔艸山集十八〕六言絕附

學道先須學貧幷序

一日有客、袖慈明法語一帙來示余、〇釋元政 其書三十二章、一章一珠、余讀之、不覺終卷、其末章曰、有曰家貧難以爲學者、嗟乎此無志之鄙夫也、貧乃士之常、身貧道豈貧乎、蔬水可以充飲食、荊竹可以營戶牖、明月清風、可以自適、高山流水、可以自娛、正隨心之助、養志之資、視彼羸々于多務者、勝之勝矣、澹泊者明志、凝靜者致遠、故曰、學道先須且學貧、使余殊愛其淸素之趣、因爲六言三章、聊節云、

學道先須學貧、乞憐不用搖尾、爲僧豈復隨人、當是使天役鬼、〇下二首略

〔陔餘叢考二十三〕六言

任昉云、六言始於谷永、然劉勰云、六言七言雜出詩騷、今按、毛詩謂爾遷於王都、曰予未有室家等句、已開其端、則不始於谷永矣、或谷永本此體創爲全篇、遂自成一家、然永六言詩今不傳、後漢書孔融

傳、融所著詩頌碑文、六言策文表檄、其曰六言者、蓋即六言詩也、

〔作文大體〕第三七言詩

凡七言詩者、上句七字、下句七字、合十四字、成一篇之名、白氏文集云、二四不同、二六對避之、又是避下三連病云々、

柳無氣力條先動　池有波文氷盡開　今日不知誰計會　春風春水一時來

〔陔餘叢考二十三〕八言

世罕有八言詩、漢書東方朔傳、朔有八言七言上下、晉灼曰、八言七言詩、各有上下篇也、然今已不傳、毛詩中、惟我不敢效我友自逸一句、○中略

九言

摯虞以洞酌篇爲九言、顏延之則謂、詩體本無九言者、摯虞之論未可爲據、懷麓堂詩話又謂、九言起於高貴鄉公、鮑明遠沈休文亦有之、○中略

十言十一言

懷麓堂詩話又謂、詩有十字者、太白詩、黃帝鑄鼎於荆山、鍊丹砂、丹砂成騎龍飛上太清家、是也、有十一字者、少陵詩、王郎酒酣拔劍斫地歌莫哀、我能拔爾抑塞磊落之奇才、東坡詩、山中故人應有招我歸來篇是也、

對句

〔作文大體〕第六字對

凡詩有八對、其中常可用者、色對、數對、聲對是也、色對者、上句用丹青、下句用黑白之類等是也、數對者、上句用三千、下句用一万之類等是也、聲對者、上句用仙字、下句用万字之類等是也、夫仙字聲涉千、故與万字爲對耳、其外風雲、草木、魚蟲、禽獸、年月日時、天地明晦、貴賤上下、以其名爲對者也、又色對之中、以烏代黑、以雪代白、數對之中、以雙准二、以孤准一等類是也、發句落句强不求對、啻可盡理、是絕句體

也、四韻之胸句腰句、必可求對字、長韻可准知之、今案諸集絕句之中、或發句、或落句、有對字者、是邂逅也、

〔作文大體〕文章有十二對、詩賦雜筆等、同用之、

一色對、二物對、三同對、四異對、五數對、六量對、七聯綿對、八正對、九音對、十傍對、十一義對、十二雙對、

第一色對

青黃、赤白、雲煙、雨露、霞霧、氷雪、砂塵、長短、方圓、光景、明暗、高下、淺深、遠近等之類、

句云　黃河波闊含風色　蒼嶺雲寒帶雨音

第二物對

有情非情等也

所謂　驚魚浮水面　飛蝶上花心○中略

第三同對

山岳、海潮、水流、巖峯、谷洞、林藪、瓦石、塔寺、佛經、內外、表裏等也、

所謂　朝見一時雲　夜成千里雨○中略

第四異對

水火、人物、春秋、夏冬、東西、南北、子午、卯酉、巽艮、乾坤、上下、天地、定散、大小、勝負、甲乙、遠近、開閉、開闔、河海、輕重、魚雁、砧杵、二更、風雨、

所謂　山色映芳水　鳥聲語麗人○中略

第五數對

一二、万億、雙兩、多群、衆洪、孤隻、

所謂　百川水一片　五夜月千里○中略

第六疊對

悠々、眇々、迢々、濟々、斑々、瑟々、纖々、焰々、皓々、時々、剋々、年々、歲々、門々、家々、往々、行々、散々、段々、稳々、楚々、溶々、湛々、巍々、蕩々、泛々、沈々、綿々、連々、耿々、明々、絲々、悠々、喧々、杳々、

所謂　泛々花泛酒　飄々風吹琴　○中略

第七聯綿對

一句之中有同字、上下不同離讀之、

所謂　看山山遠眇々　思水水深清々等也

句云　雪深深谷愁旅移　雲遠遠峯訪客稀

第八正對

高低、去來、男女、一万、山水、鳥螢、蒹葭楊柳、

句云　蒹葭水暗螢知夜　楊柳風高雁送秋

蒹與葭是句之中對也、楊與柳是句之中對也、

第九音對

一二三對先專朽、謂先字千音也、專字又千音也、朽亦九聲也、故謂之、又午字五音也、質字七音等也、

句云　二藍經幾夏　朽葉送殘秋　九與朽同音、故以朽對二也、

第十傍對

春對西、春是東故、秋對東、秋是西故、金對東、金是西故、木對西、木是東故、陰對南、陽對北、子對南、午對北、

水對陽、陽是火故、火對陰、陰是水故也、

句云　南陽日暖看寒菊　子夜霜深甑火爐　子北也、夜陰也、○中略

第十一義對

詩調

白對烏、雪對紅、明對黒、月對景等也、

所謂　林靜藏烏　雲連渡嵐（烏西、嵐東故、○中略）

第十二雙對

隔 字用同疊字是也

句云　華色遠依華色映　鳥音深和鳥音歌

〔談唐詩選〕五言律、排律トモニ、對起ヲ以テ正體トス、試ミニ看ヨ、唐人ノ本集ハ言フニ及バズ、宋元明ノ詩集中ニモ、五律百首アレバ、起句對セザル者ハ、二三十ニ過ギズ、對起ノ者ハ半バニ過グ、コレハ常法ナルユヘニ、彼邦ノ人ハ、ミナ解知セルコトナレバ詩話等ニモ言及セズ、此邦ノ人ハ、コレヲ辨ゼズ、名家ノ集中ニモ、五律對起ハ希レニシテ、對セザルハ却テ多シ、近世ノ作家ニテ、平金華ノ集刪中ニ、五律ノ對起一首モ無シ、宇士新ノ金華ヲ譏リテ、妄庸人ト云ハレシモ、過論ナリト云ベカラズ、

〔性靈集四〕書劉希夷集獻納表一首

劉希夷集四卷（副本）

右伏奉少內記大伴氏上宣、書取奉進、但恐久韞揮翰、筆不勝意、不免強書空汙珍紙、王昌齡詩格一卷、此是在唐之日、於作者邊、偶得此書、古詩格等、雖有數家、近代才子、切愛此格、當今堯日麗天、薫風通地、垂拱無爲、頌德溢街、不任手足、敢以奉進、庶令屬文士知見之矣、還恐招恥遼豕、貞元英傑六言詩三卷、元是一卷、緣書様大、卷則隨大、今分三卷、文是秀逸之文、書則褚臨王之遺體也、○中略謹進、

弘仁二年六月廿七日　　　　沙門空海進

〔隨意錄五〕我方作詩、天智天武之間、始於大友大津二皇子、後歷百五十年、而嵯峨帝初得白氏長慶集、珍之云、此夙傳寫來者也、後、仁明承和十一年、當唐武宗會昌四年、而僧惠蕚入唐、唐人爲寫白氏文集、

與之、見於金澤文庫文集末、云、而後印本往々來、詩人多以爲規範、如菅江二家、皆固宗白氏焉、

〔江談抄 四〕閑閣唯聞朝暮鼓　登樓遙望往來船 行幸河陽館弘仁(嵯峨)御製

故賢相傳云、白氏文集一本、詩、渡來在御所、尤被秘藏、人敢無見、〇下略

〔文德實錄 三〕仁壽元年九月乙未、散位從四位下藤原朝臣岳守卒、〇中略五年〇承和、出爲太宰少貳、因檢挍大唐人貨物、適得元白詩筆奏上、帝甚耽悅、授從五位上、

〔異稱日本傳 上二〕白氏長慶集後序〇中略

今按、江談抄曰、嵯峨太上天皇得白居易文集珍之、又越後守平貞顯、金澤文庫所藏文集卷第三十三後、書曰、會昌四年五月二日夜、奉爲日本國僧惠萼上人寫、此本、西峯謂、樂天所謂日本傳寫者、正謂是耶、惠萼本題曰文集太原白居易乃此本流布于世、故我朝古之人、引白氏長慶集、惟稱文集、源氏物語、江吏部集等、俱曰文集是也、其後中國印本文集渡于我朝、題曰白氏文集、爾來亦僉謂白氏文集、詠歌大概曰、白氏文集是也、各知其有由矣、

〔白氏長慶集 七十附錄一〕白氏長慶集後序

白氏前著長慶集五十卷、元微之爲序、後集二十卷自爲序、今又續後集五卷自爲記、前後七十五卷、詩筆大小凡三千八百四十首、集有五本、一本在廬山東林寺經藏院、一本在蘇州南禪寺經藏內、一本在東都勝善寺鉢塔院律庫樓、一本付姪龜郎、一本付外孫談閣童、各藏於家、傳於後、其日本暹羅諸國及兩京人家傳寫者、不在此記、又有元白唱和因繼集共十七卷、劉白唱和集五卷、洛下遊賞宴集十卷、其文盡在大集內、錄出別行於時、若集內無而假名流傳者皆謬爲耳、會昌五年夏五月一日、樂天重記、

〔冷齋詩話 一〕老嫗解詩

白樂天每作詩、令一老嫗解之、問曰解否、嫗曰解、則錄之、不解則易之、故唐末之詩、近於鄙俚也、

〔濟北集 二十〕通衡之五

白氏長慶集、元稹序之、予笑微之之不知文矣、夫文者、豈以兒女牧豎之稱賛爲爾乎哉、昔者孔子作春秋也、門弟子中、只丘明子夏受其說、餘子未聞矣、不啻餘子不聞矣、齊魯之國、未傳誦矣、不啻齊魯之不傳誦、天下未聞傳誦矣、何爲爾邪、詞嚴義密、而常人不易到也、不特聖經也、楊子大玄亦有蓋醬甑之言、宋玉所謂、陽春白雪、下里巴人有間者是也、降逮于魏晉、其道委薾、庾闡作楊都賦、都下爲之紙貴、左太冲三都賦、又貴洛陽之紙、二子之文傳時者淺易之所致也、春秋大玄之不振時者、嚴密之使然也、由是而言、微之之序非文法也、或云、樂天與元九書、自誇兒女之事、微之之承於此與、予曰、後世議樂天之淺俗者是也、然元氏若知文、不可苟合矣、

〔本朝麗藻 下讚德〕和高禮部(○高階積善)再夢唐故白太保之作　中書王(○兼明)

古今詞客得名多、白氏(○白樂天)拔群足詠歌、思任天然沈極底、心將造化動同波、中華變雅人相慣、季葉頽風體未訛、(我朝詞人才子、以白氏文集爲規摹、故承和以來、言詩者、皆不失體裁矣、)再入君夢應決理、當時風月必諳過、

〔江吏部集 中人倫〕近日蒙綸命、點文集七十卷、夫江家之爲江家、白樂天之恩也、故何者、延喜聖代、千古、維時、父子共爲文集之侍讀、天曆聖代、維時、齊光、父子共爲文集之侍讀、天祿御寓、齊光、定基、父子共爲文集之侍讀、爰當今、(○一條)盛興延喜天曆之故事、匡衡獨爲文集之侍讀、擧周未遇昇、欲罷不能以詩慰意、

〔紫式部日記〕宮(○藤原彰子)のおまへにて、文集の所々よませ給などして、さるさまのことしろしめさせまほしげにおぼいたりしかば、いとしのびて、人のさふらはぬもの、ひま〳〵に、をとゝしの夏ごろより、樂府といふふみ二くわんをぞ、しどけなくかうをしへたて聞えさせてはべるもかくし侍り、宮もしのびさせ給しかど、殿(○藤原道長)もうち(○一條)も、けしきをしらせ給て、御ふみどもをめでたうかゝせ給てぞ、殿は奉らせ給ふ、

〔江談抄 四〕江從巴峽初成字　猿過巫陽始斷腸(白、送蕭處士遊黔南)

件詩、天暦御時、朝綱、文時、依勅撰進文集第一詩、共不相議獻此四韻云々、申云、至一句者雖有勝、以備四韻體所進也云々、〇又見古今著聞集

〔本朝續文粹祭文十二〕白居易祭文　敦光朝臣

維保延四年歳次戊子二月丁巳朔十日丙寅、兵部大輔正五位下兼行參河守藤原朝臣顯長、謹以清酌庶羞之奠、敬祭于大唐贈右僕射白樂天之靈、惟公天地淳粹、嶽瀆精神、德輝之照世也、台彩早入孕、詞華之軼人也、風騷更比高、誠是一代之詩伯、万葉之文匠也、夫合志則殊方之客自親、慕義則異代之交無隔、幽玄之境、遙雖閉蹤、後素之功、新以圖像、縱遊大原之故鄉、縱往靈山之淨土、魂而有靈、享斯薄奠、嗟乎昔在平生、詞人才子竊其華藻、今臨祭奠、末學頑質慕其文章、彼一時也、此一時也、伏乞鑒此露膽之佳趣、授以風骨之英材、尙饗、

〔常山樓筆餘二〕白樂天の詩を、詩の惡道と稱し、元輕白俗と誹れり、樂天は、つとめて明白を貴びたるが故なり、いやしき諺に、素人物ずきといへるによくかなへり、されども樂天の詩風、人の情を失はず、いやしき俗にはあらず、明白なれば、必輕薄に流るゝを以て、惡道とは名をつけたるなり、吾邦の古昔、樂天を學びたるは、別に一種の風調をなしたる故、殊の外におとりて、觀采に足らず、

〔靜寄軒集十一附〕栗山來書

邦彥再拜上覆、蒙示及學白〇白樂天體詩、幷淳風〇古賀精里和韻、前日淳風見訪、既粗言其端緒、伏讀來誨、始詳其顚末、幸甚々々、淳風痛斥白傳、是蓋雷同元輕白俗之語、未深考白傳耳、夫白傳音韻優揚、命意寬厚、自然唐風、猶倘鏘々有非宋元諸人模倣刻畫所能企及者焉、其新樂府諸篇、皆存規諷、大有風人之遺、琵琶行長恨歌、比之連昌宮詞、雖頗漫靡乏斡旋之力、要亦千古絕調矣、白傳未易輕也、但其偶成雜題、時或涉鄙俚、是似不可不擇焉、高作所謂、淘汰有權度、葑菲棄下體者、敬服々々、淳風豎以延天諸公

覆轍者過慮已、但以仁兄〇尾藤二洲天眞淡泊冲襟、出以絕塵筆、不必倚白氏門戶、別自成一家機軸矣、高而彭澤、降亦不失爲孟襄陽也、而今規々白傳、蓋淳風所以忠告不忌者、其意恐在此矣、幸其思之、古人謂、文章大抵如女色、偏其所好、淳風性嚴重、凡事必欲冠履咸飾、齊整方正、其於詩每々稱靈運、靈雲固美矣、然特以其時代勝耳、其轅飣餖、使之在唐中晩、則不過爲李商隱一輩也、彥之偏好、有所未甚服也、要之詩言志足矣、其爲漢魏、爲六朝、爲李杜、爲元白、爲宋明彫蟲篆刻、何足輕重壯夫、其英雄開國拓境、其策別有在矣、伏惟二君且反旆休兵是祈、但二雄方交鋒、老兵怯卒、固當縮頭觀望、徐視勝敗所之而聽命也、而妄意欲提折戟廢弓、以周旋其間、是又不知分也、但昔甲越兵力、皆足以雄覇一時矣、而二國、區々爭蕞爾一信濃、以枉費畢生之力、不能有工夫及甲州、使吉法師一孺子成名、是可惜也、是以敢布腹心、僭踰僭踰、彥再拜、

〔濟北集十一〕詩話

予愛退之聯句句意雄奇、而至遙岑出寸碧、遠目增雙明、以爲後句不及前句、後見謝逸詩、忽逢隔水一山碧、不覺擧頭雙眼明、始知韓聯圓美渾醇、凡詩人取前輩兩句並用者、皆無韻、然此謝聯、不覺醜、豈其奪胎乎、

〔四河入海一之一〕日本坡詩講談師

雙桂和尙、諱傳、字惟肖、號蕉雪、始號樵雪、

懶雲師、諱璽、字嚴仲、號懶雲、

北禪師、諱鳳、字瑞溪、號刻楮子、或號臥雲、作脞說、

大岳師、作翰苑遺芳、

萬里居士、述天下白、

木蛇師、諱派、字江西、作天馬玉沫、號續翠、

竹處師、諱仙、字桃源、號卍庵、或號春雨、在山上、講坡者全部、韓翃、字一韓、坡之聞抄、號蕉雨餘滴、因桃翁所講也、桃翁或號蕉了、蓋以蕉堅絕海和尚之后裔也、

(四河入海一之一)萬里天下白叙

芳、脞翠之三部、適坡集之日月星也、凡好學者、而孰不借其餘光、故彌綸夏夷之間、今不悉也、三大老若有異說、則擧某謂之二字以判矣、加之史傳、小說、詩話、圖經、天竺之悉曇、扶桑鎌倉之假名、有登于本集而三大老不載者、件々矣纂焉、余一日憑机坐睡、𢹂冠葛屨之尨眉徐々然來、指空中告余曰、識彼天下白耶、蓋雪而非越女也、余欲問其來由、則忽焉不知所去、吁夢亦覺、覺亦夢乎哉、竊名此緒餘曰天下白、實基先生之堂也、

文明龍集壬寅仲冬二十八日　江左梅庵漆桶道人萬里謹叙

(四河入海二十五之四)天下白跋云、越女天下白、此乃老杜驚人警句也、○中略 蘇公眉人也、稟至清之氣、鍾盧白之粹、以誕焉、事非家傳、淸白乎、且復感前身於五祖戒、受後記於東林總、玆兩箇惡芽蘗、皆句萌乎、雪山成道之雪、雪庭安心之雪之後、豈唯黃岡雪堂雪而已哉、江左梅庵道人、四十年剔燈讀其抄、雪其纂以解雪堂詩二十五卷、名曰天下白、良有以哉、梅花譬白、猶讓雪於三分之白、雪片不香、故輸梅於一段之香、是誠古人的論也、余亦以謂、非梅庵一段香、則不足以判雪堂之詩、非雪堂三分白、則不足以受梅庵之解、傍有毛錐子、竊聞此言、脫帽進前、叉手當胸曰善、前南禪三蘆周鏡謹跋、寔延德辛亥○三年開爐日也、

(四河入海二十五之四)此抄者、集北禪和尚脞說、慧林和尚翰苑遺芳、一韓翁聽書、万里居士天下白、以題句下、故名曰四河入海也、一翁之聽書者、竹處和尚之口訣也、愚又受一翁口訣矣、翁一日告愚曰、集以大成則可矣、愚之抄之之起本者、蓋翁遺意也、大永七年丁亥始筆、天文三年甲午絕筆矣、字々魯魚、句々傳傳、庶幾後君子以是正焉、

天文三年甲午七月五日　　　　清三書

惠日派下笑雲三和尚者、勢之奇產也、自幼好學、手不釋卷、臂不離案者四十有餘年、至老益壯也、讀書既破數萬卷矣、最殫思于蘇玉堂之詩、校讎夜雨、漁獵青燈者歲積日深、與王梅溪趙堯卿之輩、共可拍肩挹袂、暇日因後學之請、旁本邦脞輸白諸抄、受業師一韓翁聞抄合成一集、而分卷爲五十、名曰四河入海、譬諸江河淮濟之四瀆、流入大洋者耶、〇中略四翁注釋之餘波、擔萬斛舟、撐巨靈乎、誠可謂霧海南針、夜途北斗也、東湧西沒、南湧北沒、無處不究其淵源、嗚呼至矣、盡矣、不出卷而知大宋天下者、其唯斯一集耶、膽夫先生在漢爲鄒陽、在唐爲樂天、在宋五祖戒、在元虞邵庵、今在日東、蓋非師其誰歟、我又何言乎、所希使學者謄寫之、瀰漫于四海、亦使後人傳寫之、復使後人傳之無窮、

時天文歲舍甲午臘月立春前數日　　同門小比丘伊納賢諄謹跋

〔四河入海二十五之四〕白云、天下白第二十五終、文明九年丁酉正月廿有八賓始、同十四年壬寅十一月廿有八獲麟、　江左梅庵漆桶道人萬里編

白云、祭文、維時文明壬寅仲冬二十有八日、江左梅庵漆桶道人萬里、謹以清酌之奠、敢昭告蘇端明贈太師文忠公東坡先生之靈、嗚呼々々、明貫日月、氣吞山河、奴呼司馬、扶起孟軻、掉頭翰苑、濯足鯨波、千變萬化、付之南柯、九州四海、凜然東坡、嗚呼來饗、

〔張中香二十一〕恭以、支那扶桑、其域雖異、不可不祭者、宋興以來一人而已、

維時延德之元、己酉之秋、九月之晦、適黃太史萊肚先生文節公、三百八十五霜遠忌之辰、某等虔備不腆之奠、昭告先生之靈、厥詞曰、　嗚呼々々

騷雅究變　孝前爲先

孕金華秀　吐黃龍涎

眞優曇鉢　內篇外篇

穐空白髮　流水朱絃

觸雷霆怒　入宜安眠

却數三百　八十五年

支桑雖異　謳德扣舷

香華燈燭　永々結緣

嗚呼來饗

梅花無盡藏萬里敬祭

梅花無盡藏　萬里老人講

蘇黃兩家之詩集、於棘隱軒而作鈔日久矣、號曰天下白、曰帳中香、其鈔之至精也、能決人之狐疑、矧爲世之龜鏡、蓋取義於雪堂之雪、香嚴之香乎、老人丁山谷先生遠忌之辰、作祭文、而命般若鐵船埜翁讀之、次有小語云、○中略

于時鐵船年未滿八十有一也　翁謹題

〔寒松稿五〕講山谷并序

昔年文明長享之間、洛之梅庵萬里九公、應太田道灌之招、而遠來寓筆硯於武之江戸城芳林院之傍、爲院頭鶯谷叔悅、講山谷詩集、三年終卷、鶯谷輙作詩謝之、梅庵有和篇、一時之盛事也、事具鶯谷紀聞之前後、爾來鶯谷終身講之、至奇文先師、亦如是、予於杏壇爲二三子講之、今茲元和己未五月十四日、全部了畢、是偏爲令兒孫紹續家業也、作詩記之、

髣髴劉家董仲舒、三年講誦送居諸、江西句法烏曇鉢、出現關東萬里餘、

寒松不肖子禪珠拜

〔運步色葉集〕〔佐〕三。體。詩。絕句、七言八句、五言八句、

〔三體詩絕句鈔〕三體、コレニハ四ノ義ガ候、一ニハ盛中、晚唐ノ三體、凡玉屑所ㇾ出、唐有二五體一、一唐初體、猶襲二陳隋之體一、二盛唐體、景雲以後、開元天寶諸公之詩、三大曆體、十才子之詩、四元和體、元稹白居易諸公、五晚唐體、而盛唐正體、晚唐變體、中唐且正且變之體也、此盛中晚之說、出二于唐詩遺響一也、以ㇾ是爲二三體一乎、

〔三體詩絕句鈔〕此集ヲ始テ講ズルハ、妙喜庵ノ祖中岩〇圓月中正子和尙入唐シテヨリノ事也、其後相國普光院ノ祖觀中〇中諦懶雲和尙入唐シテ、日本ニ盛也、慈氏院ノ義堂〇周信空華和尙ハ、中岩ニ傳テ此詩ヲ講ズ、心田〇清播和尙ハ、觀中ニ傳ル也、靈泉院ノ江西〇龍派木蛇、續翠和尙ハ、觀中ト義堂トノ兩人ニ相傳アリシ也、其ヨキ物ヲエランデ從也、義堂ノ說ヲ專ニセラレタリ、惟肖〇得巖蕉雪モ義堂ニキカレタゾ、瑞岩〇龍惺蟬闇、九淵、希世〇靈彥村庵ノ三人ハ、江西ニ傳ヘラレタゾ、希世ノヲバ正宗ニ相傳アルナリ、是ヲ此集ノ正脉トス、歸雲院ノ岱仰之ノ抄アリ、此義ハ事ノ外ニワルイゾ、又本地庵ノ月心入唐シテ此詩ヲ講ズ、龜山ニハ中恕侍者、萬年ニハ絕海、沅南江、東福ニハ東漸、桃源ハ專ラ漸公ヲ本トス、抄有ㇾ之、ヨクモ無ゾ、又嵩中山ノ抄アリ、梅庵ノ曉風集撰ㇾ之、大明有二嚴子安和三體詩一、又有二張楷和三體詩一、又有二續三體詩一、吳彥眞張仲擧等詩載ㇾ之、

〔絕句鈔〕〔一〕日域三體講說傳授之次第

建長梅洲庵中岩圓月入唐、嗣二法於東陽德輝一、後住二建仁妙喜庵一、扁曰二妙喜世界一、書院曰二文明軒一、賜二佛種惠濟禪師之號一、三體之講說自ㇾ此始、

　│
義堂周信慈氏院
　│
├惟肖得岩雙桂　明極派　蕉雪　集曰二東海瓊花集一
└江西龍派靈泉　榮西派　續翠　南禪　木蛇　稱庵
　　│
　　瑞岩龍惺南禪建仁　榮西派　寮曰二靈泉一

建仁九淵龍賝（集四派）
村庵靈彦（希世）
正宗龍統（蕭庵）
月舟

相國普光院觀中中諦（嗣夢窓、入唐、三體之講説從是盛也、大行于日域、）
心田清播（聽雨、松花、春耕庵）
江西（此集聞於中岩觀中之兩叢）

歸雲ノ秦仰云、有抄、事ノ外惡シ、（南禪）本地庵ノ月心（慶圓、唐人皆稱大乘菩薩、白髮垂胸、）モ入唐シテ、此詩ヲ講ズ、龜山ニハ、中恕侍者、万年ニハ絕海、沉南江、惠日ニハ東漸、健易、サテ桃源ハ東漸ノ義ヲ專用イラルヽ也、有抄惡シ、又嵩中山ノ抄アリ、曉風集ハ、万里撰之、大明嚴子安ガ和三體詩アリ、又張楷和三體詩アリ、又續三體詩ハ、吳彥異、張仲擧等詩載之、

〔空華日工集〕應安二年九月二日、爲二三子講三體詩法、

〔空華日工集〕康曆三年九月廿五日、過二條准后、（○藤原基實）謝以昨日不赴會之意、准后引入御榻閒對談、及古今倭漢詩文、曰倭漢朗詠者、藤公任所撰云々、問曰、三體詩可學否、曰可也、千家詩格可學否、曰可也、杜李可學否、曰可不可矣、曰如何、曰才器大則可、小則不可、

〔日本名僧傳〕觀中、諱中諦、相國寺普廣院開山夢窓弟子、又學絕海、入明初受三體詩、有集名青嶂集、

〔幻雲稿〕應仁丁亥（○元年）兵亂以來、今上（○後土御門）遷柳營、此時長安收復、還御禁中、奉勅講三體詩、（○壽桂月舟）之前住臨川又爲正持庵主、

〔絕句鈔〕（六）蘭坡和尙所製以安藏主三體詩集後序

惠日以安建公藏主從幼好學弗倦、故就予學坡集者十數年、殆至于終卷、且其間有講他集、必來列席、牧潛老人所注三體詩亦其一也、蓋斯集古今作者未解了、比々有之矣、予雖愚、未敢嘗他殘香賸馥、悉

探其秘解其紛、自鈔之矣、每來索寫其本、不獲辭而與之、僅歷十餘日持來、要書後、披覽之、不損一字、謄訖矣、雖清涼具四目八臂、其豈然哉、可尙矣、

時延德第四出舍壬子二月花朝於北等持㔟室前藏山山長蘭坡老衲景茝涉筆

〔宣胤卿記〕文龜二年三月十日壬午、參一條殿、三體詩談義也、

〔羅山文集辯二十六〕三體詩古文眞寶辯

本朝之泥于文字者、學詩則專以三體唐詩、學文則專以古文眞寶、皆以爲周伯弜、林以正有益于世也、寔二集之詩文、精審明暢、習之則亦有益于文字乎、曰俞、雖然失于隘矣、念哉、

〔蔭戒記〕永享五年正月十九日甲戌、於少納言益長朝臣許、有杜詩談義、中黃門已下來會、

〔康富記〕寶德元年閏十月八日甲申、先日被下詩題、綴一絕持參院〇後崇光御所、以勸解由進入親王御方了、可被直下之由申上之、面白被思食之由被仰下、今日了藏主參、可有杜詩談義、可參聽聞之由被仰下、畏入之由申、退出了、

〔授業編八〕詩學第十三則

吾邦ノ詩家、一時宗トセルトコロノ詩集、古昔ハ姑ク置、元和太平ノ後、學事中興シ、作者輩出ス、時ナヲ五山禪徒ノ諸學ノ餘ニ受テ、東坡、山谷、陳后山、陸放翁等ノ集、聯珠詩格、瀛奎律髓ナドノ諸書、世ニ行ハレ、ツイデ杜律、三體詩ノ二書、サカンニ世ニ行ナハルヽコト、今時ノ唐詩選ニヒトシカルベシ、ヤヽ後レテ、唐詩訓解出ヅ、此時ニ至リテハ、明人ノ詩集モ、オイ〳〵世ニヒロマリ、詩風モ漸ク變ズ、蘐園〇荻生徂徠ノ學オコリ、南郭ガ訓點セル唐詩選ノ小冊出テ、海內是ヲ宗トシ、今ニ至テ、イカナル遠國僻境ニテモ、ワヅカニ一首ノ詩ヲモ作ル者、其書ヲ所持セザルハナクシテ、訓解長ク廢ス、其說ニイフ、訓解ハ漢土ノ書賈、村學究ド謀リテ、于鱗ガ選ヲ僞刻セルモノニテ、正選ニアラズト、人其說ノ然ルヤ否ヲ、余〇江村授ニ問アリ、余答テイフ、其說ハマコトニ然リ、訓解ニ袁中郞ガ

序アリ、中郎ハ、七子輩ノ詩ヲ非毀セシ人ナレバ、于鱗ガ選セル書ノ序ヲ書ベキ理ナシ、其人一時ニ名高カリシ故、其名ヲ借テ其書ノ賣レン事ヲ求ム書林輩ノ所爲ナル事ハ、モトヨリ疑フベキモノナシ、但書ノ正僞ヲタヾシ、一字二字ノ異同ヲモ辨論セン事、經典ニ於テハ勿論ナレドモ、此ハ畢竟唐人ノ詩ヲ集錄セルモノ、元來唐詩品彙アレバ、唐詩選モ訓解モ無クテモコトノカケルコトナシ、唐詩正聲、古唐詩合解、唐詩選、唐詩訓解、有ニマカセテ用ユベシ、殊ニ唐詩選ト訓解ハ、載ルトコロノ詩全ク同ジトモ云ベクシテ、ワヅカ五七首ノ出入增減、强テ何ノ得失カアラン、但余ガカクイフハ、遠鄉遐邑ノ書ニ乏シク、マタ都下ニ遊學ノ生徒ニモ、甚ダ貧學ニテ、小部ノ書トイヘドモ、求メカヌル人ノ爲ニイフコトナリ、書ヲ求ムルニ心ヅカヒナキハ、何ノ論モナキコトナリ、

〔艸山集書三〕與元贇書

頃者得文總二子書、審足下動止、又賸近作數篇寄來、余(○元政釋)喜而不寢、向與足下別、而遊于江左、有一沙彌俄感時疾、余不忍棄去、看養一月、疾愈與歸、歸而余亦病矣、日欲裁書、因循至今、數日之前、探市得袁中郎集、樂府妙絕不可復言、廣莊諸篇、識地絕高、瓶史風流、可想見其人、又赤牘之中、言佛法者、其見最正、余頗愛之、因足下之言知有此書、今得之讀之、實足下之賜也、二子時々聞淸言甚美、拙作三首汚芳覽、乞鉛汞之質、方成金丹、若得一點化、附便賜之、憑勝野氏銀鹿歸、艸々布字、

〔孝經樓詩話上〕唐詩選ハ僞書ナリ、唐詩正聲、唐詩品彙ハ妄書ナリ、唐詩鼓吹、唐三體詩ハ謬書ナリ、唐音ハ庸書ナリ、唐詩貫珠ハ拙書ナリ、唐詩歸ハ疎書ナリ、其他唐詩解、唐詩訓解等ノ俗書ハ論ズルニ足ラズ、特有宋ノ義士蔡正孫ガ編選スル聯珠詩格ハ正書ナリ、此書元明ヨリ淸ニ至ルマデ、彼那ニハ亡ビテ傳ラズ、幸ヒニ我日本ニ存在セリ、今茲文化乙丑ノ春、江戸ノ書肆金蘭社ノ七家、コノ書ノ堙滅センコトヲ恐レ、各財ヲ醵シ力ヲ戮テ、正孫ガ元本ヲ新刻ス、吾(○北山山本)門ノ天民詩

佛ニ校訂ヲ託シ、嚴乎タル善本ヲ成ス、此書詩學ニ益アルノミニ非ズ、宋史ニ漏タル宋末ノ義士遺民ノ姓名字號、コノ書ニ因テ傳ハルモノ數十百人、マタ宋代詩名アル人ト雖、胡元ノ朝ニ立、胡元ノ祿ヲ食モノ、一人ヲ入レズ、唐宋聯珠詩格ト題シテ、宋ノ臣民ニ非ル者ヲ收メザルヲ以テ、一部ノ大主意トス、コノ集、小冊子トイヘドモ、人ノ忠義心ヲ奮起スベシ、新刻聯珠詩格ノ予ガ序ニ、コノ大主意ト、彼邦ニ絕タル證據トヲ審カニ記ス、學者コレヲ讀ンデ、コノ集ノ正書タル故ヲ知ベシ、

〔唐宋聯珠詩格〕新刻唐宋聯珠詩格序　北山山本信有撰

詩格從古有之、其命書以白氏金針詩格、鄭谷近體詩格、爲始、嗣此有林越少陵詩格、好事者依托梅堯臣續金針詩格等、然非有格而後有詩、有詩而後有格、既已有格、則字有字格、句有句格、篇有篇格、體有體格、擧斯格措諸詩、詩可以效焉、可以學焉、元大德中、蔡蒙齋廣于默齋藍本、篇選唐宋聯珠詩格二十卷、諸格皆有焉、世學詩者、能從事于斯書、得是格、然後下筆、則變化自在、出格入格、格不必拘々、可以庶幾唐宋眞詩矣、國初文教方興之時、斯書盛用乎詩家、有印版數通、及後來僞詩始行、而併書與版將幾廢、偶存者、經年之久、剝蝕朽滅、今無完者矣、爾來江戸書賈某々等七家、相謀、戮力醵貲、更新鋟版、託校訂於天民、求題辭於余、天民之裒愛日樓所藏元刻本、綠陰茶寮朝鮮本、平安翻刻元版本、朝鮮版翻刻本、活字本、正德本、巾箱本、別版巾箱本、及唐宋詩人本集總集選集別集數十百部、彼此較讐、誤者正之、訛者改之、數閱月而竣功、乃爲善本、余作之序、(下略)

〔孝經樓詩話序〕我邦享保寶曆之間、詩人並起、大唱于鱗氏僞唐詩之風、迺奉僞唐詩選、爲于鱗氏之玉牒、而撫弄後學、一時海內流傳成習、詩道遂壞矣、余友北山先生、有所見於詩學、惡其風之僞、恒極口而痛駁之、前著作詩志彀一書、大駭藝園之耳目、初則皆怪之、久而彼自知其非、而脫舊習者衆、於是重爲詩話一篇、其論極新奇、頗出人意表、仿及于鱗氏僞唐詩選之事、其言足再駭海內之耳目、掃舊習而盡

之矣、嗚呼海内言詩者、因其言而知所謂我詩而復歸於我詩者、亦終不遠矣、則先生之有功斯道者不尠云、

文化四年丁卯冬　　　友人鵬齋龜田興撰

〔作詩志彀〕唐詩選ヲ不滿トスルコト、余〇山本北山ヨリ始ラズ、王元美晩年ヤヽ、于鱗ガ非ヲ悟リテ曰、王江陵ガ七言絶句、李太白ト勝ヲ豪釐ニ爭フ、俱ニ是神品ナレドモ、于鱗之ニ及ズ、非ナリ、萬楚ガ五日觀妓ノ詩取ルニ足ズ、而ルニ于鱗選ミ收ム、解セザル所ナリト云々、

〔藝園鉏莠〕下予〇松村眞猷以ミルニ、北山氏ノ詩話、去歳文化六年、刻本初テ行ハル、予得テコレヲ讀テ、前ノ作文率ヲ以、コレヲ照シミルニ、其志素名ヲ競ヒ識ヲ文ルニ出タリト雖、マヽ學者ノ材識ヲ長ズル者アリテ、全弃ベキニモ非ズ、然レドモ只瑣細ノ考證發明ノ間ニ在テ、其大本ヲ忘レ、大端ヲ失フコトハ、其人詩文ヲ以テ一時ノ流行物トシテ、時ノ好尚ヲ逐テ、人ノ信仰ヲ取コトヲ務メトシテ、文道モト爾ルモノニ非ルコトヲ知ズ、〇中略又北山氏、適舶來ノ四庫全書簡明目録ト同提要存目ヲ視テ、今世ニモテハヤス唐詩選ハ、李于鱗ガ眞選ニアラズ、市井ノ賈人利ヲ貪ル者、于鱗ガ名ヲ假テ僞作セル者ナリト云ニ由テ、其門流ニ連ナル者、僞唐詩選ト名ヅケテ、指テ糞土ノ如ク、罵テ仇讎ノ如クスルハ何事ゾ、北山ノ視ル所ノ如ク、其書果シテ僞選ナリトモ、眞ノ于鱗ガ唐詩選、又ハ滄溟文集ノ于鱗ガ序文ニ謂ル選唐詩、又ハ古今詩刪ニアル所ノ唐詩ノ篇ト、詩ノ多少ハ隨分アレドモ、共ニ有ルトコロノ詩ハ、出入兩三數首ニ過ベカラズ、全集ノ詩、皆唐賢名士ノ作ニ相違ナケレバ、唯ソノ世ニ售ルモノ、編録ニ名ヲ假タル而已ニテ、詩ハ皆金篇玉什ナリト知ベシ、然ルニ鵬齋イカナレバ僞唐詩選、海内ニ流傳シテ習ヲ成シ、詩道遂ニ壞矣トハ言ゾ、今ヲ以コレヲ觀ルニ、此編ノ詩風行ハレテヨリ、實才忠厚ノ人ハ勿論、假ニモ詩ヲ弄ブトスル者、知ズ覺ヘズ唐詩ノ風ニ移リテ、人ノ心直ニナリ、詞華盛ニ行ハレ、英才輩出ス、盛ナルコト極ツテ、竟ニハ

聲律
平仄

意氣過タル風トハナレドモ、北山鵬齋ナド云ル材識ノ文人モ出來ル事トナリヌ、中昔流行セシ千家詩、錦繡段如キノ風化ニテハ、北山、鵬齋ホドノ豪才ハ出來マジ、況ヤ白石南郭ノ如キ、千載ノ一士ヲヤ、能々思察ルベシ、又北山子ノ作詩志彀ノ書ハ、詩教ノ書名ニ類スト雖、詩教ノ書トハ謂レズ、大概前人ノ瑕疵ヲ抉シテ、人ノ尊信スル輩ヲ毀リ、我長ヲ人ニ知セテ、急ニ名ヲ覓ル爲ノ作ナリ、其書ノ出タル砌ニ、予ガ舊友同僚雨森某ガ持シテ吾鄕越前大野ニ來テ、吾ニ示セシ時、予コレヲ一覽シテ、其謬誤少カラザル由ヲ、雨森某ニ語シカバ、某タツテ其旨ヲ筆記シテ見スベシト請ル、予徒ニコレヲ誹議センハ詮ナシ、子取歸テ必北山子ニ傳見シテ、是非ヲ質サレヨ、不是ノ所ハ必復吾ニ告玉ヘト云シヲ、某堅ク領諾セシ程ニ、乃チ旬日ナラズシテ、詞壇骨硬ト云一書ヲ著シテ、作詩作文二志彀ノ謬ヲ論ジテ、北山氏師弟ヘ忠告セリ、北山子コレヲ讀テ、其善ニ服セラレシ由傳聞セシマデニシテ、何ノ音信モ無リシガ、余ガ嘗テ著セシ義臣解難ヲ、余ガ門人松田素上木セントテ、雨森氏ヘ託シ置タリシニ、北山子其跋ヲ書シ、雨森氏其序ヲ書テ、ソノ費ハ松田生ヨリ辨ジテ、卽チ刻シテ發行セリ、其後此由ヲ告報アリシ故ニ、余書牘ヲ北山子ニ贈リテ、跋ヲ賜セシ謝ヲノベ、且詞壇骨硬ノ事ヲモ言及ボシケルニ、其返書ヲダニ送ラレズシテ止ヌ、

〔五山堂詩話〕一山本北山先生、昌言排擊世之僞唐詩、雲霧一掃、蕩滌殆盡、都鄙才子、翕然知趨宋詩、其功偉矣、余〇池無絃謂先生曰、僞唐詩巳塵矣、更有僞宋詩、可謂又生一秦也、何如、先生莞然、蓋今日之詩、廣山所謂邪氣結轖、大承氣下之、輸寫大利、元氣受傷、則別症生之時也、誰居瘳之者、必當有任、○下略

○按ズルニ、文選ノ詩ノ其漢文ト共ニ行ハレシコトハ、漢文篇ニ載セタレバ、互ニ相參考スベシ、

〔作文大體〕第七調聲

凡調聲者、能調平他聲之義也、平聲之外、上去入總謂之他聲、隨四聲詩避聲調韻、謂之調聲也、故略頌

有之、五言絶句略頌曰、發句他聲、平聲可准知之、

他々平々他　平々他々平已上發句韻

平々々他々　他々々平々已上落句韻

五言絶句連韻略頌云、發句平聲、他聲可准知之、

平々他々平連韻　平他々平々已上發句韻

平他平々他　他平他々平已上落句韻

七言絶句略頌云、起自平聲、他聲可准知之、

平々他々平々他　他々平々他々平已上發句韻

他々平々々他々　平々他々々平々已上落句韻

七言絶句連韻略頌曰、起自平聲、他聲可准知之、

平々他々々平々連韻　他々平々他々平已上發句韻

他々平々々他々　平々他々々平々已上落句韻○下略

〔康富記〕文安四年十月八日丁卯、昨日落葉御詩被遊之由被仰、被召出被見了、拜見了、言語道斷殊勝也、其苦字爲平聲之由申上、可改辭字之由被仰了、又御發句被遊之、予付申了、

紅葉笑松醒　瓊林依竹清　康富

御詩

枯梢寂々帶斜陽　滿砌飄塵擁苔蒼　無道晩風吹葉盡　老紅却恐曉來霜

〔漢吳音圖說〕平仄出入并圖起原

唐土ノ人ハ、韻ヲ常トスル故ニ、平聲ヲ地トナシテ、上去入ノ三聲ヲ一併ニシ、仄聲ト喚做リ、我國ハ言ヲ習ヒトスル故ニ、發端ノ音聲ヲ母トナス、卽五十音是ナリ、

〔塡詞圖譜 上〕發凡

詞中字、當平者用白圈、當仄者用黑圈、平而可仄者、白圈半黑其下、仄而可平者、黑圈半白其下、其仄聲又有上去入三聲、必可分塡者、音响所係最爲重矣、今一々註明之、庶幾作者不至臨時差誤、可以被諸管絃矣、

〔詩律兆 一〕詩律兆自序

唐詩以四聲律天下、嚴哉精矣、夫詩之學多端、然基於依平側以煥青白、則在初學此之爲急務、苟不講治於此、輙覓字句之佳、猶施丹雘乎樸劉之前也、可乎、我邦言詩、其來尚矣、寧京之盛也、聘唐之命相繼于朝、沈宋新體、於是乎傳焉、平安定鼎、文敎滋張、廼朝紳之以詩名家、櫛比而興、當是時西盟不寒、留學之員、往反接武、則全唐詩法、見而知之者必多矣、但文獻之泯、不可復徵焉、若夫斷篇僅而存者、其節族往々乎泝洄乎神龍前、未純乎開元後、是可異也已、既而喪亂蔑貲、聲詩之道墜在浮屠氏、酸餡氣日濺月纔、弗絕如綫者、中間五百年、及元和偃武也、寰區維新、鉅儒崇工、振乎草茅、乃擂遺音於緇間、一朝復之天下翕然唱且和焉、前日朝廷盛業、頓盈乎閭巷、典雅高華、或陵駕而出矣、然其於聲律、猶有未備者何哉、蓋今之言詩法、不出於二四異、二六同等之數項、噫嘻亦疎矣、意是法或者蔬筍餘習、當初詩家習而弗察、籍以率初學、苟簡之逕一啓、天下爭而趨焉、雖有先輩頗遵正律、以自標榜焉者乎、孤絕自守、物而未化、或就原法是正一二、以資誘掖者、因仍自畫、淘汰之功不力、俱未足令後進痛省勇改、無回翔於故習、是以世之眞才間氣、幾與古作者頡頏、而設宮分羽、則未免周郎之顧、豈不惜乎哉、予自幼從學、旁修詞藝、漸摩有日、頗寤於宿弊、一旦幡然以自奮、輙出唐氏以還之集、參伍錯綜、恍爾有得也、則不自揣、纂成是編、以揭正路、而截邪逕、幼學之士、由此而進、庶乎芟舊穢拓前莽、以定詞壇之基矣、雖然千載蔽痼、固非一日所能革、而我何人也、以藐爾末學、孤寒之蹤、乃從事于此、豈敢肆然以廓淸自期、蓋亦爲之兆云爾、遂以命編、敍其由以諗同志之朋、不知兆也、果足以行矣與、

寶曆戊寅三月　　浪華竹山居士中井積善譔并書

〔山陽遺稿一〕答小楚泉藏論詩律書

襄頓首、謹復泉藏足下、儕歸自西遊、與足下論近體聲律、因語在長崎所見聞、以謂華音不足學、八病不足拘、以其在彼已廢歌唱也、而强說之者、舌官驕人之具耳、今來書下問、以爲雖舍華音八病、而至排比平側、猶不得不依舊律、夫已廢歌唱、而猶株守其律無爲也、才力之士、別出手眼、必有一種無罣礙之詩、使僕備論之、此疑非足下不能發、僕不敢不爲足下竭也、蓋言語與世運相推移、而聲調亦隨而變焉、其間又有不復變者、皆出於自然之勢也、三百之變、爲騷與楚調、騷與楚調之變、爲五七言、五七言之變、爲律詩、勢也、而五七言馴致於唐、其字句豐約之度、不復變移、律詩至今、其平側排比之法、不復變移、亦勢也、二者發於自然、而成於漸、非由人爲也、何者五言昉於十九首、蓋係建元以後、雖然佌々彼有屋、蔌々方有穀、已似漢人語、如游子悲故鄉五字、出於高祖一時矢口、亦十九首中名句也、七言雖拟於柏梁、然登山臨水兮送將歸、壯士一去兮不復還、多一兮字耳、其實七言也、至飯牛歌全然七言矣、是其關紐漸開、非强之變可知也、律詩之非强變、亦猶五七言也、沈宋創新體、遂爲一代定制、如其因四聲立八病、徒設此險艱以課進士、非後世所可必由、而其平仄相雜、以便喉舌者、出於自然之節奏、非沈宋所能創也、如楊柳依々、雨雪霏々、四言而協聲矣、鶴鳴于九皐、老馬反爲駒、五言而協聲矣、朝飮木蘭之墜露、夕餐秋菊之落英、則七言而協聲著對矣、漢詩有自協平側者、建安乃似故意協之者、至齊梁五言、則全與唐律無辨焉、而梁陳間七言、亦多類唐人律絕者、如楊柳靑々著地垂四句、爲陳人作、使不知而讀之、莫不以爲王建杜牧也、豈非亦所謂關紐漸開者哉、故彼約長篇爲八句、截八句爲四語、韻必用平聲、而句中亦連綿平聲、以穩順聲勢、皆節奏之自然者也、李嶠汾水秋雁一絕、梨園奏之、至使明皇流涕、其舊爲古風、全篇流麗、不甚聱牙、必斷取廿八字、因其平韻協聲者、然後可被絃歌、可以見耳、然唐以後、詩廢而詩餘興、詩餘廢而歌曲出、近體不復上絲竹矣、而不諧其平側、莫以便唫誦、譬之和謌、萬葉以前、田唆紅女、

人々能之、以其可歌也、後世箏絃之詞、歲新月更、而所謂和謌獨爲士大夫言志之具、然三十一字之節、成於自然、不由於此、不可以諷、風土雖異、其勢一也、故詩之有古風、猶歌之有長短不齊者也、其節奏未定也、節奏已定矣、而猶爲之者、以馳騁才情耳、苟資諷詠、非三十一字不可、非近體不可、夫宋以後、不唱近體、而謌詩餘矣、然詩餘之按譜塡字、比近體更嚴、是知律之嚴、所以諧音調、故愈諧則愈嚴、及其廢也、人不見其諧、而苦其嚴、是所以生足下之疑也、大抵言語聲調、古簡而今繁、古疎而今密、隨世運之自然、其變勢也、其不變亦勢也、知其所以可變、則知其所以不可變、使天地間本無此律、而人忽造之、則其傳必不能如是之久也、譬如科擧剏於隋、而實出於漢魏考課、刑律成於唐、而實原於悝何之法、其後君相雖有絕異之才、而莫之能易、非勢而何、勢也者、一成而不復可移者也、夫以李杜韓蘇之才、自我作古、何所不可、乃不能不俯首就休文沈宋之束縛、唯有古風一體、可以拓裂尺幅、縱橫自快、而其用韻排句、亦有古來傳承之法存焉、雖數公必奉以周旋、可見此事非才力所能强變也、在漢土人且然、況在此方、用彼之言語、以叙我之性情、摸其聲調於髣髴影響之間、不得不依準其一定之矩矱、但就其矩矱中、必避其病之最可忌者、其故設險艱者、不必學可也、今之詩人、或泥其不必可學者、而犯其必可避者、是爲可咲耳、僕所識舌官、稱解聲律者、亦不免於此、僕是以益知其說之不足信也、今且舍其耳、而用其目、就唐宋明淸諸集、逐句推驗、可以知彼所謂不可變之律別自有在、非是之謂也、僕所見如此、唯足下擇焉、

〔詩律兆十一附錄〕論二

我邦所謂五格中、曰平。起。謂首句第二字平入、卽是五言偏格、七言正格、曰仄。起。謂首句第二字仄入、卽是五言正格、七言偏格、宋明又有平法仄法之目、就每句第二字平仄言之、蓋一章一句、各有名稱、今也以平起仄起、爲章法、至語句法、亦假之以稱之、强且混矣、且也二起對稱、罔攸軒輊、不復知正偏之別、是亦疎矣、抑予嘗竊有異也、沈氏筆談所論、格之正偏係五律、而不問七律、王氏類編言絕句正偏、而不及律體、（此二說見餘考）胡然而疎、唯梁水川併七律、以第二字仄平、分正偏、與五律同、王氏亦謂、絕句以第二字爲

正偏、五七言俱同、蓋皆謬矣、予獨斷然以七言第二字分正偏、與五言反焉、何者以多少決之也、夫以多爲正、少爲偏、理之所必、五言旣然、七言奚獨不然、七言多於平起、少於仄起、華人集往々皆然、試以會萃諸家者言之、一部品彙、七律平起過五百、其仄起不及二百、可以見已、他集若選、或有相半者、未見仄起豈過於平起者也、則七律正偏之與五律反者、章々乎明矣、均是律也、五七言正偏之相反者何哉、予以臆得之、蓋詩本於五言、唐氏已製五律、又加兩字於五律、以爲七律、今試於七律平起詩、去上兩字乎、宛然正格五律、仄起詩去上兩字乎、宛然偏格五律、七絕亦然、是其相反實所以相合、予之斷然於此、不亦宜乎哉、曰二四異、二六同、袁中郎亦稱之、卽陳黃所謂二四六分明、大端固爾、但及其變也、五律若杜少陵起句、二月頻送客、王右丞前聯、流水如有意、張司業後聯、夜靜江水白、白香山結句、水戶簾不捲之等、例用紛々、不容瑕疵焉、七律若少陵起句、錦官城西生事微、戴叔倫前聯、風吹楊柳漸拂地、曾幾後聯、柳條弄色政爾好、李攀龍結句、春來病起少吏事之類、雖匪熟套、亦豈盡被汰邪、乃是法亦有時乎窮矣、曰履仄、謂七言起句不韻、華人用是格、皆是拗字、蓋第五字之仄、與第七字之平拗也、非徑用仄脚也、獨白香山七絕、在正格履仄、多第五字之仄、是無他、再與下句第五字拗耳、世多不省、概而一之、不亦繆乎、偏格履仄、世亦知拗之、蓋以其犯三仄也、不能不拗已矣、但至於孟遲山上有山歸不得、似有可異焉者、此詩係徵韻、乃作不得歸、韵本自諧、曷以顚倒用之、故爲履仄、予嘗疑之、已而獲其解、蓋仄法韵句、第三字用仄、是邦習之慣、華人所愼避、無已則第五字必施一平、若獨把一杯山館中、楊柳渡頭行客稀是也、孟詩、山上有山、係熟語、有字上聲不可改、因以歸字承之、雖格入履仄也、暗於句中押韵、古人斡旋之方、不可不知焉、曰挾平、謂五言平法仄脚句、第三字與第四字拗、七言仄法仄脚句、第五字與第六字拗、然用之者、其句五言第一字、七言第三字、必平而後可、世徒知挾平可用、不復知其上用平之規、可謂粗矣、此在五言差寬、七言爲至嚴、不可不愼焉、唯七絕如儲光義、借問故園隱君子、已用挾平、而故字去聲、然是唐詩千萬中之一、且其起句孤舟還、連用三平、則此詩最變調、後世不得引焉以爲據矣、已上所論、率散

兩韻

見於本編、往々已匡其謬、雖然我邦沿習之久、恐世人弗猛省、故不避太絮、並擧而究論、令覽者易曉、夫談於梗概、五格固所不廢、但至於世人裁存是法、悍然自足、而後爲非耳、抑立法之初、務就簡捷、以成今日之弊、乃亦羿有罪焉、

〔續近世叢語 二文學〕藪孤山嗜詩、務論聲律、誦僧大潮唐音說、以鼓其說、中井竹山、歷擧唐詩、以斥其謬、伊形莊助喜說古韻、其說奇甚、中井履軒、擧古書成句、以折其說、二子蓋未知竹山有詩律兆之撰、履軒有古韻之著也、(竹山履軒別見)

〔作詩志彀〕本邦古來詩ヲ言フ者、第二ノ字ヲ以テ起ノ名ヲ定メ、平起、仄起ト云、夏人必シモ皆然ラズ、明ノ游子六ハ、第一字ヲ起トシ、第二字ヲ承トス、胡元瑞ハ、第五字ヲ起ト定ム、詩藪ニ云、仄起高古者、故鄉杳無際、樓頭廣陵近ノ類ナリト云、是第二字メノ鄉頭トモニ平ナレバ、郎チ下ノ際近ノ仄ヲ指テ起ト云コト明ケシ、只第二字仄ヲ入ル、是ヲ正格トシ、平ヲ入ル、是ヲ偏格トスルハ、夏人ト雖ドモ皆然リ、

〔江談抄 五詩事〕以兩音字用平聲作之詩憚哉事

予又問云、以兩音字用平聲作之詩、猶可憚作哉、被命云、不可憚、天神御作、鶴飛千里未離地之句、坐在爐邊手不亀之句、離字龜字、毛詩莊子之文、兩字他聲也、尙不憚、被用平聲、又朝綱登省詩、以兩音字用平聲之時、評定諸儒、於仗座欲落第、(朝綱)朝綱傍(朝綱)立、泳云、鶴飛千里未離地ト音頌ケリ、諸儒尙不聞入之處、朝綱云、菅丞相ノ被仰之事モ聞テ侍也ト云ケルヲ、延喜聖主聞食テ、彼ハ有謂、可及第也ト被仰下也、然者不可憚歟、(○又見二十訓抄)

〔江談抄 五詩事〕兩音字通用事

僕又問云、明衡詩、車漸帷裳、漸字如何、漸臺月露義也、而用他聲如何、被答云、漸臺之義、猶以平聲也、然則明衡失也、但兩音字、有通用之例、文章之所許也、隨時可斟酌歟、菅家御作云、鶴飛千里未離地、離字

用平聲、此其例也、又坐在爐邊手不龜、此詩用脂之韻、如莊子者、此元眞臻韻、又用平聲也、僕問云、用脂之韻、由東宮切韻、諸家釋中有一說歟、被答然也、僕問云、古賢之所尙、雖仰取信、世說一卷私記者、紀家菅家相共被釋、累代難義之書也、

〔本朝無題詩七旅館〕自濱殿移民家矣　藤原周光

策蹇行々及日斜、江村低濕柳煙遮、多情送我邊山月、不語留人曲岸花、堰水夜聲歸夢破、野田春望燒。去聲。煙賖、今逢農父閑談話、每問土風情感加、

○按ズルニ、燒ハ平聲蕭韻ナルヲ、今用キテ去聲ト爲セリ、

〔田氏家集上〕江州形勢

江州形勢自難裁、關左咽喉此地堆、四面山峯屛障立、□泓湖岸鏡匳開、綺分田畝秋來稔、葉泛舟航風順廻、喩固便宜象水陸、比於蜀漢晝無能。

○按ズルニ、能ハ平聲蒸韻ナルヲ、今平聲灰韻ニ用キタリ、

〔田氏家集中〕吟白舍人詩

坐吟臥詠翫詩媒、除却白家餘不能。應是戊申年有子、唐大和戊申年、白舍人始有男子、甲子與余(島田忠臣)同、付於文集海東來、

〔本朝無題詩五冬〕冬日卽事　同人中原廣俊

背壁孤燈拂箔風、漸望遙嶺欲明東、曉鷄處々報殘月、雲雁聲々破夜夢。悲鬢花飛寒雪底、光陰水急暮年中、紅爐煖處閑斟酒、醉詠傷吟興不窮、

○按ズルニ、夢寐ノ夢ハ去聲ニシテ、送韻ニ屬ス、今用キテ平聲東韻ト爲ス、董豪頤韻ニ夢字ヲ東韻ニ收メ、ユメト訓ゼリ、亦同ジ、

〔本朝無題詩三七夕〕後朝詩　惟宗孝言

牽牛織女別離中、銀漢云明望正空、後會遙嚮雲曉涙、前途遠思任秋風、鵲橋還渡幾留怨、燕寢早醒未

結夢、昨日吟詩擊乞巧、今朝篇句又臻忠、七夕綴四韵、故去。

〔田氏家集中〕傷肥州清太守

銅府。賦手七旬餘、如掛星馳使者車、皓髮霜髯何處客、黃泉先作白頭魚、府○符○古○多○通○用○

○按ズルニ、府ハ上聲ニシテ、符ハ平聲ナルヲ、此ニハ通用セシメタリ、

〔作文大體〕第九用韻

凡詩之韻者、多用平聲、不論五言七言、其下句之終、必用同韻是也、故絕句詩二韻、一首詩四韻等也、多韻詩可准知之、若謬用其隣次相似之韻、即云越韻病、俗以爲嘲假令淸韻之中用青字、肴韻用豪字是也、

〔詩轍四〕韻法

押韻、和俗ニ韻ヲ蹈ト云、詩體ニハ古今ノ異モアレドモ、韻ヲ蹈コトハ、古今一轍也、蹈コトハ古今一轍ナレドモ、其法ハ古今同カラズ、蓋漢魏以來、五七言ニナリテノ韻法、古ニ異ル所ハ、古人ハ助字ヲバ韻字ノ外ニ置ケリ、元首明哉、股肱良哉、庶事康哉、就其深矣、方之舟之、就其淺矣、泳之游之、牆有茨不可掃也、中冓之言、不可道也、椒聊且、遠條且ナド云類也、偶ニハ其虛其邪、既亟只且ト、助字ヲ韻ニシタルモアレドモ、是ハ稀ナル例ニテ、變法ナリ、

〔古詩韻範序〕詩之有韻、猶室之有礎、礎不堅無以成室、韻不諧無以成詩、如近體詩、專用平韻、全篇不換、其法易辨、如七古則平仄交互、長短不定、其法難辨也、予遊于瓊浦也、始聽朱綠池古詩韻脚之說、而未得其詳、遂就古詩、分類擧例、彼此綜錯、推求殆盡、然後知其韻法紀律井然、而諸家皆同軌轍也、推韻法玩作意、則分段換解之處、頓挫承接之法、急促寬舒之節、波瀾變化之妙、燦乎亦可見矣、○中略

文化九年歲次壬申春正月、黃薇武元質題于平安之學癡書屋、

〔修辭通〕押韻、同音相應和、歌謠皆有之、本邦歌謠獨無韻者、疏於音故耳、故古文中、句法齊整、可諷誦者、

用韻

多諧韻、漢魏尙然、及灑體已成、此風乃熄、蓋押韻卽成騷賦故也、韓柳學古、間一有之、歐蘇少見、不修句也、至李王唱古文辭、時爲擧行也、古詩淸廟諸篇、獨無韻、蓋淸廟詩、一人唱之、三人和之自相應和、不須隔句相應也、

〔自娯集三〕古文眞寶秋風辭註誤字辨

古文眞寶秋風辭註、有三韻一叶、六韻一叶之說、古來本邦之書生、往々疑而未決、近世之諸說、亦多紛紛焉、然皆牽強附會、未可以爲定說、且是至微末事、不係大義、學者雖措之而不辨亦可也、然竊按明神宗皇帝所序之古文眞寶註、三韻作二韻、六韻作五韻、何晦夫眞寶句解又曰、前四句係兩韻換韻、後五句係同韻協韻、以成一篇古賦辨體、亦以三韻作二韻、六韻作五韻、此三說、並作二韻一叶、五韻一叶、則亦無可疑、然則本邦古來所傳之本、偶謬二五作三六而已、近世紛々諸說、於是乎定也、何疑之有、蓋二韻一叶者、非徵陽二韻相叶之謂、飛與歸、芳與忘二韻各一叶也、五韻一叶者、謂河波歌多何五字相叶也、

〔詩轍四〕韻法

互聲トハ、田先ノ聲ニアレバ、音テン、眞ノ韻ニ入レバ、音チンナリ、然レバ後ニ出セル大津首ノ詩、眞ノ韻ニ烟ノ字アル古音ニシテ、互聲スレバ、音イントヨムベシ、サルニヨリ、纔ニ虎關ノ三重韻ヲ見テ、人ノ韻礎ヲ非議スベカラズ、サレドモ此韻久シク行ハレテ、近體ハ此韻ヲ以テ與リシ者ナレバ、辭賦贊銘ノ類ニアラズンバ、異樣ヲ好ムベカラズ、縱令詩中ニ用ユトモ、古詩ナルベシ、明陳元贇ト云者、國初ノ頃歸化シテ、石川丈山、深草ノ元政ナドヽ、詩盟ヲ結ビシ人ナリ、元々集謁拜亞相源敬公寢陵詩七律、春鱗因城磷ト押タリ、自注、城音申、古韻通用、唐李適詩、化工妝點洛陽春、柳絮飛花散滿城ト引ケリ、サレドモ近體ニテハ、失韻ト云ベシ、鄕音トハ、其方角バカリニ用ヒテ、天下ニ通ズル雅正ノ音ニアラザル者也、

用韻字

〔作詩志彀〕押韻ニ於ル聲律ヲ遵守スル者ノ必ズ知ベキコトアリ、古詩多クハ通韻、近體必ズ一韻ニ依ル、孰カ韻ノ枝ノ字ヲ押ストキハ、第二ノ句別ニ一音ヲ換テ、思師時奇垂等ノ字ヲ押ベシ、若シ枝ト同音ノ巵知之芝等ノ字ヲ押スヲ、兩句一音ト云フ、淸ノ李笠翁ガ曰ク、兩句一音、讀之便覺粘口、此亦詩之大忌也、古人未嘗有犯之者ト云々、予〇山本北山試ニ、高廷禮ガ唐詩正聲、李于鱗ガ唐詩選ヲ取テ檢スルニ、一詩ノ此ヲ犯ス無シ、又唐諸名家ノ集ニ就テ檢スルニ、盡ク然ラズ、而シテ後ニ廷禮ガ正聲ノ韻ヲ主トシ、于鱗ガ選ノ嚴刻ナルヲ知レリ、本邦此ヲ知ル者、徂徠先生一人ノミ、徂徠集ヲ檢スルニ、亦一詩ノ此ヲ犯ス無シ、南郭以下ミナ知ラズ、時ニ此ヲ犯ス、方今ノ詩人、口ヲ開ケバ聲韻格律ヲ云ヒ、唐詩選ヲ準繩トシナガラ、準繩ノ法ヲ知ラズ、所謂聲韻格律、ソモ〳〵何者ゾヤ、格律ニ拘々セズンバ止ヌ、苟モ格律ヲ主トセバ、嚴ニ守ラズンバ有ルベカラズ、然リト雖モ韻中ノ同音別音、其粗ハ推シテ知ルベケレドモ、其精ヲ欲セバ、笠翁詩韻ヨリ捷徑ナル無シ、

〔作文大體〕付韻事

以題外字付韻也、或題中字以有付韻之例、

所謂魚上氷云、題以魚爲韻字等也、又云、曉鶯鳴宮樹云、題以宮字爲韻字等也、

〔作文大體〕題中取韻事

題字中有韻聲、取一字爲韻、或說、平聲字有三字時、取題之一字爲韻、又有二字時准之、簡取之也、題目句用韻字、破題句用題字、共以有例事也、暫結句置題字之例在之、

花有淺深類　　菅家御作

蘭爲送秋深紫結　菊依臨水淺黃凝等也

〔菅家文草二詩〕賦得春深道士家（限四十字、題中取韻、筆不停滯、文不加點、扶二、）

鸞王閑引步、道士洞中家、秋暖潺湲水、凉淸晚暮霞、杖新裁笋籜、符舊搣桃花、好去春三月、年加老不加、

官韻

〔菅家文草三〕賦得春之德風題中取韻、三十字成篇、

和風期五日、德化在三春、遠近吹無頗、高低至有隣、開花驚老樹、解凍放潛鱗、號令今如此、應知養長仁、

〔貞信公記〕天曆二年六月十四日、省試、有御題、昊天降豐澤、題中取韻、七言十韻、

〔宇槐記抄〕仁平三年五月廿四日壬子

昭華玉詩題中取韻、七言八韻、　以言及第詩也

彝德遠覃幽與遐　始知美玉是昭華○下略

〔江家次第十九〕弓場殿試事

文章生當職散位申方略、學生申學問料、○中略　次給御題、或直筆、或殿上儒士進之、七言十韻、或八韻、或五言十韻、有官韻者無入物、長久共有之、○中略

村上　應和二年六月十七日癸卯

篁爲夏施以純爲韻、官韻被純、

藤原公方作官韻、但以張子純作長純、先是於清水寺祈之、夢中給此題、公方返座先對清水寺禮云々、菅原資忠不作官韻作玄純、是篁名作秀句、犯鶴膝、仰曰、資忠文體可觀、尤是奉公、可賜學問料、小野宮大臣被申曰、奉試道官韻爲先、先猶可賜公方、最前闕給之、三統篤信不作官韻、不作秀句、又犯鶴膝、次闕賜之、勝彼日不參者、○中略

後朱雀院　長久四年九月九日癸酉○中略

大江佐國　惟宗孝言　源時綱○中略

藤原國綱

以上不作官韻、仍各落第、

〔古今通韻首〕緣起

伏睹古經、多有韻之文、自六書有諧聲轉注二義、而韻學生焉、(凡字之偏傍有諧聲者、即爲韻部之分限所始、轉注者、一字數音、必展轉注釋而後可知、即轉叶字也、)故毛詩周易最重協音、官韻部韻(唐試韻名官韻、宋試韻名禮部韻、)頗嚴出入、而惜其書之多失傳也、

〔唐國史補下〕宋濟老于文場、擧止可笑、嘗試賦、誤失官韻、乃撫膺曰、宋五又坦率矣、由是大著名、後禮部上甲乙名、德宗先問曰、宋五免坦率否、

〔江談抄四〕瑤池倫感仙遊趣　還賞林宗伴李膺(倚平)

此詩省試詩也、題飛葉共舟輕、勒澄陵氷膺、倚平爲新登省事、毎日夜々參詣淸水寺之間、於寶前有夢想示云、今度登省ハ李膺可頌云々、其事更以不得心之間、勒韻之中、有膺字、其時得夢想之心作、叶官韻、不作李膺之輩不登省、仍倚平及第云々、是則觀音之靈驗也、

〔中右記〕寬治八年(○嘉保元年)六月十日、今夜有省試、(○中略)題云、宣德以詩、(以諧爲韻、八十字成篇、)貫韵謳謠也、或人談云、此題文選之詩也、於貫韵者注文者、以注文爲貫韵事、頗不心得事歟、但先例一兩度、以注文爲貫韵、又何事在哉、

〔永昌記〕天永元年三月十九日丁巳、今日有省試事、(○中略)請印已畢者、(題云、天子壽考、以民爲韻、以惡民爲官韻、後日被尋問、已非本文、恣以巧出、但惡民出尙書、仍非官韻義、)

〔作文大體〕勒韻事

無題詩多有勒韻、而句題勒韻之例、

春淺帶輕寒、題、勒初餘魚虛、菅家御作、

〔談唐詩選〕此邦上古ノ詩集ニ、勒韵ト云フコト多ク見ユ、其法最初韵ヲ分ツ時ニ、一韻ノ中ニテ四字ヲ取リ、其字ヲ次第シテ順ヲ定メ、タトヘバ一東ニテ、中翁風空ト、其文字ヲ前後セズ、最初勒シ置タルマヽニ、一篇ヲ作ルコトナリ、此事ハ此邦上古殿上ノ戲事ナラント思ヒシニ、唐詩紀ヲ閱シテ、王灣ガ、麗正殿賜宴、同勒天前烟年四韵應制ノ五言律ヲ得タリ、此等ノ鎖事ニテモ、上古ハ李

唐ニ倣ハザルコトナシ、却テ彼邦後世ニテハ、勒韻ヲ知ル人ナシトミヘ、詩話中ニモ言及バズ、

〔日本後紀 二十四 嵯峨〕弘仁六年六月丙寅、播磨守贈正四位下賀陽朝臣豐年卒、○中略 尋友人小野永見、命筆勒公字、其詩曰、白眼對三公、貴勝惡之、

〔菅家文草 五 詩〕霜夜對月 勒泥迷啼四

夜感難勝月易低、清光不染意中泥、小窓爐下身猶穩、斜徑霜前眼更迷、笛欲隣家懷舊怨、烏應遠樹帶寒啼、當時誰道四方在、苦惜孤輪獨望西、

限韻

〔菅家文草 五 詩〕賦葉落庭柯空 勒冬從龍松容封農重縫鋒蹤逢峯舂慵蜂攻鐘衝濃、于時諸文人相招、飲于紀學士文亭、扶十三、

遇境幽人意、乘閑卒歲冬、庭承水氣靜、葉逐晩風從、誰見桐棲鳳、唯聞竹嘯龍、巖塵先落柳、絕凋後凋松、地脉生相寄、天姿勢不容、青苔隨徑合、白雪滿枝封、案戶驚愁婦、窺園惱老農、飄々依砌聚、片々擁堦重、逐使輕紅減、何教碎錦縫、破殘寒月鏡、來迫曉霜鋒、燎照偸光手、沙穿散藥蹤、新賓詩秋○積、逆旅醉鄉逢、擧眼無疎蔭、廻頭只遠峯、形骸疲外役、夢想到高舂、賞翫輸誠治、攀援得力慵、星稀雖遠鵲、花嫩未期蜂、觸感孤心苦、傷懷四面攻、欲催春管律、頻待夜更鐘、分任循環運、年如轉轂衝、榮枯同物我、雨露爲誰濃、

〔明月記〕正治二年閏二月廿一日、少時、大臣殿、中將殿□御季經卿、隆信朝臣、有宗朝臣、長兼、東帶 爲長、成信等、依召參入、於新御所出題、各評定云、今日詩與歌被合可爲與、予○藤原定家 申云、不堪物尤可候一方、但大臣殿、令書一紙給下給衆中、各披見、詩題春日山寺卽事、物新春人塵、此勒字被召爲員、

〔經國集 十三 雜詠 秋〕五言奉試賦秋雨一首 官殿名 限天韻 山古嗣

秋雨正滂沛、旬朝灑玉堂、花濃雯發越、鶯度石飛翔、已濯蘭林佩、更霑蕙草香、迎風散斜影、淸暑送浮涼、似露飄長樂、如塵拂建章、長年無破塊、崇德詠時康、

和韻

〔翰林葫蘆集 六〕跋聯句後

劉貢父曰、詩之賡和、有次韻者、先後無易、有依韻者、同在一韻、有用韻者、用彼韻不必次之、凡江湖吟嘯

風月之徒、遞唱和者、皆次韻也、其頭韻者不過於三韻四韻也、前歳余與壽春老禪、有溫泉聯句五百韻、或傳到岐、今兩老人偶覩之、共梅藏和之、千句成章、可謂多々益辨、因寫此寄之於洛水之陽、以見示余、余披之則題舊作於上、而以其所和者附于下、翫味涉日、不事無珠玉在側之嘆、吁梅藏、四十年前在洛社日、川桃兩翁、時々會會合、鼓氣挑戰、余在席末、服其餘勇、今讀之、其雄心覇氣、不少衰也、可喜矣、老人以是語之、必感舊乎、

〔陔餘叢考二十三〕和韻

劉貢父詩話、唐時賡和有次韻、(先後無易)有依韻、(同在一韻)如張文潛離黃州詩而和老杜玉華宮詩是也、有用韻、(用彼韻不必和)如韓吏部用皇甫陸渾山火之類是也、又有和詩不和韻者、如賈至早朝大明宮之作、王維岑參杜甫、皆有和章、而不用其韻也、次韻實始於元白、微之上令狐相國書云、稹與同門生白居易友善、居易能爲詩、窮極聲韻、或千言、或五百言、律詩以相投寄、小生自審、不能過之、往々戲排舊韻、別諧新調、名爲次韻、蓋欲以難相挑耳、困學紀聞亦謂、古詩有唱有和、有雜擬追和之類、而無和韻者、唐始有用韻、謂同此韻中也、後有依韻、然不以次、最後有次韻、自元白始、至皮陸而其體乃成、珊瑚鈎詩話亦謂、前人作詩未始和韻、自元白爲二浙觀察、往來置郵筒相唱和、始依韻、而多至千言、篇章甚富、

〔懷風藻〕從五位下陰陽頭兼皇后宮亮大津連首二首(年六十六)

五言和藤原太政(不比等)遊吉野川之作(仍用前韻)

地是幽居宅、山惟帝者仁、潺湲浸石浪、雜沓應琴鱗、靈懷對林野、陶性在風煙、欲知歡宴曲、滿酌自忘塵、

〔本朝一人一首一〕林子曰、藤太政者淡海公也、懷風藻雖載公吉野詩、然韻不同、則公之本韻不傳乎、本朝和韻於此始見之、且在元白劉酬和之前、則可謂奇也、

〔菅家文草二詩〕余近叙詩情怨一篇、呈菅十一著作郎、長句二首偶然見訓、更依本韻、重以答謝、

請君好詠一篇詩、唯恨無人德務滋、(尙書曰、樹德務滋、)識舌音聲竽尙濫、厚顏脂粉鏡知媸、雲生不放寒蟾素、柱

死何勝毒蠹綿銜、骨元來由積毀、履氷未免老狐疑、

生涯我是一塵埃、宿業頻遭世俗猜、東閣含將眞叚睡、北溟實與僞珍瓌、三條印綬依恩佩、九首詩篇奉勅裁、(來章曰、昔蹤穢讚元白辨、白體新評大使哉、注云、近來有聞、婪頭云、禮部侍郞得白氏之體、余讀此二句、感上句之不欺、媿下文之多詐、訓和之次、聊述本情、余心無一德、身有三官、總而言之、事緣恩肆、更被勅旨、假號禮部侍郞、與渤海入覲大使裴頲相唱和詩總九首、追以慙愧、故有此四句、)凡眼昏迷誰料理、丹鵶鏡掛碧霄囊、

〔菅家文草 詩五〕感金吾相公(○源是忠)冬日嵯峨院卽事之什、聊押本韻(扶十)

天借偸閑道自肥、知君行路客塵稀、林間馬欲驚黃落、月下人應嘯翠微、老鶴從來仙洞駕、寒雲在昔妓樓衣、曾經此地傷懷苦、縱得追尋死不歸、(予不得追陪相公之遊覽、故云、)

〔半陶藁 五〕和德大寺內府試筆韻

戊申旦、德大寺今內府閣下、有試筆佳篇、一日萬口、如春之行於花矣、余林下一野僧、得傳聞盛事也、因嘆曰、本朝乃東海文物之國也、在古視之、詩以鳴世、文以起家者、皆臺閣中人、表々光於國史矣、王室中微、諸侯爭起、自爾文者一麟、而武者衆角、風月無主、唯遊於方之外者、一吟一詠、寓物遣懷、不得已則往往有成章成編者、雖然蔬筍之氣、椒桂之韻、不可置於朝廷之上矣、而椒閣下之有此作也、永喜正始復聞希音、孰弗欽艶耶、昔左大臣藤公若愚、以書幷詩遠贈中華、與鄉人寂照師、載在談苑類苑諸書、實吾國光華也、嗟乎絃已絕矣、閣下其爲鸞膠歟、而世無續二苑書者、可恨爾、謹奉依尊韻、拜獻村詩一章、以擬歐門勤思云、

〔扶桑集 七〕橘才子以予爲失時、贈答之中屢有此句、余乃不然、故述來由、復次本韻　　源英明

抽身也昔侍堯君、便是當初鸑鶴群、晨入紫微傳鳳詔、曉趨靑瑣戴星文、竹悲湘浦空留淚、龍怨鼎湖遂隔雲、時去時來非不識、吾教知己一言聞、

〔扶桑集 七〕重次畔字　　源英明

借韻

賦玄吟與不如君、賈馬後身元白群、過自毛公三百首、貴於老氏五千文、空門何必師羅漢、證地終知至法雲、少有書生通法敎、疑逢十六會中聞、

〔田氏家集中〕敬和吏部菅侍郎〈道眞〉〇澆章宴後書懷見寄詩〈次押〉

宴來卿相例降尊、應是將身勸俗昏、絲管景闌長鶴望、盃盤坐冷憐龍蹲、不愁經露需師友、猶恐澆風扇子孫、餘慶因君終不墜、三千人荷二公恩、〈午時入夕、適家戸部禮部二侍書臨於宴事、故有此言、〉

〔田氏家集下〕和文十三春夜寤次韻

夜長易寤是憂長、非獨君傷我亦傷、一室有書空對壁、四隣無燭敢偸光、只思鷄警催晨漏、不羨鶯啼報早芳、惆悵花時多不快、何當得意穩眠床、

〔翰林葫蘆集二〕先靈源大士有季子、曰嵩、其字中岳、夏末落髮、大昌、青松二大老、往而賀之、其兄常庵藏主、留而開場、遂以雨後遊蓮塘爲題、而各賦詩、一時佳會也、予傳聞之、次韻三詩以寄焉、去年之春、大士流然、予方避官命退居城南、欲笑則不能、故今併寓弔賀之意、中岳恕之、常庵相値二大老、以是語之、一笑爲幸、

〔紫芝園漫筆二〕和韻非古、盛唐所無也、嚴儀卿曰、和韻最害人詩、古人酬唱、不次韻、此風始盛於元白皮陸、本朝諸賢、乃以此而鬪工、遂至往復有八九和者、純〈太宰〉〇初亦爲之、旣悟其非、自三十五六、自戒不復爲之、但享保中、與韓客唱和時、以彼爲國賓也、不得已而始倣其所爲矣、其後更自矢不復爲之、恨無與同志者耳、嘗怪以王弇州之卓識、而未敢禁之於藝苑卮言、特記其法、俗習難脫如期夫、

〔空華集三〕借韻答方無外

種竹成叢護小房、要看晚翠拂雲蒼、老來一聾應無力、莫問所知忘未忘、

〔十親齋養新錄十六〕借韻

五七言近體第一句、借用旁韻、謂之借韻、唐詩、犬吠水聲中、桃花帶雨濃、錦幃初卷衛夫人、繡被猶堆

詩題

越鄂君。始啓其端、至皮陸松陵集、則擧之不勝擧矣、宋人借韻尤多、近代名家、以此爲戒、此後生之勝于前賢者、

〔斥非〕和韻非古、盛唐所無也、嚴儀卿曰、和韻最害人詩、古人酬唱不次韻、此風始盛於元白皮陸、本朝諸賢、乃以此鬪工、遂至往復有八九和者、所謂本朝者謂宋也、和韻雖起於唐、而盛於宋、後世承襲其弊、莫敢改之、倭儒亦然、大雅君子、苟欲學盛唐者、何不先除此弊、然和韻猶可、世儒乃有與和歌者流酬唱、取和歌尾字以爲詩韻者、夫和歌者倭語也、詩者中國之語也、如之何相通、可謂違理也、好古君子、所宜戒也、

〔作文大體〕出題事

唐家詩隨物言志、曾無句題、我朝又貞觀以往、多以如此、而中古以來好句題、句題者、五言七言詩中、取叶時宜句、又出新題也、或取二十句十韻、重句爲一首、或撰八句四韻、名律詩、或定四句二韻、號絶句詩也、

〔作文大體〕第一按題

凡作詩之道、先安題目、然後染翰焉、詩有長短、題有虛實、出於經籍奥理者、謂之實題、懸於風月浮花者、謂之虛題、○下略

〔桂林遺芳抄〕一題事

口傳抄云、試詩之時、有虛題實題、虛題トハ風月題也、實題トハ史書之題也、試詩實題之時、猶本書儲也云々、

輔宜日書儲之於當座、以書由出也、杉原一枚書之、必切韻也、

〔文會雜記一上〕一中華ノ人ノ詩集ノ、題ヲ設テ作リタルハ一首モナシ日本ノ名家ニハ、多ク題ヲ設ラレタリ、ソレユヘ虛景多シ、

探題

〔六如菴詩鈔二編二〕古寺懷舊 花山遍照僧正九百年忌、妙法大王、以此題勸募詩及國風應教、
才調高風兩絕人、遺蹤撫古想光塵、由來山寺花爲姓、剩得淸芬九百春、

〔斥非〕中華詩人、賦歲旦者甚鮮、蓋無事弗作也、倭儒乃每歲旦必作、無事而作、所謂無疾呻吟也、觀其爲言、不鄙猥即怪僻、敗風滅雅、可厭可惡、莫此爲甚、狡黠市人、梓之以鉤利、寒陋書生、託之以衒名、雖曰流俗之弊、其實諸老先生之罪也、好古君子、勿倣幸甚、

〔本朝無題詩二雜物〕探一物得硯　藤原周光
學士貧儲何物最、錦文硯舊拂塵埃、門深昔著王公論、庭靜今知左氏才、池水浪中應變墨、陸雲窻下遂爲灰、多年携去日尋處、緣底少功徒老哉、

晝障子詠三首　菅原在良
探一物得簟
一物分題雖得簟、微涼暗至豈相親、游鱗縱隔三商用、冰魄未收六尺珍、依暑氣殘塋冷露、從秋風起委纖塵、由來靑戞足爲貯、劉孝儀詞催感頻、

詠史

〔文華秀麗集中詠史〕史記講竟賦得張子房一首　御製 嵯峨
受命師漢祖、英風万古傳、沙中義初發、山中感彌玄、形容類處女、計畫撓强權、封敵反謀散、招翁儲貳全、定都是劉說、違宰勸蕭賢、追從赤松子、避世獨超然、

〔田氏家集上〕菅著作講漢書門人會而成禮各詠史。。
伊呂非高管晏輕、前脩未及仲舒聲、帷深不見三年面、義極初知六籍情、帝冊隆儒緣篤學、人推王佐爲廉淸、家門罷相閑居久、猶怪恩榮不稱名、

〔菅家文草一詩〕史記竟宴詠史得司馬相如。。
夫子猶司馬、相如有舊聞、官嫌爲武騎、曲喜得文君、苦諫長楊獵、多勞廣澤軍、大人今可用、何處不凌雲、

〔扶桑集九詠史〕北堂漢書竟宴詠史得高祖　菅淳茂

高皇本是布衣人、大度終爲黼扆身、聖體被知求飲客、龍顏應受入夢神、竹冠時著飛天日、雲蓋暗隨避地辰、初自斬蛇符已顯、漫言逐鹿說寧眞、讖呈氏族金刀舊、盟指河山鐵契新、八難從流謀楚國、三章解網〇網恐紐誤撫秦民、關中約背功雖廢、垓下圍成業遂陳、十二口窮人尙憶、末孫九代繼餘塵、

〔南郭先生文集三編一七言古詩〕小督詞

漢宮明月爲誰悲、中夜君王有所思、帳外無人簾未下、金殿沈々玉漏遲、忽向階前召當直、御史中丞臣仲國、寵姬小督逃宮中、死生朝野無消息、如聞潛匿在西郊、密詔今宵行物色、垂涙慇懃授賜書、厩龍且給黃金勒、御前直赴長安西、深夜行々聽馬蹄、野草茫々人寂々、月下揚鞭且不迷、箏門圭竇多相似、何由妄意識幽棲、憶昔合歡宮裏宴、叨將吹笛充時選、一時合奏寵姬琴、名媛妙聲誰不辨、今夕姬人對月明、定知彈寄思宮情、西落東村秋一色、唯聞喞々艸蟲鳴、最後躊躇龜山下、初疑風韻入松聲、徘徊稍覺變商調、送得長風怨且淸、按徹復揚還幼妙、貫歷中操次第生、已辨當年纖手絃、分明一曲想夫憐、昭君遠嫁楚妃歎、孤鶴漫々翼隔天、認得柴門叩戶扃、戶扃不啓琴聲停、良久侍兒開半面、推前排戶立閑庭、傳詔天書使御史、且報宮中合奏事、自君不見九重愁、宸襟憂鬱寢宮裏、願得親自承君言、歸朝取信奏天子、主人奉此心竊泣、謝使先贈錦袴褶、疎簾風淺深閉難、月露熒々近欲濕、素書細寫久遲疑、徐起隔簾前致詞、妾身謬受君恩重、欲陳噓欷雙涙垂、蔦蘿從來依庇蔭、私侍深宮人不知、姬姜滿殿憐憔悴、嘗擷盈筐恥麻絲、太液泛舟觀月夜、上林陪輦賞花時、誰料疾風吹且暴、草微力弱畏先摧、浮雲鬱々雷殷殷、白日天恩終不報、螻蟻那惜此身亡、恐將妾故累君王、自棄唯甘妾薄命、零落草茅長潛藏、爲我還聞聖天子、千秋萬歲愛朝陽、車馬迎來勿復問、明朝且作北山霜、

〔山陽詩鈔一〕八幡公以下十三首並係題畫

結髮從軍弓箭雄、八州草木識威風、白旗不動兵營靜、立馬邊城看亂鴻、

谷堂云、詠史固子成長技、其最不可及者、以麗句行議論、杜樊川不得擅美、

〔日本樂府〕讀日本樂府評語十二則

近人詠史諸作、似巧而黠、似深而淺、與晩唐人劉項元來不讀書等、大抵相類、故余於咏史詠物二體、甚不喜讀也、如六十六闋則否、每誦數遍、不忍釋手、其所議論、如諷如論、或華或朴、似漢人樂府、又似漢人童謠、蓋山陽學邃于古、才妙于詩故也、

〔日本樂府〕漢魏歌謠、短節勁音、至勅勒歌絕響、繼之者唯杜與韓而張王接武、其餘大抵不過相襲陳套、元明間、楊廉夫張光弼李賓之諸人、用以詠史、新異可喜、然張楊聚典而已、或挾牛鬼蛇神以眩人、其實淺易與二十一史彈詞相去無幾、唯李本事外不贅多語、而暗藏議論、見處最高最近於古、所病雷同與俚語近傖耳、然連篇累什、勢或至此、後來尤展成明史樂府、亦續李而作者、雖氣魄不及、亦足覽一代盛衰要之是等詩、有益學者、不爲徒作也、今茲臘尾、人忙我閑、就國乘中撥取題目、得六十六闋、如我州數我國風氣人物、何必減西土、恨余詞鄙俚、率薄不足齒漢兒、然人苟耐讀盡、頭至尾、於治亂之機竅、名教之是非、或可以小驗、大客曰、然則是摸擬李尤耶、余哂不答、見研傍銅瓶插蠟梅、指問客曰、渠香色固讓梅矣、然天地所置、日月所照、各含一造化、乃曰汝擬梅也、渠當肯否、曰不肯、

戊子嘉平月二十八日　　山陽外史賴襄識

〔春水遺稿十一文〕書詠史詩後

余在浪華、文墨之交不乏其人、詩社號混沌、片山孝秩猷號北海先生、衆推爲盟主、北海常誦其師宇士新言曰、遊必可文、遊而不文、不如無遊、故其相會集、輒必賦詩、其詩晴雨寒暄、人事曲折、寫實爲主、又必力腹稿、是爲北海家法、是時北海齒未滿五十、田子明章合麗王離兩人齒亦與北海伯仲、木世肅孔恭、篠安道應道岡公翼元鳳左子岳鳳葛子琴張、未滿四十、岡君章豹次之、其餘數人、余尤少年、僅二十餘歲、河伯潛子龍鍋島邸吏也、自京移住、固爲劇職、而愛客、暇輒呼招我社、一日謂客曰、會集有詩久矣、請

詠物

詠史如何、僉曰可、子琴獨言、僕於國史不辨菽麥、惟知七物之爲辨慶、捕熊之爲公時、而楠之爲楠、足利之爲足利、憒乎无知也、會集之詩、陳々相依、何不可之有、余亦曰、善、如子琴之言也、伯潛曰、詳於西土而略於本朝、人々皆是、周爰諮諏、得其要領而已、何必苦思角伎之爲、乃分題各賦、其得一題、互相問應、粗得其本末、而後始命意、子琴仍談笑戲謔、腹稿已成、援毫揮灑、必使人驚嘆、是時大日本史、未傳播人間、觀者極罕、無所取正、隱岐子遠秀明、能通野史稗官、衆皆待其來質焉、子遠善病、不得數會、爲恨、詠史之會、一時艷稱、因傳其警句、至以其題而稱其人、若稱公翼爲西行法師、(跡寄楊柳路傍水、名入芙蓉峯頂烟、)稱伯潛爲後寛、(丘壑登臨規畫地、廟堂不屬寂虛人、)稱子明爲小松内府、(捕蛇朝下還城舞、抑藥身終報國心、)稱子琴爲源典厩、(文公骨鯁便逢害、智伯寃顱執乞憐、)自此厥后、愈出愈奇、不可枚舉、而子琴自謂、其作一場耳聞、不足爲詩、是以深藏不出、一二爲人所誦、每以爲愧、蓋爲此舉者伯潛、而余與子明贊成之、不募而得數十首、余歸藩後、書肆上梓、蓋舊友之家、偶集錄以存者耳、其書有南紀祇園尙濂序、子琴嘗慕尙老祇園、因與尙濂善、攝錄十數首請批、尙濂嘉其雅舉、選其首簡而還之、是時伯潛沒、時年三十七、其後稍々下世、今存于世者、南阿有岡君章、其在浪華有一篠安道而已、今玆安道七十、余寄詩云、論文舊社稱多士、屈指今時有幾人、安道云、獨有千秋善言之、他人不能言焉、以不知其境也、安道亦能知我哉、余亦老矣、回顧往昔、蓋三十餘年矣、間者傾書簏得詠史稿十餘紙、偶然而存、因裱背爲帖、爲紀其事以附其末、

〔懷風藻〕正三位大納言紀朝臣麻呂一首〇(年卅五)(中略)

五言詠雪一首

雲羅囊珠起、雪花含彩新、林中若柳絮、梁上似歌塵、代火輝霄篆、逐風廻洛濱、園裏看花李、冬條尙帶春、

〔凌雲集〕九月九日侍讌神泉苑各賦一物得秋露應製

蓐收警節秋云老、百卉初腓露已凄、池際凝荷殘葉折、岸頭洗菊早花低、未央闕側承雙掌、長信宮中起隻啼、謬忝恩筵何所賦、晞陽湛々被群黎、

唱和

〔文華秀麗集雜詠下〕冷然院各賦一物得瀑布水應製一首　桑腹赤

兼山傑出院中險、一道長泉曳布開、驚鶴偏隨飛勢至、連球全逐逆流頽、巖頭照日猶零雨、石上無雲鎭聽雷、嚐昔耳聞今眼見、何勞絕粒訪天台、

〔山陽詩鈔四〕詩律巧緻、似費工夫、子成則咄嗟而辨、是爲異佗人耳、然較諸西遊卷、覺英氣差換、子成詞兄、寄示其薔薇園小稿、命余品評、余受讀之、麻姑搔痒、無復一語可措停、宿六年今此返璧、其中係舊作者、手猶覺硬、西遊以後諸作、首々圓滑、精神動人、豈所謂得江山助者乎、但聲影諸詠、則所不首肯、子成云、詠物詩嫌類啞謎、此不太然、苟類啞謎、則非詠物、善者蓋題讀之、知其爲何詠、詠物之妙、究竟在此、世或以啞謎爲詠物者不中、子成之意、故致此說乎、余嘗詠帆影、其中一聯云、雨竿殘日風全死、一桁青山雨始収、子成明眼、恐不以爲啞謎、詠聲比影、更爲失體、删而可也、至詠史諸律、則半生史學、一時陶鑄出來、殆如讀集句、又似誦李滄溟文、碎錦班斕、使人眼眩、實是千古技倆、雖百無紕、竟不能抵隻句皇脛鶴頸、要應相讓、爲之一噱、余六年間、此冊不離机右、如與子成相話一燈之下、今日忽別、不能不黯然、爲浮一大白以送其行、不知達日、紙葉之間、猶留酒痕否、丙戌上元後一日、五山池桐孫、

〔五山堂詩話九〕詠物詩、至近今作家稍擅其纖巧、享保諸賢、概無及者、蓋唯務高格調、不屑作此雕蟲伎也、彩巖集中、詠物五首、語極圓縟、謝翟諸人、亦將斂衽、〇下略

〔淡窻詩話下〕三都ノ市中ニ住スル者ハ、山ヲ見ルモ、水ヲ見ルモ、容易ニ得ガタシ、田園邱壑ノ樂ハ、生涯得ベカラズ、故ニ其詩モ、或ハ贈答ヲ專ニシ、或ハ詠物ヲ務ム、是レ勢ノ免レザル所ナリ、我輩幸ニ田舍ニ住シテ、何事ヲ言フモ、勝手次第ナリ、何ゾ彼等ガ不自由ナル境界ヲ羨ミテ、其口角ヲ摹スルコトヲセンヤ、

〔詩轍四〕韻法

和韻ハ、晚唐元稹、白居易、劉禹錫等ノ唱酬ニ剏マル、詩ハ此贈ッテ彼答フルヲ以テ、贈答ト云、我唱

ヘテ人和スルヲ以テ唱。和。ト云、喬彥破嘗テ此義ヲ細ニ辨ジテ曰、同是和ノ字、贈ルニ答フルモ和スルト云ハ、和卽答ノ意也、某人ノ何作ヲ和スルトハ、題ヲ同ウスルノ意、彼言出スヲ我ツケテ歌フ、是贈答唱和ノ別也ト云々、謝靈運東陽溪中贈答、

可憐誰家郞、緣流乘素舸、　明月在雲間、迢々不可得、

答

可憐誰家郞、緣流乘素舸、　但問情若爲、月就雲中墮、

是ハ一人ノ作ナレドモ贈答ト云者ハ、先是等ノ詩ヲ意得ニシテ作ルベシ、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字三年正月甲午、大保藤原惠美朝臣押勝、宴蕃客於田村第、（中略）當代文士賦詩送別、副使楊泰師、作詩和之、

〔田氏家集中〕繼和渤海裴使頭見酬菅侍郞紀典客行字詩、

非獨利刀及似霜、毫端銜敵及斜光、多才實是丹心使、少壯猶爲白面郞、（大使年未及強仕、故云）聲價隨風吹扇俗、詩媒逐電激成章、文場閱得何珍貨、明月爲使秋雁行、

〔菅家文草七書序〕鴻臚贈答詩序（元慶七年五月、余依朝議、假稱禮部侍郞、接對蕃客、故製此詩序、）

余以禮部侍郞、與主客郞中田達音、共到客館、尋安舊記、二司大夫、自非公事、不入中門、余與郞中相議、裴大使七步之才也、他席贈遺疑在宿構、事須別預宴序、各竭鄙懷、面對之外、不更作詩也、議成事定、每列詩筵、解帶開襟、頻交杯爵、凡厥所作不起藁草、五言七言、六韻四韻、默記畢篇、文不加點、始自四月二十九日、用行字韻、至于五月十一日、賀賜御衣、二大夫兩典、客與客徒相贈答同和之作、首尾五十八首、更加江郞中一篇、都慮五十九首、吾黨五人、皆是館中有司、故編一軸、以取諸不忘、主人賓客、吳越同舟、巧思蕪詞、薰蕕共畝、殊恐他人不預此勸者、見之笑之、聞之嘲之、嗟乎文人相輕、待證來哲而已、

〔本朝文粹二意見封事〕一封事三箇條（○中略）

一請不廢失鴻臚館懷遠人勵文士事

右鴻臚館者、爲外賓所置也、○中略國家故事蕃客朝時、擇通賢之倫、任行人之職、禮遇之中、賓主鬪筆、又拔諸生能文者、令預餞別之席、因玆翰苑鋭思之士、無不以對蕃客爲其心期、方今詞人才子、顧相誡曰、人命有退、世途難抛、何徒勤苦於風月之間乎、請見鴻臚館之不可復爲文場矣、昔子貢、欲去告朔之餼羊、仲尼不許、以爲羊在、猶所以識其禮也、今陳不廢此館者、蓋亦爲文章道焉、○中略伏望深圖遠慮、勿廢失此賓館、然則遐方不離心、文士無倦業、是則示海外以仁澤之廣、耀天下以威風之高也、○中略

天曆十一年十二月二十七日　　從五位上行右少辨臣菅原朝臣文時上

〔空華日工集〕貞治元年三月、大喜和尙、寄賀書記、以八句偈、建長圓覺兩寺諸公皆和、余獨和建長諸友偈二十七首而答之、蓋向之所謂詩戰也、

〔近世叢語三文學〕新井白石、嘗次韻淸人魏惟度八居七律八首、請室鳩巢鬪響、遂傳播京師、一時文士、倣而和之、坊間梓而行焉、白石覽之、前作有與諸人和詩相類者、因再作八首、語無牽强、押韻益穩、

〔元元唱和集左一〕送元賛老人之尾陽詩并引

余○元政嘗暇日、與元賛老人、共閱近代文士雷何思、鍾伯敬、徐文長等集、特愛袁中郎之靈心巧發、不藉古人、自爲詩爲文焉、今玆九月之初、既夜正長、而風遂冷、寂々不睡、燈下摛被、獨閱石公之集、讀至別石簣詩、忽感近日老人將有尾陽之行矣、因效石公韻、綴狂斐十首、以擬陽關曲、但不知所以裁之、錄呈藻鑒、宓希慈斤、幸々、

〔斥非〕凡贈答詩書題引、或在詩前、或在詩後、皆可、必低一兩字爲定式、如題中有所贈官號姓字、必提之、或高於詩、或與詩平頭、雖詩中亦然、非唯官號姓字爲然、凡指所贈之詞、皆提之禮也、世儒乃有徒知低書題引、而不知提所贈官號姓字、雖提而低於己詩者、亦不達禮之過也、

〔下學集下態藝〕聯句

〔詩轍三〕異體

聯句　又聯詩トモ云、寄合作リノ詩也、世書ノ元首股肱ヲ始トス、喬彥駿之ヲ非トシテ曰、元首股肱ハ賡和ノ始ナリ、續文章緣起泊宅編ヲ引テ、式微ノ篇ヲ始トス、是ハ劉向列女傳ニ、黎莊公夫人、莊公ノ意ヲ得ズ、其傅母、夫婦之道、有義則合、無義則去、意ヲ得ズンバ胡不去トテ、詩作ッテ、式微式微胡不歸ト云ケルヲ、夫人聞テ、夫人之道一而已矣、何ゾ婦道ヲ離レンヤトテ、微君之故、胡爲乎中路ト賜ケル、我ハ是ヲトルト、此說據ルベシ、是ヲ降ッテハ、漢武柏梁體アリ、樂府古題要解、コレヲ始トス、中略本邦ニテハ、大津皇子、

天紙風筆畫雲鶴　山機霜杼織葉錦

後人コレニ續テ

赤雀含書時不至　潛龍勿用未安寢

トアリシヲ始トスベシ、而シテ今言フ聯句ハ、和製ニシテ、漢法ニアラズ、連歌ヨリ出タルニヤ、韻法限アリ、多ク隔句對ニテ起ス、隔句對ナラザルヲ獨句ト云、平側詩ノ通リ、先唱フ者ヲ唱句ト云、繼者ヲ對句ト云、其法頗詩ト異リ、皆此方ノ造爲也、故ニ鳳城聯句ノ序ニモ、本朝之準式、有異于殊域也ト書ケリ、

〔作詩志彀〕聯句ハ、漢武ノ柏梁臺ヨリ權輿ス、六朝既ニコレアリ、唐ノ文宗、柳公權ト聯句ノ詩アッテヨリ、李太白、顏眞卿、韓退之ノ諸名賢、ミナ巧ニ聯句ヲナス、亦一快雅遊ノミ、我邦近來施コスニ連歌ノ法ヲ以スル者アリ、大ニ古意ヲ失フ、近頃吾門ノ釋性山ナル者、古人ノ集ヲ討究シテ聯句法ヲ定メ、一書ヲ著シテ刊行セントス、余○山本北山聯句ノ其書ト共ニ行レンコトヲ望ム、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕後世聯句といふことあり、又聯詩といふ、玉海曰、文治三年二月廿七日、御書所作文云々、先例連句不過五韻云々、而天永以往、多者有二十餘韻、餘可追舊例之由、豫以仰宗隆、仍連句有

二十韻と見ゆ、五山の僧徒、此技に長ず、其式漢土の連句とは異なり、此にて創意に造りしこと、見えたり、これにも點とりあり、東山如月和尙が幼學詩句と云ものに、予わかい時、たんだんの句にて百句あつたに、貫絲春綉蝶とえたに被縛日羅籠とつけられたぞと、點を景徐にとるぞ、此一對まるあり、予が章句を皆はめられたぞ、貫絲綉作平原君と云句でえたぞ、又對のことをつれといへり、嵯峨策彥和尙が蠡測集に、何やうに菊を秋の靖飾としたを、海棠は春の貴妃のつれぞなど往々見ゆ、連字の意にや、

〔陔餘叢考二十三〕聯句

雪浪齋日記云、退之聯句古無此法、自退之斬新開闢、范景文亦云、昌黎聯句有跨句者、謂連作第二三句、如城南等作是也、有一人一聯者、如會合遣興等作是也、有一人四句者、如有所思等作是也、漁隱叢話則謂、謝宣城有聯句七篇、陶淵明有聯句一篇、是六朝已有之、然聯句究當以漢武栢梁爲始、文心雕龍曰、聯句共韻栢梁餘製是也、今按、六朝聯句、亦不止陶謝二公、南史謝晦將被戮、與兄子世基聯句、世基詩曰、偉哉橫海鱗、壯矣垂天翼、一旦失風水、翻爲螻蟻食、晦詩曰功遂侔昔人、保退無智力、既涉太行險、斯路信難陟、梁元帝與武陵王紀交兵、帝作詩曰、回首望荊門、驚浪且雷奔、四鳥嗟長別、三聲悲夜猿、紀之子圓正被収在獄、乃連句曰、水長二江急、雲生三峽昏、願貰淮南罪、思報阜陵恩、〇中略此皆六朝人連句也、但其時曰連句不曰聯句耳、方勺泊宅編又引劉中壘謂泥中中露衞二人名式微之詩、蓋二人所作、以爲聯句所起、此未免附會、至古人聯句、大概先分韻而後成詩、梁武帝華光殿聯句、曹景宗後至、詩韻已盡、沈約以所餘競病二字與之曰、所餘二韻、則分韻後之所餘也、〇中略可知古人聯句、先探鈎韻字、各據所得、循序賦之、正如後世韻格也、杜集中有夏夜李尙書筵、送宇文石首赴縣聯句、又有與李之芳、宇文或三人一聯句、則唐人聯句、亦不自昌黎始、

〔懷風藻〕七言述志

天紙風筆畫鶴、山機霜杼織葉錦、

後人聯句

赤雀含書時不至、潛龍勿用未安寢、

〔江談抄 六 長句事〕連句七言

尾拂樹間黃牛背　手打門前白鷹聲

五言

二藍經一夏 菅　朽葉幾回秋 紀

泡垂觀藥口 秦能　貧負秦能肩 齊名

芸閣二貞序 公任卿　蘭臺八座賢 惟貞

何能才子何人 齊信卿 明法生爲親稱何能也

朝器非朝器 秀才　茂才是茂才

深草人爲器 匡衡　小松僧沸湯

負牛一屋具　乘馬二分人

千六百年鶴 時棟　二三兩月鶯 明衡

□□□□□　鳳亦貫士歷

人曰山城介 孝言　世稱水驛官 佐國

家々懸孔子　處々呼彭侯

文武兩家性 隆兼　江平一士名

貫月査浮海 時棟　宜風坊在京 明衡

〔古事談 六 亭宅諸道〕敦基朝臣參法性寺殿、〇藤原忠通 褒美子息等事、其後有聯句會之時、茂明候其座、殿下

思食出先日事、被仰云愚息稱賢息、心得テトリモアヘズ、令明與茂明ト申ケレバ、頻御感アリケリ、

○按ズルニ、令明ト茂明トハ、並ニ敦基ノ男ナリ、

〔台記〕康治二年二月廿日戊寅、終日連句興、俊通上句云、田豆又田豆、幽明〇幽明恐有誤下句云、野篁復野篁、此句尤有興、

〔本朝無題詩二雜物〕賦連句　法性寺入道殿下〇藤原忠通

連句從來感巨休、每延此席自忘愁、問聲屢詠紅爐下、案韻微吟華燭頭、詞苑久爲銷日戲、文亭只作送宵遊、漫加座末材疎客、無顧字對拓不収、

〔玉海〕養和元年十月十五日戊午、有連句會、韻唐百廿韻長光入道光盛以下、文士七八許輩、密々事也、大將侍從同數也共十四韻

〔古今著聞集四文學〕或人連句のたびごとに、想像花陽洞とさだまれるごとにいひけり、或日人々よりあひたりけるに、かの人案のごとく、又此句をいひたりけるを、素俊法師、とりもあへず、左存松子亭といひたりける、滿座興に入て、腸をきりけるとぞ、この素俊は、連句の上手なりけり、

　春調春鶯囀　古聞古鳥蘇　琵琶稱牧馬　鞁々習泉猨

これらも、素俊が秀句とぞ申侍る、

〔空華集十一序〕聯句詩序

夫聯句之作尙矣、粗乎虞舜賡載、迹乎漢武柏梁、自晉而下、陶謝之流、繼作而不多見也、洎唐韓孟劉白之徒、擴而充之、倡而和之、聯句之體於此備矣、有七言焉、有五言焉、有律者焉、有古者焉、而咸主賓倡答、首尾鋪陳、如出乎一人之手、不失其序、然今之靑衿者、抽黃對白、比月聯風、所以不克成乎一體、姑取其賛一時杯酌之侑而已、可笑也、

〔翰林葫蘆集三〕題小補彥龍聯句後

小補翁與彥龍、吾不得而見之矣、得見其片言隻字者斯可矣、人之心術不可得而知之矣只見其嗜好如何耳萬年舜公首座、獲此聯句、如得至寶也、裝以成軸、其所嗜於內者不言可知也、寔爲善之徒也、其號曰中華、先小補所稱也、燕居之齋曰刧外、今桂芳老人之所命也、蓋公行道於威音刧之外有餘力、則或以此掛壁、吟詠於其下、謂之黃葉聯句詩、亦斯可矣、老人使予題其尾、謹聞命云、

〔臥雲日件錄〕文安六年七月十一日、中正藏主來、因曰公府構一室、命諸老作畫障詩、便出示其本、蓋觀瀑圖也、爲之進點心、茶罷閑話、及往事者多矣、曰、昔日常光國師居鹿苑時、招闍寺兄弟點心、與絕海太岳等相謀、出數十題、續句成篇、先製播牋修兩枚、各於其端書題、置之大盆中、命人々取之題、句々已題、又依舊置于盆中、別人取之對其句、蓋皆七言八句也、間有人不對得者、絕海太岳檢出對之成編、就中有詠鴉詩、其句云、莫貪臭肉窺城市、絕海謂某曰、此觀中句歟、醜於其面也、某曰、太年句也、太年有慚色、絕海亦以爲失言、蓋絕海於觀中、每々戲言、爾汝相忘、絕海命觀中對此句、觀中曰、好入垂楊送夕暉、絕海以爲美矣、又以紙爲題詩、有千杵砧中如白雪之句、无對此者、絕海命太岳對之、以一揮毫下勝責筠、絕海亦爲善矣、如此之事、近時無聞、可慨也、

〔梅花無盡藏六〕聯句說

胡苕溪漁隱先生、引雪浪齋日記云、聯句古無此法、自退之斬新開闢、余觀謝宣城集聯句篇、陶靖節集聯句一篇、杜工部集聯句一篇、諸公已去爲之、至退之亦是沿襲其舊、若言聯句自退之斬新開闢則非也、〇中略但本邦之四百字、老古錐爲童蒙有云、聯句破題之五字、第二置仄、是爲正體、第二置平、是爲偏體、勤避一二之聲、又名四一之聲、或乾坤、或時候、或氣形、或體蟲、或生植、或器財、或食服、或光彩、或數量、或復用等、各其門類隔六句八句用之、句去法同者避之、前面之十句、春夏之氣象、則不雜秋冬之冷涼、他皆效之也、於句中不可用同韻之字、插而後隔十句用之、五十韻之中、態字二、而虛字二三亦可也、人之名多則點鬼簿乎、處之名多則輿地志乎、

〔實隆公記〕延德二年九月四日癸未、今日御聯句、懷紙追而可寫之、殊勝句共濟々也、

御製〇後土御門　御發句

望山霜葉末　何日碾車馬

詣闕早梅點　蓋今貢席面　蘭坡

予句內

壓卯平戎力宗山　掃蛾傾國眉實隆　蘭坡被褒美了

蘭坡句內

富士劃蓬碧元修　應神迎宋誰蘭坡　日本名所事奇作也

隔句

五濁翁優跋　每逢慰我衰　龍山

九衢人餓死　且嘉共君隨　蘭坡

〔聯句〕延德庚戌〇二年之冬、萬年彥龍與公藏主不安、忘年友小補橫川翁問之、雪月奇夜、爐無炭、窻有梅、二人銜口吟、信手而書、然後抛擲於鹽扱推也、中華彝首座、從何得之、裝潢珍重、需余序其端、嗚呼彥龍一疾不起、辛亥季夏亡矣、補翁癸丑之冬殂矣、前沒後沒相逐泯々、余在閻浮、爲未歸之客、非敢後也、馬不進也、可發一笑、卒應中華之求、以寓往憾、蓋隣人笛乎哉、

明應七年戊午秋八月　　默雲天隱叟龍澤七十七書

〔九千句〕城西聯句序

夫脩道洪業、而遺芳範后者固難、勵志勉企、而弗忝先業者尤難、遺於前而墜於后、雖盛弗傳也、繼其業而無所存、雖美弗彰也、日本禪師諱良、字策彥、怡齋其別號也、吾聞公言己之門派、肇自徑山無準範、傳無學元、元傳高峯日、日傳夢窻石、石傳默翁誠、誠傳本岳崇、崇傳竺雲連、連傳心翁安、安傳至公淵源所

自、皆詩文家也、猗歟盛哉、公承其後、殘膏賸馥、沾漑必多、故居城西妙智院、會良友結詩盟、聯約九千句、編成一帙、以存后貽、正以善繼先師之業也、使公無著作垂世、徒事間學、而以不克丕承爲慊、則公善繼之志、將閼而不彰、鬱而不發、滾々澎湃之流、若有壅塞弗決、而歷傳丕顯之書、未能愈遠而彌存也、吾又聞、默翁之禪餘吟、全愚道人抄東坡詩、幷抄西漢書、竺雲之瓶梅聯句、幷盛講漢書之學、心翁旁披儒學、登天台山、習三大部、至於公之城西聯句、前後相繼而咸有遺文、昭晣於後、斯故蔓延垂業之登盛耳、譬猶木焉、本根雖固、而枝葉漸茂、則其敷榮鬱鬰也、至於于霄而蔽日、沛然誰能禦之有、〇中略吾今觀公之詩、言近而指遠、詞約而思深、寫難狀之景、如在目前、含不盡之意、見於言外、緘理蘊於心、而嘉言孔彰、炳炳琅々、焜燿於后世者也、豈非勵志勉企、而弗忝先業者哉、

時嘉靖己亥〇日本天文八年孟冬月吉　大明國前進士浙湘解元東鄞南禺外史豐存叔書

〔聯句〕聯句慶長十四年於禁裏御會

紅欒本賢宰　古澗　　新抽仁政枝

青松齊聖壽　景洪　　上有妙靈蘇

鵑霧迷歸夢　以心　　雁雲寄旅思　安倍泰重

胡塵蘇汚面　集雲　　鹿社亮攅眉

老色頭童柳　有節　　仙胎肉者芰　秀賢

琴筵先侍鶴　元賡　　歌曲奏來鵑　近衞准后

山澗戸吟友　式部卿宮　　露叢邊末尼　入道侍從中納言

滅宗勤出蜀　水無瀬三位　　度衆祐居潙　言緒〇下略

〔言緒卿記〕慶長十八年六月廿一日戊申、於仙洞御聯句アリ、予執筆ニ參、御連衆、太上天皇〇後陽成、有節、集雲、古澗、友竹、英岳、越溪、壽洪、元良、元賡、玄召、予等也、從辰剋ハジマリ、午ノ下剋ニ濟シ了、次古澗ニ

絶句ヲ借リ申候ヲ、今日參會之次ニ返シ了、

〔聯句〕仙洞三千句跋

吾東海姬氏國、仙洞上皇、親傳万古文章之印、全重三代禮樂之規、晝書夜誦、雪纂露鈔、普尋搜竺支日之微言、於是五步構石渠、十步築天祿、僉曰、空前絶後矣、間嘗召章句儒文熟僧等、積日累月、令賦三千句、人々研精、个々盡力、就中聖製妙唱、雖曰十韓愈何如焉、宜宗香嚴到棲賢上方、有瀑布聯句、古往今來、明君向耆宿聯句者、其例儘舊矣、南昌蒲室老禪聯句之破題云、靈祚万世啓、最是祝釐聖者也然則於聯句特奉祝贊皇圖者必矣、前所謂賡歌者、四字而言不足、栢梁者七言而字有餘、況又不充百、猶是不聞有三千之數、可謂多々益辨矣、後世可畏在茲、陶彭澤謝宣城、雖有聯句、寂寞枯槁、可宜山林、不可置朝廷之邊、竊聞萬年小補師、寓居江南小廬山、日作句者三千、雖然唯一兩輩而已、孔夫子曰、樂多賢友益也、熟按、華嚴奇文云、能以一手覆三千、台宗亦云、一念具三千矣、伏以日宮天子、分一輪光照徹三千界、皆以一施三千、恐是上一人之一者也、天皇則聖々相承、日宮繩々華胄、而其恩光輝六十餘日域、堯雲四布、舜日廣昭之謂乎、臣僧某甲、忝奉明詔、卒跋此集、舉世皆云、依俙杜氏作八陽經、況鳳棲集雲叟獵善言、博緝佳作、式序之、愚瀰老懶衰墮而難續貂、不顧未得謂得勒記焉、

〔鷲峯文集八十一序〕綠陰聯句序

夫聯句之行於世者久矣、本朝中年以來、最盛于禪林、世人往々慣之、句鍊字鍛之巧、勵學者之志、茶話卮言之與、添賓主之思、摘經史子集之文、識鳥獸草木之名、蓋致知格物之一端也、○中略於是與守勝賡載不已、至百五十韻畢功、乃因破題號綠陰聯句、以倉卒口占無敲推工夫、見者察焉、○中略冀借稽古之力、共得克家之業、遂爲之序、

古事類苑

文學部二十

詩下 狂詩詩會附入

古事類苑

文學部二十

詩下

詩會 狂詩 併入

聲病

〔作文大體〕第五詩病

凡詩有八病、其尤可避者、平頭、上尾、蜂腰、鶴膝、此四病也、平頭病者、近來不去之、上句第一二字與下句第一二字同、平上去入是也、但第一字同平聲不爲病也、上尾病者、近來尤避之、五言詩第五字、與第十字、又七言詩第七字、與第十四字同、平上去入是也、隨四聲詩分別之、但發句連韻不爲病矣、蜂腰病者、近來尤避之、五言七言、共每句第二字與第四字同、平上去入是也、謂之二四不同矣 平聲不爲病、但上句云々、鶴膝病者、五言上句第二字、與下句第九字不同、平上去入是也、謂之二九對矣 七言上句之中、第二字與第六字不同、平上去入是也、謂之二六對矣 然則他聲詩用他聲之韻者、可避平聲、如絶句詩、四韻長韻可准知之耳、下三連病者、五言七言、共每句終三字連同聲是也、念二病者、近來不去之、一首之中、有同字同心是也、越韻病者、是尤可去、謬用相似之韻也、所謂淸韻用靑字等也、越調病者、可去之、文字之數、或有餘句或有不足之句也、

〔作文大體〕連韻事

謂初句終字居韻字是也、雖爲上尾病爲一質間居之例也、未必爲病也、

〔字槐記抄〕仁平三年五月廿四日壬子、午剋許參上、頭之退下、召試衆六人、仰陳己詩難、申他詩難之由、各申曰、可陳己詩難、不能申他詩難、即下給公賢注文、令陳之、各成勘文獻之、先日茂明朝臣申曰、光範

詩第三句第一字有第八字守、俱爲上聲、犯平頭病者、光範陳曰、守字去聲上聲兩音也、仍無其病者、所申可然、自餘五人先仰下時犯其病、登省例可相合也、不承指仰犯病登省例不相合者、各無所陳、登宣申曰、實題詩以存題意爲及第、無不存題意爲及第之例、敦綱申曰、以昭華玉爲題詩、以言多無題意之句、然而登省卽獻其詩、令見登宣之處、無所陳、各退出、

〔本朝文粹七奏狀〕省試詩論

請特蒙天裁召問諸儒決是非今月十七日文章生試判違例不穩雜事狀　大江匡衡

一以學生大江時棟所獻詩大內記紀齊名謬稱有病累抑留強戾落第事

右件時棟詩、諸人之中、適免病累、仍文章博士道統朝臣、及匡衡示可擇上件詩之由、而擇上之儒齊名、稱有下句蜂腰病、確執抑留、夫蜂腰病者、上句可避之由、見文筆式、因之先儒古賢不避下句蜂腰、近古之名儒都良香奉試聽古樂詩、以臥爲韻、其詩云、明王尤好古、靜聽時臨座、如此則聽與座用去聲、不爲病累、已以及第、自餘試用他聲韻及第詩等專無忌下句蜂腰、今案齊名所立之詩髓腦、下句蜂腰者、是不可避之病也、然則時棟詩已免瑕瑾、吹毛之求還爲文道之蠹害、加以此度試題韻以八字、已同賦體、苛法過差之試也往古未聞八字之例、祈以萬年、已褒帝德、成王周公之事也、當今宜獻萬年之壽、如此則摠落之判有忌諱、諸儒所爲無是非、〇中略儒有內擧不避親、外擧不避仇、唯以進才爲業、何以黜才爲計、不爲私而言、爲公訴之、

以前條事言上如件、望請天裁、早召問諸儒涇渭試判之事、匡衡誠惶誠恐謹言、

長德三年七月廿日

正五位下行式部少輔兼東宮學士文章博士越前權守大江朝臣匡衡

從五位下行大內記兼越中權守紀朝臣齊名解申進申

文事辨申文章博士大江朝臣匡衡愁申學生同時棟省試所獻詩病累瑕瑾狀

一病累

件詩云、寰中唯守禮、海外都無怨、今案、外與怨同去聲、是蜂腰病也、詩髓腦云、蜂腰者每句第二字與第五字同聲是也、如古詩云、聞君愛我甘、竊獨自彫飾、(君與甘同平聲、獨與飾同入聲是也、)元兢曰、君與甘非爲病、獨與飾是病也、所以然者、如第二字與第五字同上去入、皆是病、平聲非爲病也、此病者輕於上尾鶴膝、均於平頭、重於四病、文章儀式云、蜂腰每句第二字與第五字同音也、不得然者、件時棟詩已犯此病、因茲評定之場不能選上、爰匡衡陳云、蜂腰上句可避之、下句不可避之、髓腦云、此病均於平頭、平頭近年以來不避之病也、然則准之平頭不可避者、齊名答曰、八病之中必可避者、平頭、上尾、鶴膝、蜂腰等四病也、犯平頭者或優之、或不優之、上尾、鶴膝、蜂腰必避之、就中髓腦置每句之文所爲證、詩下句以獨與飾爲病、何更以均於平頭之文背試場之恒例、謂不可避矣、匡衡陳云、文筆式無每句之文、又聽古樂試詩、都良香犯此病、及第、依此等例不可避者、齊名答云、文筆式無每句之文則省略也、詩髓腦有每句之文則覼縷也、文筆式誠雖省略、下句不可避之由亦不見、若依無每句之文、只避第二字與第五字者、發句上句之外不可避歟、加之髓腦文章儀式等其心一同也、至于良香及第者、若優名士歟、何以本朝隨時之議、猥背唐家不易之文、披陳之旨、其理不明者、一瑕瑾、

同詩云、浴來人盡樂、霑得世皆喜、似玉潤門千、如毛加戶萬、

今案上章霑字霑德之義也下章潤字亦潤德之義也、霑與潤其義一也、二句用之、未窺作者之域者也、(中略)○

右大外記中原朝臣致時仰云、左大臣宣、奉勅文章博士大江朝臣匡衡奏狀偁、學生大江時棟奉試詩、適免病累瑕瑾、大内記齊名抑留不選上、諸儒僉議、已爲擯落、召問齊名、可令辨申者、件時棟詩、病累瑕瑾、共以不免、評定之日、具陳此旨、夫以擧直事君者臣之節、掄材薦士者儒之行也、匡衡非華他、而强愈巨病、吐莠言、而獨負群議、不實之擧、誰謂忠鯁、今承綸言、指陳大略、謹解、

長德三年八月十五日　從五位下行大內記兼越中權守紀朝臣齊名

請重蒙天裁辨定大內記紀齊名稱有病累瑕瑾所難學生大江時棟奉試詩狀

大江匡衡

一蜂腰難

寰中唯守禮　海外都無怨

齊名難云、外與怨同去聲、是蜂腰病也、○中略今案所難之旨甚非常也、何者、案髓腦、八病之中以四病爲可避之所、謂平頭、上尾、鶴膝、蜂腰也、此四病之中、平頭、蜂腰斟酌避之、所以然者、平頭有二等之病、上句第二字與下句第二字同聲者亘病也、必避之、上句第一字、下句第一字同上去入者、雖立爲病之文、不避之、蜂腰有每句之文、上句第二字與第五字同聲必避之、下句第二字與第五字同聲者、雖立每句之文、不避之、是所謂均平頭之義也、由此觀之、髓腦之意、蜂腰者上句第二字與第五字可避之也、而齊名不述均於平頭之義、強陳下句可避蜂腰之旨、若上句共避蜂腰病者、此病可謂重於上尾鶴膝、不可謂輕於上尾鶴膝、可謂甚於平頭、不可謂均平頭、若依齊名之新說、下句猶避蜂腰者、彼輕於上尾鶴膝、均平頭之文、此時可削棄之、抑至于文章儀式每句之文、一同髓腦、不可遑載、文筆式云、蜂腰者第二字與第五字同聲也、所爲避詩、以上句第二字與第五字同聲爲病云々、又詩格所釋、初句第二字不得與第五字同聲、又是劇病云々、然則依下句不可避蜂腰、文筆式、詩格、下句已不載蜂腰之有無、而齊名述髓腦之理、則失均平頭之義、破後格式之文、亦任口陳省略之由、今就此難下句避蜂腰者、格式及古今避來病之外、新可加病歟、未都良香者、文章之規模、詩人之驥旌也、而齊名申云、至于良香及第者、優名士歟云々、以荒涼之空語、塵先儒之明文、若謂優名士者、作佗聲韻試詩、下句不避蜂腰、預及第之輩、皆是名士歟、皆是優歟、所言不明、無可准的、自古以來、省試詩題、以佗聲字爲韻、尤希有也、適用他聲韻之時、下句不避蜂腰、皆預及第、是不爲難之故也、其詩云、

連理樹詩、（以德化先被莊垂爲韻、依次用之、百廿字成之、）題者大輔南淵年名、有名王及第詩、

初知標帝道　始覺呈皇德（覺與德同入聲）

坂上斯文及第詩（闕）

覆燾專布德　逐育正施德（育與德同入聲）

聽古樂詩、（以臥爲題、百二十字成之、）題者少輔大江音人、都良香及第詩、第八句云、

明王尤好古　靜聽時臨座（聽與座同去聲）

藤原淵名及第詩、第五七句云、

三成奏轉切　肆夏歌何情（夏與情同去聲）

文聲方亮發　韻氣寧殘破（氣與破同去聲）

高階令範及第詩、第四句云、

郊天功如洽　陳廟德終播（廟與播同去聲）

龍圖授義詩、（以德爲韻、限八十字、）題者贈太政大臣（天神）橘公廉及第詩、第八句云、

至哉先聖道　斟酌方淵塞（酌與塞同入聲）

多治敏範及第詩、第一句第三句云、

三皇誰在首　穆穆宓義德（德與穆同入聲）

垂衣施化遠　剡木出震直（木與直同入聲）

件詩等、就中龍圖授義詩之題者、菅家先祖贈太政大臣、預判文章博士橘廣相卿、聽古樂詩之題者、則江家先祖音人卿、預判文章博士菅原是善卿、皆是東西曹司之祖宗、試場評定之龜鏡也、以假才與學之妙簡、明明秩秩之公心、所定置也、而齊名偏執、忝破先賢之旨、諸儒同心、不信匡衡之言、白日之明無私、只仰天判、朱雲之忠難變、不能地忍、又齊名爲損拘於平頭之義、陳以平頭或優之或不優之旨、髓腦

立平頭之處、上句第一字與下句第一字同聲者、是病也云云、然而古今不避之、近則平露生庭詩題、田口有信及第詩云、四方誇雅正、萬姓咸居多、(四與萬同去聲)然則有信已不避之、是又優名士歟、所陳之旨左之右之無謂、

一　瑕瑾難

浴來人盡樂　需得世皆喜　似玉潤門千　如毛加戶萬

齊名難云、上章需字需德之義也、下章潤字亦潤德之義也、需與潤其義一也、二句用之、未窺作者之域者也、

今案、所難之旨甚無理致、何者、論語曰、東里子產潤色、顧野王案、潤飾也、又麻果切韻曰、潤益也、然則飾門千、益門千之訓、何難之有矣、又縱使以潤字雖讀需訓、古今省試詩、以字異訓同之字、並句用之、是例也、

日月光華詩(限百廿字)

藤原正時及第詩云　夜魄清無損　朝曦靜不祥　扶桑晨上旭　芳桂霽飛薰(朝與晨其義一也)

海水不揚波詩(限八十字)(用三字)

藤原長穎及第詩云　滄海無波白　初知遇太平　金宮奔浪靜　王闕亂濤晴(波溟濤三字其義一也、非只兩字、已)

文室尙相及第詩云　棹歌音自亮　舟宿夢長成　霽雪好無彩　朧雷寧有聲(音與聲是也)

蓮莆自生厨　鳳凰頻集界

同難云、此題詩美周成王之文也、成王時無蓮莆生厨之瑞、而不敍周日之事、空表堯年之祥、求之文章、尤爲乖違、

今案、所難之旨甚以軟弱、何者、此度試以旣飽以德爲題、以君子萬年介爾景福爲韻、褒當今之德取喩

之詞也、○中略

右件詩、齊名所難、甚無所據、今依宣旨、進申文、如件、望請殊蒙天裁、任理致辨定、匡衡誠惶誠恐謹言、

長德三年八月廿九日、正五位下行式部權少輔兼東宮學士文章博士越前權守大江朝臣匡衡

解申進申文、

〔本朝文粹七奏狀〕依宣旨言上犯平頭及第不及第、幷犯蜂腰落第例等狀

右大外記中原朝臣致時仰云、左大臣宣、奉勅、學生大江時棟省試詩、依犯蜂腰、諸儒相共處不第、然則犯件病落第、幷平頭病例可勘申者、謹檢案內、世有龍門集、是撰集古今省試詩之書也、件書載及第文、不載落第文、仍犯蜂腰病落第例不能勘申、又平頭病依詩髓腦案之、不可優之、但見本朝省試詩、多關及第、是優恕歟、至于蜂腰、若其重與鶴膝不異、縱雖及第、何爲恒規、非敢鬪智於英儒、只爲竭忠於聖主也、是以評定之日、爲公爲道、討論大略、諸儒相共處之不第、方今絲綸不及諸儒、沙汰獨在少臣、亦猶立松節於繁霜、守葵心於聖日也、區區之心迷于岐路、聊述愚管、伏待天裁、謹解、

年月日　　從五位下行大內記兼越前權守紀朝臣齊名解申進申文

〔春記〕長久二年三月十三日壬戌、早旦參關白殿、覽文書等、此中前將軍賴行子行善申文、幷例文等、是內大臣一日所被付給也、其申文云、犯鶴膝病預及第之例、唐家白居易、章高○高恐衍字、下同、孝標、本朝藤左丞相在件人等、皆犯此病及第云云、關白○藤原賴通命云、件申文尤所驚奇也、件例太以非常也、敢不可云事也、非常之又非常也、但行善更不可知、只引汲之人所爲也、引勘件例之人、必蒙災難歟、總必然耳、以此旨可奏之者、予○藤原資房一郎參內奏之、仰云、件申文奇怪事也、至于居易等事、可致災殃於彼人也、公家强不可知、但狀中云、判定日儒士推撰、公卿許容、已及天覽、更被返却、皆恐鳳衡之有限、不訴鶴膝之無咎者、此事尤所咎思也、鶴膝無咎之由有相示之人歟、尤可尋問其人事也、以此由可觸關白也、先日又所進申文之學生基永相事、一切不可裁許者、　十七日丙寅、早旦參關白殿、申承雜事之次被命云、學生藤原行善申文事、犯鶴膝病之

輩及第之例、居易、章高孝標、本朝左大臣在衡等也、此事非常之第一事也、彼行善更不知歟、是引汲之儒士所爲歟、定必招災殃歟、但狀中云、判定日、儒推薦、公卿許容、遂及天覽、更被返却、皆恐鳳衡之有限、不訴鶴膝之無咎者、仰云、不可知漢朝事、抑申鶴膝之無咎、此事可尋問事也、若我誤咎鶴膝、可無便也、儒士等存不可忌此病之由者、依愁訟永可免給也、彼所相示之儒士、誰人乎之由可召問行善也、仰旨尤可然事也、今日奏此由、隨仰可仰下內大臣通〇敦也者、即參內、奏此旨、仰云、行善事內大臣奏其中文、同人召問此事、頗有思歟、仍可仰右大臣〇藤原實資也、〇中略即參內奏此由等、以行善申文載書狀、奉下右大臣已了、〇中略行善是前將軍賴行之男也、而爲家經分奉試云々、此事萬人不請、遂有大事、還蒙其殃、歟、　十八日丁卯、早旦退出、參關白殿、申承雜事之次、密々被仰云、行善事太以無便事也、父子更不可引汲之者等所爲也、被放問仰之旨可然事也、件事或人說云、明衡引勘件例、并作申文之由云々、件人本性不落居、時々有如此之事、極可苦事也者、即參宮御方、退出、參右府、命云、行善被問事理可然事也、內府被奏之旨極以傍若也、又有少耻辱歟云々、　廿四日癸酉、參內、相次參關白殿、覽行善申文、右府所給也、件申文并鶴膝無咎之由、明衡所作所注申也、　命云、早可奏聞、無術事也、至于今可問明衡歟、可隨御定也、是只天道被咎歟、更無術計事也、　廿五日甲戌、參內、奏行善申文、仰云、鶴膝無咎由可令問明衡也、此由可示關白、有可許者、即可宣下者、其初申文、此度申文同下給也、參關白殿、申此由、尤可然事也、早可仰右府者、即參彼殿、奉下件申文二通、行善申文等也、仰事如初、又見目錄也、

〔十訓抄　一〕楚思淼茫雲水冷　商聲淸脆管絃秋　白

此詩をば、頌聲開にくしと難申人有けれ共、秀句なるによりて、四條大納言公任卿、朗詠に撰入られにけり、

〔江談抄　四〕胡角一聲霜後夢　漢宮萬里月前腸　王昭君、朝綱、

霜字、此韻要須字也、然而犯大韻作之、

〔詩轍二〕體製

サテ大韻トハ、其詩ニ押タル韻中ノ字ヲ、上九字ノ内ニ用ユル也、胡姫年十五、春日獨當壚、端坐苦愁思、攬衣起西遊ノ類也、小韻トハ、其詩ノ韻ニ押タルニハ有ネドモ、同韻中ノ字、二句十字ノ内ニ散在ス、薄帷鑒明月、淸風吹我襟、是類也、大韻、小韻、共二字ノ處ハ定ラズ、

〔詩律兆十一〕論三

我邦所謂三病中、曰同音、謂詩中字犯韻脚、卽沈約八病中、第五大韻是已、夫八病、唐人所斥、嚴滄浪嘗言、蔽法不足據、楊升庵、王弇州、皆援唐詩排八病、以後四病爲尤無謂者、以爲大禁、欲首々而汰乎、是亦無謂之甚焉者、人之不學無知何至於此極也、曰下三連、謂句末連用三仄若三平、世以此爲最忌、因又言、病在偏用、上句不得已用三仄、下句宜用三平以拯之、忌之之法已疎、拯之之說益謬、按是有三仄三平之取舍、五言七言之同異、概而論之、忌三平不忌三仄、岐而言之、五律三仄、起結二聯、俱爲熟套、七律三仄、起句忌之、蓋以主於押韻也、前聯頗多、后聯較少、結句爲熟套、七絕亦然、○中略猗嗟、古人設法之周密、我邦概之之粗鹵、予已屢談之、是編所撰次、乃厖焉雜焉、似寡要者、然欲矯過簡太疎之弊、勢不能不爾、武侯治蜀之法、與漢高三章反、有以也、

〔談唐詩選〕近體ノ詩句、交加黏著セザル者ヲ、失黏體トモ、拗體トモ云フ、後世ニハ甚稀ナルコトニシテ、唐人ニハ却テ多シ、五言ニハ少ナク、七言ニハ多シ、詩選中ノ五律ニハ、陳子昂ガ、別崔著作東征作ノ起結、共ニ拗ス、次樂鄕縣ハ、起句拗ス、王維ノ使至塞山モ、起句拗ス、排律ハ、張九齡ガ和許給事ノ起四句拗ス、七律ニハ、其體數種アリ、李白ガ鳳凰臺、王維ガ溫泉寓目、高適ガ夜別韋司士、岑參ガ西掖省卽事、及暮春虢州東亭、杜甫ガ宣政殿退朝等ハ、半平半仄起ノ體ナリ、錢起ガ闕下贈裴舍人、韋應物ガ鞏洛舟行ハ、起句拗スル者ナリ、賈至ガ早朝大明宮、王維ガ和賈至早朝ハ、共ニ結句拗スル者ナリ、王維酌酒與裴廸ハ、起承轉合ミナ拗スル者ナリ、春臺ノ斥非ニ、此論アレドモ、近時ノ

詩家、ミナ心ヲトメズ、吾邦ノ上古、弘仁天長比ノ作家ニハ、コノ體ヲ作ル人マヽ多シ、コレ當時遣唐留學ノ諸生アリテ、唐人ノ口授ヲ受ケシ故ニ、此等ノ體ヲ傳ヘタリ、コレニ因テミレバ、其時代ニテハ、サノミ詩ノ疵トモセザリシト見ユ、明人モ李何王李ノ諸人ニハ、マヽ此體ヲナセシコトアリ、

〔斥非〕拗體非唐詩之正也、唯五言絶句不嫌拗體、以貴高古、故不必聲律諧和也、五七言律、及七言絶句、尤要聲調、唐人間作拗體者、亦過佳境、時爲之耳、是故拗體必得絶唱、而後足采覽、若夫失黏者特謂前後句不交加黏著而已、一句之內、平仄自調、不如拗體全不調聲律、故唐人亦不甚病之、嘗取唐人律絶數百首點檢之、其在大曆以前諸名家之作、號稱絶唱者頗多失黏、略擧數篇、五言律陳子昂晩次樂鄉縣三四句、送別崔著作三四句、王維使至塞上三四句排律、宋之問未央宮應制七八句、張九齡和許給事直夜五六句、七言律沈佺期龍池篇七八句、○中略七言絶王勃九日、佺期邙山○中略凡此皆失黏而不失爲佳作者也、

〔續近世畸人傳 二〕下村道瑞

道瑞下村氏、號泰宇、周防の產とやらん少年より京師に遊びて、醫は北尾保安に學び、文學は宇都宮由的に問ふ、學なりて近江仁正寺侯に仕ふ○中略其主とする所詩文の音律にて、一生古今の詩に、雙聲疊韻を改め、系を引を所作とし、遂に詩家音律といふ書を著す、是は梁の沈約が八病を主として、古への詩文には、皆此法あり、沈約以前も聖賢の語には、自然に音響節奏あり、沈約も亦これによれり、八病は詩に此病を避べしといふことにはあらず、八つのむつかしきことありといふ意にて、堯舜其猶病焉の病の字のごとし、其法は、雙聲疊韻偏になる時は、音響とゝのはず、奇偶相應じて、聲律に愜ふ、凡雙聲疊韻を急に用たるは調急に、緩く用ひたるは調緩し、緩急の拍子相交り、唇舌牙齒喉の五音、平上去入の四聲織成て、自文采をなし、限なき響あり、もし唯同祖の字を

つらね、唇舌等の音を專ら用れば、吃語となりて、節奏なし、反切は、もとより聖賢の言語、詩賦の雙聲疊韻等の節奏の爲なれば、是によりて遡れば、數千年前の聖賢の語勢口氣、宛然としてみゆ、此法によらざれば、門外にありて門内を推計ものにして、風調を論ずるに由なし、又樂府歌曲の類は、かの國にても、作者の意にまかせて作れば、音律に背によりて、倚聲塡字といひて、其調に愜ふべき聲の限り、空圍を作り、其聲によりて文字を塡る也、總じて詞の正しきをもて、其心の正敷を可知なれば、節奏なきは、君子の辭にあらずなど、詩書を初、經書に系を引、雙聲疊韻を註し、詩も歷代を掲て、下李于鱗王元美におよぶ、其圖甚煩しければ、こゝには省く、皇朝にても、昔は此法正しく、菅江諸家、皆此法によらる、三百年前、薩摩の僧文之等も、（四書に文之點といふものあり）詩文猶是を用ふ、近世唯近體の詩に平仄を用るのみにして、此法を廢していはざれば、知人なしなど、委しくこれを筆し、常の言語にもときて、大息せらる、（蕭既）少壯の日、此老の居に咫尺なれども、たゞ文華にのみ意馳て、かゝる緻密の法は聞にも倦み學ざりしを、老來さらに遺事を見て、頗後悔の想を生じぬ、この書其藏板にして、世にあまねからず、此老歿して又いふ人なければ、纔にこゝに其論を擧て、彼志を世にしらしめんとおもへり、

詩家音律凡例小引

八病在五字内、謂之急、在十字内、謂之緩、緩急之度、謂之節奏、節奏也者、其作詩之本歟、豈啻詩已、凡百散文儷文亦皆雙聲疊韻也耳、而今吾邑之士、絕無講求雙聲疊韻者、余甚惜焉、故著茲編并凡例云、

泰宇下村道瑞謹識

〔筆のすさび　四〕一詩の一二字に同母字を用ふ　詩の第一第二の句、同母の字を用ふるをいむ、それ故起句に、通韻傍韻を用ひたる多しといふ、然れども去年此日泊辰州、衰柳蕭々客繫舟、白髮天涯嘆流落、今宵聽雨古宜州といふあり、

〔江談抄　四〕蘭省花時錦帳下　盧山雨夜草庵中（白）

古人傳云、此句文集第一句云々、故源右府（師房）仰云、不避三連之句也、難爲規模云々、

〔斥非〕句末連下三仄聲三平聲字、倭人嚴禁之、唐詩似不必然、無韻句末連下三仄聲字者、往往有之、五言對聯句、如雲霞出海曙、征蓬出漢塞、晴開萬井樹、星臨萬戶動、親朋盡一哭、潮平兩岸闊、秋聲萬戶竹、還家萬里夢、山光悅鳥性、城池百戰後、明光共待漏、猶悲墮淚碣、胡兵戰欲盡、還從避馬路、河津會日月、聲華大國寶、聞風六郡勇、浮舟出郡郭、窮愁但有骨、清吟可愈疾、殘虹挂陜北、其起結句、如東皐薄暮望、羅衣一此鑒須令外國使、當令外國懼、誰憐不得意、別離已昨日、楚山不可極、天花落不盡、城南虜已合、清晨入古寺、離亭不可望、還應雪漢恥、誰知萬里客、漢皇未息戰、明時獨匪報、從來謝太傅、亭高出鳥外、七言對句、如草色全經細雨濕、秦女峯頭雪未盡、結句如誰爲含愁獨不見、朝罷須裁五色詔、聞道神仙不可接、一去姑蘇不復返、復恐匆匆說不盡、此皆在唐詩所稱絕佳者也、他詩猶多句末連下三仄聲字者、不暇枚擧、至於有韻句末連下三平聲字者、則唐詩中固不多見、五言如嵡違胡天開、邊月思胡笳、七言如花枝欲動春風寒、遠公遯跡盧山岑、新林二月孤舟還、斷腸猶繫琵琶絃、可指數耳、蓋是唐人亦出於不得已、非謂無妨肆然爲之也、若地名人名之等、連屬一定不可易者、因用之、何不可之有、管見之徒、必拘聲律、換以他字、則爲陋甚矣、或曰琵字在詩中、有讀爲入聲者也、

〔詩工推鑿　一〕詩學總論

句中ニ下三連孤平トテ禁アリ、（中略）孤平トハ仄字ト仄字トノ間ニ平字一字アルヲイフ、下三連孤平トモ、左ニ圖ヲアラハス、（中略）

孤平
仄● 平○ 仄● ● ○ ○ ●

孤平
○ ● 仄● 平○ 仄● ● ○

ワザト孤平ニシテ仄ノ處ニ用ユルコトアリ、シカレドモ、初心ノ間ダハセヌガヨシ、但シ轉句ノ

下ヨリ一字目ハ孤平ニシテ仄ニ用ユルコトハクルシカラズ、

〔五山堂詩話三〕近今之詩、蓋有七病焉、道學自居、妄意尊大、以詩爲小道、然亦不能割情於釣名、顧其所作、只是修飾理語、以掩己拙、一病也、略古喜新、自炫其奇、輓近諸集、紊然過眼、招險摭僻、錯出殺陳、博則博矣、毫無意致、二病也、名利心躁、急張門戶、皮裏無詩、自愧乖謬、故昌言詆訶、以恐嚇人、一二有古人執拗之論、觕以立己說、不知其間意義矛盾、貽笑大方、三病也、詩名稍立、人亦扇焰、應酬無間、苟且爲計、瑕疵非不知、弃而不顧、以爲欺群聾、是亦足矣、曾無列古作者之志、四病也、才學淺謭、强擬名手、才下一筆、蘊底畢露、無字不啞、無句不謎、破碎滅裂、不成文理、五病也、虛而爲盈、才實非才、帳中有秘、以供蚕食、識日卑而膽日張、嘐然曰、天下無詩、誑人欺己、覥不知恥、六病也、鄙情俚語、率易成篇、滿口咳唾、紛然吐出、人稱之才敏、自亦謂手滑、楮生何罪、日受其汚、七病也、外此七者、欲求眞詩、吁亦難矣、

〔淡窻詩話下〕當今ノ詩ニ二弊アリ、淫風ト理屈トナリ、詩人ノ詩ハ淫風ニ流レ易ク、文人ノ詩ハ理屈ニ陷リ易シ、二者相反ス、其害ハ一ナリ、淫風トハ何ゾヤ、獨リ男女ノ際ノミナラズ、梅ヲ詠ジ、菊ヲ詠ジ、字句ヲ雕繪シ、綺靡浮華以テ機巧ヲ競フモノ、皆淫風ナリ、理屈トハ何ゾヤ、獨リ法語ノ言ノミナラズ、叙事ヲ主トシ、議論ヲ專ラニシ、文ヲ以テ詩ト爲スモノ、皆理屈ナリ、李商隱、温庭筠ハ、唯是レ詩人ノ詩ノミ、韓昌黎、蘇東坡ハ、未ダ文人ノ詩ヲ免レザルナリ、李杜ハ昭々乎トシテ日月ノ如シ、篇ニ巧拙アリ、而シテ道ニ偏倚ナシ、李ノ樂府諸題、艷麗柔婉、而シテ淫風ニ流レズ、杜ノ諸將五首、議論崢嶸、而シテ理屈ニ陷ラズ、善ク之ヲ學ベバ、二弊ヲ免カルヽコトヲ得ベシ、

〔先哲叢談後編八〕龍草廬、名公美、字君玉、中更名元亮、字子明、再復舊號草廬、又有竹隱、松菊主人、呉竹翁、明々窻、綠蘿洞等諸號、通稱彥二郎、後改衞門、伏見人、仕于彥根侯、

長野豐山松蔭快談云、學明七子、而極拙極劣、妄竊詩名者、龍草廬之類是也、學宋詩而不解宋詩、多用生字以掩其拙者、僧六如之徒是也、故曰、非眞才實學、本性求情者、則未可與言詩也、旨哉斯言也不啻

砭針二氏之輩、抑今之得詩名於世者、宜省于此、不然則百歲之後不爲於草廬者殆希矣、

〔詩文國字牘〕一詩家に用ひ候語、自ら一種有之候、愚老、世上の詩を作り候者を見候に、大形皆清弱にして力なく、枯槁にして豊ならず候、畢竟詩は、春風之吹來て、花木麗しく燁て、天然と富貴なる模樣有之候を肝要と致し候に、右の如く清弱枯槁に作り候ては、何之詮も無之、下手の文に、平仄韻字を正したると申分にて候、其弊の由來を察し候に、大形初學より、皆一片の經學なる故に候、經書之語、纔に詩中に入候へば、富貴なる模樣なく、窶しくして、さもし氣なる有樣を覺へ申候、然共詩家の語、よく我物に相成候時は、老杜が詩集、及び王世貞が四部稿に見れたる詩の如く、直に經文を用ひて作りたる句有之候得ば、苦しかるまじく候、然共それは格別立入たる時の儀に候、扨又詩之儀を少しく存じたる事有之者は、動ば意味如何、作意如何と申候、是等も畢竟詩家之語を外に致し、別に詩家の意味を求め候儀は相違致したる了簡と申儀を、不存者にて御座候、然ば詩を語言の上に求候事、淺き樣に相見へ候得ども、實は深く、是を意味の上に相求め候は深しとはいへども、忽ち詩家之正法を離れ、外道に墜入候と可被思召候、彼中華にて唐宋の詩と善惡の筋分れ候所は、則此所より事起り申候、是故に唐人の詩を御學被成度候唐詩之語を類を分て書拔、文選或は古詩紀等の詩を御學び被成度候はゞ、其世々を以て、類を分て書拔、各別に筐中に貯置候て、紛れ不申樣に被成、一語を御用ひ被成度候はゞ、其筐中より御取出し候て、御用ひ可被成候、若又其內に無之候はゞ、其分にて被差置、絕て他の筐に向て御求被成間敷候、如此の日積り、自然と其風相似申候、又宋元及び明之袁中郎、徐文長、鍾伯敬の諸家の詩は、必々一語片言も御學び被成まじく候、是學詩第一之要法に候、尤唐の詩少く候て、氣毒に存候、明の李攀龍、王世貞等の七才子の詩を以て、其を御補ひ可被成候、是則唐詩之正脉に御座候、愚老、近頃柏梁餘材と申書を作り候も、卽此物に候、

〔徂徠集十九題言〕譯文筌蹄題言十則

詩家語自別、予覽世作詩者、率皆淸弱枯槁少有春風著物花木燁發、天然富貴氣象、察其弊由率緣初學皆經生、經生語纔入詩中、便覺寒乞相、其小有識者、勸說意味如何、殊不知外詩家語以求詩家意味、終是沒交涉、求之語言、似淺實深、求之意味、雖深便墮外道、其在中華、唐宋分岐處實在此、故欲學唐人詩、便當以唐詩語、分類抄出、欲學選詩、便當以選詩語分類抄出、各別貯篋中、不得混雜、欲作一語、取諸其篋中、無則已、不得更向他處搜究、如此日久、自然相似如其宋元及明袁中郎徐文長、鍾伯敬諸家、愼莫學、其一語片言、此學詩第一要法、但唐詩苦少、當補以明李于鱗王元美等七才子詩、此自唐詩正脉、予近作柏梁餘材即是物也、未成集、

〔淇園詩話〕綺麗之弊、必之纖弱、昔賢往往論之、而近時人士、雖或知其弊、而不肯遐棄、譬猶牽戀聲色之人、不復顧其身也、聞其所言乃云、詩寄興而足、何必論體格之高卑、余曰、此故遁辭、蓋其人已事綺靡、豈寄興而足者哉、杜甫嘗有言、多見翡翠蘭苕上、未掣鯨魚碧海中、據此少陵末以綺麗爲當行也、夫古今詩人、未有不宗少陵者、雖以元輕白俗、亦靡有異論、則何必論體格之高卑之言、余恐雖元白亦耻作此語、蓋格力不高者、未足以掣鯨魚於碧海也、

〔淡窻詩話上〕詩ヲ學ブノ前後、童子無學ノ輩ハ、先絶句ヲ學ビ、次ニ律詩、次ニ古詩ナルベシ、若シ學力既ニ備リテ、而後ニ詩ヲ學ブ者ハ、古詩ヨリ入テ律絶ニ及ボスベシ、古詩ヲ先ニシ、律絶ヲ後ニスルハ、本ヨリ末ニ及ブコトナレバ順ナリ、律絶ヲ先ニシ、古詩ヲ後ニスルハ、末ヨリ本ニ及ブコトナレバ逆ナリ、事ハ順ニ如クハナシ、然レドモ古詩ハ學力ナケレバ作ルコト能ハズ、故ニ止ムコトヲ得ズシテ、律絶ヲ先ニス、亦所謂倒行逆施ナリ、〇中略

古詩ヲ學ブニハ五古ヲ先ニスベシ、七古ハ才力富健ナルニ非ザレバ作ルコト能ハズ、若シ七古ヲ學バヾ初ヨリ長篇ヲ作ルハ惡シ、先十二句、十六句、二十句迄ノ處ヲ作リ、能ク其意味ヲ得タル

上ニテ長篇ヲ作ルベシ、才力ナクシテ作リタル長篇ハ、散緩冗弱ニシテ運動ノ勢ナシ、蛇ノ胴中ニ疵ヲ受タルガ如シ、誠ニ厭フベキノ至リナリ、

〔淡窻詩話下〕詩ハ實際ヲ貴ブコト、今人皆知レリ、但今人好ンデ瑣細鄙猥ノ事ヲ叙ベテ、之ヲ實際ト思ヘリ、予ガ所謂實際トハ然ラズ、タヾ人々ノ實境實情ヲ叙ベテ、矯飾ナキ所ヲ指スナリ、然ルニ今ノ人、丁壯ノ歲ニ在リテ、好ンデ衰老ノ態ヲ寫シ、宦途ニ在リテ專ラ山林ノ景ヲ寫ス、目ノ觸ルヽニモ非ズ、情ノ感ズルニモ非ズ、唯古人ノ語ヲ摸倣スルノミ、如此ナラバ、假令其情景見ルガ如クニ寫シタリトモ、優人ノ假裝ヲ爲スガ如シ、豈實際ト謂フベケンヤ、

改詩

〔江談抄四〕文峯案轡白駒影　詞海艤舟紅葉聲　秋未出詩境、以言

以言○大江初作駒過影葉落聲云々、六條宮○具平見草被書白字肝要之由、仍改作云々、以言與齊名被相試、日承作云々、齊名常以爲愁、稱曰、最手片廻何謀計云々、齊名臨終宮被訪、報命恩旨恐悚千廻但白字事不忘却云々、又大府卿談曰、件題齊名作、霜花後發詞林曉風葉前駈飛驛程、至于七字風之駈葉、涉前駈之義、尤有興、霜花後發、甚以無由、彼口齊名云、以言詩、白駒之白字、六條宮不令直者、劣於我詩マシ、久而件詩雖不直、紅白二字、案艤兩字、古題意未出之心籠此義之中、然則可謂勝齊名霜花之句歟云々、或人問云、但不直字者、駒過景葉落聲二字讀甚以碎歟、答云、無白字者非讀碎、上句無秋心歟、白駒者秋也、白字直千金也、

〔江談抄四〕鄽縣村閭皆潤屋　陶家兒子不垂堂　衞散一聯金、善相公、

善相公初作鄽縣村閭皆富貨云々、心存可有褒譽之由、而菅家只美紀納言○長谷雄廉士路裏句、不被感此詩、宴罷退出時相公不散鬱結、於建春門見尋、菅家仰云、富貨字、恨不作潤屋、相公乃改作云々、

試詩

〔菅家文草一詩〕月夜見梅華　齊衡三年乙亥、于時年十一、嚴君令田進士試之、予始言詩、故載篇首、○菅家承和十二年乙丑生、

月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨、

賦得赤虹篇一首（七言十韻、自此以下四首、臨應進士擧、家君每日試之、雖有數十首、採其頗可觀、留之、）　扶集一

陰陽燮理自多功、氣象裁成望赤虹、擧眼悠悠宜雨後、廻頭眇眇在天東、炎涼有序知盈縮、表裏無私辨始終、十月取時仙雪絳、三春見處天桃紅、雲衢暴錦星辰織、鳥路成橋造化工、千丈綵幢穿水底、一條朱旆掛空中、初疑碧落留飛電、漸談炎州颺暴風、遂影嬋娟猶火劍、輕形曲撓便彤弓、如今尙是樞星散、宿昔何令貫日怱、問著先爲黃玉寶、刻文當使孔丘通、

〔菅家文草五詩〕七年（平）○（寬）暮春二十六日、予侍東宮（醐）○（醍）有令曰、聞太唐有一日應百首之詩、今試汝以一時應十首之作、卽賜十事題目、限七言絕句、予採筆成之、二刻成畢、雖云凡鄙、不能燒卻、故存之、

送春　扶三

送春不用動舟車、唯別殘鶯與落花、若使韶光知我意、今宵旅宿在詩家、

〔春記〕長久二年三月十二日辛酉、今日殿上人於中嶋奉試作詩日也、（非實事、是興之事也、）仰云、可給御題也、又釣殿御裝束早可令奉仕者、仰藏人實政令奉仕、懸御簾如花宴日儀、但御所卷二面御簾、（東南）敷毯代立侍御倚子、（南向供之）廊內當御後施敷疊等、不立大床子、南庇等東西相分、敷紫端疊等爲座、（公卿若侍臣座也）午刻許蒙召之人々參入、（或直衣裝束、或束帶依仰也、）抄物等筥、先遣嶋中了、未二點許、渡御釣殿、（不候御劍）卽依召仰船一艘、屬文侍臣合十二人、（夾名在昨日記）相乘着中嶋座、（掃部司預儲座、又有急所引幔、）棹郞藏人所衆幷近衞物節等也、又左宰相中將兼賴卿乘此船、是爲監護使也、依勅命也者、皆各着座了、兼賴卿自懷中取出御題云々（有御封）授予、予開見、殘花座上餘（勅稱飛輝園）卽下見已次了、申初作詩、酉刻以前各獻詩了、（藏人章行乘船來、置文臺筥、以御手巾筥居高器上、立座上、）卽依仰兼賴卿幷屬文人等同船參上、先是春大夫賴宗、皇后宮大夫能信、按察大納言長家、新宰相俊家卿參候、又侍臣同祗候、了有歌管之興、寢儀下御倚子、御御圓座、兼賴卿取文臺筥參上（兼賴卿以上皆直衣也）置御前、（公卿取筥事不可然事也）了召權左中辨義忠朝臣令講詩、漸及昏黑、仍以藏人左少辨經成令秉脂燭、講了各々退歸、（侍臣等皆近候、是例事也、）予詩被褒賞、頗依宜句也、又無病之故也、以後日可有勅判云々、卽依仰侍臣堪

歌管之聲、候南賛子數、賴宗卿已下候南庇長押上奏管絃、予彈箏、資通鼓琵琶、經親吹笛、經季撫和琴、自餘唱歌、或又發朗詠、弦歌盡妙、興意又足、尤叶叡賞、于時碧天已晴、皓月尤明、事之感味、近代無比云云、更漏已深、以御衣給公卿、侍臣祿可給匹絹也、而內藏寮遲獻、仍不早給也、事了還御、公卿供奉御共、予卽退、私心神殊惱、件事希代之興也、仍記之耳、件詩等候御前了、

〔古今著聞集四文學〕少納言入道信西が家にて、人々あつまりてあそびけるに、夜深催管絃といふ題にて、當座の詩をつくりけるに、皆人は作り出したりけるに、敦周朝臣案じいださぬけしきにて程へければ、滿座興さめてげり、あまりにすみて侍ければ、有安が座の末にありけるに、入道朗詠すべきよしをすゝめければ、第一第二絃索々といふ句を詠じたりけり、其心自然に此題によりきたりけるにや、敦周朝臣やがて作り出したりけり、龍吟水晴兩三曲、鶴唳霜寒第四聲と作りたりける、殊にその興ありて人々感歎しけり、

〔玉海〕壽永二年正月廿五日辛卯、召中將〇藤原兼經、實于、時年十五於前、照燭詩兩度令作、〇下略

〔南史五十九列傳〕王僧孺、字僧孺東海郯人也、〇中略竟陵王子良嘗夜集學士、刻燭爲詩、四韻者則刻一寸、以此爲率、文琰曰、頓燒一寸燭、而成四韻詩、何難之有、乃與令揩江洪等共打銅鉢立韻、響滅則詩成、皆可觀覽、

〔先哲叢談一〕林戇、一名信篤、字直民、號鳳岡、又號整宇、私諡正獻春齋男、襲先職、初稱春常、爲大藏卿法印、後改從五位下大學頭、晚稱大內記、

鳳岡爲人豪俊雄邁、其學亦承父祖、通博多識、爲一代碩儒、當天和新政之時、夙夜在公、殆無虛日、一夕侍大君、有命曰、吾未見汝作詩、試賦蠟燭、鳳岡應聲賦之曰、玉殿沈沈冬夜長、九牧〇牧恐枝誤繼晷影煒煌、寒花添得德輝美、一抹紅雲遶建章、鳳岡素不屑文藻、而思致敏捷、其才可概見、

〔提醒紀談二〕一夜百首

祇園與一、名は正卿、後に瑜と改む、南海と號す、紀藩の人にて、詩名世に聞えたり、元祿五年壬申の歲、時に年十七なり、春分の日に會て、自その才を試みんとて、晝の午の刻より、夜の子の刻までに、五言律詩百首を賦したり、世人あるひはかねて腹稿のあらんことを疑ふものなきにあらずとて、再びこの歲の秋に至り、秋分の日、大に賓客を會し、午の刻の初より、諸客に逆め請ふて、各詩題を命せしむ、南海客と談笑しながら筆に任せて詩を賦す、夜いまだ半ならざるに、百首の詩完く成れり、されば春分の作と前後二百首、妙句絕唱のみにて、一句の雷同するものなかりしとぞ、滿坐うち驚き、歎服せざるはなしとかや、これによりてその名遠近に聞え、人その才を稱譽したり、(日本詩史)近く皆川淇園の弟富士谷成章は、學才すぐれて、和漢に通じ、多藝なること、予已に名家略傳にいへり、曾淇園また一人と、成章と、一夜百首の詩を賦したり、しかるに淇園先に成れり、今一人も亦成る、成章常に敏捷の才をもて、いかなれば成ことの遲きにやと思ふところに、詩成れりとて出だすを見るに、各和歌一首を詠そへたり、この時の詩歌梓行、世に布く事はその書に詳なり、又廣澤惟直年十四歲、幼より好て詩を賦す、一夜百首を賦して、その師和氣行藏に示す、その明年二月十五日、和氣氏新に宅を移し、客を會するの日、童子惟直をして試に詩を賦さしめて興とす、題と韻とは坐客の命ずるところに隨ふ、日暮百篇はやく成れり、客みな驚歎せざるはなかりき、この歲の中秋、如來先生の社友、更に請ふてこれを試んとて携て行き、先の例の如くにして、辰に始め申に終れり、先生讀(ヨマ)れて句々趣ありと稱せらる、その敏疾のかりそめならぬことかくの如し、これ寬政十一年己未の歲の事なり、(柳齋筆記)

〔先哲叢談　六〕祇園瑜、又名正卿、字伯玉、一字斌、小字與一郞、號南海、又號鐵冠道人、又號觀雷亭、紀伊人、仕本藩、

嘗自試才、一夜得百首、時年十七、(或曰十八、)人或疑爲宿構、乃延客席間立題、飲酒談笑、而起草如泉注、自日

詠詩

中及夜半、百首復成、無一句踏襲前詩、由是名燀布四方矣、順菴贈詩曰、十八山東妙、聲名世共聞、卮言甜若蜜、藻思涌如雲、人稱斗南一、馬空冀北群、百篇不終日、行看任斯文、

〔五山堂詩話二〕祇南海、一夜百首、爲人作倆、今時白面書生、纔知綴詩、乃曰、我能一夜作幾首、此最可醜、夫南海才敏、不過一時借此以逞神通耳、猶又武人試射也、伎倆已熟、然後一日千箭、一夜萬箭、皆無不可、伎倆未熟而妄貪多、弓反肘戰、醜態百出、一無上梁、要之費精損神、不徒無益、若在聰明才子、則敲銅剋燭何爲不可、然才子嫌隨人後、必不屑爲此等事也、

〔土佐日記〕廿六日、なほかみのたちにてあるじゝのゝしりて、をのこあまたにものかづけたり、からうたこゑあげていひけり、やまとうた、あるじも、まらうども、こと人もいひあへりけり、

〔枕草子七〕竹の名ともしらぬ物を、なまめかしとやおぼしつらんといへば、まことぞえしらじなどの給ふ、まめごとなどいひあはせてゐ給へるに、此君とせうすといふ詩をずして、又あつまりきたれば、〈下略〉

○按ズルニ、此君とせうす云々ハ、朗詠集藤原篤茂ノ句ニ、晉騎兵參軍王子猷種而稱此君トアル是ナリ、

〔空穗物語藏開中〕ふばこを御覽ずれば、ふばこにはからにしきを二にきりて、ようしたゝめて、あつさ二三寸ばかりにつくれる一箱づゝありとしかげのぬしの集そのてにてこふみにかけり、今一にはとしかげのぬしのちゝ式部大輔の集さうにかけり、みづから天子よみてきかせよとの給へば、こふみふづくえのうへにぞよむ例の花の宴などのかうしの聲よりは少しみそかによませ給、七八枚の文也、はてにひとたびはくむに、一たびは聲によませ給て、おもしろしときこしめすをばずんせさせ給、何ごとし給にも聲いとおもしろき人のずんしたれば、いとおもしろくかなしければ、きこしめすみかども御しほたれ給、大將も涙をながしつゝつかうまつり給、か

評詩

なしき所をばうちなかせ給、與ある所をばけうじ給、おかしきをばうちわらはせ給つゝ、こと御心なく聞しめしくらす、

〔江談抄五詩事〕菅家觀九日群臣賜菊花御詩讀樣事

菅家觀九日群臣賜菊花御作云、術中彭祖九重門其讀樣如何、師被答云、古今件句有讀樣云々、術ノ中彭祖ナリ、九重ノ門ト可讀云々、問次句、鷄雛不老仙人晷、晷字如何、云若署字歟、師云、署義也、仙宮義也、鷄雛不老如何、件事雖側見慥不覺、被答云以菊合藥如茱子服之、若不信者、與鷄雛令食之、至老不死、見菊花方云々、師被命云、件詩次句、非祖五柳曉雲孫、此事非心之所及、予答云、禁園之仙菊繁美、勝昔時五柳東籬之閑寂之心歟、又被命云、祖字讀如何、未覺事云々、又被命云、件詩落句如何、予答云、件落句蔣收讀樣ハ如何、件事見文選舞賦歟如何、不被答、

〔隨意錄四〕或以所作詩示人、先自吟誦、可謂失敬矣、若人請之吟、則聊誦之可也、宋郭祥正者、出詩一軸示東坡、先自吟誦、聲振左右、既罷、謂坡曰、祥正此詩幾分、坡曰十分、祥正喜、坡曰七分來是讀、三分來是詩、豈不是十分耶、

〔文德實錄六〕齊衡元年十月辛未、召刑部大輔春澄朝臣善繩、文章博士菅原朝臣是善、民部少輔大枝朝臣音人等於藏人所、評重陽節文人所上詩、

〔江談抄五詩事〕菅家御作爲元稹之詩體事

又被命云、菅家御作者元稹之詩體也、古人云如此、師菅家御作者、非心之攸及、

〔江談抄五詩事〕菅家御草事

又被命云、菅三品（○文時）云、菅家（○道眞）御草者、如削龜甲其上加綵鏤、非心力之所及、紀家（○長谷雄）作者、如削拾木加磨瑩、沙物可用之、尤可庶幾云々、然則況於區々之末學、其自豈樂云々、問菅家御作者眼不及、文集者眼及、是何故哉、寄其時代、寄其文章、此等庶幾歟、師云、依人也、紀家君同時也、然而不似耳、若是

殊有幽玄道歟、

〔江談抄 四〕寒瀨帶風薰更遠　夕陽燒浪氣還長（菊潭水自香、淳茂、）

右承句、詞意清新、能傳家樣、可謂拾虬龍之片甲、得鳳凰之一毛者也、延喜聖主、依太上法皇詔、令評定宴詩、令奏給御書、某言、右近權中將衆樹朝臣、持菊潭水自香應製詩示之、兼傳詔旨、評定此詩篇可否、臣素無別涇渭之清濁、何足知詩語之議議、一臨藻鑒、推辭露膽、而天旨重降、無地逃命、忌其妄動、叙彼優劣、抑詩雖擧編要、在被煩辭、故摘一兩句、次第高下而已、無可無不可者、猶反覆不注勒之、某謹言、

〔江談抄 四〕巖前木落商風冷　浪上花開楚水清（天曆御屏風詩、菅三品、○文時）

青草舊名遺岸色　黃軒古樂寄湖聲

彼時聞者傳作者、以此句不入爲愁、判者聞之曰、黃帝張樂於洞庭之野、尤是强文第一、專非詩作者、聞之彌久愁、後代臨終常吐怨詞云々、又故大府卿江匡衡云、坤元錄屏風洞庭詩云、黃軒古樂之句、維時難云、如莊子成莫落文、天地之間、有洞庭之野、非大湖之洞庭云々、此難頗强難歟、文章有所許歟、或人問云、件事以其謂非詩詞爲難歟、被答曰、此爲憲案僻事、注千載佳句、注也非件義、只非大湖之洞庭之義也、

〔江談抄 四〕摩訶迦葉行中得　妙法蓮華偈裏求（保胤）

老樂於靜處詩也、或人難云、此句有何秀發入本朝佳句哉、上句迦葉行者若是頭陀歟、上句有常行頭陀事之心、下句甚以荒涼也、何句非法華經一偈矣、大府卿（○大江匡衡）答云、所思如此、但其對頗優故歟、

〔江談抄 五詩事〕順在列保胤以言等勝劣事

問順（○源氏）在列（○橘氏）勝負如何、帥答曰、順勝、問順、保胤、勝劣如何、帥答云、保胤勝、問順以言如何、帥答曰、以言勝歟、但故人孝親朝臣或以順爲勝、予倫不甘心耳、夜闌不辨色題、以言作云、爲深爲淺風聲暗、滿座相感云、文集（○謂白氏文集）毛志無波斗云々、

〔續世繼九唐歌〕一條院は御心ばへも、御能もすぐれておはしましけるうへに、しかるべきにや侍けん、かんたちめ、殿上人、道々のはかせ、たけきもの丶ふまで、よにありがたき人のみおほく侍ける頃になんおはしましける、常は春風秋月のをりふしにつけつ丶、花のこずゑをわたり、池の水にうかぶをすぐさずもてあそばせ給ひけるに、御をぢの中務宮具平親王はじめてそのむしろに參り給へりけるに、ならはせ給はぬ御ありさまに、御かうふりのしたひも、つむる心ちせさせ給、御帶も御したうづも、いぶせくのみおぼえさせ給けるに、御あそびはじまりて藤民部卿、齊信○四條大納言、公任源大納言、俊賢侍從大納言行成などいふ人たち、周の文王の車の右にのせたるなどいふ詩の序、以言ときこえし博士のつくりたる、詠じ給けるにぞ、御この御かうふりも御よそひも、くつろぐやうにおぼえさせ給て、おもしろくすゞしくおぼえさせ給ひける、かの村上の中務宮、ふみつくらせ給道などすぐれておはしましければ、齊名以言などいふはかせ常に參りて、ふみつくらせ給ふ御ともになんありける、大内記保胤とて、なかにすぐれたるはかせ、御師にて、文は習はせ給ける、その保胤に、これらがふみつくる、えたるところえぬ所のありさまとはせ給ければ、答へ申けることこそ、からのことのはは知らぬことなれども、おもしろくきこえ侍しか、いづれもいづれもとりどりに侍るを、たとひにて申侍らんとて、齊名がふみつくり侍さまは月のさえたるに、なかばふりたるひはだぶきの家の、みすところどころはづれたるうちに、女の箏のことひきすましたるやうになん侍る、以言が詩は、すなご白くちらしたる庭の上に、櫻の花散しきたるに、陵王の舞ひたるになんにてぞ侍、匡衡がやうは、もの丶ふのあけのかはして、ひおどしのかゞやきたるきて、えならぬ駒の足ときに乘りて、逢坂の關をこゆるけしきなりとぞ申けるさて宮そこはいかがとおほせられければ、すでに檳榔毛にのり侍にたりとぞ申侍けるとなん、

〔古今著聞集四文學〕大内記善滋保胤、六條宮に參んじて、下向の時に、時輩の文章におよびけるに、親

王命云、匡衡如何、答曰、敢死之士數百騎、被介冑策驊騮、似過淡津之渡、其鋒森然、少敢當者、又命云、齊名如何、答曰、瑞雪之朝、瑤臺之上、似彈箏柱、又命曰、以言如何、答曰、白沙庭前、翠松蔭下、如奏陵王、又命曰、足下如何、答曰、舊上達部駕毛車、時々似有陰聲と申ける、いと興ある事也、おほかた自漢至魏、文體三段とこそ文選には侍なれ、白樂天の作をば東坡先生はかたぶけるとかや、されば和漢風情、時にしたがひて改まるやうに侍ども、彼保胤が詞、古今序のごとくは、さま〴〵なる體、いづれもすつまじきにこそ侍れ、一隅をまもりて善惡をさだめん事は口をしかるべきことなり、諸道同事なるべきにや、

〔江談抄五詩事〕匡衡以言齊名文體各異事

予又問云、匡衡以言齊名三人、文體各異、而共得其佳境、被答云、齊名偏持古集、於其心腹敢無新意、文文句々、皆採摭古詞、故其體有風騷之體、至其意不得之日、亦不驚目、無新意之故也、○中略又被命云、以言文體與之相違、所作之詩、任意恣詞、都無變策、其體實新、其興彌多、至于不得之日者、非後學之可法則、一代之尤物也、○下略

〔今昔物語二十四〕藤原資業作詩義忠難語第廿九

今昔藤原資業ト云博士有ケリ、鷹司殿ノ御屏風ノ色紙形ニ可被書キ詩ヲ、其道ニ達セル博士共ニ仰セ給テ、詩ヲ作ケルニ、彼ノ資業朝臣ノ詩數ニ入ニケリ、其比齊信ノ民部卿大納言ト云人有リ、身ノ才有テ文章ニ達ルニ依テ、仰ヲ承テ此詩共ヲ撰ビ被定ケルニ、資業ガ詩數入タリケルヲ、其時ニ藤原義忠(ノリタヾ)ト云博士有テ、此レヲ嫌ハシク思ケルニヤ、宇治殿ノ口ニテ御坐ケルニ、義忠申ケル樣、此ノ資業朝臣ノ作レル詩ハ、極テ異樣ノ詩共也、他聲ニシテ平聲ニ非ザル字共有リ、難專ラ多シ、然ドモ此資業ガ當職ノ受領ナルニ依テ、大納言其ノ饗應有テ被入タル也ト、其時ニ資業ハ口口守ニテ有ケル也、民部卿此事ヲ傳ヘ聞テ、攀緣ヲ發メ、此ノ詩共ヲ皆麗句微妙ニシテ、撰ブ

所ニ私无キ由ヲ被申ケレバ、宇治殿頗ル義忠ガ言ヲ不心得思食テ、義忠ヲ召テ何ノ故有テ此ル僻事ヲ申テ、事ヲ壞ラムト爲ルゾト勘發シ被仰ケル、義忠恐レヲ成シテ蟄リ居ニケリ、明ル年之三月ニナム被免ケル、而ルニ義忠或ル女房ニ付テ和歌ヲゾ奉ケル、

アヲヤギノイロノイトニテムスビテシウラミヲトカデ春ノクレヌル、ト其後指ル仰セ无テ止ニケリ、此ヲ思フニ義忠モ可謗キ所有テコソ謗ケメ、只民部卿ノ當時止事无キ人ナルニ、私有ル思エヲ不取レトテ有ケル事ニヤ、亦資業モ人ノ謗リ有ル（〇有上恐脫不字）許ハ、世モ不作リケムカシ、此レモ只才ヲ挑ムヨリ出來ル事也、但義忠ガ民部卿ヲ放言スルカ、由无キ也トゾ人云テ、義忠ヲ謗ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、（〇又見續世繼）

〔江談抄 四〕外物獨醒松澗色　餘波合力錦江聲（山水唯紅葉、以言、）

故橘工部孝親被語云、少年向江博士宅、匡衡博士云、此句冠筥書之曰、以言詩可謂日新、

〔江談抄 四〕歸嵩鶴舞日高見　飲渭龍昇雲不殘（晴後山川淸、以言、）

件以言詩被講之時、以言卽爲講師、讀件句之時、歸嵩二字、飲渭二字、音連讀之、若有其由歟云々、爲憲（〇源氏）朝臣同在其座、件朝臣每文場所隨身之囊、名曰書（〇書一本作詩）囊、此入抄筆之器也、聞講此詩、不堪情感、入頭於囊、而涕淚數行、時人或感或笑云々、慶滋爲政同在此座、後日難曰、此詩犯忌諱、龍昇字尤可避之、是黃帝登遐事也云々、以言聞之微笑、不敢陳一言、大略不足言歟、

〔江談抄 五詩事〕公任齊信爲詩敵事

又帥殿常示云、公任齊信可謂詩敵、若譬相撲者、公任雖善擲、不可打齊信云々、

〔江談抄 五詩事〕爲憲孝道秀句事

爲憲文章劣於爲時孝道云々、就之言之、孝道秀句只三也、巫陽有月猿三叫、衡嶺無雲雁一行之句、明妃有淚之句、樹應子熟之句等也、爲憲者有其員、

〔江談抄 五詩事〕左府與土御門右府詩事
問、左府(○源俊房)與土御門右府(○源師房)詩如何、帥被答云、源右府勝歟、予云、於才學者然也、非同年之論、詩者左府御作者、有古人之流、頗非凡流、問、源右府秀句何句哉、帥殿被答云、樓臺美麗弁奩匣鏡明之句也、予云、左府者曲水霞落句非凡流、人間此會應希有、花前主客、備三台云々、頗被服膺之氣也、

〔續世繼 六かりかれ〕侍従大納言成通と申こそ、よろづの事、能多く聞え給しか、(○中略)左大辨宰相顯業といふはかせの語られけるは、詩の事などいはゝをきけば、なにがし千さとなども作りたる、いうに聞えて心すむわざになんある、萬里といふになりぬれば、又いふにもおよばずなどある、いと興ありなどぞ侍ける、

〔拙堂文話 一〕本邦詩人、如源白石、祇南海、梁蛻巖、秋玉山、眞足稱作手、服南郭之詩、澹泊少味、然自有大家氣象、近人以纖巧之才、妄相詬病、多見其不知量也、

〔文會雜記 一下〕一白石詩ヲ見出シテ、カノ體ヲ作ラレタリ、スベテ錦里先生(○木下順庵)ハ、詩文ハ拙ケレドモ、學識ハ文運ヲ開クカブラ箭ナリ、唐詩ヲトナヘ出セルハ、錦里先生ナリ、錦里ハトカク十三經ヲメデヽ、注疏マデ見ザレバ、經學ハナラズト云タル由、コレ古學ノカブラヤナリ、

〔五山堂詩話 五〕近時京中名碩、前有淇園、繼有栲亭、淇園雖以經術自任、其說係一家私言、其所長却在文章上、至氣局闊大韵度卓越、則非復今日俗儒之流矣、栲亭、淹通博雅、長于考據、亦曠世之才也、二家之詩、皆出緒餘、然其集已刊、則不容不商榷焉、大抵淇園詩、雄大華贍、其流失於粲、其高者、如過雨湖南草、斜陽越北山、林禽聽屢換、澗萼雨還芳、魚躍池光動、鹿鳴山色幽、落日天邊樹、炊烟山下村、剪燈金錯落、頽酒玉傀俄、薄酒嘗春榨、困棋覆昨圍、詩書曾思奮、筋力老來徵諸句、皆逼眞少陵、而其下者、眞率平淺、殊不慊人意、栲亭詩、縝密委婉、其流失於滯、下者、亦皆可誦、而求其超脫、什無一二、(○下略)

〔五山堂詩話 一〕詩佛長於七律、短於七絕、余(○菊池五山)長於七絕、短於七律、雖是世人所口、其實詩佛七絕

未必短、而余何肯有其長、今摘詩聖堂集中尤者、駢出二體以示、不容軒輊、律則病起云、病起茅齋坐晩晴、竹梢微動見風行、試操筆處不如意、新換衣時聊愜情、酒作沈痾餘後患、詩思往事隔前生、猶知神氣未全復、欲整架書無力擎、詠愁云、鬢邊抽出數莖苗、牢似長城來似潮、三日苦吟無句穩、半宵殘夢覺魂消、簾垂深院伴幽獨、雨滴空階送寂寥、爭得望僊臺上酒、心中萬斛一時澆、漁蓑云、誰采嫩莎衣樣製、短蓬相伴釣滄浪、蘆邊露重蒙茸濕、蘋末風生獨速涼、當酒又愁明日雨、眠花猶帶昨宵香、可憐渭上封侯日、初把渠儂博冕裳、絕則春夜云、殘雪不消如待伴、紬衾冷透睡醒初、夜深知是寒威重、滴月簷聲聽漸疎、春寒云、寒食自今無幾日、梅花零落杏花開、春寒釀雪力不足、却向黄昏作雨來、晩歩云、園底扶筇歩晩霞、春風輕軟弄巾紗、蜘蛛何事太早計、密網先緘欲發花、偶作云、世間無限事紛紛、耳冷如今百厭聞、自笑慵慵蘇學士、總將家政付朝雲、嘗與寛齋先生言、詩佛能於淡處著力、是其所以樹一幟也、

〔詩山堂詩話 一〕九州三家之作、學士嘖嘖稱之天下三絕、其一肥後薮孤山赤馬關云、長風破浪一帆還、碧海遙廻赤馬關、三十六灘行欲盡、天邊初見鎮西山、其二、筑前龜南冥鹿兒島云、誰家絲竹散空明、孤客倚樓夢後情、皎月南溟浪不駭、秋高一百二都城、其三、肥後維章輔姬島云、大海中分玉女峯、蛾眉翠黛爲誰容、我將明月遙相贈、影湧瑤臺十二重、品格高古、雄渾流暢、頗足與唐明諸名家相抗衡矣、蓋三傑數十年前既落泉下、有詩如此、未經刊鏤、故今錄以貽後來諸雅友、

〔本朝書籍目錄〕字類

詩苑韻集　十卷　季綱切韻　二卷

古文切韻　孝韵　孝範撰

〔聚分韻略 序〕有客從容謂余曰、韻切之書、其作多矣、只以聲響爲要、不以品彙爲樞、以故每有繙看、大率望洋而向若、竊開公靜慮之餘、挾闔肆之術、願令我知津焉、余聞客語長吁而言、吾昔志于學也、懷斯惑矣、而無人之解而已、今吾廢于學倦于文、何以利子乎哉、然以吾昔之惑測子今之懸耳、子姑待之吾其

有日矣、客退、而乃博考韻篇、悲布隊類、分爲五卷、象于五行也、裁爲十二門、象于四序也、已而書成客曰、二六之數其說如何、余曰、夫風雨雪霜皆天也、山川宮室皆地也、至于方所郡國沙石灰燼、莫不書載者、蓋取諸乾坤門、逆春秋而成年、累晦朔而爲月、古今朝暮、陰霽支干、舉見者、蓋取諸時候門、形於上者、日月星辰也、形於下者、人獸蟲豸也、姓名官黨之品也、戎狄單旅之區也、莫不僉舉者、蓋取諸氣形門、耳目之排、顔股肱之翼體也、毛髮與涕唾羽領及角牙、莫不咸存者、蓋取諸支體門、歌舞開宴、漁獵爲嬉、講習詩書、爭賭博塞、何特吾人而已乎哉、飛鳴走吼者、禽獸之事也、游泳勃窣者、蟲魚之事也、坐立動止之儀、冠婚祭喪之禮無不併括者、蓋取諸態藝門、灌漑而開蔬、耕耘而成穀、待雨露自茂、經霜雪不凋、果蓏柴樵、枝葩株梢、莫不兼收者、蓋取諸生植門、味于口爲食、御于身爲服、類緒之瑣細也、糟糠之飽爛也、莫不皆包者、蓋取諸食服門、泥而爲財、散而爲器、動而適用、收而歸貧、膠漆之在塗糊也、金玉之於莊飾也、無不共畜者、蓋取諸器財門、黼黻之殊彩、燈炬之分光、燧燧之明、紅紫之色、莫不備含者、蓋取諸光彩門、一生二而萬物出焉、錙積銖而千鈞成焉、寸尺之差、毫釐之異、莫不俱列者、蓋取諸數量門、上之十門、皆有黨伍、今復摺摭讀而龐者以爲兩部、讀而虛者、有單而可押、有複而可用、所以後之二門之重建也、凡五行之動、不通一歲、剖于五判于十二也、有以耳矣、抑又態藝之中、或通龐押、食服之裏、隣于器財、而皆以科審訂、涇渭分矣、字有異訓、義亦從之、率于義趣于類、所吾不制、子其熟之、毋容易焉、客又請曰、公願爲之名爲之序、余囅然而曰、子既以撰纂煩吾也、重以序之與名何哉、而易有之云、方以類聚、物以群分、玆書之作、其殆庶幾焉、可謂聚分韻略、若夫序者不可更別有、吾適問爲子所言之者、足以蔽子之請、因而書之、嘉元丙午仲春上澣、河東虎關師錬序、

○按ズルニ、此書ヲ三重韻ト云フハ、平上去ノ三聲ヲ三層ニ列擧シタル故ナリ、

〔群書一覽二字書〕海藏略韻　十卷今本二卷、　虎關禪師

平韻の字を註しその〳〵熟字をあつむ、卷末に歷代紹運圖、幷に異名國花合記集拔萃、分字、書代、

字人異名等を附す、卷首に引用書目百餘部を擧ぐ、按ずるに、虎關東福寺の海藏院に住す、因て此書に名づくるものなるべし、此書もつはら聯句のために著せり、三重韵も此人の作也、

〔錦繡段序〕詩者非吾宗所業也、雖然古人曰、參詩如參禪、詩也禪也、到其悟入、則非言語所及也、吾門耆宿不外之、覺範、參寥、珍藏叟至、天隱詩老、或編其集、或註其詩、豈謂吾宗無詩乎、余壯歲之時、頗有志于詩矣、唐宋元三朝之詩、遊目於其間、則望洋向若、不測津涯、退而採膾炙人口者三百餘篇、睡課有暇則諷之味之、不覺手舞足踏、或自書以付小兒輩、以止其啼、名之曰錦繡段、往往爲人寫去者也、所恨者逸衆作者惟夥矣、玉府字峰藏主靈腆之、以索華谷雅丈吟翫、重其人者可知矣、華晨月夕手之口之、則詩之外無禪、禪之外無詩、於是始知淵明之詩有達磨骨髓、后山之詩有洞家玄妙也、

文明十五癸卯年季秋初二　　　默雲天隱龍澤書于清涼東軒

私曰、此冊江西大師〇龍派撰新選新編之二集千餘首、其內之尤者三百餘首、天隱和尙跋之、爲二三子者乎、月舟和尙講之以作抄、今往往用天下、此書於公涯非可講者、所謂至天隱爲二三子撰家法詩之類也、又錦繡段、李善文選曰、美人贈于我綿繡端、何以報之矣、言此三百首則是錦繡段端一字作段、而爲外題者乎、月舟和尙亦三百首、自二集同此書、撰出而爲二三子者也、名作續錦繡段、月舟自天隱下之秀、故一入親也、依然此書之拔作之、使天下知矣云云、前後之兩冊、合六百三十首乎、李善文選之注者也、

〔詩訣序〕亡友葛子琴、於詩爲浪華一名家、嘗語余曰、吾於本土詩人、不必屬意、唯南海阮先生所欣慕焉、恨不同其時耳、乃已校刻其集、噫賞音之士哉、先生自少小最善詩、其私試前後一夜百首、膾炙人口、況於其集之行乎、不獨善詩、其論亦高、近歲出於散逸之餘者、千金享之以布于市、已二三矣、若南海詩訣亦是也、余爲人囑寓目於此、亡論夫解人頤、其所自得可以知已不使子琴受讀慽甚、蓋其嗣餐霞先生、前已一言付余小南游草、余藉人題以完璧、亦不爲無因也、

〔玉山先生遺稿 七〕韻選序

河典合離撰

近體之詩、專主格調、而其要則在於擇韻已、故韻諧焉、庸作或可觀、苟韻不諧乎、雖高手不能成句、尙何格調之論哉、大抵唐人律絶、韻有通例、不必博采、字有常法、不必强押、每韻不過數字、每字不過數法、迺詩人家常茶飯、旦夕之用、取斯足矣、是則千里之足、折旋蟻封、不失其馳者也邪、唯韻書繁雜、蒙士易眩、今黨猷問之有韻選也、爲是、亦唯平仄通用、略辨一二、音義異同、不必歷擧、以其非近體之要也、若夫選古歌行、則別有一法、奇險艱澁、縱橫變化、其何常之有、今亦不贅古人不言乎、雖鞭之長、不及馬腹、韻選亦爾、

〔詩學逢原 序〕南海祇伯玉氏、年始十四、客于東都、遊於木恭靖之門、與源白石、雨芳洲、南南山之輩、日夜馳驅詞壇、皆是其門先鳴、海內知名也、伯玉夙慧艶發、嶄然見頭角、與此輩抗衡、才名大振于都下云、後一日、詩酒高會、但賦擣衣、伯玉乃有夜夜鳳城月色高、朝朝燕山雪華重之句、白石輩評曰、此句大佳、惜乎失題意、伯玉曰、此乃述擣衣之時景者、而影寫之法、於是乎在矣、既而議論紛焉、是非未分、質諸恭靖、恭靖大歎曰、是則深得鏡華水月之趣、優入不卽不離之域者、實詩家本來面目也、孺子夫以是影寫法、建赤幟於騷壇、風靡來學、勉乎哉、於是樹立一家、主張此門、既已轉向上關棙子、則縱橫自在、遊戲三昧、加以才之敏捷、遂至一夕賦百首矣、余嘗所序一夜百首是也、其詩奚翅腐臭化神奇而已哉、能拈一莖艸、而爲丈六金身以用焉、後每有以詩參者、輙以此影寫法啓發之矣、且與子弟夜話之次、引諸家詩話、參以自家之說、講究斯旨、以俚言方語筆以爲册、題曰詩學逢原、余嘗聞此事、知有此書、而未獲寓目焉、今玆壬午夏、五瀨田德卿齎此書來、謀余梓之、時適書肆玉樹堂亦持來請序之、蓋會之奇哉、嗟乎、數十年來、未得見者、而一朝並至、何其幸哉、乃展讀之、則言近旨遠、循循善誘、實詩家正法眼藏也、〇中略

寶曆十二壬午冬

金龍道人釋敬雄撰

〔詩語碎金序〕不學詩無以言、則仲尼之所以教人也、今詩猶古詩乎、與觀群怨、今豈謂不若古也、不佞自幼好詩、而及長遊大淑先生門下、業未能熟、日夜患之、先生曰、若患之無如多翫唐明諸家集、不佞謹受教、學之數年矣、甲午冬、平安書林某、書以請先生曰、爲初學獲選詩語佳者而賜之、刻以傳之、願先生使門人擇之、先生諾之、不佞、不佞請曰、願學焉、於是欲與侍臣選之其佳者抄拔之、更令石川貞再選之、以就先生而正焉、然侍臣亦朝習夕誦之不暇也、雖歲經兩回、未及編成也、今歲丙申、偶會信中石作士幹來于東都、故請先生而使石作士幹與泉士德同選成編、名曰詩語碎金、嗚呼瑣瑣小冊、爲大方家見笑、亦不佞所不辭也、有所不辭而爲童蒙之助者乎、抑由此望之仲尼之教、亦不佞之微意所在已、若夫施國字而敷陳其義、卽所以使童蒙易解也、非敢望之世之君子、

安永丙申之秋　內藤政陽

〔葛原詩話序〕近世以詩名家者、施行其製作、比々不絕、莫不自謂比唐擬明列作者之林、獨六如上人之撰異乎是矣、余向敘其集言之、北端文仲齋葛原詩話謁余言曰、此上人所論說、隆纂而謄之、爲卷者四、願冠以一言而施行之、余披而覽之、涉獵諸家語、聚其類、而演繹之、疏解之、夫考明字義、學之始也、況倭而學華者乎、及檢字書、止曰某某也、某某也、苟非博覽而究之、旁引而例之、安得而盡諸乎、於是乎益知上人之淵潛有素也、蓋上人於詩、摛奇拔新、不必調協、亦各從其所好也、彼其比唐擬明、因仍相襲者、必以是爲異端焉、然其有益於後學、吾寧取此不取彼也、文仲斯舉、不亦善乎、遂序與之、

天明七年丁未孟秋　淡海竺常撰

〔宋詩礎序〕　北山　山本信有撰

世有唐詩礎、明詩礎、爲兒童學詩者設焉、唐明詩非不佳也、此書取材於唐詩選七才子詩集中多矣、然此二書特依托僞書也、入路已不正、裁撰豈得不涉僞乎、蓋李秦諸子、襲唐人者、旣已不能免僞詩之誚、況依僞書而學僞詩乎、近來卓識之士、悟其弊、而脫出僞窟者往々有之、雖初學輩非無有志者、恨少取

材於正路之書、於是天民山松等、輯宋諸名家押韵、編一小冊、名曰宋詩礎、宋眞詩也、善學唐者也、明僞詩也、不善學唐者也、故學善學唐者、而後唐人精神可庶幾焉、石公有言云、詩在宋諸大家、不其信乎、

享和二年壬戌霜月二日

〔詩藻行潦序〕嗚呼北山先生、眞豪傑之士哉、説書講道極多發明、其經義經説、自成一家、文宗韓柳、而詩尙清新、博學洽聞、海內無比、而不欲以儒名家、忼慨尙氣節、韜略自任、（中略）又嘗爲童蒙學詩文者、纂文藻行潦、詩藻行潦二書、以備作料、文藻行潦早已梓行、詩藻行潦猶未脫稿、頤斎藜閣主人、得其稿本、句以授梓、屬余序之、蓋欲證其爲先生遺書也、是書在先生則一時漫著何足道也、然先生學問洽博、巨細不遺、綽乎其有餘裕、亦可知已、若其謂爾雅註蟲魚、定非磊落人、吾淺之視豪傑之士也、天保己亥十一月、門人江戶朝川鼎謹叙、

〔幼學詩韻〕凡例

一世ニ韵礎ノ書多ケレドモ、幼學ニ便ナラザルユヘニ、此編ハ、題ヲ以テ部ヲ分チ、ヒロクシテ作リヨキ韵ヲ、題ゴトニ二三韵、又ハ四五韵ヅヽ出シ、次ニ轉句押ヲトシノ字ヲモアゲヲクナレバ、初學ノ士、世ニ行ハルヽ所ノ、初學詩材、詩語碎金ナドイフ書ノ題ヲ見合セテ、字ヲトリ合スレバ、輙ク句ヲ作リ得ラルヽナリ、

〔詩林良材序〕詩林良材、村田翁所著、而編有前後、前則貞享版焉、後則寶永版焉、當時大行于世、爾後詩學之書、解以國字者日多一日、斯編實爲嚆矢也、但用捨有時、顯晦無常、距今百有餘年矣人罕知之、今世學詩者必宗圓機活法、而戊申京災、其板烏有、舊本亦尠、求之難、得斯編免災舊板巋然、本亦易得、且簡而要、古云、浴不必江海、要之去垢、馬不必騏驥、要之善走、苟適其用、彼此奚別、懃々懇々、告諭豪生、抑酖飲不如壺飱之謂歟、植村懷道請更序之、廼書、

文化辛未孟冬　平安岡崎元軌撰

〔橘窻茶話中〕一日告示童生曰、圓機活法一書、其在幼學最爲要緊之物、凡過得題、不管作詩與否、須要開卷一閲熟讀詳味、譬如過元日前三日看過一遍、清明以下毎節準此、其他如草木禽獸天象地品、毎一觸目、隨卽開讀、念念不忘、積年累月、活法一部、可以不勞而藏於胸臆、才學敏贍之道、莫便於此、彼聰俊英偉之士、志氣太高、不肯作恁地伎倆、今以庸駿之資、遽欲慕而效之、所謂鴻騫鸞跳博一粲耳、

〔琉球錄話〕學詩

福州人家常有詩文會、然琉館有門禁、不能久坐其席、蓋唐人席上賦詩、雖親友間必禁閲韻書、人々皆通音韻、四聲記在膏肓、雖有閲韻之禁、無失忘之苦也、其平常習詩多用圓機活法詩學大成詩韻含英等書、

〔日本詩紀別集〕詩家書目 御製勅修 ○中略

御。製。

天暦御集一帖　　一條帝御集一帖

三代御製一卷 右三部、見道憲書目、

勅。修。

凌雲集一卷 弘仁五年、小野岑守等奉勅撰、　　文華秀麗集三卷 弘仁九年、仲雄王奉勅撰、

經國集二十卷 天長四年、良岑安世、滋野貞主等奉勅撰、　　弘仁以後詩□卷 寛平中、平惟範奉勅撰、見扶桑略記、

日観集二十卷 天慶中、皇太子命侍臣修之、大江維時爲序文、見朝野群載、　　雜言奉和一卷 弘仁中、文人應制詩卷、斷簡僅存、後人且取首簡四字爲書名、

殘菊詩卷一卷 寛平中、內宴、侍臣應制詩卷、　　天德闘詩一卷 天德中、大江維時、菅原文時、橘直幹、源順四人應制、

永承侍臣詩合一卷 永承六年、藤原師基、源經信等八人應制、　　天喜殿上詩合一卷 天喜四年、藤原隆俊、源經信等八人應制、

〔本朝書籍目錄〕詩家

經國集　廿卷 近人詩人新作詩、良岑安世、滋野貞主等撰、　　銀牓朝翰　十卷 菅原是善撰

書名	卷數	書名	卷數
菅家三代集	廿八卷	菅家後集	
集韻律詩	十卷同撰	後江相公集	二卷朝綱
菅家集	一注清行	扶桑集	十二卷紀齊名撰
橘氏文集	八卷廣相撰	野相公集	五卷
本朝麗藻	二卷高階積善	江金吾集	一卷
本朝秀句	五卷藤明衡撰	續紀家詩集	三帖
後江李部集	一卷	續本朝秀句	三卷法性寺大閤私敦光撰
慶保胤集	二卷	日本佳句	同
本朝佳句	八卷	都氏文集	一帖
拾遺佳句	三卷藤周光撰	勘解由相公集	二卷
江音人集	一卷	江匡衡集	二卷
新撰秀句	三卷長方卿撰	續新撰秀句	三卷前內大臣基家公撰
源時綱艸	一卷	本朝策林	十五卷
直幹草	一卷	菅相公草	一卷
類聚句題抄	二十卷	本朝無題詩	十二卷
續本朝佳句	三卷	近代麗句	十卷
日觀集		打聞集	三卷蓮禪撰
詠句抄	五卷	續類聚句題抄	三十卷
一句抄	蓮禪撰	古今詩抄	十卷
當世麗句	二卷	格律清英集	百卷

詞苑麗則　十卷
風心抄　三卷
昭白抄　三卷
褒萬抄
清吟抄
華實抄
文鳳抄　十卷（菅爲長卿撰）
懷風藻　一卷
菅家御文草　十二卷
文華秀麗集　三卷（嵯峨帝勅仲雄王撰當代詩）

詩十體　三卷（中御門撰政御集）
藍田集　一卷
約聰抄
文筆要抄　一卷
菁華抄
七步抄
本朝詩雜例　一卷
凌雲集　一卷
類聚近代作文　百廿卷

〔懷風藻序〕逖聽前修、遐觀載籍、襲山降蹕之世、橿原建邦之時、天造草創、人文未作、至於神后征坎品帝乘乾、百濟入朝、啓龍編於馬厩、高麗上表、圖烏册於鳥文、王仁始導蒙於輕嶋、辰爾終敷敎於譯田、遂使俗漸洙泗之風、人趨齊魯之學、逮乎聖德太子、設爵分官、肇制禮義、然而專崇釋敎、未遑篇章、及至淡海先帝之受命也、恢開帝業、弘闡皇猷、道格乾坤、功光宇宙、旣而以爲調風化俗、莫尙於文、潤德光身、孰先於學、爰則建庠序、徵茂才、定五禮、興百度、憲章法則、規摹弘遠、夐古以來、未之有也、於是三階平煥、四海殷昌、旒纊無爲、巖郎多暇、旋招文學之士、時開置醴之遊、當此之際、宸翰垂文、賢臣獻頌、雕章麗筆、非唯百篇、但時經亂離、悉從煨燼、言念湮滅、輙悼傷懷、自茲以降、詞人間出、龍潛王子、翔雲鶴於風筆、鳳翥天皇、泛月舟於霧渚、神納言之悲白鬢、藤太政之詠玄造、騰茂實於前朝、飛英聲於後代、余以薄宦餘閑、遊心文囿、閱古人之遺跡、想風月之舊遊、雖音塵眇焉、而餘翰斯在、撫芳題而遙憶、不覺淚之泫然、攀縟藻而遐尋、惜風聲之空墜、遂乃收魯壁之餘蠹、綜秦灰之逸文、遠自淡海、云暨平都、凡一百二十篇、勒成一

卷、作者六十四人、具題姓名、幷顯爵里、冠于篇首、余撰此文、意者爲將不忘先哲遺風、故以懷風名之云爾、于時天平勝寶三年歲在辛卯冬十一月也、

〔懷風藻〕從三位中納言兼中務卿石上朝臣乙麻呂四首

石上中納言者、左大臣呂○麻第三子也、地望淸華、人才穎秀、雍容閑雅、甚善風儀、雖勗志典墳、亦頗愛篇翰、嘗有朝譴、飄寓南荒、臨淵吟澤、寫心文藻、遂有銜悲藻兩卷、今傳於世、天平年中、詔簡入唐使、元來此擧、難得其人、時選朝堂、無出公右、遂拜大使、衆僉悅服、爲時所推、皆此類也、然遂不往、其後授從三位中納言、自登台位、風采日新、芳猷雖遠、遺列烈誤○列恐蕩然、略○下

〔凌雲集序〕　從五位上左馬頭兼內藏頭美濃守臣小野朝臣岑守上

臣岑守言、魏文帝有曰、文章者經國之大業、不朽之盛事、年壽有時而盡、榮樂止乎其身、信哉、伏惟皇帝陛下、握裒紫極、御辨丹霄、春臺展熙、秋荼翦繁、睿知天縱、艶藻神授、猶且學以助聖、問而增裕也、屬世機之靜謐、託琴書而終日、歎光陰之易暮、惜斯文之將墜、爰詔臣等、撰集近代以來篇什、臣以不才、忝承絲綸命、汗代大匠、傷手爲期、臣今所集、掩其瑕疵、擧其警奇、以表一篇盡善之未易、得道不居上、失時不降下、無言存亡、一依爵次、至若御製令製、名高象外、韵絕環中、豈臣等能所議乎、而殊被詔旨、敢以採擇、氷夷讓洋、詠井之見不及、大陽昇景、化草之明斯迷、博我以文、欲罷不能、辱因編載、卷軸生光、猶川含珠而水淸、淵流玉而岸潤、起自延曆元年、終于弘仁五年、作者二十三人、詩總九十首、合爲一卷、名曰凌雲新集、臣之此撰、非臣獨斷、與從五位上行式部少輔菅原朝臣淸公大學助外從五位下勇山連文繼等、再三議、猶有不盡、必經天鑒、從四位下行播磨守臣賀陽朝臣豐年、當代大才也、迫近誤○迫恐緣病不朝、臣就問簡呈、更無異論、從此定焉、臣岑守謹言、

〔文華秀麗集序〕　從五位下守大舍人頭兼信濃守臣仲雄王上

臣仲雄言、凌雲集者、陸奧守臣小野岑守等之所撰也、起於延曆元年、迄于弘仁五載、凡所綴緝九十二

篇自厥以來、文章間出、未踰四祀卷盈百餘、豈非□□儲聽製文之無虛月朝英國俊擒藻之靡絕時哉、或氣骨彌高、諧風騷於聲律、或輕清漸長、映綺靡於艶流、可謂輅變椎而增華、氷生水以加勵、英聲因而掩後、逸價籍而冠先、至瓊環與木李齊暉、蕭芥將蘭芬雜彩、寔由細緹末異篋笥仍同者矣、正三位大納言兼行左近衞大將陸奧出羽按察使臣藤原朝臣冬嗣奉勅、命臣等□焉臣謹與從五位上行式部少輔兼阿波守臣菅原朝臣清公、從五位下行大學助紀傳博士臣勇山連文繼、從六位下守大內記臣滋野宿禰貞主、從七位下守少內記兼行播磨少目臣桑原公腹赤等、各相平論、覈定取舍、若有難審、上稟容䂓、先漏凌雲者、今議而錄之、並皆以類題敘、取其易閱、凡作者廿六人、詩一百四十八首、分爲三卷、名曰文華秀麗集、夙掖宸章、龍閣令製、別降綸旨、俯同縹帙、天尊地卑、君唱臣和、故略作者之數、編採摭之中、臣謬以散材、忝侍詮簡、重承天渙、虔制茲序、(臣)仲雄上、

〔江談抄(五詩事)〕本朝麗藻、文選少帖、東宮切韻撰者事、

又云、本朝麗藻者、高積善所撰也、橘贈納言(廣相)〇文選少帖所抄也云々、又東宮切韻者、菅家主刑部尙書集十三家、切韻爲一家之作者、著述之日、聖廟執筆、令潤綴云々、

新撰本朝詞林詩事

爲憲所撰本朝詞林、在故二條關白殿、(藤原師通)〇以件書令諸家集爲憲給也、世間流布披露本、甚以省略也、保胤匡通等、集詩三百餘首、今所書入也、有國集故廣綱所集不幾云々、

〔本朝一人一首(二)〕按嵯峨帝使岑守選自延曆元年至弘仁五年之詩、所謂凌雲集是也、其後歷四年、使仲雄王選當代之詩、所謂文華秀麗集是也、其後天長四年淳和帝、使滋野貞主選自慶雲四年至天長之詩、凡二十卷、所謂經國集是也、其所選雖在凌雲文華之後、然其作者有前於凌雲文華者、今因撰集之次第、載凌雲文華於懷風萬葉之次、然慮作者之前後混亂、故繫經國作者於別卷、

〔朝野群載(一文筆)〕日觀集序

從四位下式部大輔兼學士大江朝臣維時

夫貴遠賤近、是俗人之常情、閉聽掩明、非賢哲之雅操、望青山而對白浪、何異風流、聞絲竹以賞煙霞、既同聲色、我朝遙尋漢家之遙詠、不事日域之文章、草藁茲生、塵埃空積、寔可重心杳歎者也、昔者弘仁天長之世、有陵雲集文花秀麗集、其後百餘年間、絶而不續、天慶儲宮、德高鑒撫、學長誦該、從在藩之時、令狎近之輩、採摭風人墨客律詩、起於承和、泊于延喜、一十人入選、廿卷成功、留心異才、分部同類、號爲日觀集、並取扶桑名也、其所擢用者、相公野篁、大夫良春道、相公菅是善、相公江音人、相公橘廣相、大夫都良香、丞相菅道眞、相公善淸行、納言紀長谷雄、大夫江千古、名辨時代之先後、不依官爵之高卑、於戲望苑春花、未排比花麗之作、桂宮秋月、無假集著明之詞、豈如吾君不墜斯文乎云爾、

〔日本紀略 一醍醐〕昌泰三年八月十六日辛未、右大臣菅原朝臣〇道眞上狀、奏進家集廿八卷、

〔菅家御傳記〕昌泰三年八月十六日、獻上家集合二十八卷、祖父淸公菅家集六卷、親父是善菅相公集十卷、道眞菅家文草十二卷、〇中略延喜三年二月廿五日、薨于太宰府、〇中略道眞公所詠歌集曰菅家御集、有一卷、昌泰三年以至神退、所述詩文曰菅家後集、有一卷、〇下略

〔扶桑略記 二十四醍醐〕延長四年五月廿一日、召興福寺寬建法師於修明門外、奏請就唐商人船、入唐求法、及巡禮五臺山、許之、又給黃金小百兩、以宛旅資、法師又請、此間文士文筆菅大臣、紀中納言、〇長谷雄橘贈中納言、〇廣相都良香等詩九卷、菅氏、紀氏各三卷、橘氏二卷、都氏一卷、但件四家集、仰追可給、道風行草書各一卷、付寬建令流布唐家、〇下略

〔半陶藁 三〕花上集序

有袖一詩卷示余者、曰玉府文學、少年天資英發、風流稱首也、其執友而密者、抄近代諸老佳作、爲一編以贈焉、索予一語冠其首云、余披而視之、空華、蕉堅以下二十輩、師表百世、而摩雲霄洞氷雪者、走卒知其人、兒童誦其詩、焉無間然、小子何言、小補〇補菴景三師標題曰花上集、蓋擬昔人花間集也、而分字言之、花上从艸、艸近於廿、作者廿人、取義在此、亦卒爲六十之比也、唐宋之間、三高九僧三十二釋、有詩集行

於世、吾徒之從事嘲風弄月者、其來尚矣、今也粹而編之、膠古高僧之絕絃也、噂溱洧之花、隴頭之雲、非君子之贈也、余嘉執友者之益于少年、於是乎書、

享酉夏五　　半陶子

名人

〔二中歷詩十二人〕帝王

弘仁　淳和　延喜　天曆　寬弘　後三條院

親王

大津皇子 天武天皇第三皇子　阿保親王 桓武天皇第十二皇子　惟喬親王 文德天皇第一皇子

貞眞親王 貞觀天皇親王　延喜親王 小倉親王前中書王兼明　天曆親王 六條宮後中書王具平

公卿

忠仁公 良房　贈太政大臣 時平　大納言 良峯安世

清愼公 小野宮實賴　權大納言 仲平枇杷　儀同三司 伊周

勸解相公 有國　四條大納言　土御門右府 師房

儒者

公卿

菅淸公 右京大夫兼文章博士　春澄善綱 參議　菅相公是善 刑部卿

江相公音人 右衞門督阿保親王男　橘贈納言 廣相　菅贈太相國

紀納言 長谷雄　善相公淸行 宮內卿　後江相公 朝綱

江納言 維時　菅三品文時 式部大輔　菅相公輔正 式部大輔

江相公齊光 式部大輔　藤相公廣業　藤贈相公義忠

日野三位資業　藤大貳宰相實政　江大府中納言匡房

諸大夫

桑原腹赤 大學頭文章博士　都良香 文章博士本名道言　滋野良幹 式部大輔

高丘五常 從五下　物部安興 從五下　三統理平 式部大輔

小野美材 大內記　橘公材 右京大夫　橘公統 從四下

江千古 伊與權守音人子　藤博文 文章博士　善文江 式部權大輔

菅淳茂 右中辨文章博士　菅在躬 勘解由長官　紀在昌 式部大輔

橘直幹 式部大輔　江澄明 兵部少丞　藤後生 文章博士

藤雅材 右少辨　善道統 文章博士　菅資忠 右中辨文章博士

藤公方 文章博士　藤惟成 左中辨右衞門權佐　菅輔昭 大內記文時一男

慶保胤 大內記內記入道　江匡衡 式部大輔　江定基 五位

紀齊名 式部權大輔　江以言 式部權大輔文章博士　菅宣義 文章博士

高積善 民部大輔　菅爲基　江通直

善爲政　江擧周

文章生

公卿

野相公 左大辨　滋野貞主 參議宮內卿　源保光 式部大輔桃園中納言

橘好古 大納言權帥　藤文範 中納言民部卿　橘澄淸 中納言

諸大夫

惟良春道　嶋田忠臣 美濃介　三善清風 備前權掾

橘澄淸 從四上信乃守　春淵良規 越中介　藤有逃 太宰少貳

尾張言鑒安木守　菅野名明勘解由次官　藤雅量右小辨
藤國風太宰大貳 從四下　菅庶幾大監物　菅雅規山城守
清原仲山筑後守　平佐幹參川守　平行王山城守
藤篤茂圖書頭　藤全茂因幡守　源順能登守
菅理詮丹波守　菅惟熙諸陵助　藤行葛散位
橘倚平日向守　藤季孝播磨守　橘正通宮内丞
高丘相如飛驒守　菅原緝熙散位 文時三男　源相方左中辨
源國盛播磨權守　源爲憲伊賀守　源孝道越後守
藤爲時越前守　藤敦信山城守　藤輔尹木工頭
源道濟筑前守　舉直如正　江時棟

非成業

小野岑守　高丘末高　巨勢識人
仲雄王大舍人頭 信乃守　布瑠高庭　多治清貞
紀諸綱　善宗　菅原高視文章得業生 正六位下
源訪順弟　都在中越前權掾　清原滋藤陸奥軍監
源英明左近中將　橘在列彈正少弼　藤義孝左近少將
藤淸平　源相規山城守　源致方右大辨
藤最貞文章得業生

僧徒

弘法大師

女

有智內親王嵯峨御子　本櫟采女

〔續日本紀三十六光仁〕天應元年六月辛亥、大納言正三位兼式部卿石上大朝臣宅嗣薨、詔贈正二位、宅嗣左大臣從一位麻呂之孫、中納言從三位弟麻呂之子也、性朗悟有姿儀、愛尙經史、多所涉覽、好屬文工草隸、○中略宅嗣辭容閑雅、有名於時、每値風景山水、時把筆而題之、自寶字後宅嗣及淡海眞人三船、爲文人之首、所著詩賦數十首、世多傳誦之、

〔文德實錄四〕仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、篁參議正四位下岑守長子也、○中略太宰鴻臚館、有唐人沈道古者、聞篁有才思、數以詩賦唱之、每視其和、常美艷藻、六年○承和春正月遂以捍詔除爲庶人、配流隱岐國、在路賦謫行吟七言十韻、文章奇麗、興味優遠、知文之輩、莫不吟誦、凡當時文章、天下無雙、○下略

〔江談抄四〕著野展鋪紅錦繡　當天遊織碧羅綾內宴春王野相公

洗開蟄戶雪穢雨　投出蟠龍水破氷

古老相傳、昔我朝傳聞、唐有白樂天巧文、樂天又聞、日本有小野篁能詩、待依常嗣來唐之日、所謂望樓爲篁所作也、篁副使入唐之時、與大使有論不進發、會昌五年冬、樂天已亡而後年也、文集渡來中、篁所作相同之句三矣、野草芳菲紅錦地、遊絲繚亂碧羅天、野蕨人拳手、江蘆錐脫囊、元和小臣白樂天、觀舞聞歌知樂意等句也、天下珍重篁者也、

〔江談抄四〕閉閣唯聞朝暮鼓　登樓遙望往來船行幸河陽館、弘仁御製、

故賢相傳云、白氏文集一本詩渡來在御所、尤被秘藏、人敢無見、此句在彼集、叡覽之後、卽行幸此觀有此御製也、召小野篁令見、卽奏曰、以遙爲空最美者、天皇大驚勅曰、此句樂天句也、試汝也、本空字也、今汝詩情與樂天同也者、文場故事、尤在此事、仍書之、

〔梧窻詩話 二〕詩雖一字不可苟下、一字不工、全作喪佳、弘仁帝謂小野篁曰、遊河陽館得一聯曰、閉閣唯聞朝暮鼓、登樓遙望往來船、篁曰、御製大佳、唯改遙作空字則可、上曰、是白居易詩作空、今特換一字以試汝、因謂、麓堂詩話所載、任翻題台州寺壁曰、前峯月照一江水、僧在翠微開竹房、既去、有觀者取筆改一字作半字、翻行數十里、乃得半字、亟回欲易之、則見所改云、乃知、一字之工、才力自有長短也、橘直幹遊石山寺、有蒼波路遠雲千里、白霧山深鳥一聲之句、僧窬然入宋、雲爲霞鳥爲蟲、以爲己所作、宋人見之曰、霞改雲、蟲改鳥則佳也、甚矣窬然詩才卑拙、豈敢得偸於具眼耶、內省而可自耻矣、姦俗造僞金者、鑿眞金換以銅鉛塡之、以欲騙人、詩人如窬然者、與造僞金者其罪何異、

〔江談抄 四〕暗作野人天與性　狂官自古世呼名 酬好古野相公

故老傳云、野相公爲人不羈好直、世妬其賢呼爲野狂、是則篁字音狂字音也云々、仍作此句、

〔續日本後紀 十七仁明〕承和十四年十月戊午、二品有智子內親王薨、遺言薄葬、兼不受葬使、內親王者、先太上天皇幸姬王氏所誕育也、頗涉史漢、兼善屬文、元爲賀茂齋院、弘仁十四年春二月、天皇幸齋院花宴、俾文人賦春日山莊詩、各探勒韻、公主探得塘光行蒼、卽瀝筆曰、寂々幽莊山樹裏、仙輿一降一池塘、棲林孤鳥識春澤、隱澗寒花見日光、泉聲近報初雷響、山色高晴暮雨行、從此更知恩顧渥、生涯何以答穹蒼、天皇歎之授三品、于時年十七、是日天皇書懷、賜公主曰、忝以文章著邦家、莫將榮樂負煙霞、卽今永抱幽貞意、無事終須遣歲華、尋賜召文人料封百戶、天長十年敍二品、姓貞潔、居于嵯峨西莊、薨時春秋四十一、

〔本朝一人一首 三〕奉和太上天皇巫山高 (中略)

林子曰、有智子者、嵯峨帝皇女也、其所作見經國殘篇者數篇、又雜言奉和聖製、江上落花詞二十句、傳于世、律詩一篇見國史、非尋常墨客所及也、雖擬烏孫公主、班婕妤、恐不爲過論乎、本朝女中無雙之秀才也、故載國史全文、偏使人人知之如左、

〔江談抄四〕荒村桃李猶應愛　何況瓊林華苑春

橘廣相九歲昇殿詩、暮春云々、童名文人云々、

〔扶桑略記二十陽成〕元慶三年二月廿五日乙酉、文章博士從五位下兼行大內記越前權介都朝臣良香卒、左京人、從五位下主計頭貞繼之小子也、良香本名言道、後改名也、姿體輕揚、甚有膂力、博通史傳、才藻艷發、聲動京師、居貧无財、常不擧爨、潭思空門、雅信佛理、于時僧正眞然住東寺、良香就受眞言密敎、一遍而記於心、雖勤學業、不廢念佛、年卌六卒、

〔江談抄四〕氣霽風梳新柳髮　氷消浪洗舊苔鬚（內宴春暖、都良香、）

故老傳云、彼此騎馬人、月夜過羅城門、誦此句、樓上有聲曰、阿波禮々々々、文之神妙、自感鬼神也、

自有都良香不盡　後來賓館又相尋（過鴻臚館南門、都良香、）

故老傳云、裴〇渤海使裴璆感此句尤甚、但作者定改姓名間、凡時人大感云々、

三千世界眼前盡　十二因緣心裏空（晚夏遊竹生嶋述懷、都良香、）

故老傳云、下七字、作者難思得、嶋主辨才天告敎之、

〔十訓抄十〕都良香、竹生嶋に參りけるに、眺望心にすゝみて、三千世界眼前盡と云句を作て、其末を案得ざりければ、靈天詫宣を下して、十二因緣心裏空、一句を加へ給けり、同人羅城門を過とて、氣霽風梳新柳髮と詠じたりければ、樓上に聲ありて、氷消浪洗舊苔鬚とつけたりけり、良香、菅丞相の御前にて、この詩を自讃し申ければ下の句は、鬼の詞なりとぞ被仰ける、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年五月廿八日丙午、前周防守從五位上紀朝臣安雄卒、安雄者左京人、〇中略安雄專精經業、頗閑詞華、重陽之節、徵接文人、卒時年六十五、

〔江談抄四〕雙淚幾揮巾上雨　二毛多鋪鏡中霜（藤行葛述懷）

右兵衞督嶋田忠臣、爲五位藏人之時、以此詩入天覽、有哀憐、蒙登省宣旨、

〔菅家文草 詩五〕哭田詩伯 〇島田忠臣

哭如考妣苦飡茶、長斷生涯燥濕俱、縱不傷君傷我道、非唯哭死哭遺孤、萬金聲價難灰滅、三經貧居任草蕪、自是春風秋月下、詩人名在實應無、

〔鵞峯文集 百十八雜書〕田達音考

余幼時見倭漢朗詠集、知田達音爲詩人、稍長讀菅家文草、知其爲貞觀元慶之時人、菅相稱之曰詩伯、則知其爲先輩、然未詳其事跡、頃間修國史、見貞觀元慶紀、知嶋田忠臣以文才顯于當時、而疑忠臣詩文不見于他書、今日校元慶七年紀、載渤海使裴頲事曰、菅原道眞權行治部大輔事、嶋田忠臣權行玄蕃頭事、爲對裴頲也、頗有詩才、既聞于我國、故撰此兩人爲鴻臚館伴者也、於是開菅家文草、見鴻臚館贈答詩序、此年菅公與田達音專掌其事者明矣、初知達音忠臣爲一人也、忠臣與菅是善共撰文德實錄、則菅公推之爲詩伯者宜哉、蓋忠臣倭訓與達音音相近、故當時兩名相通呼乎、紀長谷雄水石亭詩序自稱曰發昭、是亦長谷雄三字訓與發昭二字音相同、由是觀之、則非無例也、嗚呼三十年之疑、一時解散、何喜加之、

〇按ズルニ、島田忠臣ノ詩集ニ田氏家集アリ、群書類從ニ收ム、

〔江談抄 四〕唯知秋昔爲情感　三五晴天徹夜遊 月影泛秋也、江相公(大江朝綱)亭、

古人相傳、昔有凶人告相公曰、江納言 〇大江維時 常曰、相公巧詩於才淺也、相公聞之、亭子院詩席、江納言必爲講師、相公作此句、誤欲令讀、而如作者心講之、相公大感、昔猶夜爲猶致也、

〔大鏡 二左大臣時平〕菅原のおとゞ 〇中略 昌泰四年正月廿九日、太宰權帥になしたてまつりてながされ給ふ、〇中略 大貳のゐどころははるかなれども、樓のうへのかわらなどの、心にもあらず御らんじやられけるに、又いとちかく觀音寺といふ寺のありければ、かねの聲をきこしめしてつくらせ給へる詩ぞかし、

都府樓纔看瓦色　觀音寺只聽鐘聲

これは文集白居易遺愛寺鐘欹枕聽、香爐峯雪撥簾看、といふ詩にもまさざまにつくらしめ給へりとこそ、むかしのはかせどもは申けれ、又かのつくしにて、九月九日菊花を御らんじたるついでに、まだ京におはしましゝ時、九月のこよひ、内裏にて菊のえんありしに、このおとゞつくらしめ給へりける詩を、みかど醍醐かしこくかんじたまひて、御衣たまはり給へりしを、つくしまでくだらしめ給へりければ、御らんずるに、いとゞそのをりおぼしめしいでゝ、つくらせ給ひける、

去年今夜侍清涼　秋思詩篇獨斷腸　恩賜御衣今在此　捧持毎日拜餘香

この詩いとかしこく、人々かんじ申されき、この事ども、たゞちりぢりなるにもあらず、かのつくしにてつくりあつめさせ給へりけるを、かきあつめ、一卷とせしめ給ひて、後集となづけられたり、又をりをりの歌かきおかせ給へりけるを、おのづからよにちりきこえしなり、

〔江談抄四〕離家三四月　落淚百千行　萬事皆如夢　時々仰彼蒼

鴈足粘將疑繫帛　鳥頭點著憶歸家菅家

此句謫居春雪絕句也、而天曆之時、於比良宮御託宣有之、志於我之者、可詠此等句云々、

〔菅家御傳記〕元慶七年四月廿一日、緣饗渤海客權行治部大輔事、是時道眞與渤海大使斐文籍賦贈答詩數首、文章紀使稱曰、道眞文筆似白樂天也、

〔北野緣起上〕宿習にひかれて、樂天北窓三友の詩をおもひて作らせ玉ひける廿八韻の詩を聞にぞ、御心のうち哀におぼゆれ、

自從勅使駈將去　父子一時五處離　口不能言眼中血　俯仰天神與地祇
東行西行雲渺々　二月三月日遲々　重關警固知聞斷　單寢辛酸夢見稀
山河邈矣隨行隔　風景晴然在路移　平到謫處誰與食　生及秋風定無衣

古之三友一生樂　　今之三友一生悲

是其内の七韻にて侍り、廿八韻は殊に腸もたえぬべくぞ覺ゆる、〇中略

又御心のうちにおもはせ給ひける

離家三四月　落涙百千行　萬事皆如夢　時々仰彼蒼

此御作は御口の外へ出し給はざりけるを、唐土にきこえ、人々詠じもてあそびけるこそ不思議に侍れ、

〔續世繼七堀河の流〕延喜天暦二代のみかど、かしこき御代におはしますうへに、ふみ作らせ給ふ方もたへにおはしますに、中司の宮〇具平又すぐれ給へりけり、土御門殿〇師房堀河殿〇俊房相つぎて御身の才、ふみ作らせ給ふ方もすぐれ給へるに、土御門殿はざえすぐれ、堀河殿はふみつくり給ことすぐれておはすとぞきこえ給ける、この大納言中納言殿たちかくつかへ給て、六代かくおはする、いと有がたくやんごとなし、この大納言中納言殿たちの詩も歌も集どもにおほく侍らん、

〔江談抄五詩事〕本朝詩可習文時之體事

本朝集中ニハ、於詩者可習文時之體也云々、文時モ文章好マム者、可見我草云々、此草以往雖賢才廻風情、尚以荒強也云々、又六條宮〇具平保胤ニ、詩ハ伊加々可作ト阿利介留毛、文時集ヲ保胤ニ令問給ヘトゾ云ケル、於筆者不然歟、

〔江談抄五詩事〕村上御製與文時三位勝負事

又被談云、村上御時、宮鶯囀曉光題詩ニ、召文時三位被講之、其間物語被知乎如何、答云不知、被語云、尤有興事也、件日村上與文時相互留相論日也、御製云、露濃緩語園花底、月落高歌御柳陰ト令作給、文時、西樓月落花間曲、中殿燈殘竹裏看ト作タリケレバ、主上聞食天、我コソ此題ハ作抜シタレト

思〔闕〕、文時詩又以神妙也ト被仰〔天〕、召文時近於御前、無偏頗我ガ詩事無憚申、難有無ト被仰レバ、文時申云、御製神妙侍、但下七字ハ文時ニモマサラセタマヒタリ、御柳陰ナレバ宮ト思ヒ候ニ、上句ハイヅコニ宮ノ心ハ令作御ニカ候ラム、園ハ宮ニノミヤハ可作ト申ニ、村上被仰樣ハ、足下ハ不知ヌカ、其園ハ我ガ園ゾカシト被仰〔闕〕、文時申云、然コソ侍ナン、上林苑ノ心ニコソ侍ナレ、雖然イカヾ侍ベカラムト申〔闕〕、尤有謂ト被仰ニ、一問答云、又有興仰事アリト云テ、サコソハ侍ナント申テ退座ニ、主上又被仰樣、然者我ガ詩ト、足下ノ詩ト勝劣如何、慥可差申ト被仰ニ、文時申云、御製ハ令勝給、尤神妙也ト申〔闕〕、主上被仰之樣、ヨモ不然、慥尚可申也ト被仰テ、召藏人頭テ被仰之樣、若文時不申此詩勝劣、依實不令申者、自今以後、文時申事不可奏達我ト被仰ヲ聞テ、文時申云、實ニハ御製與文時詩對座ニ御坐ト申ニ、實可立誓言ト被仰ニ、又申云、實ニハ文時詩、今一膝居上テ侍ト申ソ逃去了、主上令感歎給、涕泣給云々、

〔本朝文粹 八序〕延喜以後詩序　紀納言〔○長谷雄〕

予十有五始志學、十八頗知屬文、時無援助、未遇提奬、先師大夫〔○大藏善行〕爲當時秀才、予雖列門徒、未及知名、于時北堂諸生群飲、同賦幽人釣春水之詩、先師獨擢予詩曰、綴韻之間甚得風骨、依此一言漸增聲價、其後信讒、遂被疎遠、淪翳積年、研精永倦、貞觀之末、纔登進士之科、故菅丞相在儒官之日、復黨同門、未有相許、適見予大極殿始成宴集詩云、不意伊人詞藻至此、自後屬意、數寄和、及予出仕、丞相執政、毎有文會、必先視草、予昔侍內宴、賦草木共逢春、詩曰、庭增氣色晴沙綠、林變容輝宿雪紅、又九日賦菊散一叢金詩曰、庶士路中疑不拾、道家煙裏誤應燒、丞相常吟賞、以爲口實、乘醉執予手曰、元白再生、何以加焉、予雖知過實、猶感一顧、故伊州別駕田大夫〔○島田忠臣〕作當代之詩匠、昔爲美州別駕、秩滿歸洛、見予舊草、即語人曰、吾始不許紀秀才文、自我不見四五年來、體製非昔、可謂日新、寬平年中、田大夫臥病遂死、故越州別駕高大夫〔○高丘五常〕以文見知、與予相善、遂定交於筆硯之間、遇其無命、託以一子、至昌泰

末、菅丞相得罪左遷、知文之士、當時無遺、適有內史野大夫、〇小野美材雖云託興不幽、然而早成稍過、予深嘉之、延喜二年忽化異物、丞相在選所、遙哭內史、兼歎文章已絕、其一句云、紀相公獨煩劇務、自餘時輩盡鴻儒、後無幾何丞相次薨、在朝儒者寔繁有徒、咸列王何之輩、不習潘謝之流、取捨不同、是非各異、彼豈爲愛憎而然乎、誠不知文體之趣也、司馬遷有言、誰爲爲之、誰令聽之、故予延喜以後不知好言詩、風月徒拋、煙華如棄、雖闕公宴、不敢深思、共避格律之責而已、若夫覩物感生、隨時思動、任志所之、不勞敢沈吟、應響而和、甚於宿構焉、摛藻獨吟獨作、不肯視人、年往月來、徒成卷軸、題曰延喜以後詩卷、後之見者、莫咲不到佳境耳、

〔江談抄四〕年々別思驚秋雁　夜々幽聲到曉雞（擣衣詩、後中書王、）

後中書王文藻、此詩以後萬人歎伏云々、

鹿鳴猿叫孤雲慘　葉落泉飛片月殘（秋聲多在山、同人、）

此詩、六條宮有雄張之御氣色、而覽以言衆籟曉興林頂老之句、大令歎息、妬氣結云々、

〔續世繼八源氏の御息所〕此御子〇輔仁親王はざえおはして、詩などつくり給ふこと、昔のなかつかさ（兼明具平）の宮などのやうにおはしき、〇中略詩などはかずならずめでたく侍る也、

〔江談抄六長句事〕願廻翔於蓬嶋、霞袂未遇矣、思控御於茅山、霜毛徒老焉、（藤雅材）

依此句俄補藏人云々

〔江談抄四〕爲深爲淺風聲暗　何紫何紅雲影秋（夜閑不辨色、以言、）

古人云、滿座相感云、文集能一も有けるはと云々、

拔提河浪應虛妄　耆闍崛雲不去來（常住此說法、以言、）

或人云、此句文之神妙者也、

以佛神通爭酌盡　經僧祇劫欲朝宗（弘誓深如海、以言、）

此句酌字夕作基、大之、朝宗爲對之也、寂心上人見之感歎、頗有妬氣、

春娃眠足鴛衾重　老將腰瘦鳳劍垂 以言

此詩題弱柳不勝鴛云々、匡衡朝臣聞此題謂以言云、作上句七字、下七字可継云々、以言次其末、二人共感歎、各終一篇、故件句共在二人集、

龍宮浪動群魚從　鳳羽雲起百鳥鳴 以言

題松爲衆木長、此句古人號大似物、或人云、此句不甘心、然入本朝秀句如何、

鷹鳩不變三春眼　鹿馬可迷二世情 以言

此句依恨晴漢雲之子細、叙爵之餘、擬補藏人、雖然入道殿 ○藤原道長 幷殿上人不承引之故不補、仍爲放言所作也、其時殿上人諺曰、湯氣欲上云々、本姓弓削ナレバ也、

〔續古事談〕二臣節 江帥 ○大江匡房 歳十一ニテ、父成衡朝臣ニグシテ、土御門大臣 ○源師房 ノ御モトニ參テ、此春ヨリ詩ヲツクルナリト申ケルヲ、猶ウタガヒテ、雪裏見松貞ト云題ヲイダシテ、ツクラセケルニ、抄物切韻モグセズ、筆ヲ染テ、ヤガテカキタテマツリケレバ、マコトニ優ノ事也トテ、コノ詩ヲ内ニモチテ參テ御覽ゼサセラレケレバ、叙爵アリテ、學問料給ハリケリ、コレヨリ名譽サカリナリケリ、

〔續世繼〕五紅葉の御狩 白河院は、○中略 又から國の歌をもて遊ばせ給へり、朗詠集にいりたる詩の殘りの句を、四韻ながらたづね具せさせ給ふ事もおぼしめしよりて、匡房中納言なん集められ侍りける、その中に、さ月の蟬の聲は何の秋をおくるとかやいふ詩の殘りの句を、えたづねいださゞりける程に、或人、これなんとて奉りたりければ、江帥見給て、是こそ此殘りともおぼえ侍らねど奏しける、後に仁和寺の宮なりける手本の中に、まことの詩出來りけるなどぞ聞え侍し、

〔江談抄〕四 外物獨醒松澗色　餘波合力錦江聲 山水唯紅葉、以言

故橘工部孝親被語云、少年向江博士宅匡衡博士云、此句冠筥書之曰、以言詩可謂日新、

〔續世繼 五 三笠の松〕法性寺のおとゞ〇藤原忠通、中略、からのふみ作らせ給ふ事もかくぞありける、さればふみの心ばへえらせ給ことこ深くなんおはしける、白河院にも、みまきの詩えらびたてまつり給ひ、もとゝしの君にも、からやまとのをかしきことのはどもをぞえらびつかはせ給ける、かやうのことゞも多くなん侍るなり、又作らせ給へるからのことのはども、御集とて、唐の白氏の文集などのごとくに、こと好む人もてあそぶとぞうけ給はる、

〔續世繼 五 菊の露〕むかしときにあはせ給ひたる一の人にをとらせ給ことなかりき、〇忠通 馬をうしなひてなげかざりけんおきななどのやうにておはしましゝけにや、くるしきよをすぐさせ給て、のちはかくさかえさせ給へり、つくらせ給ひたる御詩とて人の申しは、

官祿身にあまりてよをてらすといへども、素閑性にうけて權をあらそはず、とかやつくらせ給へるもその心なるべし、

〔覆醬集 序〕本邦〇中略 文風陵夷、詩道廢壞、其遺芳殘馥、入五叢禪林、蔓衍于近世、空華、蕉堅、木蛇、蕉雪識廬、幼雲之緇徒、既詩鳴世、學唐賢三體、薰鍊七絕、讀蘇黃遺編、不倣古風排律之衆體、不貴杜甫之神聖、何仰謫仙之高格、嗚呼詩瀛之不得東漸、今已尚矣、〇中略

慶安元年夏卯月上浣　　講習堂人昌三書

〔空華集 序〕友人信義堂、禪文僧熟、餘力學詩、風騷以後、作者商參而究之、最於老杜老坡二集、讀之稔焉、而醞釀於胸中、既久矣、時或感物、興發而作、則雄壯健峻、幽遠古淡、衆體具矣、若夫高之如山嶽、深之如河海、明之如日月、冥之如鬼神、其變化如風雲雷電、其珍奇如珠貝金璧、以至其縱逸橫放、則如獵虎豹熊羆之猛然、〇中略 延文己亥春、中正叟圓月走筆、以爲空華集之序云、

〔本朝高僧傳 三十七 淨禪〕京兆相國寺沙門中津傳

津自少壯諸翰墨之場、既及壯歲、珪璋煥發、嘗在明時、與竹菴渭浦菴復等、以詩往來、俱稱美焉、有四會語錄、明之淨慈道聯公爲之序、又有外集蕉堅稾、僧錄司左善世道衍大師題卷首、共行于世、

〔絕海錄下〕日本絕海禪師之於詩、亦善鳴者也、自壯歲挾囊乘艘、泛滄溟、來中國、客于杭之千歲嵓、依全室翁以求道、暇則講乎詩文、故禪師得詩之體裁、淸婉峭雅、出於性情之正、雖晉唐休徹之輩、亦弗能過之也、禪師平生所爲詩凡若干篇、其徒等閒衷爲一帙、題曰蕉堅稾、來求余序、其卷首、余謂、禪師三住名刹、據大床座、以直指之道、開示學者、望重於海內、禪師之所於詩、猶土苴耳、況夫以蕉堅擬之、奚肎沈泥於吟詠者哉、無非游戲三昧而已也、噫爲禪師之後、有尙於詩者、當以禪師爲法、愼毋效留連光景、取快於一時、則去道遠矣、去道遠矣、無非玩物喪志、亦何益之有哉、故余序于篇端、使學者觀之、蓋亦有所警焉、永樂元年倉龍癸未十一月既望、僧錄司左善世道衍序、

〔絕海錄下〕佛智廣照淨印翊聖國師年譜

永和二年丙辰、師四十一歲、大明洪武九年春正月、太祖高皇帝、召見英武樓、問以法要、奏對稱旨、又召至板房、指日本圖、顧問海邦遺跡熊野古祠、勅賦詩、詩曰、熊野峯前云々、御製賜和曰、熊野云々、又賜以僧伽棃、鉢多羅、茶褐裰、榔栗杖、并寶鈔若干、詔許還國云々、按正覺國師碑銘序、其略云、洪武八年秋七月、日本國遣使者來、考功監丞華克勤奏曰、日本有高僧夢窓禪師、其入滅已若干年、而白塔未有勒銘、其弟子中津法孫中巽有慕中華文物之懿、特因使者而求之云々、宋濂爲之文云々、

〔蕉堅稾七言絕句〕應制賦三山

熊野峯前徐福祠、滿山藥草雨餘肥、只今海上波濤穩、萬里好風須早歸、

御製賜和　大明太祖高皇帝

熊野峯高血食祠、松根琥珀也應肥、當年徐福求僊藥、直到如今更不歸、

鹿苑絕海和尙曩遊中華、卓錫于龍河、時當大明洪武九年之春也、太祖高皇帝召見英武樓、顧問海

邦遺跡熊野古祠、勅令賦詩、欣蒙賜和、未幾東還、寶藏珍護積有年矣、建文壬午秋、余使日本國、一見萬年山中、沐以舊遊爲懷、數相詢僻、一日捧示御製詩軸、幸獲欽覽、既而徹次嚴韻、執筆未敢、辭固弗容、謹拜頓首書其末云、

道彝

採藥秦人舊有祠、春風幾見朮苗肥、老禪曾到中華國、御筆題詩賜遠歸、

會稽一如謹和

掛錫龍河古佛祠、一生高潔厭輕肥、賦詩召入金鑾殿、携得天香滿袖歸、

〔續本朝通鑑 (六十後小松)〕是年(應永十八年)建仁寺詩僧龍派、與玄龍惺、龍琢、龍攀、器重等題詠化松石、義持覽其詩卷大怒曰、彼等何犯夢窓國師諱哉、(石字夢窓諱也)悉配流之、龍琢在謫所、以人生識字憂患初爲題、作絕句曰、蚌剖龜蒸憂更憂、結繩上世寄身不、扁舟莫棹巴江月、聞說春波學字流、(一作老杜三州蘇八州、何人世上不多憂、夜船莫泛巴江月、聞說春波學字流、)歷十年各赦歸寺、器重會友詩曰、金蘭簿上舊交朋、浮蟻中間生愛憎、今夜風簾官燭下、十年心事釋如氷、龍派住建仁寺靈泉院、號江西、號木蛇、又號續翠、又號豩庵、(蘇與豩同、)派以詩鳴世、有續翠集、木蛇集、(其全篇不傳、)僧靈彥曰、蕉雪(惟肖)既亡、謂吾徒無詩、然有續翠不減於蕉雪云々、派作東坡詩抄、號天馬玉沫、又曾纂抄唐宋金元絕句千餘首、號新選集、以便於初學者、行于世、當時以得巖(號惟肖、)文、龍派詩、與玄(號大白、)駢儷、清播(號心田、)講說、稱叢林四絕、玄播共住建仁寺、播亦工詩、其集曰聽雨、聚其駢儷曰蕉尾帚、玄曾呈其所作之疏於絕海、海跋曰、六博之得梟、百發而中鵠、尤爲警絕、龍惺號蟬闇、又號瑞岩、能詩嗜文、有蟬闇集、又有疏稿、僧靈彥曰、蟬闇詩不減於續翠云々、龍琢號九淵、又號葵齋、以詩顯名、有遺稿、器重號九鼎、是亦能詩、龍攀號慕哲、龍派弟、位止藏主、是亦有詩名、博看唐宋金元詩集、除龍派新選所載而又聚千餘首、號新編集、(或曰、新編集者成於蟬闇慕哲二人也、)自是禪徒學詩者、皆讀新選新編二集、後來建仁龍澤就二集抄出、爲小冊、所謂錦繡段是也、壽桂除錦繡段所載、而自選編二集纂抄者、號續錦繡段、(澤號默雲、又號天隱、桂號月舟、又號幻雲、)

〔村菴小稿〕蟬闇外藁序

詩者非吾緇家者徒學而所爲焉、譬如時鳥鳴於春、候虫吟於秋、謂之出於自然者也、出於自然者必妙、故吾徒之言詩者必工、繇是唐宋以降、吾徒之詩盛行、然近來吾徒之詩無聞者何也、蓋吾有詩無詩、固係乎人也、自予先而所不得見之人、置而不論、予嘗及見前輩、以詩鳴于四海者、龍阜有蕉雪〇得巖焉、蕉雪在則吾謂吾徒之有詩矣、蕉雪無則吾謂吾徒之無詩矣、然時玉府有積翠〇龍派焉、又有能詩之聲、不減於蕉雪在之日也、吾謂吾徒之有詩矣、后數年而積翠又歿、則吾謂吾徒之無詩矣、然時有蟬闇〇龍惺焉、詩名籍甚、又不減於有積翠之時也、吾謂吾徒之有詩矣今而蟬闇亦不在、則吾謂吾徒之眞無詩矣、又時無有相繼而不減於蟬闇之在者、予所以喟焉深嘆也、然於是時、正宗統公偶携蟬闇詩藁來、示予曰、吾翁平生禪餘所作、往々爲人被鈔去、今摭拾成編者、僅十二而已、予從翁而遊舊矣、請序其端、予獲其藁、熟讀玩味、且併無詩之嘆者居多、因謂曰、蕉雪之詩、俊邁奇逸、如駿馬之驟于平川也、積翠之詩、優贍雅健、如彩鳳之舞于霄也、獨蟬闇之詩、簡而不淺易、新而不恠僻、能踐積翠兄之規摹、兼挹蕉雪翁之芳潤、而其渾成氣象、如灌鬯之瓚疏越之琴、可以用於清廟之上、宜乎相繼於二老之后、以吾詩之有無而係乎一人之存亡也、其孰曰不然矣、四六數十篇、附于詩藁末、予以爲其四六之工、亦猶其詩之工也、所謂出於自然者是同焉耳、予鰥生雖不文、姑塞正宗之請、敢僭序之、

〔村菴藁上序〕日本居大瀛之東、而朝暾晨霞之所輝煥、晴瀾嫚漲之所蕩潏、鍾其空霏噴薄之氣、英材偉器、宜當輩出、然而曠數百年之間、寥々無聞何也、抑氣運有升降、人物有盛衰、而天地之精、倘閟焉耶、辛丑〇應永二十八年冬、余屏居江郡、一日龍門少雋希世彥公、自都下緘示一巨編、且告曰、律詩凡百首、皆近藁也、適多暇諸潤色之、於序余也、何以應命、希世聰寤爽朗穎出不群、丱歲已有能詩聲、太上皇〇後小松愛公警敏、便殿賜座、相國公〇足利義持慶延之東閣、寵賚隆至、以至於四方士夫、相與莫不願覩其俊姿而聞其雅詠、振動其聲耀、若是盛矣、顧余疏賤、方懼之不暇、何以應命乎、雖然公之所索不可默止、乃留之數日、玩其詞旨、藻繪融液、一究於鍛鍊之工、而春容激昂、則幾於古作者之風矣、何其姿貌婉妙、而才氣老蒼如

此哉、固非天地之精鍾靈產秀、安能其所爲臻玆、然余於希世猶有欲言者、古之人寓道於技、盖輪扁庖丁是已、所謂生靈本有之妙、佛祖單傳之秘、發是於日用事業間、因而詩外無禪、禪外無詩、惟神而明之、存乎其人、希世勗焉、異時飛騰天朝、未艾也、余固未暇希世賀、且將法社中與賀也、亦不盆盛哉、右批者若干字、姑以塞命云、

是歲至日前一日　　　　龍派書于江村客舍

〔翰林葫蘆集 三〕旭岑詩幷四六序

歷觀吾朝士大夫、以一藝而傳於家者、班々在焉、有以和歌爲業者、有以善和字爲業者、不唯文事、而復射弓騎馬皆然、父以是傳之子、子以是傳之孫、世々不絕矣、吾所謂文章翰墨云者決無之、獨吾徒効文字語言於中華之體、習禪之餘著文賦詩、山林之樂也、然而辭有和習、字亦入和樣、令中華之人觀之、則皆云、其間文字也、蕉堅大士、壯歲南遊、入全室室、其詩也、文也、筆蹟也、與彼山川風物爭其壯麗、明人跋其藁曰、雖吾中州之士老於文學者、不是過、且無日東語言氣習、而深得全室之所傳也、評其書則曰、得楷法於淸遠、可謂集而大成矣、既而歸朝、吾徒之從事於此者、競游其門、刪詩定四六之體、變書法之卑弱、各得其所、至今叢林無不被其澤者、可尙矣、〇下略

〔隣交徵書初篇明 二〕日東雲谷長老、冲淡人也、能詩。。。象畫、而性無所嗜、成化丁亥、陪貢至鄞、予獲與之交、情傾意恰、歡若平生、居無何、言旋言歸、懷不能舍、遂賦拙作五十八字、以道別意、伏希映覽、

徐璉希賢

家住蓬萊弱水灣、手姿瀟洒出塵寰、久聞詩賦超方外、膽有丹青落世間、鷲嶺千層飛錫去、鯨波萬里踏杯還、懸知別後相思處、月在中天雲在山、成化五年歲次己丑仲夏下澣、四明徐璉希賢書、等揚、字雪舟、號備溪、又號米元山主、春林法嗣、居周防雲谷寺、寛正中遊明、眞書尾張柘植氏藏

〔先哲叢談 一〕藤原肅、字斂夫、號惺窩、北肉山人、柴立子、廣胖窩、皆其別號、播磨人、

今時作詩者、或奉宋詩、目白石南郭輩所作爲摸擬剽竊、於是唐詩品彙、唐詩選、明七子集漸廢、瀛奎律髓、聯珠詩格等盛行矣、而惺窩敎人、已取此書爲式、春齋西風涙露編曰、惺窩有言曰、欲學古詩、則可見選詩風雅翼、欲學律詩、則可見瀛奎律髓、欲學絶句、則可見聯珠詩格、

〔先哲叢談 二〕石川凹、初名重之、字丈山、小字嘉右衞門、號六六山人、四明山人、凹凸窠、大拙、烏鱗、山木、山材、藪里、東溪、三足、皆其別號、三河人、

丈山與羅山友義殊深、羅山集中載其往復書三十八篇、契分可見焉、而意見不同、有終不相容者、其三十六詩僊、是倣本邦三十六歌僊也、以蘇武對陶潛、猶柿本人麻呂配紀貫之、左右各十八人、皆有配對、初其定之、取舍可議者、悉問諸羅山、蘇武、陶潛、謝靈運、鮑照、韓愈、柳宗元、劉禹錫、白居易、李賀、盧仝、林逋、邵雍、梅堯臣、蘇舜欽七對、羅山所改定也、羅山又欲以曾鞏對歐陽修、以王安石對蘇軾、而丈山惡安石爲人、不肯取之、則貽書往來、論辨不置、丈山卒不從焉、○中略漁村夕照句、欲將簑衣曝返照、釣竿還是魯陽戈、惺窩見而奇之曰、斯人異時當爲詩宗、富士山云、仙客來遊雲外巓、神龍栖老洞中淵、雪如紈素煙如柄、白扇倒懸東海天、此詩尤膾炙人口、

〔詩仙堂志 序〕詩仙堂記

詩仙堂爲何而作也、石川丈人爲避世以遊而作也、丈人者、參州泉莊產、而累世士林也、嘗仕大神君、眷遇不輕、余之舊遊也、毎暇日讀書賦詩、自勵氣義、乙卯之役、干令先登於難波城、摽門剌擊斬獲以顯其名、及大神君振旅之日、而後丈人不出、而善仕老母以養之、遊事藝陽者有年矣、至於杯圈口澤之氣存焉、抛毛義之檄、乃來洛陽、相攸於台麓一乘寺邊、伐惡木、剃奧艸、決踈沮洳、搜剔山脚、新肯堂、揭中華詩人三十六輩之小影于壁上、寫其詩各一首於側、號曰詩仙堂、余在東武、與丈人詩箚手書、千里面譚、其論詩仙數矣、癸未之冬、余因官命入洛、會其來問、其喜殊甚、一日幸應烟景之招焉、春齋同往、丈人屣履迎之、卽入衡茅、到其堂、直升其樓、滿一路之空翠、洗九陌之市紅、快哉、○中略堂後有室、其間架則藏書之

房也、一小閣、曠曠其冥、則所寢息也、室背有廚竈、筥錡、釜竈突、幷砌、箕帚、淨掃、廚外有一宇、銀鹿樵童居焉、喚則應焉、指而使之、吾儕崇朝晤語、具雞黍、設茶菓、不覺日之暮也、〇中略其衣服形貌、或考諸時世、或彷彿設色、斯擧未曾有之、自此作古、可謂奇觀也、固是後世之流芳也、〇中略

羅山夕顏巷叟

寬永二十年癸未之冬

〔羅山文集卷七〕示石川丈山

依所請三十六人詩題幷其首句、擧書以呈似焉、但除周伯弜之所纂者、是兒童走卒亦所以常誦故也、奈何哉、今聞、就中見王荆公、則羞惡之心忽發、欲以昌齡光義換荆公南豐云々、蓋其好惡之不僻也、可以嘉焉、然荆公初遇于君、自謂設使德不及伊周、而才須優房杜、庶幾致君於三代之盛也、民皆望之、其言語文章、與諸大夫相上下、其政事議論、與神宗心同膽合、雖然彼專好功利、起兵革、退君子用小人、其弊流荼毒於後世、民皆失望而後壞亂極矣、足下之所惡不亦然乎、雖然孟子取陽貨之語、爲求仁者之不欲富也、夫靈運之叛也、許身于魯連子房、其義何在哉、王維之陷於賊中、雖生何面目見張巡杲卿乎、宗元禹錫之諂於叔文、可謂病於夏畦、其敗貶固其所也、故古人有其文字之外不足觀之之論、今已取其詩則亦取荆公詩又宜乎、且夫明道先生有言、新法之行也、我輩激成之、又謂、不有益於介甫有益於我、東坡與荆公爭新法、東坡者山谷之師友也、然以荆公不爲皆非、以東坡不爲皆是、況曰、荆公六藝學妙處端不朽乎、陸象山分荆公罪於諸公、羅大經惜荆公不浴于光風霽月之裏、而至論士不忘山林、乃幷按霜松雪竹之句、荆公果可惡乎、其詩果可好乎、前書所云、不以人廢言也、然則荆公之文章、非王儲之所跂及也、足下以爲奈何、若夫趙宋之文明也、歐陽南豐東坡之文章、雖前世不如其盛也、荆公稱之曰、曾予文章世無有、水之江漢星之斗、亦是前書既告之、后山曰、向來一瓣香敬爲曾南豐、其言語敦厚質直之風一洗唐季五代之弊、不亦可乎、其詩亦然、足下亦見夫元豐類藁乎、是余所以取王曾爲詩仙之配儷也、朱文公撰楚辭後語、乃取王維荆公之詞、又評詩羽翼、則不捨禹錫宗元、洪範曰、無有作好、無

有作惡、庶乎其正也、不知足下平穩否、又聞今標題可不拘古律五七言云々、由是或取其景、或取其情、或取其感、或取其義、或取其警策、或取其異曲同工、或取其安排布置、其餘味者得之於言外而可也、奚固哉、嗚呼千古多人、幾秀俊抽嵩峯於萬山、一生多詩如美色、還楊妃於六宮、雖然九老之外有如滿、有李元爽、二十六功臣不聞有紀信之名、雲臺丹青、不肯畫馬伏波、然則見之者勿議其後也、

寛永十九年壬午九月十六日

又（寛永十九年作）

去月二十五日之雲箋、與長安之紅葉齊飛入武野草莽之弊塾、頗添小堂之色、目下之懽何以加焉、顧詩仙者蓋效本朝歌仙之名不爲之乎、彼唯取歌而不取人乎、先書所云、詩仙或取詩不取人、或并取人與詩、其論辯取捨可以觀焉、今專論人與詩而并稱、則不啻詩仙、抑又有人仙在乎、至論荊公之罪、余與足下無以異也、余姑論其詩不論其罪也、古今評歷代之詩、如胡元任魏醇甫蔡正孫之輩、皆標荊公爲一大家、就中葉石林謂、荊公詩律尤精嚴、造語用字間不容髮、然意與言會、言隨意遣、渾然天成、殆不見牽牽排比處、庚溪謂、彼辭相位遊鍾山、不以勢利爲務、張表臣謂、彼詩命意與老杜何異、此等之品題、足下平素所知乎、故不多贅之、若其畫眞則常常不欲見之、亦是足下羞惡之所趣可以觀焉、其所蘊不亦可乎、擴充之則義不可勝用也、願與足下慫慂之、○中略 詹尹曰、尺有所短、寸有所長、用君之心、行君之意、如此則詩話固非所知也、湘左秦中水遠山長、何日晤語臨紙惘然、

法印、

〔先哲叢談 一〕林忠、一名信勝、字子信、號羅山、稱又三郎、私諡文敏、平安人、仕大府、薙髮稱道春、爲民部卿法印、

羅山爲詩文、揮翰如飛、頃刻成千言、明曆乙未、朝鮮信使愈秋潭、發歸前一夕、寄扶桑壯遊百五十韻以求賡詩、時内子荒川氏罹重疾、羅山護視在側、而夜間口和、乃使男春德錄之、至曉稿成、不加一點、卽遣人齎追及小田原驛致之、秋潭大驚、

〔羅山文集附録年譜二〕寛永十六年己卯

常謂人曰、○中略詩者以少陵爲宗、然吾豈敢哉、唯隨其所當聊遣興而已、

〔葛原詩話後篇一〕少陵

杜甫ヲ少陵ト稱スルコトハ、杜少陵野老呑聲哭スノ句アリ、又杜陵有布衣、老大意轉拙ノ句アリ、

〔鵞峯文集七十八哀悼〕西風涙露中

近世初學習作詩者、先款三體絶句、其中卷七言律、下卷五言律者、雖習之記臆者少、靖少年三卷俱諳誦之、既而厭其淺近而不顧之、而博覽唐宋百家、且世人多以韻府爲詩料、靖博見諸書、故弱冠以後、手不執韻府、其記臆多於韻府所載也、野壹曰、如讀耕子、則活韻府也、曾聞惺窩先生、博識高明、嫌世俗淺近之書、若來問者所問在韻府者、乃叱之不應之、大明楊愼以爲、如韻府可以催嘔吐、彼能知奇求新、故云爾、如惺窩則必不然、激勵學者也、靖亦慕惺窩之意乎、惺窩有言曰、欲學古詩、則可見選詩風雅翼、欲學律詩、則可見瀛奎律髓、欲學絶句、則可見聯珠詩格也、然詩格者字格也、詩格與字格可有辨也、靖常慕之、唯先考乃不必云爾、作詩者應其分可用之、若厭淺近求新奇、則初學者不能作詩、故其所作據三體絶句者、往往有焉、然以其取字有奪胎換骨之妙、故非尋常之所及也、汝專學靖法、唯頃年所作聊慕先考風、是以其語句平易恰好、石丈山當時以詩鳴者也、自謂、學得唐詩體、常以我家詩法不必學唐詩爲遺恨、然我家詩法、先考別立一家之法、本于唐詩、參於宋而元明及叢林之體、亦不必捨焉、余唯學先考、不知他法、靖聊著眼、汝能擇焉、然要之、猶氷與水、本是同流、其源一而末稍分而已、汝常讀詩人玉屑、詩林廣記、且一校漁隱叢話、擇其繁簡、故能評他人詩、故褒貶會決于汝言者、衆之所知也、

〔閑散餘錄上〕笠原玄蕃トイヘル儒士アリキ、京都ノ西岡カタギ原ノ郷士ニテ、其先ハ浪人ナリ、詩ヲ能シ、又書ヲ能セリ、ソノ頃マデハ、吾國ノ詩家、皆三體詩、千家詩、錦繡段ヲ金科玉條トシテ學ビ

タルヲ、玄蕃ニ至テ、初テコレラノ書ヲシリゾケテ、杜律、唐詩訓解ヲ專ラ倡ヘリ、モト小笠原氏ノ人ニテ、人品モ方正ナリシトナリ、桐葉篇トイヘル詩集アリ、コノ人ノ集ナリ、ソノ內ニ、妻ヲ亡ヒシ時ノ作ニ、失鶴ノ詩アリ、集中ノ絕唱ナリ、玄蕃ガ失鶴ノ作トテ人口ニ膾炙セリ、今ソノ詩ヲ見ルニ、七八ノ句、少シ口惜クミユ、又伏見ノ人ニ、鳥山佐大夫ナルモノアリ、玄蕃ヨリ少シ先輩ナリ、芝軒吟稿ヲ著ス、徂來ノ評ニモ、晚唐ノ宗匠ナリトイヘリ、入江若水ナド、ソノ門人ナリ、イヅレモ白石徂來トハ別出ノ作家ニテ、京師ニテ詩道ノヒラケカヽリシハ、此人々ナリ、

〔先哲叢談續編一〕戴曼公、名笠、字曼公號荷鋤人、明杭州人、曼公、天資穎悟、過目成誦、幼肄擧子之業、早登黌舍、而不喜時習八股之文、歲廿五、罹府城火災、又遭魏豎亂於朝政、竟棄呫嗶、放游西湖、欣領山水、比歲三十、未專志韻語、一日諸友使逼作詩、卽應聲云、我來溪頭坐、溪月我留宿、晴景十分淸、江山競俊秀、衆皆驚畏之、自是以後寄情聲律、長篇巨作、下筆立成、藻思涌出、淸新自然、洗脫糟粕、不襲陳語、竟以歌詩名於時、

〔先哲叢談三〕木下貞幹

物徂徠曰、錦里先生者出、而榑桑之詩皆唐矣、服南郭曰、錦里先生實爲文運之嚆矢、雖其詩不甚工、首唱唐、

〔先哲叢談五〕源君美字在中、新井氏、小字勘解由、初名璵、號白石、又號錦屛山人、江戶人、仕大府、敍從五位下、任筑後守、

白石詩才亦爲天縱、其精工當世無敵、雖一時出遊戲、有足以見其敏警者、嘗過其許、主人書容奇二字索詩、輙援筆立就、曾下瓊鉾初試雪、紛紛五節舞容閑、一痕明月茅渟里、幾片落花滋賀山、提劍膳臣尋虎跡、捲簾淸氏對龍顏、盆梅剪盡能留客、濟得隆冬無限艱蓋容奇雪字國譯也、故此作皆采故事於此邦、

〔白石詩草〕白石詩集序

日本跨東海、而國被日月光華、於萬國最先焉、且山川融結之勝甲天下、其氣之扶輿淸淑者不應鍾出瓌珍異樹奇卉而止、必於人焉發之、而賁飾人文也決矣、嚮余之航于海也、願一覩其人之斯快矣、至馬州、與芳洲霞沼兩人遊、皆彬々有文學之奇士也、余遂多光曰、馬州卽東武之西徼一彈丸地而已、能有如是之人之才、余其不負始望也、夫自馬州抵東武、殆三千有餘里、則未知有幾洲沼能大吾心眼也哉、況東武之文敎之源而群才之府者哉、已而芳洲君以東武聞人白石公詩稿投于余、仍索卷弁之文曰、是卽與余同摳衣於木先生者、源甫所著也、此詩其得唐人血脉否乎、噫芳洲亦早悟上乘者也、於余乎豈有所借賓而斷其雌黃、余亦何能以一言輕重白石公哉、蓋其詩格淸而響亮、語新而趣遠、往々有與唐人酷肖者、余不知白石公果何如人、能紹絕響於累萬里之外數千載之後、直欲拉唐之高手而翺翔於翰墨之林哉、信乎木公之門、其波斯之寶肆乎、世之論人以內外、評詩以古今者、皆落於一邊、非達論也、○中略曩日至東武、與白石公一確之、其與公高明之見不相逕庭否歟、

辛卯菊秋朝鮮國製述官安　岳後人李礥重叔東郭書于大坂館中

〔閑散餘錄上〕白石ノ詩ハ、白石詩草、白石餘稿二ツノ集アリ、詩草ニハ、朝鮮ノ三使學士、及ビ長崎ノ書家高玄岱ガ序跋アリ、餘稿ニハ、今ノ淸朝ノ翰林學士ノ序、及ビ室新助、高玄岱ガ序跋アリ、ソノ詩高華雄渾ニシテ、片言隻語モ、寒乞相ニ涉ルコトナシ、大凡古今ノ詩人ヲ歷選スルニ、窮愁孤獨ノ境ヲ離レテ、富貴ノ相ヲ得タルハ、此人ニ如ハナシ、徂徠ト同時ニシテ、少シ先進ナリ、故ニ詩ハ此人ヨリ開タリト云ンモ誣ルニ非ズ、モトヨリ仕途ニ就テ、經世ヲ務トシタル人ユヘ、一生敎授ニ預ラズ、故ニソノ名ヲ知ザルモノ多シ、且詩ハ此人ノ餘業ニテ、其才第一經濟ニ長ジタリ、

〔續近世叢語二〕中井竹山曰、我邦先輩作詩、留心宮商者、唯新井白石、僧萬菴、

釋萬菴名原資、一號芙蓉、幼聰敏、詩才獨步、人目曰小文殊、

〔先哲叢談 六〕祇園瑜又名正卿、字伯玉、一字斌、小字與一郎、號南海、又號鐵冠道人、又號觀雷亭、紀伊人、仕本藩、

南海受業於木順菴、自幼才調無雙、尤善詩、年甫十四、與白石、南山、霞沼、篁洲集芳洲寓居、卽席賦邊馬有歸思云、遠逐將軍度雪山、九秋大漠劒華間、胡塵四起風悲塞、羌笛一聲月照關、却恨曾逢伯樂顧、長傷未得施頭間、沙場幾歲摧毛骨、何日華山休戰還、在座者皆咋舌、白石曰、此詩雄渾悲壯、足以卜後來可任斯文也、又十五、鳶飛魚躍活潑潑地、對以光風霽月常惺惺法、芳洲稱爲的對、

〔補遺鳩巢文集 六〕跋祇園白玉詩卷後

余始得此卷於友人仲通父、輙取而讀之、文彩粲爛、使人精爽飛越、既諷詠久之、覺情致鬯茂、詞氣遒逸、金石並奏、宮商同調、余於是竦然改容、謂仲通曰、此陳子昂、杜審言之倫也、而其豪放超邁則過之、豈李謫仙之逸篇耶、自天曆以下則不能矣、仲通曰、此吾友祇園氏白玉之詩也、余曰、嗚呼今世而有此作耶、世常說、古今人不相及、今使此卷與子昂審言大白之詩並集、雖善觀者亦不能辨其孰爲唐人、而孰爲白玉也、〇中略 寶永丙戌五月日、鳩巢書、

〔先哲叢談續編 二〕柳川震澤、名順剛、字用中、號震澤、又號瞖溪釣叟、通稱平助、近江人、

寶永正德之間、物徂徠以詩博之識、傑出之才、左袒嘉隆李王之緖論、專唱其敎、於是李王詩風大行于世、其實創起於震澤之早年好讀其集、先是那波活所備忘錄、永田善齋膾餘雜錄、平巖仙桂忘筌窩筆記等、皆雖論說及七子詩、唱之而未有和者、至徂徠起其機已熟、推奉極至世人惟知徂徠影響之、未嘗知開端於震澤、其他若新井白石、祇南海等、雖曰宗唐、均是要之氣格雄壯、聲律高華、皆嘉隆七子之遺音矣耳、寛文初、震澤校定陳繼儒嘉隆七才子詩集注解、使書鋪刊之、又延寶中、校刻李卓吾正續明詩選、我土刻明詩者、以此二書爲始焉、

○按ズルニ、明七才子ノ詩ヲ集メタルモノニ、國朝七子詩集ト云フモノアリ、七才子ハ李攀龍、

王世貞、梁有譽、謝榛、徐中行、吳國倫、宗臣ナリ、

〔文會雜記一上〕徂徠○中略詩ハ海內ニ又比類アルベカラズ、子式ガ詩ノ絕技ナルモ、日本ノ獨歩ト稱スレドモ、又南郭ニハ及ガタキコト也、

〔先哲叢談六〕物茂卿

初服朱子說、及中年著蘐苑隨筆、尙護宋儒、後挺然立一家見、痛駁性理、倂攻仁齋、又倣明李于鱗修古文辭、先儒所作一切排之、爲不免侏偶鴃舌、其豪邁卓識、雄文宏詞、籠蓋一世、如梁田蛻巖心亦服徂徠之學博、嘗稱山脇東洋言曰、凡海內司命、知信古與不、皆靡然莫不注目、蓋亦方伎中之蘐老哉、

〔熊耳先生文集序正編一〕而於其詩也、亦接武於漢魏、嗣響於唐明、宛乎中土之音也、而先生專銳思文辭、其土苴以發聲詩、故人亦眩文名之盛、乃輕視其詩而土苴之然或至其所極意、則沈浸醲郁、含英咀華、句徵積學之力、斯焉取斯世之好、言詩者固所懼然而辟易也矣、是以蘐社高弟、如南郭服子輩、往往與先生相周旋、皆莫不稱隱若一敵國者也、而先生爲人謙冲、不敢以其所長驕人、自視若未嘗有得焉者、亦始出其天性、非假矯飾者、故人逾鑽仰、久而敬之、君子人也、今讀斯集、卽其恭儉莊敬之則、溫柔敦厚之旨、煥乎盈簡、足以想見其爲人也、○中略

天明辛丑則陽之吉　門人南豐滕聚撰

〔先哲叢談六〕服元喬、字子遷、小字小右衞門、號南郭、又號芙蕖館、姓服部、修爲服氏、平安人、

字士新評南郭送守秀緯序曰、子遷學濟南、自謂得之、此篇卽其擬者、然濟南潔而深、子遷蕪而淺、門墻猶遠、何論堂室、蓋天才秀異、不苦結撰、故乏學少思、疎於事而昧於字、其於李文未能盡解、是以未得其法、至如自運亦多倭陋、雖然子遷猶可論、餘未可論也、吾祖曰、南郭天才流麗、其詩合作者、眞足配古人、然其聲律動失法度、是學力不足處、至文則大較婉佻、浮而乏於實、雜而淺於法、雖譽高一世、而實殊不稱、物茂卿嘗序其初稿云、他日使子遷木鐸一方、詩之敎庶幾被之一世哉、文亦然、然其慧而才敏也、故

其巧與俊終或不能全闕之、時出之、子遷乃無所不有已、可見雖茂卿之私其徒哉、以其不可爲之諱掩也、

〔先哲叢談 三〕山崎嘉、字敬義、小字嘉右衛門、號闇齋、又號垂加、平安人、

闇齋爲詩、直寫其意、不屑磨假華飾、然秋鶯云、居諸代謝四時中、花散葉濃復見紅、忽有金衣公子囀、秋風影裏聽春風、頗爲合調、又登愛宕山云、空手徒行登宕阜、同遊相語路先後、頑夫自古禱災祥、愚將到今濟勝負、願毀宮房黥地藏、且驅杉檜剿天狗、山神使者飛鳶賚、妙用顯然君見否、此可謂氣象豪宕快人意者、太宰春臺湘中紀行云、去金澤可十里所、山足有雕巖爲地藏菩薩像者、記武相州界也、呼曰界地藏、像缺鼻、故亦曰剿地藏、蓋時有山闇齋先生者、嘗作愛宕詩、中有剿天狗黥地藏之語、則剿此像者、其亦山氏之徒耶、又字都山詠十圍子云、大極十圍圈、都來是一貫、今此粉圍子、誰成茂叔看、又一二三四五、六七八九十、貫得天地數、無過無不及、此奇趣造語、不容佗人到、又一時傳誦者、士山八面擬八陣云、富士甲扶桑、山頭面八方、天地一望裏、風雲屯巖傍、變態成龍虎、蛇蟠鳥翺翔、誰哉繼風后、制陣奉君王、

〔先哲叢談 六〕梁田邦美、本名邦彥、字景鸞、小字才右衛門、號蛻巖、武藏人、仕赤石侯、

蛻巖以詩豪厭一時、而意見屢改、格調數變、皆足以驚人、自言、初學宋、歐蘇而旁放翁簡齋、中年學唐、祖禰李杜、緣飾以錢劉諸家、又退學明、甘爲王李銀鹿、亡幾爲袁中郎、爲徐文長、而遂以初盛唐爲表準、弇州濟南爲門戶、復鳴歸德書云、一旦大夢覺、宿酲解、乃斷然以開天爲關、七子爲引、陽春白雪每奏彌高、斗文紫氣每望彌昌、季子裘敝猶可改、呂虔刀鈍尙可磨、寧爲王李取寵不敢辭、遂使雨血之鷙爪化爲食椹之柔吻也、

〔先哲叢談 續編 三〕原雲溪、名龍鱗、字魯子、號雲溪、通稱玄蕃、平安人、

世稱詩人者、輦轂之地、以芝軒雲溪爲之首唱、至江邨北海、龍草廬輩、雖極其拙劣、聲價與經義文學之

士雁行者何也、一首沈吟之詩、不勞而自入於世人之耳、半行間揮之毫、無煩而能娛乎俗士之眼、潤筆易收、謝賓速至、是以稱詩人者極多、其徒不能博通經史、僅誦法李杜蘇陸、寡陋自甘、傲然不知所耻、此弊至於近時、不論輦轂之地、暨大坂江戶諸方皆然、雲溪有才氣、惜哉爲時習所錮、遂以詩人被知於世、物徂徠、嘗評雲溪、以爲石川丈山流亞、詩風與五山叢林之徒相伯仲耳、雖其體格聲律不足以論、亦近時之人所不及也、

〔先哲叢談續編十二〕源琴臺、名世元、字長卿、號琴臺、又號彩瀾、後號仁里、通稱源三郎、佐佐木氏、近江人、

近時傳其學者頗多矣、北條蠖堂、（名伸、字士伸、相模人、教授生徒、）木村鶴皐、（名衆、字子容、江都人、善書、忍侯儒官、）海野蠖齋、（名瑍、字君玉、庭瀨侯儒官、最後至執政、）遠藤葵岡、（名信成、字士允、小倉侯儒官、）僧白石、（名鐵、字玄暉、近江人、居于東台、）等是也、經義遺訓存於北條、木村、遠藤三家、詩燈獨傳蠖齋白石之二人、二人遵奉師教、排駁蘐園之詩學、繼之則山本北山、市河西野相起、於唐則杜韓元白、於宋則蘇陸范楊、以爲言志之規法、由是天下之詩相一變、而爲清新流麗之風、其首唱之功、不得不讓之於琴臺矣、

〔近世先哲叢談正編上〕古賀樸、字淳風、號精里、佐賀藩人、

精里詩祖風骨於漢、守矩矱於唐、晚則縱橫變化、出入趙宋、嘗自曰、盛唐之堂堂正正、吾頗厭之、聊游戲爲此耳、至其鍛鍊而就者、則風格高峻、不落中唐以下、或遂議其專師宋則誤矣、

〔先哲叢談二〕陳元贇、字義都、號旣白山人、明國虎林人、避亂歸化、客于尾藩、

元贇不詳其履歷、蓋生于明萬曆十五年、崇禎進士弗第云、及其國亂、逃來此邦、遂應徵至尾張、乃後時時入京、又來江戶、與諸名人爲文字交、初萬治二年、於名古屋城中、與僧元政始相識、契分尤厚、其平生所唱酬者、彙爲元元唱和集、行于世、元政詩文慕袁中郎、此邦奉中郎、蓋以元政爲首、而元政本因元贇知有中郎也、

〔艸山集序〕元元唱和塵外塤篪集艸山元政上人詩敘

余自寛文壬寅仲春末旬入洛、與艸山元政上人登山臨水、嘯月哦風、良晨美景、靜室幽軒、吾兩人未曾不聚、聚未嘗不吟、吟未嘗不和、唱和至九月末旬、長短各得百餘篇、蓋不啻伯仲之塤箎焉、雖公之梵天靈鐸、空際雲鐵、似非濁界之漁歌、牧笛可得齊聲、而幾啢也、然其爲、發舒性靈、暢適雅興、則一而已矣、竊嘗玩釋政公之詩、其致幽奇清逸爽朗透脫、入方之內、游方之外、自成一家、蓋人如其詩、詩如其人、求之日幾歷釋、不可多得、噫此事第日幾乎哉、余嘗讀唐孟貞曜詩云、短松鶴不巢、高岩雲不棲、今君瀟湘去、意與雲鶴齊、身披薜荔衣、山陟莓苔梯、一卷氷雲文、避俗長自移、此得政公之幽奇者也、又讀賈浪仙詩云、閑居少鄰並、一徑入荒園、鳥宿池邊柳、僧敲月下門、過橋分野色、移石動雲根、暫去還來此、幽期不負言、此得政公清逸者也、及讀政公竹葉庵十絶、則又爽朗透脫、閑適過之、要之、總爲高緇雅衲之妙致也、乃予思之、詩之爲字言寺也、僧之爲詩寺言也、政公在寺言寺、則固釋家之風雅、詩家之正宗也、玆特彙成一帙、授之剞劂氏、而壽諸梓、以見吾兩人之爲塵外塤箎云、

時寛文壬寅季秋下浣日　　大明虎林既白山人陳元贇義都甫題於菊秀軒

〔先哲叢談 續編 三〕鳥山芝軒、名輔寛、字碩夫、號芝軒、又號鳴春、通稱五郎大夫、伏見人、芝軒於我土詩人愛慕元政、常誦草山集不措、嘗曰、丈山以詩歌著聞一世、未能免我土風習、至於元公無復異華人聲調矣

〔六如菴詩鈔 一〕六如上人詩集叙

自享保元文之際一二鉅匠之籍行、而東都爲詩者、覩其易摸倣、以爲藏拙之技莫之如也、繇是萬人一口萬篇一律、莊周所謂終日言之未曾言者歟、苟如斯乎、與鷇音蛙鳴奚別焉、誦古詩而可、奚自作之爲、余雖知其非、小少所習、未得全恢復之、徒愧才力寡弱耳、久之得讀上人詩、爲之瞠若、以謂、始可與言詩已矣、相得而驩焉者有年矣、余竊論上人體裁、根柢老杜、輔以香山渭南蘇黃范楊、下自青丘、天池、唐解元、袁石公、至于錢牧齋、程松圓、苟名其家者、無不摘取其長、上人亦自謂、初從劉文翼游、且讀南郭萬菴

等詩、頗爲世俗所爲、數年之後、始省悟、乃更體格也、以余所聞、上人自幼穎敏、夙齡入比叡得度、義學之暇、旁嗜詩賦、比學成、住北溪一刹、亡幾因事而去、隱于京之葛原、准三后一品法王、素尙文崇雅、方大駕再東、強起之以備顧問、上人猶以隱居之服從之、有隨駕隱士之稱、及法王營淺草之宮、老焉賜以惠恩之號、而授扈從之職、恩遇隆重、不得已而拜之、托乘授簡、殆絳鉢鄒枚哉、於是門客源長卿、輯其詩爲帙、源文龍校訂命梓、〇中略

天明二年壬寅南至日　東都松延年序

〔六如菴詩鈔序〕六如菴詩抄剞成、徵序於余、尊者斯舉、與於東都成於京師、以故東都諸能言序、既已冠玉于卷首、〇中略有小生在側、謂余曰、先生當時好商榷藝文、今作尊者集序、言不及尊者詩品何也、余笑曰、然有斯言、釋門之詩在元和已後、獨海雲禪師漁家傲、矯矯乎絕塵而上、無與之抗者、今而有此詩抄、可謂頡頏不相下也、但漁家傲、稍過枯淡、又間失諸尖詭、尊者詩無其弊、而雜以華腴之言、以余見之、則謂之釋門無二、恐非誇言也、〇中略

天明癸卯秋八月　北海江邨綬撰

〔葛原詩話後篇序〕六如山人、晚居桃花坊、謝客養痾、所往來者、獨備後菅信卿、及余二人焉耳、相知最晚、而交最親也、二人往則忻然下榻、揮塵玄譚、竟日云、上人、學德淵博、其詩最稱釋門亡雙焉、蓋上人平素與同志吟哦也、遂至香爐灯炧之時、亦自擁鼻鼓郄、爲鳴々聲、每得一篇、廼睇余及信卿評焉、信卿嘗謂、襟韵沈鬱、英々乎霞舉、何其肖蘇眉山歟、氣岸瓌偉、琅々然玉振、何其類陸渭南歟、上人笑曰、否、二子之詩其源出於少陵、而拔其萃者也、跛鼈之行、不可以追逸驥、我何望哉、吾唱宋詩者、欲折明人之弊也、滄溟不取唐以下、弇州踵其說、遂無敢談宋詩者、况於南渡以後乎、吾邦享元之間、蘐園之徒輩出、李王之毒流于海內、今也點竄蘇李曹劉、剽盡王楊沈宋、卓犖乎衆楚之咻者、千百人中無一人也、輓近雖有梁景鸞祇伯玉稍覺其非、然不能脫其窠屈、上人始讀宋詩而知蘇陸之詩實爲少陵之階梯也、〇中略

文化紀元甲子春二月　　橘洲畑元禎撰

〔五山堂詩話〕一六如禪師、詩名籠罩一世、人以鉢盂中陸務觀稱之、余誦其詩、景仰非一日、或傳師爲人矜情作態、見便可惜、余不欲觀面、恐回暮悦之心也、庚申入京、皆川淇園先生勸余往見、時師避疾在一條里宅、因一造之、門下以病見辭、至今以不見爲幸矣、

〔續近世叢語〕五六如上人、名慈周、六如其字、號無著菴、又號白樓、近江人、少好讀書、從彥根野東皐學、兼嗜詩、修道之餘、孜孜不倦、後住京師惠恩院、與諸名流結詩社、恒惜木下物二社詩率多虛飾而乏實際、始改古轍、先是大坂葛子琴、亦力矯時風、詩人由是稍趨新奇巧緻、蓋洛坂詩風之變、未必非由二子先著鞭也、文化中寂、年六十餘、

〔寬齋先生遺稾序〕木蘐二社詩、煇映一時、然率多虛飾、而乏實際、子琴〇大坂人葛氏六如始能振之、而孤唱寡和、及寬齋先生〇河市出、其徒相踵而起、諸州翕然風靡、〇中略

文政辛巳夏五菅晉帥撰

〔當世名家評判記前編詩文家上〕希軸大極眞上々吉　岡本省翁名省、字子省、號花亭、

頭取東西〳〵、經學文章はさておき、詩にては江戸のうちにて、いかなる作家にても、異義のござらぬ大先生、近來別して高名でござります、

〔當世名家評判記前編詩文家上〕大極上々吉　菊地左大夫名桐孫、字無絃、號五山、

頭取詩佛と互角の詩でござれども、齡が少しだゆへ第二席へおきました、栗山翁の門人にて、江湖詩社へ入、江戸の詩風を一變しました、お手柄の事〳〵ワルロ文章は詩佛より出來れども、書をかくが拙なり、そして風流といふ事なく妙々奇談で評せられた通りだ、詩話の補遺と書畫會のざつとうで困るそうだ、

〔五山堂詩話〕一余詩見屢變、少時例趨時好、奉崇李王、小變爲謝茂秦、亦皆棄去、既學温李冬郎、年垂三

十、始寛韓蘇門戸、頗有所悟、一切謝纖弱者、後又獲誠齋集、深喜其超脱、然方皐相馬不必相似、今日所主在吸諸家之精英而出之、未知後來意見果能幾變也、董玄宰跋自書云、以不自立家、故數數遷業如此、得在此、失亦在此、與余詩正相同、

〔當世名家評判記 前編上 詩文家〕大極上々吉　大窪柳太郎 名行、字天民、號詩佛、

頭取 詩は江戸はさておき、三都にても肩をならぶものがござりません、○中略 ワルロ されども文章の出來ぬが疵だ、

〔東瀛詩記 一〕大窪行 字天民、常陸人、○中略

天民、以詩佛自號、而以詩聖名堂、蓋欲以一瓣香奉少陵也、然其詩初不甚學杜、詩境頗超逸、有行雲流水之致、東國自享保以後作詩者多、承明七子之餘習、以摹擬剽竊爲工、雖太田元貞輩、力排積習、而信從者猶少、天民起而痛掃之、風會爲之一變、宜其在當時之奉爲詩佛矣、

〔五山堂詩話 四〕因是自負讀唐詩當今一人、誦其近作云、寒食清明風雨頻、多情空爲惜青春、長堤十里新晴好、葉底殘花差見人、題云、新晴墨田堤看花花已摧殘、且曰、今人無此等題樣、余謂、此非夸語、舊稱張祜善題目佳境、此爲才子之最也、古人重題如此、近日粗才家輕易措題、亦異於因是、

〔山陽遺稿 文九〕如亭遺稿序

如亭山人死、美濃梁伯兎、輯其遺詩、以續前編、前編半係其在東時詩、而此則全然出關後作矣、以余與山人周旋京畿日久也、來質徵序焉、余諾而未果也、昨得江戸河孔陽書、寄乃翁集刻新成者、閲之多與山人唱和者、山人與河翁、及窪天民、池無絃、所謂同功一體人、山人死先河翁、而其集未出、豈以其客死無後耶、是吾輩罪也、乃取遺稿、挑燈讀之、山人聲容躍躍欲出、因憶、八年前、河翁歸自長碕、余邂逅之備後、翁問余如山人何在、余悉説其飄泊歷空狀、翁愴然有招之東歸之意、已而山人入江戸、復不安於東、歷越信而再入平安、卸擔東郊一廢寺、余得報、時大雪、與其畫友紀伯舉踢屐往訪、拆竹進路、纔而得入、

掬雪煮茶、歎如平生、山人行李蕭然曰、吾以窮臘經萬山中而來、嚢橐一空、將更適備中就所知、旣歸可以與諸君共遊已、其歲余亦西遊肥薩、經二年而歸、則山人死矣、伯舉說其臨終困憊尤甚、濡其筆研書帙、纔能葬之、嗚呼使山人少折節飾行、則安座軟輿、美衣食、好妻妾、其所嗜好無不可致、何必至覺爨霜雪賣字爲活、窮死客土哉、雖然是其所以爲山人也、夫河翁諸人、皆據上游、交通王侯、聲華意氣足傾一時、而山人以一落魄羈人、與之齊名、可以見其才氣矣、〇下略

〔五山堂詩話 一〕如亭晚晴堂集、詩極精細、美不勝收、僅錄其吉光片羽者、七古如蕎麥歌云、作城人世極樂國、口腹何求不可得、時新魚菜尙奢靡、燕席爭供如奉勅、昇平士女不知愁、食前方丈擬公侯、信山蕎麥無物敵、相魚駿茄遜百籌、〇下略

〔日本敎育史資料 十七 諸藩補遺〕茶山先生行狀　賴山陽

先生姓菅氏、名晉帥、字禮卿、通稱太中、號茶山、備後神邊人、〇中略 其著述文章、歸於適用、詩尤其所長、然不欲以名家、觸興吟哦、務叙實際、不事虛設假構、而不肯苟作、切琢數四、篇成又諮詢於人、不憚改竄、然後始傳於世、而淡雋穩秀、不有艱苦之態、以其緒餘作國詩、亦能超人意表、自享保正德諸大家輩出、大抵本嘉万七子、而摸擬唐賢、大而未化、葛蠡菴一變之、六如師二變之、而江湖社諸子、更相標榜、海內唱然、非復舊習、然論其剛柔互用、洪纖悉有而風格高逸、有一唱三嘆之意者、識者獨推先生焉、

〔近世先哲叢談 正編 上〕菅晉帥、字禮卿、號茶山、備後神邊人、

茶山素嗜詩、詩名最高、福山侯初不知之、後在東見大學頭林述齋、述齋話次論詩曰、方今海內詩無出菅茶山右者、侯問之始知其爲采邑人、於是命吏訪問、乃欲擢用之、茶山以疾辭、乃給俸五口、後准儒師員、時召對焉、

〔黃葉夕陽村舍詩 一〕刻黃葉夕陽邨舍詩序

京師書肆介備中源子和、乞刻茶山先生詩、浪華書肆亦就余乞之、二書肆之乞不期而同、先生名詩久

矣、其集之出、余輩固所望、於是試請諸先生、先生不許、而二書肆之乞益力、先生曰、我欲刻亡弟信卿遺藁、因循未果、彼善成我之志、則我亦從彼之乞、書肆喜而諾、乃斯集遂上木、附以信卿遺藁、魯堂那波先生其師也、春水賴翁其至友也、六如上人其方外知音也、其批評應答、存各篇間、賴子成春水子也、去歲寓于菅氏、校閱之次亦加其言、今皆併存、剞成、徵序于余、余之淺陋、其復何言、特著其鏤版之旨、不敢爲一辭之贅、蓋以諸家之言既備也、〇中略

文化庚午冬月　　備前　小原正修業夫題幷書

〔山陽遺稿附錄五〕山陽先生行狀

先生姓賴、諱襄、字子成、通稱久太郎、號山陽外史、入京又號三十六峯、〇中略詩務敘實際、不事虛設、尤長於歌行、喜咏史、雅言曰、余不欲詠物、咏物不若咏史、史中有無數好題目、隨讀者淺深、皆可成眞詩、舍之而曰雁字鶯梭無爲也、

〔日本樂府後敍〕機嘗讀正享至今名公巨匠詩集、大抵多近體、而少古風、偶或爲之、亦有似強作備體、冗漫無法者、是其所以遜漢土士大夫、豈以翡翠蘭苕、易以娛目、而碧海掣鯨、難於措手乎、然亦有勢使然者焉、夫老杜以詩爲史、韓蘇以詩助文章所未到、而皆感遇敘述、非古體莫以盡其所欲言、爾來諸大家概无不然、若我邦人則畫於詩者多矣、即其否者亦以詩爲嘲哂風月之具而已、其乏變化坐此、不足以感發人、亦坐此、至今日乃有我賴翁出、翁有用世之才、不得一試、而發諸史筆文章者、泉湧瀾翻、溢爲韻語、弔古敘事、輒用古體、長篇尤極變幻、沈鬱豪放、魁奇雄然、蓋欲爲老杜韓蘇所爲者也、然後進不唯不敢於學、即讀翁所作、未竟篇欠伸從之、莫能詳其所賦何事、況遑尋繹其法度音節乎、機嘗病焉、近得翁咏史樂府、喜曰、是足以誘後進矣、蓋就國乘中掇其可勸懲者咏之、不必擬漢魏、而古朴琅鏘、又切事情、篇雖皆短、意則長矣、其一韵者、轉韻者、韻之似複者、句之單者、長短者、莫不皆有、似肆實嚴、似粗實精、後進以其短易讀、讀而玩之、審其開闔轉摺之法、抑揚疾舒之節、更取翁諸大作讀之、皆以此法推之、則必

感發興起、知古風之易作、而不見其難焉、自今以往、邦人之詩、庶幾不減西土而詩不爲無用之物、則翁爲之倡也、倡自此什始、機嘗侍翁修史、而與有校焉、其敍近古英雄爭戰之蹟、其篇章有長者、有短者、短者非促、長者非淵、其敍事用筆、始非有二法也、然先觀其短似促者、可以窺其法、今於觀此樂府亦云、

文政十二年己丑冬月　　美濃後藤機世張謹題于浪華僑居

〔山陽詩鈔八〕戲作攝州歌

兵可用酒可飮、海內何州當此品、屠販豪俠隨地異、腹貯五州水滔滔、阿吉不肯捐與人、阿藤營宅城如錦、龍顚虎倒兩逝波、戰血滿地化嘉禾、伊丹劍稜美如何、各酹一杯能飮麼、(余書此詩與播人劍稜主人偶見寄耶、卽賞其酒來囑定文始于此、)

此種詩、求之於古人中、老杜沈鬱忌發揚、至放翁盡情踢厲、使人快暢、在本邦則有子成而已、

〔東瀛詩記二〕賴襄(字子成、□□人、著有山陽詩鈔八卷、)

子成天才警拔、而於詩學尤深、杜韓蘇詩皆手自鈔錄、可知其所得力矣、卷首癸丑歲偶作詩云、十有三春秋、逝者已如水、天地無始終、人生有終始、安得類古人、千載列青史、味此詩意、乃十三歲所作而已、有願類古人、垂名青史之意、宜其不凡也、

〔東瀛詩記二〕篠崎弼(字承弼、浪華人、著有小竹齋詩鈔五卷、)

承弼詩喜疊韵、古今體詩、有疊至六七者、其才氣橫溢、善押險韵、頗有東坡先生之風、集中次韵世張一首、有二句云、鉥心嘲孟郊、豪氣慕韓退、其友野田笛浦、疑韓退之不宜去之字、然紛紜齊萬、桓桓梁征、古人亦多有此例矣、

〔星巖丙集序一〕余嘗構江山詩屋於玉池、唱宋元淸新之詩、一時望風來和者頗多、梁君公圖亦適來參社、年僅冠字、詩才精敏、數屈其坐人、余竊以異日騷壇主盟期之、既而公圖西歸、亦來十數年、余家罹災、詩屋蕩然、於是玉池上無復詩人之跡、近日公圖復東、余叩其所造詣、詩律益細、隻字片句、不敢輕下、人亦

稍々瞩目、遂卜居於玉池、敎授生徒云、今玆丙申之冬、公圖將刻其第三集以問世、請序於余、蓋公圖專宗唐詩、余兼取宋元、趣向雖小異、而其以淸新爲主、則未嘗不同也、嗚呼余老矣、病懶日增、無復能爲也已、今以公圖之才之敏、加以强壯之年、其於揚於風雅誘導後進、固當優爲之、況斯集之出、來請敎者將益多、則余當日期公圖者、於是乎在焉、余烏得不善而序之、天保丙申嘉平月、七十翁大窪行、撰于鍊屛精舍之南榮、

〔東瀛詩記　一〕梁緯字公圖、美濃人、有星巖集、〇中略星巖、乃東國詩人之卓卓者、林皝序稱、其以煙霞風月爲室宇、江湖山林爲苑囿、鳥獸禽魚花木竹石爲臣僕姬妾、余〇中略讀其詩、多流連風月、登臨憑弔之作、信林君之言不謬也、七言律尤工、

〔小竹乙未文稿〕淡窓詩鈔序　乙未正月

近世鄕先生善敎育後進者、於山陽則稱茶山菅翁、於九州則稱淡窓廣瀨君、四方之士、爭就其塾、概有所成而後歸、叩其所業、誦讀著述、雖固不偏廢、而由詩入德者多矣、蓋翁與君、皆能詩而好之、師之所好弟子之所必嚮也、夫今之學詩、與古之所謂學詩者、其事如不相似、然翁與君之所以能成就人材如此何也、予謂、古之學詩者、諷詠古詩、以通事情、今之學詩者、賦咏我志、以撿邪正、均之期乎溫柔敦厚而不愚也已、且其爲敎也、師弟易親、無隱無犯、有從容不迫之樂、而無扞格不勝之患、雖看花聽鳥之間、亦能使人有所感發興起、可以事父、可以事君、在爲之師者指導如何耳、今之詩何負古之詩敎哉、況我邦人士、武弁成俗、卽專講道德者、往々張臂瞋目、辨說求勝、其於道也、不背而馳者幾希、予於是益知翁與君之優柔善誘、實爲可稱也、〇下略

〔東瀛詩記　一〕廣瀨建字子基、號淡窗、〇中略子基、蓋隱居敎授者、筱崎弼序云、近世善敎育後進者、於山陽則稱茶山菅翁、於九州則稱澹窗廣瀨君、可知其人矣、晚年以處士蒙旌命之擧、有述懷詩六首、蓋亦異數也、詩皆其門人所刻、平淡之中自

文人　故人

有精彩、讀集中論詩五古一首、知其於此道三折肱矣、

〔梅墩詩鈔初編序〕聲詩之興、自風騷之後、歷代不乏於作者、而好尙與世移、故有溫雅宏麗者、有豪放詭僻者、人各殊其趣矣、然學者諷詠而玩味之、則雕琢天然之情僞不可得遁、殆如醫之診脈而知其病也、近時坪井信道崇唱西洋醫術、能熟解剖技、乃審經絡、察病因、是以起死回生、奏効最速、頃信道示一書曰、此南豐廣瀨生梅墩詩鈔也、受而讀之、筆力自在、變幻百出、豪邁之氣盈溢毫端、使神呆鬼哭矣、蓋其於詩也、風騷而下諸作悉解其皮膜、察其肺腑、猶洋醫之解剖而有所得也、是以情景流動、意趣天然、曾無摹擬彫琢之病、蓋其所得在緣之而不緣、離之而不離之際歟、讀此詩者、亦有能解剖而洞見肺腑、則庶幾乎其有所得焉耳矣、

弘化丁未三月　　　鑾溪筒井憲識

〔近世先哲叢談正編上〕賴寬、字伯栗、一字千秋、通稱彌太郎、號春水、安藝人、

春水詩、典質雅馴、晚益嗜之、侯在國、數召侍從、應命所作、往往寓規諷、平居吟哦、亦有一飯不忘君之風、良辰美景、輒集子弟、命酒圍韻、或杖策遊步、必有篇詠、乘方呻吟屬稿、而春水如不經意、或倚柱坐睡、腹稿忽成、及病甚、就臥床作十數篇、格律整齊、意每往來慕君念父之間、至困極、猶使人誦杜詩聽之、

〔延喜式十九式部〕釋奠

每年春秋二仲之月上丁、釋奠先聖文宣王、先師顏子幷九哲於大學、○中略省率六位以下文人○於庭中、再拜昇就堂上座、賜題賦詩、明經明法算等道博士、喚竪義學生論義、文人獻詩、讀畢群官退去、

〔江家次第五二月〕釋奠

座序○宴定、外記史式部丞錄率文人○入自坤角、著五位末云云、

〔續日本紀九聖武〕神龜三年九月庚寅、內裏生玉來、勅令朝野道俗等作玉來詩賦、壬寅、文人○一百十二人、上玉來詩賦、隨其等第、賜祿有差、一等絁二十疋、綿三十屯、布三十端、二等絁十疋、綿二十屯、布二十

雜載

端、三等絁六疋、綿六屯、布八端、四等絁四疋、綿四屯、布六端、不第絁一疋、綿一屯、布三端、(○玉來、日本紀略作玉榮)

〔本朝文粹序八〕沙門敬公集序　源順(○中略)

嗟呼高才不遇、自古而有矣、公(○橘在列)年三十、始補文人、天下痛其名士晩達、

〔西宮記八月〕釋奠

上卿召博士、爲講師、(以博士若文章生故人堪能者、爲講師、)

〔北山抄一〕上丁釋奠事

上卿召文章得業生、爲講師、(若不參、用故人、)

押紙　故人謂文人中耆老者也

〔江家次第五月二〕釋奠

諸道博士、故人得業生、學生、著北三道論、(○註略)明經明法算博士等著南廂東第一間床子、(西上北面)

〔江談抄四〕且飮且醒忍未忘　會稽山雪滿頭新(賦淸酒雪中天、越前掾菅斯宜、)

是詩、山城守雅規(○菅原)所作與也、滿座褒賞、斯宜悲泣、人悉解頤、斯宜于時七十、

〔江談抄四〕班姬裁扇應誇尙　列子懸車不往還(淸風何處隱、保胤、)

本上句麗人展簟宜相待云々、而後中書王(○具平親王)被改作云々、

〔江談抄四〕百里奚車長可轄　五官掾火遂無燃(省試、御題旻天降淸濟、大江如鏡、)

或人云、可爲佳句、天皇頻誦之、世以奇之、但依他句字誤落第、本作不轄、江相公(○大江朝綱)改換長可轄、高處悉爲人作云々、

〔江談抄四〕巫巖泉咽溪猿叫　胡塞笳寒牧馬鳴(驛馬閣聲相應、菅雅規、)

竹露松風幽獨思　瑤箏玉瑟宴遊情

題者菅吏部(○文時)此日貫首上卿橘大納言好古、再三朗詠誦曰、腸斷々々、但牧馬者定是文馬也者、言

及天聽、叡感尊深、

〔江談抄　四〕鴻漸散間秋色少　鯉常趨處晩聲微（於菅師匠舊亭賦一葉落、慶保胤、）

故老云、文時沒後、於舊亭所作也、故有心、

〔江談抄　四〕詞託微波雖且遣　意期片月欲爲媒（代牛女待夜）

古人傳云、此度文時與輔昭父子相論詩云々、

〔江談抄　四〕山投燧燧秋雲晴　海口恩瀾曉月凉

此詩源爲憲之作也、後聞、一條院令感給、稱自作云々、

〔江談抄　四〕瑤池便是尋常號　此夜清明玉不如（月影滿秋池、菅淳茂、）

故老云、淳茂此詩、於河原院講、上皇被仰云、此夜所恨者、先公不見之云々、北野御事歟、

九枝燈盡唯期曉　一葉舟飛不待秋（於鴻臚館餞北客、菅篤茂、）

此時下句作之、不能作上句、語合於朝綱、朝綱被諫曰、可作燈之由、仍所作、

〔江談抄　四〕楊貴妃歸唐帝思　李夫人去漢皇情（對雨戀月、源順、）

故老云、數年作設而待八月十五夜雨、參六條宮所作也云々、

〔十訓抄　三〕一條院御製云

殷帝詔嚴郊野月　周文禮厚渭陽風

所貴是賢才といへることを、彼二人によせて作らせ給へるなり、

〔江談抄　四〕此花非是人間種　瓊樹枝頭第二花（暮春於孫王書亭賦花、後江相公、）

此花非是人間種　再養平臺一片霞（名花在閑軒、菅三品同題、）

傳聞于時相公爲文章博士、吏部爲秀才、作同七字、其下句意各異、江作二郎意、菅作親王子、被親養己孫桃園源納言、〇保光其後養者十二親王、時人難詳下七字勝劣、于今爲美談、又云朝綱被稱云、後代人

以予弁文時為一雙歟、

〔古事談 二 臣節〕不作詩之人昇卿相事、始自顯雅卿云々、

〔續世繼 二 釣せぬ浦々〕又顯隆の中納言といひし人、世にはよるの關白など聞えしも、辨になさんと思ふに、詩作らではいかゞならん、四韻詩作る物こそ辨にはなれとおほせられければ、〇白河驚きて好みなどせられけり、

〔宋史 四百九十一 日本國〕咸平五年、建州海賈周世昌、遭風飄至日本、凡七年得還、與其國人滕木吉至、上皆召見之、世昌以其國人唱和詩來上、詞甚雕刻膚淺、無所取、

〔譯史紀餘 二〕日本國詩

釋全俊 全俊姓神氏秀甞、日本國高井縣人、詩見宋學士集中、

和宋學士贈詩

一回錯買雖鄉舶、抹過鯨波萬里間、震旦扶桑無異士、參方飽看浙西山、

無名氏 嘉靖七年、遇風飄至通州、守禦所、訊之、乃朝鮮主試官、出涌幢小品、

無題

白浪滔滔上接空、布帆十幅不禁風、此身若葬江魚腹、萬里孤臣一夢中、

能作此詩可以主試朝鮮矣

貢使 失名

咏柳

湧金門外柳如金、三日不來成綠陰、折取一枝城裏去、教人知道是春深、

〔筆のすさび 四〕一雖の字　五山僧徒詩會に、一人雖の字を得て、一句に薄命小僧得韻雖とつくりし事あり、魯堂先生、これを朝鮮の南秋月にかたられしに、秋月、朝鮮にも同じ事あり、詩人自古韻

無難とつくりき、枕の一名を吟難といふ外に、難に熟字なしといひしよし、後に長慶集に、四°難°吟°あるを見たり、今この事を大坂にて、子琴にかたりしが、其の後子琴、二律をよせて、吟難を押したり、余それを和して、四難を用ひし事あり、また其の後に、宋人既に四難を押し丶事を、佩文韻府にて見たり、

〔右文故事九〕御代々文事表一

文祿三年三月、高野山大德院ニ於テ、御詩作ヲナサル、（雙句文、七言律一首、足利學校三要執筆、大德院宥雅、御作ノ末ヘ題跋シ、三要和韻ヲ奉ル、又古人ノ詩歌並ニ御畫ノ御揮筆アリ、倶ニ大德院ニ珍存ス、）

〔甲子夜話七十四〕毎春初ニ、林家元旦ノ詩ヲ兩城ニ獻ズル舊例ナリ、予モ約シテ歳々コレヲ得、今春ノ詩ハ、

丙戌元旦

光陰鼎々歳星移　兩鬢又添銀幾絲　唯爲鶯花喜春至　此情不異少年時

大學頭林衡

丙戌元旦

條風一夜入江城　未見春光若處生　唯有千秋西嶺雪　又添瑞靄表新正

林皝

書式斯ノ如シ、傍ラ假名ヲ加ルモ亦同ジ、サテ詩ハ性情ヲ言モノナルガ、父子老若ノ趣向、風調モ似合タルコトゾ、又獻詩ノ起源ヲ尋ルニ、古書留燬滅シテ、今詳ヲ得ガタシトゾ、蓋シ慶長ノ頃ハ彼祖格別ノ御眷注ナリシカバ、其程ヨリモ始リヤシケン、如何ニモ久シキコトニテ、中古ナドノコトニハ非ラズト、又獻上畢リテ、老若方御側衆抔ハ、一封ヅ丶贈ル故事ナリト云、

〔肥後物語〕熊府春望之事

侯○細川重賢學問を深く好せられ、詩を好せ給ふゆゑ、人情通せられし政事多しと承る、禮記に、詩にて國政をなせば、風俗温柔敦厚に成は、是類をば云たる者なるべし、侯も右の通好せらるゝ事なれば、長岡主水より以下の諸大夫、家中上下に限らず、皆々詩を好事、諸國に秀たる事也、此十年已前にも有りや、侯、江戸へ登駕の前廣に被仰出しは、今般江戸へ土産とし被持越候間、熊府春望と云題にして、家中大小の士詩作り、一卷に仕立、姓名をも書記し差出べしとありければ、上下共に面白き命なりとて、おもひ〳〵に詩を作り、程なく成就し、一卷に認差上たり、五七言律絶古詩歌行等もあり、人數百人餘り有之由承り、さても驚入たる事也、凡一國の下、大抵添削を加へず、世上披露成べきほどの詩を作る者、大國とても、十人か廿人とはなき者成し、かやうに夥敷事は、古今に秀たる事珍事也と、かんじ奉るも餘り有事也、

〔先哲叢談四〕貝原篤信、字子誠、小字久兵衞、號益軒、又號損軒、筑前人、仕國侯、
益軒雖嘗作詩、素好倭歌、而不好詩、每謂、詩爲無用閑言語、愼思錄曰、和歌者我國俗之所宜、而詞意易通曉、故古人歌詠、極精絶矣、古昔雖婦女亦能之者多矣、唐詩者非本邦風土之所宜、其詞韻異于國俗之言語、雖摸倣于中華、故雖古昔之名家、其所作拙劣、不及于和歌也遠矣、我邦只可以和歌言其志述其情、不要作拙詩以招詅癡符之誚、又曰、白樂天以謂、作詩者勞心、虚役聲氣、連朝接夕不自知其苦、非魔而何、愚謂此以詩爲魔也、其言宜矣、然而白樂天其言如此、而所爲不免爲詩魔所惱者何邪、

〔たはれぐさ〕もろこしの詩、この國の歌、深奥なる事、かはりはあるまじ、詩はつくりよけれど、うたはよみがたしといへる人あり、是はさることあるべし、歌は此國の言葉なればかくよみては、歌にはあらぬといふ事、よめるものも、又見るものも、其おぼえあれど、詩はもろこしのことばなれば、そこ〳〵に作りても、大方きこゆるほどなれば、その身もよしとおもひ、見る人も妙なりとほめはやすより、歌はよみがたし詩はつくりやすしといふなり、もしもろこし人、此國の歌よむ

事あらば、歌はよみやすけれど、詩は作りがたしといふべし、詩は作りやすしといへるは、詩をしらぬ人のことば、うたはよみやすしといふは、歌をしらぬ人の言葉なるべし、いづれかたやすき事ならん、文つくる事もまたこれにおなじ、

狂詩

〔嬉遊笑覽 三詩歌〕漢和連句のこと、狂詩といふもの古くは聞えず、五山の僧等がざれより出きしなるべし、一休狂雲集二卷あり、其內狂詩多し、唐人に捧腹すべき詩句あれ共、それを狂詩ともいはず、狂詩また逸狂詩ともいふ、殘唐五代史演義傳の內に往々あり、其體は潼關賊破、忍無休、堅守招兵或可收、恨殺奸臣無計策、輕移車駕上祁州、此類にて、皆當時のことをありの儘に賦したり、こゝにいふ落書の體に似たり、百物語に、いにしへはいかいのれんくはやりし時、名人の句とて、人のかたりしは、雲雁過雲雁、水魚逢水魚、鹿々鳴明鹿、鵜々睡暮鵜、咄自口邊出、睡令目下垂、油因油斷斷火以火吹吹、こは寛永の冊子なり、

〔東見記 下〕白川鄕黑谷　對　紫野近丹波　祐長老

八坂五重塔　對　三條六角堂

小僧參北野　對　大佛在南都

櫻東山地主　對　梅北野天神

〔南浦文集 下〕辛亥小春、入浴於安樂境、於斯時也、平氏宗親公有書音、賦一首俳諧以謝焉、

一筆書音忝奉存、戴之幾度更披繙、此方留滯强三日、何樣罷歸卽扣門、

旅榻豈意賜豆腐、俄頃除塵輝我釜、匪啻珍羮風味濃、或作田樂擊頰鼓、　又謝豆腐之惠

山寺人稀誰共談、萬端有苦更無甘、此冬堪忍可難就、榻壞門衰正統庵、　又賦一首供一笑

曾入溫湯臥又偃、日自早朝出及晚、地名安樂豈虛名、解衣盤礴樂張本、　出浴之次有俳諧云

廢寺住持何所因、朝鹽暮薤送秋春、紙衣雖製寒難禦、幾欲遠之貧乏神、　又一首記予行履云

〔假名世說下〕銅脈先生（畠中頼母と稱す、聖護院宮に仕奉る、）庚申のとし、中風にして危かりしかば、やんごとなき御方、すでに死せしと聞しめして、

傳聞先生道脈揚　定是閻魔成敗場　縱衡赤嘘欺青鬼　魂魄猶迷極道傍

和韻　銅脈

墨蹟手麻商賈揚　死生素是任相場　生兮死兮斯面倒　學仙長欲盡阿傍

翌るとし享和元年辛酉つひにうせぬ、銅脈の著す所の狂詩は、太平樂、勢多唐巴詩など、人口に膾炙せり、

〔寢惚先生文集初編序〕毛唐陳奮翰善脩切拔古文辭、門人安本丹、以寢惚先生初稿者、徵序余焉曰、吾寢惚先生於詩也、舊有虛曾八百首、或爲祝融氏奪之、又爲大地震震頽之、其存十一於千三者、亦以可觀焉、詩則陽春白雪、開天嘉隆一枚看板、文則左氏司馬子長、先秦西漢跣而逃矣、不折者櫻木、不味者目玉、何不以黄色表之、以白絲縿之哉、況先生年若、則二稿三稿數頭出矣、豈不大極愉快乎、余掉頭曰、舊矣舊矣、叶表向一通也、至其內々則抑亦名與物之相談也、名曰名聞、物指錢金、恭惟、吾東方朔八千歲、三浦大助百有餘年、悠々寬々、文運大開、猫子云猫子云詩文章、貴賤上下押並而無詮解讀無點、當斯之時、嵩山房不許翻刻、唐本仕立、千里必究、速授剞劂、沽之哉沽之哉、千秋之業大叶、豈不唐人一大寐言乎、先生殆寐惚乎、抑亦臍也、自臍三寸而而始可與言穴已矣、後之毛唐人、此集以盡寐言、而寐言盡于此、

明和丁亥秋八月　濟南郭　木子服撰

〔歌俳百人集〕　杏華園蜀山人

蜀山人は太田氏、名覃、字子耜、號南歩、后に南畝と改む、通稱直次郎、晩年七左衛門と改む、から倭

のふみにわたり、博識なり、生質狂歌を好み、朱樂菅江の門に遊び、狂名寢惚先生、また四方の赤良と云、其昔は、牛込の南御徒町の御徒方を勤めし故に、號を南歩といひしが、中年の頃、支配勘定となりて、小日向金剛寺坂下邊に居を移しける時南畝と改たり。

〔娯息齋詩文集〕獨言

一闇雲先生之於詩文也、夫有六義、一曰當世、二曰譃言、三曰高慢、四曰惡口、五曰略語、六曰寐言、其意至矣盡矣、天地滅臍、鬼神稱凄、釋迦爲之顯兩國、天人爲之爲付出、飛空紙鳶、走地驛使、悉无不慕其風者、嗚呼詩文之體、无善於闇雲先生之作、

一或打込半疊於闇雲先生之詩曰、雖押韻字无平仄、如何、嗚呼其問之野暮已甚、是不知餅與寒具之味者也、腐儒者之偏屈、頗如守書籍案山子、粋隨俗而能謂穴、紛紛毛唐人何知親玉之腹乎、

一所集詩文都三十有餘篇、首有東都曲、終有意作混雜論、讀者流涎延鼻毛、感此書之妙、

一闇雲先生者、生常盤國、住神田八町堀、酒海催鼻歌、餅林鼙舌鼓、自號盜上戶、見世上於目八分、常愛諸鳥飼之彌多、一日聞吉原雀之囀、作青樓記、此篇則使初心君子盡馬鹿之一助乎、門生能嘲戲少得先生志、綴緞詩文於一册、欲高先生之鼻、烏乎大哉、譱矣譱矣、

津田井佐衞內

〔太平新曲序〕安穴先生之所舐其銅脈穴乎、抑亦寐惚穴乎、銅脈已死迷于極道之辻、寐惚亦將爲地獄之釜焦、雖額冥府狀使呼出奴頭幽靈、如之何能居其二穴矣、〇中略今先生之有此詩、姑取附太平名代者、蓋亦其形乎、若夫不穴當世之所穴、穴昔之所穴、而漫欲以掀先生之穴者、吾則一番張込而曰穴喰、

文政二年己卯七月　依様齋　晁采撰

〇按ズルニ、本書ハ安穴先生著トアリ、實名ヲ詳ニセズ、

〔江戸名物狂詩選序〕周詩楚騷、其言既舊、緬思時異、不能無樂府歌行繼焉、則偶儷之明暢、律絶之森嚴、詞曲

之清絶、逾出愈新、各有所長、要亦永聲之一端耳矣、我土所謂狂詩者、遇物抒情、能寫性靈與風人旨、無以異焉、世之學者、以其辭易解、概以爲鄙俚淺僞、可謂誤矣、方外道人有見於此、狂詩惟耽、其人既狂、頃著斯編、以狂其不狂者、彼之明暢者、森嚴者、清艶者、無不盡在、是亦言志之一端耳矣、余欲詳序其意事長楮短、不獲覼縷、聊題言引首、丙申秋、琴臺老人雨窓對客書、

〔天保佳話序〕狂詩之妙、在不後當世之流行焉、其流行固不一、在唐在日本、在貴賤在貧富、在男在女、在眞占在灑落、千差萬別、不可一概論之、只以易替易後之故、有稱走稱新形、爲古手爲遲蒔之別而已、人能利氣轉於此處、以作狂詩、示不透持込之仕掛、則世爭傳稱上手、不媿爲當世流行之顏役也、○中略

天保九年戊戌十月十九夕　　僊洲　破筵翁序

〔能樂山人詩鈔序〕唐白樂天、毎作詩、使下女下男讀、而有一字之解兼、則必直焉、唐人既如此、而吾日本人之作詩、何其異也、虛空無天、並六ヶ敷字計、以人之不能解爲上出來、可謂心得違之至矣、夫唐人之於詩、固其國之詞、而所言亦其當世之事、則雖不待下女下男而定、猶可也、然其推馬鹿念如此、況於吾日本人乎、殊可吟味平生通用之字、使人易讀而解也、余嘗有開悟于此、遂捨唐人之寐言、用吾日本之詞、韻字平仄計、隨唐人之仕方、而作焉、一日有客、聞余論而問曰、貴公之論尤則尤矣、然其韻字平仄亦唐人之事、則非所構也、唯五言者五言之形、七言者七言之形而足矣、余曰、否否、不構韻字平仄、則五言七言迚亦不可入五言七言亦不入、則不可謂之詩也、是所謂無著茶論者、而余輩之所不取上也、爰有余所作之詩一卷、子先見之而後可以打込半疊耳、客於是莞莞然讀下數遍、忽打手歎曰、感心感心、誠奇妙頂戴哉、請呉焉、余曰、貰而何爲、客曰、感心之餘欲鏤諸櫻木而廣于世間以露夫並六ヶ敷字計以爲詩者之迷也、余曰、不入御世話、子其置焉、余不欲以是式之事流浮名也、客不聽、終無挨拶懷中而去、無幾程爲板本來、而請附余序、余曰、子推之强如此、余亦折我、無仕方矣、宜承知也、但序者非更可別有者、此頃爲子所言足以叶子之望、子其是爲序、客頷、因書之、

弘化四年丁未二月上旬　　能樂山人松頴撫松援筆於勉讀齋東窻下

附 詩會

詩學ノ漸ク開クルヤ、禁中、仙院ヲ始メ、攝關以下ノ家ニ於テ、毎ニ詩人ヲ會シ、詩ヲ作ラシムルコトアリ、當時之ヲ作文ノ會ト云フ、德川時代ニ至リテハ、或ハ學校、若クハ私塾ニ於テ盛ニ之ヲ行ヘリ、大坂ノ混沌社、江戸ノ玉池吟社ノ如キハ、最モ著名ナルモノナリ、又詩合アリ、詩句ノ優劣ヲ闘ハスル會ナリ、天德三年ノ會ヲ以テ創見ト爲ス、

〔日本紀略一醍醐〕延長四年二月十八日、召文人於清涼殿前、翫櫻花獻詩、又伶人奏歌管、

〔日本紀略一醍醐〕延長四年九月卅日、於清涼殿前翫菊、有詩宴、題云、雜菊有殘花、

〔日本紀略六圓融〕貞元元年三月廿九日丙申、公宴、召文人令賦三月盡詩、召伶人奏音樂、

〔日本紀略一十一條〕寛弘二年三月三日辛亥、今日於御書所有詩會、題云、花貌年々同、序者匡衡、

〔日本紀略一十一條〕寛弘四年四月廿五日辛卯、於一條院皇居命詩宴、題云、所貴是賢才、公卿以下屬文之輩、多獻詩、題者權中納言忠輔卿、序者文章博士大江以言、講師東宮學士大江匡衡、又有音樂、

〔法成寺攝政記〕寛弘四年四月廿三日己丑、參內、被仰、明後日密宴、御前無景物、可然樣可爲之、奏云、只今何事奉仕、付木草無時、構流水又有方忌、令奉仕音樂如何、仰吉事也、仰實成朝臣令召樂人等、罷出家、樂所樂器等調具、仰可然者等可參仕由、　廿五日辛卯、御前御裝束、東方御障子一間遣、東壹御座間立大床子一雙、又立置物机一隻、置御硯筥、從西階間西又廂鋪疊、親王公卿座、庭中當御座立文臺、南殿北砌從文臺西間、鋪二行、鋪文人座、從瀧口前立大鼓一面、(左衛門府無音)瀧口廊內召人樂人座、酉時中務卿親王參前召御前訖、鋪壹御座、西間西柱許鋪圓座一枚長押上、有暫退出、後撤御座等、召入酉時中務親王、前太宰帥親王、余、(○藤原道長)右大臣、(○藤原顯光)內大臣、(○藤原公季)東宮傅、(○藤原道綱)右衛門督、(○藤原齊信)左衛門督、(○藤原公任)權中納言、平中納言、中宮權大夫、(○源俊賢)新中納言、勘解由長官、(○藤原有國)左大辨、(○藤原行成)左

兵衞督、○藤原懷平 式部大輔、○菅原輔正 宰相中將、○源經房 春宮權大夫、○藤原經通 三位中將、○藤原兼隆 源三位、右兵衞督○源憲定 著座、下﨟公卿、長橋敷圓座候、次召文人御料紙、賴定朝臣入楊筥加高坏、經公卿座前、入從西第二間、立置物御机上、次殿上人取紙筆給親王公卿、內藏官人賜文人料、召余、唯稱、從座前進昇長押候、御座末申角、承仰復座、召權中納言藤原朝臣、仰可獻詩題由、中納言復座、書題目持來、取之座前入筥、從同道前奏之、勅許了又令書、召文人一座爲讀給題、乍居本座給之、其次仰以言奉仕序由、次王卿屬文者探韻、殿上人文人又聞了、參音聲如文人從仙花門著座、右兵衞尉多吉茂一鼓、召人等例云々、著座後、上下賜衝重、二獻後供御膳、此間奏樂、通夜物音不斷、已曉了、　廿六日壬辰、辰時獻序、此召人等獻作。○文、依仰令取文臺筥、右近少將濟政朝臣以筥置座上、依召參御前、召御圓座鋪大床子南、仰云、可奉仕講師匡衡朝臣講文、此間王卿殿上人進候、召人候砌下、講了復座、賜酒肴、一獻後右衞門督獻御酒御盃、中務親王口盃飮後、從西階下拜舞、昇從長橋後下巡召余、經簀子候長押下、近召、仍上候、仰云兩人親王各可敍一品者、退下進座上仰兩親王、出殿上令召入、令召大內記宣義、仰可作位記由、此兩親王下從長階拜舞、復本座、此間奏樂二曲了罷出、音聲如入儀、召余留候御行下、余獻御笛、中務親王琵琶彈、宰相中將吹笙、令召候雅風朝臣、孝義、知光、則友、長能、公忠、遠理、致貴、爲時、敦信、通直、宣義、積善、時棟、忠眞、賴國、孝行、惟信等也、文人爲讀、孝道、善言、弘道、以言、業直、輔尹、爲時、敦信、通直、宣義、積善、時棟、忠眞、賴國、義忠、章信等立座退出、次召人等賜疋絹、殿上人又同、親王大臣大褂一重、加御下重、納言以下大褂一領、事了退出、

〔神皇正統記村上〕御子おほくまし〳〵し中に、冷泉圓融は天位につきたまひしかば、申におよばず、親王の中に具平親王六條の宮と申、中務卿に任じたまひき、前に兼明親王名譽おはしきによりて、これをば後中書王と申す、賢才文藝のかた、代代の御あとをよくあひつぎ申たまひけり、一條の御代に、よろづむかしをおこし、人をもちひましましければ、この親王昇殿したまひし日、清涼殿にて作文ありしに、中殿の作文といふこと、これよりはじまれり、所

貴是賢才といふ題にて、韻をさぐらるゝことあり、この親王の御ためなるべし、およそ諸道にあきらかに、佛法の方までくらからざりけるとぞ、

〔左經記〕寛仁四年二月十七日己亥、有仁王會定、余始宿候、自明日御物忌也、今夜有作文事、(禁中、詠花、勒云々云々、)酌、頭中將仰左近陣、忽有酒肴事、人々及沈醉、終宵遊宴、及丑一剋、有宿申事、　十八日庚子、候內、左近陣儲粥强飯、又內藏寮獻精進物、及未剋講詩、(講師式部丞定親)

〔日本紀略後一條十三〕治安元年七月七日庚辰、密宴、題云、織女契涼風、

〔春記〕長暦二年十二月六日戊辰、未剋許參內、有召參御前、仰云、雪是瑞物、殊欲賞翫、命詩篇如何、奏尤可然之由、入夜撰給御題、歳暮對新雪、六韵又勒韵、亥剋許參晝御座、予(○藤原資房)師良、行親、經成、爲經等祇候、召掃部寮疊一枚爲座、丑終許被講詩畢、以爲經爲講師也、講畢入御、各々退下、

〔百錬抄後朱雀四〕長久三年八月廿日、設詩宴於中殿、(題、琴遍催觀遊、)

〔百錬抄後朱雀四〕長久三年閏九月九日、中殿詩宴、(菊籬更有秋)

〔百錬抄後冷泉四〕永承六年九月九日、於冷泉院法皇詩宴、

〔百錬抄後冷泉四〕永承七年十月十九日、於冷泉院釣臺宴遊、題云、落葉篁歌裏、

〔百錬抄後冷泉四〕康平三年五月廿五日、幸白河院賦詩、

〔百錬抄後三條五〕延久三年十二月六日、於中殿有詩宴、(題、修竹雪中鮮、)

〔水左記〕承保三年八月十八日、今夜於內御書所有作文云々、題云、明月滿臺、(以秋爲韻)佐國所出之題云々、序者東宮學士有信也、

〔水左記〕承保三年九月九日、今日於內御書所有作文云々、題云、菊爲花貴種、(以房爲韻)序者治部少輔友房云々、

〔空穗物語祭の使〕かくて、おとゞ源氏におはしませども、外戚藤氏におはします、うけ申けるによ

りて、大學勸學院の別當し給、おほやけのしさくきこしめさすとて、はかせ文人八十よ人、仁壽殿にまいるべきを、おほやけのにはかにとまりぬ、さう〳〵しきわざかな、れいよりもけうあるべきしさくなるべきを、たゞにすぐさじ、べたう殿にこのよしをまうさせて、大學より三條の院ちかし、かちよりあゆまんとて、れちひきてたてるに、にしのさうしのとうゐい、つねはのゝしりていでたつをみれど、思もかけぬを、けふはえとゞまるまじくおもほゆ、うへのきぬのわゝけ、したがさねのはんぴもなきふとかたびらのうへの衣きて、うへのはかま、したのはかまもなし、かうぶりのやれひしげて、こじのかぎりあるしりきれのしりのやれたるはきて、けもなく、あをみやせて、ゆるぎいできて、すゐふさ、けふのみあゆみのれちにいらんとて、まじりたる、はかせども、たちより、すゐまでわらふ事かぎりなし、○中略つくゐまいり、かはらけはじまり、はしくだりて、あるじのおとゞだいいだし給ふ、たうび給て八ゐんのふみつくる、上達部みこたち、宮家のこつくり給へり、つくりはてゝ、おまへにいでゝ、ふみたてまつる、式部丞かうしてよみあぐ、もろずく、夜に入て、とうろまごとにかけ、とう臺ひまなくたて、ついまつどもしわたして、とうゐいは、文人も、かくたよりふみたてまつるにも、おまへにてつくり出したるふみは、上達部見たまはんに、なだかくなりぬべければ、かうしとりかくしてよまずなりぬ、上達部みこだちある物ともしり給はず、あるじのおとゞよりはじめたてまつりて、きんあそばすかぎり、そのこゐにしらべて、けふのふみのけうあるをあはせてあそばすに、夜もふけゆくに、ことの音、人の聲ゆたかにたかく、とうゐい、をのれがつくれる文を、こゐのかぎりふりたてゝ誦する聲、こますゞをふりたつるにおとらず、

〔春記〕長久二年三月廿二日辛未、今日於御書所可有作文、仍博士參入云々、義忠云、有題云惜殘春、勒逸前年懸天仙侍臣等可作之由有仰者、參御前、○中略仰云、御書所作文、同可作者今夜一品宮可出給、侍臣等

可候御共之由有仰云々、　廿三日壬申、早旦參關白殿（中略）又歸參內、未時許於御書所講詩、主上密渡御御覽也、予幷他侍臣以下四五人向御書所講詩、予出詩序者時棟、講師實範、申時講了、予卽退出、依心神殊惱也、義忠云、件詩等又於御前可被講、同可有御製云々、

〔長秋記〕永久元年十月十七日、還御後馳參三宮（輔仁）有御作文也、題云、明月照帳、愚（源師時）作頗有御感、其後連句廿餘韵、事了退出、

〔中右記〕大治五年九月十七日、申時許、別當送消息云、月明勝地中（宗光）今夕院文殿作文也、而於北面可被講也、上達部殿上人有召可參者、依卒爾不能參之由進返事了、大略藏人遠明不告歟、此題敦光朝臣獻之、及兩三日云々、誠作試如形成篇、相具右少辨參院御所三條東殿、及深更於殿上廊北庇被構立切燈臺、敷圓座一枚、其前以打敷一枚為文臺、始從學生一々置詩、召有業為講師、衣冠持笏、詩卅餘枚、殿上人七八人、上達部、予（藤原宗忠）別當宰相師時、伊通、予依為當座上﨟勤讀師、夜半講了、敦光朝臣朗詠一兩度、院（鳥羽）殿下（藤原忠實）從上障子密々御覽、雲收月明、彌催詩興、又召左中辨實光令獻題、仙家松樹鮮（貞字）來廿三日於御前可被講者、應制詩、初可被講由議定了、

秋夜同賦月明勝地中一首（以光為韻）　　權大納言藤原宗忠

勝地月清閑足望、雲收遙漢幾蒼々、涼流映澈金塘影、出嶺交加玉砌光、仙洞多秋蹤入雪、禁庭送老首添霜、抽忠夙夜久經歲、彌遇聖明奉帝王、

〔吉記〕安元二年四月十一日丙戌、藏人次官基親送綸旨、其狀云、

水竹多佳色（以心為韻）

右題來十三日於御書所可被披講、凝風情可令豫參給者、依天氣執達如件、

四月十日　　勘解由次官平基親奉

謹上　右中辨殿

十三日戊子、今夜內御書所作文也、題(先日注付了)

文人

殿上人(予依所勞不參、又賴實朝臣申障同不參云々、)

左中將雅長朝臣　右中將通親朝臣　頭辨長方朝臣(初着直衣)　左中辨重方朝臣

右少將隆房朝臣　左少將有房朝臣　通資朝臣　權右中辨親宗朝臣

右衛門權佐光長(着直衣)　藏人左少辨兼光　藏人右少辨光雅　藏人勘解由次官基親

藏人右衛門尉能成

儒士幷文章生

文章博士敦周朝臣(勤讀師)　散位敦綱朝臣　大宮大進光經朝臣　大內記業實(勤講師)

大監物守光(序者)　散位在茂　散位光輔　宮內權少輔親經

參川權守尹範　秀才長守

文章博士光範朝臣、雖參仕不置詩退出、是敦綱爲上臈憤怨之故也云々、

樂五人

藤季光　同明宗　同光敏　同佐明　菅忠規

〔古今著聞集(四文學)〕高倉院風月の御才は、むかしにもはぢぬ御事とぞ世の人申ける、されば好御沙汰も有けり、治承二年六月十七日、延久のふるき跡を尋て、中殿にて御作文有けり、妙音院太政大臣(師長)左大將(實定)中宮大夫(隆季)藤中納言(實長)權中納言(實綱)右宰相中將(實高)式部大輔(永範)左大辨(俊經)中將雅長朝臣、通親朝臣、權右中辨親宗朝臣、藏人左少辨(兼光)藏人勘解由次官基親、藏人右衛門佐藤原家實めされけり、式部大輔題の事をうけ給て、禁庭催勝遊としるして奉りけり、勸盃はてぬれば、御遊をはじめらる、太政大臣玄象を彈じ給、但まへにおきて彈じたまはざりけり、唱歌をぞし給ひける、

絃のきれたりけるにや、中宮大夫笙をふく、笛は主上ふかせおはしますべきよしかねて聞えけれ共、さもなくて藤大納言ぞつかうまつられける、中御門中納言宗家拍子をとる、六角宰相家通箏をしらぶ、頭中將定能朝臣篳篥をふく、少將雅賢朝臣和琴を彈じけり、呂安名尊(アナタフト)、鳥の破、席田、賀殿急、律伊勢海、萬歲樂、五常樂急、御遊はてゝ詩をおく、兼光をめして講せられけり、そののち太政大臣御製を給はりて、文臺の上にひらかれければ、民部大輔ぞ講じ奉りける、

禁庭月下勝遊成、有管有絃有頌聲、宴席愁追延久跡、詞花猶異昔風情、

發句下七字、中宮大夫の詩にあひて侍ければ、大夫おどろきさはぐ氣しきあり、人々感じけるとぞ、大臣御製をとりて懷中に入給ひけり、延久に土御門右府(○源師房)は、かくもし給はざりけるに、いと興ありとぞのゝしりける、座にかへりゐ給ひて後、數反詠じ給ひけり、まことに道にたへたる御事もあらはれてめでたくぞ侍ける、左大將左大辨と同詠しけり、其後令月德是などと詠じ給けり、かゝる程に御製に作りあはせたる人祿を給はる事、式部大輔申出たりけれども、紀納言(○長谷雄)のためしも年月さだかならずとて、大夫則作なをしてかさねられたりけり、ゆゝ敷ぞ侍ける、抑今度の文人目出度えらびめされたるに、右大辨長方もれにける事、人々あやしみあへり、いかなる事にか、おぼつかなき事也、右大辨此事を恨みて病と稱して、參議大辨兩職を辭し申けり、實にはやまざりけるにや、天氣不快なりけるとぞ、(○又見百練抄)

〔本朝一人一首 七〕禁庭催勝遊　高倉帝(○詩略)

林子曰、此御製見橘季茂著聞集、延久者後三條帝年號也、按此御製治承二年六月之事也、當時平清盛蔑朝廷、帝唯垂拱而已、由是考之、則帝慕延久、豈唯詩會而已哉、蓋其慕延久帝之抑累世攝家之權、以自聽政乎、余曾見演史、則高倉帝如木偶人、見此詩始知帝有志不能遂焉、聞太政大臣藤師長以下十餘輩、列此御會、然季茂唯記其名、各不載詩、今無可考之、在衰世有此雅會也一奇、

〔山槐記〕治承三年十月十八日壬寅、文章生孝範(御書所承)曰、今日於御書所(閑院殿廊北庇)上有當座作文、先昨日爲給料藏人通業(御書所別當)奉行、明日(十八日)於御書所有可被引勘御書之事、如法已剋可參之由相催衆等(季光、孝範、安成、定康、忠規、匡範、)而季光忠規等申所勞之由、仍頭中將通親朝臣、以御教書重被相催之後、各參入、定康參範吉祥院御八講、匡範申所勞之由者、未剋季光孝範等參入、忠規未參、被遣催之間、藏人少輔親經通業等來着御書所、有聯句、執筆安成、尤便、十餘韻、此間及晡時、忠規參入、通業參御所申、皆參之由、頃之左少將通資朝臣(直衣)被來座、(與座上、先是親經起座、)相次頭中將(直衣)被來座(端座上、今衆等引下臺盤下方)此間於中門廊(御書所四面也)破却中隔布障子、密々有叡覽歟、頭中將進副件障子、密々有承仰之氣色、此間召通業被示可有連句之由、忠規執筆、貫首入韻(文殷)纔一兩韻之後、貫首起座、被參御所方、頃之持來詩題、(當夜侍忠信來字書檀紙一枚)置臺盤上、季光以下次第披見之、此間頭中將源少將等起座、頭中將命曰、衆評曰、首似有其憚、通業同可獻詩云々、仍通業同接此座諷吟之間、少將又被歸座、于時敦定(衆、前式部權少輔敦綱朝臣子、其齡十四五歲歟、)參入題、着座之間、少將通資示曰、詩題已被下了、於今者不可叶、早可退出、敦定曰雖然可着列、少將又曰、可入着列、只早可退出、仍退出了、此間依衙黑擧掌燈、(雜仕役之)各沈思之間、詩早々可獻由頻被責仰、仍各獻詩、先孝範、(通業同時獻)次季光、次忠規、次安成、各置臺盤上、獻了通業取集持參御所、頃之歸來曰、各早可退出者、各退出了、抑此事偏爲試學徒有卒爾之議歟、季光詩發句云、八字(忠信從之感千万遍)可謂希異句歟、

〔宮槐記〕建保四年正月十九日、今日於禁裏(○順德)可有年始御作文、少將文人蒙催、是褻御會也、而幼年之間、預件催所自愛也、秉燭已後參、裝束口濃物等如常云々、詩清書懷中予作與也、云父云師相副之時、晴所作猶如此、定先例也、大卿返來幷人々消息等繼之、

今夕御作文參入候也、少將殿御事、無仰以前雖相存、彌可存此旨候、一日御拜賀次令參御前給候、依仰令詠德是句給、萬人驚聞候、企參入欲悅申候之間、今仰畏申候、資實謹言、

正月十九日　太宰權帥資實

〔吉續記〕文永四年五月十二日、參內、今日百日詩御會滿足之日也、絕句也、詩題春秋富、(題中取韻)主上有宸筆都序、先規稀事也、二條大納言、權中納言、三位侍從、頭中將、宗多朝臣、忠光朝臣、俊國朝臣、在匡朝臣、予(○吉田經長)接宴序、先有御連句、(有韻、先仙、)藏人淳範執筆、百箇日執筆依奉行也、御連句之後詩披講、在匡朝臣講師、入夜事了、

〔勘仲記〕弘安七年三月廿日己巳、及晚參內、今夜御書所作文出題儀也、予奉行、以西中門廊爲其所、臺盤垂布、雜具等給任官功、行事所調進之、色目等見雜文書、剋限別當文章博士時範朝臣、覆勘中務大輔長輔朝臣、開闔大內記邦行、六位別當藤原知雄(侍中、)衆文章生藤原周範、同菅原在貞等、與端相分着座、主上(○後宇多)密々渡御、有叡覽、御所北一間裝之、懸覆御簾了、御坐渡本儀所、仰女孺令敷之如例、先有盃酌、(三獻、)案主取酌、自上臈次第巡流、大膳職居肴物、(自大膳職以用途下行所雜仕女)造酒司勸盃、(已上兩事自藏人方催渡之、兼日小舍人以廻文催諸司等)了、三獻了之後、有連句、(用宿紙)執事(衆周範)勸之、五韻(眞韻、)次別當出朗詠、(令月句反歟、)次出題、別當召硯紙書題、覆勘付韻字、(題云、仙家春色勝、以四中)次第見了之後、別當取之以予奏聞、別當參殿上、可付職事歟、於便宜所付之、予奏聞、直進之、有叡覽被返下、先可內覽之處、昨日被免了、題返給別當、此次地下文人交名副下了、(序者井地下殿上文人兼日申定被下御點了、)事了退出、殿上文人予以御教書催之、儒士文章生等開闔書分催之、(別當注進交名)

下別當儒士交名(宿紙一枚折之、書二行、)

地下儒士

在嗣朝臣　重房朝臣　長經朝臣　長輔朝臣　在兼朝臣

淳範朝臣　長躬　任範　邦行　公業

文章生

藤原邦基

人々催促、出題以後書之、御教書書樣、

仙家春色勝（題中取韻）

右題來廿四日於御書所可披講、凝風情可令豫參給者、依天氣執啓如件、

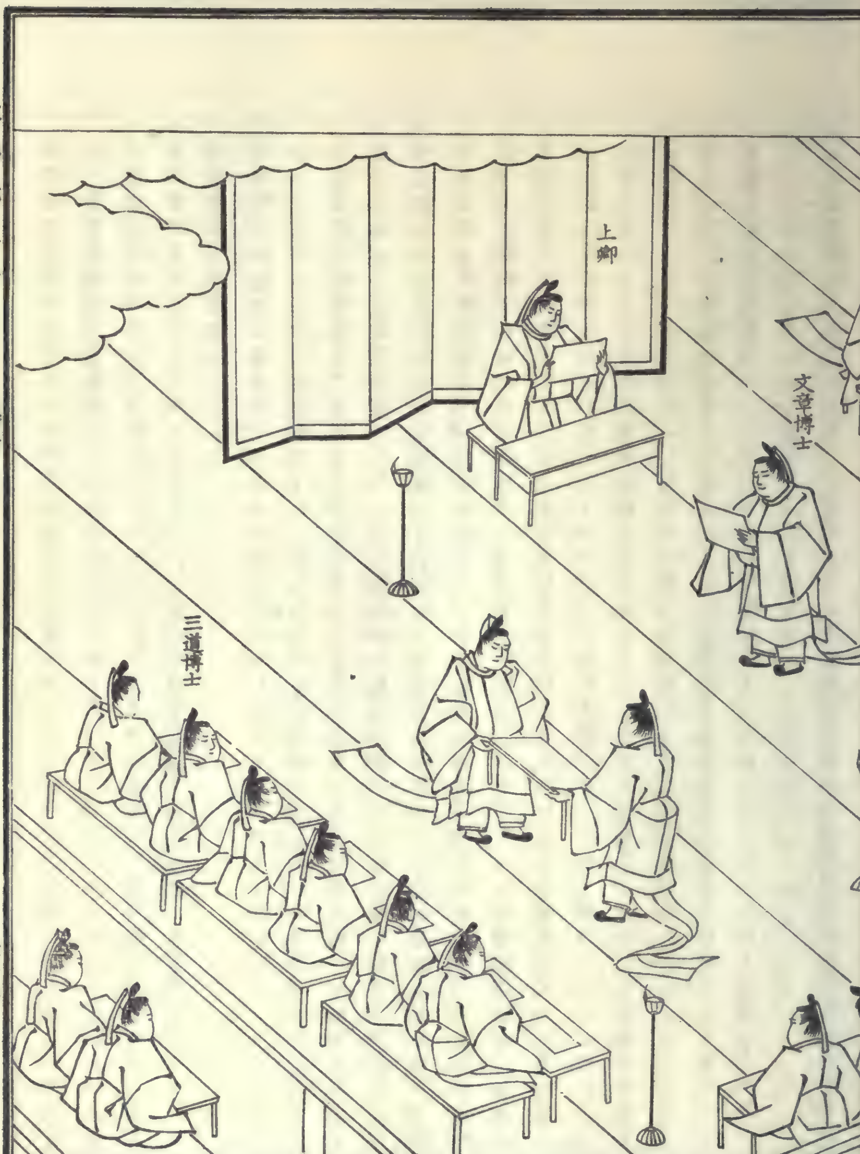
三月廿日　　　　治部少輔兼仲

謹上頭中將殿

衆等進名簿、別當取進之、奏聞之後、予下六位別當可召付之由仰之、此外無殊事、

廿四日癸酉、及晚參內、今夕被行御書所作文、予奉行、地下文人仰別當令催之、殿上文人自藏人方催之、再三遣使者、先之御書所立大盤二脚、居饗（用途大炊寮勤）、座上下有掌灯、次別當覆勘開闔衆等少々着饗座、勸盃及一兩獻、饗了舁出大盤、次奏事具由、先之主上密々渡御、（女房候御共、雲客不及脂燭、）次兩貫首（直衣、藏人指脂燭相伴、）引雲客着端座、次衆撤座下灯臺、（置詩路料也、）次座上立切灯臺、（撤本灯臺、切灯臺自御所申出之、）次置文臺、（折敷）次敷圓座、（已上衆役之）次大內記邦行（開闔）置序退、次人々置詩、（先六位、次儒者、次雲客、）自下﨟次第置之、予（○藤原兼仲）入座末、經中央置之、（詩令持兩手）人々次第着座、於殿上文人者五品等不及着座、（南座雖構假板敷、尙以狹也、）次別當差定讀師講師、（讀師事、別當尋重房朝臣之處、申子細、良輔朝臣可勤仕歟、爲輔朝臣依目所勞難叶之由申之、可爲如何樣乎之由可伺定由別當示之、仍奏聞之處、可依先例、且又可仰重房朝臣之由被仰下、）在範參進勤講師、重房朝臣勤讀師、次講頌儒士少々依召進寄講之、披講了、人々復座、次朗詠、（令月句別當出之、數經朝臣、宗冬朝臣助音、總是句幷隆周昭王穆王句又出之、隆周句可出哉否事、宗冬朝臣建治弘安兩度依貫首命出之、今度可出之由示合頭弁之處、兩度例當座不覺悟、可依時宜之由、次予奏聞直申入勅定云、可依先例、先々令出者、有何事哉、其趣示貫首幷宗冬朝臣了、仍出之、）郢曲了有連句、（脂之顧、宿紙等之、執筆衆春範勤之、）上句濟々焉、嫌返荒句等歟、狼藉不可勝計、垂布外堀川大納言、按察、中院中納言、二條前中納言、花山院中納言、式部大輔、藤三位等才卿連袖聽聞、依座狹予不着座、連句卅韻之間、天已曙了、連句員數有御尋、卅韻之由申之、次被召、予參進、於東面妻戶下被仰下云、被下硯幷高且紙、勅定云、春深詩境裏、予染燕弗書之、付韻事伺申之處、情字云々、以情爲韻之由注付之、書了經叡覽、懷中入座末、經奧座就別當座下、下勅題、次歸參給


〔弘安十年釋奠圖〕詩會
辨
少納言


上卿
文章博士
三道博士

御硯、檀紙出、置座上、退、人々有仰天之氣、頗令迷惑歟、朝日漸昇、毎事儼然、予卽沈思不及成草、卽書付之、一番重房朝臣、次長輔朝臣、其以後不見及、予詩第五番歟、置之、可謂早速、仰天之外無他、但詩境强作難題、但初度當座公宴非無怖畏、連一篇頗道之冥加也、今日有早出人、頭中將公敦朝臣、春宮權大進顯家等是也、臨期在久朝臣申所勞之由不參、當座詩重範讀上詩、長輔朝臣勤讀師兩座、予取之奏聞、於御前又有叡覽、

〔增鏡十三秋の御山〕さて世をしたゝめさせ給ふ事、〇花いとかしこうあきらかにおはしませば、むかしにはぢず、いとめでたし、御才もいとはしたなうものし給へば、よろづの事くもりなかんめり、三史五經の御論儀などもひまなし、みな月のころ、久しかるべきは賢人の德とかや聞えしにや、女のまねぶべき事ならねばもらしつ、上達部殿上人三十餘人まいれり、關白殿房實計、直衣にて御几帳のうしろにさぶらはせ給ふ、うへは御ひきなをし、御琵琶主上ひかせ給ふ、右大將實衡琵琶、春宮大夫箏、權大納言親房笙、權中納言氏忠和琴、左宰相中將兼季笙、右衞門督顯家笛、右宰相中將光忠篳篥、拍子はれいの左のおとゞ實泰、すへは冬定なりしにや、うへの御琵琶のねいひしらずめでたし、右大將はなどにかあらむ、心がけてもかきたてられざりき、御遊はてゝのち、文臺めさる、藏人內記俊基、人々の文をとりあつめて、一度に文臺のうへにおく、披講のをはる程に、みじか夜も、ほのぼのとあけはてぬ、御製を、左のおとゞ、かへすがへす誦じて、うるはしく朗詠にしたまふ、こゑいとうつくし、おりふし郭公の一聲なのりすてゝすぎたるは、いみじくえんなり、かやうのまことしき事は、かねて人も心づかひすれば、あやまちなかるべし、さきにのぞみて、俄にかたき題をたまはせて、うちうち詩をつくらせ、歌をよませて、かしこくおろかなると御らんじわくに、いとから井ことおほく、心ゆるびなき世なり、

〔公淸公記〕貞和六年三月十七日壬申、來廿二日、內裏御作文始云々、抑少將實時御作文參之志有之、

野宮殿〇藤原公繼以來、自幼少之時令參公宴給、但先賢與後愚不可相似歟、且又於所望者、云幼少云未練不可然事歟、然而又一向無音者、無念歟之間、今日以木工權頭親尹密々相談按察卿資明云、野宮左府以來、自幼年之間參公宴之條、雖存其例、於所望者又不可然、時宜サリヌベクバ令和讒給乎、答云、尤可然、內々可和讒申、但廿二日內裏御作文ハ、堅固內々御會也、御初參若不可然乎、重可承存、又新院御方御會初、有御有猿、是ハ聊可被刷歟、其時御參如何云々、又以狀示遣云、爲私不可存褒晴、建保野宮左府、于時少將、內裏褻御會始初參候キ、和讒候者可爲眉目、答云、早可和讒、何有子細、但可用意云々、

〔愚管記〕文和二年三月三日辛未、是日詩御會也、入夜參內、于時人々未參集、數剋候臺盤所、暫而出御、被相待關白、〇良基參之由有仰、入御之後退徘徊議定所方、此間關白來云々、先有御對面、其後出御議定所、余幷關白東帯以下諸卿着座、予着奧座、關白在端座、文人公卿日野大納言、別當式部大輔、兵部卿、治部卿、土御門三位、新宰相隆廣朝臣等也、殿上人兩藏人以下十餘輩也、文臺圓座以下、次第持參如例、次諸卿進置懷紙了、次讀師日野大納言予伺御氣色示亞相參進着圓座、講師藏人左少辨俊任、讀師召秀長朝臣、令重懷紙、講頌人式部大輔、兵部卿、治部卿、土御門三位等也、殿上人懷紙五六人披講之間、予早出、依上氣不快也、後聞、御製讀師日野大納言、兼帶講師兵部卿着直衣、講師之時持笏云々、頌聲云々、退以後事相尋日野大納言所記也、

准后被獻懷紙云々、准三宮良基ト書之云々、

此書樣不審、可引勘、若只今案歟、

余詩如此

三月三日賦桃花貢御園一首以春爲韻

從一位道嗣

私家詩會

桃紅占得貢園春、元己
芳辰風景新、陪宴英雄皆吐玉、蘭亭莫辨賢兼貴、

〔後深心院關白記〕應安二年九月九日辛丑、今夜內裏詩御會、幷御遊云々、詩題菊有重陽信、名字絶句大藏卿長綱卿所獻也、有邦序、序者刑部卿時親朝臣、文人二條前關白以下公卿十一人、兩藏人頭以下、殿上人十八人云々、先御遊、後講詩云々、

〔藤原家傳下〕藤原左大臣、諱武智麻呂、〇中略神龜五年六月遷大納言、〇中略當此時、〇中略文雅、有紀朝臣淸人、山田史御方、葛井連廣成、高丘連河內、百濟公倭麻呂、大倭忌寸小東人等、〇中略至于季秋、每與文人才子、集習宜之別業、申文會也、時之學者競欲預座、名曰龍門點額也、

〔菅家文草六詩〕詩友會飮同賦鶯聲誘引來花下勒花車遮餘斜家扶十六
鳥聲人意兩嬌奢、處々相尋在々花、身已遷喬來背翼、道如求友趁廻車、風溫好被綿蠻喚、景麗宜哉繡羽遮、閑計新巢紅樹近、苦思舊谷白雲賒、千般舌下閑專一、五出顏前見未斜、大底詩情多誘引、每年春月不居家、

〔粟田左府尙齒會詩〕暮春見嚴閤亞相山庄尙齒會詩　前近江守藤國光
春闈尙齒會佳辰、應似七賢晉日賓、除却昔時圖畫舊、感傷今夜宴遊新、花間煖酒人迎客、月下留車我待親、松偃暗傾千歲蓋、苔深自展一時茵、常思霜鬢經年暖、久禱桃顏逐日春、天若幸廳加十歲、欲招老伴繼家塵、

〇按ズルニ、尙齒會ハ率テ詩會ナルヲ以テ、此ニ其一ヲ擧タリ、

〔日本紀略十四後一條〕長元五年九月廿日戊子、關白左大臣家〇藤原賴道有詩會、題云、殘菊色非一、公卿以下濟々焉、

〔中右記〕永長元年三月二日、左少辨有信、午時許依殿下仰送書狀云、林花被隔霞春字今日可被講也、申

時以前可參仕者、難題之上、短晷已傾、難廻思風、申時許先參內、秉燭與式部丞藏人宗仲同車參殿下、二條殿、有詩筵、江中納言、左大辨、頭辨以下雲客四五人、儒士六七人許、不及廣歟、伊賀守孝言爲序者、大內記俊信爲講師、人々詩不有秀句、難題之上、頗日暮之所致歟、歸參宿仕、

〔永昌記〕天永二年十月四日癸巳、參候殿下、〈○藤原忠實〉行明日御作文事、殿下自內出御、大藏卿匡房卿可獻詩否之事聊被尋仰、相公被申云、不參獻詩猶可無便歟、就中殿下可御々座、未聞前例、又位雖上臈爲前中納言、〈○大江匡房〉次第何樣可被講哉、藤納言被申云、主人納言〈○忠實子忠通〉御作最極可講、匡房卿作尙無便宜歟、殿下仰云、獨遺之人也、猶扶所勞可參、若可然只可獻詩草之由、重可仰遣者、於被講次第追可左右者、彼卿返報云、所勞尙重、又有相憚事、不可獻詩草者、若存此儀歟、　五日甲午、中納言殿〈○忠通〉有御作文、始題云、松獻遐年壽、〈長字〉大藏卿匡房卿所撰申也、

〔永昌記〕天治元年〈○保安五年〉四月九日丙辰、入夜參內、相府〈○藤原忠通〉作文會、惟爲臣昇進之後、始言詩也、公卿三人〈大理師時卿已上、直衣、予(藤原爲隆)可異他人、然而依所勞不着位袍、〉殿上人行宗朝臣以下儒、古成業、非業、相並廿餘輩、〈多着衣冠、地下人々或布衣、〉主人內府被仰云、主人座橫座歟、如何、申云、奧座上可宜、御座前可置文臺之由答申、仍改之、詩判所可書姓歟、答申云、不可令書給、文人座二行長押上儒之、長押下儒士大夫等候之、先置文臺、〈硯蓋敷〉圓座、〈以上職事衣冠役也〉切燈臺〈同前〉、問講師勘ヶ由、次予顯業、〈衣冠取笏、本申行盛可宜之由、初度御作文爲尉佐也、而申下同所勞之由〉先開席〈大內記宗光所勸申〉、講師別當次第講頌、良久餘興未失、主人御作、顯業更不講題字、只如傍輩、人々或傾、又公卿等皆書應敎之字、御堂御作文、齊信卿不言敎字、予不付注書、有注二字可然之由、人々示之、講了退出、

〔宇槐記抄〕仁平三年五月廿六日甲寅、永範朝臣持來東宮切韻、禮部韵略、玉篇等、夾竿守字去聲所々、仰曰、光範詩已無其病、定浴恩歟、在御定、自餘五首皆有病、其中誰得題意哉、答曰、登宣詩存禮義之情、又曰、同詩曰掩恩成云々、此事不審、若本文歟、敦綱詩云、殊川携登云々、字從所不審、仰曰、所申之事可注進者、卽加四難注一紙退出、

〔明月記〕元仁二年三月八日、御作文、○中略殿○九條道家仰云、主人在簾中之時之儀、置詩之時如例置之、講師進時、取文臺、御簾于向テ置之、講師座向西可坐也、講師納言可被存、小時依右中辨告各着御前、主人出御、殿下御簾中、諸大夫四人置文臺、敷講師圓座、置打敷、立切燈臺、持燈臺之人取讀燈取高燈臺退、次序者文章博士長倫朝臣、取副笏、膝行置笏置詩退、次地下文人次第置之、及于信定朝臣、次殿上人六位藏人高長以上、及于淳高朝臣、次宮內卿自座中進文臺南、對北座置之、今夜可着奧端之由被仰、仍大府卿奧座次第進置了、中納言猶立置之、坐圓座東板、取詩召講師、大內記長良東帶取笏昇長押之間、依仰經納言之東向西座、文臺ヲ御簾前置、中納言講師罷可向西座、召信盛、其詞、信盛令撰重詩、此間召右中辨、兩文章博士、孝範朝臣可近參由被仰、各候長押下、先講序如恒、此兩度講師總不讀人名、若是近代之儀歟、大藏卿孝範朝臣詠之、納言又聊助音、次第講之、淳孝朝臣、孝範朝臣腰句再許詠之、至于公卿胸句同詠之、腰句或及兩三反、御作四韻皆詠腰句數反、又胸腰句、次頌聲了、各退候本座、主人入御、各勤座、即退下、予○藤原定家即退出、○中略予腰句、殿下○近衞家實內々御覽、頗被感仰、

　塵外風光催軟語、壺中樓閣映濃句、艷留玄圃待周穆、翅從赤松嗤漢臣、

講之間、大府卿翅從赤松有被許之氣、

〔先哲叢談一〕藤原肅、字斂夫、號惺窩、北肉山人、柴立子、廣胖窩、皆其別號、播磨人、○中略嘗應關白秀次召、與五山緇徒同賦詩于相國寺、他日復召、卽辭以疾、而謂弟子曰、君子小人有黨、非黨而交、終不相容也、以余交秀次、非唯終不相容、後必有悔不可追者、余不欲復見、秀次聞而銜之、惺窩懼不免、乃避之肥前名護屋、

〔紹述先生文集三序〕耕雲雅會詩序

予所識豐滿河端二生、產乎江之八幡、好學耽文、樂道乎畎畝之間有年矣、且慕家君之道、旦夕叩吝、茲春介三浦養庵氏、借那波古峯氏東山別業曰耕雲庵者、請先生長者宴集、予父子亦與焉、時山紅澗碧、

集東皐之勝致、面峯背寺、挹西嶺之佳景、眞物外之趣也、不終日諸君詩成、字々錦繡、句々琳琅、亦希觀之會也、斯人也而逢斯會、斯會也而集斯地、不亦奇乎、既徴予言嚴、雖不免貂續之嘲、而爲二生幸之、敢記其顛末、時元祿乙亥之歲三月二十有五日也、

〔銀臺遺事下〕一詩をこのみて作らせ給ふ、遺稿數卷有、樂洋集にもいさゝか載せたり、御年若くましませし時、服部元喬高野蘭亭抔めして、詩會たび〳〵ありき、此人々を、先生々々とて尊み給ふこそ、唐土に布衣の交りのためしなどにや覺えし、殊に元喬は、詩のみにはあらず、よろづの事をも取計らひければ、贈肥後侯序とて、心を盡して書たるもの抔もあり、其文集にのせてあまねく人の知る事なれば、爰に略す、號を南郭といふて、其頃天下に名高く、かなたこなたにて、もてなされしものなり、

○○○○

〔朝野群載十三紀傳〕北野吉祥院廟（仙社准之）

七言、三月盡日陪吉祥院聖廟、同賦古廟春暮詩一首、以某爲韻、井序、

〔本朝麗藻下神祇〕七言、九月盡日、侍北野廟各分一字詩一首探得口字井序　高積善

夫形者百年之旅館也、名者萬代之嘉賓也、西狩以後、奕世蹔塵、猶揚魯門之風、東征以來、幾年德輝、高懸漢家之日、如我聖廟、不其然乎、聖廟舊花可知、兼佩將相之印、末葉作鑒、忝顯詩書之功、況乎文學爭鋒之初、一家方享邦國之大名、雲雨裝飄之後、餘裔猶爲風月之著姓、今之吏部相公、（輔正菅原）是其四葉孫也、相公久樂祖宗之道、槐棘踏陰、多仕文武之朝、星霜在首、昔受任於海西之府、誠求拜其先靈之神、今設宴於城北之祠、豈非講其先靈之德、當其觴爵行而座方酣、絃歌進而曲將罷、相公顧曰、景物之感窮於秋、古人以爲一歲終愛賞之思迫此日、風俗以名九月盡、前輩之深於詩者、傷其萬緒之時也、禮云、志之所至、詩且至焉、詩之所至、禮且至焉、今日賽於廟庭、宿昔之志而已、於戲黃公神之受筆硯、文章落自前軒之雲、劉君仙之歸煙霄、青松老於故溪之月、情感之源、古今通浪者也、積善出懷宗以慕義、願殘

涯、以新恩、禁路遙而雖期、青陽薄寒木頂、筆耕疲而未獲、秋風暴虛苗之眭云爾、

〔本朝文粹十三願文〕賽菅丞相廟願文　慶保胤

沙彌某前白佛言、往年爲榮分爲聲名、祈廟社祈佛法有日矣、遂其大成徒于微官、是天之工也、是神之福也、其一願曰、就天滿天神廟、會文士獻詩篇、以其天神爲文道之祖、詩境之主也、〇中略

寛和二年七月廿日

〔水左記〕承保三年九月十二日、此日諸儒等於北野古廟有作文云々、題云、宮殿甚嚴飾、序者右衞門權佐敦宗云々、

〔續世繼六花散庭の面〕右大臣公能のおとゞ〇中略むねとは詩つくり給事をこのみて、中將などきこえ給しとき、北野の人の夢に久しくこそ詩など講ずる人なけれとの給はすとて、野徑只青草とかいふ詩、はかせ學生などあまたまうでゝ講じけるに、とし二十に少しあまり給へる、若き殿上人のみめかたちはいとおかしくて、うへの御ぞなどなよらかにきなしたまへるに、ほそ大刀平緒などえなやかにてまじり給へる、神もいかゞごらんずらむとぞ覺えける、次第に朗詠したまへりけるなかに、はなやかなる御聲して、羅綺の重衣たるとうち出たまへりける、とし老たる人など涙をさへ流して、むしろこぞりてめで思へり、

〔古今著聞集四文學〕文治三年九月七日曉、秀才長官爲長夢に、權右中辨定長朝臣、北野宮寺にて、臨時作文をおこなふと見てけり、爲長、このよしをかの弁に告ければ、おどろきて人々をすゝめて、同十月六日作文をとげおこなひけり、題は廟庭歲月長、源中納言通親卿以上參れたり、序は大內記長守ぞ書ける、披講の後、新中納言兼光卿、式部大輔光範朝臣、大學頭在茂朝臣、文章博士光輔朝臣等朗詠しけり、むかしの御餘執、猶おはしますにや、近比も、かく文にはふけらせおはします事おほく侍り、

〔吉續記〕正安三年十二月五日庚午、不出仕、今夜北野聖廟作文可參之間愚作令沈思也、入夜參聖廟、（毛車、束帶如例、）頭辨連轅、人々已著廟前座間也、予（○吉田經長）於南階下弃劍着東座、（西一座春宮大夫（源通重）着之、今日上首也、）自上藺見下題、次置詩、（自下臈置之、皆置笏、面々不同也、）予取副詩於笏、揖起座、下長押西行、又昇長押、進圓座下、一揖、膝行兩三度、置笏置詩、了逆行、揖左廻退、次春宮大夫着講師座、讀師予可勤之由被命、左大弁宰相參上者、大丞先例勤之由返答、左大辨參進、下讀師參進、講師憲長、前菅宰相、菅二位、式部大輔、菅三位等、召着披講席、非成業之人尤可召着歟、予早出、

文人

春宮大夫、（通重）予、帥、（爲方）萬里小路中納言、（師重）按察、（親康）前菅宰相、（在嗣）中御門宰相、（宗冬）左大辨宰相、（有房）坊城二位、（長經）近衛宰相、（資香）前宰相、（信經）式部大輔、（資家）菅三位、（在輔）殿上人頭辨（定房）已下濟々焉、頭辨着公卿末西座、上皇（○伏見）法皇（○後深草）於東簾中、御聽聞、今夜之儀嚴重也、

題、（雪爲廟樹花、以匠爲韻）序者右衛門權佐資冬、

〔本朝文粹十一序〕初冬陪菅丞相廟、同賦籬菊有殘花、　源相規

夫菅丞相廟者、在西府東北二三里矣、廟立之後、六十餘廻、星霜推移、莓苔之色彌厚、春秋雖改、松栢之聲常寒、到此何人能緩情感者哉、元年十月、都督相公率一府之群僚、命合宴於其下、蓋改彼仲春射鵠之禮、以展初冬玩菊之筵也、仙籬景暮、孤叢花殘、映沙而留、先驗貞心於嚴霜之底、擅場以立、遂知勁節於疾風之中、宜宛廟堂之莊嚴、不比俗境之愛玩、既而奠禮漸畢、遊宴亦闌、（○中略）相規廊下舊生、管內愚吏、恐陪仙洞之末席、敢獻鄙野之蕪詞云爾、

〔本朝續文粹八序〕七言、秋日陪安樂寺聖廟、同賦神德契遐年詩一首、

從二位行權中納言兼都督大江朝臣匡房

夫涉流於泗水洙園之道、歷覽於玉牒石記之文、神仙聖賢之蹤、不若我聖廟、聖廟昔是萬乘之賢相、今

則四海之尊神也、明遍日域、增光輝於二百年之間、德亞月氏、分應化於三千界之裏、方今垂靈蹤於五夜之夢、創佳會於八月之風、廻翠華而幾地宮懸四張、排蒼栢而二朝、榮觀千品、飫宴獻酬之禮、司存區分、潤豁沼沚之毛、神其尚饗、於是初轉法輪牛車之論、皆廻施於一實之大乘、後揚詞浪河漢之才、自流入於六度之巨海、盛集之興復非稍事、觀夫神德無疆、遐年是契、設此如在之奠、爲彼不朽之勤、桑田縱變日祭月祀之儀長傳、芥城縱空、配天掃地之信無絕、況亦崑崙萬歲三寶之桃矣、便充枌楡之珍羞、崆峒四刧一熟之瓜焉、更代蘋蘩之綺饌者也、既而洞月方傾、山雲欲曙、陪座之徒各相語曰、社稷之臣、政化雖高、朝闕萬機、未必光姬霍、風月之主、才名雖富、夜臺一掩、未必類祖宗、彼蕭々暮雨花蓋巫女之臺、嬬々秋風、木下伍子之廟、古今相隔、幽玄惟同、匡房五稔之秋已滿、待春漸艤江湖之舟、再觀之期難知、何日復列廟門之籍、但願神恩必垂冥助云爾、

〔古今著聞集四文學〕江中納言匡房、承德二年都督に任じてくだりけるに、同康和三年に都督夢想の事ありて、安樂寺の御祭をはじめて、八月廿一日、翠花を淨妙寺にめぐらす、此寺は天神の御事をとゞめし地也、治安の都督惟憲卿、彼跡をかなしびて、一伽藍を其房に修復して、法花三昧を修す、同廿三日、宰府に還御、僚官社司みな馬にのりて供奉す、廟院の南に頓宮あり、神輿をそのにやすめて、神事をその前におこなふ、翌日に宴おはりて、夜に入て、才子ひきて宴席をのぶ、是をまつりの竟宴といふ也、神德契遐年と云題をはじめて講せられける序を都督かゝれけるに、〇下略

〔本朝麗藻下佛事〕七言、暮秋勸學會於法興院聽講法花經、同賦世尊大恩詩一首、以深爲韻、并序、

高積善

暮春暮秋十五日、緇衣白衣四十人講法華、味文藻、名曰勸學會矣、近世以降、會衆之鐘不聞、赴期之客無音、月輪像前講筵空倚曝露之冷壁、天台山下詩境還爲望雲之故鄕、廢絕之趣自然而然、方今位祖構者不幾、僧俗纔五六人、適過洛陽中、議以復舊之計、僉曰、本堂破以不構、無處相期、行路遠而有煩、誰

人必到、況乎九州之地、遞有盛衰、當其衰也、其事不建、安知此會之所廢不須復其去之令、然沈吟而日月漸久、終入左相府之聽、相府觸事重舊風之欲墜、毎道戒先祖之可傳、許此院以繼我會、依鴻恩以事雁王而已、遂使世尊之有大恩、我等之無一報、銜珠以有何由、已繫內衣之間、粉身以可不足、忽得中道之理、頃藏之志、不可測量者也、既而清景難遇、佳期可知、汝南備雞之家、范張唯二友、城東讃佛之席、風月是幾聲、積善競宿露以誦一乘之文、厲落日以繫九品之望、歷閑官而多暇、朝暮之薰修漸積、顧殘涯而少歟、山林之素意屢驚云爾、

〔朝野群載十三紀傳〕書詩體

。。。勸學會　遊山寺

七言、暮春勸學會、聽講法華經、同賦攝念山林、各分一字一首、以空爲韻、并序、

官姓名但□必書七言詩一首字、他人不書之、

〔扶桑略記二十六村上〕康保元年三月十五日、大學寮北堂學生等、於叡山西坂下始修勸學會、由聞法勸喜讃之心、講法華經、以經中一句爲其題、作詩詠歌也、序曰、處無定處、新林月林之一兩寺、期有定期、三月九月之十五日、已上保胤、

〔本朝文粹十三知識文〕勸學會所

欲被故人黨結同心合力建立堂舍狀　慶保胤

堂一字一間四面、可有禮堂、

廊二字各七間、僧俗房、

屋一字七間炊爨所

右起會以降、十六箇年、緇素歸心、內外勸學、善哉此會、未曾有之、但有會名無會處、毎至期日借求諸寺、若有謗法之倫是惜、若有觸穢之事可避者、其奈有期之會何、豈可不歎乎、假使一度延之闕之、人心自

息、我會空廢焉、不能無寺、去年前甲州司馬刑部郎中、施入地一處、彼何人乎、與善如是、我等何不造一堂於其中乎、嗚呼不聞蚊聲成雷、不見狐腋作裘、莫辭官無俸祿、莫謂家太貧窶、唯是力之所任、志之所欲、雖一錢一粒、雖寸鐵尺木、所不亦嫌也、古今有造高堂大館者、寧非旅宿乎、有堆黃金美玉者、又是浮雲也、我等適起此堂、永修此會、世々生々見阿彌陀佛、在々處々聽法華經、是大因緣也、是大善根也、若有故人黨結之外、同心合力之徒、可以隨喜、可以頌歎、今記事由所唱如件、請各勤之、勿以忽諸、

天延三年九月十日　勸誘源（高階）

〔半陶藁三〕書海寺迎洛客詩后

延德二歲秋閏八月初吉、會海上金山、作者餘二十人、以海寺迎洛客爲題、爲余（龍○彥）設也、善慶老師爲之遨頭、乃吾門遺老、而洛社氷霜耆英也、其與會者某也、龍山某也、年山某也、玉府惠山、皆洛客也、蓋江山有意于此會者久矣、而余偶會其事、發覺焉耳、事待余而發、則謂之爲余亦可也、余何人、幸哉、嗚乎、江上青山、沙上白鷗、約余再游、而他時異日假海若辭、託波神意、爲余作移文者、諸君其人也耶、記取焉、

〔紹述先生文集序三〕廬阜雅集詩叙

八月十三日、偶應一品大王之召、陪宴于廬山蘭若、時天宇澄霽、月色清朗、實希有之奇觀也、大王乃命諸客、同賦玩月之什、分古句爲題、或絕或律、任意長短、緇素之客二十餘輩、各抒雅懷、操毫疾賦、僕亦與焉、可謂追梓澤之勝遊、繼西園之雅集者矣、詩成、已及四更、命僕叙其由、辭而不獲、因記之歲月云、時元祿癸酉之歲也、

〔日本敎育史資料十九寄宿〕稽古所詩文會定書寫

一以來詩文會之節、宿題席上共書式相定候間、別紙之通可被相認候、若書式に合不申詩文有之候はゞ御差出候共受取不申候、尤草書にて被認候儀不宜候事、

一書式之通、題之下ゟ平生相用候苗字名乘可被認候、二字苗字を一字に認、或は源平藤橘等之姓

又は別號等被認候儀不宜候事、

一宿題系紙、會日以前に一人ゟ三枚宛相渡候間、書損有之候節は、右餘分之紙ゟ可被認直候事、

書式　題、本文より二字下ゲ、　苗字名乘俗名誰

一詩之書式も右體と大槩同じ、句之長短に隨て大抵見計ひ、行つまりなき樣可被認候、

〔日本敎育史資料三舊秋田藩〕學校

每月文會詩會各一次、文ハ記事簡牘、或ハ序論記傳等ノ二三題ヲ課シ、或ハ宿題、或ハ即題、終日間ニ之ヲ作ラシメ、薄暮ニ至リ、學館長以下列席シテ敎授係員之ヲ誦讀シテ、其巧拙ヲ撿ス、詩會亦之ニ同ジ又詩文トモ、時アリ、館中諸員ニ課題ヲ與ヘ、稿トナシ、學館長ニ於テ之ヲ批評シ、其甲乙ヲ定メ、優等者ニハ時ノ賞與ヲ付ス、

〔日本敎育史資料二舊佐倉藩學制〕諸會

一每月詩會兩日、文會兩日に被相定候間、佐授讀以上之面々、一ヶ月ニ一度づゝ急度出席いたし、詩文とも席上之作一章、宿題一章づゝ可差出候、尤初心之者は、詩は五七絕、文は席上は復文、宿題は記事之類にても不苦候、右者付敎、都講引受致世話、取集、每會草稿綴置、十二月にいたり、御定之通、入御覽候事、但佐授讀以下望之者出席勝手次第、幼學之者も可成丈致世話、詩作一二章宛も爲差出候樣可致事、

〔日本敎育史資料二舊佐倉藩學制〕增補温故堂規則

修業規

一詩文會共席上之題は、敎授幷學頭之內相談にて可被差出候、學生之心次第出題無用に候、尤席題は、詩文又は復文等にても、其席にて卒業致候樣可被心掛候、體裁は銘々心次第に候、且又宿題之儀も、折々敎授學頭より可被致出題候事、但詩文共に、其日面々卒業之遲速に隨ひ、書留置、每年

十二月に至草稿之儘にて可被差出候事、

〔熊耳先生文集正編十三雜文〕詩會約

月一日以望、出席以自巳如午之間、速勿上辰、遲勿下申、是爲限、聚比過半、乃議建題、席題絕、必以其日作出之、宿題律、以會間作出之、然才有至不至、力不同科、卽席律宿絕、唯其所欲、非所必也、若或席上不成者、許與宿題以會間作出之、先建題、必讀古人之作、絕可十首、律可五首、諷詠翫味一過、是不特爲講習、以令各從容先自入詩境界、放散之氣頓化、結構之思漸熟、且取趣得興、亦自在其中矣、方其澄心凝思、意匠慘淡於經營之中也、苟非反視聽屛氣息、靜默深坐、維精維一、以從事於斯、何以得之、則切忌高談劇論、强聒左右、是非特妨人、亦自壞亂、何得益之有、儻或有以不用意得之者、人必有靑蓮之才、然後當許之、豈所望常人哉、是尤懲焉、進有先後、成有遲速、後進倘有不穩、宜不自恥就先進正焉、而先進亦宜不自惜爲之處置得所、輔仁之道、於斯乎在、速非麁、遲非精、唯其所至、然欲速不達、譬諸攻玉、以漸則不毀、則亦唯在鍊熟之耳、且卽有速成者、宜顧望以出之、恐因爭心損精一之思也、三人以上爲會、則未嘗限其數、然甚寡乏於彙征、而過多則近乎糅雜、則寡不下四三人、多不上十許人、爲中適也、但篤志於此技、而願入聯者、不必拒焉、聯中宜察其人謹厚終始如一否、然後許之、蓋一心一德、多何嫌焉、唯在恐其人有徒爲試席而來、今日入明日不知其出者耳、君子何所不由恭、況以文會友乎、然而一張一弛文武有焉、坐久血勞、默久氣鬱、血氣勞鬱則妨於運思、則燕居便坐、私語竊吟、亦所不深戒、唯其要在勿辭氣鄙倍、容貌暴慢、以至使傍人反愧耳、若夫聲律可嚴、韻礎可正、體格可辨、風調可高、篇法可完、章法可整、終始可貫、前後可照、而無麁語拙句、不可使一句無所本、一字無來歷、則詩家常訓、此不再贅、然猶倘要人人相戒守以勿違焉云爾、凡會業、必有食飲、食食出若行厨、唯其所便、飲輪次齋之、視席爲最、多不至困、寡不至渴、浹洽而已、肴一方一圓、唯其所有、不必另外營、以其唯爲助氣力而非燕饗之會也、若有事故而不出、不必報、以或有乏使人也、館有事故、辭亦如之、以不可遍報也、若有故離聯、須遍告衆以退、

勿無辭以出、禮固當然者也、

〔日本紀略 村上四七〕天德三年八月十六日己丑、於清涼殿有詩合、題十首、

〔西宮記 臨時八〕詩合

天德三八十六、己丑、有詩合、左右各十首、其儀垂東庇御簾、當孫庇南階儲御座、(立倚子、敷毯代、)上倚子敷疊圓座、爲公卿座、御前庭掃部寮敷疊爲左右方人座、宸儀御出、王卿依召參上、侍臣以突重賜王卿、(左內藏、右穀倉院、)左方進獻詩之間、右先經仙華門參入、獻詩十首、書縹色紙、入淺香筥、(置口縫立塗組等、)敷竹豹皮、所雜色舁文臺筥置其上、左方經瀧口小戶參入、獻十首、書縹唐紙、(令下給題日、書中其物色上、)納蘇芳地螺鈿筥、(置口縫立花足組等、)敷唐錦一條、殿上六位舁文臺筥置其上、(左右道風書之、)臨昏殿上舉燭、主殿供庭燎、左召式部權大輔國光朝臣、右召右中辨文範朝臣、令講詩、參議大江朝臣(維時)評定、右衛門佐忠尹、左少將元輔、執紙燭候左右、童在庭中刺籌、(右少員二勝、)每有勝負行罰酒、亂聲納蘇利各退、王卿奏音曲、御厨子所供御菓子、左大臣供天酒、中宮給祿、可見別記、

〔天德三年八月十六日鬪詩行事略記〕當月一日、於御前被定左右之頭、左頭民部大輔源保光朝臣、方人刑部卿源爲明朝臣、右近中將源博雅朝臣、式部權大輔藤原國光朝臣、右近少將藤原兼通、少納言藤原兼家、右衛門佐同忠尹、右近權少將同清遠、左衛門佐同高光、攝津守同安親、藏人式部少丞源是輔、大內記藤原令茂、修理亮平口口、藏人口珍材、非藏人藤原佐時、小舍人等也、此外以藏人所衆三人爲行事也、雜色源兼遠、文章生藤原爲輔、學生清原元眞等也、

右頭右兵衛督源延光朝臣、方人大藏卿源盛明朝臣、左近中將源重光朝臣、藏人頭左近中將藤原伊尹朝臣、左中辨同文範朝臣、右近少將同助信、左近少將源伊陟、藏人式部大丞大江齊光、主殿助藤原爲光、右衛門少尉同永保、非藏人同重輔、小舍人等也、行事雜色紀文利、文章生藤原雅材、文章生同宣雅等也、左右相分之後、被下十事御題也、

與月有秋期（絶句）　蘭氣入輕風（燕字）　螢飛白露間（書字）　唳雲胡雁遠（行字）　秋光變山水（深字）

蛩聲入夜催（寒字）　林開霧半收□□　綴艸露垂珠（物看殘闕）　松江落葉波（紅字）　秋聲脆管絃□□

當日儀（〇十六日）

清涼殿孫廂立御倚子、申二刻許宸儀出御、王公卿士候簀子敷、如臨時祭也、（太宰帥親王、大納言兼左大將藤原朝臣、中納言源朝臣、右大將藤原朝臣、中納言兼左衛門督藤原朝臣、參議大江維時朝臣、參議右衛門督藤原朝忠朝臣、參議藤原朝成朝臣也、）同三刻許左右方立文臺、（行事衆一人、取土數鋪一額間南庭中、二人昇文臺立其上、但匝及臺造蘇芳折立、華數物用紫地錦、土數用竹豹皮、總角紫村濃組、匝中納十枚詩、即書唐綵色紙、右五位侍臣一人、取土數鋪額間北庭中、二人昇文臺立其上、但匝及臺造蘇芳施螺鈿匝折立、臺數物用東京錦、土數用紫地錦、總角蘇芳村濃組、匝中納十枚詩、同書唐綵色紙、以金銀泥每枚繪件詩題之意、詩書其上、）左方詩人念人、列坐玉階北砌、右方詩人念人、列坐玉階南砌、同四刻許左右出座、指籌小舍人（自是以前、敷之左右、以圓坐一枚、爲座、）頭之左右方人取納詩匣、昇殿膝行、置御前、（左右衛門佐忠尹、右侍從濟時、）次召左右四位各二人、（左大將傳宣、）左、民部大輔保光朝臣、式部權大輔國光朝臣、右、右兵衛督延光朝臣、左中辨文範朝臣、各稱唯、起昇殿候御前、即仰國光保光朝臣、爲左講讀師、仰文範延光朝臣、爲右講讀師、次召左右脂燭、（左右衛門佐忠尹、右近中將元輔、脂燭參出、）次召參議大江維時朝臣、稱唯、起座進候御倚子南邊、奉勅爲判者、次左右讀師各舒第一詩、置匣蓋上、

第一　與月有秋期

左　　文時

何秋與月不相思、豈若今秋二八時、爲向清涼風景奏、望雲別有萬年期、

右　　直幹

金波卷霧每相思、不似涼風八月時、定識聖明鸞殿上、清光長獻萬年期、

左詩講畢、次右詩講畢、時剋之間、判者以右爲勝、爰右念人勸盃於左、相分巡行漸畢、（〇第二番以下略之）鐘漏頻移、勝負不定、左右伶人、澄心傾耳、絃管綏調、鍾鼓偸鳴、已及曉更、判者爲持、右方出少童、納蘇利舞之間、奉獻勝方之拜、事畢之後、宸儀入御、

先是十有余日之程、左右方々或斟陸機之詞濤、或謂潘岳之麗藻、吟風頭而骨寒、嘯月下而思遂、當時好文之輩、莫不羨進此列者也、然而當其選者、左方右中辨菅原文時、式部大丞同輔正、民部大丞源相規、菅原理詮、刑部丞紀伊輔、勘解由判官源順、右衞門少尉藤原仲輔、學生同公方、同行葛清原元眞等也、右方中納言源朝臣、參議大江朝臣維時、式部大輔橘朝臣直幹、太宰大貳藤原朝臣國風、勘解由次官菅原名明、大內記藤原俊生、少內記同篤茂、文章得業生藤原雅材等也、

抑件風客出詩之時、珠玉區分、左右選異、左方則片善不遺一字、必拾採犀象之牙角、加其篇中、抽翡翠之毛羽、補彼句首、右方則不然也、簡文湘東、雖有攀花之草、徐陵庾信、雖有舒錦之詞、併採驪龍之珠、專綴衆狐之腋云々、又木工頭小野道風者、能書之絕妙也、義之再生、仲將獨步、施此屛風、書彼門額、處々莫不靈、家々莫不珍者也、仍爲一朝之面目、爲萬古之遺美、競其淸書、左右渴望、左右相定之日、左者卑詞篇禮、請以消息之書、右者差行事衆、殊含丁寧之意、左右逐電、一時到門、方今欲寄左、則右使光〇（光恐先）譏詞、欲寄右、亦左書入手、持疑之間、未有一定、而十五日朝、左方送消息云、間家人稱物忌、不通事由、爰右頭右兵衞督延光朝臣、藏人頭左近中將伊尹朝臣、左中辨文範朝臣等、強排門戶、突入家內、主人不堪、已相謁、四人相携、一車同乘、到枇杷家、引入座上、盃酌頻巡、歡娛無極、丁寧詞中、淸書已畢、于時左方、適得此聞、上奏道風朝臣乖于先日約之由、可召仰之綸言已畢、而使牛頻到門戶固閉、通宵宴飮、曉更相分、十六日巳時許、參入於內、蒙仰之後、更書左詩、然則左右之詩、或眞或行、垂露之文、向日彌耀、秋風之體、映燈猶遺、可謂乾坤一物、在於斯人、遠稽唐家、近訪我朝、初自彼會昌好文之時、至于元和抽藻之世、雖馳淫放之思、未有鬪詩之遊、仍爲後代、聊以記之、

〔善秀才宅詩合〕（應和三年三月十九日會云々）

左

茂能（保胤）　藤孜（秀孝）　橘能（正通）　藤賢（在國）　高譽（重名）　三二（篤信）

右

高俊相如　橘宜倚平　茂興保章　源澄爲憲　高文兼弘　文愼知正

鶯啼春暮時左勝　洒從花裏酌左勝　紅霞間綠樹左勝　嵐度殘花下右勝　柳絮瓢春雪右勝

花鳥尚留春依左詩誤字未定

左講師藤政　右講師橘宜

評定

加賀介萬茂　藤內記行葛　善秀才道統

鶯啼春暮時以閑爲韻

左勝　藤政秀孝

韶光漸盡暮林端、閑聽鶯啼數曲殘、鳥意若知風客意、嬌音猶莫逐春闌、

右　橘宜倚平

春歸應易駐應難、不用鶯啼惜景闌、芳節縱雖隨例去、莫思舊谷半句殘、

〔侍臣詩合〕永承六年三月廿七日、國成朝臣依勅獻詩四首題、則兩兩書分、令侍臣八人探取之、給同題者可相合也、同廿九日、被講件詩、前後結番、見詩次第、但無分左右矣、及講期、勅國成朝臣令評勝負、而國成朝臣雖蒙再三勅命、固辭不申勝負、

紅霞籠遠樹遙字　右馬頭師基

紅霞春日映清霄、遠樹自籠望裏遙、郊外林藏光發暮、雲端稍繡色濃朝、高埋嶺嶽孤松透、斜掩野村臥柳消、寄語此時相伴客、山川臨眺幾迢々、

木工頭經信

一自紅霞出碧霄、更籠遠樹望逍遙、斜橫村柳光猶鎖、遍蔽溪花色未消、林表難分韶得曉、山顛何在掩

來朝、含毫雖耻風情少、可惜暮□隔此宵、〇以下略之

〔殿上詩合〕天喜六年四月

題五首

松月夜涼生心字　蟬鳴宮樹深亜中　泉石夏中寒勒韻　滋綠草心長同字　扇裏有秋風凉字

詩人八人

左

藏人頭右近中將隆俊朝臣　權左中辨資仲朝臣　左少辨師家朝臣　右衛門權佐隆方

右

左馬頭經信朝臣　右馬頭師基朝臣　藏人左衛門權佐憲房　文章生藤原季綱

撰者

左　大學頭實綱朝臣　右　式部大輔定親朝臣

淸書

左　內匠頭兼行　右　中務少輔公經

一番　松月夜涼生以心爲韻

左　隆俊朝臣

松綠月明勝趣深、夜涼生處足披襟、梢晴嵐有淸秋韻、朶映煙非盛暑陰、丁氏夢寒驚雪思、嵇公姿老戴霜心、寄言詩酒宴遊客、萬歲光輝屬禁林、

右　季綱

夜涼生處一相尋、松月蒼々漏正深、煙葉變霜无暑氣、風枝帶雪有秋音、燕珠應耻林明裏、鄭篁漸疎蓋潔陰、祝著殿庭君子樹、擬期千載慣貞心、

〔長秋記〕天永二年六月廿日、於八條殿有詩合事、文臺二(硯筥蓋)圓座二枚、灯臺二本儲之、盃酌一兩巡後、藏人實兼記今日事、題五首、(四季雜等也)着座、取孔子分、如題取之、詩自本書五首、是各爲押孔子分也、左講師篤昌、右講師周光、講了見記、

〔長秋記〕天永二年九月八日、大藏卿(源道方)家作文、〇中略未剋許、自大藏卿許送消息云、今夕可作文、題菊花寫水心、(秋字)必凝風情可來者、承由答了、秉燭間、行彼亭講詩序者、永實、講師廣俊、事了分散、下官白浪還黃九日秋旬、亭主深有感氣、

〔資實長兼兩卿百番詩合〕

左春　資實卿

(春作四時始)漢十二皇高祖德　唐三百載太宗功　(雪霽草餘青)南老鬚眉殘縱在　西施顏色自斯新〇中略

右春　長兼卿

(春作四時始)黃軒著德帝猷祖　伯禹立功王者先　(松柳帶春雪)粧娃無力玉簪重　忠士送年白髮寒

〔本朝一人一首七〕水鄉春望　藤原長兼〇詩略

林子曰、長兼者內大臣高藤後胤、葉室顯隆曾孫也、其父長方雖作詩未著名、至長兼詩才與資實並稱、藤敎家曾選資實長兼所作百聯、號兩卿百番詩合、其破題、春作四時始、資實一聯曰、漢十二皇高祖德、唐三百歲太宗功、長兼一聯曰、黃軒著德帝猷祖、伯禹立功王者先、其餘皆此類也、此詩合今考功郎中源忠次藏之、余亦寫之、

〔吉記〕承安四年三月一日戊子、右少辨有詩合、題云、花綻老人家、(春字)

一番　前少將公重、(勝)前禮部行範、
二番　權中將雅長　源中將通親(勝)
三番　前皇后宮大進光長　右少辨親宗(持)
四番　前少納言資隆　右衛門大夫守光(勝)
五番　予(勝)前戸部盛方
六番　勘解由次官基親　日州刺史定長(〇六番以下闕)
七番　山城前司信平(勝)筑前介俊光
八番　兵部權少輔光綱(勝)相模前司有隆

除儒士云々、依彼命愁所送一首也、成光敦周等朝臣評判之、業實尹明在座掩名、隨詩體番之云
云、依為珍事記之、

〔百練抄 八 高倉〕承安四年三月一日、右少辨親宗亭有詩合、非成業八番、各定勝負、

〔鷲峯文集 序八十四〕詩合引

詩合者何也、詩戰也、主客相敵、謂之會、會合也、會戰、合戰、其義一也、然則左右為黨、以詩爭輸贏者、謂之詩合、不為不當乎、本朝古來歌合頻繁、詩合亦希有之、然近世寥寥不聞、國史館休之夕、諸生左右相分、探題匿名、質諸提擧、以求批評、決勝負、時勸學院雀聞之難曰、君子無所爭、何為爭哉、君子不黨、何為黨哉、啼花之鶯答曰、君子有射之爭、宋之諸賢有洛朔川之黨、由是言之、則勝負之爭、乃是詞鋒之競乎、左右之黨者、會友之文乎、我之嚶嚶、亦求同類也、汝之啾啾、亦其非引群者哉、若夫鬪草鬪鷄之戲、兒女之事也、文人之對策、謂之射策、則今日館中之黨、猶左右之耦、而君子之爭、其庶幾乎、嗚呼、勝固欣然、敗亦可喜、坡仙為圍棊言之、我今為詩合賛之、住水之蛙聞之唱曰、黄口之兒勿多言也、恐有冶長之知、金衣公子勿留滯也、恐有王孫之彈、今諸生之唫、我兩部鼓吹、可以當之、他日待有金玉之聲、公子其來聽焉、間對未訖、中山兎傾耳聽之、以記詩卷之首、丁未三月

〔江談抄 五 詩事〕成忠卿高才人也事

又云、○大江匡房 成忠者高才人也、儀同三司○藤原伊周 御亭鬪文集○白樂天 二帖詩與六帖詩之日、二帖詩最初出天宮閣早春之詩、成忠難之云々、天宮閣者興也、何最初出此詩、成忠卿有相論之詞、以其同事、是後人才智者也云々、

〔詩轍 四〕韻法

分韻ノ法モ、亦多方也、書法ハ、分韻某字トモ、分韻得某字トモ、只得某字トモ、分得某字トモ、又分韻トモ、採韻トモ書テ、某ノ字ト指サヾルモアリ、白集ニハ、得某字韻、賦得某字トモアリ、其内得韻ト

採韻
分韻

云ハ、一東ニ多云云ヲ截ル也、得字トハ、一字一字ヲ截ル也、故得韻東得東韻杯、又闘韻名物六帖ニ岩栖幽事ヲ引ケリ、分韻ハ其通リノ事也、○中略 又分韻ニハアラズ、其時ニ臨ミ、韻ハ何ニスベキゾト請コトアリ、宋祖、後池ニ幸シ、月ニ對シ酒ヲ置キ、當直學士盧多遜ヲ召シテ詩ヲ賦セシム、多遜請韻兒ノ字ヲ賜フ、因テ賦シテ曰、

太液池邊看月時。　好風吹動萬年枝。　誰家玉匣新開鏡　露出清光些子兒。

此事、群芳譜月下、桐江詩話ヲ引テ出セリ、和人ノ韻例此外ナル者アリテ、文華秀麗ハ、延暦弘仁ノ比ノ詩ヲ集メタル者ナリ、是ヲ見ルニ題字各三字、三字ノ尾ノ字ヲ韻ニ押シ、君臣唱和數十首ナルアリ、其一ヲ擧テ、他ヲ證ス、藤冬嗣河陽花、

河陽風土饒春色　一縣千家無不花　吹入江中如濯錦　亂飛機上奪文紗

宛然トシテ初唐ノ詩也、箇樣ナル例、彼方ニモアルニヤ、佗日ノ考索ヲマツ、經國集ヲ閲スルニ、試詩ニ、己ガ名ノ字ヲ以テ韻トシタルアリ、小野春卿奉試賦照膽鏡ノ作ニ、衣裳整下綺羅色、容貌妝前桃李春ノ類是也、詩ヲ贈ルニ、サキノ名ヲ犯スハ不敬ナリ、自ノ名ヲ犯スハ苦シクモアルマジケレドモ、奉試トアレバ勅旨ナリ、君前臣名イフノ意ニテモ刱メシヤ、サレドモ、戲嬉ニ近シト云ベシ、奉試ノ本式ナレバ、照膽鏡ノ三字ノ中何レニテモ取ルベキコト也、尤アノ方ニモ、是ニ似タルコトアリ、

〔西宮記〕九月九日宴○中略

博士還本幄、若有探韻、此間置臺、左少將持韻坏昇殿、置殿上料於文臺宮中、右將監又以韻坏置庭中文臺、先令藏人給内辨、加韻日錄二通、内辨召少將給坏、次召内記給目錄、殿上料也、内記有障召外記給、一通可給式部、幄下料也、件韻以土器入之、又以土器覆其上、以紙封其邊、二坏之中、片坏是殿上料也、下給時居柳筥、天暦七年居打敷、欲置之間、少將召右將監階下傳下給、韻坏、欲置之間、開封紙、近代放作韻字探時不開取字、解巫作、韻字不然之時、兩人探同字、爲世被咲者也、内辨獻御料韻、内辨出立文臺東間、就案入時用意立文臺間、進倚御幄東、主上探一字示字訓音、内辨還出、初入間進置坏、經實子數東行復座、天長八年、大納言自進探韻奉天皇、延喜廿一年同之、東宮參上時、歸於御前之次獻之、太子探之、内豎置坏具、王卿尉文者探

韻、經東階上簀子、就案下、揷笏取韻字、右傾開見、如笏立中、官姓名及字訓音、右邏著本座、內記於階下探字示、讀使可示之、幄下文人次第探之、式部錄在座西床子、記字、內膳供御膳、

〔西宮記 九月〕九日宴

羽林抄云、若有探韻、大臣奉勅令置探韻、左次將取盛探韻之坏、開封昇自東階、進自簀子、跪置文臺匣中、退歸、右將監以同坏進自陣、置庭中文臺、先是大臣召少將於陣頭、給韻字二坏、少將臨期召右將監於東階、給文人料、開封令置之、探韻、內記在階下、式部錄在幄下記之、大將在文人列者、進就文臺下、揖跪揷笏探韻、坐披見之、把笏起、奏官姓名及字訓音、右邏復本座、無訓字、先擧帖字、

〔源氏物語 八花宴〕きさらぎのはつかあまり、なんでんの櫻のえんせさせ給、后春宮の御つぼね、左右にしてまうのぼり給ふ、○中略日いとよくはれて、空の氣色、鳥のこゑも心ちよげなるに、みこたちかんだちめよりはじめて、その道のは、みなたんゐん給はりてふみつくり給、さいしやうのちうしやう○源氏春といふもじ給はれりとの給ふ、こゑさへれいの人にことなり、つぎに頭中將、人のめうつしもたゞならずおぼゆべかめれど、いとめやすくもてしづめて、こはづかひなど、ものものしくすぐれたり、さての人々は、みなおくしがちに鼻じろめるおほかり、地下の文人は、まして御かど、春宮の御ざえかしこく、すぐれておはします、かゝるかたに、やむごとなき人おほくものし給ころなるに、はづかしくて、はるばるとくもりなき庭にたちいづる程、はしたなくて安きことなれど、くるしげなり、とし老たるはかせどもの、なりあやしくやつれて、れいなれたるも哀に、さまざま御らんずるなんおかしかりける、

〔花鳥餘情 五花宴〕そのみちのは、みなたんゐんたまはりて、文つくり給ふ、

先第一の儒者奉仰獻題、次書韻字、盛中垸、置宮蓋、昇自御前階獻之、次公卿堪属文者、文人等、各進文臺頭、探一字見之、奏官姓名及所探字也、今案、探韻ハ各分一字也、ことごとく韻字かはる也、故懷紙端作云、春日同賦春夜翫櫻花、各分一字、應製詩探得其字如

韻詩

此書之べき也、

〔菅家文草詩六〕三月三日、侍朱雀院柏梁殿、惜殘春各分一字、應太上皇製、(探得浮字、幷序、以下十三首、右丞相作、扶三、)

三月三日、宴于池上、蓋思古之曲水也、構柏梁以擬蘭亭、閒華林而栽拱木、皆是好閑放樂無爲、詠風月重時節之所致之義也、請各分一字、將惜殘春云爾、謹序、

惜春何到曲江頭、遙憶羽觴浪上浮、花已凋零鶯又老、風光不肯爲人留、

〔百練抄四一條〕正曆三年九月九日、重陽宴、有探韻事、

〔五山堂詩話六〕詩會分韻、今日率爲律令、雖是立脚先定若便構思、其實害詩非淺、江佳肴韻局已狹、纔一落手、牽扯附會、苟且塞責、縱有應劉之才、亦無可施、辭以我不能、則有示怯之嫌、卽果作之、人只賞其耐履險耳、塞斷機栝莫此爲甚、其害一也、一相題目、新意頓生、退而撿韻、則字字枘鑿、一無足完意者、不得不割情而擲之、遂降一等以圖結構、使我才情不得展、其害二也、立意已定、然後覓好韻、猶擬遊某山討某水、然後覓佳展、今先領韻、方纔立意、亦猶視展佳否以定遊方之遠近、先受拘束、豈又有自適之理、其害三也、故席間無可傳之詩人、亦視爲芻狗、其原不必不由此、余每莅會、不肯狗韻以强作、以其徒勞神志、絲毫無益也、

〔江吏部集下草〕暮秋陪左相府書閣、同賦菊潭花未遍各一字、應敎、(探得開字、)

仙潭時菊遍池臺、花待重陽未遍開、絳樹且粧先向鏡、玉山半醉獨臨盃、薫波約略風猶爛、照岸稀疏露晩催、應似謙光君子德、延齡遠慮是爲媒、

〔西宮記九月〕九日宴○中略

同○西記、天曆、七年十月五日、侍從文人座設於春興安福等殿、中務錄入自日華門、設置版位、設立文臺於承明門第二間云々、于時從御所下給探韻案文二卷、幷入韻器二抔於右大臣、(九條殿、一卷給內記令記、王卿所探字料、一卷令外記給式部記、諸大夫所探字料小一坏、御及王卿料大一坏、非參議以下料以繪折敷置件二坏云々、)大臣見案文了、召大外記眞實眞人給之、次召左

近將監藤原朝臣方儀、給入韻器、令候陣邊云々、獻題了、左少將兼村、取韻器、昇自東階、入文臺筥退下、次方儀撤了、取器經兩殿等砌、置文臺筥中退還、次大臣起座、直出自東第三間、就案下插笏開韻器、封置筥蓋、自第四間直進到御帳東、膝行捧筥候、御探一字被仰云、得尋字也者、大臣奉仰、如元還出、置筥拔笏、自第三間還入復座、即音告御探字、次權中納言兼明卿(非博士之者有議所探也)中納言在衡卿、參議維時、朝綱朝臣、一々起座、自簀子就案下、跪而插笏探韻、右傾見了、立磬折奏官姓名及字訓音給等之由、右廻著本座云々、

〔北山抄 二〕九日節會事〇中略

大臣以題令下見王卿座、若有探韵、大臣奉勅令置探韵、左次將持盛韵坏昇殿、置文臺筥中、右將監持同坏進自陣頭、置庭中文臺、(先是令蔵人給大臣韵字二坏、書韵一紙、大臣以盛韵坏給次將、次書韵給外記、令傳給內記式部錄、件韵於藏人所令書、入土器、以同器覆其上、以紙封其邊、二坏中、片坃一坏、御及王卿料、中坃一坏、非參議以下料、並置檜筥、天暦七年記置檜折敷云々、上卿給左少將、至時刻、於東階下召右將監、給庭中料、開封置之、寬平二年、作二坏、先置殿上、次將取之給將監、令置者、而延喜廿一年例如之、)大臣起座、就文臺下取盛韵器、置筥蓋、進膝行捧候、

〔二中歷 十二詩〕講詩作法

六位者讀官姓名　五位者讀官名　四位者讀名朝臣

三位已上讀官姓朝臣　親王者讀官親王ミコ

御製者取拂臣下之詩、置御製於筥上、又讀題及韻字、臨時宴次、有試詩者、先講試衆詩、(七言、題如常、)次講例序、詩(如常)地下詩者、序次講之、次講自殿上六位至上卿詩、次講御製、

親王大臣家

六位者諸官姓名　五位(官名朝臣、不讀姓、)四位、(官朝臣、不讀姓名、)參議以上、(讀官)

大納言以下家作法(可會釋)

四位以下家(所(所一本隨作品)擬韵耳、)

宴詩

西曹司讀作法幷序云附

東曹司讀云幷序云爾

或說、御製不讀七言、一說讀之云々同字不讀其事、今賦給詩一首、此兩字讀捨凡第一詩讀題一首、兩字讀捨

有口傳耳、已上、此本橘直幹自筆、在通直亭、

〔西宮記 九月〕九日宴○中略

天皇出御、○中略謝座謝酒了、昇著座、式部點於輔下文人、內藏寮給紙筆、應和二十五不置紙筆、依無御題也、或文云、不注給紙筆由上云々、內辨起奏云、題令進、勅許了居召參議、仰可召博士由、召某々也參議立南檻、召博士等參進、○中略樂畢拜舞、○中略參議令召講師、臨南檻召文章博士、或召他博士兩三、近衞少將秉燭、二人昇自東階、到北障子東戶下、殿司授燭、一人候御帳具、一人候王卿座下御帳具、王卿講者候御帳東、親王北、公卿、博士南、講文、令博士讀詩、及深更讀無止、一兩大臣取筥置講者前、大臣取詩置硯筥上、先讀序、爲次始自下讀之、或自上始之、不必盡讀、五位以上中無止文十餘枚令讀、內辨撥文置之、次撥取授之、有佳句者獻盃了、給御製、內辨撥初文、賜御製、令讀吟詠、上卿取入懷、講師讀臣下文、即立、內辨仰留令讀御製、或召公卿中博士、博士讀御製、有例、天曆七年十月五日、夜深不讀詩、同卜一十、上卿不候氣色、仍主上以御製傳給秉燭者、近衞少將親覽傳上卿也、辨奏目錄、先大藏積錄內辨降見見參等、內辨奏宣命見參、召參議給宣命等如常、

〔孝經樓詩話 下〕我邦往古ヨリ詩ヲ書法アリト、

〔朝野群載 紀傳十三〕書詩體

帝王

七言、九日侍宴、同賦寒菊戴霜抽、應製詩一首、以某爲韻幷序

官位臣姓朝臣名上常藏人者、官位上書藏人字、他所者不書之、

今按、公宴之時必書侍宴字也、臨時密宴不書之、又七言四韻詩者三行餘三字爲常例、若有字闕非此例、

太上皇

七言、初冬侍太上天皇仙洞、同賦菊潭水自香、應製一首、以某爲韻幷序

官位臣姓朝臣名上皆同上

或云、同賦菊潭水自香、應太上天皇製一首隨題體歟、若法皇者、可書太上法皇、

太子　后宮　應令

官位姓朝臣名上但臣上之字不書之

親王　公卿家　應敎

官姓朝臣名但豪貴公卿家者、同姓人不書姓、

七言、初冬侍吏部王亭、賀第二王孫、寮試及第、同賦龍得雲雨、應敎一首、絕句爲體

釋奠

仲春釋奠、聽講古文孝經、同賦資父事君一首、

官位姓朝臣名但上古有行幸之時、書臣上字、

文章院

七言、暮春於文章院、餞諸故人赴任、同賦行雨隨離路一首、

官姓名但學生不書蔭位

御書所

七言、晚夏於芸閣守庚申、同賦雨晴逐晚涼、各分一字詩一首、探題幷序

官姓名但有御製之時者、應製之儀也、○中略

省試幷放島試

七言、奉試賦得殿庭纈舞衣詩一首、以某爲韻

蔭子若孫位朝臣名不書學生字

今案、五言准之、以某爲韻、若干字成篇、皆以一韻可書一行也、

七言東曹切韻、北曹引音、

署所蔭位姓名、安法□有位之人不書蔭、而先例書之、

夏日陪右親衞源將軍、初讀論語、各分一字、○順源

○按ズルニ、我國ノ書ニハ古來多ク應制ヲ應製ニ作レリ、今仍リテ改メズ、

〔世俗淺深秘抄下〕一公家若上皇、有詩會時、淸書樣有聊違、凡人、非指事無同字、或無春日若多日等字、然而有此字例又以多、

〔北山抄三〕內宴之事

延喜十九年、○中略太子久不昇殿、求訪獻詩書體之間也、依勅定畢、

七言、早春陪內宴、同賦和風初著柳、應製一首、　皇太子臣保明上

鬪金絲縷媚春多、風著枝條扇景和、管絃相催高奏處、柳花新入柳花歌、

書者少進小野好古、心神迷惑、書改再三、

〔台記〕康治二年七月廿二日丁丑、詩書樣、

孟秋、陪文宣王影前聽講、

左傳一首此行與始行同長書之、江家說也、余故春宮大夫源師賴弟子也、仍用江說、自余不然、

內大臣正二位藤原朝臣賴長

〔年山紀聞一〕詩歌の懷紙

岡屋關白兼經公日記、建長二年六月廿七日、余詩書樣如斯、書高檀紙、

夏日同賦聖恩覃草木

應製一首以榮爲韻

攝政從一位臣藤原朝臣兼經上
我后聖恩人識否、遍覃　九
草木萬方平、殿前再　八
奏金芝色、省下重開　八
瑞折桀、太昊氏風傳　八
盛德、汾陽縣月契長生　九
微臣扶老侍斯席、悅矣　九
今霄雅頌聲、　五

〔公淸公記〕貞和六年〇觀應元年三月二十二日丁丑
一闕字等事
今度詩有宸宮恩字等、尋申相國〇藤原公賢之處、宸字闕字勿論、宮字兩樣歟、先日春宮御會之時モ不同也、恩字宴ノ字ニ相連者不置有何事乎云々、宮字古來モ不同也、今度令闕了、恩字文永御懷紙不被闕之、但今度文字クバリ、恩字第三行ノ第一ノ字ニ當ル、闕不闕不及沙汰、又宸遊字端書ノ所ニテハ不可有闕字之條勿論歟、先々如此之字、題ノ所ニテハ不闕之、然而猶尋申相國之處、不闕云々、

〔元長卿記〕永正三年二月七日、參安禪寺殿、御邪氣昨夕御再發云々、勾當內侍令參給、有一獻、今日可執重詩懷紙由、內府先日張行、仍令懷中懷紙向彼亭、及昏色間、不見殘、殘懷紙歸了、改衣裳、又參安禪寺殿候宿、爲御番奉行也、
懷紙書樣
賦耕於東郊、各分一字、
詩 探得翁字

抄物

權中納言元長

天氣降和春雨濃、平
田水應識年豐勸農
只在東郊倉、耒耟荷來
白髮翁、

〔南留別志の辨〕絶句を三行三字、律詩を五行三字にかくといふは、歌の懷紙の眞似をして、五山僧のいだしたるなるべし、

詩の書やうは、大内の式あるよしきゝぬ、

吾邦のむかしは、一字平出と、一字空までなり、明朝の法は、五字擡頭まで有るなり、

〔斥非〕東都有一老先生、贈人詩、署曰、某號老人拜書、既自稱某號老人、曷爲拜乎、則不宜稱某號老人、對人自稱某號老人、倨矣、京師有一儒、手書古詩十九首於扇、以貽人、署曰、某號書贈某人、苟贈人而自稱某號、亦爲不恭、如此之類、皆不知禮之過也、

〔古今著聞集四文學〕後德大寺左大臣前大納言にておはしける時、人々をともなひて、嘉應二年九月十三日夜、實莊嚴院にて當座の詩歌有けるに、式部大輔永範卿、月の影に立出て、抄物を見て、樓臺に月映素輝冷、七十秋闌紅淚餘といふ秀句を作たりける、むかしはふところに抄物など持る、まからぬ事也けり、近代は不覺の事に思てもたぬ事に成はてにけり、

○按ズルニ、春記長久二年三月十二日放島ノ試ノ條ニ、抄物等宮先遣島中トアリ、試驗篇放島試ノ下ニ引ケリ、

〔古今著聞集四文學〕晴後山清といふ事を、以言つかうまつりけるに、歸島鶴舞日高見、飲渭龍昇雲不殘とつくりて、以言すなはち講じにてよみあげたるを、爲憲朝臣、其座に侍けるがきゝて、書囊に

頭を入て涙をながしけり、見る人、或は感じ、或笑ひけり、彼爲憲は、文場ごとに嚢に抄物を入て、隨身しけるを、書嚢とは名付たりけり、

〔先哲叢談續編十一〕片北海　名猷、字孝秩、號北海、通稱忠藏、片山氏、自修爲片、越後人、

明和初、北海與鳥山崧岳（名宗成、字世章、讃岐人、著醉霞館遺稿、）田鳴門（名章、字子明、近江人、著子明遺稿、）合斗南（名離、字麗王、京師人、著斗南集、其他數種、）河野恕齋（既見于前、）岡白洲（名元鳳、字公翼、備前人、著白洲集、）左魯菴（名鳳、字子岳、京師人、著魯菴小隱二集、）葛蠡菴（名張、字子琴、著御風樓集、）岡南山（名約、字君章、阿波人、著中岡園詩文集、）平赤水（名臻王、字九齡、和泉人、著南山不朽集、）等、同結詩社、號曰混沌、無幾賴春水（名惟完、字千秋、安藝人、著霞崖春水二集、）篠三島（名應道、字安道、浪華人、著郁洲三島兩集、）木巽齋（名孔恭、字世肅、浪華人、著蒹葭堂前後集、）福石室（名尙修、字承明、和泉人、著石室詩集、）小山養快（名儀、字伯鳳、浪華人、著琢堤閣遺稿、）萱考澗（名來章、字君譽、肥後人、著錢塘吟稿、）隱岐茱軒（名秀明、字子達、京師人、著茱軒集、）柴栗山（名邦彥、字彥輔、阿波人、著古愚栗山二集、）西郷南溟（名直、字孟淸、浪華人、著南溟詩稿、）尾藤二洲（名孝肇、字志尹、伊豫人、著靜寄軒詩文集、）古賀精里（名樸、字淳風、肥前人、著精里詩文集、）菱秦嶺（名實、字大觀、備前人、著秦嶺稿、）井阪平墅（名廣正、字雲卿、浪華人、著平墅遺草、）繼踵而至、加之詩聲振于一時、先是浪華之地、所未曾有之也、諸子不論新故、皆推北海爲之盟主、

〔續近世叢語二文學〕浪華混沌社士、嘗爲詠史會、一時艷稱、因傳其警句、至以其題而稱其人、稱岡魯菴爲西行法師（跡留楊柳路傍水、宮入芙蓉華頂烟、）河野恕齋（別見）爲俊寬（丘壑豈藏窺虛地、廟堂不關寂寥人、）田鳴門爲小松內府（捕蛇朝下還城闕、舞抑築身終報心、）葛蠡菴爲源典厩（文公猜骨慣進寄、曾伯頭顱執乞憐、）其詩裒爲冊、書肆刊行于世、曰野史咏、

〔五山堂詩話七〕余近結詩社于麻阜、名曰氷雲社、西湖、琢齋、桂叢、春岸、靜庵、三溪等諸人、並爲其選、每會咏一題、使余品甲乙、爲抄近業、以傳淸響、

〔星巖集丁集序一〕玉池吟築記

江城東隅、逦北至柳原、市塵稍疎、舊有一泓水、號曰玉池、鄉者有西野天民兩詩老、相繼居於此、並有亭樹花竹之勝、以張壇坫、一時才俊靡然從之、號稱江湖社、海內艷慕焉、曾幾何時耶、累遭大災、風流蕩然、追憶往事、恍如隔世、而都門文雅、遂致寥落、可勝歎哉、吾友美濃梁公圖、少時預江湖之盟、詩名既著、其

雜載

後遠游、殆二十年而還、居未有所定、今茲秋、遂相此地、求舊之池、而弗可識、乃別開一池、環植竹樹、構屋於其上、而名依其舊、曰玉池吟欵、余謂、公圖江湖浪士也、飄然漫遊、不受拘束、詢其遊踪所及、東至筑波、西至筑石、多渉名山水之境、毎有會心處、輙寓琴書、然久者數年、近者數月、棄去弗顧、若雲泥鴻爪、然、今乃眷顧一池、屈冥飛之翼、下而居之、拮据經營、如將終身者、何哉、亦以夫詩派所出也、夫詩派嘗出於此、流衍都門、波及海內、誰知此池涓々之小、而其澤乃如此、是亦天下上游已、豈可聽其竭涸荒廢哉、今得公圖據而居之、廢者將興、涸者將流、前日之盛、將可復也、然今之園池非舊之園池、今之亭榭非舊之亭榭、而公圖詩派、又稍異於舊之二老、是名雖曰依舊、實則創新也、猶之少康之於夏、文叔之於漢、名同而實異、公圖其可弗勉哉、今池已開、欵已就矣、人皆引領刮目、將大有望於公圖也、及其索記、書以勗之、

天保甲午南至、鐵研學人齋藤謙撰、

〔玉池唫社詩一集一〕凡言

一吾師星巖先生、久主江湖之詩盟、四方之士、來參於社者、前後千餘人、然雨聚雲散、有不相知名者、有欲見而不得者、此集之所以不容已也、此集本要須同社之士、非敢示大方、〇中略

弘化乙巳夏五月　　湘雲橘頌謹誌

〔吉記〕承安四年九月卅日甲寅、李部大卿幷雲客通親朝臣以下五六輩、於右近馬場促詩歌之興、

詩題　處々惜秋盡情序尹範

歌題　社壇送秋各序了

古事類苑

文學部二十一

和學

古事類苑

文學部二十一

和學

和學トハ、我國書ヲ講究スル學問ノ謂ニシテ、中世以來漢學ニ對シテ稱スル所ナリ、古來學說ヲ秘シ、口訣ト稱シテ授受セシコトハ、猶ホ他ノ學藝ニ異ナラズ、然ルニ德川氏ノ始ヨリ、文運漸ク盛ナルニ至リ、荷田春滿等其弊ヲ論ジ、戶田茂睡等特ニ歌學ノ害ヲ排斥セリ、是ニ於テ和學一變ス、世ニ之ヲ古學ト稱ス、而シテ此中荷田、賀茂、本居、平田ノ流派ヲ汲ムモノハ、文字ノ外ニ道德ヲ併セ說キテ、倭心、倭魂ナド云ヘル事ヲ主張セリ、戶田茂睡ノ事ハ、歌篇制詞條ニ詳ニシタレバ參照スベシ、

和學講談所ハ、德川幕府、塙保己一ノ爲ニ設立セシ所ニシテ、始ハ古書校勘等ヲ爲スニ止リシガ、後學校ノ體ヲ成シテ、和學ヲ講習スル所ト爲レリ、

名稱

〔倭訓栞〕中編八こくがく　國學は倭學也、神學あり、歌學あり、

〔文教溫故〕上文學

昔よりすべて學問といへば、たゞ漢學のみにて、吾邦の古しへのことを殊に學ぶわざは無りしかば、博識といはるゝ人も、只漢籍のすぢのことをよく知れるのみにて、吾邦の典故にはうとく昧かりしゆゑに、年月をへて、古言古意は漸にうせゆきつゝ、世にこれを知れる人もなくなれるなり、されども猶和學といふ一家の學はなく、みな儒生の兼通せしことにて、世々の日本紀講

從にも、みな其時の宿儒博達の人に任せられしなり、別に和學を專業とせし人ありといふことも聞えず、世人の近きを捨てゝ遠きをもとめ、目を賤め耳を貴ぶこと、人情の習ひとはいへども、吾邦の史學をば必講究すべし、凡國體に關係するところのもの、印度の佛說、和蘭の暦法の如きも、敢て廢すべからず、また傍窺ふべし、しかれども初學の急務にあらず、

〔經國大典 三禮典〕譯語

漢學、蒙學、倭學、女眞學、並詳經國大典、文臨

〔松屋筆記 九十二〕國學倭學漢學唐學

倭學を國學といふは、いみじきひがこと也、國學は禮記學記に、古之敎者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學、比年入學、中年考校云々、○中略國學の所見いとおほかれど、皆州國の學校の名也、州學といふもまたおなじ、御國のいにしへも、國々に國學を置れしこと、學令延喜大學寮式などに見ゆ、金澤學校足利學校、今の水戸會津の學校の類、皆國學といふべし、されば今の倭學をさして國學とはいふまじき也、倭學の字いとこゝろよからねど、朝野群載九の卷藤原明子が狀に、親父忠行、心尋古今學兼倭唐とあれば、好古の學の道のならひ、必これに從べし、保己一檢校が學校の名に倭學の字を用たるもさる心にや、

〔鵞峯文集 五十一〕忍岡家塾規式○中略

一經科、史科、倭學科者漸試之、待其効之見可進一等、

一文科者、其所作儘佳者及五篇則可進一等、若有冠群作者、則一篇可當五篇、○中略

寬文六年丙午四月二十四日

〔辭文私言〕皇國學とは、前にもいへる如く、我國の神ながらなる道を考へあきらむる事にて、それに付ては、古語をも解釋、古歌をも味ひよみ、みづからも歌よみものせざれば、古の事をも考へ、明

らむるに便あしかれば、おのづから考證の學にも落て、却て其考證のかた事務のやうになれるは、いたく非なり、されども一槪に考證も捨べからず、それに付ては、五十連音を知らでは、何くれと不自由なれば、是もひとわたり考へおくべき事なり、

〔楓園隨筆下〕非葛花といふ書の事

又或人問云、國學といふものは、いにしへ朝廷大學寮にて、聖賢の書をよみ、其餘力にて日本紀などを講じたる事也、世々の儒者の日本紀私記これ也、別に學ぶ事あるにあらず、是國學といふもの也、然るに今云國學は、我國に道なきを恥て本居の新に建立たる學にて、是は本居の起し始めたる一道といふもの也、非葛花の書にも此趣に編したるは、當れる事なるべし、此處いかゞ

〔視聽雜錄一〕儒僾諒固

近ゴロ聞、世ノ和學者流ト稱スル者云、漢土ニ黨スルハ甚不可也、當ニ我國ニ黨スベシト、然ルニコノ言俗耳ニ入ヤスク、人亦コレヲ信ズト雖、聖學ヲ知ザルノ言也、獨漢土ニ黨スルノ非ノミニアラズ、我國ニ黨スルモ亦非也、

〔承應遺事〕後光明帝〇中略中古以來家々に私言を立て、朝庭の典禮をみだるのおほきこと、年中行事に浮屠に溺るゝのおほきこと、有職の徒に瑣部に泥めるのおほきことをいたましくおぼしめしけるとなん、

〔荷田大人創學校啓〕謹請蒙鴻慈創造國學校啓　　荷田東麻呂

誠惶誠恐頓首頓首謹聞、〇中略國家之學廢墜、存十一於千百、格律之書氓滅、復古之學誰云問、詠歌之道敗闕、大雅之風何能奮、今之談神道者、是皆陰陽五行家之說、世之講詠歌者、大率圓鈍四敎儀之解、非唐宋諸儒之糟粕、則胎金兩部之餘瀝、非鑿空鑽穴妄說、則無證不稽之私言、曰秘曰訣古賢之眞傳何有、或蘊或奧、今人之僞造是多、臣自少無寢無食以排擊異端爲念、以學以思不興復古道無止、〇中略

諺言、

〔物語傳授〕東鑑三箇有職

　　東國三介　調度懸　放免

東鑑は、武家の有職にして、公方の龜鑑也、其外に右の三事口傳なくては知れぬ事なり、

一東國の三介の事は、職原より出たり、○中略

一調度懸の事、將軍家出御の時は、いづくもかならず供奉の中に有事也、讀くせには、てうづかけとよむ故實也、○中略

一放免の事、東鑑二十四承久元年正月廿七日、右大將家鶴岡拜賀の時、供奉の行列中曰、大夫判官景廉檢非違使也、束帶平塵蒔大刀、舍人一人、郎等四人、調度懸、小舍人童各一人、看督長二人、火長二人、雜色六人、放免五人云々、爰に記つらねたる品々は皆知れたる事也、此放免の事は、何れの書にも見えず、總別秘事口傳といふは、書にけやけくあらはさぬをいふ、

〔有栖川家系〕職仁親王

延享元年三月廿二日、自光榮卿伊勢物語御傳授、

〔物語傳授〕伊勢物語　都鳥の事

都鳥と定りたる鳥はあれども、歌道の上にはいづれを夫ともさだかならぬを傳とする也、○中略

　　同　鹽じりの傳

ふじの山を見れば、五月のつごもりに雪いと白うふれり、

　時しらぬ山はふじの根いつとてか鹿の子まだらに雪の降らん

其山は爰にたとへば、比叡の山をはたち計かさねあげたらんほどして、なりはしほじりのやう

になん有ける、

世俗に言傳ふるは、壺鹽とて器物有、其器物の尻、富士山に似たれば譬とせり、此說を寂蓮の聞出して、後成卿に申されければ、答曰和歌は風流を以道とす、其賤き器物は聞出し而重寶として何の益かあらん、伊勢物語は、所々賤きことを狂歌に交へたれば、其類と見て置べし、志らぬは却て歌道を知るになりぬとの給ひし、定家卿此事を感心し給ひき、歌道の上によしなき品を好む事を嫌ひ、此物語なども、たゞ詞花言葉をもてあそぶ儀にと計、述られしまゝ、鹽尻の事信用するに足らずといひ傳へたり、いかにも二條冷泉兩家共に此趣を奥儀とて鹽尻に限ず、歌道は皆此心得有べし、〇中略

大和物語　竹の都の傳

大和物語に曰、伊勢の國前の齋宮のおはしましける時に、つゝみの中納言、勅使にて下り給ひて、

呉竹の代々の都と聞からに君はちとせのうたがひもなし

御返しはきかず、後齋宮のおはします所は竹の都となんいひける、世俗にいひ傳ふるは、大和姫神鏡をいだきて、國々を步行、伊勢の國に來り給ふ時、多氣の都にしばらくましませしかば、本より天照大神鎭座の代なれば、都をさして、多氣の都といふと云り、尤宇治の方より、大和の方に多氣といふ所はあれども、左にはあらず、神道に玄源の義あり、眞の御柱とも、心柱とも言也、

〔玄與日記〕廿七日〇文祿五年十一月伏見へくだりぬ、廿八日より伊勢物語の註寫し侍りぬ、八條宮樣へ幽齋御傳受の註なり、

〔基熙卿記〕天和三年七月廿三日壬辰、來廿五日伊勢物語切紙傳授兼壽之間、構神事、兼壽同來、　廿五日甲午、今朝授切紙於兼壽、年來願望、一時逹本懷之由也、爲祝義金千疋、兩樽一種持參、委細在別記、

〔消閑雜記〕源語秘訣といふ一卷に、源氏の大事を十五箇條あらはして、傳授することなり、その目錄は、桐壺源氏の服あり無の事、ゆふがほ揚名のすけの事、同侍童著指貫事、花のえん、翁もほとほと舞出でぬべきこと、あふひ、大將かりの隨身のこと、同ねのこ三つがひとつの事、同さるもじいませ給へのこと、さか木とのゐの袋のこと、あかし、まくなぎの事、うす雲、わか君のたすき引きゆひ給へること、玉かつら、水鳥のくがにまごへること、はつね、高巾子のこと、こてふ、ひのよそひのこと藤のうらば、ついたちごろの月のこと、このうち三箇の大事は、揚名の介、ねのこ三がひとつ、とのゐの袋なり、誠に源氏みざらむ歌よみはむげの事なりと、さすがの歌人もの給ひ置かせ給ふもの、和國にうまれて、よまずしてはほいなし、

〔源語秘訣〕本云　唯傳一子の書也、不可出閫外、付囑中納言中將了、

文明九年二月吉日　　老衲覺惠草名

本云　此一冊、密々以懇望申請左大將冬良卿家本後常恩寺自筆書寫之、縱雖爲親昵之人、曾以不可免披見之由、懸春日大明神、住吉、玉津島等明神所相誓也、永可存此旨者也、

文明十八年四月廿四日　　正三位行權中納言兼侍從藤原朝臣卅二才

〔駿府政事錄〕慶長二十年七月九日、冷泉伺候、乃令問源氏物語奧入之事之處、定家自筆奧入所持之而揚名助之處、註釋之上、却而銷之云々、

〔東照宮御實紀附錄二十二〕飛鳥井中納言雅庸卿、駿府へまゐりし時、俄に源氏物語を講談すべしとの事にて、御茶室にて進講あり、後に又この卿より、源語の內にて、秘說とする所の三箇の大事を御相傳あり、又大阪の戰畢てのち、中院中納言通勝卿を二條の御城にめし、數奇屋にて、源氏物語箒木の卷を講せしめて、御聽聞あり、侍女どもにも聞しめらる、又高野の檢挍法性院政遍といへる老僧謁見せし時、林道春信勝もて、徒然草にのする所の招魂の事を尋玉ひしに、政遍申は、密

宗にて、招魂の法行ひて加持することは侍れども、喚子鳥の鳴時に修法する事は心得ず、たゞ魂をよぶといふにより、かゝることいひ出しならんと申ば、道春そのよし申上けるとぞ、〈駿府記、野槌、〉

〔右文故事九〕御代々文事表一

慶長十九年八月廿二日、飛鳥井雅庸源氏物語三箇大事相傳ヲ受シメ玉フ、

〔湖月抄發端〕凡例

一予〈○北村季吟〉先年箕形如庵〈八條宮に奉仕〉に此物語の講談を聞、十五ヶの秘訣、三ヶの口傳等を請得たり、又先師逍遊軒貞德に、桐壺一巻の講尺を聞て、此物語の口傳等再聞し侍し、此如庵老人は、もと稱名院殿三光院殿より相つたへて、八條の宮の御前にても講せち申され侍しとかや、其故に此講尺には、細流を以てもとゝせられ侍し、又逍遊軒は、九條の東光院〈○稙通〉のきみに玄たがひたてまつりて、此物語の奥義を極めて後、九條太閤幸家公の御前にて、折々御とひに應せしよし侍し、されば是は常に孟津抄を尊み申されし、よりて此抄にも、細流孟津の兩抄をもととして、河海花鳥の要をとり、弄花明星をひろひ、きける處の師説を交へ、かつおろかなる臆案をくはへて、初心の人のたすけとするもの也、〈○中略〉

一右云諸抄の外に、或は秘説といひ、或口訣といひて、ことなる譬諭の説をなして玄るせるものあり、河、花、弄、細、孟の諸抄に玄るし給はぬ事は不足信用、故に此抄にとらざる處也、但桃華の御秘訣三ヶの大事等は、各別の事成べし、

〔基熙公記〕延寶九年十一月十一日庚申、辰刻參新院、〈○後西院〉是三部抄源氏物語切紙御傳授之故也、著衣冠、〈單、〉御傳授ノ後給御盃、退出、凡恐悅之外無他、

〔和漢名數續編〈文籍〉〕源氏物語三秘訣　揚名介〈夕顔〉　三ツ平一ツ平〈葵〉　宿直物袋〈賢木、近世俗説傳徒然草亦有三秘訣、所謂布帽額、白字留利、放免付物、一説、布帽額、御産瓶、大臣大饗、〉

〔古今集勢語源語寂莫艸傳〕つれ〴〵口傳

一布のもかうとは、天子御いみある節、べち家を立給ひ、其内に入らせらるゝをいふ、その間十二月也、それを十二日に成事、其節の御くじのうへにかす物也、

一との居といふ事は、夜の枕を云也、

一白うるりくろうるりとは、白なまづ黒なまづと云やまひ也、

一まがりとは、わりりんの事也、まかりして泪なすいむさ有

一かどのけづり花と云事は、正月十四日に門口にさすけづりかけ也、歌古今に出たり、

以上五ケ條也

布眞額又帽額

江次第ニハ帽額トアリ、眞額ハ正面ニヒクノ意、帽額ハ、帽ハオヽフト讀、翠簾ノ額ニオヽヒヒクノ意、紫宸殿清凉殿ノ翠簾、五分一ホドノ割ニテ、上ノ方ニ、大和錦ヲヒク、是ヲモカフト云、

蘆ノ簾　阿波ノ國ヨリ奉ル所ノ產物、諒闇ノ節ニ限ラズ、古來大內裏ノ時、雜用ニツカフ所ノ簾也、

倚廬　關白參內御用ノ間休息所ヲ直廬ト云、總ジテ晝トノキスルヲ直ト云、夜ヲ宿ト云、關白ハ晝ノミ務テ宿スベキ職ニ非ズ、故ニ關白ノ役所ヲ直廬ト云、御殿ノ內一間ナレドモ、ロト云時ハ倚廬モ、必別ニイホリヲ建ルニアラズ、平常ノ御居間カザリヲカヘテ、御ツヽシミナサルヽ義ト見ルベシ、

〔物語傳授〕徒然草傳　もかうの傳

清少納言枕草子なまめかしき物の中に曰、夏のもかうのあざやかなる、

此もかうの事、有職の一つ也、○中略

一放免のつけもの

つれ〳〵草に、祭の時、放免のつけものといふ物有、是を祭の行列を正する役人がたゞにも渡りにくければ、つけものと而輕き物を負てわたり、若不時の事あれば、其物を捨て、其急なる事を言つくる爲なるに、いつとなく、誠の渡りものよりも、こと〳〵しくなり來るといふ事を書れし也、

一白うるりの事

其烏帽子親の盛親僧都さへ、さるものを我も知らずといはれしを、誰か跡より其物を是と知べき樣なければ、知れぬを以て知れりとすべし、然る上は、白うるりの事は論ずるには足らず、實にも、布のもかう、放免のつけものとは傳なくて知られぬ事也、傳といふは、上にもいふ如く、口傳に遞る計なれば重寶とす、唯ことを工むもの、近代言出せる事也、折々其傳とて聞に、鷲に似たる鳶、虎に似たる猫也、似たる事はわたれども、其德用ははるかに相違せり、臥ても貴み、仰ぎても秘すべき直傳の相承なり、

右伊勢物語の鹽尻、大和物語の竹の都、枕草紙の裳架、此三色は三部の秘事とて、源氏物語の三ヶの大事につゞきての口傳也、

私曰、放免のつけものといふ事、近き比祭禮にさま〳〵伊達をして、藤牡丹の花、或は鳥子に鳥など作りものになし侍るをいふなるべし、正傳なるよし承り候き、

〔言繼卿記〕天文十三年八月五日壬申、一稱名院伊勢物語講釋有之、各罷向了、如先々、

〔玄與日記〕文祿五年十一月四日其晩景若狭少將殿御發起にて、伊勢物語、幽齋御講釋也、聽聞人數、少將殿、木下宮內少輔殿、山名禪高、山中山城守殿、溝口大炊介殿、其外歷々御人數也、

〔基熙公記〕天和二年九月八日壬子、午剋參新院、〇後西院伊勢物語、御講談、從今日被始、聽聞人衆、兵部卿

宮、前平中納言等被參從、初段至三段御講談、其后種々御雜談、及夜半退出、

〔紫式部日記〕さゑもの内侍といふ人はべり、あやしうすゞろによからず思ひけるも、えしり侍らぬ心うきしりうごとのおほうきこえ侍し、うちのうへ〇一條帝の源氏の物語、人によませ給ひつゝ、聞しめしけるに、この人は、日本紀をこそよみ給べけれ、まことにざえ有べしとのたまはせけるを、ふとおしはかりにいみじくなむざえあると、殿上人などにいひちらして、日本紀の御局とぞつけたりける、いとおかしくぞ侍る、

〔實隆公記〕延德二年十一月四日壬午、宗祇法師來、令讀橋姬卷、昨日此事所望了、不及講釋、只文字讀計也、政爲卿入來聽之、姉小路前宰相師富朝臣等同來合之間聽之、

〔駿府政事錄〕慶長十九年七月廿日、飛鳥井中納言〇雅庸新歌撰寫獻之、明日源氏物語講釋可有御聞之旨云々、　廿一日、源氏物語講釋飛鳥井讀之、於御數寄屋次之間讀之、近習四五輩、

〔駿府政事錄〕慶長二十年七月廿日、中院〇通村令讀源氏初音卷初云々、

〔右文故事十〕御代々文事表二

慶長二十年七月廿日、中院ニ源氏物語初音卷ヲ讀シム、　廿九日、御數寄屋ニ於テ、中院ヲシテ源氏物語箒木ノ卷ヲ讀シメ給フ、傳長老冷泉同候ス、障子ヲ隔テ、女中衆同ク聽給フ、今度大阪落人ノ中ニ源氏ヲ讀ノ女アリ、　八月二日、御數寄屋ニ於テ中院ヲシテ、源氏物語箒木ノ卷ヲ讀シメ給フ、

〔海錄十八〕塙檢校ある時、さる方へ行て、源氏物語の講釋せられし頃、折節夜分にて、風吹て燈を吹消けるに、滿座闇かりしかば、先生しばしまたせ給へと云けるに、檢校は火の消たるもしらざれば、何故にて候哉と尋ねらるゝに、燈火の消て候へば、火ともすまでまたせ給はれと答けるに、さては目のある方々、不自由のものかなといはれしと也、此一話、[illegible]談ニ云黑子ニアリト輪池云、

〔日本敎育史資料十八舊加賀藩〕一同寶永三年五月廿六日、今度京都より菅眞靜ト云源氏讀罷越、於御大書院御目見奏者前田左京、獻上物、御冠柳箱臺居包熨斗披露御表小將、六月十九日、眞靜被召寄、七時過より於御見物所源氏素讀被仰付、暮比相濟、御小書院於二ノ間御菓被下、

以上政隣記ノ抄

一源氏物語讀方事、指南可遣之者無之候、但一人有之候、日來心安出入仕候、一遍令讀聞候はゞ書通よりは御用にも立候はんかと存候、此者被召寄可被試候哉、左候はゞ、先五六帖令申聞可遣候、此者儀、菅眞靜と申者ニ候也、

二月十八日〇寶永二年　判

加賀宰相殿

〔親長卿記〕文明九年十一月十一日、入夜有召、參內、御比丘尼御所御參、保元物語被聞食度之由被申、予可讀進云々、暫御雜談之後、讀保元物語、

〔戴恩記下〕長嘯公若狹より、丹後へ御禮に參り給し時、幽法公〇細川幽齋和歌の會を御興行有し、其人數みな公方家の古老歷々の牢人衆、四十餘人列座あり、〇中略此入道殿〇木下勝俊には、王代記年代記のよみやう、亦二十一代集の眞字假名の序、幷歌の中不審の事ども數ヶ條、又つれ〲草の御講釋を聽聞仕りたりき、其後道春初而論語の新註をよみ、宗務太平記をよみ、丸〇貞德にも歌書をよめと下京の友達どもすゝめしにより、なにの思案もなく、百人一首、つれ〲草を、人の發起もなきに、群集のなかにて大事の名目などをよみちらし侍りけるを、きこしめしつけさせ、陰にて御にくみ有けるとかや、

〔鈴屋大人都日記上〕十日〇享和元年五月くれつかた、外山三位殿、富小路殿、日野の君、万葉のかうせちききにおはしまして、いぶかしみおもほしめすふし〲なにくれとこはせ給へり、

〔うひ山ぶみ〕世に物まなびのすぢしな〳〵有て、一やうならず、そのしな〳〵をいはゞ、まづ神代紀をむねとたてゝ、道をもはらと學ぶあり、これを神學といひ、其人を神道者といふ、又官職儀式律令などをむねとして學ぶあり、又もろ〳〵の故實裝束調度などの事をむねと學ぶあり、これらを有識の學といふ、又上は六國史其外の古書をはじめ、後世の書共までいづれのすぢによるともなくてまなぶもあり、此すぢの中にも、猶分ていはゞ、しな〳〵有べし、又歌の學びあり、それにも歌をのみよむと、ふるき歌集物語書などを解明らむるとの二やうあり、大かた件のしなじな有て、おの〳〵好むすぢによりてまなぶに、又おの〳〵その學びやうの法も敎ふる師の心々、まなぶ人の心々にて、さま〴〵あり、かくて學問に心ざして入そむる人は、はじめよりみづから思ひよれるすぢありて、その學びやうも、みづからはからふも有を、又さやうにとり分て、それと思ひよれるすぢもなく、まなびやうも、みづから思ひとれるかたなきは、物しり人につきて、いづれのすぢに入てかよからん、又うひ學びの輩のまなびやうは、いづれの書よりまづ見るべきぞなど、問求むる、これつねの事なるが、まことに然あるべきことにて、その學のしなを正し、まなびやうの法をも正して、ゆくさきよこさまなるあしき方に落ざるやう、又其業のはやく成るべきやう、すべて功多かるべきやうを、はじめよりよくしたゝめて、入らまほしきわざ也、同じく精力を用ひながらも、そのすぢ、そのまなびやうによりて、得失あるべきこと也、

〔會津學風申出〕學校內和學修行方之義に付、御書取を以御尋被ㇾ成、愚存之趣取撮、左ニ奉ㇾ申上候、

一和學と申事、古代ニは、名目すら絕而承不ㇾ申、畢竟學問致候程の者は、和譯を兼相學候之儀ニ可ㇾ有御座候所、後世ニ至り、學者は漢土之事をだに辨候へば、事濟候樣成來候故、儒學和學など唱分候事ニ相成候ニ而可ㇾ有御座哉、朝野群載大江朝綱が、以ㇾ僻讓ㇾ親と申文之內に、親父忠行心尋ㇾ古今、學兼和漢と申事相見候、是ら學問之和唐と二つに分れ候事之物に相見候始とも可ㇾ申哉に

候へども、只管和之事をのみ相學び、夫を和學と唱候事は、極而近世之事ニ被存候、御當家御治世後、其名世に聞え候大儒達數多有之候內、惺窩、道春、白石など申諸先生は、取分ヶ和之事にも博く通達被致候事と相見候處、儒學を以て本業と被致候人々故、引分て和學と申事を敎授被致候事も承及不申、引續き、東涯、貝原などの類も、右樣之事と相聞候、扨又難波契冲荷田春滿など何れも和書を專らに硏究いたし、和學の筋においては、とりどり大功ども有之事に御座候へども、是等は古書をのみ旨と吟味を盡し候由ニ相聞え、殊ニ契冲は僧侶ニ而、韻學を重一いたし、吾妻鏡以下武家の世の紀錄等へは、深く心を用候事とも相聞え不申、其後加茂眞淵、本居宣長が輩、追々引續き、其學風を押弘メ、中古以來、難解と致來候古書共、精密ニ解明らめ、古言古稱を辨じ、假字てにをは等を相糺し候類、凡而其著述の書共に相見、後來迄、和學者の標準と相成可申儀も數多相見、其功作ニおいては、前々相ゑるし候諸先生達などの比類とは不被存候、乍然是又古學を以て名といたし、後世の事には、深く携り不申事の由、其餘和學を以其名を聞え候者も、或ハ有職、或ハ歌學者にて、何れも和學に無之と申は無御座候へ共、申サバ和學の內の一派にて御座候へば、全備之和學者とは、如何樣の人を申候而可然哉、差當り夫すら迷候程の儀に御座候、左候へば、何等の人を以先師と仰ぎ、何等の書を以て本書と立て、修行致可宜哉、依而は今時全備の和學を心懸候半には、是迄之諸先生達に不拘、其長きを取、短きを捨、新たに一家の學風を奮起し候思ひ入に無之候而は相成不申、中々以容易之業ニ無之畢竟ヶ樣之事故、是迄ニ諸先生達も如形次第にも可有之哉、〇中略就而は、彌が上之御入方には相成可申候へ共、神道は神道、有職は有職、歌學は歌學と申樣、夫々の師を被相立候歟又は都下へ被差出、專門の修行被仰付被下度儀と奉存候、乍然學校御再興以來、神道和學共ニ厚き御世話有之、今日ニ

至り候儀ニ候へば、大成の所は、如何御座候とも先ヅ初年初學之間、修行方之見込左ニ申上候、

一前文申上候趣は、和學と申事の大體にて、往々和學を以大家をなし可申道筋を申上候儀に御座候へども、當表和學生之儀は、大抵士分已上にて、家柄之子弟も多分入交り罷在り、往々和學を以て生計と致度所存之者抔は、差當り壹人も相見え不申、勿論文武兩樣を兼修行不致候而は、決而不相成者共ニ有之、此後幾人入門致候とも、可也和學者と申程にも相成可申者は、數十人之內、兩三人も有歟無歟と申程之樣ニ可有御座、勿論十人が十人迄、和學者に成候にも及申間敷哉に候へば、卒爾なる存寄に御座候へ共、同じくは末半に相止メ候而も夫丈ケ之用ニ相立候樣之修行方ニ御定被成置候方、當學校ニおゐては、何れ可然哉ニ被存候所、此段如何可有御座候哉、若左樣にて可然樣に候はゞ、幼年之諸生抔、最初より國史有職之書等句讀を授候體之事にては、迚も果敢々々敷譯ニ至申間敷候間、所詮眞文之和書讀彙候ほどの者は、最初より和學懇望に候とも、先素讀所へ被差出、四書五經等、素讀相濟史記漢書之類、相應に獨看相成候頃より、和學所へ罷出、儒學はもとより、弓馬槍刀等修行のいとま〳〵和書をも兼學候樣被成置可然奉存候、左候はゞ、是以初メより國史有職の書など申順序に無之、先ヅ保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語、保曆間記、承久記、太平記、櫻雲記、南朝紀傳、吉野拾遺、明德記、應永記など申類より、信長記、太閤記、關原記之類、御當家御世御一統後迄の記錄ども、又は三鏡、神皇正統記、續神皇正統記、王代一覽、續王代一覽、將軍家譜、讀史餘論等之類を手當次第ニ爲讀置、其前後には、古今治亂之跡、賢君良士之噂等、相互に咄合候を以、日々の所作といたし、其內幼年之者など、節會とは何の事、除目とは何の事、月卿雲客とはいかやうの人、衞士北面とはいかやうの者など、間を擧候はゞ、夫々に語きかせ可然十三束三ツ伏、廿四指たるきりふの矢、いかもの作の大刀、小櫻おどしの鎧、萠黃匂の腹卷など申事をも、常談の如くいたし爲聞覺え候樣、先學の者共

ニ世話申聞、とにもかくにも倦怠を生じ不申樣修行爲致置、さて往古よりの政令、公事、官階、服飾、甲冑、兵仗之制、或は封戶、賦稅、軍團、防人等之事、其源を探索いたし度心得ニ相成候頃より、そろそろ遡り、國史、雜史、律令の類或は內裏式、儀式、延喜式、西宮抄、北山抄、江家次第、禮儀類典之類、又は職原抄、裝束抄等之書へ取懸り、公家武家之舊例故實へ相涉り候樣致候はゞ、其內には面面之目當も相居り、且は人々の長所短所も相知られ可申義に御座候間、其上は前文ニ申上候趣を以、專門ニ修行被仰付被下度儀と奉存候、扨又今時有職向之初學へは禁中名目抄、年中行事等之書を專一ニ口授致候族も相聞候處、同じく有職と唱候內にも、公家は公家、武家は武家の急務も有之、迚も本書と定來候書目も無之譯に候へば、初學之順序ニおゐては、右樣之振合にて可然哉と奉存候、〇中略

右は早急之御尋ニ付、取撮奉申上候、猶又細々之義、再應御尋被成下候はゞ、追々取調申上候ニ而可有御座候、

亥(〇文政十年)二月　　澤田新右衛門〇名重

〔鈐狂人〕これ又〇中略ひたすら強て皇國をいやしめおとすを眼高しと心得たるは、返りて眼も心も卑くして、漢籍におぼれ惑へる故也、今一層眼を高くして見よ、その非をさとるべし、わが古學の眼を以て見れば、外國はすべて天竺も漢國も三韓も其餘の國々も、みな少名毘古那神の何事をも始め玉へる物とこそ思はるれ、されば漢國にてことごとしくいふなる、伏羲神農黃帝堯舜なども、その本はみな此神よりぞ出つらむを、かの國などには、神代の傳說を失ひて、今に至るまで、その始を知らぬこそいとほしけれ、此事は猶くはしき考へ有ていふもの也、されどとにかくに、からぶみのまどひの除こらぬ人には、まことに癡人の前に夢をとくがごとくになむ、

天明五年乙巳十二月　　本居宣長

○按ズルニ、當時京都ニ藤井貞幹ト云フ者アリ、衝口發ヲ著シテ我古史ヲ疑フ、鉗狂人ハ即チ之ヲ反駁セシモノナリ、

〔玉勝間二〕もろこしぶみをもよむべき事
から國の書をも、いとまのひまには、ずいぶんに見るぞよき、漢籍も見ざれば、その外國のふりのあしき事もしられず、又古書はみな漢文もて書たれば、かの國ぶりの文もしらでは、學問もことゆきがたければ也、かの國ぶりのよろづにあしきことをよくさとりて、皇國だましひだにつよくして、うごかざれば、よるひるからぶみを見ても、心はまよふことなし、然れども、かの國ぶりとして、人の心さかしくて、何事をも理をつくしたるやうに、こまかに論ひ、よさまに說なせる故に、それを見れば、かしこき人も、おのづから心うつりやすく、まどひやすきならひなれば、から書見むには、つねに此ことをわするまじきなり、

〔松の落葉二〕おのれあながちに儒佛の道をしりぞけんとせざる事
みくにのものまなびをし、神道のこゝろを人にときをしふるには、み國の道のたふとくすぐれたるよしをとき、儒佛のみちのあしき事をいひあらはして、此ふた道のをしへをしりぞくる事をつとめとすべきやうにぞ、近き世のものしり人は思ひもし、いひもすなる、高尙つら〳〵考るに、御國のみちのたふとくすぐれたるよしをいふべきはさる事にて、儒佛の道とはことなるふしをいふにつけては、そのふた道のあしきふしをいはでは、えあらぬすぢはいひもすべきことなれども、ひたふるに、それもかれもあしといひてはらひしりぞけんとするは、わろしとぞ思ふ、

〔玉勝間十〕物まなびのこゝろばへ
むかしは皇國のまなびとて、ことにすることはなくて、たゞからまなびをのみしけるほどに、世世をふるまゝに、いにしへの事はやう〳〵にうとくのみなりゆき、から國の事は、やう〳〵にし

たしくなりもてきつゝ、つひにそのこゝろは、もはらからざまにうつりはてゝ、上つ代の事は、物の意はさらにもいはず、言葉だに聞しらぬ異國のさへづりをきくがごと、ものうとくぞなりにける、かくて後にいたりて、皇國の學を、もはらとすることもはじまりつれども、しか漢意の久しくしみつきたる人心にしあれば、たゞ名のみこそみくにのまなびには有けれ、いひといひ、おもひと思ふことは、猶みなからにぞ有けるを、みづからもさはおぼえざるなめり、されば近き世まなびの道ひらけて、よろづさかしくなりぬるにつけても、なか〳〵にそのからごゝろのみ深くさかりにはなりて、古の意はいよ〳〵はるかになむなりにけるを、此ちかきころになりてぞ、そこに心つきぬる人の出來そめて、世はみなからなることをさとりて、人も我もいにしへのこゝろをたづぬる道の明りそめぬる、しかすがに神直毘(カムナホビ)大直毘(オホナホビ)の神のまし〳〵ける世は、なほゆくさきいとたのもしくなむ、

〔玉勝間 一〕學問して道をしる事

がくもんして道をしらむとならば、まづ漢意をきよくのぞきさるべし、から意の清くのぞこらぬほどは、いかに古書をよみても、考へても古の意はしりがたく、古のこゝろをしらでは、道はしりがたきわざになむ有ける、そも〳〵道は、もと學問をして知ることにはあらず、生れながらの眞心なるぞ道には有ける、眞心とはよくもあしくもうまれつきたるまゝの心をいふ、然るに後の世の人は、おしなべてかの漢意にのみうつりて、眞心をばうしなひはてたれば、今は學問せざれば、道をえしらざるにこそあれ、

〔馭戎慨言 序〕三ッ栗の中つ代より、言さへぐから國學の世にひろごりて、こも枕高きみじかき、そのからぶみの言よきにまどはぬ人なく、しづたまきいやしき戎國をしも、眞玉なすたふとき物にあがまへ思ふは、いでやいかなる禍津日のまがこさぞもや、もろ〳〵のから國の中に、ほうし

がともは、てむぢくとふ國をしも、あが佛の御國とし、尊みあへれど、そはさかひはるかにへなりて、古へより丹生の川こと通ひし跡もなく、その國籍はた黒髪のすぢことなれば、殊に世の人の國の位を思ひあやまるつひえはしも聞えざめるを、もろこしの國は、こまの國にならびたるあしがきのまぢかき戎にて、古へより皇國に用るもじも、其もろこしの國もじ、學ぶ書も、其もろこしの國ふみにし有ければ、おのづからに其國人の心詞にしみならひて、皇國人の思ふまじき心を思ひて、よしなきそのから國をみだりにたふとく思ひ、皇國人のつかふまじき詞をつかひて、よしなきその戎國の事を、みだりにあがまへいふならひとなもなれりける、そも／＼かの國ぶみの意詞にならふとならば、皇國人はもろこしの事をば、かの國人の他國の事をいへるごとくにいはむこそよくならへるには有べけれ、もろこしの書にもろこしの事いへる詞は、その國人の詞ぞといふことをえわきまへずて、皇國人しも、その詞にあしくならひて、昔よりむつびの間の書詞はさらにもいはず、何となくうちいふ詞にも、かのいやし國を、大明よ、中華よなどいひはやし、其賤き王をしも、天子よ、皇帝よなどいひのぼすなるは、をこ也ともつたなしともいはむかたぞなかりける、さるひがことをのみ聞なれ思ひなれたるから、天地のあひだにてりかゞやくべきおや國、本つ御國の光は、かへりていやしき末つから國におほはれて、世にあらはれずなも有ける、されどかゝることのこゝろをもわきまへしらぬかぎりの者は、いかゞはせむ、儒者などは、さる内外の詞のわきだめなどをばしらずしもあらざめるを、此光をかゝげむ物とは思ひもかけずて、ことさらにみづからおほひけたむとさへする心は、かへす／＼もいかなるまがつひのまが心ぞもや、(中略)寛政二とせといふ年の夏のはじめころ、豐國の道の口なる吹出の高濱八幡古表社の神主從五位下上野介藤原朝臣重名、

〔西籍概論 二〕抑漢國のこと、から學びの事は、世の漢學者が我國の事をばよそに致して、やつきと

なつて世話やいて居る所を、ひまつゐへに、何も此方が申さずともなことでは有けれども御國へ儒書の渡つて以來、千五百年許りにも相なること故、世に普くひろまり、人の心にも深くしみこみ、是又佛法と同く萬のことの上に混雜しておるが上に、人心を素直ならず惡ざかしくし、世の害となることは、佛法のやうな事ではなく甚しいでム。（中略）儒者ながらも、大倭心の失なんだる人々には、山崎闇齋の門人淺見重次郎安正、號を絅齋といつたる人、また水戸中納言光圀卿の御家臣栗山愿助、號を潜鋒といふ人、また土佐の谷丹三郎重遠、又讃岐丸龜の人佐久間立偃、號を大華といへる人、武學者では松宮主鈴俊仍、號を觀山といへる人なんど、各々書を著して是を辨じたなれども、猶いまだ彼國籍に醉惑ひ、うはべを作つくる擬聖人どもにしめを張れておつたる所が有て、きよくうるはしくは辨じかねたものでム。

〔玉勝間二〕師の説になつまざる事

おのれ古典をとくに、師の説とたがへること多く、師の説のわろき事あるをば、わきまへいふこともおほかるを、いとあるまじきことゝ思ふ人おほかめれど、これすなはちわが師の心にて、つねにをしへられしは、後によき考への出來たらんには、かならずしも師の説にたがふとてなはばかりそとなむ教へられし、こはいとたふときをしへにて、わが師のよにすぐれ給へる一つ也大かた古をかむがふる事、さらにひとり二人の力もてこと〴〵くあきらめつくすべくもあらず、又よき人の説ならんからに、多くの中には誤もなどかなからむ、必わろきこともまじらではえあらず、そのおのが心には、今はいにしへのこゝろこと〴〵く明らか也、これをおきてはあるべくもあらずと思ひ定めたることも、おもひの外に、又人のことなるよきかむがへもいでくるわざ也、あまたの手を經るまに〳〵、さき〴〵の考のうへを、なほよく考へきはむるからに、つぎつぎにくはしくなりもてゆくわざなれば、師の説なりとて、かならずなづみ守るべきにもあら

すよきあしきをいはず、ひたぶるにふるきをまもるは、學問の道にはいふがひなきわざ也、又おのが師などのわろきことをいひあらはすは、いともかしこくはあれど、それもいはざれば、世の學者その說にまどひて、長くよきをしるごなし、師の說なりとして、わろきをしりながら、いはずつゝみかくして、よさまにつくろひをらんは、たゞ師をのみたふとみて、道をば思はざる也、宣長は道を尊み古へを思ひて、ひたぶるに道の明らかならん事を思ひ、古への意のあきらかならんことをむねと思ふが故に、わたくしに師をたふとむことわりのかけむことをば、えしもかへり見ざることあるを、猶わろしとそしらむ人はそしりてよ、そはせんかたなし、われは人にそしられじ、よき人にならむとて、道をまげ、古への意をまげて、さてあるわざはえせずなん、これすなはちわが師の心なれば、かへりては師をたふとむにもあるべくや、そはいかにもあれ、

わがをしへ子にいましめおくやう

吾にしたがひて、物まなばむともがらも、わが後に又よきかむがへのいできたらむには、かならずわが說になづみそ、わがあしきゆゑをいひて、よき考へをひろめよ、すべておのが人ををしふるは、道を明らかにせむとなれば、かにもかくにも、道をあきらかにせむぞ、吾を用ふるには有ける、道を思はで、いたづらにわれをたふとまんは、わが心にあらざるぞかし、

〔古學小傳 上〕荷田春滿

荷田春滿ハ、又東麻呂トモ本氏ハ羽倉、初信盛ト云ヒ、通稱ヲ齋宮ト云洛南稻荷山ノ祠官ナリ、父ヲ信詮ト云、兄弟四人アリ、長ハ女子、次ハ春滿次ハ信名、次ハ宗武、イカナル故ニヤ、春滿家ヲ嗣ガズ、弟信名ヲシテ家ヲ續シメ、自ラハ國學ノ復古ヲ任トス、國史、律令、古文、古歌及諸家ノ紀傳ニ至ルマデ、該博ク通ゼザルナシ、尤神代ノ卷、万葉集ニオイテ、一家ヲ成セリ、契沖ト時ヲ同ジウスレド、契沖ハ佛者ナルウヘニ、其人綿密ニ過テ、拘泥セルモノモマヽ見ユルヲ、此翁ハ一層登リテ說ヲ立テ

タリ、凡元祿年間ハ、諸道復古ノ運ニアタリタル時ニテ、國學ヲ唱フルハ、契冲ト此翁ナリ、ヨミ歌ハ、主トスル所ニアラザレドモ凡ナラズ、又中世以後淫靡風ヲナセルヲイキドホリテ、生涯戀歌ヲ詠ゼズ、〇中略享保中江戸ニ遊ビ、聲名アリ、有德公其名ヲキコシメシ、召タマヒケレドモ、老タリトテ辭サレヌ、サレド荻原宗固、山岡明阿ナドノ古學者出デ、其人々ノ門ニ塙保己一、屋代弘賢ナド出ルモ、春滿ノ唱ヘラレシニヨルナリトゾ、國學ノ學校ヲ京師ニ開カントテ上書シ、官ノ許ヲ得、既ニ地ヲ東山ニトスルニ及ビシガ、東本願寺ノ墓地ノ邊トイフ病ニ罹リテ成ラズ、元文元年七月二日ニ身マカリヌ、年六十八、

〔三哲小傳〕賀茂縣居の大人は、遠江國敷智郡伊場村の岡部新宮の禰宜定信縣主の二郎子にて、母は同郡山王村の竹山氏が女なり、族稱は岡部、字をはじめ三四といひ、後に衞士とあらためらる、諱は眞淵、縣居はその家號なり、庭を田居もつさまにつくりて、賀茂氏の戶にしもよればさて、仕所の名にはおほせられぬ、とほつおやを片岡祝師重といふ、〇中略はじめ漢學に心よせふかくて、つくり出られしからうたなどおほかり、享保十八年京にのぼりて荷田東麿宿禰の門にいり、中國のふることの學に秀で、かうばしき名、古今をおほひ、天の下の物まなぶ輩、その風をしたはざるはなし、抑古學は、難波の契沖法師、荷田東麿宿禰などが魁せしにおこれりといへども、大人出たまひてより、もはらみさかりになむなれる、江戸のくすし小野古道が、はじめて名簿をまゐらせしより、つぎ／＼大人の業を受る徒、三百人にあまれるが中に、藤原宇萬伎、村田春郷、揖取魚彥、橘千蔭、村田春海、本居宣長、荒木田久老など、その名世にとゞろけり、村田春道、橘枝直などは、うるはしき友になんありける、

〔玉手繦九〕次に學問の神の御前に向ひ、右の如く拜みて、〇中略

さて此古道の學問は、挂まくも畏き東照宮、その初めを開き給ひ、公子尾張の敬公、また公孫、水戸

の義公その御心を繼て、世に傳へ給ひしこと、委くは入學問答に載し、其大略は、此書の發端に云るが如し、此學問の道の山口、玄か開け始まれるより、早くも世にその意ばへを述明せる人々あまた出けり、其いち早きは、江戸に梨本茂睡あり、こは伴蒿蹊が畸人傳に、凡そ歌道に古學を稱ふるは、此人近世の魁なりと云へるは、實も然る言なり、其は、その著はせる梨本集を見て知るべし、此を書せる時は、元祿十一年五月にて、齡七十に餘れる由を記せり、また下河邊長流あり、契沖法師あり、共に歌道の古學を唱へし人々にて、これかも此二人は、水戸の源義公の恩顧をも蒙れる徒なり、委くは水戸の安藤爲章が年山紀聞、及び蒿蹊が畸人傳などを見て知るべし、然は有れど、其徒おほくは歌學の古意を發明せる耳にて、敬公の神祇寶典、類聚日本紀を御撰びまし、義公の神道集成、大日本史を撰び給へる、古道の大義の旨を明さむ事をば、心及ばで在けるを、身は下ながら、然る大義に深く心を入たるは、荷田東麻呂大人ぞ始には有ける、抑この大人、姓は荷田宿禰にして、氏は羽倉と稱し、東西兩家ありて、大人は東羽倉の方なり、通名を齋宮といふ、始め信盛と云ひ、後に東麻呂と改め、東丸とあるも同じ、また春滿とも書れたり、○中略偖その學業の詳なる趣は、春葉集に、同族荷田信郷が後叙せるに、幼より學を好み、篤く皇道復古の學に志して、國史、律令、古文、古歌、及び諸家の記傳に至るまで、該博く通せざる所なし、然れども、師倘する所なく、而して其自得發明する所極めて多し、○註略享保中に江戸に遊びて、聲名あり、特に内命ありて、侍臣某をして、從遊せしめて、古書を校せしめ給ふ、居こと數年にして疾を得て、京に歸らる、已にして、伏見奉行北條遠江守をして、内命を傳へて、銀若干を賜ふ、江戸に萩原宗固、山岡妙阿など云ふ歌道の古學者あまた出て、其人々の門流より、塙保己一、奈佐勝皐、屋代弘賢など云ふ人々」の出たるは、もはら東麻呂大人の久しく江戸に居て、古學を唱へられしに因る事なるを、今人は然る事さしも得知らず在るは慨き事なり、

〔玉勝間　二〕おのれあがたゐの大人の敎をうけしやう

宣長、縣居大人にあひ奉りしは、此里○伊勢國松坂に一夜やどり給へりしをり、一度のみなりき、その後はたゞ玄ば〳〵書かよはしきこえてぞ、物はさひあきらめたりける、そのたび〳〵給へりし御こたへのふみども、いとおほくつもりにたりしを、ひとつもちらさで、いつきもたりけるを、せち

に人のこひもとむるまゝに、ひとつふたつとらせけるほどに、今はのこりすくなくなんなりぬる、さて古事記の註釋を物せんの心ざし深き事を申せしによりて、その上つ卷をば考へ給へる古言をもて、假字がきに去給へるをもかし給ひ、又中卷下卷は、かたはらの訓を改め所々書入などをも、てづからし給へる本をもかし玉へりき、古事記傳に、師の說とて引たるは多く其本にある事ども也、そも／＼此大人、古學の道をひらき給へる御いさをは申すもさらなるを、かのさとし言にのたまへるごとく、よのかぎり、もはら万葉にちからをつくされしほどに古事記、書紀にいたりては、そのかむがへいまだあまねく深くはゆきわたらず、くはしからぬ事どもゝおほし、されば道を說玉へることも、こまかなることとしなければ、大むねもいまださだかにあらはれず、たゞ事のついでなどにはし／＼いさゝかづゝのたまへるのみなり、又からごゝろを去れることも、なほ清くはさりあへ玉はで、おのづから猶その意におつることども、まれ／＼にはのこれるなり、

〔毀譽相半書〕箕田水月 服部中庸 翁祝詞

　秋津彥美豆櫻根大人命乃大御靈乃大御前爾申須詞

秋津彥美豆櫻根大人命乃大御前爾、源中庸恐美恐美母今告奉留事安利、宇麻羅爾所聞看世、秋津彥美豆櫻根大人命夜、大人命世仁在部留時、中庸爾敎幣給幣波、流常爾神代乃御史乎見氏、神代乃古事乎好考糺志氏上都代乃道乎、廣久深久釋明道引諭氏、大八洲國島乃八十島殘曲南久押廣米氏、久那多夫禮惡支漢國乃風彌穢志留穢志留太佛乃風等乎、科戶乃風乃天乃八重雲乎吹拂事乃如久、朝乃御霧夕乃御霧乎、朝風夕風乃吹拂事乃如久、禍津日神乃相雜志禍業波悉爾祓比清米氏・清清志幾皇神乃大御敎爾押戾志氏、天地登共爾無極大御代乎仰宜奉牟事乎志朝宵爾心爾挂氏勤米學夫可與志、御敎乃隨意伊蘇之美學備天止思比給幣侍志留・早與理殿命乃大命令乎蒙利氏、其事爾就氏波晝夜乎不別、紀道伊勢道乎駈

廻氏無暇隙徒仁過事二十餘年爾、然而享和元年九月十三夜藤垣內仁月見乃圓居爲給布歸仁、中庸伴比申志、道須賀羅申侍志波、此秋與利勤乃道漸可有暇思比給禮婆、歌詠文章書事乎毛聊學侍牟奈止申侍志留、大人命宣曰、伊勿歌詠文章書事波、汝波勢受毛止有禮奈、兎角爾、其學好人耳、如此而宗止立都留古學爲人乃布都爾無波、歎氏毛猶歎々留事爾志有婆、先先毛敎掟都留如久、汝波歌詠文章書事波心刀米受而、神代乃道乎考勤氏與、此波此學爾深久、心止留牟敎子乃無所以取別氏諫登語給比婆、如是氏其夜家爾歸給比氏後、風心地止氏假初爾病給様爾氏、次第爾於母羅給勢比氏、終爾同月廿九日止云日爾、御命失給比奴、故中庸倩考思布爾、去十三日乃夜爾敎給比志御心波、必遺言志給布爾社有都羅米、大人命乃敎子五百餘人、其人彼人止算以氏、雖見風流乎耳好氏、歌詠文章書人波、春庭翁乎始氏、其他諸國爾毛一家乎張人雖有多、神代乃御史爾心止米氏、大人命乃御志乎續氏、古學乎專止爲人波、徒不有一人也、皆古事記傳爾氏事終太利止思倍利、其乎如何爾止思比給布留、大人命乃御詞爾、古傳說波雖一言一文字、傳越隨爾、不如才智可說論與志、敎給倍留乎、惡久僻心得氏、中庸俄三大考乎取用比給比志乎、藤垣內乎始、爭止羅禮志波、此乎新說止耳心得氏、古傳與利考出太利止云處爾無心著人故也〇略中此學波倭魂乎能堅米氏、外國乃國乃八十國、島乃八十島落留限無、天下爾有登有國乃書云書等悉見極氏、且決斷乃智不大婆、難業由然人波千万人爾一人志有婆、最難有毛理止思比給倍禮、御敎子乃中爾實乃道乎續人乃唯乃一人爾無波、最無本意、大人命乃御魂毛、嘸無云甲斐者爾天翔氏毛見給布良米止、最悲副思給侍志、去文化十年止云年、大江戶爾、姓平、名厚胤云人、玉御柱止云書乎著氏藤垣內幷中庸爾毛贈氏、全大人命乃敎乎信、御心乎續氏、又三大考爾同心多理、其志實厚、雖然藤垣內未能同意志氏、論辨事侍志、厚胤答之三度、大人命乃深意乎探、中庸我心乎釋事聊毛不違、大人命乃恩賴乃助給布可流、遂爾波、厚胤大平爾勝奴、中庸喜悅爾不堪處爾、京都毛伊勢毛押靡氏厚胤波雖爲博學心惡者也止流言須、一年本國有田郡阿刀宿禰長彥家爾氏、厚胤乃著志眞鬼神論云書乎見給比志、其理實爾的當也、是以厚胤無虛談知侍婆、然而熊

野爾止九箇月也翌年五月往伊勢侍氐、厚胤乃事乎議云爾、春庭翁、是非不論給、殿村安守稱其博學廣才申幾、然後京爾歸部留、留大江戸乃清水濱臣云者上京氐、厚胤波雖博學最心惡者也止千楯爾語與之、千楯中庸爾申侍支、文政四年乃秋又到伊勢國侍之爾、足代弘訓、橋村正兌神主等、厚胤天狗乎歸依爲風聞乎語侍之、歸京而後毛、其說侍比幾、唯藤井高尚波、大江戸爾在氐、厚胤爾親之久睦之所以、知其事實者、不怪事止申幾、雖然猶疑事侍比氐今波中庸等毛心解奴事爾成以往而、外爾可考正緣毛侍禰婆、暫猶豫侍志爾、今年文政六年八月七日、藤井高尚在驛舍而病志侍乎問侍志爾、平田厚胤上京止告來者侍可婆高尚、此方登申須爾附氐厚胤入來侍奴、容貌温良恭氐、且無好言令色、於是從始思部留人乃形勢爾不違乎心爾喜侍比奴、博覽廣才波今乃代爾波天下爾無比類思給幣氐、一相見氐此人社波登喜悅不堪思給禮〇、中略中庸波、年老耄氐、雖不有物、往昔、大人命乃敎給之隨、其千乃一二乎厚胤爾傳侍志婆、可聞一而知百乃大才實爾以大人命乃古學乃敎波、厚胤與敍利榮弘麻利侍南牟、如此有者、大人命乃御遺言波、中庸不學不才氐、自御跡波雖有不得續、今博覽廣才厚胤爾讓侍幣婆、大人命御志毋空久波成奉羅登自思比給布禮婆、明日與利黃泉爾往侍止毛、今思比殘須事侍波自者甘、又言乃序爾開衣奉留、厚胤我著述所乃古史成文、古史徵、古史傳波、恐久毛此度雲上爾聞衣上利侍幾、又富小路貞直卿、此我序文乎書世給志爾、先岡部大人乎古學乃開祖登定給比氐、次爾大人命乃大功乎言揚志給比、次爾厚胤我博學大才乎稱美給閉利、實爾古學乃光暉、厚胤乃功波、大人命毛嘸奈滿足止社思給米、又三大考能追考波御敎乃隨、天津日乎中心止之七大旋考止號氐著侍比幾、又青山仁日賀迦久良婆乃御歌毛、中庸我考乃如免給布爾與利、然定申都、文政六年九月廿九日、秋津彥美豆櫻根大人命乃御魂乃御前爾平厚胤止共爾、源中庸牡鹿成滕折伏世、鵜自物頸根衝拔氐、恐美恐美毛申給波止久申、

〔日本敎育史資料十八舊加賀藩〕國學講釋御用狩谷金作心付内達覺書寫御內達覺書九ヶ條幷追加

第一近年學校において國學稽古御取立御座候得共、とかく右學道ひらけ不申、講釋聽聞人も薄

く、別して心懸勤學仕候者甚稀に御座候、此體にては、畢竟御取立の御詮も無御座、講釋聽聞被仰付候て、御國體を明らめ、御國忠を相勵候樣御仕向被爲在候、御趣意も相立兼候場合へも到り可申哉と、私共において、甚恐多歎敷次第に奉存候、何分當學問御取立の御趣意相立不申ては、乍恐御學政御全備とは難申に付、今般私共存寄の趣、左に書記し、御達申上候間、何卒國學稽古方今一往御引立御座候て、厚く御世話御座候樣仕度奉存候、○中略

國學の名目暨稽古方の儀に付、狩谷金作等心付の趣、別冊相達候處、不容易儀にて、何共了簡付不申候間、先只今迄の通被成置可然哉の旨等被相達候得共、於御國體名義等不正儀を、其儘被成置候ては、於學校は、別て不宜儀にて可有之哉、且は國學稽古御建の上は、如何にも稽古人相進申儀に御仕向無之ては、御詮も無之儀にて可有之候間、先國學の名目、申聞通御改、校異方役所等何れへ成共移し、右役所等彼方へ相渡し、會讀等相建候事被仰付、館名之儀は、先猶豫に相成候ても可然哉、○中略

國學教方之義、金作書取之上にては、近來右學問追々發揮仕候に付、是を本學と相立申度旨に相聞え申候、乍去儒學之儀は、元外國の教法には候得共、聖賢之格言にて、人倫忠孝之道を本とし、國家教化之大益とも相成候に付、皇朝中古以來專ら御所用有之候義、公邊に於ても、猶以教化之第一と被立置候儀に御座候、加之太梁院樣御代、學校御創造被遊、學問之儀儒學を本務と被立置候儀に御座候へば、今更國學を本教と唱へ、學校內に被立置候御詮議に相成候ては、御教道兩端に相成、人心落合間敷、不可然義と奉存候事、

午〇安政五年十二月

〔古今書畫鑒定便覽三地下和歌〕荒木田久老

伊勢內宮ノ神主ナリ、從四位上タリ、五十槻園ト號ス、通稱宇治主税、加茂翁ノ學ヲ慕ヒ、門ニ入テ

業ヲ受、終ニ精巧ニ至ル、後一家ノ見識ヲ立テ、學大イニ進ミ、其名大ニ振フ、國史律令祝詞等廣ク研究シ、殊万葉集ニ精力ヲ盡ス、同國ニアツテ、本居翁ト肩ヲ比ベテ尤昌ナリ、性豪放ニシテ、其才又超絶タリ、門ニ入テ業ヲ受ルモノ頗ル多シ、時ニ文化元年九月、五十九ニシテ卒ス、著書甚多シ、世ニ流布ス、

攷古學

〔古學小傳中〕伴信友

伴信友ハ州五郎ト稱ス、若狹國遠敷郡小濱ノ人ナリ、山岸次良大夫源惟智四男ニテ、年十六ノヲリ、伴平右衛門信當ガ養子トナリ、即江戸ニ來リ勤仕セリ、享和元年十月本居宣長ガ學風ヲ慕ヒ村田春門ヲ紹介トシ、其門ニ入ランコトヲ乞フ、春門書ヲ松坂ニ贈リテ其志ヲ告グ、書未ダ達セズシテ宣長歿ス、嗣子大平其篤志ヲ感ジテ、宣長ノ靈前ヘ名簿ヲ奉リテ門下ノ列トス、後歷書ヲ通ハシテ、宣長ノ遺説ヲ問フ、信友弟子ヲヲシフルヲ屑トセズ、常ニ一室ニコモリテ、書ヲヨミ、モノ書キ、茶ヲ好マレシガ、ソレハタ自ラコレヲ調シ、人ヲ勞スルヲ好マズ、ハジメ篤胤ト魂アヘル友ナリシガ、後故アリテタチテ交ラザリケリ、文化三年十月、父信當歿ス、信友家ヲ嗣グ、文政四年九月致仕シ、家ヲ男信近ニ嗣シメ、弘化三年丙午十月十四日、京師堀河ノ公邸ニ終ル、年七十四、〇中略

鴨川集ニ伴信友ミマカリテ後ニ、筐ノ底ヨリヒロヒエタリトテ、ソノ子信近ガオノレニ見セタル歌、〇中略

邊事ヲウレタシトオモヒテ

みな人が心のそこもつくしてしのちこそ吹め伊勢の神かせ

〔先哲叢談續編十二〕西山拙齋、名正、字士雅、初名思義字見利、號拙齋、備中人、〇中略

拙齋自少壯好詠和歌學之於備前紀美領者及至京與伴蒿蹊、澤蘆庵、僧澄月、入江天愚等之諸家遊

和學講談所

名聲喧傳洛攝間、然恥以此技被稱於世、後不甚爲之、伊勢本居宣長、名於國字訓詁學、建立一家言、善多著書以謗訕堯舜周孔語、及本朝列聖、肆辨雄論無所忌憚、而百中之二三、隱然有足以扇動人心者、近時逢掖不必攻國學、又不通知國字訓詁學、聞其徒之所言、不必問其是非、更相標榜、搢紳夙知其妄、故熟讀萬葉等諸書、益識其所因述、乃擬作山上巨𣑥反惑歌、又附別錄、以暴其妄、辨正其似是之非矣、嘗謂菅茶山曰、少壯學和歌及和文、全費十年許歲月、至此其所學習、亦有少補於時矣、

〔日本政記一應神〕賴襄曰、道一而已矣、道之在天下也、猶日月也、日月者天下之日月也、非一國所私有也、道亦然、〇中略有稱國學者、斥而外之曰、是非我之道也、皆非也、道豈有彼此、載之以文、彼較雋於我、彼來而貫之、我取而用之、與醸冶織縫之工何異、載籍者織縫醸冶也、而仁義者蠶也、桑也、麴米銅鐵也、以麴米銅鐵蠶桑、爲自彼來者、儒者之見也、欲廢織縫醸冶者、國學者之說也、故曰皆非也、夫道一也、則學亦一也、寧有所謂國云者乎、陋哉、且夫先生已取而用之、著爲令典矣、而敢非議之、是議先王之典者矣、而幸免於誅也、

〔明良帶錄二〕塙檢校

寬政の度に、和學に習熟する故を以て、和學講談所と號し、六番町に於て、第宅を拜領被仰付、和書著述編集せり、群書類從、六國史、二十一代集、江家次第、官家次第、百練抄等を考訂す、其外著述の書籍御書物奉行へ訴て御留判有之、品川拘屋敷に藏板を入置けり、

〔退閑雜記一〕塙檢校保己一は、名高き盲人なりけり、和學をよくし、或令式ものがたりものなど講釋し、または類聚もの多く板行し、いまは水府へいで、、日本史の校合にあづかる、寬政五年のころ、朝に願ひて和。學。校。所とりたつべき旨にて、地所を下し給ひける、この學校の名を予〇松平定信に乞ふことしきりなり、故に溫。古。堂。とつけよと、人をもて云やりたり、

〔日本敎育史資料十九學校〕東京府敎育沿革〇中略

文化二年正月十六日、幕府和學講談所ノ地裏六番町ノ三百坪ヲ收メ、更ニ表六番町ノ地八百四十餘坪ヲ賜フ、四月廿八日、校正ノ圖書ヲ上ルヲ以テ、幕府塙保己一ヲ召シ、將軍謁ヲ賜フ、

〔日本敎育史資料十九和學所〕和學所手傳出役之義に付申上

林式部少輔　古賀謹一郎　和學所頭取姓名略之

和學所に於て、和學稽古之義、一昨戌年十二月、塙次郎〇忠寶死去仕候後は、重立引立仕候者無之候に付、昨亥年十一月、吉田信之助、其外之者共より、和學稽古會頭幷會頭介之義夫々申上置之趣を以、相違爲取扱候處、其後追々稽古人相增前々の姿にては、引立方何分行屆兼候に付、向後日々稽古相立候樣可仕と奉存候、就ては是迄私共手限にて調物御用出役の內より、夫々掛り役相違、稽古人取締、幷取調等の義、兼勤取扱來候へども、稽古日被相立候樣相成候ては、右出役掛りの者兼勤にては取扱向行屆兼候間調物御用之義は、除切候もの無之候ては不相成義に御座候、左候ては、調物の方、御人少に相成諸事御差支多相成候に付、書面八人の者是迄申上之趣を以て、和學所手傳出役幷相達置候に付、右の者共、此度和學所手傳出役被仰渡候樣仕度奉存候、尤御手當等の義は不奉願義に御座候、左候得ば、調物御用取扱候者の稽古筋引立候者は、夫々掛りを分け爲取扱候へば、夫是御差支も無之諸事行屆取締も可宜奉存候、依之此段申上候以上、

子二月

林式部　古賀謹一郎

和學講談所拜領町屋敷の義に付申上候書付

和學講談所永續爲御手當、小傳馬町三丁目、馬喰町一丁目龜井町、橋本町一丁目、右四ヶ町上納地、寛政七卯年九月、敬太郎〇忠韶祖父塙檢校へ被下置、地面之義は町年寄にて預り罷在候地代取立、町奉行にて、當人へ相渡候仕來にて、父次郎、當時敬太郎引續同樣取扱候義に御座候就ては、篤と

倭魂

勘考仕候處、麴町教授所附町屋敷の義も、和學講談所附町屋敷と相唱、私共取扱仕、地守共より、學問所へ相納、和學所入用に相渡候樣仕度奉レ存候、左候得ば和學所御用筋諸事取調方御用使夫是宜敷且御取締にも相成可レ然義と奉レ存候間、何卒厚御評議被レ成下、申上候通、被レ仰渡御座候樣奉レ願候、依レ之此段申上候以上、

高千石　伊丹抗之丞

和學所頭取、文久元酉年六月、初て被レ仰付、

文久元酉六月三日、御書院番溝口讃岐守組同斷出役より、二丸御留守居格、慶應三卯十一月十日辭、

〔和訓栞前編三十四〕やまとごゝろ　日本心也、赤染衛門の歌に見ゆ、博士に對しいへり、

〔和訓栞前編三十四〕やまとだましひ　日本魂也、○中略一條禪閤の説に、日本の目あかしといふ意なりとぞ、

〔菅家遺誡一〕凡國學所レ要、雖レ欲下論二渉古今一究中天人上、其自レ非二和魂漢才一、不レ能レ闞二其閫奧一矣、

〔大鏡二左大臣時平〕さるはやまとたましゐなどは、いみじくおはしましたる物を、延喜の世間の作法したゝめさせ給ひしかど、過差をえしづめさせ給はざりしに、この殿せいをやぶりたる御さうぞくのことの外にめでたきをして、うちにまゐり給ひて、殿上にさふらひ給ふを、みかどこしとみより御らんじて、御氣しきいとあしくならせ給ひて、○中略さて本院のみかど、一月ばかりさゝせて、みすのとにもいで給はず、人などのまゐるとも、かむたうのおもければとて、あはせ給はざりけり、さりしにこそ、よの中の過差は、たいらぎたりしか、うち〳〵にうけ給はりしかば、さてばかりぞしづまらむとて、みかどゝ御心あはせ給へりけるとぞ、

〔源氏物語二十一乙女〕猶ざえをもとゝしてこそ、やまとだましゐの世にもちゐらるゝかたもつよう

侍らめ、

〔赤染衛門集二〕參河守菅原のためよしくだるとてきて、はやう、はらからにすみし人なれば、むかしの人あらましかば、ちかきほどにてよからましなどいひて、かへりてうさのつかひにいきたりければ丁子ゑんなど、さま〲つゝみておこせて、

からくにのものゝゑるしのくさ〲をやまと心にともしとやみん

返し

はじめからやまとごゝろにせばくともをはりまでやはかたくみゆべき

〔後拾遺和歌集二十雜數〕めのとせんとて、まてきたりける女のちのほそく侍りければよみ侍りける、

大江匡衡朝臣

はかなくもおもひけるかなちもなくてはかせのいへのめのとせんとは

赤染衛門匡衡妻

返し

さもあらばあれやまと心しかしこくはほそぢにつけてあらすばかりぞ

〔今昔物語二十九〕明法博士善澄被殺强盜語第二十

今昔明法博士ニテ、助敎淸原ノ善澄ト云フ者有ケリ、道ノ才ハ並尤クシテ、古ノ博士ニモ不劣ヌ者ニテゾ有ケル、年七十ニ餘テ、世ノ中ニ被用テナム有ケル、家極ク貧カリケレバ、万ヅ不叶ラヅ過ケル、而ル間、居タル家ニ、强盜入ケリ、賢ク構ヘテ善澄逃テ、板敷ノ下ニ這入ニケレバ、盜人モ否不見付ズ成ヌ、盜人入リ立テ、心ニ任セテ物ヲ取リテ、物ヲ破リ打カハメカシテ、踏ミ壞テ喤リテ出ニケリ、其ノ時ニ、善澄板敷ノ下ヨリ急ギ出デ、盜人ノ出ヌル後ニ、門ニ走リ出デヽ、音ヲ擧テ、耶己等シヤ顏共皆見ツ、夜明ケムマヽニ、檢非違使別當ニ申シテ、片端ヨリ捕ヘサセテムトスト、極ク妬ク思エケルマヽニ叫テ、門ヲ叩テ云懸ケレバ、盜人此ヲ聞テ、此レ聞ケ、己等去來返テ、此レ打

殺シテムト云テ、ハラ〳〵ト走リ返ケレバ、善澄手ヲ迷シテ、家ニ逃テ、板敷ノ下ニ急ギ入ラムトスルニ、迷テ入ル程ニ頸ヲ延ニ突テ、急ドモ否入リ不敢ザリケレバ、盜人走リ來テ、取テ引出テ、大刀ヲ以テ頭ヲ散々ニ打破テ殺シテケリ、然テ盜人ハ逃ニケレバ、云フ甲斐无クテ止ニケリ、善澄才ハ微妙カリケレドモ、露和魂无カリケル者ニテ、此ル心幼キ事ヲ云テ、死スル也トゾ聞キト、聞ク人々ニ云被謗ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔愚管抄四〕公實の和漢の才に富て、北野の天神の御跡をもつぎ、又知足院殿〇藤原忠實に人からやまと魂のまさりて、識者も實資などやうに思はれたらばやはあらんずる、

〔詠百寮和歌〕文章博士

新しき文を見るにもくらからじ讀開ぬる大和玉しひ

〔玉手綴九〕寛政二年六十一になり給ふ、八月にみづから〇本居宣長像をうつし書きて、歌よみて添給き、其歌は、師木島の倭心を人とはゞ朝日ににほふ山櫻花となむ有ける、此は子孫の末に傳へよと、家に遺されしなり、〇註略抑荷田翁の立られし意ばへは、書てふ題にて、ふみ分けよ倭にはあらぬ漢鳥のあとを見るのみ人の道かはと詠まれ、岡部翁の意は、新室ほぎに集へる教子だちに示すとて、飛驒たくみほめて作れる眞木柱たてし心は動かざらましと詠れたり、此次に鈴屋翁の今の歌を誦味ひて、次々に古學の道の調ひもて來し有さまをも辨ふべし、

〔聲文私言〕大友の天つ日嗣しらしめし、ことは、水鏡大鏡等に正しくみえたるも、書紀にははぶかれたり、さて西山公の英斷まし〳〵て、大日本史には、此皇子を帝紀にたて、神功皇后をば、書紀に攝政元年とあるに依て、后妃傳に入れ、神器のある所によて、南朝を正統となし給へるなどは、誠にありがたき御事にて、これぞこの大和みづ穗のまねびのもと、ある大和魂にはありける、さるを歌よみ、文かき、古き言葉などを考へ解くことをのみ、皇國學の業と心得て、それをしもみ

だりに和學者國學者などいふは、ものしらぬ人の言といふべし、

〔內安錄〕一禁裏附は和魂好事(ヤマトダマシヒコウズ)のものは不可然、關東風の者可然、泉涌寺仁孝天皇御廟前の御花立の底ぬけ出しを見れば、錢の柄をきりて底に入たるにや、天下一何々の銘あるよし、女中向より尻が出、泉涌寺役者より御附へ屆出たり、御新調を糺見れば、大津御代官都筑金三郎取扱、大佛前鑄物師にて調進也、御直段嚴敷御取縮、無據錢を切入たると云、金三郎は、今は奉行職となり、追々昇進する人體なり、

〔泊洦筆話〕一高津阿闍梨は仁齋先生になぞらふべし、縣居翁は徂徠先生によく似かよひたる所あり、本居氏は、春臺先生のおもむきあらん、芳宜園〇加藤千蔭は南郭先生にもたとへんか、この中にもほかはおきて、本居氏は、もとよりさらになぞらふべき人なきすぐれびとなり、かりに春臺先生によそへしは、徂徠の門人にて、其おもむきのかはれる事、縣居の門人にて、あがたゐにかはれる所あるに似たればなり、

〔內安錄〕一北村季吟、御前〇德川綱吉へ召出されし時に、昔より治れる代を延喜の聖代といふ、延喜と今といづれか治れるやと御尋有し時、延喜の御時には海賊の患有之由、紀貫之の土佐日記に見へ候、今は山に山賊なく、海に海賊なく、今の御代は延喜よりも治れると申上しかば、御加增被下しとぞ、

〔兎園會集說〕蒲の花かつみ　瀧澤解

寛政二年の冬、琉球の使人、入朝しつと聞えしに、故ありてかのともがらと、應接をしつるもの、宇都宮にかへり來るありけり、修靜〇蒲生秀實一日これを訪ふて、足下はこたび、球人と應對したりと傳へ聞ぬ、何等の說話ありしと問ふに、その人答ていなさせる說話もなし、只四表八表の語次に、琉人われに問ていはく、皇國は誠に文あり武あり、大かたならぬよき國なれども、竊に心得がた

きことは、樣といふ字に、三體ありて、尊卑のしなをわけらるゝに、或は永さま、或は美さま、つくばひ樣といふよしは、いかなる義理のあるやらんといはれしには困りたりと、うちほゝゑみて告にけり、修靜これを聞しより、憤り胸にみちて、嘆息の外ことばもなく、そがまゝ宿所に走りかへりて、ひとりつら〳〵思ふやう、むかし南北朝の內亂より、應仁の兵火に至りて、天朝の舊典皆ことごとく亡失し、文華はながく地を拂て、世は戰國となりし事、既にして二百餘年、その惡俗の餘毒流れて、昇平の今の世まであらひ淸るもの、足らねばこそ、附庸褊小の球人にすら、侮らるゝことのやすからね、いかでわれ古學を興して國體を張り、天下の爲に、死力を竭して、國恩に報ずべしと、いよ〳〵思ひ定めつゝ、指を嚙み血を染めて、孝子之情有終身喪、忠臣之心無革命時、と大書して、志願の牓をかためける、かゝりし程に歲月を經て、修靜江戶に往來しつゝ、林家の門人になりしかば、帶刀して、儒學を唱へ、當時高名の儒者、國學者、文人墨客とまじはりて、遊學する事亦年あり、しかれどもその持論事情に愜はず、或はこれを迂闊とし、或はこれを狂妄として嘲り哢ぬは稀なりしを、修靜ものゝ屑ともせで、いよ〳〵守て、みづから貶さず、その友に語て云く、昔しは儒官あきらかに天朝の故實に通達して、六經をもてこれが資にしたり、こゝをもて名正しく、事行れざることなし、今の俗儒は天朝の故實をしらず、夏夷順逆の理に暗くして、名を亂り、言を紊るもの五六十年來、比々として皆是なり、その位に在るものは、その道を行ひ、その位に在らざるものは、その言を行ふこと、古今一致難易迯にありといへども、吾憤をもて志を立、古學を興して、逸史を修め、力を經世に竭してもて、國恩に報じ奉らんとほりすること他なし、彼世にありて、利を謀り、牢皮に坐する艸鞋大王、みづから名教の罪人たるを知らざるものと、隣をなさじと思のみ、この事同志の爲に語るべし、悠々の徒と語る可らずとぞいきまきける、此頃よりして、修靜九志を編述の志あり、いにしへの山陵、多く荒廢して、その迹定かならざるものありと聞くこと

久しきをもて、まづ山陵志より掇んとて獨行して京に趣き、○下略

〔泰平年表有德院〕享保二年、是年下田幸大夫師古へ初奥御右筆、八年御書物奉行、和學御用被仰付、年々金五十兩を賜ひ、其料たらしむ、

〔有德院殿御實紀附錄十〕本邦の古書にもよく通じ玉ひて、常に御覽ありしが、桃花蘂葉などは、御みづから諸本を讐校せられて考定し玉へり、延喜式も御抄出ありし御手澤の本今猶あり、○中略この頃は、國學をこのむものいと少かりしかば、書物奉行下田幸大夫師古、淺井順次郎奉政幸大夫弟なりに、其事を猶まねびあきらむべしとて、燈燭の料五十金を年々にたまひてはげまさる、後順次郎、和事纂二百冊を編輯して奉れり、今奥の御文庫に存せり、

〔日本教育史資料三舊彦根藩〕學校○稽古館

職名俸祿　和學後ニ國學ト改稱　無定員、諸士若シクハ、歩行ノ其學ニ達スル者ヲ以テ、用掛リトス、古事記六正史以下皇國ノ故事來歷ヲ教授シ、兼テ詠歌ヲモ教授ス、

寛政十一年八月四日創設ノ時左ノ如シ

小原八郎左衞門　村田大介

右其方共、和學相嗜候趣、達御聽奇特之事ニ思召候、此後彌致出精且和學被相學候面々候ハヾ、稽古館へ罷出可致世話候、此段申渡候樣被仰出候、

嘉永四年、直弼○井伊ノ時、和學方ヲ改メテ、國學方ト稱ス

古事類苑

文學部二十二

漢學

古事類苑

文學部二十二

漢學

我國ニテ讀書ノ業ノ靑史ニ見ユルハ、應神天皇ノ朝ヲ以テ始トス、卽チ漢學ノ濫觴ニシテ、當時ノ漢學ハ韓地ヨリ來リシモノナリ、履中天皇ノ朝ニハ、諸國ニ史ヲ置キテ記錄セシメシガ如キ、稍〻進歩セシナルベシ、推古天皇以後、屢〻使ヲ支那ニ遣シ、留學生ヲ發スル等ノ事アリテ、學術大ニ進ミ、平城ノ朝ヨリ平安ノ朝ヲ歷テ益〻盛ナリシガ、其後朝政ト共ニ漸ク衰ヘ、足利氏ノ季ニ至リテ極マル、而シテ德川氏ノ時ニ至リ復タ大ニ盛況ヲ呈セリ、

古來ノ文學ハ皆師授ニ由リシモノニテ、其間秘說ヲ傳ヘシガ、僧徒ノ文柄ヲ握ルニ至リテ一變セリ、是ヨリ後純粹ノ儒者モ、多ク剃髮セシガ、德川氏ノ中葉ニ至リ其弊始テ改マル、而シテ儒者ノ待遇ハ、古ヨリ厚カラザリシガ、文學ノ衰フルニ由リ、益〻世ノ冷遇ヲ受ケタリ、サレド德川氏ニ至リテハ、幕府及ビ諸侯爭ヒテ儒者ヲ聘用セシカバ、儒者モ從前トハ稍〻其觀ヲ異ニセシガ、處士ニ在リテハ、猶ホ甚ダ貧シキモノアリテ、市井ノ信用ハ、却テ醫陰ノ徒ニモ及バザリキ、

名稱

〔玉勝間〕一がくもん

世中に學問といふは、からぶみまなびの事にて、皇國の古をまなぶをば、分て神學倭學國學などいふなるは、例のから國をむねとして、御國をかたはらになせるいひざまにて、いと〳〵あるま

じきことなれ共、いにしへはたゞから書學びのみこそ有けれ、御國の學びとては、もはらとする者はなかりしかば、おのづから然いひならふべき勢ひ也、しかはあれども近き世となりては、皇國のを、もはらとするともがらもおほかれば、からぶみ學びをば、分て漢學儒學といひて、此皇國のをこそ、うけばりてたゞに學問とはいふべきなれ、佛學なども、他よりは分て佛學といへども、法師のともは、それをなむたゞに學問とはいひて、佛學とはいはざる、これ然るべきことわり也、國學といへば、尊ぶかたにもとりなさるべけれど、國の字も事にこそよれ、なほうけばらぬいひざまなり、世の人の物いひざま、すべてかゝる詞に、內外のわきまへをしらず、外國を內になしたる言のみ常に多かるは、からぶみをのみよみなれたるからの、ひがことなりかし、

〔枕草子五〕めでたきもの

はかせのざえあるは、いとめでたしといふもおろかなり、かほもいとにくげにげらうなれども、世にやんごとなき物におもはれ、かしこき御前にちかづきまゐり、さるべき事などとはせ給ふ御文の師にてさぶらふはめでたくこそおぼゆれ、願文もさるべきもの丶序つくり出してほめらるゝ、いとめでたし、

〔源氏物語二帚木〕まだ文章の生に侍し時、かしこき女のためしをなんみ給へし、かの馬頭の申給へるやうに、おほやけごとをもいひあはせ、わたくしざまの世にすまふべき心おきてを思ひめぐらさんかたもいたりふかく、ざえのきはなま〳〵のはかせはづかしく、すへてくちあかすべくなん侍らざりし、それはあるはかせのもとに、がくもんなどし侍とて、まかりかよひしほどに、あるじのむすめどもおほかりときゝ給へてはかなきついでに、いひよりて侍しを、おやきゝつけて、さかづきもて出て、我ふたつの道うたふをきけとなんきこえごち侍しかど、をさ〳〵うちとけてもまからず、かのおやの心をはゞかりて、さすがにかゝづらひ侍しほどに、いとあはれにお

もひうしろみ、ねざめのかたらひにも、身のざえつき、おほやけにつかふまつるべき道々しきことをしへていときよげにせうそこ文にもかむなといふ物をかきませず、むべ〳〵しくいひまはし侍に、おのづからえまかりたえで、そのものを師としてなん、わづかなるこしをれ文つくることなどならひ侍しかば、いまにそのおんは忘れ侍らねど、なつかしきさいしとうちたのまんに、無才のひとなまわろならんふるまひなどみえんに、はづかしくなんみえ侍し、

〔源氏物語二十一乙女〕うちつゞきにうがくといふことせさせ給て、やがてこの院の内に御ざうしつくりて、まめやかにざえふかき師にあづけきこえ給ふてぞ、學問せさせ奉り給ける、

〔續世繼六花ちる庭のおも〕德大寺のおとゞの御子は、右大臣公能のおとゞ、その御はゝ按察中納言顯隆ときこえしむすめにおはす、此おとゞ、管絃も身のざえも、かた〳〵おはすときこえき、おやおほぢなどは、ざえおはせぬに、詩などつくり給、みめも心ばへも、いというなる人にぞおはしける、

〔古事記中應神〕亦百濟國主照古王、以牡馬壹匹、牝馬壹匹、付阿知吉師以貢上、（此阿知吉師者、阿直史等之祖、）亦貢上横刀及大鏡、又科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、卽論語十卷、千字文一卷、幷十一卷、付是人卽貢進、（此和邇吉師者、文首等祖、）

〔日本書紀十應神〕十五年八月丁卯、百濟王遣阿直岐貢良馬二匹、卽養於輕坂上廐、因以阿直岐令掌飼、故號其養馬之處曰廐坂也、阿直岐亦能讀經典、卽太子菟道稚郎子師焉、於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰、有王仁者、是秀也、時遣上毛野君祖荒田別、巫別於百濟、仍徵王仁也、其阿直岐者、阿直岐史之始祖也、　十六年二月、王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、故所謂王仁者、是書首等之始祖也、

〔續日本紀四十桓武〕延曆九年七月辛巳、左中辨正五位上兼木工頭百濟王仁貞治部少輔從五位下百濟

王元信、中衞少將從五位下百濟王忠信、圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衞佐伊豫守津連眞道等、上表言、眞道等本系出自百濟國貴須王、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈、奄扶餘而開國、天帝授籙、惣諸韓而稱王、降及近肖古王、遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豐明朝御宇應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別使於百濟、搜聘有識者、國主貴須王、恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王、（一名智宗王）隨使人朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此、

〔神皇正統記 孝靈〕第七代孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押媛天足彥國押人命の女なり、辛未の年卽位、大倭の黑田廬戸の宮にまします、三十六年丙午にあたるとし、もろこしの周の國滅びて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇卽位、この始皇、仙方をこのみて、長生不死の藥を、日本にもとむ、日本より五帝三王の遺書をかの國にもとめしに、始皇こと〴〵くこれをおくる、その後三十五年ありて、かの國、書を燒、儒を埋みければ、孔子の全經日本にとゞまるといへり、この事異朝の書にのせたり、わが國には、神功皇后、三韓をたいらげたまひしより異國に通じ、應神の代より經史の學つたはれりとぞ申ならはしたる、孝靈の御時より此國に文學ありとはきかぬことなれど、上古のことはたしかに志るしとゞめざるにや、應神の御代にわたれる經史だにも今は見えず、聖武の御時、吉備大臣入唐してつたへたりける本こそ流布したれば、この御代よりつたへけんことも、あながちうたがふまじきにや、

〔日本書紀 九神功〕九年（哀〇中略）十月辛丑、從和珥津發之、（〇中略）新羅王（〇中略）卽素旆而自服、（〇中略）遂入其國中、封重寶府庫、收圖籍文書、

〔日本書紀通證 十四〕收圖籍文書（收圖籍出史蕭何世家、文書謂經史百家之書、蓋此時既來于我邦也明矣、）

〔蓮步色葉集 幾〕紀典、日本儒道自吉備大臣始也、

略表

○按ズルニ、吉備眞備經學ヲ傳來セシ事ハ、經學篇經書ノ條下ニ、扶桑略記ヲ引ケリ、

〔日本書紀敏達二十〕元年五月丙辰、天皇執高麗表疏、授於大臣、召聚諸史、令讀解之、是時諸史於三日內皆不能讀、爰有船史祖王辰爾、能奉讀釋、由是天皇與大臣俱爲讚美曰、勤乎辰爾、懿哉辰爾、汝若不愛於學、誰能讀解、宜從今始近侍殿中、旣而詔東西諸史曰、汝等所習之業、何故不就、汝等雖衆、不及辰爾、又高麗上表疏、書于烏羽、字隨羽黑、旣無識者、辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉寫其字、朝庭悉異之、

〔三代實錄四十三陽成〕元慶七年五月十日乙亥、於朝集堂賜饗渤海客徒、大臣已下就東堂座、擇五位已上有容儀者三十人、侍堂上座、從五位下守左衞門權佐藤原朝臣良積、引客就西堂座供食、〈○中略〉良積依有儀貌、俄當此選、大使裴頲欲題送詩章、忽索筆硯、良積不閑屬文、起座而出、頲隨止矣、

〔台記〕康治二年七月廿四日己卯、定國以其子定明令持消息、送宗輔、〈○中略〉定明本望瀧口之間、便宜可擧申、〈定國不知文、其書假名、〉

〔續世繼二釣せぬ浦々〕又顯隆の中納言といひし人、世にはよるの關白など聞えしも、辨になさんと思ふに、詩作らではいかゞならん、四韻詩作る物こそ辨にはなれとおほせられければ、〈○白河〉驚きて、好みなどせられけり、

〔續世繼七武藏野の草〕山桃の大納言顯雅とて、六條のおほい殿の御子おはしき、〈○中略〉物など書給こともおはせざりけるにや、行尊僧正のもとにやり給へりける文の上書には、きゝざうはうとうゐんの僧正の御坊にとぞ有ける、かんなならばきん〳〵ざうなくても有べけれど、得書給はぬあまりにや有けむ、ことのはもえ聞え給はざりけり、

〔愚管抄七〕今かなにて書事たかき樣なれど、世のうつりゆく次第とを心うべきやうをかきつけ侍る意趣は、總じて僧も俗も今の世を見るに、智解のむげにうせて、學問といふことをせぬ也、學問は僧の顯密をまなぶも、俗の紀傳明經をならふも、是を學するにしたがひて、智解にてその心

をうればこそおもしろくなりて、せらるゝことなれ、すべて末代には、犬の星をまほるなんどいふやうなることにて、え心得ぬ也、それは又學じとかくする文は、梵文より起りて、漢字にてあれば、この日本國の人は、是をやはらげて、和詞になして心うるも、猶うるさくて、智解のいるなる明經に十三經とて、孝經禮記より、孔子の春秋とて、左傳公羊穀梁など云も、又紀傳の三史八代史、乃至文選文集貞觀政要、これらを見て心得ん人のためには、かやうの事はをかし、ことにてやみぬ、○中略この外にも、官曹事類とかやいふ文もあんなれども、持たる人もなきとかや、蓮華王院の寶藏にはおかれたること聞ゆれど、取出して見むといふひとだにもなし、すべてさすがに內典外典の文籍は、一切經なども、きら／＼とあんなれど、ぴはのくるみをかゝへ、隣の寶をかぞふると申ことにて、學する人もなし、さすがにことに其家に生れたる者は、たしなむと思ひなれど、その義理をさとる事はなし、いよ／＼是よりのち、當時ある人の子孫をみるに、いさゝかも親のあとにいるべしと見ゆる人もなし、是を思ふに、中々かやうの讖言にて書置たらんは、いみじがほならん學生たちも、心の中には心得やすくて、獨ゑみして、才學にもしてんものをと思ひよりて、中中本文などしきりにひきて、才學氣色もよしなし、

○按ズルニ、愚管抄ハ著者明ナラザレド、承久ノ頃記セルモノナルコト明ナレバ、本文記載ノ事實ハ、凡ソ此頃ノ事ト知ルベシ、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十五日戊辰、辰刻國宗捧院宣、於樋口河原相逢武州○北條泰時、述子細、武州稱可拜院宣、下馬訖、共勇士有五千餘輩、此中可讀院宣之者候歟之由、以岡崎次郎兵衛尉相尋之處、勅使河原小三郎云、武藏國住人藤田三郎文博士者也、召出藤田讀院宣、其趣今度合戰不起叡慮、謀臣等所申行也、於今者任申請可被宣下、於洛中不可及狼唳之由可下知東士者、其後又御隨身賴武於院中被停武士參入乎之旨重被仰下云云、

〔小夜のねざめ〕後嵯峨のゐんの御時などは、當座の歌合にも判の詞かゝれぬはなかりき、爲家卿光俊朝臣などこそ、たびごとにふでをとりて、詞の花をそへられしか、此ころ承れば、道のあやまちあらじとて、かやうにさゝめられ侍るとぞ、是はことはりなるかたもあるにや、唐國の文をうかゞはざる人は、すべて判の詞をば、思ふまゝにはかきのべられがたきにや、されば基俊などは、詩作りにて有しかば申にをよばず、俊成定家爲家卿までは、ひろく學問をせられたる人にてあれば、歌の判も唐國の詞をかざり、ゆうにとりなされてこそかゝれしか、今は我道の事をこそわづかにたしなみ給ふらめ、あらぬ道まではうかゞひ侍る事のなければ、判の詞かゝれざらんもいはれあることなり、

〔花園院御記〕元應三年〇元亨元年三月十七日辛卯、此間見荀子、此事無說不及傳受、此書又言聲理、而猶嫌子思孟軻、尤遺恨也、

〔花園院御記〕元應三年〇元亨元年六月卅日壬申、自今年春病惱者多、死者連綿、諸道宗匠多逝去、文道在衆種範頭分名儒也管弦前右大臣、舞人久雅、樂人季俊、明法章任、章治、雖無名譽稽古之者云々、諸道衰微、尤可歎息者歟、

〔花園院御記〕元亨二年二月廿三日辛酉、此日召公時經顯等朝臣師夏、聊談尚書、經顯讀之、公時談正義、雖無人如法內々義也、且爲勸學於人也、仍自今日始之、次第五經可談之由所思也、近代儒風大廢、近日中興、然而未及廣、或有異議、爲解人之過殊所談也、於身强無益者歟、

〔蔭凉軒日錄〕文明十七年九月廿二日、エゾガ島トハ何トカイタゾト御尋、愚不存由白之、廿四日、一昨日所被尋夷楚之字愚不知之、問小補和尚、則夷楚島、眞實者不知之、又瑞曰、釋書有蝦夷國、爲同事也云々、愚知此書以獻之、

〔老人雜話乾〕老人少年の時、洛中に四書の素讀敎る人無之、公家の中、山科殿知れりとて、三部を習

傳授

ひ、孟子に至て、本を人に借し置たりとて、終に教へず實は知ざる也、

〔道老物語八〕永祿以來出來初之事

家康公御代の事

一武家の學文はやり出る事

〔甲子夜話四〕或人云、世ノ中ノ移リ替ルハ、思ノ外ノ事アルモノナリ、此五六十年前、擧世ノ文盲ニナリシハ、前ニモ後ニモ類無キコトナリトナリ、中村深藏〈號蘭林、名明遠〉寶曆頃ノ與儒者タリシトキ、誰一人敬禮スルモノモナク、當直ニ出レバ、若キ小納戸衆ナド、孔子ノ與方御容儀ハ美ナリシヤ醜ナリシヤナド問テ嘲弄シケルトゾ、餘リニ甚シキコトナラズヤ、明安ノ頃、節儉ノ政令嚴刻ナリシトキ、其旨ヲ希ヒシ作事奉行ヨリ、昌平ノ聖堂ハ第一無用ノ長物ナレバ、取崩シ然ルベシト建言セシヲ、國用掌レル老職水野羽州〈忠〇友〉聞屆テ、既ニ高聽ニ達セントテ、御用御取次衆へ申ケルニ、取次衆聖堂ト云モノ何ナルコトヲ知ラズ、與右筆組頭大前孫兵衞ニ、聖堂ニ安置アルハ神カ佛カト尋シカバ、大前タシカ本尊ハ孔子トカ云コトニ候ト答ケレバ、取次衆其孔子ト云ハ何ナリヤト又尋ケレバ、大前論語トカ申書物ニ出候人ト承リ候ト答ケルニ、取次衆打ウナヅキ、嗚呼ソレニテ分リタリ、道理デ聖堂崩シノ沙汰ヲ聞テ、林大學ガ、唐へ聞ヘテモ御外聞ガワルキト申タリト聞及ビヌ、サラバ先暫見合セ置方ナルベシトテ、高聽ニ達セズ、其コト止シトナリ、カヽル時節モアレバアルモノカト驚入タルコトナリ、

〔續世繼五かざりたち〕ふけの入道おとゞ〈忠〇實〉の御子は、法性寺のおほきおとゞ〈忠〇通〉つぎには宇治の左のおとゞよりながときこえ給し、〈〇中略〉堀河の大納言〈師頼〉に前。書。とかきこゆるふみうけつたへさせ給へりけり、其ふみは、匡房の中納言よりつたはりて、よみつたへたる人かたく侍なるを、此殿につたへさせ給へりける、今は師のつたへも絕たるにこそ侍なれ、

〔古今著聞集八孝行恩愛〕後白河院在藩の御時、保延五年十二月七日、待賢門院の御所三條殿にて御元服有けり、仙院も御座有けり、左大臣ぞ加冠は玄給ひける、御遊の笙の事、内大臣〇藤原頼長に仰られけるに、去四日、春宮大夫師賴卿うせられにしいく程もなくて笙を吹ん事はゞかり有とて、手に所勞のよしを申されて吹給はざりけり漢書說は、近代よみ傳へたる人まれに侍に、かの大夫、江家說をうたへられければ、內府習給けり、師をおもんずるれいいみじくぞ侍る、

〔廿二史箚記十五〕北朝經學

六朝人雖以詞藻相尚、然北朝治經者尚多專門名家、蓋自漢末鄭康成以經學敎授門下、著錄者萬人、流風所被、士皆以通經績學爲業、而上之擧孝廉擧秀才亦多於其中取之、故雖經劉石諸朝之亂、而士習相承、未盡變壞、大概元魏時、經學以徐遵明爲大宗、周隋間、以劉炫劉焯爲大宗、〇中略其時治經者、各有師承、如李鉉從李周仁受毛詩、劉子猛受禮記、房虬受周官儀禮、鮮于靈馥受左氏春秋、又受業徐遵明者五年、楊汪受禮於沈重、受漢書於劉臻、劉焯亦受詩於劉軌思、受左氏傳於郭懋、問禮於熊安生、又以劉智海家多墳籍、就之讀十年、此可見諸儒師資有自、非同後世稗耳販目之學也、其業既成、則各有所著以開後學、〇中略當時治經者、各有心得、筆之于書、非如後世記問撥拾之學也、其所以多務實學者、固由於士習之古、

〔右文故事三〕御本日記附注下

道春預之內〇中略

卷本群書治要　四十七卷　一箱〇中略

每卷、越後守、參河守ノ奧書アリ、第一卷ノ末ニ、建長七年九月三日、仰奉授掃酒少尹尊閑了、抑周易者、當世頗其說欲絕、爰敎隆粗慣卦爻之大體、不墜訓說之相傳、雖爲窮鳥之質、爭無稱雄之思哉、前參河守淸原花押アリ、是ハ敎隆眞人ノ親筆ナリ、酒掃少尹ハ陸奧掃部助實時ヲ云ナリ、

〔康富記〕嘉吉三年六月十二日丙申、是日淸大外史、於禁裏被講申左傳、今終一部功給、被下宸筆御奥書、後日予拜見了、四書五經〇此下有蟲損、悉被遂終者也、

侍讀大外記淸原眞人業忠

嘉吉三年六月十二日

春秋左氏傳壹部受說畢

〔閑散餘錄上〕吾國ノ學問、惺窩先生ノ頃ヨリ四五十年前ニ至ルマデハ、古文前後集ヲ專用ヒタルコトナリ、故ニ古文ニ標註國字ノ解等多シ、那波道圓ノ說ニ、ソノ頃ハ滕王閣ノ序ノ落霞ハ、鳥ノ名ナリトイフコトヲ、秘授口傳トナシタルヨシ、遺稿ノ內ニ見ヘタリトナン、古文ヲ學ブハ、文章軌範ヲ學ブニ如ザルコト、ヤ、眼アル人ハ知レタルコトナルヲ、ソノ頃ノ人々ハ、イカニ心得タルヤラン、要スルニ時運ノ然ラシムルナラン、

經濟學

〔經濟錄序〕孔子ノ道者先王之道也、先王之道ハ天下ヲ治ムル道也、先王ノ道ハ六經ニアリ、六經ヲ讀、先王ノ道ヲ學テ、經濟ノ術ニ達セザルハ、譬バ醫者ノ經方ヲ學テ人ノ病ヲ治スルコト不能ガ如シ、博聞強記多能多才ノ人也トモ、天下國家ノ爲ニ其益少ナシ、漢朝ノ學者ハ皆經濟ヲ脩メ、治道ヲ論ズルヲ務トス、賈誼董仲舒ノ如キハ則其巨擘也、漢ハ古ヲ去ルコト未遠カラザリシ故也、漢ノ末ヨリ經濟ヲ議スル人稍昔ニ及バズ、然ドモ唐以前ハ心法ノ說未起ラズ、是猶未全ク古ヲ不失也、宋代ニ及テ、程氏朱氏ノ學專ラ心法ヲ以テ聖人ノ道ヲ說ク、徽宗欽宗二帝ヲ狄人ニ取ラレテモ、君臣トモ是ヲ恥辱トセズ、其讎ヲ復スル計モ求メズ、只誠意正心ノ說ヲ翫ビ、其後天下ヲ蒙古ニ取レテ、天子海ニ浮ベルニ、陸秀夫ガ徒、船中ニテ日々大學章句ヲ講ジテ、涙ヲ流シケルト云、愚昧ノ至リ、一笑ニ餘リ、痛マシキコト也、是則心學ノ餘殃也、凡心法ヲ談ズルハ釋氏ノ學ニテ、先王孔子ノ道ニ決シテ無キコト也、朱晦庵ガ同時ニ陸象山アリ、明ニ及テ王陽明アリ、其說朱子ト異ナレドモ、心法ヲ主トスルコトハ一轍ナリ、是ヨリ先王ノ道世ニ昧ク成テ、經濟ノ術地ニ墜

チ、孔子ノ道盡テ、儒者ノ業全ク乞食頭陀ノ行ト成レリ、日本ノ學者モ、百年以來ハ、皆宋儒ノ徒ニテ、心法ヲ講ズルヨリ外ニ、孔子ノ道ヲ知レル者絶テナシ、王公ヨリ以下ノ人ニ聰明ナル者有テ、經濟ニ志ス人ナキニ非ト雖ドモ、其道ヲ學ビ、其術ヲ習フベキ由ナケレバ、只一分ノ俗智ヲ用テ、政ヲ行フノミ也、凡經濟ハ古今時ヲ異ニシ、中華ト日本ト俗ヲ異ニスレドモ、是ヲ行フ術ハ少モ異ルコトナシ、若古ニ宜テ今ニ不宜、彼國ニ宜シテ此國ニ不宜ハ、聖人ノ道ト云ベカラズ、是ヲ行ト不行トハ行フ人ニアリ、四方萬國、日月ノ照ス程ノ地ニ、聖人ノ道ノ行ハレザル所有ベカラズ、況ヤ日本ハ往古ヨリ先王ノ道ヲ用テ治メ來レル國ナレバ末也、迚モ再興セラレ間敷ニ非ズ、若英雄ノ人有テ、上ニ用ヒラレ、時ヲ得テ其術ヲ施サバ、先王ノ道、孔子ノ教ヘ、海内ニ行ハレテ、萬民其德澤ヲ蒙ランコト日ヲ計テ待ベシ、昔人千金ヲ費シテ龍ヲ屠ル術ヲ學シガ、屠ルベキ龍ナクテ一生ヲ空ク終シトカヤ、予ガ如キ者是ニ似タリ、然ドモ此身此儘ニテ終ナバ、學ビ得タル屠龍ノ業、遂ニ土中ノ物ト爲ベキモ慳シケレバ、拙キ筆ニ錄シテ筐中ニ藏シ置、廣キ世間ニ、若龍ヲ得テ屠ラント思フ人アラバ、潜ニ是ヲ傳ヘ、其謀ヲ贊ント願フ、是平生ノ微志也、若此中ニテ、萬分ノ一モ取用ヒラルヽコト有バ、此身死ストモ生ルガ如クナラン、漢ノ賈誼ガ長大息ノ治安ノ策ヲ文帝ニ獻ゼシハ、其身朝士ノ列ニ在シ故也、今予ハ草野ノ民也、何ゾ敢テ賈生ガ所爲ニ倣ンヤ、唯憤懣ニ堪ズシテ、聊胸中ノ蘊ヲ吐ノミ、

享保十四年己酉二月八日　　東都處士本姓平手中務大輔政秀五世孫太宰純書

〔文會雜記 補遺〕日本ニテ國初以來、經濟ヲ云人、熊澤、白石、徂徠、春臺、四家也、白石ハ兎角江戸ヲ禁裏ノ如クスルツモリノ樣ニ見ユ、武士ト云事キラヒ也、武備ユルミタラバ亂起ルベシ、然ラバ唯正名ト云バカリニテ、經濟ハ革命ノ時ナラデバ用ガタカルベシ、春臺ノ經濟モ、只今ノ通リニテ、少官名ナドヲツケ、官服ヲコシラフル迄ノ事ト見ヘテ、ハキトシタル事モ見ヘズ、徂徠ノ政談モ、兎

角今ノ上ニテ、少ヅヽ端ハヅレヲ直ス事故、本ノ經濟ニハアラジ、但有德院殿ノ御サバキ成サル事ヲ計リ、書上タルナランカ、予云、トカク政談ノ通リ、旅住居ヲ止ントナラバ、諸侯ノ參勤ヲ止、人質ヲカヘシ、大名ノ國ノ根本タル事ヲ知セザレバ、旅住居ト云事止ムベカラズ、君脩云、大名ヲ國ニ歸ス事、德川家ノキラヒノ樣ニ覺ユ、兎ニカクニ江戶ヲ人ノスクヤウニシテ、江戶ヘ人ノ集ルヤウニスル事、德川家ノ物ズキト見ヘタル故、徂徠モ、ソコヲ積リテ云レタリ、又徂徠モ大名ヲイヤガリテ、トカク大名ヲ三十万石ヲ大身トスル事、大名ヲ恐レタル心ナラメ、又云徂徠ノ云、今ノ大名ノ內行不ㇾ修不埒ナル事共、キツト叱リガタシ、万事手ノマハル身上ニテ、何モスル事ナケレバ、惡敷コトヲセヂバナラヌ勢也、大名ニ何ニテモスル業ヲコシラヘテ、アテガヒ度事也ト也、

〔文會雜記附錄〕一熊澤大夫ノ經濟ハ、老子ニ本ヅケル事多シ、金ヲ地中ヨリ掘出ス事ヲ忌メリ、是ハ前漢ノ貢禹ガ說ニ據レルナルベシ、春臺先生ハ、金ヲ掘出スベシト、經濟錄ニ見ユ、了介翁ノ說、迂謬過半、然レ共又長計遠慮、腐儒ノ及ブ所ニアラズ、數十年以前ニ云ハレタル事、的中スル事尤多シ、樂ノ說ハ最雄論トスベシ、古河ニ幽閉ノ後、人來リテ學術又ハ世事ヲ談ズレバ、答ヘズシテ側ナル笙ヲ引寄テ吹レタルト也、古河ニアリテモ少シモ憂患ノ色ナシ、君子ノ操見ツベシ、吾藩ノ曹源先君ヲ諫ラレタル書一通、今ニ下濃氏網五左衛門ニアリ、津田氏源左ガ執政シテ、國ヲ恣ニスルヲナゲキ、數十條ノ品目ヲ擧ラレタリ、其中ニ武田四郎ノ天目山ノ有樣、今備前ニテ見ルベキ事ノナゲカシサニ、斯ハ申スト記サレタリ、此書ハ大カタ明石ヨリ越サレタルト見ユ、治道ヲ知レル人ニ、介翁ノ如キハ少カルベシ、翁ハ人トナリ、婦人好女ノ如クニ見ヘシト老人語リキ、石川麟其書ヲ見ラレタリトテ語ラレキ、

〔先哲叢談後編八〕紀平洲

平洲旣敎㆓授江戶㆒二十年許、講業之盛殆無㆓虛日㆒、出則列侯講筵、入則敎㆓育子弟在㆑塾者㆒、惟日不㆑足、不㆑啻

經學文章、世稱以其人長於經濟、王侯貴紳請以爲師、或有欲重祿而致於其職者、辭而不仕、私心竊謂、無已則已、仕則豈有他哉、尾我墳墓之所在也、捨是何之、偃蹇至半百、安永九年庚子、尾侯聞之召見、賜月俸二十口、始侍經筵、平洲不堪感謝、陪其坐涙下而泣、

〔隨意錄一〕漢時稱文字學以爲小學、張吉子竦尤長小學、杜鄴子林其正文字過於張竦、當世言小學者、皆由林云、此漢時之稱耳、古未之有也、

〔學資談〕淇園先師〇皆川每謂、讀書日讀了數紙、不如日知得數字、此似迂回、還甚便捷、余〇田中大觀因又云、粗涉萬卷、不如精通一卷、此似狹隘、亦實博達、世謂多讀書者以爲博學、輙欽羨之、不知是此多識不可謂博、博者莫所不通達之謂、精通一書、亦可稱博學、余常誨兒童、初不授句讀、但日課授數字、及見其讀書、大有殊效、勞省功勝、益覺師言之卓焉、〇中略散文助語活用爲重、虛字次之、實字又次之、譬實字干戈也、虛字兵卒也、助字旗鼓也、旗鼓者將帥之麾兵卒、以爲進退所號令也、蓋號令正嚴、而部伍齊肅、部伍齊肅、而兵卒作用矣、後世四六文體隊伍雖似齊整、猶無旗鼓以示號令、號令既不正嚴、隊伍何得齊肅、

〔先哲叢談續編十〕山兼山

兼山草古文互證廿四卷、悉就魏晉以上之諸書、擧訓詁之異同、彼此相照、以類編次、以四聲韻字考索之、可以得所引之字、其方甚便矣、先是字書所未曾有也、兼山沒後三十年、文化中、清儀徵阮元經籍纂詁百卷、補遺百卷、八套六十四本、始舶來、其所創思之體裁、雖隔各地時有早晚、暗自符合、可謂偉矣、

〔箋注倭名類聚抄十〕狩谷棭齋墓碣銘

翁諱望之、字卿雲、棭齋其號也、〇中略翁尤明小學、撰轉注考、其他所撰聖德法王帝說注、日本靈異記考證、扶桑略記校譌、古京遺文若干卷、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年四月辛巳、勅曰、〇中略古者治民安國、必以孝理、百行之本莫先於茲、宜令

家訓修身書

儒者

天下家藏孝經一本、精勤誦習、倍加教授、

〔唐書玄宗五〕天寶三載十二月癸丑、詔天下家藏孝經、

〔仁齋日札〕參州鳥原邑有菅谷氏者、農夫也、○中略延寶辛酉春、聞予講古學、從參州來、留至半歲餘、受予之所著語孟古義草本而歸、○中略鳥原之在參州、最僻遠、其人皆服田畝、讀書者甚希、而近來傍近數許邑、翕然嚮學、家蓄聖經、人誦孔孟、亦一奇事也、

〔類聚名義抄一人〕侏儒下サカシ　ハカセ　儒上通下正

〔伊呂波字類抄志疊字〕儒者　儒林

〔段注說文解字八上人〕儒柔也、以疊韻爲訓、鄭目錄云、儒行者以其記有道德所行、儒之言優也、柔也、能安人能服人、又儒者濡也、以先王之道能濡其身、玉藻注曰、舒儒者所畏在前也、術士之稱、術邑中也、因以爲道之偁、周禮、儒以道得民、注曰、儒有六藝以敎民者、大司徒以本俗六安萬民、四曰聯師儒、注云、師儒鄉里敎以道藝者、按六藝者禮樂射御書數也、周禮謂六德六行六藝曰德行道藝、自眞儒不見而以儒相詬病矣、从人需聲、人朱切、古音在四部、

〔本朝文粹三對冊〕辨耆儒

參議從三位行式部大輔兼近江守菅原朝臣輔正問

問、儒教所施、博哉大矣、正君臣而分老少、重仁義以宜典章、九流百家之道、由是永開、政範禮序之源、自然久達、百王損益、一以貫之、斯文不墜、雖老可弘乎、未審年至八旬、而寫細書、宜辨彼名、學專三禮、以謝明詔、將聞其意、治春秋、推陰陽、儒宗得號者何代、出城門、識漏漏、易經好誦者爲誰、況復居家而辭御史、誰齡未及乎一百年、食邑以賜爵侯、何賞應得乎八百戶、或包百行、或守一邊、云聚云實之道、分別不同、亦大亦少之義、優劣相異、克探其旨、詳著彼文、既謂江家之流、庶不孟浪者哉、

〔幼學問答〕一問云、賤息當年八歲ニ成候、或人申候ハ、御子息ニ學問サセラレ候ヘ、生得才智カシコク候トモ、無學ニテ候得バ、其生付ノ才智開ケズ候ト、又或人申候ハ、御子息ニ學問サセラレ候事、必御無用ニテ候、學問致候得バ、人ガラ惡敷成候ト、此兩條何レヲ用ユベク候哉、

答曰學文ノ師ハ、書籍ヲ讀習ハセ、口釋ヲシ、聖人ノ道ヲ口ニイフノミナラズ、其身ノ身持行儀正シクシテ、弟子ニ見習ハセ、弟子ノ惡キ事ヲバシカリ、諫言ヲ加ヘテ、弟子ノ善キ人ガラニナリ候樣ニ、弟子ヲ取リ立候事師ノ役ニテ、眞ノ儒者ニテ候、然ルニ近世ノ儒者ハ、博學文章ヲ以テ名ヲ知ラレ候人ハ多ク候得ドモ、德行ヲ以テ名ヲ知ラレ候人ハ、一人モナク候、或ハ先王ノ道三代ノ禮樂ナド、口ニハイヘドモ、其身不行儀ニテ、聖人ノ道ヨリハ、先第一ニ詩文章ヲ專トシテ、人ト巧拙ヲ爭ヒ、詩會ト號シテ、大勢弟子ヲ集メ、茶屋ノ座敷ナドヲ借リ、會合シテ詩作ヲバ粗略ニシテ、專ラ酒色ノ遊ヲナシ、聖賢ノマチヲバセズニ、節ニ拘ラズトノ、シリ、異國ノ我マヽ者ノマチヲシテ、實貞ナル人ヲ小人ナドヽ嘲リ、大ニ不行儀ナル儒者アリ〇中略右ノ如クナル師ハワロク候、御子息ノ師ニハ、博學ニテ、唐人ノ內證事マデ委細ニ知ラズトモ、聖人ノ道サヘ能取チガヘナク知リタラバ、能キ師ニテ候、

〔學資談〕今世儒者之目有三、曰經學家、曰文人曰材子、經學家者、徒知經之可誦讀、不識經之可施日用焉、文人者、但知詞之可華藻、不識詞之可敘事實焉材子者、偏知材之爲己用、不識材之可充人用焉、爲迂潤、爲浮薄、爲放誕、皆無益於人矣、噫、

〔駿臺雜話一〕矯輕警惰

翁又いふやう、當代東西兩都の儒を見るに、もとより人によりて一槩には論じがたけれども多くは異論を好み、名譽を要するは同事にして、其病根は又異なるべし、大抵洛陽の儒は驕惰の弊あり、東都の儒は剽輕の弊あり、洛陽は風氣和し、土地狹し、この故に近き比まで、其土の宿儒、おほくは溫厚柔謹にして、制行正しく、威重ありて人望を失はざりき、然るに近年、溫柔變じて惰弱となり、威重變じて驕泰となる、空談を尙び、文史を玩び、是をもて自から尊大にして、曾て遜志時敏する事をしらず、されば良工用意の勞をいかでしるべきなれば、たゞ道を容易なる事に意得る

程にはては先賢を慢り、程朱を毀りてやみぬ、たとへば王孫公子あたゝかにそだちて、艱苦を經ねば、おぼえず驕泰となるがごとし、〇中略今洛陽の儒、大かた土著に安むじて、隱居放言、自からたれりとす、もし其人をして世務にあづかり、一官をつとめ、一職を辨せしめば、ゐらずよく其任にたへんや否や、〇中略いかで是等の人と聖賢の志を論ずべき、東都の儒は又是に異なり、關東は風氣薄く土地濶し、それに武人俗吏其地に逼居て、其風おのづから儒者にも移れば、昔は文飾なく質直なるかたありて取べかりしが、今は質直變じて麤惡となりぬる程に、放蕩輕薄德義を銷刻し、浮辭怪說文字を造作す、〇中略されば今天下の學者、懦弱ならねば剽輕なり、此二病除かざれば、高談性命、博究群書とも、聖賢の徒といふべからず、

諸道儒者

〔故實拾要八〕諸道輩

日野家、南家、式家、菅家、江家者儒門也、清原、中原者明經也、坂上者明法也、三善者算道也、和氣、丹波者醫道也、賀茂、安倍者陰陽道也、是ヲ諸道ト云、又日野家、南家、北家、式家、江家ト云ハ、日野ハ參議有國ノ子孫兩流アリ、是ヲ大福寺日野ト號ス、是儒門也、今ノ日野家是也、〇中略江家ハ大江也、本ハ是大枝也、後ニ枝ヲ改江也、坂上ハ後漢靈帝五世ノ孫高貴王始テ本朝ニ來ル、其子忌拏直、丹波ニ住ス、賜坂上姓、夫ヨリ代々相續シテ、至田村麻呂任將軍也、此流ヲ坂上ト號ス、菅原ハ、其先祖ハ出雲國野見宿禰也、十一代垂仁帝ノ勅ヲ承テ、至大和國、其後又四十九代光仁帝御宇、遠江介土師宿禰古人ノ居所ノ地ノ名ニ依テ、爲菅原姓、是菅家ト稱スルノ始也、菅家ハ元服ノ時敍六位、補秀才、定例也、秀才トハ紀傳ノ儒ヲ云也、

〔職原抄上〕大學寮

頭一人〇中略

紀傳、明經、明法、筭道、謂之四道、〇中略

凡四道儒者第一等秀才、第二等明經、第三等明法、第四等筭道也、見令條、

〔二中歷十二詩人〕儒者。

公卿

菅清公 右京大夫兼文章博士

春澄善繩 參議

菅相公是善 刑部卿

江相公音人 右衞門督阿保親王男

橘贈納言 廣相

菅贈大相國

紀納言 長谷雄

善相公清行 宮內卿

後江相公 朝綱

江納言 維時

菅三品文時 式部大輔

菅相公輔正 式部大輔

江相公齊光 式部大輔

藤相公廣業

藤贈相公義忠

日野三位資業

藤大貳宰相實政

江大府卿匡房 中納言

諸大夫

桑原腹赤 大學頭文章博士

都良香 文章博士本名言道

滋野良幹 式部大輔

高丘五常 從五下

物部安興 從五下

三統理平 式部大輔

小野美材 大內記

橘公材 右京大夫

橘公統 從四下

江千古 伊與權守音人子

藤博文 文章博士

善文江 式部權大輔

菅淳茂 右中弁文章博士

菅在躬 勘解由長官

紀在昌 式部大輔　橘直幹 式部大輔
江澄明 兵部少丞　藤後生 文章博士
藤雅材 右少弁　善道統 文章博士
菅資忠 右中弁文章博士　藤公方 文章博士
藤惟成 右中弁右衛門權佐　菅輔昭 大內記文時一男
慶保胤 大內記內入道　江匡衡 式部大輔
江定基 五位　紀齊名 式部權大輔
江以言 式部權大輔文章博士　菅宣義 文章博士
高積善 民部大輔　菅爲基
江通直　善爲政
江擧周

〔日本書紀 二十二推古〕元年四月己卯、立厩戸豐聰耳皇子、爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉、橘豐日天皇○用明第二子也、○中略及壯一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然、且習內敎於高麗僧惠慈、學外典於博士覺哿、兼悉達矣、

〔文德實錄 十〕天安二年六月己酉、大學助從五位下山田連春城卒、○中略春城雖長自寒門、而性甚寬裕、言詞正直、無所阿枉、無好小藝、不拘忌祟、頗得儒骨也、

〔三代實錄 七清和〕貞觀五年正月廿日癸未、從五位上行助敎善滋宿禰宗人卒、○中略宗人性沈靜少人事、執志雅正、以儒素自守、未嘗入宮中見公卿大夫、卒時年六十四、

〔寬平御遺誡〕右大將菅原朝臣○道眞者、是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正、仍不次登用、以答其功、

〔本朝文粹六奏狀〕請殊蒙天裁依勤績及儒勞敍從三位狀　菅三品

右文時延長之初、召候內御書所、承平之末爲文章得業生、天慶五年、對策及第、歷內記十餘年仕弁官九箇年、應和二年敍四位、康保元年任當職、自爾已來十箇年、當時儒者獻策之勞、莫先於文時者矣、太宰大貳藤原國光朝臣等、皆後年之登科也、伏檢故實、儒者之式部大輔、以十年已下勞、必拜八座之列、近則三善淸行朝臣以八年勞、藤原元方卿以十年勞、大江維時卿以六年勞、皆任參議、如曾祖父是善朝臣者、勞僅三年被拜除也、○中略

天延二年十一月十一日

正四位下行式部大輔兼文章博士菅原朝臣文時誠惶誠恐謹言

〔小右記〕寬弘九年○長和元年七月十七日癸未、昨夕丹波守匡衡卒、年□□、當時名儒、無人比肩、文道滅亡、匡衡帶數官、所謂式部大輔文章博士侍從丹波守等也、

〔中右記〕天永二年十一月五日戊刻大藏卿大江匡房卿薨、年七十一匡房者故成衡朝臣男、後冷泉院御時給學問料、後三條院爲弁廷尉佐五位藏人、○中略任大藏卿、遂昇正二位、但後爲帥之間、不赴任過五个年也、爲三代侍讀、才智過人、文章勝他、誠是天下明鏡也、但心性委曲頗有不直事、或人云、申時許出家、戌燒老後之間日記了、入夜薨云々、朝之簡要、文之燈燭也、良臣去國可歎可恐歟、

〔竹居淸事〕奉贈九淵禪師遊大明國序

自三漢三國之代、吾國受中州之賜、爲不淺也、讀周公孔子之書、知其道可尊也、察律曆、觀天文卜筮陰陽術數之學、如與中州分符無不同也、至夫浮圖氏之道、上自王公、下及黔首小人之流、莫不注誠以依賴焉、其道亦與敎化相表裏、良有不可以欺矣、梁陳齊周以上、傳而紀之者或失之、茫昧殆不可得而考、隋唐之後、吾船之入中州也、浮圖以性相顯密自負者、偉人高德、到今烈々其不一也、其儒家者、授經傳道、潤色文字歸吾國者、往々廚食封贈、貽之百世而不絕其祀、國人事之以爲神焉、

寮儒

幕府諸藩儒者

〔閑田耕筆四事〕能因の玄々集に儒者孝宣といふ人のうた詞書に、爲義朝臣、人づてによばせければ、戀しくばきてもみよかし人づてにいはせのもりの呼子鳥哉、と見ゆるは、來りて學ぶの道有、往て敎るの禮なきこゝろ成べし、おもしろきよみやうにて、其本職にかなへり、

〔桂林遺芳抄〕儒門繼塵事、昔日文明年中、予遂大業之時、塊摭得家珍之文籍、成立門葉之再興以來、當氏儒流于今存在者、二三家也、偏似有名而無實、頃既及暮齒、忩抱愁嘆、於此道之謂、最在于兒孫之后世陵遲也、仍自玆歲三春之正月、至九夏之五月、所成抄出及多帖矣、策文古今稿草二册、同文作法上下二册、爰復探看少年楊歷之一鈔、號桂蘂記、寔爲九牛一毛耳、旣一卷裏以用捨、增刊重編、此一册已一百餘丁也、總幷爲五册也、吁吾命雖不在于玆者、何有成此道之惑哉、且可爲囊底之千金、曾莫出書厨之一箇、幸名之曰桂林遺芳鈔乎矣、于時永正第十二載中夏十又二日筆了、

五更臣權中納言兼大藏卿菅原朝臣和長

〔職原抄上〕大學寮

頭一人○中略

寮頭者、儒中之撰也、但雖非儒又有例、

〔本朝文粹六奏狀〕請殊蒙天恩因准先例兼任式部大輔闕狀

文室如正

經文章生者兼任件官例○中略

右如正、當職之後、十二箇年、于玆勤行寮試、簡擇學生、謂其所掌、與儒相並、無何優劣、行來尙矣、○中略古猶如此、今亦摸古、然則何必强求群儒之中、何必可弃非儒之輩、亦依時之斟酌、自有人之用捨者也、○中略

寬弘九年十月廿日　從四位下行大學頭兼周防權守文室眞人如正誠惶誠恐謹言

〔康富記〕應永廿七年閏正月十日己卯、今日大將幷條々宣下也、○中略次頭右大辨行光朝臣、頭左中辨

經與朝臣等、參議同大辨兼任事、被宣下了、就之兼日有種々沙汰、於行光朝臣者、非儒之間、難被兼大辨之由有其沙汰云々、案之、大辨非儒官也、其謂如何、且權中納言資光卿雖爲儒者不被兼大辨、平參議被任之例眼前也、仍遂今日被兼左大辨已下、高運之至歟、

〔明良帶錄〕御儒者

代々諸大夫にて、山吹之間に列る處、當時奥向の御用多き故、奥詰御小姓組番頭格と也、月並講釋毎月十日有之、殿中詰合之面々聽聞、（二月十日、講釋始には、服紗小袖麻上下、）聖堂御再建之義に付、深き御趣意を申上候處、上計なりとて、聖堂の地を加倍し、學寮を建て丶學校とし、專聖教を講說す、德行修行之道場たり、祭酒（○林氏）の藩中の學寮を聖堂へ移し、寮高を以御加增に被下たり、元祿の度に、宇和島侍從（○伊達）再建之御手傳たり、天和の度憲廟の御時、文華大に行はれ、登城に、四書を懷中（薄葉摺小本の四書今にあり）せたり、釋奠の獻は祭酒、亞獻は古賀、終獻尾藤等也、俎豆、籩豆、鹽脯、鹽鯛、五菓、鬱鬯なり、三獻の中奏樂有り、御目付御徒頭相詰る、御禮衆御名代御大刀御獻備也、拜見、秋は陪臣、春は御直參なり、朝鮮人來朝之節、書翰の取扱、其外重き御祝儀、御能開口の文相談あり、此場職業ゆへ、近年尾藤古賀柴野岡田等也、新規被召出、岡田は御代官に至る、近頃寄合より筑紫主計、小普請より筒井右馬助等出役、學業を以出たり、（但評定所儒者は別段なり）

〔吏徵上〕儒者五人

若年寄支配　貳百俵高　御手當扶持十五人扶持　年月日始置

〔吏徵別錄下〕儒者

元祿五年壬申八月十二日始置、評定所目安讀、儒者ゟ出役也、

寶永六年乙丑十月十二日、目安讀を改て評定所勤役儒者とす、（五人）各御役料五十俵、後百俵、

正德二年壬辰八月、廢評定所勤役、

享保三年戊戌十二月十五日、再出評定所勤役、

寛正二年庚戌十二月八日、廢評定所勤役、（四人、此後御右筆出役々成、）

〔羅山文集附錄年譜一〕慶長十三年戊申

先生二十六歲、赴駿府、日夜侍御前、讀論語三略等、賜宅地幷土木料及年俸、且掌御書庫管鑰、縱觀官本、今茲信澄初拜謁大神君及幕下、其後先生及信澄共歸省理齋信時、

〔羅山文集附錄年譜二〕寛永元年甲子四月十一日、執事酒井忠世、土井利勝奉旨使先生奉仕大猷院殿幕下、十三日拜謁幕下、自此日々奉侍焉、或講論語、或讀貞觀政要、或談倭漢故事、或接執政之咨詢、或赴棠陰之廳、永喜奉仕台德院殿之事、亦與先生相同、

〔先哲叢談一〕林忠、一名信勝、字子信、號羅山、稱又三郎、私謚文敏、平安人、仕大府、薙髮稱道春、爲民部卿法印、

羅山際國家創業之時、大被寵任、起朝儀、定律令、大府所須文書、無不經其手者、謂爲我叔孫通可也、稻葉默齋墨水一滴曰、羅山年十三、元服稱又三郎信勝、慶長中、蒙神祖召、歷仕四朝、即位、改元、行幸、入朝之禮、及宗廟祭祀之典、外國蠻夷之事、莫不與議焉、正保中、病在家、執事元老、承旨寄書、或就論事、令官醫看病、時有事日光山、召見便殿、特聽乘輿入城、有旨以其齡漸高、令朝朔望云、

〔先哲叢談二〕林戇、一名信篤、字直民、號鳳岡、又號整宇、私謚正獻、春齋男、襲先職、初稱春常、爲大藏卿法印、後改從五位下大學頭、晩稱大內記、

鳳岡門人甚多、其中如桂山彩巖（名義樹、字君華、）松浦交翠（名默、字成之、）德力有鄰（名良顯、字子與、）安見晚山（名元道、字大中、）莊恬逸（名良齊、字振卿、）岡林竹（名義道、字物淮、）上田某（名貞、休）等十有餘人、皆由鳳岡薦、釋褐大府、此他以儒應列侯辟者、前後不少、井上蘭臺送秋山玉山序云、羅山鵞峯二公、創業金馬、而及至整宇先生、世之君子、知崇庠序、文辭粲如也、吾黨之甚盛益興、自此始、是故天下豪俊爭起、望之若屯雲、贏縢履蹻、負書擔囊、疊汗交流、喘息薄

喉、踵門受業者、以千數、其數千中有藉日月之末光、而致身青雲之上者、或大小諸侯厚幣召之、以爲賓師、亦不可勝記、其不遇者在卜醫酒徒之中、獨自陸沈、於是乎莫能知者、幽蘭玉山共亦鳳岡門人

〔羅山文集附錄年譜二〕寛永六年己巳

十二月又赴江戸、臘晦台命降、先生與永喜共叙法印位、先生以其非儒官故、作詩并序解說之、

〔鵞峯文集七十八哀悼〕西風涙露中

先考以學術起自布衣、日夜侍御前、台命無靈、不得已以薙髮從國俗、勤仕二十餘年、與東舟僧直叙法印位、法印者非儒家官位、然自二百餘年以前、醫師無髮者、仕宦得譽者、或法印、或法眼、法橋、逐次叙之、台命之及先考東舟者、亦是例也、公議以爲恩榮、而叙之、則不得辭焉、先考叙法印詩序詳言之、余及靖以庇陰之恩、相共直叙法眼、雖非所願、然以公恩之懇、不能辭之、而以靖沒年之冬、余叙法印、苟無才德與先考同其位、非無恐懼、然公恩之厚、又不能辭焉、法印之子叙法眼、非無例、然拙家業者不妄叙焉、汝家業之勤、既聞於執政、故去歲之冬、永伊牧告諸老、以叙位之事、然以其年猶少、故群議不決焉、若假一兩年、則可被叙法眼乎、頃聞高木氏頻嘆汝無位而終、是雖非汝之所願、其知己者以是爲遺念、亦宜也、今夏余語汝曰、法印者官授之位也、然時論多端、余今幸賜弘文學士之號、而時論皆以爲盛事、按王制有進士俊士選士秀士等之差、是學者仕官之次第也、今汝董勞修史之事、則必有官賞、余從容告永伊牧、而論執政、而以法眼法橋之叙位換俊士選士秀士之名、而執政若許可之、則使汝節享懋等逐次得士號、然公議可否未可知焉、若所願志遂、則汝以謂何、汝答曰、若然則名正志立、而平生所學者足矣、何願加之、然新議不可容易乎、

〔常憲院殿御實紀二十二〕元祿三年十二月廿九日、儒臣林弘文院信篤は、明春より兩與藥頭の上に著座すべき旨命せらる、

〔常憲院殿御實紀二十三〕元祿四年正月十三日、儒臣林弘文院信篤、束髮命せられ、從五位下に叙し

大學頭と改稱す、

〔吏徵附錄〕世職

林大學頭

若年寄支配、御小姓組番頭次席、　高三千五百廿三石

〔大猷院殿御實紀五十九〕正保元年十二月廿五日、儒役林道春信勝が子春齋春勝へ二百俵月俸十口新に給はる、

〔常憲院殿御實紀十二〕貞享二年十二月廿五日、儒役林春常信篤二百石加秩ありて、千三百石になさる、

〔有德院殿御實紀二〕享保元年八月十二日、儒役林大學頭信篤、林七三郎信充、林百助信智、表右筆組頭小池與左衞門永貞、封地の御朱印御判物の事にあづかるべしと仰下さる、されど信篤は、衰老のことなれば、信充信智よろしく扶けなすべしとなり、

〔日本敎育史資料十九儒員小傳〕嚴師述齋林公墓碑銘幷序　佐藤一齋

家秩原千五百石、至公前後增秩爲三千五百石、其他恩賚賜物亦不貲、特旨進班西本城留守、〇中略

天保十二年歲次辛丑某月弟子佐藤坦謹撰

〔京都御役所向大概覺書六〕一醫師儒者之事

京都ニ屋鋪有之儒者〇中略

一高貳千九百石　新町通錦上ル町　常在江戶　林大學頭

〔吹塵錄三十一徳川氏〕慶應三卯年九月

布衣以上御役相勤候面々江、向後御足高御役知御役料御役扶持等不被下、是迄之場所高に不拘、今度御改正別紙之通御役金被下候旨被仰出之、〇中略

一金七百兩　　林大學頭略○中

但高に不拘被下

〔常憲院殿御實紀二十三〕元祿四年正月十三日、儒員和田春堅長重は月俸三十口を改めて三百俵となさる、

〔常憲院殿御實紀五十四〕寶永三年七月四日、西城儒員新井勘解由君美土肥源四郎元成、服部清助保考はじめて宅地を給ふ、

〔日本教育史資料十九儒員小傳〕朝散大夫新井源公碑銘　　英賀室直淸撰

朝散大夫新井源公諱君美、字在中、初名均、白石其號也、其先上野人、爲新田族、新田大炊助義重曾孫新田二郎某、削髮爲僧、因其所居稱荒居禪師覺義、其子孫遂以荒居號其家、後又易新井、略○中寶永六年夏四月、文廟始繼大統、秋七月賜采地、歲租五百石、七年冬十一月、以事使京師、八年春二月還報稱旨、冬十月朝鮮來聘、先期命公掌其事、多有所建白、皆施行、是月敍從五位下、任筑後守、十一月倍賜采地、與前所食幷爲千石、公以職在顧問、略○中

享保十年乙巳月日　　男明卿建

〔有德院殿御實紀二十一〕享保十年十二月十一日、儒臣室新助直淸、大納言殿家重○德川につけられ、西城の奥儒となる、世に傳ふる、此直淸は、木下順庵貞幹が門人にて、はじめ加賀の家につかへしが、文昭院殿(德川家宣)の御時、新井筑後守君美が薦擧にて召出さる、しかるに享保のはじめより、しば〳〵めされ、顧問を蒙りしに、この人篤實純正の宿儒にして、經傳を引て答へ奉る所、御旨にかなひし事ども多かりし故にや、こたび大納言殿につけられしは、また〳〵御輔導にそなへ給ひしものなるべし、

〔續泰平年表〕天保十二年八月廿日、奥儒者成島邦之助司直昇進、數年出精相勤、其上累年御仕談相勤候に付、格別之思召を以、百俵御加增被成下、御廣敷御用人格被仰付候、勤役中五百俵高に御足高、御役料三百俵被下置、諸大夫被仰付、圖書頭と相改、右於奥被仰渡之、右は年來御仕談申上候上、所錄書老の繰り言書名一册入獻覽候、御賞譽之由也、但大學頭之外、儒者へ諸大夫被仰付候例、文昭公(德川家宣)御代新井筑後守以來無之、殊に今般例年任官位階の時

日に先立、不順に傳奏を經、被仰付候事は誠に出格之事也、

〔續泰平年表〕天保十四年六月廿六日、奧儒者成島圖書頭江御達、奧儒者心得方之義は、先達而御側衆迄申聞置候義有之候得共、一體奧儒者は奧限之勤にて、表方へ可涉筋無之候處、其方義大學頭調物に相加り候より表方之者江も直談等致し、當時は懇意の向も有之、私用の義も申談、又は土圭之間より、中之間通出入致候儀ニ而、表役同樣之振廻、奧儒者之規格取失候段、不都合之事に候、併以來手附出役等之義ニ而、間合候品も有之候はゞ、大學頭江相頼、聞繕可申候、万一御用筋并手附等之義ニ付、表方江不致直談候而は難辨義も候はゞ、其趣相認相伺、差圖次第可致節は、左之通、老中若年寄江逢候時は、土圭之間、又は新部屋江可罷出候、三番頭、林大學頭、其外表方江は、於中廊下可致對談候、(中略)万石以上江は、御座敷內にても面會致間數候、家來使者等引請候義、并表方御番方等、文學筋に候共、都而宅ニ而對面無用に候、尤手附出役之外出入無之樣可致候、但陪臣浪人も、門弟に候共、文學修行之外、對面無用に候、御三卿方々被召候はゞ可參候、御三家方江は、被召候共、御斷申參間數候、右之通急度相改可申候、其外之義は奧詰之振合に相心得、向後不都合之義ども無之樣可致候、

〔日本教育史資料十九學問所直轄教授所〕松平謹次郎に付奉願候書付

林大學頭御儒者

教授所付御儒者松平謹次郎 午五拾四歲

貳拾人扶持外五人扶持分

天保十二丑年十二月、御小姓組松平兵庫助弟にて、學問所出役被仰付、拾人扶持被下置、同十三寅年五月、麹町教授所御再建被仰出、引越教授可仕旨被仰渡、同所地代金の內より、拾五人扶持分被下置、弘化三午年五月、教授格別出精仕候に付、五人扶持御增、都合貳拾人扶持分被成下、同四未年十一月、教授付御儒者被仰付、一生の內二拾人扶持被下置、是迄取來候貳拾人扶持分は上り、右の內にて、五人扶持分、書生爲手當被下置候、席順の儀は、小十人の上と可心得旨、被仰渡候、

右謹次郎儀、人物手堅く、少年の時より、學問格別修業仕、年月を逐ひ、學術追々長進仕、教授所附御儒者被仰付候處、來學の者、教授厚く行屆、少年之者共、いづれも歸服仕候間、修業人も相增、每朝素讀人を始め、來者多人數に付、壹人にて世話いたし兼候程の儀にて、塾中四五人も手傳爲仕、漸相辨じ候儀に御座候、扨麹町教授所御再建、謹次郎江教授被仰付候以來、最早十七ケ年無懈怠相勤

年久敷廢絶仕候敎授所盛に相成候は同人格別骨折候義に付、何卒一廉の御沙汰御座候樣仕度候、一體浪人儒者等は右樣流行仕候得ば、相應の束脩集り、暮方迄も相整申候處、謹次郎儀は、官儒の儀元より束脩の多少に拘り不申敎授仕候間、當節甚窮迫罷在候段、何共氣の毒に奉存候、可相成義に御座候はゞ、學問所御儒者同樣、勤中二百俵高に被成下、席順大御番の上と被仰渡被下置候樣仕度奉存候、左候はゞ、同人の規模は勿論、文學御引立の廉彌相顯、敎授所御再建の御趣意にも相叶ひ、於私共難有仕合奉存候、此段厚御評議被下置候樣、偏奉願候、以上、

午六月　　三名御儒者連名

御儒者連名林大學頭江

敎授所附儒者松平謹次郎

學問敎授の儀、出精相勤候に付、勤候內、御扶持方拾人扶持相增、都合三十人扶持に被成下、席順大御番の上と可相心得候、

右之通申渡候間、可被得其意候、右安政五年午十二月廿六日大學頭殿より被相廻、

〔近世先哲叢談正編上〕賴寬、字伯栗、一字千秋、通稱彌太郎、號春水、安藝人、柴野栗山、尾藤二州、古賀精里、相踵登庸、執學柄於上流、而春水與竹山拙齋等聲氣相應、衞正擯異、儒風一新、幕府傳命召春水、說書於昌平黌、薩藩文學赤崎彥齡、亦同蒙命、兩藩有司、以其異典、或懷恐懼、使行人密訪之、後藝侯與薩侯皆銜參、古賀精里出面諭曰、諸藩學士、幕府就而用之、天下之材、與天下共之、德意如此、後又有說書之命、皆賞賜銀五枚、先是土佐侯就請說論語五美四惡章、後在國、天使四辻藤公奉幣宇佐路、賜謁徵詩、他侯伯貴人請求詞翰、晚而愈多、

〔嘉永明治年間錄十一〕文久二年七月十八日、將軍家茂公、安井仲平ヲ柳營ニ見ル、並仲平ノ博學ヲ稱シテ歲ニ俸米二百俵ヲ賜フ、

伊東修理大夫家來安井仲平、學問宜敷仕候段、達御聽、初て御目見被仰付、追て被召出、御儒者御切米二百俵被下之、

〔日本教育史資料十九 儒員小傳〕安井息軒先生墓碑銘

文久中、大將軍德川公、妙選師儒、其擢自藩國列昌平黌教官者三人、曰山縣鹽谷毅侯、曰田中芳野叔果、而其一則飫肥安井先生、先生齒最長、學最邃、議論文章最醇且正、然是時四方多故、幕府政衰、先生屢獻言當路、不報、晩任白河代官亦不行而罷乃告老致仕、專事著述、學者傳誦其書、安井先生之名、遠聞海外、先生長不滿六尺、貌寢而識明、色溫而氣剛、飫肥僻在西南海隅、士習樸陋、不喜文事、先生獨發憤讀書、矻々匪懈、曰、吾治六經、欲開物成務、不幸吾道不行、則託之文字、當求知己於天下後世、若夫區區毀譽不足以置齒牙、年甫踰冠、東遊大阪見篠崎小竹、小竹與語大驚賦詩贈之後至江戶、入昌平黌、執贄松崎慊堂之門、慊堂一世宿儒、於人愼許可、語其徒曰、安井生古人也吾豈可弟子育之乎、其考訂石經、多詢之先生云、文政丙戌、飫肥侯東覲、擧爲侍讀、明年創建藩學、選助教、命巡覽九州、乃撰觀風抄一卷上之、侯知其可用引參謀議、爲權要所格先生不悅、天保乙未丁父憂、服闋辭職、東行再入昌平黌、尋寓增上寺僧寮、揵戶苦學、以究聖賢出處進退之旨、考禮樂兵刑古今沿革之故、蓄爲道德、發爲言論、恍乎若有得、恢々乎有餘地、及其聚徒授業、四方俊秀、來集門下、而畏時忌先生者、先後卽世、與誦翕然乃擢爲參政、給祿百石、先生移病請閒、仍預聞機務、嘉永癸丑、米利堅求互市、諸侯各修邊備、先生謂、羊質蒙虎皮、其不取敗幾希、因著海防私議一卷、論製艦鑄砲築堡畜穀之方、水戶烈公聞而善之、使其臣藤田彪就詢時務、且手書足食足兵民信之矣八字以贈、他日與左右談兵、輙曰、無乃羊質而虎皮乎、於之先生聲望日隆、幕府辟之、給以祿米二百包、職俸十五口糧、舊制、林氏世掌學政、說經專用朱註、先生崇尙古學、顧膺此選、異數也、慶應丁卯、詔廢幕府、明年六師東下、府兵往々屯聚拒命、先生慮弟子或黨之、避地郊外、彥根侯受業先生、請館之別業、餽二十口糧、禮待備至、然先生思舊君不已欲復籍飫肥、飫

肥侯延爲世子師、餽三十口糧、固辭不許、遂受其半、或有薦之於朝者、以老耄辭、某親王召使講經、亦辭不往、曰、西方鄙人、不嫺禮節、初先生與鹽谷芳野羽倉木下藤森諸儒結文社、剛〇川田以後進濫廁其間、至是耆宿凋謝、其巍然存者、獨有先生與芳野子、而先生則衰且病矣、一日病間招剛入臥內、執手話舊、囑以墓銘、剛唯々流涕而退、越三日遂不起、悲夫、先生諱衡、字中平、號息軒、〇下略

〇按ズルニ、右ノ外幕府儒者中著名ノモノ、經學篇朱子學ノ下ニ在リ、

〔遜翠館集叙〕國初已來藩國必置文學、其職講經侍顧問、任授簡著作事、又敎授藩中諸士請業者、大藩或數人、雖小藩乎必擇一人任其職焉、當今建國之多、大小藩府不啻百數、則自國初迄今日、任其職者不知幾百千人也、然而經學文章顯著一時、遺言餘稿後人傳賞之、僅々而已、況操行純正、學通古今、又能君臣相得寵禮優異、擧藩敬仰、豈易得乎、余先兄錦里先生、繼先考業在京師、而遙奉仕越藩、間歲祇役本藩或東都、時方越之先侯德正公英明異常、屢稱先兄操行謹恪學業精博、又賞其文字之美、〇中略

天明壬寅孟春　北海江邨綬謹撰

〔先哲叢談二〕野中止字良繼、小字傳右衛門、號兼山、土佐人、世仕國侯、兼山世祿六千石、及兼山之身、增食萬石、土佐長岡郡本山者、卽其食邑也、

〔日本敎育史資料六舊岡山藩〕學校

花園會約

正保四年丁亥二月、再ビ熊澤二郎八ヲ登用シ祿三百石ヲ給シ、慶安三年更ニ祿三千石ヲ給付ス、

〔京都御役所向大概覺書六〕醫師儒者之事

扶持人儒者

一松平陸奥守方五人扶持　中長者町室町西江入ル町　石川新右衛門

一松平伊豫守方三百俵ニ貳拾人扶持　同町　三宅清安

學界

一松平土佐守貳百石　小川通出水上ル町　緒方宗哲
一松平陸奥守貳百五拾俵　四條柳馬場東江入ル町　桑名十右衛門
一松平加賀守三拾人扶持　立本寺跡壹町目　菅眞靜
一松平陸奥守五人扶持　上立賣室町西江入ル町　上山傳右衛門
一松平伊豫守五人扶持　小川實相院町　伊藤宜齋
一尾州百五拾石　油小路一條上ル貳町目　深田宗信
一松平安藝守貳百石　綾小路新町東江入ル町　堀正超

扶持人之外儒者

一堀川出水上ル町　伊藤源藏
一堀川丸太町上ル町　並河勤助 略○下

〔明良洪範 一〕酒井忠勝隱居シテ空印ト號シ、牛込屋敷ノ山莊ニゾ住居ケル、此山莊ニ長安寺ト言號ヲ澤庵和尙付ラレ、自筆ニ延寂山ト題セラル、此時隱居セルニ付テ、將軍家ヘ捧ゲ物ノ品定トテ、林春齋父子ヲ招キテ、唐筆畫讃ノ吟咏セラレケル、御臺所ヘ獻上用意ノ內、土佐光信ガ畫キシ源氏ノ大屛風一雙、此繪ノ意ヲ尋ラレシニ、歌書ノ事不案內ノ由、春齋答ラレシカバ、忠勝、儒臣ニ召仕ハルヽ人々、必漢書ノミニハ限ル可ラズ、日本ノ儒官ハ、日本ノ事第一知ベキ事也、殊ニ源氏繪ノ屛風ハ、世上ニ多キ物也、我ハ苦シカラズ、他家諸侯ノ方ニテ、天下ノ儒官ニ任ズル人ガ、近ク取扱フ物ヲ知ズトハ申サレ間敷ゾ、儒ハ物知リト譯セズヤ、此源氏ニハ限リ申マジ、總ジテ書畫等ノ事迄、是ハカヽル事、是ハ何ヲ略シタル事ト正シ置ルベキ事也、舞謠ナドハ、神儒佛有職歌道ノ事迄モ取集メタル物ナレバ、是等ハ猶以テ一座ノ不審挨拶ノ爲、吟味シテ覺悟アルベシト申サル、春齋赤面シテ歸ラレ、三日過テ、源氏小鑑ヲ持參セシトカヤ、

〔本朝高僧傳 淨禪二十七〕京兆南禪寺沙門師錬傳

釋師錬、號虎關、俗譜藤姓、平安城人、父左金吾校尉、母源氏、俱有賢行、事佛甚謹、產三子、錬其季子也、○中略錬比壯逢一山寧公于建長、雜儒釋古今書、紬繹審詢、山因問本朝高僧事蹟、錬不記者多、山曰、公之博辯、涉異域事、章々可悅、而至本邦事、頗澀于酬對何哉、錬慙服其言矣、於是遍考國史並雜記等、著元亨釋書三十卷、○下略

〔玉勝間 一〕儒者の皇國の事をばしらずとてある事

儒者に皇國の事をとふには、しらずといひて恥とせず、から國の事をとふに、しらずといふをばいたく恥と思ひて、しらぬことをもしりがほにいひまぎらはす、こはよろづをからめかさむとするあまりに、其身をも漢人めかして、皇國をばよその國のごともてなさむとするなるべし、されどなほから人にはあらず、御國人なるに、儒者とあらむものゝ、おのが國の事しらであるべきわざかは、但し皇國の人に對ひては、さあらむもから人めきてよかめれど、もし漢國人のとひたらむには、我はそなたの國の事はよくしれゝども、わが國のことはしらずとは、さすがにえいひたらじをや、もしさもいひたらむには、己が國の事をだにえしらぬ儒者の、いかでか人の國の事をばしるべきとて、手をうちていたくわらひつべし、

〔安齋隨筆 前編 十七〕一不義儒 儒者の惡く心得たるは、西土の事のみ知て、我國の事には味くして、我國の事を嘲り笑ひ賤むる事甚し、我國に產生し、我國の米を食ひ、我國の衣を服し、我國の地に居住しながら、西土を貴び、我國を甚賤しむるは、不義なる儒者也、聖人の道は、仁義を行ふ教に非ずや、不義なる者を儒と云へるや、我國を賤は何ぞ賤き我國の米を食ひ、我國の衣服を服し我國に居るや、國恩を受ながら、此國を賤むは、不義にあらずや、又何ぞや聖人の道に我生國を賤しめよと、其事は何の經傳に見たるや、如此の不義なる儒者は常に西土を貴て中華々々と稱し、我國

を賤しめて、倭俗々々と言ふ、是不禮也、此國に生れながら、此國の禮義作法故實風俗をも知らざるは、博學多才也とも、此國には無益の人也、此國之地より生ずる稻の飯を食はずして、早く餓死せよかし、

〔文會雜記三上〕一日本ニテハ、百王一姓、トカク日本ノ外ノ國ヲバ夷狄ト立ベキコトナリ、コレ春秋ノ意モチナリ、學者ノコレニ氣ノ付ヌハ、大ニ無念ナルコト也、又百王一姓ニ、人心服シテヲルユヘ、簒奪ヲ行フコトナラヌナリ、コレ外國ヨリ日本ノ人實氣ナル所有ト、老師ノ說也、

〔拙堂文話七〕孔子曰、必也正名乎、蓋正名學者先務、不可不愼也、今乃自學者亂之、蘐園諸人不得不任其咎、

官名係朝廷之制、不當以意改、以一位爲一品、大臣爲丞相、太宰帥爲都督、諸國守爲刺史之類、雖古有之、皆用之稱呼間而已、未嘗有爲定稱者也、至室町氏之時、士大夫闇汐不文、使緇徒操文柄、此輩皆一知半解、喜爲新奇、遂成此誤、流習已久、至慶元之後、儒士猶多承其誤、而弗察也、近世稍有知其非者、猶未盡改、宜爬剔痛除之、

言從前稱謂之非者、貝原益軒爲之始、伊藤東涯次之、然益軒謂唐山爲中華、東涯謂京都爲京兆、猶從前之弊、久習之不可改、一至於此、

近世有尾藤二洲稱謂私言、菱川大觀正名緒言、平春海時文摘批、極斥從前稱謂之非、學者不可不讀、

〔時文摘紕 皇華〕華夏、中華、中國、中夏、中土などいふ事は、古は我國をのみさしていへる事にて、國史律令の文をはじめて私にしるせる文にも、此稱謂を誤る事は無りし也、此は儒生文人の私の心に定めて稱謂を爲したるものにはあらず、卽古の天皇の定めたまへる制度の一つにて、國を建たまへる事體に準せられたるもの也、そも〳〵古の天皇の國を建たまへる事體、少しも異邦に遜讓したまへる事は無くて、上一人をば皇帝と申、天子と申、其統御したまふ事を稱し奉る時は、

天下知しめすと申し、四方の國をば夷狄と定めたまへれば、必天子のいますなる國をば、華夏、中國など稱すべき事、理の當然にて、文字を用る法にもよく叶たる事也、古の人、もし此制を守らざる時は、罪を獲るわざなれば、謹てかりにも、異邦をさして、中華、中國などいへる事は無りし也、彼を華といひ、中國といふ時は、稱謂まぎらはしく、そのうへ、我を夷となさゞる事を得ざれば、深く忌み憚るべき事なり、然るに此三四百年むかし、禪家の僧徒、しきりに異邦にわたりて、法を學びけるに、其僧徒、ひたすらに異邦の人の文字言語をうつしならはんとせしまゝに、何の心得も無く、異邦の人のいへるまゝに、文字をとり用ひしより、誤て彼を指て、中夏、中國などいふ事は起れる也、此は古の制にそむき、國の大體を失ふわざにて、甚乖謬なる事なるを、其比朝威おとろへたまひ、國家多難なる時にて、よろづの制度もくづれゆき、又執政大臣の上にも、學識ありて、法憲に明らかなる人も無くて、此濫稱を禁止せらるゝにも及ばざりしゆゑ、後の人、たゞそれを承來て、今に改ることなく、其非を疑ふ人ある事なし、然りといへども、實は國體にあづかりたる事にて、大義にそむく事なれば、聖人の道を學びて名教を維持せん人は、其濫稱を正して、古の天皇の國を建たまへる大體を失はざるやうにあるべき事なるを、近世宿學名儒など呼れし人も、猶こゝに心のつかざりしは、いぶかしき事也、

〔時文摘紕附錄〕林祭酒手簡ノ略

此間は前原八郎右衛門方迄、時文摘紕一冊御示し被下、致一覽候處、未發之義も多く、或は愚意に符節之所も有之、大に有益之事共にて、大喜之至に御座候、一通寫置候まゝ、原本則致返璧候、一體小子、作文に倚り濫稱を用ひ候は、好み不申、不得止事所計造語に及候、平素の心得に罷在候間、殊更右之書益に相成候事共多く、不淺々々辱奉存候、

五月廿六日　林大學頭

加藤千蔭條

〔文會雜記二上〕一山城天皇ト春臺ノ書レタルコトイカヾアルベキヤ、春臺ハ、天朝ヲバ、トカク勝國ノアシラヒニセラレタリ、南郭トハ大ニ異ナリ、元禎云、徂來ノ日本國夷人物茂卿ト、孔子ノ贊ニ書レタルコト、キコエヌコトナリト云、君修モ、此論尤ナリ、徂來モ、少シ日本ヲオトヽ心ナリ、南郭老師トハ大ニ異ナリ、

〇按ズルニ、春臺ノ著書ニ三王外記アリ、所謂憲王外記〇徳川家綱文王外記〇家宣章王外記〇家繼ナリ、我國ニ在リテ、人臣ヲ王ト稱スル、不經モ亦甚シト謂フベシ、

〔西籍概論四〕扨又太宰純が說に、凡堯舜の道の外に、奇異なる道を立るは、皆左道にて候、禮記の王制に、執左道以亂政殺と有之候、左道の徒は、先王の世には死刑に行はるゝ、故に、其說を口外に出す事もならず候とあるが、是は堯舜が道より外なる道をば、皆左道也と云は、甚だ固陋なる事だ、抑外國の道々は、堯舜が道も、其外諸子百家の道も、俱に戎人の私に制修たるものゝ故に、實は何れ大道、いづれ左道と云差別なく、各々其立たるみちよりいへば、其餘はみな左道なり、佛者よりいふ時は、佛道は大道で、外はみな左道だ、夫は彼徒の己が道をばたゞに道と稱し、儒その外の道をば、邪道又は外道などゝ號るを以ても知らるゝ事だ、然れば凡て外國の道々は、大道と云も、左道と云も、皆其道々の上に取ての私の說で、さう云べき證據はさらに無き事だ、〇中略皇國の道よりみれば、擬聖人の敎、諸子百家、みな左道なること論なし、然るを腐儒者の狹き見識より、何事にも堯舜の道、周代の定とか云て、其外なるをば、異端邪說と號けて、合せて皇國の道をさへに左道だといひ、一向に磨て去まはうとするは、返すゞゝも固陋なる事だ、〇中略又宋儒の學を唱ふる儒者をば、聖人の旨に違つたといひ、口を極めて呵つたなれども、其流の輩も大概は純が如き僞儒にてはなく、春秋の意を守りて、我國を尊み、山崎闇齋、淺見絅齋などの云た說には、甚も勇ましく猛

く雄々しき皇國魂の言も多いでム、純が學風は、此らと表裏で、若や昔元の世祖が如く、皇朝を襲ひ奉らうとて、西戎より攻來る事も有うならば、中華の天子に射向はん事、東夷としてあるまじき事ぞなどいひふれて、歸命投化と心得、甲を脫ぎて西戎の膝下に屈まり、國を賣うとするは、か樣の儒者で有うと思ふ、斯る者をば、佛者すら獅子身中虫と號けて、いとも〳〵惜むべき物でム、

〔蒲生君平遺稿雜下〕講學約束

儒之所願在學孔子、〇中略今吾竊留意於本朝典故、頗擬春秋、而有所述嘗疾流俗之習或悖天常、爲之有言云、俗儒以文亂名、俗吏因權亂法、亂法者罪限其身矣、亂名者其言載書冊、而流毒於後世、嗚呼可勝慨哉、即如荻生茂卿、太宰純是也、昔東祖之有功烈於世、實我周公也、天朝乃欲昇爲右大臣、然固辭不受、其允恭克讓、以詩之公孫碩膚觀之、是良史志、而夫二儒不然也、小人哉、嘗讀純所著三王外記、改其讓爲僭、誣周公反與楚之也、一々拔髮、其罪難贖、縱有寬政、渠輩幸免、夫今而後、勿苟仿此、爲君爲邦、所以昭明春秋蓋在此乎、蓋在此乎、是古非今、引漢議我、學者之通病也、亦可以戒、余方懼獲罪於春秋、作講學約束、

〔先哲叢談六〕服元喬字子遷、小字小右衞門、號南郭、又號芙蕖館、姓服部、修爲服氏、平安人、

南郭稱唐土以海外或彼邦彼方、未嘗稱中華中國、與徂徠自題東夷物茂卿大庭逕、知不足齋叢書中、收論語皇疏、而南郭序中有中華字、此館以文改易海外耳、

〔授業編九〕地名第一則

詩文ハ漢土ノ業ナリ、和歌ハ吾邦ノモテアソブトコロナリ、サレバ漢土ノ地名ハ、自然ト詩文ニ用ヒテ恰好ナリ、吾邦ノ地名ハ、自然ト和歌ニ入テ恰好ナリ、南山ニ北渚、山ニ烏鼠トイヒ、江ニ魚龍ト云、黃牛峽ニ白馬江、靑楓浦上ニ白帝城邊ナド云類、自然ノ對偶平仄マデモヨク叶ヘリ、僅ニ一二字二三字ヲヨク添得ル時ハ、既ニ五七言ノ佳聯ヲ得ベシ、宇都ノ山、高師ノ濱、志賀ノ花園、眞

野ノ入江トイヘバ、既ニ和歌ノ句作リアリ、菅原ノ伏見ノ里、マキモクノ檜原ノオク、高圓ノ尾上ノ宮、枕香ノ久我ノ渡トイヘバ、既ニ和歌三分一ノ體ソナワル、是自然ノコトワリナリ、然ルヲ漢土人ノ業トスル詩文章ヲ、吾邦ノ人學ビ、吾邦ノ地名ヲ詩中ヘ插入セントスルハ、元來無理ナリ。イカデオダヤカナル事ヲ得ン、然ルヨリシテ、吾邦ノ地名ヲ修シテ、漢士メキタル地名トナシ、詩文ノ料トナスヨリ轉ジテ詩中ニ用ユルニモ、アラヌ州名邑名マデモ、操觚之士意ニ任セテ變更修正スル事、東都ノ學者最甚シ、其實輕薄ナル事ナリ、サレバソレヲ非駁スル京攝ノ人ヨリイヘバ、地名ハ上ノ定メタマフトコロ、ソレヲ下トシテ、叨リニ變更スルハアルマジキ事ナリ、○中略往ニ字士新ナドモ、此説ヲヨシトセリ、○中略修シ更ムルハイカヾナリト云方ニテ、イハヾ先ヅ遠江ヲ遠州、近江ヲ江陵、若狹ヲ若耶、播磨ヲ番禺ナド書キ用ユル類ハ、州名ニテ關係輕カラズ、カリソメニ詩中ニ用ル山川邑里ノ名ニ同ジカラズ、但コレラノ事、皆徂徠ヨリオコルト、人々ノイフハ、左ニアラズ、今ヨリハ、三百年前ノ五山ノ禪徒其俑ヲナス、帳峨集トテ、其コロノ五山禪徒ノ詩ヲアマタ錄シタル書アリ、其中ニ左樣ノ事多シ、事多ケレバ此ニハ略ス、其書ヲ見テ知ル、ベシ、徂徠ニハジマルニハ非ズ、其後五山ノ詩學オトロエ、元和以還、羅山活所等ノ先生、學風質實ナルヨリ、其風モヤミヌルガ、蘐園ノ學オコリテ、諺ニイフワカヤギタルナリ、何分上ニ云ヘル如ク、詩中ニ用ユル山川邑里ノ名ノ、文字雅馴ナラザルハ、少シク修正シテ用ヒンバ、何カハ苦シカラン、サレドモ大抵其ホドヲ勘ガエ、輕薄ノフルマヒナキヤウニスベシ、

〔筆のすさび四〕一和習　大日本史に、朝廷の公事、或は人の稱號、地名等の類、みな用ひ來れる字にてかゝれたり、たとへば歌あはせを歌合とかくの類、此方の一故事になること故、其稱にしたがひたるなり、兵糧入れの詞も其類なり、世の文人といふ者、和習といふことをいやしき事におもひ、しひて雅にせんとおもふより、却て和習になること多し、御馬屋かしを白馬津といひ、目黑を

儒家立門戸

驪山といふ類みな和習なり、これらの吟味は、水府にはもとより精し、

〔太閤記爲學二十〕一有學三弊

今世學者之三弊、一曰文章等に溺、二曰訓詁等を事とし衒名、三曰異端に執著し、亂大眞、背君父、

〔野槌下三〕儒者にも誦文暗證あり、漢唐訓詁の儒は誦文也、江西の學者は暗證也、訓詁にかゝはるものは支離影響の弊あり、頓悟にをもむくものは、虛遠詖淫の病あり、

〔三代實錄清和十七〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、善繩字名達、左京人也、○中略善繩性周愼謹朴、不以己所長加人、昔者爲文章博士之時、諸博士每各名家、更以相輕、短長在口、亦弟子異門、互有分爭、善繩謝遣門徒、恬退、因彼終不爲謗議所及、

〔江談抄詩事五〕淸行才菅家嘲給事

善相公者、巨勢文雄弟子也、文雄薦淸行狀云淸行才名超越於時輩云々、菅家令嘲此事、則改超越爲愚魯字、又被問廣相云、不詳々々云々、菅家令怨之爲先君也是善門人、於事無芳意云々、

〔先哲叢談一〕林恕、一名春勝、字子和、改字之道、稱春齋、號鵞峯、私諡文穆、羅山第三子、

中江藤樹奉王陽明、山崎闇齋信程朱、皆與春齋同世、春齋贈石川丈山書曰、近歲有蠢頑者、借名於王守仁而唱其邪敎、以惑蚩々之氓、延及士林、誠是當世之一蔽事、而我輩之所憂也、不可不禁遏焉、不可不芟除焉、蓋是指藤樹也、又西風淚露編曰、近年聞、高談性理以爲程朱再出、而擲文字、以博識稱有妨、而擯余輩爲俗儒者亦有之、彼爲彼我爲我、道不同則不相爲謀、余唯守家業而已、蓋是指闇齋也、

〔隨意錄二〕木下順庵非成一家之學、而白石鳩巢之輩皆出於其門、而成名之士亦不寡也、仁齋東厓父子能成一家、然其門不出有名之士、徂徠又成一家、而其門多出有名之人、然其名有實有虛、又且其名有無非敢由其學術也、皆其時世之趣舍遇與不遇耳、

〔先哲叢談後編四〕中江岷山、名一貫、字平八、又以通稱號岷山、晚年薙髮稱快安、伊賀人、

徂山平生以唱古學研鑽往聖、發揮仁齋成說爲自任、攻擊宋學、與淺見絅齋、三宅尙齋輩、門戶相擯、强敵以視、相互紛呶、嘗著理氣辨論二卷、四書辨論十二卷、就其所見、辨拆痛快、詆謗毀議不少假借、自是而後、顯著於當世、其所持論、不特羽翼師說、皆三十年來、日夜研尋之所得也云、

〔先哲叢談後編七〕井金峩

寶曆初、諸家門戶相擯、挾同異於胸中、朋黨結構、不論漢宋與伊物、唯稱其同於己者、異於己者排擯而不顧焉、其師弟之間以阿黨爲善、自經義文章至服飾器用、蹈襲模放、必效其師所爲、趨向由人、不能發一事、金峩有見於此、欲矯揉一時之蔽、而著師辨一篇、解客難一篇、論其陋習、二篇皆刊行於世、其鏤版罹火、傳本極鮮、故今附載師辨於此、〇下略

〔孤松全稿四〕牛島隨筆下

今世議程朱者物學也、詆闇齋者鳩巢門下也、物之議程朱、猶疫厲殺人、炎火燒物、雖可惡而其蹟顯然矣、至如鳩巢門下學程朱而譏闇齋、則幽冥暗弱、猶勞瘵蠱肌膚、其爲心術之大病、亦不可不識、

〇按ズルニ、仁齋徂徠等ノ事、經學篇ニ詳ナリ、

〔續日本紀三文武〕慶雲四年四月丙申、賜正六位下山田史御方布鍪鹽穀、優學士也、

〔續日本紀六元明〕靈龜元年七月己丑、賜從五位下紀朝臣淨人數人〇數人二字恐衍穀百石、優學士也、

〔續日本紀七元正〕養老元年七月庚申、賜從五位下紀朝臣清人穀一百斛、優學士也、

〔類聚三代格七〕按察使訪察事條事〇中略

文學優長、識明時務、〇中略

右百姓有前件善惡狀迹者、隨狀擧罰、錄狀具通聞、

養老三年七月十九日

〔續日本紀九元正〕養老六年二月戊戌、賜諸有學術者二十三人田、各有數、

〔明良洪範四〕元和ノ式目ヲ定メラレシ時、御家門方ヘ、一通リ御見セ有テ、各存寄モ有バ仰上ラルベシトノ御沙汰ナリシ時、義直卿十六歳ナリシガ、式目ノ中、乘物御免ノ條ニ、儒醫ノ兩道ト有ヲ難ジ給ヒテ、當世武家ニ召仕ハルヽ儒生ハ、皆法體ニテ儒者トハ申難シ、陰陽師ノ類ニ均シケレバ、醫陰ト致候テハ如何ニヤト宣ヘバ、御尤ノ事ニ思召レ、其通リ書改メサセラレケリ、

〔鹽尻三十〕一寬永中、幕下武家の系譜を正して、祿さだめ給ひし、(是世にいふ寬永系譜也)林道春等の儒士及び五山の僧侶に命じて修撰有けるに、儒士の方より僧徒を以て次座に班列せんとす、僧等やゝ怒りのゝしりて、既に爭論に及びなんとせしを、年老の大夫是を和して、左右對座して可也とて鎭められしとなん、或僧富田の普門寺に來りて、此事を語る、道春驕慢して沙門を下に置かんとせしといふ、龍溪是を聞て云つらく、道春の事非といふべからず、唐しにて名ある沙門といへども、朝庭官家の下に付事常也、今道春は儒官にあらずや、然れば僧その下座に列して何の恥か有べきと云ひしとかや、穗積元庵其座にありて聞しよし語られし、凡僧といへども、博廣にして我執なきはかくめでたし、されば、もろこし官人と僧家と打交りて撰せし書を見るに、其書佛書にあらざれば、皆儒士の次に僧名を署せり、

〔學校六事〕定官制三

水戸義公嘗曰、儒者學人道者也、而可以爲一家之業哉、故以平士爲講官、或以儒者任政事、肥後靈感公(○細川重賢)又嘗改之、今諸士之長於學問者、增俸而爲儒官、儒官之子無學者、減俸而爲平士、儒官亦遷武職、武職亦任儒官、其他米澤秋月等之制皆如此、今誠改之、儒官武藝師之世家者、先仍其舊、而平士之長於文武者、增俸而爲文武師、及其子不能文武、則減其俸而爲常士、自今已後、以儒官武藝師、各爲官職之一、而官俸定以能鼓舞一國諸士之氣、則皆與於文武、而人才出矣、

〔古學先生文集序一〕送片岡宗純還柳川序

今之俗皆知貴醫、而不知貴儒、其知爲學者、亦皆爲醫之計而已、吾嘗十五六歲時好學、始有志于古先聖賢之道、然而親戚朋友以儒之不售、皆曰、爲醫利矣、然吾耳若不聞而不應、諫之者不止、攻之者不衰、至於親老家貧年長計違、而引義據禮、益責其不顧養、理屈詞窮、而佯應者亦數矣、時我從祖來自播州、往而見之、拒而不納、蓋怒吾之不改業也、親戚從傍解之而後始得見焉、愛我愈深者、攻我愈力、其苦楚之狀、猶囚徒之就訊也、箠楚在前、吏卒在傍、迫促訊問、不能不應焉、而以吾好學之篤、守志之堅、而後得到于今矣、

〔文會雜記 一下〕一君修(○松崎)云、(○中略)徂來ヲ東都ニテ、大御所(○徳川吉宗)御目見仰付ラレシ時、美濃守殿ノ留守居御城ニテ、ソナタハ高聲ニ物云タマフ、御城ハ格別ノ處ナリ、物イヒ高カラヌヤウニト云シ時、徠翁カラ〳〵ト笑テ六十マデ高聲ニ云ツケタル物ユヘ、俄ニヒキクナルコトニアラズト、高聲ニヒヾキワタリテ云レタリ、アシキコトヲ云タルトテ、クヤミテ後語ラレシト也、子亮又曰、徠翁御目見ノコト、色々先例御吟味アレドモ、陪臣大夫ナドノ外ニカヤウノ類ノ先例ナシ、然ドモ徂徠御目見仰付ラルヽコトハ、學問スル者ノハゲミニナルベキトテ、先例ヲ破リテ、御目見檜木ノ間御代官ノ席ニテアリシト也、

〔先哲叢談 續編 三〕松下見林

延寶中、京尹忠昌(從四位下侍從戸田越前守)屢延致之、聽其講說、大服學術、親炙之久、嘗欲奏之朝廷授法印位、見林固辭不受、其辭狀云、近時醫流及儒生、多叙僧位以爲榮者、皆坐其學識之不正、與操持之不確矣、謹案、自昔在官職自有常員之定數、中世以降汎濫已甚、今乃任其官、受其祿、不敢違衆而異之、則何用知道而向義也、醫流之經此位、徵諸典詁格例、名實大乖焉、而況於以儒生受其位者乎、所謂法印法眼法橋者、與納言侍從諸大夫之類、通爲當今之官員、使儒者受之、還與浮屠僧尼爲伍、豈爲榮乎、爲辱乎、然專以此寵待儒者、而儒者、甘受之、亂名敗實、皆以其不知道向義也、宋眞宗尊崇道敎、設祠錄官、老而自

陳賢而自退者、不忍速奪其祿秩、皆盡以祠官處之、示優待之恩旨、故拜術官、不敢汗其意、所以禮師德敬老成也、方今僧位授受之際、與此大異、故不得不違衆而獨異之焉、忠昌見之益韙其言、不再言之、

〔閑散餘錄下〕京師ハ浪華落城ノ後浪人多ク徘徊セシ時、雙刀ヲ佩ルモノヽ穿議甚シカリシナリ、今モ其先例ニテ、士タルモノヽ住居難キノミナラズ、逆旅ノ一宿信宿モ、帶刀ノモノヲ好マザルナリ、故ニ儒士ノ京ニ住スル輩ハ、モシ諸侯ノ臣タルモノハ、ソノ侯ノ守邸ヨリ官ニコトハリ、又何レノ諸侯ノ臣ニテモナキモノハ、諸王公家ノ寄客(ケライノン)トナリテ、刀ヲ帶スルナリ、而ルニ何レノ諸侯ノ臣ニテモナク、又堂上ノ家隷(ケライ)分ニテモナクシテ、雙刀ヲ佩ルハ、仁齋ノ家バカリナリ、故ニ今ノ仲藏(仁齋ノ孫)往年父東厓ノ制度通ヲ江府ニ獻ゼシ時、敎命有テ、白銀ヲ賜ヘリ、ソノ時ノ端書ニモ、浪人仲藏ヘト署シタマヘリトナリ、

〔草茅危言二〕儒者ノ事

一民間ニテ儒者ト云名目ノ立ザルコソアヤシケレ、草昧ノ世ニテ、卷ヲ執モノヲ僧法師ト一視シタル時ハサモ有ベシ、昇平二百年ニ近シテ、文運追々ニ開ケタル今日ニ於テ、餘リ不都合ノコトナルベシ、尤モ朝廷搢紳中ニ、儒家ト稱スル有、ソレヨリ公儀侯國ニ及ブマデ、儒者ノ稱アレバ、表立タル所ニハ、皆ソノ名目立タレドモ、ソレハ博士文學ノ職ニテ、高下トモ仕進ノ人ノコトナリ、元來儒トハ、學ンデ未ダ仕ヘザル人ノ名目ナレバ、民間ニアル學者ヲ主トスルナリ、然ルヲソノ本稱立ズ、民間戶籍ニ登ラザル故、儒者ノ分、往々醫名ニ托シ、又市中ニテ、屋號ナケレバ得心セヌ者モ多キ故、工商ノ名ニ托シ、僦居スルナド、アマリ淺間シキコト也、但シ儒生ハ貧窮ナルモノニテ、中々ソノ業ニテ一身餬口ノ便リモ出來ガタク、マシテ上ニ老アリ、下ニ幼アレバ、凍餒ヲモ免レガタキ程ノコトナレバ、或ハ實ニ醫術ヲカヽ、又ハ合藥ナドヲ便リトシ、商賈ニ混ズルモアレバ、コノ分ハ是マデノ姿ニテ、儒名ヲ立ズシテ可ナリ、多キ中ニハ、儒業ヲ專ラトシテ貧ヲ甘ン

ジ、窮ヲ安ンジ、他事ヲ願ミザルモアリ、ソノ才徳ハ、長短大小モ有ベケレドモ、其志ノ確ナルハ同ジ、コノ分ハ町在マデ、カノ行跡ヲモ糺シタル上、戸籍ニ儒者トシルシ、其所ヨリ申シ出シ次第、官ヨリ苗字帶刀ヲ免許アラセラレタシ、モシ後日ニ行跡正シカラヌ聞ヘアラバ、其時苗字帶刀ヲ召上ラルベシ、三都ヲ始メ、諸國公領ミナカクノ如クナリタラバ、儒風ヲ振起スル端トモナルベシ、元來京大阪ニテハ、市中ニ苗字帶刀ノ者ノ住居ハ禁制ナレドモ、是ハ武門浪人ヲ禁ゼラル、ニテ、儒者ヲ禁ゼラル、ニハ非ズ、紛ラハシキ故、一應ニ禁ゼラル、トノ事ナレドモ、ソレハ敎授ヲスルトセヌニテソノ分チハ明白ナルベシ、京師ニハ宿坊屆ケト云モノニテ、儒者帶刀ノ住居ヲ官許アレバ、大阪ヨリハ、コトユルヤカナルヤウナレドモ、儒名ノ人トシテ、浮居ノ受負ヲ以テ住居スルトハ、甚ダ本意ナラヌコトナリ、ソノ上武技ヲスル浪士カ、敎授ヲスル儒生カト云コトハ、ソノ所ノ者ノ改ムルホド明白ナルハナシ、他處ニアル宿坊ノ詳カニスル處ニハアラジ、故ニ京師モ宿坊ノ屆ケヲヤメニシテ、町ヨリ屆ケサセタキモノ也、（近比聞ヘ、京師ノ宿坊屆ケハ禁ゼラレタリト云、ソノアトハイカヾ定リシヤ、其詳ナルヲ知ラズ、）

〔日本敎育史資料二十幕府領內學校〕京都學習所

寅十月（〇天保十三年）六日の次飛脚に遣し牧野備前守（江）申遣候趣　林大學頭承之

其地浪人儒者伊藤壽賀藏、松永臨時郞、身分の義に付、委細御申越候趣致承知候、右兩人義、代々浪人にて、儒業當時迄連綿致候段、奇特の義に付、向後兩人とも居屋敷無役地に被成下、町並掛り物差免、年々銀十五枚づゝ被下候間、此上とも永續致し敎授可仕、尤銀子出方の義は、伺の通其地町奉行附御貸附利銀の內より可相渡旨、町奉行へ可被申渡候、以上、

十月六日

〔日本敎育史資料二十一古記錄〕儒員諸書付并心得之筋

嘉永六年丑十月廿三日、林大學頭殿江御目付より左の通掛合有之、下ケ札ヲ以被及答、

佐藤捨藏、杉原平助、松崎滿太郎、林圖書之助、安積祐助、松平謹次郎、

右は格席等有之候へば、其節の被仰渡振幷筆順共委細致承知度、否御申聞可被成候、以上、

十月廿三日　松平十郎左衛門

鵜殿甚左衛門

林大學頭殿

再啓、本文の外名洩は無之候哉、御申聞可被成候、以上、

下ケ札 書面、御儒者共格席の儀、佐藤捨藏より林圖書之助迄四人は、兩御番以上の格御座候、安積祐助は大御番上席、松平謹次郎儀は敎授所附御儒者にて、小十人格（松平謹次郎儀は小十人の上に御座候、此段聞人申聞候、）に御座候得共、御禮席御流者三千石以上寄合の次、嘉定は姫君様御用人並の次迄、一同引續罷出候、且又本文の外名洩等は無之哉の旨、御問合の處、御儒者古賀謹一郎、布衣被仰付席順の儀被仰渡候、依之此段及御答候、以上、

十月廿四日　林大學頭

〔鹽尻 四十七〕一吾邦の儒者、多剃髮して、僧綱に叙す、上古の風に非ず、昔國運盛なりし時、帝都より諸州に至て皆學校有りて、人々學を勉め業を修め、撰擧出身して、重職に任じ、政を知れり、世衰へ、皇化弛て學校廢し、朝の臣流散す、偶儒官の帝門に有ものも政教に與からず、詔書宣命を草するのみ、然れども剃髮の者はなかりき、天下彌亂て書亡び、學息む、儒經を看る者なし、禪僧のみ或は異邦に使し、且書詩銘贊の作、皆僧家の職となる、故に世人おもへらく、學文は僧家の業にして、吾人のわざにあらずと、終に是を捨て學ぶ事なし、近世藤惺窩（下冷泉家）叢林より出で、儒士となる、世人をして、漸學問は自家の事たるを知らしむ、但惺窩剃髮の形を改めず、故に其門下皆是に倣て

風俗とす、夫儒士の僧綱に叙する事は本醫家に比す、〇中略近年新論ありて儒士束髮して儒官に任じ、大學頭本朝の舊にかへる、

〔日本敎育史資料三舊米澤藩〕學校

沿革要略　藩主景勝第二代ノ時、禪林寺僧九山ヲ以テ、世子定勝ノ師トス、定勝第三代ノ時、寛永十三年、始テ儒職ヲ置キ、佐野玄磐齋清順ヲ以テ之ニ任ズ、清順ハ修驗ニシテ、明鏡院ト云フ、蓄髮シテ今ノ名ニ改ム、

〔世儒剃髮辨〕夫泰伯處父子之變、全三讓之德、逃而斷髮、以泯其迹焉、則是聖人體道之大權、而非君子守身之常法也、矧春秋傳載子貢之言曰、泰伯端委治周禮、仲雍嗣之斷髮、豈禮也哉、有由然也、據之則泰伯未嘗斷髮也、若曰吾學仲雍也、則仲雍身中清、廢中權、世儒果何道之所中哉、所謂素夷狄行乎夷狄者、君子素夷狄而行其道於夷狄也、非行夷狄之道也、子欲居九夷、或曰、陋如之何、子曰、君子居之、何陋之有、此之謂也、孟子曰、吾聞用夏變夷者、未聞變於夷者也、如世儒苟變於夷、又從爲之辭、且其曰從俗者、無稽之言也、何也、我國自古王公未嘗剃髮、中葉以降、士民之俗、圓剃頂髮、束其餘髮於後、而非天下之俗也、以此言之、其不惟背孝經之訓、亦書所謂亂俗者也、

〔南留別志五〕一儒者のかしらそりしは、惺窩よりはじまりて、僅に六七十年の間なり、元祿の比より、皆むかしにかへりたれば、今の人は儒者のかしらそりしをしらぬ人も多し、

〔耆舊得聞〕延寶四年、義公、儒者ノ剃髮非ナリトテ、束髮命ゼラレシ者、吉弘元常、人見傳、田中犀、岡部以直、今井順、中村顧言、今井弘濟、秋山岱慶等也、コノ時儒者ノ名目ヲ止メ、各職掌ヲ命ゼラル、修撰ノ人ハ、本職ノ勤ハ免サレシナリ、其後幕府ニモ、林家以下皆束髮ノ命アリ、天下儒皆披剃ヲ免レシハ、公ノ首唱ニ倣ヘルナリ、

〔常憲院殿御實紀附錄中〕本邦中古よりこのかた騷亂打つゞき、干戈やむ時なかりしかば、學校の

設廢絶し、菅江の儒家等も、徒に其祀を奉ずるのみなり、まして室町殿の頃となりては、文學の事、皆五山緇流の手に歸せしより、儒を業とする者も、悉く剃髮して、釋徒と同じ姿になり、弊風數百年をへて改らざりしが當代聖道を御尊崇のあまり、元祿四年正月の頃、林弘文院信篤に束髮命せられ、從五位下に叙し、大學頭と改稱せしめられ、その外の儒官等も皆束髮せしめらる、これより積年の弊風一變して、官儒はさらなり、諸侯の門に經を抱き、閭巷に冊を挾むともがらまで、皆汙俗を變じければ、天下の人、聖賢の道を講ずるものは、かの道釋の徒と涇渭の別あることを云るにいたれり、これぞ非常の盛擧と申さるべきにぞ、

〔先哲叢談一〕林戇、一名信篤、字直民、號鳳岡、

元祿中、文敎大煕、家讀戶誦、先是所未有也、初羅山刱先聖祠于忍岡、鳳岡奉旨移之湯島臺、其經營規畫更加弘麗、大君〇德川綱吉親書大成殿三字揭之、又賜宅地于郭內、以便朝參、蓋吾邦在昔文學稱盛、保平以降、皇綱解弛、區宇雲擾、士大夫皆投筆從事金革、於是文藝爲僧徒之物、其事壹歸五山、及國家致隆平、儒者別立家、然猶目爲制外之徒、禿其顚、不列士林、此戰國之頽俗、未及革也、鳳岡慨然以爲、儒之道卽人之道、人之外非有儒之道、而斥爲制外者、可謂黴俗矣、時大君崇儒術、蒙命稚髮、稱大學頭信篤、此爲元祿四年正月十四日事、於是和田春堅稱傳藏、大河內春龍稱新助、林春益稱又右衞門、人見沂稱又兵衞、坂井伯隆稱三左衞門、伊庭春庭稱五大夫、深尾春安稱權左衞門、數人皆係林門其餘列國儒者、盡改名變形、以入士、至今人無賢愚知儒敎主世用、實鳳岡之力也、

〔儒職家系一〕林〇本國加賀〇中略

信勝蔦松丸、又三郞、道春、民部卿法印、

同慶長十二年丁未春三月、發洛來駿府、夏四月、發駿府、時賜時服黃金、來于江戶、始奉拜台德院樣於御前、講書數、既還于駿府、有命祝髮、名道春、

〔孤松全稿 四〕牛島隨筆中

上家兄

益御安事之狀、兒等無恙之趣、萬福之至ニ奉存候、私儀剃髮之事、段々御答之旨、御尤之思召ニ候、闇齋者我邦儒者之宗師ニテ御座候、諸儒剃髮論並大和小學之一條、道理的當ニテ御座候、併英雄豪傑之士、アレ式之規戒ヲ律義ニ守可申哉、心之程トクト御察シ可被成候、尤道德惇厚之人ハ、鳶飛魚躍之見アリテ、威儀禮節之細迄揃申候、近クハ先君子〇稻葉默齋父迂齋抔、其人ニテ御座候、狂卒之私ニ、道德之君子ヲ以テ御責被成候ハヽ、チト大釜ニテ一息ニホシカチ申候、若又見處學識者兎モ角モ、形跡之上ヨリ法則ヲ守リ候樣ニトノ事ニ候ハヽ、一步シテ俗論ニ投ジ候事ニ相成申候、私幼少ヨリ、少々英氣ヲ負ヒ、人世ヲ輕視致候心カラ、規戒之筋トクト胸中ニ乘リ不申候、師友之議論承候テモ、曾テ信仰仕候儀無御座、一切心ニヲソロシヽト惕厲之意無之、天之威ヲ懼レ保チ謹ミ候誠敬固ヨリ拂底ニテ、被仰下候儀得心難仕候、依之私自箇ニテ得心仕候迄、髮ヲタテ候事、暫御待可被下候、若又心底ニテハ得心不仕候共、外面ニテ改可申哉、左樣ニテハ、猿ニ上下ヲ着セ候如クニハ相成申間敷哉、畢竟親族僚友之彼是被申候ニテ、一入御患ト奉察候、但丈夫年十六以上可以爲人父母、各有所見而行、行所見、必々驚魂ヲ御靜、御過念被成間敷候、石原先生、嘸々御痛心ト氣之毒ニ御座候、澀谷意齋ヲ還俗サセ、役人ニ可被仰付ト彼君ヘ被進候由、マシテヤ一方ノ大將ニモト、兼々目ヲ屬サレ候私、沙門之姿ニ相成候事、御腹立御尤之事ニ奉存候、乍去石原之御見識毎々領會難仕事多御座候、私先年總髮ニテ、刀ヲ止メ罷在候節、先君子ハ、曾テ御咎メ無御座、京師書生トモ見ヘ、賣藥賣トモ見ルト御笑被成候迄ニテ候、其比石原度々御咎ニテ俗ニ違ヒ候事、甚不宜トノ儀、不得已頂ヲ剃リ申候、闇齋ハ諸儒俗ニ從ヒ候テ、剃髮致候ヲ辨ジ被申候、夫故志アリテ古ニ復ル人ハ、總髮ニ成可申事ニ候ヲ、石原ハ總髮モ非トサレ候カラハ、兎角流俗ニ從フ事ト相聞

雜載

申候、此ハ御旗本ノ氣習不脱事ト奉存候、御德義ハ如神明尊信仕候得共、議論之上ハ養子再嫁等之事モハゼタル筋相見不申候、萬端之處置モ、俗人ニ投ジ候事共ニテ、弟子之惑甚敷奉存候、其上師ハ道ヲ學ビ候ヘバ、官府ノ勢トハ事體相違之事、鍵印ノ樣ニ覺ヘ候事ニハ無之、不聞可知、爲安定弟子トハ、何トヤラン小笠原ノ弟子ノ樣ニテ御座候、○下略

○按ズルニ、右ハ稻葉默齋正信、其兄正直ニ贈ル所ナリ、

〔格物餘話〕本邦近世儒者、削髮與僧相同習而成風、此風寛文元祿之間漸粗改、今也儒士養髮者多矣、

〔本朝文粹二官符〕應補文章生幷得業生復舊例事格

大學尙才之處、養賢之地也、天下之俊咸來、海內之英並萃、游夏之徒、元非卿相之子、楊馬之輩、出自寒素之門、高才未必貴種、貴種未必高才、且夫王者之用人、唯才是貴、朝爲廝養、夕登公卿、而況區々生徒、何拘門資、竊恐悠々後進、因此解體、○中略

天長四年六月十三日

〔神皇正統記後醍醐〕昔人をえらび用ひられし日は、○中略また德義、清愼、公平、恪勤の四善をとるとも見えたり、また格條には、朝に廝養たれども、ゆふべに公卿にいたるといふことの侍るも、德行才用によりて、不次に用ひらるべき心なり、寛弘よりあなたには、まことに才かしこければ、種姓にかゝはらず將相にいたる人もあり、寛弘以來は、譜第をさきとして、その中に才もあり德もありて、職にかなひぬべき人をぞえらばれける、世のすゑに、みだりがはしかるべきことをいましめらるゝにやありけん、

〔菅家文草二詩〕絶句十首賀諸進士及第

七々頽齡是老生、誓云未死遂成名、明王若問君才用、吏幹差勝風月情、賀丹○中略

當家好爵有遺塵、不若槐林苦出身、四十二年初及第、應知大器晚成人、賀橘風

〔本朝文粹六奏狀〕請特蒙天恩依當省幷儒學勞被叙從三位狀　菅三品

文時筋力久盡於五代之朝、年齡差踰於八旬之刻、餘喘難耐、非久可辭朝儀、殘命無程、亦豈永費公府、其暫加三品之末、纔可在一瞬之間者也、唯將欲荷紫紱生前之賜、以貢黃壤夢後之行也、若不蒙渙澤、遂塡溝壑、則恐天下文士、海內學徒、不知公家用賢捨愚之意、偏見文時之沈淪、皆相誡謂、勿以風月之情奉君、勿以儒雅之事報國矣、詩書禮樂之道、從此而可永荒、望請鴻恩、曲垂矜恤、殊施雨露之餘光、以賜銀青之榮耀、何啻一老翁之慶幸、中略

天元三年正月五日　正四位下行式部大輔兼文章博士尾張權守菅原朝臣文時上

〔空穗物語藤原の君〕又せまりしれたる大がくのすけのいふやう哀ふみにいへるやうは、中略家かまどなくして、たよりなからん人、中略とうさくし、きふだいし、がくもんれう給はり、かく返々物はつゐでをこさず、いでたちつべきものなり、しかあるをさえあるものはしづめ、むさえのをのこはさきにたつ、かくのごとく人のなげきをのぞき給はば、人のなげきねがひみつべしとなんもんじよにいへり、まことにしかあるものなり、

〔空穗物語祭の使〕かくて勸學院のにしのざうしに、みのざえもとよりあるうちに、身をすてゝ學問をしつゝ、はかりなくせまりて、院のうちにすげなくせうかうざうしき、くりやめいふこともきかず、かはやいて、まれ／＼ざにつけば、院のうちわらひさわぎて、日に一たびたんざくをいだして、ひとけのいひをくらふ、院じ、かいとりとうえいが、ゝて一のひねりぶみとわらはれ、はかせだちにいさゝかかずまへられず、ちゝはゝ、はらから、ひとたびにほろびて、はかりなくたよりなし、こともなきがく生あまたついでをこえらるれども、とうえいたいさくなすべきたよりなく、かくてありふるとし三十五、かたちこともなく、ざえかしこく、心かしこきがく生也、かゝる心にも思ふ心あり、いかでと思ふに、あるしゆとうえいかくはかりなくせまるを見て、こともなきお

さこなりや、左の大將殿も、かばかりのむこはえとり給はじかし、ようめうざえはありがたしやなどゝこれかれうちわらふを、ごうえい、くれなゐのなみだをながして、はづかしくかなしとおもひて、夏はほたるをすゞしのふくろにおほくいれて、ふみのうへにおきてまどろまず、まいて日などこゝろくなれば、まどにむかひて、ひかりの見ゆるかぎりよみ、ふゆは雪をまろがして、そがひかりにあてゝ、まなこのうつるまでがくもんをし、こゝばくいははれ給、

〔源氏物語乙女二十一〕たゞ今ははか〲しからずながらも、かくてはぐゝみ侍らば、せまりたる大學のこうさて、わらひあなづるひともよも侍らじと、思ふ給ふるなどきこえこらせ給へば、打なげき給て、〇中略あざなつくることは、ひんがしの院にてこ給、ひんがしのたいをこつらはれたり、上達部、殿上人、めづらしくいぶかしきことにして、我も〱とつどひ參り給へり、はかせども、中中おくしぬべし、はゞかる所なく、例あらんにまかせて、なだむることなく、きびしうおこなへとおほせ給へば、こひてつれなく思なして、家より外にもとめたるさうぞくどものうちあはず、かたくなしきすがたなどをも、はぢなくおもゝち、こわづかひ、むべ〱しくもてなしつゝ、座につきならびたるさほうよりはじめ、みもこらぬさまどもなり、

〔除目大成抄三〕四道擧

承保元秋　美作少掾正六位上海宿禰宗嗣北堂擧

北堂

請レ被下特蒙二天恩一以二年擧學生等一倶拜中任諸國掾目等闕上狀

蔭子正六位上海宿禰宗嗣〇中略

右件人等、稽古雖レ久、成業無レ期、仍爲レ慰二空歸一、擧達如レ件、抑紀傳者四堂之中專一之道也、而他道之擧奏、逐レ年雖レ被レ補、於二當道一者、動有二隔年一、爰宗嗣等年齒及二七旬一、露命在二一瞬一、望請天恩、年々擧二學生等一、被レ幷二補

件國掾目闕者、將令慰沈老之歎矣、謹請天恩、年々擧學生等、被并補件國掾目闕者、將令慰沈老之歎矣、謹請處分、

承保元年十二月廿六日

〔台記〕康治二年八月四日戊子、入夜賓賢朝臣語云、日向前司通憲、來廿五日可出家、已經院奏給暇了、法皇(○鳥羽)仰合顯頼卿、申云、天下之才士莫如之、庶幾勿許之、法皇素禮菩提、忠(○忠小本作志)有止出家、口業即許之、君子曰、信善提不可秉朝政、朝政又可廢才士、　五日己丑、使山城前吏傳日州前吏通憲(遁通憲亭也)曰、貴下遁世之由聞之、爲貴下現世不賓、後世得菩提、專有益、爲朝爲恥、其故者、以其才不居顯官、已以遁世、才餘世、世不尊之、是天亡我國也、　十一日乙未、參上、入夜逢通憲、相共哭、令通憲吹笙、欲歸、命余(○藤原賴長)云、臣以運之拙不帶一職、已以遁世人定以爲、以才之高天亡之、彌廢學、願殿下莫廢、余曰唯、敢不忘命、涙下數行、

〔文會雜記二上〕一徂徠ハ芝ニ舌耕シテ居ラレタル時、至極貧ニテ豆腐屋ニカリ宅シテヲヲレタルユヘ、豆腐ノカスバカリクラハレタルト也、大ニ豆腐屋ノ主人世話ヤキタルユヘ、徂徠祿エラレタル後二人扶持ヤラレタルト也、

〔先哲叢談六〕太宰純、字德夫、小字彌右衞門、號春臺、又號紫芝園、信濃人、

春臺以處士終、然非其志也、蓋待善賈而竟不沽也、報平田公信書曰、純嘗與人言曰、必使予仕、則二百石以上而後可、與足下言亦然、今書中乃以是言、爲自負太過、嗚呼足下亦未之深察也、請詳言之、夫二百石者、士之常祿也、不能二百石、則出不足以行士之事、入不足以守祭祀、養父母、畜妻子、是何以爲士哉、所謂二百石以上而後可者、語爲士之常者也、何足以爲重哉、所謂重祿者、萬取千焉、千取百焉之謂重祿、純何敢望之、曩時木順庵仕加賀、藤宗恕仕越前、皆以五百石、二子者誠先覺也、然以今觀之、未見其可畏也、若夫野順清仕桑那、大高生仕松山、皆以樸樕之材食四百石、是何幸也、其他在諸侯國而食

二百石以上者抑何限、要之有儒名而無其實者比々皆是、然榮達如彼者無他、遇時也、故純亦未以二百石為富也、

〔先哲叢談 四〕伊藤維楨、字原佐、號仁齋、又號古義堂、私謚古學、平安人、

嘗過花街、娼家使婢邀入、仁齋不肯、婢曰、小憩而去、於事無害、郎君其勿辭、直牽袂上樓、仁齋固不知為倡家、中心私揣、是非內交於吾、又非要譽於鄉黨朋友、蓋輕財敷德施及路人也、啜茶喫煙、厚致謝而去、渠亦見其狀貌殊不類冶郎、不強留也、仁齋歸謂弟子曰、今日偶過市、一家使小女迎余於途、延上其樓、則綺窗繡簾、殆為異觀、畫幅琴箏、陳設具趣、而婦女六七人、盛粧豔服、不知其內人邪將其閨愛邪、出接余頗歎洽、臨去瞯其庖中、亦美酒嘉肴備辨宴席、不意今之世有樂善好施如此者、

〔先哲叢談 四〕伊藤長胤、字原藏、號東涯、又號慥々齋、私謚紹述、仁齋長子、平安人、

東涯經術湛深、行誼方正、粹然古君子也、嘗謂集會弟子曰、昨買一匣于骨董肆、置之几側、以藏抄冊甚為便、乃使童子取之陳於前、曰、余欲令工新製如是器者有年、不意既有鬻者也、弟子視之則藏接柄三絃之匣也、（接柄三絃匣、其用捨而折接之、）於是互相目而不答、奧田三角進曰、先生未知邪、此物娼妓藏三絃之匣、請卻、東涯正色曰、小子勿妄語、三絃柄長、奈何藏此短匣、

〔栗山文集 二上序記〕無佛齋記

佛之尊下、而公卿輔相仰天倒地狂奔、而合掌頂禮、甘為之奴隸不悔、至乎其徒之暴橫、則雖以平右府○（織田信長）豐太閤之雄武、東照公之神略、而知欺則有之矣、力勝則未見其全算也、吾友藤子冬、食少三日儲、居無置錐地、倚人賃數椽隙屋、而濟朝夕、而其齋以無佛自名、伉然張臂而當之、秖見其不量力、亦為天下笑焉、○（中略）既藤大納言四辻公嘉而同之、自降九卿之尊、題其扁授之、則子冬之防將益高壯而實矣、夫自卿而公而王、由此以上、其同子冬而助其防者、將來未可謂無其人與其時也、雖狂瀾滔天天下倒流、子冬其無畏也、

〔日本教育史資料十八舊加賀藩〕同〇寛政四年七月、新井白蛾跡、先例木下半七郎、伊藤淳八郎之跡を引、此外御儒者には、先例無御座候、御醫者横井元泰、内山寛順の跡を引、今般白蛾、漸去秋於京都被召抱、此表江被召候處、間もなく病死、纔の間御用相勤、其上せがれ升平、儒學相應の體には候へども、白蛾とは相劣候樣子候間、全被仰付候義は結構過可申間、遺知三百石の内、百五十石被仰付可然、去共白蛾升平義も、御師範被仰付候御樣子候間、二百石可被仰付候哉の旨伺の處、三百石可被仰付旨被仰出、袖裏雜記附錄ノ抄

〔慨世異聞六〕海外新書序

日本在東海中、距江南數千里、而能崇尙文學、通詩禮著作之家、亦層出疊見、如藤原肅號惺窩、林忠號羅山、朱之瑜號舜水、山崎嘉號闇齋、伊藤維楨號仁齋、貝原篤信號益軒、高玄岱號天漪、森尙謙號儼塾、源君美號白石、太宰純號春臺、服元喬號南郭、宇鼎號明霞、皆選也、先是彼國之享保中有儒者、曰物茂卿、所著有辨道一卷、辨名四卷、凡六万言、皆以經證經、折衷孔子、並無浮辭汎說參錯其間、觀其大略、首尾完善、海外人有如此清才、亦罕見者、詠卿居多暇、無所用心、爲之鈔錄成編、命之海外新書、其餘尙有大東世語、資治論、先哲叢談、樂府、文話、衕記諸作、尙當選而續之也、謹按欽定四庫全書提要、有日本西條書記山井鼎所著之七經孟子考文二百六卷、已載入經部、仰見我皇朝尊經稽古、振興文字、雖外域邊徼之書、亦所收錄、可謂大公無私、德同天地者矣、秀水鄭君曉山、博雅士也、與余同志也、先將卿之書寫附梓人、以傳好事云、

道光十六年春正月　　梅花谿居士錢詠書時年七十有八

〔日本教育史資料三舊米澤藩〕學校〇興讓館

沿革要略　藩主景勝代第二ノ時、禪林寺僧九山ヲ以テ、世子定勝ノ師トス、定勝代第三ノ時寛永十三年、始テ儒職ヲ置キ、佐野玄譽齋清順ヲ以テ之ニ任ズ、清順ハ修驗ニシテ、明鏡院ト云フ、蓄髮シテ

今ノ名ニ改ム、綱勝代第四ノ時慶安三年、近江ノ人北島瑞伯ヲ聘シ、儒醫ノ職ニ兼任ス、然ドモ此數名皆世子ヲ敎導スルニ止リ、學校ノ設ナシ、是ヨリ後ハ、多ク儒醫ヲ兼ヌルヲ恒トス、綱憲代第五ノ時ニ至リ、矢尾板三印ト云フ者、儒醫ノ職ニ在リシニ、聖堂ヲ其邸地ニ創造シテ、私ニ春秋ノ釋奠ヲ行ヘリ、三印ガ邸ハ細工町ニアリ此時ニ方リ、將軍綱吉、儒學ヲ尊崇シ江戸神田ニ聖堂ヲ造營シ、釋奠ノ儀ヲ行フ、是ニ於テ諸藩聖堂ヲ設立スル者多シ、元祿十年十月、綱憲三印ガ私立聖堂ヲ改造シ、聖堂ノ側ニ新ニ學校ヲ建築シテ、之ヲ三印ニ附ス、本藩學校ノ始メナリ、三印ニ繼テ儒職ニ昇ル者ヲ片山元僑ト云フ、

古事類苑

文學部二十三

經學

古事類苑

文學部二十三

經學

經學ハ、經書ヲ講究スル學ナリ、古昔此學ヲ指シテ明經道ト云フ、而シテ學校ニ博士以下ノ職員ヲ置キテ之ヲ授ケ、其解釋ハ、漢唐ノ註疏ニ據リシガ、鎌倉ノ中葉ニ及ビ、每ニ宋國ト往來セシカバ、朱氏ノ新註始メテ入リ來リ、當時ノ禪僧ノ文集、北畠親房ノ著書等既ニ朱氏ノ語ヲ引キ、僧玄惠ハ御前ニ於テ程朱ノ新釋ヲ講說セリ、然レドモ未ダ大ニ世ニ行ハレザリシガ、足利氏ノ末、南禪寺ノ僧桂菴、入明シテ宋學ヲ修メ、歸朝ノ後始テ朱氏ノ註ニ據リ、訓點ヲ四書ニ施セリ、藤原惺窩ニ至リ、大ニ此學ヲ主張シ、亦朱學ノ點本ヲ出シ、世ニ稱シテ我國朱學ノ祖ト爲ス、林道春ハ惺窩ノ門人ナリ、道春、德川家康ニ聘セラレ、大ニ信用セラル、又後光明天皇英邁ノ資ヲ以テ、亦朱氏ノ新說ヲ喜ビ給ヒシヨリ、朱學大ニ世ニ行ハル、當時谷時中ハ土佐ニ在リテ朱學ヲ唱ヘタリ、之ヲ南學ト云フ、山崎闇齋此門ヨリ出テ其說ヲ京師ニ唱フ、世ニ闇齋學ト云フ、木下順菴、室鳩巢ノ徒幕府ニ仕ヘ、林家ヲ助ケテ益〻朱學ヲ關東ニ唱フ、是ニ於テ天下靡然トシテ程朱ノ說ヲ奉ゼリ、是ヨリ前寛文延寶ノ際、伊藤仁齋京師ニ起リ、朱氏ノ說ヲ疑ヒ、佛老ヲ混ズト爲シ、且謂ラク、大學ハ孔子ノ遺書ニ非ズト、論孟古義、大學定本等ノ書ヲ著ハス、其子長胤、家學ヲ傳ヘテ大ニ門戶ヲ張ル、之ヲ古學ト云フ、同時亦江戶ニ荻生徂徠アリ、古文辭ヲ尙ビ、謂フ、古文辭ヲ解スルニアラザレバ、經書ノ眞旨ヲ得ルコト

名辭

雖シト、而シテ窮理及理氣ノ說ハ、聖人ノ敎ニナキ所ト爲シテ程朱ヲ斥ケ、併セテ藤樹仁齋等ノ道德說ヲ以テ、私心ヨリ揣摩セシモノト爲シテ之ヲ駁ス、所謂古文辭學ナリ、門人太宰春臺等相繼テ之ヲ唱ヘ、學風海內ヲ壓ス、寬政中ニ至リ、幕府ノ儒員柴野彥助等、遂ニ朱學ニアラザルモノヲ擧ゲテ、目スルニ異學ヲ以テシ、幕府ニ建言シ、禁令ヲ海內ニ布キタリ、學派ノ爭漸ク長ズルニ及ビテ、又折衷學ヲ唱フルモノアリ、折衷學ハ片山兼山、井上金峨、山本北山、太田錦城等ニ至テ盛ナリ、諸藩ノ學館モ亦此主義ヲ執ルモノ多カリキ、其後又考證學起ル、吉田篁墩等ヲ以テ稱首トス、

陽明學ハ中江藤樹ニ濫觴シテ、其門人熊澤了介備前ニ仕ヘ、大ニ治績ヲ表ハス、此他三輪執齋、大鹽平八郞等ノ如キアレドモ、甚ダ廣ク行ハレザリキ、

古昔ノ儒者ハ、毫モ佛老ヲ排セズ、故ニ德川氏ノ始比マデハ、猶ホ此風ヲ存シテ、松永昌三等ノ如ク、儒佛混合ノ說ヲ爲スモノモ亦少カラザリシガ、朱學ノ漸ク盛ナルニ及ビテハ、概シテ皆痛ク佛老ヲ排擠セリ、

〔儀塾集一〕一經學。。

四書五經範圍天地之道、曲成人物之情、其理廣大、其味深長、垂敎萬代、大哉至哉、夫經學用之于朝則朝廷尊、用之于鄕黨則鄕黨睦、用之于身而身修、古賢云、順此則興、逆此則危、無一于此則亡、由于此則爲明君、爲賢臣、不由于此、爲昏主、爲亂臣、夫聖人者何也、與天地合德者也、宜乎其書遠及殊方也、昔者應神天皇十五年、經書渡來、贊襄王化、已千有餘載、其後置大學寮、備明經博士及諸博士、準于唐制、儒敎赫然、後醍醐天皇時、始講宋儒新註、而未廣于世、近慶長元和朝、惺窩藤歛夫、大闡濂洛關閩之學、以來、鄕講家誦、文化郁郁、治似成康、今已百年、所謂百年而勝殘去殺者歟、嗚呼四書五經可學可行、不可須臾離也、

明經道

〔紫芝園漫筆七〕古今儒生之學有二途焉、一曰有用之學、二曰無用之學、小之足以修身、大之足以治天下國家、是爲有用之學、虛語浮詞疊章累篇、以多爲勝、徒足以悅人驚世、而無以裨補名敎、是爲無用之學、誠志于學者、不可不知所向也、

〔閑田耕筆四事〕佛經と題してよめるは常にして、儒經子史の類の語を題とせる例は見えず、菅江二家の儒流に、歌人も聞ゆるを、いかにぞや、昔は儒書といへば、たゞ文字のことにのみ用て、道理をとることとは、佛經によるが常となりたる故にやあらん、たゞし題には見えねど、儒敎の意によれる歌もまゝあり、

〔令義解三學〕凡經、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲一經、孝經、論語、學者兼習之、

〔令義解三學〕凡敎授正業、周易鄭玄王弼注、謂弼是一人兼習二家、或鄭或王、習其一注、若有兼通者、既是爲博達也、尙書孔安國鄭玄注、三禮毛詩鄭玄注、左傳服虔杜預注、孝經孔安國鄭玄注、論語鄭玄何晏注、

〔令義解三學〕凡禮記、左傳各爲大經、毛詩周禮儀禮各爲中經、周易尙書各爲小經、通二經者、大經內通一經、小經內通一經、若中經卽併通兩經、其通三經者、大經中經小經各通一經、通五經者、大經並通、孝經論語須兼通、

〔令集解十五學〕延曆十七年三月十六日官符云、應以春秋公羊穀梁二傳各爲一經、敎授學生事、右得式部省解偁、案學令云、敎授正業、左傳服虔杜預注者、上件二傳、弃而不取、是以古來學者、未習其業、而以去寶龜七年、遣唐使明經請益直講博士正六位上伊與部連家守讀習還來、仍以延曆三年申官始令家守講授三傳、雖然未有下符、難輙爲例、自此厥後、二三學生、有受其業、卽以彼傳冀預出身、今省欲試恐違令條、將從抑止、還惜業絕、竊撿唐令、詩書易三禮三傳各爲一經、廣立學官、望請、上件二傳、各准小經、永聽講授、以弘學業、仍請官裁者、大納言從三位神王宣、奉勅依請、

〔唐書四十四選擧〕唐制、取士之科、多因隋舊、然其大要有三、由學館者曰生徒、由州縣者曰鄉貢、皆升于有

司而進退之、其科之目、有秀才、有明經、有俊士、有進士、有明法、有明字、有明算、有一史、有三史、有開元禮、有道擧、有童子、而明經之別、有五經、有三經、有二經、有學究一經、有三禮、有三傳、有史科、此歲擧之常選也、其天子自詔者曰制擧、所以待非常之才焉、(中略)○凡禮記、春秋左氏傳爲大經、詩、周禮、儀禮爲中經、易、尙書、春秋公羊傳、穀梁傳爲小經、通二經者、大經小經各一、若中經二、通三經者、大經中經小經各一、通五經者、大經皆通、餘經各一、孝經論語皆兼通之、凡治孝經論語、共限一歲、尙書、公羊傳、穀梁傳各一歲半、易、詩、周禮、儀禮各二歲、禮記、左氏傳各三歲、(下略)○

〔三代實錄 四清和〕貞觀二年十月十六日壬辰、制、哲王之訓、以孝爲基、夫子之言、窮性盡理、即知一卷孝經、十八篇章、六籍之根源、百王之模範也、然此間學令、孔鄭二注、爲教授正業、厥其學徒相沿、盛行於世者、安國之注、劉炫之義也、今案大唐玄宗開元十年、撰御注孝經、作新疏三卷、以爲世傳鄭注、比其所注、餘義理專非、又稽之鄭志、康成不注孝經、安國之本梁亂而亡、今之所傳、出自劉炫、事義紛蒼、誦習尤艱、廱厭衆心、更招疑義、故玄宗廣酌儒流、深迴睿想、爲之訓注、冀闡微言、即勅學士儒官、僉議可否、於是當時有識碩德名儒、咸集廟堂、恭尋聖義、妙理甚深、常情難測、同共嗟伏、服(服○伏服恐伏誤)請頒傳、侍中安陽縣男乾曜等奏曰、天文昭爛、洞合幽微、望即施行、佇光來葉、制曰可、然則孔鄭之注、並廢於時、御注之經、獨行於世、而唯傳彼注、未讀件經、假之通論、未爲允愜、鄭孔二注、即謂非眞、御注一本、理當遵行、宜自今以後、立於學官、教授此經、以充試業、庶革前儒必固之失、遵先王至要之源、但去聖久遠、學不厭博、若猶敦孔注、有心講誦、兼聽試用、莫令失望、

〔職原抄 上〕大學寮

明經者昔愛成爲寬平侍讀、聽昇殿、其後淸中兩流立其家、以來以外史局務爲先途、或以候院上北面、列執政家別當爲極望、近至先朝、(花園)○淸原良枝眞人爲二代侍讀、爲七旬耆老、口奉授六經之說、古今未曾有云々、仍有勅問、被聽昇殿、其子賴元又繼父跡昇殿畢、

〔薩戒記部類〕侍不審條々

明經道　明經ト云ハ、清中（清原中原）兩家儒門也、是モ學問ヲ專ニスル家也、

〔實隆公記〕長享三年七月十六日壬申又先日長興入道談云、

官局をば明鏡（メイケイ）家と稱事也、是後嵯峨院勅語也云々、是又今隨思出記之、

〔職原鈔辨講 式部十〕凡四道之儒者（中略）第二等

明經ハ經學ヲ明ラムルノ家、古來ハ家々數多有タレドモ、中古以後、清家中家ナルガ、今ハ清家ノミ其職ヲ掌リ、舟橋伏原澤ノ三家ノミ明經道トス、

〔故實拾要 八〕四道　明經（中略）

明經經學也、十三經是清原中原勤學也、

〔故實拾要 十一〕明經道

清　舟橋

同　伏原

右昇進、紀傳道ノ輩ニ同ジ、但シ明經博士ヲ經テ至二三位一爲先途、

〔職原鈔辨講 式部十〕菅家相續

菅丞相十代爲長以來、又家ヲ起シテ如此、後ハ是モ大納言ニ至ルヤウニ成ナリ、今モ高辻五條等ハ大納言ニ至ル、

〔諸家家業記〕儒門　明經道

舟橋　伏原

明經道は、十三經を專らに學び、經書を表とし、詩賦文章を裏と被致候、件二家共に清原姓に候、古來は、清原、中原之兩家、外記に任じ、位階之上首之仁、明經博士に被任事に候處、清家堂上に列し候

以來は、外記は中原家而已にて被任、明經博士は淸家に限り候事に相成、中家は助敎に被任候例に相成候、中家は則當時押小路大外記家に候、當時淸家出身之次第、侍從少納言等を歷、二三位に至候を以先途と被致候、且彼家は、必主水正ニ被任先格に候、右は古代氷室山を被領候子細に寄て之事に候由、且當時之振合、主上御學問之御師範と申は、淸家に限り候事にて、もとより菅家之方も、文章博士、大學頭等に被任候得ば、御師範と申に無之にてはなく候得共、申さば菅家之方は、表向と申樣なる義にて、御內證之御師範と申は、必淸原兩家之內へ被仰付候事に候、其內伏原之方、別而其例多、後水尾院樣以來、先は連綿之姿に而、既に伏原故二位宣條卿は、御五代之御師範たるによつて、御賞美として、宣條卿一代、年々現米五十石宛被下候事など有之候由、庶流に澤家有之候得共、是は明經道之關係無之候由、

〔故實拾要十一〕儒門

菅　唐橋

右元服ノ時補六位秀才、敍從五位上下正五位下從四位上下正四位下、至三位中納言爲先途、

〔碧山日錄〕長祿三年四月二十三日乙亥、本朝諸儒、用淸家、中家、菅家、江家、南家、式家、善家之學、經之與紀傳各異厥業、凡七氏之家有不墜先緖而敎授者、又有怠學反術廢其家傳者、又有其家無嗣而繼名存者、而今外史業公(業忠淸原)積精深思、通達其旨、頃日大開講肆、議說論語、尙書、左氏傳、及諸典、其辨如翻波、天下學者皆師之、以公出故淸家之學大興也、淸岩來問業公爲人矣、予以之也、又曰、先儒長央誰氏哉、曰式家之子也、往昔蒙勅命而加和點於孟子者也、天子善其才、恒加慰問、又與諸生決擇經義詞辨英發、一時以爲名儒、式家今無繼其美者矣也、

職名

〔和名類聚抄五職名〕博士(波加世)

〔撮壤集下官位〕博士(ハカセ)大儒

〔漢書十九百官公卿表〕博士秦官、掌レ通ニ古今一、秩比ニ六百石一、員多至ニ數十人一、武帝建元五年、初置ニ五經博士一、宣帝黃龍元年、稍增員十二人、

〔拾芥抄中本百官〕大學寮

明經博士（如ニ除目一不レ加ニ明經二字一、或大學博士、）

〔職原抄上〕大學寮

博士（フンヤノハカセ）一人（相當正六位下、唐名大學博士、國子博士、）

明經道之極官也、中古以來淸中兩家依レ次任レ之、號ニ大（オホ）博士（ト）一、近代五位官也、

〔職原鈔辨講十式部〕博士一人

博士ト計ハ明經博士ノコト也、令ニハ文章博士ナキユヘ、不レ紛ニ依テ、博士ト計有也、後ニ成テハ、文章博士ニ紛ギルトテ、大博士ト稱スルヤウニナリタリ、此博士、經學ヲ掌リ、六經ノ說ヲ改メ、學生ニ相傳スル職ナリ、明經道ノ儒家ノ上﨟任レ之、多ハ助敎ヨリ轉ズ、コレ其道筋也、然ドモタマタマ助敎ヲ經ズシテ任ズルコトアリ、○中略日本ノ大學寮ハ、學生四百人ト令ニアリ、文章博士ハ、後ノコト也、職員令ニ博士トバカリアリ、

〔江家次第八八月〕釋奠後朝

次博士稱ニ講經名一、問者起レ疑論義如レ常、畢一々應レ召著座問答、（是大博士爲ニ座主一之義也、若次博士爲ニ座主一之時、先猶召ニ大博士一、次召ニ座主博士一、博士就ニ問者座一論義、了各復ニ本座一、上﨟目ニ座主一、又進執ニ如意一、答者座主更稱ニ他經名一、待レ問折レ疑、大博士不參者、雖レ有ニ上﨟一先可レ召ニ座主一、）

〔令義解一職員〕大學寮

博士一人（掌下敎ニ授經業一、課中試學生上、）

〔令義解三學〕凡博士助敎、皆取ニ明經堪レ爲レ師者一、（謂非ニ唯學業一、兼取ニ德行一、故曰ニ堪レ爲レ師者一也、）書筭亦取ニ業術優長者一、（謂於レ書曰レ業、於レ筭曰レ術、略ニ音博士ニ者、案レ文可レ知也、）

〔令義解三學〕凡博士助教、皆計當年講授多少、以爲考課等級、(謂、定多少者、可有別式、卽合式爲多、不及爲少也、)

〔官職秘抄下〕諸道官　明經　博士　當道位次、上臈任之、多自助教轉之、但選其人也、不經助教直講任例(敎時)二度任例(貞淸)父子爲博士直講例、(時用、爲忠、定俊、信俊、廣宗、廣忠、)

〔續日本紀八元正〕養老五年正月甲戌、詔曰、文人武士、國家所重、醫卜方術、古今斯崇、宜擢於百僚之內、優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜明經第一博士從五位上鍛冶造大隅、正六位上越智直麻呂廣江、各絁二十匹、絲二十絇、布三十端、鍬二十口、第二博士正七位上背奈公行文、調忌寸古麻呂、從七位上額田首千足(○中略)各絁十五匹、絲十五絇、布三十端、鍬二十口、

〔拾芥抄中本百官〕大學寮
助教(ジヨケウ スケハカセ)

〔撮壤集下官位〕助教(國子)

〔令義解一職員〕大學寮
助教二人(掌同博士)

〔職原抄上〕大學寮
助教(ジヨケウ スケハカセ)二人(相當正七位下、唐名國子助教、)
同道(明經)○撰任之、近代五位已上之官也、

○按ズルニ、助教ハ一ニ助博士、又ハ次博士トモ云フ事ハ前後引ク所ノ享祿本類聚三代格、及ビ江家次第ニ見ユ、

〔拾芥抄中本百官〕大學寮
直講(チヨクカウ)(令外)

〔撮壤集下官位〕直講(シヨクカウ)　壇講

〔唐六典國子監二十一〕直講四人

皇朝初置、無員數、長安四年始定爲四員、俸祿賜會同直官例、

直講掌佐博士助教之職、專以經術講授而已、大成十人、

〔享祿本類聚三代格四〕勅

大學寮

律學博士二人　直講三人

文章學士一人　生廿人

以前一事、已上同助博士、

神龜五年十月廿一日

〔令集解職員三〕式部省

大學寮釋云、天平二年三月廿七日奏、直講四人、律學博士一人、文章學士一人、

〔類聚三代格十五〕太政官符

紀傳博士一員

右右大臣宣、奉勅、割直講員置件博士、其官位同直講、料田依例、

大同三年三月廿一日

〔職原抄上〕大學寮

直講（チョクカウ）二人相當正七位下、唐名直學生、　同上○助敎

〔官職秘抄下〕明經

直講令外官一

當道者選補之、自得業生任例、出雲淑光　自聞者生任例、安倍忠澄　自學生任例、海善澄　非成業者任例、賀陽殼明　兄弟

相並例、（直經資恒）

〔百練抄 七後白河〕保元二年四月廿八日、於内裏被行直講試、被問全經疑十箇條、師尙師直重憲等也、（師直及第任之）

〔古今著聞集 四文學〕保元二年四月廿八日、藏人所にて、直講の試ありけり、重憲、師直師尙、おの〳〵屛風をへだてゝ候いけり頭辨範家朝臣、藏人左少辨雅賴、藏人勘解由次官親範、所につきたりけり、式部大輔永範朝臣、毛詩尙書左傳禮記の中に、十の事を志るしいだして奉りたりけるを、尋被下けり、師直は三事に通じ、重憲師尙は二事に通じたりけり、次日親範仰を承て助敎師光、（師尙父）類業、直講康季を藏人所にめして、評定せられけり、師直、傍輩にすぐれたるによりて、五月二日、つゐになされにけり、

〔令集解 十五學〕延曆十七年三月十六日官符云、○中略以去寶龜七年遣唐使明經請益直講博士正六位上伊與部連家守讀習還來、仍以延曆三年申官始令家守講授三傳、

〔續日本後紀 一仁明〕天長十年八月戊戌備前國人直講博士正六位上韓部廣公賜姓眞道宿禰也、

〔中右記〕大治四年二月十三日、助敎信俊入來云、○中略直講ハ追被加之官也、

〔康富記〕嘉吉四年正月廿四日甲戌、參清史文亭面謁、條々申承了、明經甲子勘文事、直講者、可進別勘之由被語之、草案出來、但未清書、清書事可申之由被命也、

〔類聚三代格 十五〕太政官符

應定博士職田事

合博士廿人應給職田七十三町（内五十二町　外廿一町）

博士職田五町

河内國二町（志紀郡）

右圖籍注博士職田

山背國一町綴喜郡

右圖籍注助教職田、今改置博士職田

近江國二町

野洲郡一町

右今改置博士職田

甲賀郡一町

右圖籍注博士職田

助教職田四町元三町今加一町

攝津國二町島上郡

右圖籍注助教職田

山背國一町紀伊郡元位田

右今改置助教職田

近江國一町栗太郡元位田

右今改置助教職田

助教職田四町元三町今加一町

攝津國二町豐島郡一町河邊郡一町

右圖籍注助教職田

山背國一町紀伊郡元位田

右今改置助教職田

近江國一町栗太郡元位田
　右今改置助教職田
直講職田四町元三町今加一町
河內國一町石川郡元位田
　右今改置直講職田
山背國二町
　久世郡一町
　右圖籍注直講職田
　相樂郡一町元位田
　右今改置直講職田
近江國一町高島郡元位田
　右圖籍注右大臣職田、今改置直講職田
直講職田四町元三町今加一町
攝津國二町島下郡元位田
　右今改置直講職田
山背國一町葛野郡元位田
　右今改置直講職田
近江國一町野洲郡元位田
　右今改置直講職田
直講職田四町元三町今加一町

大和國一町平群郡元賜田
右今改置直講職田
山背國二町
久世郡一町元位田
右圖籍注直講職田
相樂郡一町元位田
右今改置直講職田
近江國一町高島郡元位田
右今改置直講職田○中略
以前被右大臣宣偁、奉勅、今聞所行職田、彼此相貿無有定處、或以博士田給助敎、或以助敎田給直講、正名之理不可如此、然五經者、是九流之源也、崇本之道、當殊其品、宜給明經博士五町、助敎四町、直講四町、○中略自餘諸博士、依前例給之、仍擇取中品以上、色別定給、勿令相貿、自今以後、永爲恒例、
延曆十年二月十八日

明經家

〔令義解一東宮職員〕學士二人掌執經奉說
〔令義解一家令職員〕親王、內親王准此、但文學不在此例、一品、文學一人、掌執經講授、餘文學准此、二品、文學一人、三品、文學一人、四品、文學一人、
〔續本朝往生傳〕一條天皇者圓融院之子也、○中略時之得人也、於斯爲盛、○中略明經則善澄、廣澄、○中略皆是天下之一物也、
〔二中歷十三一能〕明經
維興秦愛成善淵有栗十市連量鴨善澄海廣澄大江賴隆淸原貞淸中原

〔日本書紀十七繼體〕七年六月、百濟遣姐彌文貴將軍、洲利即爾將軍、副穗積臣押山、（百濟本記云、委意斯移麻岐彌、）貢五經博士段楊爾、

〔日本書紀十七繼體〕十年九月、百濟遣洲利即次將軍、副物部連來、謝賜己汶之地、別貢五經博士漢高安茂、請代博士段陽爾、依請代、

〔日本書紀十九欽明〕十五年二月、百濟遣下部杆率將軍三貴上部奈率物部烏等、乞救兵、仍貢德率東城子莫古代前番奈率東城子言、五經博士王柳貴代固德馬丁安、僧曇惠等九人代僧道深等七人、

〔日本書紀二十二推古〕十八年三月、高麗王貢上僧曇徵法定、曇徵知五經、

〔日本書紀二十四皇極〕三年正月乙亥朔、中臣鎌子連、爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闚覦社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、疏然未獲展其幽抱、偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毱之侶、而候皮鞋隨毱脫落、取置掌中、前跪恭奉、中大兄對跪敬執、自茲相善、俱述所懷、既無所匿、復恐他嫌頻接、而俱手把黃卷、自學周孔之教於南淵先生所、遂於路上往還之間、並肩潛圖、無不相協、

〔續日本後紀十五仁明〕承和十二年二月丁酉、散位從四位下善道朝臣眞貞卒也、眞貞右京人也、（中略）眞貞以三傳三禮爲業、（中略）比及懸車、被拜東宮學士、遭皇太子廢、出爲備後守、十一年、聖王憐其國老、喚令入京、諸儒言、當代讀公羊傳者、只眞貞而已、恐斯學墜焉、適命眞貞於大學講之、後卒于家、時年七十八、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜六年十月壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨、右衞士少尉下道朝臣國勝之子也、靈龜二年年廿二、（依下文薨時年八十三推之、疑當作年廿四、）從使入唐、留學受業、研覽經史、該涉衆藝、我朝學生播名唐國者、唯大臣朝衡二人而已、天平五年歸朝、授正六位下、拜大學助、高野天皇師之、受禮記及漢書、恩寵甚渥、

〔日本紀略桓武〕延曆十九年十月庚辰、外從五位下伊與部家守卒、寶龜六年兼補遣唐使、習五經大義

幷切韻說文字體歸來之日、任直講、尋轉助敎、大臣奏、令講公羊穀梁二傳之義云々、文宣王享座、諸儒所說不同、仍據勘經義及大唐所行、具錄奉進、定南面畢、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒、貞主者、右京人也、曾祖父大學頭兼博士正五位下猶原東人、該通九經、號爲名儒、

〔文德實錄六〕齊衡元年八月丁丑、散位從五位下名草宿禰豐成卒、豐成少學老莊、長讀五經、義理頗通、學徒多屬、天長七年爲太宰博士、承和四年爲直講、八年轉爲助敎、十二月叙外從五位下、十一年正月以其老耄遙授駿河介、以充敎授之資、卒時年八十三、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年正月廿日癸未、從五位上行助敎滋善宿禰宗人卒、宗人者左京人、本姓西漢人、備中國下道郡之所貫也、少遊學館、從大學博士御船宿禰氏主受三禮、一聞而記於心焉、氏主願謂同志云、此生後代之禮聖也、天長年中爲美作博士、以經學優洽、被召侍嵯峨院、承和七年擢拜直講、久而遷助敎、嘉祥三年授外從五位下、仁壽二年賜姓滋善宿禰、改本居隸於右京、天安元年授從五位下、貞觀之初加從五位上、宗人性沈靜、少人事、執志雅正、以儒素自守、未嘗入宮中見公卿大夫、卒時年六十四、

〔三代實錄八清和〕貞觀六年正月十七日甲辰、散位從五位下山口伊美吉西成卒、西成者右京人也、幼懶讀書、好習射藝、逮于成人、改節入學、以春秋名家、兼善毛詩周易、補得業生、奉試及第、除太宰博士、不之官、承和之初拜大學直講、嘉祥二年、渤海國王遣使入覲、以西成權稱大學大允、爲存問兼領客使、向加賀國引客入京、俄而轉助敎、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年五月廿八日丙午、前周防守從五位上紀朝臣安雄卒、安雄者左京人、助敎從五位下種繼之子也、仁明天皇崇經術、屢引儒士於前論難、于時御船宿禰氏主爲大學博士、種繼爲助敎、天皇喚兩人令論經義、氏主執禮、種繼擧傳、進擊往復、遂无折角、當此之時、膂力之士左近衞阿刀

根繼、右近衞伴氏長、並相撲最手天下無雙、帝號氏主、爲氏長、種繼爲根繼、以戲之、安雄父本姓苅田、讃岐國人、至于安雄、賜姓紀朝臣、爲京兆人、安雄幼以學行見稱、性寬綽、柔順訓物、始補得業生、天安二年爲大學直講、○中略 安雄專精經業、頗閑詞華、重陽之節、徵接文人、卒時年六十五、

〔扶桑略記二十二光孝〕元慶八年二月廿八日己未、遷自東宮幸仁壽殿、天皇少而聰明、好讀經史、容止閑雅、謙恭和潤、慈仁寬曠、親愛九族、性多風流、

〔寬平御遺誡〕季長朝臣深熟公事、長谷雄博涉經典、共大器也、莫憚昇進、新君愼之、

〔本朝世紀〕康和元年六月廿八日己亥、關白從一位行內大臣藤原師通公薨、公者前太政大臣從一位藤原師實公男、母從一位行右大臣源師房公女也、○中略 機務餘暇、好學不倦、就權中納言大江匡房卿受經史說、以儒宗也、又召大學頭惟宗孝言朝臣令侍、且讀凡厥百家書、莫不通覽、

〔續古事談五諸道〕友則朝臣近江ノ任ニ、賴隆其國ノ目代シケルニ、洞照相シテ云ク、コノ生才學得長國寶ナルベシ、サラニ九轅ヲコノムベカラズトナム云ケル、賴隆云ケルハ、我別ノ學問セズ、廣澄ガ子ニシテ、弟善澄ト明經道ノ相論ノ時、ツカヒシテ往反キクトコロノ事、一生ノ才學ナリトゾイヒケル、安海供奉ハ廣澄善澄ガヲトヽナリ、

〔續古事談五諸道〕大外記賴隆眞人ハ近澄ガ子ナリ、廣澄善澄ガヲイ也、諸道ヲ極メタル才人也、明經、紀傳、竿、陰陽、曆道等文マデマナビタリケリ、常ニ云ケル、齊道明法イマダクチイレズトゾ云ケル、一條院御時、齊信民部卿ニツキテ、明經准得業生ヲノゾミ申ケルニ、齊信卿本道ニユルスヤイナヤ知ムタメニ、善澄ヲ召テ、明經道ニ大成ヲアラハスベキ物、タレカアルトトハレケレバ、善澄申ケル、貞清ト申モノコソ師說ヲツタヘテ、フカク經典ニ通達セル物ナレ、末代ノヤムゴトナキ物也ト、齊信本意タガヒテカサネテトハル、賴隆ト云物ハイカニ、善澄ケシキカハリテソキヲカキテ申ケル、賴隆ハ非常ノ物ナリ、タヾ明經一道ノミナラズ、百家ノ九流ヲクヽレル者ナリ、コノ時

齊信卿直問シテ云ク、賴隆モシ將來ニ國器ニアラズハ、齊信不實ノ物ヲ吹噓スルセメヲカウフルベシト申サレケリ、ツキニ宣旨クダリニケリ、ワカクテ明經ヲステヽ紀傳ニイラムトテ、式部大輔匡衡朝臣ノガリ行タリケレバ、匡衡云ケル汝ハ一道ノ長者スベキ相アリ、モシ他道ニイラバ、カナラズシモ長者ニイタルベカラズ、タヾ本道ニアルベシトヲシヘケリ、

〔台記〕天養二年九月廿四日丁卯、明經博士信俊眞人、依重惱出家云々、使外記大夫賴業(明經道人)訪之、抑信俊雖覺本經、平生不學末文、因之不通義理、

〔保元物語 一〕新院御謀叛思召立事

宇治ノ左大臣賴長ト申ハ、知足院禪閤殿下忠實公ノ三男ニテ御坐ス、入道殿ノ公達ノ御中ニ殊更愛子ニテ御坐ケリ、人ガラモ左右ニ及バヌ上、和漢共ニ人ニ勝レ禮義ヲ調ヘ、自他ノ記錄ニクラカラズ、文才世ニ被知、諸道ニ淺深ヲサグル、朝家ノ重臣攝祿ノ器量也、去バ御兄ノ法性寺殿ノ詩歌ニ巧ニテ、御手跡ノウツクシク御坐スヲバ貶リ申サセ給ヒテ、詩歌ハ樂ミノ中ノ弄ビ也、朝家ノ非要事ニ、手跡ハ一旦ノ興也、賢臣必シモ是ヲ不可好トテ、我身ハムチト全經ヲ學ビ、信西ヲ師トシテ、鎭(トコシナヘ)ニ學窓ニ籠リテ、仁義禮智信ヲタヾシクシ、賞罰勳功ヲ別チ、政務ヲキリトホシニシテ、上下ノ善惡ヲ被紀ケレバ、時ノ人惡左大臣トゾ申ケル、

〔玉海〕壽永二年十一月十四日甲辰、大外記賴業來、大將中將兩息、(○藤原兼實子良通、良經、)共受始尙書於賴業、是非兼日之支度、臨期所思立也、賴業於明經道、不恥上古之名士也、仍爲介受習其說也、

〔元亨釋書 七淨禪〕釋辯圓、字圓爾、以字行、姓平氏、駿州藁科人、母稅氏、(○中略)近衞藤相國(○兼經)受菩薩戒、堀河源太師(○基則)詢三教大旨、爾述三教要略呈之、菅諫議爲長、世業偉才、爲時儒宗、菅曰、三教之於震旦也、隨時陟降、此土儒學、不及釋之遠矣、是搢紳之恥也、常奮之、聞爾之粹於釋門、頗志抗衡、大相國聽菅之言、欲見其能焉、異日與爾道話莊嚴藏院、諫議來謁、大相國爲地也、寒温已、大相國曰、菅公本朝大儒、

常衡釋歷儒、今兩雄相遇、輸贏可占耳、爾曰、承聞菅公從事儒術、是不諫議色莊而曰、然、爾曰、我法之中、佛佛授手、祖祖相傳、不因師授、爲虛設焉、以故某自世尊五十五世、達磨以來二十七葉、强弩之窮矣、雖不穿魯縞、猶以系受稱釋子、以釋例儒、恐亦當然、不知公於孔子幾世乎、諫議箝口而退、謂人曰、我欲與爾師角道義、彼以世系爲言也、而我已陷重圍中耳、

程朱學

〔間合早學問上〕學問宗派

朱學を朱子學とも云ふ、宋の朱子といふ人にて、名は熹、字は元晦といふ、此翁の學問、もつはら性理の事を說たり、性理とは、人々生れてよりそなはりたる性を明らめさとりて、道をおこなふをいふ也、また朱子程子などを宋儒ともいふ、

〔言志晚錄〕別存錄ニ決烈公(林衡)遺言遺事、及余少壯履歷、〇中略

公曰、爲漢學者、呼朱註爲新註、不知宋註雖後出、其旨復古也、漢唐時代雖古、而於孔子之旨則未達、邵是不古、

〔日本敎育史資料十五 舊葛知藩〕朱學傳來記

本朝ニ朱學ノ書ヲ讀事、イツノ時ト云コトヲ不知、東福寺ノ內海藏院ノ住僧元亨釋書ノ作者虎關師錬ガ、此集ニ語類ヲ讀シコトアレバ、旣ニ元亨ノ比、其書渡リシヤ、山崎先生ノ玄惠法印朱書ヲ讀シト云ハルヽハ、未ダ出ル所ヲ不知、然レドモ、虎關ト一時ノ人ナレバ、必シモ跡先ヲ不可論、是ヨリ以來、禪僧ナドニハ、朱書ヲ讀者多シ、藤太閤兼良、程朱ノ書ヲ味ハヽレショシ、尺素往來ニ見タリ、是我朝ニ公卿朱書ヲ讀シ初ナルベシ、兼良公ノ此書ヲ好レシ上ハ、當時ノ志アル人、誰カ此書ヲ不讀乎、然レドモ不幸ニシテ、應仁文明ノ最中ナレバ、世ノ人、文字ト云コトヲ不知、朝夕兵亂ノイトナミ而已ニシテ、朱書ニ不限、讀書ノ沙汰不聞、程經テ、慶長元和ノ比、建仁寺ノ僧文之、二條家ノ庶流妙壽院ナド、朱書ヲ讀由、各ノ集ニ見ヘタレドモ、文之ハ佛者、妙壽院ハ陸學ヲ尙ビシ

故、バカ〳〵シク講習モナシ、此折シモ、道春ハ、林又三郎ト云テ、京中ニ聲アル英才也、カツテ東山ノ諸禪僧ト出合、書ヲ讀コトヲ好ミシガ、佛學ヲイトフテ、儒ニ歸シ、陸ヲソムヒテ朱ヲ尙ビ、妙壽院ト數通ノ往返アリテ、朱陸ヲ論ジシカドモ、是又朱子ノ奥義ヲ知タル道春ニテモナケレバ、妙壽院ヲ服スルコトナラズ、其身又利祿ノカヽハリ多ク、朱書ヲ讀コト不能、少年ノ志ヲトグルコト不能、頭ヲ剃テ、僧形ニナリ、エシレヌコトニ相果シヌ、羅山集ヲ讀テ、其學識雜駁、云ニ足ラザル可見、如此ニシテ、天下ニ朱書ヲ讀コト廣マラズ、口書ヲ讀者モ、白氏文集ノ語ニテ暮シケルニ、只今如此ニオビタヾシク朱書ヲモテハヤスハ、起ル所子細アリ、朱子ノセイミツナルコトハ、山崎先生ヨリ發シ、朱書ヲ讀初シコトハ、當國野中氏ヨリ起レリ、此野中氏ハ、小倉彌右衞門ノ進タヨリ起リシト云傳フ、古老ノ物語ニ、當國モ他邦ト同ジコトニ、禪學ハヤリテ、何レモ其學ヲ好ミシニ、野中氏廿二歳ノ時、小倉氏口從役ヲ勤メ江戸ヘ太守ノ供セラレシ時ニ云遣スハ、爰許ニテ、禪學ヲスレドモ、句草紙ト云書ナク、禪ノ則ヲ覺ラズ、故ニ其元ニテ、句草紙ヲ求メ下シタマハレト賴ミヤラルヽ、小倉氏返答ニ、如仰我等モ只今迄禪學ニテ打過シガ爰許ニテ風聞候ハ、儒學トテ面白キモノ有之ノ由、幸ノ便リ有之、中庸ト云書ヲ求、此比最中見候、中々禪學ヨリ面白ク候間、求下候トテ、中庸章句ヲ一冊差越サレキ、是萬々年朱子ノ道ノ開クベキ最初ノ端ナリ、是ヨリ、野中氏心ヲ用テ、此書ヲ見ラレ、禪ノ心薄クナリ、其後大學論語ノ類ノ書ドモ、段々ニ下リ、叡山ニ物讀セシ谷三助ガ父時中ト云シ者、達者ニ讀テ、是等ノ類ノ書ヲ講ジ候由、山崎先生ハ、本ト京都ノ生、湘南和尙ノ弟子ニテ、吸江寺ニ居ラレ、絕藏主ト申シ、幼ヨリ英才ノ譽レ有テ、野中氏、小倉氏ナドトアヒサツ睦ク、兩氏此絕藏主ヲ勸メ入レ、ムリムタイニ儒書ヲ讀セケルヨシ、本ヨリ此人ノコトナレバ、他人ノ見ルトハ違ヒ、一見スルヨリサマザマノ明說共ヲ見開キ玉フヨシ、其後或時、野中氏、大學或問ヲ讀レ、小學ノ書ヲ考ヘネバナラヌト云コトヲ見出サレ、兎角此書上方邊ニアル

ベキ間、力ヲ竭シテ求メヨト申サレ、色々ト求ケレドモ不見、時中ハ、何トシテ見シヤラン、其書ハ子共ノ見ル書、大人ノ見ル書ニアラズト申セシ由、兎角シテ求メケル内、竹井彌左衛門ト云人、（今讃州ニ居竹井玄信ガ父ナリ）大津トヤラ、草津トヤラニテ、小學集註ノ唐本ヲ買出シ、當國ヘ持參シテ、打寄テ、點ヲ付テ讀ベシトテ、先ヅ主ナレバ、彌左衛門ヨリ點ヲ付テ廻ス、先ヅ程愈ガ序ハトマレカクマレ讀アフセテ、其次ノ小學ノ讀法ニ點ヲ付ルトテ、小學ハ、做人底樣子ト云語ヲ、彌左衛門點ヲ付テ云ク、小學ハ人ノ底ノトチノ木ノ子ヲナスト付テ、野中氏ヘ出サレ、何レモ枕ヲワリ、是ハドウシタ道理デアラフト煩ケルヲカシキ古物語ドモアリ、其後山崎先生ヤ抔ノ了簡ニテ、兎角程愈ガ傳ハワルシ、註ヲシナヲスベシトテ、敬身迄註ヲ召サレシ時ニ、上方ヨリ句讀下リ、句讀ガ能ニ成テ、其點ハ燒テノケラレシ由、ソレヨリ次第ニ樣々ノ書物下リ、爰許ニテ板屋ヲ置、段々板行サセ、又右近樣ヲ賴ミ、薩摩殿ヘ通ジ、夫ヨリ宗對馬殿ヘ通ゼラレ、朝鮮大明ヲカケクミ、朱子ノ書ノアルタケヲ買越サレ、今ノ世ニ、近思錄家禮ナド、云書ノ板行ニアルハ、皆此時ノ餘習也、就中家禮ノ一書、野中氏極テ骨ヲ折ラレ、カタノ如ク、細ニ被見、アウアハヌハ不知、祭服祭禮等、喪服喪禮、一分モ朱子之法ニ不違、身ニ三年ノ喪ヲ行ヒ、祠堂ヲ建、神主ヲ納メ、火葬ヲ禁ジ、今世ノ志ノアルモノ迄ノ手本トナレリ、如是ニ段々モノゴトノ吟味ツマリ、山崎先生モ廿五歳ニシテ還俗シ、京ニ居テ、益朱書ヲ講ゼラレ、益々朱書ヲ板ニ起シ、只今ノ如ク、何ノ不勝手ナルコトナキヤウニセラレタリ、其勞ノ甚シキコト、筆ニモ墨ニモ及ビガタシ、野中氏ノ學識、凡ソ書ヲ讀ム所ハ、天下五人三人トモ有マジキ樣ニ聞ヘタリ、先生モ、アレ程ノ身代ニテ、アレ程ニ書ヲ讀者ハ、友松勘十郎ヨリ外、野中ホドノ者ヲ見ズト仰セラル、然ニ其學力行トノミ云テ、窮理ナク、又故有テ、身代果、於今其學ヲ傳ル弟子ナシ、山崎先生ニ至テハ、朋友ノ共ニタスクル人ハナカリシ、カドモ、獨議ノ明ヲフルツテ、天下ノ書ニ於テ不讀書ナク、天下ノ理ニ於テ、不窮コトナク、終ニ我朝二千、四百年ノ一

人、此以後萬々年ノ儒宗トナレリ、今ノ世、天下ニ儒書ト云コトアルコトヲ知リ、佛道ヨリ外ニサトルト云コトヲワキマフルハ、皆是先生ノカゲ也、傳ル所、淺見氏其一人也、此人學識直談セシ人、當國イクラモ多ク、其人モ年亦盛也、猶未深クトムラキ可求、元祿十六年癸未載中夏下旬、書于土佐國秦里、

此書ハ秦山先生ノ物語ヲ、桂井素庵ノ筆記セル也、此年谷先生ハ四十歲、桂井先生ハ五十二歲ナリ、

〔鼇頭大學〕新註傳來、並讀傳之事、人皇一百一代後小松院之御宇、應永十年癸未、南渡歸船載四書集註與詩經集傳來、同年八月三日、達之洛陽、於是東福寺不二岐陽和尚始講此書、然是開其端而已、擧世知讀朱註者、實惺窩藤先生倡之也、

〔茅窻漫錄〕朱子學四書來由幷二先生像

中村惕齋曰、後小松帝應永十年癸未、南都歸船載四書集註、詩經集傳來、同年八月三日、達之洛陽、於是東福寺不二岐陽和尚始講之、　新書籍目錄云、(享保十四年己酉冬、文照軒柴儀著、)朱子の新註、本朝へ渡る事は後花園院御宇普廣院殿御治世、東福寺不二庵岐陽和尚、始以朱子註講談したまへり、(以上二說相同、○中略)以上の諸說を考ふるに、朱學の書始めて本朝に讀み初めしは、後醍醐帝の御時と見ゆ、獨清軒惠師の最初開講せられしも、四書集註にて、禪閣兼良公の四書童子訓は、朱註に据りて編したまふ(禪閣は應永九年生、文明十三年薨、年八十歲、公卿補任に見ゆ、)然るに日野弘資卿手錄に、四書は正嘉の比始めて渡りたれども、其後打ち續きても渡らず、公私倶に是を用ひしむるは、文祿以來なりといふを據とする者あり此正嘉といふは後深草帝の正嘉なるや、後醍醐帝の御時まで、六七十年の間埋れ居たるや、儒家用ひざるや覺束なし、大抵朱學の書珍重するは、應永以來の事なれば、此正嘉は室町將軍の頃、正長嘉吉の間をいふにや、康富記日件錄などに、孟子を珍重し講談するも朱子の新註なり、先輩の諸

説考索の足らざるより、瞽者の妄言を據とせり、

〔兵家茶話九〕玄信といふ盲人あり、他家の系圖を記臆して、望に任せ妄作し侍る、此とき二山彌三郎義長といふ人あり、はじめは陽明の説をとき、後程朱の説に歸して、その名高かりし、玄信寄々かの人の許に行て、諸家の事など物がたりし侍るに、義長が妻は、垂水何某の女にて在ける、垂水氏は伊勢の國司に仕へたる者といひ傳へたれども、書傳へたるものもなければ、いか計の采地をはみたるや、考べき處もなし、いと本意なき事と語られしに、玄信申けるは、中葉伊勢に垂水河内守廣信といふ人あり、程朱の四書を信じて、万里小路藤房卿に奉る、後嘉文亂記を述作し給ふ、其事跡長濟草といふ書に詳に候、記臆し侍れば、よみて聞せ參らせんと、書にむかひて讀むが如く、少しの滯もなく全篇讀侍れば、義長感にたへ、今一通讀給へ、手書し侍らんといふ、玄信諾して讀むを、一字の誤りなく手書して、稱美甚しく、秘して人にも見せざりしが、京都人藤井闇齋と、義長同じ學流なれば、或ときかの長濟草を書寫して、送らる、藤井氏、諫諍錄述作のとき、長濟草を引て、垂水廣信を載たり、此書世に行れて、會津の人作れる日本通記、攝大阪の作書三才圖繪に廣信事を書たり、垂水河内守廣信といふ人、實錄雜記にも曾てなき人にて、玄信が僞作の長濟草を實記と見て、世々に記して、天下に行ふ、想に一人傳虛、則天下悉傳虛有、蓋此謂歟、

〔尺素往來〕全經者、周易、尙書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、春秋以下、中庸、論語、孟子、大學、孝經、爾雅也、此外老子、莊子、列子、荀子、楊子、文中子、管子、淮南子等、清中兩家之儒、傳師說候侍讀歟、傳注及疏幷正義者、前後漢晉唐朝博士所釋、古來雖用之、近代獨淸軒玄惠法印、宋朝濂洛之義爲正、開講席於朝庭以來、程朱二公之新釋、可爲肝心候也、次紀傳者、史記幷兩漢書、三國史、晉書、唐書、及十七代史等、南式菅江之數家、被傳其說乎、是又當世付玄惠之儀、資治通鑑、宋朝通鑑等、人々傳受之、特北畠入道准后被得蘊奧云々、

○按ズルニ、全經ノ文字ハ、漢書劉歆傳ニ見エテ、詔書稱曰、禮壞樂崩、書缺簡脫、朕甚閔焉、時漢興已七八十年、離於全經固已遠矣トアリ、是レ缺書脫簡ニ對シテ完全ナル經書ヲ云フナリ、然ルニ我國ニテ古來云フ所ハ、汎ク經書ヲ指セルガ如シ、

〔花園院御記〕元應元年閏七月四日丙戌、入夜資朝參、召前談道、頗所得道之大體者也、好學已七八年、兩三年之間頗得道之大意、而與諸人談、未稱旨、今始逢知意、終夜必談之、至曉鐘不怠倦、　廿二日甲辰、今夜資朝、公時等、於御堂殿上局談論語、僧等濟々交之、朕竊立聞之、玄惠僧都義、誠達道歟、自餘人皆談義勢悉叶理致、

〔園太曆〕觀應元年三月二日傳聞、今日玄惠法印圓寂云々、文道之衰微歟、天下頗不向文、文王已沒歟、不便々々、

〔花園院御記〕元亨二年七月廿七日癸亥、談尙書、人數同先々、其義等不能具記、行親義其意涉佛敎、其詞似禪家、近日禁裏之風也、卽是宋朝之義也、或有不可取事、於大體非無其謂者也、凡近代儒風衰微、但以文華風月爲先、不知其實、文之弊以質可救之、然者近日禁裏有此義歟、尤可然事也、但涉佛敎、猶不可然乎、

〔花園院御記〕元亨三年七月十九日己酉、凡近日朝臣多以儒敎立身、尤可然、政道之中興、又因玆歟、而上下合體所被立之道、是近代中絕之故、都無知實儀、只依周易、論、孟、大學、中庸立義、無口傳之間、面々立自己之風、依是或有難謗等歟、然而於大體者豈有疑殆乎、但近日風體以理學爲先、不拘禮義之間、頗有隱士放遊之風、於朝臣者不可然歟、此是則近日之弊也、君子可愼之、況至于道之玄微、有未盡耳、君子深可知之、

〔東海一漚集一古詩〕寄藤刑部忠繼

先生業成悉衆藝、先生名高蓋一世、秖今年已七十餘、從心所欲應無滯、尙自進修志益勤、夜讀達旦未

胥替、家乏儲粟、兒童饑、不肯炙手向權勢、昨日訪我過淡齋、相忘爾汝論文細、學尙漢唐不言今、猶然欲救伊洛弊、休訝往々摘挨多、我本浮雲無根蔕、作詩預先粗謝、愆更期蓮社重交際、

〔東海一漚集三書〕與虎關和尙

七月二十三日、某上書三聖虎關和尙座下、〇中略伏惟座下徹達聖域、度越古人、強記精知、且善著述、凡吾西方經籍五千餘軸、莫不究達其奧、〇中略以至子思孟軻、荀卿、楊雄、王通之編、旁入老、列、莊、騷、班固、范曄、太史紀傳、三國及南北八代之史、隋唐以降五代趙宋之紀傳乃復曹、謝、李、杜、韓、柳、歐陽、三蘇、司馬光、黃、陳、晁、張、江西之宗、伊洛之學、

〔濟北集二十〕通衡之五

晦菴語錄云、釋氏只四十二章經、是他古書、其餘皆中國文士潤色成之、維摩經亦南北朝時作、朱氏當晩宋稱巨儒、故語錄中品藻百家、乖理者多矣、釋門尤甚、諸經文士潤色者事是而理非也、蓋朱氏不學佛之過也、〇中略我又尤責朱氏之賣儒名而議吾焉、大惠年譜序云、朱氏趣舉入京、篋中只有大惠語錄一部、又无他書、故知、朱氏剽大惠機辨而助儒之體勢耳、

〔元々集一〕天地開闢篇

周子曰无極而太極、太極動而生陽、動極而靜、靜而生陰、靜極復動、一動一靜、互爲其根、陰陽兩儀立焉、陽變陰合而生水火木金土、五氣雁布四時行焉、五行一陰陽、陰陽一太極也、太極本无極也、五行之生各一其性、无極之眞、二五合而凝、乾道成男、坤道成女、二氣交感、化生萬物、變化无窮焉、

〔日本書紀纂疏下二〕可王之王、通平去二聲、朱熹曰、凡有天下者、人稱之曰王、則平聲據其身臨天下而言曰王則去聲、

〔筆のすさび上〕一條の太閤兼良公は、古今に秀し學匠なり、文明一統紀、公事根元、歌林良材、花鳥餘情、四書童子訓、新續古今序、又紀行詩等數々著述し給ふ、應仁の亂を避て、江州愛知川に蟄居

仕給ふ、今多賀に君が畑と稱する所、卽遺趾なり、この公を兼良公と唱ふる事、林道春の梅村載筆にのせたり、

〔空華日工集〕康暦三年〇永徳元年九月廿二日、余以事謁上府、府君〇足利義滿出接、〇中略君又曰、昨日儒學者講孟子書、其義各々不同如何、余曰、所見不同也、近世儒書有新舊二義、程朱等新義也、宋朝以來、儒學者皆參吾禪宗、一分發明心地、故註書與章句學迥然別矣、四書盡於朱晦菴、菴及第以大惠書一卷爲理性學本云々、余因勸以學問、學問則見聞博、博則每臨政事、如指諸掌、 廿七日、開山諱、請淸谿等、府君管領入寺、君問孟子書中數件事、余說儒釋同異差別、

〔臥雲日件錄〕寛正七年二月三日、外記常忠居士來、話次曰、四書大全、永樂年中所撰也、論語三省ハ三口等之三字、注云、自然平聲使然兩音、蓋一二三則自然也、三宿三具則使然也、

〔慕齋詩集三〕復日本國大內殿書

承書、憑審雅履裕勝、欣慰殊深、所獻禮物、足見誠欵、轉啓收了、前送五經暨寺額、因蒙遠索、聊申綏好之禮、何用煩謝、念此諸經皆具傳註、苟能講究、足以闡道義、出治化、無以復加矣、而足下猶慊然於心、復勤遠价、更求朱氏新註五經、可見足下向道之切、慕學之篤、不覺敬嘆倘有焉、豈敢愛惜、今天下所尙而習學者、皆程傳易、胡傳春秋、蔡傳書、朱傳詩、鄭註禮記、本國敎學所尙、亦不外此、別無朱氏新註、故前者曾以本國所存者奉送、今承再索、美意不可虛負、唯念五經之中、詩書尤切於講習、今各添送一件、以爲好書之助、

〔空華日工集〕康暦三年九月廿五日、過二條准后、〇中略准后〇中略又見問儒書新舊二學不同如何、曰漢以來及唐儒者、皆拘章句者也、宋儒乃理性達、故釋義太高、其故何則皆以參吾禪也、

〔慶長日件錄〕慶長九年閏八月三日、冷泉爲滿朝臣、山科內藏頭令同途、將軍〇德川家康へ參、新注古注、義理相違之處、如何有之乎之由御尋也、予〇舟橋秀賢答申云、新注義理雖精微、却而浅、古注其義雖不精、却

而得道心處深、將軍叶御心者也、

〔丈山夜譚二〕一宋の代に及て、程氏朱氏の學専ら心法をもつて聖人の道をとく、徽宗欽宗の二帝を狄人に取られても、君も臣もこれを耻辱とせず、その讐を復する計を求めずして、只誠意正心の説を抗す、その後、天下を蒙古に取られて、天子海に浮べるに、陸秀夫が徒、船中にて徒に朱子の意を思ふて歎かれけるは、愚昧の至り、一笑にあまりあり、痛ましきことなり、是則心學の餘殃なり、凡心法を談ずるは、釋氏の學にて先王孔子の道に决してなきことなり、

〔古學先生文集一序〕送浮屠道香師序

釋道香師、博學不厭、遍讀大藏經、譚玄理津々如也、又深齋吾聖人之道、自詩書語孟而下、至於閩洛諸君子之書、靡不涉獵探討、講磨切劘、以究源委之所自、豈向所謂嗜學勤業嶄然特起於衆者、夫非斯人乎、夫非斯人乎、近且覺宋儒之說與孔孟之道有差、聞予講古學、而遠來自豐州、質以所疑、予爲剖別其紕繆、以告之、師一聞之、便釋然矣、因謂、世之儒者、徒咀嚼宋儒之説、而未博涉緇林之書、所以不知宋儒之學本自禪來、惟我能識吾子辨宋儒之謬、實出於不能已、而語之詳、擇之精、指斥疵病、抉剔瑕纇、昭々然、晣々然、莫能逃其情、乃孔孟之眞傳也、從此相得懽甚、〇中略　貞享二年乙丑二月六日、

〔康富記〕享德三年二月十八日庚子、依招引參中御門殿、〇大外記清原宗賢　先奉謁局務、次奉謁前給事中、〇少納言清原業忠　於内入見參、條々申承了、〇中略　中庸注事、以本經爲家説、不被執新注之由事、仁安比有大外記殿〇清原頼業　奥書、件年當淳熙己酉也、朱熹新注未渡時節也、自然相叶道理、奇特之至也、

〔承應遺事〕後光明帝、〇中略　文武天皇の御時、始て釋奠を行はれたれば、聖學を信じ誠敬を盡し、今も行ふべしと仰ありけり、高倉院の御侍讀に、清原頼業をめされけれども、殿上はゆるされず、砌に立て授け奉れり、然るに其時頼業寵揚を得て、禮記の中より大學中庸を抽出し、献奉るといふは、近きころの造言なり、一己の私にて、世を欺くは禁止すべしと仰ありけり、程朱の學を

厚く尊信し給ひ、程朱の學のひらけたるは、藤肅の功なりとて、慶安辛卯九月十二日、惺窩文集に御製の序を賜はりけり、且惺窩の子爲景を擧て、下冷泉家の絕たるを繼しめ給へり、易經の講說をきこしめさんとおぼしめしけるに、朝山素心といふもの、易傳義を講ずと聞へて、承應癸巳正月召れけり、無位無官なれば、烏紗巾深衣を服せり、聖人の道を尊び給へば、殿上にて講じめさるとなん、素心年六十五といふ、

〔日本敎育史資料 十二 舊鹿兒島藩〕僧桂菴玄樹和尙傳

僧桂菴本實周防山口人、○略 註 字玄樹、又號島陰、不詳姓氏所出、以應永三十四年丁未生、永享七年丁卯年、甫九矣、寓洛陽南禪寺、師惟正景召兩禪師、學四書新註等、（季安從兄本田親章、近得論語公冶篇一冊、不與今本同、乃元龜四年所寫古本、而桂菴所加點本也、字無音例、大字書、註與本文齊、略抄于後、又聞市田氏及飯野谷口氏、各藏古刊大學一本、皆先大夫伊地知周防守重貞等所刊行、桂菴點於吾藩者云、並大舊音奏、今讀如字之八字、亦大書之、不異本文、而吾藩授句讀者、教讀八字、自古爲俗、因是考之、凡受大學時、多尙幼少、稍追論孟村亦少差、乃教連本文、皆讀其註、故大書註可以觀也、按本文於古註亦行、自岐陽倡宋學以來、至我桂菴、愈尊信、從來最盛、蓋當時之授句讀也、不亦授其註文、則新古學徒何以俗乎、可以知不與今授句讀同其法也、今國家尙尊新註、雖家奉之、未及講註而讀業者多矣、然則徒讀四書白文者之於信朱氏也、孰與能講大學連註一篇者、桂菴躬親受明學、其說教亦可謂有所傳也、）嘉吉二年壬戌冬、削髮爲僧、始登戒壇、時年十六矣、（文龜二年歲旦詩、自序此年事也、）既長、內外皆通、位至禪師、領長州永福寺主席、文正元年丙戌、（前年遣唐使趣中華、將軍義政使僧周鳳爲書簡、又此年二月贈書於朝鮮國事見義政請、而應中略其事要、）仁後土御門帝勅僧惟肖擇遣唐使、時方五山緇徒知名者八十餘人、惟肖不能遍試其材、召皆聚諸南禪寺、乃題大梅梅子、而鳴磬一聲爲詩響中、時桂菴就試場、乃立賦之曰、大梅梅子鐵團々、八十餘人下觜難、今日當機百雜碎、那邊一核與他看、○略 註 惟肖因擧桂菴、遂應其選、於是應仁元年丁亥、桂菴乃奉使浮海、至明燕都、入朝見憲宗、○略 註 行聘禮、憲宗乃設燕特饗桂菴、賜之幣帛、○略 中 游學於蘇杭之間、讀倪士毅四書輯釋、曹端之詳說、及諸註解尤粹者、益講宋學、遭其難通則得就時鉅儒明辨其說、以造其深焉、（初桂菴在倭讀古註、有疑於心、旬又讀新註、大學信之、請遂入明、受儒學、帝許之、於是超海入明云、事見英雄集、）四明洪子經序本集曰、精內典、通儒書、旁及莊列、無一之不究心矣、又嚴克正曰、精究內典、通四書百家子史、於尙書、尤究心焉、前是

日東尙書、皆從古註、獨桂菴依朱氏傳講敎後學、如指諸掌、（中略）〇十一年己亥、公命創寺於府下海涯、二月落成、（略）〇註 乃公授桂菴、自撰名以居焉、桂菴曰、凡名於物、多所嫌忌、乃摘名字以名新菴、遂號桂樹院、（愛甲季定曰、院字作菴、雜著作院、今從雜著、）其爲地也、在向島陰、因又自號島陰、（李安按、集松集多書島陰、愛若、又云、春來增泉島陰寺、據此則當其寺號、註玆宏議〇中略）自是桂菴首講宋學、敎授國中、（略）〇註 恒侍讀公側、授公尙書、公通大旨、禮遇甚厚、（略）〇註 加之公族吏部久逸、遠州勝久、攝州篤久、（井爲公之叔父）薩州國久、匠作忠廉、平山忠康、新納忠親、及執政鳥取播州政秀、村田越州經安、伊地知防州重貞等以下、至衆士若緇流之屬、朝野嚮望、多受業、所矜式者、其聲大鳴於世、匪啻日域、遠聞西土、隣國往々欽望之、至謂薩都與仲尼之道移東魯之風、（略）〇註 實西藩唱宋學之開祖也、（略）〇註 十一月四日、復游冠岳、講說魯論、主僧宗壽爲幼學六七人請之也、

〔日本敎育史資料十二 舊鹿兒島藩〕桂菴和尙家法倭訓（日州飯野士人谷口金藏家藏、元和十年所刊行、本外題如此、而本府士伊勢貞昭家藏慶長十六年九月八日後正者、於山川津所寫本、則題曰四書五經古註與新註之作者並句讀之事、但古註以下皆之分註、按桂菴著授其弟子、專在論俗耳、蓋元和本乃如竹在藤堂氏命工繡梓、時如竹必惡題不雅、而改書之、可以考也、後正未詳、既云山川、蓋舊本必出於正龍寺、然無所考、註備後考、）

四書六經、朱晦菴悉雖有欲斥其謬正其失之意、於四書既經年月、老年不幾、故先五經內謬失最甚者、周易周詩、先生自作傳與義、

一宋朝以來、儒學不原于晦菴、不以爲學焉、故兒童走卒皆誦不宗朱子元非學、看到匡廬始是山、（按相系屬圖、如竹語愛甲喜春曰、吾聞諸文之、凡六明學校、皆懸此十四字云、）兩句唐音、不宗朱子元非學 看到匡廬始是山、此意漢儒以來儒者雖多、以晦菴爲宗之義也、宗宗領也、（略）〇註 匡廬山、於山衆美相備、譬朱子之學也、

一新註諸家之說、違背晦菴之義者、皆不敢取也、

四書者

一大學舊禮記第四十篇也、二十九卷載之、今晦菴章句、

一中庸舊禮記第二十一篇也、二十五卷載之、今晦菴章句、

一論語古註何晏集解、今晦菴集註、慶長本作章句、誤、今從元和本、下倣之、

一孟子古註趙岐、今晦菴集註、

五經者

一周易古註、王弼新註、程子作傳、朱子作本義二十四卷、六十四卦、

一尙書古註、孔子十一世孔安國作傳、新註晦菴門人蔡沈號九峯先生、作集傳、今題書經、十卷五十八篇、

一周詩古註、毛亨作訓傳、授毛萇、故號毛詩、新註朱子作傳、今題詩經、二十卷三百十一篇、

一左傳古註、左丘明作傳、故名左傳、杜預作註、新註南宋高宗時胡文定公作傳、今題春秋、胡慶長本無胡字、從元和本三十卷、魯國史記也、隱桓莊閔僖文宣成襄昭定哀、此十二代二百四十二年之間記之、此時號春秋之世、上雖周王號令不行、號大國十二諸侯、此書非魯國事而已、各國戰伐、是非得失、皆載之、以爲後世之戒、治國家者、不可不讀此書也、

一禮記古註、鄭玄、字康成作註、新註宋元之間陳澔作集說、古今名禮記、三十卷四十九篇、

若人問五經新註如何、答、　易朱子本義　書蔡氏傳　詩經朱氏集傳　春秋胡氏傳　禮記陳澔集說　蔡氏傳、朱子傳之傳濁可讀也、　胡氏傳之傳スンデ可讀也、集傳之集ハ、シユウト、ウヲ可添也、集說之集ハ、シユト、ウヲ可略也、說ハ、ゼツト濁テ可讀也、

〔日本敎育史資料十二 鹿兒島藩〕贈日本桂菴玄樹禪師詩序

賜進士出身奉直大夫南京兵部車駕員外郎四明嚴端克正序

大明弘治乙卯仲秋既望、吾鄞吟方先生時起携日東源君永春過予、載拜而告曰、吾國桂樹院住山桂菴玄樹禪師、精究釋典、傍通四書百家子史、於尙書尤究心焉、吾陋尙書往々皆從古註、而禪師獨依晦菴朱夫子門人之傳、與後學講解、如指諸掌、誠日本緇流中之巨擘也、知禪師者嘗薦之於薩隅日三國

太守君島津公者、用邀以發明尙書太旨、禮遇殊厚、由是後學莫不得聞朱夫子師弟間所講之奧旨、古所謂擇其善者而從之也、愚嘗辱禪師愛厚、見贈七言二絕、今幸納欵上國、獲名卿鉅儒宋和其韻、將以歸用口、禪師雅意、敢于執事一言以引重之、予惟禪師髮者納貢吾中華、覽山川之秀、挹賢哲之多、予嘗叩其胸中所蘊、非尋常者比、可嘉也、況源君能讀書善吟咏、亦在予所愛、故不辭而爲之序、俾持以爲贈云、弘治年月長至、

〔先哲叢談後編一〕谷時中

時中之先不詳其所出、父曰宗慶、世事農桑、嘗以時中志於學讀書於洲之高智眞常寺、從親鸞派僧天室者學、遂從敎剃髮號慈冲、後住于眞常寺、每聚緇徒講說佛經之暇、好讀經史、最喜漢魏傳注、後悟其入釋之非、然未得學之總攝、泛濫老佛、後聞南村梅軒適從程朱之訓、百方千端、訪求其書、始得語孟集注、學庸章句、朱子文集等讀了、慙愧浮屠廢棄人倫、於是乎又蓄髮還俗、改名素有、字時中、稱大學、以儒興豐、敎授高智、于時元和之初也、○中略　時中唱程朱學於土州、當時稱之南學、從遊甚衆、土佐侯從四位侍從松平土佐守忠義屢徵之、嘗謂侯使者曰、州內之民以不食祿於公廩得必爲非臣僕乎、在國謂市井之臣、在野謂草莽之臣、均是州侯之民也、臣叨竊浮名、以儒術妄駭尊聽、而學未極精微、躬自硏究道義之不暇、惡足以師範王侯乎、辭而不就、侯及士大夫由是益尊重焉、

時中、資性豪邁、無所畏敬、而至晚年、磨煉蕩滌、尊信程朱、逾益堅確、懲譬初年沈淫老佛、汎濫衆家、慨然切於求道、深慕許魯齋、薛敬軒等爲存養踐履之實行篤學、縝密厚重、拘束一身、動靜周旋、平常尤謹、故其於師弟之間也、敎育頗嚴矣、野中兼山、小倉三省、及山崎闇齋、皆受之誨督、時中能先識三子不凡、遇不以弟子之禮、三子又能心服時中爲人也、後皆以其所見振起乎一世、特闇齋剛毅威重、師道甚嚴、蓋所沿習時中之遺風也、

〔明良洪範一〕惺窩先生ハ冷泉ノ庶流也、釋門ナガラ聖經ニ志シ深シ、然レドモ聖賢ノ意味會得シ

難キ事ドモ多シ、元來書籍モ乏シケレバ、一度大明ニ入テ、經學ノ要ヲ翰林院ニ求ン事ヲ計ラレシカドモ、戰國爭亂ノ世ナレバ、心ニ任セザルニ、四書五經程朱ノ集註、幷ニ大全等ノ書ヲ、南京ノ商船ニ得テヨリ、舊年ノ不審ヲ解シ、益新註ヲ信ジケル、高弟ニハ、吉田氏、鎌田氏ナド洛陽ニ鳴ル、其身ハ浮田秀家ニ賓トシテ、諸門子ヲ誘ハレケル、

〔惺窩文集序二〕譯語（座間筆談問朝鮮姜沆）

赤松公（廣通）〇令予傳言於足下、其言曰、日本諸家言儒者自古至今唯傳漢儒之學、而未知宋儒之理、四百年來不能改其舊習之弊、却是漢儒非宋儒、寔可憫笑、蓋越犬之吠雪也、非雪之不清、以不見為怪、蜀犬之吠日也、非日之不明、以不知為異而已、予自幼無師、獨讀書、自謂漢唐儒者、不過記誦詞章之間、纔註釋音訓、標題事跡耳、決無聖學誠實之見識矣、唐唯有韓子之卓立、然非無失、若無宋儒、豈續聖學之絕緒哉、雖然日本闔國既如此、一人不得回狂瀾於既倒、退斜陽於已墜、悱悱憤憤、而獨抱瑟不吹竽、故赤松公今新書四書五經之經文、請予欲以宋儒之意、加倭訓于字傍、惠後學、日本譯宋儒之解者、以此冊為原本、嗚呼流水出、知音雖無子期、後世之知己、又有子雲乎、足下敘其事、證其實、跋冊后、是赤松公之素志、而予至幸也、足下計之、

〔先哲叢談一〕藤原肅、字斂夫、號惺窩、北肉山人、柴立子、廣胖窩、皆其別號、播磨人、

播磨赤松廣通、好學獨能拔流俗、師尊惺窩、嘗剏學校、行釋奠、惺窩竊以為此人當期斯道、石田三成居佐和山、亦重惺窩、令戶田內記者聘之、惺窩欲往不果、廣通有故自刃、惺窩哭之慟、與朝鮮姜沆書曰、赤松公今新書四書五經之經文、請予欲以宋儒之意、加倭訓于字傍、以便後學、日本唱宋儒之義者、以此冊為原本、今世徒知有上杉謙信、小早川隆景、高坂昌信、直江兼續等好文于鍪筈之間、而知有赤松廣通者鮮矣、

〔文章達德錄綱領（敘）〕廣胖窩藤斂夫曰東人也、嘗聞、日東四大姓、藤為之長、又嘗見宋太史景濂日東曲

有曰聯城甲第競豪華者是也、自曠世攝國政、以至道長公、公五世孫五條長秋監俊成、及京極戸部尙書定家、及中院亞相爲家、並以道德文章震曜古今、華胄遙々不絕統緒、十世孫三品相公爲純、是歟夫之皇考也歟夫以王綱不振亂賊橫恣、自幼隱居、以道自樂、余之落日東者三年、得歟夫於王京、與之遊者數月、始知其爲人、而叩其爲學焉、既叩其爲學、而益信其爲人焉、其爲人也韜晦不求聞達、人可聞而不可見、可見而不可知也、見善若驚、疾惡如風、道所不合、雖王公大人有所不顧也、簞瓢陋巷、處之裕如、義所不可、雖千駟萬鍾有所不屑也、其爲學也、不局小道、不因師傳、因千載之遺經、釋千載之絕緒、深造獨詣、旁搜遠紹、自結繩所替、龍馬所載、神龜所負、孔壁所藏、迨濂洛、關閩、紫陽、金谿、北許、南吳、敬軒、敬齋、白沙、陽明等性理諸書、靡不貫穿馳騁、洞念曉析、一切以擴天理收放心、爲學問根本、其爲文如菽粟布帛之不可一日離、而自然有奇絕處、日東學者、闔國唯知有記誦詞章之學、未知有聖賢性理存養省察知行合一之學、故赤松源公廣通、慨然嚮歟夫、以四書六經及性理諸書、新以國字加訓釋、惠日東後學、今又學者不知作文凡格之故、撫前賢議論、間以己見、群分類聚、爲文章達德綱領、〇中略

萬曆己亥三月一日　　朝鮮國刑部員外郎菁川　姜沆敬敍

〔鳩巣小説下〕一後光明帝、御幼年ノ時ヨリ御學問ニ御志フカク、其比五山ノ名アル出家數輩召寄ラレ、御詩學モ被遊候、其故、御詠藻今ニ多ク有之候、未御弱冠ノ比、御見識モ定リ候カ、被仰候ハ、佛學バ面白キ物ナガラ、體ハ有ヤウニテ用ノナキ物ナリ、天子諸侯ハ、別テ人民ノ主ナレバ、有用ノ學ヲスベキモノ也、儒學トテモ、漢土古註ノ説ハ、親切ニ不被思召候間、向後侍講ノ衆、程朱ノ新註ヲ以可講ノ旨被仰渡候、時ノ講官二三輩申上ラレ候ハ、本朝ノ古實ニテ、鄭玄孔安國ガ註疏ヲ以侍講仕コトニ候、新註ニテ侍講仕候ハンハイカヾ可有之候ヤ、難心得旨執奏ニ及バレ候處、自我作古ト申義ハ辨不申候ヤ、古ノ賢君ニテモ、善ニ從ガハレ候義ニ候旨仰下リ候、仍之儒業ノ衆中ヲ始メ、禁庭ニテ、朱子ノ集註ヲ講候御相伴數輩有之、何レモ皆新註ニ從ガハレ候、三條西殿、小倉

宰相殿隨一ニテ候、易ヲ御聽可被遊旨勅定ニ候ヘドモ、講官ノ衆、難成ニ付、其剋、洛中意林庵ト申儒者、輕キ者ニ候ヘドモ、易ニ通ジ候旨達叡聞、可被爲召ノ旨被仰出候、但布衣韋帶ノ者、無位官シテ堂上罷出候義、舊例無之段議奏有之候處、假ニ六位ノ冠服ヲ被製、意林庵ヘ被下、參內ノ時計着用候テ、易ヲ講ジ申候、○中略

一程朱ノ學ニ專御志フカク候テ、仰ラレ候ハ、吾國ニテ、近世、儒發向誰彼ト名有モノモ多ク候ヘドモ、程朱ノ學ヲ取立候ハ、明專院惺窩ガ力ニ相極候、左候ヘバ、其功ヲ可稱義ニ思召候間、惺窩文集ニ御製ノ序可被加ノ旨ニテ、則御撰述被遊、文集ニソヘラレ、御文庫ニ納リ申候、○中略

一總テ御人トナリ、常人ノ御樣子ニテハ無之候、御前ヘサヘ罷出候ヘバ其マヽ感服仕候、タエテ佛法幷和歌ナド御嫌ヒ被遊候、且又程朱ノ學ヲ御崇敬ノ義、別テ堂上ニテ珍敷事ニ人々被申合、老成ノ衆ハ殊ニ不可然コトトテ心服不仕候、夫故舊例古實ヲ引テ諫言モ可申上ト心掛テ被罷出衆中モ御前ニテハ透ト申出候コトヲモ、自然ニ打忘勅定ノ趣ヲヒタスラニ感心仕候テ退キ申サレ候、大ニ人ノ感化仕候處有之御德容ノ由ニ候、

〔承應遺事〕後光明帝、御諱紹仁、後水尾帝第四皇子なり、○中略御年十五にこへ給ひては、學術の正邪のわいだめをしろしめし、純一に聖德をつとめさせたまへり、聖經を解說するに、漢唐の說は粗淺なり、宋の程朱の說こそ理義精明にて、至公至正を盡し、萬世の模範ならめ自今以後君臣皆必程朱の說に從ひ、學問を勵むべき旨、みことのりありけり、

〔武德大成記二十二〕神君學ヲ好ミ玉フ事

本朝武將ニシテ學ヲ好ム人、古ヨリ神君ノ如キハ稀ナリ、軍事ノ暇アル時ハ、道ヲ尊ビ玉テ、天下ヲ平定シ玉フ後モ、古書ヲ集メ、儒道ヲヒロメ玉フ、慶長十三年、羅山林道春ヲ京都ヨリ召出サレ、儒官トシ、駿府ニテ宅地ヲ玉ヒ、日夜御前ニ侍リ、學術ヲトヒ玉ヒ、四書五經ヲ講ジ、七書等ノ書ヲ

モ讀シム、是ヨリサキ朝鮮ノ役ニ、神君、太閤ニ從ヒ、肥前那古屋ニ御坐セシ時、初テ藤惺窩ニ（世ニ妙壽院ト稱ス）謁セラレ、學術ヲ聞テ悅セ玉フ、文祿二年惺窩ヲ江戶ヘ召シテ、大學ノ講談ヲ聞玉ヒ、貞觀政要ヲ讀シム、慶長五年、神君京都ニ御坐シ時、惺窩、中華ノ道服ヲ著シ謁見ス、神君屢召シテ、漢書幷ニ呂東萊ガ十七史ヲ讀シメラル、時ニ僧承兌、僧靈三、五山ノ老僧マデ、日日御前ニ侍リシカバ、此輩ト伍ヲナスコトヲ快カラズ思ハレケレバ、惺窩ハ隱居シ、人ニモ逢ズ、深キ棲ニ入テ出ルコトモナシ、其比道春京都ニテ、初テ朱子集註ノ論語ヲ講ジ、門人多ク集リケルヲ、外史清原秀賢、ソノ才ヲ忌テ、奏聞シケルハ、古ヨリ勅許ニテナケレバ新註ヲ講ズルコトハナリガタシ、朝廷ニテサヘ、此古例ナケレバ、況ンヤ地下ニテ新註ヲ講ズベキコトニテハナシ、罪セラルベシト申ケレバ、傳奏ノ輩神君ヘ申上ラル、神君笑ハセ玉ヒ、仰アリケルハ、講ズル者奇特ナルコトナリ、コレヲ訴フル者ハセバキコトヲ云者ナリトアリケレバ、コレヨリ後ハ、秀賢モ申出スコトモナシ、慶長十年、神君、侍臣永井直勝ニ仰付ラレ、道春ヲ召テ、初テ謁シ奉ル、十一年、伏見ノ城ニテ召出サレ、來年駿府ヘ來ベシト仰付ラル、十二年三月、道春駿府ヘ參シ、四月江戶ヘ參シ、台德公ヘ謁シ奉ル、時ニ三略幷ニ漢書高祖本紀、項籍、韓信、張良、陳平ガ傳ヲ讀シム、ソノ後、道春、駿府ニ歸リ、神君ニ侍ルコト數月、命アリテ、道春、長崎ヘ趣キ、直ニ京都ニカヘル、是年駿府ニテ命アリテ、御庫ノ管鑰ヲ預ラル、

〔羅山文集附錄年譜一〕慶長五年庚子

先生十八歲、學業大進、聲名籍甚、當時清原家儒者講四書、唯學庸用朱子章句、而論孟猶讀何趙註、皇侃邢昺疏、未見集註、而五經唯僅窺漢唐註疏而已、此時惺窩藤斂夫、雖爲儒宗、避世不接人、先生獨教徒弟、講宋儒之書、本朝道學之興權輿於此、

〔日本教育史資料十二舊加賀藩〕松永遐年、字昌三、（以字爲通名）號講習堂、又號尺五堂、平安人、○中略初昌三歲十八、謁豐臣秀賴、而講大學、後去游說攝南諸侯之國、皆道不合、寬永十七年、我陽廣公厚幣致賓師之禮、

以蒲輪迎昌三於本藩、昌三時有應聘、自京趣加賀、（中略）昌三多門人、瀧川昌樂、野間三竹、安東省庵、宇都宮遯庵、木下順庵、其巨擘也、晩年辭本藩、還京師而教授、明曆丁酉卒于家、享年六十六、（古今人物史、卒年爲明曆乙未、誤、）（中略）伊藤祐之曰、松永昌三翁者、藤霜臺久秀之後、而逍遙軒貞德之子也、嘗奉敕命賜尺五堂于禁闕之側、惺窩藤公之子、虎貢郞爲景卿爲翁之門人、以詩賀焉、其略曰、吾翁傳道學、君獨得膏腴、舊聽漢三傑、今逢魯一儒、最能講春秋、故有春秋館之號、明儒李全直聽講心醉、而大書春秋館三字、以貼翁也、昔年、本朝學者、知有漢唐諸儒之訓詁、而不知有大宋伊洛之道學、於是藤公表章宋賢新傳之衆經始明矣、而後林子唱之關中、松子發之阪左、其餘門人散處諸國、是以藤公之道有立於世、

〔先哲叢談 五〕室直淸、字師禮、又字汝玉、小字新助、號鳩巢、又號滄浪、備中人、仕大府、

鳩巢墨守朱學、深惡當世好立異議者、答鈴木貞齋書曰、僕嚮者以爲山崎氏之學、專於理一而略於分殊者、知有君臣之大義、不知湯武放伐、與君臣之義並行、而不相悖、知敬義有內外之分、不知不可以修身以上爲敬以直內、以齊家以下爲義以方外、此其大者也、其他所見多執定一理、而不察分殊、所以流於神道也、然今而思之、其理一者、守義理之一隅也、於本原一理處所見未徹、故往々有所窒礙、而欲以其所見一之、是其略於分殊者、暗於理一故也、又題高木氏僞學論曰、自古邪說之害道多矣、然其誕妄蟲惡無所忌憚、未有若今世之甚者、或有稱古學者曰、大學非孔氏之遺書、又曰、我能塞伊洛之淵源、或有矜文學者曰、道不出於天、又曰、道非事物當然之理、其佗淫辭浮言不可勝數、若使此等之說出於數十年之前、雖庸人孺子亦知其妄而非笑之、今也不然、自世之稱師儒者、皆爲之所動、莫不崇其說而信之、況於後學晩進者乎、宜乎其靡然趨而歸之也、吾於是知世道之日下、人心之日僞、亦可悲矣、又仲村氏五經筆記序曰、奈何近世邪誕之說競起、凌駕漢唐、詆毀程朱、欲以一己之私見、誣天下之耳目、至使有識之士爲之憤惋、殆廢寢與食、可勝嘆哉、又答遊佐木齋書云、若有王者起、必聚海內之籍、悉取其叢雜無用之書而火之、然後詔天下之學者、專務體察踐行、不事空言、抑虛文、剷浮華、正人心、距邪說、如是

數年、則天下靡然復歸於正矣、

〔駿臺雜話〕老學自叙

某○室鳩巣もわかゝりしとき俗儒に習て、記誦詞章を學びて、多くの年月を曠うせしが、或時忽往日の非を悟て、始て古人己の爲めにするの學に志ありしかども、不幸にして、良師友もなかりしかば諸儒紛々の説に眩惑して、程朱をも半信じ半疑ひつゝ、定見なかりし程に、とかくして、又むなしく歳月を經にけり、年四十にちかきころにもあらん、ふかく程朱の學つゐに易べからざることをさとりて、それより日夜程朱の書を讀みて、心を潛め思を覃ふする事今に三十年、仰げばいよいよ高く、きればいよ〳〵堅く、高遠に過ず卑近におちず、聖人復出とも、必其言に從んこと疑なし、されば天地の道は堯舜の道なり、堯舜の道は孔孟の道なり、孔孟の道は程朱の道なり、程朱の道を捨て、孔孟の道に至るべからず、孔孟の道をすてゝ、堯舜の道に至るべからず、堯舜の道をすてゝ、天地の道に至るべからず、○中略明の中葉まではおほやう、世の學術も正しく、名教も頽れざりしぞかし、王陽明出て、良知の學を唱へ、朱子を排せしより、明の學風大に變じぬ、陽明既に沒して、其徒王龍溪のごときつゐに禪學となる、それより世の學者良知に沈酔し、窮理に欠伸し、其弊嘉靖萬曆の間に至て、天下の學者、陽儒陰佛の徒となりてやみぬ、諸賢よく思て見給へ、西山以下の諸賢、たとひ汗下なりとも、所好に阿ねるには至らじ、又其德行材識、いづれも明季幷に今の儒者の下にあるべきにあらず、それに程朱萬分の一にも及ばぬ學識をもて、輕々しくなにくれと譏議するは、鷃の鵬を笑ひ、蠡にて海を測るに似たり、韓愈がいはゆる井に坐て天を觀て天を小なりといふの類なり、然るに輕薄無識の徒、其說の新奇なるをよろこびて、雷同瓦鳴する事あげて數べからず、國家百年以來、太平久しく、文化日に開て、師儒世に輩出しけり、其學の是非は玄らず、たゞ程朱を堅く崇信して、ふるき模範を失はざりしをぞひとつの幸とせしに、ちかき比催

作る人ありて、始て一家をたて、徒弟をあつめしより、老姦の儒いで、其上にたゝん事を欲し、猖狂の論を肆にして、忌憚る事なし、一犬虚を吠れば、群犬これを和する習なれば、邪説横議、世に盛なることそ理にて侍れ、誠に此道の厄運ともいふべし、されば韓愈も、佛老盛に行れし時に生れて、獨これを排斥して、みづから孟軻に比せしが、その孟簡に與る書をみるに天地鬼神臨之在上質之在傍とは誓ひしぞかし、今翁がちかひも孟子の功にこそ及ばずとも、韓愈が心にはおとり侍るまじ、あなかしこ、かり初の空言とおぼすべからず、

〔先哲叢談 五〕室直清

赤穗遺臣一大擧、鳩巣獨稱贊之、紀曰義人錄、又答鈴木貞齋書曰、赤穗義士事、世儒之論有異同者、亦由其學欠近裏工夫、不認自家惻隱之心、誠如來諭所論者、敬服、至今世皆以義士目之者、蓋自鳩巣始、

〔日本教育史資料 十九 儒員小傳〕皇考故儒員佐藤府君行狀

先子、諱坦、字大道、佐藤氏、號惟一齋、一愛日樓、又老吾軒、號其塾曰百之寮、曰風自寮、〇中略少年已有脫俗胸次也、爾後折節謙修、益以斯道爲己任、四年〇寬政二月遊浪華、主間大業之家、大業精曆數、有藻鑑、一見如舊、爲介令從學於竹山中井先生、日夜切劘、先生之長子曾弘、詞才絶倫、麗澤相質、學大進、遂遊京師、謁宿儒皆川淇園、六月歸家、五年二月入簡順林先生之門、寓其邸內、始以儒爲業、四月先生逝無嗣子、官特命以快烈先生承林氏後、於是始正師弟之名、而日夜同學、又如舊時、專潛心於六經、傍學文辭、其所交者、松崎慊堂、清水赤城、市野集卿之徒、皆爲一時俊秀、〇中略二年〇文化十月爲林氏塾長、督衆門生、初林氏之門有員長之職、以統門生、給俸米、而其人相繼而物故、無復任其職者、先子則實客寓而任之、出於不得已、是以不敢受俸米也、爾後門人益進、從遊之士甚夥、寮舍不能容、而耳提面命、講讀不倦、夜以繼日、當講經之日、則聽者滿堂、快烈先生之嗣子靖恪先生、及諸郞、莫不就家而問文字、門人遂

其業而成家者數十人、三谷個塚越雲、竹村黃、本多楙、安積信、昌谷碩、菊池履之輩、皆脫褐諸藩、而尤其翹然者也、安積信、則後擢儒員、共列於昌平黌、

〔先哲叢談七〕藤原明遠、字深藏、中村氏、號蘭林、又號盈進齋、江戶人、仕大府、

蘭林出於鳩巢門、而博學精密、世以爲寒水青藍、蘭林雖奉宋學者、非如鳩巢之於宋說毫不容疑、寬延元年、韓使來聘、蘭林與之筆話、議朱子者甚多、至彼曰、足下之論毋乃爲伊藤氏之所誤乎、伊藤氏於貴邦可謂豪傑之士、而於聖學工夫、大有謬戾、足下果知之乎、其議朱子略曰、朱子、諸經傳註亦雖最窮精密、無復餘蘊、然或言違古訓、義失古意者、未必爲無、大抵於性命道德之間失諸高遠者有矣、是以僕於朱子之解亦不能無間然、

〔先哲叢談三〕二山義長、字伯養、小字彌三郎、號時習堂、石見人、

伯養年少時來江戶、及壯仕中川侯、亡何辭去、乃鬻藥隱于郭北駒籠、伯養素嗜學、致仕後孜孜以求道爲事、初好釋老、又奉王陽明說、旣而有疑焉、終歸朱紫陽、於是著朱王學辨、仲部惕齋序之曰、二山老丈、丞修王氏心學、後來聞洛閩正學、幡然服從之、今也以其懲於己者誠乎人、以其獲於己者共乎人、豈非忠耶、

伯養篤學愼行、當世比之中江藤樹云、室鳩巢答遊佐次郎左衞門書曰、至於谷氏二山氏、雖未見其人、耳聞之熟、蓋操軒惕齋之亞也、足下以爲篤行君子者得之、

伯養娶妻、其儀一遵文公家禮、家禮有壻乘馬文、伯養家不畜馬、乃借之人而行其事、

伯養居家平生著上下、上下禮服也居本鄕弓街時其家無井、常與之隣家、隣家一日渫井、義當出役夫以助之、適伯養僕有疾、伯養乃出、躬自執綆分力、尙不脫上下云、

〔格物餘話〕益軒貝原先生傳

先生諱篤信、字子誠、姓貝原氏、初號柔齋、後稱損軒、又改益軒、筑前人、世臣福岡侯、黑田氏父利貞、號寬齋、

母緒方氏、以寬永七年、生先生于福岡城中、〇中略明暦丁酉、奉侯命遊京師、從松永尺五、山崎闇齋、木下順菴諸公而學焉、日夜刻苦凡三年、侯喜其力學、賜以時服、且加俸祿、寬文乙巳著易學提要讀書循序、初先生頗喜陸王之學、及讀學部通辨、質諸尚書論語、而深悟其非、盡棄舊學、敦崇洛閩之學、

〔大疑錄上〕春臺先生讀損軒先生大疑錄

筑前貝原損軒先生、博學洽聞、海內無比、生平所著書、已刊行者凡數十部、皆有益於斯世、其未刊行者猶有數十部云、蓋先生少學程朱之道、以篤實之性、竭力專精、至老弗怠、其所造寧淺乎哉、及晩年忽疑二氏之言、有異於先聖之道、反復思之、不得其解、卒成大疑、所錄且二萬言、分爲二卷、名曰大疑錄、先生謙恭、未敢示人、由美子善少逮事先生、幸得見之、因寫而藏之、及子善之再遊東都也、予與之有舊、子善嘗見我徂來先生而問古文辭焉、徂來亦善視之、今徂來亡矣、子善視吾二三兄弟有加於往日、則猶以徂來故也、於是予就子善而求一見大疑錄、三請乃見許、予而後得借而讀之、始知損軒先生信程朱之道如斯其篤、而疑之如斯其大、先生所疑者、自周茂叔著太極圖說、以太極本無極主靜立人極、二程朱氏繼作、盛唱理氣心性之說、其言曰性卽理也、曰有天地之性、有氣質之性、曰理氣二物、曰身有死生、性無死生、曰一陰一陽非道、所以一陰一陽者是道、曰明德虛靈不昧、曰天理冲漠無朕、且教人靜坐、此皆老佛之道、非我聖人之道也、又茂叔所云無極而太極、伊川所謂體用一源、顯微無間者、並釋氏之言、二子取之以發明易道、非當行也、諸如此類、皆古聖人所弗言、而宋儒言之、此損軒所以大疑之也、夫損軒以宋儒之徒而能疑宋儒、誠奇士也、然特疑之而已、未能排之、且其所論辨猶在宋儒範圍之中、推尊孟子以配孔子如故、則未能及洙泗之流也、〇中略予觀損軒先生、其學不可及也、至排宋儒、予無畏於先生云、

〔學制彙集乾〕藝州廣島學館

教授局規條〇中略

本藩學館、學爲程朱之學、去歲乙巳抄冬、有司傳命、益遵奉之、不得雜用異學、不知學者、乃以統一于一、爲固以雜用異學爲博、實是陋儒之見、不達於出政之道者爾、夫學無所統一、則雖有風勸養勵之勢、徒使學者貿々焉、東奔西走、安得見其能達材成德之効耶、故學統一于一、不雜用異學、而後人各得其歸矣、是德意之所注也、孰不感戴乎、合志戮力、以宣布德意、文學之任也、蓋子弟習慣成性、不啻係一家之禍福、乃理敎之醇疵從之、授書講學之微、當謹於其初也、○中略

天明六年歲在丙午春正月

敎授臣　賴惟完選

〔憲敎類典四ノ八聖堂〕寛政二庚戌年五月廿四日

松平越中守殿御渡

林大學頭江

朱學之儀は、慶長以來、御代々御信用之御事ニ而、已ニ其方家、代々右學風維持之事被仰付置候儀ニ候得ば、無油斷正學相勵、門人共取立可申筈ニ候、然ル處、近頃世上種々新規之説をなし、異學流行、風俗を破候類有之、全く正學衰微之故ニ候哉、甚不相濟事ニ而候、其方門人共之內ニも、右體學術純正ならざるも折節は有之樣にも相聞、如何ニ候、此度聖堂御取締嚴重ニ被仰付、柴野彥助、岡田清助も、右御用被仰付候事ニ候得ば、能々此旨申談じ、急度門人共異學相禁之、猶又不限自門、他門ニ申合、正學講究いたし、人才取立候樣相心掛可申候事、

寛政二庚戌年五月廿四日

松平越中守殿御渡

柴野彥助

岡田清助○中略

右之通、林大學頭江相達候間、得其意可被談候、

五月

寛政二庚戌年五月

示諭

御當家開國之初、宋學御取立被成、積而聖堂御建立有之候儀、全く風俗正敷相成、人才致成就候樣ニとの御算意に有之候、然ル處近來種々之新規之學流起行、我等門人にも、右體之學致候者有之候樣に相聞、此度蒙御察度候段、於我等も恐入、失面目候仕合に候、此後は門下一統正學致、正精人柄相慎候樣、急度相心得可申儀と存候、修行方之儀追々可申聞候、

戌五月　　林大學頭

〔日本敎育史資料十九儒員小傳〕柴邦彥

柴栗山、名邦彥、字彥輔、讃岐高松人、少而東游、學于林門、英邁不群、耽思經籍、旁善詩文、學成仕阿波、爲儒臣、歲祿四百石、住京師、倡宋學、以儒雅風流聞、與西依成齋、赤松滄洲、皆川淇園等、結交相歡、天明八年、栗山年五十三、被大府召、赴江都、爲昌平學敎官、命與林祭酒、岡田寒泉共修學政、立五科目以造士、享保中、物徂徠排斥宋學、立復古學、而來七十年、所主張其說者、踵迹而興、是時有伊東藍田、市川鶴鳴、冢田大峯、古屋昔陽、戶崎淡園、豐島豐洲等、亦皆崇尙徂徠者、而下帷授徒、都下書生、薰染其敎久矣、故每示諭下、都下傳聞、誣謗百出、皆歸咎於栗山、甚則入室執戈、備中有西山拙齋者、學崇程朱、以闢異術道爲任、寄栗山書懇勸、以此爲言、赤穗赤松滄洲則寄書、以學主程朱爲偏、大府之學不可如此、栗山不答、拙齋爲著書辨之、名曰論學書、栗山世間謗議、一切不問、唯以修學政爲務、國學規模一新、都下學風亦從而變、稍々知擠程朱者、栗山等力居多、

〔先哲叢談續編十一〕片北海、名猷、字孝秩、號北海、通稱忠藏、片山氏、自修爲片、越後人、

栗山東下後、將薦北海爲一侯家儒員、雖然天明末料理學政講經之科條、一遵朱子、不得言其他、恐北

海之不從其所告、竊書以告、故請姑如時令、講經用四書五經大全等耳、北海感謝其意、不忍廢棄舊學、作詩辭之、其詩云北海飯生廿逸民、年豐時泰不憂貧、江湖風月十分富、莫是虛名累老身、其一莫是虛名累老身、研田耕耨逐年新、華門縱有侯門聘、不染青黃清路塵、其二不染青黃清路塵、勞心何似養心眞、熊魚兼得元難作、北海飯生廿逸民、其三

〔隨意錄 一〕寬政庚戌夏、有官命林祭酒之書、稱朱學爲正學、謂他學爲異學、於此時乎、天下學者、其非宋學者、瞿然變色、俄誦四書小學近思錄者、以更其學風之徒亦多有焉、嗚呼此輩之於學也、元來其立志其何如哉、予爲深羞之、

〔日本敎育史資料 十八 舊加賀藩〕一他之儒家へ參り稽古いたし候義無用之事　世上に儒業を以門人を敎る者、其の內には、全く程朱之學を奉じ候にても無之、學術不正者も有之哉に候、生徒之面々、是等之門江立寄、稽古有之義、甚以不可然候、別而幼少之人々、學校會讀書下讀等有之、學校へ出候ては、各其口授を以、相互に論じ合候樣之族にて、助敎等より是非の判斷いたし候ても、先入爲主候て、聞受之體甚薄く相見へ申候、ケ樣に有之候ては、御敎導の筋相立不申而已ならず、徒に高慢不遜之風義相募り、追々讀書之功によりて、却而萬事之害に相成候事、其例不少候、所謂賊夫人之子と申ものに御座候、依而指留可申候、

張紙、異學を唱候者へ立寄候義は禁じ可申、概して他儒へ參候は、無用仕候義は不可然奉存候、

〔日本敎育史資料 十二 舊山口藩〕桐園今津先生碑文

嘉永初、國學再建、大與學政、命郡縣之學、皆主洛閩、於是先生改舊學、增損學規、而一從國制學閩鄉朱學之行、防於此矣、○下略

〔先哲叢談 八〕井通熙、字叔、小字嘉膳、號蘭臺、又號圖南、姓井上、脩爲井氏、江戶人、仕備前侯、蘭臺不信伊洛學、嘗作讀鳩巢室先生文、非駁其固守朱說、且擧國家不必依宋儒之證曰、通熙竊以爲、

先朝所行、而後主必行者、漢武好公羊、宣帝不當立穀梁、其所遇之時異也、國初、官板諸書、亦皆非宋儒所著也、豈爲盡取程朱之說哉、文敏公〇林羅山嘗侍經筵、進講論語厩焚章、神祖曰、讀不爲否如何、曰臣謂可問人、亦可不問馬乎、曰然非朱熹之解也、臣愚以爲、若云國厩則可問馬也、是孔子之私厩也、則重人賤畜、其義當然矣、讀不爲否者、固非朱註之意也、對問之語、載在本集、當時經筵不盡依朱註亦可見矣、享保中、講官物先生奉朝命校古註疏、室先生亦與焉、編成進呈、悉以鏤梓、頒布天下、七經孟子考文是也、伏惟、朝廷之德意、先後各有所立、不必相因也、然則諸家之學、義雖相反、猶並置之、豈可偏絕哉、

〔間合早學問上〕學問宗派

山崎派とは、山崎嘉右衛門といふ人の學門なり、敬義(もりよし)とも、闇齋先生ともいふ、もつはら朱子學をたつとびて、人ををしへみちびきたるなり、此翁後には神道を學びて、名を垂加と改む、是より垂加派の神道といふこと弘まれり、此翁初は禪家の僧にてありしと聞傳ふ、佛道を歷て、儒道をわたり、神道に入て終られしとぞ、此翁に數年をかさば、段々諸道にわたるべきを、わづか三道にて終りしは、のこるうらみなるべし、此派にては、詩作ることを甚いやしめにくむとなり、古への程子朱子は詩作らざりしにや、

〔文會雜記二上〕一君修云、朱子文集ヲミレバ、朱子ノ人柄知ルヽ也、今云朱子ノ窮屈ナル樣成ル人トハミヘズ、今ハ學問スル人ノ、朱子流ノ人柄ノ偏屈ナルハ、大カタ山崎闇齋ヨリ始レルナルベシ、山崎ハ氣違ノ樣成人也ト云傳ヘタリ、又三宅丹治尙齋ト云人、コレハ人物ヨカリキト君修評也、

〔先哲叢談三〕山崎嘉、字敬義、小字嘉右衛門、號闇齋、又號垂加、平安人、闇齋、父名某、小字淸兵衛、臣木下侯、後致仕、業醫于京師、號淨因、母佐久間氏、有娠祈比叡山神、一夜夢拜神時、老翁携梅花一枝來、納左袖、遂生男、卽闇齋也、闇齋幼桀驁不可制、父爲托諸妙心寺、鬍髮名絕藏主、乃一意修禪、無懈怠、然性行猶不悛、嘗與倫輩論議、闇齋詞理塞、卽其夜竊就彼寢火紙幃、或讀佛

典、深夜忽拍案放聲大笑、衆起怪問、曰笑釋迦虛誕、其豪邁不羈、皆此類也、衆議欲逐之、當是時、土佐公子某居妙心寺、公子聰明有藻鑑、歎曰、此兒神姿非常、後當有爲、乃遣之學于土佐吸江寺、時土佐有鴻儒小倉三省、野中兼山、共見闇齋、亦深器之、而惜其陷異端、示之四子及程朱書、則大悅、遂蓄髮歸於儒、時年二十五、○中略

嘗問群弟子曰、方今彼邦以孔子爲大將、孟子爲副將、率騎數萬來攻我邦、則吾黨學孔孟之道者、爲之如何、弟子咸不能答、曰小子不知所爲、願聞其說、曰不幸若逢此厄、則吾黨身被堅、手執銳、與之一戰、擒孔孟以報國恩、此卽孔孟之道也、後弟子見伊藤東涯、告以此言、且曰、如吾闇齋先生可謂通聖人之旨矣、不然安得能明此深義而爲之說乎、東涯微笑曰、子幸不以孔孟之攻我邦爲念、予保其無之、

〔先哲叢談 二〕野中止、字良繼、小字傳右衛門、號兼山、土佐人、世仕國侯、

兼山少時來江戶、得中庸集註讀之、雖未盡了其義、喜非佛說多虛誕之比、乃齋歸、請谷時中（名素有）講之、從是始知有聖人之道、以爲朱仲晦能得其旨、因求朱書于四方、遂歲遣人于長崎、購得舶來書、或鋟刻之以利後學、如山崎闇齋亦出其門下、然而無有著述傳後者、世惜之、

〔先哲叢談 後編 五〕稻葉迂齋、名正義、初名通經、號迂齋、通稱十五郎、後改十左衛門、江戶人、仕于唐津侯、

山崎派諸儒、維持禮法、處人甚嚴、若淺見絅齋、三宅尙齋、嚴排冒他姓、不少假、故入其門、先有冒異姓者、必以歸復本姓、爲學中第一之急務、其立志之確、雖似可貴、蓋於吾邦習俗、殆若不察省時勢之緩急與、世變之處置者、自達士論之、不免其狹隘局量之譏、迂齋初年著再嫁說、養子論、辨駁之、沿從師說、至晚年、大異其趣、不求備於人、婦女再嫁者、士夫出贅者、惡之不至已甚矣、○中略

迂齋至晚年、山崎派諸儒先輩、皆凋落盡、其以直方高足弟子、獨存於世、推奉其學者、無不仰慕、秋月侯長淸、（黑田甲斐守）秋田侯義明、（從四位下、侍從、佐竹右京大夫、）阿波侯重喜、（從四位下、侍從、松平阿波守、）龜田侯隆韶、（岩城河內守）佐貫侯正興、（阿部山城守）岩村田侯正狥、（內藤美濃守）○村松侯直堯、（堀丹後守）大田喜侯正溫、（松平備前守）土浦侯篤直、（土屋能登守）長嶋侯正

孝、（甘山馬守）對新發田侯直範（溝口主膳正）等、親造迂齋家、執弟子禮、就中館林侯武雅（松平肥前守）尤信其道、封境政刑、盡待迂齋可否而行焉、又其君唐津侯、遇以賓師禮、其每歸城、必遣近習一人告之期、而後發焉、又召之邸、必賜輿迎送之、極致慇懃、蓋近世以儒仕于侯國者、優遇恩禮、前後所未曾有也、其德義可以想視矣、○（中略）

迂齋嘗以其師說著一書、辨駁伊藤堀河、名曰初學蕘蕪辨、又憂物赤城以修辭鼓扇後進、欲著論而掊擊之、一見唐崎彥明著辨道斷論、誹詆斥議、無復遺蘊、終以閣筆、

〔先哲叢談（續編）六〕若林寬齋名進居、號寬齋、初號強齋、通稱新七、平安人、

寬齋常以實踐躬行爲務、不欲留志於文藻、故無所述作、蓋崇奉山崎氏學者、皆不能刻苦文藻巧於詞藝者、動輒以寬齋爲口實、以謂我儒教不在於詞章之上、以飾其不文、只以談性理心法爲主、不能博究群籍、參綜衆說、徒守一先生言、故勢不得不寡聞狹見、然每人悍然自高、以道學者流居、未能通解程朱之旨、其所講習、不過科場勸監受試之用矣、夫程朱學豈若今人一章一句、必守遺說、要不違背其教、而後爲奉其學乎、周密癸辛雜識云、道學之名、起於元祐、盛於淳熙、其徒作文者則目爲玩物喪志、留心政事者則目爲希世俗吏、其所讀者止四書章句集注、近思錄、小學、太極圖說、東西銘、語錄之類、自詭其學爲正心修身齊家治國平天下、全在於此、考其所行則言行不相顧、此弊習在宋季既如斯、夫朱子之繼往聖啓來學、擯管商之功利、排老佛之空妙、辨論漢唐諸家之文勝質之陋習、駁正陸陳二家之非似是之謬誤、唯其如此而已、寬齋雖一時之豪傑、其末流之風、實如周密之所記、不欲留志於文藻之弊、不可勝言、故積習之所及、褒同貶異、殊爲門戶之見、椎魯不學之人、竄跡其中、狀類有德者、盜一時之名、至使世侯伯不欲親近儒生者、正爲是等也、

山崎氏學多出於佐藤直方、淺見絅齋、三宅尙齋三家、絅齋門人寬齋、暨山本復齋（名信義、攝津人）、西依成齋（名周行、肥後人）、謂之淺見三傑、其他無甚聞于世者、寬齋雖未至半白而沒、三傑中、魁也云、

〔道學讀書要覽〕默齋先生（稻葉）○示課會暮來之士文

小學ヲ本トス、（家禮ヲ吟味スベシ）此間ニ近思錄、四書、此三部ノ書ニテ濟ムコト也、（書ハ何ニテモ、傳ヘ讀ムベシ、要約ヲ此三部ノ書ニ歸スベシ、此三部ノ書ノ羽翼ニ天下ノ群書ヲナスベシ、）此間ニ鞭策錄、排釋錄、鬼神集說ノ講釋スベシ、會讀ハ朱子書節要、朱子訓門人ヲ熟復シ、（語類、文集、二程全書、周張全書ノコラズ吟味スベシ、）此ヨリ五經ニカヽルコト也、易本義、（啓蒙ト、朱易衍義ヲ讀ミ、程傳ハアトヨリ看ベシ、）詩經集傳、書經集傳、（集傳ニテ大概スム、末書モ看ベシ、末書ヲ專信スベカラズ、）禮ハ經傳通解ニテ吟味スベシ、續儀禮經傳通解、當時倭本ニナシ、此ニテ冠昏喪祭スム、（我々式ノ入用ハ家禮ニテスムコトナリ、此ハ皆ニ小學ト並テ吟味スル、）禮記、周禮、儀禮、素讀スベシ、春秋ハ（左傳ノ素讀シテ、道理ハ胡氏傳ニテ求ムベシ、）通鑑綱目ニテ埒ヲ明クベシ、此處ニテ靖獻遺言講究スベシ、（遺言講義綱齋ノ自著話リ、又門人筆記アリ、）常ニ文會筆錄ヲ側ヲ離サズ看ルベシ、此レ闇齋ノ學問ノ案內手引ナリ、伊洛淵源錄ヲ熟覽シ、諸先生幷ニ程門諸子ヨリ朱門ニ至ルマデノ諸人ヲ、言行風采直キニ面見スルニ均シク觀ルベシ、朱子行狀ハ別ニ講釋スベシ、（淺見筆記アリ）闇齋以下諸先達ノ言行詳ニ知ルヘシ、（垂加神、同文集、鑑藏錄、三編、尙齋語錄、若林語錄、擔當雜志、默識錄、ソノ外尙齋諸筆記、迂齋學話、先達遺事等ノ書ヲ見レバ、諸先輩ノ言行風采ミヘルナリ、語錄ヲ假名筆記ト輕ズル人ハ吾黨ノ學脈ヲ知ラズ、）精微ノ書ハ、玉講附錄、仁說問答、通書解、中庸集略、大中或問、論孟精義、或問性論、明備錄、中和集說、大學啓蒙、小學蒙養集、以上ノ書ハ熟玩通融シテ、究覺ノ業タリ、周書抄略、程張朱書抄略、三子傳心錄、一意趣アリ、（延平答問、讀書錄、自省錄、得益ノ趣アリ、可レ求、）異學ノ辨ハ、大家商量集、王學辨集、（仁齋ノコトハ、淺見子大學弁孔子遺書辨、佐藤子送二浮屠道香一序ニテ辨ジ、徂徠ノコトハ、唐崎彦明物學辨評、豐氏ノ非徂徠學明白ナリ、）神學ハ排スルヲ用ズ、又受用信服スルニモ及バズ、以上ノ書ヲ熟讀自得スル上ハ、自胸中了然トシテ疑ナカルベシ、祭祀來格說、靜坐集說尤思ヒヲ致スベシ、此ヨリシテ感興詩、楚辭集註辨證、（皇極經世書、擊壤集、）洪範全書、朱子社倉法、（附錄）名臣言行錄、（續別外ノ三集ハ、和本ニナシ、唐本、韓本アリ、）更ニ龜山集、上謝語錄、胡子知言、南軒集ニ至ルマデ涉ルコトナリ、以上ノ書ハ、吾黨ニテハ領會セザレバ云訣ノ立ザル程ノ書ナレドモ、近來吾黨ノ學者、稍力アル人モ、右ニ舉ル小冊物ハ、名目ヲサヘロク〳〵知ザル者アリ、怪シムベキコトナリ、我邦ノ歷代ハ、水府日本史

甚ダ希ナレバ、得ガタケレドモ、此ヲ以テ定論トスベシ、扨如此ノ旨趣基本旣ト立テバ、此ヨリシテ、天下ニアラユル書、古今ノ子史百家、和漢ノ小說ニ至ルマデ、餘力次第ニ電覽シ、地理ハ大明一統志、人姓ハ萬姓統譜、事物ハ三才圖會ト云如ク、カヽル要切ナラザル書ニ及ブトモ、我ニ定見アリテ見レバ、皆要約ノ所アリテ、皆小學近思四子五經ノ羽翼ニ歸スルコトニテ、眞ニ爲己ノ學ナリ、否ラザレバ、俗儒ノ爲ザヲ免レザルナリ、

〔安齋隨筆前編十一〕一排斥宋儒　山鹿甚五左衛門義矩、甲州流の軍術者也、聖敎要錄を著して、宋儒を排斥せり、其後荻生總右衛門茂卿も、宋儒を排斥せり、山鹿は先にて、荻生は後なり、(荻生徂徠、伊藤仁齋、兩家、ともに古學と號す、宋儒の說を用ず、荻生は孟子を用ず、伊藤は孟子を用ゆ、)

〔先哲叢談後編二〕山鹿素行、名高祐、一名義矩、字子敬、號因山、又號素行子、通稱甚五左衛門、陸奧人、世人稱素行者、皆視以兵家者流、徒知長於韜鈐、未知精於經術、余嘗讀其所著聖敎要錄、武敎要錄、四書句讀等、持論立說、雖盡不醇、能抒其所獨得、未嘗剿竊先修之說、專門經義、旣在當時別構一格矣、伊藤堀河物赤城輩、以一家學風靡海內、素雖氣運之使然、其嚆矢之任、不得不讓諸於素行矣、

〔聖敎要錄〕聖人杳遠、微言漸隱、漢唐宋明之學者誣世也、累惑中華旣然、况本朝乎、先生(山鹿素行)勃興二千載之後、埀敎於本朝、崇周公孔子之道、初擧聖學之綱領、身也、家也、國也、天下也、于文于武、其敎學聞而無不通、爲而無不効、先生之在於今世、殆時政之化乎、唯言可以遺之、如其澤不及於人物是天也、門人等輯其說爲篇、謁先生請曰、此書可以秘、可以崇、不可廣示於人、且排斥漢唐宋明之諸儒、是違天下之學者見者、歔唏乎、先生曰、噫小子不足謀、夫道者天下之道也、不可懷而藏之、可令充於天下行於萬世、一夫亦因此書起其志、則贊化育也、君子有殺身以成仁、何秘吾言乎、且說道而謬人者、天下之大罪也、漢唐之訓詁、宋明之理學、各利口饒舌、而欲辨惑惑愈深、令聖人坐於塗炭、最可畏也、聖經粲然于世、不可勞多言、吾又乏博識、薄文辭、其註解於聖言、辨析諸儒、豈惟志乎、不然乃學者之行染、竟不可新也、

後世可畏、吾何敢無過乎、吾言一出、天下之人可以告、可以毀、可以辨、得其告其毀其辨、而改其過、道之大幸也、遂家貽羞、黔黷易厭、皆知己不知彼、不詳致之蔽也、予者師周公孔子、不師漢唐宋明之諸儒、志聖教而不志異端、行專日用不事洒落、知之至也欲無不通、行之篤也、欲無不力、然猶敏於口而訥於行、是吾憂也、聖人之道者、非一人之所私、如可施於一人而不可擴天下、則非道、必示之於天下、待後之君子、惟吾志也、門人等謹奉其頁錄梓以行於世、其君臣父子夫婦昆弟朋友之交際、修身聖學之要論、及或問詳載先生之語類、

寛文乙巳季冬十日　　山鹿先生門人等謹題

〔先哲叢談後編二〕山鹿素行

素行始講宋學、左祖程朱、年四十後有疑於理氣心性之說、以先是所著經解數種悉燒之、寛文六年春著聖教要錄三卷、刊行于世、非斥程朱、辨駁排詆、無所忌憚、其意蓋在諷刺於奉崇宋學者、當時之人、自王侯貴族至士庶、尊信程朱者極衆矣、遂以斯獲罪、被幽於播州赤穗矣、

〔間合早學問上〕學問宗派

伊藤派とは、伊藤元佐といふ人の學問なり、維楨とも、仁齋先生ともいふ、此方にて、始て朱子を非りたる教なり、いかなるゆゑにや、されども孟子までは及ぼさゞりしなり、論語古義孟子古義、大學定本、中庸發揮、語孟字義等の書をあらはせり、

〔言志晚錄〕別存錄三快烈公(林衡)遺言遺事及余少壯履歷、

門人有好攻漢唐之說者、公曰、濂洛復古、與漢唐殊異、然漢唐註疏、京兆博士家傳已久矣、今不必繳、但惺窩之學、神祖特崇信之、爲臣子者所宜依遵、漢唐舊說姑存之可也、

〔惺窩文集三寄林手簡〕又三郎〇林

公羊傳六冊遺之、此疏等一覽、而後宋儒之高明、誠吾道之日月也、漢唐訓詁之儒、僅釋一二句費百

千万言、然淺近如此如何、然亦名物度數不可不一校者歟、思之、此疏公羊之語下之疏、何休注下之疏、錯雜混淆、行無高低、字無細大、見者費眼力乎如何、今傳注分高低解疏兩行細字而瞭々乎、如何、

甘夏初五

〔先哲叢談 三〕木下貞幹、字直夫、小字平之允、號錦里、又號順庵、私諡恭靖、平安人、

物徂徠曰、錦里先生者出、而博桑之詩皆唐矣、服南郭曰、錦里先生、實為文運之嚆矢、雖其詩不甚工、首唱唐、又聞、先生恒言、非熟讀十三經注疏、則不可謂通經矣、由此觀之、所謂古學亦先生為之開祖、

〔古學先生文集 六 雜著〕讀予舊稿

予素不能文、又不多作、倘有所欲言、則排布字句、以發其意爾、非要著作、頃男長胤輯予舊作、予讀之慨然矣、某々總若干篇、皆三十來歲所作、大極論二十六七歲時所著、性善論在其後、心學原論又在其後、俱二十八九歲時作、其他作、皆在三十六七歲以內、其後艸定語孟字義、及中庸發揮等、日々聚徒辨難講議、不暇操觚、爾後又喪考妣、被鬱攸鬱々度日、不作文者殆十四五年所矣、故前後異見殆天淵矣、予自十六七歲、深好宋儒之學、尊信近思錄、性理大全等書、手之口之、目熟心惟、晝夜不輟、廓然曉通、略有所得、於是著前三論、自以為無根於宋諸老先生、其後三十七八歲、始覺明鏡止水之旨非是、漸々類推、要之實理、疑隙百出、而及讀語孟二書、明白端的、殆若逢舊相識矣、心中歡喜、不可言喩焉、顧視舊學、若將誤一生、噫深恐後來或不知予學問之次第前後之異同、錯以舊作諸篇、為予定論、故書此以著其梗概、且為見者之監戒云、時元祿辛未之歲也、

〔九經談 一〕總論

我邦唱古學者、以伊藤仁齋先生為祖師矣、先生負英邁之資、抱卓絕之智、於天下滔々淪胥濂洛之中、特起麾之、海内靡然、關左唱古學者、其實興起於先生之風、而先生為之嚆矢也、且其行義確苦、不恥古之賢士、朱舜水稱言、學問文章、貴國翹楚、（舜水文集）蓋非虛稱也、唯其學半出于吳廷翰吉齋漫錄、所見不博、

不長考證、疑大學、斥中庸、卑視詩書易、而特尊論語、遂言、三代聖人、與孔夫子其道不同、是背於論語述而不作、中庸仲尼祖述堯舜憲章文武、則其學多不可信者矣、其子東涯先生、博雅多識、當時無比、其所著作皆有用之書也、經義辨駁宋學、十得七八、唯其推衍家學者、多不醇正、然要之、學問之博、著述之富、爲我邦儒先之第一矣、

〔古學先生文集〕首先府君古學先生行狀　子長胤謹撰

先君子諱維楨、字源佐、初名維貞、字源吉、幼名源七、姓伊藤氏、其先世住泉州堺津、○中略祖了慶府君、諱長之、妣榎本氏、空心居士直治之女、久保氏、大原人某之女、府君本姓長澤氏、居于攝州尼崎、養于曾祖君之家、遂冐伊藤氏、元龜天正間、攝泉二州之間大亂、閭里弗靖、遂遷京師、住近衞南堀河東街、廢著作家、考了室府君、諱長勝、字七右衞門、妣壽玄孺人、里村氏、法眼玄仲之女也、有男三人、先君子其長子也、寬永四年丁卯秋七月二十日甲申午刻、先生生于堀河宅、幼而深沈不競、有異常兒、甫十一歲、就師習句讀、初授大學、讀治國平天下章、謂今世亦有知如許事者邪、既而稍屬詩、出語不凡、衆共嘆異、逮十九歲、從先考遊琵琶湖、賦詩云、古來云此水、一夜作平湖、俗說尤難信、世傳詎亦迂、百川流不已、萬谷滿相扶、天下滔々者、應憐異斂趨、○中略時購李延平答問讀之、熟復不釋、紙爲爛敗、自是覃心于伊洛之學、專讀性理大全、朱子語類等書、日夕研磨、詣其精奧、作無極吟云、本末曾生豈又死、悠々蓋壤共吾身、有人若問斯心妙、無極一圖是箇眞、時著心學原論、大極論、性善論、皆在二十八九歲間、其所居自揭誠修二字以自警、俄而罹羸疾、驚悸弗事者殆十年、所俯首傍几、不出門庭、左近里人、多不識面、其所與語者井上養白一人而已、時儒學未盛、其學焉者專以詞賦記誦爲務、而講道學者稀、故親舊知識多勸爲醫、易售、催督甚苛、先生耳若不聞、千辛萬苦、始得如志、附宅於仲弟、僦居松下巷、讀書閒求之于佛老之敎、嘗修白骨觀法、久之而覺山川城郭悉現空想、既而悟其非是、而醇如也、寬文壬寅○二年京師地震、遂還家、先是有疑於宋儒性理之說、乖孔孟之學、參伍出入、沈吟有年、至是恍然自得、略就條貫、乃謂大學之書

非孔氏之遺書、及明鏡止水、冲漠無朕、體用理氣等說、皆佛老之緒餘、而非聖人之旨、始開門戶、接延生徒、來者輻湊、戶屨常滿、信者以爲間世偉人、疑者以爲陸王餘說、先生處乎其間、是非毀譽、恬而不問、專以繼往開來自任、時年三十六、始艸定論孟古義、及中庸發揮、又設同志會、掛夫子像于北壁、鞠躬致拜、退講說經書、相規過失、又倣許氏月旦評、品第人物、倡勵生徒、〇中略其學專以論語爲主、而孟子次之、以爲論語言敎、而道在其中、孟子言道、而敎在其中、其著古義、論語每卷首、安最上至極宇宙第一八字、以致崇重之意、門生或言其甚駭聽聞、後乃削去、嘗言、論語孟子爲本經、詩書易春秋爲正經、其餘三禮三傳等爲雜經、總名之曰羣經、而欲爲作總序、天和癸亥、稻葉石見侯正休、巡察到京、爲著語孟字義、旣而因長澤純平之請、著大學定本、專據古本之敍、稍加刊定云、格物本非闕也、蓋以八者各得其序爲格物、訓格爲正、以本文所謂誠意者特擧一項爲證、其述中庸發揮、以喜怒哀樂等四十七字、本古樂經之脫簡、而非中庸之本文、其論鬼神已下、亦非本書、故斷自此章已下、定爲下篇、以其辨正甚多名曰發揮、

〔孟子古義序〕七篇之書、論田法學制者、乃孟子之主意、而性善四端等說、則明其所以行之之本在乎我、本不得已之說也、故論四端、說其效乃曰、苟能充之、足以保四海、論良知良能、說其效乃曰、無他達之天下也、見滕文公道性善乃曰、猶可以爲善國、其意不亦彰然矣乎、而其書之著于世甚晚、漢之諸儒、視以爲鄒衍荀况之類、列之者流、始而見知於楊雄氏、繼而見知於韓愈氏、然未免王充温公李覯之駁、及程朱氏興、表章而推尊之、配之論語、其見亦卓矣、然解仁以爲心之德愛之理、性爲卽理也、則將以翼之、適以病之、無有乎爾則亦無有乎爾者、將何所望耶、自此而後、世之學者、謂孟子之書論心論性、說良知良能諸章其蘊奧之所在、而告齊梁之君者、不過講制度文爲焉耳、豈不輕重失序之甚乎、先君子旣釋論語、并及此書、共名以古義、欲其斥後世虛遠之旨、而直溯乎古之義也、蓋謂孟子者論語之義疏也、欲讀論語不可不由此書焉、何哉、夫子之所祖述者在堯舜、而孟子之所願學者則在夫子、故此書之旨或約而言之、或詳而說之、皆陳王道、崇仁義、莫非所以明堯舜孔子之道、配之論語、以爲二書爲是故也、予故

謂、不有夫子則堯舜之道不尊、不有孟子則夫子之道不明、是爲孟子古義序云、

享保五年庚子八月朔旦　伊藤長胤謹叙

〔先哲叢談四〕伊藤長胤

東涯門人高養浩者、叛師奉宋儒、著時學鍼焫、中紀東涯之學行、頗爲詳悉、乃撮錄于左、客曰、敢問東涯先生之爲人如何、曰、溫厚之長者也、博識給聞不滅徂徠、惜哉性過謙讓、而智乏施設、學包衆美、而才短敎誨、是以有問則答之、答亦不精詳、不問則不示之、不示亦非有吝、然其於父師之說也、補苴罅漏、張皇幽渺、筆削改竄可謂有大勳勞矣、童子問、語孟字義之二書、既已刊行、論孟古義坏樸略具、而成說未完、先生與門人校讐討論、予亦忝在末席、以今思之、論語一書、章々句々、說修爲者多、故仁齋之旨符合矣、抑至孟子論心性、則窒礙不通者過半矣、故今所刊行孟子古義、其實成于東涯削鐻之手者也、由之言之、則東涯之學識未必無異議於其家說、而孝子仁人豈忍夢寐之發哉、是以當知先生之篤志賢慮非他人之所敢及也、

〔紫芝園漫筆六〕或問仁齋與徂來孰愈、曰仁齋之學不及徂來、徂來之才尤非仁齋所企及也、若識則仁齋實爲之嚆矢、徂來雖超乘而上、所謂青出藍者也、至其所以敎人、則仁齋以君子望於人、徂來以豪傑望於人、是二先生之風不同、猶馬援所稱伯高季良之異也、學二先生者、其得失亦猶是也、

〔先哲叢談四〕伊藤維楨

嘗率門人數輩、徜徉梵刹、見佛卽拜、門人不悅曰、先生恒力辨釋氏之非、而今拜其像者何也、仁齋曰、釋誠與儒異、然而過其地、不禮其主可乎、

〔間合早學問上〕學問宗派

徂徠派とは、荻生總右衞門といふ人の學問也、物茂卿とも、徂徠先生ともいふ、此翁初は朱子を信じて、伊藤派を非りしこと、蘐園隨筆に見えたり、後には朱子を首として、宋儒をことごとく非り、

其わざはひ孟子にをよべり、唐土にては、荀卿が非孟、王充が刺孟、温公の疑孟などありて、孟子を非りし書すくなからず、此方にては、此翁を首とす、此翁もつはら古文辭をとなへ、古學を敎へ導れしなり、辨道、辨名、論語徵等の書をあらはせり、つら〳〵見るに、此翁ほどの豪傑は、いにしへにもたぐひすくなくぞ思はる、

〔九經談 一〕總論

繼仁齋唱古學者、爲物徂來先生、先生負雄驁之才、養跌宕之氣、夙唱李王古文辭、主盟文壇、倜然雄視一世、氣魄牢籠寰區、年五十、始講經義、排宋學、駁仁齋、其學出于楊用脩、虛驕之氣頗相肖似、經義道學固非其所長、欲出新奇以眩耀時目、故其說淺薄無味、其言誇誕近誣、比諸仁齋、行義識見遠不及之、而學問之博、則稍過之、又頗知考證之學、然而其所考證、往々不精、其以安民爲仁、則到夷齊三仁之仁而窮矣、以制作爲聖、則到夫子之聖而窮矣、以明德爲君上之德、則至正考父之明德而窮矣、以義爲非德、則到皐陶謨九德周官六德而窮矣、以仁義爲不倫、則到說卦樂記而窮矣、其以道爲制作者、原于荀卿性惡、而背於皐陶謨天叙天秩矣、其以智仁爲德、以禮義爲道、乃告子仁內義外之說、而孟子所辭而闢之也、故睥睨思孟、意不服之、以性善爲大概之言、以中庸爲爭老子之言、唯恐爲名敎罪人、故陽取其言、然其心則爲不如荀卿矣、是故到其徒太宰德夫、悍然建論排駁孟子、其實則徂來遺毒也、仁齋誤駁諸經、然其所見不到異端、而徂來則奉諸經、然其所見則異端之魁也、雖然通觀其書、百中有一二可取者焉、不可概而廢棄也、譬猶孔雀有毒不掩羽毛文彩矣、猛獸當殪、而骨革則不可廢其用也、且其晚歲傲然不媚權貴、其人實有足多者焉、今之爲鄉原之行者、又烏得企之乎、

太宰德夫、在徂來之徒、稱第一等人、然其見最卑矣、其論古也、惜孟子不爲樂毅、是出于徂來孔子爲管仲之論矣、其論今也、論赤穗諸士爲非義士、是出于徂來言禮義先生之作矣、蓋其師弟學術之陋、在今可想見矣、徂來不自爲此言、而德夫爲之、極類足利直義代尊氏爲諸凶惡矣、古今之事相符有如此者、

唯其人抗直不欲苟容、有眞儒之風焉、亦近世學者所罕也、

〔辨道〕道難知亦難言、爲其大故也、後世儒者、各道所見、皆一端也、夫道先王之道也、思孟而後、降爲儒家者流、乃始與百家爭衡、可謂自小已、觀夫子思作中庸、與老氏抗者也、老氏謂、聖人之道僞矣、故率性之謂道、以明吾道之非僞、是以其言終歸於誠矣、中庸者德行之名也、故曰擇、子思借以明道、而斥老氏之非中庸、後世遂以中庸之道者誤矣、古之時、作者之謂聖、而孔子非作者、故以至誠爲聖人之德、而又有三重之說、主意所在、爲孔子解嘲者可見焉、然誠者聖人之一德、豈足以盡之哉、至於孟子性善、亦子思之流也、杞柳之喩、告子盡之矣、孟子折之者過矣、蓋子思本意、亦謂聖人率人性以立道云爾、非謂人々率性、自然皆合於道也、它木不可爲桮棬、則杞柳之性有桮棬、雖然桮棬豈杞柳之自然乎、惻隱羞惡皆明仁義本於性耳、其實惻隱不足以盡仁、而羞惡有未必義者也、立言一偏、毫釐千里、後世心學胚胎于此、荀子非之者是矣、故思孟者聖門之禦侮也、荀子者子孟之忠臣也、然當是時、去孔子未遠、風流猶存、名物不爽、及乎唐韓愈出、文章大變、自此而後、程朱諸公、雖豪傑之士、而不識古文辭、是以不能讀六經而知之、獨喜中庸孟子易讀也、遂以其與外人爭者言、爲聖人之道本然、又以今文視古文、而昧乎其物、物與名離、而後義理孤行、於是乎、先王孔子教法不可復見矣、近歲伊氏亦豪傑、頗窺其似焉者、然其以孟子解論語、以今文視古文、猶之程朱學耳、加之公然鼓先王孔子之道而二之、黜六經而獨取論語、又未免和語視華言、我讀其所爲古義者、豈古哉、吁嗟先王之道降爲儒家者流、斯有荀孟、則復有朱陸、朱陸不已、復樹一黨、益分益爭、益繁益小、豈不悲哉、不佞藉天寵靈、得王李二家書以讀之、始識有古文辭、於是稍々取六經而讀之、歷年之久、稍々得物與名合矣、物與名合而後訓詁始明、六經可得而言焉、六經其物也、禮記論語其義也、義必屬諸物、而後道定焉、乃舍其物、獨取其義、其不泛濫自肆者幾希、是韓柳程朱以後之失也、予五十之年既過焉、此焉不自力、宛其死矣、則天命其謂何、故暇日輙有所論著、以答天之寵靈、且錄其綱要者數十、以示入門之士者乎爾、

〔辨道〕後世人不識古文辭、故以今言視古言、聖人之道不明、職是之由、且舉其大者言之、易太極、謂聖人作易、有此太極耳、故曰、易有太極、初不以天地言之、窮理研幾、皆贊聖人作易耳、後儒以爲學者事誤矣、天者上天也、性者性質也、貞者不變之謂、訓正而屬諸智者强矣、嘉會者如婚姻賓客之事、合禮猶合樂之合、婚姻賓客之事、所以大合禮也、利物者利用利器類、和義謂和順於義也、謂義之合宜處者非也、不變其守、乃所以幹事、豈智哉、故下文曰、行此四者、故元亨利貞配諸仁義禮智者、傅會之甚矣、繼之者善、如繼天之繼、善者謂善人也、訓流行者失繼字義矣、成之者性、謂人各隨性所近而成務也、凡言德者、有對怨言者、有對財言者、其單言者皆性之德也、不爾據於德、何其荒唐、人心者民心也、如朽索之馭、故曰危、道心者導民心也、其機甚微、故曰微、大學者古大學有養老序齒等禮、是其義也、明德者君德也、左傳諸書可稽焉、明年舉而明之也、非磨而明之之謂也、卽謂養老序齒之事也、人倫明於上、而小民親於下、故曰親民、何必改新民、新民出康誥、革命之事也、大學之敎、豈以之乎、物者禮之善物也、格者來之也、致者使之來至也、非極致之謂也、禮之善物至、而吾之知自然明矣、先王之敎之術爲然、朱子引易窮理、不成字義强矣、陽明訓正、引格君心之非、殊不知格皆有感格意、亦誤矣、敬者、敬天爲本、敬君敬民敬身皆然、豈徒然持敬乎、克己者約身之解是矣、克猶克家之克、不爾克己由己、字義栫犯、凡此類皆失古義之大者也、

六經殘缺、縱其完存、亦古時言也、安能一一得其義弗謬乎、故後之解六經者、皆牽强耳、大氐後儒以一物不識爲恥、殊不知古所謂知者貴知於仁也、孔子未嘗以好知爲敎焉、今之學者、當以識古言爲要、欲識古言、非學古文辭不能也、前漢去孔子時未遠、故解經多傳授之說、至後漢漸失古義、然韓愈未出、文章未變、古言尙有存者、故博讀秦漢至六朝之書、熟讀玩味以求之、庶或得之哉、然吾亦不欲學者因吾言以廢宋儒及諸家之說也、古今邈矣、六經殘缺、要不得不以理推之、以理推之者、宋儒爲之嚆矢焉、祗其理之未精也、是以滯乎理、精之又精之、豈有宋儒及諸家之過哉、且學問之道、貴乎思、方思之時、雖老

佛之言、皆足爲吾助、何况宋儒及諸家之說乎、

享保丁酉秋七月望　物茂卿

〔徂徠集二十三書牘〕與藪震庵附答問

不佞始習程朱之學、而修歐蘇之辭、方其時、意亦謂、先王孔子之道在是矣、是無它、習乎宋文故也、後有感於明人之言、而後知辭有古今焉、知辭有古今、而後取程朱書讀之、稍々知其與先王孔子不合矣、夫然後取秦漢以上書、而求所謂古言者、以推諸六經焉、則六經之旨瞭然如指諸掌矣、是亦無它、習乎古文故也、孔子曰、學而時習之、又曰、性相近也、習相遠也、書曰、習與性成、習之道亦大矣哉、今觀於足下所習、宋學而宋文也、以是其所習而告之以不佞之所見則必不信矣、以非所習也、足下果能不安於今之所就、而欲充其志邪、不佞亦欲足下之由辭始焉、盡棄今之所習、而習乎古文邪、古之道豈遠矣哉、辟如登泰山而小天下也、群山亦培塿耳、豈翅六經之旨哉、荀孟程朱陸王及藤樹仁齋之所爲學、亦皆瞭然如指諸掌矣、不爾徒以世人所尊信而尊信宋人、是從流俗而無特操者也、亦何卑乎、徒以己意而尊信宋人、是儒所謂身處於聖人者也、亦何倨乎、足下若能習古之辭邪、夫然後自求諸六經而自得焉耳、不佞之告於足下者、止其是矣、亦不佞之所由以得焉者也、昔人有以暴背與芹而欲獻諸其君者、意亦類之、不佞始習程朱之學時作蘐園隨筆、是不佞之學未成者也、夫程朱固豪傑之士矣、然吾所願則學孔子也、故亦不欲足下之及于是焉乎爾、惟足下其亮察、不備、

承問二條、不佞本不欲辨之、其意具如答書中云也、然足下之問之、必以此爲切要之事、而使不佞絕乎言議、則足下必謂、簡傲絕物無情之甚矣、是於交際之道有所未盡者、故不得已聊叙述其一二、居敬見于論語、曰居敬而行簡以臨其民、不亦可乎、是南面之事也、窮理見于易說卦傳、曰昔者聖人之作易也、幽贊於神明而生蓍、參天兩地而倚數、觀變於陰陽而立卦、發揮於剛柔而生爻、和順於道德而理於義、窮理盡性、以至於命、是孔子贊古聖人作易之言也、之二者本非爲學之方矣、援而合之、以爲爲學之方、

自朱子始、居敬姑置、請朱子窮理、與大學格物同其義焉、然朱子之意、格訓至、物訓事、則格物二字、豈有窮理之義乎、又如理氣之說、程朱以爲據者、豈非易大傳形而上下之言邪、然大傳又曰、以制器者尙其象、又曰、備物致用、立成器、以爲天下利、莫大乎聖人、又曰、隼者禽也、弓矢者器也、君子藏器於身、待時而動、是器豈氣之謂乎、故居敬、窮理及理氣之說、皆程朱取諸己心而立是言、以爲敎者也、古聖人之敎所無也、大氐世人自幼讀程朱書而習之、所化、尊信程朱、過於古聖人矣、且六經古言艱奧、難可通曉、故喜於程朱書之易讀、且其意謂、程朱大儒也、其解六經宜若無誤矣、故今人止以理之當否辨之、而不復問辭之合否、殊不知理也者無窮者也、天下之事、以理言之、莫有不可言者矣、是諸子百家所由興也、故古聖人能知其必若是、而未嘗敎人以理者、可謂其思深遠矣、且今人辨理之當否者、皆以己心定之、己心所見亦其自幼所習宋學之舊見也、是安得爲準乎、故今之可以爲準者、莫辭若焉、辭有古今、程朱雖豪傑之士、亦不識古言、是其所由而失邪、雖然生今之世、求古之辭、亦甚艱矣哉、夫易簡者乾坤之德也、故成德之人而後易簡可得言已、世人或先以求易簡爲心、是陸王及吾邦藤樹仁齋所以失也、如後世之言、亦各有來歷、如仁齋一元氣、本於漢儒訓太極之言、然漢儒雜老莊之說、而以太極爲混沌一氣、仁齋則不取天地開闢及理氣之說、乃就今日之天地而言一元氣也、故漢儒之所爲元者始也、仁齋之所爲元者大也、是仁齋輩皆以己心而恣言之、夫天下之理至於恣言之、則豈有不可得而言者乎、又如仁齋、欲駁朱子所以然之理、而昧乎所以二字之義也、引先有理之言、以誚朱子、是漢儒混沌一氣之說、朱子所深惡者也、何其寃也、足下復欲種々證引以實仁齋之言、可謂亦失朱子之意已、蓋朱子理氣之說、本由辨老佛之謬而起焉、故語類中謂理氣爲二者、皆主辯老佛、而門人所記、率多謬誤、不可取爲證也、如足下以朱與水爲喩、朱與水本爲二物、豈足以爲理氣之喩乎、仁齋所以解一陰一陽之謂道者、亦不與朱子殊、但仁齋特惡理字耳、要之理氣之說無用之辨也、爭其爲先爲後爲一爲二者、堅白類耳、古聖人所不言、置而不論可也、學問之道、貴乎古焉、不求諸古而枝葉是究、其不惑者鮮矣、猶所謂泰山培塿之

説、惟足下亮察、不備、

〔詩文國字牘〕一經學も同斷に候、經學も文字に候間書籍をすまし候に穩なる處得心參る事本に候新註を嫌ひ、古註を好み候も、新註は後來の付添多く候、古註にも誤有之候得共、古學の面影殘り有之候故に、畢竟書籍のすましぎはに穩なるといふ事得心無之内は、何も角も同事に候、初はまづ訓點をはなれ候樣に可被成候、無點よめ申候事は、穩處得心無之内は、十分に埒明不申物に候、さて無點大抵埒明候上は、註解をはなれ候て、本文計にて濟候樣に被成候事、是今日學問の標準に候、然れ共時代の差別有之候事故、自分の文章漸く古文に入候に從ひ候て、古代の文字すみ申事に候、自分に、古文辭を作り得ず候内は、古代の書は手に入不申物にて候、依之文章を學び不申候ては、經學は入手不申候、但し文章の體と、時代の差別と、是肝要に候、たゞし時代の差別にて、言語も替り、事の制度も替り、風俗もかはり、學問の筋も世間の理屈あいも替り有之事に候、依之六經には濟不申所も有之候、宋儒の新註は、一々明白に埒明候故、皆鑿説に被成候、是等之儀は、足下には未躐等候論に候、只々まづ書籍の濟しに穩處を御得心參り候樣に御勤肝要に候、穩處得心參り候時節に至候得者、是は濟候、こゝはすみ不申候と申事分明に差別分るゝ物に候、此田地に不至内、自心にてこゝは濟候こゝは濟不申候と申事わかれ不申候、左樣の内は、いまだ夢にて候、○中略

正月十五日　　物茂卿

□□□□賢契

〔紫芝園漫筆〕六徂徠先生、見識卓絶、知道甚明、周南以爲鄒魯以後無是人者、非過論也、惟其行不及其所知、殆所謂行不掩者歟、蓋先生之志在進取、故其取人以才、不以德行、二三門生、亦習聞其説、不屑德行、唯文學是講、是以徂徠之門、多跅弛之士、及其成才也、特不過爲文人而已、其效然也、外人既以是譏

先生純亦嘗竊不滿先生、此先生之所以鷄肋視純也、書云、非知之艱、行之惟艱、先生有焉、

〔先哲叢談 六〕物茂卿、名雙松、有所避以字行、荻生氏、小字摠右衞門、號徂徠、又號蘐園、江戶人、仕柳澤侯、

徂徠每自言、熊澤之知、伊藤之行、加之以我之學、則東海始出一聖人、○中略

近世鴻匠、無如徂徠、後之學者、激昂奮勵、竟不能及也、然其瑜瑕得失、則猶未免焉、是以宇士新論語考、石川麟洲辨道解蔽、五井蘭洲非物、中井竹山非徵、服蘇門燃犀錄等、殆中徂徠膏肓、吾祖詰物、亦辨其說道甚誤、此數人謂徂徠之益友可也、佗作書、巧詆以求勝者、不可勝數、要徒滋口業、不足病徂徠、

〔紫芝園漫筆 四〕仁齋者不可及者三焉、學不由師傳一也、不仕二也、有子東涯三也、物先生不有一於此、

〔先哲叢談 一〕林懿

或曰、物徂徠亦出鳳岡門、一日鳳岡過柳澤侯、侯使徂徠伴接、鳳岡謂曰、聞汝近倡異說以駁程朱、駁程朱猶恕之、然其駁程朱者、乃駁思孟之漸也、至駁思孟、則吾決不少假之、徂徠頓首拜謝、

〔近世叢語 二言語〕太宰春臺名純、字德夫、信濃人、○中略乃徂徠歿、其門分而爲二、詩文推服部南郭、經術推春臺、春臺亦以斯文爲己任、繼述徂徠學、而晚年稍有從違、至於詩文則痛斥李王諸侯大夫至草野士、日月益進、

〔聖學問答 序〕自孔子沒、而聖人之道、古今有二大厄、曰秦皇焚書一厄也、宋儒說理二厄也、然秦皇之焚書也、當時天下咸知其非、宋儒之說理也、人不知其非、矧乎書雖焚於秦、猶有匿之者、且道存乎人、是以漢興、人擧書出、而道由是興、易所謂不遠復、無祇悔者也、與自宋儒說理而來、至於今七百年、天下夢々、人不復視仲尼日月之光、而其末流或爲浮屠、或爲天主、或爲鬼神、譬猶陵舄得鬱棲而爲烏足、烏足之根爲蠐螬、其葉爲胡蝶也、變化至是、人復誰知其所自來者哉、邈矣乎、聖人之道也、由是觀之、宋儒之禍道過焚書也、我日本學者、亦入宋儒理窟、而不得出百有餘年、往者有伊藤氏、獨能出理窟、而首鄒魯之道、實爲豪傑、惜其所見狹小、未達先王所以道民之故、是猶未免爲義理之學也、及至徂徠先生、超乘而

上之、以六經爲學、以孔子爲歸、以論語爲規矩準繩、而不取孟子以下、遂能俾先王之道昭晣乎萬世之下、其功豈不大哉、雖然三軍之走非匹夫所能止之、雖勤何益、不如卷而懷之以俟知者也、純少之時、亦嘗一入理窟、心實未安焉、後從徂來先生、聞先生之道、退而熟讀六經論語孝經、皆得其旨、廼知仲尼之可尊可信而自孟子以下非盡孔氏之道也、於是下視宋儒之學、猶飽太牢而後就糟糠、無所下箸也、可厭可惡、莫此爲甚、廼者有客來、投吾間、問以古道、予不得已答以所聞、客悅曰、善哉、願子遂筆之以爲贈、予廼悉次其語、釐爲一編以授之、書以國字者、苟便初學也、此爲序、

享保壬子上元之日　　太宰純書

〔先哲叢談六〕服元喬字子遷、小字小右衛門、號南郭、又號芙蕖館、姓服部、修爲服氏、平安人、

南郭、詩文尤所長、經義蓋其短處、故其言人或不服焉、嘗徂徠歿、門人集議、南郭引禮記正義以辨一事、而皆疑爲杜撰、至再言曉昔得之某篇、猶不信、

〔日本敎育史資料十二舊山口藩〕山縣周南行狀

先考、諱孝孺、字次公、一字小助、生于周之南部、因自號周南、○中略當是時、文化未洽、都下乏書、乃多方尋索士大夫及諸僧院所藏、自佛老醫卜之籍、至稗官野史、借覽殆盡、乃蹶然有官遊之志、年甫十九、良齋君携往東都、謁徂徠先生、是時先生始倡復古學、疑難蜂起、從信之士尙少、獨先考與藤東壁、一意從事斯道、左提右挈羽翼大業、名聲籍々四方、爾後春臺南郭金華諸公、接踵而臻、俊彥星會、大鳴其盛云、先考在東都三年、業成而歸、正德元年、韓使來聘、維舟于赤間關、藩奉敎擯賓、命先考與諸文學倶出接彼學士李東郭洪鏡湖嚴龍湖南泛叟等、筆話唱酬、大觀國光、語見于正德唱和集、間槎畸賞等、諸學士大稱其才不置、馬島雨伯陽、目以海西無雙、三使者見先考諸作嘆曰、不謂南方生才如此也、豈可不一見此人面乎、乃請延見、凡韓客之來、諸侯臣雖大夫亦不得輙見、其使臣蓋殊遇云、○中略明年○享保三年夏侯就國從歸侍左右如東都、是時侯有意興學宮、先考奬順其議、○中略四年遂命儒臣佐源六及先考審議

學宮制、乃據延喜式、考中華歷朝制、參以東都學式、新刱泮宮、興釋菜養老之禮、及學成、命曰明倫館、

〔古今書畫鑑定便覽二近世儒家〕龜井南溟

名魯、字道載、筑前姪濱人、少年ノ時、肥前ノ僧大潮ニ詩ヲ學ブ、後大坂ニ往テ永富獨嘯菴ニ從學ス、物徂徠ノ經說ヲ悅ブ、後福岡侯ノ敎官トナリ、甘棠館ヲ設テ、大ニ徂徠ノ學ヲ唱フ、故アッテ甘棠館廢ス、遂ニ心疾ヲ患フ、文化十一年ニ歿ス、年七十二、

〔雲室隨筆〕塚田多門と申人は、予が鄕人にて、善光寺の產なり、元淨土宗の僧となり、增上寺の學寮に居られしと云、還俗して儒生となられし、始て居を湯島天神切通にトせられしが、予其時尋行たり、古鄕の咄杯いたし歸れり、其時は大峰先生と號、大學國字解、中庸國字解など出されし、後麴町平川天神前通へ移られ、冡注大學、冡注中庸、冡注論語、冡注家語、荀子斷杯數多出されけり、細井甚三郞世話にて、尾州へ被召出、其後は貝坂へ引移られたり、生質心切なる人にて、能書生を世話被致ける、

〔先哲叢談後編七〕井金峩、名立元、字純卿、以字行、號金峩、考槃翁、柳塘閑人、皆別號、井上氏、自修爲井、通稱文平、江戶人、仕于東叡王府、

實曆之末、小倉石鱗洲、著辨道解蔽、駁物徂徠、關西攻擊物氏學者、以鱗洲爲之鼻祖、五井蘭洲非物編、唐崎廣陵講學編、蟹養齋辨復古、中井竹山非論語徵等、自此而出、金峩歲二十四、著辨徵錄五卷、讀學則三卷、駁物氏、其辨論痛快、不遺餘力、深戒剽剟繁碎之弊、昔物門之高足服南郭、山縣周南、江南溟、宇灊水猶在焉、皆謂曰、石生辨道解蔽不足以爲疾、先師、井生辨徵錄、往々起予老生、雖其不服者言、畏憚如此、

〔雨好餘話上〕學風　　仙樓〇奥田元繼、浪華人、

吾邦文學之熾、雖閭巷寒鄕、時聞吾伊占畢之聲、是治敎百世自使然、五六十年前、京師之儒伊藤維楨、

字原佐、號仁齋、其子長胤、字原藏、號東崖、相俱懷俊發之才、研究文義、更作四書周易解、其他童子問、語孟字義、經學文衡等、皆以排宋學爲務、而風靡當時晩進、是好奇馳異之流弊也、厥後東都之儒荻生茂卿、號徂徠者、始讀二李王何四子之文、佶屈强穿、後人難得而句乙者、高自竪標幟、開塾社、稱古文辭、著學則、辨道、辨名、論語徵等書、炫耀世眼、至其敎人、輙曰、文則先秦、詩則開元、必莫讀唐以後書、口唱不輟、其門人服元喬、號南郭、滕煥圖號東野、平玄中號金華、前唱後和、時名轟于都下、遂布海內、然顧其爲文、此句典謨、此字荀莊、此語左氏公穀、篇章字句悉片斷寸斬、古文中最奇異僻怪者、以爲活套之法、譬之如有人得良材者傭大匠使理治之、斤斧無痕、桱是竪、梁是橫、舟車之力相積、而後其爲室屋、則曰、我能辨曲面、識方勢、必姑從我、而專爲攻也、終齟齬枘鑿、繩墨之微悉不合者、雖結構考、未觀抄與神彙至、何工之爲、彼徒有太宰純者、最後善識徂徠之見偏、著詩文論、斥其非、幷關李王二家剽竊爲工、固可謂卓識也、彼所謂童子問、二辨、論語徵等、旣有傳貴邦議、定其道可否邪、嗚呼禮樂之事、四書六經左國班馬、詩文之業、韓柳歐蘇還騷唐明、卽不朽定論、棄此何適、如不佞元繼、亦生千載之下、浴王風之化、得與如公等搢紳先生假兎毫交語一堂之上、咸禮樂餘慶文章所被、何忽諸、然吾非必謂忌古言好宋儒所爲也、唯惜乎、徂徠之徒、課書生口必唱先秦、而其所自爲則不出嘉隆四家、果是一代風尙、豈足深歸邪、彼三王周孔政治之迹、尙猶非載在方策乎、斯古之遺美也、遡洄以從之、庶幾乎不謬所學也、公按此意、別副盛序珍重、仙樓 盛序、議論正大、門戶極平穩、不料蒽嶺口氣中、有此融通正門路、何幸何幸、藤荻二氏之論、能刺其病耳、可謂能辭焉、諸著則前使已齋去、一觸鄙眼、可惡可惡、秋月

〔先哲叢談 七〕字鼎字士新、小字三平、號明霞軒、本姓宇野、裁爲宇氏、平安人、士新、○中略 志厚氣邁、强學越人、將以統漢魏以來諸說、別立一家、而年四十八、志不酬沒、然世皆知其學不必讓仁齋徂徠、

士新、於徂徠、著論語考、痛糾其繆誤、或至謂如是果孔子之罪人也、先王之罪人也、天下之罪人也、他作

辨駁春秋說、作名公四序評彈文章、春臺斥非曰、三平自負其才氣、而別立竟見、以求勝徂徠、其果能勝徂徠則不知也、余恐三平之勝徂徠、適其所以自卑下也、士新駁徂徠者如此、然其實心醉徂徠、是以其沒也、作祭文哭詩褒揚之、杉以成既以爲過稱、士新與書曰、僕稱物子、未敢過其實、庸何病、物子所自負經術也、其文固未及濟南、余亦不謂過之、然經術文章相兼、彼亦有所未及、則不佞所稱何過之有、

〔間合早學問上〕學問宗派

陽明學とは、明の王陽明といふ人の學文なり、もつはら良知良能といふ事を說たり、人々生れつきたる知惠をやしなひそだて、よろづのことをさとりおこなふとなり、

〔今世名家文鈔七〕藤樹先生畫像記　笛浦野田先生（名逸、字子明、丹後田邊人、）

是爲藤樹中江先生之肖像、近江州橫田生之所剡也、世之稱先生者、或稱其溫謹慈祥、或稱其恂々孝悌、至稱爲近江聖人、然其所謂聖人者、特鄉愿之流耳、稱之者愈侈、而其視先生愈陋矣、余嘗讀先生之行實、想見其風采、必也恢奇絕特、有出於尋常尺度之外者焉、是以雖以當時好文諸侯如大洲加藤公、亦不能使展其全才也、公之不用也、適足以見先生恢奇絕特有爲之資矣、先生致仕、歸養其母於近江、遂以終焉、則先生之業湮鬱不見於世也、然而先生之業、自有不可揜者矣、今觀此像、狀貌魁梧、崖然可畏、果恢奇絕特有爲之偉器也、豈世之所謂鄉愿之流哉、先生之學出於王子、而傳之於熊澤氏、王子當朱明之代、擒叛賊、攘群孽、其功雷霆於一代、熊澤氏翊贊備前芳烈公、（池田光政）○端風化、厚國脈、號稱通儒、而獨先生則不見功業顯然之迹焉、故世知其有王子之學、而不知有王子之業、知其有傳熊澤氏之學、而不知其有傳熊澤氏之業、甚矣其惑也、使先生有得王子之學而無得王子之業、則何爲學王子、使先生有傳熊澤氏之學而無傳熊澤氏之業、則何爲傳于熊澤氏、蓋先生之在大洲也、少時能代祖父擒盜、又有賊自隣邑逃來者、邑人追捕、先生令扼渡船要路、果得賊於船中、是王子擒賊之小者、亦其所以極力下種而使熊澤氏收其實也、故王子之業則可證先生之業於前矣、熊澤氏之業則可證先生之業於

後矣、先生之業果可證耶、乃肖像之魁梧、崖然可畏者、可以證其恢奇絶特有爲之實、而吾亦有以自信持論之不誤矣、信矣哉、像之不可以已也、微像先生則鄕愿之流而止耳、雖然像特心之影而已、像何能悉心、後之觀先生者、就此像求先生之心、就先生之心而求先生之業、則先生之眞、於是乎出矣、亦勿稱先生爲侈且陋也夫、

〔先哲叢談〔二〕〕中江原、字惟命、小字與右衞門、號藤樹、又號顧軒、又號嘿軒、近江人、

某州一士人、經過藤樹之故里、欲弔其墳墓、問路農夫、農夫卽舍耒耜、徑趨入屋、更着潔服出、士跟之行、既而至墓所、農夫拜掃甚恭、士心訝之、因問曰、爾于藤樹有何親故而敬禮乃爾、農夫曰、欽仰藤樹先生、豈惟余哉、闔邑皆然、父老每語其子弟曰、吾里父子有禮、兄弟有恩、室無忿疾之聲、而有和煦之色者、職由藤樹先生之遺敎也、此所以無一人不戴其恩也、於是士變容曰、世稱爲近江聖人、吾乃今而知其非虛譽也、卽敬拜其墓、厚謝農夫去、

〔間合早學問〔上〕〕學問宗派

熊澤派とは、熊澤了介といふ人の學問なり、もと中江與右衞門、名は原、號は藤樹先生といふ人の弟子にて、もろこしの陽明學を信仰せしとぞ、集義和書、集義外書等の書をあらはせり、その外書脫論の篇に、男色を好むはくるしからずとゆるされし事見えたり、いかなるいはれかありけん、佛法をいたくにくみしよし、古き人のいひ傳へし、

〔先哲叢談〔六〕〕三輪希賢

後有悟於餘姚致良知之學、講說士大夫間、嘗因直方薦、官厩橋侯、遂致仕而去、以初以朱學進、今不用其說、與侯所求異也、或云、侯信僧祐天、故去、於是歸京、尋之大阪、又來江戶、數年之間、居止不恒、梁蛻巖復井巽菴書曰、示及告寬量小濱公文一首、讀玩再三、足以觀德業之實矣、大抵紈袴子弟、飽膏粱、耽綠肉、未嘗學問、及其馭吏臨民、夢不知務、甚者毒人蠹國、如公可不謂火中蓮乎、雖然微輪氏不得聞道、姚

江之學、其所陶鑄果不誣矣、方今江左儒人、以詞藻名、如南郭金華諸才子姑置是、振鐸四方、大倡聖學、舍斯人其誰也、昔文中子講道河汾、王魏房杜之曹、達材成德、安知佗日東都賢士大夫、明體適用、與寬量公相弟昆者不出輪門乎、吾儕當拭目而俟云々、

〔洗心洞劄記上〕劄記自述

余劄記者、借倣河東讀書錄、寧陵呻吟語、及寒松堂庸言等、每有目之所觸心之所得、筆之以自警、又以助發子弟之憤悱已矣、故子弟爲省轉寫之勞、胥謀上諸梓、藏于家塾、而不公於世、則安得不許之哉、請者曰諾、舍彼梓此、將從命矣、雖然將來若漏出於世、則百毀千謗必此甚乎彼矣、何則先生論學有不協於人情者五焉、一曰太虛、二曰致良知、三曰變化氣質、四曰一死生、五曰去虛僞、夫太虛似釋老、致良知敵朱學、變化氣質客氣勝心者之所難、一死生凡庸怯懦輩之所忌、而虛僞則中人已下、弗无始之妄緣、撓和於其血肉間者鮮矣、故無一不逆其意、欲免於世之惡得乎、百毀千謗此甚乎彼之云以此也、先生宜三思焉、余對曰、誠然誠然、而子等以此五者爲先賢之成語乎、又謂我之創說耶、我之創說則宜有後慮也、先賢之成語、而吾特發揮之焉耳、則又何足患哉、況此非如刮目釋一經之比、是以未嘗有賊經與貽儒先解經之累之罪也、要一家言也已矣、故縱百毀千謗萃於我、亦何避、必有益於我者矣、世之敎我良師友莫過於其百毀千謗、是余望乎人也尙矣、子等決梓之、於是我社之二三子、捐資遂剞諸家塾、不日工竣、因題于簡端、說其所以舍彼梓此之由、而卷分上下二編云、

天保四癸巳夏四月　大鹽後素書于洗心洞無人處

〔洗心洞劄記下〕跋　夫先生嘗志學時、海內儒風乃委靡、非訓詁即文詩、躬行孝悌忠信以導後進者、未之有也、故先生亦陷其窠臼久矣、一旦讀古本大學、而默識神了其誠意致知之旨矣、實與陽明王子相契乎曠世之下異域之外者也、非歟、藤樹、蕃山、執齋三子之後、其緖絕於本邦既百幾十年矣、而先生獨悟焉、則豈非亦繼不傳之學者矣乎、藤樹之德行、蕃山之才學、執齋之篤信、雖皆具王子之一體、然闡明良知

折衷學

之奥、則三子必當遜我先生二三歩矣、何者先生雖向陷世儒之窠臼、然六經四子、及史乘之類、靡不研究、如關閩濂洛諸賢之源委、尤爲淹貫、而後百慮千計、以購姚江諸子之書、上自鏟王黃陳歐鄒、下迄明季淸初之大儒、皆以涉獵講磨、非一朝一夕、故得其微旨奥義、固無論矣、又洞看其瑕瑜病疵之所由在、必深矣夫三子者也歟、山陽賴翁寄先生詩曰、號君當呼小陽明、翁自以史居者也、因知此非諛言矣、故吾曰、仕路之民功勇退之隱操、皆是得于學問之力也、

于時天保乙未夏四月　　門人松浦誠之撰

〔倭板書籍考二儒書〕初學心法　一卷アリ、寛文年中、柳川ノ安東省菴編之、省菴序跋アリ、門人片岡宗純序アリ、門ヲ立、朱子ヲ初メ陸象山王陽明等ノ要語ヲ取リ、初學ニ訓ス、作者ノ心、朱子、陸子、陽明ト、三子ノ學者、派ヲ立ルヲ惡ミ、三子歸一ノ旨ヲ主トスト也、至公無我ノ見地ニ入ラバ、勝心ヲ去リ、朱陸ノ同異是非ヲ云ント云リ、大凡儒教ヲ尊ブ輩、誰カ無我ヲヨシトセザランヤ、孔明ノ教ニ入テ朱學ヲ尊ブハ無我ノ心ナリ、朱子ヲ破シタル陽儒陰佛ノ陽明ヲ非トスルハ是非ノ本心アレバナリ、陽明ノ語ニ、假令朱子ニ同ジキ說アリトテ、何ゾ合一トセンヤ、

〔先哲叢談後編二〕榊原篁洲名玄輔、字希翊、號篁洲、通稱小太郎、後以元輔爲通稱、和泉人、仕于紀侯、篁洲在當時、既不好區別學流、故每講經、用漢魏傳註與宋明疏釋、訓詁則據馬鄭之舊說、義理則依程朱之心性、近時所謂折衷學者、胚胎於此、其博綜之餘、旁通星曆五行風水數術之說云、

〔先哲叢談續編十〕山象山名世璠、字叔瑟、號象山、通稱東造、片山氏、自修爲山、上野人、象山自寄寓遠山氏、生徒漸多、既厭棄修辭之業、專以經義教授、其學雖以古注疏訓導子弟、不敢拘泥之、近時所謂折衷學者、始起于此、井金峨、豐島豐洲、山本北山等、相繼唱和、至今益隆、蓋博究漢宋諸家之書、採其所長、不必作門戶之見、折衷衆說、極致穩當、號曰折衷學、雖使氣運之然、其實象山及金峨爲之先鞭、江戶之學爲之一變、○中略

兼山常讀秦漢以上書、精究極博、經義餘力、傍通子類、以是爲一家言、先是我土未嘗有著眼於是者、今時之人、講習子類者、往々而出、皆以兼山之所考援、爲依據、雖有少異同、莫以加焉、

〔先哲叢談後編七〕井金峨

金峨之學、不偏主一家、取舍訓詁於漢唐之註疏、折衷群言、磅礴義理於宋明之諸家、撰擇穩當、以闡發先聖之遺旨、匡前修之不逮焉、與近世經生膠滯文字、恣意悍言、求異先儒、聯比衆說、務事博雜、誇誣後學者、不同日而語也、寶曆以降、人々知物赤城、太宰紫芝以韓商之學、誤解六經、繞纏聖言之害者、其辨斥攻擊自金峨始焉、關東之學爲之一變、近時所謂折衷家者、若豐島豐洲、古昔陽、山本北山、太田錦城等諸家、皆以經義著稱、其實皆與起於金峨之風焉云、○中略

金峨之學、雖自成一家、其學派元出於堀河伊藤氏、其幼時從西條文學川濟之字魯叔號熊峰者學焉、金峨父觀齋與之善、以其居近、往還日親、使金峨受業焉、濟之山城人、學南紀陰山元質、（字淳夫、號東門、通稱源七、）元質仁齋之門人、博物君子也、故金峨終身不爲公然排擊仁齋之說矣、

〔近世先哲叢談正編下〕太田元貞、字公幹、一字才佐、號錦城、加賀大聖寺人、

錦城、學問淵博、百家之書無所不讀、而尤長於經學、密乎考據、上自先秦古文、下至後世雜書、苟有關經義者、莫不旁引曲暢、審其同異、辨其是非者、雖雅崇宋學、而至其說不合己意者、則糾駁無避、竟自建一家學、又至如老釋之書、占相之說、亦皆粗究其歸趣、四方之士、聞風登門者甚多矣、

〔先哲叢談續編十一〕原狂齋、名公逸、字飛卿、號狂齋、通稱豹藏、淡路人、

寶曆初、井金峨專唱折衷經義於漢宋歷代之衆家之說、排擊物徂徠修古文辭、始知古言之說、其業行于一時、狂齋奉崇其說、能贊成之、繼而和者數家、蘐園赤羽之學爲之寢衰、故堅守舊習者、視金峨狂齋等殆若仇讐、而不能與之爭、妒忌者甚多、○中略

近世江戸建立一家言、稱曰大家者、有必羽翼之弟子矣、山崎闇齋之於佐藤剛齋、三宅尙齋、木順菴之

考證學

於新井白石、室鳩巣、山兼山之於萩大麓、松葵岡等、皆能唱和其業、繼述師說、終身維持遺敎者也、雖其間有少異、不至全背舊師也、金峩早負英邁之資、抱超倫之見、於江戸滔々諭胥蘐社修辭、知古言之學盛時、崛起首唱折衷經義之說、都下靡然、其齡未及六十而沒、才俊弟子不乏其人、狂齋及吉篁墩、龜田鵬齋等尤羽翼之者也、不幸金峩沒後、狂齋無幾而繼沒、有識之士無不爲愛惜之、

〔學制彙集乾〕時習館(○熊本藩)學規(○中略)

諸生之業、嚴立課程、孝經論語一科、詩書易一科、春秋三傳一科、二禮二戴記一科、是爲正業、雖主古義不廢新注、彼此參考、必歸至當、(○下略)

〔日本敎育史資料二舊掛川藩〕學校

沿革要略　舊藩主太田道隆ノ時代、享和二年肥後國益城郡ノ儒者松崎慊堂ヲ聘シ敎授トセシヨリ、學事擴張ス、學派ハ、初メ宋學、年五十ノ頃發明スル所有テ、漢唐注疏ヲ參ヘ、折衷學ト爲ス、

〔古今書畫鑒定便覽二近世儒家〕吉田篁墩

名漢官、字學生、一字學儒、小字坦藏、篁墩ト號ス、其先ハ常陸人、故アリテ中年氏ヲ佐々木ト更ム、後復姓ス、中年ヨリ專ラ古註疏ヲ唱ヘ、始テ考據學ト稱ス、近世清人考證ノ說ヲ奉ズルコトヲヒラク、

〔言志晩錄〕漢儒訓詁之傳、與宋賢心學之傳、地頭不同、況於清人考據一派、眞是漢儒輿儓、隷諸宋賢所爲貶焉、不同、我黨勿墜渠窠臼可、

〔九經談一〕總論

近世清人考據之學行焉、人好獺祭、學問之博過絕前古、然不論義理當否、而唯欲援據之多、書名人名充牣卷帙、而義理之學荒矣、予名之曰書肆學焉、夫四書六經義理之淵藪、考據傳注疏釋之學、義理本也、考據末也、考據之精欲得義理之微也、考據雖博義理舛乖、則亦何用乎、且也考據之學、其所貴精則

在瑣義末理、而聖道之大原、則措而不講、是亦近世學者之弊也、若夫講明經義道學、考證精確、而義理正當、則是謂之儒者之學矣、

〔梧窓漫筆拾遺〕近世清人考證の學、此方へうつりて、凡百の學者、考證を悦ぶ、義理の精妙も、考證の功にて、判然明白なることもありて、學問は考證を要とすることなり、されども、今は考證の學、北野屋鞆埼、山東京傳に下り及べり、今にありて考證考据を爭ふは、可恥の甚しきことなり、學者、孔孟の聖學を學びて、心身を修め、國家を治るの大道を得ることを修行し給ふべきなり、

〔箋註倭名類聚抄 十〕狩谷棭齋墓碣銘　松崎明復撰○中略

翁諱望之、字卿雲、棭齋其號也、○中略翁少時志於律令學、謂不涉唐代諸籍、不能窮其根據、乃採六典、唐律、太平御覽、通典等諸書精研之、遂上遡漢代、又進而修六經、怳然有所發明、其終身崇奉漢學、蓋基於茲、翁嘗與迷庵談經義、迷庵曰何所主、翁曰主漢唐注疏、迷庵曰非也、宜從事於宋儒經解、否則不適于實用、翁退執宋儒傳注、鋭志鑽穴者凡二十餘月、謂兩漢經學最重師法、授受相傳、確有淵源、六代迄唐雖漸失、麗雜、古法尚不至蕩然、至宋儒倨然師心蔑古、究非洙泗之正派也、即往質諸迷庵、縱横辯駁徵據明晰、於是迷庵幡然心折、遂一掃宿習、亦從漢學、

〔古學小傳 三〕狩谷棭齋

源順ガ和名類聚抄ハ、上天地ヨリ、下草木ニ至リ、網羅遺ナシ、當時漢字ヲ知リ、後世古言ヲ證スルモノ、此書ニ及ブハナシ、且ソノ引用ノ書、皆隨唐間ニ傳フル所ノ古書オホク、今ハ彼ニ逸シテ、適此書ニヨリ傳ハレリ、照シ以テ輓近ノ謬誤ヲ訂スベシ、本書善本稀ナレバ、古抄本若干種ヲ比校シ、考證十卷ヲ作レリ、マタ度量權衡考ヲ作リ、本邦制度ノ源流ヲ明ス、最小學ニ詳ナリ、轉注考ヲ作リ、漢學ヲ主張ス、此他、日本靈異記考證、法王帝說證注、古京遺文等ノ編著アリ、

〔弘道館記述義 上〕臣彪謹案、神代尚矣、神武帝以還、十有四世、九百有餘年、其間未有書契、其有之則實

始於應神帝云、當帝之時、三韓稱藩朝貢、阿直岐之來自百濟也、菟道皇子師之習經典、帝特遣使徵賢人於百濟、於是王仁及辰孫王隨使入朝、帝嘉之、以爲皇子之師、（辰孫王續紀）先是百濟貢縫衣女、王仁等之來、又貢冶工卓素、吳服西素、釀酒仁香等、方是時、天下人安、四海肅靜、無有一物不得其所者、自常情而觀之、則尙何外求之爲、獨聖主之心、則不然也、衣食既饒、兵甲既足、而更召織縫釀冶之工於海外、厚生利用之政、於是乎益廣矣、風俗既美、綱紀既張、而更求文獻於異域、正德之敎、於是乎大備矣、苟非光明正大視宇內爲一家者、卽其孰能與此、厥後列聖相承、崇尙儒敎、以培養斯道者、蓋皆本於帝之美意也、

〔弘道館記述義上〕乃若西土唐虞三代之治敎、資以賛皇猷、○中略

於是斯道愈大愈明、而無復尙焉、

臣彪謹案、斯道者、卽天地之大經、而神皇所遵行也、○中略 臣請嘗論其實、王仁之來也、始獻論語、亡幾高麗朝貢、表文無禮、菟道皇子怒詰其使、壞其表文、應神帝愛菟道皇子、立爲太子、時仁德帝賢而長、及應神帝崩、太子避位、相讓者三年、遂殞躬以成其志、其跡蓋過中行、然其美不可沒也、仁德帝、躬儉素、恤民隱、海內庶富、稱爲聖帝、太子之聰明謙讓、帝之慈仁恭儉、雖皆出乎天性、而非藉學問之力、則其效焉能至此、魯論之敎、於是乎可觀矣、厥後自五經博士以至醫卜曆日之學、往來如織、邦家之治、日趨文明、而大臣蘇我入鹿、世竊權柄、罪惡貫盈、天智帝龍潛與中臣鎌子學周孔之道於南淵氏、明良遭遇、水魚不啻、同心戮力、果決雄斷、殪兇賊於瞬息、措宗社於磐石、以帝之英武、鎌子之偉略、遽升天位、直列大臣、其孰曰不然、而帝能久守儲位、輔佐大政、鎌子亦爲內臣、屈於左右大臣之下、大化中興宇內一新、當是時、東宮與內臣、其薰陶啓沃、將順匡救、何如也、此其神聖英武、忠義謀略、雖亦皆根乎天資、而非資切磋磨礪之功、則其效又焉能至此、周孔之道、於是乎大可觀矣、抑其資於周孔者、固在培養斯道、不在捨此從彼也、何以知之、大化元年之詔曰、當遵上古聖王之迹而治天下、右大臣之

三敎相混

奏曰、先祭神祇而後議政事、夫皇朝治敎之隆、莫邁於大化、而遵古道、先祭祀、若實爲大化中興之第一義、乃若大寶之令、延喜之式、揭神祇於卷首、隸浮屠於玄蕃、其所以重國體明名分者、豈不詳且備乎、所謂斯道愈大愈明、而無復尙者、信有以也夫、

中世以降、異端邪說、誣民惑世、

臣彪謹案、異端邪說、誣民惑世者、其流非一、而西戎浮屠之敎、爲尤甚、(西北洋夷之敎、其害又浮於佛、而闢宗明斷、一切驅除、故不復論、)

〔弘道館記述義下〕敬神崇儒無有偏黨

臣彪謹案、敬神上文所謂奉神州之道者、崇儒所謂資西土之敎者、世之奉神道者、談說鴻荒、張皇幽眇、或有索隱行怪之弊、是偏於神也、其學儒敎者、大異邦、小神州、動有顚倒本末之失、是黨於儒也、皆學者所宜戒、蓋其無有偏黨者、乃敬神崇儒之至、○中略且夫所惡於浮屠者、非以其法一傳遂尊西竺、奉其胡鬼乎、若崇儒敎、遂仰其國、又推及歷代人物、以與我神聖幷奉、則是又生一浮屠也、豈可乎哉、我公恒有言、曰、讀西土之書者、宜以其所以尊堯舜尊我神皇、以其所以事上帝事我天祖、及建斯館孔廟之制、議論紛紜、或謂宜設塑像、或謂宜配十哲及諸儒、公斷然唯祀先聖、而不及配享之議、又不用後世所奉之尊號、嘗齋戒盛服親書牌子、曰孔子神位、愼之至也、所謂無有偏黨者、意其在斯歟、

〔神皇正統記神代〕我神○天照大神大日の靈にましませば、明德をもつて照臨したまふこと、陰陽におきてはかりがたし、冥顯につきてたのみあり、君も臣も、神明の光胤をうけ、あるひはまさしく勅をうけし神達の苗裔なり、たれかこれをあふぎ奉らざるべき、この理をさとり、その道にたがはずば、内外典の學問もこゝにきはまるべきにこそ、されど此道のひろまるべきことは、内外典流布のちからなりといひつべし、魚をうることは、網の一目によるなれど、衆目のちからなければ、これを得ることかたきがごとし、應神天皇の御代より、儒書をひろめられ、聖德太子の御時より、

释敎をさかりにまたまひし、これみな權化の神聖にましませば、天照大神の御こゝろをうけて、わが國の道をひろめふかくまたまふなるべし、

〔中正子〕予生亂世無有所以也、偏以翰墨游戲餘波、及二三子講明、遂成中正子十篇、後十年讀之、又不能无自是之非之也、此書之作十、以出乎一時之感激爾、甲申春季閏月書、○中略中正子以釋內焉、以儒外焉、是以其爲書也、外篇在前、而內篇在後、蓋取自外歸內之義也、

○按ズルニ、中正子六卷アリテ、儒敎佛道等ノ事ヲ述ブ、本文ノ甲申ハ其年ヲ詳ニセザレド、跋ニ讀中正子云々、建武乙亥○二年二月十七日、書于淨智方丈、四明竺仙梵僊トアレバ、此甲申ハ弘安七年ナラン、

〔園太曆〕康永三年十月廿一日、傳聞、今日上皇○光嚴御幸萩原殿、資明卿、隆職卿、行親朝臣以下、依召參仕、有禮記中庸御談議、是近來稱儒敎以佛敎混亂定申之輩有之歟、且禁裏連々御談義論義等之時、少々有雜亂事、仍召彼輩、法皇○花園頻有諷諫、勅定事及再三、尤文道之紹隆歟、先聖先師定有倘饗歟、

〔空華日工集〕應安四年六月三日、守亭書記來謂、頻被諸少年督、欲講左氏傳如何、余曰也不妨、凡孔孟之書、於吾佛學乃人天敎之分齊也、不必專門、姑爲助道之一耳、經云、法倘可捨、何況非法、如是講則儒書卽釋書也、

〔空華日工集〕永德二年二月廿九日、等持院忌、府君就書閣說、昨日例集諸儒講論語、殷有三仁、諸儒義皆同、或一人說紂一人不仁、其國人皆仁云々、君又問仁義二字、余因引輔敎編、合說儒釋二敎之義曰、在儒仁義禮智信、在釋不殺不盜不婬不妄不酒、儒謂之五常、釋謂之五戒、其名異、其義同、

〔南陽稿〕周易之跋

古今學儒書者排斥佛經、學佛經者排斥儒書、是世之常、而共不辨眞理也、釋尊生中國、設敎則如周孔、周孔生西天、設敎則如釋尊、儒釋元來不涉二途、如鳥雙翼、似車兩輪也、如關室大禪師者、壯歲入東關、

讀四書六經而品論之、講說之、既稱學校者、有年于玆、暮齡到洛陽、傳中峯法要位空門極品、僉曰、儒釋彖幷也、頃蒙大將軍源家康公鈞命、印行周易、其志要弘聖道於萬年、能校正舛差、而加陸德明音義於王輔嗣注、集而大成者乎、古德曰、鷲嶺拈華、伏羲初畫、少林面壁、文王重卦、然則於禪門亦不可不究盡易道、予於禪情如骨肉、因需跋、其後不獲堅辭、漫書焉也、

慶長十年星集乙巳孟夏初五日　鹿苑西笑叟承兌

〔彝倫抄〕ソレ天地ノ間ニ、大道三ツアリ、儒、釋、道ナリ、儒トハ孔子ノ道、釋トハ釋迦ノ道、道ハ老子ノ道ナリ、我朝ニハ、釋迦ノ道繁昌シテ、上下盡ク歸依ス、儒道ハアリトイヘドモ、文字言句ノ沙汰ノミヲシテ、或ハ書ヲヨミ、或ハ詩ヲツクルヲ、儒道ト思テ、理學ヲ人ニシメシ、ヒロムルコトナシ、コレニヨッテ、三綱五常ノ行ヒタエテ、孝悌忠信禮義廉恥ノ法スタル、シカリトテ四書五經ヲヨミ、文字ヲシラズシテハ儒道ニハ入リガタシ、四書五經ヲヨクヨミオボエ義理ヲヨクシルコトハ、大唐ノ法ノゴトク、八歲ヨリ小學ニ入ホドニナクテハナリガタカルベシ、日本ハ神國ニシテ、昔ハ神道ニテヲサム、神道オトロヘテノチ、ヨロヅノ作法モスタリ、只侍イハ晝夜奉公ニオサナキヨリヒマナク、農ハ耕作、工ハ諸職ヲツトメ、商ハ商賣ニノミ心ヲツクシテ、學文ヲツトムルヒマナシ、イカニシテ、儒道ヲマナビ、仁義ヲクハシク問テ、聖人ノ敎アルコトヲシランヤ、コレマタ國ニヨキ儒者ノナキ故ナリ、アマツサヘ近年ハ、キリシタンナドニマヨヒテ、數萬ノ人命ヲ失イシコト、不便ナルコトナリ、ムカシ墨子ト云シ人ハ、絲ノソマルヲミテカナシメリ、ソノ心ハ、白キ時ハナニイロニソメンモマヽナリ、スデニソメテヨリノチハ、フタヽビ變ズルコトナシ、オサナキ時ヨリ、聖人ノ道ニソメタラバ、イカナル邪法來リテソムルトモ、ナドカソマリ申スベキヤ、今此國佛法繁昌ナレバ、佛法ノ敎ニツイテ、儒道ノイヨ／＼行ヒヤスキ所アル義ヲ申スベシ、儒道ニハ、先三綱五常ヲ肝要ト仕ル也、三綱トハ、君ト臣ト父ト子ト夫ト婦トノ道ヲヨクシリテ、ヨク身

ニ行フコトナリ、釋伽モ、淨飯王ノ御子ニシテ、宮中ニソダチタマヘバ、君臣ノ道アリ、羅睺羅アレバ、父子ノ道アリ、耶輸陀羅女マシマセバ、夫婦ノ道アリ、三綱ノ道ヲバハナレタマハザルナリ、儒道ヲ行ヒテ、内外トモニ、ナニカアシカルベキゾヤ、

○按ズルニ、此書ハ、惺窩ノ門人松永尺五ノ撰ナリ、

〔先哲叢談五〕森尚謙、字利渉、小字龜之助、號儼塾、又號不染居士、攝津人、仕水府、儼塾多藝能、醫術兵法擊劍皆得其要、至於釋典尤研究之、嘗著護法資治論十卷、謂儒與佛並存不相悖、其友安澹泊痛斥之、數切規曰、速火之、勿貽禍、儼塾不從、然與澹泊心交終始不變、及卒澹泊記墓云、與余交最熟、每相箴規、而今亡矣、夫世之囂々者、毀譽出于愛憎、臧否失于權衡、果孰得而孰失哉、若君者今不可多得、豈非兼人之所難能者耶、

〔先哲叢談八〕瀧長愷、字彌八、號鶴臺、長門人、仕本府、鶴臺旁博覽釋氏書、殆極其說、行狀曰、最精佛學、其在海北、傾佛藏、究其旨、諸宿僧無隱無學輩、皆極推服、其他緇徒、不得其說、則有就而質焉者、又無隱禪師雜萃集載、謝瀧彌八來訪詩引曰、瀧生實天下奇才也、無論其深達儒術言語炙輠、傍精吾佛學、以故與余爲方外籍二之交者、可見平生贈答、而事尤詳於此集序文、爰偶辱其來訪、臨別賦此詩以謝、兼寄和子蓼詩曰、遲日青山黃鳥啼、堪歡陶令訪幽棲、城中靈運若相問、爲道送君過虎溪、

〔閑散餘錄上〕儒ニシテ佛ヲ好メル人、唐宋ヨリ以來甚多シ、吾國古昔菅家ソノ餘ノ學者モ多ク佛法ヲ好メリト見ユ、百五十年以來、佛氏ニテ儒ヲ好メルモノニハ、南浦(文集アリ)曹洞宗ノ玄光、(護法集アリ)豐後ノ道香、肥前ノ大潮、(文集アリ)加州ノ無隱(心學典論、金龍尺牘、無孔笛ヲ著セリ、)ナリ、儒ニシテ佛ヲ好メルモノハ、森尚謙、赤石ノ梁田才右衞門、コノ外一二コレアリ、佛ヲ出テ儒ニ入モノハ、惺窩先生、山崎闇齋、木下順庵ナリ、眞儒ニシテ本業ヲ成就シ、傍佛氏ニモ涉ル人ハ稀ナリ、

〔萬英和尙文集〕記朱之瑜先生返東

歸讀翰敎、（中略）若儒釋紛紜之議、舌敝目瞶、不得肯綮、何足復道、彼以削髮披緇者爲僧、峨冠廣袖者爲儒、互相攻擊、專在此輩、僕數其大罪、什七在儒者、呫嗶勤襲、吟風詠月、儼然自命爲儒、是豈謂之儒哉、若非叛儒入佛、便思以儒攻佛、遂使佛者摭爲口實、亦不自量之甚矣、不知儒敎不明、佛不可攻、儒敎既明佛不必攻、何爲徒爾紛々哉、來敎反求於身、極懇摯、極簡當、妙々、孟夫子非位非時、直欲以口舌挽回天下、安在其辭而闢之廓如也、侍生朱之瑜頓首復斷、

崖玄初上人法座（若非台號、幸恕、僕疑是法號耳、）

〔羅山文集（七）〕示石川丈山

浮屠嫌我朝本爲神靈之國、而曰、佛神同體異名也、今邪學初借儒、託陽明、以謗浮屠、既而以佛者熾盛、謗當招害、故怯怖之、乃曰、大學明德佛性也、其變爲恠、化爲妖、尤誕妄之甚也、可不謂之人中之老狐乎、可以諫警焉、然諫論不能行于當時、而發于諷諭者、彼風雅之詩人、忠臣孝子義士貞女幾多人、唯獨自憂歎而已、

〔惺窩文集（一）〕惺窩先生行狀

先生、姓藤原、諱肅、字斂夫、播州細河邑人也、（中略）四年己亥（慶長）治部少輔石田三成、居佐保山、使戶田內記某召先生、將往而不果、明年庚子、三成敗死、於是赤松氏自殺、先生甚慟、秋（九月）幕下入洛、先生深衣道服謁、幕下欲聽其言、時有浮屠和尙承兌及靈三者、與先生舊相識、頗自負文字、嘗侍秀吉公、公歿仕于幕下、時兌爲僧司錄、謂先生曰、有眞有俗、今足下弃眞還俗、我不唯惜、執拂拈鎚手而已、又爲叢林惜之、先生曰、自佛者言之、有眞諦、有俗諦、有世間、有出世、若以我觀之、則人倫皆眞也、未聞呼君子爲俗也、我恐僧徒乃是俗也、聖人何廢人間世哉、兌不悅、或人招先生、承兌、靈三、壁間掛草書一幀、皆不能讀、先生卽能讀之、或曰、凡草寫者難讀、眞書者易讀、先生曰、不然、能讀眞者亦能讀草、衆益不悅、一座皆驚、一

日先生在御前、讀漢書及東萊十七史等、或時兌謂先生曰、今若勘合船渡大明、則以足下爲專對乎、曰遣明使亦有利乎、曰有、曰有利則和尙自爲之、豈其使我爲之哉、先生亦不欲出、意謂、夷齊雖不仕周、亦當知武王之恩、四皓雖不仕漢、亦當知高帝之恩、況於草莽乎、遂隱居放言、人罕見者、

〔近世叢語三方正〕或謂山崎闇齋曰、韓退之有與大顚書、朱子篋中、亦有與大慧書、二公非不信佛也、曰然、與浮屠尺牘往來、亦是人情、二公豈有意耶、子以此病二公、蓋欲引之入佛也、吾不敢止、卽欲得周孔亦復不敢止、吾有秉彝性、雖百浮屠不能奪焉、

〔三輪物語八〕天萬物を生じ給ふに人を貴しとす、このゆへに聖人禮樂を制して、神を祭祀するに、魚目を用ゆ、日本の神道王法又同じ、しかるに佛氏は、父母を廢して、虫魚をあはれむ、我身父母の遺體なる事をしらずして、身を虎狼に投じ、肉を蚊蚋に餧、天道造化の理をしらず、聖人食政の義をしらず、不殺生を以て仁とするは、愚の至りなり、それ仁道はひろくしていひがたし、殺と不殺と仁中にあり、仁者は天下を得るといへども、一人の罪なき者をころさず、佛氏の殺生戒にことなり、何を以てか王法の治具といふべき、佛をあがむるは神祇をなみする第一なる事をしらず、公達云、すべて佛氏は義をしらず、もろこしにても、日本にても、義をしらざるものは佛法をよろこべり、東西はるかなれども、同氣相もとむるなり、今とりわき公家は義をしらざるなり、道をしらざればあきらかになけれども、少し義をたつるもの武家なり、これ天下の權の自然とうつりかはりたる本なり、

〔先哲叢談六〕物茂卿〇中略

僧鳳潭通謁曰、有欲質者、請一見、徂徠卽延接、鳳潭曰、衲嘗見伊藤仁齋、仁齋言、佛之爲道空而已、吾釋之教深遠、非空一字所得盡也、仁齋妄誕、豈不甚乎、先生以爲如何、徂徠擊節曰、凡仁齋之言、一一無不妄者、然獨其指佛教爲空、可謂不妄矣、鳳潭憮然曰、無緣衆生難度、卽揮袂而出、

〔運步色葉集〕經家書、毛詩廿卷、尙書十三卷、禮記廿卷、左傳卅卷、周易十卷、已上五經 周禮十二卷、儀禮十七卷、已上七經 公羊傳十二卷、穀梁傳十二卷、已上九經 孝經一卷、已上十一經、老子經二卷、莊子經廿三卷、已上經家書、

〔拾芥抄 上本 經史〕毛詩　尙書　禮記　周易　左傳 已上謂之五經

周禮　儀禮　公羊傳　穀梁傳 已上加之謂九經

論語　孝經　老子　莊子 已上加之謂十三經

此內、以孝、禮、詩、書、論、易、傳七經、輪轉爲釋奠講書、

〔和漢名數 一 經籍〕五經　易　書　詩　春秋　禮記 今加周禮稱六經

六經　初學記曰、古者以易、書、詩、禮、樂、春秋、爲六經、至秦焚書樂經亡、今以易、詩、書、禮、春秋、爲五經、

九經　初學記云、禮有周禮、儀禮、禮記、曰三禮、春秋有左氏、公羊、穀梁、曰三傳、與易、書、詩通數、亦謂之九經、一說五經加孝經、論語、孟子、周禮、謂之九經、又合公羊、穀梁二傳稱十一經、合儀禮、爾雅爲十三經、經之稱十三、自唐孔氏爲疏始也、唐選擧志、禮記、左傳爲大經、詩、周禮爲中經、易、書、公羊傳、穀梁傳爲小經、

〔史記抄 九 吳太伯〕本朝ニ紀傳ノ儒者、經傳ノ儒者ト云フ分別アリ、昔ハ不在家而在人、今ハ在家而不在人云々、紀則菅家子孫、高辻、東坊城、西坊城、五條、唐橋、中御門等是也、又曰、日野一流兼之、經則淸家、中家、皆是外記家也、經者五經、六經、九經、十三經等也、紀者史記、前漢書、後漢書等也、加以文選等也、五經ハ易一也、尙書二也、詩三也、春秋左氏傳四也、禮記五也、加周禮六也、周易ト毛詩ト、左傳トヲバ、朱晦庵親註之、尙書命蔡沈爲之傳、禮記命陳澔爲之集說、周禮ハ可行于今世乎ト云テイロワレヌゾ、六經ニ加孝經論語孟子、謂之九經也、九經ニ又加公羊傳穀梁傳儀禮爾雅、總之謂十三經也、十七史ト云ハ、司馬遷史記一也、班固西漢書二也、范曄東漢書三也、陳壽三國志四也、唐太宗晉書五也、沈約宋書六也、蕭子顯南齊書七也、姚思廉梁書、陳書、八也、九也、魏收後魏書十也、李百藥北齊書十一也、崔

仁師後周書十二也、魏徵隋書十三也、李延壽南史、北史、十四也、十五也、歐陽修宋祁唐書十六也、歐陽修五代史十七也、廬陵曾先之加宋史、著十八史略焉、有宋史焉、有遼史焉、有金史焉、謂之三史、皆元達〇元脫々所撰也、與十八史合則二十史也、今大明初、老皇帝命宋景濂作元史、至此計二十一史也、近來加十八史略以元史、有號曰十九史略者、蓋不數遼金二史也、十七史ノ數樣ニ別ニ說アレ共、十八史略序、臨川陳殷ガ所取同上說、可爲據也、凡講經史ニハ、此樣ナ事ヲモクワシク不知テハ叶マイゾ、

〔隨意錄二〕以數目稱經籍、〇中略春秋三傳、及爾雅、孟子之屬、尊可謂之經乎、况如十三經之稱、自孔穎達作疏始、豈足以目之乎、

〔先哲叢談續編一〕鵜飼石齋、名信之、字子直、號心耕子、通稱石齋、江戶人、我土自知奉崇語孟集注學庸章句而降、知讀永樂勅修四書大全、實自惺窩始、而刊之者、寬永十二年讚州高松大本寺僧自乾者、詳附訓點、使書估秋田平助剞于平安、今坊間所謂古版大全是也、按大全有五、其一曰古版、自乾所校刻、二曰官版大全、三曰官版四書、皆爲治寬文中所刻、四曰首書點附、惺窩所標注、石齋所校刻、五曰新增、熊谷了菴所校刻也、惺窩有意於加標注大全刊布之、不果其志、活所惺窩門人、將繼述而作之、先著四書注者考二卷、詳擧宋元以降作四書解釋者、爲之首端、而卷帙浩瀚、難速刊布、不及就緒而沒、石齋受其遺命、不背所托、遂能成其擧、

〔四庫全書總目三十三經〕五經總義類

七經小傳三卷兩江總督採進本　宋劉敞撰、敞有春秋傳已著錄、是編乃其雜論經義之語、其曰七經者、一尙書、二毛詩、三周禮、四儀禮、五禮記、六公羊傳、七論語也、

〔運步色葉集古〕五經周易　尙書　禮記　左傳　毛詩

〔扶桑略記六聖武〕天平七年四月辛亥日、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備、獻唐禮一百卅卷、〇中略留學之間歷十九年、凡所傳學、三史五經、名刑筭術、陰陽曆道、天文漏剋、漢音書道、祕術雜占、一十三道、〇下略

〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年十月甲辰、太宰府言、此府人物殷繁、天下之一都會也、子弟之徒、學者稍衆、而府庫但蓄五經、未有三史正本、〇下略

〔羅山詩集紀行六〕癸巳日光紀行

六日〇承應二年九月 晨炊漸過、出西場赴足利、〇中略 往學寮、寮主睦子出迎、〇中略 睦子復談云、關白秀次歸自東時、前寮主元佶闚室取什物、從秀次以赴洛、東照大神君聞而恚之、既而秀次背秀吉公、入高野山自殺、於是佶亦轉徙、神君使城氏與月齋責收什物、以還此處、所謂此四幅聖像、及五經注疏在其中、卽今所縱觀之圖像是也、故法眼狩野祐清所畫也云々、

〔文教溫故上〕經籍

四書の名吾邦にてふるく見ゆるは、日工集康曆三年九月廿三日條に、四書盡於朱晦庵、庵及第以大惠書一卷、爲理性學本云々、〇中略 さて明の顧炎武が、宋時、程朱諸大儒出、始取禮記中之大學中庸、及進孟子以配論語、謂之四書といへど、中庸の單行已にはやく晉にあり、中庸雜出戴記、至二程始尊信而表章之、今獨行、與六經並、按晉戴顒、嘗傳中庸、後梁武帝、亦爲中庸講疏、中庸之傳久矣、非但始於宋也、千百年眼 また康富記曰、中庸註事、以本經爲家說、不被執新註之由事、仁安比有大外記頼業殿奥書、件年當淳熙己酉也、朱熹新註未渡時節也、自然相叶道理、奇特之到也とあるは、和漢同轍と云べし、

〔四庫全書總目經三十五〕四書類一

論語、孟子、舊各爲帙、大學、中庸、舊禮記之二篇、其編爲四書、自宋淳熙始、其懸爲令申、則自元延祐復科擧始、古來無是名也、

〔好古日錄本〕四書 小學

小學ハ、山崎闇齋門人ノ說ニ、先生小學句讀ヲ印行セリ、其後始テ集成渡シニ、朱子ノ本註アルヲ以、朱子ノ舊ニ復シテ印行セリトゾ、然ルニ撮壤集書籍ノ部、小學十卷トアレバ、集成ノコトナル

コト知ベシ、攝壤集ハ享祿三年脫稿ノ書也、

〔空華日工集〕康曆三年十二月二日、本寺例寶篋院忌、府君〇足利義滿管領入寺、法華八講、上公巨卿、衣冠東帶著座齋筵之次、君問孟子書中疑處孟子聖人百世師、柳下惠等事、余引孟子倪氏集註而詳說之、君喜曰、吾疑泮然、君又曰、昨日聽孟子既畢、又將聽大學、如何、余曰、大學乃四書之一、唐人學四書者先讀大學、意者、治國家者、先明德正心誠意修身、是最緊要也、敢請殿下四書之學弗怠、則天下不待令而治矣、君曰諾、

〔好書故事附錄四〕論語集解寫本　全五冊

圓珠經ト題シアリ、或ハ輪轉、又ハ尺度權衡ナドヽ題シアリ、五山ノ僧徒、論語ノ美名ヲ稱シタルト見ユ、

〔菅家文草一詩〕王度讀論語、竟聊命盃酌、

圓珠初一轉、彝象遂丁年、自此窮墳典、何唯二十篇、

〔南留別志一〕一論語を圓珠經といへるは、五山の僧の云習はしたるにやと思ひしに、曾我物語に見えたれば、博士の家の詞なるべし、圓珠の意は、皇侃が義疏の序に見えたり、

〔東大寺獻物帳〕納物

孝經一卷　麻紙　瑪瑙軸　滅紫紙褾　綺帶

右平城宮御宇中太上天皇御書〇中略

天平勝寶八歲六月廿一日

〔台記〕康治二年九月卅日癸未、今日所見及一千三十卷、因所見之書目六載左、〇中略

經家三百六十二卷〇中略

周禮十二卷抄　永治元年九月、手自引勘疏散不濟、件疏文令人書本書裏、

講經書

〔正齋書籍考 一經〕經總類

五經活字版經注本

皇朝、古來、經注本ト、正義單疏本ト別行ス、倶ニ李唐ノ傳本ナリ、其兩本ノ卷數、佐世書目ニ出ルモノト、新舊唐書ニ載ルトコロト、相同ヲ以テ、互ニ證スベシ、

〔經籍答問〕唐代迄ハ、各ノ註ハ、疏トハ別行ナリ、至北宋註疏合、既是足利學校ニ存スル五經正義ハ、北宋板也、尤禮記闕本ノ所ハ、南宋本ニテ補テアリ、南宋本附釋音ト題名アリ、北宋板ハ、末ニ釋文ヲキリコミ不申候、南宋本ハ、釋文ヲキリコミタル故ニ、附釋音禮記正義トコトハルト見ヘタリ、

〔續日本後紀 十五 仁明〕承和十二年二月丁酉、散位從四位下善道朝臣眞貞卒也、(中略)諸儒言、當代讀公羊傳者、只眞貞而已、恐斯學墜焉、廼命眞貞於大學講之、

〔日本紀略 一 醍醐〕延喜十六年七月十三日、博士從五位上八多朝臣貞紀、講春秋穀梁傳於本堂、

〔台記〕康治二年七月廿二日丁丑、今日於文宣王影前、講論春秋左氏傳、(密々儀也)兼日使府博士意榮勸日時、自是後、每度子日(孔子生日也、闕亦當余本命日)可有此禮、依初度用吉日、(記用丁日丁寧儀)其儀、寢殿西北廊母屋南間、東一間北障子懸文宣王影、(南面、依大學儀)其前辨備膳、(有魚)南邊敷圓座、爲講經座、其南敷高麗一帖、爲余座、東第三間二行敷疊、爲文人及問者座、余今日不逢服者及月水女、身不犯女、但不憚魚薤蒜等、不憚僧尼、但今日先有賀茂拜、(每月恆例事)仍不逢僧尼、日昏浴、(無沐)戌剋束帶、(不帶劍)先賀茂拜、(雖無賀茂拜可有浴)次於座上先拜先聖、(二度)二了、東傍行一兩步、拜先師、(二度)了依余命、文人八人(講師問者在此內)就座、(皆布衣烏帽東上對座)次文章得業生藤原成佐、(通全經大義)持左傳卷第一、進就座講經、其辭義絕妙、不可得言、衆人側耳歎美、講經一時餘、了前山城守源資長朝臣請問、(掎問二事、釋奠井同、內經義皆問一事、仍是又問一事)莊公廿二年經夏五月之疑也、三重、(二重了依予命重難之)了前能登權守藤孝能朝臣請問如先、但二重襄卅年傳亥字無六身之疑也孝能重少難殘、依余命暫與講師相論、此兩問者、依位次在文人之座、不列座、事了講師退復座、次置文臺、(硯書臺文人自下臈書詩了)散位藤遠明

朝臣就圓座、（始講經人座也）講之如常、下官爲講師、以文宣王爲主之故也、講了各復座、講師問者給祿、講師扇六、筆十、墨八、（各以檀紙裹之、置扇上、其扇六枚之內也、）問者各扇二、筆五、墨三、事了講師問者書問答、（其書異紙）納廚子、備後鑒、詩書樣、

孟秋陪文宣王影前聽講

左傳一首（此行與始行同長書之、江家說也、余故春宮大夫弟子也、仍用江說、自餘不然、）

內大臣正二位藤原朝臣賴長

已下准可知

次第

左傳　公羊　穀梁　禮記　周禮　儀禮　詩　書　周易　論語　孝經（除老莊）

每度子日可講之

〔花園院御記〕元亨二年九月十日乙巳、今日談尙書第五盤庚上、初一兩章也、盤庚遷都之事、正義曰、耿地俗上下奢侈、居處壯麗也、仍遷都云々、加正義者依地似立德、而上所好下必從之、豈在土地乎、驕儉在人主之化耳、而盤庚何必遷都乎、面々有議、是盤庚之德不及大德之間如此歟云々、而本書下章已耿地卑濕之由載之、然者有何不審乎、而正義遷都之由緒、只載奢侈之一事、故有不宜、若是正義之一例遺漏歟、及酉剋分散、

〔本朝高僧傳〕（三十二淨禪）京兆妙心寺沙門宗弼傳

釋宗弼、號授翁、山城州人、俗名藤房、藤亞相宣房子、奕世華胄也、妙齡好學、博覽强記、仕後醍醐帝至黃門侍郎、當時推爲儒林翹楚、一時命諸儒講尙書、弼能解肯綮、帝特寵任、嘗聞宗門有向上事、公退之暇、歷參大燈國師、所得頗多、受衣鉢法號、執弟子禮、

〔康富記〕文安元年八月十三日己未、參伏見殿、宮御方樣尙書御讀也、第十卷多方篇也、其後大御所樣

又有御出座、論語堯曰與子張間講尺申、今日終一部功、珍重之由、直被仰下、欲退出之處、於番衆所被出御一獻、綾小路中將有俊朝臣藏人政仲等被相伴、中樣自御所被召有俊朝臣、被下御劒、羽林持來被仰云、今日、論語講談一部了、珍重被思食、爲殊更被下御劒之由、宮御方樣仰也云々、予給之、令頂戴者也、梅花枝之柄、塗鞘、金覆輪也、又來十五日可有御會、可參之由被仰下、畏入候由申、退出了、

〔康富記〕享德四年〇康正元年九月二日甲戌、晝程自仙洞有召之間、內々參入、以隆言朝臣被仰下云、宮御方御讀書事、局務〇大外記宗賢細々不被參、無隙故歟、仍彼不參之間ニハ、時々可被仰康富之由、今日自內裏以御書被申之間、所被仰下也、明日吉日也、初可參也、其後ハ、局務相互ニ結番して可參也、月ニハ六ヶ度計、無退轉可祗候之由被仰之、予畏入候、誠合于局務可祗候之由申、退出了、自內裏御書とて被下候間、賜之退出、且可入三位殿幷局務見參之由存之給之者也、　三日乙亥、未刻計、予參仙洞、布衣、以隆言朝臣申入了、宮御方、則有御出座、論語第五子罕內、今日二章被遊之、子見齊ー末由也已、以上親王御方、同有御出座、御傍々有御座、親王御方、御カリギヌ也、宮御方、御小袖、御袖張御大口也、　三日、十三日、廿三日康富可參、八日、十八日、廿八日局務可參也、但其內康富猶細々可祗候、自然何事も可啟申之由、親王被仰下、面目至、畏入存者也、今年宮御方御歲十四也、今ハ論語被遊之、是さへ半部歟、無御復讀、御學問凡令遲々由、自內裏連々有御申之間、以後可有御勤學之分也、日事凡被定也、依時宜、ふと可被召、細々參之由被仰下了、於殿上後退出之時、御一獻被下、隆言朝臣、行秀世尊寺四條被相伴、生島左京亮取酌了、頭中將出仕云々、申沙汰歟、御灯也、

〔紹述先生文集十三墓碑銘〕山田麟嶼學博墓碣銘

大儒人赤井氏、正德二年生于東都昌平橋南宅、生而警悟、不好弄、甫六歲、能讀國字書冊、賦和歌、亦可誦、七歲讀論孟五經、旁通子史、不煩課督、佔畢晝夜、讀書之室曰尙古堂、旣而修文辭、操華音、旁學古樂、才益秀、記聞益博、名譽日益隆、時耆儒徂徠先生、稱爲千里駒、號麟嶼、以奬之、學博、鳩巢先生尤所器許、

將上薦剡、享保九年甲辰、年甫十三、是歲七月六日、敎有司曰、正朝尙齒年、才茂而業勤、宜優之儀京以玉其成、乃給歲俸二百、以爲學資、補員儒林、踰年請假三年、將學于京、蒙允將發、九月八日、被召對進講關雎一篇、聞者竦聽、容獎親喩、汝說詩亦能解頤、聞汝善病、今將遠行、自將護、玉音丁寧、擧朝嘆美、遂遊于京師、○下略

〔康富記〕寶德元年八月七日乙卯、自花山院中納言殿、定嗣卿四書與書送給之、予他行時分也、孝經并論語、孟子、大學、中庸等、受權大外記相傳之說訖、

寶德元年八月三日　　權中納言判

孝經并論語、孟子、大學、中庸等、以相傳之說、授申花山院中納言殿御方訖、

寶德元年八月三日　　權大外記中原康富判

〔常憲院殿御實紀附錄中〕御みづからの御講書は、四子の書はじめ、とりどりなりしうちに、周易は、元祿六年四月廿一日より、講筵開かれ、月每に六回と定められ、日光門主はじめ、家門國持普第の諸大名旗本、その他參向の公卿、及び諸寺の高僧碩德社人山伏、または陪臣のともがらまで、いささか好學の志ある者は、皆ねがひのまゝに拜聽せしめられ、八年へて、十三年の十一月廿一日まで、二百四十座にて、御卒業あり、その日には、竟宴行はれ、老臣始めその事にあづかりし儒臣等賞賜行はれ、林大學頭信篤は、殊に加秩たまはりけり、その頃のこと、かきしもの、うちに、博士はむかしより貧しきもの、ためしにおもひたるに、今の世には、かうやうの者の時を得たるは、かしこき御代のほどあらはれぬとか、げに此年頃盛暑祁寒の折からといへども、いさゝか怠らせたまふ事なく、講じはてさせ玉ひしは、その職の者といへども企て及びがたき御事にて、篤學の御志かぎりなくましませしは、古今にその類ひまれなるにぞ、日記、松陰日記、

〔昇平夜話上五聞門〕一又云、元祿の初、常憲院殿、御直に御講釋なされ、拜聽許さるゝ輩、眉目にしける、然

るに段々寺社碩學の輩まで是を望ける間、諸出家へは周易をぞ講ぜられけるなり、元祿七年の夏、增上寺大僧正良譽上人の御坊へ、桂昌院殿（後號二位殿）渡御有て、公方家の御噂被申て、大僧正宣ひけるは、凡講釋と申事は六ケ敷儀にて、學業を家に仕る我々が中にても、一座の講釋、下見と申て、碩學も、晝夜辛苦する事に候、今は公方家、天下の政務に御暇有べきとも存せず、然るに諸出家まで召集られ仰聞らるゝ事なれば、大體の御學問にては成り難し、いか程か御心を掛らるべし、然ば御氣根も減じ、御病氣付れてはいかゞなり、是は身につみ苦み存じたる事故、恐ながら武將にて御講釋に御心盡さるゝ事いかゞ侍らんやと申されけるに、桂昌院殿聞せ給ひ、大僧正の仰には候へども、尼が了簡とは違ひ侍り、天下の爲めには、如何程も御苦み有べし、萬民によき道を講じ聞さるゝに、御命のちゞまり給はんは、御本意にて侍る間、いかにも能こその下々まで及び、遠國へも傳て、諸出家方は、增て佛道の人々なれば、諸國に至、公方の講釋有し次第を、惡き輩に聞され朴になり、心有人は、書物をもて遊ばさるべきやと宣ひけり、

〔右文故事六〕御本日記續錄下

四書集註 小本廿六册

同 中本廿六册

世に御版四書ト云フ小本ハ、匡郭縱四寸六分、横三寸五分、中本ハ縱六寸五分、横四寸八分、俱ニ四周單邊五行十二字、開版ノ歲月序跋ナシ、御講釋ノ時ニ、拜聽ノ者ヘ恩賜アリテ、殿中ヘ持參セル本ナリト云フ、或云、御版ハ、御講筵ノ日、諸有司其本職ヲ勤ムルノ間ハ、夾帒中ニ置ニ便アラムガ爲メニ、新ニ巾箱本ニ命ゼラレシナルベシト、按ニ、憲廟實錄ニ、延寶九年二月、林春常命ヲ奉ジテ、四書、五經、小學、近思錄ノ訓點ヲ正スト見ユ、然レバ其點本ヲ以テ、入梓アリシナルベシ、故ニ外題ニ林家改正點トアリ、凡四書ノ御講筵ハ、元祿三年ヲ始トスル歟、實錄ニ云、二年八

月廿一日、執政執事等ガ爲メニ、大學ヲ講ジ玉フ、是ヨリ毎月一次ニ四書ヲ講ジ玉フ、同九月廿一日高家寺社奉行奏者詰衆諸番頭六位以上ノ諸役人ヲ召テ、文武並用ユルハ、政道ノ定理ナリ、向後宜ク文道ニ志シ、學問ヲ勵ムベシト云事ヲ面命ナシ玉ヒ、則弘文院學士林春常ニ命ジテ、黑木書院ノ次間ニ於テ、論語ノ講筵ヲ開カル、執政執事以下、悉聽聞ス、コレヨリ毎月一次常例トナル、按ニ、是月次御講釋ノ始ナリ、其毎月十日トナリシハ、享保元年ヨリ歟、同五年六月廿一日、中庸ノ御講筵今日竟宴ナリ、廿六日、譜第ノ大名高家合五十二人ノ爲メニ、論語學而篇ヲ講ジ玉フ、凡御講筵ノ詳ナルコトハ、右文故事講筵ノ部ニ出ス、此ニハ唯三書御講筵ノ一次ヲ擧ルノミ、トアリ、在廷ノ諸臣、此御本ヲ以テ拜聽アリシナラム、

〔憲廟實錄十三〕元祿三年八月二十一日、執政執事等が爲に、大學を講し給ふ、是より毎月一次順次に四書を講じ給ふ、

〔折たく柴の記上〕同き十五日の夜、〇元祿六年十二月長州〇戶田の許より、我師〇木下順菴に文贈りて、明日某を藩邸〇甲府へ參らせらるべしとありしかば、十六日の巳時ばかりに、藩邸に祇候す、戶田長門守忠利、津田外記、小出土佐守有雪等の人々、我をめし出して、御家人たるべき由の仰をば、小出傳へられき、同き十八日、はじめて見參す、廿二日、初て大學の書を進講しつ、明れば甲戌の正月の初、仰下されしは、これよりさき、四書を講せしめられし事、凡三遍、小學、近思錄等の書各一遍、されどいまだ聖人の道いかにといふ事を明らかにせず、これより後、いかに學び給ふべきか、はからひ申すべしとの御事也、その對へ申せし事ども、その大要は、いにしへの聖人、修己治人の道、四子の書に備れり、これを躬に行ひ、心に得べき事、他に求むべからず、忘かれども聖人の大經大法、その詳なる事を忘ろしめされんには、五經の書を兼學ばせ給ふべきか、春秋猶富み給ふ事なれば、おこたらせ給ふ事なからんには、其功の終らんこと、遠きにもあるべからずと申す、さらばまづ詩禮より始めらるべしとて、侍講のもの二人に、日講の事を仰下されて、詩を進講すべき事は、某に仰下

さる、禮記に吉田して講ぜしめらる此時に、我長女疱瘡をうれひて二月朔日に至て死し、明卿また其疱瘡をうれふ、此等の事によりて、同き月十三日、始て詩經の講筵を開かる、此年十一月廿日に至て、某講に侍る事、凡百六十二日にして功終りぬ、○中略はじめ某仰を奉りて、詩を講せしめられしより此かた、年ごとに、四書ならびに孝經周禮儀禮等の書を兼講せしめられし事、御代しろしめされし後に、御使を奉りて上洛し、また朝鮮の聘事を奉りしほどを除くの外、十九年の間某講筵に侍る事、凡一千二百九十九日なり、某が外、日講侍講等の事を奉りしもの三人、おの〳〵經筵に侍る事もまたかくぞ有るべき、されば經史諸子の書等、大かたは殘る所なくぞ通曉せさせ給ひたりける、倭漢古今の間、かく迄に學の道好ませ給ひし御事をば、いまだ聞及びにし所にあらず、

〔日本教育史資料十八舊加賀藩〕寛政三年九月朔日、出仕之面々、一統四時過御目見、畢而檜垣之御間に御著座、新井白蛾被召出候、御禮被爲請獻上靑銅、○中略

右相濟於御居間書院白蛾之大學三綱領之所迄御好に而講釋被仰付、御聽聞、年寄中御家老中、若年寄中、幷御近習頭分以上、配膳役、御居間方新番以上、御儒者之內、長谷川準左衞門、伊藤雅樂助聽聞被仰付、將亦組外御近習有澤總藏田邊學兵衞儀、今日白蛾弟子入被仰付、以上政隣記ノ抄

〔空華日工集〕康曆三年十二月廿七日、有雲門招、以疾不赴、少頃力疾赴上府、府君出接、略叙歲暮之禮、君曰、大學中庸則皆講了也、余曰、略說四書、次第大學、中庸最爲治世之書、

〔實隆公記〕延德三年二月廿二日己巳、自今日有中庸講釋、於小御所有此事一勤講之各參候、聽聞之、講釋了後、短冊令詠進退出、

〔言繼卿記〕天文十四年十一月九日戊辰、一今日於万里小路亭、中庸講釋有之、清三位入道宗尤○淸原宣賢讀之聞之、次一盞有之、甘亭主父子、三條亞相、予、四辻、伯、高倉、高辻、上冷泉、庭田等也、

〔日本教育史資料十八舊加賀藩〕一六月○元祿五年三日御登城、本書にも如有粗記、殿樣於營中今日中庸之

首章御講釋被遊候、其御首尾は、三月廿七日、前條之通、近日御講釋可被遊と上意有之、後御三卿樣殿樣にも、御次え御退之所へ、御老中幷牧野備後守殿御越、御講釋御願相叶、珍重仕候、何とぞ各樣にも御講談被成候樣にと被仰入候處、何も御不調法之由御挨拶有之候處、備後守殿達而御强被成候得共、堅く御辭退被成候得共、左候ば、總御名代に殿樣御講釋被成候樣にと之御事に候、依之達年御學問之儀、其上御內意之御樣子に付、左候ば、何分にも御勤可被遊旨被仰達、四書之內に候ば、何にても御講可被遊旨被仰入置候處、中庸之初御講じ被成候樣に聞番御招被仰聞候、則今三日御登城之所、備後守殿被仰候者、御前え思召御詞迄御改にも不及候、御宿にて御讀被成候樣無御遠慮御講可被成由御申に付、兼て如被仰入、ついに御宿に而御講釋被成候事無御座候、乍然何分にも御讀被成、若半にて御講談問候ば、末は御素讀にて御通し可被成由被仰候處、成程御尤之旨御挨拶有之候、扨上樣大學一章御講讀卒て、御見臺出、備後守殿御會釋有之、御中座にて御講述無御滯御勤被遊候、御講釋前、御手自御熨斗鰒被進之、御三人樣方へは御遠慮にて、强て不被仰付候得共、殿樣えは御心安被思召候て、無御遠慮强て被仰出候御樣子之旨云々、〇中略

一昨三日御講談之御時、甲府樣御三家樣、殿樣御聽聞御座候、右尾張光友卿、紀伊光貞卿、甲府綱豐公、尾張宰相綱誠公、紀伊宰相綱敎公、水戸綱條公殿樣御一列御左、御老中幷備後守殿、出羽守殿、若年寄衆、御側衆本庄因幡守殿著座、大學御講釋卒、光友公以下御七人え、御手自熨斗鮑被下之、扨殿樣え御講じ有之樣にと上意有之候、則中庸唐本爲御持被遊候處、其御本を見臺に載之、從御勝手中奧小姓衆持出、右御座之間之中央に被指置之候時、備後守殿御挨拶有之、殿樣御出席、御書物御頂戴き、性道敎之一節を御講述之所、未終內より頻御感有之、光友卿を初、御座中各御挨拶有之、卒而御書物又御戴き被成、則御持御退被遊候、〇下略

〔先哲叢談　三〕後藤松軒名字鄕貫未審、蘭嵎ニ後聞、

嘗與大高坂芝山、佐藤直方會一柳侯所、時松軒講中庸鳶飛魚躍章、以朱註爲差、芝山固守註、於是忽作色、與松軒呶呶相論、直方不容一言、更講此章亦從朱註、

〔本朝文粹九詩序〕夏日陪右親衛源將軍初讀論語各分一字　源順

康保三年夏右親衛源將軍、招翰林藤學士、初讀魯論語、時人以爲不恥下問、能守文宣王之遺訓焉、何則俗人未必賢智、以爲、論語者幼學之書也、不足於晩學、不知其先聖微言圓通、如明珠之義矣、將軍職列虎牙、雖拉武勇於漢四七將、學抽鱗角、遂味文章於魯二十篇、所謂汎愛衆而親仁、行有餘力則以學文、蓋將軍之謂乎、爰有總州員外順者、昔是南曹聚雪之生、今則東海指雲之吏、學拙官冷、愁獻蕪詞云爾、

〔空華日工集〕永德二年二月十八日、應請於上府、大淸等諸老皆參、點心罷、府君出一卷書、命余講、展視乃魯語第十九章子張問也、余固辭再三、曰、儒書則少年略涉獵不敢、君強之曰、儒釋雖異、其歸善是同、何必拘其跡哉、余固執不敢、君必欲余講、仍戲曰、吾聞、關東人謙遜太過、和尙比在關東、是其習俗乎、而尙弗已、得講十餘章、遂及佛敎宗門中事、曰、檀越但信自心是佛、無事不辨、因說昔唐太宗、以良弓問弓匠、弓匠曰、本心不正云々、君又問、吳太伯避季歷如何、余曰、季歷之子、卽文王、蓋以避賢也、君又問、中庸說、喜怒哀樂、未發謂之中、其理如何、曰、是則儒書緊要處、檀越宜深留意、勿容易看過、君出示八卷佛智祐佛日果眞歟了三祖師頂相小像題者若干人、又出語錄、乃傳燈錄明蒙山自記卷尾者、又出一卷圓悟心要、又出一卷、臣軌帝範者、余曰、凡佛祖言語、聖賢像等、聚作一類、不混襍畫等中則可也、君諾之、君仍問臣軌帝範是何等書、曰蓋君臣治國安家禮義等事也、往者本朝儒士好讀者也、

〔康富記〕嘉吉三年六月廿四日戊申、參伏見殿、講釋述而篇、依風吹雨降、於御座敷內被敷差筵者也、予候障子內差筵、雲客有俊朝臣、重賢朝臣已下、濟々候御座席、宮御方如例、被重御疊了、儒師竹田宮內卿新發意候御緣障子外了、

〔康富記〕文安元年四月四日癸未、參清史文亭、入見參、令語給云、昨日向細川九郎第、爲讀書被招之間初被行向之也、論語序之端始之、昨夕及引物云々、色々被取出、一見了、大刀長光作、給二幅、食籠、馬、杉原等也、有一盞、外史令語給云、昨日詣尹大納言亭、語此事之次、尹亞相被語云、故菅相公秀長卿、記者大略見及了、彼記ニ、秀長卿ト、佐々木六角爲知音、仍相公モ常被向佐々木亭、佐々木自元細々來相公亭、爲文學之約云々、武邊罷向敎之間事、先蹤是多之者也、又清史當時於畠山匠作亭有論語之講釋矣、豈空乎、是先聖之要言哉、人弘道之趣、古來不能左右歟、

〔康富記〕寶德二年正月六日辛亥、晚參給事中文第、今日室町殿論語御談義可被始之由被仰下之間、兩人被參御所云々、

〔親長卿記〕文明六年後五月六日、今夜庚申也、今日論語御談義也、淸三位宗賢祇候、翌朝事了、

〔老人雜話〕乾右の時分〇江村專齋少年之時外家の道伯と云人、論語を講談す、惺窩も惺窩の伯父宣首座相國寺普光院の僧叢の弟も、老人と同く每度講席に出づ、此時分、妙心寺の南化、天龍寺の策彥名あり、

〔羅山文集附錄年譜一〕慶長八年癸卯

先生〇林道春二十一歲、聚徒弟開筵、講論語集註、來聞者滿席、外史淸原秀賢忌其才、奏曰、自古無勅許則不能講書、廷臣猶然、況於俗士乎、請罪之、遂聞達於大神君、大君莞爾曰、講者可謂奇矣、訴者其志隘矣、於是秀賢緘口、自是先生講書不休、加訓點於四書章句集註、專以程朱之說爲主、〇中略

十二年丁未

四月中旬、出駿府到江戶、奉拜台德院殿幕下、侍十五日、讀黃石公兵法、漢書高祖紀、項藉、韓信、張良、陳平傳、既而歸駿府、

〔羅山文集附錄行狀三〕十三年戊申〇慶長趣駿府、日日奉侍讀論語三略等、賜宅地并年支、

〔駿府政事錄〕慶長十八年六月三日、道春侍御前講論語、賜暑衣一重、黃金二枚、

〔空華日工集〕應安二年五月七日、上杉親衛來話、京師應藏主講孟子書、俗人多就而聽之、余仍告曰、以文學而補政務、公宜力學、大國人生子一周、試以翫物、謂之試晬、唐虞世南謂之行秘書云々、

〔康富記〕寶德元年九月八日乙酉、參久我殿、先能登守爲治送狀云、押小路禪門可有同道之由承候處、彼禪門泉涌寺物詣云々、然者直可參之由也、予領狀返事遣之、未剋參入之、以爲治被仰云、讀書事、連々令申之處、既入來、多年之本望成就候、返々悅入候、仍性存禪門自先年孟子讀書之次、講釋處々有之、雖至五六卷、未終功、其後連々雖申之、更以無承引之間、五六卷以後打置、不及講談候、仍孟子自第一可始候、義理處々可承候之由也、予申云、御讀書事は、彼禪門被參候上者、不可御事闕候、仍堅辭申入候、先爲御返事可參入也、今日無左右可被始之條、雖存斟酌候、不得休、此上者可隨仰候、乍去書事、至孟子者、彼禪門被申懸上者、連々定可被終功候、更自第一可被□之條無用候歟、又自五六卷可申之條、就初度如何、旁孟子者先御略可然哉、其外者、論語歟、孝經歟、尙書歟、此內可有御始哉、可隨仰之由令申、卽被仰云、孟子事既讀懸候、御斟酌尤其謂候、然者論語尙書之間何可然哉、同者尙書可始之由被仰之間、其分可然之由申了、中納言殿(香直垂也)卽有對面、文臺二被取出、一中納言殿御前被置之、一予前也、前大臣殿同有御出座、(御道服也)此御座敷寢殿巽南向東面也、前大臣殿(〇源清通)南面、中納言殿(〇清通子通博)北面、予西面、其外候人皆數輩坐緣、尙書序分、先文字讀、其後講釋申了、此間土御門少將顯親片時令來給、早被歸、其後有三獻、(菱二蒸麵等)信直入道被召出、爲酒相伴之由被仰之、傾數杯、退出了、卽聽又能登守爲治爲御使來臨、今日之儀珍重祝著之由被仰候、大刀(金覆輪)絹一疋送給者也、祝著了、

〔臥雲日件錄〕寶德元年閏十月三日、長照院竺華來過、〇中略竺華曰、吾翁大椿、筑紫人也、少年東遊、就常州師學四書五經、始聞孟子講時食不足、就人求豆一斗、掛之座隅、日熬一握以療飢耳、如此者凡五旬、後將聞易語、而乏資用、爲之西歸紫陽、求財於親族、得錢十五貫自持又東遊、遂得易學云々、予曰、今時

如此困學者不復多見之、
〔和漢書畫一覽〕大椿（名周享義堂法諱）
〔康富記〕享德三年十月四日壬午、參青蓮院殿、孟子第六被遊之、無論談矣、無異議、不寫之、十一日己丑、參御室、孟子第三終、御談義申、退出、過菩提院、用非時矣、
〔實隆公記〕延德二年八月廿日庚戌、孟子講釋第三卷也、仍聽聞、
〔鹽尻 三十六〕天文十四年丁丑三月廿日、御講釋孟子也、（清原）宣賢朝臣申上之、及數刻退出、

此後、數々孟子の講釋ありしにや、此書にたゞ五月十七日と、十月廿一日講釋とのみ記せり、凡此時、禁中、音樂猿樂及び佛事等多くして、學之御沙汰は、孟子之講釋之外のみ見えざるにや、いと淺ましかりし、

〔康富記〕嘉吉二年十二月十三日庚子、是日室町殿孝經被遊、終清外史被下御馬、（黑鹿毛四寸バカリ）御大刀（黑作金裝也）祝著被申之、自伊勢守方、皮裹大刀一振出之云々、此後四書可被遊之、大學可有御始之由被申之、後小松院被遊四書之間如此云々、
〔梧窓漫筆拾遺〕常憲院殿の御時、西山中納言光圀卿、御前にて、大學の三綱領を講じ給ふ事は、桃源遺事に見えたり、又吾藩（金澤）○の先公宰相綱紀卿は、御前にて、中庸の性道教の一節を講じ給ふ事は、木下順庵が錦里文集加賀宰侯奉旨進講中庸記に詳なり、元祿五年壬申六月三日の事なり、常憲院殿の常に御自身にて經書を講じ給ひて、周易傳義の御講釋に、兩山の僧徒（寛永寺增上寺）まで拜聽に出でたること、武野燭談に詳なり、御自身經書を講釋し給ひて、水戸加賀大國の大守まで、御前にて各經書を講ず、誠に難有御事にて、當代文學の盛に行れ、前古に超越することは、此將軍の御功德なり、蘐園の物茂卿の、昔者憲廟好學、海內靡然たりと云ひたるは、信然なる言なり、
〔實隆公記〕明應六年六月七日丁丑、大學講釋、午時參內、當番之間小時退出、入夜歸參、

〔江談抄六長句事〕寛平法皇受周易於愛成事

被命云、周易被見哉如何、答云少々所一見也、周易上古人以誰說被用哉、被命云、善淵愛成能讀之云云、永貞弟也、寛平法皇者、受讀周易於愛成給云々、竟宴之日叙位云々、

〔台記〕康治二年九月卅日癸未、今日所見及一千三十卷、因所見之書目六載左、〇中略

經家。三百六十二卷

尙書十三卷抄　保延六年

同音釋二卷首付　永治元年

同正義廿卷首付、書本書裏　康治元年

毛詩二卷抄　保延六年受夫子說、十二月九日始之、同月廿九日終之、

同正義卅卷首付、書本書裏　康治元年

周禮十二卷抄　永治元年九月手自引勘疏、散不審、件疏文、令人書本書裏、

儀禮十四卷抄　永治元年六月手自引勘疏、散不審、件疏文、令人書本書裏、

禮記廿卷抄首付　永治元年曲禮月令受夫子說、四月始之、同月十二日終之、

新定三禮圖廿卷　康治二年

左傳三十卷抄首付　永治元年

同釋例十六卷首付　永治元年

諡法一卷　永治元年

同正義卅六卷雖偽抄句末抄寫也、首付、　康治二年

公羊十二卷抄首付　永治元年

同解徽十二卷首付、書本書裏　康治元年

雜載

穀梁十二卷本首付、書裏　永治元年

同疏十二卷本首付、書裏　永治元年

古文孝經　保延五年受于師外史說、十月七日習之、

御注孝經一卷　保延六年受于師外史說、五月九日習之、同

同述儀五卷本首付、書裏　康治元年

同去惑〇同去惑一本作同去惑者式一卷首付　康治元年

論語十卷　保延三年受于師外史說、十一月十六日始之、同五年九月十一日終之、

同皇侃疏十卷本首付、書裏　康治元年

老子二卷抄　保延六年受夫子說、十一月十二日始之、同十二月六日終之、

莊子卅三卷抄　保延六年

經典釋文七卷　康治二年序錄一卷、首付、左傳六卷、勘付本書、

〔玉海〕元曆二年〇文治元年二月十日甲子、今日大外記賴業、來大將〇通亮第、授尙書十三卷了、大將賜衣一頌、離之降庭再拜云々、

〔懷風藻〕從五位下刑部少輔兼大學博士越智直廣江一絕

五言述懷

文藻我所難、莊老我所好、行年已過半、今更爲何勞、

〔文德實錄五〕仁壽三年四月甲戌、大內記從五位下和氣朝臣貞臣卒、貞臣字和仁、播磨守從四位上仲世第三子也、數歲喪母、哀戚過禮、叔父參議眞綱深相矜愛、弱冠從治部卿安倍朝臣吉人受老莊、吉人奇之、後入大學、研精不息、廿四擧秀才、廿八對策不得其第、承和十四年拜大學大允、

〔文德實錄十〕天安二年三月丙子、有勅令相模介從五位下滋野朝臣安成講老莊於侍從所、令文章生

學生等五人預聽之、

〔駿府政事錄〕慶長十七年六月廿五日、大御所謂道春曰、曾子子貢一貫如何、春對曰、曾子之一貫以行而言、子貢之一貫以知而言、聖門顏子之外、穎悟無如子貢、故有此告、幕府又曰、所謂一貫何、春曰、聖人之心、唯一理而已矣、然天下之物與事、於時於處、其理莫不貫之而相應相當、故無行而不得其處矣、譬如春夏秋冬、暑寒晝夜之運、雖不同、而一元之周流無一息間斷、是以天下之事、相什佰、相千万、而我心之所應之者、唯一理耳、在君爲忠、在父爲孝、在朋友爲信、其理元來不異耳、幕府又曰、參也魯、然所以聞一貫者何、春對曰、以孔子卒考曾子歲殆二十餘也、豈生質實愚而年少、以傳聖人之道哉、想其氣象無圭角而人以魯斥之乎、蓋篤實不已、其外似魯耳、幕府又曰、湯武征伐權乎、春對曰、君好藥、請以藥喩、以溫治寒、以寒治熱、而其疾已是常也、以熱治熱、以寒治寒、謂之反治、治人而已矣、是非常也、此先儒權譬也、湯武之擧不私天下、唯有救民耳、幕府曰、非良醫如反治何、唯恐殺人耳、春對曰、然、上不桀紂、下不湯武、則弑逆之大罪、天地不能容焉、世人以此爲口實、所謂淫夫學柳下惠者也、唯天下人心、歸而爲君、不歸而爲一夫、

〔先哲叢談續編十一〕千葉芸閣、名玄之、字子玄、號芸閣、通稱茂右衞門、江戸人、

井大室曰、關東之學、治經者寡、修辭者衆、大抵文章則文選、軌範、明李王、詩藻則唐詩選、詩刪、絶句解、史則左國史漢、典詁則世說蒙求、具多奇之、相傳曰、某精於唐詩、某熟於蒙求、進聽其講說、退搜其訓詁、童習白紛、以研求一語之所出、與一言之所據、有不得則不惜時日、不憚行露、必窮而止矣、以此成家、一大奇事也、是言見其所著讀書會意中、雖不知其所指爲誰、蓋以芸閣依前數書眩曜於後進、而諷刺其所爲矣、

古事類苑

文學部二十四

史學

古事類苑

文學部二十四

史學

史學ハ和漢ノ歴史ヲ講究スル學ナリ、古來經學ニ次ギテ之ヲ重ンジ、延暦年中ニハ、特ニ紀傳博士ヲ置キシコトアリ、尋デ之ヲ廢セシト雖モ、猶ホ文章博士ニテ之ヲ兼ネタレバ、後世ニ至ルマデ、文章博士ヲ紀傳博士トモ云ヘリ、事ハ漢文篇ニ之ヲ詳ニス、日本書紀ハ我國正史ノ祖ナルヲ以テ、甚ダ之ヲ貴ビ、朝廷ニテモ屢講ジタリキ、又漢史ニ在リテハ、史記漢書ニ後漢書若クハ東觀漢記ヲ三史ト稱シテ、學者最モ力ヲ此ニ盡シタリキ、

修史ノ事業ハ夙ニ開ケ、朝廷ニテハ、推古天皇ノ比既ニ天皇記國記以下ノ撰修アリ、其後日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄三代實錄ノ勅撰アリ、稱シテ六國史ト云フ、日本書紀ヨリ前ニ古事記アリ、亦勅撰ナリト雖モ、其書ノ國文ナルヲ以テ、此國史中ニ列セラレズ、其後國文ノ史乘等ナキニハアラザレドモ、久シク歴史ノ體ヲ備ヘタルモノナカリシガ、德川幕府ニ至リ、林道春父子ニ命ジテ本朝通鑑ヲ撰バシメタリ、當時又水戸藩主德川光圀、英明ノ資ヲ以テ大日本史ヲ撰修シ、奕世拮据經營ノ餘、文化中遂ニ本紀列傳數百卷ヲ上梓シテ朝廷ニ獻ズ、此書大義名分ヲ正シ、國體ヲ明ニシタリ、是ヨリ前六國史以下皆編年體ナリシガ是ニ至テ始メテ紀傳體ヲ用ヰル、水戸藩ノ修史ハ大ヒニ我國史學ノ進歩ヲ促シタルモノニテ、賴山陽ガ日本外史ナドノ著アリシガ如キ、源忠英ガ日本野史ヲ著シテ、大日

紀傳博士

本史ニ續ギシガ如キ、修史ノ業終ニ旺盛ヲ極ムルニ至レリ、

〔皇代記桓武〕延暦廿四年六月、紀傳儒者始、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

紀傳博士一員

右右大臣宣、奉勅、割直講員置件博士、其官位同直講、

大同三年二月四日〇又見令集解、類聚國史、

〔類聚三代格十五〕太政官符

紀傳博士一員

右右大臣宣、奉勅、割直講員置件博士、其官位同直講料田依例、

大同三年三月廿一日

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

應加置文章博士一員事

右從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守宣、奉勅、宜停紀傳博士一員、其紀傳得業、及生徒亦從停止、

承和元年三月八日〇類聚國史、日本紀略、係四月庚子、

〔本朝月令五月〕五日節會事〇中略

五月五日祭、日本博士外從五位下勳十等中臣丸連張弓、并正七位下林連佐比物等、去天平勝寶五年正月四日勘奏云、〇下略

〇按ズルニ、中臣丸連張弓ガ日本博士タリシ事ハ、亦政事要略、年中行事秘抄ニ見エタリ、其勘奏ハ、皆佳節ノ事ニ係ル中ニ於テ、年中行事秘抄ハ三月三日、本朝月令ハ五月五日、政事要略ハ

九月九日ナリ而シテ日本博士ハ未ダ何ノ職ナルヲ詳ニセズト雖モ、恐クハ我國ノ事實ヲ考究スル博士ニテモアルベシ、

〔西宮記（臨時二）〕始講日本紀事

大臣奉宣旨、定博士人、仰明經道令差進尚復學生等、定吉日裝束於宜陽殿東廂、大臣南面東上（在北壁下）大納言以下、參議以上、東面北上、（一列）於納言座東端（西面）設博士座、其南（西面）設當講尚復學生座、東孫廂小板敷、有聽衆辨、少納言、外記、史、并尚復學生等之座、時剋大臣并納言、立左近陣座各執書卷（副笏）入自東面板戸、昇殿著座、（納言者自南一間登之）次參議入從東面板戸、即昇自南第一間著座（同執書卷）座定大臣召外記、外記稱唯、趨立東戸內、（西面、是則大臣入戸也、）大臣仰可召博士之由、（其詞在日記也、）外記稱唯退出、次博士入從南小戸直登著座、次尚復學生等入自同小戸、著東小板敷座、次聽衆辨、少納言、及召人等、入從同南小戸、著小板敷座了、次當講尚復學生一人進著其座、次博士、尚復、大臣以下皆披書卷、次尚復唱文一聲、音、其體高長之 次博士講讀了、尚復讀訖、尚復博士退出、

竟宴事

二三年之間講讀畢、定日設宴座於侍從所、

其座西壁下撤大臣座、其所立四尺屛風二帖、其前施地敷二枚并茵一枚為之博士座、又撤納言以下座、其母屋東第一二間西上對座、設大臣以下參議以上座、（立机、辨備食物、但博士机三前、）參議座東庇、設四位并辨少納言座、南廂東第一二間、設召人侍從大夫以下座、其末設尚復學生等座、同南廂中央間立文臺、裝束訖、親王（一人許也）公卿自左近陣引至件所、入從坤角東行、登自巽角階相分著座、次博士入自同坤角昇殿著座、次尚復學生等又著座、次辨少納言及侍從大夫等著座、座定外記等置紙筆硯尚復學生一人就文臺、披詠詩、再三奉親王、次臨時召人等一一披畢、但大臣以下、預件講人々、兼皆得其詠詩之文了、盃酒三獻之後、上達部進盃、序者進序之後取文臺筥置博士前上卿座之上方、次又外記秉燭、次上卿召

博士一人（擬定其人也）爲講師人々讀件倭歌（此間親王公卿出歌令入宮）此間辨少納言幷侍從大夫等又候公卿座近邊于時大歌御琴師調倭琴被召候公卿座頭令應詠歌之音講畢博士尙復等各給祿有差但件祿物爲饗饌等之物從公卿家々依廻文所給也（諸道講書紀傳講書漢書竟宴之日貞眞親王參會出詠句以明法博士惟宗直本於里亭可講律令由給宣旨）

講日本紀博士等例

天長承和其人未詳

元慶六年右大臣宣奉勅講之例以假名字書詠句

講博士伊豫介善淵愛成序者大內記菅野惟肖得土倉未得解由者前三河守菅野高松其詞日本紀竟宴各分史得土倉阿彌古

前三河守菅野高松

土倉能網尼翹々令流處彌野繫絆手无解由

歌體大略如此堪事者獻二首若作長歌作序體宛如史家講書件年式部卿親王太政大臣等皆被出詠歌也自余體緣是可知

延喜六年講博士大學頭藤原春海序者大內記三統理平得土倉未得解由者前刑部大輔紀有世

但其中秀句〇（秀句下一本有アミハレルアピコニアヒテアザキナクヨトモノアヒダトタルロシナシ三十一字）

得膳巴提使左兵衞佐藤原忠房

誰裳子之無香布時波棄身底虎野舌切名祖館奴壁

天慶六年講博士紀伊權介矢田部公望序者大內記藤原在幹得土倉未得解由者前三河守德治

其中秀句〇（秀句下一本有アミノウチニカヽリヘツメシクチヨリモハナチカヘサヌナゲキマサレリ三十二字）

得伊弉諾尊民部大輔大江朝綱

鵠祖色馬如何還憐度思蟲三年尼鳴奴足不立子手

放辨官之後及三年也、故號、
代々例歌數甚多、非可書、仍題秀句也、

延喜四八二日依宣旨左大辨道明、大史阿保經覽、為宴行事、鋪設雜事、仰所司大臣以下預講席者出祿、左兵衛佐忠房彈大歌琴、博士白褂二領赤絹十匹、序者白褂一領、學士三人衾一條、有勅召內藏頭高階令進赤絹十四（博士料）綿五百屯王卿以下祿、

〔北山抄四〕講日本紀事

講畢時、上始召博士、而自後問可為博士之人、是故實也、

〔日本紀私記序〕冷然聖主、弘仁四年在祚之日、（天智天皇之後柏原天皇之王子也）愍舊說將滅、本記合訛、詔刑部少輔從五位下多朝臣人長、（祖稱見上）使講日本紀、卽課大外記正六位上大春日朝臣穎雄、（王子天帶彦國押人命之後、從五位下魚成第一男、）民部少丞正六位上藤原朝臣菊池麻呂、（天孫天兒命之後、從五位下是人第四男也、）兵部少丞正六位上安倍朝臣藏繼、（王子大彦命之後、從四位下弟者第二男也、）文章生從八位上滋野朝臣貞主、（天孫、魂命之後、從五位上家譯第一男、）無位島田臣清田（王子神八井耳命之後、正六位上村田第一男、）無位美努連清庭等受業（天神角凝命之後、正六位上友依第三男也、）就外記曹局而開講席、一周之後、卷秩既竟、（一年為周）其第一第二兩卷義緣神代、語多古質、（世質民淳、言詞異今）授受之人動易訛謬、（訛化也）故以倭音辨詞語、以丹點明輕重、凡抄三十卷、勒為三卷、

〔釋日本紀一開題〕日本紀講例

康保二年外記勘申養老五年博士（或云不註）竟宴、

弘仁三年（私記云、四年云々、）博士刑部少輔從五位下多朝臣人長、（今案作者太安麻呂後胤乎）竟宴、

承和六年六月一日博士散位菅野朝臣高年、建春門南腋曹司講之、竟宴、

（陽成）元慶二年二月二十五日、博士伊豫介善淵朝臣愛成、敷政門外宜陽東廂講之、（竟宴序云、故相府命秘書監善大夫、於敷政門外宜陽東廂講日本紀、）竟宴、（同六年秋八月）序者從五位下行大內記菅野朝臣惟肖、歌人兵部卿本康親王以下三十人

（博士序者加之）序云、中間相府轉太政大臣、秘書拜豫州別駕、壬寅歲秋八月相府率唱群公、聊行澆章之禮、
延喜四年八月二十一日、博士從五位下大學頭藤原朝臣春海（或云、前下野守云々）講所不注、竟宴、（同六年閏十二月十七日）
序者從五位下行大內記兼周防權介三統宿禰理平、歌人兵部卿貞保親王以下三十六人、序云、甲子
歲降綸旨、令大學頭藤大夫說之、始於四年秋八月二十一日、終於六年冬十月二十二日、即閏十二月
十七日、聊屈師禮、以成竟宴、
承平六年十二月八日、博士從五位下行紀伊權介矢田部宿禰公望、宜陽殿東廂講之、竟宴、（天慶六年十二月二十四日、依亂逆遲引）序者從五位下行大內記兼近江權少掾橘朝臣直幹、歌人中務卿重明親王以下三十七人、
序云、承平六年之冬、令阿州別駕田大夫說之、中間別駕累遷美州紀州、天慶六年九月傳授始畢、至其
十二月二十四日、聊仍舊貫之儀、以行澆章之禮、
康保二年八月十三日、博士攝津守橘朝臣仲遠、（承平尙復云々）宜陽殿東廂講之、竟宴、
〔日本後紀嵯峨二十二〕弘仁三年六月戊子、始令參議從四位下紀朝臣廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞
勝等十餘人讀日本紀、散位從五位下多朝臣人長執講、
〔續日本後紀仁明十三〕承和十年六月戊午朔、令知古事者、散位正六位上菅野朝臣高年、於內史局始讀日
本紀、
〔續日本後紀仁明十四〕承和十一年六月丁卯、日本紀讀畢、
〔三代實錄陽成三十五〕元慶三年五月七日丙申、令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成、於宜陽殿東廂讀日
本紀、喚明經紀傳生三四人、爲都講、大臣以下、每日闕讀、前年始讀、中間停廢、故更始讀焉、
〔三代實錄陽成四十二〕元慶六年八月廿九日戊辰、於侍從局南右大臣曹司設日本紀竟宴、先是元慶二年
二月二十五日、於宜陽殿東廂、令從五位下助敎善淵朝臣愛成讀日本紀、從五位下大外記島田朝臣
良臣及文章明經得業生學生數人、遞爲都講、太政大臣右大臣及諸公卿並聽之、五年六月二十九日

講竟、至是申澆章之宴、親王以下五位以上畢至、抄出日本紀中聖德帝王有名諸臣、分充太政大臣以下預講席六位以上、各作和歌、自餘當日探史而作之、琴歌繁會、歡飲竟景、博士及都講、賜物有差、五位以上賜內藏寮綿、行事外記史預焉、

〔類聚符宣抄九〕少外記大藏善行

右右大臣宣、以件人令行日本紀竟宴事者、

元慶六年八月廿二日　大外記巨勢文宗奉

〔日本紀略一醍醐〕延喜四年八月九日、大學寮差進日本紀尙復、廿一日、講日本紀、六年十月廿二日、日本紀講竟、十二月二十七日、日本紀竟宴、閏十二月十七日、於侍從所、日本紀竟宴、每人分史詠歌、

〔類聚符宣抄九〕學生藤忠紀

右左大臣宣、件人宜爲日本紀常〇常恐衍尙復者、

延喜五年五月二日　少外記紀延年奉

〔日本紀略二朱雀〕承平六年十二月八日壬辰、於宜陽殿東廂講日本紀、廿四日戊申、有日本紀竟宴、

〔日本紀略二朱雀〕天慶六年十二月廿四日戊辰、於宜陽殿、有日本紀竟宴、

〔本朝世紀〕天慶二年四月廿六日丁酉、諸卿參陣、但中納言師□參議是茂、淑光等、就日本紀講所、

〔日本紀略四村上〕康保元年二月廿五日壬申、今日勅定、散位正五位下橘仲遠、講日本紀、又尙復學生仰紀傳明經道、可令差進之由、仰大學寮、三月九日乙酉、陰陽寮勘申可講日本紀之日時、來月廿日乙丑、同廿八日癸酉、又大學寮差進尙復生二人、明經十市致明、

〔日本紀略四村上〕康保二年八月十三日庚戌、於宜陽殿東庇、始講日本紀、以橘仲遠爲博士、

〔類聚符宣抄九〕講書

式部大輔橘直幹朝臣奉　左京權大夫大江重光朝臣奉
式部權大輔菅原文時朝臣奉　大學博士十市宿禰有象奉
文章博士藤原朝臣後生依レ觸二產穢一不レ堪二參入一　權右少辨大江朝臣齊光奉
左衞門權佐菅原朝臣輔正奉　大學頭高階眞人成忠奉
勘解由次官紀朝臣伊輔奉　式部少丞三善道統奉
右左大臣宣、今月十三日辰二剋可レ始レ講二日本紀一件等人宜レ召レ預二講席一者、
康保二年八月五日　大外記兼主稅權助備後介御船宿禰傳說奉

〔類聚符宣抄九〕日本紀尙復召人
尙復
大外記御船宿禰傳說
召人
式部大輔橘直幹朝臣　左京權大夫大江重光朝臣
式部權大輔菅原文時朝臣　大學博士十市宿禰有象
文章博士藤原朝臣後生　左衞門權佐菅原朝臣輔正
大學頭高階眞人成忠　權右少辨大江朝臣齊光
勘解由次官紀朝臣伊輔　式部少丞三善道統
右左大臣宣、依レ件行レ之者、
康保二年八月五日　大外記兼主稅權助備後介御船宿禰傳說奉

〔日本紀竟宴和歌〕
養老五年始講　博士從四位下太朝臣安麻呂

弘仁四年講　　博士刑部少輔太朝臣人長 外記日記注弘仁三年

承和十年講　　參議從四位上滋野朝臣貞主 外記日記注博士散位正六位上菅野高年

元慶二年講 五年擧六年宴　助敎從五位下善淵朝臣愛成

延喜四年講 六年宴　紀傳博士矢田部公望、明經生葛井淸鑒、

承平六年講 天慶六年宴　博士從五位下行矢田部宿禰公望

康保二年講　　博士攝津守橘朝臣仲遠

日本紀竟宴、各分レ史得二大鷦鷯天皇一二首 元慶六年

皇太后宮大夫藤原朝臣國經

氣不利奈岐、也度遠女玖美之、須女良已曾、也曾度世阿末利、玖爾之良之氣禮、

けぶりなきやどをめぐみしすめらこそやそとせあまりくにしらしけれ

於保散々岐、多加都乃美也乃、安女毛留遠、布可世奴古度乎、多美波與呂古布、

おほさゞきたかつのみやのあめもるをふかせぬことをたみはよろこぶ ○以下略レ之

日本紀竟宴、各分レ史得二神日本磐余彥天皇一幷序 延喜六年

從五位下大內記兼周防權介三統宿禰理平

日本紀者、一品舍人親王、從四位下太朝臣安滿等奉レ勅所レ撰也、神代上下紀、帝世廿八紀、摠三十卷、筆削成レ功、其勤至矣、此紀元慶鼓篋以來、二十餘年、倚レ席不レ講、時人竊歎、師說將レ墮、甲子歲降二綸旨一、令三大學頭藤大夫說二之、大夫下レ意之問、上レ口而答、擧二前儒之干矛一、鑿二後生之耳目一、況亦敎而無レ倦、勸以傾レ懷、始二於四年秋八月廿一日一、終二於六年冬十月廿二日一、卽閏十二月十七日、聊屈二師禮一、以成二竟宴一、于レ時在朝公卿大夫莫レ不二畢會一焉、數巡酒後、座人耳熟宜レ歌二舊史一、各述二緣情一、其詞云、

渡飛加氣留、阿麻能伊波布禰、多都禰氏蘇、阿岐都志麻耳波、美野波志迷勢留、

とびかけるあまのいはふねたづねてぞあきつしまにはみやはじめせる（歌〇以下略之）

〔親長卿記〕文明十二年十月十七日、今日仰云、日本紀事可有御講釋、被仰吉田三位（兼俱卿）、御侍讀事可書遣勅裁之由可仰元長、件日祗候在所事、先日被仰談禪閤之處、黒戸簀子、此間有假室禮、被敷赤緣疊之處、可爲如何哉之由有仰、其分可然之由被申、於聽聞之輩者可候上云々、可爲此分歟、予所存如何之由有仰、予申云、此落間事、爲簀子、爲假室禮不可然歟、殊候御讀之間、隔聽衆之條、不似物儀、寬元之度、於御學問所有御讀云々、殊舊院御在位之時、御讀書之時、每度於御學問所有此事、（故清三位業忠）講釋之時、故萬里小路前内府（于時大納言）故洞院左府（于時大納言）連々聽聞、各候簀子事爲御學問所者、旁可然歟、仰云、此儀尤可然之由被思食也、可治定之由有仰、　廿一日、今日日本紀御談義幷御讀書始也、此事此間以民部卿被仰象俱卿、御侍讀事可遣勅裁之由被仰元長、去十七日書遣之次、參候在所事、先日被仰合禪閤、黒戸前簀子有假室禮之所、（敷赤緣疊）此所可然之由被申意見云々、仍去十七日被仰合予之間、申所存了、侍從三位象俱卿所存、寬元四年御讀書始、於清涼殿有此事、後堀河院御時、於常御所有此事、寬元連々講釋之時、於議定所有此事、御學問所事雖有例、於初度之儀者、如何之由猶申云々、午剋參内、被召御前、此子細有仰、予申云、清涼殿事者、出御當時不可叶、（依無御物具、御座出御不叶）議定所事、就講釋可有群參議奏、敷奏之輩之外參列之條、當座不覺悟、先規常御所、是又雖令勸進例、其所不審、縱雖候御讀、就講釋之儀不可有參仕之人、參仕常御所事、無左右人々不可叶歟、云彼云是就無其所、任先例御學問所計申了、雖然存不足之由者、於黒戸此間如御連歌群參之上者、可有御沙汰歟、黒戸事近年内々御所也、是又至舊院御代外人無參仕、雖然、嘉吉四年、内裏炎上之後、造内裏之時、就無泉殿自然御會無其所之間、仍替已前被改指圖如此之間、可被宥用歟、仰云、此定ニテコソアラメ、中院大納言勸修寺大納言等可仰合云々、仍予招兩卿仰之趣、予所存分相語了、兩卿同心、此子細奏聞、然者可用意黒戸云々、予申云、今日御講釋歟、可爲其分、予又申云、先任例可有御讀書始之儀歟、其後更有御講

講漢史

釋者、可然之由言上了、尤可然之由有仰、先黑戶東間儲御座、常御座也、前立屛風、敷小御座、敷御茵、御前在白木机、新調 其下落間立白木机、出御、以元長被召彙俱卿、參仕御讀之儀、畢退出、次御屛風小御座御茵等撤之、立御屛風於本御座後、白木机在之 更出御、次被召彙俱卿、白木机如先、但自前座引退、被立机、已 次諸卿參入、

〔言繼卿記〕天文二年二月十一日甲申、一青門にて、環翠軒清三位入道宗尤日本紀講釋、從今日申四時分ニ參候、伏見殿、三條大納言、持明院宰相、萬里小路、下官、高辻長雅朝臣、皆明寺、中御門宣治、藤三位資直卿、宮內卿、在富卿 極務、樂賢朝臣 吉田侍從、兼有 鳥小路、青門寺務 新三位、長谷坊官 其外內山、萬里弟 僧衆四五人也、

〔言繼卿記〕天文二年二月廿一日甲午、一今日青門日本紀御講釋第三度 與飛鳥井令同道參了、

〔野槌下六〕させる事なき事ども、自讃するためしに、○中略 吉田神龍院○梵舜 駿府へまかりて御前○德川家康 にて、日本紀舒明皇極の所をよめと仰られしに、えよまざりければ、道春を召てよめとの給ふ、則よみてけり、後に大相國かの家の書を何とてえよまざるにやと余○林道春に仰られたりしに、神代の處をばかなをつけてよみ候が、人皇紀にはかな點もなく侍る故なるべしと申上侍りき、

〔梵舜日記〕慶長八年五月十九日、伏見城右府家康へ御見廻申入候、於御前種々神道之事、日本紀之事御尋也、

〔類聚國史二十八帝王〕嵯峨天皇弘仁七年六月己酉、外從五位下勇山連文繼授從五位下、皇帝受史紀於文繼、至是而畢、仍有此授、

〔類聚符宣抄九〕講書○中略

右大臣宣、令從五位上行式部少輔兼文章博士藤原朝臣菅根講史記者、

昌泰二年五月十一日　少外記小野保衡奉

同日仰大學少允菅野君房訖

被右大臣宣、俾令文章博士從五位下三善宿禰淸行講覔前文章博士藤原朝臣菅根所讀遺之史記者、

昌泰三年六月十三日　　大外記三統理平奉

卽日仰大學少屬時原有平訖

〔日本紀略醍醐一〕延長三年五月八日己亥、伊豫權守橘公統講史記於北堂、

〔菅家文草詩一〕史記竟宴詠史得司馬相如

夫子猶司馬、相如有舊聞、官嫌爲武騎、曲喜得文君、苦諫長楊獵、多勞廣澤軍、大人今可用、何處不凌雲、

〔源氏物語乙女二十一〕いかでさるべきふみども、とくよみはてゝ、まじらひもし、世にもいでたらんと思ひて、たゞ四五月のうちに、史記などいふふみはよみはて給てけり、いまはれうしうけさせんとて、まづ我御まへにて、心みせさせ給、れいの大將、左大辨、式部大輔、左中辨などばかりして、御師の大內記をめして、史記のかたきまき〳〵れうしうけんに、はかせのかへさうべきふし〳〵をひきいでゝ、ひとわたりよませ奉り給に、いたらぬくまなく、かた〳〵にかよはしよみ給へるさま、つまじるしのこらず、あさましきまで有がたければ、さるべきにこそおはしけれと、たれもたれも泪おとし給ふ、

〔臥雲日件錄〕文明四年十一月十四日、凡史記、予二十歲聽瓘齋折居利見軒、爲一二少年講史記列傳、予陪席末而以無本爲憂、嚴密卽時居西山東源、聞此買玉泉塔頭給圓貢此本、而以付予、蓋價五緡也、

〔西宮記臨時二〕藏人所講書事

天曆以圖書頭藤原篤茂爲講師、以學生藤原忠時爲尙復、講漢書、

藏人頭式部權大輔藤原朝臣菅根仰云、始自來月三日、令文章生藤原諸蔭講漢書、卽令所人勤讀、其

後自來九月、毎旬試其所學生、三度以上及第者加褒賞、落第者奪務三日者、

延喜三年七月廿八日出納左衛門少志御春有輔之、

延喜十年十月廿九日、今日藏人所行漢書竟宴事、

〔貞信公記〕延喜十年十月廿九日己酉、藏人所有漢書口竟宴、

〔日本紀略醍醐一〕延長元年三月七日辛巳、大學北堂有漢書竟宴、

〔菅家文草詩一〕漢書竟宴詠史得司馬遷

少日纔知誦古文、何圖祖業得相分、毎思劉向稱良史、再拜龍門一片雲、

〔菅家文草詩二〕勸學院漢書竟宴詠史得叔孫通

游魚得水幾波濤、命矣孫通遇漢高、暗記龍顏奇在骨、先知虎口利如刀、諛言不謝加新印、降見無嫌變舊袍、太史公雖稱大直、猶慙去就甚鴻毛、

〔續日本後紀仁明四〕承和二年七月丁巳、天皇御紫宸殿、正四位下菅原朝臣清公侍讀後漢書、數日之後不遂而輟、有以也、

〔菅家文草詩一〕八月十五夜、嚴閤尚書（○菅原是善）授後漢書畢、各詠史、得黃憲、（幷序、貞觀六年）

〔菅家文草詩二〕後漢書竟宴各詠史得光武

時龍何處在、光武一朝乘、濟縣低飛鳳、滹沱暗合氷、將軍星有列、曆數火相承、計會天人應、宜哉得中興、

〔文德實錄八〕齊衡三年十一月壬寅、詔刑部大輔春澄朝臣善繩講晉書、帝自受讀、

〔日本紀略醍醐一〕延喜十一年十二月十八日戊辰、大學寮行晉書竟宴、　十三年十二月十五日壬午、大學寮有晉書竟宴、

〔爲房卿記〕承曆三年九月十六日辛巳、今日於右中丞六條亭講晉書、詠史詩、雲客儒士態文之者濟々焉云々、序者孝定朝臣、

史籍

〔台記〕康治二年十一月十七日己巳、余（○藤原頼長）近年學經、不暇學史、因之自今春、命生徒五人、食物及沐浴之時、令語南史要書、三反　昨終其功、今日又更生徒等問其始、若覺事者、余對其末、若不覺者、生徒尚語其末、是以覺否知余敏鈍、南史傳七十卷之内生徒所語凡五百九十一事、其中所覺二百八十五、不覺三百六、不及半分、深爲恥、翌日語之了、

〔二中歷十一書〕國史

日本書紀三十卷　　續紀、後紀、各四十、　　續日本國後紀廿

文德實錄只十卷　　三代實錄五十卷　　類聚國史二百卷

今案、日本紀（自神代至持統天皇十年）江納言說之曰、舍人親王撰也、一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麿奉勅、

續日本紀（自大寶元年到延暦十年）民部大輔菅野眞道奉勅

日本後紀（自延暦十一年至天長十年）左大臣冬嗣奉勅

續日本後紀（自承和元年至嘉祥三年）太政大臣良房奉勅

文德實錄（自嘉祥三年至天安二年）右大臣基經奉勅、實都良香撰、

三代實錄（自天安二年至仁和三年）左大臣時平奉勅、實善行等撰云々、三代者清和、陽成、光孝也、

類聚國史（仁明天皇、文武以後、仁和以前、平城以後、）平城以前、太政大臣藤原良房奉勅、

〔本朝書籍目錄〕帝紀

舊事本紀　十卷（開闢以來、推古天皇以往、聖德太子、蘇我馬子大臣撰、）

古事記　三卷（自神代迄推古天皇、太朝臣安萬侶撰、）

初天地本紀（見神鏡勘文）　日本史記略

官史紀（見本朝月令）。

日本書紀　三十卷　舍人親王撰、從神代至持統、凡四十一代、

續日本紀　四十卷　菅原眞道等撰、從文武至桓武、九代、

日本後紀　四十卷　藤原緒嗣撰、從桓武延曆十一年至淳和天長十年、凡四代、

續日本後紀　二十卷　忠仁公撰、仁明一代、天長十年以後、嘉祥三年以前、

文德實錄　十卷　都良香撰、或昭宣公撰、從嘉祥三年三月至天安二年八月、

三代實錄　五十卷　大藏善行撰、或本院左大臣撰、從清和至光孝、三代、

類聚國史　二百卷　菅家御撰

新國史　四十卷　朝綱撰、或清愼公撰、自仁和至延喜、

養老五年私記　一卷

弘仁四年私記　三卷　多人長朝臣撰

承和六年私記　菅野高平朝臣撰

元慶二年私記　一卷　善淵愛成朝臣撰

延喜四年私記　藤原春海朝臣撰

承平六年私記　矢田部公望宿禰撰

康保四年私記　橘仲遠朝臣撰

日本紀私記　三卷

帝王本紀

雜氏本記

庶民本記

本朝帝紀　敦光撰

本朝世紀　二十卷　藤原通憲撰

扶桑略記　三十卷　阿闍梨皇圓抄

帝王系圖　二卷　神武以降至白川院、記代々君臣事、中原□撰、

新抄　自後白川院至順德院、中原師重撰、

春秋曆　三卷　記和漢年々吉凶事、親經卿撰、

和漢春秋　大外記師弘撰

續新抄　大外記師光抄

國後抄　自仁和至堀川院、敦基抄、

邦典秘抄　六十一卷

國後要抄　二卷　中御門右府抄

國史以後臨事公事鈔

曆錄　四卷

日本略雜記 一卷 日本紀問答 一卷

神別記 十卷

〔江談抄五 詩事〕日本紀撰者事

被談云、日本紀被見哉、答云、少々見之、未及所抑日本紀誰人所撰哉、被答云、日本紀者、舍人親王撰也、又續日本紀者、左大辨菅野眞道撰也、依其功給免田卅町、日本後紀者、左大臣藤原緒嗣撰也、續日本後紀者、忠仁公也、文德天皇實錄者、昭宣公撰也、三代實錄者、左大臣時平所撰也、

〔桃華蘂葉〕一本朝本書事

日本紀 卅卷、故殿(一條經嗣)受吉田神主卜部兼熈說給、自爾以來、當家相傳之、自神代至持統天皇、一品舍人親王撰、

續日本紀 四十卷、自大寶元年至延曆十一年、菅野眞道撰、

日本後紀 三十卷、自延曆十一年至天長十年、左大臣冬嗣公撰、

續日本後紀 二十卷、載仁明天皇一代事、太政大臣良房公撰、

文德實錄 十卷、自嘉祥三年三月至天安二年八月、始藤眞菅撰、

三代實錄 五十卷、自天安二年八月至仁和三年八月、左大臣時平公撰、

新國史 宇多天皇以來事也

以上吾朝國史也 續日本紀以下、別無口傳等、〇中略 類聚國史者、菅家令撰之給也、

帝王略論五卷 穎業持永之

本朝世記 卅卷、信西法師作、寬平一代國史也、

〔尺素往來〕內史者詔勅、宣命、卜部之一流相傳之、秘說者專在日本書紀、日本後紀、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、新國史等、歟、同傳受之志候、

〔鹽尻四十三〕一三史 史記。 前漢書 後漢書をいふ、是に文選を合せ訓讀通せし者を、中世儒者

三史

の學とおもへり、

○按ズルニ、唐六典吏部禮部ノ條、宏文館崇文館學生ノ課試ノ註ニ、袞崇生習一大經小經者、兩中經者、習史記者、漢書者、東觀漢記者、三國志者、皆須讀文精熟言音典正トアリ、又同書門下省宏文館校書郎ノ註ニハ、禮部試崇文宏文生、擧例、經習一大經一小經、史習史記、漢書、後漢書、三國志、各自爲業トアリ、

〔十駕齋養新錄 六〕三史

續漢書郡國志、今錄中興以來郡縣改異、及春秋三史會同征伐地名、三史謂史記漢書及東觀記也、吳志呂蒙傳、注引江表傳、權謂蒙曰、孤統軍以來、省三史諸家兵書大有益、又孫峻傳注引吳書、留贊好讀兵書及三史、晉書傅休奕傳、撰論三史故事、評斷得失、隋書經籍志、有三史略二十九卷、吳太子太傅張溫撰、皆指此、自唐以來、東觀記失傳、乃以范蔚宗書當三史之一、

〔近聞寓筆 一〕舊聞、南都東大寺有東觀漢紀、

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年十月甲辰、太宰府言、此府人物殷繁、天下之一都會也、子弟之徒、學者稍衆、而府庫但蓄五經、未有三史正本、涉獵之人、其道不廣、伏乞列代諸史、各給一本、傳習管內、以興學業、詔賜史記、漢書、後漢書、三國志、晉書各一部、

〔源氏物語 二 帚木〕すべて男も女も、わろものは、わづかにしれるかたのことを、のこりなくみせつくさんと思へるこそいとおしけれ、三史五經の道々しきかたをあきらかにさとりあかさんこそ、あいぎやうなからめ、などかは女といはんからに、世にあることのおほやけわたくしにつけて、むげにしらずいたらずしもあらん、

〔本朝文粹 六 奏狀〕請特蒙天恩因准先例兼任備中介闕狀　　大江匡衡 ○中略

爰匡衡、業書籍而貧、携風月而老、其所經歷之孝廉茂才廷尉憲臺、皆是可應州牧之擧之地也、而不知

術貫、愚淺之人、或以爲獻策之者、縱雖歷式部民部丞藏人檢非違使、是儒者也、不可任受領、因之今雖被與文道、曾無儒尊師、淪書耽學之徒、縱釣成業之名、多爲出身之計、然間三史文選師說漸絕、詞華翰藻、人以不重、道之陵遲、莫不由玆、〇中略

長德二年四月二日

正五位下行式部權少輔兼文章博士大江朝臣匡衡誠惶誠恐謹言

〔江談抄 六長句〕三史文選師說漸絕事

三史文選師說漸絕詞華翰藻人以不重之句、皆宜義見之云、文道宗匠、足下一人歟、宜義ガ無ラム之時可被書之句也ト云、匡衡答云、足下達令生レバ巨會漸トハ書ト云々、

〇按ズルニ、此他五山ノ中ニ史記家漢書家アリシコトハ、講書篇ニ南畝莠言所載ノ史記抄ヲ引ケリ、

〔二大家文則〕山陽先醒答　村瀨子琴質問

問史

答、史記爲首、而左國國策次之、漢書三國志又次之、其後則通鑑、通鑑一滾、敍者雖尋首尾、故綱目爲佳、其書法不必論、取其綱擧其目、張一覽了然耳、

〔授業編 五〕歷史之學

學者ノ業トスル所ヲ、世ニ經史ト稱スルハ、經學ニ次デハ、史學ト云フコトナリ、是實ニ不易ノ論ナルベシ、經義明ラカナラザレバ、學文ノ本領タヽズ、史學詳ラカナラザレバ、學文ノ地盤カタマラズ、本領タヽズ、地盤カタマラザレバ、有用ノ學ト云ヒガタシ、サレバ先經業ヲオサメ、次デ史學ヲオサムベキハモトヨリナリ、〇中略春秋ト云フモ、畢竟魯國ノ史冊ノ名目ナレドモ、聖人筆削ヲ下シタマヒ、勸善懲惡ノ義ヲ寓シ玉ヒショリ、ヤンゴトナキ聖經トナリヌ、晉ニハ乘ト云、楚ニハ

檮杌トイヒ、魯ニハ春秋トイフトアレバ、乘モ檮杌モ同ジク史册ノ名ナレドモ、二書ハイカナル物トモ知ルベカラズシテ、獨春秋ノミ長ク世ニ傳ハリ、日月ト與ニオツルコトナキハ、聖人ノ筆削アリシ故ナラズヤ、サレバ是ヲ以テ、天下古今歷史ノ鼻祖トイハンハ恐レ多シ、公羊、穀梁、左氏ノ傳ヲ、春秋ノ三傳ト云、經ヲ釋スルニハ、公羊、穀梁ヨシ、左傳ハ春秋ニ本ヅキテ、一家ノ言ヲナシタル書トモ云ベシ、國語モ其前後ニ出タル書ニテ春秋外傳ト云フ。○中略左傳國語ノ後ニ戰國策アリ、コレモ作者ハサダカナラズ、但シ國語國策ハ事實ヲ略シテ說辭ヲ主トシタル書ナレバ、歷史ノ列ニ非ズ、汲冢周書晉ノ時ニ出、先儒以テ周ノ逸書ヲ疑コト、余其眞贋ヲ論ズルニハ非ズ、其書歷史ノ名アリテ、歷史ノ撰ニ非ズ、竹書記年蕭梁ノ時ニアラハル、其書編年ノ體アレドモ、蕞爾ノ簡册、史ト云ニ足ラズ、吳越春秋、越絕書ハ、漢魏叢書ニ史ノ部ニオサムトイヘドモ、畢竟後世小說ノ淵源ト云ベクシテ、モトヨリ史ノ撰ニアラズ、タヾ司馬子長ガ史記ノミ、左傳國語國策等ノ諸書ヲ網羅ストイヘドモ、其規模行文前軌ニヨラズ、實ニ草業ヲヒラキテ、始テ一家ノ言ヲ成ス、サレバコソ、世ニ史記左傳ト並ベ稱シテ、後世史學ノ宗トナル、史記ニ次デ、前後ノ漢書、三國志、晉書ヨリ下遼元ノ史ニ至リ、世ニ此ヲ廿一史ト云、歷史ノ學、是ヲ極功トス、今ニシテハ、明史ヲ倂セテ廿二史ト云フベシ、コレミナ司馬氏ノ史記ノ軌轍ニ循フモノナリ、左傳ニ續デ編年ノ史ハ、左傳ノ後數百千年ヲ經テナカリシニ、宋ニ至リテ、司馬溫公ノ資治通鑑出ヅ、其成功ニヨリテ朱子ノ綱目アリ、此二書ハマコトニ優劣スベカラズ、又偏廢スベカラズ、但シ事ヲ記スルノ詳ラカナルハ、溫公ノ通鑑ニアレバ、學者歷代ノ事體ヲ該覽セントナラバ、先溫公ノ通鑑ヲ熟讀スベシ、其上ニテ、文公ノ綱目ヲ見テ、書法ヲ考エ、名義ヲ辨フベシ、二書トモニ、前編續編アリ、後人ノ作トイヘドモ、倂セ存スベシ、但シ前編ニアルホドノ事ハ、大低史記左傳ニテ人々知ルトコロナレバ、書ヲ求ムル資財トモシキ人ハ、無トモヤムベシ、續編ハ、無テハ不自由ナリ、書肆ニテ五編ノ七編ノ

ト云ヒ、價ヲ張トイヘドモ、正編ニ前編續編ヲアハセテ、三編サヘアラバ、ソレニテモヤムベシ、今ヨリ百年バカリ前ハ、綱目ノ會業盛ニ行ハレシ、其事ハ、活所備忘錄ヲ見テモ知ルベシ、然ル故ニ大部ノ書ナレドモ、和板モタヤスク事ナレリ、然ルニ蘐園ノ學盛ナルニ至リ、人々何ト辨ヘタルニモアラデ、朱子ノ綱目見レバ害アル事ノヤウニ云テ、世ヲ擧テ讀人少ナシ、甚シキカナ、學徒ノ輕薄ナルコト、又通鑑紀事本末ト云書アリ、通鑑ニアルホドノ事ハ殘ラズアリ、是一事ヲ考索スルニハ便ナル書ナリ、

朝廷修史

〔令義解職員一〕中務省管職一、寮六、司三、

卿一人、○中略監修國史、謂圖書寮所修、此省更押監也、案雜令、有徵祥災異陰陽寮奏訖者、季別封送中務省入國史是也、

〔令義解職員一〕圖書寮

頭一人、掌經籍圖書、謂五經六籍河圖洛書之類、其諸史百家亦兼掌也、修撰國史、謂措據國事修撰史書也、

〔和漢名數三篇文籍。〇〕史二體　編年始左傳　紀傳始司馬遷　呂氏云、論一時之事、紀傳不如編年、論一人之終始、編年不如紀傳、

〔西宮記臨時五〕國史式所有宣旨之時、臨時定之云々、

〔新儀式臨時五〕修國史事

修國史、隔三四代修之、先定其人、第一大臣、執行參議一人、大外記并儒士之中、擇堪筆削者一人、令制作之、諸司官人堪事者四五人、令候其所、修畢、奏進之、後頒下諸司、

〔類聚符宣抄十〕撰國史所

史生上毛野有統

右大臣宣、宜令件人書國史者、

元慶四年二月十六日。　大外記島田良臣奉

大納言正三位兼行右近衛大將藤原朝臣恒佐
中納言從三位兼行民部卿中宮大夫平朝臣伊望
右大納言藤原朝臣恒佐宣、奉勅、件人等宜爲撰國史所別當者、
承平六年十一月廿九日　小外記三統公忠奉
左少辨從五位上兼行文章博士伊豫介大江朝臣朝綱
右大納言藤原朝臣恒佐宣、奉勅、件人宜令直撰國史所者、
承平六年十一月廿九日　大外記三統公忠奉
右大臣宣、史生善友滋賀相、宜令直撰國史所者、
承平七年十二月廿二日　大外記內藏惟直奉
史生奈美元護
左史生勝良成　上藤杖
右大臣宣、件等人、宜令直撰國史所者、
天慶八年九月廿八日　大外記兼近江權少掾三統宿禰公忠奉

〔日本書紀十二履中〕四年八月辛卯朔戊戌、始之於諸國置國史記言事達四方志、

〔釋日本紀一開題〕本朝史書

先代舊事本紀十卷有序

序曰、聖德太子且所撰也、于時小治田豐浦宮御宇豐御食炊屋姬天皇〇推古在位廿八年歲次庚辰春三月甲子朔戊戌、攝政上宮廐戶豐聰耳聖德太子尊、命大臣蘇我馬子宿禰等、奉勅撰定云々、十卷號曰先代舊事本紀、所謂先代舊事本紀者、蓋謂開闢以來當代以往者也云々、于時三十年歲次壬子春二月朔己丑是也、在神皇系圖一卷、

〔日本書紀推古二十二〕二十八年、是歲皇太子(〇廐戸)島大臣(〇蘇我馬子)共議之、錄天皇記、及國記、臣、連、伴造、國造、百八十部、幷公民等本記、

〔日本書紀皇極二十四〕四年六月己酉、蘇我臣蝦夷等臨誅、悉燒天皇記國記珍寶、船史惠尺、卽疾取所燒國記而奉中大兄、

〔日本書紀天武二十九〕十年三月丙戌、天皇御于大極殿、以詔川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忌部連首、小錦下阿曇連稻敷、難波連大形、大山上中臣連大島、大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事、大島子首親執筆以錄焉、

〔古事記序〕臣安萬侶言、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身、故太素杳冥、因本敎而識孕土產島之時、元始綿邈、賴先聖而察生神立人之世、寔知懸鏡吐珠、而百王相續、喫劒切蛇、以萬神蕃息歟、議安河而平天下、論小濱而淸國土、是以番仁岐命、初降于高千嶺、神倭天皇(〇神武)經歷于秋津島、化熊出爪、天劒獲於高倉、生尾遮徑、大烏導於吉野、列儛攘賊、聞歌伏仇、卽覺夢而敬神祇、所以稱賢后、望烟而撫黎元、於今傳聖帝、定境開邦、制于近淡海(〇成務)、正姓撰氏、勒于遠飛鳥(〇允恭)、雖步驟各異、文質不同、莫不稽古以繩風猷於既頽、照今以補典敎於欲絕、曁飛鳥淸原大宮御大八洲天皇(〇天武)御世、潛龍體元、洊雷應期、聞夢歌而想纂業、投夜水而知承基、然天時未臻、蟬蛻於南山、人事共洽、虎步於東國、皇輿忽駕、淩渡山川、六師雷震、三軍電逝、杖矛擧威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解、未移浹辰、氣沴自淸、乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、卷旌戢戈、儛詠停於都邑、歲次大梁、月踵夾鐘、淸原大宮、昇卽天位、道軼軒后、德跨周王、握乾符而總六合、得天統而包八荒、乘二氣之正、齊五行之序、設神理以獎俗、敷英風以弘國、重加智海浩瀚、潭探上古、心鏡煒煌、明覩先代、於是天皇詔之、朕聞諸家之所賷帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝

紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、卽勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、伏惟皇帝陛下得一光宅、通三亭育、御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮、日浮重暉、雲散非烟、連柯幷穗之瑞、史不絕書、列烽重譯之貢、府無空月、可謂名高文命、德冠天下矣、於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭、然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字卽難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之內、全以訓錄、卽辭理叵見以注明、意況易解更非注、亦於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類、隨本不改、大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世、(推古)故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇(神武)以下、品陀(應神)御世以前爲中卷、大雀皇帝(仁德)以下、小治田大宮以前爲下卷、幷錄三卷、謹以獻上、臣安萬侶、誠惶誠恐頓首頓首、

和銅五年正月廿八日　　正五位上勳五等太朝臣安萬侶(謹上)

〔續日本紀(元明)六〕和銅七年二月戊戌、詔從六位上紀朝臣淸人、三宅臣藤麻呂、令撰國史、

〔續日本紀(元正)八〕養老四年五月癸酉、先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是成功奏上、紀三十卷、系圖一卷、

〔釋日本紀(開題)一〕弘仁私記序曰、夫日本書紀者、一品舍人親王(淨御原天皇〈天武〉第五皇子也)從四位下勳五等太朝臣安麻呂等(王子神八井耳命之後也)奉勅所撰也、(中略)

問、撰修此書之時、以何書爲本哉、

答、師說或云、以古事記爲本、或云、以先代舊事本紀爲本、但以古事記爲本者、多有相違之文、古事記者只以立意爲宗、不勞文句之體、仍撰修之間、頗有改易云々、而今見此書所載絶文者、全是舊事本紀之文也、注文一書云之處、多引古事記之文、況舊事本紀者、上宮太子、全依經史之例、能勞文筆之體、

或神名用訓之處、更不交音、或島名用音之處、亦不交訓、國常立尊、般馭盧島、是其一端也、此書體已同彼書、其所載多引彼文、然則以舊事本紀為本所撰也、自餘闕門假借之書、雖有其數、皆稱一書置於註、

〔書紀集解總論一〕第三論著作之人

舊說皆云、書紀舍人親王所著作也、是泥於養老四年續記、而未深攷也、夫天武天皇以戰伐即位、史筆褒貶、非無所疑、欲當其世而定史書、故天武天皇十年紀曰、三月丙戌、天皇御于大極殿、詔川島皇子、〇中略令記定帝紀及上古諸事、〇中略所謂帝紀、自神代紀至天武天皇紀是也、所謂上古諸事、丹波國甕襲家犬、或兎餓野鹿之類、載在紀中是也、是書紀成于此、其證一、天武天皇十三年、作八色之姓、譬如中臣連改為朝臣、大伴連改為宿禰、而神代上紀曰、中臣連遠祖、又下紀曰、大伴連遠祖、此等之類、不遑枚舉、凡謂遠祖、證今之氏姓也、親王之時、何不舉今姓、而猶依舊姓、是書紀成于天武天皇十年、其證二、懷風藻序曰、淡海先帝、恢開帝業、弘闡皇猷、爰建庠序、徵茂才、定五禮、興百度、憲章法則、規模弘遠、夐古以來未之有也、天武天皇弘宣餘烈、紹開中興、可謂雄才守文之主也、故文人輩出、川島皇子、中臣大島等、各有篇章、載在懷風藻、視於養老之時、才堪筆削者不乏其人、是書紀成于天武天皇、其證三、和銅七年續紀曰、二月戊戌、詔從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰國史、是續書紀補其後也、又養老四年續紀曰、五月癸酉、先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成、奏上紀三十卷、系圖一卷、是親王執行清人等所撰之事、始卒其功也、儀式曰、修國史、大臣執行、參議一人、大外記、並儒士之中、擇堪筆削者一人、令制作之、舍人親王、則所謂大臣執行也、非筆削也、驗此諸證、書紀三十卷、自神代上紀、至天武天皇元年紀、是天武天皇十年、大島子首等所筆削也、自天武天皇二年紀、至持統天皇紀、是舍人親王奉勅執行、清人藤麻呂等所筆削也、非舍人親王一手所成者、故今論明之、

〔明月記〕建永二年五月廿日、顯昭付家長進日本紀歌注云々、望申法橋云々、不知其由、日本紀者我朝

之國史、尤可重、若可有其沙汰者、大臣公卿官外記尤可奉行歟、非法師撰進之仁歟、

〔類聚國史 百四十七 國史〕桓武天皇延暦十三年八月癸丑、右大臣從二位兼行皇太子傅中衛大將藤原朝臣繼繩等、奉勅修國史成、詣闕拜表曰、臣聞黃軒御暦、沮誦攝其史官、有周闢基、伯陽司其筆削、故墳典斯闡、步驟之蹤可尋、載籍聿興、勸沮之議允備、暨乎班馬迭起、述實錄於西京、范謝分門、騁直詞於東漢、莫不表言旌事、播百王之通猷、昭德塞違、垂千祀之炯光、史籍之用蓋大矣哉、伏惟聖朝求道纂極、貫三才而君臨、就日均明、掩八洲而光宅、遠安邇樂、文軌所以大同、歲稔時和、幽顯於焉禔福、可謂英聲冠於胥陸、懿德跨於勛華者焉、而負扆高居、凝旒廣慮、修國史之墜業、補帝典之缺文、爰命臣與正五位上行民部大輔兼皇太子學士左兵衛佐伊豫守臣菅野朝臣眞道、少納言從五位下兼侍從守右兵衛佐行丹波介臣秋篠朝臣安人等、銓次其事、以繼先典、若夫襲山肇基以降、淨原御寓之前、神代草昧之功、往帝庇民之略、前史□著、粲然可知、除自文武天皇、訖于聖武皇帝、記注不昧、餘烈存焉、但起自寶字、至于寶龜、廢帝受禪、韞遺風於簡策、南朝登祚、闕茂實於從涌、是以故中納言從三位兼行兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位下上毛野公大川等、奉詔編緝、合成廿卷、唯存案牘、類無綱紀、臣等更奉天勅、重以討論、芟其蕪穢、以撮機要、摭其遺逸、以補闕漏、刊彼此之枝梧、矯首尾之差違、至如時節恒事、各有司存、一切詔詞非可為訓、觸□類而長、其例已多、今之所修、並所不取、若其蕃國入朝、非常制勅、語關聲教、理歸勸懲、總而書之、以備故實、勒成一十四卷、繫於前史之末、其目如左、臣等學謝研精、詞慙質辨、奉詔淹歲、伏深戰兢、有勅藏于秘府、

〔日本後紀 五 桓武〕延暦十六年二月己巳、先是重勅從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士菅野朝臣眞道、從五位上守左少辨兼行右兵衛佐丹波守秋篠朝臣安人、外從五位下行大外記兼常陸少掾中科宿禰巨都雄等、撰續日本紀、至是而成、上表曰、臣聞三墳五典、上代之風存焉、左言右事、中葉之迹著焉、自茲厥後、世有史官、善雖小而必書、惡縱微而无隱、咸能徽烈絢緗、垂百王之龜鏡、炳戒照簡、作

千祀之指南、伏惟天皇陛下、德光四乳、道契八眉、握明鏡以總萬機、懷神珠以臨九域、遂使仁被渤海之北、貊種歸心、威振日河之東、毛狄屏息、化前代之未化、臣往帝之不臣、自非魏々盛德、孰能與於此也、旣而負扆餘閑、留神國典、爰勅眞道等、銓次其事、奉揚先業、夫自寶字二年至延曆十年、卌四年廿卷、前年勒成奏上、但却起文武天皇元年歲次丁酉、盡寶字元年丁酉、總六十一年、所有曹案卅卷、語多米鹽、事亦疎漏、前朝詔故中納言從三位石川朝臣名足、刑部卿從四位下淡海眞人三船、刑部大輔從五位上當麻眞人永嗣等、分帙修撰、以繼前紀、而因循舊案、竟无刊正、其所上者唯廿九卷而已、寶字元年之紀全亡不存、臣等搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補緝缺文、雅論英猷、義關貽謀者、總而裁之、細語常事、理非書策者、並從略諸、凡所刊削廿卷、并前九十五年卌卷、始自草創、迄于斷筆、七年於茲、油素總畢、其目如別、庶飛英騰茂、與二儀而垂風、彰善癉惡、傳萬葉而作鑒、臣等輕以管窺、裁成國史、牽愚歷稔、伏增戰兢、謹以奉進、歸之策府、是日詔曰、天皇詔旨良麻止勅久、菅野眞道朝臣等三人、前日本紀與利以來、未修繼在留久年乃御世御世乃行事乎、勘搜修成氏、續日本紀卌卷進留勞勤美譽美奈毛所念行須、故是以、冠位舉賜治賜波久止勅御命乎聞食止宣、從四位下菅野朝臣眞道授正四位下、從五位上秋篠朝臣安人正五位上、外從五位下中科宿禰巨都雄從五位下、癸酉太政官史生從七位下安都宿禰笠主、式部史生賀茂縣主立長叙位二階、中務史生大初位下勝繼成、民部史生大初位下別公清成、式部書生無位雀部豐公一階、以供奉撰日本紀所也、

〔類聚國史百四十七國史〕日本後紀序

臣緒嗣等、討論綿書、披閱曩策、文史之興、其來尙矣、無隱毫釐之疵、咸載錙銖之善、炳戒於是森羅、徵猷所以昭晰、史之爲用、蓋如斯歟、伏惟前後太上天皇、一天兩日、異體同光、並欽明文思、濟世利物、問養馬於牧童、得烹鮮於李老、民俗未飽昭華、薜蘿早換汗、弘仁十年、太上天皇嵯峨○勅大納言正三位兼行左近衞大將陸奧出羽按察使藤原朝臣冬嗣、正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣緒嗣、參議從四位

上行皇后宮大夫兼伊勢守藤原朝臣眞嗣、參議左衛門督從四位下兼守右大辨行近江守良岑朝臣安世等、監修撰集、未了之間、三臣相尋薨逝、緒嗣獨存、後太上天皇〈○淳和〉詔副左近衛大將從三位兼守權大納言行民部卿清原眞人夏野、中納言從三位兼行中務卿直世王、參議正四位下守右近衛大將兼行春宮大夫藤原朝臣吉野、參議從四位上守刑部卿小野朝臣岑守、從五位下勳七等行大外記兼紀傳博士坂上忌寸今繼、從五位下行大外記島田朝臣清田等、續令修緝、屬之讓祚、日不暇給、今上陛下〈○仁明〉稟乾坤之秀氣、含宇宙之滴精、受玉璽而光宅、臨瑤圖而治平、仁孝自然、聿修鴻業、聖綸重疊、筆削遲延、今更詔左大臣正二位臣藤原朝臣緒嗣、正三位守右大臣兼行東宮傅左近衛大將臣源朝臣常、正三位行中納言臣藤原朝臣吉野、中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使臣藤原朝臣良房、參議民部卿正四位下勳六等臣朝野宿禰鹿取、令遂功夫、仍令前和泉守從五位下臣布瑠宿禰高庭、從五位下行大外記臣山田宿禰古嗣等、銓次其事、以備釋〈○釋恐缺誤〉文、錯綜群書、撮其機要、瑣詞細語、不入此錄、接先史後、綴叙已畢、但事緣例行、具載曹案、令之所撰、棄而不取、自延暦十一年正月丙辰、迄于天長十年二月乙卯、上下卌二年、勒以成卌卷、名曰日本後紀、其次第列之如左、庶令後世視今、猶今之視古、臣等才非司馬、識異董狐、代匠傷手、流汗如漿、謹詣朝堂、奉進以聞、謹序、

承和七年十二月九日

左大臣正二位臣藤原朝臣緒嗣

正三位守右大臣兼行東宮傅左近衛大將臣源朝臣常

正三位行中納言臣藤原朝臣吉野

中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽按察使臣藤原朝臣良房

參議民部卿正四位下勳六等臣朝野宿禰鹿取

前和泉守從五位下臣布瑠宿禰高庭

從五位下行大外記臣山田宿禰古嗣

〔續日本後紀十仁明〕承和八年十二月甲申(○十九日)、修日本後紀訖奏御、

〔文德實錄七〕齊衡二年二月丁卯、詔右大臣正二位兼左近衞大將藤原朝臣良房、參議從三位兼行中宮大夫讚岐守伴宿禰善男、從四位下行刑部大輔春澄朝臣善繩、正六位上行少外記安野宿禰豐道等、修國史、(○續日本後紀)

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、善繩字名達、左京人也、(○中略)貞觀(○中略)六年遷兼近江守、先是奉詔撰修續日本後紀二十卷、迄于十一年筆削甫就、詣闕獻之、藏之太政官、

〔續日本後紀序〕臣良房等、竊惟史官記事、帝王之跡攸興、司典序言、得失之論對出、憲章稽古、設沮勸而備遺圖、貽鑒將來、存變通而垂不朽者也、伏惟先皇帝(○文德)體元齊籙、司契修機、夢想華胥之壇、拱默大庭之觀、以爲承和撫運、歷稔惟長、善政森羅、嘉譽猥積、未編簡牘、恐或湮淪、爰詔太政大臣從一位臣藤原朝臣良房、右大臣從二位兼左近衞大將臣藤原朝臣良相、大納言從三位民部卿兼太皇大后宮大夫臣伴宿禰善男、參議正四位下式部大輔臣春澄朝臣善繩、散位從五位下臣縣犬養大宿禰貞守等、因循故實、令以撰修、筆削之初、宮車晏駕、白雲之馭不返、蒼梧之望已遙、今上陛下(○清和)河淸而後興、杜鳴而乃出、其道德則堯與舜、其城郭則義將仁、四海常夷、萬機多暇、披文芸閣、嫌舊史之有虧、留睠蘭臺、恨先旨之未竟、重勅臣等、責以亟成、臣等奉勅遑遑、不敢懈緩、事多差互、尙致淹延、其間右大臣良相朝臣、嬰病里第、收影北邙、大納言善男宿禰、犯罪公門、竄身東裔、散位貞守、且參其事、不遂斯功、出吏邊州、沒從京兆、唯臣良房與式部大輔善繩、辛勤是執、以得撰成、起自天長十年二月乙酉、訖于嘉祥三年三月己亥、總十八年、據春秋之正體、聯甲子以銓次、考以始終、分其首尾、都爲廿卷、名曰續日本後紀、夫尋常碎事、爲其米鹽、或略棄而不收、至人君舉動、不論巨細、猶牢籠而載之矣、臣等識非南董、才謝馬班、

謬忝撰修伏慙淺短謹詣朝堂奉進以聞謹序

貞觀十一年八月十四日

太政大臣從一位臣藤原朝臣良房

參議正四位下行式部大輔臣春澄朝臣善繩

〔文德實錄序〕臣基經等竊惟自古人君王者莫不用天度而叙憲章立日官而平曆數故姫漢之千餘載善惡呈理於掌中齊梁之百所年昏明析微於眼下者也伏惟太上天皇〇淸和孝治有日文思垂風夢想先皇之起居庶幾聖主之言動去貞觀十三年詔右大臣從二位行左近衞大將臣藤原朝臣基經中納言從三位行民部卿兼春宮坊大夫臣南淵朝臣年名參議正四位下左大辨臣大江朝臣音人外從五位下行大外記善淵朝臣愛成正六位上行少內記都宿禰言道散位正六位上島田朝臣良臣等數人撰舊史氏始就撰修三四年來編錄稍略適屬揖讓刀筆暫休今上陛下武子文孫重熙累洽追尋前業逾勸勤修數目以降大納言正三位臣年名參議從三位左衞門督臣音人天不慭遺奄然下世至元慶二年〇陽成更勅攝政右大臣臣基經俾命參議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守臣菅原朝臣是善等與前修史者文章博士從五位下兼行大內記越前權介都朝臣良香從五位下行大外記島田朝臣良臣等專精實錄潭思必書良香愁斯文之晩成恐彼命之早殞注記隨手巳去忽焉臣等百倍筋力參合精誠銘肌不違鞅掌從事起自嘉祥三年三月己亥訖于天安二年八月乙卯都盧九年勒成十卷春秋繫事鱗次不愆動靜由衷毛擧无失唯細微常語施小庶機今之所撰弃而略焉名曰日本文德天皇實錄取諸雖百世可知也臣等生謝龍門種非虎乳殊恐謬缺文於聖訓忝直筆於明時謹詣天闕奉進以聞謹序

元慶二年十二月十三日

右大臣正二位臣藤原朝臣基經

參議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守臣菅原朝臣是善

從五位下行大外記臣島田朝臣良臣

〔三代實錄序〕臣時平等、竊惟帝王稽古、咸置史官、述言事而徵廢興、甄善惡以備懲勸、開闢之辰、旦暮於手披之處、遂初之迹、俄頃於目閲之間者也、伏惟太上天皇（多○字）生知至聖、性植純仁、體耀魄而居宸、乎秦階而建極、彝倫攸叙、憲章該擧、以爲始自貞觀、爰及仁和、三代風猷未著篇牘、若缺文之靡補、恐盛典之長虧、詔大納言正三位兼行左近衞大將皇太子傅陸奥出羽按察使臣源朝臣能有、中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫臣藤原朝臣時平、參議勘解由長官從四位下兼守右大辨行春宮亮臣菅原朝臣道眞、從五位下行大外記兼播磨權大掾臣大藏朝臣善行、備中掾從六位上三統宿禰理平等、因循舊貫、勤就撰修、四五年來、大納言能有朝臣、拜右大臣、奄然殞逝、既而捜采稍周、條流且辨、天皇倦負扆於九重、輕脫屣於萬乘、宸旒應厭、凝神默於姑射、淨居有勸、落飾震於魔宮、爾乃眈腸揖讓、朝廷務殷、在此際會、暫停刊輯、今上陛下（醍○醐）承累聖之寶祚、順兆民之樂推、天縱雄才、啞漢武於大略、德尙恭己、法虞舜之無爲、思欲遵前旨之草創、從卽日之財成、勅正三位守左大臣兼行左近衞大將臣藤原朝臣時平、正三位守右大臣兼行左近衞大將臣菅原朝臣道眞、從五位上行勘解由次官兼大外記參河權介臣大藏朝臣善行、大外記正六位上臣三統宿禰理平等、責其參詳、丞有頭角、右大臣道眞朝臣坐事左降、欲向西府、洎斯文之成立、値彼臣之謫行、大外記理平、賜爵遷官、不遂其業、臣等强勉專精、經引積稔、編次究覈、筆削畢功、起於天安二年八月乙卯、訖于仁和三年八月丁卯、首尾三十年、都爲五十卷、名曰日本三代實錄、今之所撰、務歸簡正、君擧必盡、綸言遐布、五禮沿革、萬機變通、祥瑞天之所祚於人主、災異天之所誡於人主、理燭方策、撮而悉載之、節會儀注、烝嘗制度、蕃客朝聘、自餘諸事、永式是存、粗擧大綱、臨時之事、履行成常、聊標凡例、以示有之矣、闕委巷之常、乖敎世之要、妄誕之語、弃而不取焉、臣等生謝含章、辭非隱核、腐毫淹紀、祇汗失魂、謹詣朝堂、奉進以聞、謹序、

延喜元年八月二日　　左大臣從二位兼行左近衞大將臣藤原朝臣時平

從五位上行勘解由次官兼大外記大藏朝臣善行

〔日本紀略一醍醐〕延喜元年八月二日辛巳、左大臣〇藤原時平等上三代實錄五十卷、

〔拾芥抄上末〕日本紀以下目錄、類聚國史二百卷、天神御抄、自日本紀至實錄部類也、

〔比古婆衣七〕類聚國史

類聚國史修撰の事は、菅家御傳記嘉承元年菅原陳經朝臣所作に寬平四年五月十日、類聚國史奏上、先是道眞奉勅修撰、至是功成、史二百卷、目二卷、帝王系圖三卷、

菅家文章に、自ら聖主命小臣分類舊史と書されたるこれなり、また本朝書籍目錄に、類聚國史二百卷菅原御撰、

と見えたり、〇中略いかにまれ、今本は道眞公の修撰びて奏上り給へるまゝの本にはあるべからず、さはいへど、古き修撰の書にて便よき書なるを、今世には多く散ほひ佚せて、全からぬは、いとあたらしき事なり、今は其遺れる本どもをとり集めて、他本どもとよく校合せて、もはら六國史に校へ讀て、國史の誤字脱文を訂す料に用ふべき書にてはあるなり、〇中略但し今世にある類聚國史の中に、國史に無き事どもを記せる卷交れり、

おのれがみたるは卷十二漁獵、卷五十二別勅神階といへる部あり、猶あるべし、いと慢說を書つらねたるものなり、こは類聚國史といへる題名の意をだにわすれたるえせもの、偽作りて、本書の缺卷の第幾を假りて加へたるものなる事著るければ論ふにもたらず、然るに、近き頃仙石政和ぬし、正しき其遺本を撰びて、六十一卷とりあつめ、他本どもを校正して、楷本にはからひて、世に弘められつるは、めでたきわざになむありける、されど猶弘く他本どもにも校べ見れば、又訂さまほしき文のなきにしもあらず、

〔權記〕寬弘七年八月十三日己未、頭中將仰大臣修國史久絕、可作續之事可定申、諸卿申令外記勘申

先例、可被定行、奏聞此旨、依定申者、即被仰大外記敎頼朝臣、

〔宇槐記抄〕久安七年○仁平元年五月三十日、信西法師、良久交語、法師語曰、奉法皇密詔、自去年冬製作國史、自宇多御代、至于堀川院、以續三代實錄、

〔玉海〕治承三年十月十一日乙未、大外記師尙來、○中略余○藤原兼實仰、本朝世紀可借進之由、申可持參之旨、件文信西法師作之、寛平一代國史云々、而給師元朝臣、令書寫之、在師尙之許、他人一切不持云々、仍所尋召也、

〔江談抄六長句〕師平燒新國史事

新國史失事國文

〔基熙公記〕寛文五年十月十四日、以進藤修理亮長房、攝政○藤原房輔へ申入云、先日之書籍之事、一部も所持無之由、令申了、

新國史宇多延喜朱雀三代を記、續三代實錄とも申候、

此書物名ばかり承る、此内宇多一代をば彼是にて少づゝ考、道春作立候へども、全備不仕候、

一此度延喜より以後を作立申事御座候、先代の如くなる慥成記錄は承不及候へども、家々の日記又は假名書の書物にても有之候へば、今度御用に立申候、

又一通

一延喜帝より後一條院まで九代は、扶桑略記と申、あら〳〵とえたる記錄殘り候、委は知かね候、

一後朱雀院より近衞院までの間の記錄少候

一後白河院より龜山院まで武家之事は、東鑑幷假名草子に見え候、是も公家方之事は知かね候、

一伏見院より花園院までは、公家武家共に記錄無之候、

一後醍醐天皇より後光嚴院までは、太平記などに見え申候、

一後圓融院より以後は、公家方之事、一圓知れかね候、武家之事も少づゝは假名草子計にて、慥なる物無之候、

〔台記〕久安二年五月廿一日己丑、相具國史後抄參院、使顯遠奏之、先日可御覽之由被仰、仍持參、（〇中略）仰云、國史後抄尤神妙、

〔三代實錄（一清和）〕天安二年八月廿九日丁巳、陰陽寮奏言、夜有星入紫微宮、赤如炎火、長十餘丈、凡天文風雲氣色有異、陰陽頭及天文博士密封奏聞、修國史局召陰陽寮、索其案文、記載史書、他皆効此、

〔本朝通鑒（序）〕竊聞本朝置國史、始於履中天皇、然世遠悠々、其書不傳、故以豐聰之筆、安麻呂之記、舍人之記、爲國史之首、爾來眞道、繼縄、緒嗣、良房、基經、時平、相繼撰錄、起於神代、而自神武至光孝五十八朝事跡昭昭乎、唯惜緒嗣之所編、闕而不存、然猶有略記之遺、則可以概見焉、正保年中、先大君大猷公、萬務之暇、命儒臣侍讀民部卿林道春、參考日本紀以來國史、刪繁取要、補闕拾遺、且加宇多一朝、纂集爲四十卷、號本朝編年錄、就久世大和守源廣之獻呈之、而將輯醍醐以來、然無正史可據證、以遺書難私求、故姑閣筆、而待鈞命之再降、不幸遭國哀、加旃所獻之四十卷、罹丁酉之災、既而其身亦沒矣、然幸有草本在僕家、逮寬文甲辰（〇四年）之秋、今大君（〇德川家綱）幕下、命僕修讀編、而併先人所編、賜名本朝通鑑、僕不堪抃躍、乃取草本、校勘數遍、訂正魚魯、與續編共謹獻上之、唯喜先大君之盛擧垂千萬世、而先人之微功不永朽也、乃知是亦今大君重熙累洽之餘耀也、寬文十年庚戌之夏、弘文院學士林恕謹叙、

〔鵞峯文集（三記）〕國史館記

恭惟、先大君大猷公一統闔國、致太平之暇、命我先人羅山子、修本朝編年錄、自神武至宇多五十九代、刪繁取要、勒爲四十卷、其中桓武末年、大同、弘仁、天長、四代正史闕如、且寬平無紀、太勞考索、時遇國哀而閣筆、歷年先人亦逝矣、其不成功者惜哉、方今大君幕下、治致濟美、繼志述事之餘、辱命（徽）臣、續前錄之迹、錄昌泰延喜以來之事、嗚呼考事則無文獻之徵、顧身則無良史之才、何以傳家風、堪重任哉、苟勵

精衛塡海之志、唯懼有蚍蜉撼樹之嘲、既而國老廐橋羽林源忠淸忍拾遺阿部忠秋、小田原拾遺越智正則、和州太守源廣之、承台命、擇伊州太守大江倘庸、奉行其事、而以臣別墅忍岡崇先聖殿、故相攸盡地、向南並西、新營長寮十五步、以爲編修場、官吏松信重等監之、使臣率二男門人書生筆吏三十餘輩以總裁之、各賜月俸日支、且建藏書庫以聚舊記、造庖厨以設飮食、重降官命、改先人所錄之名、併今所欲讀修者、賜本朝通鑑之號、以臣拙才蒙此褒榮、肯堂之業、稽古之力、可謂幸之幸也、〇中略 古者諸侯各有國史、況夫奉敎命而紀延喜以後七百年來之治亂興廢、則號此長寮、可謂國史館乎、〇中略

寛文四年甲辰十一月朔旦記

〔鵞峯文集 三記〕本朝通鑑條例

一自神武至宇多、前錄既成、今輯錄醍醐天皇以來、其書式可倣前錄、然前錄有讓正史者、醍醐以後無正史、則記事始末有可據者、則可詳錄焉、

一讓位、卽位、立后、立太子、行幸、遊獵、祭祀、軍旅、恩賞、刑罰等國家之大事也、可悉記焉、其餘政務者、其巨細可有取捨、

一禁中每歲之所行、如恒式相定、則取舍宜考、若夫始行之者不可遺焉、或變前式、或事關於前後者可記之、

一后宮、官女有爲內治之助者、又有爲牝晨之禍者、故宮闈之事、見於經者、載於史者、古人著眼於此、今所收錄、豈不著意哉、然其事之大小不可不擇焉、

一攝政、關白、及大臣以下、官至參議位至三品者、任敘補除可必記之、其餘官位可從時宜、

一延喜以來至後冷泉帝、則國政多是出自藤氏、自後三條帝至近衛帝、則多是太上皇之政也、保元以後政權移於武家、此是國家之變、操筆者不可不知焉、

一執柄幷諸廷臣行實、據事直書、則其跡之善惡自見焉、善以可勸、惡以可懲者、雖小官可記焉、無可無

不可者略之無妨、至武將執權管領等士林、亦可準之、

一學校之興廢、幷儒家之博覽、文藝詩才及達倭歌者、可載之、

一忠臣、孝子、貞女、雖微賤、不可漏焉、

一雖無官無位及隱淪之徒、其所行可見者、不可遺焉、

一瑞祥災變、怪異、前史記之、今亦可然、

一神社佛閣之經營及僧徒之事、其大者載之、其小者可略之、

一將帥之勳功、勇士之超群、及朝敵逆臣之始末可悉擧之、然中葉以來、兵革事繁、如匹夫之健首級之得、不可枚擧、則擇其絕倫、量其淺深、可以取舍焉、

一京師鎌倉者天下之都會、士民之所宗也、然至割據之時、雖邊鄙偏隅之事、可廣考之、

一中華、朝鮮、及外國、與我國交通者、及遠遊投化者亦不可略焉、其事不傳我國、而載異域書者、採拾而可也、

一延喜以後、或有略記僅存、或有日記、演史、稗說、倭字稍遺、或有口說流傳者、其際眞僞相雜、操觚者豈其容易哉、

右十六箇條、聊記大概、其餘不遑細陳、寬文甲辰十一月朔日

〔續本朝通鑑跋八十一〕恭惟先公幕下、辱命僕先人林道春、修本朝通鑑、自神武帝、至宇多帝、五十九代、編輯小成、獻幕下、備台覽、可謂治世之盛事也、猶惜其未大成也、寬文四年甲辰之秋、今公幕下、揚繼志之孝名、降重編之鈞旨、可謂洪業之餘烈也、於是有台命、而擇永井伊賀守大江尙庸、奉行編輯諸務、令僕撰錄昌泰以來至慶長七百餘年治亂興衰之事、賜名續本朝通鑑、○中略既而相攸於僕別墅忍岡、新營編修館、以僕二男慤懿、門生野節坂亭副之、加附書生筆吏三十餘員、各賜月俸日給、造庖廚充口養、又建藏書庫、以求官家舊記、而聚諸方遺書、其歲十一月朔、僕率諸徒、起筆、凡諸家文集日記、演史雜錄、倭

字稗說、倭歌者流、禪林詩稿等、無不閱視、無不抄纂、乃中華三韓之書、無不參考、無不採拾、而繫於各年、歷改草本、累復校讐、悉加傍訓、積成重堆、僕雖無提擧之量、不弛微力之勤、幸無犬馬之病、競曦娥之陰、七易草本、得脫稿本二百三十卷、且倣金氏例、纂神代紀以號前編、又顯本書不易一覽、令副僚裁提要三十卷、目錄凡例、而就尙庸達於國老前橋城主羽林源忠淸、忍城主拾遺阿部忠秋、執政小田原城主拾遺越智正則、世喜宿城主從四品源廣之、土浦城主從四品源數直、謹獻幕下、〇中略維時寬文十年庚戌之夏、弘文院學士林恕撰、

〔文會雜記二上〕一白石先生、本朝通鑑ヲ見テ、是ハ史ノ體ニアラズ、日本世說ナド云ベキ物ナリト云レタルヨシ、子叔語レリ、

〔常憲院殿御實紀附錄中〕祖宗の御事跡編輯せしめむおぼしめしにて、天和三年十一月、林弘文院信篤、人見友玄宜卿、木下順庵貞幹に、三河記校正の事仰下され、老臣阿部豐後守正武、幷に堀田下總守正仲に總裁命ぜられ、三河以來當家の事記せし書籍、幷に家々の記錄、或は感狀、御書など持傳へしたぐひは、家人迄も委しく調べ奉らしめ、貞享三年九月にいたり、其功竣りて、三十冊となして奉り、名付けて武德大成記といふ、總裁はじめつき〴〵賞賜あり、又寄合松平隼人正忠冬が先祖主殿助家忠が、天正文祿の間、當家創業の御事を記置し書有しに、忠冬かさねて元和元年までの事を增補し、家忠日記と題して奉りければ、御感有て、また台德院殿御代の御事をも編纂すべきむね仰下され、いく程なく貞享元年十二月、東武實錄數十卷を編て奉りければ、その速成の功を賞せられ、金時服など賜はりき、此等の書國初の事蹟をうかゞひ奉るに、第一徵信すべきものにて、そのはじめは、當代好文の御志深かりしかば、はやうかゝる事にも御心用ひ玉ひしなるべし、

〔好書故事四上〕貞享諸家書付

天和四年ヨリ貞享元年ニ至マデ、御三家ヲ始メ、諸大名、諸旗本、幷陪臣、諸浪人、御用達町人、遊民ニ至マデ、凡ソ三河以來御由緒ノモノ、又御判物奉書寫等、盡ク書出サシム、大名ハ帳面卷物、又片紙ニ書シモアリ、御番方ハ一組限ニ一帳トス、凡九十三冊、百三十卷、內松平陸奥守、松平大隅守ヨリ出シモノ、最モ備レリトス、御文庫舊志ニモ其來歷ヲ載セズ、守重今考フルニ、是武德大成記新撰ノ時ニ採錄セラレシニ疑ナシ、其證ハ武德大成記ノ部、阿部、堀田ノ達書ニテ考ベシ、

〔宕陰存稿二〕請修史書

我邦元天以來之事、載之者皆野乘雜錄、猥瑣卑屑、莫足傳者、獨源筑州藩翰譜、澁井孝德國史、中井積善逸史、賴襄外史、頗足稱信史、然藩翰譜簡而不該、逸史外史體取於編年、年止元和、國史則收將軍於本紀、稱天朝以西都、體例失宜、文辭不工、不可傳諸久遠、則是使三百餘年俊傑英豪仁人義士之美談芳躅、冒冒乎沈沒、豈非千載之遺憾乎、當今承平日久、文運休昌、可謂丕治極盛之時、不迨斯時修實錄、將何時之俟、故臣以爲、公宜創開史局以編纖豐以來覇朝之志也、〇中略 臣向者奉命作丙丁炯戒、今繕寫告成而進呈、言有緣由、以故建議至此、臣文嘗著小早川隆景蒲生氏鄉等傳、今幷附呈若賜淸閑寓目、亦足以知臣之志於修史非一日也、瀆冒威尊、恐悚無已、臣世弘再拜、

〔日本敎育史資料十九項外雜件〕國史編集の事

國史編集の儀申上候書付　鹽谷甲藏

御代々樣御實記の外、國史編集有御座度と奉存候處、常憲院樣御代、林大學頭、木下平之丞等に被仰付候武德大成記は、慶長末年に相止り、松平隼人正に被仰付東武實錄は、寬永の初年にて相止り、其後書繼御沙汰も無御座候、私儀東照宮已來、國史編集、漢文にて相認申度存じ罷在候得共、御記錄書籍餘多被集候儀自力に難相及、默止罷在候、然處文武之儀、格別に御世話被爲在候折柄何卒右編集の儀、私江除切にて相勤候樣被仰付被下候樣仕度、尤手傳書物等の儀は、是

迄小學所調江出役仕候輩の內、手透の折柄、手に付取調物共仕候樣被仰付度奉存候、此段奉願候已上、

二月〔〇元治元年〕

書面之趣一覽仕候處、烈祖以來之國史編集、漢文にて相認、手傳執筆之儀は、小學所調江出役仕候者の內手透見計、爲取調申度との存志、當時節諸般御引立之折柄にも有之候間、甲藏見込之通被仰渡可然奉存候得共、同人除切取掛申度と申儀は、於學問所差支の筋は無之候哉、一應學問所奉行林大學頭、林式部少輔、古賀謹一郞等江御尋有之除切取掛候ても差支無之旨申上候はゞ、書面願之通り被仰渡可然奉存候、同役一統評議此段申上候、

四月　松平鉒三郞

四月十九日因幡守殿江十郞兵衛を以差出

林式部少輔　古賀謹一郞、

御儒者鹽谷甲藏、國史編集之儀、申上書面江御書被添、御下に付、一覽勘考仕候處、御歷代樣御事跡を漢文にて取建候は、照朝文運の御隆盛を標過仕候儀に有之、且小學所調役出役之者は、兼て編集物取扱候樣申上置候儀も御座候得はゞ、右出役を用ひ候はゞ、夫是都合も可宜奉存候間、甲藏申上候通被仰渡御座候樣仕度奉存候、勤向除切之義は、當時儒者兩人明きも有之、教授筋人少に相成候ては、稽古人引立方に差支候義も御座候間、本勤御用間見計ひ、取調候樣仕度奉存候間、勤向之次節、夫是差繰、爲取扱可申間、依之此段申上候以上、

子四月　林大學頭、林式部少輔、古賀謹一郞、

覺　鹽谷甲藏

御歷代樣國史、漢文にて取建候樣可被致候、尤御用透見計取調候樣可被心得候、

右之通鹽谷甲藏(江)相達候間、得其意、御儒者(江)も可被達置候事、

〔昭代記 十跋〕右昭代記十卷、先王父宕陰先生所撰、王父晚年爲幕府儒員、因請編東照公以來之史、得允、以元治甲子起稿、無幾歿、故所成僅止於台德大猷二公、而如東照公、以事體尤重大、未及纂述、其後展轉謄寫、訛舛益多、因以活字刷印五百部、以頒門生故舊、而其體一依稿本不改、夫修史大業、古人重之、故不能一世而成者、其子若孫往々繼成之、如史漢南北史皆然、不肖頑鈍、於王父莫能爲役、然竊不自量、他日將紹述以竟其業、蓋亦王父之志矣、明治己卯四月、孫男時敏謹識、

〔修史始末 上〕明曆三年丁酉 公(○德川光圀)三十歲(時爲世子)

春、始設史局于神田別莊、(今駒籠)二月二十七日、始令府僚有文學者編修史記、(史館事蹟、佚遺事、史館名簿跋、)

十二年壬子(○寬文) 公四十五歲

春、(田犀記無名字、今按史館事蹟、)移史局于礫川邸、名曰彰考館、(按年山紀聞曰、館名取諸杜預左傳序彰往考來之語、)公手書額字揭之、又作史館警、(○註略)使傳(按人見傳、字士傳、一字道設、號懶齋、稱又左衛門、京師人、本姓藤田氏、爲卜幽養子、以其出自小野朝臣、故稱野傳、寬文八年卜幽致仕、傳襲其祿、)常(按吉弘元常、字子常、號磐齋、稱左介、周防人、寬文四年來仕、祿三百石、)矩(按板垣矩、字陰德、稱宗憺、武州人、初稱中村眞庵、寬文六年來仕、俸金三十兩、醫師兼儒修、後賜祿三百石、)帆(按中村顧言、字伯行、號篁溪、初名春帆、更稱新八、京師人、寬文七年來仕、祿三百石、)仙(按岡部以直、初名道倫、稱忠平、芝叟子、寬文三年應靖仙伯世子、自讚岐來、十年世子卒、仙入館編修、祿二百石、)效(按松田效、稱如閑、)順(按小宅生順、字安之、常陸人、承應元年十五歲始賜月俸、寬文三年賜祿二百石、又按、今井新平、名順、亦與撰舊紀傳、天和三年沒、此所指者未知孰是、)犀(按田犀、初名田鑒、字角、更稱田中理介、京師人、寬文八年來仕、祿三百石、)及筆生十許輩、間日入館從事編修、有守館者、有監館事者、有供使令者、有役厮養者、前書庫以便出納、後湯室以設沐浴、運行厨以賜飲食、每月六次、別設講筵、使士大夫來聽焉、五月三日開館設宴、田犀作之記、(文苑雜纂所載開彰考館記、○中略)

是歲(○貞享元年)更營史館于邸中之天神坂上、始安文昌星像、(史館事蹟)

〔年山紀聞 五〕彰考館(○中略)

史館警

一會館者可辰半入未剋退

一書策謹不可汚壊紛失之

一閑談評論宜最戒之

一論文考事、各當竭力、若有他所思、則虚心議之、勿執獨見、

一在席勿怠惰放肆

この館にして、神武天皇より後小松帝までの本紀、ならびに公武諸臣の列傳を史漢の體に撰ばせたまふ、其中に、神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に載せ、三種神器の吉野よりかへりたるまでを、南朝を正統とし給ふなん、西山公の御決斷なりけらし、館の諸儒たち、さまざま議論ありて、御顔ばせを犯したる輩も有しかども、これ計は、某にゆるしてよ、當時後世、われを罪する事をゑるといへども、大義のかゝるところいんかともゑがたしとて、他の議論を用ひたまはず、此館の藏書には、瓢の形の中に、彰考館といふ字をえりたる印を押たり、

〔修史始末上〕四年丁卯享○貞　公六十歳

八月十五日、吉弘元常著大友本紀論、

總裁野傳、有天武紀考證、不著年月、蓋作於是歳也、又安積覺有帝大友紀議、

一正按、舊紀傳目錄、天智大友天武本紀、野傳撰、既成於天和已前、而其立大友為帝紀、則出義公之特見、固已足雪千古之寃、辨一世之惑矣、至是考證著論以申明其說、頗有吉弘之文、著其歲月、而獲詳致其本末、亦可以為史林談柄也、

是歳青野叔元、有擬五行志序、文苑雜纂卷三十五、按佐々宗淳十竹遺稿、亦有擬百官志序、不著年月、今不可考、

一正按、修史例、有載之災祥志之文、既立災祥、則五行之目當廢、歴代五行志、附會事應、使人厭讀

歐陽永叔於新唐書、著論刪去、而猶以五行命志、至宋鄭樵修通志、始廢五行之目、作災祥略、本館元祿之議、改五行爲災祥、蓋本于此、先輩之論可謂精矣、

十二月〇元祿二年 五日、公在太田別業、命史臣曰、皇極齊明、孝謙稱德二帝、宜各立前後兩紀、安積覺曰、重修義例不立此條、二帝本紀既如此修了、又皇后妃夫人女御之外、宮女無官稱而生皇子者、當書幸姬某、按令式、五位已下、六位已上女官曰宮人、則不宜書宮人、平城后妃、據類聚國史、書幸姬、日本紀、續日本紀、后妃傳、書宮人者皆改幸姬、安積覺曰、合考令義解延喜式、中務省宮人婦人仕官之總號也、故丙子重修義例定書夫人、又佛敎、氏族、兵馬、宜別立志、十二月以下、對讀隨筆、

一正按、佛敎也、氏族也、兵馬也、決不可無志者、如宮人之稱、則其初偶失考索、而後更得明證、故雖有公之命、館僚再議、定用此字、而公從之也、至皇極齊明、則當時既用重祚之禮、後世上諡、亦分前後爲二、故各爲兩紀固也、但稱德孝謙革除廢帝、重臨万機、而不再行卽位之禮、所謂稱德孝謙皇帝亦當時所上之尊號、非若皇極齊明之追諡別前後朝、爲二也、故立爲前後紀、暗與明史英宗紀書法相符、然公卿補任水鏡等諸書、皆書前朝曰孝謙天皇、後朝曰稱德天皇、一如皇極齊明之例、後之所記述、莫不皆然、夫帝王之諡號、其事至重、不容臣子私自改易、稱德孝謙雖皆當時上號之文、其折爲二以別前後、蓋後王有詔所定也、但文獻無徵不可知其在何時耳、今公重校、更書曰孝謙天皇、曰稱德天皇、而稱德紀末詳著其實、以見稱德卽孝謙也、因謂史臣曰、今校先君遺書、其特筆寓意如帝大友、后神功、及揭正朔於神器所在之類、雖人或有駁議、斷々乎不可易也、其他臨文叙事、有未穩者、不妨反覆論辨歸諸至當、此乃所以深體先君之遺意也、

四年辛未〇元祿 公六十四歲〇中略

安積先生建議、出藤原公宗于叛臣傳、諉云、爲當時世家右族諱、夫皇統之正閏、臣子所難輙言、義公於南北之際、編年繫時、竊有寓意焉、本紀既然、況列傳乎、據事直書何嫌之有、不爲天子諱而爲公卿諱、豈非放僻流歠而而問無齒決乎、是非人臣謂之何、

〔進藤大藏大輔手簡〕平野源衛門序、幷貴公書、兩通共に寫させ候て入御覽候、議面白事に思召候、則二通共に返進仕候、日本史之事に付、林大內記(〇信篤)殿物語之趣、准后(〇近衛家熙)御心得無之候、日本史、京都へ被差上候事々、大きに虛說に候、此書ども指上候得ば、早速准后御聞に及申筈に候と仰にて御座候故、拙者申上候は、中院殿へ直に承候人有之、中院殿之側にて本紀を一二卷見申候由に候、成程慥成說にて候と申上候に、もし江戸より、中院殿中山殿計へ御見せ被遊候哉、且以叡覽には入不申候段、准后御存被成候、准后仰には、日本史、京都へ者不被進候事、慥成よし再三仰に候、此度、大內記殿物語之趣御聞、何とも御得心不被成候、其通りに成行候ては、昔し林春齋などへ被仰付候て、出來候本朝通鑑などの如く、さたなしに成候ては、至極御殘念のよし、何とぞ此書江戸より京都へ被進候て、世に施行せられ候樣に被成度、准后思召候、日本史之凡例、本紀之末卷且又南朝より後小松へ正統歸申候段々論贊、神功皇后を后妃傳に被入、大友皇子を本紀に被立候段の論贊などを、密に准后へ被入御覽候樣に被成度候はゞ、御取持被成候て、京へ日本史被遣候樣に隨分ならぬ迄も御勘辨被成、此書官府へ被納候樣に可被成候、此段御家老中へ御相談被成候事は難被成哉、御工夫可被成候、先年禮儀類典を江戸より被進候も、法皇樣(〇靈元)より、公儀へ御願被成候て被進候事に候、日本史も、又此例にて、禁中より江戸へ被仰進候はゞ、定めて可被進候、公方樣(〇徳川綱吉)には、記錄類を御好被成候由にて、京都へも度々御尋の書共有之由に候、かやうの事を承候ては、日本史抔は、殊の外御稱美にて、世にひろく被行候樣に可被遊事之處南朝は正統にて北朝は正統にて無之、當今は正統にて無之哉との、兩傳奏衆へ、高家衆を以御尋、何とも御得心無之事と、准后仰に候、林大內記殿へも御尋可有之儀に候、准后常に被仰候は、三種神器、南朝に有之內は、南朝正統神器北朝へ歸候時は、北朝正統、是にて相濟申事に候、不及異論事と仰に候、三宅九十郎殿(〇觀瀾)先年被申候者、日本史先は出來候得共、南朝を御立候故、當世に者出し難き書にて御

座候、少々仕方を替候へば、當世へ何のさはりも無之様に成候へども、九十郎殿存念の様には成り不申と被申候、林大内記殿なども、九十郎殿存念に、一同にて候哉と被存候、右申進候論賛、准后へ被入御覽候事に成候はゞ、何とぞ細に點を御付可被遣候、點付不申候本にては、よめがたく候、日本史出來候て、公儀へ被上候事、京にてもはや人々能聞傳評判仕候、とかく南北朝の事をとやかく申候、南朝を正統に御立被遊候は、至極御尤、其筈の事にて候得共、當今は北朝の御裔にて候故、此書は當世へは御出し被成候事難成など、申衆も過半有之候、皆々九十郎存念と同様に候、春齋の撰被申候王代一覽なども南朝を外に致し、北朝を立申候、定て日本史は此通りにては有之まじく、日本史の事、准后仰之趣は別紙申進候、〇中略

八月十三日　　秦花押

安積覺兵衛様　　近藤夕翁

〇按ズルニ、進藤大藏大輔ノ名ハ秦、夕翁ト號ス、近衛氏ノ家臣ニシテ、本書ハ卽チ其主命ニテ認メタルモノナリト云フ、

〔修史始末下〕五年乙未〇正德

四月有紀傳命名之議、於是江水兩館試擬其名、一曰大日本史、二曰皇朝新史、(皇朝新史係水館所擬、大日本史蓋江館所擬也、)酒泉弘等稟之、肅公定用大日本史、初安積覺等以爲、義公之時未嘗命名者、欲竢紀傳志表悉成、奏之天朝、天朝勅賜其名也、肅公謂時勢有不可再請之所、館、遂命曰大日本史、(往復書案)

五年庚子〇享保

是月、〇五月　安積覺代成公、〇宗堯作大日本史後序、

十月二十九日、大日本史本紀七十三卷、列傳一百七十卷、幷序因修史例引用書目各一卷、總二百

五十卷、精寫功竣、獻諸幕府、是夕幕府遣兵庫頭有馬恒治、傳命褒諭曰、義肅二代精力全存此書、可以爲邦家鴻寶、

十一月三日、告諸二公廟、〔往復書案、祝文纂、〕

〔修史始末下〕元文元年丙辰〇中略

冬、覺逃檢閲議曰、日本史上梓有日、何慶幸如之、諸君檢閲之功亦云至矣、僕〔〇藤田一正〕壯年在江館、久與吉磬齋村篁溪、串雪瀾、栗潛鋒諸子、同編修事、如榮花物語、至淺至近、而國語優柔、成於婦人之手、其難通曉、恰如禹碑石鼓之文、當時篁溪與雪瀾同局、正當榮花之世、雪瀾迎刃而解、篁溪操觚而書、遂成各傳、蓋雪瀾傑出之才、考索精確、發明敏捷、曾南豐所謂古之良史、

〔修史始末下〕九年丁巳〇寛政、中略、

一正按、日本史之告成、蓋有天數、豈唯人力也哉、夫距義公薨十有五年、而紀傳始脫稿、二十年而始獻幕府、三十四年而有上梓之命、五十年而精寫竣功、其後東閣徒經歲月、古人不云乎、百年而論定、方今明公在上、抱不世出之姿、慨然復古、右文之治、追躅義公、而大場大夫監理館事、督課尤力、立原先生總裁史局、陳力振滯、義公在天之靈、其或有故乎今日耶、客歳冬、先生謂館僚曰、義公百年遠忌、在已未歳、相去僅三年、校刻紀傳、以成先君之志、必不可踰此期也、於是在館之士莫不皆激勵奮發、加之君上以聽政餘暇、躬自閲覽、將限一兩歳以卒業、自有史館以來、未有若此之盛也、館職之士、孰敢不竭力研精哉、

〔耆舊得聞〕立原甚五郎萬、字伯時、號翠軒、讀書ノ室ヲ此君堂ト云フ、其居竹隈町ニ在レバナリ、〇中略其頃文公〔〇治保〕學ヲ好マセラレ、長久保赤水ナドモ召出サレシニ、赤水兼テ先生ノ才學ニ心服シケレバ、コレヲ薦メシニヤ、江戸邸ニ召サレテ、侍讀ヲ命ゼラレ、コレヨリ累遷シテ、終ニ總裁ニ至レリ、先生モ義公薨後百年ニ及デ、日本史ノ成功ナキヲ痛ク嘆カレ、志表マデ備フル事ハ、容易ナ

ラザレバ、姑クサシオキ、先紀傳ノミヲ校正シテ上木スベシトテ、館僚ヲ勵マシ、共ニ校訂ヲ急ガレタリ、然ルニ日本史ハ、南朝ヲ正統ニ立シ故、朝廷エ對シテ憚リアレバ、上木ハ協ハザル事ノヨシ舊說アリシニ付、先生之ヲ聞カレタキトノ事ニテ、裏松三位殿ヘ校正ヲ託セラレ、其接伴ニ、藤貞幹モ與レリ江戸ニテ、塙檢校エ月俸ヲ賜ハリ、校勘ヲ命セラレシモ此時ナリ、

〔耆舊得聞〕日本史初ハ紀傳トノミ稱シテ、書名アル事ナシ、是ハ成功ノ後、天朝エ進獻シ給フテ、書名ヲ賜フ事、扶桑拾葉集ノ如クナラントノ素志ニテマシマセシトナリ、然ルニ肅公〇綱條ノトキ獻上ノ事モアタハヌ勢ユエ、止事ヲ得ズ、暫テ日本史ナド然ルベシト仰アリシ事モアリトテ、名ケラレシトナリ、館衆ノ殊遇特禮アリシ事ハ、史館舊話ニ詳カナレバ記サズ、

〔大日本史〕進大日本史表

臣五代祖光圀少而好學、勇乎爲義、雖身在外乃心王室、毎慨舊史之闕文、欲修歷世之實錄、開館聘士、輯錄名山通邑逸書、購求之切、馳使幣于遠邇、因人傳奏、許借蘭臺石室秘冊、紬閱之勤、忘寢食於晝夜、貫穿馳騁、集衆技以成效、取捨裁斷、發獨得之特見、紀志表傳、創立一家之言、筆削信疑、庶爲萬世之鑑、起自神武至明德、叙次一百代、上下二千載閒、幽微顯、原始要終、陞大友于帝紀、徵老翁之捧日、列神功于后妃、揭眞主於遺腹、西東之爭、南北之亂、正閏皇統、唯視神器之在否、逆順之際、忠奸之別、是非人臣、悉由公論而折衷、知我罪我、蓋深自任、刊之正之、有待將來、爰自高祖綱條以至先父治保、校訂補修、四世之間無怠、潤色討論、百年之後稍定、顧此一家之撰、豈云三長之具、徒閲星霜、莫覓功緒、先臣之所尤苦心、愚臣何敢不竭力、曩遣幕府催督、將使史藁上木、竊願斯書雖屬私撰、苟傳于世、有係國體、昔初脫藁、假冒題號、今且鏤版、曷無奏請、乃因百揆之吹噓、竊取九重之進止、恭蒙天意降鑒、許俾書名公行、於是累葉志願、一朝獲伸、踊躍奉承、感激無已、速命剞劂之工、永省繕寫之勞、先臣所修大日本史本紀七十三卷、列傳一百七十卷、校訂粗完、雕刻未半、其志表若干有錄無書者、方且補修、猶未全備、臣愚以爲

與其遷延歲月、全功告竣、不如嚴立課程、隨成呈上、故今紀傳二十六卷、刊刻已就者、裝成一函、聊先上送、餘將續進、謹隨表以聞、上塵天覽、下情無任慚懼戰汗屛營之至、臣治紀誠惶誠恐頓首々々謹言、

文化七年十一月五日　參議從三位左近衞權中將臣源朝臣治紀上表

〔大日本史〕專據國史、博考群書、爲一大部之書、昭代之美事、堂構之業、勤勞可想、

大日本史刻本一函、恭修表文、以文化七年庚午冬、上送京師、旣經關白藤公〇藤原政熙內覽、十二月朔藤公進奉、伏備御覽、皇上嘉賞、聖旨如右、藤公貽書傳諭、臣治紀感戴天恩、不勝抃躍、茲就藤公書中、謹錄聖旨、揜諸卷首、永傳不朽云、

臣治紀謹識

〔水の一すぢ中〕さま〴〵のうたがひ

七月〇文政十年十八日には、琴畫亭のうしろへ、新造の史館いとうるはしくいできて、人々うつりぬ、上段八疊西山公〇德川光圀のかい給へる彰考館の額字を、中納言殿〇德川治修そのまゝにまねびうつしてかゝげ給ふ、鏡天井紺靑の鳳凰の丸あり、總裁局十疊同じ天井也、校正局四十疊、客間九疊、上段後四疊、各間口三疊、經師部屋四疊半、定附部屋六疊、爐あり、板間九尺、土間六尺、新編修局十八疊、定附部屋四疊半、爐あり、すこしはなちて、彫刻場三間四面、また少しはなちて板木庫あり、上梁文は中納言殿みづからかいたまへり、與文明道固有敎育之業、考往彰來、必資記載之功、此先君義公所以有史館之設、また藐茲一室、藏書萬卷、丹嶽聳霄、遙映文昌之爛々、蒼松插室、遠拱宸極之巍々などあり、翁〇吉田令世が知りはべらぬ事ながら、めでたしと思ひはべる、いと長き事にて、みなはたしかにおぼえぬまゝに、えかきいでぬなり、

〔皇朝史略序〕黃門西山公大開史館、延四方儒士、編修國史、總括上下二千歲、爲十餘萬言、革編年之體創紀傳之制焉、歷世治亂興衰之蹟、典禮沿革之詳、彰然如日星麗天、洵萬世帝王資治之龜鑒也、彰考館國史總裁靑山子世、三世鴻儒、一藩領袖、於書無所不窺、尤邃于史學、至論其世、則滾滾不休、聽者屈

服、嘗據黃門公之史、撮要汲詳、勒成皇朝史略一書、體裁因編年、筆削宗公議、敍事高古、精嚴務剗繁縟、一歸簡質、展覽間、歷世治亂成敗、人臣功罪之蹟、典章文物因革損益之大、犂然如指諸掌也、○中略

文政乙酉夏五月　　　　龜田興謹識

〔東湖遺稿二〕與青山總裁書

史業督責不宜迫蹙

修史之擧、百數十年於茲矣、校正筆削、不知其經幾人手、而討論事實、潤色文章、至今猶未能無遺憾者其故何哉、此雖由時有通塞、勢有可否、而史臣任其責者、蓋亦有二失焉、才劣學淺者、遷延歲月、以爲姑息之計、才高學博者、督責迫蹙、以貪一旦之功、是故或久而無成、或成而不免來後議、今君上鋭意修史、勉勵史臣、將以紹述先公餘業、史臣遵奉匪懈、方矻々專力於局務、而總裁尙患其功効之未速、以身先諸生、急其督責、所以體君上紹述之盛意、可謂至矣、其非姑息遷延歲月者之比、固亡論已、然至於所謂貪功之弊、則未必無之也、夫督責迫蹙者、其不可有三、紀傳始成日已久、曩者嘗進之幕府、嘗告之大廟、當時號爲成功、然猶未鏤諸梓、未獻諸天朝、以故事實差誤者、得復刪正、文辭紕繆者、得復修飾、今也其校訂新成者、隨輙鏤諸梓、旣獻諸天朝、永爲不刊之大典、議論一定、不可復改竄、則今日之校訂、比諸曩時、其難萬々、誠宜反覆議論、歸至當而後止、若貪一旦之功、則誤謬必多、取譏後世、其不可一也、義公之論史臣曰、事繁勿失於簡、事質勿失於文、其告肅公曰、校索必精、檢討必密、至於成功之遲速、則當付之天、其所以丁寧告戒不一而足、此後世史臣之所宜服膺也、今若使之專要速效、事實差誤、文辭紕繆、一切置而不問、時增減一兩字、以塞其責、則雖謭劣不才之人、一日校一卷、猶有餘暇、而本館史臣不敢苟、一事考索、或費數日之力、數字筆削、猶采衆人之論者、實由奉承義公遺意、豈敢貪旦夕之功、以負其所宜服膺者哉、今不問其故、不察其意、一切目以怠惰、急其督責、則上孤義公之意、下折史臣之氣、其不可二也、義公之待史臣也、親之重之、優其祿秩、隆其禮遇、賜之休暇、以養其氣力、設之飮食湯沐、以慰其勞

苦、未嘗聞其督責太急、而當時史臣皆能窮思畢精、功效神速者其故何也、蓋其所以勸勉之者、發於其誠、而所以鼓勵之者、皆得其道也、今則不然、殺其祿秩、薄其禮遇、奪其休暇、又從而督責迫蹙之、上之誠不足以動下、而下之情不得以達於上、況水江相隔、上下之不通、何啻堂上遠千里也、則史臣雖勉強從事、勢難自奮、豈復望昔時之隆哉、然則督責之急、既不足以致史臣勉勵之力、適足以害史業成功之全、耳、其不可三也、由是觀之、近效之不可貪、督責之不可急、豈不較然著明哉、然則史之成功、竟不可以歲月期耶、曰奚爲其然、今欲史業之實就、則萬世之識、不可以不畏也、義公之意不可以不奉也、館閣之士不可以不優待也、凡事懽欣趨之者、逸而易爲功、勉強爲之者、勞而少功、苟能舊弊一新、百廢俱擧、使館局之士勸勸激勵之意發於衷誠、乘勢作氣、協心戮力、則何事不成、何功不遂、豈啻史業成功之速云乎哉、

〔東湖遺稿書一〕與青山總裁書

心術不正者不宜預館職

揭傒斯有言曰、修史以用人爲本、有學問文章而不知史事者不可與、有學問文章知史事而心術不正者不可與、歐陽修嘗議、淩景陽等三人、不宜預館職、其大略謂、三人者、或有醜行、或有贓汚、著在刑書、不可使之預館職、以玷辱政化、蓋史臣之職、將以褒貶忠姦、分別邪正、垂勸懲於將來也、其心術猶且不正、則何能勝其任、而館閣者正議之地、衆人之所望以取則、一國之所仰以爲準也、苟以汚行之人厠於其間、則衆人何望、一國何仰焉、往年川口嬰卿爲江館總裁、而有穢汚之行、此其平生心術之不正、有以致之也、君上之明、蓋有見於此、斷然黜之、奪其館職、削其祿秩、禁錮諸水戶、其英決眞有以塞群邪之隙、以作正人之氣也、居未數年、恩命宥其罪、又一歲延之江邸、列之館局、不數月復其本職、每命一下、擧國驚駭、衆議喧然、皆以爲不可也、夫心術不正者、固不可預史事、而汚行之人不宜預館職、況本藩祖宗以來崇尙文學、尊重館閣、總裁之任、不啻委以史事、親近左右、獻替可否、則其選最不可不慎也、嬰卿爲人不

私人修史

知廉耻、不修名節、佞媚傾巧、務為一身之計、至於忠直蹇諤之節、漠然無聞、則其無他罪、猶不宜令一日在其職、況於其有汚行乎、然娶卿夙以才學得名譽、蒙文公拔擢、出身入館、年月亦久、歷事三世、恩偶優渥、而一旦獲罪、屏居窮巷、飢寒切身、朝不謀夕也、當時仁恕之政、不忍棄故舊、則宥之猶可也、憐其飢寒、則賜金頒財、以賑給之猶可也、惜其才、則置之散地、使之弄翰墨、耽著作、以效其所長、亦未為不可也、若延之館閣、厠之清流、其失體已甚、乃至於復總裁之職、其害極大、豈可勝慨哉、比年以來、士風日衰、專趨勢利、所謂患得之患失之者、比々皆是、然大抵不學無術、目無一丁者、其見利忘義、狥私負公、亦未足深怪也、娶卿口誦詩書、身師孔孟、以汚行之餘、立於館僚之上、至今猶未聞有悛心、而恃恩挾寵、恬然不知耻、則其所以傷政化害風教者、豈亦淺少哉、宜速罷其館職、黜之而無疑、以養廉耻以勵名節、則衆人悚然知所懼、一國靡然知所向矣、非特館局事體得宜也、

〔文會雜記二下〕義公ノ大日本史ヲ作リ給フ、其物入ニ八萬石ノケ置給フト也、扨儒者ヲ諸方ヘヤリテ、名山口藏ヲ探リ、京ニモ數人遣シ置、大切ノ書ヲ寫取給フ、鎌倉ノ和田ナドヲバ、將軍家臣傳ト云者ヘ、皆オシコミテ入給フ、曾我兄弟ナドヲバ、孝子傳ト云列傳ヘ一ツニ入給フ、皆義公ノ物數寄也、八幡ヲ武內ノ子ナルベシト思召給ハ、宋學ノ理屈ナルベシ、志ハ義公ノ世ニ出來ズ、後ニ出來ル筈、

〔玉勝間一〕わたくしに記せる史

よにおほやけの史にはあらで、私に御代御代の事を記せる書、これかれとおほかるを、むかしの皇國人は、佛をたふとばぬは一人もなかりしかば、かゝる書にさへ、ともすればやうなきほとけざたのまじりて、うるさく、今見るには、かたはらいたきことおほし、又さかしら心に、神代には、あやしき事のみ多くして、からめかぬをいとひて、おほくは神武天皇より始めてしるして、神代のほどをばはぶけるは、から國のむね〳〵しき書に、さるたぐひのあるを、よきことゝ思ひて、なら

へる物也、そもく外國々はその王のすぢ定まれる事なくして、よゝにかはれば、心にまかせて、いづれのよより記さむも難なきを、御國の皇統は、さらに外國の王のたぐひにはましまさず、天照大御神の天津日嗣にましくて、天地とともにとこしへに傳はらせ給ふを、その本のはじめをはぶきすてゝ、なかならより記して、よからめや、よろづをから國にならふも、事によりては、心すべきわざぞかし、

〔山陽先生遺稿書〕上樂翁公書

布衣頼襄謹再拜、白少將樂翁公閣下、〇中略 況如襄以寒陋一書生、獨力罔羅古今、其不自揣而招大方嗤笑必也、然少小嗜讀國乘、毎病常藩史之浩穰、又恨其有闕、至近代之事與夫隆治之所由、非無先輩撰著、又未有斷其端緒綜各家終始者、於是私倣遷史世家、而加詳備、斷自源平氏至於今代、間以中興諸將及割據群雄關係治亂者、家別紀之、或錯而合之、要覽其成敗盛衰之狀、與臣屬謀戰忠邪之跡、取其大體最明確者、若夫博引旁搜、辨拆錙銖、世自有其人、以爲非襄輩所及也、至其義例、蓋亦有貽淺陋之嘲者、事繫一姓之下、而不有統紀以總之、列將家而雜以雄長、擧今代而稱謂詭說、如欠尊崇者、是自有說焉、夫古族迭興、甲起乙仆、以成海宇之沿革、而事不必關於王室者、我中世以還之國勢也、故依實創體以形世變、而其中貫以帝系年號以表條理、至大義所繫必用特書、雖關權豪於元帥、隨成敗次第、而因署題以見總屬而裁之事實、名分截然、讀者自能見之、至若今代稱謂、則謹據奕葉名爵天下公行之稱、名實輕重按跡可知、不敢私撰名號、以瀆今代而昧後世耳目、閱首至尾、睹其得失之相形、明其分裂統合之所漸、則今日無前之功德、有不待言者、又不敢喋々頌贊、使人疑其諛與慫、自謂敬之至也、凡是襄區々撰述之本意不可不爲閣下一言之、野人朴直、以所謂無求之心著書、取其簡約自便省覽、始非謀公之世也、所以引据剪裁皆成一家私乘之體、至寫錄體貌、又一倣古史、不胥學晩近之文辭、是以拮据二十餘年廢之篋笥、未嘗示人、今乃得閣下之寓目、以取信於天下後世、眞意外之幸也、

〔野史荳宴詩歌〕元祿の度にいたり、贈大納言水戸の君はも、椙の實のひとりぬけいでたる雄々しき誠實心におもほしたゝして、世々の國史、家々の私記どもを、廣く集めてつくりなしたまへる大日本史なん、皇國籍にして、大なる一部の史記の祖と稱すべかりける、〇中略こゝに有栖川宮の御殿人に、源忠彦といふ人あり、いと若きころ、大日本史を見て、明德より後の闕たるを、おかずくちをしくおぼえければ、いかでその末かきつがばやとおもひたちぬるとぞ、玄かおもひたちぬるは、十六歲のとしにて、そのほどより、吾妻築石に走めぐらひて、いにしへの蹤所どもを普く尋、こまやかにあなぐりて、古書どもに徵し考へ、かきあつむること三十餘り八とせにおよべりかくて、その中に、足ふみて門をいでず、窓とぢて人にまじらず、たゞ室のうちにひたごもりに籠居て、主といそしみ勤めしこと、十年になんなりぬるとぞ、うべなく眞木柱ふとくたてたる志くづほれず、其年月の勞つもりて、ことし終に修成たるこれのうまし史は、もと後小松天皇より、仁孝天皇にいたりて、本紀二十一卷、列傳二百七十卷、武將は足利義滿公より、文恭公にとゞまり、貴族權門より、賤奴外夷に至るまで、脫ることなく、漏すことなく記し擧て、二百九十一篇となりけるを、或は分ち、あるは合せて、總計百冊となしたるは、あはれいみじき勳功ならずや、〇中略そもそも大日本史の御企は、これが爲に彰考館といふ學所を建て、そなたさまの博士を集へ、それがための費用をあてられたりとかきゝし、さるをこれはしもそれがためとての材もなく、そのかたの暇はたあるにあらず、讀も著もたゞ身ひとつにして、奇しき功をへぬるはげにあやしくも有がたき英雄にぞありける、〇中略

紀殿人長澤伴雄

〔㷔峯文集五十八擬文〕擬對策文

太伯

朕聞太伯可謂至德、則仲尼之語也、後世執筆者、以本邦爲其苗裔、俗所稱東海姬氏國之類、何其誕

哉、本邦元是靈神之國也、何故妄取彼而爲祖乎、嘗有一沙門修日本紀、以太伯爲我祖神者、時天子怒其背朝儀、遂火其書、實乎否乎、至若伊勢內宮揭三讓以爲額、亦是誰所爲歟、

對、臣謂、至哉大哉、本朝皇祖之無窮、豐聰蘇馬之筆、阿禮安麻呂之所記、舍人皇子之所精撰、以下歷史可考而知之、鴻荒之事、置而不論、自瓊尊降臨西州、神武奮發、東征以來、至今百有餘世、正統相傳、古今一姓也、如中華篡弑暴逆、無世不有之、豈同年之談哉、天祖之神德、不可得而名之、至哉大哉、本朝皇祚之無窮、然世傳、洛之東山僧圓月、潛修日本紀、以爲本朝吳泰伯之後也、晉書云爾、廷議不肯而以月爲誣、遂焚其書、今按月之言不必爲妖妄、夫泰伯逃到荊蠻、自號勾吳、吳地廣大、今寧波府亦在其地、李唐謂之明州、古昔遣唐使皆到其岸、而入彼都、明州去筑紫不遠、風順波穩、則四五日而至云、然則草昧之世、太伯以至德來化此國、蒼生仰慕之、尊崇之、呼爲靈神乎、焉知不爲大靈女貴也、神武卽位當周惠王之時、去文王殆二十世、自靈貴至神武六世、其數與中華雖不合、然本朝之祖神多皆得上壽、如朝鮮檀君之久過彭祖、則開國之始不可謂無長生之人、指太伯爲靈貴者、文王之伯父、孔子稱之至德、豈徒哉、且夫太伯來託以採藥、則世謂蓬島在本朝者、亦據之乎、徐市覓藥來朝、其墓太伯之迹耶、況月本朝僧中之巨擘、博聞强記、不啻得美譽於扶桑、曾揚芳聲於異域、其必有所見也、臣雖非月之徒、以其義之可取、爲彼欲辨千歲之寃、不知聖意以爲如何、嗚呼、我邦其神國也、其所用者神道也、神道卽王道、太伯以王道化民、民無得而稱焉、所謂陰陽不測謂之神、故其政謂之神道乎、中古以來、浮屠行基、最澄、空海等、以邪說惑人主、稱神佛一體、遂以伊勢宗廟爲大毗盧遮那佛、其餘神祇、皆曰諸佛垂跡也、無貴無賤被欺於彼徒、不能覺之、於是宮廟變蘭若、神職混緇徒、卜祝祓除之詞、雜梵唄稱偈之聲、犧牲祭祀之供、成伊蒲塞桑門之膳、加之上皇王子之貴祝髮入寺、和尚上人之老、分庭抗禮、釋教日盛、神道日衰、痛哉哀哉、不欲以至德之太伯爲祖神、而無嫌以夷狄之浮屠配祖神者何哉、國無傅奕、則不聞高識、世無韓子、誰上表犯龍鱗乎、臣豈好辨哉、不得已也、或曰、天地之大也、中華及匈奴、西域、鬼方、古今皆不一姓、我國

開闢以來一姓也、非至治之國乎、彼句吳至夫差而無噍類、則太伯不血食、縱雖爲至德、雖爲文王伯父、不及我皇統之久遠、所以宋太宗稱歎之也、由是觀之我邦上古靈神實自有在焉、何取彼哉、古云、君請擇斯二者、惟君所行也、今幸受聖問、謹攄丹心以聞、不堪惶汗恐懼之至、昧死謹對、

〔年山打聞下〕神州恐委吳

嚴有公の御治世、（年月忘れたり、諸に開合すべし、）西山公宰相中將に物し給ひけるころ、尾州侯（光友卿）紀州侯（光貞卿）とともに、朔日（年月可尋）御登城ましく、御對面御悅申終りて、御休足所に退き給ひける時、執政の某、本朝通鑑全部をもたせ參られて、此書成功し侍るまゝ、梓行の命を下すべきのよしとの御事に付て、各位へ忐らせ奉るべきとの上意にさふらふと申されければ、各珍重の由御式臺有けり、どばかりして、西山公一二卷電覽ましくたれば、本朝の始祖は、吳太伯の胤なるよしに書たるに驚き給ひて、そもくこれはいかなる狂惑の所爲ぞや、後漢書以下に、日本を姫姓のよし記したるは、往古わが國亡名のもの、或は文盲の輩など、かしこにわたりて、杜撰の物語せしを、彼方のものは、實にさなんと意得て、書傳へたるなり、わが國にはおのづから日本紀古事記等の正史あり、それにそむきて、外策妄傳によりて、神皇の統を穢さんとす、甚だ悲むべし、昔後醍醐帝の御宇に、や、魔僧有て、此流の說をかきしをも、制禁ましくて、其書を焚捨られしとかや承る、かの厩戸皇子のころは、學問未熟に有しすら、日出處天子日沒處皇帝と書て、同輩に抗行せられしぞかし、吳の太伯の裔といはゞ、神州の大寶永く外國の附庸を免れがたからん、されば此書は、吾國の醜を萬代に殘すと云べし、はやく林氏に命じて此魔說を削り、正史のまゝに改正せらるべし、さは侍らぬかとの給へば、尾紀の兩君もうなづかせたまひ、執事の人々も西山公の御確論に伏せられて梓行をとゞめられ侍りぬ、○中略

爲章按ずるに、○中略扨もかの弘文院學士春齋以下、諸儒の編れたる通鑑には、本文にても註に

ても、いかなる議論にて、與奪の由を記され侍りけん、いとも不審にて侍る、西山公の御教訓の如くに改められしにや、其後今にいたるまで沙汰侍らぬぞ心もとなく覺え侍る也、もしそのまゝひめおかれて、後世にも傳はらば、朝家或は大樹家より、又焚燒し給はんは必定なるべし、

〔日本後紀 十七 平城〕大同四年二月辛亥、勅、倭漢總歷帝譜圖、天御中主尊、標爲始祖、至如魯王吳王高麗王漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、敢垢天宗、愚民迷執、輙謂實錄、宜諸司官人等所藏皆進、若有挾情隱匿乖旨不進者、事覺之日、必處重科、

〔弘道館記述義 上〕弘道之館何爲而設也、恭惟上古神聖、立極垂統、

臣彪謹案、天神地祇見於古史、列於祀典者、不可勝數、而我公梁以神聖二字、蓋亦有說焉、請竊論之、天地之初、神聖挺生、其先後次序、猶難得而詳也、舍人親王撰書紀、以國常立尊爲始生之神、天神相踵、而以至伊弉諾尊伊弉冊尊、稱曰七代、而又揭諸說於其下、互有詳略異同、先是太安麿撰古事記、其七代與書紀正文大同小異、而有特稱別天神者、以天御中主神爲始生之神、高皇產靈神神皇產靈神等四神次之、舉之於七代之前、於是後之言古者、或據書紀、或從古事記、或混兩說、以天御中主國常立、爲同體異名之神、其先後同異之辨、猶且如此、乃至其功德事迹、則諸說紛紜、牽強附會無所不至焉、夫上世之事、年代悠遠、固不可執一而論、書紀於神代、必皆舉諸說以存異同、則在親王之時、既難得詳也、親王嚴密愼重、不敢輕決、而後人生於千百載之下、穿鑿臆斷、欲以取信、抑亦惑矣、昔者孔子信而好古、然其所祖述、止於堯舜、言或及包犧、則必曰蓋者、愼之至也、至於後世老莊之流、或假軒轅、許行之徒、或託神農、以逞其私說、孔子用心之遠、於是可知也、伏以赫赫神祇、固非夫西土牛首蛇身者之比、且皇統之所自出、神器之所由傳、凡神州之民、不可不詳其淵源、然以今測古、明張皇幽眇、則其弊不涉荒唐不經者殆希、故我義公之修史、始於橿原朝、揭神代大要於卷首、以明皇統之所本、蓋亦欲矯夫牽強附會之弊也、世間所流傳大日本史紀傳、頗有脫誤、今以本藩所刻印本爲正、仰紀傳始於橿原朝、然神祇氏族職官兵刑之類、凡原於太古者、悉收

雜載

（諸志類、則神代事實亦自見於其中、可謂盡矣、）今公論述道之大原、欲悉擧神祇以辨異同、則非斯記之所能盡、僅揭其一二、則恐有挂漏之失、於是不委曲詳說、唯擧其立極垂統之迹、照然明白者、而歸諸上古神聖之功化、其所以繼述義公之志、斟酌洙泗之流者、於是乎在矣、

〔續日本紀　三十三光仁〕寶龜六年十月壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨、○中略研覽經史、○中略高野天皇師之、受禮記及漢書、

〔三代實錄　五淸和〕貞觀三年九月廿四日乙未、正五位上行刑部大輔豐階眞人安人卒、安人者、元河內國大縣郡人、後爲左京人也、本姓河俣公、延曆十九年河俣公御影改姓豐階公、安人少幾悟、有局量、以好學早知名、涉讀史傳、最精漢書、承和五年、除少內記、轉大內記、

〔台記〕康治二年八月廿四日戊申、傳聞、巳剋客來、令明（○藤原氏）攝衣服逢之、俄病入臥內云々、紀傳儒敦光成佐等外、其才无及令明者、惜哉々々、生年七十、

〔南郭先生文集　四編八墓碑〕周南先生墓碑
先生彙精國史諸學、吾邦典故、諸家閥閱、皆能明辨、嘗奉侯（○長州侯）命還公室譜牒、諸臣系譜、

〔先哲叢談　續編二〕三宅道乙
道乙長於史學、嘗有意於飜刻二十一史、而卷帙重大、難容易成其擧、在苒不果、史漢三國既有成其擧者、故將刊晉宋後、而先附譯訓於六朝唐及五代、當時二十一史舶來於我土者、萬曆版耳、其書多滅字不可讀者、既購三本、校勘對比之、不可句讀之、而遍求全本未能獲之、其事不果而罷、

〔先哲叢談　續編三〕松下見林
見林留志於我土典詁、以儒醫居、蓋當時文學未甚開、詞翰之美雖不足稱、講學各家能可以視辨別本末、我土自昔明經紀傳、彙學互習名於專門、縉紳之家相傳述之、紀傳謂我土之正史實錄也、今時學者、徒知讀班馬諸史以下、能明彼海外之群籍、還暗於我土之紀傳、可謂不知本、見林既著眼於此、誘後進

云、

見林當講業於平安時、同唱紀傳之學者、若白井宗因（字眞純、號白雲山人、伏見人、）和田宗允（字以悦、號一華堂、播磨人、移居京師、）弟宗允（字子誠、號靜觀窩、後仕于龍野、）黑川道祐（字玄逸、號梅林、大和人、）等、皆同其趣旨、就中見林最有博洽聲、

〔先哲叢談後編七〕井太室、名孝德、字子章、號太室山人、澀井氏、自修爲井、通稱平左衞門、江戸人、仕佐倉侯、

太室講經之暇、好讀野乘傳記、天文以降、二百五十年治亂興廢、綜博無遺、嘗著國史一百二十五卷、品節循環、二十年而五易稿、稿既脱、示之紀平洲、平洲閲、鑒別精嚴、其才識不讓林鵞峯安澹泊、

〔近世先哲叢談正編下〕鹽谷世弘、字毅侯、號宕陰、一號九重香國生、於江戸愛宕山下、其生也、有以密金兜鍪遺者、因稱曰甲藏、

幕府有徴命、初見昭德公（○德川家茂）尋爲儒官、賜二百苞、別支給十五口俸、於是宕陰欲紀列祖政績以報國恩、乃請修史、見允、纂述經年、纔迄大猷公（○德川家光）而罹末疾、以慶應三年八月廿八日易簀於私第、年五十有九、葬於府北谷中天王寺、

古事類苑

文學部二十五

法學

有職學

古事類苑

文學部二十五

法學

法學ハ、和漢ノ律令ヲ講習スル學ニシテ、古昔ハ學校ニ博士ヲ置キテ之ヲ敎授セリ、故ニ名人輩出シ、讃岐永直、惟宗允亮等ノ如キ碩學アリシガ、中世以來此學大ニ衰ヘ、中原坂上二氏ノ人、專ラ此ヲ以テ世業トスルニ至ル、

〔拾芥抄 中本 官位唐名〕明法博士（二人、律學博士、律學士、律師）

〔運歩色葉集 利〕律學博士（明法博士之唐名）

〔官職秘抄 下〕明法
博士　得業生居諸司者任之、以廷尉爲最、兼廷尉佐例（公方、允亮、保資、道成、）兼勘解由次官例（利業、道成、）兼五位外記例（敦久、文義、）兼六位史例（惟宗、善綱、）三人例（建久、加廣光、）

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年八月戊申、遣明法博士於六道（除西海道）講新令、

〔享祿本類聚三代格 四〕勅
大學寮
　律學博士二人（〇中略）
以前一事已上同助博士
神龜五年七（〇七原作十、今據令集解、河海抄改）月廿一日

〔令集解 三職員〕大學寮、釋云、天平二年三月廿七日奏、○中略律學博士二人、已上聞助教、

〔類聚三代格 十五〕太政官符

應定博士職田事○中略

明法博士職田四町元三町今加一町

山背國三町　久世郡一町元位田

同郡一町　愛宕郡一町元位田

右今改置明法博士職田

近江國一町野洲郡元位田

右今改置明法博士職田

明法博士職田四町元三町今加一町

大和國一町平群郡元賜田

右今改置明法博士職田

山背國二町相樂郡元位田

右今改置明法博士職田

近江國一町神崎郡元位田

右今改置明法博士職田○中略

以前被右大臣宣偁、奉勅、○中略自今以後、永爲恒例、

延暦十年二月十八日

〔類聚三代格 五〕太政官符

定太宰府明法博士官位事

明法道

右得彼府解偁、去延暦十八年、始置件官、而未定官位、謹請官裁者、左大臣宣奉勅、宜爲從七位下官、

天長二年五月廿五日

〔職原抄上〕大學寮

明法博士二人、相當正七位下、唐名律學博士、　明法道之極官也、中古以來、坂上中原兩流爲法家之儒門、以當職爲先途、○中略

凡四道儒者、第一等秀才、第二等明經、第三等明法、第四等算道也、○中略　明法者、昔允亮道成等、以當道任廷尉佐勘解由次官等、坂中兩家立家以來、以廷尉法儒大判事爲先途、又候院下北面執柄家以下侍所輩有之、中原章職其子章任等依爲侍讀、致訴詔被聽院上北面、其後章任被任修理權大夫畢、

〔唐六典二吏部〕員外郎掌天下貢擧之職、○中略

其明法試律令各一部、識達義理、問無疑滯者爲通、

粗知綱例、未究指歸者爲不通、所試律令、毎部試十帖、策試十條、律七條、令二條、唐志作三、全通者爲甲、通八已上爲乙、已下爲不第、

〔故實拾要八〕四道　紀傳　明經　明法　算道○中略

明法ハ律學也、官位令、職員令、三代格式等、是坂上中原勤學也、律學ハ天下ノ法度ノ定式也、令ハ天下ノ政務ノ下知也、坂上中原ノ兩家ヲ法家ト稱スル也、

〔薩戒記部類二〕侍不審條々

明法

明法道ト云ハ、坂上中原兩家ノ輩法家ト云テ、檢非違使尉刑罰ノ法度ナド專ニスル家也、上古ハ源平武士ノ輩多補之、大夫尉義經類也、今ハ斷絶、勢多堀河兩家之外無之、

明法得業生 別勅生

〔尺素往來〕法家者、律及令、中家、坂家、各傳其義說者也、官方者格、外史者式幷儀式、

〔令集解職員三〕大學寮、釋云、天平二年三月廿七日奏、〇中略得業生十人、(中略)明法生二人

〔延喜式大學二十〕凡得業生者、明經四人、〇中略明法二人、〇中略並賜夏冬時服、

〔三代實錄清和四〕貞觀二年九月廿六日癸酉、勘解由次官從五位下兼行明法博士御輔朝臣長道卒、長道者、左京人也、元明經生、後學律令、號別勅生、官給衣食、同得業生、學殖漸優、奉試及第、承和七年爲明法博士、仁壽三年敍外從五位下、丁母喪去職、後復本官、齊衡二年兼大判事、天安二年、爲勘解由次官、餘官如故、

明法生

〔令集解職員三〕天平〇天平延暦誤恐廿一年六月八日格云、明法生元十人、廿人令定、

〔類聚三代格五〕太政官符

應明法生試通六七條任國博士事

右被右大臣宣偁、奉勅、明法出身、與他業異、通八已上、乃預敍例、七條已下、皆爲不第、學者於是倦罕習其業、自今以後、宜通件條任國博士、以勸生徒、

弘仁四年三月廿六日

〔延喜式式部十八〕凡明法生課試通六七條者、任國博士、

〔延喜式大學二十〕凡須講〇中略明法生者律令、〇中略應任用諸國博士、

〔續本朝往生傳〕一條天皇者、圓融院之子也、〇中略時之得人也、於斯爲盛、〇中略明法則允亮、允正、〇中略皆是天下之一物也、

明法家

〔二中歷一十三能〕明法

完人永繼　讃岐永直　同永正　惟宗直本　同公方　令宗允亮　同允正　堀井右弼　令宗道成　菅原有眞

〔神祇令和解〕通邦〇稻葉又按、古律令ヲ言モノ數家アリ、唐令釋、唐令私記此二書ハ唐令ヲ解セルモ

ノナリ、唐問答、是モ亦唐令ヲモテ問答ヲ起セルモノナリ、律附釋、律張律宋、此屬ハ唐律ヲ云フモノナリ、別記八十一例、此屬ハ律令ニ並テ記シタル官府ノ記ナリ、古私記、古問答、是ハ大寶令ヲ言フモノナリ、新令釋、新令問答、式部問答ノ屬ハ、養老令ヲ言フモノナリ、穴私記、跡私記、讃私記ノ屬ハ、令義解ヲ言フモノナレバ、本令ハ延暦令ナリ、此屬一ノミナラズト雖モ、今ハ集解ノ内、ハヅカニノコリ、其書傳レルモノゾナカリキ、○中略跡云ト記サルヽモノ、穴云ト記サルヽモノ、伴云ト記サルヽモノ、讃云ト記サルヽモノ、皆私記ノ名ナリ、○中略跡ハ氏ナルベシ、穴モ亦氏ナルベシ、伴モ亦爾リ、只讃ト云コトハ思得侍ラズ、讃ハ讃岐朝臣永直アリ、義解ノ撰ニアヅカル人ナリ、此人ナルベシ、○中略又朱云ト記セルモノアリ、或云ト記セルモノアリ、○中略其朱云トアリテ人名ヲ稱スルモノアリ、貞云、讃云、額云、椋云、公云、後讃云ト記セル屬也、又生云トアルアリ、是ハ或云ノ屬ニテ、必出處アリ、又穴記ノ内ニ、椋哲、張云、大夫云、伊云、江云、春云、額云、額博士云ノ屬アリ、又釋古私記、先私記、跡記ノ屬ヲ引テ論ゼリ、サラバ跡記ハ穴ヨリハ古ク、額椋等ノ人モ、穴氏ノ知處ナリ、貞ハ穴氏ヨリ後タル人ニヤ、朱ニノミアリ、後讃ハ、巻ノ十九ニ後讃云々々讃博士同ト云コトモアレバ、讃ト同時ニ今一人讃氏アレバ、後讃ト云コトヽミエ、貞ト額トハ、朱ノ筆者ト同時ノ人ニテ問答ノ説アリ、又伴記ノ内跡記ヲ引ケリ、又跡記ノ内ニハ、額同之、堂説云、椋不同、穴云等ノ諱アリ、跡記ハ穴記ヨリ古シト云ドモ、跡氏ハ穴氏ト同學人トミエ、額亦同時ノ人也、サラバ讃博士ハ讃岐朝臣永直、額ハ額田國造今足ニテモアリナン、椋ハ、跡記ナルトキニハ椋ト記シ、穴私記ノトキニハ、先哲ナリトミエテ椋哲ナド記ゼリ、次第自然ニ明ナレドモ、時ヲ云トキハ、跡、穴、讃、額ノ屬、皆承和ノ比ノ人ニゾアルラン、生ト云ルモ、イタク後タル人ニハアラジ、此等ノ私記、明法ノ學徒寫傳タリケレバ、後人ノ傍字ナキニシモアラズ、或云トアルモノ是也、朱云トアルモノ、職員令以下集解中ニ多ケレドモ或云ト記サレシモノハ、僧尼令ヲ初見トス、其下ニ、此云在釋後未知誰云ト尻付アル

ナリ、サラバ朱云トアルハ、誰ト云人ヲ知リタルモノニテ、或ト云ハ、同朱ナレドモ人知レヌモノナレバ、如此例ヲ立ラレタルニコソアメレ、集解卷ノ一、今全本傳ラズ、抄本ノミナレバ、考慮ナケレドモ、其全本ニハ、朱云ト初見シタル處ニ、誰人ト云コトコソアリツラメ、歎ズベキコトナリ、

〔續日本紀　三文武〕大寶三年二月丁未、詔從四位下下毛野朝臣古麻呂等四人、預定律令、宜議功賞、於是古麻呂及從五位下伊吉博德並賜田十町封五十戶、贈正五位上調忌寸老人之男田十町封百戶、從五位下伊奈部連馬養之男田六町、封百戶、其封戶止身、田傳一世、

〔續日本紀　八元正〕養老二年四月丙辰、筑後守正五位下道君首名卒、首名少治律令、曉習吏職、和銅末出爲筑後守、兼治肥後國、勸人生業、爲制條教、耕營頃畝樹菓菜、下及雞肫、皆有章程、曲盡事宜、旣而時案行如有不遵敎者、隨加勘當、始者老少竊怨罵之、及收其實、莫不悅服、一兩年間、國中化之、又興築陂池、以廣漑灌、肥後味生池及筑後往々陂池皆是也、由是人蒙其利、于今溫給、皆首名之力焉、故言吏事者、咸以爲稱首、及卒百姓祠之、

〔續日本紀　八元正〕養老五年正月甲戌、詔曰文人武士國家所重、醫卜方術古今斯崇、宜擢於百僚之內優遊學業堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜(○中略)明法正六位上箭集宿禰蟲萬呂、從七位下鹽屋連古麻呂(○中略)各絁十五疋、絲十五絇、布三十端、鍬二十口、

〔令集解　十三賦役〕神龜四年正月廿六日格云、勳位九等以下任長上官、應免課役事、右被太政官去神龜三年十一月十五日符云、得令師(○原作令條、依古本改、)正五位下鍛冶造大隅、從五位下越知直廣江、正七位下鹽屋連古麻呂等申狀偁、(○下略)

〔續日本紀　二十孝謙〕天平寶字元年十二月壬子、太政官奏曰、(○中略)正四位下下毛野朝臣古麻呂、贈正五位上調忌寸老人、從五位上伊吉連博德、從五位下伊余部連馬養、並大寶二年修律令、功田各十町、四人並下功合傳其子、(以上十條、先朝所定、)

〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年十月癸亥、大和國造正四位下大和宿禰長岡卒、刑部少輔從五位上五百足之子也、少好刑名之學、兼能屬文、靈龜二年、入唐請益、疑滯之處、多有發明、當時言法令者、就長岡而質之、勝寶年中、改忌寸賜宿禰、寶字初仕至正五位下民部大輔兼坤宮大忠、四年遷河內守、政無仁惠、吏民患之、其後授從四位下、以散位還第、八年任右京大夫、以年老自辭去職、

〔文德實錄七〕齊衡二年正月己酉、大判事兼明法博士備後介從五位下伴宿禰宗卒、宗本姓伴良田連、後改爲伴宿禰、宗出自外國、少入大學、專心法門、習讀律令、始爲太宰明法博士、〇中略嘉祥元年二月、爲勘解由次官、五月、遷爲大判事、二年二月、兼爲明法博士、

〔文德實錄十〕天安二年六月己酉、大學助從五位下山田連春城卒、春城字連城、右京人也、曾祖白金爲明法博士、律令之義無所不通、後言法律者、皆咸資准的、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年八月十七日癸丑、是日從五位下守大判事兼行明法博士讚岐朝臣永直卒、永直者右京人也、本姓讚岐公、讚岐寒川郡人、幼齒大學、好讀律令、性甚聰明、一聽暗誦、弘仁六年、補明法得業生、兼但馬權博士、數年之後奉試及第、天長七年春爲明法博士、同年夏爲右少史、明法博士如故、尋轉左少史、八年兼勘解由判官、承和元年正月授外從五位下、爲大判事、明法博士如故、是年兼勘解由次官、三年賜姓朝臣、改本居隸右京職、俄而兼出雲權介、遷兼阿波權掾、十三年、法隆寺僧善愷、向官告檀越少納言登美眞人直名有犯之狀、右少辨伴宿禰善男、與參議右大辨正躬王等、執論差跌、善男辨口便佞、蒙帝寵遇、遂誣正躬王等、許容善愷違法之訴、免其官爵、先令明法博士等斷正躬等之罪、永直畏憚權勢、不肯正言、然執律私曲相須之義、大怍善男之旨、嘉祥元年、刑部少輔和氣朝臣齊之犯大不敬罪當絞、詔減死罪一等、流伊豆國、永直坐齊之事、配流佐渡國、二年二月、仁明天皇晏駕、文德天皇踐祚、明年勅特從恩免、徵復本位外從五位下、齊衡二年爲明法博士、三年老乞骸骨、再三陳請、然後許之、然猶不停明法博士、歸休於家、天安二年、文德天皇勅曰、明法博士是律令之宗師也、惜其齒在耆

耆不傳正說、宜令好事諸生就其里第受讀善說、永直閑臥私第授律令於生徒、式部省就門庭行講覓之禮、法家榮之、以壽終焉、時年八十、永直自爲官吏、爰及晚節、歷任勘解由次官、使判決之道能究其旨、爲被使司者、今猶爲准的焉、嘗大判事興原敏久、明法博士額田今人等、抄出刑法難義數十事、欲遣問大唐、永直聞之自請詳解其義、累年凝滯、一時氷釋、遣唐之問、因斯止矣、長子時人、傳父業改姓和氣朝臣、小女爲光孝天皇更衣、生源皇子舊寧、

〔三代實錄清和七〕貞觀五年五月癸亥朔、參議刑部卿正四位下兼行越前權守正躬王卒、正躬王者贈一品萬多親王之第七子也、幼而聰穎、入學齒胄、涉讀史漢、善屬文、年十八擧文章生試及第、〇中略十三年〇承和法隆寺僧善愷告少納言兼侍從從五位下登美眞人直名爲寺檀越枉法狀、太政官加訊鞫鞫之、而時論蹤橫云、正躬等爲善愷成私曲、于時從五位下守右少辨兼行讚岐權介伴宿禰善男執律私曲相須之義、不平正躬等之論、此事紛爭遞成矛楯、事下勘解由次官外從五位下兼守大判事行明法博士讚岐朝臣永直考之、永直考云、私曲兩字混處一科、是相須之義也、善男確執以爲、私之與曲明是二也、當時有識式部少輔從五位下小野朝臣篁同善男之論、遂緣受推善愷違法訴狀、官當解任削爵一階、從四位下行左中辨兼守大藏大輔伴宿禰成益、從五位上守右中辨藤原朝臣豐嗣從五位下守左少辨兼左衞門權佐藤原朝臣岳雄等共坐此事解官削爵、前史〇續日本後紀詳之、故不委載焉、

〔貞信公記〕天慶八年五月八日、右衞門督來云、近日無明法官人、不得行使政、□□或假依延喜五年例、以他司明法家官人預政云々、

〔本朝文粹九序〕七言、夏日於左監門宗次將〇惟宗允亮文亭聽講令詩一首、　江以言〇中略

我國家、上自推古之聖朝、下迄養老之寶曆、上下三四代之間、增損屢變、章條數十篇之裏、修撰甫就、以安四海之波瀾、以定一天之防禦、是以或聖主降勅、促披講於宸位之前、或賢臣專精、受奧義於南面之下、近世以降、編竹不開、童蒙之煙漸晴、帶草欲朽、師說之風無傳、次將累一家之風業、宜五代之雲英、才

德掩古、正執蹋於左車之塵、敏思照今、馭銜勒於右馬之氷、於是欲令之必行、傷學之不講、掃幕下而開大座、飾座上而竟分陰、遂命藤侍御史講誦斯文、焉如鐘鼓之在懸、叩而有音、似刀劒之出鋼、割而無滯、當斯時、生徒發問之者、朱紫提耳之倫、飛軒高蓋、風吹于公之門、義實文華、水淡君子之席、於戲不登泰山者不知天之高、不臨深谷者不知地之厚、若今日不預此座者、豈知令典之爲大矣乎、于時長保元年六月二日、禮部侍郎以言、披三尺而初學、攉一寸而愁記云爾、

〔小右記〕長和四年六月廿三日辛未、昨勘解由次官令宗允政〇中略卒、允政者明法博士、當時絕倫者也、一日妻死、相次巳逝、天亡文道、悲哉悲哉、日者諸道明人、逐日亡滅、世既盡了、

〔花園院御記〕元應二年十月十七日壬戌、章任參、讀律第六卷了、　廿日乙丑、章任參、律第七卷讀之、半卷餘讀合之間、被召女院御方、仍後日可讀合之由仰之、　廿二日丁卯、章任參、讀律第七卷訖、院御方有御讀合、　廿九日甲戌、章任參、讀律第八卷訖、　十一月四日己卯、章任參、讀律第九卷讀合了、　十日乙酉、章任參、讀律第十卷、令律一部讀合已訖、自去年連々讀合、律令廿卷受說了、依此事上北面所聽之也、

〔花園院御記〕元應三年六月三十日壬申、今度炎暑連々、及今月下旬有苦熱、自今年春病惱者多、死者連綿、諸道宗匠多逝去、文道在兼、種範、（讓分名儒也）管絃前右大臣、舞人久雅、樂人季俊、明法章任、章治（雖無名譽）稽古之者云々、諸道衰微、最可歎息者歟、

○按ズルニ、中原章任ノ著ニ金玉掌中抄アリ、

〔古今書畫鑒定便覽四地下歌人〕出納職忠

中原氏、正四位上大藏大輔ニ叙任ス、華庵ト號ス、有職故實ノ學ニ精シクシテ、頗ル世ニ稱譽ス、殊ニ律令格式ヲ研究ス、萬治三年六月十六日卒ス、年八十一、

〔文會雜記二下〕一徠翁、明律ヲ解セラレタリ、翁ノ弟叔達、屢々縣官ニ召サレテ律ノ事問ハセ玉フ

故、横張ニシテ懷中セラレタルガ、少ヅ　叔達ノ意モアリ、夫ヲ何人カ拵テ贋物シテ、世ニ出シケリ、ソレ故贋物ハ少部也ト、老師〇服部南郭ノ話也、

〔唐律御調〕享保十年巳十二月荻生惣七エ訂正寫點被仰付候節差出候書付

一唐律疏義、御本には唐律疏議と御座候得共、諸書相考候處、多くは長孫無忌律疏三十卷と御座候、唐律疏義と御座候處も御座候、總而疏義と申候事、古今之通例に御座候、〇中略

一唐律本文并疏義之內、誤字、脫字、衍文并文字顚倒致し候處夥敷有之候、則末ニ其員數書記仕候、唐律と拗ニ明白ニ御座候故、此筋を以吟味仕、悉相知れ申候、依之書籍を引候處には、皆夫々の本書を以て相改直し申候、

〔文會雜記補遺〕春臺曰、法律ノ事、紀州ニハヤリタリ、榊原玄輔ナドモ、法律家也、今縣官モ夫故律ノ事シロシメサレタリ、然レドモ律ヲ今ノ封建ノ世ニ行事ハ害アリ、日本ノ風俗ニテハ、ヤハリ無骨ナル事ノ様ナレ共、切テ捨ツルト云ニテスム事也、イラザル笞刑墨刑ナドノキハメアル故、法ヲ下ヨリ察知シテ、此次ニケ様々々ノ刑、其次ハカヤウカヤウノ刑、何度迄ハ赦スト云事アリト、高ヲクヽリテ、一ツモ懲ル事ナシ、是法家ノ恥也、語曰、民可使由之云々、

〔先哲叢談後編二〕榊原篁洲

篁洲歲過不惑、好讀文獻通考、六典、通典等書、專研討歷朝之沿革制度、故如明律、尤其所精究、嘗奉侯命、撰明律釋解三十六卷、自是而後、若高瀨學山、物徂徠之輩、講明律者往々有矣、其講明律學致書起自篁洲云、

〔先哲叢談後編四〕高瀨學山

學山在當時、與榊原篁洲物徂徠頗同其所爲、均皆講習律學、唐六典、文獻通考、明律等諸書、其所奉崇也、嘗以明律之疑義、與徂徠往復數次、徂徠稱曰、與他人談苦欠伸易生、至與希樸〇高瀨學山座、雖沈醉倦

不覺洒然醒焉、殆有不可企及意、

〔無刑錄 一〕蘆東山傳　　竹堂齋藤馨

蘆東山、本姓岩淵氏、其先居武藏岩淵因氏焉、〇中略初東山在京、與桑名松雲論當世人物、謂經術文章當以室鳩巢爲第一、於是執謁鳩巢、就受業、鳩巢亦稱其才學、託以其子、且曰、皇國律令之書、殘闕不存、我嘗欲采漢土諸儒論及刑律者、輯爲一書、今老矣、無能爲也、子繼而成之、東山遂以此自任、〇中略論者曰、東山抱報國之忠、而終於幽囚屈辱、宜乎、其以屈原自比也、然其所著之書、援證宏博、識論精明、亦足以補律令之闕、而供國家刑獄之用矣、是乃幽辱其身、而其心則報國而有餘、視諸屈原既放之餘、一心沮喪、所著離騷、皆憂憤之言、則爲何如哉、

〔古學小傳 下〕狩谷棭齋

狩谷望之ハ、字ヲ卿雲、號ヲ棭齋ト云、稱ヲ三右衛門トヨベリ、江戸ノ人ナリ、〇中略律令ノ學ヲツトメ、吾邦ノ制ハ、モト隋唐ニ採レルヲモテ、唐律、六典、太平御覽、通典等ノ諸書ヲ精研シ、溯リテ漢學ヲ修シ、發明スル所アリテ、終身漢學ヲ墨守ス、

〔文會雜記 一上〕一明律ヲ讀デ、大ニ日本ト中華ノ風俗ノ異ナルヲ知レリ、律ニアル處ノ罪ヲ、日本人ナドハ、オカス人曾テナシ、サレバ中華人ハ、日本ヨリ見レバ、チトダヾクサナルト覺ユト、君修ノ評也、

〔文會雜記 三上〕一日本律ハ、山田大介ノ父ノ許ニアリテ、縣官ヘ獻上アリ、其時セハナドシテ、本柄ヲモ見ラレシト、老師ノ話ナリ、

〔有德院殿御實紀附錄 十〕法律の書は、紀伊家にまし〳〵けるほどより好ませ玉ひ、御位につき玉ひて後も、ます〳〵御覽ありしが、荻生惣七郞觀、深見久大夫有隣、成島道筑信遍、高瀨喜朴某等に命せられて、考へ奉りし事も少からず、荻生惣右衛門茂卿にもえば〳〵御垂問ありて、其頃御文

庫にありし唐律疏議を示させ玉ひ、これが訓譯してまゐらせよと仰下されしに、茂卿つら〳〵と見て、これは唐土にも今はたえたる珍書なりとて、其よし申せしかば、則長崎の奉行に命せられ、唐商沈燮庵に見せしめらる、燮庵一部をこふて歸唐し、清國の刑部尙書勵廷議に呈しければ、廷議も希代の書也と稱して、みづから書寫し、序を加へて愛翫せしとぞ、のち燮庵ふたゝび長崎に來り、廷議序文を奉行につきて進覽せしかば、御けしき大かたならず、其序を別にかの書にそへて御文庫に收めらる、近頃わたりし彼國の書目にも此書の名をのせたりと聞えし、

〔古今書畫鑑定便覽地下四歌人〕和泉眞國

江戸ノ人、通稱東吉郞、和麻呂ト云フ、太平翁ノ門ニ入テ、深ク鈴屋ノ學風ヲ慕ヒ、頻リニ研究ス、曾テ村田春海ト、令義解ノ大論アリ、以テ博覽多通ヲ示ス、

有職學

有職學ハ、我國朝廷幕府ノ禮式典故ヲ講究スル學ニテ、其權輿ハ中世以後ニ在リ、初メ藤原忠平ノ二子、小野宮實頼、九條師輔、最モ斯道ニ通ジ、後世ノ有職家、皆此二家ヲ祖述セザルナシト云フ、足利氏ノ起ルニ及ビテ、武家ノ故實ヲ重ンゼシヨリ、伊勢氏ノ如キモノ、世々殿中ニ仕ヘテ之ヲ掌リ、遂ニ武家有職家ト云フモノヲ生ズルニ至レリ、又德川氏ノ比專ラ職官ノ事ヲ講究スルモノアリテ、之ヲ職官家ト云ヘリ、又一ノ有職者ナリ、

名稱

〔運歩色葉集 伊〕有職(イウシヨク)

〔下學集 下 態藝〕有職(ユウシヨク)

〔野槌 上 一〕ゆうそく　有識(ユウシヨク)ものしることありとよめり、よろづ物に心得て故實を存じ、すべをしれる者をいふ、禁中のことどもよくわきまへ知れるのみにあらず、

〔安齋隨筆 前編 四〕一有職者　後代官職其外公家方の故實を知りたる人を有職者と云ひ、また略して職者共云、是地下にて云のみにあらず、堂上衆も常に云ならはされし詞也、是後代の俗言也、耳偏職の字を用るは誤也、本は言偏の識の字なり、有職の有は有德有司などの有に同じく、タモツの義也、識は智識にて、モノシルなり、智識を身にたもつ人を有識者と號して、物知りの總名なり、識者同じ、有識も識者も、漢土にてもいふ詞也、公家の故實を知りたるは、公家の有識者也、武家の故實を知りたるは武家の有識者也、何の道にても其故實を知りたるもの、其道の有識者あるなり、續日本紀に、延暦九年七月の紀文曰、應神天皇命上毛野氏遠祖荒田別使於百濟、搜聘有識者云々、以爲皇太子師、又三代實錄貞觀五年五月の記に承和十二年の事を引て曰、當時有識、式部少輔從五位下小野朝臣篁云々、是言偏の識の字を用ひたり、是儒學のモノ

シリを云へるなり、後代識を職と取りちがへて、官職の事を知るを有職と云ふぞと思ひ誤り、俗習となれるなり、又海人藻芥に、僧中書札條に、有職非職といふ事あり、是は僧の職事あるとなきとを云なり、職はツカサドル也、物知りとは文字別なり、

禮運ニ有文有職ト云ハ別ノ事ナリ

追考、有職ト云ニハ、有字有無ノ有ニシテ、有トハ無職非職ニ對スル稱ニテ、義通ゼズ、人取持ノ義ニシテ見レバ執職ノ義トナル、何カニシテ見テモ有ノ字義通ゼザレバ、職ノ字耳偏ニテハ落著セザルナリ、壺井義知、並滋野井公麗卿ノ門人大塚嘉樹等モ、官職ノコトナド知ルヲ有職ト云、耳偏ノ職ノ字ヲ用ユベシ、言偏ノ識ノ字ヲ用ルハ誤ナリト云ハ、公家ノ俗習ニ引レタル誤ナリ、取ニ足ラズ、

〔禁秘御抄中〕諸藝能事

第一御學問也、〇中略只可爲宗才、縱鴻才マデハ不然、淺才尤見苦事也、識者又勿論、天下諸禮時、御失禮尤左道事也、後三條、白河、殊有識也、必々可學之也、

〔續日本後紀十五仁明〕承和十二年二月丁酉、散位從四位下善道朝臣眞貞卒也、眞貞〇中略八年〇天長遷阿波守、是時有識公卿一兩人、依詔旨與諸儒等修撰令義解、眞貞亦參其事、不赴任所、承和五年授正五位上、明年授從四位下、

〔三代實錄二淸和〕貞觀元年四月廿三日戊申、大納言正二位兼行民部卿陸奧出羽按察使安倍朝臣安仁薨、安仁者、左京人、〇中略太上天皇嘗從容評議諸國吏之優劣、以爲未若安仁爲信濃介之能、後人莫之及、卽賜牙笏玉帶金魚袋幷御衣一襲、有識相賀云、此賞是宰相之鴻漸也、

〔永昌記〕大治元年三月十九日乙酉、參院、今夕可奏一代一度仁王會卷數、而穢氣條如何、付忠能取御氣色、內裏又觸穢、不可有憚者、馳參內裏、土御門按察使在陣座、右少辨宗成、大夫史雅重等在床子座、予

○藤原為隆 又著仗座、起座令催、於床子不見文 史友重行事、持文出來、入宮綱所注進、大仁王會殿上所々僧名法奏、但讀御卷數是也、○中略 雖恒事、近代無存之人、仍委記之、後奏卷數、猶不分明、重可訪有識歟、

〔職原抄下〕檢非違使

別當一人唐名大理○中略

世俗説、補大理之人、可備七德、所謂譜第、器量、才幹、有職、近習、容儀、富有云々、

〔源氏物語紅葉賀七〕ひとひの源氏の御ゆふかげ、ゆゝしうおぼされて、御ず經など所々にせさせ給ふ、かいしを、ことわりとあはれがりきこゆるに、春宮の女御は、あながちなりとにくみきこえ給ふ、かいしろなど、殿上人地下も心ことなりと、世人に思はれたるいうそくのかぎりと、のへさせ給へり、

〔源氏物語賢木十〕わがためにもよかるまじきことなれば、よもさるおもひやりなきわざしいでられじとなん、ときのいうそくとあめのしたをなびかしたまへるさまことなめれば、大將の御心をうたがひ侍らざりつるなどのたまふ、

〔續古事談二〕一條院御時、權中將成信、光少將重家ト云ワカキ有職ノ殿上人アリケリ、

〔吾妻鏡二十九〕文暦二年○嘉禎元年六月卅日、來月依為閏月、今夜可被行六月祓哉否事、為藤内判官定員奉行、被尋問有職并陰陽道輩、

〔徒然草上〕有度事は、○中略又有職に公事のかた、

〔江次第抄一〕内辨細記

小野宮流　貞信公一男攝政實頼公、號小野宮、二男右大臣師輔公號九條殿、公事秘説、出此兩流、小野宮流尤多名賢、佐理、公任、實資、資仲、季仲、通俊其選也、

〔古今著聞集公事三〕正朔の節會より、除夜の追儺にいたるまで、公事の禮一つにあらず、おこなひきたる儀、まち〳〵にわかれたり、凡恒例臨時の大小事、西宮記、北山抄をもて、其龜鏡にそなへたり、

小野宮九條殿の兩流、口傳故實そのかはりめおほく侍とかや、有職の家に習ひ傳へて、今は絕事なし、いみじき事なり、

〔江次第抄 一〕四方拜○中略

九條年中行事　九條右大臣御撰也、按四方拜次第、兩說不同、皆非無據、然近來猶用內裏式、但九條年中行事者、彼式以後出來之書也、定又有勝義歟、且諸公事必以內裏式爲模範、況又今日藏人持式筥、置御座傍、以是謂之、用式文可協道理、江次第之意、又以起子爲一說者也、

〔九條殿遺誡〕又付公事可見文書必留情可見、

〔本朝儒宗傳 二大臣〕源高明

醍醐子、邑上弟也、○中略高明刪政事、著書曰西宮鈔、

〔大鏡 三太政大臣實賴〕これ忠平のおとゞの一男におはします、小野宮のおとゞと申き、○中略和歌の道にもすぐれおはしまして後撰にもあまたいれり、おほかた何事にも、有職に御心うるはしくおはします事は、よの人の本にぞひかれさせ給ふ、

〔江談抄 二雜事〕實資公任、俊賢、行成等被問公事、其作法各異事、

又被命云、資業談曰、實資、公任、俊賢、行成四人、爲御使向彼亭被問公事之時、其作法各異、實資者日記中可停證文處被取出、俊賢者先見日記畢、諳覺被陳之、公任者只被申可依執政申之由、四人之體皆以不同也云々、又被命云、此人々皆雖達朝議、於被造式目、多公任被作獻人、其人家其家令封也、但自作法進退步自其所知云々、

〔大鏡 五太政大臣伊尹〕又一條攝政殿の御おのこゞ、花山院の御時、みかどの御をぢにて、よしちかの中納言と聞えし、少將たちの御おなじはらよ、その御時は、いみじうはなやぎ給ひし、みかど出家せさせ給ひてしかば、やがてわれもおくれたてまつらじとて、花山までたづねまいりて、中ひと

ひはさめて、法師になり給ひきいひむろといふところに、いとたうとくをこなひてぞかくれ給ひし、その中納言もむまうにはおはせしかど、御心たましゐいとかしこく、いうそくにおはして、花山院の御時のまつりごとは、たゞこの殿とこれしげの辨としてをこなひ給へれば、いさいみじうえ給ぞかし、

〔古事談 一王道后宮〕知足院殿〇藤原忠實仰云、四條大納言〇藤原公任北山抄は神妙之物也、大二條殿〇藤原教通ヲ聟ニ取テ、九條殿〇藤原師輔ノ御記ヲモ伺見テ作タル間メデタキ物ニテアル也、江次第ハ後二條殿〇藤原師通ノ御料ニ作タル文也、末代之公事不可過其歟、但僻事ドモ少々相交ル歟、

〔續世繼 五かざりたち〕ふけの入道おとゞ〇忠實の御子は、法性寺のおほきおとゞ〇忠通つぎには宇治の左のおとゞよりながときこえ給し、〇中略日記などひろくたづねさせ給、おこなはせ給ふことも、ふるきことをおこし、上達部の著座とかし給はぬをも、みなもよほしつけなどして、おほやけわたくしにつけて、何事もいみじくきびしき人にぞおはせし、道にあふ人、きびしくはちがましきことおほく聞えき、公事行ひ給につけて、おそくまゐる人さはり申人などをば、いへやきこぼちなどせられけり、ならに濟圓僧都と聞えし名僧の公請にさはり申ければ、京の宿房こぼちける、

〔江次第抄 一〕發題

問、此書何由名江次第耶、答、江帥匡房卿所作、故名曰江家次第也、又問、匡房卿賜大江姓、起於何世哉、

答、平城天皇之子阿保親王、親王之子本主、行平、業平等兄弟也、始賜姓土師、後改曰大枝、本主之子音人、又改枝字爲江、大江之氏、自是而始、匡房者音人七世之孫、中納言維時之五世、匡衡之曾孫、成衡之子也、匡房卿撰此次第者、依後二條之關白之命、始不爲一書、臨公事之期、漸々撰之、後人集而成書廿一卷、立恒例臨時部類者也、

江都督墓誌銘云、二朝侍中三代帝師、（白河堀河鳥羽）不知誰人作

問、如公事次第者、如西宮北山抄等、自古有之、何煩重作此次第哉、答、禮者天理之節文、人事之儀則也、其理本於太一、故百姓不易之道也、但至夫儀則者、所謂威儀文辭等、皆出於人爲、是以三代禮樂、至周大備、周禮又至漢大變、爾來沿革因世、損益隨時、本朝禮儀、亦如是、蓋延喜之時、撰儀式十卷、自今觀之猶古禮也、故天曆撰新儀式一卷、用當世之禮、又村上天皇自製淸涼記十卷、其意同新儀式、此後西宮左大臣高明公、四條大納言公任等、私各作次第、助成新儀式、爰一條院以來、天下政務一變、及白河堀河御宇、又大一變、於是新儀式又爲古禮也、江次第之作、不獲已而爲之者也、

〔台記〕久安三年二月三日丁酉、人傳、朝左大臣源公出家入道、（年四十五、疾不急、）○中略左大臣源有仁公者、延久聖主之孫、輔仁親王之子、○中略詳習我朝禮儀、

〔古事談〕（二臣節）中院入道（○源雅定）有六ヶ能云々、第一松容ト、第二雙六、第三末々木、第四舞曲、第五笙、第六職者也ト被自稱云々、

〔古今著聞集〕（三公事）建久の頃、月輪入道殿（○藤原兼實）攝籙にて、公事どもをこし行はれけるに、近代節會などにも、上達部物をくはぬ事いはれなき事也、ふるきにまかすべきよしさた有けるに、三條左大臣入道（○藤原實房）の内辨の時、さきにとりて、めしたまひたりけるを、職者のし給ことなれば、やうぞ侍らんとや思はれけん、諸人みな同じ物を食せられけり、次に又内辨かちぐりをとりて、めすよしして、懷中し給ひければ、人々皆また同じていにせられけり、殿下たちのぞかせ給て何となく内辨のせらるゝ事を、かゝるべきしきぞと心得て、人々まねぶ事見ぐるしとて、其後此さたとまりにけり、

〔徒然草〕（上）光親卿、院（○後鳥羽）の最勝講奉行してさぶらひけるを、御前へめされて、供御を出されてくはせられけり、さてくひちらしたるついがさねを、御簾の中へさし入て罷出にける、女房あなき

たな、誰にされさてかなど申あはれければ、有。職。のふるまひ、やん事なきことなりと、返々感せさせ給ひけるとぞ、

〔年々隨筆 二〕日野中納言資朝卿は、太平記にみえて、人のよくしれる人なり、かの卿は、忠烈のたぐひなきのみにあらず、有。職。の。事もいみじかりけり、その日記を見てしるべし、此記世にもまれに侍なるを、先生（○塙保己一）はうつしえてもたれたり、

〔野史 八十三 文臣列傳〕二條良基、（○中略）博覽有文才、好和歌、家素多舊記、又借寫諸家秘書、悉藏於文庫、故朝廷之儀式、武家之禮法、人皆就其家質焉、且祖先師輔而來累世攝政家日記、亦悉收在庫、世所謂二條殿日次記是也、（按中古缺失、今存者僅二百餘卷、頼長公實日記最詳、）

〔有德院殿御實紀附錄 十〕貞觀儀式、撰塵裝束抄なども、みな御みづからつまびらかに御校正ありしうへとぞ、其頃國學をもて稱せらるゝ羽倉藤之進在滿に仰せて、校正して奉らしめらる、近き世の公事職原の類は、高家長澤壹岐守資親、中條對馬守信實（後大和守）をもて、傳奏の公卿にたゞされし事もあり、またある時は、所司代をもて當時有職の名ある公卿、高倉永房卿、滋野井公澄卿、葉室頼胤卿、中山兼親卿、中院通躬卿、武家にては、水戶宰相宗堯卿、細川越中守宣紀、今川民部範主等の人々にも御垂問あり、また處士にては、國府又次郎某、三宅慶傳某、壺井安左衛門義智、羽倉齋宮春滿、其子藤之進在滿等へもとはしめらる、在滿は後に宗武卿の家人に召加へらる、

〔耆舊得聞〕安藤內匠爲實、初ハ稻津左兵衛尉ト云フ、伏見ノ宮ノ諸大夫也、世々丹波千年山ヲ領シ居ル、其門地歷々ナル事ハ、千年山集ニ詳ラカナリ、高祖父邦茂ハ伏見親王邦輔ノ庶長子ナリ、爲實多藝、擊劍、刺槍、拳法、琴、笛、皆能熟セリ、和歌ハ古今集ノ秘ヲ傳ヘ、最典。故。ノ。學。ヲ好ム、後伏見家ヲ辭シ、清閑寺大納言熙房卿ニ寄食シテアリ、佐々宗淳コレヲ推擧ス、義公卽召サル、爲實モ公ノ德ヲ慕ヒ、北國大侯ノ聘ヲ辭シテ來ル、殊遇アリ、書院番頭ニ列セラル、扶桑拾葉集ヲ修シ、又禮義類

典ニ總裁タリ、所著續有職問答アリ、其和歌ヲ抱擧集ト云ヘリ、類典進獻アリシニ、叡感アリテ、禁裏ノ秘本ヲ借シ賜ハリ、再ビ增補シテ獻上アリ、扶桑拾葉集、禮儀類典ノ名、並ニ朝廷ノ賜フ所ナリ、類典進獻ノ時ニ、公ヨリ手書ヲ賜フ、

〔安齋隨筆前編六〕野宮定基卿年齡〇中略

兵範記の奧に、元祿十二年仲呂望月書寫、左近衞權中將藤原朝臣定基卅歲とあり、知譜拙記所見、權中納言正三位定緣卿之息、官位至權中納言正三位、正德元六廿九薨、四十三歲、實父中院內大臣通茂公なり、定基卿有職之名人なり、同時代地下に壺井安左衞門源義知新井筑後守源君美等問答ス、皆有職之名人也、

〔古今書畫鑒定便覽四地下歌人〕高橋宗恒

御厨子所預從四位上備前守タリ、有職故實ノ學ヲ頻リニ研究シ、野々宮定基卿ノ門ニ入テ修學シ、一家ヲナシテ、世ニ稱譽ス、著書家ニ傳フ、

〔古今書畫鑒定便覽四地下歌人〕高橋宗直

宗恒ノ子ナリ、家職ヲ受テ、御厨子所預從四位上若狹守タリ、初漢學ヲ伊藤東涯ニ受ケ、後父ノ志ヲ嗣テ、大イニ皇朝ノ古典ヲ修シ、殊ニ諸家ノ記錄ニ通達シ、抄物數百卷、寶石類書二百卷、其佗雜抄數部ヲ著ハス、同好ノ士、其門ニ入テ學ブモノ甚多シ、後洛東岡崎村ニ別居シ、圖南老人ト號ス、又和歌ヲモ好ンデ、蘆庵、澄月ノ輩ト交リテ詠メリ、諸子、老先生ト稱譽ス、天明五年正月二十四日卒ス、年八十五、東山眞如堂ニ葬ムル、私諡シテ文敬先生トス、

〔紫清兩殿圖別勘坤〕古之內裏東禮也、今之內裏西禮也、學者讀東禮之儀注、當西禮之殿陛、方位既背、進退皆乖、是以句句文文終不可解也、宗直淺陋忘意、欲考訂古時內裏、而作圖、所恨家貧乏書、無可以爲據焉、獨禁秘御抄記紫宸清涼二殿之事極爲詳備、又禁腋秘鈔載清涼殿圖、割爲四圖、今合

四爲一、新作清涼殿圖一鋪、其如其紫宸殿、則尤乏可據以證者、今本年中行事書、及五節帳臺試圖、參以諸君子勘物新作一圖、其禁秘禁腋二書已下凡可據以徵圖者、別輯爲別勘二卷、宗直以淺見寡聞、欲讀數百年前禁腋之事實、如以管窺天、如其謬誤、俟後君子之是正云爾、

寶曆十二年四月　　御厨子所預若狹守紀宗直謹書

〔山城全州墓碑銘集大成儒及醫之部二〕壺井故安左衛門源義知墓誌銘在二條新地清光寺

壺井義知、字安左衛門、姓源氏、號鶴翁、攝州浪華產也、家于京師、夙好讀書、尤諳本朝典故、從學百餘人、著譔亦富、享保十年被召東上、恩賚有加、二十年乙卯十月廿四日終于家、享年七十有九、廿七日葬于城東清光寺、門人某等、求予銘其墓、因系之詞云、

生乎今世、而稽乎古時、處乎閭里、而諳乎朝儀、從其所好、口授筆道、

享保二十年歲次乙卯十一月　　伊藤長胤　譔

子　氏房　建

〔群書一覽二有職〕職原鈔通考寫本　二十一卷

本書二十一卷、封戶職田考一卷を附す、享保十三年冬十月門人多田義俊異字序に云、先に有職者流と號するもの數百家あり、其說或は縉紳家の傳に憑りて、これを古典に徵せず、或は臆說に據て故實をうしなふ、獨先生博く學び、約に記し、疑はしきを闕て、其餘りをいふのみ、良說ありといへども、證文あらざればこれをとらず、證文ありといへども、事理に合ふ事あらざればこれを信せず、惑ひを千古に闢き、敎を萬世に垂るゝ事、こゝに於て多しと云々、又此序中に壺井氏の家系履歷を記して云、先生姓は源、名は義知、字は子安、其譜清和の皇別より出、世降て、介冑を以て仕ふ、父某道意君と號す、故有て三池氏の嗣となり、壺井氏の女を娶て、明曆丁酉二月九日を以て先生を河內國河內郡辻子村に生、幼名牛松丸、才敏にして群兒に殊なり、邑これを奇とす、十四歲にし

て父を葬る、愼終の後母氏の養を受、壺井氏を以て稱號とす、出て浪華に遊び、白雲老人を師として、走龍の法を學ぶ、老人其手妙神に入るを驚き、直也人にあらずとして、蘊奥を秘することなし、十八九歳にして既に書を以て世に鳴る、二十一歳信濃國を經て、水野侯の松本の府に客たり、家族本多氏に宿する事殆七年、信濃を去て加賀に往、金澤の府に遊ぶ事三年、皆書に食祿せんと欲するものなり、一日職原鈔を讀て歎じて曰、誠に天下の禮を學ぶもの、誰か官職を明かにせずして其用を成んや、書を以て仕ふるものは、蓋大丈夫のこゝろざしにあらずと、而して郷に歸りて、旨を諸の氏族に告、廿九歳にして京都に赴き、四辻羽林君に仕ふ、羽林君此時伏原宣通卿に就て古書訓讀の法をならひたまふ、先生これに陪從して、ともにこれをならふ、今に至ても、猶伏原家に對して、門生と稱せらるゝは、此緣を以てなり、其舊恩を謹する事かくのごとし、先生みづからおもへらく、年三十を過て、志初めて定まるべきに、いかでか衆と同じからんと、夜學して、全く寢ざる事四年にして、厭事をさらず、有職の學を練て塵務を事とせず、凡青士の主君に從へる、主君參内供奉の時は、下場所に在て、諸家の從士と雜談するのみ、先生其徒に群せず、庭砌に蹲りて、學術を思惟し、故實を熟練す、人これを異みて交らず、先生これを幸として、獨ならふ、三十二歳にして、初めて裝束拾葉二卷をあらはして梓に鏤む、四方の學者競ひもとめてこれを珍とす、三十四歳の時、先生に師とし事ふるもの三拾餘人、其後先生印を解去て、恣に門を開て、問者に應ず、居を移す事七たびにして、竟に町尻の西正親町に止る、先生の學、故きを温ね、新しきを知を以て宗とす、八條羽林君、温故の二字を賜ふて軒標す、著すところの書八百卷、一も無根に出るものなし、門に及ぶもの二千餘人、その堂に登るもの三十餘人、室に入もの六七人也、一たび職原鈔辨疑を世に行ひて後、世の先生を議するもの皆伏す、名鳳闕仙宮の高きに存し、ほまれ竹園槐門の貴きに獲られ、近ごろ東都の徵に應じてより、聞いよ〳〵大なり、令嗣善藏氏、名は氏房、其才實に先生の

子なる哉、實に有職の學先生に中興すといふべし、義俊が輩、幸に先生にさきだゝずして、先生の爲に後生となることを喜ぶ、學ぶに註解あり、推に規矩あり、此時此道を學ばずば、いづれの時か學ばんや、嗟呼先生の恩、義俊が輩物の比するなし云々、　按ずるに、秋齋が此序を見れば、鶴翁と師弟の間隔絶せしは、享保の末年の事なるべし、

〔職原鈔辨疑私考序〕近世言官職者、擧皆莫不原於職原鈔、而討尋紬繹、然膠於舊聞、循於故轍、未嘗有能致疑乎其間者、蓋具眼者鮮矣、有壺井義知氏、凡本邦所傳之書、莫不渉獵蒐索、洽聞強記、練習典故、常玩職原鈔注、心殫力、講求評隲、蓋亦有年、其言曰、北畠准后、深悼南朝官秩之闕、乃編集此書、竊考之、准后所謂不著一卷文書者、蓋自謙之辭也、本之國史、令、西宮記、及官職秘鈔、帝王編年記、然則固爲後世之模範、而不可以易矣、然而揮毫於興國擒據之日、構思於小田矢石之間、未脱草藁之書、而往々不免有遺漏差誤也、況復後人加之以不稽之言乎、且好事者、託名於桃華禪閤、妄爲臆說以附其後、牽強傅會不可枚擧焉、玉石混淆、蘭艾並收、讀者不察、槩以爲至珍至實、更無一人辨其眞贋、亦無一字糾其紕繆、不可勝嘆乎哉、於是義知徵諸本朝國史令格式與夫百家紀傳之書、參伍錯綜精覈洞盡論其是非、陳之異同、片言隻字亦未始雜孟浪鹵莽之說、遂以爲一書、名曰職原鈔辨疑私考、實痼疾之砭石、而足以爲指南之車也、可謂能讀書矣、(中略)

享保戊戌孟春之月下浣　　右京權大夫從四位下加茂縣主清茂叙

〔古今書畫鑒定便覽四地下歌人〕多田義俊

名義俊、通稱進藏、後兵部、又將監ト號ス、津國ノ人、京師ニ出テ、壺井氏ニ古實有職ヲ修シ、頻リニ古典ヲ研究シテ博覽多通ナリ、大イニ時ニ鳴ル、後故アリテ壺井ノ門ヲ破リテ、享保九年名ヲ政仲ト改ム、後マタ義俊ト更ム、又滿泰トモ云、又桂秋齋、南嶺子等ノ別號アリ、又滿泰トモ云シトキ半時庵談々ト交友ス、晩年マタ名ヲ秀樹ト改ム、又桂左衛門武起トモ稱シタリ、凡テ強識ノ人ナレ

ドモ其才ニ任セテ、人ヲ欺ムクノ說モアリト、寛延三年九月十二日歿ス、年五十三、

〔古今書畫鑒定便覽地下歌人四〕速水房常

京師ノ人ナリ、壺井氏ノ門ニ入テ修學シ、有職古實ニ精シク、殊ニ律令格式ヲ研究シテ世ニ稱セラル、又詠歌ヲ好メリ、

〔古今書畫鑒定便覽地下歌人四〕橋本經亮

橘氏洛西、梅宮ノ祠官、從五位上肥後守ニ叙任ス、香園又梅窓ト號ス、有職古實ノ學ニ精シクシテ一家ヲナス、詠歌ハ蘆庵蒿蹊ノ輩ト交リテ善ス、性奇ニシテ、凡テ人意ノ外ニ出ル、其平生ノ行狀一トシテ奇ナラザルナシ、文化五年四月十日卒ス、年四十七、

〔內安錄〕一關東は今和漢ともによくひらけたる中にも、有職の道ばかりはまだ開けぬなり、裏松固禪入道、谷口刑部丞胤祿、山田阿波介以文の精をなめる計多く、精を食て醉るといふ樣の人はなきにや、谷口胤祿死去せしかば谷口家の藏書類、不殘鷹司殿にて御引上、白銀五十枚を被下、其書類は、鷹司殿御藏書印と、谷口藏書印と二つゝ押し、鷹司殿の文庫に納給ひ、胤祿の倅生長の上御戾し可被成との御事、實に和書を尊び給ふこと忝事なり、

〔山田落穗〕朝議舊復の事

文明應仁の亂後、朝廷御衰微にて、諸事の儀式廢絕したるに、慶長以後昇平の德化によりて、寛永年間より有職人諸家の舊記を考へられ朝儀を舊復せらる、去かれども此頃いまだ記錄世に乏しく失考多し、是を寛永有職といふ、其後貞享の頃大嘗會御再興につき、御厨子所預紀宗恒命を蒙り、勘物幷諸圖等を奉る、此頃一條攝政兼輝公京極兵部卿宮文仁親王宗恒とともに商議ありて、類聚雜要抄彩色圖をつくらせ給ふによりて、古の調座の製大に明らかなり、其後滋野井公澄卿野宮定基卿、有職の學あり、元祿七年賀茂祭御再興ありしより、ます／＼舊儀に復せらるゝ事多し、

元文の頃、新嘗會御再興につき、貞享の失考を改められし事あり、荷田在滿の大嘗會具釋便蒙等も、此頃の著述なり、天明大嘗會の時、中山愛親卿有職の人にて、大に舊儀に復せらるゝ事あり、天明八年、内裏炎上の後、裏松固禪入道、卅年來の間籠居の艱難を凌ぎ、大内裏圖考證五十餘卷を著述せられし功、一時にあらはれて、新内裏清紫兩殿、承明門宣陽殿左仗座等を舊制に復せらる、此時藤杈藏貞幹も力を盡して、入道殿の學業を助けたり、是によりて朝儀典故大に一變す、新内裏遷幸并新宮旬儀等、文物大に盛なり、其後文化文政の間、御讓位、御即位、大嘗會、賀茂八幡臨時祭、仙洞御幸の御行粧等の事、ます〳〵舊儀に復せらるゝこと多し、

裏松入道殿御學問の事

裏松光世朝臣、入道の後甚しく困窮し給ひしかども、螢雪の功をこたり給はず、一冊の文書も貯へ給はざりしかば、諸家の藏書を借求め、手づから抄錄し給ひ、卅年來志を變せずして、大内裏圖考證五十冊餘、皇居年表十冊を著し給ふ、誠に凡人の所爲にあらず、しかるに寛政新造内裏の時、籠居を赦免せられ、朝參の御命あり、數年蟄懷一時に散し、比類なき面目を施し給へり、今の裏松殿又伊勢の春木氏の子弟たち、入道殿數年來の苦學をおもひやられて、遺書を校訂せられ、遺志を繼れたき事なり、以文此事を企望するは、入道殿御門下にて舊恩をおもふ故なり、

〔毀譽相半書〕水月翁〇服部中庸より又來狀〇中略

當時は吉田へ參り候へば、小弟も相尋、京にて近邊を通候得ば、松岡も相尋くれ申候、是等は古學信仰にて、古事記傳でなければ神道は濟ぬと申居候得共、有職者之先生山田阿波介〇以文などは、兎角古學を信用不致候、其男伊豆は、上田百樹之門人にて、古學も仕候、何角吉田家の風は、本願寺と同樣にて、寐ても起ても、金銀をしこためる流義故、どんときまり不申候、此段は厚胤も承知ながら道を弘むるには手行一番早かるべしとの思ひ入にて、同人は同道いたし候と相見え申候、

中々吉田家の玄丶むさい取扱に荷擔は致間敷候故、始終之處は如何可ㇾ有之哉と奉ㇾ存候、

〔南方紀傳下〕應永三年丙子命₂小笠原長秀、今川範忠、伊勢貞行等₁、定₂武家禮式₁、

〔三議一統大雙紙序〕鹿苑院殿義滿公昇殿、御一族御家人の中に、其旨を總記して進上の族は、勸賞あるべきのよしを被₂仰下₁るといへども、厚學の輩なし、或時此旨一々に書記し進上可ㇾ申趣、今川左京大夫氏賴へ被₂仰付₁候間、公侯より伯子男にいたるべき法、幷に小笠原兵庫助長秀、子男より公侯伯にいたるべき法を言上有べき由を御前において沙汰に合す、證據においては、代々のおきてにまかせ、伊勢武藏守平滿○滿一本作ㇾ盛一忠朝臣心を一にして、弓法の准檥を書調へ、門を十二門に賦する事は、天地八隅王化神道の十二形を表するなり、是を撰して名て三議一統當家弓法集と云云々、

〔諸家系圖纂五清和源氏〕小笠原系圖

貞宗

清和天皇十七代後胤信濃守宗長嫡男○中略

正和二癸丑六月十二、成道糾方的傳、○中略

或時詔而被ㇾ尋₂下弓法之奧儀₁、不ㇾ能₂固辭₁、奉ㇾ傳₂鳴弦矢叫等之秘術₁、謂₂弓馬之家₁、

政長

建武三丙子六月十二、成道糾方的傳、

長基

應安元戊申五月十九、成道糾方的傳、

長秀

至德三丙寅八月十二、成道糾方的傳、

依仰撰述三議一統、元來小笠原爲弓馬之家、猶可糺諸禮品節旨蒙嚴命、尊小笠原申云、幸今川左京大夫氏賴、伊勢武藏守憲忠當其器可被召加彼等旨令言上、仍被兩人指加、故號三議一統也、

〔貞丈雜記一上禮法〕一鹿苑院義滿將軍の御代小笠原兵庫助長秀、今川左京大夫氏賴、伊勢武藏守滿忠、或ハ憲忠トアリ此三人に被仰付て、天下の禮法の書をゑらみ定られ、其書を當家弓法集三儀一統大雙紙と號する由、世の人皆くいふ所にして、三儀一統と云書に、其事見えたり、然れ共僞也、右の氏賴滿忠又憲忠とも云其家々の系圖に無之、長秀は小笠原の系圖にあり、長秀一人の私の覺書に志たるに、後の人序文を作り加へて三家の事を作りなし、三儀一統と云名を付替へたる也、本名は當家弓法集也、其書の一體、將軍の仰を承て書たる物とは見えず、かの義滿公の時定られし禮法の書は、應仁の大亂に紛失せる由、道照愚草に見えたり、

〔貞丈雜記一上禮法〕小笠原ハ弓馬ノ家、室町將軍ノ御師範也、弓馬ノ事ハ小笠原ヲ本トス、座敷ノ進退、酌、ハイゼン、元服婚禮ノ法式ハ、彼家ノ私ノ家風也、將軍ノ家法ヲ傳ヘタルニハアラズ、細川流ナド、云モ、皆私ノ家風ナルベシ、公方ノ禮流ニハアラズ、

〔貞丈雜記一上禮法〕一天下の禮法は、上古は天子より定め出されて、天下の人、その禮法を守りし也、鎌倉將軍賴朝卿より、武家の威勢强く、公家武家と二ッにわかれて、公家には、公家の禮法を守り、武家には武家の禮法あり、京都將軍義滿公の時に至て、彌武家の禮法盛に備はり、公家の外地下の者ことごとく武家の禮法を守る事になりける、我先祖伊勢守は、代々京都將軍の政所職をうけ給り、御所奉行を兼勤せし故、將軍家殿中の禮儀作法は、皆伊勢守の司ざる事なりしかば、將軍家禮法の記錄多く傳りしが、應仁の亂に、多く燒失てけり、されども夫より後の書とも、家に傳へてあるによりて、京都將軍の禮法の家と世にもとなへ、伊勢流と人の名付いふ事にはなりたる

也、

一我家に傳へ來る所の禮法故實は、京都將軍の御家風なるによりて、流義を名づけていはゞ、足利流といふべき事なれども、世上にて、左樣にはいはず、伊勢流と云也、

〔諸家系圖纂 十二上 平氏〕伊勢氏系圖

伊勢祖 季衡 ○此下七代略

貞繼 十郎、勘解由左衛門、伊勢守、政所、殿中總奉行、御厩別當役、尊氏公、義滿公迄、大父ト號ス

貞信 伊勢守、諸職同前、

貞行 兵庫助、尾張守、伊勢守、代々殿中總奉行、諸職同前、義持公御代又號二大父一、

貞經 貞國之兄也

貞國 備中守、兵庫助、伊勢守、從四位上、諸職同前、義政公御代三年目ヨリ號二大父一、

貞親 備中守、伊勢守、兵庫助、諸職同上、

貞宗 兵庫助、從四位上、備中守、伊勢守、殿中總奉行、歌句入二筑波集一、

貞陸 備中守、伊勢守、兵庫助、從四位上、始貞隆、諸職同上、

○按ズルニ、伊勢氏ハ桓武平氏ナリ、

〔貞丈雜記 序〕抑わが安齋先生、武家故實の有識なることは、あまねく世人の知るところなれば、ことあたらしくいふべくもあらず、其著述せられしもの百をもてかぞふるが中に、此書は先生、行年四十有九にして、筆を起されし、生涯の筆記也かねてより卷のをはりに記置れし文に曰、此雜記は、我子孫家傳の古書を見る便にもなれかし、又人に故實問はれたらん時に、返答のたすけにもなれかしと、書あつめ置なり、所々に頭書を加へたるは、あとより追々に書入し也、子孫もし淸書しうつし改めば、頭書をも本文の中にかき入るべし、○中略

伊勢平藏貞丈 花押

かくなん掟られし也、○中略 いさゝかこゝに記すものは、源の光ひろ、

〔古今書畫鑑定便覽 四 地下歌人〕伊勢安齋

名貞丈、通稱平藏、安齋ト號ス、大府ニ給仕ス、幼ヨリ學ヲ好ミ、家學ヲ研究シ、後益修學シテ頻リニ

有職古實ニ精シク、博覽强識、普ネク涉獵セザルナク、且漢學ニモ精シク、又中世以後諸家ノ日記記錄ノ書ニ於テモ、悉ク修シ、頻リニ考證ノ書ヲ著ハス、其學風海內ニ震ヒ、欣慕スルモノ頗ル多ク、今ニ至ッテ、猶其風下ニ坐スルノ士多シ、其著書三百部ニ及ブ、時ニ天明四年五月廿八日沒ス、年七十、

〔東照宮御實紀五〕慶長八年三月、是月細川幽齋法印玄旨は、足利家代々につかへければ、その身文武の才藝すぐれたるのみならず、武家の故實典禮にくはしく、當時有職のほまれ高かりしかば、永井右近大夫直勝もて、幽齋につきて、武家法令典故を尋ね問はじめられ、今より後禮法儀註を定制せらる、幽齋足利家の禮式を考へて、今の世の時宜にしたがひ、家傳禮式三卷をえらびて獻ず、

〔蒼梧先生著述書目記〕先生姓橘、氏大塚、名嘉樹、字敏卿、稱市郞右衛門、蒼梧其號、老號老邁陳人、敎授典故之學、以居駿河臺、平安人也、次年上元日、神田里人蛇足林貞裕記、

〔貞丈雜記一上禮法〕一武家の故實に、細川流と云流儀あり、細川殿の私の家風なるべし、京都將軍の殿中の故實とは違たる事有べし、

〔武藝小傳二諸禮〕水島傳左衛門元也

水島傳左衛門元也者、習諸禮於齋藤三郞左衛門久也、久也者小池貞成門人也、後又從上原八左衛門得其宗、後號卜也、居江都大鳴、從遊之人多、依堀田對馬守正英之命、奉獻德松君御白髮、顯其名於日域、

德松君御髮置記曰、家綱公の御髮置の御白髮は、東福門院より參らせ給ふ、堂上の有職故實の族に仰て作らしめ給ふ、此度は小笠原の古實を撰て是に作らしめんとて、堀田正英相撰し處に、水島卜也元成と云者あり、久しく東武に住し、よはひ既に七十有五才、能和國の故實に達し

て、其名隱れなければ、正英是に命ずとなん、元成極老に依て、弟子相木小右衛門政恒を同道まて、於正英宅上段謁之云々、

或人曰、小笠原流、吉良流、伊勢流と號して、武家の古禮を傳る者多しといへども、浮屠の妄說を尊信して、傳受習とし、我國の古實にたがふ事多し、

〔貞丈雜記一禮法上〕此水島と云者、小笠原家には無之事を私にこしらへ出して指南またり、それを受傳へて、水島が弟子の又弟子に至る迄面々思ひ思ひに色々の作り事をこしらへて、世にはやらかすによりて、今は小笠原流と名乘る者共皆一樣ならず、皆古實を取失ひたる事多し、其書籍などを見るに樣々僞りたる作り事を記して、腹をかゝへて笑ふべき事多し小笠原家にては、さぞ迷惑なるべし、今は世に弘まりければ、諸大名なども、かの水島流を用る事になりたり、物知りたる人は物わらひにする事也、くちをしき事ならずや、然共か樣の事をいへば、人の爲にあたりさはりにも成る故、猥に云がたし、ある人、水島が傳書を所持したるを、あまた借て見しに、其書の末に奥書あり、如左、

右何々の書者、古事新事交合、初學爲門弟綴之而深分秘畢、後學可被改予非者也、穴賢、

年號月日　　　水島卜也　元成

右之如く見えたり、古事新事交合とあるを以て、卜也が色々つくり事をこしらへたるを知るべし、

〔泰平年表大部所〕享和二年十月廿三日、久留米藩臣松岡平次郎辰方、服忌便覽依著作、公儀より御褒被仰付、

〔古今書畫鑒定便覽四地下歌人〕土肥經平

平氏、通稱與膳、備前ノ人ナリ、專ラ皇朝ノ武家有職ヲ研究シ、著書多シ、世ニ稱譽セラル、

〔桃華蘂葉〕本朝本書事○中略

西宮抄（西宮左大臣高明撰之、恒例臨時公事儀式也、）

北山抄（大納言公任卿撰之、同上、）

江次第（大江匡房撰之、同上、）

（西宮抄者古禮也、北山抄者一條院以來儀式也、江次第者延久以後禮儀也、但有誤事等、北山抄者爲謄書之由、知足院殿仰也、）

以上吾朝法令儀式等也、此書籍最可披見者也、予粗一見了、

此外弘仁式、貞觀式等在之、類聚國史者菅家令撰之給也、

〔高倉家裝束抄〕右一冊者、高倉家秘抄、而原本内大臣（冬信公）筆跡也、大納言（基量卿）不慮得之、更新寫之、予一見之次懇求之、大納言適許之、仍自謄寫之、深納筥底、抑此抄所注事、皆是高倉家秘說奥義也、尤謾勿他見、

元祿十二年十二月廿五日　　左近衛權中將藤原家基（三十一歲）

古事類苑

文學部二十六

古事類苑

文學部二十六

心學

心學ハ、文字ニ由ラズ、平易ノ語ヲ用キ、神儒佛ノ三敎ヲ合一ニシ、孝悌忠信ノ道ヲ說キ、下等ノ人ヲ敎フルヲ以テ主トスルモノナリ、此學ハ石田梅巖ヲ以テ其開祖ト爲シ、手島堵庵、中澤道二、芝田鳩翁、奥田在中等ノ輩相繼デ起リ、一時大ニ市井ノ間ニ行ハレタリ、

〔一話一言四十四〕心學の事

心學といへる事、京都にて專ら流行す、享保の比、京都丸町に、石田勘平といへるものありて、是を弘む、勘平號は梅岩、丹波桑田郡人也、都鄙問答(讀片カナ)齊家論(平カナ)を著す、門人手島堵庵といへるもの其道を得て大きに流行す、前訓、我杖、安樂問辨、朝倉新話等を著す、その門人、松ばや松翁(伊右衛門)尾張屋道順、中澤道二、(永やいんきよ、元は法華宗の信といふ、)三子を高弟とす、俗に松翁を顏回に比し、道順を子貢に比し、道二を子夏に比すといふ、道二東都に來て、芽場町醫者米田一貫といへるものゝ宅にて、心學を講ず、著す所春日和あり、(初名は開眼百日心得草、又名道二ふるべきとも云、)又鎌田一學といふものあり、賣卜先生糠俵弁後編ありべかゝりを著す、大抵宋儒の說をもとゝし、日用平生目の前の事をとく、兒女子の耳に入やすき樣に導しものなり、

〔自娛集五〕心學辨

心爲二身之主一、昭二厥德一則爲二萬事之本根一、是以、古來聖人之立レ敎也、無レ非二心學一、堯舜之所二授受一、人心道心

之別精一執中之則、乃數心學之權輿也、然後歷代聖賢之所相傳、皆無不由此、孔門以仁立教、仁也者心之德也、求仁即是心學而已矣、到孟子亦曰、學問之道無他、求其放心而已矣、大凡聖賢千言萬語、無非求此心、而其所爲心者仁義而已矣、然自明人王守仁之學興、後人往往別立心學之說、把禪佛之意、說孔孟之書、認心之精神知覺爲天理、爲德性、是以心爲至善純粹而無惡、故師其心以爲致良知、無格物致知而欲致精微之學、縱其心以爲循性、而無戒愼恐懼之功、錯認心之知覺爲天理、而不知有道心人心之別、天理人欲之分也、此以人心爲道心也、混雜之甚矣、雖自以爲聖學、然不知陷于異學、雖名之爲心學、豈可與堯舜孔孟所傳之心學同日而語乎、故程子曰、佛氏本乎心、儒者本乎天、蓋本乎心者、以弄心之精神爲主也、本乎天者、以循天命之性爲道也、嗚呼程子斯一言剖析於儒佛之主本、而無餘、可謂要言不煩也、

〔世事百談〕翁問答

吾邦にて、はじめて陽明王氏の學を唱へ、心法を專に敎へさとしけるは、中江藤樹なり、近江の國の人にて、そのころ世人、德を崇みて、近江聖人とよべりといへり、その人物おもひやるべし、猶行狀のくはしきことは年譜あり、藤樹年まだ若かりしより、心に守り、身に行ふべき道理をもとめて、釋敎を學びしが、その道人倫日用にたよりあらずとて、儒道に入り、遂に一家をなし、敎へて倦まず、勉めて怠らず、迷ひをわきまへ、德に入るべきことをむねとして、老翁の物がたりに託し、かな書に聖經の語意をやはらげしるして、翁問答といへり、その書に心學は凡夫より聖人に至る道なりとあり、かな書にはあれど、實に類ひなき心法傳授の書ともいふべし、今心學といふものおこなはるれども、心法の學は、はやく藤樹におこれりといふべし、心學の書、くさ／＼多かる中に、この翁問答におよぶものなし、

〔譚海九〕享保の比、京都に石田勘平と云儒者有、朱學にて專ら一流の敎をなせり、此勘平、丹波の產

にて、本心に得るといふ工夫をなし、その趣を愚俗の人にあまねくつたへけるに、門人あまた出來て、沒したる時、洛東鳥邊野に葬りたり、門人の中に、手島嘉左衞門といふ者、京都の產にて、引つぎて本心の講談をなし、俗言をもちて、あまねく勸ける故、其說大におこなはれ、嘉左衞門をしへにて、本心といふ事を得たるもの數百人に及たり、此本心のむねを得時に至て、頭書といふものを、其人にあたへ、今日よりは、すなはち石田先生の旨を得られし事なれば、嘉左衞門が弟子にはあらず、石田先生の弟子ぞとて、其人に敎て鳥邊野におもむかしめ、墓を拜せさする事に成たり、嘉左衞門沒して、其子又嘉左衞門と稱し、父の道をひろめしかば、いよ〳〵敎盛に成て、京都をはじめ、諸國にも、此おしへを傳人數多出來し也、此嘉左衞門門人に、中澤道二といふ者、大坂の產なりしが、諸國にあそびて、此道をひろめ、當時天明の比、江戶に在住し、盛に本心の旨を說させしかば、諸侯をはじめ、諸所の招きにあづかり、大賈の番頭など、おほく歸依して、男女此をしへを信ずるもの萬人にあまりたりとぞ、其をしふる所の大意、程朱の本然の氣質にもとづき、至極の所は釋老のむねとひとしく、我心の安立する所を得るを肝要とくみたてたる事にて、禪家悟入の理に粗かはることなし、儒の道をやはらげて、平話にて、人のよく聞取やうに物語し、又は假名にて、平話に其をしへを書あらはしたる書もあまたあり、只俗人を敎ゆる事を先として、おのれをたてず、たとへば其むねを著たる書を披露するとても、何とぞ、是をよんで、御かんがへ下されよなどゝ、無心いふようにたのみて、人にすゝめ、講談をするとても、座料などゝ云事一錢もとらず、其座敷男女の席をわけて、しるしらず、人をまねき、其弟子世話する者は、袴を著て、入來る人の草履、はき物まで、丁寧にあづかり、取扱て、さりとては、御氣の毒なる事、よう御こしありしなどと、此方より說をうるやうに、もうけかまへたれば、人々よろこび歸依して、至る所市をなし、感服せずといふ事なし、此道に、無文の男なれども、よく心理の義を會して、人にをしふる故、たび〳〵講談

の席にのぞむもの、或は不孝をあらため、又は放埒成身を悔て、節をあらため、正しき道におもむくもの、あまたありしかば、たふとき事に信じいたゞく事かぎりなし、俗人をすゝめみちびくには、又巨益少からずといふべし、

〔假名世說〕石田梅巖勘平と稱す、心法の事をもて人を導く、四十二三歲の時、奉公を引退き、夫より諸家の講釋を聞き、四十五歲の時、京都車屋町通り御池上る所、東側に住居し、はじめて講席をひらき、表の柱に書付を出だしおけり、其文に、

何月何日開講席、錢入不申候、無緣にても御望の方々は、無御遠慮御通り御聽可被成候、

いづかたにても講釋の席は、此書付を出だし置き、聽衆の席は、男女間をへだて、女の居る所にはすだれをかけおけり、

〔名家略傳二〕石田梅巖

石田梅巖、名は興長、通稱勘平、梅巖はその號なり、父を淨心といひ、母は角氏の女なり、貞享二年九月十五日、丹波桑田郡東縣村に生る、○中略梅巖、三十五歲の頃には、自性見得せしとおもひ定めゐたりといへども、猶そのことを問ひ正さんと、こゝろをもちひたりといへども、その人を得ず、年月を經しに、了雲老師といへる智識に見え、おもひまうけし見性のことを問辨せんとすれども、世の常ならぬ禪師にて、卵をもて大石にあたるが如く、なか〳〵にいひ出べくもあらざれば、かの老師に歸服し、師とし事へて、工夫を盡しけり、其頃母の病あつしきを聞て、古鄕にかへり、母を看護しけるひま、ふと戶外に出る時、忽然として、積年の疑ひ釋け、おもへらく、堯舜の道は孝悌のみ、鳥の空を翔り、魚の水に游べる道は、上下にあきらかにて、性は天地萬物の本源なりと、悅びに堪へず、この後、了雲老師にまみえしに、老師云、工夫はいかに熟せしかと問はれしに、梅巖、如是如是と云て、空を打たれしに、師云、汝が見は盲者の象を搜りて、足をば桶と思ひ尾を箒と思ふに似

たりといへり、梅巖これより、猶且工夫をこらしけるに、一夕、書をよみて深更に至り、困睡し、曉も志らでいねられ、目の覺けるに、鳥雀軒をめぐりて、啼聲を聞て、自性の發明ありしといへり、四十五歲の時、京師車屋町通り御池に居をトし、初て講席をひらき、門口にかけ札を出す、その言に、

何月何日開講、錢入り不申候、無緣にても、御望みの方々は、御通り御聞可被成候、

いづ方にて講釋せらるゝにも、此かけ札を戶口に出されたり、かくて會日に來る聽衆の少き時は二三人、多きも五六人に過ぎず、ある時門人唯一人なりしかば、その人云、今宵は外に來る人もなし、われ一人の爲めに、先生を勞せんこと憚りあり、御休あれかしと申に、梅巖云、われかつて講席をひらくの時より、書物とさし向ひの心得なれば、一人にても聞く人のあらんは滿足なりとて、心よく講釋せられたり、梅巖平生書をよめるときに、近きあたりの小童、たはむれに玄關に來り、案內を乞へば、答して自身に出らるゝを見て、小童わらひ逃げ走る、又來りて前の如くにたはむれたりとも、幾度も答へて出られしとなり、そは折から、來賓のあらんもはかり難しとの心づかひとぞ、著はすところ、都鄙問答は、平生門人に答へし語なり、元文己未梓行す、齊家論は門人の儉約を行はんとて、かねて聞ける趣を志るし、梅巖に見せけるに、許可せられしをある人の辨斥しければ、やがてその論を志るしたるなり、延享甲子梓行せり、同じ年の九月廿四日に沒す、享年六十歲、京師鳥邊山に葬る、

〔近世畸人傳四〕手島堵庵

堵庵は手島氏、富小路三條街の人、家名近江屋源右衞門、隱居して嘉左衞門と改む、爲人篤實謹愼、少より石田勘平に從ひ學ぶ、石田氏は心法を主として、市井の人のために專修身を說き、齊家論都鄙問答などいへるものを著し、一家の學を唱ふ、此人歿して後、高弟全門といふ老人、（六角街の人、近江屋仁兵衞隱居也、）續て講說すといへども、其徒倘多からず、堵庵もとよりまづしからざれば、金錢品物によ

らず、堅く束脩を受ず、故に貧賤吝惜の徒も、喜びて學に趣く、社中の請に應じて、こゝかしこに俗講をつどむること年ありて、終に其學海内にひろごり、教の及ぶ驗もまたまゝ見ゆ、近年米價登揚の間、貧人に施を行ふもの、多く此門下に出ることは世の知る所也、尙又一二をいはゞ、或婢女鄕里に、祖母一人有、貧にして親族の養をうく、去るもの勸めて、其身得る所の金をわかちて養を助けよといふに、婢不肯、吾身親族の手をからず、自衣食するは、猶祖母の幸也、其うへに何の奉養をかいはんと、然るにいつの比よりか、その仕ふる所の家婦に從ひて、堵庵の講を聞しより、先きの言を悔て、去ば〳〵祖母に物を贈り、孝の心をはこびしとなり、○中略其著述を看るに、播磨盤桂禪師不生佛心と說れしによるよし也、故に或は禪儒の誚りありといへども、是また王陽明の所說、良知良能に基せる歟、其師石田氏、母の病るに藥を進る時省することありとかける趣なり、また此流の人、文學をいはず門生目一丁字を知らずして、常に俗講して大に行はるゝもあり、これによりて、文學の人は甚いやしむれども、もとより學者を敎とはいはず、市井の人の人道をしらず、自性を識ざるを導となれば、世に有益の事とすべし、腹中萬卷の書を藏し、文章天下を驚すも、たゞ利名の媒とするにまさらざらんや、世間此流を汲ものは、又聖をもて仰ぐ、一とせ此翁大和へ講におもむく、旅途の間、竹籃を舁出で、乞ひて乘しめ、道を開傳ふる恩義のためにすといふ人あるに至る、去年歿せる時も、遠近四方、葬に趣くもの千をもて算ふ、其居より黑谷に及で二十有餘丁斗、道路の間、行來是がために狹く、先だちて至り、後れていそぎ、終日人立こみしも、近世僧俗の間、聞こと稀なる所也、

〔名家略傳 三〕中澤道二

中澤道二、名は義道、通稱は龜屋久兵衛といへり、京師上京新町一條通りに住みて、父とともに、織職をもて生計とせり、その家日蓮宗にて、雙親の宗門の敎を信ずることいとあつく、朝暮唱ふる

妙法といふことの玄義をさとらまほしく、何となく心にかゝりてありしが、終に大悟道を得る基にぞありける。（中略）ある年の冬、朝まだきに、門のあたり掃き清めゐられしに、禪僧の集ひ行けるを見て、僧は、いづくに行るゝにかと問はれたれば、今日なん西山の等持院にて、東嶺禪師の說法あるを聽聞にまかるといへるに、又おしかへして、その說法は在俗なりとも聽聞をゆるさるゝやといはれしに、僧俗を擇まずとて行過ぬ、かゝればやがてその席に往きて、聽聞せられしに、禪師說法の半に、大喝一聲を發し、座中を向ひ見れば、聽衆の寒氣に堪かねし氣色あり、さやうなるものどもは、はやく還俗して、商ひにてもせよかし、修禪はおぼつかなし、心あらんものはおのおの我とわが住かを尋ね求められよ、魚は水に住みて水をさとらず、人は妙法の中に住みながら妙法をさとらず、とく見いでられよと叱られしを、道二の聞かれて、年來の疑ひ、一時に氷解し、さては題目も名號もわが心の外ならず、卽身金色の彌陀なりと發明ありて、いとよろこばれしは、四十一歲の十一月のことゝぞ、これより、烏はかあ〳〵、雀はちう〳〵と鳴聲を聞ても、鳥には鳥の妙法あり、人には人の妙法ありて、一天四海、皆歸妙法なりと會得ありしかば、後に心學道話を說るるにも、常に烏はかあ〳〵、雀はちう〳〵といふことをもて、人を喩し敎へられたり、この後東寺の靈元禪師に謁したるに、禪師の道二を稱して在俗にもかゝる悟道の人もありけるよと賞譽せられしとなん、晩年に、石田梅巖の敎を信じ、手島堵庵の門に入りて、性理の蘊奥をきはめ、三敎一致の旨をあきらめ五十五歲にして剃髮し、名を道二とあらため、堵庵の命をうけて、江戶に來り、鹽町なる炭屋某といへる商家に寓居して、每夜心學道話を講說せられしに、聽衆日に增し多かりければ、小川町なる近藤家の邸中を借り、しばし僑居とし、講席をまうけらる、寬政三年に、外神田相生町に參前舍を建て、會日を定めて、講談せらるゝに、聽衆はさらなり、門人社中いと多く、今猶絕ず行はれたり、道二沒後に、その門弟植松自謙、舍主となれり、道二の芳名、都下にあまねく

敎諭所

出藍のほまれあり、さてつねに道話と名づけ、三敎の淵源をやはらげ說き、狂言綺語をもて、縱橫自在に演說ながるゝが如しといへども、その要は、致知格物より誠意正心の修行を專らとし、人人固有の性を見得せしめ、その性に率ひ、身に孝悌を行ふの外なし、そのころ京攝にも、しば〱往來し、あるひは諸國に遊說すること年あり、至るところ、人みな仰ぎて、その敎へを受ずといふことなし、實に奇才卓越の人なり、享和三年六月十一日、病で江戶參前舍に沒す、享年七十九歲、本庄猿江妙壽寺に葬る、法號を貞德院法玄道二信士といへり、石門に於て、雄俊成功といふべし

〔心學道の話序〕賴杖先生、名在中、氏は奥田、俗稱は壽太、藝陽の人なり、淇水先生に親炙して、石門の蘊奥を究め、四方に遊で、道を說こと數歲、天保己亥のとし、東都に來て、講を參前舍に開く、予與り聞くことを得たり、朝夕傍に在て、其人を導くを視に、能機に從て應ずることの縱橫自在なる、譬ば鳥の空を飛が如く、月の水に印するが如く、開合淺深、超然として其跡の尋ぬべきなく、聽者をしてよく言に因て言を忘れ、迹に滯らずして其指歸を得せしむ、實に海內の一人也といふべし、○中略

天保壬寅年多於洛東觀行舍之旅寓　平野橘翁盥獻謹識

〔日本敎育史資料十一舊津藩〕敬所先生行狀

先生姓猪飼氏、諱彥博、字希文、號敬所、以號行、○中略甫七歲從學大橋自門翁、翁曰、吾家敎童子前後七百人、此子獨異衆矣、稍長好世所謂心學、談儒佛之理、治亂之勢、有植村悅齋者、善石田氏之學、乃爲忘年之交、討論無虛日、受益尤多、○中略天明三年癸卯、年二十三、專志於儒學、入巖垣龍溪先生之門、先生曰、二三十年後、吾子必以學名於世、後有出藍之稱、○中略

猪飼常吉拜撰

〔日本敎育史資料七舊松山藩〕舊松山藩領內卒平民敎諭學舍

一名稱　六行舍ト號ス

一所在地　松山城下街道西側

一舍主氏名　始メ田中一如ナル者ヘ官ヨリ命ジテ敎諭セシメ、後近藤平格之ニ次ギ、敎諭セリ、藩廢シテ止ム、

一學科　石田勘平ノ心學ヲ以テ敎諭ス、

一敎師ノ數　舍主一名○中略

一沿革ノ略及ビ雜事　此六行舍ハ、天保年代頃ヨリ、田中一如ナル者、盲人ニシテ、石田氏ノ學ヲ信ジ、性質篤實敎諭ニ善キヲ以テ、人々之ニ依賴シ、其敎諭ヲ受シヨリ、漸次官幷町奉行ヨリ地ヲ與ヘ、舍ヲ構ヘ、商民一同ヲ敎諭セシムルニ至リ、尋デ代官モ其人民ニ益アルヲ知リ、之ヲ郡村ニ及ボセシナリ、又時ニ殿中ニ召シ、夫人及ビ仕女ニ聽カシム、近藤平格モ田中ノ門ニ入リ、深ク其道ヲ信ジ、性辨論ニ長ズルヲ以テ、其後ヲ繼ニ至レリ、近藤氏ノ次子元弘、其後ヲ承テ、六行舍長タレドモ、無何シテ舍廢セリ、

〔手島堵庵社約〕社中順講心得書

一總而京都他國とも、御社中方御互に御自身心德を磨く慣薄相成、唯諸人を引廻し候而已御心懸被成候樣相成、夫故、御講釋御座談とも雜話に相成、所々間違之筋も御座候樣、追々承知仕候間、以來は京都他國とも、御社中之外へ爲御聞被成候御講釋御座談共、御無用に被成可被下候、畢竟御講釋御座談被成候も、偏に古先生○石田の道を弘め申度存念に御座候處、右雜話に相成候ては、還て古先生を奉穢候樣に相成、歎敷奉存候あひだ、自然無據儀につき、京都幷他國にお ゐて、御講釋御座談とも御勤被下候はゞ、其時々に都講へ御申いで可被下候、その上にて御舊友がた御相談之上治定いたし、御賴申あげ候上にて御勤め可被下候、○中略

天明二年壬寅四月廿二日

諸方へ道話に御出の朋友中御心得之大體　手島堵庵

一仁言不如仁聲之入人深　孟子盡心上ノ九丁

右の御詞を以て思ひ見るべし、何程善言をよく口上に述るとも、人の行跡實に能かなひしに成ずるには、大きにおとるとの給ひしなり、然れば御互に眞實に心德に恥しからぬやうに身を勤むべき事、誠の志なるべし、

一能以禮讓爲國乎何有　論語里仁二十八丁

不能以禮讓爲國如禮何

人而不仁如禮何、人而不仁如樂何、　同八佾三丁

一爲國以禮其言不讓、是故哂之、　同先進十九丁

右之御語を以て考へ見るべし、禮は讓るを實體とす、其實體不仁にてはあらはれず、不仁とは私あるなり、私意なき時、天地分明なり、天は天、地は地、人は人、松は松、柳は柳、水は水、おの〳〵他をねがはざるは、他に讓りておのれが分限に安んずる、是辭讓の實體也、然れば朋友の間たりとも、隨分々々人樣の御世話もし、世話にもならねばならぬゆゑ、別してこの心得甚入用なり、總じて御互にかり物は何に限らず少しも間違なく、返濟の算用、嚴密に致すべき事肝要也、

一會敷きはめの通、いづかたにても、

四書　小學　近思錄　都鄙問答　齊家論

右の書を先表として御よみ可被成候、此外著述類の書は手前にて内吟味致し候もの丶外は御相談なく御讀御無用にて候、諸人に御話も、右の書物の趣にたよりて、御物語然るべく候か、先は御不吟味成御話は御無用、たとひ志は宜敷候ても、心得あしく候へば思はず妄談に成も

のにて候、

右定之外、著述類の書物、此方にて吟味いたし置候、其餘の書物は、明倫舍へ御持參被成、御朋友と御相談の上、くるしかるまじく御申被成候はゞ、御よみ被成候、若御舊友にて相濟不申候書物は、この方へ御たづね可被下候、この方にて得と吟味のうへにて、御返答申べく候、

一田舍へ道話に御出の御方は、堵庵方へ御斷御屆被仰聞、帳面に御付被成候て、御出可被成候、勿論初て御出之方へは手寄より御添狀付可申事勿論、琢磨札御失念なく御持參被成べく候、此札御互之證據になり候、

一田舍へは、御覺有方よりの添狀持參なく候人は、此かたの朋友にてはなく候段、申遣し置候、たとひ添狀有之人にても、琢磨札持參候や御尋候て、其印形御吟味被成候上にて、御引請被成候、樣に申遣はし置候事、

右此度御願申上候道話心得の大體、田舍御會敷中へも申通し候得ども、別て右の一ヶ條の趣き、書通にて相違し置候得共、猶また行屆かざる方々可有之候間、御手寄の田舍へは、右の段兼て御申入置可被下候、

一別而分て申遣はしおくべき事は、此方社中は何にても、かゝり物、禮物等受申事、申合かたく不致候事、

一心學初入の道話は、是は常の話には致さぬ事にて候、心學に志厚き望の人計り、別に御寄せ候て、格別に御物語可被成候、是秘し候と申にてはなく候、心學に志なき人承り候ては、反てためあしく候、其段御心得可被成候、

右の一通りは、何れも樣諸方へ御出、心學御傳へ被下御志は、厚き思召入故、迚もの事に御志よく達し候樣にと、卒爾ながら、野拙存念あらまし相認御賴申候、猶思召も有之候はゞ、御遠慮な

く被仰聞可被下候、いよ〳〵此通り然るべく候、思召候はゞ、御朋友中へ御手寄より御申達奉願上候、

手島堵庵

天明元辛丑年四月

名稱

小說

小說ノ今日ニ存セルモノヽ中ニ於テ、竹取物語ノ如キハ、最モ古キモノナリト云フ、尋デ伊勢物語、空穗物語、源氏物語等ノ類、次第ニ世ニ出デヽ漸ク盛ニナレリ、サレド其作者ハ原來皆朝紳、學者、僧侶、才媛等、好事ノ徐ニ出デタルモノナリシガ、德川時代ニ至リテハ、專ラ之ヲ以テ家ヲ成スモノ多ク、大ニ上下ノ間ニ行ハレタリ、

〔自娛集四〕小說論

唐分四庫書、而爲經史子集、大凡天下古今之書、有資世用者、只此四種而已矣、經以載道、史以記事、非經難以知道、非史難以通古、故經固至焉、學者所可循環而終身也、史亦次焉、時每所可記讀也、子者古之才子、所立一家之言也、集者集錄一家之文章也、此二者發明於經義、評論於古人、所以補翼於經史也、此四家之書、雖有本末輕重、皆有以益于人、學者欲知前言往行而蓄其德、於此乎可求也、此外復有小說之書、是亦歷世才士之所作廣博、而部帙多矣、其所載錄、如太平御覽、太平廣記、五朝小說、唐宋叢書、津逮秘書、稗海、百川學海、天中記、潛確類書、陳氏秘笈、世說韻符之屬、不可枚記、各記天文、地理、時序、人事、禽獸、草木、蟲魚、食品、衣器、醫藥等、其中宜採用而備參考者固多矣、務博覽者、不可悉廢、然其說零細無統紀、非學者之所可專治也、弃瑕錄用維可也、且其中輯錄於街談巷議猥細瑣碎之事、神怪奇異之說者亦多矣、大率俗情好奇異而厭平常、是以、世之嗜讀書者、往々不好經史而好小說、是所謂舍蘇合而取蜣轉也、旅獒曰、不作無益害有益功乃成、文中子曰、不雜學故明、如小說之書、無載道記事之益者居多矣、此雜學之尤者也、學者若捨本而趨末、厭大而好小、致遠而忘近、汲汲乎雜細之學、則何以終身可得成明大道通古今之功乎哉、

〔通俗編文學七〕傳奇　后山詩話、范文正岳陽樓記用對語說時景、世以爲奇、尹師魯讀之曰、此傳奇體

耳、傳奇者唐裴鉶所著小說也、莊岳委談、陶宗儀謂、唐爲傳奇、宋爲戲諢、元爲雜劇、非也、唐所謂傳奇、自是書名、雖事藻繢而氣體俳弱、然其中絕無歌曲、若今所謂戲劇者、何得以爲唐名、或以中事跡相類、後人取爲戲劇張本、因展轉爲此稱、不可知耳、

〔通俗編 七 文學〕小說　新編、小說家合叢殘小語、近取譬論、以作短書、按、古凡雜說短記、不本經典者、概比小道、謂之小說、乃諸子雜家之流、非若今之穢誕言也、輟耕錄言、宋有諢詞小說、乃始指今小說矣、水東日記、書坊射利之徒、僞爲小說雜書、農工商販抄寫繪畫、家蓄而人有之、痴騃婦女尤所酷好、因目爲女通鑑、七修類稿、小說起宋仁宗時、蓋時太平日久、國家間暇、欲進新奇之事以娛之、故小說每得勝、回頭之後、即云話說趙宋某年、

〔四庫全書總目 百四 子部 十〕小說家類一

張衡西京賦曰、小說九百、本自虞初、漢書藝文志載、虞初周說九百四十三編、注稱武帝時方士、則小說興於武帝時矣、故伊尹說以下九家、班固多注依託也、（漢書藝文志注、凡不著姓名者、皆班固自注、）然屈原天問、雜陳神怪、多莫知所出、意即小說家言、而漢志所載青史子五十七篇、賈誼新書保傅篇中先引之、則其來已久、特盛於虞初耳、迹其流別、凡有三派、其一敘述雜事、其一記錄異聞、其一綴緝瑣語也、唐宋而後、作者彌繁、中間誣謾失眞、妖妄熒聽者、固爲不少、然寓勸戒、廣見聞、資考證者、亦錯出其中、班固稱小說家流、蓋出於稗官、如淳注謂、王者欲知閭巷風俗、故立稗官、使稱說之、然則博採旁蒐、是亦古制、固不必以冗雜廢矣、今甄錄其近雅馴者、以廣見聞、惟猥鄙荒誕、徒亂耳目者、則黜不載焉、

〔骨董集 上編 上〕醒々老人（山東京傳）○積年所著小說九百、不讓虞初、世態情實、無所不通、稗史野乘、無所不窺、若夫椎輪大輅質不勝文、名物混淆、觚哉不觚、老人有感於此、參伍今昨、指摘譌僞、著爲一書、名骨董集、○中略　文化癸酉冬日、杏園主人書于緗帷之林下、

〔野槌 序〕有客謂曰、凡稱物語草子、以行于世者、多出自婦人女子之手、故有喔咿嚅唲之語、無敎誨訓誡

物語草子

之法、唯見治容粉粧之態、未聞丈夫雄豪之風、且或煩諸繁冗、失諸嘈雜、或流於鄙俗、淫於虛誕、往々皆然、獨有紀氏古今倭歌集序、及土佐日記而已、此與婦人兒女之口、誠異日之談也、繼紀氏而後、作者雖不遠、然其唯兼好耶、曰愈、余時偶見徒然艸、於是乎取其言以書之、

羅山子

〔書言字考節用集七器財〕話記（モノガタリ）和書所言

〔新撰六帖五〕まくら

とぢおける枕さうしのうへにこそむかしがたりの夢は見えけれ

〔續世繼十作物語のゆくへ〕又ありし人のまことにや、むかしの人むらさき式部のつくり給へる、源氏の物がたりに、さのみかたもなきことのなよび艶なるを、もしほ草かきあつめたまへるによりて、のちのよのけぶりとのみきこえ給こそ、えんにえならぬつまなれども、あぢきなく、とぶらひきこえまほしくなどいへば、返事にはまことによの中にはかくのみ申侍れど、ことはり去りたる人の侍しは、やまとにも、もろこしにも、ふみつくり、人の心をゆかし、くらき心をみちびくはつねのことなり、妄語などいふべきにはあらず、わが身になきことをありがほにげに／＼といひて、人にわろきみをよしとおもはせなどすることこそ、そらごとなどはいひて、つみうることにてはあれ、これはあらましごとなどやいふべからん綺語とも、雜穢語などはいふとも、さまでふかきつみにはあらずやあらん、○中略もろこしに、白樂天と申たる人は、なゝそぢのまき物をつくりて、ことばをいろへ、たとへをとりて、人の心を進め給ふなどきこえ給も、文珠の化身とこそは申めれ、佛も、譬喩經などいひてなきことをつくりいだし給てときおき給へるは、虛妄ならずとこそは侍なれ、女の御身にて、さばかりのことをつくり給へるは、たゞ人にはおはせぬやうもや侍らん、

〔玉の小櫛一〕すべての物語書の事

中むかしのほど、物語といひて、一くさのふみあり、物がたりとは、今の世にはなしといふことに

てすなはち昔ばなし也、日本紀に、談といふ字をぞものがたりと訓たる、そを書に名づけて作れることは、繪合の卷に、物語のいできはじめのおやなる竹取の翁に、うつぼのとしかげを合せてとあれば、此竹取やはじめなりけむ、その物語、たがいつの代につくれりとはさだかには知られねども、いたくふるき物とも見えず、延喜などよりはこなたの物とぞ見えたる、そのほか、かのたぐひなる古物語ども、此源氏のよりさきにも、かず〳〵多く有しと聞えて、その名どもあまたきこえたれど、後の世には傳はらぬぞおほかめる、又同じころそれより後の物も多くして、今の世にも、これかれとあまたのこれり、榮花物語の煙の後の卷に、物語合せとて、今あたらしく作りて、左右かたわきて、廿人合せなどせさせ給ひて、いとをかしかりけりといへるを見れば、そのころも、おほく作りたりし也、さてもろ〳〵の物語のさま、おの〳〵すこしづゝかはりて、さま〳〵なれども、いづれも昔のよに有し事をかたるよしにて、あるはいさゝかかたち有し事をよりどころにして、つくりかへてもかき、あるは其名をかくしもし、かへもしてかき、あるはみながら作りもし、又まれには、有しことを、そのまゝに書るも有て、やう〳〵なる中に、まづ多くはつくりたるもの也、さてそはいかなる趣なる物にて、何のためによむものぞといふに、大かた物がたりは、世の中に有とある、よき事、あしき事、めづらしきこと、をかしきこと、おもしろき事、あはれなる事などのさま〳〵を書あらはして、そのさまを、繪にもかきまじへなどして、つれ〳〵なるほどのもてあそびにし、又は心のむすぼれて、物おもはしきをりなどのなぐさめにもし、世中のあるやうをも心得て、ものゝあはれをも知るものなり、かくていづれの物語も、男女のなからひの事をむねとおほく書たるは、よゝの歌の集共にも、戀の歌の多きと同じことわりにて、人の情のふかくかゝること、戀にまさるはなければ也、すべてこれらのこと、猶つぎ〳〵にくはしくはいふべし、

〔源氏物語十七繪合〕こゝろ〳〵にあらそふくちつきども、おかしときこしめして、まづ物語のいでき

はじめのおやなる、たけとりのおきなに、うつぼのとしかげをあはせてあらそふ、なよ竹のよゝにふりにけること、おかしきふしもなけれど、かくやひめの、此よのにごりにもけがれず、はるかにおもひのぼれるちぎりたかく、神世のことなめれば、あさはかなる女、めおよばぬならんかしといふ、右はかくやひめののぼりけんくもゐは、げにおよばぬことなれば、たれもしりがたし、この世のちぎりは、竹の中にむすびければ、くだれる人のこととこそみゆめれ、

〔秋齋間語四〕竹取物語　うつぼ物語　世つぎ物語　いや世つぎ物語　續世づぎ物語大鏡共云

ます鏡　榮花物語　狹衣　水鏡　伊勢物語

已上、是を十語といふ、

徒然草　少納言枕草紙　四季　御餝の記　御湯殿の記

已上、是を五草と云、

是十語五草とて、嫁入の具なり、集棚にかざるなり、餝樣は、小笠原の習とするなり、

〔源氏物語螢二十五〕殿〇源氏は、こなたかなたに、かゝるもの〇物語どものちりつゝ、御めにはなれねば、あなむつかし、女こそ物うるさがりせず、人にあざむかれんとうまれたるものなれ、こゝらの中に、まことはいとすくなからんを、かつしる〳〵かゝるすゞろごとに、心をうつしはかられ給ひて、あつかはしきさみだれがみのみだるゝもしらで、かき給ふよとて、わらひ給物から、又かゝる世のふることならでは、げになにをかまぎるゝことなき、つれ〳〵をなぐさめまし、さてもこの僞どもの中に、げにさもあらんとあはれをみせ、つぎ〳〵しうつゞけたるはた、はかなしごとゝしりながら、いたづらにこゝろうごき、らうたげなるひめ君の、もの思へるみるに、かた心つくかし、またいとあるまじきことかなとみる〳〵、おどろ〳〵しくとりなしけるが、めおどろきて、しづかに又聞たびそにくけれど、ふとをかしきふしあらはなるなどもあるべし、このごろをさな

き人の女ばうなどに、時々よますするをたちきけば、ものよくいふもの、世にあべきかな、そらごとをよく玄なれたるくちつきよりぞ、いひ出すらんとおほゆれど、さしもあらじやとの給へば、げにいつはりなれたる人やさま〴〵にさもくみ侍らん、たゞいとまことのこと、こそ思ひ給へられけれとて、硯をおしやり給へば、こちなくもきこえおとしてげる哉、神代より世にあることを玄るしおきけるなゝり、日本紀などは、たゞかたそばぞかし、これらにこそ、みち〳〵しくはしきことはあらめとて、わらひ給ふ、

〔消閑雜記〕源氏は、和國の奇筆なり、細川玄旨法師の扈從に宮木善右衛門孝庸といひし武士、因州の牧に仕へ給ふ、若年の時より隨ひて、委曲に傳授して承り終りぬ、かたのごとくの口訣どもあり、ある中に孝庸玄旨法印に、世間の便になる書はなにをか第一と仕るべきと尋ねさせければ、源氏ものがたりと答へ給ひし、また歌學の博覽第一のものはと問給へば、おなじく源氏と答へさせ給ふとぞ、なにもかも源氏にてすみぬるごとくうけ給はりぬ、源氏を百色つぶさにみたるものは、歌學の成就なりとの給ふよし、孝印はかたらせ給ふ、

〔承應遺事〕後光明帝、〇中略源氏物語の淫媒なるをもてはやせるごとき、人道に害あり、都て人道に害ある書見るべからずとて、玄りぞけ給へり、

〔安齋隨筆〕前編五一伊勢物語、源氏物語は、好色淫亂、不義非禮を書たる書なれば、父子君臣同座して其口釋は、聞にくきものなり、それを忌みはゞからざる、如何なる事ぞや、密によみて、禁中の公事裝束の故實歌などを弄び、獨りの慰にする事などはあるべし、君臣父子などの同座にて高聲に□□事を口釋せしむる事は遠慮あるべき歟、專ら女兒などによみ覺へさすべき事にはあらず、

〔古物語類字鈔上〕例言

作り物がたりの名目をつゞへて、なに〳〵とかぞへたる事、はやくはまくらの草紙のうちに、物がたりはとて、十一種見え、其のちは、彼聞えたかき顯昭法橋の作とかいふめる色葉和歌集に、八十二種見えたり、また其うたどもつゞへたる風葉集に見ゆるところは、百九十五種の名目あり、さばかりそこらの物語なりしを、應仁のみだれのほどにか、大かたはうせはてたりけむ、今の世に遺れるものは、およびをるばかりもあらずなむなりぬる、されば今にしては、其名だにしられずなれるがおほきをもしめづらかなるもの見出たらむにはたよりにもなりぬべくやとて、このふみめくものは、かきつめたるなりけり、されどかりそめのしわざにしあれば猶もれたらむもおほかめれば、またさらにも補ひそふべし、

無名草子は、應永の頃などの物か、古物語ども多く傳はれるほどにいできしものにてその褒貶どもこまやかなれば、今の世につたはらぬ限も、その大旨のしらるゝなむおほかる、たゞし今はところせくて、たゞ片はしのみ載せたれば、つまびらかには本書に就て見るべし、〇中略古物語目錄といふものあり、故山岡明阿彌翁の遺稿といへり、友生片山厚親、その手澤本を藏せり、たゞ其名目二百卅六部を載たり、

〔嬉遊笑覽 三書畫〕繪雙紙、源氏ほたるなが雨例の年よりいたくして、はるゝかたなくつれ〴〵なれば、御かた〴〵、繪もの語などのすさびにてあかしくらし給ふ云々、この下にこまの、物語うつぼの物語の畫のことゞも見えたり、古は物語も畫にかき翫とせしもの、今も稀にその繪卷物傳はれるもあり、實錄もあれど、多くは戲作なり、又繪合せの爲に作りたるも多し、諸寺の縁起なども、同じさまなるは兒女子にも見やすからしめんがためなり、〇中略南畝老人語りけるは、昔の繪雙紙は、唐かみ表紙にて、土佐淨るり、本文は金平などの本にてありしを、享保の頃より、鱗形屋にて萌黄の表紙を付、鳥居流の繪本を出す、是青本の始なり、後また黄表紙とかはりたれ共猶それ

をも青本といふ、赤き表紙の本は、昔よりありて、是を赤本と呼ぶ、また表紙の標書を紅摺にし、雙紙の繪も鳥居風をかへて、當世錦畫樣の畫となりしは、寶暦十年庚辰の春、油町丸小山本九兵衞が家の雙紙丈阿戲作の本を始とす、これより所々のさうし題號みな、紅摺となりたれ共鱗形屋のみ古風を守りしが、安永五年丙申より、草子の繪、また表紙の題號ともに風をかへて、紅摺とす、是迄は例年青表紙に題號を書、赤き紙に畫をかきたり、といへり、享保頃より、上方の繪雙紙は、行成紙の表紙にて三冊もの毎春發行して、子供の翫とす、畫工は祐信など、詞書は其碩自笑など也、また畫上に誹諧發句狂歌等を書たるあり、

〔海錄三〕合卷幷讀本

むかしは、畫草紙を青本といひ、今は前編後編ある故に、合卷物といふと也、辛巳七ノ六抄之

〔寬天見聞記〕草雙紙といふものは、昔は赤本、黑本とて、表紙を赤又黑にして、表題を黃紙にして、頼光四天王、其外武者繪に、少の詞書ありしのみなり、後に黃の表紙にして、桃太郎、花咲ぢゞ、舌きり雀、狸兎の土船等、勸善懲惡の心を述べて、童の弄とせしも、京傳馬琴、一九、三馬など、種々の作を顯はし、文化に合卷といふ草紙出てより、畫も豐國、北齋など巧を盡し、連年出板夥し、されば次第に婦女子の心を悅ばすを專一とせしより、芝居の風俗を寫して勸懲の意すくなく、○下略

〔近世物之本江戶作者部類一〕赤本作者部

江戶の名物赤本と云へる小刻の繪草紙は、享保以來えいだしたり、貞享元祿の間、享保までは、さる草子ありと雖、紗綾形或は毘沙門龜甲形なる行成標紙を以てして、酒顚童子物語、朝顏物語などの繪卷物を小刻にしたり、或は界町なる操り芝居、和泉大夫が金平淨瑠璃の正本を板せしのみなりき、かくて享保よりして後は、丹標紙をかけたるもの、年々出しかば、世俗これを赤本と喚做したり、かくて寬延寶暦より、漸々に册の價貴くなりしかば、代るに黃表紙を以てして、一卷を

紙五張と定め、全二卷を十二文に鬻ぎ、三冊物を十八文に鬻ぎたり、そが中に古板の冊子には、黑。標。紙。を以てして、一卷の價五文づゝ也、世にこれを臭。草。紙。といふ、この冊子は、書皮に至る迄薄樣の返魂紙にて、惡墨のにほひ有故に臭草紙の名を負はしたり、この頃より畫の外題にして、赤き分、高半紙を裁て、墨摺一遍なりき、その作の新しきを旨とし、舌切雀、猿蟹合戰などの童話を初として、或は太平記の抄錄、說經本の抄錄など、春毎に種々出たり、價も黃標紙新板一卷八文、（二冊物十六文、三冊物廿四文、）古板は七文、（二冊物十四文、三冊物廿一文、）なりき、然かるに書賈は臭草紙の臭の字を蒼（あを）といひけり、黃表紙なるを蒼と唱ること、理にかなはざるやうなれ共、寶曆以後、墨の臭氣もあらず、世俗草冊子とこゝろ得たるもあれば、草の蒼々たる義を以て、蒼と唱へ、黑表紙を黑といひけり、かくて明和の季より、草ざうしの作、滑稽を旨とせしかば、大人君子も是をもてあそぶあるにより、いよいよ世に行はれて、畫外題を四遍の色摺にしたり、そが中に殊にあたり作の新板は、大半紙を二つ切に摺りて、薄柿色の一重表紙をかけ、色ずりの袋入にして、三冊を一冊に合卷にして、價或は五十文、六十四文にも賣りけり、（こは天明中の事なり）かくて寬政の初より、草ざうしの價又登りて、黃表紙は一卷十文（二冊物二十文、三冊物三十文、）黑表紙は一卷八文（二冊物十六文、三冊物廿四文、）になりぬ、かくて文化の年より、これらのよろしきものを半紙に摺り、無地の厚標紙をかけて袋入にしたるを、上紙摺りと唱へて、京攝の書賈へ遣はして、彼所の貸本屋へ賣らせ、こゝにても二三百部は春毎に賣たれ共、價の貴ければにや、草ざうしの一部數千賣れたるには似ざりき、（上紙摺りは三冊を合本二冊三冊にして、壹匁より或は一匁五分の物あり、）扨又文化の中年より、二代目西村屋與八（鱗形屋孫兵衛の二男にして、西村の婿養子になりしものなり、）が、初て思ひ起して、草ざうしを小半紙に摺りて、三冊物四冊物六冊物を二冊三冊の合卷にして、いとうるはしき摺りつけ表紙をかけて賣出せしが、婦幼の爲に愛翫せられて、いたく行はれしかば、是より後、地本問屋等皆合卷摺付の標紙にせざるはなし、そが中に、上紙摺と唱るは、糊入のみよしの紙に摺出すもあ

り、價は壹匁より壹匁五分に至る、これを合卷と唱へて今に至れり、是より後、黄表紙の草ざうし（本書あほ表紙なり）はすたれて、折々田舍の書賈へ遣はすのみ也、初の行成表紙より、遂に四度その趣を易へて、美を盡したり、泰平の餘澤にして、文華の開けたるに從ふものにもあるべけれ共、華美を欣ぶものは奢侈の弊なきことを得ず、みな是時好に從ふ所、心あるも心なきも勢ひ已を得ざるなるべし、

又云、草ざうしは、予が稍東西を知れる明和安永の頃は、二冊物すみけなし、そが中に、壹冊物は、なぞづくし、地口づくし、目つけ繪などなり、目付繪は寶暦明和の間流行して、年々古板新板ともに摺出さゞるは無し、いづれも一卷の紙五張也文化に至りて、四冊物六冊物出たるが、是よりして二冊十張の物は行はれずなりぬ、かくて傾城水滸傳出しより、十數編の續きもの流行す、此已前正本仕立の作數編出たりと雖、一編々々に狂言の趣向替りたれば、續きものにあらず、讀切物のいと長きは、右にいへる傾城水滸傳と、金毘羅船利生纜よりはじまりし也、享保已前は、小判の繪草子に、作者の名號を著はしたる者を見ざりき、勿論作といふべきほどの物にもあらねばなるべし、享保以後赤本の作者漸々に多くなりたる、今記臆したるを錄するに左のごとし、

〔塵塚談〕京都草紙屋八文字屋の浮世双紙五冊物役者評判記三卷の事、自笑其磧といふ者、述作にして、毎年正月二日、定式にて大傳馬町鱗形屋孫兵衞といふ繪草紙問屋賣出せり、五冊物には名文も多し、評判記は、京大坂、江戸芝居歌舞妓かはら者の顏見世狂言の善惡を評せるものなり、顏見世狂言は十一月朔日よりはじむれ共、二三日の内は、式のみにして、狂言省略す、やう〳〵五六日比より取繕る、狂言の評判を、京都にて梓行し、江戸へ下し、正月二日に、江戸にて賣弘む、誠に速なる事、態入たる仕業也、延享寛延の頃は、兩書とも、皆人待兼見る事にて有しが、五冊物は寶暦の末より絕て梓行なし、評判記は京都にて作りて、今以出れども、正月二日よりは出す、程過て、江

戸え來るなり、其故に折ふし江戸にて江戸役者評の評判をこしらへ梓行し賣れども、江戸作は、人々さらに賞玩せず、

〔蜘蛛の糸卷〕草雙紙の變格

天明年間、前に記しゝ如くの世上なれば、洒落本流行、繪雙紙も滑稽の笑ひをとる旨趣としけるに、京傳翁、十九歳の時、（天明二年）始めて御發賣買物（全二册、板元鶴屋自畫、）といふ繪ざうしをかゝれしに、其年四方赤良（蜀山）作にて、繪雙紙評判記、つたや板、出板ありし時、京傳翁、總軸卷極上々吉にあげられき、是道を戯作の花澤へ蹈み落とされしはじめなりけり、をかしき本を作るゆへに戯作者の名あり、

享和のはじめ、南仙笑楚滿人といふ者（芝神明前へ隱居、板木師、學問はなけれど、風韻ありし老人なり、）敵討三組盃と云ふ前後六册物を出板（芝神明前和泉屋市兵衞板、）して、大に流行し、翌年京傳翁、敵討千鳥の玉川、前後六册大に行はる、是より戯作變じて實錄めかす物となりぬ、

〔増補浮世繪類考〕草雙紙も、文化の比より、錦繪の表紙となりて、合卷といふものになりぬ、正德享保の比、赤本と云ひ、紙數五枚位綴たるは唐紙の表紙なりしを、赤く染たる紙になりたる、是を赤本と云、夫より萌黃色の表紙となりしを、青本と呼ぶ、其後黃表紙となりしをも、青本といふ、天明寛政の比、蒟蒻本とて、すきがへしのごとき色の薄紙表紙を付、半紙ずりにて、袋入にしたる草雙紙ありし、是より今の畫表紙の合卷を製本せしものなり、（今吉原細見五葉の松の製本のみに、其體裁を改めず、）

按ずるに、赤本と云しは、金平本と云、紀逸が黃昏日記に曰、元祿年間の板なり、岡清兵衞は、金平本の作者なりと有り、夫より後は、西遊記を譯せし桃太郎宇治拾遺の物語なり舌切雀花咲ぢゞいの一期榮し昔咄しを作り、童蒙の弄びとなせし赤本とはなりけん、其後返魂紙五枚ツヽ綴て、價も六文に賣る、黃表紙となりし比は、三四遍摺の繪を切て、表題に張しが、享和年間に、價十

文ヅヽになりたり、此比迄は、普咄又は目出度作りし草雙紙なりしが、京傳の滑稽行はれて、年毎に奇をあらそひ、童蒙の目を悅ばしめんとて、敵討の物語りとなり、前後編を望みしより、一年二年と編を次ぐことになりて、染表紙の上へに、錦繪を切拔て張りけり、此比より、半紙摺となり、或はスンコと云紙にて製す、夫より、表紙一面の繪をはり、また是を錦繪の摺付表紙とせしなり、（板元江見屋の工風より錦表紙の合卷となれり、文化のはじめなり、）是よりいつとなく草雙紙の名は廢れて、合卷とのみ呼び來れり、近世は道中雙六も、さま〲に工風して、美を盡し、千代紙白粉歯磨の袋まで、錦繪摺にならぬはなし、美麗を盡すの限りといふべきものなり、

〔賤のをだ卷〕今の草雙紙又然り、古は子供の見覺る爲に、楠一代記、義經一代記などとて、實を繪に書、或は鉢かつぎ、枯木に花咲ぢゝ、猿蟹合戰、又は金平本などゝて、勸善懲惡の本意を失はざりしに、今はさかるものは皆うせて子供には分らぬことをつゞりて、專ら大人の玩となれり、

〔近世物之本江戶作者部類一〕酒落本幷中本作者部

明和の季の頃より、寬政のはじめ迄、柳巷花街に耽りぬる嫖客のおもむきを半紙二ツ裁りたる小册に綴りて、よく其情狀を述たる誨淫の艶史を、世俗洒落本と喚做たり、其が大半紙半枚をもてさたるも有けり、寬政のはじめに至りて、官禁あり、なべて洒落本の絕板せられしより、以來叫化子のすなる浮世物眞似とかいふごとめきたる根なし話說を、いとおかしく綴りなしたるもの、各一二卷を壹編とせしを、中本と唱へたり、こは半紙半枚の小册と半紙本の間なるものなれば、中本と云なりけり、これらは靑樓嫖客の事にあらずと雖、畢竟洒落本の一變したるものにして、只看官の噴飯に供ふるの外なし、洒落本より今も行はるゝ浮世物眞似の中本に至る迄、細に其作者を僂なば、數十名なるべけれ共、みな絕せられぬも、泛々の作者をば、打忘れざるは稀也、

〔近世物之本江戶作者部類二〕讀本作者部上

今より百年餘り已前、世俗なべて冊子物語を物。の。本。といひけり、こは物語の本といふべきを、語路の簡便に儘せて、中略したるなり、そを又近來は讀本といふ、書として讀まざることはなかるべきを、稱呼理りなきに似たれども、こも亦故なきにあらず、寛文より以降、享保の頃までは、童の翫びにすなる物、多くは繪本なりし事、今の錦繪の如し、(菱川師宣、奥村政信等が畫に折本とぢ本今も罕にあり、)さらでも赤本と唱へたるは、畫を宗として、只其譯を略記したるのみ、又そのたぐひながら、文を旨として、一卷にさし畫一二張ある冊子は、必ず讀むべき物なれば、畫本に對へてよみ本といひならはしたり、但作者の稿本を種。本。といふも、百年前よりの事なるべし、昔は作者の稿本俺鹵にて、自ら畫稿をなすこともなく、恣に創稿せしを、畫工筆工の手に任して初て書となるものなれば、譬ば作者の稿本は物の種の如し、畫工筆工はそを培養して、秋斂の功を奏する老圃に似たれば、印行の種なる物といふこゝろもて、しか唱へたり、然るに三四十年こなたは、作者の稿本いと精細になる隨に、卷毎の楮數、文字の大小傍訓、眞名假名の差別はさら也、出像も、作者之を創してかたの如く畫工に誂へ、袠の模樣、表袋、外題、標紙の模樣まで、悉皆作者の稿本によらずといふものなければ、是を種本といふべからず、さはれ、書賈は昔より呼熟たれば改めず、

〔雍州府志 七土産〕繪。草。子。 在烏丸二條北、倭俗以國字假名作之書謂草子、言草稿之謂也、其間加繪稱繪草子、或謂繪入、

〔近世物之本江戸作者部類 一〕式亭三馬

三馬は板木師菊地茂兵衛の子也、名は太助、總角の時より、茅場町なる地本問屋西宮新六に仕へて、後に手代になりぬ、○中略寛政十一年己未の春新板に前年の一番組、二番組の火消人足等が鬪爭の趣を俠太平記向鉢卷と云臭。草。紙。に作り設けしを、三馬が舊主西宮新六が刊行したれば、よ組の人足等怒りて、己未の春正月五日、板元及三馬が宅を破却しけり、この一件にて、よ組の人足

戲作者

幾名か入牢す、裁許の日、西宮新六は過料、人足は出牢赦免せらる、作者三馬も罪を蒙り、咎め手鎖五十日にして赦免せられけり、

〔武江年表七〕此年間（享和〇中略）の記事〇

山東京傳、曲亭馬琴が讀本、草雙紙行れて、年々數篇を梓行す、又京大坂より、畫入讀本新作あまた梓行して、江戸へ下せり、其餘江戸戲作者は、式亭三馬、六樹園飯盛、小枝の繁（緑山翁又歐鷗陳人）感和亭鬼武、千返舍一九、振鷺亭、淡州樓焉馬、高井蘭山、山東京山（百樹）、芍藥亭長根、柳亭種彥、梅暮里谷峨、神屋蓬州、南仙笑楚滿人、東里山人、東西庵南北其外多し、（京大坂作者は、栗枝亭鬼卵、合浦兎月、優々館、柳浪文慶等の編多し、畫者は石田玉山、同門人二世岡田玉山、青陽齋蘆國、一峯齋馬圓、丹羽桃溪、合川珉和、松好齋半兵衛、歌川豐秀、速水春曉齋等、其外數多あり、春曉齋は畫人なれども、自ら著述のよみ本數十部あり、文化にいたり、江戸の稗史を京大坂にて歌舞伎の狂言に仕組むて事行はれたり、）

〔近世物之本江戸作者部類一〕山東京傳

江戸京橋銀座一丁目の家主岩瀨傳左衛門（本姓は灰田也）の長男にて、實名を傳藏と云、名は田藏、字は伯慶、後に名を醒、字を酉星と改め、山東庵と號し、醒々老人と稱す、嘗て繪を北尾重政に學びて、畫名を北尾政演といひけり、然共畫は得意にあらざりければ、棄て多く畫かず、天明中初て數討の草册子を著す、（二册物此書名を忘れたり）是其初作なり、自然と滑稽の才、世に勝れたりければ、寬政中より、文化に至まで、この人の作いたく行はれて、當時第一人と稱せらる、就中心學早染草、又其後編、人間一生胸算用、共に善玉惡玉の趣向、尤時好に稱ひて、今なほ人口に膾炙す、（大傳馬町大和田安兵衛板、三册物後編續編は蔦屋板）也、

〔蜘蛛の糸卷〕天明中戲作者

天明中、草雙紙の作者有名の者、通笑、（横山町道具屋）喜三二（佐竹の留主居）春町、（小石川官人）好町、（四ッ谷官人）全交、（芝赤羽根觀世座狂言師）京傳、曲亭馬琴は寬政の初、家兄の許へ酒一樽持ちてはじめて來り、門人になりたきよしを

いふ所を聞けば、深川仲町の裏家に獨り住むよしをいふ、家兄曰、草雙紙の作は、世を渡る家業ありて、かたはらになぐさみにすべき物なり、今時鳴なる作者皆然り、さて又戲作は、弟子としてをしふべき事一つもなし、されば おのれをはじめ、古今の戲作者、一人も師匠はなし、まづ弟子入は、おことわりなり、しかし、心安くはなしに來給へ、また書たる物あらば、みる事はみてやるべしと示されけるに、しば〳〵來りてものを問へり、其後すこしばかり卜筮をしりしゆゑうらなひにて、錢をとらんとしるべありとて、神奈川宿を心あてに、錢次第にて永くも足を止めんとて、いとま乞に來りしが、其後六七十日音づれをきかざりし故、馬琴は狼にや喰はれつらんなど、家兄戲れいはれしが、ある日今歸りしとて來り、旅寢のはなしするうち、物など調じてくはせ立ち歸りしが、あくる日又來りていふやう、旅の留守に出水の（是寛政三年の洪水）ために、疊殘らずくさり、壁も落ち、勝手の物流れうせしも多し、旅の稼ぎもはかばかしからざりし故、今我足なき蟹の如し、いかゞせんといふ、家兄曰、しからば當分我所に食客せられよと聞きて、馬琴大によろこび、内弟子の心にて居し故、衣服までも心づけ給へり、かくてありし事半年あまり、ある日地本問屋蔦屋重三郎（通油町、京傳戲作あまた上梓したる板元、）來り、家兄にいふやう、此節見世の番頭、引負にていとまをやり、帳場あきて見世付あしゝ、みれば居候の男年比もよし、帳だに付くればよし、かゝへたき物なり、いかゞあらんといふ、家兄曰、酒はのまず、手も書き文字もよめ、作氣もあり、てうどよからん、しかし實體とたしかには請合申さぬ、何れ當人に咄して見んと、蔦屋歸りて、此事を咄しければ、戲作者になりたく、家兄をうらやむ馬琴なれば、大に喜び、家兄世話にて別に請人ありて、證文をなし、蔦屋が家僕となりしは、おのれ目前に知りたる事なり、さて奉公中、花の春虱の道行全二冊（但一冊五枚完）春朗畫にて（今の北齋）蔦屋出板、馬琴自序に、京傳門人とあり、（此本我家にありしが類燒の時失せぬ）此雙紙、大に行はれてより、年々作ありて、高名になりぬ、蔦屋に三年ばかり奉公して、よき入聟の口ありとて、家兄をたのみ、いと

まをもらひ、飯田町中坂なる下駄屋にて、家主なる後家に入聟となりしに、筆硯を好む心には下駄屋はいやなり〳〵と、常にいひしが千蔭翁の門人となり、出精して、少しく筆意を得て後、下駄屋を止め、其うらにて、手習の指南をなし、かたはら戲作をなし、後には娘に聟を取り、家主をつがせ、忰清吉に或家の醫師の名目を買ひとり、宗伯と名乘らせ、下谷字鼠屋横町と云ふ所に、玄關付の家を買ひて同住せし事、多年の間、著述を以て、家内の口を糊せり、此間に一子宗伯死す、かくて天保十一年秋、書畫會をなしたる時、藏書のこらず賣り、書畫會の金を合せて、輕き官士の名跡を讓り受けて、宗伯が一子につがせ、今八十一歲ばかりならん、四五年前より眼病つのりて盲人となり、宗伯(此者は二十年前死去)が妻に筆をとらせ、字までも口授して、今に著述の上梓あるは、一奇人と云ふべし、

〔里見八犬傳九輯五十三下〕回外剩筆(頭陀枕中を詰說す、四十八城、稗史本傳々大成す、二十八年、〇中略)是年(文化甲戌)冬十二月、八犬傳第一輯十回五卷、刊行の書賈山青堂發販す、其明年の冬、第二輯五卷出るに及びて、這書をいふ者漸々に多かり、第三四五輯に至りては、本傳多く賣ぬるものから、山青堂他事に耽りて、本錢續ずやありけん、是よりの後、書賈涌泉堂、其舊板を購求めて、代りて第六輯を刊行す、然ども是も亦其人にあざられば、第七輯を彫ぬる時、文溪堂の幇助を得て、辛くして發兌しけり、この比本傳はいよ〳〵ます〳〵時好に稱ふて、其利尠からずと聞えながら、この兩書賈の等閑にて、刊行中絕ぬる者、徒に前後五六年を歷たり、恁而今の書賈文溪堂が、其舊板を贖購得て第八輯九輯を續刻發行ぬる隨に、是書の流行類稀にて、只江戶京攝のみならず、縣田舍間、漁浦樵山、約莫足跡の至る處舟車の通ふ處、年貢の出る所、店賃を債らるゝ所、雞犬の聲する所、洪鐘の響く所、國字四十七言を知る田翁野仂、山妻牧竪、約血氣ある者是書を見て愛玩せざるはなしと云、風聲耳に暇なきまで、年々是を聞ざる日はなし、抑本傳初板の年より、光陰流るゝ水に似

て老の至るを知らざりける作者古稀又半なりける、今茲天保十二年辛丑の秋八月まで、星霜二十八年にて本傳稿本思ひの隨に全局を結ぶ、

〔戲作者撰集〕柳亭種彥 文化八辛未

淺草堀田原、始は下谷組やしき 俗稱高屋彥四郎とて、食祿二百石知行せらる、〇中略 本氏を横手といひ、原は甲州の士なり、姓は源、名は知久、愛雀軒と號す、文政五年の春、自ら足薪翁となづく、〇中略 又諺紫樓の號あるは、田舍源氏大に世に行れ、戲れに如斯あるか、于時天保十三壬寅年七月十八日、卒去し給へり、行年六十才、

〔戲作者撰集〕十返舍一九 寬政七乙卯年より通油町書肆仙鶴堂が裏に住せり、初メ橋町、又深川佐賀町にも住居す 姓は重田、名は貞一、駿河の產なりと云々、俗稱與七、

墨川亭曰、一九幼きとき市九と呼ぶ、故に市を一に作り、雅名とす、弱冠の頃、東都に出、或侯館に一說小田切侯、江都尹にておはせし時に、その館にて、口口口たりしといふ、に仕へ、そののち大坂へ登り、彼地に住で、志野流の香道に稱譽あり、十返舍の號は黃熟香の十返をとりて、然よぶといへり、其頃のことにや、並木千柳、若竹笛躬と倶に、木下蔭の緣戲曲を編述したるよし、後故ありて、自ら香道に遊ぶ事を禁ず、寬政六寅年復び東都に來て始めて稗史兩三部を著述して、耕書堂が梓に上せて發布せり、

〔近世物之本江戶作者部類一〕重田一九

文化五六年の頃より、膝栗毛と云中本をつゞりて、太く時好にかなひしかば、年々に編を繼で、本集九編續集九編共に十八編に至れり、此冊子は彌次郎兵衞、北八と云浮薄人、同行二名諸州を遊歷しぬる旅宿の光景を、いとをかしくつゞりたり、はじめ一二編は新案を旨とせしが、編を累るまゝに、古き洒落などをもまじへ、且相似たる事多けれ共看官は其所らに、意をとゞめず、只笑を

催すを愛たしとして、飽くことなかりしかば、板元はさらなり、貸本屋等も利あるもの是にまされるはなしと云にき、はじめは通油町なる村田屋次郎兵衛が印行したり、其後村次は衰へて、其板株を賣與しぬる事二三傳に及びしかども、膝栗毛の評判はなほおとろへず、是をもて一九は編毎に潤筆十餘金を得て、且趣向の爲に、折々遊歷すとて、板元より路費を出させしも尠からずと聞えたり、扨これに次で、六阿彌陀詣、(五卷)江の島みやげ、(二卷)二日醉、(二卷)貧福論、(三卷)堀の内詣、(二卷)きうかん帖、(鬼武と合作、二卷、)一九が紀行、(二卷)廿四拜詣、(若干卷)金の草鞋、(全本廿編)此餘猶あるべし、皆膝栗毛の糟粕なれども、編毎に行はれて、一九が半生は、此等の中本の潤筆にてすぐしたりと云、只村農野嬢の解易くて、笑を催すを欣ぶのみならず、大人君子も、膝栗毛の如きは、看者に害なしとて、賞美したりけるげに二十餘年相似たる趣向の冊子の、かくまでに流行せしは、前代未聞の事なり、只是一奇といはまくのみ、

〔燕石襍志五〕西鶴

西鶴は井原氏なり、年來ひさしく大坂鎗屋町に住けり、(難波鶴、難波雀等に見えたり、)俳諧は宗因門人にて、松壽軒と號し、亦難波俳林と稱す、○中略この人肚裏に一字の文學なしといへども、よく世情に涉りて、戲作の冊子あまた著はし、一時虛名を高せり、その書は、男色大鑑、西鶴織留、世間胸算用、一目玉鉾、日本永代鑑、西鶴置土產、西鶴彼岸櫻、西鶴名殘友、この餘いくばくもあるべし、人々今日目前に見るところを述て、滑稽を盡す事は、西鶴よりはじまれり、さはれもつはら遊郭のよしなしごとのみ綴りて、その書猥雜なりしかば、世の譏を得脫れず身まかりて後に、舜陽の梅園堂が諸藝太平記(全本八册、元祿十五年三月刊布、)といふものに、西鶴が地獄めぐりといふ事を作り設て、甚しく嘲哢してけり、しかれども、その書を見れば、西鶴に及ざる事遠し、よりて思ふに、遊仙窟の作者張文成は、名を鷟(サク)といひて、唐の玄宗の時、開元のころの人也、本傳に文章猥褻にして、君子の爲に取られずといへ

り、日本人その文を珍重し、金帛をもて購求て國へ歸るといふ事もあり靜齋隨筆にもこのことわりを論じて、本傳にいへるごとく、文字浮艶鄙猥なりしゆゑにや、今の世に行る、詩文一編もなし、文士の戒むべき事也といへり、靑錢學士とて、その文萬選萬中すと、當時に譽を得たる文成すら、後世に論定りてはかくのごとく戯謔も思より出ざるはなし、遊里洞房の癡情などは親くたちふるまふにあらずとも、志りやすきものなれど、筆にまかして、その趣を盡すときは、作者の心ざまも推量られ、德を傷るものなるべし、大約元祿年間の戯編を見れば、俳諧師の作夥からず、箕山が大鑑、兩巴巵言、箕山は貞德門人也鷺水が丹前艶男、其角が五十四君、作名を四國太郎とよろせり、繪像は菱川師宣が筆也、團水が男女色競馬、立圃が京童、以下戯作に非ず不角が古鹿子等枚擧に遑あらず、又俳諧師ならでも、鈴木昌三、淺井了意、錦文流が徒、著述夥あれども、戯作の才は西鶴殊に勝たり、但その文は物を賦するのみにして、一部の趣向なし、八文字舍自笑、江島屋其碩、西澤一風等に至て、西鶴が筆意に傚ひ、これを潤色して、一部の趣向をたてたるもあれど、ます〳〵浮艶鄙猥にして、估客老圃の頤を解せしかば、これらもその名を噪せり、調高ければ賣れず、賣ればいやしめらる、西鶴は俳諧師なれども、世俗の口吟とする發句絕てなし、雅俗雲壤の差はあれど、張文成が詩文章の後世に行れざるに等しといはん歟、西鶴は元祿六年癸酉八月十日に沒せり、年五十二、墳墓は大坂八町目寺町誓願寺本堂の西の背壇南側三側目の中程にあり、墓碑は仙皓西鶴と大書し、元祿六年云々、下山鶴平北條團水建と左右に彫刻せり、

〔京攝戯作者考〕八文舍自笑其笑、瑞笑、自笑、梅枝軒、伯鷺附、

自笑は、姓藤原にて、安藤氏なり、俗稱を八文字や八左衞門と呼びて、京師麩屋町通誓願寺下ル所に住、書林也、西鶴に倣で、戯作の名人にて、數百部の雙紙を作る、傾城禁短氣、同曲三味線、同友三味線、同歌三味線、同玉子酒、野傾色孖、分里艶行脚都鳥妻戀笛、淺間富士裾野櫻、風流御伽曾我、同東海硯、同

東鑑、同軍配團扇、浮世親仁形氣などいふ冊子、當世の人情を穿ちて、俗人の頤を解さめしより、今の世に至るまで、八文字や本とて、一種の體裁ありて、人口に膾炙せり、

〔戲作者撰集〕式亭三馬（寬政六ヨリ本町二丁目萬屋太助ト云）

本町二丁目西側ニ（文政七年前東側ナリ）巳居住して、家製の藥を鬻で業とす、俗稱西宮大助、本姓菊池、名久德といへり、遊戲堂、洒落齋、嗹囉哩樓、四季山人、遊戲道人なんどは、舊號なり、近頃戲作舍、滑稽齋、本町庵の號專ら呼ぶ、

〔戲作者撰集〕爲永春水

辨慶橋に住居す、中頃本所牛島、又下谷池之端に住す、初は軍書讀にて、爲永正輔と稱し、名貞高、又書賈となり、青林堂越前屋長次郎といひて、橘町或は通油町に居れり、戲名を初は二世振鷺亭といひ、中頃故人南仙笑楚滿人が女に乞て、二代楚滿人の名を冒しぬ、後障れる事あるにより、其名を返し、文政十一子ノ年より、春水と改む號を狂訓亭といへり、近頃書賈の業を廢て、再軍書讀となり、狂訓亭金龍（此節淺草寺內ニ住、金龍山人共云、）と呼なし、淺草寺中及所々の席に出て、舌口す、著述は他の僞作するもの有がゆゑに、類多し、又人情本と唱へし中本の著述、大に世に行はれ、次第に其名を發す、天保十三壬寅年、右中本類不殘絕板に相成り、出板御停止被仰付、此節人情本元祖爲永と誌せし故、御咎ニ相成、

〔戲作者撰集〕戀川春町

駿州小島侯家臣にて、俗稱倉橋壽平、（源姓、名格、）狂歌好みて、狂名を酒上不埒、又壽山人と號す、戲作に戀川春町と名乘る、小石川春日町の邸にありける、戀川といふは、住居する土地の小石川のしの字の假名を省き、春町は春日町の日の文字を除きたる戲號なりとぞ、繪を鳥山石燕に學びしが故、に、自畫作の冊子多し、他の著述の冊子をも畫く、一說に、勝川春章に學ぶともいふ、且安永四未年

の著述二冊物にて、金銀先生榮花夢と題號し、邯鄲の題句世に行はれ、同五申年、高慢齋行脚日記、是又大當りにて、寶曆已來の草雙紙は爰に至りて一變す、是より春町の著作名を發す、寛政元己酉年七月七日病にて卒す、

〔戲作者撰集〕高井蘭山芝伊皿子御組屋敷與力、高井鐵之助、又俗稱を文左衛門と云、名を伴寬、字を思明と云へり、著述は、男女童訓ありて、有益の物多し、又讀本のみを編述して、草雙子、合卷物の筆作たえて見ず、

三國妖婦傳合十五、北馬、享和三より文化三　孝子嶽物語五　北馬

那智の白糸五　右同斷　星月夜顯晦錄十、同上、文化六、

應仁記二十大本　英泉畫　水滸傳二編より　北齋

〔京攝戲作者考〕南嶺子、

浪花の人にて、多田氏、名は義俊、字は公實、南嶺子と號す、又桂秋齋とも稱す、業を壺井鶴翁に受けて、專ら國學故實者と唱ふ、俗稱は兵部といふ、博識强記、才學に任せて、色々戲作の書ありし由なれども戲作者といはれん事を恥るにや、八文舍自笑が名を借りて書を出せしゆへ、自笑が多くの作書の內、孰か南嶺が作といふ事分ちがたし、己が才智は誇りし故歟、その國學故實の書にも臆說と牽合附會あり、是ぞ英雄人を欺成るべしとて、識者の謗を受たり近頃の一九に似たる滑稽の人とみへて、其行狀は其蜩庵杜口が著したる翁草といふ書に詳なり、

〔戲作者撰集〕六樹園文化七　靈岸島中村檀太郎內　俗稱石川五郎兵衛

靈岸島東湊町に住居す、石川氏、名は雅望、字子相、また五老齋と號す、四方赤良門人にして、初號宿屋飯盛と云、文政十一年眞顏と共に京都より宗匠號免許ありて狂歌の判者たり、

著述

飛騨匠物語五、北齋畫、　近江縣物語五、重政、

通俗排悶錄十二、英泉畫、正直校
ゑみのすみか物語　都の手ふり
寢覺のすさび　源注餘滴　雅言集覽

〔京攝戲作者考〕東籬亭
京師の人名は正韻、字は鳳卿、倘古館と號す、俗稱は池田左馬大允、蛸藥師高倉西に住す、東籬亭は其戲號也、名所圖繪類の書を多く出す、戲作の書も又尠からず、

〔先哲叢談續編十〕平賀鳩溪、名國倫、字士彝、號鳩溪、又有天竺老人、桧籟子、風來散人、森羅萬象翁、無根叟諸號、通稱源內、讃岐人、（中略）
鳩溪所編著話本傳奇、演劇雜曲六十餘種、陸續開雕、傳播都鄙、今所行於坊間、如風來山人六部集、鳩溪沒後、其徒彙集之、再刻之、爲其一周忌辰、是爲安永九年庚子、繼之其徒所編次、若牡丹堂雜記、剏草盲目話本、讀之宛似有實、辭致極巧、

雜載

〔先哲叢談後編三〕岡島冠山、名璞、字玉成、號冠山、通稱援之、後改彌大夫、長崎人、
冠山始以譯士仕于萩侯、受其月俸、自慙爲賤役、辭而家居、專修性理學、獨以此鳴於西海、嘗應足利侯忠囿戶田大隅守之聘、來于江戶、無幾致仕、至浪華講說爲業、又至江戶、至平安、前後皆以其精于華音、從遊頗衆矣、首唱稗官學於世、先是雖有從事之者、未甚精之、及冠山起、始能詳明於其說云、

〔橘窻茶話上〕或曰、學唐話須讀小說可乎、曰可也、然筆頭者文字口頭者說話、依平家物說以成話、人肯聽乎、

古事類苑

文學部二十七

外國語學 洋學附

古事類苑

文學部二十七

外國語學 洋學附

我國ニ行ハレタル外國語學ハ、韓語ヲ以テ尤モ古シト爲ス、蓋シ三韓ハ我國トノ交通尤モ早ク開ケタレバナリ、次デ支那ト交通スルニ及ビ、漢音呉音ヲ傳ヘタリ、文武天皇ノ令ヲ撰バシメタマフニ及ビ、大學ニ音博士ヲ置キテ讀書ノ音ヲ正シ、其後漢語師ヲ置キテ譯語ノ任ニ當ラシメ、桓武天皇ノ朝ニハ大ニ漢音ヲ奬勵シ、佛經ヲモ亦漢音ニテ讀誦スルコトヲ令シタリ、サレド支那語學ハ支那交通ノ斷絶ト共ニ亦漸ク衰ヘタリ、呉音ハ支那ノ一土音ニシテ、欽明天皇ノ時佛經ニ伴ヒテ傳來セシモノナリト云フ、故ニ佛經ハ後世猶ホ之ヲ用キテ讀誦セリ、德川時代ニハ又支那音ヲ學ブモノ多ク、之ヲ唐音ト呼べリ、即チ當時ノ漢音ナリ、而シテ幕府ニハ唐話敎授方アリテ之ヲ敎ヘ、長崎ニハ唐通事アリテ、專ラ譯語ニ從ヘリ、

悉曇ハ、梵語ノ學ナリ、空海圓仁等、入唐シテ之ヲ傳ヘシヨリ、安然淨嚴ノ徒、大ニ之ヲ弘メ、後世亦往々之ニ通ズルモノアリ、

歐羅巴諸國ノ語ヲ學ブ事ハ、其創始ヲ詳ニセズ、德川時代ニ在リテハ、天主敎ト共ニ國禁ニ屬シ、長崎ノ譯官ト雖モ、普通ノ會話ヲ學ブニ止リテ、書籍ニ就クコトヲ許サヾリシガ、德川吉宗ノ比ヨリ纔ニ譯官ニノミ之ヲ許シ、尋デ又有志ノモノヽ之ヲ讀ムモノヲモ寬容シテ

責メザルニ至レリ、而シテ歐語中、德川時代ニ行ハレタルモノハ和蘭最モ古クシテ且廣ク、露、英、佛、獨語等之ニ次ゲリ、

韓語

〔日本書紀十四雄略〕七年七月丙子、天皇詔大伴大連室屋、命東漢直掬、以○中略譯語卯安那等、遷居于上桃原下桃原眞神原三所、

〔新撰姓氏錄山城國諸蕃百濟〕木曰佐

〔新撰姓氏錄河內國諸蕃漢〕下曰佐　漢高祖男齊悼惠王肥之後也

〔新撰姓氏錄河內國諸蕃百濟〕調曰佐○中略

上曰佐　百濟國人久爾能古使主之後也

〔經國大典三〕譯語

漢學、蒙學、倭學、女眞學、並翻經國大典、文臨

譯科覆試　額數　漢學十三人、蒙學、倭學女眞學、各二人、本曹同本院、提調錄名試取、

〔倭訓栞前編五〕をさ　通事譯語などをよむは、もと韓語と見えたり、日本紀に、百濟の人名に、曰佐分屋といふあり、姓氏錄蕃別に、上曰佐、下曰佐、調曰佐等の姓あり、又修辭の義にや、日本紀に、譯語田と見えしを、和名鈔に、他田と書しは、他國の語を通ずるに據たる成べし、他戸親王などのよみも同じ、今は通事の音を用てつうずとよべり、

〔古事記傳四十四〕他田宮、他の字、舊印本に、池と書るは誤なり、他は袁佐と訓、書紀に譯語と書れたる意なり、推古紀に、通事ともあり、又欽明紀、姓氏錄、和名抄、筑前郷名などに、曰佐とあるは、假字なり、但此も韓國より書る字なるべし、さて此曰字を日と作るは寫誤なり、さて袁佐と云は、或人、韓語なりと云る、然もあるべし、又他と書は、此も韓國よりのことか、將島國にての事にて、既に前、假を假ると書類にや、其意知がたし、他國の語を通はす由かとも思へど、然にはあらじ、

〔延喜式二十六主稅〕凡太宰府處分公廨、○中略新羅譯語傔仗一分、

〔類聚三代格五〕太政官符

應停對馬島史生一員置新羅譯語一人事

右得太宰府解偁、新羅之船來著件島、言語不通、來由難審、彼此相疑、濫加殺害、望請減史生一人、置件譯語者、右大臣宣、奉勅依請、

弘仁四年九月廿九日

〔日本後紀嵯峨二十四〕弘仁六年正月壬寅、是日停對馬史生一員、置新羅譯語、

〔續日本紀光仁三十二〕寶龜四年六月丙辰、能登國言、渤海國使烏須弗等、乘船一艘來著部下、差使勘問、烏須弗報書曰、渤海日本、久來好隣、往來朝聘、如兄如弟、近年日本使內雄等、住渤海國、學問音聲、却返本國、今經十年、未報安否、由是差大使壹萬福等、遣向日本國、擬於朝參、

〔三代實錄清和五〕貞觀三年正月廿八日癸卯、散位正六位上藤原朝臣春景、兵部少錄正七位下葛井連善宗、爲領渤海客使、播磨少目大初位上春日朝臣宅成爲通事、

〔運步色葉集加〕漢音

〔漢音正辨上〕第一篇正辨漢音雅俗

夫漢音トハ、彼中原古ヘノ雅音ニシテ、韻書ノ擇ブトコロ、純一ニシテ異音ナキモノナリ、唐音ハ彼土郷語ノ音ニシテ、南北土ノ音不同アルモノナリ、故ニ梅氏ガ字彙云、讀韻須漢音、若任郷語便致差錯、ト、今謂此中郷語トハ郷語ノ音ナリ、彼中原古シヘハ、雅語ハ漢音ヲ以テ誦讀シ、俗語方言ハ唐音ヲ以テ誦讀セシナラン、サレドモ韻學廢リテ講ゼラレザルヨリ、今ニ至リテハ、雅語俗語トモニ、唐音ヲ以テ誦讀スルヤウニ成タルナラン、故ニ今南京ノ音、唐音ノミニシテ、餘音ナキヲ以テ、漢音ト云フ者ハ中華ニナシ、漢音ハ唐音ノコトヽシテ、唐音ノミヲ華音ト思ヘル儒輩少カラズ、此義下ニ至リテ、具サニ辨ズルガ如シ、サテ吾朝ノ漢音ニ、純雜ノ二轉アリ、其雜轉ノ音トハ、今時世流布ノ漢音是レナリ、其純轉ノ音トハ、延暦帝ノ御宇ヨリ、正音ト云フ是レナリ、此音純轉

ニシテ、今ノ音ノ雜轉ナルモノト不全同ナリ、其純轉ノ音、世傳フルコト盡クセザルナリ、吾台宗今ニ承用スルモノアリ、吾台宗ノ本邦ニ與ルヤ、延暦弘仁ノ間ニアリ、國紀ヲ按ズルニ、延暦十三年制、自今以後度者非習漢音勿得度、又十七年制、自今以後、度者擇年三十五以上操履已定、知行可崇、兼習正音、堪爲僧者充之、又六宗年分度者ハ、吾傳敎大師ノ上表ニ依テ、官符ヲ下サル、モノナリ、官符ノ文ニ、宜准十二律定度者之數、分業勸催、共令競學、仍須各依本業疏讀法華金光明二部漢音及訓トアリ、又定得度者○（光定）ノ一心戒文ノ中ニ、大師即云、吾所學承之習之者、彼年夏間、播首無間、三部大乘修練而學大義、彼年七月、參於大學讀習漢音修練、宿儒音博士從五位下高貞門繼、其年十一月、參於綱所、七大寺名德、試於義旨、試於文意文九第略第一、義八第略第二、被試漢音等トアリ、此中ノ大師ハ、傳敎大師ナリ、故ニ知ヌ、吾台宗、古ヘ經卷ヲ讀誦スルハ、總テ漢音ニシテ、タヾ陀羅尼ノ對註ヲ召ブハ、吳漢二音並ベ用ヒタルコトヲ且ツ又吾宗特ニ漢音ヲ貴ムガ故ニ、佗宗ニハ、和尙和尙ト呼ベドモ、吾宗ニハ和尙ト呼ブナリ然ルニ保元以後シバ〳〵干戈ヲ經テ、本式ヲ失シ、纔カニ例時ノ作法、法華懺法、及ビ聲明集ノ中ノ漢語ノ讃五悔九方便等、漢音ヲ以テ誦習スルノミ、（陀羅尼對註ハ、今ニ至リ吳漢二音雙用セリ）其中、今俗間ニ呼ブ漢音ト、音ヲ異ニスルモノヲ抄出スルニ、半百ニ過タリ、且ク二三ヲ出サバ勝乘稱昇ノ字ノ如キ、並ニ始（借音）ノ音ヲ以テ呼ビ、億臆ノ字ノ如キ、並ニ育（借音）ノ音ヲ以テ呼ビ、白色ヲ波以勢幾ト呼ビ、衣食ヲ志以志幾ト呼ブガ如キ是ナリ、又雲云ノ字、並ニ因（借音）ノ音ナリ、此二字、洪武正韻ニ眞韻トスレバ、正音ナルベキ歟、タヾシハ唐音ト相亘ルナラン、員ノ字ニ古來インノ音アルハ、吳員胥（伍子胥）ノ員ヲ音雲ト註シ、行人子員ノ員ヲ音云ト註スルヨリ、インノ音アルナリ、是員ニアリテハ、インノ音ヲ存シ、雲云ニアリテハ、インノ音ヲ失スルナリ、然ルニ今ノ俗儒、員ノ字ニインノ音ナシトスルハ、却テ音ニクラキナリ、又初細ノ字ノ如キ、例字等ノ中ニハ、初細ト呼、コレ初ハ洪武正韻ニ音徂トアリ、細ハ廣韻ニ蘇計切音臍トアルニ合ス、

今ノ俗儒ノ漢音ニハ初細(ショサイ)ト呼テ呉音ト辨ズルコトナシ、然レバ此例、時儀法聲明集ノ中ニ呼ブトコロハ純轉ニシテ、正音ナルコト知ルベシ、

〔台記〕久安二年八月廿一日、有家堅義事、○中略
裏書、○中略 宗廣取算奉探題、探題取一算、二返給宗廣、宗廣授余、余取之待表白訖問之、其題唐聲讀自餘事不異于僧、

〔安齋隨筆〕前編九 漢音 貞丈云、右日本紀、續日本紀、水鏡、續日本後紀等に見えたり、我朝に漢音を正しく承け傳へたる事、右の文に言たるごとし、大學寮博士、世々其漢音を習ひ傳へて後惺窩先生、林道春等に及までに相承け來れり、漢の正音は變せずして我朝に遺り傳れり、然るに近世の腐儒は右の漢音の傳來の正しき事を知らず、漢音を賤しめて倭音と稱し、今肥前長崎にて、譯士(ツウジ)の云ふ所の清朝の音を華音と稱して、彼國唐虞三代の時より以來の正音也と思ふは誤也、彼國宋朝に蒙古の人起て宋を亡し、國を奪て國號を改て元ト曰、此時蒙古の人國中に充滿しければ、一ツに蒙古の音交りて、舊音變じて訛音を生ず、其後明朝に韃靼の人起て、明を亡して國を奪ひ、國號を改て清と曰ふ、此時韃靼の人、國中に充滿しければ、二タビ韃靼の音交て、舊音再び變じて訛音を生ず、終に今俗に云ふ所の唐音と云ふ音に成て、我國に承け傳る所の漢音とは違たる音となれる成べし、我國の音は、漢音の正音也、或儒士某が書に、漢音と云は、菅家の音にて、呉音といふは江家の音也、菅音江音なるべしと云ふ、腹を捧て笑ふべし、菅家江家にて音を異にせしと云事、我國の史書には曾て見ざる事也、此國に生れて、此國の故實を知ざるは腐儒と云べし、

〔自娯集〕二漢字用倭音論

我邦上世無文字、讀於古語拾遺及匡房箱崎廟記而可知而已矣、此二書古代之作可爲佐證矣、或以爲上世有國字者、妄說也、是無稽之言不可信焉、中古以來用中華之文字、然其聲音不合于國俗之口

音、故不可用也、於此以華音轉爲倭音、此合于國俗之聲音、而宜于方土、故讀中華之文字、皆不用華音、變而用倭音、而文理不畔、自古至今而然、其改而爲倭音者、音韻有所相叶、故轉變然、或曰、苟欲正我邦之夷俗而行聖人之道、則必殫捨今之倭韻而用唐音則可也、於乎是固陋執滯之言、不諳土宜之誤也、不可信從、蓋君子之道、修其敎不易其俗、齊其政不易其宜、孔子居魯衣逢掖之衣、居宋冠章甫之冠、從俗隨宜而然、如華音者、非國俗之所宜也、何則方土異宜、倭漢殊俗、音聲亦異、華夷不可一槩而論也、五方之民言語不通、嗜欲不同者、自然之理也、華夷國俗各有所宜不可變、然而有譯者達其志、通其欲、讀中華之典籍以和音、而其理無所不可解、勝用唐音、然則雖異俗殊宜、其志其義、無不通之憂、齊其政不易其宜而可也、何必變國音而爲唐音之可用哉、

〔輪池叢書七〕漢音考　　源弘賢著

附箋守重按ズルニ、苕溪漁隱叢話ニ、蔡寬夫詩話ヲ引テ云、秦漢以前、字書未備、既多假借、而音無反切、平側皆通用、如慶雲卿雲皐陶咎繇之類、大率如此、詩瞻彼日月、悠々我思、道之云遠、曷云能來、燕々于飛、下上其音、之子于歸、遠送于南、思與來音與南、皆以爲協聲、魏晉間、此體猶在、劉越石提中有白璧本自荊山璆、惟彼太公望、共此渭濱叟、潘安仁位同單父邑、愧無子賤歌、豈敢陋微官、但恐忝所荷、是也、自齊梁後、既拘以四聲、又限以音韻、故大率以偶儷聲響爲工、文氣安得不卑弱乎云々、コレニヨレバ、四聲分明ニ〇我日本傳ヘシコトモ如何アルベキヤ、又今ノ韃靼ハモト四聲ナシ、後ニ華音ヲ擧ンデ四聲ヲツケシモノト見エタリ、呂種玉ガ言鯖ニ、本朝國書無四聲、而有反切、十二字頭後合字皆反切也トアリ、十二字頭ハ滿州ノ字ナリ、滿字考ニ委シ、

〔隨意錄一〕我方風流之士、或學彼方之聲音、以爲華音、而呻吟之者往々有焉、然聞之者不知何謂也、唯以爲似僧徒之唄梵、一無所感與焉、予〇冢田虎偶聽其吟哦、四聲不協、多可疑者、蓋是必韃音之混者、而非唐以上之華音也、我方所謂漢音者、實當唐音與、

〔令義解二神祇〕凡六月十二月晦日大祓、謂祓者、解除不祥也、者、中臣上御祓麻、東西文部、謂東漢文直、西漢文首也、上祓刀、讀祓詞、謂文部漢音。所讀者也、

〔江家次第五二月〕釋奠〇中略

式部輔以下、率學生入自西掖門、著西堂、贊者座主博士、音博士參上、〇中略 音博士讀發題、漢音。代不讀、近座主博士訓讀發題、

〔扶桑略記六聖武〕天平七年四月辛亥日、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備、獻唐禮一百卅卷〇中略 等、留學之間歷十九年、凡所傳學、三史五經〇中略 漢音。〇中略 一十三道、夫所受業涉窮衆藝、

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條　善相公 淸行

一請加給大學生徒食料事〇中略

伏見古記、朝家之立大學也、始於大寶年中、至于天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道藝、親自傳授、即令學生四百人習五經、三史、明法、算術、音韻、籀篆等六道、

〔類聚三代格三〕僧尼禁忌事

詔、釋典之道、敎在甚深、轉經唱禮、先傳恒規、理事遵承、不須輙改、比者或僧尼自出方法、妄作別音、遂使後生之徒積習成俗、不肯變正、恐濫法門、從是始乎、宜依漢沙門道榮學問僧勝曉等、轉經唱禮、餘音並停、

養老四年十二月廿五日

〔令抄上學令〕注 音博士　延曆十一年格曰、如聞、明經之徒、不事習音、發聲讀誦、旣致訛謬、辯言其弊、尤乖勸誘、宜令大學及國學明經生等兼習音、

〇按ズルニ、延曆十一年ノ格ハ、日本紀略ニ閏十一月辛丑ノ事ト爲ス、

〔類聚國史百八十七佛道〕延曆十二年四月丙子、制、自今以後、年分度者、非習漢音、勿令得度、

呉音

〔類聚三代格 四〕太政官符 略○中

右 略○中 今欲興隆佛法利益群生、凡此諸業廢一不可、宜准十二律定度者之數分業勸催共令競學、仍須各依本業疏讀法華金光明二部經漢音及訓、經論之中問大義十條、通五以上者乃聽得度、略○中

延暦廿五年正月廿六日 ○又見日本後紀

〔日本紀略 嵯峨〕弘仁八年四月丙午、勅云々、宜擇年卅已下聽令之徒入色四人、白丁六人、於大學寮使習漢語、

〔朝野群載 三文筆〕對馬貢銀記　作者江納言

欽明天皇之代、佛法始渡吾土、此島有一比丘尼、以呉音傳之、因茲日域經論皆用此音、故謂之對馬音、略○下

〔谷響集 二〕呉音

客問、日本之風讀佛經、自古用呉音、呉音四聲與韻書別者何由耶、　答、佛經創入我邦時、呉國比丘尼某者、跨海到對馬州、尼精佛經、而我邦人初從尼習讀、尼呉人、故傳授呉音、呉音名對馬音者由此也、呉荊蠻地、故音韻錯舛甚、唐國子祭酒李涪刊誤下云、呉音乖舛不亦甚乎、上聲爲去聲、去聲爲上聲、今謂豈止去聲上聲乎、四聲皆倒繆、至今日本讀內典者、槩乎用呉音、固執爲法、改不可得、悲夫、

〔江家次第 四正月〕除目 略○中

次大臣取笏奏云、院宮乃御給乃名簿取爾遣左牟 略○中 勅許之後、大臣召參議一人、對馬音召之、若右近中將藤原朝臣、若左大辨藤原朝臣等類也、

〔貞永式目抄 一〕令ニテハ精誠ヲシヤウゼイトヨメリ、律令格式ハ皆呉音ニヨメリ、此式目モ呉音ヲ本トスレドモ、又漢音モ交レリ、呉音ヲバ對馬(ツシマゴヘ)音ト云、欽明天皇ノ御宇ニ、百濟國ノ聖明王カ佛法ヲ流通ス、百濟國ノ人、日本ニ來テ敎ヘシニ對馬ニ尼ノアルガ、呉音ヲヨク讀得タリ、故ニ呉音

ヲ對馬音ト云ナリ、

〔悉曇藏 五〕安然所學四音不同、寶月三藏南天之音、宗叡和上中天之音、難陁三藏之傳、空海和上之傳、並有口受、難載文書云々、評曰、五天異境、三藏各傳、故有上來異說而已、〇中略 我日本國元傳二音、表則平聲直低、有輕有重、上聲直昂、有輕無重、去聲稍引、無輕無重、入聲徑止、無內無外、平中怒聲、與重無別、上中重音與去不分、金則聲勢低昂、與表不殊、但以上聲之重稍似相合、平聲輕重始重終輕、呼之爲異、脣舌之間、亦有差舛、承和之末、正法師來、初習洛陽、中聽太原、終學長安、聲勢太奇、四聲之中各有輕重、平有輕重、輕亦輕重、輕之重者金怒聲也、上有輕重、輕似相合金聲平輕、上輕始平終上呼之、重似金聲上重、不突呼之、去有輕重、重長輕短、入有輕重、重低輕昂、元慶之初、聰法師來、久住長安、委搜進士、亦遊南北、熟知風音、四聲皆有輕重著力、平入輕重同正和上、上聲之輕似正和上上聲之重、上聲之重似正和上平輕之重、平輕之重金怒聲也、但呼著力爲今別也、去之輕重似自上重、但以角引爲去聲也、音響之終、妙有輕重、直止爲輕、稍昂爲重、此中著力亦怒聲也、此兩法師共說吳音漢音、且如摩字那字泥字若字玄字廻字等類、吳似和音、漢如正音、漢士不能呼吳、吳士不能呼漢、又如母字不字等類、吳如開脣而更聚、漢如開脣而直散、但聰和上說云、前三家音、巨唐無矣、以評曰、時世改變、人俗轉換、以今呼昔、乖實違體、競欲指南、難辨走北、然據大日經中眞言註云、此中吳音呼之、亦云、此中註平聲者、皆以上聲稍輕呼之、(抄玄義記云、行吳音呼之、涅槃疏云、重者上聲呼、下去重字皆隨音勢上聲呼之、)

〔後京極攝政記〕正治三年二月十二日癸巳、大外記良業持來宗業朝臣年號勘文、兩儒卿年號勘文、尋頭辨許之處、式部大輔勘文付使送之、 十三日甲午、早旦六位外記持來諸道勘文、廻諸卿、各申其參否、雖有催不參、參人內大臣、大納言通資卿、參議親經卿、其外可參云々、留勘文返給宮、〇中略 通具朝臣聞定趣、〇中略 即來軾仰云、久承、嘉承、久壽之難、尤可憚也、上下字居樣無相違、不似長保也、若有承久之文可宜歟云々、建仁似御諱、年號用對馬音、御諱用唐音、非深難也、(愚案、仁字已同字也、和漢之音差別無其詮歟、然而不復言、) 兩ヶ

之間、付輕可計用、不可重申上云々、問親經卿之處、承久之文、忽不覺悟云々、無本文者爭用之哉、仍人相議建仁可宜之由定了、

〔碧山日錄〕應仁二年八月廿九日丙辰、此方淨宗誦彌陀經、其音不梵不唐、而似清濁難辨、而舌本不正者言也、或曰、昔中州有梵僧司婆達多、其弟子二人、名善藏惠善、共入百濟國、弘此經、善藏之嗣有一尼、名善心、來此土津島而傳焉、于時有二僧受之、一人誦以吳音、一人誦以津島音、一時不病共死、歷日而甦曰、昨爲冥官遣接引、入其官府、宮殿甚華麗、津島音某居金床、吳音某居銀床、閻王來敬禮、竟向閻王問其功德、王曰、獄中罪人、舌本不正、與津島音同、故得拔苦之益多矣、是以居金床云、自爾不改其音、于今習誦、是曰津島樣讀也、

〔史記抄〕九吳太伯世家今略ニ言ニハ、世家列傳ト云ゾ、家ハ吳音ナリ、漢音ハ家ト讀ムゾ、唐音ニハ家ト呼ゾ、カ、キ、ヤ、クワノ三ハ相通ナリ、家ト云モ、カ、キ、ク、ケ、コノ五音相通ナリ、カ、キ、ク、ケ、コハ牙音ナリ、吳音漢音ノ沙汰ハ、吳漢輕清、燕趙重濁ト云ハ、國ヲ以テ云ゾ、土地ノカワリメニ依テ、音ノ清濁輕重アリト見ヘタリ、〇中略吳ハ震旦ノ東ノ國ナレバ、土地ガ日本ヘ近キホドニ、常ニ吳國カラ經敎ヲ將來リ、日本ヨリモ吳國ヘ常ニ往キケル歟、國ガ近トテ月中岩ノ日本紀ヲ作ラレタニ、日本ハ吳太伯ガ後裔ナリト云說ヲ云テ、破ラレテ、不行于世ゾ、太伯ガ子孫デナイハ一定デモアレカシ、國ノ近ハ治定ナリ、サルユヘハ、吳ト往來ガ通ズルホドニ、日本ハ專ラ吳音ニ熟スルゾ、〇中略應神十五年甲辰ハ、晉武帝大康五年ナリ、吳ハ大康元年ニ亡タゾ、吳ハ天紀四年マデデ亡タリ、應神天皇二十年己酉ハ、晉大康十年ニアタルゾ、是歲自百濟國而將論語等經典來、此時分ハ百濟國ハ專與吳通ゼウズホドニ、日本ヘ傳ル經典ハ、皆吳音ナルベキゾ、ハヤ漢音吳音ノ由來ハ聞ヘタゾ、已上ハ壬生官務雅久書之以見示、〇中略此ニ善隣國寶集ヲ引タハ、前ノ官務ノ說ニ合センタメナリ、其內ニ小異モアレドモ、大同ゾ、又吳音ヲ對馬音ト云フ事アリ、其故ハ、佛法將來ノ時、先來對馬

島、島有一尼、暗誦此音、故謂之對馬音也、又以漢音讀儒書事ハ、桓武天皇延暦十七年戊寅(唐德宗貞元十四年)也
二月十四日、太政官宣、一諸讀書出身人等、皆令讀漢音、勿用呉音、一大學生年十六已下欲就明經者、先令讀毛詩音、欲就史學者、先令讀爾雅、文選音、右大納言從三位神王宣、奉勅、件二條事、宜仰所司永令施行、延暦十七年二月十四日、此乃儒書ヲ漢音ニ讀メ、對馬音ニハ不可讀ト勅宜シテ定ラレタル證據ナリ、故此引以爲證ナリ、サレドモ最初カラ承傳ルハ呉音ナルホドニ、擧國呉音ニ熟スルホドニ、暗ニ云フ時ハ呉音ニ云ゾ、人モヨク易解ゾ、勅命ナレバ、開書讀ム時ハ皆漢音ニ清(スン)デ讀ゾ、又本朝ニ紀傳ノ儒者、經傳ノ儒者ト云フ分別アリ、昔ハ不在家而在人、今ハ在家而不在人云々、紀則菅家子孫、高辻、東坊城、西坊城、五條、唐橋、中御門等是也又曰、日野一流兼之、經則淸家、中家、皆是外記家也、

〔史記抄(十三扁鵲倉公)〕病頭痛、此モ漢音ニ讀ハ頭痛ト可讀ドモ、醫書ハ大半呉音ニ熟シタホドニ、呉音ニ讀タリトモ苦シカルマイゾ、

〔日本敎育史資料(十二舊鹿兒島藩)〕僧桂菴玄樹和尙傳○中略
十年辛酉(明應)○桂菴年七十五矣、先是、日本讀儒書者、必用漢音、而佛書用呉音、爲法、(文德帝二年、百濟僧法明來講維摩經、呉音始于此、又聖武帝時、吉備公入唐、旣歸本朝、奉授孝謙帝十三經、漢音始于此、而至桓武帝延暦十七年二月十四日、始毀此讀法云、)桂菴在明學校、聞之群儒、皆曰、呉漢何泥、只從便可也、是以桂菴取岐陽所倭訓四書、遵明儒敎、旣改正之、以授徒弟、

〔同文通考(二)〕漢音呉音
謹按ズルニ、眞言ノ傳ニイヘルコトアリ、我國ニハモト呉漢ノ二音ヲ傳ヘ得タリキ、始メ金禮信トイフ者、對馬國ニトヾマリテ、呉音ヲ傳フ、國コゾリテ是ヲ學ビシカバ、對馬音トハ名ヅケタリ、次ニ表信公トイフ者、筑紫ノ博多ニ來リテ、漢音ヲ傳フ、是ヲ唐音トイフ、承和ノ頃(五十四代仁明天皇ノ御時也)正法師來リ、元慶ノ比(五十七代陽成天皇ノ御時ナリ)總法師來ル、此二人ノ法師ドモニ、呉漢二音ヲ說ク、或說ニ、

尼法明初メ來リテ、呉音ヲ誦ストイヘリ、（此尼法明トイヒシハ、江納言〔匡房〕ノ記ニ見ヘシ、對馬島ニ一人ノ比丘尼アリテ、呉音ヲ以テ經論ヲツタヘシトイフモノ歟、）此説ニヨル時ハ、呉音マヅ傳テ、其後ニ漢音ハ傳レル也、モシ呉音マヅ傳リテ、其後漢音ヲ傳ヘタランニハ、漢音ノ傳リシ事ハ、三十代ノ帝欽明天皇ノ十三年、佛像經論始テ來リシ後ノ事ニゾアルベキ、サラバソレヨリ二百五十四年ガサキ、十六代ノ帝應神天皇ノ御時ニ、始テ傳ヘシ所ノ論語等ノ書、又廿七代ノ帝繼體天皇ノ十年ニ傳ヘシ五經等ノ書ハ、イヅレノ音ヲ以テツタヘタルラン、オボツカナシ、且ハ又其イハユル金禮信、表信公、何國ノ人ニテ、イヅレノ朝廷ノ御時ニ來レリトイフコトモサダカナラズ、其傳フル所信ガタシ、タヾ文獻ノ徵トスルニ足レルヲ取テ、漢音ノ傳レル事ハ、王仁ガ來リシ日ニ始マリ、呉音ノ傳レルコトハ、佛像經論ノ來リシ日ニ始レリトスルニハシクベカラズ、又按ズルニ、我國ニ傳フル所、ヒトリ呉漢ノ二音ノミニモ限ラズ、三韓ノ方音、俗諺モアリケリ、古ノ音訓ニ、今朝鮮ノ人ノ用フル聲韻ノマジハレルコト侍リ、（萬葉集ノ中ニ、志久禮ヲ鐘禮トシルシ、兄ヲ世トヨム類コレナリ、）近キ代ニ及ビテハ、イハユル唐音ヲトリ用フルコト猶多シ、

〔漢字三音考〕呉音先定マレル事

サテ其時ニ初テ定マリシ字音ハ、必呉音ナルベシ、其故ハ、昔ヨリ書典ヲ讀ムニハ、漢音ヲ用ヒツレドモ、常ニ口語ニ呼ブコトニハ、漢音ヲ用ヒツルハ、イト〱罕ニシテ、諸ノ物名、或ハ官名、其餘ノ名稱ナドモ、皆呉音ニノミ呼來レリ、書籍ノ題目ナドヲサヘ、古ヨリ五經ハゴキヤウ、易ハヤク、（古ハエキトハ呼ザリキ、）禮記ハライキ、周禮ハシユライ、檀弓ハダングウ、月令ハグワツリヤウ、千字文ハセンジモン、玉篇ハゴクヘンナド、呼來リ、（又佛家諸宗ノ法文ヲヨムニモ、昔ヨリ漢音ヲ勝レタリトシテ、別ニソレヲモ傳ヘナガラ、常ニハコレヲ用ルコトナクシテ、名目モ何モスベテ呉音ニノミ呼來レリ、）又古書ノ假字ニモ、呉音ヲノミ取テ、漢音ヲ取レルハ、イト〱スクナシ、（帝ヲテ、禮ヲレ、西ヲセニ用ヒタル類ハ、漢音ノテイ、レイ、セイナドヲ取レルニハ非ズ、呉音ノタイ、ライ、サイニシテ、愛ヲエ、開ヲケ、米ヲメニ用ヒタルト同格也、弟子ヲ呉音ニデシト呼來レルモ、此例ナルヲ思フベシ、サテ漢音ヲ取レルハ、タヾ日本紀ニ麻摩ヲバ、寐彌ヲビ、文矛ヲブ、謎ヲベニ用ヒタルナド是也、サレド他ノ古書ニハ、此等ノ例ハナキコト也、凡テ日本紀ノミハ、神ノ名、人ノ姓

名、地名ナドノ文字モ、他ノ書ドモノ例ニ異ナルモノ多キナリ、是等ヲ以テ知ベキ也、ヤヽ後ニ、漢音ヲイタク尚バルヽ世ニナリテスラ、讀書ナラヌ常ノ語ニハ、ナホ呉音ヲノミ用ヒラレタレバ、マシテ上古ハ思ヒヤルベシ、歴代天皇ノ漢様ノ御諡號ハ、桓武天皇ノ御世ニ撰定セラレタルヲ、其御世ハ殊ニ漢音ヲ尚バレタルコロナレドモ、ナホカヽルコトニモ呉音ヲ用ヒラレタリトオボシクテ、神、武、崇、仁、文、正、聖ナドノ字、皆今ニ至ルマデ呉音ニノミ唱奉リ來レルハ、初ヨリノマヽトコソ聞ユレ、抑唐國ニテ正シトスル漢音ヲバオキテ、呉音ヲシモ用ヒラレタルハ、如何ナル故ゾト云ニ、呉國ハ、漢ヨリハ地方モヤヽ皇國ニ近ケレバ、其音モ實ハ漢ヨリハヤヽマサリテ、皇國ノ音ニ近ク親シクシテ、是ヲ聞ニモヤヽ平隱ナレバナリ、又ソノカミ高麗百濟ナド呉國ニ親シク往來セシコトナレバ、和邇ナドモ呉國ノ音ヲ殊ニヨク識テ、コレヲ教ヘ奉リシニテモアラムカ、ソハイカナラム、今知リガタシ、サテソノカミ初メテ定マリシ呉音ハ、卽今世マデ傳ハレル呉音ナリ、

（弘仁私記序）其第一第二兩卷義緣、神代、語多古質、世質民淳、言詞異今、授受之人、動易訛謬、訛化也故以倭音辨詞語、以丹點明輕重、

（類聚名義抄首）凡此書者、爲愚癡者任意抄也、〇中略 朱音者正音也、墨聲者和音也、

（類聚名義抄一走）迷 莫鷄反 和メイ（中略）邊 補田反 和ヘン（中略）

（類聚名義抄三木）木 莫卜反 和モク（中略）

（中右記）嘉承三年八月三日庚辰、今夕可有改元也、〇中略 天仁ハ音又通天人也、年號ハ或漢音、或倭音共所被讀也、天人頗不得心、

（自娛集二）漢字用倭音論

我邦上世無文字、讀於古語拾遺及匡房箱崎廟記而可知而已矣、此二書古代之作、可爲佐證矣、或以爲上世有國字者妄說也、是無稽之言、不可信焉、中古以來、用中華之文字、然其聲音不合于國俗之口舌、故不可用也、於是以華音轉爲倭音、此合于國俗之聲音、而宜于方土、故讀中華之文字、皆不用華音、變而用倭音、而文理不悖、自古至今而然、其改而爲倭音者音韻有所相叶、故轉變然、或曰苟欲正我邦

唐音

之夷俗、而行聖人之道、則必屏捨今之倭韻、而用唐音、則可也、於乎是固陋執滯之言、不詰士宜之誤也、不可信從、

〔傍廂前篇〕唐音

皇朝にて、改め直されたる漢音を、もとより外戎より傳へし韻なりと思ふは非なり、大學論語など、タイカク、リンギヨとよむは漢音なり、ダイガク、ロンゴとよむは、呉音なり、共に皇朝改正の音なり、近き頃、加藤一周來りて語りけらく安永九年五月、南京船、安房國千倉濵に漂著のときに、江戸より藍田東龜年といふ人行て、唐人鄭佁といふ人に、清音をとひしに、こたへて大學之道在明明德在新民在止於至善云々といひしよし、游房筆話に見たりとかたれり、我はいまだその筆話を見ず、一周は、をさなき頃より、我門弟なり、

〔善庵隨筆二〕和學辨に、ひとゝせ長崎にて、唐人の旅館より、一日寺〈コレ一日示ナルベシ、譯家必備ニモ、一日示一百斤ト載セタリ、〉と書付て、是をとゝのへくれよと、通詞の方へ言おこしたるに、皆々寄合て、何の事やら合點せず、誠に唐人のねごとなり、されどすて置べきやうもあらで、聖廟の總裁向井玄升に見せぬ、是もとくと合點せず、やゝしばらく過て、玄升云は、もし唐音にてよまば、知るゝ事あらんと、唐音によみければ、早速事濟たるよし、一日寺とよめば日本人が早く合點すべきと、餘り唐人の念の入過たるよりおこりたる事ぞかしトアレドモ、コレハ長崎ノ事不案内ナル人ノ、一曰示ト書ケルヲ見テ、珍シキコトニ思ヒシヨリノ造語ト思ハル、長崎ニテ、唐人應用ノ物件ヲ乞フニ、必ズ單子ヲ用ユ、通詞唐人ヨリウケトリテ、先ヅ唐音ニテ讀誦、一過シ日用アリフレシコトハ、直ニ宿町ヘ申シ付ケ、コトカハリタルハ、翻譯シテ、其役筋ヘ出ス、唐人スベテ日本產ノ漢名ナキモノ、或ハ漢名分明ナラズ、又ハマギラハシキ物件ヲ、單子上ニ書載スルニハ、一言ノ下ニ會得シ易カラシメンタメ、唐音ヲ以テ、日本語ニ塡字ス、鰛魚ヲ一曰示、樒木ヲ加眞、鰹節ヲ戞子魚、疊ヲ蹈蹈面、フスマヲ回

司馬苫トマヲ套馬、辨當ヲ便道、重箱ヲ受百葉トイフノ類枚擧ニタヘズ、コレ常ノ事ナレバ、ナンゾ合點セヌコトノアルベキヤ、

〔たはれぐさ下〕およそあらゆる文字よみは、此國のことばなれど、こゑはもろこしのこゑなり、されど、もろこしのこゑに似たるは、甚だすくなし、風氣の異なるゆゑにや、〇中略唐音も、ひとつたへふたつたへすぎば、いつとなく、此國のこゑとなるべし、唐音唐話をまなぶ人は、いつとても、もろこし人にならふより外あるまじ、黃檗の課誦は、みな〳〵唐音なれど、何事ぞやと、唐僧はうたがへるといへり、これも數世の後には、此國のこゑとなるべし、

〔詩律兆附錄十一〕論五

近時一二儒先言詩、以學華音爲主、其意蓋謂、詩原乎諷咏、華音既通、則聲律諧否、古人風調、求之諷咏、皆自然而得焉、苟不之知、所作皆是邦習、令華人見之、不免匿笑矣、世人相承、往々從事於斯、以爲得唐明詩法、嗟乎好創奇標新、人之通情、況於其說似是而近眞乎、宜矣世之趨焉、

〔授業編三〕唐音

今人多ク華音ト稱ス、同ジ事ナリ、唐音ニ、南京福州等ノ異アリ、南京音ヲヨシトス、其外ニモ諸省ノ音少々ノ違アレドモ、此方ヨリイヘバ、スベテ唐音ナリ、〇中略抑唐音ノ吾邦ニ行ナハルヽ事、元和ヨリ以前ハ姑ク置、正保ノコロ、朱之瑜、陳元贇ナド歸化ノ後、其人ニシタシカリシ人ハ、ヤヽ唐音ニ通ジタル人アリケレドモ、イマダ汎ク世間ヘ流布セズ、余〇江村綬幼稚ノ比マデハ、唐音ハ、長崎ノ譯官、黃檗ノ僧徒ナラデハ知ラヌ事ノ樣ニ、人々オボエテ、京師ナドニ是ヲ主張スル人マレナリシガ、岡島援之、長崎ヨリ京大坂ヘノボリ來リ、江戶ヘモ赴キテ、其業次第ニヒロマリ、唐話纂要、雅俗語言ナドイフ類ヒノ書ドモ、多ク梓ニチリバメ、世ニ行ハル、スベテ何事モ、天地ノ氣運ニアヅカルコトニテ、少々ノ前後ハアレドモ、マヅイヘバ、其時ニアタリテ、水戶ニハ今井小四郞ナド

イヘル人、舜水ニ親炙シテ、モットモヨク唐韻ニ通ズ、對馬ニハ雨芳洲アリ、東都ニテハ徂徠コレヲ以テ後進ヲ鼓舞ス、コヽニ於テ世ニ唐音ヲイフモノ多ク輩出シ、其人々ナクナリテ、近年ハ、コレヲイフモノ亦少シ、但徂徠ナドハ、唐音ニヨク通ジタルト云ニハアラデ、畢竟指ヲ染タルト云計リナレドモ、學博才豪ナルユヘ、コレヲ以テ其論説ヲ張ル、所謂英雄欺人ナリ、近時唐音ヲ主張スル人ノ説ニハ凡文字ニハ、形容字トテ、物ノ音ヲカタドリタル字アリ、華人ハ、其音ヲ聞テ、其音ニヨク協ヒタル字ヲアテガヒタル物ニテ、其字ニハ何ノ義モナシ、ソレヲ和讀シテ、其字義ニ拘ルナドハ、ワケモナキ事ナリ、タトヘバ佩玉鏘々ノ註ニ、鏘々ハ金玉ノ聲ナリト、何ト佩玉ノ鳴ル音ガサウサウトイフカ、唐音ニテハ、鏘鏘ナリ、又擊鼓鼕々トアリ、鼕々ハ鼓聲ナリト註ス、何ト大鼓ガトウ〱トナルカ、唐音ニテハ鼕々ナリ、又俗語ニ、雷ノヒヾキ、又物ノ架子ナドヨリオツル音ヲ、唐音ニテハ、刮喇々々ト云、物ノ水ニハマル音ヲ、濮通ト云、物ノ滾ブヲ骨碌々々トイフ、コレヲ、唐音ニテカクノゴトクニヨメバ、此邦ニテイフトスコシモカウラズ、甚ダ趣アリ、コレヲ和讀セバ、何ト物ノ水ニ落ルオトガ、ボクソクト云、物ノコロブガ、コツロクヽヽト云カ、コレラノ類、一一枚擧スベカラズ、タヾ形容ノ字音ノミニ限ラズ、他ノ文字、皆カクノ如シ、華音ニテハ、歡バシキトコロハ喜バシク、哀シキトコロハカナシキ味ヒアリテ、其趣自然ト深長ナリ、ソレヲ侏離ノ音ニテ讀テハ、何ノセンモナキ事ナリ、又詩文章ノ爲ニ、姓ヲ修シ、名ヨ、字ヨ、號ヨト吟味シテ稱シ、殊ニ醫者ナドハ、常ノ稱マデモ、唐メキタル名ヲツケテ、天晴華雅ナリト自ラ思フベキナレドモ、華音ヲ知ラザレバ、甚ダ氣ノ毒ナル名ドモ多クシテ、華人ニ見セバ絶倒スベシ、今其一ヲ擧テイハバ、近ゴロ上ミ方ノ醫ニ、馬場伯陸ト云シアリ、詩文章ニ、名姓ヲ署スル時、馬伯陸ト稱ス、馬伯陸ノ唐音、馬百六ト同ジ、唐山ニテ男女私通ノ世話媒ヲスル者ヲ、馬百六ト云、ソレヲ名ニ付テ居ルハ、華人ナドキカバ、實ニ捧腹スベシ、又鳥山奐珪ト云シ人アリ、是モ詩文ナドニハ、鳥奐珪ト稱ス、鳥

音博士

呉珪ノ華音、鳥呉珪ニテ、鳥烏龜ト音甚近シ、其笑フベキコト、馬百六ニ異ナラズ、又石黒立伯ト云シ人アリ、四字殘ラズ入聲ニテ、華人ニハナキコトナリ、又山科朝庵ト云シ人ノ子ヲ、昭庵ト云朝ト昭ト、華音ニテハ、同ジクチヤウニテ、少シモ異ナラザバ、字ノ形ハ違ヒタレドモ、父子同名ニテ、華人ニハ示シガタシ、當世名高キ學者ニモ、カヽル類ヒノ事多シ、モシ又唐人ニ示ス事ニテモナク、タヾ日本限リノ事トイハヾ、儒者モ、醫者モ、出家モ、華人ノ倣ヲセズシテ、只管六兵衞七兵衞ニテ仕舞ベシ、又華人ハヨムトコロノ書多ク、ソラニテ記憶ス、何故ナレバ、華音ニテ直讀スレバナリ、此方ニテモ、和訓ナガラモ、直讀スレバ、愚鈍ナル僧尼モ、ヨク佛經ヲ記憶スルニテ知ルベシ、

〔文會雜記一下〕一子綽云、長崎遊學シ、華音ヲモ聞タリ、十有餘年已前ノコトナリ、譯者ドモ出合タルニ、中々アノ如クニテ用ニタツコト非ズ、華人ノ詩モ、下手多シ、華音ト譯學トシリタリトテ、文章用ニ立ズト、其頭ヨリ看破セリト也、榊慶右衞門トテ、譯者、少文モ成タリ、此人ノ一言、尤トナルアリ、文章ヲ見ルニ、先題ヲ見テ、吾ナレバイカヤウニ書ベキト云コト、腹稿シテ、サテ見掛リテヨシ、又首段ハイカヤウニ書ダスヤ、次ハ如何、其次ハ如何ト、皆腹稿ノミニテ、サテ古人ト我軸ノ合ヤ否ヲ知ベシ、コレ文章ヲ見ルノ法ナリト云タリキ、甚尤ナリト子綽語レリ、

〔拾芥抄中本百官〕大學寮　音博士

〔令義解一職員〕大學寮

頭一人〈謂、（中略）其音博士无レ生者、學令云、學生先讀二經文一通熟、然後講レ義、今依二此文一、明經生必先就二音博士一讀二五經音一、然後講レ義、故別不レ置レ生、〇中略〉音博士二人〈掌レ教レ音〉

〔延喜式二十六主税〕凡太宰府處二分公廨一〇中略主神主工博士明法博士。音博士。一分大半、

〔官職秘抄下〕明經

音博士

本道擧、以二自解一不レ任之、誤雖レ被レ任必被レ停之、清原清正任之、卽遷二任內匠允一是也、以二父擧一任例、〈師元父子、師遠子時〉

博士職田

助敎、

〔職原抄上〕大學寮

音博士二人 相當從七位上、唐名音儒、

同道 ○明經 末儒官也、近代五位已上、

〔日本書紀三十持統〕五年九月壬申、賜音博士大唐續守言、薩弘恪書博士百濟末士善信、銀人二十兩、

〔日本書紀三十持統〕六年十二月甲戌、賜音博士續守言、薩弘恪水田人四町、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字二年十一月甲午、賜主典已上番上及學生等六千六百七十餘人布綿有差、其明經、文章、明法、音、算、○中略 等五十七人賜絲人十絇、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年二月丁亥、幸大學釋奠、座主直講從八位下麻田連直淨 ○直淨一本作眞淨 授從六位下、音博士從五位下袁晉卿從五位上、

〔續日本紀三十一光仁〕寶龜二年十一月丙午、賜親王已下五位已上絲各有差、其明經、文章、音博士、明法、算術、○中略 總五十五人、賜絲人十絇、

〔續日本紀三十五光仁〕寶龜九年十二月庚寅、玄蕃頭從五位上袁晉卿賜姓淸村宿禰、晉卿唐人也、天平七年隨我朝使歸朝、時年十八九、學得文選爾雅音、爲大學音博士、於後歷大學頭安房守、

〔薩戒記〕永享五年八月七日丁巳、及晩今日釋奠也、○中略

一音博士讀發題之間、上卿所發題卷之入懷中之、予同之、但予所存猶論義了、博士等退下之後卷之可懷中也、

〔十三朝紀聞七仁孝〕文政八年三月、大舍人助音博士源松苗、私修國史略成、

〔類聚三代格十五〕太政官符

應定博士職田事 ○中略

音博士職田三町
河內國二町（若江郡）
右圖籍注音博士職田
近江國一町（野洲郡元位田）
右位田米年可收、而依宣旨改給音博士職田、
音博士職田三町
河內國二町（河內郡）
右圖籍注音博士職田
近江國一町（坂田郡）
右圖籍注右大臣職田、而依宣旨改給音博士職田、○（中略）
延曆十年二月十八日

譯語

〔日本書紀（推古）二十二〕十五年七月庚戌、大禮小野臣妹子、遣於大唐、以鞍作福利爲通事、
〔日本書紀（推古）二十二〕十六年九月辛巳、唐客裴世淸罷歸、則復以小野妹子臣爲大使、吉士雄成爲小使、福利爲通事、副于唐客而遣之、是時遣於唐國學生、倭漢直福因、奈羅譯語惠明高向漢人玄理、新漢人大國、學問僧新漢人日文、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、漢人廣齊等、幷八人也、

漢語師

〔延喜式（大學）二十〕凡漢語師、幷生、並賜時服、人別夏絁四丈五尺、冬絁一匹三丈、綿四屯、（食法、見大膳・大炊式、）
〔延喜式（大膳）三十三〕漢語師、幷生、鹽二勺、（生減八撮、）滓醬一合、雜魚腊、海藻各二兩、
〔延喜式（大炊）三十五〕漢語師（日一升二合）
〔學制彙集（乾）〕時習館學規
一書須背誦、誦須華音、否則四聲不明、仝訓相混、字位或易、語助或脫、不足以供文辭之用、和語之陋也

故書必背誦、誦必華音、而齊楚合焉、彼此一焉、是處之莊岳之間之術也、立漢語之師、

〔七十一番歌合 中〕四十六番　通事

住吉の入江の月や故鄕の姑蘇城外のあきのおもかげ　○中略

右、住の江の月に對して、名高き楓橋のわたりをも我故鄕と云出たる所、他人のをよばざる風體、かの仲麿が三笠の山の月にも澄增りてこそ侍らめ、○中略

唐大和しるべするみのかひぞなき思ふ中には言かよはさで

〔和漢寄文 序〕中古以降、和之與漢航海稍少、譯士之號殆庶乎熄、自時厥後、以典籍爲業、博極古今之人、亦至於摛藻抽毫、則不通音韻、遂失叶調、或講書談經、則但憑和訓、取義作解、不知其譯字之當否、靡然皆爾、凡如是者、歷年滋多、迨于近世、猶且學者於文字上、竟有隔靴搔痒之弊、其無奈何焉、元寬之際、唐山賈舶、始入崎港、貿易兌換、因是復有譯士大小及學譯等若干名、總之目爲通事、掌之傳語、夫譯士之爲職、能諳方言、兼善土音、無一不會講規制之條欵、法令之要約、幷官諭、供招、牌票、貨單之項件、纖悉譯出、繕造卷冊、報呈本衙、當是之時、彼此情意、釋然氷消、無有窒礙、享保年間、繩甫官氏、宦游於崎、其爲人、博文廣覽、頗習華音、有得少暇、不廢看讀、隨其所嗜、彙輯譯士之譯文、謄錄成編、命曰和漢寄文、一日囑予爲之序、予素謭劣、不能措辭、聊記譯士之於國家有功用辨其端云、

時享保丙午夏五月　長崎後學盧草拙撰

〔先哲叢談 續編 二〕劉東閣、名宣義、字耀哲、號東閣、一號清軒、通稱仁左衞門、長崎人、

東閣、天資明敏、博洽自喜、最善華音、方言土語、無不通曉、歲十八、鎭臺擢爲清館譯司、承應三年、抗人僧隱元、應聘到于長崎、留錫東明山興福寺、翌年入都、東閣以譯被選從行、時歲二十三、

譯易也、傳譯也、五方之民、言語不通、嗜欲不同、達其意、通其欲、東方曰寄、南方曰象、西方曰狄鞮、北方曰譯、今皆概曰譯、所以交通言語傳譯彼此也、蓋彼之通此也久遠矣、故置玄蕃寮、設鴻臚館、象胥之官、譯

語之員、不一而足、及海內多事、治敎不張、航海稍少、通詞之舉幾乎屛熄、慶長以降、華蕃賈舶更入崎縣、互市百物、交易有無、彼此便之、先是華蕃各隨其便、商販各港、寬永十二年乙亥、官定程格、華蕃來舶、限於崎奧、不許著其他、於是通詞之設、日盛月昌、初鎭臺小笠原長理、（通署藩）始擧明人少來寓于崎能通我土言語者二人、號曰通詞、或作通事、雖其職不素貴、居之者非精通方言、諳熟雅俗、則不能傳制度、述法憲、織悉公私、明徹利害、處用供事矣、東閣自少壯蚤居此職、四十餘年無一過失、子孫襲職至今云、

〔長崎港草 五〕唐通事始之話

往古、唐船入津之港定マラザリシ時ハ、國々ニ通辨ノ者アリテ、筆談ニテモ諸用相調ヒケルニ、慶長年中、小笠原一庵老、長崎奉行トシテ御在勤ノ時、長崎住居ノ唐人馮六ト云シ者、初メテ通詞役トナサル、其後馬田昌入馮六ト同ジク擧ゲ用ヒラレ、兩人ニテ相勤ム、馮六死シテ、林長右衞門勤ム、寬永年中ニ、水野氏ノ御時、中山太郞兵衞福州ヨリ歸朝セシヲ召出サレ、通詞ニナサル、其後竹中氏ノ御時ニ、頴川官兵衞通詞トナル、此時昌入、長右衞門、太郞兵衞、官兵衞、スベテ四人ニテ相勤ム、寬永ノ末年、馬場氏、柘植氏ノ御時ニ、此四人ヲ大通事トシ、林仁右衞門、頴川藤左衞門二人小通事トナル、大通事四人ノ內、一人病死小通事二人、大通事トナル、此時大通事五人ナリ、慶安年中、黑川氏甲斐庄氏ノ御時、又大通事五人之內一人病死シ、彭城仁左衞門、柳屋次左衞門、陽總右衞門、何仁右衞門、是等四人小通事トナル、大通事四人、小通事五人、以上九人ニテ相勤ム、寬文年中、河野氏、牛込氏ノ御時、西村七兵衞小通事トナル、元祿八年、宮城氏、近藤氏ノ御時、石崎友少、頴川藤左衞門、通事目附トナル、仝十二年、近藤氏、丹羽氏ノ御時、林道榮風說定役トナル、其後大小通事ノ子弟、其外由緖アル輩稽古通事トナル、唐年行司ハ、寬永十二年ニ長崎住居ノ唐人歐陽雲臺、何三官、江七官、張三官、何八官、陳奕山、是等六人ニ始テ命ゼラル、在崎ノ唐人國禁ヲ犯シ、或ハ諍論ヲ仕立シヌレバ、其是非ヲ正シ、決斷スベキ旨御朱印ヲ給ハル、右六人ノ者、御朱印ヲ頂戴シ廻リ持ニ預リ置

シニ、後年其子孫ニ至リテ、御朱印漫リニ町家ニ差置クコト恐レアリトテ官ニ納ム、是ヨリ役威漸ク薄クナリテ、後ハ却テ稽古通詞ノ下席トナリシト云ヘリ、寛文三年、黒川氏、島田氏ノ御時、住宅ノ唐人六人、唐船請人トナル、諸國漂着ノ唐船御吟味ノ筋アリ、或ハ邪宗ノ者ノ有無ヲ正シ、請證文ヲ出ス、明和元年、石谷氏其役名ノ時宜ニカナハザルヲ以テ、内通事小頭見習末席ト改メラル、

内通詞ハ、寛文六年、河野氏ノ御時百六十七人アリ、此内七人小頭トナサレ、三十人館内詰番トナル、元錄六年、小頭三人加ハリ、内通詞小頭十人トナリ、寶永五年、右十人ノ外ノ内通詞、故アリテ悉ク役儀召放サレケルトナリ、凡テ唐通詞、世々ニ增減アリテ、今定マルモノハ、唐通詞目附一人、大通詞四人、小通詞五人、小通詞並四人、小通詞末席八人、稽古通詞三十餘人、唐年行司三人、内通詞小頭五人、東京(トンキン)通詞一人、暹羅(シャム)通詞一人、モウル通詞一人ナリ、

〔長崎志 二〕唐通事始之事

一慶長九年、馮六と云唐人、日本詞を習ひ覺へし故、始て通事役被仰付、其後馬田昌入といふものを加へられ、二人となる、馮六跡役林長右衛門、

一寛永四年、中山太郎兵衛、同七年、潁川官兵衛を加へられ、四人となる、

一同十七年、林仁癥、潁川藤左衛門加リ、翌年二人死失、大通事四人と成る、

一萬治元年、彭城仁左衛門、柳尾次左衛門、陽總右衛門、何仁右衛門四人、小通事被仰付、

一寛文十二年、西村七兵衛加リ、小通事五人と成る、

一元祿八年、初而通事目付石崎友少、潁川藤左衛門二人被仰付、

一同十二年、初而風說定役、林道榮ニ被仰付、

一其後大小通事、又は由緒有之者、稽古通事被仰付、○下略

〔先哲叢談續編四〕林道榮名應寀、字欵雲、號墨癡老人、通稱道榮、長崎人、寛文癸卯、擧爲清館大通事、時歲二十四、尤精象胥、博覽於雜記演史小說話本、通曉明淸之典詁官制俚語、我土之人所未曾有也、

〔先哲叢談後編二〕盧草拙、名草拙、字元敏、號淸素、又號葆眞、後以草拙爲號、通稱元右衛門、長崎人、草拙雖以文學起家、其家二世爲譯士、故當時儒流皆視之甚卑矣、特與岡島冠山友善、冠山以草拙爲譯士中第一、蓋以精於俗語故也、

〔譯家必備一〕初進館

大凡通事到了十五六歲、新補了學通事、頭一遭進館的規矩、到了公堂、看見在館各船主財副、坐在公堂上、分南北而坐、廳上値日老爹、仝幾ケ學通事〇稽古通詞 內通事〇小通事 分ケ品級、端々正々、坐在那裏、看見新補通事、施禮过了、方纔値日老爹、對唐人們、說道這位是林老爹的阿郞、此番新補了學通事、今日頭一回進來、見々衆位、那時唐人一齊來作揖說道、原來林老爹的令公子恭喜々々、貴庚多少、不敢、屬鼠、屬牛、屬虎、屬兎、屬龍、屬蛇、屬馬、屬羊、屬猴、屬鷄、屬狗、屬猪、今年交十七歲、尊姓呢、賤姓林、台號呢、賤號某、尊翁好麽、托福々々、令尊今日爲什麽不進來、今日家父本該帶小弟進館、因爲早間王府〇奉行所 裏有字兒呌、諒必此刻还在王府裏、辦什麽公事、令叔老爹好□□不進來、諒來也是貴忙、家叔一向病在家裏、有什麽貴恙、前日老王家起身、那一天冒夜到郊外去送行、感冒了風寒、于今好是好、還不曾出門、晚生們不曉得令叔老爹尊體違和、不曾寫信拜候、得罪々々、老爹出去了、相煩替晚生上覆老爹府上在那一條街、舍下住在某街、這裏走过几條街會到麽、不遠了、出了大門、走不多幾條街、就到了、老爹同令尊一倂住麽、正是倂住、有幾位昆仲、小弟有兩個家兄、一ケ家姊、三ケ舍弟、兩ケ妹子、這幾位都在府上麽、不是、一箇大家兄在別島壬家手裏吃些錢糧、二家兄过房到家伯裏去、家姊出嫁了、一ケ舍弟做醫生、一ケ是做生意、一ケ还在家裏、一ケ舍妹許嫁敝同僚張某人、一ケ还是年小、老爹娶親麽、定是定了、

還不曾要在家裏、那一位的令愛、陳按察的姪女、劉問信的小女、諒來老爹還是讀書、値日老爹回答說道、斷得這一位、了不得用工夫讀書、據我看來、目今後生家、乖巧得狠、到了十四五歲、就不學好起來、讀書學話、這兩樣事、不但不留心、丟掉了竟不想、一味哩不長俊、只爲頑要过日子、不肯尊敬長上、後生家禮貌、一點也沒有、這一位不比目今的後生家、會做詩又會講話、做文章的道理、也略々明白、更兼會寫字、他寫的端楷、是字體端正的狠、時常有人來求他的字、又是做人極也厚、又聰明、算得一ヶ才子、我們在外頭照他一樣的做人是牢得見、這箇最好了、目今青年的時候、明日大々見功、旣然這樣晚生們、也信服了林老爹有了這樣好令郎、正是快活、明日做了大老爹的時節看顧々々、豈敢說那裏話、小弟不敢當了、老爹進館麽、就要進館拜々土地廟天后宮觀音堂、轉一轉出去、老爹今日頭一次進館、到敝庫來頑々、請三杯寡酒、要賀喜老爹、

〔日本敎育史資料十九項外雜件〕唐話稽古之事

幕府唐話敎授方

弘化二年正月、唐話稽古敎授方に可申合候趣の通、

覺

是迄唐話稽古出役の者は、御褒美無之、身分により、御手當被下候處、當時は唐話出役相止、敎授方出役の內に可致稽古候間、右御手當は不被下候事、

敎授方出役江

唐話稽古心掛の者は、申合可被致稽古候、尤唐通詞穎川藤三郎江も申達置候事、

田邊新次郎

右唐話稽古心懸度由に付、申合稽古可被致候事、

穎川藤三郎江

學問所出役の內にて、唐話稽古心懸の者は、以來申合致稽古候筈に候間、此段心得可罷在候、依之

申達候、○中略

寫　　何隣三

右は敎授方出役にて、唐話稽古心掛候者は、申合致稽古の筈に候、是迄穎川藤三郎指導致し候間、其方儀引續き指導可致候、右に付、敎授掛御儒者中より、沙汰有之候義は、得差圖可相勤候、

〔性靈集四〕爲藤眞川擧淨豐啓一首

眞川等啓、昧金照面、必待瑩拂、童矇開眼、定因師訓、然則恩之重者師德爲最、如今故中務卿親王之文學正六位上淨村宿禰淨豐者、故從伍位上勳十一等晉卿之第九男也、父晉卿遙慕聖風、遠辭本族、誦兩京之音韻、改三呉之訛響、口吐唐言、發揮嬰學之耳目、遂乃位登五品、職践州牧、男息九人任中而生、弘秀兩人、則任經中外、俸食判宜、並皆降年短促、不幸而殞、最第一身、孑然孤留、是則眞川等受業之先生也、文雅陶心、廉貞養素、去延曆中、沐天恩於駿州錄事、次遷親王文學、忽遇羅時變、進仕途窮、○中略伏願貸恩波於涸鱗、賜德華乎窮翼、則漢語易詠、呉音誰難、敢抽愚款、煩黷瞽珪、謹奉啓、不宜謹言、

〔叡山大師傳〕請求法譯語表云、沙門最澄言、最澄聞、秦國羅什度流沙而求法、唐朝玄奘踰葱嶺以尋師、並皆不限年數、得業爲期、是以習方言於西域、傳法藏於東土、伏計、此度求法、往還有限、所求法門卷逾數百、仍須歷問諸州、得遇其人、最澄未習漢音、亦闇譯語、忽對異俗、難述意緒、四船通事、隨使經營、相別訪道、遂不可得、竊慮分途問求乃可以聞、輕犯威嚴、伏增戰慄、謹言、又同年九月七日、○延曆二十一年主上見知天台敎迹、特超諸宗、南岳後身、聖德垂迹、卽便思欲興隆靈山之高迹、建立天台之妙悟、詔問和氣祭酒、祭酒告和上、和上與祭酒終日與議弘法之道、故上表云沙門最澄言、○中略當年得度沙彌義眞、幼學漢音、略習唐語、少壯聰悟、頗涉經論、仰願殊蒙天恩、傔從之外、請許義眞爲求法譯語、兼復令學義理、然則天台義宗諸問有便、彼方聖人通情不難、若猶有所殘者、須囑留學生、經年訪求矣、不任區々之至、謹奉表以聞、卽依上表勅允許譯語已畢、

唐音家

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年六月戊辰、參議從三位勳六等兼越中守朝野朝臣鹿取薨、鹿取者元大和國人、○中略少遊大學、頗涉史漢、兼知漢音、始試音生、任相模博士、後登科爲文章生、自此累遷遣唐准錄事、太宰大典、式部錄、左大史、左近衞將監等職、弘仁二年恩勅敍從五位下、以帝昔在藩之日侍講也、

〔續日本後紀十五仁明〕承和十二年二月丁酉、散位從四位下善道朝臣眞貞卒也、○中略眞貞以三傳三禮爲業、兼能談論、但舊來不學漢音、不辨字之四聲、至於敎授、總用世俗踳訛之音耳、

〔續日本後紀二十仁明〕嘉祥三年三月己亥、帝○仁明崩於淸涼殿、時春秋卅一、○中略癸卯、奉葬天皇於山城國紀伊郡深草山陵、○中略帝叡哲聰明、苞綜衆藝、最耽經史、講誦不倦、能練漢音、辨其淸濁、柱下漆園之說、群書治要之流、凡厥百家莫不通覽、○下略

〔續古事談二臣節〕少納言入道○信西鳥羽院ノ御トモニテ、或所ニ、唐人ノアリケルニ、通事モナクテ、アヒシラヒケレバ、院アヤシミテ、イカニシテカヽルト仰ラレケレバ、モシ唐ヘ御使ニツカハサルル事モゾ侍ルトテ、彼國ノ詞ヲナラヒテ侍ル也ト申サレケリ、遣唐大使ノ用意イトコチタシ、コノ比ノ人ハ、當時イル事ヲダニナラハヌモノヲ、

〔先哲叢談五〕高玄岱、字子新、一字斗膽、小字新右衞門、號天漪、又號婺山、肥前人、仕大府、

鳩巢當世之碩儒也、其文辭亦不爲疎、而推奬天漪、得其言、以爲定論、答三宅緝明書曰、僕平生讀書、稍有所得、及所著文頗多甚、欲就識者正之、前日天漪兄來訪、言及文辭事、此人能通西土之音、號稱文章家、乃出僕文稿視之、天漪兄就其中一兩篇、以西音讀一過曰、善、但文辭傷緊、缺一閑字耳、僕卽言下敬服、

〔先民傳上學術〕劉宜義、字耀哲、其先閩人也、遠祖有恒、移寓日本、宜義爲人、博聞好學、且能華音、方言土語、無不通曉、年十餘歲擢譯、以博物著、起居嚴重、威儀可則、覽者敬服、承應三年、黃檗隱元禪師名隆琦航崎住東明山、明年乙未、抵京都、宜義以譯從、時年二十餘、旣歸名聲甚著、富擬公室、

〔先哲叢談 五〕安積覺、字子先、小字覺兵衛、號老圃、又號澹泊齋、晩又號老牛居士、常陸人、仕水府、幼時學舜水、能得華音、湖亭涉筆曰、今犬馬之齒將頽、而學業不成、其所存者稍辨華音一事、由其課程嚴峻晨讀夕誦、故至今不忘耳、

〔先哲叢談後編 三〕岡島冠山

冠山始以譯士仕于荻侯、受其月俸、自懟爲賤役、辭而家居、專修性理學、獨以此鳴於西海、嘗應足利侯忠囿（戸田大隅守）之聘、來乎江戶、無幾致仕、至浪華、講說爲業、又至江戶、至平安、前後皆以其精于華音從遊頗衆矣、首唱稗官學於世、先是雖有從事之者、未甚精之、及冠山起、始能詳明於其說云、

冠山始校定羅貫中水滸傳、施國譯、將刊布於世、未至見其刻成而沒、享保十三年、其初版者成、自第一回至第十回、是爲吾邦刻稗史始、自是以降、將陸續開雕、至至百回、後其鏤版罹火、未及全尾而罷、惜哉、

近世以稗官學鳴於世者、晁世美（字德濟、號玖珂、長門人）陶冕（字延美、號南濤、土佐人、二子皆東涯門人、）岡白駒（字千里、號龍洲、播磨人）秦照哉（字虔臣、號松峽、山城人、）等皆以冠山爲之先驅、物徂來亦與冠山友善、受象胥於冠山、每讀稗史未覺了、必問之冠山、

〔唐語便用序〕崎陽學一華音足矣、學與冠山子唐話纂要出、而學者好之、不啻玄酒梁肉也、後有唐譯便覽及唐音雅俗語類、學者謂天實生才哉、卽取道崎陽、以爲標幟矣、於是冠山子諄諄誨之、猶姆師之教兒女輩○中略

享保乙巳春二月初吉　　西溟釋皓大湖撰

〔唐話纂要序〕唐話爲要、不止曉常言以通兩情、其讀書作文、固有大關係、猶之脊於薦、雉藕於蓼、苟不通之、則涉獵雖廣、記聞雖多、雕章綺句、雖極精緻、而崎嶇險澁、枳口聱牙、軋軋難句、甚者冠履倒置者也、易處教人捧腹、世之學者多膠舊習、以唐音爲弁髦、置而不講、甚矣不達也、間有學焉者、拘四聲泥宮徴、僅需其口之肖而已、夫崎陽者、其地瀕海、跨唐一葦、賈舶商船、舳艫相接、職譯官此、歳致千金、故其土人士、戶學人習、然超然出類者、僅々晨星耳、獨我友玉成子、能拔萃者也歟、玉成崎陽人也、少發大志、長來東

都、其開口譚唐、揮筆譯和、恰如仙人之尸解、將凡骨肅胎、一時脫換、獨餘其衣冠、而不化也、一起一坐、二咲一嚬、無不肖唐、嘗在崎陽、與諸唐人相聚譚論、其調戲謔罵、與彼緑髮不差、旁觀者惟辨衣服知其玉成、其技之妙大率如此、故海內解音者、聞名響服、望風下拜、宜乎所著南木大閤等書、與水滸西游相頡頏、使見者愛翫不已也、頃採唐話便于初學者、集爲纂要、其書五卷、平生成語、無不該載、展卷閱之、則如登龍君之宮、寶藏悉陳、可謂禆補學者不淺々矣、樸嘗愛唐音、頗知要領、故於玉成之藝也、深欽其能探玄珠於此書也、又嘉其用心之勉焉、於是辨其首云、

享保元年歲次丙申秋九月　紀府侍醫高希樸仲敎甫書于青山學舍

〔先哲叢談續編五〕松浦霞沼、名儀、字禎卿、號霞沼、通稱儀右衞門、播磨人、仕于對馬侯、霞沼爲人雄俊疎達、平生不欲矜飾炫耀於世、能長其所長不隱矣、曰欲學華音辭令往芳洲、欲學經義文章者來我許、人各有所自得而長、不必强爲之焉、

〔先哲叢談續編七〕木蘭皐、名實聞、字公達、一字希聲、號蘭皐、又號玉壺眞人、通稱宇左衞門、木下氏、自修爲木、尾張人、仕于本國、○中略蘭皐能作華音、始從岡島冠山於京師學焉、後遊江戶、受業徂來同門之士山縣周南、太宰春臺等、皆能長於音韻、象執華音、講肄象胥、蘭皐兄事二人、究尋數年、頗有所得、徂來嘗謂、木生詩不似我邦人之口氣、能解音韻故也、

〔徂徠集雜文十八〕譯社約

譯家學、果有當於道邪、○中略而士大夫所誦讀以淑己傳人者、壹是皆中國之籍、籍亦無非中國人之言者、是同人所爲、務洗其缺、以求如彼楚人之子處身於莊嶽間者也、玆與井君伯明及舍弟叔達結社爲會、延崎人岡生爲譯師、會生補國子博士弟子員、就舍其宅中、不得數々出、出月僅六七、適得俾其請出爲會期焉、日必五十、其在上旬爲初五、爲初十、中旬爲望、爲二十、二十爲予橫經藩邸日則闕、下旬爲二

十五、爲三十、小盡則闕、總而計之、爲日或五或四、倘餘二三、以爲生旁訪其朋舊故人時、淬濯及諸營私事之日、則庶乎其不借口有所迫以侵奪會期云、〇中略 於是正德紀元冬十月初五、實始會于我牛門之舍、不佞茂卿以辱有一日之長也、〇下略

〔續日本高僧傳四淨土〕京都了蓮寺沙門文雄傳

釋文雄、字僧谿、別號無相、生于中西氏、丹州桑田郡濃埜邑人也、〇中略 時有太宰純、以儒鳴、雄與之游、交義特厚、純善華音、嘗憂和讀害文義、誘以華音、雄就而學、稍究韻鏡淵源、歸京而後著磨光韻鏡、以眎太宰氏、太宰稱嘆、序以行于世、雄閱朝鮮音韻、頗曉其旨、然有一二未通處、諮問對州譯人、彼亦不能決、因介於桂洲禪師問韓人某、韓人駭嘆曰、不圖海東人學音至于此也、或曰、師尋常講俗典辨音韻、以授門生、是何爲邪、雄云、是爲護法也、子不聞乎、娑婆敎體在於音聲、諸佛密語攝陀羅尼、若音韻不正、則功德有缺、況又菩薩度生因緣、一切內外典籍、乃至技術、莫不遍學、如夫勝軍論師精窮因明聲明等、遠公講三禮、皆是也、雄又著經史莊嶽音、和字大觀抄、並鏤于板、嘗究推步術、有所發明、寶曆初年退隱桂林、然負笈之士追蹤蟻聚、十三年夏五月飛錫阿讚、游山觀水、無何歸京、秋九月臥疾、二十二日安祥而化、壽六十四、坐夏四十九、

〔對島筆語〕六月廿三日客館筆語　精里

來意甚厚、且得聆其音響節族、益覺其妙、使草場生以唐音詠之而聽、

〔文會雜記一上〕一伊藤快鳳ガ唐音ヲ自分ニハ官音トイヘドモ、聲ハ時々チガフヨシ、サレドモ俗語ハ隨分ヨク覺ヘタリト、春臺云ヘリ、官音ニチナキワケハ、商人口々通ズルハ、結句官音ハ、リツパ過ル故アシヽト也、

〔橘窻茶話上〕水戶淺香覺兵衞、紀州高瀨喜朴二人、倶通唐音、覺則能讀而不會唐話、喜則能講而不能讀書、正孟子所謂不爲也非不能也者、蓋用心與否之別也、

學唐音

〔南山俗語考序〕薩老侯〇島津重豪好華音、置譯官、令其藩子弟暇日講習也、此亦學校之設、其官殆不可缺、不以必嗜好之故也、老侯自通其音、因輯錄成語、旁以國字音之、下以國語釋之、凡六卷、其第六卷、日用敍話所擬彼而自作也、標曰南山俗語考、賜忠道引其端、刻以傳同好、乃謹敍老侯之意引之端云、

文化戊辰陽月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鷲山源忠道撰

〔栗山文集二下序記〕琉客談記序

薩侯老公、隆儒好文、風流遊戲之餘、好作漢語、淸濁輕重、宛如淸人口氣、寬政八年、中山王儲溫謝恩使王子尙恪來、中山於薩禮如附庸、故一行陪臣例皆館于薩邸、老公問其儀衞、正鄭章觀及樂師蔡邦錦皆嘗入淸學于福學、召到榻前、親問其在淸中所觀事、交語皆不因舌人、往復如響云、旣而親譯論其儒臣赤崎楨幹、記以國字、輯爲此書、淸國朝野禮俗粗可概見焉、此回邦彥亦奉幕旨至薩邸、見鄭蔡二陪臣問事、皆賴舌人而通言、歷數節往復而後事始可粗知焉、猶未能了了愉快如老公之爲也、邦彥不才、幸裁筆食朝、而不能望老公遊戲餘塵、是可恥也、

〔消閑雜記下〕唐音をしること、二首のうたにて心得べし、

一は五に、四は二に通ひ、五は三に、二三の時は、本坐がへしぞ、

一は五といふは、アイウエオ、(エアン、オン)ハ四は二に通ひはカキクケコ、(ケン、キン)ハ五は三にとはサシスセ(ソエン、スン)ハ二三の本坐はタチツテト(チン、ツン)ハ(チン、ツン)、

引くははね、はぬるははぬる、入聲の、あしをきりすて、三字中略、

東(トウ)引はぬる(ツン)、珍(チン)はぬる(チン)は、格(カク)入聲の足きる(コ)、達(タツ)同、玉(ギョク)中略(ギク)、三字略(リャク)同格

〔橘隐茶話上〕通詞家咸曰、唐音難習、敎之當以七八歲爲始、殊不知七八歲則晚矣、非從襁褓中、則莫之能也、我東有單音、而無合音、單音何、曰アイウエヲ是也、碎音也、合音者何、曰アン、イン、ウン、エン、ヲン、アウ、イウ、ウヽ、エヽ、オヽ、アツ(ク)、イツ(フク)、ウツ(フク)、エツ(フク)、ヲツ(フ)是也、全音也、我東孩兒之於單音也、聽慣聆熟於襁

裸不言之中、二歳以上、智慧漸開、結而成語、其勢然也、今以不便之合音、遽教唐話於七八歳時、唯見其難耳、然則爲之如何、曰、二歳以上、戲要引鬪之際、漸次教以合音、使之吻軟舌滑有如天成、以爲五六歳上學話之地、則庶幾易易耳、

〔たはれぐさ下〕もろこしごゑにて、上よりよみくだし、文義の通ずるといへることゝ、ふるんなりとおもへる人ありしまゝ、いかにも、さおもひ給ふなるべし、されど、ものごと、なるゝにこそさふらへ、それがし十四歳なりし時、もろこし人に下知し給ふ文、あづまよりくだりさふらへど、文字の道ちがへるゆゑにや、もろこし人、よみかねさふらひて、譯者どもあつまり、あらためて見せさふらひしと、あきものするとて、長崎にかよへる稻某といへるもの語りしまゝ、げにもと思ひ、二十四歳なりし時より、もろこしごゑをまなべり、はじめは、よその事きけるがごとくおぼえしかど、としのかずはたちあまりかさねて、おほかた、此國のものよみするにちかくなり、まのあたりの事は、もろこし人とものがたりをなせし、うまれつきさとく、いとけなき時より、まなべる人は、それがしがごとくにはあるまじ、世のさがことゝいへるもの、はじめは、いひがたく、きゝがたけれど、のちには、つねとなるがごとく、また無分別不了簡などいへる無の字不の字を、さきにいふは、この國のことばにはあらねど、なるゝゆゑにより、思慮にもおよばず、耳にも入り、口にもいへ、もろこしごゑまなぶも、亦しかなりとしり給へとこたへき、

うへよりよみくだして、文義の通ずる事、人々のよくすべきにしもあらねば、通國の法とはなしがたかるべし、うまれつきを見て、おしふべきにや、からことばは、甚だやすし、それがし、からにゆき、三年ちからをもちひて、おほかたつかへなきほどにまなべり、わが國に同じく、反言なるがゆゑなり、

〔下學集態藝下〕悉曇梵字

〔增補下學集下悉曇〕梵語　梵音

〔和字正濫鈔一〕一梵字の學を悉曇といふ、悉曇は梵語、此には成就と翻す、是に依て、世間出世間の一切の事を成就すればなり、其字母四十七字あり、初に十二字あり、摩多の字といふ、摩多此には母と翻す、又點畫とも韻ともいふといへり、和語のために、其要を取ればあいうゐをの五字なり、次に三十五字あり、體文といふ、此中に、初に五類聲とて廿五字あり、次に遍口聲とも、滿口聲ともいひて十字あり、同音濁音を除て、要を取に、かさたなはまやらわの九字なり、さきの五字に合せて、十四音あり、涅槃經文字品に善男子有二十四音一、名爲二字義一と說かせ給へるに付て、和漢の諸師、異義まち〳〵なる中に、信範法師といふ人、今の十四音なりといふ、さもありぬべきことなり、初の五字は喉音なり、其中にあは口を開く最初の聲、總じて微隱に、喉内に常にありて、わざといはざれども、息の出入に隨ふ故に、經に、有情及非情阿字第一命なりと說たまへる事、先は此故なり、韻に有ながら、亦聲にて、竪にはいうゐをを生じ、横にはかさたなはまやらわを生ず、○下略

〔翻譯名義集五半滿書籍〕悉曇章西域悉曇章、本是婆羅賀磨天所作、自古迄レ今、更無二異辭一、但點畫之間、微有二不同一、悉曇此云二成就所生一、悉曇章是生レ字之根本、說レ之爲レ半、餘章文字具足、說名爲レ滿、又十二章、悉名爲レ半、自餘經書記論爲レ滿、類如下此方由二三十六字母一而生中諸字上、荊州云、梵章中、有二十二章一、其悉曇章以爲二第一一、於レ中合五十二字、悉曇兩字、是題レ章總名、餘是章體、所謂悉曇阿乃至魯流盧樓、

〔同文通考三〕梵字

吾國ニ傳フル所ハ、梵音ヲ以テ梵字ヲ傳ヘ得タリ、其書ヲ悉曇トイヒ、又悉地囉窣覩トモ名ヅク、漢ニシテハ是ヲ成就吉祥章ト譯シタリ、コレヲ傳ヘシ始メサダカナラズ、但シ世ニイハユル悉曇ノ五十字文俗ニ又五音五位圖トモイフ俗間ニコレヲ對馬伊呂波トモイフ事ハ、初メ彼島ノ人コレヲ以テソノ音ヲ傳ヘシ故也トモイフ、サラバ、江納言ノシルセル所ノ對馬島ノ比丘尼ノ傳ヘシ所、又此學ノ初トヤスベキ、此文字、ヒトリ僧中ニ用フルノミニシモカギラズ、俗間ニ用フル所ニモ相交

レリ、

〔性靈集四〕獻梵字幷雜文表一首

沙門空海言、○中略況復悉曇之妙章、梵書之字母、體凝先佛、理含種智、字絡生終、用斷群迷、所以三世覺滿尊而爲師、十方薩埵重遁身命、滿界之寶、半偈難報、累劫之障一念易斷、文字之義用大哉遠哉、○中略伏奉布勢海口勅、欣踊藉裝古今文字讚右軍蘭亭碑、及梵字悉曇等書都一十卷、敢以奉進、○中略沙門空海誠惶誠恐謹言、梵字悉曇字母幷釋義一卷、○中略弘仁五年閏七月八日、沙門空海進、

〔御請來目錄〕上新請來經等目錄表

梵字

梵字大毗盧舍那胎藏大儀軌二卷

梵字胎藏曼陀羅諸尊梵名一卷○中略

梵字悉曇章一卷

右四十二部四十四卷

釋教者也、本乎印度、西域東垂、風範天隔、言語異楚夏之韻、文字非篆隷之體、是故待彼翻譯乃酌清風、然猶眞言幽邃、字々義深、隨音改義、賒切易謬、粗得髣髴、不得清切、不是梵字、長短難別、存源之意、其在茲乎、

論疏章等○中略

悉曇字記一卷

悉曇釋一卷○下略

〔叡岳要記下〕同三年四月、東寺空海阿闍梨送大師御許狀曰、

阿闍梨空海稽首和南、去仲春之比、雖上書未散欝望之間、重以啓達、子細狀以去延曆廿三年遠渡大

唐國、傳眞言致兼習梵字悉曇等、大同三年入帝都、普弘傳東寺西寺、帝王臣下、皆感悅之、抑空海、於悉曇聊有所疑、須奕渡蒼波決疑、唯願蒙阿闍梨加被、欲極尋其源底耳、凡昔在靈山時、共佛所殖善種、而證果盛今生、同遊西朝、振芳名之響、因是宿因所催貴而有餘、而奉狀乞努々不懈、委曲旨莫違古今契約耳、阿闍梨空海稽首和南、

弘仁三年四月十四日　　　　阿闍梨空海敬白

〔三代實錄八清和〕貞觀六年正月十四日辛丑、延曆寺座主傳燈大法師位圓仁卒、圓仁、俗姓壬生氏、○中略隨靑龍寺阿闍梨、學悉地大敎、得値南天竺寶月三藏、學西天悉曇、聲韻分明千古所疑一時氷釋、

〔梵語千字文〕凡例

一此書一名梵唐千字文、安然錄載云、慈覺大師圓仁之請來、今採數本、參互考定、而未無謬也、披覽君子、幸得好本、再質正之、○中略

一和州法隆寺藏中天貝葉二片、般若心經、及尊勝陀羅尼也、末出悉曇十四音、今此中梵字、形容彼貝葉、而與當世書家之蹟、互濫難辨、隨世焉耳、

〔元亨釋書四慧解〕釋安然、傳敎大師之系族也、○中略其所述作、輔弼大敎、所謂敎時問答、菩提心義、悉曇藏、大悉曇章等也、○中略其悉曇章、深得梵學之奧旨、時人曰、以東垂之唇舌、通西天之音韻、然之才宏淵哉、都率超曰、然師者顯密之博士也、又曰、然公若不入我門、秘敎可墜地、其爲英賢被推如此、元慶八年、勅充元慶寺傳法阿闍梨、

〔元亨釋書十感進〕釋淨藏、洛城人、諫議大夫殿中監善淸行之第八子也、母弘仁帝孫女、夢天人入臥內、因而娠、寬平三年生、聰敏無雙、四歲讀千字文、聞一知二、七歲求出家、○中略勅上叡山登壇受戒、宜玄昭法師稟密敎、又從大慧法師學悉曇章、慧者安然之上足也、藏元通絲竹、故於悉曇深究淵奧、

〔本朝畫史二〕根來寺開山覺鑁上人天性能畫佛像祖師、託間爲遠傳畫法、尤善梵書、其梵字多用木筆、

則以木筆淡墨、圖不動尊像、生意發動、有神妙、後世善梵書、如悔焉者、善畫如朗然者、見皆絕歎、以爲非凡手之所及者、

〔元亨釋書四慧解〕釋慶耀和州人也、○中略康和三年冬十一月、承保上皇白河○於鳥羽離宮啓講場、耀倘少、擢應遴選、耀善筆翰、梵漢共通、延久五年、成尋法師入宋、索耀寫梵字曼荼羅、又多書楷字、於時有天竺三藏法師、見耀梵書、大加稱賞、又有慧詢定照二沙門、見楷法亦能嗟嘆、於此耀之名振宋地、

著悉曇書

〔續日本高僧傳一法本〕河內高貴寺沙門飮光傳

釋飮光、字慈雲、自號百不知童子、俗姓上月氏、浪華人也、○中略光年四十、嚳華日熾、籍々遐邇、于時親證、覺法、覺賢相繼而逝矣、光歎息云、羽翼未成、不可以高飛、今吾失羽翼、嗚呼我特從吾所好、從是翛然有隱栖志、閑居于生駒峰西瀑布之上、智鏡禪尼、損貲造雙龍庵、光禪餘日取行願贊、心經、彌陀經三梵本而讀焉、讀久而漸通其義、愈讀愈精、如有神靈爲之開導者、其蘇漫多、底彥多者、皆不假師授通曉、若宿習然、於是召護明法護諦濡等於山房而口授焉、護明等筆記成七九鈔五卷、剞而布之四方、大成梵學津梁一千卷、折爲七詮也、岩棲谷飮殆將十載、京師四部競來懇請、因應其請、居士某等營構阿彌陀寺以充寓居、亡何、問道錙素搢紳鉅族、蟻聚渴仰、光應機說法、猶一雨潤艸木、○中略文化元年甲子、齡八十七、秋八月覺四大不調、憖門徒請就醫于京師、雖在病牀、惓惓法門、策勵學徒、辭氣壯勵、凜然不可犯、臘月二十二日中夜、安祥而滅、坐夏六十七、世壽八十七、

〔悉曇藏序〕

日本國延曆寺沙門安然撰

敘曰、天竺音篤國語可言則悉者曇多矩吒賒、大唐國語可言成就藏矣、言悉曇者、統綜五天之本文、言矩賒者、牢籠三國之異釋、總爲八篇、別成八卷、言八篇者、梵文本源第一、悉曇韻紐第二、章藻具闕第三、編錄正字第四、字母翻音第五、字義入門第六、字義解釋第七、正錄章段第八、則摭八篇以爲八卷、○中略于時日本五十五葉元慶少主陽成○即位四年歲次庚子二月朔旦焉、

書梵字

〔悉曇三密鈔序〕暨悉曇之學流于中華、高僧名士、專攻純精者稍多、獨山陰智廣法師、撰悉曇字記、嵩嶽一行禪師、頌字母表、學者服習以爲手鑑焉、論其東被也、肇弘法大師承來、而著字母及釋義、式弘其傳、爾來吾邦禀味研覈、立一家者亦復不少、元慶中、睿峯安然公、編悉曇藏八卷、多引經論章疏、證義詳事、洽博纖悉、寔梵學之大成也、然人猶或議、間有拘擧顯網漏略秘要、又始涉者、多苦於檢閱矣、有內州覺彥闍梨名淨嚴、神智天發、幼有奇童之聲、嘗籍名野山、礪刃講席、歷扣淵匠、捜羅玄微、不幾歸歟於枌鄉、棲神于林下、素粹於悉曇、禪暇輙操觚纂悉曇三密鈔一部、門目次第、解義弗濟、凡八卷、靡不罄其秘要、可謂悉曇門、露躶々、赤灑々、豈非梵字之秘府、而後學之奇珍乎、○中略

時貞享元年歲在甲子杪秋吉旦　　瑞應老比丘泊如運敞敬題

〔本朝高僧傳十七淨慧〕高野山寶性院沙門宥快傳
後圓融上皇賜御製和歌、快旣應製奉和、作悉曇鈔、有疑未決、一夕神女冠珮瑲々、持燈來告曰、我此山神丹生津姬也、感師之精勤、故來矣、快擧悉曇乞決疑處、神乃一々指授、快復問曰、旣稱明神、何用燈耶、曰實無昏曉、以師挑法燈而示其標相耳、因詠和歌、忽失所在、晩老于善集院、應永二十三年七月十七日、手結契印、口誦神呪、如入定而逝、享年七十有二、坐夏若干、所撰疏鈔凡數百卷、有大日經鈔三十一卷、宗義鈔二十二卷、釋論決擇二十卷、悉曇決擇鈔五卷、悉曇字記鈔、悉曇考覈鈔各六卷、十住心論義林二卷、心經秘鍵信力鈔二卷等、一家學者、用爲龜鏡焉、神足成雄記云、快師唐一行禪師之再來也、

〔東山往來書狀集上〕卅九
謹言、一日比、高野聖人來坐、數日致經廻之間、傳念梵字大佛頂陀羅尼、爰余請取此本拜見之處、梵字書樣、異於例、書外首內尾、仍問此由、答曰、梵書比如是也、謂之左行之文、凡文籍之例、以外方爲右、以內爲左云々、但至于所由者、未問決矣、貴房被明其故者、所仰也、謹言、
梵書左行事、天竺賢人、爲養性作文左行、所謂爲以書卷横置掌等横見也、夫眼數瞥見令上下、眼精早

疲自作闇矣、是故、智者横見文行莫上下、所以左行之文見之有便、梵書左行爲此也、梵天所作耳、唯佛世尊令眼上下無有其損、是其德一也、是故無量義經讃佛德中云、淨眼明鏡上下眴云々、當分餘人不及事也子細不具、謹言、

〔玉海〕治承三年九月十五日庚午、申刻佛嚴聖人來、奉供養統。哩。字。二。體。(一體ハ金色、一體ハ赤色、)共弘法大師御筆也、盡未來際、毎年七月念佛不可退轉之願也、賜小布施、(裝束一具也)一說法尤貴者也、

〔源平盛衰記七〕康頼造卒都婆事

判官入道ハ(中略)千本ノ卒都婆ヲ造リ、頭ニハ阿字ノ梵字ヲ書、面ニハ二首ノ歌ヲカキ、下ニ康頼法師ト書テ、文字ヲ彫ツヽ、(中略)西ノ風ノ吹時ハ、八重ノ波ニゾ浮ベケル、

〔沙石集六〕聖覺法印之施主分事

一故持明院ノ法皇(後高倉、守貞、)ノ御子ニ、高野ノ御室トテ御坐マシケルニ、隱岐ノ御所(後鳥羽)ヨリ、梵字ヲ御自筆ニアソバシテ、御逆修ト思食レテ、四十八日御供養アレトテ、高野ヘ進ジ玉ヒタリケリ、

〔古事談三僧行〕成蓮房兼意ハ、高名ノ梵字書也、五宮御室、梵字ハ何ヤウニ可書ゾト令問給ケレバ、梵字ト立石トハ、頗ウツブキタルガ能候也ト申ケリ、

〔尺素往來〕梵字者、遍智院宮(聖雲)小河僧正(承澄)天然御堪能、無雙御筆跡候、爲小童本書大要候、

〔大峯先生文集三序題〕贈天王寺一舍利師序

楚山之璞雖以爲連城之質也、而無有能相焉者、而有能相焉者、則卞和氏也、梵土之字雖以爲萬法之母也、而無有能書焉者、而有能書焉者、則舍利師也、師之善梵書、其自然矣哉、蓋師之於梵書也、匪世之悉曇者流、大者則穹窿恢廓、小者則櫛比斜列、目一視之、則疑鷲嶺貝葉之餘今猶存于茲矣、其於體文也、其於摩多也、不裝輯而妙矣、不整麗而美矣、亹々穩々、惟精惟密、他之釋氏、苟學梵書者、宜以爲繩爲墨也、曩師來自浪華、而寓于東叡山、三年于茲、一日予(塚田虎)謁師、而請其書焉、師乃語予曰、梵書有音韻、

學梵字

又有書寫、而其音韻則我日本之所以不能也、所以者何、風氣不同、橘枳有變、乃其轉聲合聲、戛擊搏拊、然猶或不諧、故吾未嘗有意乎音韻也、我之所以能焉、則其書寫焉耳、而我之所以能焉、非亦無由焉、吾嘗獲貝文殘葉、觀而悅之、悅而書寫之、書寫而不輟、旣已有歲焉、乃後揮毫、則經緯縱橫、曲直方圓、稍有隨意也、乃知師之善梵書、果其自然矣哉、宜哉目一視之、則其疑鷲嶺貝葉之餘也乎、予旣請其書、乃獲其如楚山之璞、乃酬以郢引、更爲之序云、明和七年庚寅春三月、

〔道の幸〕寬政四年十一月二十七日初瀨村に入、○中略 近代梵字の能書と聞えし澄禪が、弘法大師の飛白十如是をうつせしあり、其奧に運敞が記文あり、法師澄禪、世姓菱刈氏、肥後國求摩郡人、幼薙染衣受戒、習瑜伽宗、年及進具、負笈入洛、寓智積之僧房、而筵講論之席、磨義學之鋒者十有餘年、業成歸本國、太守接待優渥、鄉里以榮之、然禪以爲累、潛逃出國境、自號悔焉、一鉢一錫、行李蕭然、名山靈區、無不遍歷、禪自少小、精思悉曇之學、尤善梵書、每聞有前人之奇跡、必足累繭往觀之、頗窺得諸家之秘妙、終自成一家、凡書梵字、多用木筆、木筆之製、以木作之、或以毛造之、皆名木筆、禪之揮木筆之妙、常人所不得而及焉、其伎遂達天聽、去丙午之秋、法皇○後水尾勅禪臨摹高雄山木筆之十如是、其十如是者、傳云弘法大師之手澤也、禪登山而沈潛者兩三日、卽揮襟臨倣、而寫得二本、並飛白之勢、點畫之奇、蟲鳥人物、宛如與元本無異矣、禪謂、其本也有凡手不可勉强而成者、迺揆其佳者、以奉獻之、法皇歎曰、臨本往々有似過媚於元本、幸蒙聖賞如此也、其一本留而藏諸吾寺、故記其始終、以貽將來云、時寬文第九歲次己酉孟冬日、權僧正積敎院傳法沙門運敞謹書、

〔類聚三代格〕四太政官符

應度眞言宗年分者三人事○中略

一聲明業一人

應書誦梵字眞言大佛頂及隨求等陀羅尼

右一業人、應兼學大孔雀明王經一部三卷、○中略

承和二年正月廿三日 ○又見日本後紀

〔三代實錄二清和〕貞觀元年三月十九日乙亥、大僧都傳燈大法師位眞雅抗表曰、○中略若夫嘉祥寺者、先帝○文德奉爲深草天皇○仁明所建立也、舊跡風流、宛然在日、伏願便於彼寺新院、永賜三人度者、欲以悉曇文相學以梵字字義、即是聲聞之業、法文之要、是故眞言宗以此爲要道、應學法明、其數巨多、今所最要者、配於三人也、將使一人誦書大佛頂梵字、一人誦書大隨求梵字、一人誦書悉曇章梵字、亦其護身則摩尼之力殊高、存命則尊勝之助最深、是以莎底苾芻返損減之神於明王、善住太子延已縮之命於佛頂、極濟之功亘億界而不竭、度脫之力、歷萬刧而無極、然即使此三人兼讀大孔雀明王經三卷、幷佛頂尊勝梵字一通、每年三月上旬試定上件三人、當於今上降誕之日度之、○中略詔許之、

〔類聚三代格四〕太政官符

應置仁和寺圓堂院分聲明業年分度者一人事

右彼寺別當傳燈大法師位觀賢奏狀偁、此寺舊被給二人年分、一人學天台摩訶止觀、一人學眞言毘盧遮那經、今件聲明者是即五明其一也、諸佛之敎以此爲本、詮名顯義、唯在此業、況復習梵字、轉熟眞言義、非聲明之精微、誰能詳其宗乎、望請、被加給件一人、永爲圓堂院之分、然則遮那止觀依舊奉翊仁和[illegible]靈、聲明梵文之旨惟新奉祈禪定法儀、其學生可習學者、孔雀經三卷、大佛頂眞言大隨求眞言佛頂尊勝眞言、悉曇字母也、此中孔雀經、披文奉讀、自餘眞言、皆可暗誦、但選其練學之人、課試言上者、左大臣宣、奉勅依請、

昌泰三年十一月廿九日

〔花園院御記〕文保三年元應元年二月廿八日甲寅、自今日慈嚴僧正參候、爲悉曇字記傳受兼所仰也、梵字事大體申之、行法如昨日、 廿九日乙卯、自今日讀悉曇字記、今日讀序了、行法如例、 晦日丙辰、讀字

記、行法等如例、

蘭學名稱

〔蘭學階梯乾〕例言

一蘭學トハ、卽チ和蘭ノ學問ト云コトニテ、阿蘭陀ノ學問ヲスルコトナリ、明人ノ音譯ニ、和蘭荷蘭、喝蘭地ナドアルニ依レリ、天下四大洲ノ內、歐邏巴ニ屬スルノ地ニシテ、其國都テ七州、總ジテ「ネーデルランド」ト云フ、和蘭ハ其一ナリ、吾ガ輩單ヘニ蘭ト唱ヘ、蘭學、蘭書、蘭人ナド、稱スルハ、上略ノ辭ニシテ、其本義ヲ失フニ似タレドモ惟其唱ヘ易キニ取ルナリ、〇中略

天明三年癸卯季秋初吉　東奧玄澤大槻茂質子煥父識

蘭學起源沿革

〔先民傳下通譯〕高砂長五郎、肝付伯左、石橋莊助、秀島藤左、名村八左、其始在平戶、掌荷蘭之傳語、寬永十八年夏四月、官以平戶荷蘭館移于崎港、高砂等亦以譯相從而來、今猶有子孫食其職者、不爲不盛、崎之有蕃譯、始于五氏云、

〔蘭學階梯上〕例言

一、和蘭ノ學、靑木昆陽先生ヨリ始リテ、吾輩其ノ餘敎ヲ奉ジ、專門醫術ノ書ヲ飜譯センガタメニ事ヲ發シ、二三ノ同好士ト會業ノ社ヲ立ツ、因テ先生以來、此ノ學ノ由ル所、及ビ其讀書譯文ノ要領ヲ說ク、サテ此ノ學ノ興リシハ、未ダ二十年ニモ滿ザルコトナレバ、事々物々全ク備ハラズ、殊ニ此編ハ余ガ短才未熟ニシテ述ル所ナレバ、恐クハ謬誤少ナカラズシテ、識者ノ笑ヲ取ルコト多カラン、要只其端ヲ發テ後者ノ訂正ヲ俟ツ、〇中略

天明三年癸卯季秋初吉　東奧玄澤大槻茂質子煥父識

〔蘭學階梯上〕興學

天其道ヲ開カント欲シ、人其時ニ遇ヒケルニヤ、德廟彼レガ〇西洋諸術ニ專精ナルコトヲ知シ召シ給ヒシ由ニテ、享保ノ頃、ケイヅルト云ヘル馬術ニ長ゼル者ヲ召シ寄ラレ、三年ノ間、東都ニ留

メ置キ給ヒ、濱御殿ニ假リノ居宅ヲ給ヒ、厩司齋藤氏ヲシテ、其術ヲ學セ給ヒシヨシ、今ニ其法傳ルトナリ、又其後猶其事ヲ思シ召シケルニヤ、延享ノ頃蘭學修業ノ爲トシテ、靑木崑陽子ヲシテ、長崎ニ遊學セシメ給フ、崑陽命ヲ奉ジテ、彼地ニ至リ、西吉雄等ノ譯家ニ就テ、其事ヲ扣カレシガ、譯家ハ惟常語ヲ臆記スルノミニシテ、讀書譯文ノ事ニ及バズ、是レハ譯家トイヘドモ、其頃マデハ、言談接晤ヲ通ズルノミニシテ、親ク彼邦書ヲ讀コトヲ許シ給ハザリシ故ナリ、幸ニ此學ニ依テ、西吉雄ノ徒、頻リニ新望シ、直チニ和蘭ノ書ヲ讀ムコトヲ許シ給ハヾ、讀書譯文モナルベキヨシ、崑陽ニ歎キケレバ、卽チ官ニ達セラレシニ、德廟其意ニ任セテ、遂ニ免許シ給フ、是我邦ニテ彼書ヲ讀ムノ初メナリ、是ニ於テ西吉雄ノ徒、日夜此學ニ研精シ、稍ク其端ヲ發キシ由ナリ、就中西善三郎ト云ヘル人、其業ニ熱心深ク、頒白ノ頃ヨリ、和蘭ノ人「ピートルマーリン」ト云ヘル者ノ言辭ヲ集メ成シタル書ヲ取テ、後學ノ爲ニ、飜譯ヲ起セシカドモ、惜ヒカナ、其業ヲ卒ヘズシテ死セリ、又同鄕に、北嶋見信ト云ヘル儒生アリテ、飜譯天地二圖贅說ト云ヘル書ヲ著シテ、官ニ獻ジ奉リシ由シ、此レ皆西氏ノ力ニ因レリト聞ク、何レモ惜ムベキ人物ナリ、サテ崑陽子ハ、長崎ニ滯留ノ間、單ヘナル常語四百餘言ヲ習ヒ得テ、文字ノ體制、言語ノ呼法、語路ノ意味等ヲ略了解シテ、和蘭語譯、和蘭文字略考ナド云ヘル書ヲ著セリ、サレドモ二三ノ緒言、其要領ヲ得難カリシト見ユ、東都ニ歸ラレシ後ハ、師友ニ乏シク、遂ニ宿志ヲ達セズシテ、空ク物故セラレタリ、然レドモ此學ノ成ル基トハナリヌ、

〔蘭學事始上〕今時世間に蘭學といふ事專ら行はれ、志を立つる人は、厚く學び、無識なる者は、漫りにこれを誇張す、其初を顧み思ふに、昔し翁（○杉田玄白）が輩二三人、不圖此業に志を興せし事なるが、はや五十年に近し、今頃かく迄に至るべしとは露思はざりしに、不思議にも盛んになりし事なり、漢學は、遣唐使といふものを、異朝へ遣はされ、或は英邁の僧侶などを渡され、直に彼國人に從

ひ學ばせ、歸朝の後、貴賤上下へ敎導の爲めになし給ひし事なれば、漸く盛んなりしは、尤の事なり、此蘭學は、左樣の事にも非ず、然るにかく成り行しは、いかにと思ふに、夫醫家の事は、其敎へ方、擔て實に就くを以て先とする事ゆへ、却て領會すること速かなるか、又は事の新奇にして、異方妙術も有ることの樣に、世人も覺居る故、奸猾の徒、これを名として、名を釣り、利を射る爲に、流布するものなるか、つら／＼古今の形勢を考るに、天正慶長の頃西洋の人、漸々我西鄙に船を渡せしは、陽には交易、陰には欲する所有てなるべし、故に其災起りしを、國初以來、甚だ嚴禁なし給へりと見へたり、これ世に知る處なり、〇中略

一國初より前後、西洋の事に付ては、とか／＼の事有て、擔て嚴しく御制禁仰出されし事ゆへ、渡海御免の阿蘭陀にても、其通用の横行の文字讀み書の事は、御禁止なるにより、通詞の輩も、只かた假名の書留等までにて、口づから記臆して、通辨の御用も辨せしにて、年月を經たり、左ありし事なれば、誰一人、横行の文字讀習ひ度といふ人もなかりしなりき、然るに萬事其時至れば、自ら開け整ふものなるゆへにや、有德廟の御時、長崎の阿蘭通詞西善三郎、吉雄幸左衞門、今一人何某名は忘れたりとかいふ人々、申合て謎せしは、是まで通詞の家にて、一切の御用向取扱に、彼文字といふものを知らず、只暗記の詞のみを以て通辨し、入組たる數多の御用を渴くに辨じて勤居ることは、あまりに手薄き樣なり、何卒我々計りも、横文字を習ひ、彼國書をも讀むべき事御免許を蒙りなばいかに、左あらば、以來は萬事に付け、事情明白に分り、御用辨よろしかるべきなり、是迄の姿にては、彼國人に僞り欺るゝ事ありても、これを糺明するの便りもなき事なりと、三人いひ合せて、此次第を申立、何卒御免許なし下され度旨、公へ願ひ奉りしに、御聞屆れ、至極尤の願筋なりとて、速に御免を蒙りしとなり、これぞ阿蘭陀渡來ありて後、百年餘にして、横文字學ぶ事の始なるよしなり、

一これによりて、文字を習ひ覺る事出來、西善三郎等、先づ「コンストウォールド」といふ辭の書を、和蘭人より借り得しを、三通りまで寫せしよし、和蘭人これを見て、其精力に感じ、其書を直に西氏に與へしよし、斯ありし事等、自然達「上聞」けると見へ、和蘭書と申もの、是まで御覽遊されし事なき者なり、何なりとも一本差出し候樣、上意ありしにより、何の書なりしにや、圖入の本指出せしに、御覽遊され、これは圖ばかりも、至て精密のものなり、此内の所説を讀得るならば、亦必ず委しき要用の事あるべし、江戸にても、誰ぞ學び覺へなば、然るべしとの事にて、初て御醫師野呂玄丈老、御儒者青木文藏殿との兩人へ、蒙仰候よしなり、これより此兩人、この學を心がけられたり、然れども、毎春一度づゝ拜禮に來る阿蘭陀人に付添ひ來る通詞どもより、僅の滯留中聞給ふ事、殊に繁雜寸暇もなき間のことなれば、しみ〲學び給ふべき樣もなし、數年を重ね給ひし事なれども、漸く「ソン」日「マーン」月「ステルレ」星「ヘーメル」天「アールド」地「メンス」人「ダラーカ」龍「テキゲル」虎「ブロイムボーム」梅「バムブース」竹と云ふ位の名より、彼二十五字を書習ひ給へる事のみなり、然れども是ぞ江戸にて、阿蘭陀事學び初めし濫觴なりき、

〔吾國叢書〕本邦洋學ノ始ヲ論ズ

加藤君〇弘之贈ル所ノ東京大學法理文學部一覽首メニ、洋學沿革略史ヲ載ス、大意謂フ、我ガ國洋學寶永中ニ起ル、新井君美、將軍家宣旨ヲ承ケ、羅馬和蘭等ノ人ニ就テ、其國ノ雜事ヲ問フ、之ニ次デ、醫官桂川甫筑、儒官青木文藏、及ビ長崎人西川如見等アリ、蘭人ニ從ヒ、其言語或ハ醫術曆術ヲ學ブ、其後ニハ則前野良澤、杉田玄白等ノ諸子アリ、西洋學術漸ク世ニ傳ハルト、此レ則固ヨリ然リ、唯諸人洋學ヲ傳フルノ先後ニ至テハ、則恐クハ未ダ必シモ然ラザルモノアリ、按ズルニ此ヨリ前キ、長崎ニ林吉左衛門、小林義信、西玄甫、楢林豊重等アリテ、而シテ如見ノ洋學ニ於ル、又君美ノ前ニアリ、且ツ天文曆術ノ二科ニ就テ之ヲ論ズレバ、吉左衛門、義信、實ニ始テ

西洋法ヲ傳ヘリ、

〔蘭學階梯上〕立成

東都城南鐵砲洲ト云所ニ、蘭化先生ト云人アリ、醫ヲ以テ世々中津侯ニ仕フ、天資豪邁ニシテ、異書ヲ採リ、奇思ニ耽ケル、其性世ノ未ダ發セザル者ヲ發セントスルノ癖アリ、一日同藩ノ醫士坂江鴎トイヘル人、蘭書ノ殘編ヲ見セタリ、其頃ハ絶エテ知ル人ナク、徒ニ奇觀ニ供スルマデニテアリシガ、先生忽然トシテ謂ヘラク、彼レモ我モ耳目鼻口ノ人ナリ、同體ノ人ノ錄スルモノ、何ゾ讀ミ得可カラザルコトアランヤ、其書ヲ讀得テ、コレヲ了解セントノ心アリ、幸ヒニ崑陽子ノ在セルニ遇ヘリ、卽チ紹介ヲ求テ、其塾ニ就キ、日夜ネンゴロニ其書ヲ學ベリ、崑陽子其志ノ厚キニ感ジテ、其蘊ヲ盡シテ傳フトイヘリ、是ヨリ先生初テ彼邦言辭ノ一端ヲ知リ、手ヲ釋ズシテ、務メラレシカドモ、千古未發ノ業ナレバ、容易ニ會得シ難ク、寤寐ニ勞シヌレドモ、更ラニ其事成ラザリシガ、其國君〇奧平昌鹿賢明ニシテ、此學ノ益ヲ知リ、其道ノ開ケザルヲ歎キ給ヒ、先生ヲシテ、長崎ニ游學セシム、コレハ明和五六年ノ際ノ事ナリ、先生命ヲ受テ彼地ニ到リ、譯人吉雄、楢林等ニ交リ、崑陽子傳フル所ヲ增益セラレシカドモ、ハカバカシキ業モ遂ゲズシテ、東都ニ歸リ、又其事ヲ勉勵セラレシカバ、漸々ニ六七百言ヲ暗記セリ、サレドモ章句ヲ解シテ、其成說ヲ繙譯スルニ至リテハ、未ダ企テ及バズ、是ニヨリテ、再ビ長崎ニ遊ンデ、毎事譯家ニ扣レシガ、前ニモ說ケル如ク、譯家ハ固ヨリ通辨ノ專業ニシテ、讀書譯文ノ暇ナケレバ、幾タビ討論シテモ詳審ナラズ、先生此ノ由シヲ悟リ、譯家ニ秘藏セシ彼邦釋辭ノ書、幷ニ醫術ノ書五六部ヲ請ヒ求メテ、東都ニ齎シ歸リ、日夜手ヲ釋ズ、彼ノ傳ヘ得ル所ノ僅ノ釋語ヲ據トシ、蘭人マーリンガ収錄セル所ノ釋辭ノ書ヲ取リ、彼此校考シ、已ニ知ル所ノモノニ因テ、未ダ知ラザル所ヲ推シ明メ、稍ク其一二ヲ窺ヒ得タリ、歲月既ニ六七年ヲ經テ、豁然トシテ自得スル所アリテ、始メテ和蘭書繙譯ノ成業ヲ遂ゲヲ

レシトナリ、誠ニ千載ノ鴻業不朽ノ大功ト云フベシ、星霜ヲ積ムコト僅ニ十五六歳ニハ過ギズ、其間ダ先生著ス所ニシテ、此學ノ筌蹄トナルベキ書ニハ、和蘭譯文略、蘭譯筌、助語參考、蘭語隨筆、古言考、點例考等ナリ、其餘思思未通、管蠡秘言、仁言私說、八種字考、彗星考、輿地圖編ノ類ナリ、此外天文地理及ビ醫筭測量等ノ譯稿、篇ヲナスモノ枚擧スベカラズ、是レヨリシテ同好ノ二三子尾藤鶴齋、淳庵、月池、龍橋、嶺、石川、桐山、東溪、東蘭、順卿、淡浦、槐園、江漢ノ諸子、及ビ余茂質ガ輩、其門ニ從游シ、其讀書譯文ノ法ヲ習得テ、日夜研精シ、月ヲ累子年ヲ積ミ、其稿ヲ脫スルト脫セザルト、數部ニ及ベリ、所謂解體新書、瘍醫新書、和蘭局方、和蘭藥譜、海上備要方、和蘭藥撰、八刺精要、底野迦眞方、五液精要、西圖略說、新撰泰西輿地圖說等ナリ、其餘天文星象及內外治療技術末藝等ノ諸書諸器ノ類、漸々制作スルモノ數フルニ遑マアラズ、又此盛擧四方ニ弘リテ後、欽慕ノ諸才子、千里ニ笈ヲ負ヒテ、東都ニ到リ、吾黨ノ社中ニ留テ、其業ヲ受ケ、或ハ寓舍ニ有テ、時々訪ヒ來ツテ、學塾ヲ扣キ、其精說ヲ質問スル者又少カラズ、サテ吾輩今ニ在テコソ難カラザルニ似タレドモ、十年以前、老師等ノ事ヲ創スルトキハ、異邦ニ漂泊シテ東西ヲ辨ゼズ、暗夜ヲ獨行スルガ如クナリシ事ナレバ、甚ダ入リガタカリシトゾ、支那ノ學術、我邦ニ傳リシ其古ヘモ、定メテ斯ゾアリツラン、一切ノ道、草創ノ人ノ其艱辛勞苦思ヒヤルベキナリ、自我作古ノ業ハ右ノ如ク難キ事ナル故、今マデ二百年來事ヲ起サヾルモ宜ナリ、然ルニ我老師等、年來怠慢スルコトナカリシハ、勤タリトイフベシ、吾輩今勞ヲ以テ逸ニカヘ、蘭書ヲ取テ大凡了解セザルコト無キヤウニハナレリ、サテ卷ヲ披テ其端ヲ讀ムニ、始メ泛然トシテ難キガ如クナレドモ、何レノ書一章一條短文ノ間ニオケルモ、心ヲ潛テコレヲ解シ得ルトキハ、直ニ物ニ就キ事ニ臨テ實驗スルガ如ク、明白ナル事ドモナリ、卽チ其法ヲ取テ、此ニ試ムルニ、言ノ如クナラザルモノナシ、我醫術等ノ如キハ已ニ此ノ學ノ開ケシ後、治療ノ間、奇効ヲ得ルコト勝テ計フベカラズ、故ヲ以テ、此學ニ志ヲ委任シテ、今日ニ臻

レリ、嗚乎濟世ノ君子、各自ノ好ム所ヲ以テ此ニ從事シ、其術中ノ長ヲ擇バヾ、捷徑ノ法ヲ得ルコト少カラズシテ、國家ノ裨益トナルコト多カルベシ、

〔事實文編 三十三〕蘭化先生碑　野崎謙藏

我大東中津侯醫官東都前野良澤君、首唱和蘭醫術于大日本、質測之學於斯爲盛矣、社盟則桂川國瑞、杉田翼、中川鱗、石川世通、青水則、大槻茂質、嶺春泰、宇田川晉齋、後偏璞、杉田勤、石川深進、郁勝之、皆挹洪流、揚清波、相承權輿、各有撰述、臻々乎相屬於歲、儼然爲一世之斗泰、抑三都諸州、扇揚下風、翼々於一方者、又往々而在焉、君爲之宗匠、緝熙鑄鎔登隆通契、方今皇澤所被、四海一家、三韓臣妾于我、琉球藩籬于我、支那幣于崎陽、和蘭稽顙于闕下、官設象胥、辨方物、以甄拔衆美、是和蘭醫術所以傳于世也、夫和蘭於醫術也、三腔七素、千維萬絡、巨細隱顯、究理無遺、至天文地理、星曆算數、百技工、並皆天下莫不稱其奇也、然自斯術之傳而百有餘載、間有膚窺豹毛者、而莫入奧窺檢全文者、獨君欲出類拔萃以範於治術、及受階梯於昆陽子、又西之崎陽、就舌人肄其業、時明和某年、年四十有奇、居數月復東、獨自揣摩其書、覃思精到、至乎饑蚊群嚙而不知其痒、侯嘉之賜號蘭化、猶云蘭人之化身、天誘其衷、遂撰和蘭譯筌、字學小成、內外醫方、及天文地輿數理算術諸篇、幾數百卷、加以緝熙之盛、嗣音之美、雖舉化所致、蓋亦天眷矣、其創業垂統如斯偉且盛、而君葆光靜退、不以此自居也、往年杉田翼著解體新書、請序於君、君不肯曰、予嘗西游、謁筑紫菅廟、默誓曰、某也從事於和蘭術、苟所不推眞理抽活法、猥爲聞達之餌者、明神殛之、今題以名姓、神其謂我何、其不爲於名類皆如此、自始學斯術、盈科而進、迺朝迺夕、三十年一日也、享和癸亥冬十月十七日、奄然捐館舍、春秋八十一、〇（中略）文化元年甲子春野崎謙藏謹誌、

〔武江年表 七〕寬政十二年庚申

曳尾庵の我衣に、蘭學醫の始祖とせるは、中川順菴志深かりしかど果さず、其後奥平侯の侍醫前野良澤（號蘭化）に半ひらけたり、其門人杉田玄伯宇田川玄隨、桂川甫周、大槻玄澤にいたり、大に苦心

蘭語字書
文典

して、此道なれりといへり、

〔續近世叢語三文學〕大府侍醫桂川月池、中川淳菴咸研究西洋之學、魯西亞國中人、往々皆知其姓名、而樂道之、漂民伊勢幸大夫云、

〔譯鍵凡例〕譯鍵凡例并附言

海上翁、曾テ江戸ニ客在スルノ日、當時諸子競テ和蘭文ヲ修レドモ、未ダ一書ヲ全譯スル者ナキハ必竟其辭ノ明ナラザルニ係ルヲ悟リ、鞅掌ノ暇志ヲ奮テ、遠西ハルマナル人ノ纂輯セル釋詞ノ書ヲ自寫シ、對譯ヲ石井先生ニ親受シ、其功半成ニ至テ、宇槐園及岡甫説ノ二子犄㭊シ扶ケ、裘葛再ビ更ヘ、約スルニ三萬許ノ辭ヲ得テ、退テ義弟榛齋宇子ト倶ニ之ヲ燈下ニ校讎シ、且是正シ、一年ノ間、毎夕必ズ鷄鳴ヲ期ス、黽勉ノ甚キ齒牙之ガ爲ニ脱盡スルニ及デ、漸ク遂ニ一部八萬餘辭ヲ完翻シ、寛政八年始テ活板ト爲シ、三十餘部ヲ社友ニ配與ス字ヲ植エ匠ヲ使フ、榛齋子特ニ勞勤セリ、此ニ據テ、槐園子ハ内科撰要ヲ成シ、榛齋子ハ和蘭ノ醫書數部ヲ譯ス、翁乃チ其成説ニ就キ、更ニ熟思シ、折衷シテ、八譜六十四冊ヲ作リ、以テ己ノ意ヲ述ベ、唐山西洋ノ醫學ニ於ル論治、大ニ異ナレドモ、要旨終ニ同キヲ明ニシ、又其實事ニ施シテ、今日ニ違ザルヲ認徵シ、現ニ門堂ヲ禁闕ノ下ニ開テ、疑詰ヲ四方ノ有志ニ埃ツ、余〇淳道藤林亦此ニ庇蔭シテ、少ク西辭ヲ言フコトヲ解スルトキハ、郷村ノ童蒙、時ニ來テ扣問スル者頗有リ、然レドモ、入門ノ初、前ノ全成セル和解ヲ謄寫スルノ甚メ年月ヲ費スニ困ミ、大抵倦意ヲ生ジテ廢學スル者衆シ、因テ予ガ金蘭タル伏水ノ桃塢小森子ト謀リ、妄ニ删補シテ、三萬許辭ニ要約シ、之ヲ與テ學シムルニ、各其省便ニシテ、檢語ニ優ナルヲ喜ブ、故ニ茲ニ翁ニ請テ、又復一百部ヲ植刻シ、以テ篤好ニ頒ツ、希ハ學者此ニ由テ往バ、遠西ノ醫籍ヲ讀コト猶支那ノ方書ヲ解スルガ如ク、從テ繙バ從テ曉リ、終ニ今ノ望洋難肋空ク居諸ヲ玩愒スルノ洪嘆ヲ免ルベシ、惟フニ、榛齋子及予等各嘗テ幾多ノ西書ヲ譯稿シ斯業ヲ世

蘭學家

ニ公明スト雖ドモ、必竟唱蘭醫學ノ興ルハ、蘭化先生ノ沈研ニ拠リ、海上老師ノ篤志ニ成ル、古云、本立而道生ト、蓋二哲ノ謂歟、

〔近世名醫傳一〕海上隨鷗

海上隨鷗因幡人也、初稱稻村三伯、爲鳥取藩醫員、一日讀蘭學階梯、感奮立志、即乞假東遊江都、問業於大槻玄澤、與四方俊髦砥礪弗懈、竟能殫究蘭學之奧、嘗以世未有蘭學辭書可便後進者、爲憾、乃與安岡玄眞岡田甫說等、戮力撰修、數年成書、上諸活板、世所謂江戸波留麻是也、初學便之、〇中略來寓京師、大唱蘭學、名振于一時、從遊者數百人、小森玄良藤林泰輔等、皆出其門、京之有蘭學、實從隨鷗始焉、

〔外交志稿二十四學術宗教〕寛政八年丙辰、稻村三伯、曾テ彼此對譯ノ書ヲ著シ、數年ニシテ成ル、ハルマ和解ト名ク、後姓名ヲ改メ、海上隨鷗ト云フ、是辭書對譯ノ始ナリ、

〔外交志稿二十四學術宗教〕和蘭貢使ドウフ、長崎ニ居ルコト十餘年、頗ル邦語ニ通ズ、十二年乙亥〇文化ニ至リ、譯官等、ドウフト議シテ、彼是對譯ノ辭書ヲ撰ブ、

〔外交志稿二十四學術宗教〕文化十三年丙子、大槻玄澤蘭學凡ヲ著シ、詞品語格ヲ論述ス、是ヲ西洋文法書ノ始メトス、大槻盤水行狀

〔先哲叢談八〕青木敦書、字厚甫、小字文藏、號昆陽、武藏人、仕大府、當昆陽時、未有講和蘭之學者、昆陽獨以爲、於其說必有可收用者、而和蘭之字、蚊脚盤行、未易通解、於是或之長崎、質譯者、或博攷其書、遂粗獲了會、近此學漸闢、而皆不得不本昆陽云、

〔六物新志上〕題言七則

一和蘭學之一途、草創於白石新井先生、中興於崑陽青木先生、休明於蘭化前野先生、隆盛於鷧齋杉田先生、故近時從事於斯者、皆莫不淵源於四先生焉、是以其好之也、纔掖之徒居多、武辨之輩次之、

刀圭之流又次之、繪事家與梓人又其次也、而其好之也、其趣不一、儒者袒左於天文、兵家攀節於地理、醫者醉心於剞劂、畫匠流涎於精描、巧工慕擅於奇器、〇中略

一和蘭學雖濫觴於夫四先生、然若不因於譯司由於飜譯、則何以通曉其事、故從服其情實也、是以白石鶚齋每歲就譯司於客語、崑陽蘭化千里學飜譯於崎陽、乃草創中興休明隆盛之業、所以開基焉也、不佞茂質亦嘗遊於崎陽、每私於客館、其習染薰陶之久、頗有通曉從服也、因欲飜譯彼內外方技之書、以救生民之大患焉、蓋斯業一成、則其功與夫經術文章禪定戒律並馳於世者、未可謂全不易致已、

〔梅里餘稿雜與紀事〕先師梅里先生〇杉田成卿を祭るの文

先生は蘭人に面談したまひしことはなかりしよしなれども、蘭語蘭文には甚だ熟したまへりとぞ、嘗て譯司と會し筆談を試みたまひしに、譯司負を取り、さらばとて舌戰を試みたまひしに、舌戰にも亦譯司窮したりとて、其頃の書生間に一美談として語り傳へき、

先生の綴りたまひし蘭文、今傳はる者甚だ少し、道普序文の如きは、年少の時に作りたまひしなり、晩年の作に、玉川紀行二篇あり、最も名文なり、漢文の風雅なる如きは、西洋文には嘗て無きことゝ、思ひ謬れる書生等に示さんとて、蘇東坡が赤壁の賦の趣を蘭文に寫したまひしことあり、〇中略門下生神田孝平謹で白す、

〔日本敎育史資料二十五洋學〕杉田家記

一文化二丑年六月廿二日夕、御用之義御座候而、御屋敷江罷出候處、從公儀御用之義御座候に付、私義、明廿三日、御城江罷出候樣被仰付候、依て明廿三日五ツ時、御留守居池上太兵衛同道罷出候所、於躑躅之御間、御老若樣方御列坐、御老中青山下野守樣上意御達有之、多年家業出精に付、御序を以、御目見可被仰付之旨、被仰渡候、其砌若御老中御取合御請御座候、其後七月廿七日、若御老中

松平能登守樣ゟ、直に私宅江御奉書被下置、明日御城江可被罷出旨被仰付候、依之翌廿八日、如前御留守居梅田大八同道、御城江罷出、御□□指上御目見仕、西御丸江も罷出、同樣御□□指上、謁相濟、御禮廻勤等、萬事無滯相勤申候、其翌廿九日四時、御上屋敷江召候而多年家業出精仕候段、達上樣御聽、御序を以、御目見可被仰付旨、於御國被遊御聽、手柄之至、殿樣にも、御滿足思召候由にて、御近習頭格被仰付、其上御加增五十石被下置、都合貳百貳拾石高に被成下候、

文化八辛未年四月　　當未七十九歲　杉田玄白㊞

津田右內殿

由緒書　本國武藏、生國陸奥、　杉田玄白養子總領　杉田伯元勤

一林大學頭樣ゟ、近年時々外國の事共有之候に付、御尋有之、尙又御尋の外にも、右樣の義、何によらず、心付候事も有之候はゞ、申上候樣被仰付候に付、繪圖の類、或は阿蘭陀書、並に右書致飜譯候草稿類、入御覽候、其內久々被留置候品も御座候、其後被成御逢度旨仰被下候に付、兩三度罷出候事御座候、然處文化六巳年九月廿二日夕、林大學頭樣ゟ、私江御達の義御座候段、御留守居中迄被仰越候に付、明廿三日五ツ時、御留守居同道、御同人樣御宅江罷出候樣被仰付、翌廿三日、市石喜繕同道罷出候所、私所持阿蘭陀書貳冊、公儀御用に付、被遊御留置候、依之白銀貳拾枚被下置候段、松平伊豆守被仰渡候旨、林大學頭樣ゟ被仰渡候に付、銀貳拾枚頂戴仕候、

文化八辛未年四月　當未四十九歲　杉田伯元㊞

津田右內殿

〔近世名醫傳〕一 杉田玄白子伯元　立卿

立卿、名豫、號錦腸、以字行、其生也、父玄白、年既五十四、最爲其所鍾愛焉、○中略年十九、義兄伯元嘗借和蘭眼科書於大槻玄澤、以示之父、父大喜曰、是吾常所渴望也、卽使玄澤飜譯、玄澤以無暇辭之、乃命立

卿曰、汝能卒此業、則足以償我宿志、勉旃、立卿從此、反覆講究者積年、而後稿略成、猶恐有誤謬、不肯示之人、會譯官馬場佐十郎、以公事來館于司天臺、立卿就受教、訂正譯稿、著眼科新書五卷、比書成、玄白年八十三、見之欣然曰、兒能成宿志矣、後述黴瘡新書五卷、亦紹父志也、佐十郎之在司天臺也、譯遭厄日本紀事、未卒而歿、官命立卿及青地林宗使繼之、

〔近世名醫傳　一〕大槻玄澤 子玄幹

大槻玄澤、名茂質、字子煥、陸奧人也、家在磐井川上、因自號磐水、父名茂蕃、稱玄梁、以醫仕一關侯、〇中略時前野良澤、亦以蘭學鳴于世、玄澤乃又執贄良澤、夙夜刻苦、良澤感其篤志、特傾倒授業、玄澤精於蘭學、實基于此、後又遊長崎、益窮其蘊、仙臺侯召爲侍醫、待遇甚渥、聲譽益隆、文化八年、幕府命譯蘭書、蓋本台旨、譯述洋書、以玄澤爲始、醫林相傳爲榮、

〔蘭學階梯　上〕例言

一吾ガ藩〇仙臺ノ清菴建部先生、世々瘍醫ヲ掌リ、専ニ和蘭ノ法ヲ守ル、余二世師トシ事フ、先生嘗テ患フ、其法和蘭トハ云ヘドモ、傳來マデニテ、疑ハシキコトノミナリトテ、常ニ余ガ家大人及ビ餘ノ門弟子等ト共ニコレヲ話リ、其書ニ就テ眞術ヲ求メン事ヲ欲スレドモ、能ク此學ニ通ジタル人ヲ得ザルコト、殆ンド三十年ニ及ベリ、近時鷧齋杉田先生ノ和蘭ノ書ヲ飜譯スルノ業ヲ、東都ニ首唱スルト聞テ、欽嚮ノ餘リニ、余ガ家大人等ト共ニ、千里ニ笈ヲ負ントス、然レドモ倶ニ老羸シテ、山川跋渉ノ艱ニ堪ズ、乃チ東都ニ住ル門人某ヲ介トシテ、鷧齋先生ニ書信ヲ通ジテ、往復スルコト再三ニ及シガ、二先生ノ宿志、暗ニ契合スルコト、實ニ四海ニシテ比肩、千里ニシテ同情ナリ、其奇遇ノ由詳ニ往復書牘ノ中ニ具ス、後チ遂ニ令子亮策及ビ余ヲシテ鷧齋先生ノ塾ニ就カシム、二人命ヲ奉ジテ從事スルコト此ニ年アリ、余ガ短才謭劣ナリトイヘドモ、研精講究ノ功ニヤ、僅ニ其藩籬ヲ窺フコトニハナリヌ、頃ロ同臭ノ士來テ、此學ノ大法ヲ示サンコトヲ請テヤ

マズ、故ニ不才ヲ顧ミズ、此編二卷ヲ著シテ、其需ニ應ズ、初卷ハ此學ノ職トシ由ル所ヲ記シ、次卷ハ其學ノ大要ヲ示ス、瑣々タル小冊、其要ヲ盡スニ足ザレドモ、惟其略ヲ擧テ、初學ニ便ス、塗轍一タビ定ラバ、豪傑ノ士四方ニ起リテ、其業ノ成ランコト足ヲ跂テヽ竢ツベシ、此レ余ガ願フ所ナリ、〇中略

天明三年癸卯季秋初吉　　東奥玄澤大槻茂質子煥父識

〔近世名醫傳 一〕宇田川槐園（子榛齋　孫榕菴）

榕菴美濃大垣藩醫江澤養樹之長子也、榛齋愛其才性、養爲子、養樹者槐園入室弟子也、榕菴風神秀徹、少好物產學、時采藥於山野、以徵其說、及長受洋學於馬場穀里、析理精敏、夙有聲譽、每蘭人入貢、榕菴輙就其客館、筆語應對如流、蘭人屢賞焉、文政九年、受幕府命、繙譯洋書於司天臺、歲賜銀二十錠、天保四年、著植學啓源三卷、七年幕府賜俸五口、賞多年繙譯之功也、十年所著舍密開宗十八卷刻成、榕菴半生精力、盡竭於此二書、其辨物之精、窮理之微、洵足以裨益後學云、弘化三年歿、齡四十九、

〔平賀鳩溪實記 一〕平賀源內讃州退去の事

忠藏（〇渡邊）の弟子ども、源內を信仰せず、評判宜しからざれば、紅毛の通辭へ便りて、蠻語を學び、或は蠻國の珍器を求得て、おのが工夫をこらし、才に任せて工しゆへ、細工に於ては、紅毛人も舌を卷けると也、

〔日本敎育史資料 二十五 洋學〕紫川箕作先生之墓

先生幼喪怙、養於母萬波氏、性穎敏、日務讀書、及長遊京師、研究醫書、文政壬午、擢爲侍醫、後從公觀役於江戶、當此時、榛齋宇田川翁、盛講西洋醫學、先生往聽其說、大奇之、幡然改轍、專攻洋學、不數年、業大進、天保己亥、幕府命補司天臺譯員、安政癸丑、魯西亞使節來長崎、幕府遣筒井川路二公、往接之、先生奉命從行、其明年再來下田、以定條約、先生皆與其議、官賜銀賞之、安政乙卯、溫恭大君、召而賜謁、世栄

之、其明年、官建洋書調所、擧先生爲教授職、文久壬戌、擢列幕籍、班在儒者次、先是先生無嗣、養門人佐佐木省吾爲子、早沒、以菊池氏子秋坪繼之、及先生入幕籍、省吾遺孤貞一郎、以嫡孫承其後云、癸亥六月十七日、病終於湯島之宅、距生寛政己未九月六日、得年六十五、葬白山淨土寺、娶大村氏、生三女、長適安藝吳黃石、次配秋坪、季配省吾、先生爲人剛直、持身極嚴、其逢浮華輕薄之人、面折無所諱、然至老幼婦女、温然欵接、故人畏而愛之、暇輙逍遙風月、吟咏自樂、常戒子弟曰、凡爲學者、勿要速成、唯念々不離學、則所得自多、著有外科必讀、泰西名醫彙講、泰西史影、泰西大事策、西史外傳、八紘通誌、八紘勝覽、三才緒正、知正鏡原、爲毛筆乘等、是爲銘、銘曰、洋學之起、志醫者多、其志史學、世有幾何、能讀難讀、條理明暢、遠西治亂、視之掌上、職方有闕、陞爲幕臣、誰繼其響、嘻矢斯人、

慶應紀元乙丑五月　　仙臺大槻清崇撰

〔近世名醫傳（二）箕作阮甫 子省吾〕

省吾、名寛、字玉海、陸奥人也、少有奇思、西遊京師、從摩島松南、仁科百谷而學、既而歷遊西南諸州、凡過名山大川、必踰險冒阻、探幽窮源而止、數年後、來江門、從箕作紫川受醫學、學業日進、紫川愛其精敏、養爲子、妻以女、省吾益奮發、刀圭之暇、潛思於地誌、多購西洋地理書、參互譯述、著坤輿圖識及萬國全圖、皆行于世、先是新井白石著采覽異言、世始知環海自有五大洲、後山村昌永爲之增補、其書頗備然其所載大都皆係百餘年間事蹟、未免疎脫乖戾、及省吾之譯出、然後近今各國之盛衰沿革、瞭然如指掌云、

〔日本教育史資料二十五 洋學〕侍醫兼督學法眼緒方洪庵之墓

按狀君諱章、字公裁、緒方氏、大神姓、原稱三平、後改洪庵、備中足守人、○中略 父惟因、母石原氏、有三男一女、嫡子殤、次子惟正嗣家、君即季子、年十五、從父祇役于大阪邸、君偉岸而弱、不能從事武技、自期爲醫濟人、因從洋方醫中天游學四年、閲當時繙譯之書略盡、又言、身不讀西文、竟有一屑之隔、年廿二、東游

江戸、入坪井誠軒之門、君貧、先授人賣歳許哀謝金、始得執贄、已而資復竭、或造義眼自給、冬日披弊衫、師憫其窮、脱衣與之、師矮人、君長人、衣短膝露、人哄之不屑也、刻苦不已、學大進、爲塾長、又旁就宇田川榛齋質疑、凡六年、西遊長崎、親炙荷蘭醫三年、再至大阪、始開業、復舊氏、稱洪庵、時年廿九也、自是名聲籍甚、生徒雲集、乞治者塡于門、列侯東覲、經大阪者罹病、必求診、木下侯召見、給俸八口、爲藩侍醫、年五十三、大府有徵命、君固辭再四、徵急强起、應命東來、乃拜侍醫、爲法眼、兼督醫學校、時校創立、君設科立則、子弟有所矜式、來學者日衆、居未久、遽病歿、實爲文久三年癸亥六月十日、年五十四、葬于駒込高林寺、君爲人温厚、喜怒不露乎色、事親孝、足守去大阪六十餘里、往復費月餘、君每歳歸省一二次、擧其俸供菽水、有微恙、必走侍湯藥、父歿喪盡哀、每値誠軒・榛齋天游忌日、設牒祭影像、如事生、與人交不狎侮、致後生、從材而育、待之寛、有過失輙嚴戒、門徒千餘人成家者孔多、性廉不染俗醫貪鄙惡習、貧人延治、必躬往、不論謝之厚薄、世稱之、又喜國雅、著作頗富、上木傳世者、有病學通論、扶氏經驗遺訓、虎狼痢治準等、其餘存于家、○中略

慶應三年丁卯春三月　　茶溪古賀增撰

〔近世名醫傳二〕福田浩齋

福田浩齋名太忠、稱宗禎、上野吾妻郡人也、嘗遊江都、執贄於市河寛齋、既而從二宮桃亭、學古醫方、及歸鄕開業、其術大行、嘗療一病者、百方不治、偶讀某氏所譯和蘭內科書、論病理及治法甚悉、乃試之果驗、於是始講究蘭方、久之自奮曰、閱邦人譯書、猶隔靴搔痒、不若紬繹原書以窮其蘊也、於是延善蘭學者館之、就先受其文典、時浩齋醫名大噪、乞治者麕集、浩齋晝則執業、及夜讀書、兀坐對燈、率至雞鳴、如此者數年、學大進、乃譯傑氏兒十卷、遂病名辨疑四卷、將上梓、未果而逝、

〔環海異聞八〕言語第二十二

天文

天、ナ、チーポー、

ナ」といふ事を上に付る辭多し、〇中略

右言語一編は、彼〇魯西亞國語、萬分の一成べし、尤漂客等覺違、聞違、或は彼土音を訛する事も多かるべし、又遺忘せるも多き趣なり、彼人と雜居せるの間は、可なりにも用の辨ずる程は、對話も出來し様子なれども、長崎以來、彼が手をはなれて、既に一ケ年に及ぶ事故、是より設けて問糺す事共も忘失せりとて答へざる事多し、又固より頑愚の賤民、聞見に疎漏にして、覺ゆべき事をも聞えざるは、遺憾なりと思ふ事は、此言語のみならず數々なり、

〇按ズルニ、本書ハ大槻茂質ノ著ナリ、

〔環海異聞〕環海異聞序例附言

寛政五年癸丑の冬、我仙臺の舟子等、江戸江運送の糶を載せ、其十一月廿七日、其船を牡鹿郡石巻港に開帆して、奥州岩城の海上逆風に逢ひ、洋中に漂ふ事數日、翌甲寅の夏六月上旬、極北の僻島オンデレーツケと云所に漂著す、此島北亞墨利加州に係るべき諸島の一といふ此地、近時魯西亞國より併せ有てるの處とぞ、故に在留の本國人、漂客等を憐みて、撫育を加ふ、依て足を爰に止る事十ケ月餘、翌乙卯四月初旬、本國船廻揖の便を以て、漂人等をも内地江連れ送り、其六月下旬、オホーツカといふ湊に著岸す、〇中略此歳〇享和二年彼國、我日本へ使節を遣さんとす、其六月の末、發帆の便船を以て、漂客津大夫、儀平、左平、太十郎の四人を護送す、

〔外交志稿二十四學術宗教〕長崎譯官ノ才學アル者ヲ撰ビ、露英兩國ノ語學ヲ學バシム、五年戊辰、〇文化更ニ譯官ニ命ジ、兩國ノ語ヲ兼學セシム、

〔外交志稿二十四學術宗教〕文化十年癸酉、馬場佐十郎ヲ松前ニ遣リ、露囚兀老尹莫烏爾等ニ就テ、露語ヲ學バシム、

〔模烏爾陳情表譯〕文化九申年六月、但馬守歸府之節持參、
同八月六日、本書橫文字相添、於溜間御月番、
伊豆守殿へ、但馬守直上ゲ、

一モウル存寄之儀申聞候橫文字反譯爲仕候書面

小笠原伊勢守
荒尾但馬守

魯西亞人モウル存寄之儀申上候橫文字書面反譯書〇中略

一右魯西亞人モウル存寄申上候書面、可相成丈者、本文ニ有之候詞を以、反譯仕候得共、其文悉く簡古に御座候ニ付、無據所々文字を加へ候所も有之、且又文字を加へ候ても、猶又意相分兼候處者、同人口授を請、朱印を以注解仕差上申候、〇中略

一言語連綴仕候方、誠に此方抔とは各別之違にて、種々轉廻不仕候ては、此方言語に相成不申、甚敷に至候ては、首尾倒置仕候て、漸此方書面ニ相叶ひ候處も有之候間、反譯所々、右樣に相認候處も有之候義に御座候、尤是又可相成丈本文之通、前後不仕樣心掛候に付、却而熟語も仕間敷、文意も相分兼候ヶ所も有之候義と奉存候、〇中略

申五月　村上貞助

〔拙堂文集跋六〕謨烏爾陳情表跋

謨烏爾魯西亞人、文化中從兀老尹來蝦夷、同被拘留、衆之逃獄、謨烏爾獨留不肯從、及箱館奉行有所問、即以書對、辭義慷慨、可謂廝中一男子矣、且其末叙拂郎察之亂、頗爲新聞、乃手寫之、與遣厄紀事併存以完本末、

〔北槎異聞序〕此書、錄する所、たゞ漂民等が聞見の及ぶところによるなり、固より道ふに足るもの

なし、且其土地人物草木鳥獸の名號、幷に事爲語言、ひとへに其彼等が口舌に依て記す、彼れ異氣異風の郷に在りて、異音異言の人と應接す、其言説聽聞の間、豈轉訛差誤なからんや、其事理を推し、訛誤を察し、信ずべきを取り、疑はしきを捨んことは、讀む人の胸臆に在り、

篠本廉

○按ズルニ、本書ハ、伊勢國人幸大夫磯吉等、天明二年露國ニ漂流シテ寛政四年歸朝シタル顚末ヲ記セルモノナリ、

〔北槎異聞　四〕魯西亞語

曠日の用を待つ者は、收藏敗鼓の徼に及ぶ、山海の大を爲す者は、細小を辭することなし、故に零星碎語彙して編末に置、然れ共彷彿音響ついに鈔取の數にあらず、聊目前の遺を拾ふ、豈日後の用に備ふと云はんや、

○按ズルニ、本書此後段ニ天文地理時令等ノ項ヲ分チテ露語數千ヲ揭ゲタリ、

〔近世名醫傳　一〕藤井方亭

藤井方亭、名俊、字士德、伊勢人也、○中略遂決意陰出鄕、游江戶、執贄於宇田川榛齋、鑚研和蘭醫方、當時之於蘭文字典、方亭手謄寫通普華兒麻全部、以備左右、既而學漸成、開業於淺草鳥越町、名聲日揚、請治受敎者陸續四集、○中略次子三郎、長於天文數理諸學、別受俸廿口、無幾幕府召爲天文學譯員、三郎幼聽慧夙志英學、著英文範、蓋是爲講英學之始、不幸年僅三十而歿、

〔漂民錄一名漂流人聞書又漂流談〕宇佐浦傳藏同人二弟五右衞門中ノ濱浦萬次郎漂流始末聞書○中略

亞墨利加詞　乾坤時候之部○註略

天（ヘブン）　地（グラヲン）　日（シヤン）　月（ムウン）　星（シタアン）　北極星（ノウスタン）○中略

右同氣形之部

牛(ホロユウ)　馬(ホウス)　犬(ドッグ)　猫(キャッ)　虎(バヤ)○中略

但萬次郎儀日本ノ鳥類、未ダ夫々不相辨候ニ付、聢ニ引當不相調候事。○中略

レイロウ瀧○下ニ有蒸汽車圖

車仕掛ニテ陸ヲ行ク火船ノ由

萬次郎自分圖シ有之、其儘之寫也、

○按ズルニ、本書記スル所ニ據ルニ萬次郎等ハ、天保十二年ニ漂流シテ、嘉永五年ニ歸朝セリ、

〔外國事件書類雜纂十〕辰○安政三年九月十二日應接書○中略

一前書、此度之英夷應對通辨、いかにも不埒ひたと差支候程之義に御座候間、蘭人に而も加へ候はゞ、相辨可申候得共、是も前書之地合ゆへ、差加申度無之、下田箱館に候得ば、右等之取計も出來不申、且通詞共江英語修行の義も兼々申渡有之候處、是迄之姿にては、進方薄く、野朶等之注文書にても、出島江蘭都に遣し候次第之處通辨にも蘭人を呼出し候樣ニテハ、彌通詞共心弛候而、英學勵方薄く相成可申、殊に此度之應接は、此方ゟ申談候廉少く、彼方よりは、先は何事も別に不申出方宜候間、旁以通詞共相寄、何樣ニモ相辨候樣申付候、彼方マタロスニ、少々計蘭語心得候者有之候を呼出し候得共、是迚も甚ふらちにて、扨々困入申候、込入候談等有之節は、右樣之事にては、何分行届不申候間、石見守著候はゞ、得と談判仕、通詞ども、英學勵方、今一段仕法取調候樣にも可仕哉と奉存候。○中略

九月十四日　對馬守

河内守樣

左衞門尉樣

筑後守樣

〔華英通語〕凡例

庚申之春、余從某君航海、至桑方西斯哥港、適得清人子卿所著華英通語一篇于在港清商、仲夏歸默之後、乃欲上梓以公諸同志焉、蓋子卿之舉、素在由外客之言語支離應接難通而者焉耳、頃年我皇國亦然、開港已來、蕃舶輻輳、日加一日、有司商賈、事管貿易者、咸有通譯之急、而刊行諸書、能爲其楷梯者或鮮矣、今也適得此篇之宜譯焉、以答國家之急務、而余學英語日猶淺矣、素非其任也、如子卿則不然、已抱命世之才、而親炙英人之塾、千瑳萬切、是譯之務、是以其著書、音之與義、雅正而着實、莫毫可間然矣、但其所譯皆用其國字、故學者自非諳支那音者、則縱令解其義、弗能識其音也、況賈豎牙儈之輩乎、此乃余所以甘淺陋而譯之也、世之君子、苟不問其和譯之好否、直就其原譯以探索其音義、則其弗爲子卿者殆希矣、

語中無和譯者、或有本邦全無名物者、或雖適有類似者、以穩當未詳、故不妄下譯、

義譯主存英語之意、故間有與原譯齟齬者、然漢譯亦未可保必無誤謬也、看官勿慢罪和譯之杜譔、

義譯之語不厭鄙俚、勉用俗語、且以國字書之者、則非啻爲傭人不知丁字者、亦欲爲外客學我土音者之一助耳、

音譯國字内有小字者、要急口低音口内讀之、

ウヮ附濁點者、ブパ與ウヮ之間音也、

ヌ字要急音與上字合讀之、稍近於ン音、而自有別、

萬延元年庚申仲秋　福澤範子圍誌

〔嘉永明治年間錄十五〕慶應二年七月、英佛學傳習所ヲ橫濱ニ開ク、

橫濱に於て、英。佛。學。傳習御開きに相成候に付、右傳習相願度者は、其頭支配より名前差出し可申旨、縫殿頭殿被仰渡候間、早々名前取調、西丸抽者共へ御申聞可有之候、

〔嘉永明治年間錄十五〕慶應二年四月、修學ノ爲メ、英國ニ滯留ヲ許スノ達、

縫殿頭〔殿〕渡書付　今般英吉利國へ留學の者被差許候間、當主並に子弟厄介にても、有志の者、名前書早々差出べく候

〔東京學士會院雜誌十二編二〕故東京學士會院會員村上英俊ノ傳

村上英俊、幼名ヲ貞介ト稱ス、文化八年二月八日下野國佐久山ニ生ル、〇中略十八歲ノ時ヨリ、津山藩醫宇田川榕菴ニ從ヒ蘭學ヲ修ム、天保五年、父ヲ亡フ、同十二年、信州松代ニ至リ開業ス、後松代藩ニ事ヘ、佐久間象山ト相知レリ、氏常ニ、化學ノ要用ナルヲ悟リ、蘭書ノ中ニベルセリユースノ化學書アルヲ聞知シテ、之ヲ閱讀セント欲シ、語次佐久間ニ謀リ、遂ニ長崎ニ在ル蘭人ニ就キ、其書ヲ本國ニ求メシメ、翌年ニ至リ送致セシガ、其齎ラス所蘭書ニアラズシテ佛書ナリシカバ、頗ル失望シ、其爲ス所ヲ知ラザリシガ、佐久間勸諭シテ曰再ビ蘭書ヲ購フトセンカ、一年若クハ一年半ノ日子ヲ費サヾルヲ得ズ、幸ニ、藩邸ノ庫中ニ佛蘭西字典一部アリ、之ヲ好機トシ、佛書ヲ講ズル如何ト、茲ニ始メテ佛學ヲ研究スルノ志ヲ興セリ、時ニ嘉永元年三十八歲ナリ、是ヨリ專心一意纔ニ一部ノ字書ニ依リ、夜以テ日ニ繼ギ、勵精一年餘、其業稍ク成ルヤ、齒牙半ハ頓ニ脫落セリト、當時師授ニ依ルノ道ナク、獨力以テ爰ニ至ル、其刻苦思フベキナリ、佐久間氏ノ能ク佛國ノ形勢ヲ知リ、又其兵制ノ美ヲ知リ、之レヲ我國ニ採用スルノ基ヲ開キシ等、氏亦與リテ力アリト云フ、同四年、江戶ニ出テ深川ノ藩邸內ニ住シ、著譯並敎授ヲ任トス、同六年、三語便覽ヲ著ハシ、安政二年、五方通語ヲ、同四年、佛蘭西詞林ヲ著ハセリ、同五年、開成學校ノ敎授トナリ、居ルコト四五月、外國方飜譯方ヲ命ゼラル、官務ノ餘暇、佛蘭西詞林ヲ增補シテ、殆ド五千葉ニ上レリ、其字書ヲ編輯スル、前後十有餘年ヲ費シタリ、以上ノ著譯等、當時皆此學ノ指鍼ト爲レリ、

〔外交志稿二十四學術宗敎〕嘉永元年戊申、佐久間啓其主眞田幸貫〇松代ノ命ニヨリ、和蘭人「ベウセル」ノ書

ニ據リ、（中略）洋式ノ砲ヲ造ル、（中略）同藩醫員村上英俊曾テ蘭學ニ從事シ、啓ノ說ヲ聞キ、慨然轉ジテ佛學ニ從事シ、後遂ニ一家ヲナス、邦人ノ佛文ヲ讀ム、此ニ始ル、（象山手錄、茂亭筆記、）

〔加藤弘之筆記〕佛蘭西語學ハ、長崎ノ譯官ニ始マリタレドモ、別ニ江戸ニテ村上英俊（信州松代藩士）ト云フ人之ヲ始ム、其門人ニ小林鼎輔、林正十郎（後ニ欽ト改ム）二等、專ラ學修シテ幕府開成所ノ教員トナレリ、又別ニ雲州藩ノ入江觀寮ト云フ人、横濱ニテ直接ニ佛人ニ從ヒテ學習シ、之モ開成所ノ教員トナレリ、此人ハ後ニ佛國ニ留學ヲ命ゼラレ、留學中死沒セリ、其頃ハ文郎ト改名セリ、

〔蘭使日本紀行十〕其後長崎奉行ハ、一二ノ出島譯官ヲ黜陟セリ、此譯官長吉兵衞ヲ退ケ、其子新吉術語ニ熟セルヲ以、上譯官トナセリ、又一少譯官アリ、平手與左衞門ト稱ス、別ニ「プラスマン」ノ稱アリ、頗ル獨逸語ニ通ズ、乙名ト稱スル吏アリ、猶東印商會倉庫ノ守護者ト云フガ如シ、給料少カラズ、譯官ハ孫平、助右衞門、八左衞門、七藏及ビ與左衞門ナリ、此輩諸事ニ關係スルヲ以テ、之ヲ缺ケバ、何事ヲモ爲ス可ラズ、

〔近世名醫傳三〕司馬凌海

司馬凌海、名盈之、字子黼、號損軒、本姓島倉佐渡人、世以農爲業、至凌海始學醫、乃讓家於弟某、改姓司馬、蓋以島與司馬邦讀相近也、（中略）凌海、才力英邁、兼學六外國語、最精於獨英蘭、往年、獨逸醫繆兒列爾之應聘來朝也、未有能以彼國語應接之者、先是凌海學其語、至是僅五個月、乃出接之、言辭爽快、毫無所澀滯、繆兒列爾嘗問曰、君留學我國幾年、其鋭敏槩此類、

〔獨逸語學雜誌〕獨逸學の由來　文學博士加藤弘之君述

獨逸學を一番早くやつたのは誰であるかと申すと、卽ち先頃（明治三十二年）八十二歲の高齡で長逝された市川兼恭（かねのり）君（當時齋宮と呼べり）と拙者との二人である、此二人が獨逸學を始める前からの由來を少し話さなければならぬが、確かには覺えぬけれど、何でも文久元年位のこと、思ふ、今

日から云ふと丁度三十八九年前と思ふが、普魯士國から、條約を結ぶ事に就いて、使節を江戸に差越したことがある、其時に普魯士國王からして、幕府に電信器械を贈られた、それで幕府の內閣から蕃書調所(當時の洋學校)に電信の術を傳習することの命令を下した、で、市川君と私とが蕃書調所の教授であつたから、蕃書調所から選ばれて、電信を傳習することの命を受けた、〇中略向ふの普魯士人は英語を話して、さうして通事がそれを日本語で此方に傳へて呉れる、此方は英語を話すことが出來ないから、さう云ふ譯にして傳習をうけた、それが緣になつて、そこで二人で相談して獨逸學を始めることになつた、〇中略獨逸から條約を結びに來た位であるから、是れから交際も盛になるだらうし、決して英佛と違ふことはないから、獨逸學と云ふものを開かなければならぬ、然るに今迄獨逸學をやつた者は一人もない、是から吾輩二人が主になつてやつたらどうであらうと云ふことを相談した、相談はきたけれども、何分之を學ぶに誰も先生にする人がない、尤も獨逸の文法書や、或は其外の書物で、和蘭文と對譯したものが大分學校に在つたで、それで和蘭の書物は二人が讀めるから、それと對譯したもので一つやつて見やうと云ふことで、彌々さうすることにした、それは電信を傳習した翌年位であつたでありませうが、晝間は教授が急がしいから、夜中の業にして、吾輩二人と外にまだ一二人同志の人があつて、それ等と共に、和蘭文と對譯した獨逸の文法書や其外の書物を、大分研究したです、〇中略其內に大分獨逸の書物許りでも讀めるやうになつて來たから、まだ不充分ではあつたけれども、まづ學校に獨逸學科と云ふものを開かふと云ふ評議で、其事を建議して、遂に其建議が採用になつて、生徒を入れやうと云ふことになつて來た、それがまづ始め研究した時分から大方一二年も經つた後でせう、〇中略英學には生徒が二百人もあつた、佛蘭西學の方は、生徒が英學の半分許りもあつた先生も英學程にはない、獨逸學が又佛蘭西學の半

分、卽ち五十人位も生徒が出來た、先生も少ない、さう云ふ譯で、段々御維新まで續いて來た、○中略御維新の時に、蕃書調所が一旦潰れて仕舞つた、蕃書調所と改稱し、尋て又開成所と改稱した、蕃書調所なるものは、維新より少し以前洋○中略明治元年の秋比、幕府の開成所を回復して、開成學校と云ふものを新政府が同じ場所に建てた、併し其時に英と佛の學科は置いたけれども、獨逸學科はまだ置かなんだが、明治二年拙者が校長になつた時に、獨逸學も矢張り必要であると主張して、舊幕府が置いたやうに置かなければならぬと云ふ議を建てゝ、さうしてそれを復た置くことにしたです、それからと云ふものは、英佛獨の三學科を置いて、盛に敎へることになつた、○中略右の如き次第であれども、今日に至りては、先頃八十二歲の高齡で長逝せられた市川兼恭君が、獨逸學を開いた功勞を知りて居る人は殆どない、實に歎かはしいことであると思ふ、

附洋學

洋語解禁ノ後ニハ、洋書ノ飜譯幷ニ彫刻ノ如キモ從テ行ハレシカド、幕府ヨリ每ニ掣肘ヲ加ヘラレ、學習スル人モ極メテ少カリシガ、嘉永以後外艦頻リニ來リ、國內安カラズ、是ニ於テ上下彼事情ヲ審ニセント欲シ、洋學ノ必用ヲ感ゼシニ由リ、安政中幕府遂ニ蕃所調所ヲ置キテ、外國ノ語學ヲ敎フルニ至レリ、蕃所調所ハ後ニ謂ユル開成所ナリ、尋デ又橫濱ニ修文館ヲ開キ、諸藩モ亦往々洋學所ヲ建テタリ、

〔海錄十五〕今吾邦に西洋の學盛に世に行はるゝこと、近く蘭化、昆陽、白石などより初れるよし人人云もて傳ふ、玄かれども、已に大永年間の著述にて、中國描談といふ書あり、その書、西洋の天文をとなふる權輿とも云べき歟、さて又伊曾保物語と云草子三冊あり、元和、寬永の比、やんごとなきかたのかゝせ給ふ書と、桂川氏いへり、最上氏話なり、此書蠻書を翻譯せし始なりとぞ、これら今の西洋學のよつておこれる所といふべし、　近來紅毛雜話、萬國新話、西洋雜記等、くさ〴〵あ

り、かゝる類ひの書は、後藤梨春が紅毛談はじめなり、また萬國の風土人物などかけるは、西川求林齋が萬國人物圖說、華夷通商考など印行せし初ならんか、

○按ズルニ、洋學ノ濫觴ハ、方技部天文道ヲ參考スベシ、

〔譯鍵凡例〕譯鍵凡例并附言

凡和蘭ノ醫書ヲ讀ント欲セバ、初ニ先ヅ字體、音韻及ビ呼法標式官金數秤等ノ符號ヲ認メ、次ニ冠履助詞及辭性ノ自別、對照ノ譯例兼テ藥品ノ名ヲ會シ、常ニ此譯鍵及ビラテン又バスタールドノ辭書ヲ机邊ニ備テ足ル故ニ、下ニ前項ノ梗概ヲ附刻ス、蓋ラテン、バスタールドノ書ノ如キ舶來少ヲ以テ人多ク購求シ、且謄寫スルニ苦ム、若シ他日善本ヲ捜索シ得バ、又活刻シテ同社ニ頒ント欲ス、

〔蘭學階梯下〕配韻

蘭化先生曰、i(シイ) yi(イ) wi(ウイ) 自ラ三音ナリ、此方イヰ二字アリテ、原來其音別ナレドモ、今相混ジテ辨ジ難シ、故ニイノ左角ニン字ヲ加ヘ、ヰノ字ニウイノ音釋ヲナシテ、其異ナルコトヲ示ス、u(シウ) wu(ウユ) 自ラ二音、此方唯ウ字一ニシテ別ナシ、「アイウエヲ」ノ韻字ノuハン字ノ促呼ナル者也故ニコレヲ加フ、e(シエ) ye(エ) we(ウエ) 自ラ三音、此方エヱノ二字アレドモ、今音相同ジ、故ニン字ヲ加ヘ、ヱノ音釋ヲナシテ分ツ、si se ti tu 此方ノシ、セ、チ、ツ、ニ似テ非ナル所アリ、故ニ合字ヲ以テス、予別ニ說アリ、o(オ) wo(ウオ) 自ラ二音、吾方オヲ二字アレドモ、今音別ナシ、故ニヲ字ニウオノ音釋ヲナシテ、其異ナルコトヲ知ラシム、詳ナルコトハ音韻家言ニ載ス、

〔蘭學階梯下〕修學

彼方ニテ、小兒ニ敎ル書ニ、「アベブック」「レッテルコンスト」等ノ書アリ、大抵此等ノ敎ヘ方ナリ、長崎ノ譯家、業ヲ受クルノ初メ、皆先ヅ此文字ノ讀法、書法、幷ニ綴リヨウ、讀ヨウヲ台點シテ、後ハ「サ

ーメンスプラーカ」トテ、平常ノ談話ヲ集タル書アリテ、コレヲ云ヒ習ハスナリ、是其通辨ヲ習フノ始メニシテ、譯家ノ先務トスル所ナリ、是ヲ理會シテ後ハ、「ヲツプステルレン」トテ、其文章ヲ書キ習ヒ、先輩ニ問ヒ、朋友ニ索メ、或ハ和蘭人ニモ正シ、其功ヲ積テ、合點スルトキハ、自在ニ通譯モナルナリ、右ノ階級ヲ歴テ學ブハ、本式ノ敎ヘヨウナレドモ、長崎ニアラズシテハ成リ難キコトナリ、殊ニ吾ガ門ニ游ブノ徒ハ、通辨ヲ業トシテ、其傳譯ヲナスニハアラズ、惟其書ヲ飜譯セントノ業ナレバ、ナルタケ一語ヅヽモ言辭ノ數ヲ覺ヘ、讀書ノ間、助語等ニ心ヲ著ケ、其文章前後上下ノ語脈ヲ貫通シ、語路ノ連屬等ノ趣キヲ熟シ得ベシ、先ヅ初メハ怠リ無ク、單ヘナル言辭ヲ多ク記臆スベシ、譬ヘバ、右ニ云フ如ク、*hemel* ト五字ヲ寄テ、ヘーメル」ト讀テ、天ノコト、*aard* ト、四字ヲ合セテ「アヽルド」ト讀テ、地ト云フコトナルノ類ヲ知ルナリ、此ノ如クニ、一語二語ヅヽモ習フニ從ヒ、聞ニ任セ、別ニ一小冊子ヲ作リ、アベセ二十五字ニテ、部類ヲ立テ置キ、「ヘーメル」ト云フ語ヲ得レバ、*h* 字ノ部ニ記シ、天ト云譯字ヲ添ヘヨ、右ノ如ク、心ナガク書集ムベシ、即節用集ノ趣キニテ、只前ニ蘭語ヲ出シ、後ニ邦語ノ譯字ヲ記シ置クナリ、斯クスレバ、四五百言ヲ暗記スルコト、暫時ノ間ニシテ、其後ハ其書ヲ讀ミ、其文義ヲ解スルコトモナルモノナリ、

〔采覽異言上〕凡例

一西人山海輿地全圖、明儒所譯、方國及人物名、美質諸西人之言、率多紕繆、大抵西方音多字少、故記其言、字有合成、而無音所遺、中土字多音少、故翻彼語、音有轉假、而無字可該、且絕域殊譯、歷代異稱、而中土之人各隨所聞、轉假用字、其音所託亦皆在彷彿間耳、我今所譯其端在於別音、凡聲音所象一如琴之有譜、按譜求音、則殊方之言可盡譯也、若其義例具詳于譜、故不贅焉、

〔東音譜〕凡例

一是書本爲記異言而作、外國之音、與中國異、故今音釋取義、亦多與舊說不合、覽者恕焉、

〔東音譜序〕凡聲音轉假、多在彷佛間、且所用之字、古今方俗、各自異音、豈能得無傳訛哉、美昔在前代、辱奉明旨、訪問殊俗、采覽異言、竊自以謂、五方之音、本非文字之可該、音託於字、不如音托於音之近也、古者樂曲有譜、蓋倘音也、東方音韻之學、舊有母字、今當借之以記其言、其字如琴譜、而五音七聲、莫不具備、用之之法凡一音一字、其音難可一字該、必合數字、從衡展轉、呼吸闔闢、足以括天下之聲、古人創意之妙亦至如此、豈其不奇也哉、美雖不敏、亦有取焉、略定其例、因作之譜、以便覽我所記之言者、此年實享保己亥冬十二月甲子序、源君美、

〔東音譜〕凡例

一凡字各有發送餘收之聲、而二合三合四合之音、所該者多、故今所字例、凡一定之中、以發聲爲頭、以餘收二聲爲尾、送聲在其右傍、而餘聲亦有初發之餘、有送氣之餘、詳見于譜、

〔解體新書序圖〕凡例

一譯有三等、一曰翻譯、二曰義譯、三曰直譯、如和蘭呼曰價題驗者即骨也、則譯曰骨、翻譯是也、又如呼曰加蠟假價者、謂骨而軟者也、加蠟假者謂如鼠嚙器音然也、蓋取義於脆軟、價者價題驗之略語也、則譯曰軟骨、義譯是也、又如呼曰機里爾者無語可當、無義可解、則譯曰機里爾、直譯是也、余之譯例皆如是也、讀者思諸、

〔譯鍵凡例〕譯鍵凡例 幷附言

八萬ヲ三萬ニ省略シテ照檢ニ窘窒ナク、却テ優便ナルハ、新ニ三ツ法ヲ設ルニ由ル、其一ハ言同シテ數義ヲ兼ル者、原書ニハ、一語必ズ一義ヲ附ス、今支那ノ字注ノ例ニ倣テ、一語ニ多義ヲ併ス、假令バ、アルス如、アルス則、アルス自、アルス時ト、四言ニ分記スル者、茲ニ下ノ三ツ條ヲ删テ、上ノ一語ニ、如。則。自。時。ト合注ス、其二ハ、兩語ヲ連接シテ、一言ト爲ル者、其上下ニ附タル助詞ヲ分離スレドモ、義解ニ妨ザルヲ删リ下ニ擧タル冠履ノ例ニテ、推領セシム、假令バ、本語ノコーケンハ、煮ナリ、

是ニドールヲ冠スレバ、熟煮スル也、本語ノウァルムハ虫ナリ、是ニウェイスヲ履スレバ虫狀ナリ、今其連接ノ言ヲ删除スレドモ、各其本語ニテ撿スレバ、則チ解ス、但シ本語ニ冠履ヲ接シテ、他義ニ轉ズルハ、全ク舊貫ヲ存ス、其三ハマーリン、ハンノット、其他ノ書ニ見ル所ノ辭、偶ハルマニ漏脫シタル者ヲ補入ス、

(一)ハ上ノ全語、(‥)ハ上ノ二字、(…)ハ上ノ三字、(……)ハ上ノ五字ヲ略ス、彫且植ノ勞ヲ省スルナリ、他義アルニ非ズ、

〔訂正增譯采覽異言 一〕凡例

一原本中所載ノ西語皆國字ヲ以テス、故ニ傳寫ヲ經レバ、必ズ訛誤多シ、故今此增譯中所載ノ西語ハ、皆塡ルニ漢ノ字音ヲ以テス、コレ全ク國字傳寫ノ誤アランコトヲ恐テナリ、然レドモ固ヨリ彷彿ノ間ニアルノミ、

一此書中ノ西語ノ合音ナル者ハ、國字ヲ合書ス、ウェチン、シャムノ類ナリ、引呼スル者ハ、字下ニ竪點ヲ加フ、アーケン、イーメンノ類ナリ、促呼スル者ハ、字下ニツ字ヲ小書ス、オッランド、メッカ以上皆地名ノ類ナリ、コレ先輩既ニ所定ノ例ナリ、

〔蘭學事始 下〕一昔長崎にて、西善三郎は、マーリンの釋辭書を全部飜譯せんと企しと聞しが、手初迄にて事成らずと聞けり、明和安永の頃にや、本木榮之進といふ人、一二の天文曆說の譯書有りとなり、其餘は聞く所なし、此人の弟子に、志築忠次郎といへる一譯士ありき、性多病にして、早く其職を辭し、他へ遜り、本姓中野に復して退隱し、病を以て世人の交通を謝し、獨學んで專ら蘭書に耽り、群籍に目をさらし、其中彼文科の書を講明したりとなり、文化の初年、吉雄六次郎、馬場千之助などいふもの、其門に入りて、彼邦文並に文章法格等の要を傳へしとなり、

〔外交志稿 二十四 學術 宗敎〕文政九年丙戌、伊豫松山醫員靑地林宗、氣海觀瀾ヲ譯述シテ、西洋究理ノ原ヲ

闕ク、是ヲ理學ノ始メトス、尋テ萬國輿地誌ヲ譯シテ、地學正宗ト名ク、青地林宗碑

〔蘭學事始上〕抑、頃は三月三日の夜と覺へたり、時の町奉行曲淵甲斐守殿の家士得能万兵衛といふ男より、手紙もて知らせ越せしは、明日手醫師何某といへる者、千住骨ヶ原にて腑分いたせるよしなり、御望あらば彼方へ罷り越れよかしと言文をこしたり、〇中略其翌朝〇中略各〇杉田玄白、前野良澤、中川淳庵等、打連立て、骨ヶ原の設け置し觀臓の場へ至れり、

一其翌日良澤が宅に集り、前日のことを語り合ひ、先づ彼ターフルアナトミアの書にうち向ひしに、誠に艫舵なき船の大海に乗出せしが如く、茫洋として寄べきなく、只あきれにあきれて居たる迄なり、されども良澤は、兼てより此事を心に掛け、長崎迄もゆき、蘭語幷びに章句語脈の間の事も、少しは聞覺へ、聞ならひし人といひ、齢も翁などよりは十年の長たりし老輩なれば、これを盟主と定め、先生とも仰ぐ事をなしぬ、翁はいまだ二十五字さへ習はず、不意に思ひ立し事なれば、漸くに文字を覺へ、彼諸言をもならひしことなり、

一扨此書をよみ始るに、如何樣にして、筆を立べしと談じ合しに、迚も始より内象の事は知れがたかるべし、此書の最初に、仰伏全象の圖あり、これは表部外象の事なり、其名處は皆知れたる事なれば、其圖と說の符號を合せ考ることは、取付きやすかるべし、圖の初とはいひ、かた〳〵先づこれより筆を取り初むべしと定めたり、卽解體新書形體名目篇これなり、其ころは、「デ」の、「ヘット」の又「アルスウェルケ」等の助語の類も、何れが何やら、心に落付て辨へぬ事ゆへ、少しづゝは記臆せし語ありても、前後一向にわからぬ事ばかりなり、譬へば眉といふものは、目の上に生じたる毛なりと有るやうなる一句、彷彿として長き日の春の一日には明らめられず、日暮る迄考へ詰め、互ににらみ合て、僅一二寸の文章、一行も解し得る事ならぬことにて有りしなり、又或る日、鼻の所にて、「フルヘッヘンド」せしものなりとあるに至りしに、此語わからず、是は如何なる事にてあるべ

きと考合しに、いかにもせんやうなし、其頃ウォールデンブック（辭書）といふものもなし、ようやく長崎より、良澤求め歸りし簡略なる一小冊ありしを見合たるに、「フルヘッヘンド」の釋註に、木の枝を斷ちたる迹、其迹「フルヘッヘンド」をなし、又庭を掃除すれば、其塵土聚り「フルヘッヘンド」すといふ樣によみ出せり、これは如何なる意味なるべしと、又例のごとくこじつけ考へ合ふに辨へ兼たり、時に翁思ふに、木の枝を斷りたる跡癒れば堆くなり、又掃除して塵土あつまればこれもうづだかくなるなり、鼻は面中にありて堆起せるものなれば、「フルヘッヘンド」は堆（ウヅタカシ）といふことなるべし、然れば此語は堆と譯しては如何といひければ、各これを聞て、甚だ尤なり、堆と譯さば正當すべしと決定せり、其時のうれしさは、何にたとへんかたもなく、連城の玉をも得し心地せり、如此事にて、推て譯語を定めり、其數も次第々々に增しゆく事となり、良澤のすでに覺居し譯語書留をも、增補しけるなり、其中にも「シンチン」（精神）などいへる事出しに至ては、一向に思慮の及びがたき事も多かりし、これらは亦往々は可解時も出來ぬべし、先づ符號を付置べしとて、丸の內に十文字を引きて記し置きたり、其頃不知ことをば、轡十文字と名けたり、毎會いろ〳〵に申合せ、考へ案じても解すべからざる事あれば、其苦さの餘り、それも又くつわ十文字〳〵と申たりき、然れども爲すべき事は、固より人に在り、成るべきは天にありの喩の如くなるべしと、如此思ひを勞し、精を研り、辛苦せしこと、一ヶ月に六七會なり、其定日は怠りなく、わけもなくして各相集り、會議して讀合ひしに、實に不昧者は心とやらにて、凡一年餘過ぬれば、譯語も漸く增し、讀に隨ひ、自然と彼國の事態も了解する樣にて、後々は其章句の疎き所は、一日に十行も、其餘も格別の勞苦なく解し得るやうにもなりたり、

〔外交志稿（二十四學術宗教）〕天保十一年庚子五月、蘭譯局ニ令シテ、年々和蘭呈スル所ノ歐州事情書は、原譯兩文ヲ進覽セシメ、更ニ長崎譯官ニ、通辨ノ外、横文ヲ熟讀セシム、

〔醫範提綱〕題言

一鷧齋杉田先生、創メテ遠西鳩鹿模斯撰ム所ノ內景書ヲ譯シ、解體新書ヲ著シ世ニ行ハル、此ヨリシテ、皆人始テ內景ノ實際ヲ窺フコトヲ得タリ、令嗣紫石先生、又家學ヲ勤メ、內外醫書ヲ飜譯シ、並和蘭ノ醫術ヲ唱フ、又磐水大槻先生、師命ヲ奉ジ鳩鹿模斯ノ原譯ヲ校訂シ、註證ヲ補譯シ、他說ヲ參考シテ、大ニ詳覈ヲ加ヘ、重訂解體新書ヲ著ハス、今榛齋先生勃郞始爾都、八爾歇印、協兒歇印、應斯盧烏等ノ諸名家、內景ノ數書ヲ譯輯シテ、醫範ヲ著ハス、凡ソ辭簡約ナレバ、要領ヲ得易ク、義詳密ナレバ、底蘊ヲ究盡ス、初メ解體新書ノ約說出デ、後ニ醫範ノ精詳ニ及ブ、天意ト云ベシ、

〔續々泰平年表〕安政四年十月十八日、亞墨利加使節儀、御用掛り堀田備中守殿御宅へ相越、此時國書之寫差上候ニ付、翌十九日、備中守殿初役々早朝登城、於柳之間御列座、右下書和解被仰付面々左之通、「蕃書調所々川本幸民、同次席高富五郎、津田新一郎、右三人へ和蘭文字、亞墨利加文字右兩樣御渡、「同次席手塚律藏、西周助、森山多吉郎、伊藤貫齋、右四人へ英吉利文字一通御渡、右三本之書、於柳之間御運座、十九日廿日兩日に和解差出候事、同廿五日、右五人、又々柳之間へ被召出、御遠座にて和解之內、三ヶ條御尋有之、一フルベエテレン、右兩人は改革と申意に和解申上、川本幸民は、尋と申意に和解申上、一事兩樣之處、御尋之意、至當に決著、猶又古賀謹一郎に、修正之字に當可然との評義に而相濟候事、「或云、改革之譯至當也、尋之譯字義相違也、ケイツル、帝に譯し、公儀な盛じ候事に一統に申上候事、公儀な帝と率候樣候樣如何、右樣ニテハ、京都へ被仰上候節、御差支之殿御尊之處、文意文字之處に而は、帝と譯し仕候外に、例も無之候間、京都へ御達之節は、乍恐畏召次第被仰上候、樣、右五人一同に申上候、一マイステト、右に、一統、陛下足下と申事に和解申上候事、右國書之大意は開國和親の上は、無腹藏交易之儀に付、此者申上候趣御聞届被成候はゞ、定而御承知と被存候と申中述之文意、外何之ケ條も無之、使節名札ケホルマフチフラ全權と申事の官名は、何樣之事にても、一決取扱候事、コンシユル奉行と申官名、セ子ラール大將と申官名、トウンセント姓、ハルリス名、右之通和解進上相濟候、

〔嘉永明治年間錄 六 上〕安政四年十月十九日、亞國書翰譯解ヲ川本幸民等ニ命ズ、并譯解、

昨十八日、亞國使節國書寫差出候に付、今日備中守殿始、掛り役々、一同登城、柳之間列座、右國書寫和解被仰付候面々は、蕃書調所川本幸民、高富五郎、津田新一郎、右三人へ、和蘭文字、亞墨利加文字、右兩樣御渡し、手塚律藏、西周助、森山多吉郎、伊東貫齋、右四人英吉利文字一通御渡し、右三本の書、十九日廿日兩日に和解差出可申事、

洋書彫刻并檢閱

〔拙堂文集〔六〕跋〕遭厄日本紀事跋

遭厄日本紀事十二卷、魯西亞兀老尹撰、附錄二卷、魯西亞利兀兒多撰、二人皆其職爲甲必丹、當我文化中、航海測量蝦夷地方、兀老尹與其下譔島爾等七人、登惠士呂府島、爲島吏被誘執、因於箱館、翌年利兀兒多以其國王命來乞於我、皆得譯還、二人各記其所聞見、以成此書、傳之於歐羅巴、累獨逸和蘭二譯、遂來於本邦、大府乃命馬塲貞由譯之、貞由書蒙命與兀老尹等筆談、至是又受儲胥之役、未卒業而死、幕府又命靑地林宗續補成之、蓋當時之事、散見諸書、且當時從事之人猶存、從而詢之、與是書吻合、余於是知歐羅巴人、於事精細非東洋人所及也、抑自北事起、我將士每不獲志、使人長大息、獨此役雖未足以張國威、而亦可絕彼窺覦之心、是獨可喜也、

○按ズルニ、德川幕府ニハ、海軍所飜譯方出役、外國奉行支配飜譯方等アレド、官位部ニ讓レリ、

〔日本敎育史資料〔十九〕洋學〕蕃書調所起源考略

一初メ蕃書調所ノ未ダ建タザルヤ、天文方ニテ幕府ノ官用飜譯モノハ、皆ナ取扱ヒシガ、米船ノ來リシ以來、譯文ノ用、急ニ繁ナルニヨリ、調所ヲ設クルノ擧ニ及ベリ、乃チ調所ハ、天文方ニ繼テ起リタルユヱ、左ノ書類ヲ參考セヨト云フ人アリ、因テ姑ク原文ノマヽ之レヲ載ス、

文化四年丁卯年十二月四日　高橋作左衞門江

林大學頭申談蠻書を以、地圖等仕立可申旨、堀田攝津守殿被仰渡、

同六己巳年正月廿八日　同人江

林大學頭相調候地誌、御用之內、異國に携候義、同人申談、取調可申旨被仰渡、

文政十二己巳年四月廿六日　山路彌左衞門江

高橋作左衞門取扱來候蘭書和解之御用、當分相心得相勤候樣堀田攝津守殿被仰渡、

安政三丙辰年五月十四日　同人江

蕃書和解御用被仰付置候處、此度蕃書調所御取建に相成、蕃書類飜譯等同所にて取扱候間、彌左衛門御役宅にては、向後和解御用相勤に不及、翻譯取掛り候書類も、一同蕃書調所へ相納候樣可仕旨、遠藤但馬守殿被仰渡、

是マデ洋學者ニテ、官用ノ飜譯ヲ爲シタルモノハ、皆天文方ノ手ニ附キタリト云、

〔追加〕

市中取締類集〔書物錦繪一九ノ八十九〕戊〇嘉永三年十月四日來ル、同九日ヒレ付返却、

左衛門尉殿へ相談もの　　錯付末に記

蘭書之儀取計方相伺候書付

館市右衛門

此度蘭書之儀ニ付、御書付之趣、醫書迄モ同樣之事ニ候、依之以來ハ、持渡之蘭書、不殘之書名、長崎奉行所江爲書出、奉行所之ゆるしを請候よりは、世上へ流布致し不苦旨申渡候間、向後右書上ニ洩候蘭書を取扱候歟、又ハ私ニ飜譯致し候もの有之ニ於ては、其書ハ取上ゲ、當人ハ急度可及吟味候、右之趣、別帳之通り、月番喜多村彦右衛門ゟ伺之上、南北小口年番名主へ申渡候、然ル上ハ、是迄御定之如く、御當地書物屋共伺出候共、蘭書飜譯之書冊、蘭方醫書之類、新板之儀難成筋ニ取計可申哉、又ハ右伺出候廉ハ、是迄之通申上、天文方且山路彌左衛門殿江御掛合之上、御下知可被成下候哉、

一今般申渡ニ付、市中一統相心得候儀には御座候得共、書物掛名主共ハ、其筋之役ニ付、猶別紙之通相達、書物屋共不洩樣可相心得段申渡候樣可仕候哉、右兩樣奉伺、則先日小口年番名主江申渡寫、并別段書物掛名主江申渡案相添、依之此段申上候、以上、

戊九月　　館市右衛門

書面蘭書取計方之儀ニ付、館市右衛門相伺候書付一覽仕候處、今般被仰出候御書付之趣ハ、以來持渡候蘭書取扱方御改正有之候儀と奉存候間、是迄持渡候蘭書之内を、此節飜譯致、開板之

儀申立候者有之候ハヽ、先定例之通相伺候樣被仰渡、開板成否之儀ハ、其筋取調相伺可申候、且書物懸名主幷書物屋共ヘハ、同人伺之通可申渡旨被仰渡、可然哉ニ奉存候、

戌十月　　市中取締掛

書面御向方類役取調申上候通被仰渡可然哉ニ奉存候

戌十月　　南市中取締掛

〔追加〕市中取締類集〔九ノ九十五 書物錦繪四〕弘化二巳年七月廿五日、伊勢守殿、原彌十郎以御下ゲ、

町奉行江

新板書物之儀ニ付、去ル寅年相觸候內、天文暦算蘭書飜譯世界繪圖蘭方醫書等之類、藏板致度存候輩者、向後天文暦算世界繪圖等ハ天文方之內江草稿差出、蘭書飜譯蘭方醫書之分ハ天文方山路彌左衛門方ヘ草稿差出、任差圖彫刻出來之上、壹部宛同所江相納候樣、向々江相觸可被置候、

右之通相觸候間、蘭方醫書之類、町板之分モ、何寅より山路彌左衛門方江草稿差出、同人より挨拶之趣を以、取計候樣可被致候事、

〔追加〕市中取締類集〔九ノ七十八 書物錦繪一〕蘭科醫書彫刻之儀ニ付申上候書付

鳥居甲斐守

泰西名醫彙講、彫刻賣弘之儀、淺草茅町貳丁目儀八店書物屋伊八願出候旨、町年寄館市右衛門申出候ニ付、去寅〔天保十三年〕七月、御書付を以被仰出候通、醫學館ニ改之儀及懸合候處、多紀安良ゟ下ケ札を以、近來蘭學盛に行れ、右樣之蘭書彫刻致候はヽ、漢土之醫學追々廢れ候樣ニ可相成候間、彫刻不致方ニ申聞候ニ付、漢土之醫學、追々廢れ候樣可相成之懸念一通リ尤之樣ニ相聞候得共、縦令者漢土之學術ニモ精粗有之、又蠻夷之書籍ニモ純駁無之とも難申、謂れなく蘭方醫書彫刻不相成と申も、事實偏倚ニ相聞可申、書籍漢蘭之無差別、精粗純駁を見極、彫刻申付候方、平坦ニ可有

之哉、尙又及懸合候處、醫家有用之書ニ無之、旁彫刻不致方ニ申聞候、專門之者にて取調候儀、彼是可申筋者無之筈ニ候得共、一體漢蘭之無差別、總而世敎ニおいて害に相成候書籍者彫刻差止候而已ならず、草稿迄モ取上候儀ニ御座候、且又西洋諸國之書籍者、兎角新奇之說を以、僞眼を眩惑爲仕候事多く、元より好ましからぬ儀ニ付、兼而抑留仕度候得共、天文暦數、醫術者、蠻夷之書とても、專ら御採用相成、既ニ官醫ニも蘭科專門之者も御座候上ハ、蘭科ニて治驗有之候藥方漢土之醫術ニは有用之書ニも有之間敷候得共、蘭科專門之者ニ於ては、極而有益之書に可有之も難計、純駁精粗之辨なく、只漢土之醫學廢れ可申との懸念、或は醫家有用之書に無之との見込を以、彫刻差止候者、一己之學ぶ所ニ而已偏僻仕、如何ニも狹隘之論ニ陷リ、却而廣く醫術精詣之者出來候樣、厚く御世話被爲在候御趣意ニも觸れ可申哉、專門之者ニは候得共、安良申聞候趣を以、治定難仕候間、是迄學問所ニ於て、書籍改方振合も可有之候間、一應同所御儒者存寄御尋御座候趣ニ仕度、依之草稿貳冊相添、此段申上候、以上、

二月　　　　　　　　　　　　　　　鳥居甲斐守

承付　書面之書籍伺之通、彫刻可申付旨被仰渡、奉承知候、

卯（天保十四年）二月十九日　　　　　　　　　　山路彌左衛門

對馬守殿　　　　　　　　　　　　　　　山路金之丞

〔市中取締續類集（十ノ二十一　書物五册ノ內）二〕

尾張殿家來上田帶刀著

一和蘭語法略圖　　壹册

右ハ去卯十二月、神明町家持書物問屋嘉七賣弘之儀願出候趣、館市右衛門申出候旨、草稿御間合

ニ付、一覽之上、賣弘之儀相伺置候處、藏板致不苦旨被仰渡候間、上來賣弘ニ相成候而苦かる間敷存候、則草稿江押切之上、右草稿却、此段御達申候、

辰（安政三年）三月

〔市中取締續類集 書籍十ノ二十二 五冊ノ内 三〕

淺草茅町貳丁目喜兵衛地借　書物問屋

一和蘭文典前編　壹冊　願人　伊八

本石町十軒店五人組持店　書物問屋

一增補蠻語箋　貳冊　願人　勝五郎

蕃書調所教授職出役

松平三河守殿家來

箕作阮甫校合

同人藏板

右相願候は、前書貳種共、天文方改濟ヲ以、和蘭文典之儀、去ル弘化三午年、蠻語箋之儀ハ、嘉永元申年中、伊八方へ引請奉願候處、賣弘難相成旨被仰渡候、然ル處、追々蕃書類賣弘相成候向々有之候ニ付、御憐愍被成下、右貳種賣弘之儀御聞濟被成下候樣奉再願候、尤前願伊八壹人之處、此度對談之上、勝五郎差加リ奉歎願候、

依之取調候處、和蘭文典之儀ハ、弘化三午年四月遠山左衛門尉殿御勤役中申上、山路彌左衛門殿へ御掛合相成候處、右ハ書肆賣本ニ不致、執心之者へ授與致候儀ハ不苦旨、藏板主へ申渡候書ニ付、書物屋ニ而賣弘之儀ハ何共御挨拶難及旨、御答ニ付、賣弘之儀ハ難相成段被仰渡候、增補蠻語箋之儀ハ、嘉永元申年九月、是又左衛門尉殿へ申上、天文方へ御掛合被成下候處、主膳正殿へ相伺

以洋學賣罰

候儀ニ有之、蘭書横文字原書開刻之儀、和蘭文典之外ハ、以來難相成旨被仰渡候、右蠻語箋ニ載有之候横文字ハ、原書開刻之筋ニ無之候得共、賣弘ニハ不相成方可然旨御挨拶有之、賣弘之儀難相成旨被仰渡候、

右之通御座候處、追々蕃書被行候砌ニ付、再願仕候儀ハ相聞申候、乍去一旦賣弘難相成旨被仰渡候品ニ付、其儘相下ゲ候樣可仕候哉、亦ハ當時ノ御振合モ有之、蕃書調所見極モ可有御座哉、同所ヘ御掛合ノ上、御下知被成下候はゞ、願人共承伏可仕奉存候、依之差出候貳種製本、奉入御覽、此段奉伺候、〇中略

巳閏五月　館市右衛門〇中略

右は〇中略此節蘭書類、追々賣弘願出候ものも有之候に付、猶又今般和蘭文典、前後增補蠻語箋共、右伊八幷本石町十軒店五人組持店同勝五郎相加、再願致候段、館市右衛門申立候、當時之處ニ而ハ、願之通賣弘申付不苦品ニ可有之候哉、製本四冊相添、此段及御掛合候、

巳六月

御書物兩部共賣弘之儀、御差許不苦儀ト存候、此段及御挨拶候、

巳六月　古賀謹一郎

〔蘭學事始上〕一然れども其頃は、常人の漫りに横文字を取扱ふ事は遠慮せし事なり、すでに其頃、本草家と呼れし後藤梨春といへる男、和蘭事の見聞せしを書集め、紅毛談といふ假名書の小冊を著し、開板せしに、其内に彼二十五文字を彫り入しを、何方よりか咎を受け、絶板となりたることもありしとぞ、

〔無人島一件申渡〕　御留守居松平内匠頭與力青山儀兵衛地借

町醫　長英

其方儀年來、蘭學を好、博く蘭書之理義を解釋致候に隨ひ、蠻國の敎政行屆候樣に信用いたし罷在候處、イギリス人モリソンと申者、日本漂流之者を、自國之船に乘、江戶近海江送來候旨風聞承、右モリソンハ、唐土に留學致、學才有之候者に付、官祿重く被用候由、兼て及承居候處、右體表に信義を唱、其身漂民を送來候は、漢語にも通じ候故、阿蘭陀人之取次を省、直に彼國之事情を訴、交易之儀を歎願致候儀に可有之處、右之趣意御糺も無之、兼て御觸之通打拂被仰付候ては、御仁惠之御趣意に不相當、其上國之恨を結び、不容易儀と存迷ひ、夢物語と題號致候書を著述致候段、全く御役筋之御體にも奉申度心體にて致成候儀之旨は申立候得ども、既世間へ流布致、人心をも動し候仕儀に相成、渡邊登呼出しに相成候趣及承候、其方儀も呼出可相成も難計存候迚、病家先立廻り罷在候處、行衞穿鑿有之旨及承、安房守御役所江自訴致候得共、不憚公儀致方、右始末不屆ニ付、永牢申付候、

〔渡邊崋山口書〕亥五月十四日揚屋入 同月廿二日改揚屋入

三宅土佐守家來
渡邊登 亥四十六歲
口上

私儀、如何之風聞入御聽、被召出、揚屋へ被遣、其後御目付樣御立合改、揚屋入被仰付、御吟味に御座候、

此段、私儀、土佐守家來渡邊市郎兵衞忰にて、八歲之節より、主人嫡子龜吉伽相勤、市郎兵衞病死いたし候に付、跡相續被申付、側向相勤、其後追々轉役いたし、八年以前辰年、年寄末席被申付相勤罷在候、異國船渡來之節、海岸心得方之儀に付、前々之御書付、并文政八酉年被仰出候趣も有之、主人領分三州田原之儀者、遠州太洋江出張候場所に付、私儀海岸掛被申付、於御當地、右用向相心得罷在候、右に付、異國船渡來之節、不調法之儀無之樣、常々心配いたし、西洋蠻國之事情敎政軍事等之儀心得居申度、御留主居松平內匠頭樣與力青山儀兵衞地借町醫長英、岡部內膳正樣醫師小關三英、水戶樣御家來幡崎鼎等は、蘭學にて名高きもの共に付、知る人に相成、長英者、

主人江吹擧いたし、出入扶持相増、追々蘭書飜譯相頼、難讀得廉、理義難解儀は、右三人江承り合、蠻國之風俗、其外一と通りは、右書中にて相心得罷在候得共、一體私儀者、幼年より文武藝術を相勵、其餘暇に畫を學、華山と號し、慰に認もの等いたし候處、はからず世間に名を知られ候樣相成、當時は門人等も多人數有之、外より認もの類多く、殊之外忙敷、其上日勤之身分、主人家政向等取扱等にて、暇無之候間、蘭學之儀者、見識淺く、いまだ自己之了簡をもて、解釋等致兼申候、然る所、去年六月、阿蘭陀甲比丹、内々申上候は、イギリス人モリソンと申者、日本漂流之もの七人を自國の船へ乘せ、近海へ送り來、交易を相願候心組の段申上候旨之風聞承り、萬一主人領分海岸等へ著船等致候儀等有之候節、豫め心得無之候ては難相成と存、且は右モリソンは彼國有名の者にて、唐土廣東の地に、數十年留學致し、著書之内五車韻府、其外通鑑綱目、東華錄、西域碑文、末卷に周易之抄錄等有之、五車韻府者、通辨之ため俗語の解釋にて、皆横文字を以傍註いたし有之、右出版之年を以、當時に引當相考候得者、五拾歲前後之ものと被存、其人となりも、英邁にて、位も高く、威權も盛んに有之候旨、阿蘭陀人相咄候由、及承り罷在候處、右モリソン、漂流人を送り來候は、深き子細も可有之と、右趣意を相考候得ば、右モリソンは、漢學に通じ候故を以、漂民を送り候に托し、彼國之事情を訴へ、交易を相願候義に可有之處、右子細御糺問も無之、御法令之通、打拂被仰付候ては、御仁惠之御趣意にも不相當、蠻國之もの共恨を結び候ては、國家之御爲にも相成間敷と懸念心配いたし、存慮之趣、書面に書綴り見可申と、先尋を請、答候積り之作意にて、相認候趣者、西洋之事情之儀、御尋を蒙奉畏候、不案内之事には候へ共、想像仕候丈ケを申上候と申、書出しにて、一打に認候書中、悉く萬國治亂之事を記し、敎政學校之盛なること、日本唐土之及ぶ所に無之抔書顯し、且日本海邊諸嶋、洋人之領に無之は無之、唯其國を不失ものは、百爾細亞、我邦のみに御座候、存出し候へば、誠に心細き事に御座候、然るに不知は

洋學校
開成所

井蛙もあんじ、鶺鴒も一枝を頼み候心持に御座候迄記し、或は、凡克時變に隨ひ、政を立候儀は、古今之通議に御座候、天地古今變せざれば不止、太古之世者、日本わづかに大八州に限り、奥州者未開候處、追々地方を辨へ、熊襲之征代之後、皇后自ら新羅を征し、其後越之津輕の地、陸奥地、次第に相開、終に後世、松前、蝦夷に及、皆大抵、事生じて憂勤の及ぶ處、議力共に擧り、終に太閤之征伐と相成候中に、耶蘇之邪教に懲り、矩模狹小と相成、たゞ一國を治るに急なる故、終に海外之侮りを受候にて、以後之變如何を不存候、これは如何にと云に、昔一室を治め候もの、志僅に鐘釜妻妾に有之、偶大盗至りければ、門をかため墻を高うして、内妻妾に媚る、大盗歷來り候共、門墻者越ざるとも、一村燒打仕候て、終に延燒に及候、所謂莊子の譬の如くに御座候、

〔嘉永明治年間錄十二〕文久三年九月二日、洋書調所ヲ更メテ開成所ト唱フ、○中略

但し洋學所の儀は、先年九段坂下竹本主水正屋敷跡へ相開き、蕃書調所と相唱へ、其後小川町御臺所町松平河内守屋敷跡へ引移し、其後護持院原三番明地へ引移し、洋書調所と唱替、茲に至り開成所と成る、

〔續々太平年表〕安政三年二月、此月、蕃書調所御取建被仰出、飯田町九段坂下竹本主水正屋敷跡地也、御用懸若年寄遠藤但馬守、大目付大久保右近將監、儒者古賀謹一郎、取調出役御書院番土屋佐渡守組小田切庄三郎、御普請奉行美作守三男伊澤金吾、箱館奉行支配倫太郎悴鈴木慎一郎、評定所書役一平悴森鉾太郎、大御番大久保因幡守與力小林八十五郎、同四月四日、蕃書調所御取建ニ付、同所教授方被仰付、左之通、松平三河守家來箕作阮甫、酒井修理大夫家來杉田成卿、堀田備中守家來佐藤銀十郎尼介手塚律藏、松平阿波守家來高畠五郎、松平薩摩守家來松木廣安、松平大膳大夫家來東條英菴、松平肥前守家來原田敬策、九鬼長門守家來川本好民、板倉伊豫守家來田島順助等也、同所規則覺書、會讀輪講素讀稽古共、朝五時ゟ夕七時迄、但正月十一日稽古始、十二月二十日納之事、五節句八朔井七月十三日ゟ十六日迄休之事、蕃書調所稽古相願候者は、同所支配江以使者差出候歟、自身持參候歟、又は大久保右近將監古賀謹一郎之内、最寄宅へ差出候而も不苦、右差出、聞届之挨拶承り、勝手次第罷出不苦候、但初日讀出候節、麻上下着、其外平日着服勝手次第候、同六月廿一日御書付、諸向にて新規開板可致蕃書井飜譯書類、以來飯田町九段坂下蕃書調所へ差出改請候樣可致候、同十一月廿日、伊勢守殿ゟ大久保右近將監江御達、蕃書調所御用兼帶被仰付、諸事引請取立相勤候付、當番其外臨時御役當者、都而被成御免、講武所懸海防井御軍制御改正貿易筋取調御用は、是迄之通可相勤候、依之爲御手當三十人扶持被下之、來巳ノ正月十八日ゟ、御場所御開有之、

〔日本教育史資料十九洋學〕蕃書調所起源考略

一調所ノ地ハ、初メ小川町元火消役御役屋敷ト定マリシガ、未ダ移ラザル前ニ燒失シケレバ、九段坂下ニ替地トナリタリト云、

一蕃書調所ノ名ハ、後ニ開成所ト改マリタレドモ、是ハ改名前ノ事ノミヲ載セタレバ、姑ク舊名ヲ存ス、

一此書ハ、舊沙汰留ヲモ參考シタリ、有時ハ、然セザルベカラザルコトニ逢ヘバナリ、

〔日本教育史資料十九洋學〕洋學ニ關スル布令諭達

六月（〇安政三年）二十八日、伊勢守殿御渡、

大目付御目付江

今度蕃書調所御取建に付、御目見以上以下、並總領二男三男厄介に至迄、經書、拼音、又は譯釋等出來候ものは、勝手次第同所へ罷越可被致修業候、尤前以調所江可申立候、且後々は、陪臣等も修行のため罷出候義、御差許可相成候得ども、此義は追て可相達候、

十二月三日、伊勢守殿御渡、

大目付御目付江

來正月より、蕃書調所御開相成候間、御目見以上以下、三男厄介に至迄、年齡等に拘らず、勝手次第罷出稽古可被致候、尤罷出候以前短冊持參、同所玄關江可申込、陪臣稽古の義は、追て相達候事可有之候御開日限等、委細の義は、大久保右近將監、古賀謹一郎江可被承候、

安政五年五月廿日、伊賀守殿御渡、

大目付御目付江

蕃書稽古の義、去々辰年十二月中、相觸置候處此節より萬石以上以下、陪臣之儀も、稽古御差許相成候間、兩文典句讀相濟、格別執心の者共は、蕃書調所江罷出、稽古可致候、尤其主人々々にて、厚く世話致し、手重に不相成樣取扱可申候、委細の儀は、古賀謹一郎江可被承合候、

〔續視聽草六集二〕蕃書調所規則覺書

一會讀輪講、素讀、稽古とも、朝五時より夕七時迄之事、
但正月十一日、稽古始、十二月廿日納候事、
一五節句八朔、幷七月十三日より十六日迄休候事、
一蕃書調所に於て、稽古相願候もの、當名前書、同所御玄關へ、自身持參いたし候歟、使者を以差出可ㇾ申候、且大久保右近將監古賀謹一郎之内、最寄次第宅江差出候ても不ㇾ苦候事、
右案紙は、何にても不ㇾ苦、寸法凡如ㇾ圖、〇中略
右差出聞屆之挨拶承り、其後勝手次第罷出可ㇾ申、尤其日より稽古いたし候ても不ㇾ苦候事、
但初て罷出候節は、麻上下、時之服著用致し、朝五時より七時迄之内に罷出可ㇾ申候事、
一著服之儀稽古始之日は麻上下、平日は略服勝手次第之事、
一調所江罷出候はゞ、記錄所江名前申聞、退散之節も同樣相達可ㇾ申事、
但朝より晝迄にて退散いたし候共、晝より罷出候とも、勝手次第、且不參之節、斷差出に不ㇾ及候事、産穢忌中等は、右明け候て罷出候節、記錄所江相達可ㇾ申候事、
一兩文典稽古本銘々持參可ㇾ有ㇾ之候得共、持參無ㇾ之節者、御場所限り拜借相叶候事、

安政三年十二月　　蕃書調所

〔續々泰平年表〕安政四年九月十三日、林大學頭、本多越中守御達、亞墨利加使節旅宿中、蕃書調所内ニて、稽古致候義は不ㇾ宜候間、滯留中は於二番町和學所一稽古致候積ニ可ㇾ被二取計一候、尤和學所之内、別席明渡候積ニて、支配向差遣し、塙次郎申談、取繕疊替等之義も、其筋ニ而被ㇾ調候積り可ㇾ被二心得一候、乍ㇾ併右別席之義、破損其外不都合之義も有ㇾ之、模樣替建増等も不ㇾ致候而は難二相成一、格別手數も相掛り候義ニ候はゞ、全く當分之義御不益之事ニて候和蘭學所内ニて、如何樣にも繰合候方も可ㇾ有ㇾ之哉、右等之趣得ㇾ與次郎へ申談、雙方共差支無ㇾ之、稽古出來候樣可ㇾ被二取計一候、

〔昭德院實紀二十二〕文久二年五月十八日、蕃書調所轉換并唱替之令、

大目付
御目付江

蕃書調所、此度一橋御門外江御引移相成、洋書調所と唱替被仰出、來る二十三日より、諸科諸術共相始候に付、御旗本御家人并忰厄介ニ至迄罷出、眞實ニ修行致可申候、尤頭支配にても、出精致候樣厚世話可被致候、委細之儀は、妻木田宮、田村肥後守、杉浦正一郎江可被承合候、

右之趣向々江可被相觸候

〔昭德院實紀二十八〕文久三年二月三日、洋書調所、以來學問所附令、

大目付
御目付江

洋書調所之儀、以來學問所附と可被心得旨相達候間、可被得其意候事、

〔嘉永明治年間錄十六〕慶應三年正月、此月開成所ニ於テ日講ノ達、

周防守殿渡書付　於開成所、西洋地理學、窮理學、兵學、歷史學、日講有之候に付、有志の者罷出、聽聞可致候、

〔文部省第一年報官立諸學校〕東京開成學校

學校位置

本校ハ、第一大學區東京、第四大區一小區神田錦町三丁目一番地ニ在リ、

沿革

本校初メ洋學所ト稱ス、舊幕府創建スル所ニシテ、飯田町九段坂竹本氏ノ故邸ヲ以テ假構トス、當時特ニ蘭學ヲ講習スルノミ、安政二年、儒員古賀謹一郎ヲ以テ頭取トス、三年二月、蕃書調所ト改稱ス、四月杉田成卿、箕作阮甫ヲ擧ゲテ敎授トシ、原田敬策等二十五名ヲ以テ其佐トス、十月、目付大久保右近將監、本校總裁ヲ兼ヌ、四年正月、開業ノ式ヲ行ヒ、始テ生徒ヲ敎授ス、然ル

ニ當時、幕府ノ屬下ニ非ザレバ、入學ヲ許サズ、尋テ諸藩士モ、亦許シテ入學セシム、是月大久保右近將監轉職ス、是年學校ヲ一番町堀氏ノ邸ニ移ス、萬延元年六月、又小川町新見氏ノ故邸ニ遷シ、英佛二語學ヲ置キ、且化學ノ科ヲ設ケ、獨魯二語學ヲ置ク、各國ノ學略備ハリ、駸々進歩ノ勢アリ、文久元年九月、物產局ニ開ク、二年、一橋門外護持院原ニ新黌ヲ建築ス、五月ニ至テ成リ、遂ニ此ニ徙リ、開業ノ式ヲ行フ、是月洋書調所ト改稱ス、古賀謹一郎轉職シ、田村肥後守、杉浦正一郎頭取トナル、六月、杉浦正一郎轉職ス、十二月、中川市助頭取タリ、箕作阮甫、川本幸民ヲ以テ教授職トス、三年二月、本校ヲシテ學問所ノ所管タラシム、六月、田村肥後守轉職シ、設樂彈正、石野民部、江連眞三郎等、相繼テ頭取タリ、八月、開成所ト改稱ス、是年、市川文吉、小澤圭二郎ヲ魯國、箕作奎吾、箕作大麓ヲ英國ニ留學セシム、數學局ヲ設ク、神田孝平等ヲ以テ教官トス、元治元年三月、中川市助解職ス、四月、木村攝津守之ニ代ル、十二月攝津守轉職シ、田中哲輔之ニ代ル、二年、栗本貞一郎、佐久間貫輔、福田八郎右衛門頭取トナル、此年、蘭人「ガラタマ」ヲ以テ、理化二學ノ教師トス、三年、河田相模守、倉橋但馬守頭取タリ、福田八郎右衛門轉職ス、十一月、是ヨリ先キ開成所ハ、必陸軍奉行ヲ以テ、兼テ之ヲ總理セシム、是ニ至リ之ヲ廢シ、更ニ外國總奉行ヲ以テ之ヲ兼理セシム、此時蘭學漸ク衰ヘ、英佛獨ノ三學日ニ盛ナリ、是ニ於テ學則ヲ更革シ、外國學校ノ法則ニ倣ヒ、教場ヲ廣クシ、教授ヲ盛ニス、四年、倉橋但馬守、田中哲輔、河田相模守轉職シ、神田孝平、柳川春三頭取タリ、蓋シ此校ヲ創建セシヨリ、此ニ至リ十有三年、太政一新、王師征東ノ際ニ會シ、國家多事ナルヲ以テ暫ク之ヲ閉ヅ、明治元年、東京府ノ所管トナル、九月、川勝近江、柳川春三ヲ以テ、開成所頭取トス、此時開成所ハ土浦藩兵ノ屯所タルヲ以テ、假ニ駿河臺川勝近江ノ故邸ヲ以テ、學校事務集議所トス、十月、築地舊海軍所ニ開成所ヲ設ク、十一月、一橋門外舊騎兵所英公使館ノ連房ヲ以テ、假ニ開成所ノ本署トシ、雉司谷ノ舊開成所物產方附屬植物地ヲ管

轄ス、是月、本校行政官ノ所管トナル、十二月、遂ニ學校ヲ本場ニ復ス、是日、川勝近江、柳川春三解職シ、内田恒次郎ヲ學校頭取トス、十四日、山内豐信知學事トナル、是月、一橋門外英公使館ヲ以テ、外國敎師館トス、二年正月、佛人「プーセー」、英人「パーリー」ヲ語學敎師トス、於是講讀ノ科ヲ設ケ、語學ヲ以テ正則トシ、講讀ヲ以テ變則トス、二月新聞紙出板ヲ檢査スルコトヲ管ス、四月、米人「ウェルベッキ」ヲ英語學及學術敎師トス、是月經費ノ額ヲ定、一月金一千五百圓トス、又入寮生徒ノ員ヲ定メ、三百名トス、五月佛人「ガロー」ヲ獨語學及文學敎師トス、是月書籍印行檢査ノ事務ヲ管ス、十二月、大學南校ト改稱ス、當時松平慶永大學別當タリ、

(日本敎育史資料十九洋學)蕃書調所起源考略〇中略

安政二年乙卯正月、日未詳筒井肥前守、川路左衛門尉、岩瀬修理、古賀謹一郎、洋學御用ノ命ヲ受ク、同時ニ小田又藏、勝麟太郎モ此命ヲ受ケ、之レニ屬ス、但此時ノ命ハ御書取ナリ、　八月晦日、古賀謹一郎主任トナル、左ニ原文ヲ存ス〇中略

二丸御留守居　右於御前被仰付之　儒者古賀謹一郎

洋學御用被仰付之　右於御右筆部屋緣頰、老中列座、紀伊守申渡之、若年寄侍座、　古賀謹一郎

十一月十四日、森山多吉郎、箕作阮甫、蘭譯御用ノ命ヲ受ク、但此時ハ生徒ヲ敎ルガタメナラズ、專ラ譯文ニ從事ス、

安政三年丙辰二月十一日、蕃書調所ト名ク、是レヨリ先キハ、洋學所ト云、　二月十三日、山本庄右衛門、水野正之助、蕃書調所勤番組頭トナル、眞下專之丞、榊原鍊太郎、雨宮六藏、齋藤源藏勤番トナル、　四月四日、箕作阮甫、杉田成卿、蕃書調所出役敎授職トナル、川本幸民、高畠五郎、松木弘安、手塚律藏、原田敬策、田島順助、敎授手傳出役トナル、　箕作阮甫ハ、天保十亥年六月六日、天文方山路彌

左衞門手附、蘭書和解御用被仰付、安政二卯年六月、日ナシ和解御用御免願、同年九月、蘭書宜候旨達、御聽、御目見被仰付、同三辰年四月四日、蕃書調所出役教授職被仰付、（姑ク原文ノマヽトス）箕作先生ノ話ハ如此、餘ノ先生ノ話ハ別ニナシ、　教授職ハ、手當一月三十人扶持、年金二十兩ナリ、手傳ハ一月二十人扶持年金十五兩ナリ、　右ハ教授方ノ始メナリ　小林祐三、小田切庄三郎、鈴木眞一郎、森鉢太郎、書物御用出役トナル、但初メハ唯出役トノミ唱ヘ、後ニ唱替如右、是ハ書記ノ始メナリ、　六月十七日、設樂莞爾、杉山三八、村上誠之丞、句讀教授出役トナル、大久保喜右衞門、世話心得トナル、　八月廿日、神谷龍次郎、野村勇之助勤番トナル、　晦日、下番六人出來、　九月二十日、山本庄右衞門小十人ニ轉ズ、　廿七日、大久保右近將監總裁トナル、　十一月十六日、村田藏六、教授手傳出役トナル、　十二月廿九日、木村軍太郎、市川齋宮、教授手傳出役トナル、　市川子ハ、是ヨリ先キ、嘉永六年十月二十三日、天文方蠻書和解出役ニ拜命、　晦日篠原直兵衞、書物御用出役トナル、

〔温恭院實紀十〕安政三年十月二十七日、御役替、

御目付

大久保右近將監

蕃書調所總裁兼帶

右被仰付候

〔憲寶便要〕布衣以上大概順　開成所頭取

七百俵高　若年寄支配

布衣以下大概順　開成所頭取並

四百俵高

〔吹塵錄三十一 徳川氏七〕慶應三卯年九月

御役金被下高之覺

一金五百兩　開成所頭取

高千石以上之者江ハ半減

但御切米高六百俵以上之者江ハ不被下

同三百俵以上之者江ハ半減

〔昭德院實紀二十五〕文久二年十二月二十八日、新規被召出三人、〇中略洋書調所教授方席令、〇中略

洋書調所教授改役

松平三河守家來　箕作阮甫

松平修理大夫家來　川本幸民

杉田玄端

右被仰付之〇中略

御目付へ

右洋書調所教授役被仰付、席之儀ハ、儒者の次たるべく旨相達候間、可被得其意候事、

箕作阮甫人〇以下二人姓名略

〇按ズルニ、此時マデハ出役ナリシヲ、始テ定職トシタリシナリ、

〔懷寶便要〕布衣以下大概順　開成所教授職

二百俵　燒火間

〔懷寶便要〕布衣以下大概順　開成所取締役

持高　五百石以下ノ者ヘハ御役扶持十人扶持

〔温恭院實紀十一〕安政三年十二月十四日、御役替一人、

禁裏御賄頭　松野三平二

蕃書調所勤番組頭

修文館

永々御目見以上
右被仰付

〔安政六年武鑑〕蕃書勤番組頭　百五十俵高　御役扶持七人扶持

〔元治二年武鑑〕開成所調役組頭　小普辰之助〇下略

〇按ズルニ、此職、蕃書勤番組頭ト云ヒシヲ、蕃書ヲ洋書ト改、洋書ヲ開成所トシタリシガ、後調役組頭ト改メタリ、

〔懐寶便要〕御目見以下大概順　開成所組頭勤方　百俵持扶持　御役扶持七人扶持　御譜代之者　上下役

〔温恭院實紀九〕安政三年二月十日、御役替、〇中略

新見豊前守組　雨宮六藏
蕃書調役出役
火消役齋藤左衛門同心　齋藤源藏

〇按ズルニ、此ニ擧ゲシ如ク、當職モモトハ諸組ヨリ出役シタルナリ、

〔懐寶便要〕御目見以下大概順　開成所取調役　肝煎役扶持二人扶持　御譜代ノ者　上下役

〔懐寶便要〕御目見以下大概順　開成所調役下役　二十俵二人扶持　御役金貳兩　御元〆ハ御役扶持一人半扶持　御抱入場　羽織袴

〔日本教育史資料二十幕府領内學校〕横濱修文館

校名　修文館　英學校　或ハ洋學所ト稱ス、但初ハ兩校併立セシモ、後ニ合シテ、修文館ト稱ス、

學校所在地

修文館　武藏國横濱野毛町　仝太田村警衛隊屯所内　但明治元年十一月頃移轉　仝辨天

諸藩幷私立洋學校

舊武術稽古所　但明治二年五月頃移轉

英學校　武藏國橫濱本町一丁目（元本町五丁目ニシテ運上所前ト稱セリ）仝辨天（元神奈川奉行支配定役明キ役宅ナリ）但慶應元年頃移轉　仝辨天役宅ニ（前定役役宅ト異ナリ）但明治元年移轉

沿革要略　舊政府橫濱港ヲ開キ、外國ト交通シ、洋學ノ緊要ナルヲ察シ、本港在勤官吏ノ子弟厄介ノ者ノ爲ニ、英學校ヲ設ケタリ、時ニ文久元年八月二十五日ナリト云フ、此時ニ方リ、別ニ漢學專修ノ學校ヲ起セリ、修文館是ナリ、

〔日本敎育史資料六舊山口藩〕西洋學所

校名　博習堂（中略）

安政六未六月十六日定　師範役

西洋學所日々ノ規則

此度西洋學所御改革、御規則御增加、御家來中、入込ヲモ被仰付候御主意ハ、全ク西洋諸國ノ海陸兵制沿革政事得失、人物臧否等ヲ始メ、當今ノ事情精密ニ致探索候テ、海防ノ御用ニ相立候樣被仰付候事ニ可有御座候、然バ從學ノ衆中、上ノ思召厚ク被致服膺候テ、假初ニモ功利譎詐ニ不陷、道德節美ヲ第一トシ、正大純粹ノ心掛ヲ以、日夜無怠可被致勉强候、今明倫館ノ振合ニ依テ、每舍先輩一人ヲ以舍長トナ　一舍ノ事務、一切皆其統領スル所ナリ、又舍長ハ、令ヲ都講ヨリ受ケ、都講ハ、亦令ヲ師範役　リ被請候義勿論ノ事ニ付、部生不肖ノ身ヲ以、叨ニ諸生ノ先ニ居リ、難堪其任、所深耻ニ候得共、凡事無制令トキハ頽敗ノ基ニ候間、左ノ通諸生日々制條相定置候條、被致遵背間敷候事、

一朝六時板ヲ聞、都講舍長ヲ始メ、總テ諸生中不殘講堂罷出可被致溫讀候事、但早朝ヨリ御用又ハ自用ニテ業ヲ缺キ、被致他出候衆ハ、其由師範役及都講直日生エ可被相達候、病氣ノ衆ハ同

樣直日生ニ被相達候儀勿論ノ事ニ候、〇中略

西洋學科目

記誦　字體ヲ辨ジ、字訓ヲ知リ、語點綴ノ法ニ通ジ、單語會略問答ヲ記シ、文法書類ニ就テ、句讀ヲ受ケ、熟復讀誦スベシ、

解義　文法書類ヲ取リ、其意義ヲ了解シ、彼此參考シテ、字法句法章法ヲ知リ、語意ニ緩急アリ、文勢ニ順逆アルヲ悟リ、以テ洋文ノ法ヲ領會スベシ、

兵學　海陸二科ニ分チ〇中略

理學　天理ノ功理ヲ察シ、万物ノ性情ニ原キ人獸ノ所以生死、草木ノ所以榮枯、一々推究シ、諸氣ノ用ヲ發明シテ、舟航車輾ノ理ヲ究ムベシ、

分析學　聚散離合ノ方法ヲ以、物質ノ精粗純雜ヲ檢査シ、元行ノ多寡受力ノ有無ヲ辨ジテ、造化ノ工ニ參スベシ、

度學付數學　天度ノ經緯ヲ定メ、地面ノ遠近ヲ測リ、物ノ數量尺度ヲ積算シテ、長短方圓ヲ定ムベシ、

天學　日月星辰ノ象ヲ觀察シ、纏度ノ盈縮運行ノ遲速ヲ測リ、暦ヲ正シ時ヲ授ケ、陰陽變理ノ道ヲモ識得スベシ、

地學　輿地ノ廣袤ヲ極メ、万國ノ形勢ヲ察シ、山脈ノ起伏海程ノ通塞及ビ各國人民ノ多寡勇怯風俗好尙興亡沿革ノ迹等、精細ニ辨明スベシ、

〔日本教育史資料七舊高知藩〕學校

開成館　本館ハ、慶應二年三月、土佐郡九反田ニ、創置スル所ニシテ、專ラ開物成務ノ意ニ基ヅキ、富强ノ道ヲ圖ルニ在リ、局ヲ分チテ、貨殖、勸業、礦山、捕鯨、海軍等ト爲シ、旁ラ譯局ナル者ヲ設ケテ、

雜載

西洋各國ノ學ヲ教授シ、海軍局ニ於テハ、航海ノ術ヲ授ケ、又醫局有リテ、洋方ヲ學ブ者ヲ教ヘ、教師ヲ他邦ヨリ聘シテ、藩士ノ志有ル者ヲシテ、入學隨意タラシメ、其業ヲ本館ニ修ムル者ハ、致道館ノ課程ヲ免セリ、

〔日本教育史資料二十四 附録二〕福澤諭吉慶應義塾諸則

授業ノ順序　專ラ英文ノ讀法ヲ授ケ、少年ニハ漢文ヲ教ユ、英文ハ先ヅ「スペルリングブック」ヲ讀マシメ、其次ニハ文ノ讀法ヲ學ブノ傍ニモ、知見ヲ開クノ利益ヲ謀リ、地理窮理歴史等ノ極メテ簡略ナルモノヲ擇ビ「リードル」ナドハ、一時試用シタレドモ、是レハ西洋本國ノ少年ニハ便利ナルモ、我國ノ初學ニ不適當ナルヲ悟リテ、廢止シタリ、初學文ノ讀法ヲ學ブノ傍ラ、專ラ數學物理學ニ導キ、漸ク讀書ノ力ヲ得、實學ノ數理ヲ解スルニ從ヒ、又コレニ難文ヲ講セシム、其文ハ、哲學、理論學、政書、法書、經濟書等、一切其種類ヲ問ハズ唯意味ヲ解スルニ難キモノヲ擇テ、致知修行ノ精神ヲ高尚ナラシムルヲ勸ム、甚シキハ、書籍ニ不自由ナルガ爲ニ、諸書ノ序文緒言等ヲ講讀シタルコトモアリ、蓋シ斯クノ如ク一度精神ノ修行ヲ遂グルトキハ、他ノ書ヲ讀ミ、又ハ一切ノ學術ニ接シテ、甚ダ容易ナルヲ覺レバナリ、

紀事概略　創立ノ初ハ、荷蘭書ノミヲ講ジタリシガ、安政六年、五國條約ノ事成リ、外國人ノ渡來モ漸ク繁多ナルニ付テハ、蘭書ヲ以テ時事ニ當ルニ足ラザルヲ悟リ、專ラ英文ノ讀法ヲ研究シ、漸ク之ヲ生徒ノ教授ニ用キタルハ、文久二三年ノ事ナリ、是レヨリ生徒ノ數モ次第ニ増加シテ、慶應三年ノ頃ハ、八十名ヨリ百名ノ數アリ、

〔二中歴十二 譯語〕高麗語

一(カタナ)　二(ツフリ)　三(トホ)　四(ヨホ)　五(エスヽ)　六(ハスヽ)　七(タリクニ)　八(チリクニ)　九(エタリ)　十(エツ)

貴賀國語

一カタナ　二トフ　三トヒ　四ソヒ　五エツ、　六ハツ、　七サツ、サヽツ或本　八チリクム　九エタリ　十エ

天竺語（梵語）

一エイカ　二サヒチ　サヒケ　三シリチ　ナリナ　四ナハタ　ハリコ或本　五トキ　本音　六サハタ　或ナミタ　七サラ或サタ　八アレチ　九ハナ　十ナノロム或　ナメ會　百或

波斯國語

一サア　二トア　三チア　四○拔音　五ツマ　六ナム　七イツラ　鶏ク　鶏サタ　八セフアラ　トアラ　トツラ　トフ　九ホフ或　フサイフ　十サニ　ウオ

〔江談抄（三雜事）〕波斯國語

一サヽカ　二止ア　三マイナカ　四ナハ　ム　五利摩　六ナム　七鶏　九　八羅圭　美　九佐伊美羅　十沙羅盧　廿止ア盧　卅アカ盧　卌肥波不盧　百

サヽ羅止陁　千イ元サヽ保畀イ

〔東見記（上）〕八月（○慶安元年）二日講曰、寂滅作漢音讀、郎清原頼業也、近代三條稱名院頭陀寺碑銘ヲトウダ寺トヨメリ、五山長老亲聞而感之、

〔唐話纂要（序）〕古之象胥今之通事也、蓋通事之職、不有國而無之者也、吾國長崎有華夷之通事、薩州有琉球之通事、對州有朝鮮之通事、備且全矣、然而通事之職、未足以爲貴也、故間有英雄之士、不肯補其職者、不亦宜乎、玆有岡島玉成子者、精通華之音與語也、一開口則鏘々然成於金玉之聲、一下筆則綿綿乎聯於錦綉之句、乃以是而鳴於當世、赫々驚人耳目、郁々流芳於遠近者、有年于玆也、然弗補通事之職、而遊乎江湖者、無乃惜嫌其職之不貴耶、（○中略）

享保元年丙申秋九月吉旦、醫官法眼林崇節男林將監藤原安治叙

〔先民傳（下通譯）〕森田長助、武州產、寬永丁卯春、乘賈舶至暹羅、臣事王佛、王佛尾張人、姓山田、稱仁左、先是航彼事暹羅王、有功封侯王、擬有一方、稱王佛焉、長助以鄕親故、寵遇殊優、後以官禁人民留異域、長助遂歸于崎、乃寬文十一年也、時年十八、住浦上之地、會明曆丙申五月、暹羅奉書入貢、書卽其土字也、譯士莫辨、於是下令旁求識者、浦上薦長助、是時長助患目、因命強起、晰其顚末、詳通事狀、因擧爲暹羅通

事、自此學西蕃語者相繼而出、東京久藏任東京通事、中原源六任暎咾呪通事、長助延寶己未卒、

〔徂徠集十六書簡〕贈善邏羅語人

九譯越裳巳足多、越裳西去更邏羅、不知學得邏羅語、却向東來意如何、

〔日本敎育史資料十二日出藩書〕謹按先生諱萬里、字鵬卿、性帆足氏、○中略讀和蘭書就譯語、搜索考求數年、亦通其義、因治窮理之學、作窮理通十餘卷、

〔玉勝間七〕おらんだといふ國のまなび

ちかきとしごろ、於蘭陀といふ國の學問をする事はじまりて、江戸などに、そのともがら、かれこれとあめり、ある人、もはらそのまなびをするがいひけるおもむきをきくに、於蘭陀は、其國人、物かへに、遠き國々をあまねくわたりありく國なれば、其國の學問をすれば、遠き國々のやうをよくしる故に、漢學者の、かの國にのみなづめるくせのあしきことのしらるゝ也、あめつちのあひだ、いづれの國も、おの〳〵其國なれば、必一むきにかたよりなづむべきにあらずとやうにおもむけいふめり、そはかのもろこしにのみなづめるよりはまさりて、一わたりさることゝは聞ゆれども、なは皇國の萬の國にすぐれて尊きことをばしらざるにや、

〔退閑雜記四〕蠻書てふものは、さして國用にたるものにもあらず、只好奇のものゝする事なり、予○松平定信も過し頃蠻學てふ事はせざれども、この事を和解させ、此品を製しなんなどおもひて、試し事もありしが、便なることあれども、またかなたに損あり、利害損益半するは天地の道なり、それがなかに、一輪車もて土石はこぶは、人力を省きて利あり、天文醫療物產などの事は利少なからじ、たばこ禁ありても、隨ひかねぬる人情になりもて行も、畫といふも、近き頃は蠻畫の意になしぬる、又は蠻學などたづさはりぬるの多きも好ましからぬ事にはありけんかし、されどかくいへば遠慮過たるやうにやあらんか、智識すぐれたる人はいかゞ思ふらん、猶きかまほし、

〔春波樓筆記〕源内又おらんだの奇物を好みて其頃は蘭學者も少く、杉田玄伯、中川順庵のみ名あり、源内はヨンストンスと云ふ蘭書は、五六十金の物にて家財夜具までも賣り拂ひ、此書を得たり、此蘭書は、世界中の生類を集めたる本にて、獅子、龍、其他日本人見ざる所の物を生寫にしたる事かずかぎりなし、今は此書を所持したる者ありけるが、其頃はかつてなし、

〔蘭學拼〕論蘭學弊害

西洋ノ學、近年皇國ニ行ハルヽ者ハ、乃チ蘭人ノ傳ル所ニシテ、醫家者流始テ其書ヲ譯シ、コレヲ世間ニ弘ム、今又其砲術ヲ傳ル者アリ、兵家者流始テ其術ヲ學ビ、云フ、コノ術ノ如キ、他器ヲ交ヘズシテ、三軍ノ勝敗、一發ニシテ決スト、夫レ砲ハ西洋ノ器ニシテ、不仁不武ノ術也、戰國ミナ暴ヲ以テ武トナス、故ニコレヲ攻戰ニ用ユルコトアル也、聞ク近日傳ル處ノ術、コレヲ舊來用ユル所ノ者ニ比スレバ、其法簡便神速ニシテ、其器ノ殘暴酷烈ナル、一タビ之ニ當レバ、金石ト雖ドモ破碎セザルコトナシ、況ヤ其城ヲ壞リ、人ヲ鏖ニスルニ於テハ噍類ナシト、マコトニ其言ノ如クンバ、其ノ不仁不道ナルヤ、豈コレヨリ甚シキ者アランヤ、

〔日本教育史資料十九學校〕東京府教育沿革　東京府

文政十一年五月廿七日、幕府書ヲ天文役ニ移シテ曰ク、蠻書和譯致シ候其筋取扱候者ノ外、天文等ヲ始、究理書ノ類、猥ニ世上ヘ流布不致候樣取扱可申候、蘭學心掛候儀、文化ノ度相達候趣モ有之候間、何レモ始、手附等可心掛儀ニハ可有之候ヘドモ、年數相立候故、猶又申達候、漸和譯モ無差支樣可相勵候、

〔追加市中取締類集書物錦繪一九ノ八十九〕當御役所江伺之上月番喜多村彥右衛門ゟ申渡

申渡

近來西洋學盛ニ相成、世人新奇を好み候處ゟ、僻學好事之輩深く其學不研究之もの迄蘭書を取

扱、臆斷杜撰之飜譯致し奇説怪論を唱へ、俗耳を驚し候族も間有之候由相聞候、畢竟近來蘭書和解等之義、恣ニ相成候ニ付、右體之義有之、如何之事ニ候、元來蘭書之義ハ、飜譯ニ依て、其事柄を解得候事故、右樣如何之飜譯流布致し、若一圖ニ其譯のみ紛し候樣成、心得違之者も有之候はゞ、向來如何成弊を生ず間敷共難申迚且醫藥迚も同樣之事ニ候、依之以來ハ持渡之蘭書不殘之書名、長崎奉行所江爲書出、奉行所之ゆるしを受候上は、世上江流布致不苦旨申渡候間、向後右書上ニ洩候蘭書を取扱候歟、又は私ニ飜譯致し候もの有之に於ては、其書を取上、當人ハ急度可及吟味候、

右之通、御書付出候間、爲心得申渡候、

九月

右之趣、組合不洩樣可申継旨被仰渡、奉畏候、以上、

嘉永三戌年九月廿六日　南北小口年番名主　三人印

〔日本教育史資料十九洋學〕洋學ニ關スル布令諭達

萬延元年八月九日、對馬守殿御渡、

西洋語の儀、當時專御用も有之事に付、御旗本、御家人忰、厄介等、右稽古望の者は蕃書調所江罷出、稽古可致候、尤居留外國人方江稽古被差遣候の儀も可有之候間、年若にて、人物相應の者相撰、頭支配にても、右の趣厚相心得、有志の者名前古賀謹一郎江可被相達候、

右之趣向々江可被相達候事

〔日本教育史資料十九洋學〕洋學ニ關スル布令諭達

文久元年十二月九日達、對馬守殿御渡二通、一通は月番江、

御旗本、御家人忰、厄介等、通辯稽古の儀に付ては、去申年相觸置候趣も有之候處、向後萬石以上以下陪臣忰厄介等も、蕃書調所江入學御差許相成候間、諸向等も、都て別紙規則書の通相心得、短冊の儀は、其調所へ持參候共、古賀謹一郎、妻木田宮江差出候とも可被致候、

（日本教育史資料十九洋學）洋學ニ關スル布令諭達

六月（○文久二年）七日、周防守殿御渡、

洋書調所稽古の儀、萬石以上以下陪臣は、兩文典句讀相濟候者、稽古差免候段、去る午年中相觸置候處、向後は、文典句讀不相濟候共、格別執心の者は、稽古差許候筈に候、委細の儀は、田村肥後守、杉浦正一郎へ可被承合候、

右之趣向々江可被相觸候

古事類苑

文學部二十八

大學 文章院附入

國學

文學部二十八

大學 文章院併入

大學ハ天智天皇ノ時、創置セシモノニシテ、延暦遷都ノ後ニハ二條大路ノ南神泉苑ノ西ニ在リ、其内ニ本寮アリ、又都堂院アリ、都堂院ハ一ニ北堂ト稱ス、紀傳道ノ學舍ナリ、又明經道院アリ、一ニ南堂ト云フ、其他算道院、明法道院アリ、又廟堂、廟倉院等アリ、廟堂ニテハ釋奠ヲ行ヒ、廟倉院ハ其器具、幷ニ孔子畫像等ヲ藏ムル處ナリ、

大學ノ長官ヲ頭ト云フ、後ニ頭ノ上ニ別當ヲ置ケリ、別當ハ中世多ク親王大臣ヲ以テ任ズルノ例ニテ、甚ダ之ヲ重クセリ、教官ニハ諸道ノ博士ノ外ニ助教直講等アリ、

學生ハ五位以上ノ子孫、幷ニ東西史部ノ子、若クハ八位以上ノ子ノ情願スルモノ、及ビ國學生ノ貢擧セラレシモノ等ヨリ之ヲ取ルハ大寶令ノ制ニシテ、延喜式ニ在リテハ、通常人モ猶ホ一經ニ通ズルモノハ試驗ヲ經テ入學スルコトヲ得ルナリ、其學生ノ試驗、幷ニ出身法ノ如キハ、別ニ一篇ヲ立テタレバ此ニ述ベズ、

昔時大學ノ制、嚴然タルコト斯クノ如シ、然ルニ次第ニ衰微シテ、保延年中ニ至リテハ、黌舍頽弊シ、鞠テ茂草トナル如キ狀態ナリシト云フ、其後火災兵革相踵ギ、足利氏ノ末ニ至リテハ、殆ド其所在ヲモ失ハントスルニ至レリ、

文章院ハ、大江音人、菅原清公ノ奏請ニ由リテ、大學寮中ニ建テシ所ニシテ、之ヲ東西二曹ニ

分チ、東曹ヲ江家ノ學舍トシ、西曹ヲ菅家ノ學舍トセリ、其學生入學ノ式甚ダ具備セリ、事ハ入學篇ニ詳ニセリ、

名稱

〔江次第抄五釋奠〕文屋童　大學寮謂之文屋之司、故學生名文屋童也、

〔唐六典二十一國子監〕隋初國子學、○註略　祭酒隸太常、從三品、開皇十三年復置國子寺、○註略　仁壽元年罷國子、唯置大學、大業三年改爲國子監、

所在

〔拾芥抄中本百官〕大學寮二條(二條下一本有大宮二字)南、朱雀大路東、神泉苑西、

〔拾芥抄中末宮城〕諸司厨町

大學寮一町二條南、三條坊門北、壬生西、坊城東、

起源

〔懷風藻序〕逖聽前修、遐觀載籍、襲山降蹕之世、橿原建邦之時、天造草創、人文未作、至於神后征坎、品帝乘乾、百濟入朝、啓龍編於馬厩、高麗上表、圖烏冊於烏文、王仁始導蒙於輕島、辰爾終敷教於譯田、遂使俗漸洙泗之風、人趨齊魯之學、逮乎聖德太子、設爵分官、肇制禮義、然而專崇釋教、未遑篇章、及至淡海先帝○天智之受命也、恢開帝業、弘闡皇猷、道格乾坤、功光宇宙、既而以爲調風化俗、莫尚於文、潤德光身、孰先於學、爰則建庠序、徵茂才、定五禮、興百度、憲章法則規摹弘遠、夐古以來、未之有也、

〔日本書紀二十七天智〕十年正月、是月、○中略　以小錦下、授鬼室集斯、學職頭、

〔日本書紀二十九天武〕四年正月丙午朔、大學寮諸學生、○中略　捧珍異等物進、

〔日本書紀三十持統〕三年正月乙卯、○二日　大學寮獻杖八十枚、

〔藤原家傳下武智麿〕大寶四年、○慶雲元年　三月、拜爲大學助、先從淨御原天皇、○天武　晏駕、國家繁事、百姓多役、兼屬車駕移藤原京、人皆忽忙、代不好學、由此學校凌遲、生徒流散、雖有其職、无可奈何、公入學校、觀其空寂、以爲夫學校者、賢才之所聚、王化之所宗也、理國理家、皆賴聖教、盡忠盡孝、率由茲道、今學者散亡、儒風不扇、此非所以抑揚聖道、翼贊王化也、卽共長官良虞王陳請、遂招碩學、講說經史、浹辰之間、庠序

寮舍

響起、遠近學者、雲集星列、諷誦之聲、洋々盈耳、　慶雲三年七月、徙爲大學頭、公屢入學官、聚集儒生、吟詠詩書、披玩禮易、揄揚學校、訓導子衿、文學之徒、各勤其業、

〔本朝文粹 意見封事二〕意見十二箇條　善相公清行

一請加給大學生徒食料事

伏見古記、朝家之立大學也、始於大寶年中、至于天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道藝、親自傳授、卽令學生四百人、習五經、三史、明法、算術、音韻、籀篆等六道、〇中略

延喜十四年四月廿八日、從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行、上封事、

〇按ズルニ、大學寮ノ創始ハ大寶以前ニ在ルコト上記ノ如クナルニ、三善清行ノ此言ヲ發セシハ、蓋シ大寶ノ令制ニ就キテ寮政ノ整備セシヲ證セシナラム、

〔延喜式 大學二十〕釋奠

預享之官、散齋三日、致齋二日、〇中略 其享官已齋而闕者通攝行事、餘館官學官及諸學生、雅樂工人皆淸齋於學館、一宿、諸享官致齋之日、給朝夕酒食、各習禮於齋所、

〔延喜式 大學二十〕凡木工寮工部一人、飛驒工一人、充寮令修理少破官舍、

〔延喜式 大學二十〕凡都堂院中庭幷東西兩道石者、式部民部兩省隨損敷之、

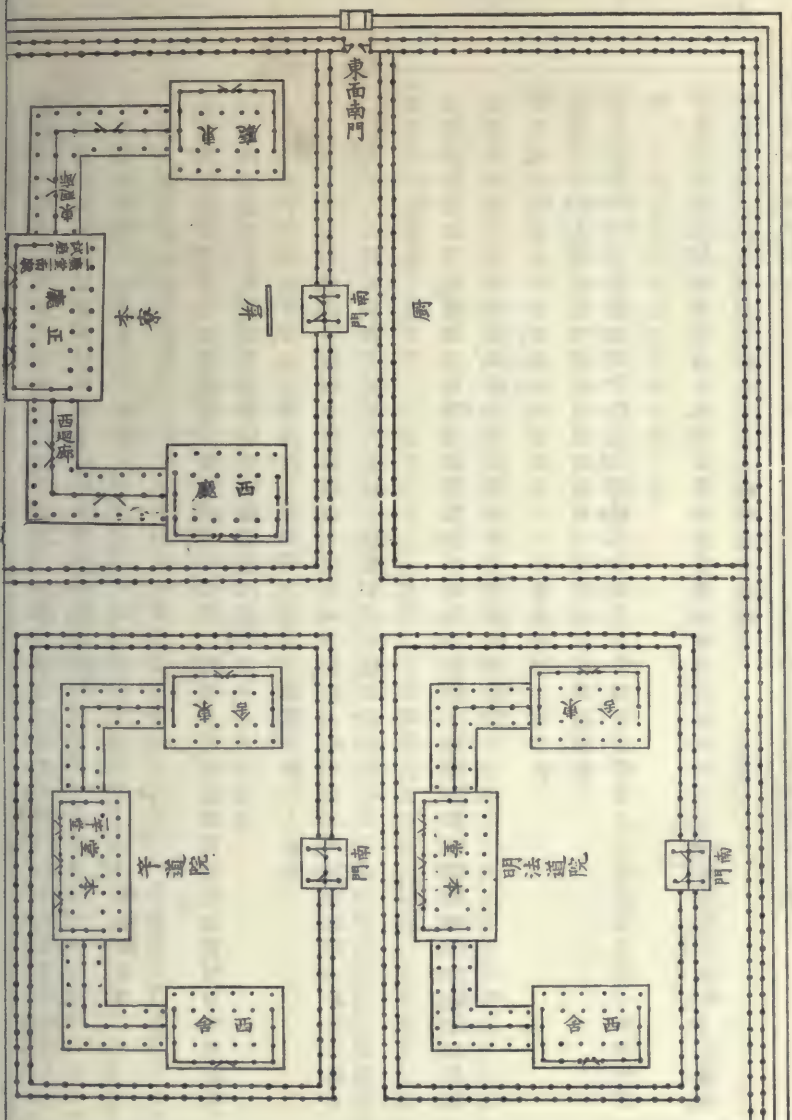
〔三代實錄 光孝四十八〕仁和元年十月五日丙辰、大學寮返上修理料貞觀錢五十貫文、去貞觀十四年所請也、

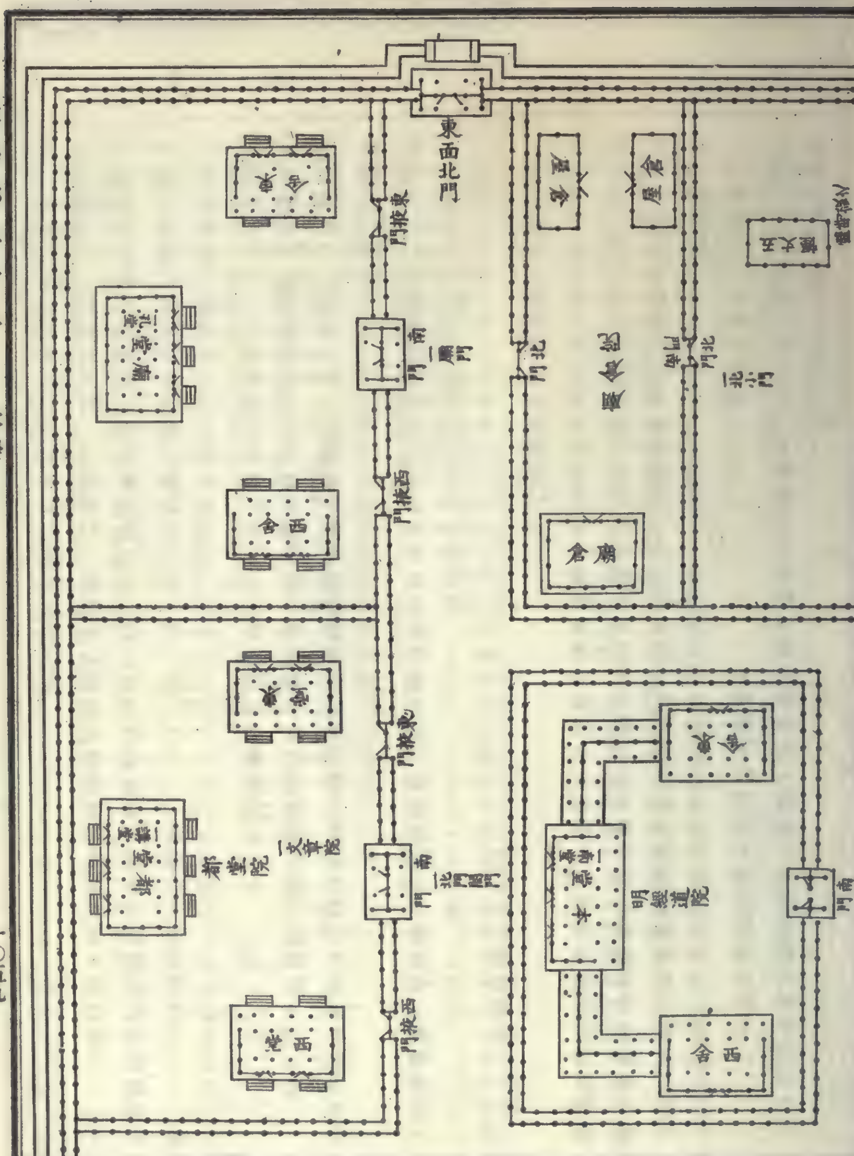
〔兵範記〕仁平四年四月十六日戊戌、大學寮史生兼元來申云、寮試十八日、一定可被行之、〇中略 正廳顚倒、無其棟梁、仍近來、以明經道屋、爲正廳、代如件鋪設、

〔日本紀略 醍醐一〕延喜五年十二月廿一日乙巳、其日大學寮北堂有漢書竟宴之詩、

〔大內裏圖考證 大學寮二十四上〕據古圖及諸圖書所考定、大學寮占地及諸堂等在所圖、〇以内藤廣前考定圖訂之

〔大學寮圖〕




東西北門
門挾東
門挾西
明經道院

〔本朝文粹序九〕七言北堂文選竟宴各詠句得遠念賢士風、　菅三品

○按ズルニ、後條引ク所ノ三善清行ノ封事中ニ、南北講堂鞠爲茂草、東西曹局閒而無人トアリ、又西宮記親王大臣補大學別當饗事ノ下ニ、延喜四、以式部卿爲別當、四堂參賀、設北堂饗西對并廊、王道饗在御厩南堂、算道、有愁退去、明法一堂不退トモアレバ、北堂ハ、大内裏圖考證ニアル如ク紀傳道ノ講堂ナルコト明ナリ、

〔扶桑略記村上二十六〕天德四年十月五日辛未、大學南堂、○明經道院廊燒亡、

〔日本紀略村上四〕天德四年十月五日辛未、戌刻大學寮南堂東曹司并算堂東三間燒亡、

〔日本紀略一條九〕永延二年二月七日甲午、大學寮諸堂曹司等頽倒之後新造改、大辨外記史學生等併以參著、○又見百練抄

〔百練抄高倉八〕治承元年四月廿八日、亥刻火起自樋口富小路、火焔如飛、○中略大學寮○中略拂地燒亡、

〔本朝續文粹勘文二〕勘申變異疾疫飢饉盜賊等事　敦光朝臣

一去年風水有難、今年春夏飢饉事、○中略

六者依學校廢也、天下之所貴唯賢、所寶惟穀、仍我朝宮城之南、左則置大學寮、以崇聖師、右則置穀倉院、以蓄米穀、而黌舍頽弊鞠爲茂草、蘋蘩蘊藻之實、有煩于備、其供搢紳青襟之徒、無處于容其身、伏案貞觀政要、大宗即位之初、京師飢饉、孜々求士、務在擇才、政革舊弊、頻致豐稔、宜依聖代之舊風、早施明時之新化歟、○中略

保延元年七月廿七日　正四位下行式部大輔藤原朝臣敦光

〔玉海〕安元三年四月廿八日丁酉、亥剋上方火、樋口富小路邊云々、曉更人告云、夜前火猶未消、京中人屋多以燒亡也、及内裏、○閑院云々中略

燒亡所々

大極已下八省院一切不殘、○中略

○○○大學寮、孔子御影奉取出之、勸學院等云々

七月十八日乙卯、乙童依召參女院、布衣 申剋、藏人勸解由次官基親來、余着烏帽直衣出逢、基親仰云、大學寮燒亡之後、未及事始、釋奠於何處可被行哉、立假屋可被行歟、將移官廳可被行歟、

〔二水記〕永正十八年三月廿八日、巳剋有獻策事、○中略 於大學寮神泉苑之池乾角也、舊於官廳有此事、當時田畠、依無其便、用此所云々、有此儀、

〔令義解一職員〕大學寮

頭一人、掌簡試學生、及釋奠事、謂、依學令、大學國學、每年春秋二仲之月、釋奠先聖孔宣父、是、其音博士无生者、學令云、學生先讀經文、通熟、然後講義、今依此文、明經生、必先就音博士、讀五經音、然後講義、故別不置生、但書生者、既立貢試法、而不載此令者、文略也、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、博士一人、掌教授經業、課試學生、助教二人、掌同博士、學生四百人、掌分受經業、音博士二人、掌教音、書博士二人、掌教書、算博士二人、掌教算術、算生卅人、掌習算術、使部廿人、直丁二人、

〔令義解一官位〕從五位上○階 大學頭 正六位下○階 大學助、大學博士、 正七位下○階 大學大允、助教、 從七位上○階 大學少允、音博士、書博士、筭博士、 從八位上○階 大學大屬 從八位下○階 大學少屬、

〔拾芥抄中本官位唐名〕大學頭大學寮國子寺 國子監國子祭酒 助四人國子司業 允國子丞 屬國子主簿國子錄事

〔延喜式十八式部〕凡諸司史生者、○中略 大學寮八人、權四人、其二人以扶省掌兼任、○中略 大學寮權史生、待寮進名簿、不試直補、

〔延喜式十八式部〕凡諸司使部者、○中略 大學寮十人、

〔延喜式二十大學〕凡權史生二人、預諸國庄事、若有闕者、申省補之、

〔官職秘抄下〕大學頭 大業任之、又撰人、文章生、諸王、或任之、諸王任例往代事也、已絕畢、文章生任例、

時棟、季實、季綱、諸王任例、實世、是行、高棟、未給姓以前也、式部少輔兼任例、始自維時、文章博士兼任例、同二度拜任例、成忠、實綱、敦宗、

〔職原抄上〕大學寮

頭一人略○註　大學寮者四道儒士出身之處也、和漢最爲重職、紀傳明經明法算道謂之四道、又當寮安置先聖先師九哲、春秋二仲釋奠、有東西二曹、菅江二家爲其曹主、諸氏出身之儒、訪道於此二家而已、寮頭者儒中之撰也、但雖非儒又有例、

助相當中略○　諸大夫任之　允大少中略○　近代六位侍任之　屬大少

〔朝野群載九功勞〕申大學頭　付例

前常陸介從四位上菅原朝臣是綱、誠惶誠恐謹言、

請被殊蒙天恩、因准先例、依儒學勞、拜任大學頭闕、造進文章院西曹司七間檜皮葺屋一字、兼又依獻策次第、拜除式部大輔闕狀、

大學頭遷他官後再任例

菅原清公卿弘仁三年任大學頭、同四年遷主殿頭、天長三年還任、

大江維時卿延長六年任大學頭、同七年遷文章博士、天慶二年還任、

高階成忠卿康保元年任大學頭、安和元年遷權右中辨、貞元二年還任、

藤原實綱朝臣寬德二年兼大學頭、永承二年正月任但馬守、同十二月七日還任、

右是綱謹檢案內、大學頭者、或尋重代之者、或依修理之功拜任、古今之例也、弘仁以來、爲件頭之者五十餘人之中、全無過十年之輩、是則神鑑已明、禮奠有畏之故也、是綱拜任之間、經十七年、所修造廟堂、并都堂試廳盛殿、北廟、藏院、西北二面築垣、寮西北築垣等也、此外北廟藏一字、新以造營、檢之朝典、曾無比類、抑文章院者、始祖左京大夫清公卿、遣唐歸朝之後、申請公家、初立東西之曹司、各分菅江之門徒、而去康平年中、屋舍顚倒之後、二季釋奠、爲令住學生、纔立五間假屋、其後宴會之席已倚、禮儀之卿

長忘、仍件十七間内、以爲要須、先分七間所申請也、又式部權大輔者、依獻策之次第、所被拜任也、是綱業傳七代、齡迫八旬、當時申件官之輩、皆是綱獻策之下﨟也、望請天恩、因准先例、拜任件官、彌誇重華之德、將傳累業之蹤、是綱誠惶誠恐謹言、

康和二年七月廿三日　　前常陸介從四位上菅原朝臣是綱

〔續日本紀（稱德）二十八〕神護景雲元年二月丁未、近衞將監從五位下吉備朝臣泉、爲兼大學員外助、

〔日本後紀（桓武）八〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、（○中略）長子廣世、（○中略）爲大學別當、

〔西宮記（臨時）八〕親王大臣補大學別當饗事

延喜四以式部卿（○敦慶親王）爲別當、四堂參賀、設北堂饗於西對幷廊、他三堂饗在御厩、（○中略）

承平七十一十四、以右大臣（○藤原仲平）爲別當、

〔台記〕久安四年二月九日戊寅、大學寮式云、釋奠祭供奉職掌、學生已上、祭了之後、具錄交名申於別當云々、余（○藤原賴長）爲大學別當、而年來不申、今年豫仰寮頭、仍今日自寮持來見參、

〔職原抄下〕大學別當　親王大臣納言中補之、近代絕畢、

〔延喜式二十大學〕凡典藥醫師一人令直於寮、

敎官

〔日本書紀（繼體）十七〕七年六月、百濟遣姐彌文貴將軍洲利卽爾將軍、副穗積臣押山、（百濟本紀云、委意斯移麻岐彌）貢五經博士段楊爾、

〔日本書紀（繼體）十七〕十年九月、百濟遣洲利卽次將軍、副物部連、來謝賜己汶之地、別貢五經博士漢高安茂、請代博士段楊爾、依請代之、

〔日本書紀（欽明）十九〕十五年二月、百濟（○中略）五經博士王柳貴代固德馬丁安、

○按ズルニ、右三件ハ、未ダ大學ノ設アラザリシ時ノ事タリ、然レドモ博士ノ名ノ始テ見ユル

ヲ以テ此ニ擧グ、

〔日本書紀〕（二十九天武）六年五月甲子、勅大博士百濟人率丹、授大山下位、因以封三十戸、

〔日本書紀〕（三十持統）五年四月辛丑朔、賜大學博士上村主百濟、大税一千束、以勸其學業也、

〔日本書紀〕（三十持統）七年三月甲午、賜大學博士勤廣貳上村主百濟、食封三十戸、以優儒道、

〔日本書紀〕（二十五孝德）以沙門旻法師高向史玄理、爲國博士、

〔元亨釋書〕（十六力遊）釋僧旻入唐留學、舒明四年八月、從唐使高表仁、共沙門靈雲來歸、孝德帝卽阼、以才勤爲國博士、

○按ズルニ、此ニ云ヘル國博士ハ諸國ノ博士ニハアラズシテ、外國人ノ博士ニ對シ、我國人ヲ以テ此職ニ任ズルヲ稱セルモノカ、當時未ダ大學等ノ設アラザレバナリ、

〔令義解〕（六儀制）大學諸博士文學等、（謂上大學博士、下國文學、卽在其師、諸司諸博士等、亦不在決笞之限、）不在決笞之限、

〔類聚國史〕（八十政理）天長二年五月庚午、葬卒五位已上大學諸博士、停責解由、

〔法成寺攝政記〕寛弘四年五月卅日乙丑、明經明法算等道博士學生等令論議、（中略）○講說了後、召諸道馬場給饗、從中島引參上著、先召大博士廣澄、令講孝經、爲忠問了、

○按ズルニ、諸道ノ博士ハ各其篇ニ在リ、就テ見ルベシ、

得業生

〔拾芥抄〕（中本官位唐名）諸道得業生（先生貢首）

〔令集解〕（三職員）大學寮（中略）○得業生十人（明經生四人、文章生二人、明法生二人、算生二人、並取生內人性識聰慧、藝業優長者、賜夏人別絁一匹、布一端、冬絁二匹、綿四屯、布二端、食料米日二升、堅魚海藻雜魚各二兩、鹽二勺、）

○按ズルニ、諸道得業生ノ事ハ、試驗篇ニ詳ナレバ、此ニ之ヲ略ス、

學生

〔拾芥抄〕（中本官位唐名）學生（國子諸生）

〔江家次第〕（五二月）釋奠（中略）○

訖著問者床子、南面、論義問答二重、訖復本座、次明法、次算、(以上作法同上、但問籍時、明經稱文屆、明法稱學生、算道稱算生、)

〔令義解 一職員〕大學寮

博士二人(中略)學生四百人(掌分受經業)

○按ズルニ、國學生ノ事ハ、國學篇ニアリ、

〔類聚符宣抄 九〕太政官符式部省

應以捌條爲限通伍已上爲及第明經問者生課試事

右得正五位下行大外記兼博士主稅助播磨介中原朝臣致時等去七月廿日奏狀偁、謹檢案內、令條所載學生四百人者、是明經之生徒也、雖云各積炙輠之勤、同企拾芥之思、然猶得業生四人之外、又曾無立身之階、緣是迻古以來、依道之選擧、任氏之貴賤、每年必二三人、拜諸司二三分、(中略)

長德元年八月十九日

〔本朝文粹 二意見封事〕意見十二箇條 善相公(淸行)

一請加給大學生徒食料事(中略)

至于天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道藝、親自傳授、卽令學生四百人、習五經三史明法算術音韻籀篆等六道、

〔令義解 三學〕凡大學生、取五位以上(謂、諸王諸臣皆是、唯親王者不在此限、別有文學故也、)子孫、及東西史部(謂、居在皇城左右、故曰東西也、前代以來、奕世繼業、或爲史官、或爲博士、因以賜姓、摠謂之史也、)子爲之、若八位以上子情願者聽、(謂、八位以上者、內外並同、子者、不論嫡庶也、)國學生、取郡司子弟爲之、(謂、子孫弟姪之屬也、大學生、式部補、國學生國司補、)並取年十三以上十六以下聰令者爲之、(謂、聰者、明也、令者、善也、)

〔令義解 三學〕凡學生(中略)在學九年、不堪貢擧者、並解退、(其從國向大學者、年數通計、服闋重任者、不在計限、謂、闋者終也、自服終重任者、居喪之年、不在通計之限、)

〔延喜式 二十大學〕凡學生入學、經九年不成業者、錄名送省、但雖過年限、才近成立、量狀聽留、

〔延喜式 十八 式部〕凡大學典藥諸生、計年入課、及限滿解退者、並載季帳、比滿年卅特聽留學、若登卅一不堪貢擧者、乃還本貫、但可任國博士醫師者、不限年齒補之、

〔令義解 三 學〕凡學生在學、不得作樂（謂不必五音諧比也）及雜戲、唯彈琴習射不禁、其不率師教（謂率循也、不受正業、好爲雜戲也、）及一年之內違假滿百日者（謂總數前後之違假、一年之內既滿百日者、已不除休假之日、其稱年者、自違假之日始計也、）並解退、

〔令義解 三 學〕凡學生被解退者、皆條其合解之狀、申式部、下本貫、其五位以上子孫者、限年廿一、申送太政官、准蔭配色（謂不論業成不、皆當申送也、）

〔令義解 三 學〕凡學生、年廿五以下、遭喪服闋、求還入學者聽之（謂在學未滿九年者也、）

〔令義解 三 學〕凡學生、自非行禮之處（謂釋奠、及束脩之類、）皆不得輒使、

〔令義解 三 學〕凡學生、公私有禮事處、令觀儀式（謂元日、及公卿大夫喪葬之類也、）

〔政事要略 九十五〕捕亡律浮浪條云、非亡浮浪他所者、十日笞十、廿日加一等、罪止杖一百（謂非避事逃亡、而流宕他所者）學官者各勿論、（若學官者、好學從師、離家求仕、各遂其業、故並勿論、）疏云、負笈從師（晉云、風土記云、笈十二所負書箱、如衣箱而卑、李固別傳曰、固父爲三公、而固步行負笈千里從師也、）弃繻求仕（晉云、漢書終軍傳曰、初軍從濟南當詣博士、步入關、關吏予軍繻、軍問以此何爲、吏曰、爲復傳、還當以合符、軍曰、大丈夫西遊、終不復傳還、弃繻而去、軍爲謁者、使行郡國、建節東出關、關吏識之曰、此使者迺前弃繻生也、注云、繻帛邊也、舊關出入皆以傳、傳還、因裂繻頭、合以爲符信也、）集解云、釋云、學謂習文是、但除習文之外、臨時量耳、官謂雖未得考而求入得考例是、並雖无公驗、而各勿論耳、春記云、春秋曰官者、學於仕之名也、

〔唐律疏議 二十八 捕亡〕疏議曰〇中略學官者、或負笈從師、或弃繻求仕、各遂其業、故並勿論、

〔令義解 三 賦役〕凡舍人〇中略諸學生、侍丁、里長、貢人得第未敍〇中略並免傜役、

〔延喜式 二十五 主計〕凡勘大帳者、皆據去年帳、勘其出入〇中略其依符所免爲符損（(中略)學生(中略)爲牛輸之類）

〔日本書紀 二十九 天武〕四年正月丙午朔、大學寮諸學生、陰陽寮外藥寮〇中略等、捧藥及珍異等物進、

〔續日本紀 十三 聖武〕天平十一年八月丙子、太政官處分、式部省蔭子孫幷位子等、不限年之高下、皆下大學、

一向學問焉、

〔日本後紀 平城十四〕大同元年六月壬寅、勅、諸王及五位已上子孫十歲以上、皆入大學、分業敎習、依蔭出身猶合上寮、經一選□□□大舍人、但情願遂業者聽之、

〔日本後紀 嵯峨二十二〕弘仁三年五月戊寅、勅、經國治家、莫善於文、立身揚名、莫尙於學、是以大同之初、令諸王及五位已上子孫十歲已上皆入大學、分業敎習、庶使拾芥磨玉之彥、霧集於環林、呑鳥雕蟲之髦、風馳乎璧沼、而朽木難琢、愚心不移、徒積多年、未成一業、自今以後、宜改前勅、任其所好、稱合物情、

〔類聚三代格 七〕太政官符

一令諸氏子孫咸讀經史事

右檢參議從三位多治比眞人今麻呂奏狀偁、編尋古典、歷覽前王、勞於求賢、逸於經國、伏望諸氏子孫、咸下大學寮、令習讀經史、學業足用、量才授職者、宜五位已上子孫、年廿已下者、咸下大學寮、

以前意見奏狀、依今月八日詔書、頒下如件、

天長元年八月廿日 又見本朝文粹

〔空穗物語 祭の使〕あるじのおとゞ、とうゐいにとはせ給、たが後として、たがかげに侍學生ぞとゝはせ給、すゑふさけたうの大辨なんかげのおとゞの一男として、寮給はれるふみやわらはぞ侍、なんかげの左大辨參議にはべりしほどに、つはもの丶ためにめいをはり、兄弟おほくのこるかばねなくほろびはて丶、すゑふさひとりなんかれがのちとて侍、三月のあはれしゑいはするともがら、一生一人なし、七さいにて入學して、ことしは卅五歲、それよりいくまなこのぬけ、さうのつきんをごにさだめて、大がくのまどにひかりほがらかなるあしたは、まなこもかはさずまもる、ひかりをとぢつるゆふべは、くさむらのほたるをあつめ、冬はゆきをつゝどへて、へやにつどへたること、年かさなりぬ、しかあれど、たうじの博士、あはれあさく、こんよくふかくして、れう給はら、

で、ことし廿よねんになりぬるに、ひとつの食あてず、つはものをげうとして、あくをむねとして、くまたか〇くまたか一本作ニはくうち一かり、すなどりにすゝめるもの、昨日今日入學して、くろしあかしのさとりなきがさくたいまつるを、ついでをこして、すゑふさ、おほくのついでをすぐしつ、そこばくのはかせのまへにて、くれなゐのなみだをながして申、きこしめす人、淚をながし給はぬなし、あるじのおとゞ、この學生がかく申は、如何なることぞとはせ給へば、はかせどもきこゆ、すゑふさまことにさとり侍ものなり、されど、ゑか、たまゑひさだまらずして、おほやけにつかうまつるべくもあらず、これまかりいでたらば、おほやけわたくしさまたげとなるべきによりて、えせず侍也と申。

〔今昔物語二十三〕大學衆試相撲人成村語第廿一

今昔陸奥國眞髪ノ成村ト云老ノ相撲人有ケリ、眞髪ノ爲村ガ父、此ノ有ル經則ガ祖父也、其成村ガ相撲節有ケル年、國々ノ相撲共上リ集テ、相撲ノ節待ケル程ニ、朱雀門ニ行冷ニケルニ、各宿所ニ返ナムトテ遊ビ行ニ歩ヨリ東様ニ、二條ヲ行テ美福ヲ下リニ烈走テ行ケルニ、大學寮ノ東門ヲ過ムド爲ケルヲ、大學ノ衆共數門ニ出テ、冷立リケルヲ、此ノ相撲共ノ過ムト爲ルガ、皆水干裝束ニテ紐ヲ解テ押入烏帽子共ニテ、打群テ過ルヲ此ノ衆共不安思テ、此ヲ不過トテ、鳴高シ鳴制セントテ、大路ニ立塞ガリ、不通ザリケレバ、ノヒ此ク止事无キ所ノ衆共ノ爲ル事ナレバ、破テモ難通リテ有ケルニ、此ノ衆ノ中ニ、長短ヤカ也ケル男ノ、冠表衣ナド異衆共ヨリ少シ宜キガ、勝レテ立出テ、制スル有ケリ、此ノ成村見ツメテケレバ、去來々々返ナムトテ、本ノ朱雀門ニ返ヌ、其ニテ成村相撲共ニ議スル様、此ノ大學ノ衆ノ奴原ノ、我等ヲ不通ザリツル、極テ不安事也、押テ通ラムト思ツレドモ、然ラバ今日ハ不通ラ返ナム、明日來テ必ズ明ラムト思フ、其中ニ長短ヤカニテ中ニ勝レテ鳴制セムト云テ立塞ガリツル男有リツ、糸賢キ奴也、明日通ラムニ、今日ノ様ニ制

セントスラム、其ヲ□□ノ國ニ有ケル□□□ト云ケル相撲ヲ指シテ、其中ニ勝レテ制シツル男ノシヤ尻ノ血出許蹴給ヘト、成村云ヘバ、彼ノ然ガ被云ツル相撲脇ヲ搔テ、己ガ蹴ナンニハ生カジ、足立ナクテコソ生カメ、必ズ蹴侍ラントゾ云ケル、其相撲、等輩ニ勝レテ、殊ニ思ユ有ケル者也、走リナンドモ疾シテ、心モ猛カリケレバ、思量ヒテ成村モ云ナルベシ、然テ其ノ日ハ各宿ニ返リテケリ、亦ノ日ニ成テ、昨日不來ザリシ相撲共、皆來リ集テ、極テ多カリ、此ク今日通ラント構ツル事ヲ、大學ノ衆共モ、然ヤ心得タリケム、昨日ヨリハ人多クテ、カシマシク鳴高シ鳴制セント、大路ニ出デ云立リケルニ、相撲共ハ打群テ、昨日ノ樣ニ歩ミ懸リタリケレバ、昨日勝レテ制セシ所衆、例ノ事ナレバ、中ニ勝テ大路中ニ出、不過サジト思タル氣色現也、其ノ時ニ、成村、彼ノ尻蹴ヨト云タル相撲ニ、急ギ目ヲ懸タリケレバ、此ノ相撲、人ヨリハ長高ク大キニテ若ク勇ミタリケル者ナレバ、袴ノ抶高ヤカニ上テ、指進テ歩ミ寄ルニ、其レニ次ギテ異相撲共、只通ニ通ラムト爲ルヲ、衆共ハ不通ト塞ガル程ニ、此ノ尻蹴ムト爲ル相撲、彼ノ衆ニ走リ懸リテ蹴倒サムト、足ヲ高ク持上タルヲ、此ノ衆、目ヲ懸テ、背ヲ撓テ違ケレバ、蹴ハヅシテ、足ノ高ク上リテ仰樣ニ成ル樣ニ爲ルヲ、此ノ衆其足ヲ取テ其ノ相撲ヲ細キ杖ナドヲ人ノ持タル樣ニ提テ、異相撲共ニ走リ懸リケレバ、異相撲共ハ、此ヲ見テ走リ逃グ、然テ其ノ提タル相撲ヲバ投ケレバ、振メキテ、二三丈許被投テ倒レ臥ニケリ、○中略其ノ被投タリケル相撲ハ、死入タリケレバ、從者共來テ物ニ搔入レテ、荷テゾ宿所ニ將行ニケル、其ノ年ハ相撲ノ最手ニモ不立リケリ、其後、成村方ノ將ニ然々ノ事ナム候ツルト語ケレバ、將モ此ヲ聞テ、奇異カリケリ、成村ガ云ケルハ、成村ニ於テハ彼レガ力ニ可合キニモ不候ザリケリ、彼ノ大學ノ衆、古ニモ不恥、極タル相撲ニ候ケリト申ケレバ、方ノ將此ノ由ヲ公ニ申ケレバ、宣旨ニ式部丞也ト云トモ、其ノ道ニ堪タラム者ナラバ、可召シト云フ事有リ、何況ヤ大學ノ衆ハ何事カ有ラントテ、被尋ケレドモ、何ナル事ニカ有ケム、其ノ人ト云事モ不聞テ止ニケ

リ、此レ希有ノ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

休假

〔令義解三學〕凡學生請假（謂、縁身及父母患、臨時請假之類、其休假及田衣等假、不在此限、）者、大學生經頭、國學生經所部國司、各陳牒量給、（謂、學生陳牒、所司量給也、）

〔令義解三學〕凡學生在學、〇中略 一年之內、違假滿百日者、（謂、總數前後之違假、一年之內既滿百日者、不除休假之日、其稱年者、自違假之日始計也、）並解退、

〔令義解三學〕凡大學國學生、每年五月放田假、九月放授衣假、（謂、九月霜始降、婦功成、可以授冬衣、）其路遠者、仍斟量給往還程、

學田用途

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年八月己亥、勅曰、安上治民、莫善於禮、移風易俗、莫善於樂、禮樂所興、惟在二寮、門徒所苦、但衣與食、亦是天文陰陽曆筭醫針等學、國家所要、並置公廨之田、應用諸生供給、其大學寮三十町、雅樂寮十町、陰陽寮十町、

〔類聚國史百七職官〕延曆十三年十一月丙子、詔曰、云々、其去天平寶字元年所置大學寮田二十町、生徒稍衆、不足供費、宜更加越前國水田一百二町、通前一百二十餘町、名曰勸學田、云々、〇類聚三代格一百二町作一百二町五段百六十九歩、一百二十餘町作一百卅餘町、

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、〇中略 長子廣世起家補文章生、延曆四年坐事被禁錮、特降恩詔除少判事、俄授從五位下、爲式部少輔、便爲大學別當、墾田廿町入寮爲勸學料、請裁闡明經四科之第、又大學會諸儒、講論陰陽書新撰樂經大素等、大學南邊以私宅置弘文院、藏內外經書數千卷、墾田卌町永充學料、以終父志焉、

〔類聚國史百七職官〕天長元年十一月辛酉、賜山城國地五町九段大學寮、

〔類聚國史百七職官〕天長四年三月甲戌、河內國荒閑地五十町給大學寮、

〔類聚國史百七職官〕天長五年四月丁卯、河內國澀河郡田六段、畠四町四段、削大學所□五十町六段內給、

內敎坊、

〔本朝文粹二 意見封事〕意見十二箇條　善相公 淸行

一請加給大學生徒食料事

右臣伏以治國之道、賢能爲源、得賢之方、學校爲本、是以古者明王、必設庠序、以敎德義、習經藝而敍彝倫、周禮卿大夫、獻賢能之書于王、王拜而受之、所以尊道而貴士也、伏見古記朝家之立大學也、始於大寶年中、至于天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道藝、親自傳授、卽令學生四百人、習五經三史明法算術、音韻籒篆等六道、其後代々下勅、給罪人伴家持、越前國加賀郡沒官田一百餘町、山城國久世郡公田卅餘町、河內國茨田澀川兩郡田五十五町、以充生徒食料、號曰勸學田、亦每日給大炊寮百度飯一石五斗、(人別三升、五十人料、)以補照讀之疲也、又有勅令常陸國每年擧稻九萬四千束、以其利稻、充寮中雜用料、又擧丹後國稻八百束、以其利稻、充學生口味料、而年代漸久、事皆喫違、承和年中、伴善男訴家持無罪、返給加賀郡勸學田、又有勅分山城國久世郡田卅町、爲四分、其三分給典藥左右馬三寮、纔留其一分、充學生料、又河內國兩郡治田頻遭洪水、皆成大河、又常陸丹後兩國出擧稻、依度々交替、缺本稻、皆失、無有利稻、當今所遺者、唯大炊寮飯料米六斗、山城國久世郡遺田町而已、以此小儲、充數百生徒、雖作薄粥、猶亦不周、然而學生等、成立之望猶深、飢寒之苦自忘、各勤鑽仰、共住學館、於是性有利鈍、才異愚智、或有捍格而難用者、或有穎脫而出囊者、通計而論之、中才以上者、曾無十分之三四也、由是才子者已超擢擧用、不才者衰老空歸、亦其舊鄕凋落、無所歸託者、頭戴白雪之堆、飢臥壁水之涘、於是後進者偏見此輩成群、卽以爲大學是迍邅坎壈之府、窮困凍餒之鄕、遂至父母相誡勿令子孫歯學館者也、由是南北講堂、鞠爲茂草、東西曹局、闃而無人、於是博士等每至貢擧之時、唯以歷名薦士、曾不問才之高下人之勞逸、請託由是間起、濫吹爲之繁生、潤權門之餘唾者、生羽翼而入靑雲、蹈闕里之遺蹤者、詠子衿而辭黌舍、如此陵遲、無由興復、先王庠序、遂成丘墟、臣伏以苯人之道、以食爲本、望請常陸丹後兩國出

擧本穎九萬四千八百束之利稻、二萬八千四百三十束之代、遍以諸國田租穀充給、播磨國半分、坂東國半分、以充給學生等食、又罪人伴善男所返給加賀郡田重亦沒官、令給穀倉院、充造道橋料、重望依舊返給件田、以爲勸學田、又式云、學生不住寮家者、不得薦擧者、比年雖有此式、不能施行者、依學生之無食也、今須嚴勅博士及寮頭等、諸道學生、雖有才藝、不直寮家者、不得貢擧、如此則挑兮之徒、歸我國實、皇矣之士、列彼周行、

延喜十四年四月廿八日、從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行、上封事、

〔延喜式二十大學〕凡越中國礪波郡墾田地壹拾捌町肆段貳佰步、就中熟田十三町二段卅步、未開地五町二段百六十步播磨國印南郡墾田地壹拾漆町佰捌拾步、就中熟田五町二段二百八十八步、未開地九町七段二百五十二步、荒田一町九段三百廿四步、山城國久世郡七町、

〔延喜式二十大學〕山城國久世郡白田一町、永爲菜圃、其在京中圃地者、任令得業生等居住、若有餘地者、種殖雜菜、以充食料、

〔延喜式二十大學〕凡常陸國稻五萬四千束、近江越中備前伊豫等國各一萬束、預國司出擧、以其息利舂米、并交易輕物、每年附貢調使送、納充於寮家雜用、若有未進、移主計寮拘使返抄、

〔延喜式二十六主稅〕諸國出擧正稅公廨雜稻

常陸國中略大學寮料五萬四千束　近江國中略大學寮料一萬束　越中國大學寮料一萬束　丹後國大學寮料八百束　備前國大學寮料一萬一千束　伊豫國大學寮料一萬束

〔延喜式二十大學〕凡丹後國稻八百束、預國司每年出擧、以其息利交易味物、送寮充學生等菜料、

〔延喜式二十大學〕學生等年中食料鹽者、仰備前國司每年出擧正稅一千束、以其息利交關令進、

〔朝野群載二十六諸國公文〕勸相模國解文事

請因准先例被減省前前司守源朝臣師光任終永保二、次守藤原朝臣兼仲任、同三、應德元二、次守

同棟綱任、同三〔寛治元二三〕當任、同四五六幷十一箇年間公廨雜稻、每年八萬四千四百二十二束、狀、〇中略

定擧七十八萬三千六百九十八束九把五分〇中略

大學寮料一萬束、〇中略

右左辨官仰云、件解文、宜勘申者、於相模國言上不與前司守從五位下藤原朝臣棟綱解由狀所注如件、仍勘申、

寛治七年六月日　主典三善

判官

〔三代實錄四十六光孝〕元慶八年九月十四日辛未、勅、以新錢三十貫相分給左右京職出擧、以其子錢送大學寮、充學生菜料、先是大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世奏言、據式左右京職出擧、以其息利充學生菜料、弘仁之前、每年有送、天長以降絕而不納、其隆平永寶者、延曆十五年新作也、厥後錢文改易、總經五度、兩職須每改舊貫請授新錢、而忽略其事、全失本物、遂使生徒積歎無菜、今尋物意、給諸司公廨錢者、爲修官舍也、然猶新泉初涌、十倍本源、況大學者、百川之學海、九流之道淵也、大厦棟梁、於是垂出、同川舟檝於是可採、論道弘益豈校官舍、以彼比此、相去旣遠、望請准據式文、充給新錢、每年出擧、依例令送、若致未進、將拘職司考祿、從之、

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年九月十四日乙未、造幕四條料、紺絁十四匹六尺、緋絁十四匹六尺、緋絲一絇、生絲二絇四兩、造幔四條料、黃絁十六匹、賜大學寮、先是式部省修解偁、大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世言曰、令云、凡學生公私有禮事、令觀儀式、又承和十二年宣旨云、車駕行幸之日、官人引文章生等陪從、然則朝堂之儀、公私之禮、節會宴享之日、巡狩遊獵之時、必須率學生縱觀陪從、而寮本无幕幔、臨事多闕、常成煩礙、諸司之例申請二條、當寮領四百之生徒、非兩幕之可容、望請四條以爲

儲備、太政官處分依請焉、

〔延喜式三十八掃部〕凡大學諸堂學生食座料、長疊十枚、隔三年行之、

〔續日本紀三十文武〕慶雲元年七月庚子、公廨祿給式部省大學散位等寮、

〔享祿本類聚三代格六〕太政官符

應停止大學官人博士要劇史生粮事

右被中納言兼左近衞大將從三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣偁、大學官人已下學生已上、並預月料、畢宜要劇本粮並從停止、

弘仁九年五月廿五日

〔延喜式十八式部〕馬料〇中略

大學寮十九人從五位官三人　六位官一人　助博士二人　七位官十三人之中九一人　博士十一人　八位官一人〇中略

右〇中略若有大學頭陰陽頭不解經術者、隨便停給、

〔延喜式二十大學〕凡官人已下月料米、前月廿五日受大炊寮、其闕官不仕料、充寮中雜用、

凡寮家月料米者、不更待口宣而受之、

〔延喜式三十三大膳〕親王以下月料〇中略

諸講書博士各日別鹽一合、鰒雜魚腊鮨海藻各二兩、諸得業生鹽二勺、雜魚鮨三兩、海藻二兩、

〔延喜式三十五大炊〕親王已下月料〇中略

大學寮官人六人、博士十五人、史生四人、學生五十人、〇中略

右依前件、人別日米一升、但大學官人博士、幷諸衞府生以下、日各二升、大學史生、學生、日各一升二合、

〔延喜式二十大學〕凡諸博士學生等計宿、給燈油料錢、明經博士夜別各廿文餘博士十五文、先生十文、後生

五文、用越後國墾田五十町地子物充之、

〔延喜式二十大學〕凡諸博士卒死、無資殯葬、賻物之外殊給官物、但其數臨時處分、

〔延喜式二十大學〕凡得業生者、明經四人、文章二人、明法二人算二人、並賜夏冬時服、人別夏絁一匹布一端、冬絁二匹、綿四屯、布二端、申省給之、

讀書

〔延喜式二十大學〕凡寮家雜書、不得輙借與他人、但聽學生於寮中讀閱之、

凡寮家官書、三年一度曝凉、諸學生役其事、

凡寮家官書目錄造三通、其一通進省、一省送勘解由使、

賑給

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年十月十日乙亥、右大臣從二位藤原朝臣良相薨、贈正一位、天皇不視事三日、良相朝臣者、太政大臣正一位冬嗣朝臣之第五子也、○中略 愛好文學之士、擇大學中貧寒之生、時賜綿絹、冬天慘烈、多縫造被、遍賜四學晝夜宿者、時節喚學生能文者、賦詩賚物數矣、

〔菅家文草二〕勸野營住學曹

李孔通家通不分、幾因才藝早知聞、菅尙書子寧非我、野相公孫獨有君、謂先相公、龍去九霄曾宿水、鶴飛千里未離雲、縱無閉戶垂帷意、當會文宣享苾芬、學中謂時々來者、爲釋奠學生、故云、

○

文章院

〔大內裏圖考證二十四下都堂院〕餘戶

或記曰、文章院在大學寮西北隅、

按據此文、則蓋文章院與都堂院別區、而如在都堂院西、然則拾芥抄及諸圖、稱余戶地、似文章院舊區、俟後考、

〔朝野群載九功勞〕請被殊蒙天恩、因准先例、依儒學勞拜大學頭闕、造進文章院西曹司七間、檜皮葺屋一宇、兼又依獻策次第、拜除式部大輔闕狀、

右是綱讓檢案內、略○中 抑文章院者始祖左京大夫清公卿、遣唐歸朝之後、申請公家初立東西之曹司、各分菅江之門徒、而去康平年中、屋舍顚倒之後、二季釋奠、爲令住學生、纔立五間假屋、其後宴會之席已侍禮儀之鄉長忘、仍件十七間內、以爲要須、先分七間、所申請也、略○中

康和二年七月廿三日　前常陸介從四位上菅原朝臣是綱

〔大內裏圖考證 二十四下 文章院〕今按、文章院東西曹司、始所造作、各十七間、其後顚倒、假建五間屋、今依是綱朝臣申請、爲七間屋也、而作十七間屋、則都堂之院中、無可置之地、然則後世稱余戶者、如或記說、文章院舊地也、曹顚倒之後、以北堂東西舍擬之可知也、然而其年月未勘得、俟後考、

〔二中歷 儒職二〕

西曹　菅家　藤家 廣業 資業　橘家

東曹　江家　高家　藤家 實範 在衡　明衡　紀家　善家

〔本朝文粹 奏狀七〕請重蒙天裁、拼定大內記紀齊名、稱有病累瑕瑾所難學生大江時棟奉試詩狀、

大江匡衡

一蜂腰難 略○中

聽古樂詩之題者、則江家先祖音人卿、預判文章博士菅原是善卿、皆是東西曹司之祖宗試場評定之龜鏡也、以假才奧學之妙簡、明々秩々之公心、所定置也、略○中

長德三年八月廿九日、正五位下行式部權少輔兼東宮學士文章博士越前權守大江朝臣匡衡、

解申進申文、

〔本朝文粹 奏狀七〕奉行成狀

匡衡頓首再拜謹言、去月廿九日首途今月二日入境著任、略○中 彼西曹始祖菅清公者、貞觀侍讀也、聽乘車出入宮中、此東曹末儒江匡衡者、長保師讀也、得賜馬進發城外、君之崇師、古今如此、略○下

長保三年三月三日　尾張守大江朝臣匡衡

〔本朝文粹六奏狀〕請被給穀倉院學問料、令繼六代業男蔭孫無位能公狀、

右伏檢故實、菅原大江兩氏、建立文章院、分別東西曹司、爲其門徒習儒學著氏姓之者、濟々于今不絕、因斯此兩家之傳門葉、不論才不才、不拘年齒、〇中略

長保四年五月廿七日

正四位下行式部權大輔兼文章博士大江朝臣匡衡誠惶誠恐謹言

〔江吏部集中人倫〕喜愚息擧周賜學問料、聊寫所懷、寄呈廊下諸賢、

聖主殊私及幼齡、戴恩感德淚先零、舜河添潤寒江岸、堯燭合輝暗牖扃、董仲舒兒無射鵠、車司徒後不收螢、君家七代吾家六、只拜東西二祖靈、〈菅江兩家始祖、建立文章院東西曹、爾後二百年、箕裘之業、于今不絕、有所感有此句、〉

〔本朝文粹八詩序〕八月十五夜、於文章院對月、同賦清光千里同、　部在中

夫文章院者、國子學之流焉、函經味道之生、此焉詠業、吐鳳懷蛟之士、亦復容身、于時天入仲秋、夜當三五、排紙隔而玩月、出杏衡以擧杯、蓋斟舊跡也、旣而清光映徹、雲書卷以添晴、皓彩時凝、露文注而助潔、三十五名之星躔、遙浮於水鏡之面、五萬四千之土壤、自化氷壺之心、嗟秋月之可望、諒感而不盡、請賦蓂莢、各書蕉葉、在中序、

〔扶桑集九〕余近賀菅秀才〇文時登科、不勝助喜、敢綴老爛、酬和之詞、韻高調奇、情感難抑、重以吟贈、

江相公〇大江朝綱

東西雖異本同門、〈予祖父相公（音人）天長年中受業於君高祖京兆尹（淸公）、承和之初、東西別當各自名家、〉累代通家尙存、八斗才多稱器量、九升情動惱夢魂、窓螢役了辭應退、梁燕惟新賀自喧、我已晚齡君始壯、忘年共契報朝恩、

〔桂林遺芳抄〕文章院參仕事

家記云、本院顚倒之后者、以大學寮廟倉盛殿擬彼院也云々、今者於茶園裏行廟拜也、員數不定、本儀

廿一反、或多分二拜、官廳之儀依遲々也、儒官經歷之度參拜、或又還補再任共參仕也、

次第

先於傍洗手、手水手拭厠女持之 次向廟前二拜、先立獻幣揖脫沓著獻、更又揖立二拜、 次著饗應座、有三獻、其后自下﨟起座、舊則此時有吉書、堂監沙汰、近代無此儀如何、其儀如入學名簿也、委細注于前段畢、指圖在別記

贈左府記云、裝束畢後公卿座ニ著テ反閉アリ、次ニ祿ヲ陰陽頭ニ給フ、靑侍堂上ニテ給也、或於砌下給之由、建長四年有所見云々、藤氏試衆先氏院ニ參ス、西門ニテ下車、南門ニ入、手ヲ洗テ、廟前ニ參シ、二拜之後、饗座ニ著テ、勸盃三獻、舊ハ學生等多著テ朗詠ス、次又曹司饗ニ著ス、次文章院ニ參ス、氏院ニ參ノ如シ、手ヲ洗ナリ、廟拜廿一反、但員數不定云々 次臺盤座ニ著ス、北上東面也、座定後盃酌、此屋ニテ吉書アリ、堂監吉書二枚ヲ讀テ後、試衆等ニ授、試衆二字ヲ加テ、返給テ退出云々、

國學

國學ハ、京外諸國ニ置ク所ニシテ、大寶ノ制、部內ノ者ヲ取リテ博士ト爲シ、郡司ノ子弟ヲ敎育ス、若シ郡司ノ子弟ニシテ、其員ニ滿タザルトキハ、庶人ノ子ヲ取テ之ヲ補フ例ナリ、博士ノ外ニ權任博士アリ、非受業博士アリ、共ニ令以後起ル所ニテ、其非受業博士ハ非業博士トモ云ヒテ、奉試及第セズ、又博士ノ薦擧ヲ蒙ラズシテ之ニ任ジ、俗務ヲ事トシテ、其職史生ニ異ナル所ナシ、而シテ受業ノ博士モ、後ニハ多ク部外ノ人ヲ用キシガ如シ、

國學ノ黌舍ハ諸國皆之アリシカ詳ナラズ、獨リ太宰府ノ黌舍ハ、舊記ニ其名ヲ存シテ、當時ノ盛況ヲ想見スルニ足ルモノアリ、而シテ朝政ノ衰微ニ及ビテ、國學ハ一般ニ廢絕シテ、後世一モ其跡ヲ留ムルモノナシ、

太宰府學校及敎官學生

〔令義解　職員一〕太宰府

博士一人、掌下敎二授經業一、課中試學生上、○中略

〔令義解　官位一〕從七位下○階　太宰博士

〔類聚三代格　五〕太政官符

定二太宰府明法博士官位一事

右得二彼府解一偁、去延暦十八年、始置二件官一、而未レ定二官位一、謹請二官裁一者、左大臣宣、奉レ勅、宜レ爲二從七位下官一、

天長二年五月廿五日

○按ズルニ、類聚國史、此事ヲ以テ職官部大學寮ニ收メタリ、恐クハ誤ナラン、

〔令義解　田三〕凡在外諸司職分田、太宰帥十町、○中略　博士一町六段、

〔續日本紀　聖武十一〕天平四年八月壬辰、勅、○中略　筑紫兵士課役並免、○中略　其國人、習レ得二入三色一博士者、以二生

徒多少爲三等、上等給田一町五段、中等一町、下等五段、

〔延喜式十八式部〕凡日向、大隅、薩摩、壹岐、對馬等國島博士、醫師者、太宰准大學典藥生、試才補任、副勘籍狀言上、省載季帳申官、待考滿叙内位、其遷替皆以六年爲限、其六國學生醫生、皆集府下分業教習、

〔文德實錄六〕齊衡元年八月丁丑、散位從五位下名草宿禰豐成卒、豐成少學老莊、長讀五經、義理頗通、學徒多歸、天長七年爲太宰博士、

〔文德實錄七〕齊衡二年正月己酉、大判事兼明法博士備後介從五位下伴宿禰宗卒、宗本姓伴良田連、後改爲伴宿禰、宗出自外國、少入大學、專心法門、習讀律令、始爲太宰明法博士、

〔江家次第五二月〕釋奠

或說曰、吉備大臣入唐、持弘文館畫像來朝、安置太宰府學業院、

〔筑前國續風土記六御笠郡〕學業院址　觀世音寺村の西の端にあり、南に向へる地なり、其西に小川流る、學業院は吉備公始て立給ふと云、吉備公は、天平勝寶六年に、太宰大貳に任せらる、然れば此時創立し給ひしにや、又吉備公入唐して、弘文館の聖像を持來り、太宰府學業院に安置せらる、吉備公、又百濟畫師に命じて、彼本を寫さしめ、都の大學寮に奉らる、〇註略古へ本朝に釋奠の禮有し時、大學寮には、孔子及十哲を祭らる、諸國には先聖文宣王、先師顏子を祭る、但太宰府には、先聖、先師、閔子騫三坐祭りしよし延喜式第五十卷に見えたり、則此所にて祭けるならん、〇中略其後時移り世亂れてより以來、學業たえ、聖師の像も失せ、聖の敎すたれて、文籍もなく成、今は只其跡のみ殘て、農夫の宅となれりをしみても猶餘り有、寔になげはかしき事にこそ侍れ、

〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年十月甲辰、太宰府言、此府人物殷繁、天下之一都會也、子弟之徒、學者稍衆、而府庫但蓄五經、未有三史正本、涉獵之人、其道不廣、伏乞、列代諸史、各給一本、傳習管内、以興學業、詔賜史紀、漢書、後漢書、三國志、晉書各一部、

〔令義解 一職員〕凡國博士、醫師、國別各一人、其學生、大國五十人、上國卌人、中國卅人、下國廿人、

〔令集解 六職員〕朱云、問、國博士、醫師、何不云職掌、答、雖不稱職掌、則其下置學生、明知、敎授學生無疑者、私案、考課令云、國博士立三等考第、居官不怠、敎導有方爲上、敎授不倦、生徒充業爲中、不勤其職、敎訓有闕爲下、其醫師准效驗多少、十得七以上爲上、得五以上爲中、得四以上爲下者、是以爲驗也、〇中略 問、何學生課試不云乎、學令、凡學生、先讀經文條云、每年終大學頭助國司藝業優長者試之云々者、於國博士何、

〔令義解 三賦役〕凡舍人、〇中略 國學博士、醫師、諸學生、〇中略 並免徭役、

〔令義解 四考課〕凡國博士立三等考第、居官不怠、敎導有方爲上、敎授不倦、生徒充業爲中、不勤其職、敎訓有闕爲下、

〔令義解 四選敍〕凡國博士、醫師者、並於部內取用、(謂國司簡郷才術之可用者、申太政官、即式部判補也、)若無者得於傍國通取、(考限敍法及准折、並同郡司、但本非職事、故以百卌日爲考也、)補任之後、並無故不得輙解、(謂充侍遭喪、患假滿限、及犯官當之類、此外不合也、)

〔續日本紀 三文武〕大寶三年三月丁丑、下制曰、依令國博士於部內及傍國取用、然温故知新、希有其人、若傍國無人採用、則申省、然後省選擬更請處分、

〔續日本紀 四元明〕和銅元年四月癸酉、制、〇中略 又諸國博士醫師等、自朝遣補者、考選一准史生例、考第各從本色、若取土人及傍國者、並依令條、

〔續日本紀 七元正〕靈龜二年五月丁酉、制、大學典藥生等、業未成立、妄求薦擧、如是之徒、自今以去、不得補任國博士及醫師、

〔續日本紀 九元正〕養老七年十月庚子、勅按察使所治之國、補博士醫師、自餘國博士並停之、

〇按ズルニ、續日本紀養老三年七月庚子條ニ據ルニ、當時按察使ノ治ムル所ノ國ハ、伊勢、遠江、

常陸、美濃、武藏、越前、丹波、出雲、播磨、伊豫、備後、ノ十一箇國ナリ、

〔續日本紀十二聖武〕神龜五年八月壬申、太政官議奏、改定諸國史生、博士、醫師員、幷考選叙限、〇中略博士醫師以八考成選、但補博士者、總三四國而一人、醫師每國補焉、選滿與替、同於史生、語並在格、

〔延喜式十八式部〕凡大學典藥諸生計年入課、及限滿解退者、並載季帳、比滿年卅時、聽留學、若登卅一、不堪貢擧者、乃還本貫、但可任國博士醫師者、不限年齒補之、

〔延喜式十八式部〕凡諸國博士醫師、解任之後、既進解由者、各遷本司、令熟本業、各注上日、每年申省與考、若望更任者聽之、不勞覆試、其被試及第、既任遭喪者、不待服闋復任、藥生繚待醫事任者亦准此、其秩滿任解之後更任者亦同此例、但先不經課試者、不在此限、

〔政事要略五十九〕貞民格云、應停給不歸故鄕國司、幷博士醫師交替丁事、〇中略

貞觀八年十月八日

〔延喜式十八式部〕凡諸國博士、醫師補任解文、幷補任帳、姓名之下、受業者注各本業、

〔延喜式二十大學〕凡諸國博士、待解由到省之日、即令下寮、以本業讀書、取寮申送日數、令得其考、

〔延喜式十八式部〕凡諸道博士得業生等、兼國之輩若讓他人者、雖學生醫生、不得任當國之人、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年十一月癸未勅曰、如聞頃年諸國博士醫師、多非其才、託請得選、非唯損政、亦無益民、自今已後不得更然、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年五月乙丑、太政官奏曰、准令、諸國史生博士醫師、國無大小、一立定數、但據神龜五年八月九日格、史生之員、隨國大小、各有等差、其博士者總三四國一人、醫師者每國一人、今經術之道、成業者寡、空設職員、擢取之人、〇之恐乏字誤繕寫之才、堪任者衆、人多官少、莫能遍用、朝議平章、博士總國、一依前格、醫師兼任、更建新例、職田事力公廨之類、並給正國、不給兼處、有料之國、名爲正任、無料之國、名爲兼任、〇中略奏可、

〔續日本紀三十一光仁〕寶龜二年十二月甲戌、太宰府言、日向、大隅、薩摩、及壹岐、多褹等博士、醫師、一任之後、終身不替、所以後生之學、業術不進、乞同朝法、八年遷替、以示干祿、永勸後學、許之、

〔續日本紀三十五光仁〕寶龜十年閏五月丙申、太政官奏曰、謹檢令條、國無大小、每國置史生三人、博士醫師各一人、神龜五年八月九日格、○中略又天平神護二年四月二十六日格云、○中略其博士醫師、兼國者、學生勞於齎粮、病人困於救療、望請每國各置一人、並以六考遷替、自今以後、立爲恒式、謹錄奏聞、伏聽天裁者、奏可之、

〔日本後紀五桓武〕延曆十五年十月己卯、陸奧國博士醫師、官位准少目、○又見類聚三代格

○按ズルニ、陸奧ハ大國ニシテ、少目ハ從八位下相當ナリ、

〔類聚三代格五〕太政官謹奏

定陸奧國官員事

博士一人　醫師一人

右上件官員、臣等商量所定如右、伏聽天裁、謹以申聞謹奏聞、

延曆十七年六月廿八日

〔類聚三代格五〕太政官符

應明法生試通六七條任國博士事

右被右大臣宣偁、奉勅、明法出身、與他業異、通八已上、乃預叙例、七條已下、皆爲不第、學者彌倦、罕習其業、自今以後、宜通件條、任國博士、以勸生徒、

弘仁四年三月廿六日

〔類聚三代格五〕太政官符

應省史生二人置博士醫師各一人事

右得大和國解偁、檢案內、承前之例、博士醫師並被補任、而依太政官去延曆十六年四月六日符、俱從停止、自爾以後、學道久廢、救疾無醫、望請省史生二員、依舊永置博士醫師者、右大臣宣、奉勅依請、五畿內諸國准之、

弘仁十二年十二月二日

〔類聚三代格五〕太政官符

應停對馬島史生置博士事

右得太宰符解偁、島司解偁、此島僻居溟海之外、遙接隣國之堺、所任之吏、才非其人、爲政之要、事多壅滯、接陸之國、皆備彼任、絕域之島、猶闕此官、無師質疑、不隣往問、縱令諸蕃之客、卒爾著境、若有書契之問、誰以通答、望請特置件博士、且以敎生徒、且以備專對者、府加覆審、所申有理、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅、宜停史生一員改置博士、

弘仁十三年三月二日

〔類聚三代格五〕太政官符

應任國博士不限年紀事

右得式部省解偁、大學寮解偁、彼省去延曆八年正月廿八日符偁、卿宣、奉勅、諸學生等、年不滿卅、不得任用國博士者、寮依符旨、修行久矣、今學生等、志仰儒風、勤求聖敎、借餘照於隣壁、競分陰於流年、功成業畢、不免貧寒、而朝制有限、經年不任、昔賈誼十八、世稱才子、漢文召以除博士、不疑十三、人號神童、魏武聞之拜議郞、唯論人才、何拘年齒、望請准據前典、依件任用、仍請處分者、右大臣宣、奉勅依請、

天長元年八月十六日

〔續日本後紀十仁明〕承和八年二月乙卯、式部省言、式云、諸國博士醫師、解任之後、各還本司、令熟本業、若望更任者聽之、不勞覆試、其被試及第、既任遭喪者、服闋之後、復任滿歷、但不經試者、不在此限、省依式

文、喪解之所、不補他人、服闋之後、令遂其歷、因茲教授醫療、一年曠職、謹案式云、官省判、補雜色之輩、遭喪解任、若有才用者聽奪情、望請不待服闋、特從復任者許之、可其先得試、復更任者、亦同此例、

〔續日本後紀十五仁明〕承和十二年六月壬午、太宰府言、檢案內、去弘仁六年七月廿五日格云、博士醫師、教授之勞、良有殊別、遷代成選、並以六考爲期、今前壹岐島醫師外大初位下蕨野勝眞吉辭狀云、謹案格式、內番上者、以六考爲選限、外番上者、以八考爲選限、眞吉在任之日、全得六考、至于敍位被賜階、准據格式、恐有訛升者、府加覆審、非唯眞吉、以往之人、亦尙然也、望請眞吉位記、換賜內位、自今以後、大隅、薩摩、日向、壹岐、對馬等國島博士醫師、同准此例者聽之、

〔令義解三學〕凡國郡司有解經義者、即令兼加教授、（謂國博士外兼令教授也）若訓導有成、即宜進考、（謂准依博士教授多少、乃進其考也、）

〔延喜式十八式部〕凡諸道學生、才學頗長、其道博士共擧、爲諸國博士醫師者、雖非奉試及第、皆爲受。業。自餘爲非。業。、

〔延喜式十八式部〕凡諸國非業博士醫師、以四年爲秩限、但出羽太宰管內諸國、五年爲限、

〔延喜式十八式部〕凡諸國博士醫師、受業非業兩色、每年三月一日、移送民部省、

〔延喜式十八式部〕凡諸國非業權。任。博士醫師秩滿、年終申太政官、

〔延喜式十八式部〕凡大學諸博士、六位已下、兼任諸國權博士、但先奏後補、典藥針博士准之、兼任權醫師、

〔類聚三代格五〕太政官符

應大學典藥諸生苦住學舍幷鴻儒名醫子孫依薦擧任諸國博士醫師事

右大納言正三位源朝臣能有宣、奉勅、如聞年來諸國博士醫師、從事之間、或非其人、今須內藥生年勞一人之外、及大學典藥諸生、不經課試者、不得輙任之、唯苦住學舍、頗堪採用者、雖非得試、間以擧補、勿令遂作空歸之恨、又鴻儒名醫子孫、去親不遠等、實無疑之輩、假令不得傳習祖業、特修擧狀、奏權任、然則教授療治之職、無有非業、碩德名士之後、猶賴餘慶、

寛平七年二月一日

〔三代實錄清和十八〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、○中略諸國非受業博士醫師、以四年爲秩限、但出羽及太宰管內諸國、五年爲限、

〔類聚三代格五〕太政官符

應停非受業人任當國博士醫師事六箇初條也

右諸國史生、不任用當士之人、及无位之輩、既存憲章、件非受業博士醫師、依度々格、責解由沒公廨、用四年秩限、停受業師料等事、一同史生、而至補任、偏託令文、尚依受業之例、無嫌當國之人、名與實違、事與情戻、自今而後、宜件色補任、一准史生、

以前被右大臣宣偁、奉勅、宜令依件遵行、

元慶七年十二月廿五日○又見三代實錄

〔三代實錄光孝四十七〕仁和元年三月十五日庚午、式部省言、式云、諸國博士醫師者奉試及第、幷其道博士等、並共擧申爲受業、自餘爲非業、又云、諸國非業博士醫師、以四年爲秩限、但出羽太宰府管內諸國五年爲限、又云、諸國博士醫師、受業非業兩色、每年三月一日、移送民部省、今案件文、受業非業、才用不同、六年四年、秩限各異、而補任不辨其由、籤符隨無其狀、本任之國、量狀任用、今或國司稱非業、移民部省、號受業歷及六年、至于有所司之勘出、本國停見任徵俸料、愁訴之日、更下宣旨、數年之後令滿遺歷、如斯之累、誠在無文、望請上件受業之徒、補任解文、姓名之下、擧各本業、明注其生任符之面、隨被注載、非業之人、自如恒例、然則國司更无疑殆、公政將有定議者、勅從之、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年十二月壬寅、因幡國博士少初位上春日戶村主人足、獻錢百万、因幡國稻一万束、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年六月戊辰、參議從三位勳六等兼越中守朝野朝臣鹿取薨、鹿取者元大和

國人、〇中略少遊大學、頗涉史漢、兼知漢音、始試音生、任相模博士、

〔文德實錄十〕天安二年六月己酉、大學助從五位下山田連春城卒、〇中略嵯峨太上天皇欲令皇子源朝臣明成大業、而求大學生志學者、將爲同學、時春城應徵、與明同房、閱覽諸子百家、遙授丹波權博士、爲勉學之資、

〔三代實錄六清和〕貞觀四年八月十七日癸丑、是日從五位下守大判事兼行明法博士讚岐朝臣永直卒、永直者右京人也、〇中略幼齒大學、好讀律令、性甚聰明、一聽暗誦、弘仁六年補明法得業生、兼但馬權博士、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年九月十日己亥、播磨國飾磨郡播磨博士大初位上和邇部臣宅繼賜姓邇宗宿禰、自言天帶彥國押人命之後也、

〔令義解三學〕凡〇中略國學生、取郡司子弟爲之、(中略)國學生國司補、並取年十三以上十六以下聰令者爲之、

〔令集解十五學〕古記云、問郡司子弟不得滿數、若爲處分、答兼取庶人子耳、

〔令義解三學〕凡學生請假、〇註略者、大學生經頭、國學生經所部國司、各陳牒量給、

〔令義解三學〕凡大學國學生、每年五月放田假、九月放授衣假、〇註略其路遠者、仍斟量給往還程、

〔延喜式二十六主稅〕諸國出擧正稅公廨雜稻

上野國〇中略學生料一萬束　陸奧國〇中略學生料四千束　出羽國〇中略國學生食料二千束　播磨國〇中略學生料一萬五千束

〔東大寺正倉院文書三十〕出雲國天平六年計會帳

隱岐國送到移壹拾貳條

天平六年

三月三日移、未移學生等事、
四月八日移壹道（送到學生等廿人狀）
石見國送到移貳拾柒條
天平五年
七月廿五日移壹道（差點學生參拾人狀）

〔江吏部集中神道〕冬日於州○尾張廟賦詩（付小序）
夫詩者群德之祖、萬福之宗也、動天地感鬼神、莫先於詩焉、是以率一兩門生於學校院邊、聊命筆硯、於戲侍讀未必遠吏、我再任蘆葦卑濕之地、分憂未必翰林、我初展風月宴遊之筵、昔西曹始祖菅京兆（公○清）行縣邑、以注（○注一本作作）風土記、今東曹末儒江侍郎（衡○匡）思鄉貫以與學校院、其詞曰、
明時侍讀一愚儒、丹得尾州竹使符、長保春風初促視、寬弘冬雪更迷途、剸難唯愧蒙雲劍、析肆只慙合浦珠、洛下親朋莫拋我、欲填月稅與花租、

學校料田

〔類聚三代格十五〕太政官符
一請置學校料田事
右府學校、六國學生醫生筭生有二百餘人、雖免徭役、無賞勸人、請每國置田四町、二町以賜明經秀才者、二町以賜醫筭優長者、
以前得太宰府解偁、管內諸國乘田多數、望請置上件田、賞以勸人者、右大臣宣、奉勅宜依請、
天應元年三月八日

勸學料田

〔類聚三代格十五〕太政官符
應營作剩田充書生食事
書生卅人　單一萬八百人

料米二百十六石（人別日二升）

准稻四千七百五十二束（春功四百卌二束、本分四千四百廿束、）

可營作田卌一町三段、（先請十町、今請廿一町三段、）

穫稻九千三百九十束（段別卌束）

除四千六百卌二束四把

地子一千五百二束四把（段別八束四把）

營料三千百卌束（段別十束）

定四千七百五十七束六把（剩五束六把）

右得太宰府解偁、薩摩國解偁、檢案內、彼府去仁壽二年九月廿六日符偁、民部省去七月廿五日符偁、太政官去六月廿九日符偁、得彼府解偁、薩摩國解偁、此國學生有員、無心勸學、推量彼志、國堺遙遠、往還多煩、亦書生雜色等、官粮絕乏、常患飢苦、欲優賜則無物充給、默而止則勸誘失方、望請准日向大隅等國例、佃件剩田、以彼穫稻、充其料物、但地子者、依例進官者、府司商量、所申有道、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請者、而今先年所申田廿町、割置勸學料十町、（學生料五町、醫生料五町、）所遺十町號國厨佃、所得穎三千束、除營料一千束、地子四百八十束、所遺一千五百廿束、以此充書生卌人年中食料、所不足三千二百卌二束、件書生去居百里、不顧私業、專勤官途、何無假借、望請加營件田、以充彼料、然則任官之輩、不憂困苦、公務之道、無有擁滯者、府加覆審、於公無妨、仍且以判行、且以言上、謹請官裁者、右大臣宣、依請、

貞觀十八年五月廿一日

古事類苑

文學部二十九

古事類苑

文學部二十九

足利學校

所在

足利學校ハ、下野國足利郡足利ニ在リ、傳ヘテ小野篁ノ創建ト云ヘド、其實ヲ詳ニセズ、或ハ云フ、古昔國學ノ遺址ナリト、亦詳ナラズ、然レドモ其始立ハ、鎌倉以前ニ在リシナルベシ、足利氏ノ時、上杉憲實、其地ニ就キテ再興シ、書籍ヲ外國ニ求メテ、此文庫ニ藏メ、應仁中ニ至リ、長尾景人、之ヲ今ノ地ニ移セリ、文明中、鎌倉圓覺寺ノ僧快元、來リ住シテ、大ニ之ヲ振興セシヨリ以來、禪宗ノ僧、常ニ之ヲ守リシガ、第七世九華ノ時、更ニ旺盛ニ至リ、第九世閑室、德川家康ノ知遇ヲ受ケタリ、爾來德川氏ハ之ヲ以テ朱印ノ寺格ト爲シ、寺領百石ヲ給シ、又臨時修復料ヲ與ヘ、其住僧ハ獨禮ノ待遇ヲ受ケタリ、寛政五年ニ至リ、幕府ハ命シテ黌舍ヲ獨立セシメ、僧侶ノ敎學ヲ解キテ、學規ヲ定メ、司講以下ノ敎師ヲ置キ、學校ヲ稱シテ時習館ト云フ、

〔下毛野州學校由來記〕足利學校者、人王五十三代淳和天皇御宇、天長九壬子年八月五日、大內記參議小野篁卿、蒙勅命革創焉、〇中略舊跡曰國府野、後移于尊氏政所之跡也、則今地也、

〔下野國誌〕四足利學校

足利郡足利驛にあり、學領百石臨濟宗の僧、都講となりて住持す、

〔鑁阿寺文書〕三鑁阿寺學校尤加敗可申、明日其元へ御陣寄候はゞ、我々人衆指置可申、可有御心易候、又自今日人を指置可申由承ニ付而者、重而人を可被給候、指置可申候、恐々謹言、

創建沿革

氏邦花押

八月二十一日

鑁阿寺衆中

○按ズルニ、氏邦ハ北條氏ニシテ、氏政ノ弟ナリ、小田原城陷リシ時ニ、前田利家ニ就キテ、豊臣氏ニ降ル、

〔足利學校事蹟考〕さてこの學校足利に移したる始は、今の地にはあらで、足利驛の東岩井村との境邊に、字學校地先といふ所あり、今は大かた渡良瀬川敷となりたれど、折々布目附たる瓦堀出すことあり、古へ學校のありし地なりといひ傳へたり、しかるを洪水川缺のために、今の地に移したるものと見ゆ、そはいつの頃にやありけむ詳ならねど、足利興廢記といへる古寫本に、足利五箇ノ郷、先年渡良瀬川洪水ノ砌、民家多ク流水ニ曳カレ、居住ヲ失ヒ、皆散亂困窮ニ及ビ、永祿十年卯ノ春ヨリ、廣原ニ新地ヲ開キ、浪々ノ民居住セン事ヲ乞願ノ由シキリナレバ、長尾殿被聞召、哀憐限リナク、早速願ノ地被下置、疾ク民ノ歎ヲ可止トテ、スナハチ安ク其成就ヲ被仰付、同年ノ秋巳ニ事成テ、本町ニ續テ、凡八町餘、新町割ヲ定ム云々、○註略といへるを見れば、此頃共に學校も移したるにや、

〔鎌倉大草紙〕上杉安房守○憲實も、此人々○平清盛、源義仲、北條時政、義時、泰時等、にはおよばざれども、かたのごとく禮法をたつとみ、民を撫で政道を專として、諸士をあはれみ、絶たるをつぎ、すたれたるをおこし、政道たゞしくて、人のなげきもなかりけり、武州金澤の學校は、北條九代の繁昌のむかし、學問ありし舊跡也、又上州は、上杉が分國なりければ、足利は京都幷鎌倉御名字の地にて、他にことなりと、かの足利の學校を建立して、種々の文書を、異國より求め納ける、此足利の學校は、上代承和六年に、小野篁上野の國司たりしとき建立の所、同九年、篁陸奥守になりて下向の時、此所に學所をた

てけるよし、その舊跡いまにのこりけるを、應仁元年、長尾景人が沙汰として、政所より今の所に移建立しける、近代の開山は、快元と申禪僧なり、今度安房守公方御名字かけの地なればとて、學領を寄進して、彌書籍を納め學徒をれんみんす、されば此比諸國大にみだれ、學道も絕たりしかば、此所日本一所の學校となる、是より猶以、上杉安房守憲實を、諸國の人もほめざるはなし、西國北國よりも學徒悉集る、

○按ズルニ、鎌倉大草紙及ビ鎌倉志ニ、足利ヲ以テ上州トセルハ皆誤ナリ、又大日本史小野篁傳ニ、上杉憲實創テ學校ト爲ストアルハ亦失考ヲ免レザルナリ、

〔柳菴隨筆〕足利學校のみぞ、今にその國にあり、其史書に見えしは、鎌倉大草紙、桂菴和尙家法和點などに出たるのみにして、其草創何の時といふこと定かならず、或は小野篁の家塾といひ、或は上古國學の遺制といひ、或は足利義兼の建立といふ、共に明證なし、姑く是を措く、○中略大草紙に、應仁元年長尾景人が沙汰として、政所より今の所に移し建立しけり、近代の開山は、快元と申禪僧なりといふによれば、今の學校は、古の學校の地にあらざることしるべし、同書に、此足利の學校は、上代承和六年に、小野篁、上野の國司たりし時建立の所、同九年篁陸奥守になりて下向の時、此所に學問所を建けりと見えたれども、文德實錄を閱するに、承和六年春正月、逐捍、詔除爲庶人、配流隱岐國とあれば、上野の國司たりといふは誤ならむ、九年夏六月、爲陸奧太守とあれども、此所に學校を建べき因なし、東海談に分類年代記を引て、義兼の建立といひ、尊氏聖廟に祈念せし事など（續本朝通鑑にも此こと見ゆ）に見えたれども疑ふべし、桂菴和尙が說に、日本幾足利處學校、學徒負笈之地也と見え、鑁阿寺舊記に、學校興隆、左馬頭基氏奉行之といへば、貞和の頃すでに所見あり、○中略足利本は、上杉安房守憲實、其子右京亮憲忠、其子五郎憲房、父子三世心を盡して、愛護寶藏せしものにして、其經史は、或宋板、或は古鈔本、みな希世の珍卷秘冊なり、○中

略 四海に募るに千金を以てすとも、また得べしとはおぼえず、〇下略

〔足利學校事蹟考〕足利の地に古くより口碑に傳るは、いかにも篁鄉の創建に相違なきよし語り傳へたり、かつ學校舊領の地には、今に至るまで、篁鄉に隨從して來りし者の遠裔なりしといふが、十二氏(大手、神田、細内、宮本、岡部、木村、龜田兩家、石内兩家、牧野兩家、)あり大政維新前、僧侶の持なりし頃は、學校租稅のうちにて、其十二氏の者をば、賑救し來りし事などありとなん、

〔寒松稿 二〕野州學校客殿本尊藥師如來安座

南剡浮提扶桑國關東道下野州足利郡有學校、昔年小野侍中篁濫觴之、敗壞不知何代、其後永享己未年、關東總副元帥上杉房州刺史藤原朝臣憲實、法名長棟菴主、爲檀越而中興之、以孔子聖人畫像三幅幷五經疏本、寄附于講堂、雖經幾春、皆以無恙、將謂神物之所擁護也、〇下略

〔東路のつと〕白川の關のあらまし、霞とともにおもひつゝなん、幾春をか過しけん、此秋をたにとて、永正六年文月十六日とさだめて、おもひたちぬ、〇中略 靜喜より若殿原相そへられて、下野の國、佐野といふ所へ出たち、足利の學校にたちより侍れば、孔子、子路、顏回、この肖像をかけて、諸國の學徒かうべを傾け、日くらし居たる體は、かしこく、かつはあはれに見侍り、〇下略

〇按ズルニ、永正年間ハ、第四世九天和尙ノ庠主タリシ時ナリ、

〔羅山詩集 六 紀行〕癸巳日光紀行

六日(〇承應二年九月)晨炊漸過、出西場赴足利、殆二里半、眠於肩轎中、先行者假宿于里人、余纔至、携函三友元、往于學寮、寮主睦子出迓、寒温了、進餅糍羹、備酒茗、既而出聖像令見之、揭諸壁間曰、左子路右顏子、且有告云、往歲尾州亞相(〇德川義直)日光往旋時、來此覽之、諭我曰、閔子騫乎非子路也、余嘗讀此事、延喜式大學寮、有孔子幷十哲、太宰府學寮、只有孔子閔子而已、其餘不有焉、故亞相所論如然乎、又有杏壇孔子樹下孔子、又有孔子見欹器圖、此圖陰書曰、上杉安房守憲實永享十一年閏正月、寄進足利學校、

又安孔子木像于客殿、皆拜而歸、曾聞、此學寮者、小野篁舊蹟也、故以爲學校、年久未詳、又聞、源將軍尊氏、與官軍戰失利、落于西州、及多多良濱之役、遙祈聖像、遂大勝入洛、且聞、藤左府賴長記、有於私館於大學寮、而禱孔子之事、後世皆淫于浮屠、不知崇信聖人、故內裏不建大學寮、況餘州乎、遂不得聞國學之名、太宰府舊蹟、亦不有之也、僅此處而已、告朔之羊、不可廢也、呼風俗之頽敗、可悲哉、絕句一首以呈之、函三友元同作焉、卽授睦子、睦子復談云、關白秀次、歸自東時、前寮主元佶閑室、取什物從秀次以赴洛、東照大神君聞而患之、既而秀次背秀吉公、入高野山自殺、於是佶亦轉徙、神君使城氏與月齋責收什物以還此處、所謂此四幅聖像、及五經注疏在其中、卽今所縱觀之圖像是也、故法眼狩野祐清所畫也云々、

儼然小影畫尊崇、海上乘桴秋末風、千歲再逢楊伯起、關西易地在關東、

○按ズルニ、德川家康ノ、聖像ノ圖及ビ五經註疏ヲ學校ヘ還納セラレシ年月、記載ナシト雖モ、豐臣秀次、高野山ニ入リテ自殺セシハ、文祿四年七月ニ在レバ、蓋シ同年ナルベシ、

〔下毛野州學校由來記〕足利學校者、人王五十三代、淳和天皇御宇、天長九壬子年八月五日、大內記參議小野篁卿蒙勅命草創焉、至于元文三戊午年、九百有六年餘之舊校也、聖像者中華之傳來也、篁卿之子孫斷絕、後僧快元和尙、以儒釋同一之學匡學徒、是爲庠序中興之第一世、自爾已來、僧侶住持相續焉、

一地曰東魯、川曰洙水、本邦有聖廟之處、準魯洙泗、

一聖廟曰學校、曰庠、又曰杏壇、中華傳來之聖像安置于玆、且望釋菜、庠主登壇述祭儀、誦祝文、春秋二仲釋奠亦無懈、

一文庫

一聖廟門、四足門、中門、冠木門、扁學校二大字之額、大明正使蔣龍溪筆也、惣門、黑門、曰入德門、

一方丈本尊藥師如來

一鎭守勸請稻荷八幡愛宕之三大神、天文廿三甲寅年、九華老人再建之、

一書院

一學寮

一倉庫〇節略

〔山吹日記下〕廿日〇天明六年五月みづのとのゐ、くもれり、其頃ほひ、學校にゆく、外門に學校の二字書たる額あり、明の蔣龍溪がかけるなるべし、ことゞもさたする法師出むかへて道びきす、聖廟にいたりぬ、明の孔廟の圖によりて作れりとかや、西階東階兩楹のまうけあり、まづ聖像を拜み奉る、座像にて幘のさましたるものをかうむり、右の御手に羽扇を取たまへり、御たけ三尺許、前に簠簋籩豆をつらねたり、左に子思孟子、右に顏子曾子の木主をおく、また左の方の一間には、野相公の木像あり、是も座像にて、冠に黑袍なり、右の方には筮蓍をたつ、公方家にてたてまつれる年ごとの御うらに用るなりけり、堂をくだりて、文庫にゆく、〇下略

〔病間長語二〕病夫先年下毛に遊しとき、學校〇足利のことを土俗に尋ねしに、三四十年前までは學寮ありて、近邑富家の子弟などは七八歲より學に入りしことに定め、若し學に入ざるものは、甚だ愧ることゝなりしに、今はその風も止けりと語りき、〇中略神祖の百石の入を附玉ひしもなき者とし、諸生の志あらん者にあづけ、諸書をも誦習せしめ、春秋の祀も修たらんには、治化の一助とも成べきに、如此衰廢せるは歎ずべきことなり、

〔足利學校文書〕此書付爲後昆如此候

就此度退院之儀、書院致建立候、爲奉加、柱十本城織部殿、垂木竹百本書院板壹枚縣三郎左衞門殿、爲御心得書付進候、恐々敬白、

慶長七寅　學校隱居

十一月廿一日　　　　　　　　　　　　元佶華押

學校侍者禪師

守重考ニ、此一通ハ三要退院ノ時、當住ヘノ遺書ナリ、寛永諸家譜ヲ按ズルニ、城織部佑名ハ昌茂、後ニ和泉守ト改ム、武田晴信及勝頼ニ事フ、天正十二年、父景茂ト同ク御朱印ノ書ヲ拜領シテ、大權現ヘ拜シ奉ル、永久手御供慶長五年關原御陣供奉、元和元年大坂兩御陣ニモ從ヒ奉リ、寛永三年信州ニ於テ死去スト云ヘリ、武邊雜談ニ、大坂御陣ノ軍監トナリシコト見エ、板坂卜齋ノ慶長年中記ニモ、比々ト見エタリ、又或人京師ニ於テ、織部佑自其名ヲ題シテ、其寺ヘ寄進セシ古本ヲ購得、縣三郎左衛門ハ考ルコトナシ、又城氏譜ヲ閲スルニ、武州鴻巣邊ヲ知行セシマデニテ、足利學校ニ干係スベキコト見エズ、道春ノ日光紀行ヲ按ズルニ、睦子復談云學校第十一世ノ住持ナリ〇中略トアリ、其城氏モ即此人ナルベケレバ、嘗テ命ヲ奉テ學校ノ什物ヲ保護セシ緣故ヲ以テ、材木寄進ノ事モ有シナラン、元佶ハ、學校第九世三要ノ諱ナリ、閑室ト號シ、佶長老ト稱ス、住持世譜ヲ按ズルニ、元佶退院ノ歲月ヲ載セズ、慶長記ニ、慶長六年九月、大御所、伏見ニ於テ學校ヲ草創シ、僧俗ノ入學ヲ勸メントテ、足利ノ學校ノ住職閑室僧三要ヲ召テ、師範タルベキノ旨ヲ命ゼラル、卽一院ヲ建立アリテ、圓光寺ト云ト見エタリ然レバ慶長六年秋、三要伏見學校敎授ノ命アリシ故ニ、其翌七年冬、足利學校退院アリシナルベシ、又此充名學校ト云ハ、第十世龍派ヲ指ス、禪珠、又寒松ト號シ、又鐵子ト稱セシ和尙ナリ、

〔寒松稿二〕野州學校客殿本尊藥師如來安座

偶考前住東井手澤之交割帳、初有講堂、次有客殿、以藥師如來爲本尊、其外隨禪刹之例、而佛具等載以詳矣、文伯老人司業之時、享祿年中、學校値回祿之難、本尊以下、一時爲灰燼不足嗟嘆之、爾來前住三代之間、關左江山、盡入戰圖、當庠亦爲瓦礫之場者一兩回、不遑下修造之手、亦良有以哉、消竭者七

十餘年、以故世人不知藥師之爲本尊、只知孔子之爲本尊而已、感激有餘哉、秖今海內膺昇平無事之日、當于此時、禪珠某甲、董當庠之席主、豈無再造之志乎、維時慶長十一年丙午秋八月修葺講堂之次、纔分數間、傍構客殿、加之命鎌倉之大佛匠、雕造藥師如來尊像一軀、以安置壇上、與七十餘年之巳墜、以復其舊焉、同十一月初吉、延請七箇道之緇衆、以伸安座之儀、○下略

〔下毛野州學校由來記〕第十三世傳英和尚、○中略中興佶長老、伏見殿河ニ而相勤候節、居處寺御造營被成下候以先格、足利學校御修造、奉願上之處、寛文七丁未年從嚴有大相公○德川家綱白銀若干被成下、命于土井能牧、聖廟及文庫門々寺諸堂、總修造成矣、當此時也、公侯大夫、和漢之書、名畫祭器等寄附之、

〔足利學校事蹟考附録〕大日本國野州足利郡學校重建聖廟上梁銘

本朝學黌之設、往昔尤盛、今僅所存之者、足利而已矣、欽惟、大檀越征夷大將軍右相君、○德川家綱辱降鈞旨、賜銀若干、令施修鳳之手、於茲乎、令郡主土井氏能州刺史○利房命家臣督其事、殿堂門廡不日而成、可謂治世之懿美、亦復在此舉也、爰臨上梁之辰、聊綴俚語、式志歲月云、銘曰、足利故郡、學有校庠、誰創其址、小野氏篁、丕開講席、鼎建廟廊、依仁義道、遊禮樂鄉、春秋二仲、薦祭素王、鶯囀綠樹、燕吟彫梁、至治之音、盈耳洋々、澤施四海、化被八荒、鈞命茲降、革築高堂、綽々餘裕、彙新寶坊、伏冀上梁之後、柱礎鞏固、邦國禎祥、杏壇騰茂、祖苑聯芳、民物惟阜、子孫益昌、嘉運悠久、台齡無疆、

寛文第八龍集戊申孟夏吉祥辰

住持比丘　元教謹誌焉

右の裏面に　下奉行

岡田善兵衛重次

同

柳田與惣右衛門重常
大和國長谷住人大工
澤村佐兵衛藤原久宗

〔鵞峯文集六十四祭文〕足利學校再興告文

竊聞本朝之古、大學寮春秋二仲釋奠、悉倣唐朝制度、其禮式甚備、而五畿七道、每國各有學校、然中葉以來、兵革連續、大學寮廢、而諸國學校皆泯滅、獨下野國足利一學幸存、傳稱參議小野篁之所建也、世移時換、八百餘年、堂舍就荒、遺蹤僅在、方今國家一統、武德隆盛、辱降鈞命、再興聖跡、從五品能登守土井利長監其事、率由舊章、築成新殿、堂室兩房兩楹之制有據、簠簋籩豆爵尊之器皆陳、此學素安聖像、今副四配神位、斧斤之功既畢、祭祀之儀聊修、仰冀分杏壇之日於扶桑之影、尋洙泗之流於下毛之州、

戊申之春

〇按ズルニ、此レ寛文八年、足利學校ヲ再興セシ時ノ告文ナリ、

〔下毛野州學校由來記〕第十四世久室和尚 師諱元要、蒙鈞命入庠、號琢子、住于建長寺、從桂昌院樣 〇德川五代將軍綱吉母、本庄氏、 爲聖堂等之御修復料、賜黃金若干、〇下略

〔下毛野州學校由來記〕有德院樣 〇德川吉宗 御代、享保十五庚戌年正月末學校諸堂大破ニ付、御修復之儀奉願上之處、同年三月廿九日、於黑田豐前守殿御宅被仰渡候者、諸方一同御修復願御取上無之節候得共、學校者由緒茂有之、其上書籍茂入上覽、旁以格別候間、先當分之雨漏防可仕旨ニ而、金子若干被成下、又追而時節茂可有之旨被仰付也、尤御書付茂被下、所持仕也、

〔足利學校藏書目錄頭書〕御下金受取

請取申金子之事

金百兩者 但小判也

右是者下野國足利學校爲修復料書面之通被下之請取申所實正也、

享保十五年　　下野國足利學校

戌四月　　元澄

疋田庄九郎殿

設樂吉兵衛殿

志賀藤四郎殿

〔寶暦集成絲綸錄十九〕寶暦六亥年九月

金五百両　　足利學校

右去年雷火にて、御祈禱所方丈書院庫裏等燒失に付、御造營之儀相願候、右爲普請料書面之通被下候間、手前にて手輕に普請仕候樣可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、

右之通、寺社奉行へ申渡候間、被得其意、御金可被相渡候、

九月

〔天明集成絲綸錄二十六〕寶暦十二午年二月

御勘定奉行へ

銀百枚　　足利學校

右孔子堂幷寺文庫門々等迄及破損候ニ付、御建替幷御修復之儀相願候、右爲御手當書面之通被下候間、手前にて手輕建替修復仕候樣可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、

右之通、寺社奉行へ申渡候間、可被得其意候、

六月

〔天明集成絲綸錄二十六〕寶暦十三未年八月

寺社奉行へ

足利學校

右孔子堂幷寺文庫門々爲修復料、去年銀子被下、修復取掛り候處、修復行屆兼候に付、猶又拜借金相願候得共、難相成事に候、然共修復取掛り、存之外大破にて、此節修復致掛り罷在、差當難儀仕候由に付、格別之譯を以、金五拾兩被下候間、破損所如何樣にも取繕候樣可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、

八月

〔天明集成絲綸錄三十〕安永七戌年十一月

御勘定奉行へ

足利學校

右學校及大破候ニ付、御修復之儀相願候、去ル午年も、格別之譯を以、御手當被成下候儀候得共、年久敷儀にて、大破に付、修復難行屆由に付、今般御代官見分之上、金貳百兩被下候間、自分にて修復可仕候、出來之上、見分可差遣候間、其段可被申渡候、尤御勘定奉行可被談候、

右之通、寺社奉行へ申渡候間、可被得其意候、

十一月

〔足利學校事蹟考附錄〕文宣王上遷座記

足利學者、天長中奉勅命、野相公所創業也、而聖像者華人彫刻也、然不知何時代、曾官封於傳來古書、幷宋板經籍等者也、既歷千載、今存者斯貴也、越寬政三辛亥年二月、洎享和元辛酉年兩回、命臣僧牧、辱賜黃金若干、使修繕大成殿、及門廡、文庫、寶坊、倉廩寮舍、百工速來、土木功成、洗剝舊腐、再復壯觀、仁政膏澤、德溢四海、於是壬戌夏五月吉辰、謹薦蘋蘩藻菜淸酌庶品、上遷座以伸祭儀、伏願、天長地久、民

校主

富國優皇祚萬歲、台齡千秋、昭々聖德、猶日月照下土、滔々末學、恭冬夏事進修、俚語曰、

大君有命　修理大成　殿堂改觀　棟梁施堊　釋菜三獻　春秋二丁　道德配天　元亨利貞

絃歌遺澤　文敎宜明

享和二壬戌歲仲夏吉辰

董席青郊元牧謹誌

右の裏面に

下奉行　茂木善次久敏

同　木邑連治綠

大工　林　嘉右衛門

左官　茂木小右衛門有秀

大工　初谷茂右衛門方英

〔下毛野州學校由來記〕文化八未年三月廿二日、爲御修復料金子若干被下置候、

〔足利學校事蹟考附錄〕文宣王上遷座記

當學校者、天長中、奉勅命野相公所創建而安置中華傳來之聖容、〇中略伏惟內府大君、〇德川家齊命臣僧和辱賜黃金若干、令修繕大成殿、及門廡文庫、寶坊倉廩、祭廚、寮舍、修葺損壞、而土木功既成、可謂治世壯觀也、時文化辛未十月令辰、謹備蘋蘩粢盛清酌、式爲上遷座之儀、仰願風雨順調、五穀豐登、皇帝萬歲、寶祚鞏固、台齡千秋、福祿延長、萬世永賴聖人之功、與天地隆、令末學進修禮容、肅々矣、俚語曰、

皇々聖德　國家日安　柳營降命　廟堂改觀　頓遷寶座　肅禮神壇　仁恩洪大　通徹心肝

時文化八辛未年十月吉辰

董席實巖宗和謹誌

〔下毛野州學校由來記〕開基第一世快元和尙　博究典籍、深討宗乘、而以儒釋同一之學、匡學徒、是則庠序中興第一世也、文明元年四月廿一日寂、

〔足利學校藏書目錄〕住持世譜

中興第一世快元和尚、不知何許人、蓋其爲人材幹過絕、興久廢之業、修庠序之舊、多積典籍、以敎生徒、一如儒者事、爾後連綿以至于今、故以和尚爲中興祖也、文明元年四月二十一日卒、

第二世天矣和尚、肥後人、延德年間二月十六日卒、

第三世南斗和尚、不知何許人、

第四世九天和尚、不詳姓氏、在永正間、以六月二日卒、

第五世東井和尚、諱之好、吉川氏、大永年間、三月五日卒、

第六世文伯和尚、不知姓地、以七月十六日卒、

第七世九華和尚、諱瑞璵、自稱九華老人、又號玉崗、大隅伊集院氏支族也、九華學業尤盛、生徒蓋三千、在庠三十年、以天正六年戊寅八月十日卒、年七十九、

第八世宗銀和尚、日向人、在庠九年、以十月二十日卒、不知何年、其所筆蓋多、今存者司馬光指掌圖等皆其手書也、

第九世閑室和尚、諱元佶、一名三要、世稱佶長老、肥前小城郡人、年幼祝髮於圓通寺、有奇才、學通內外、遇于神祖、與金地院本光國師傳長老同總管諸寺諸祠、班次十刹、歷五山賜紫、又昇南禪賜采邑、神祖在伏見、命印行孔子家語、貞觀政要、武經七書等、嘗賜書二百餘部及活字板、其刻字數十萬顆云、關原之役從在軍中、常執蓍策告占事、後賜地於京師、建寺號圓光寺、以爲養老之地、附以田地二百石、慶長十七年壬子五月二十日卒於駿府、年六十五、在庠十六年、師有偈曰、萬事人間傀儡子、棚頭日々使狂予、言非言是是何物、端的看來脫有無、師嘗歸鄉於肥前、州主鍋嶋氏歸依、爲之建三岳寺、以師爲開山初祖、附以田地二百石云、

第十世龍派和尚、諱禪珠、武藏人、號寒松、又號鐵子、以命入庠位建長、兼管長德寺、寬永十三年丙子四

月二十日卒、年九十七師文筆縱横、名于世、有集曰寒松稿、

第十一世明徹和尙、諱祖德、甲斐人、號睦子、再位建長、寛文十二年壬寅四月廿七日卒、在庠七年、

無第十二世、可疑、

第十三世傳英和尙、諱元敎、號外子、初在南禪秉拂、位禪興、寛文七年丁未、請諸朝、重修聖廟諸宇、官賜銀以給其費、因佶長老之舊也、時公卿大夫多附書籍及祭器者、以貞享四年丁卯三月二日卒、在庠十一年、

第十四世久室和尙、諱元要、俗姓茂木氏、本郡五十部村人、位建長、號琢子、元祿年間、桂昌夫人嘗賜黃金、以修堂宇、正德三年癸巳十二月二十一日卒、在庠三十六年、

第十五世天叔和尙、諱元倫、號篤子、姓栗原氏、京西桂村人、正德間以命助金地某司修記錄事、事畢賜銀二百以賞其勞、享保十年、師晩有疾、甲辰正月以後事務盡以弟子月江攝行、以終身、

第十六世月江和尙、諱元澄、號淳子、武藏八王子人、其師天叔有疾、請于朝以師攝行事務、及天叔卒、更有命爲主位、□□寶暦五年乙亥□月□日卒、學校中興以來、庠志譜牒散亂無統、師求索考定、輯錄以藏、爾後年名事跡得以考云、

第十七世千溪和尙、諱元泉、號悅子、本郡五十部村人歷禪興位建長、天明九年有疾告老、事務盡委弟子靑郊、寛政七年乙卯十二月二十五日卒、先是寶暦四年甲戌四月二十三日、雷震災方丈庖厨、月江請再建於朝、未果而卒、至師之時、有命建而賜之、

第十八世靑郊和尙、諱某、號西堂、今現主學校云、

○按ズルニ、本書ハ寛政九年新樂定ノ記述セシモノナリ、

又按ズルニ、本書載スル所ハ第十八世ニ止ル、而シテ足利學校事蹟考ニ、十九世は其人を詳にせず、二十世太齡、二十一世松嶺、二十二世を謙堂といふ、僧の庠主たりしは、この謙堂の代まで

なり、トアリ、

〔足利學校文書〕

一相續而可被置學校能化大才之方も無之處、此度之御歸國歎敷被思召候事、

一畢竟可有御抑留之由候、然ハ御覺悟之通有之儘可被御申上事、

以上

五月六日　宗甫

守重考ニ、此一通、永祿三年、學校九華叟大隅ヘ歸鄕セントセシヲ、北條氏政、學校ノ敎授其人ナキヲ憂テ、九華ヲ抑留セラレシ時、北條ノ家臣宗甫ヨリ、執達スル所ノ文書ナリ、今學校ニ宋板ノ文選一部アリ、每卷ニ金澤文庫ノ本記アリ、其第三十卷ノ末ニ題シテ云、學校寄進、永祿三庚申六月七日、平氏政朝臣、上ニ北條家ノ虎ノ朱印、祿壽應穩ノ四陽文ヲ捺ス、次行題シテ云、隅州產九華、行年六十一之時、欲赴于鄕里、過相州、太守氏康氏政父子、聽三略講、後話柄之次賜之又請再住于講堂矣、第三十九卷ノ末ニ題シテ云、下野學校寄進、平氏政朝臣、次行ニ、隅之產九華、六十一歲周易講一百日之會十有六度、傳授之徒以上百人也、欲赴鄕梓之時、抑留次有寄進也ト、俱ニ九華ノ手書ナリ、○中略 卽此文書ニ所謂學校ニ置カルベキ大才無之ト云ヒ、可抑留之由ト云ト、符契ヲ合セタルガ如シ、

〔寒松稿三〕玉岡和尙三十三年忌頌并序

野州利陽杏壇七世之講師、前住禪興玉岡和尙、諱瑞璵、自稱九華、自天文庚戌、至天正戊寅、司業已二十九年、七十有九歲示寂、禪珠某甲、二十五歲之春、尋師於花裏來、而借甕牖於館堂之傍、蒙慈誨者殆五六霜、今茲慶長十五祀庚戌八月十日、正當講師三十三年、某甲董當庠之席者、九年于今、偶逢斯遠忌之辰、嗚呼年旱蝗無由備薄供、集七箇道之徒、諷經而已、聊唱祇夜一篇、以奉酬慈誨之萬一云、伏乞

異鐙

昨日講筵曾得陪、白頭三十有三回、淸香薰徹博山上、一炷黄雲八月梅、

〔寒松稿二〕奉呈圓光長老（并序）

往歳天正丁丑（○五年）之冬、在利陽、與洛之圓光閑室老翁、共陪周易之講筵、臘月逢立春、嘗作詩曰耽玩研窮在魯壇、壽觴薄々對斟殘、東君也似模稜手、新古一年持兩端、今玆慶長壬寅冬之仲、應内府公（○德川家康）之嚴命而來、董學校之席、又逢臘之立春、忽憶同遊、聊次前韵、託洛陽之雁、奉呈老翁之侍机下、以供一莞云、

蒼顏白髮再登壇、邂逅新正値臘殘、風采難攀春樹下、帝城望遠五雲端、

〔足利學校隱居後住願一件〕一大和守殿江左之通直達へ

足利學校隱居後住願之儀申上候事

安藤對馬守

足利學校

松齡

右者、去冬以來、病身に相成、當時別而不相勝、住職相勤兼候ニ付、隱居并後住之儀相願候

足利學校松齡弟子

謙堂

（世壽三拾五歳、法臘貳拾五年）

右、御年筮并易學傳授仕候ニ付、學校後住之儀、松齡相願候間、願之通隱居後住被仰付被下候樣仕度旨、金地院申出候、此段申上候、

九月

御右筆組頭江達

加藤惣兵衛

〔下毛野州學校由來記〕

一御代々御繼目御禮申上候節、於柳之間時服拜領被仰付候、

一御代々御誕生之御支干、奉願拜領之、

一每年冬至之節、七日以前齋御祈禱仕冬至入刻、御年筮奉勘考也、

一每年學校住持、正月十五日年頭之御禮、於御白書院獨禮御目見仕候、尤十帖一本獻上之、

一大御所樣へ十帖一本獻上之、

一大納言樣へ十帖一本獻上之、

一每年正月十六日、御年筮獻上仕候、

一每年正月十九日、於柳之間御暇并時服五拜領之、

右御暇并拜領物之儀、先年中絕仕之處月江、大御所樣御代元文三戊午年正月、御願申上之處、先格之通被仰付也、

〔榊原家所藏文書乾〕野州足利置五經疏本條目〇中略

一三註、四書、六經、列、莊、老、史記、文選外、於學校不可講之段、爲舊規之上者、今更不及禁之、自今以後、於旅談義等モ停止之訖、但於叢林有名大尊宿在庄者除之訖、禪錄詩註文集以下之學、幸有都鄙之叢林、又敎乘者有敎院、於庄內自儒學外偏禁之者也、猶々先段所載書籍之外、縱雖爲三四輩相招、於開講席在前者自學校堅可有禁制、猶以不能承引者可被訴公方、

一在庄不律之僧侶事、至于令許容族者、於土民者永可令追放、於諸士者許容在所可被闕所者也、但至改禪衣者不及制之、

一平生跡行而無處置身僧侶、號爲學文、雖庄內江令下向、自元依無其志、動不勤學業徒遊山翫水輩每々有之歟、以彼素飡僧侶至令許容者、罪過與前段同

文安三年丙寅六月晦日　釋　長棟

〔足利學式〕時習館學規三章

一論語孟子を先ジ、詩書諸經ヲ修、それョリ歴史ニ渉り、專人倫日用を本領とし候、其餘博覽詞章藝事ノ類、其才力に隨ひ、何分可心懸事、

一德行を本とし、才藝を末とし、實用を務、無用を省候事、

一平生親切を宗とし、高遠奇僻を戒め、總て不可求捷徑事、

定

一儒教之事、一切訓導可爲總管事、

入門入塾望申出候者をば、訓導手前にて、由緒委細に相たゞし、故障無之候はゞ、望之通可相計候、入塾の者は、受人可相立候、尤入門入塾之入料、不相掛樣可致事、

一門外へ出候節は、司監へ其趣可申通候、他國數日之遠行、司監ョリ訓導へ可申出候、門外は別而心を用、非法無之樣可致事、

一學寮にて、他の人を止宿致させ候節は、其趣訓導へ可申出候事、

一病氣之節は、同寮親者可致看病候、若親者於無之は、訓導指圖を以、同寮ョリ看病人可相立候、醫藥飲食何分可入念候事、

一御學校印鑑無之は、道中往來之節、妄に此方名前之會符用候儀、堅不可相成候事、

一此方人數を以、他國住居之輩、死亡の節、勝手次第儒禮の葬祭、執行候儀不苦事、

但し、時俗の宜を相計、目立不申候樣ニ可致候、只々誠敬を可盡事、

一大成殿出入七ツ時可限、拜見人は役人可令鄕導候、禮服無之輩は、門内不相成候、尤御文庫へは、堅他人の出入を禁候事、

但し獻納物有之候はゞ、厚薄となく敬して可受候、

一御文庫之書籍、借覽の望於有之者、訓導可申出候、司監司籍立合可貸渡候、尤從公儀被仰渡候通、

一切書籍門外不出候事、

一學寮中、禮義を守、道德を愼候事は、本ヨリ之儀、平生謙讓儉素を專とし、萬事官之時制に不相背樣可致事、

一當御學校、往昔小野篁卿以勅命被草創、并東照宮樣御再興之神慮堅相守、先聖人倫日用之教廣講明、國家風化之一助とも相成、國恩萬一をも奉報候樣、專可心懸事、

右條々堅可相守者也、

寛政五癸丑年冬十一月

〔足利學式〕時習館職掌定

訓導

一有用實學を講明し、人才を教育して、國家風化之一助にも相成候樣可鼓舞事、

一學問上之事は、本ヨリ之儀、學寮取しまり何に不寄可總管事、

司講

一字義訓詁にのみ不拘、專聖經の意を、著實に可述示事、

一講義議論等の上にて、妄に時務を是非し、或は無益に他の學風不可評判事、

司監

一學寮之事何に不寄、非法を正し、訓導へ可申出事、

司籍

一御文庫、從往古傳來之藏書は不及申、上杉管領家、北條家寄進之書、殊に東照宮樣より拜領之書、

幷御上覽之書籍、不敬無之樣、別而大事可仕候、右預受候節は、訓導司監へ立合、貸候節は、司監と立合、土用干之節は、訓導迄立合可申候、私を以、御文庫へ他人を導、或書籍貸渡候儀、堅不相成候事、

司客

一他學生、聖廟拜謁之節は、講堂にて司客出合、講義を請ひ、題名記を指出、姓名を記させ可申候、右講席へは、司講生徒を率ゐ出席可致候、賓客應對總て不敬無之樣可心懸事、

但し、遠方の學生、旅中禮服無之候はゞ、此方より用立可申事、

書記

一學寮附の諸文通記錄物、總じて訓導の指圖に可隨候、私を以て學寮の印記不可用事、

司器

一祭器幷學寮付之器物、御文庫藏書同樣可相守事、

司計

一學寮中朝夕の俸、總而學寮村財用可掌事、

〔足利學式〕定

一當御學校之教は、專訓導の器を撰び置、往古小野篁卿以勅命被草創、幷東照宮樣御再興之神慮、堅く相守、永々學校繁榮、國家風化之一助共相成、國恩萬一をも奉報候樣、第一可心懸事、

一學寮之生徒職掌之高下雖有之、總而客を以相しらい、親愛を專とし、訓導之人をば、格別之禮を以可厚重事、

一學寮生徒養育之料に供候、財用の類、何に不寄此方へ不可自由事、

他の人別を相ぬけ、此方へ人數に相入候者、其首尾合儘なるに於ては、他國往來住居等にも、此

方名前を以、帶刀幷儒禮の葬祭共に不苦候、萬一不正を以、取計候事も有之候ては、言語道斷の事候、總じて時の官法に背不申候樣、深可遂吟味事、

右條々、當御學校傳來之舊記を考所定置也、自今以後代之庠主堅可相守者也、

〔足利學校事蹟考（頭書）〕足利學式と題せる寫本一冊あり、廣樹、先年東京の市にてこれを得たり、此書は釋奠の式を書たるものにて、末に學校の規則幷學徒の職掌などをも記せり、それに寬政五年癸丑冬十一月と記しあれば、第十七世千溪和尚の時定めしものなり、されば其頃は學生もありて、敎育を行ひしものと見えたり、近來になりては、學田の入も、川缺の爲に損毛多して、追々生徒を養ふ事も能はず、又遊學の者もなきゆゑ、大に寥々衰微して、遂に浮屠氏の菴の如くになり行しなり、

〔續本朝通鑑（百六十三後花園）〕永享十一年閏月、（○閏正月）憲實納五經註疏於下野國足利學校、傳稱、足利學校者、小野篁家塾也、中葉以來、僧徒住焉、然不稱長老和尚、而稱先生、以敎授兒童、且有求者、則講五經及三略六韜等、或曰、尊氏曾祈勝軍之事於足利學校、稱有驗、而招京師儒官管之、其人依永土之變、而不幾早世、自是儒官厭東行、而不來、故禪徒窺文字者領之云々、聖像及河內公像今猶傳存焉、（傳稱河內公者、于路也、）又有學校額、華人蔣龍溪筆也云々、（按此學校事、不見東鑑、則篁舊跡僅存、至尊氏再興乎、）

○按ズルニ、此註疏本每冊ノ後ニ、不許出學校閫外トアリ、又郭上ニ、足利學公用ト記セリ、憲忠ハ憲實ノ子ニシテ、寶德元年職ヲ襲ギテ管領トナリ、享德三年害ニ遇ヒテ卒ス、

〔榊原家所藏文書（乾）〕野州足利學校置五經疏本條目

一收蓄時固其扃鐍縢、（○縢上恐脫緘字）勿浪借與、人若有志披閱者、就于舍內看一冊、可輙送還、不許將歸出閫外、

一主事者臨進退時、預先將交割與新舊人、相對僉、定每部卷數而後可交代、

一借讀者、勿以丹墨妄句投雜挼、勿令紙背生毛、勿觸寒具手、
一至夏月梅潤、則令翻榧不蒸、至風涼則令曝不蠹、至漏時則令不濕腐、至冬月則嚴火禁、早設其備、
一或質于庫、或鬻于市肆、或爲穿窬所獲、罪莫大焉、罪莫大焉、

永享十一年己未閏正月初吉

前房州刺史藤原憲實

一設及爛敗、不知用麵糊之法、勿容易褾背矣、群虫蛀也、

右此一行、在如晦手蹟之中、學校置五經疏本條目之筆者、誤不書歟、

右書一件、件書所以警主者之拾言也、凡漢土自國學至鄕校及家塾、非儒先而司業者難矣、惟綿竹以僧爲之主、

本朝州學存者僅有數焉、率亦以僧爲之主、野之學爲最、而經學之盛斯時也、言者曰、眕服而爲緇服之行、乖戾甚、若宗門家一大疵敎、是箇切脚、况世俗文字乎哉、雖然至所謂不卽不離之妙、有庶幾焉、余故以五經疏本若干卷安置于學舍、從今講習莫怠、則文化之行、自家達于鄕、達于州、達于國家天下也、可指日而埃矣、嗟夫寶惜珍藏、壽有金石、是祈主者思之、

永享十一年己未閏正月初吉

〔有德院殿御實紀二十七〕享保十三年四月十八日、山を立出給ふにより、朝とく法親王のもとに高家御使して此ほどの事をねぎらひ進らせらる、かくて辰の刻ばかり本坊を御發輿あり、〇中略未のなかば、宇都宮城につかせたまへば、忠余忠久城外にむかへ奉り、〇中略また足利の學舍見て參れとて、小姓に鷹匠目付鳥見奥坊主などそへて遣はさる、これかしこに藏する書籍を閲せしめられしとぞ聞えし、

〔足利學校藏書目錄〕書畫器玩

罇 唐物 二箇
爵 同 二箇
簠簋 二具四箇
籩豆 二具四箇
犧尊
象尊
爵 五箇
蒲勺 五箇
蓍 唐物 一具 神祖ヨリ三要師ニ賜ヒシモノナリ
同 一具
赤壁圖 明人畫 一幅
布袋圖 悅山筆 一幅
達磨圖 雪舟筆 一幅
魯山和尙墨跡 三幅
董其昌墨本 一帖
趙子昂墨本 一帖
瑪瑙一塊 戸田長門守寄附
壽老人圖 一幅 同
同朝鮮胸背 二具 金地蒼溟和尙寄附
孔子顏子曾子圖 一幅 六角伊豫守寄附

大黑天圖　一幅南部信濃守寄附
明朝孔廟圖　一幅南部遠江守寄附
香爐　一箇官醫丸山昌貞寄附
顏子圖附祀事文　一幅尾州亞相公寄附
閔子圖　一幅同
東朝釋菜圖　一卷奈佐久左衛門寄附
律管　一具浦上豹右衛門寄附
琴案心越禪師ノ物　一座
小野篁卿眞跡佛經紺紙金泥字　一卷
菅神像圖近衛公畫　一幅
竹洞書扇面一卷十八枚扇ハ憲廟ヨリ賜フモノナリ

右琴案以下四種人見氏寄附

○按ズルニ、足利學校藏書ノ事ハ、書籍篇文庫藏書條ニアリ、

〔足利學校文書〕尊翰拜讀、仍先年大聖院殿被進置候御印判之布目、亡父下野守御取次仕候、以此御好、此度其地若御動も有之者、無相違御印判馳走可申旨尊簡、誠以舊好之思召入御義忝存、則令披露、學校無御相違、御印判并御院家中へも別紙に相調進置候、今日其表可爲動間、早々進覽申候、猶重而可去期貴會候、恐々敬白、

十月廿九日　　石卷左馬允

康敬華押

學校

貴答

守重考ニ、是天正十一年癸未十月廿九日ノ書帖ニシテ、禁制牓文ニ副ヘタルモノト見ユ、牓文今猶學校ニ收藏ス、其文ハ、禁制右於當寺中軍勢甲乙人等濫妨狼籍堅令停止畢、若至于違犯之輩者、速可處嚴科旨被仰出者也、仍如件、癸未十月廿九日、石卷左馬允奉之、宛名ハ足利學校トアリテ、虎ノ朱印ヲ捺ス、書中ニ所謂御印判トハ、卽此牓文ヲ云ナルベシ、按ニ五代記ニ天正十年六月、瀧川左近將監、上州前橋ノ城ニ在リ、北條氏直、出馬合戰シ、瀧川打負敗北トアリ、此頃北條上州ヘ働クベキ爲ニ、此一事アリシト見ユ鑁阿寺ニモ二月二日宛名芳春院トアル左馬允ノ文書アリ、ソレモ此程ノコトナルベシ、大聖院ハ氏康ノ諡號ナリ、（別稱ヘ東陽岱公大居士ト云）下總古河鮭延村ニ大聖院アリ、卽氏康ノ息女ノ剏建ナリ、下野守ハ、左馬允康敬ノ父ニシテ、名ハ康宗ト云、工藤爲憲ノ裔也ト石卷系圖ニ見エタリ、（寛永諸家譜ニハ、康宗ノ名ヲ缺、）小田原衆所領役帳ニ三百壹貫文石卷下野守ト見エタル卽此人ナリ、康敬後ニ下野守ト改ム寛永諸家譜ニ、石卷下野康敬（左馬允ノ名ヲ載セ）ズ北條氏直ニ仕フ、天正十八年小田原イマダ落居セザル時、氏直ヨリ使价トシテ京都ニ上リ、豐臣秀吉ニ見ユ、秀吉强ク康敬ヲ留メ給フニヨリテ、小田原落城ノ時京都ヨリ下國ス、又伊豆三枚橋ニテ留メラレ行クコトヲ得ズ、秀吉東照大權現ニ付ケテコレヲ預ケラル、大權現關東御入國ノ時、本多佐渡守ヲ以テ召出サレ、ツカヘ奉ルト見エタリ、

〔南浦文集下〕寄僧徒詩

予生六歲之時、老父令予入天澤老師之室、以作僧苗矣、爾來屈指則殆乎五十七年、不幸而老師早弃予而物故矣、時老師六十一歲而予十四歲也、老師者何人、卽前建長雲夢大和尙之徒弟、而其諱曰崇春、十九歲而赴東關鄕校、而隷止者五六年矣、學徒之時改崇春名不閑矣、且焉入越之前州一栢上人之門學典籍者十有餘年、功成名遂四十九歲而歸於日州肥水南陽故里西光枌寺、造耆室於日井延

命古寺、業占筮之學、予作備苗者此時也、

〔甲陽軍鑑〈二品第八〉〕判兵庫星占之事附長坂長閑無面目仕合之事〈〇中略〉
甲州西郡十日市場と云所に德嚴と云牢俗有、此者甲州市川の文殊へこもり夢想に八卦を相傳仕りたりとて、在所にて占を能致す、長坂長閑今の德嚴を崇敬して、右判の兵庫が知行を、德嚴に申てとらせんと約諾す、或夜信玄公御きげんよく御座〈〇中略〉此時を見合、長坂長閑、右の德嚴がことを披露申す、信玄聞召、占は足利にて傳授かと尋させ給ふ、長閑承り、八卦にて候が、市川の文殊へこもり、夢想相傳とて、種々上手のきどく有證據を、半時計申上る、信玄公聞召〈〇中略〉六ヶ敷學問を、めにもみえぬ文殊の夢に相傳は皆僞の至也〈〇中略〉再如此者のこと、誰にても、我前にていはんは曲事たるべしと宣ば、長閑赤面して無面目仕合也、

〔皇國名醫傳前編下〕三喜〈月湖〉
備三喜、稱導道、（號支山、又範翁）人、河越人、姓田代、父兼綱、冠者信綱之後也、初入妙心寺參禪、又就足利校主利陽學醫、後入明受李杲朱震亨之術於月湖及恒德孫、留學十二年、業成而反、居鎌倉江春庵、又居下總古河、世稱古河三喜、子孫傳其業、襲稱田代江春、

〔寒松拾遺〕奉信州開善蠻宿和尙書
今玆己酉秋之暮〈〇慶長十四年九月〉醫士松菴自信州至〈〇中略〉松菴醫士、就予需講扁鵲難經、感歎其丹心之餘、拭却病目以課之、已終卷之翌遽然告歸〈〇下略〉

〔蒲生君平遺稿〈下雜〉〕代靑郊上請給下毛學生徒食料事
伏以、先王欲化民於德政、而成俗於美厚、庸不必由學、夫其設之學必置之田、學然後可以傳經藝訓德行、明賢聖之道、田然後可以收文籍養生徒、修祭菜之禮、臣不敢稱漢唐、請引今朝之故言之、古者應神抱聖文之德、而韓人貢經典、天智崇仁義之政、而王都創庠序、歷朝踵其武、萬方納其軌、然後益勸學之

田、增敎官之員、文武之世、爰設邦國之學、淸和之朝、周施舍奠之式、尊敬先聖、敎養後學、貢士薦能、官必其器、朝廷濟濟、禮樂斌斌、風聲所及、無不於變、是以延喜之學盛也、有徒寔繁、必賴其學之隆、是三善淸行所以請食學之加給也、延保之世衰也、得才實難、必依其學之替、是藤原敦光所以歎敎道之長絕也、以是觀之、學之於世、可共盛衰、而不可偏隆替、其所關係豈細乎哉、夫世降保平、經建武、天步多難、文道從塞、干戈繁興、氛厲彌昏、强弱相幷、上下交讎、君父之弑、臣子安忍、延至天正之季、四百數十年間、天下塗炭、於是乎極矣、當此時也、人必句々、救死不暇、儒術何問、學校既廢、善政遂熄、耕民絞血、兵糧不足、勸學之田、獨能給乎、又奚暇能陳俎豆、設禮容、講詩書六藝爲哉、殘香餘芳、其與有幾、乃今藐斯聖堂、獨在下野、天之未喪、乃文在茲、苟有志于復古、亦盍因以修之、文明中有僧快元、悼其若斯、實始臨焉、身以浮屠、位擬博士、讀書誦詩、以誘後學、然時屬昏亂、業齊草創、廟學之制、祭菜之禮、雖乃無備、由是垂緒、然後師弟相繼、文庫之守、不敢失墜、其九代之住元佶、幸而逢神祖隆風雲、列蒭蕘、叨蒙詢謀之下問、恭致獻替之上言、以詩財擇於左右多年矣、否閉時極、泰道方升、妖氛銷盡、日月增暉、庶民樂業、親蒙更生之澤、諸蠻歸德、遙致重譯之貢、餘恩所覃、百廢咸興、況又其遵王法、尙聖人之道乎、於是有司奉命、修繕斯學、殿堂門廡、煥然一新、其後相繼、莫不職治、且置之田、納租百石、祭菜之用、由是能給、敎學之勤、猶恐其儉、而忝煩神慮、賜敎書、其示喩丁寧、眷眷不置、臣愚每拜之、未嘗不喟然感其盛德也、恭惟今大將軍殿下、聰哲精粹、允文是守、承累世之鴻業、經庶政之至治、齊民富厚、頗知義方、里巷之間、絃誦相聞、名師所在、千里追問、而況斯學之舊、文籍之富、士苟志學、孰其不欽、今臣竊下、幸在淸明之時、獲預敎官之末、赧然處之、慄然顧之、大懼儒敎疎濶、人材不遂、無以稱神慮、弘聖慮、每逢宦學之士、必責禮之、其所供養、雖務從儉、學田不多、難以能繼、又因水旱之厄、雷火之變、償責愈倍、資力愈乏、赤子可愛、奈無乳何、世有此語、可以喩臣之志、竊念其資所出、自非仰公養、蓋無復他計焉、是臣之所以區區希請不已也、伏冀殿下、上願神慮之所在、下憫愚臣之所希、乃爲之給資、使以成遊息之養、而無及簞瓢之空、牽螢雪之勞、則先聖

之靈可以享其祭禮、後學之徒可以勤其教誨、寛政五年癸丑冬十二月、下毛學住持元牧、頓首頓首、昧死以聞、

〔寒松稿四〕學校前住位牌記

夫志學之徒、入庠內、新題名字於僧籍、而不分宗旨、龍蛇混雜、共勵學業矣、當寺中興、大檀越關東副元帥、上杉房州刺史、藤原憲實、釋長棟庵主、曾記舊規曰、凡漢土自國學至鄉校、非儒生而司業者難矣、惟綿竹以僧爲之主、本朝州學存者僅有數焉、率亦以僧爲之主、野之學爲最、又叢林有名大尊宿在庠云云、與庶則司業人者、以僧中之軌儀可爲本矣、當寺數代前住、於宗門無出世之儀、故惟題學徒名字於牌上而已、以是後人不傳僧中之名位、誠是惜哉、第七世九華老人、諱瑞璵、字玉岡、隅州人也、在庠已二十九年、位到禪興、世壽七十九歲、天正六年戊寅八月十日、唱涅槃曲於杏壇、第九世三要老人、諱元佶、字閑室、肥州人也、主于都鄙國學、而位自十刹歷五岳、終到南禪、慶長十七年壬子五月二十日、於駿州圓光寺示寂、世壽六十五歲、舊規曰、叢林有名大尊宿在庠、其斯之謂與也、故於此兩代者、具題名位於牌上者也、世人莫怪之、他後董當寺之主席人列牌者、於出世之人者、可隨兩代之例、於其外之人者、可隨數代之例也、伏冀七道之中有司洙泗業者、萬代之後、莫使涇渭混焉、慶長十七稔壬子五月二十八日、杏壇董席、寒松禿翁、龍派禪珠、鐵子、野釋記之、

起源沿革

學習院

學習院ハ、仁孝天皇天保十三年、朝臣子弟ノ操行ヲ矯正シ、幷セテ學藝ヲ敎ヘンガ爲メ、設立セシ所ニシテ、黌舍ヲ建春門前ニ置ケリ、其學習院ノ名ハ、弘化二年勅シテ名ヅケシメ給ヒシ所ナリトス、

〔德川禁令考二公家〕學習所令條

天保十三壬寅年十月

　堂上方學習所創建之儀ニ付、傳奏衆ヨリ口達、

近年別而堂上風儀不宜、身柄不相應之遊興、卑俗之服著用、遊里江忍行之人々も有之歟之風聞、時時相聞候ニ付、被加制止候得共、兎角不相止、不法之進退致増長、關白殿にも、誠に以被恐入、旦暮に深御心配被成候、往古者大學寮四姓學校も有之候得共、當時廢絕、慶長十八年被仰出にも、第一公家學問と御座候に付、年來何卒學問致候樣被成度御存念に候得共、堂上困窮之人々者、授敎師招請も難出來、束脩整兼候に付而、不學文盲之輩多相成候次第、誠に以御心配被成候に付而者學校抔と申候而者、禮式作法之古禮も有之候儀、御大總にも相成可申、其上六藝抔は、堂上には先必用にも無之候間、責而は學習所被仰付、若輩之人々成共、月に兩三度計敎授有之、性行端正篤信に相成、往々は務向不進退も無之樣被成度、全く習學之爲めに、清菅兩氏又は聊心掛候人を兩人計も被撰之、專場所以下御預り、又外に六員計有職學生商量被仰付、京住篤實之儒業之師を被召、素讀及講釋指南被仰付、御會釋物幷諸雜用且建物修復書籍等之料、何卒關東より被成進候樣被遊度、大體堂上四十歲以下十五歲以上、非藏人二百人計、幷御內勤之者にも、諸司官人子弟之外等にも、追々相願候はゞ、人數に可被加候、右之次第故、年々米金五六百石餘程被宛行候はゞ、精々獎勵に

可被仰付候得共、堂上地下諸生往々之御見込に而者、三四百人計にも可相成哉、其中に而隔年位に昇殿之人計成共、御殘用途に而、上中下出精之御褒美聊成共被下候得者、自然と風儀改革研學有之、往々御役に相立候半人柄に相成可申、餘り年次に御叱り之人計に而者、上之思召も深く被恐入候、右場所は當時開明門院御舊地歟、又は外に御築地內に而差支に不相成候場所に被取建候樣に被成度、是等之儀其許江宜申入旨關白殿被命候事、

〔文恭公實錄 二〕文化五年十二月朔日、是日西城侍讀柴野邦彥歿、(○中略)先是近衞公左大臣基前、遣臣進藤某、就邦彥諮學事、邦彥件錄公卿學以呈、天保季、仁孝天皇詔建學習院、公卿就學、其學胚胎邦彥議、

〔十三朝紀聞 七仁孝〕弘化二年十二月、大將軍(○德川家慶)爲諸縉紳建學舍于建春門前、帝嘉之、賜名學習院、以前中納言藤原具善(○勘解由小路)參議菅原聰長(○東坊城)爲之頭、少納言菅原爲定(○五條)式部權大輔順長(○桑原)爲有職學生、明年冬大將軍納書十三經註疏、史記、漢書、康熙字典、所司代忠義(○酒井)納十三經註疏、大日本史、資治通鑑、朱子文集語類、陪衞明樂茂正、內藤忠明、共納三禮儀疏、歷史綱鑑、

〔十三朝紀聞 七孝明〕弘化三年十月、帝賜學習院、書五經古註、四書新註、四書大全、四書集解、鼇本四書、古文孝經、四書蒙引、孝經大義、杜註左傳、趙註孟子、論孟古義、七經孟子考文、日本書紀、續日本紀、延喜式、令義解、儀式、逸令、本朝文粹、史記評林、資治通鑑、通鑑綱目、萬姓統譜、大唐六典、貞觀政要、文選六臣註等、於是關白政通納書古事記、日本紀、文德實錄、三代實錄、日本逸史、明本二十一史等、幟仁親王、及右大臣尙忠、內大臣忠熙、大納言忠香、實萬、實堅、光成、俊明以下公卿亦各納經史等、

〔十三朝紀聞 七孝明〕弘化四年三月八日、又賜學習院、書五經正文、四書正文、五經古註、四書朱註、五經大全、論孟古義、勅明日開講、

〔今日鈔 一〕嘉永二年四月七日、帝(○孝明)賜額於學習院、右大臣忠熙奉勅書之、忠熙善書、筆法潤整、名于

時、

〔日本教育史資料二十〕京都學習所

以書狀致啓上候、然ば當地學問所御取建の儀、御老中方より被仰進候趣にて、脇坂淡路守殿〇嘉永四年十二月、脇坂安宅京都所司代トナレリ、より取調の儀、御沙汰有之候に付、此度別紙の趣を以、御內慮淡路守殿へ相伺置申候、右は一體寬政四子年、松越中守殿〇老中松平定信より、先役菅沼下野守へ被仰越候趣有之、當地學問所の儀取調、御同人へ御內意相伺候處、猶柴野彥助へも申談、伺書差上候樣被仰越候に付、則彥助へ及相談取調居候內、越中守殿御辭職等にて、彼是行屆兼、猶又天保十三寅年牧備前守殿〇所司代牧野忠雅當地御在勤中、水野越前守殿より被仰進候趣にて、學問所取調の儀先役共へ被仰渡、追々御內慮相伺、御同人思召の趣も有之、翌卯年取調候趣申上置候儀に御座候處、先役水野下總守上京前、於其御地備前守殿御內意沙汰の趣、且酒井若狹守殿〇所司代忠義御傳言の儀も有之候に付、同人上京の上、右御傳言、若狹守殿へ申上、先役共取調候書付類寫入御覽置、追々評議中、又々御轉役等にて一決不仕罷在候處、今般淡路守殿より格別厚き御沙汰の次第も有之候儀に付、於拙者共も、彼是勘辨の上、取調申上候儀に御座候間、何卒此度は、致成就候樣仕度儀に御座候、當所は物靜成土地にて、學問修業には、至極宜所に有之、諸國の諸生共も、京學と唱罷登候者多有之候へば、當所に學問所無之儀は、實以御風化に拘り候儀と奉存候、此度差上候書付類は、各樣へ御下げにも可相成哉と存候に付、御內慮伺荒增、幷繪圖共、別紙差進申候間、御下げにも相成候はゞ、何分宜御取計被下候樣いたし度存候、右の段爲可得御意、如斯御座候、以上、

林大學頭樣、筒井肥前守樣、林式部少輔樣、淺野中務少輔、河野對馬守、

〔元治刊行雲上明覽大全下〕學習院日御門前

傳奏　久我大納言建通卿

學頭兼奉行
東坊城前大納言總長卿
五條宰相爲定卿
有職
桑原新三位爲政卿
阿野少將公誠朝臣
御用掛　松室豐後　藤嶋山城
同執次　土山安藝守
雜掌　座田右兵衞大尉〇[illegible]　井上主税〇[illegible]　稻波主膳〇[illegible]　座田若狹介
國學　勢多大判事〇章甫
儒者　牧善助　大澤雅五郎　中沼了三　岡田文藏
古書籍鑒定　大倉法橋　同見習　同精一郎

〔非藏人日記〕元治二年十二月廿三日甲寅

一學習院御用掛本役　松室重勸

一學習院御用掛常加勢　秡川親雄　松岡重以　大西親眞

右被仰付候旨、奉行清水谷殿被申渡候、

〔慶應二年刊都仁志喜二〕

學習所 日御門前

傳奏

八條前中納言隆祐卿

學頭兼奉行

清岡式部權大輔長熙卿

伏原　三位宣諭卿

有職

高辻少納言修長朝臣

梅溪侍從通治朝臣

御用掛　松室甲斐

同　石見

中津瀬紀伊

同執次　渡邊出雲守

雜掌　座田左兵衛少尉

稻波丹波介

小野右衛門少尉

國學　谷森大和介〇種松後改善臣

出雲寺大和守

樹下石見守〇萬國

儒者　中沼丁三
　　　劉三吉

學則

〔德川禁令考二公家〕學習所令條

學習所開場

今度學習所御造立、近日被開講席候、四十未滿之人々所望之輩、可有聽聞、且堂上多人數參上有之間、任便宜陪膳所役勤仕可有之候事

一開筵、來九日辰刻、

後會、追而御沙汰之事、

一講釋、月中三ヶ度之事、

自辰刻到巳半刻、

同日讀書者、自午半刻限申刻、

但於讀書者、右三ヶ度之外、連日參入候共不苦候事、

一於來九日者、衣冠狩衣可爲勝手候事、

從後會肩衣小袴不苦事

當時講釋

大學　中庸　論語　孟子　詩經　書經　孝經　國史　國學

右當時無御沙汰

諸臣一同無懈怠、忠勤相勵、御滿足思召候、乍然世風推移、若年之輩、往々浮華輕薄可成行哉、先帝○仁孝深御配慮被爲在、學習所御造立有之、近日被開講席候間、四十未滿人々所望之輩、聽聞可有之、猶又不泥風流、篤實相勵、忠孝之心得、可爲專一、先朝叡慮候、各存此旨可有出精之事、

但四十歳以上、所望之輩、可レ為二勝手一之事、

○按ズルニ、本文ハ弘化四年三月九日、始テ開講セラレシ時ノ令條ナリ、

〔徳川禁令考二公家〕學習所令條

學習所條目

一講釋、月中凡三箇度之事、

但毎月九日十九日廿九日讀書開日之事

一講釋自二辰刻一限二巳半一、讀書自二午半一限レ申之事、

一聽衆、四十歳以下十五歳以上可レ依レ請事、

但於二素讀一者、家督十歳以上可レ依レ請事、

一講書經書、大化令、令義解唐律等追而可レ及二讀書一之事、

一聽衆、專守二五經本條一、身不レ必レ要二文藝一之事、

一凡院內書籍、不レ論二堂上地下一、被レ許三於二院內一讀二閲之事、

一院內、飲酒雜談禁止之事、

〔徳川禁令考二公家〕學習所令條

開筵當日定式

一雜掌印刻、學頭、有職、御用掛、執次等卯半刻、傳奏辰刻參集之事、

一講師、聽衆辰刻參集之事、

一兩役、同刻參集之事、

附武家以下參集之事

一武家以下參集之旨、御用掛執次告二學頭一、

一聽衆者、有職檢知之上告傳奏、

一右具之後、學頭告于傳奏、直聽衆著座、（有職誘引）推參人々著座、（掛非藏人誘引）武家著座、（御用掛次誘引執）次傳奏學頭幷有職等著座、次讀師講師著座、

一講說了、講讀師起座、次兩役起座、次武家以下起座、次聽衆（下臈爲先）起座、次傳奏學頭起座、次有職起座、

一聽衆起座、兩役退散、此間講讀師以下賜物事、（有職學頭授之、講讀師御用掛執次雜掌立合授之、讀師學頭之時傳奏授之、）次傳奏學頭退散、

一翌日傳奏學頭參內、講師以下聽衆幷役人等參仕交名、附于議奏獻上、

古事類苑

文學部三十

昌平坂學問所 徽典館 修敎館 明新館 日光學問所 明倫堂 併入

古事類苑

文學部三十

昌平坂學問所 徽典館 修教館 明新館 日光學問所 明倫堂 併入

昌平坂學問所ハ、寛永七年、幕府忍岡ノ地ヲ林信勝ニ賜ヒシニ本ヅク、信勝、此年書院ヲ此ニ建テ、同九年、徳川義直、又孔廟ヲ此ニ營ミ、寛文中、信勝ノ子恕、幕命ヲ以テ史館ヲ此ニ開キ、本朝通鑑ヲ編纂ス、事竣ルニ及ビ、恕請ヒテ、史館ノ月稟ヲ回ラシテ學生ノ支糧ト爲シ、以テ學生ヲ養フ、實ニ學問所ノ濫觴ナリトス、元祿三年、徳川綱吉、地ヲ神田臺ニ相シテ、孔廟幷ニ黌舍ヲ造營シ、其橋ヲ昌平橋ト改稱シ、其坂ヲ昌平坂ト改稱ス、徳川家齊新ニ立チ、松平定信政ヲ輔クルニ及ビ、柴野邦彦、尾藤孝肇、古賀樸等ヲ登用シテ、林氏ヲ助ケシメ、大ニ學政ヲ張リ、始テ學問所ト稱ス、是ニ於テ寄宿寮ヲ設ケテ、幕士子弟ノ寄宿ヲ許シ、尋デ書生寮ヲ設ケテ、諸藩士子弟ノ寄宿ヲ許シタリ、然レドモ、此學校ハ、原來幕士ヲ養フガ爲ニシタルモノナレバ、二寮ノ書生ハ、待遇甚ダ懸隔セリ、此學校ノ試驗釋奠等ノ如キハ、別ニ其篇アレバ就キテ看ルベシ、

學問所ノ外、幕府直轄ノ學校亦多シ、甲府、駿府、長崎、佐渡等ノ學校ノ如キ、皆然リトス、今之ヲ學問所ノ末ニ附載ス、

〔御書付留拔書 十七〕卯〇天保十四年八月七日、御目付中川勘三郎より、御側衆へ差出候書付寫、

昌平坂學問所之儀、古來者聖堂と相唱候得共、右者大成殿之別稱ニ付、寛政〇九年以後學問所と計

相唱候筈之處、其節別段達之趣も無之候間、于今其段不相辨向も有之候、向後者都而學問所と相唱候樣向々へ可被相達置候事、

右之通向々へ相達申候、依之申上候、以上、

八月　　中川勘三郎

創建沿革

〔昌平志一廟圖〕遜家〇大按、昌平統名湯嶋、(源順和名抄作湯嶋、北圖紀行作油嶋、)又名神田臺、(街北有神田祠、因名焉)在於江戸城北相生橋(一名洗芋橋、又名新橋、後改昌平橋、)外、而北直湯嶋坊第一第二街間、原正爲並廟垣東南小阪之名、(即昌平坂、今收爲廟區、即入總門東之地、)因泛稱廟學之地、今檢延寶丙辰地圖、舊爲市街、(坊名曰龜、後割其中、移之稍北、改名龜割、今訛作龜有、木商新戶列肆、寬政戊午收爲廟區、)丁巳己未庚申諸圖、並爲太田侯道顯(備中守太田資宗、告老號道顯、)邸、而四週皆買區、(或謂、麴戶占肆、故名麴坊、林信篤新廟上梁文云、覆簣而墳、洞穴者、豈指麴窖歟、今每久雨、往往地陷、亦其廢窖云、)天和癸亥、貞享丁卯、及元祿諸圖、(戊辰、己巳、庚午、辛未諸圖並同、)並爲隙地、蓋天和壬戌以地近城闉、始令撤市鄽、以備緣火、元祿庚午、卜爲廟地、雖擇其爽塏、亦以絕火患也、(信篤上梁文云、外則繚而無四隣之並是也、)其東限昌平坂、南面神田梁、西接御茶井、(舊有井泉、名御茶井、夏開津後沒於渠中、今其近傍泛稱茶井、)北則湯嶋街、劃爲廟學之地、凡六千餘坪、(今增至一萬六千餘坪、詳於寬政己未圖、)經營已定、是年七月、命飛驒守蜂須賀隆重、助工役、爲經費若干萬金、匠徒若干萬人、凡八閱月而告竣、方其鼎建、賜名昌平、以擬魯國誕聖之鄉、蓋出於羹墻之誠云、昌平之名起此、(昌平橋亦同)改作廟殿及行殿廳堂、諸圖詳於後幅、

〔鵞峯文集三記〕重修武州先聖殿記〇中略

昔本朝之盛、大學寮之恒式、及諸國之祭儀、皆倣唐禮、闡揚文光、中葉以來、皇綱解紐、國多艱虞、廟壇既墟、去告朔之羊、殆二百餘年、逮東照大神君之治世、我先考羅山子、膺侍讀之撰、時有命將開學校、有事未果、寬永庚午之冬、台德大君(德川秀忠)大猷大君、(德川家光)賜武州江府郭外上野數百弓之地於先考、故尾陽亞相源敬侯(德川義直)鼎建一堂、安聖像及四配像、(顏曾思孟)納若干祭器、手自書先聖殿三字、以爲扁額、爾來釋菜繩々、人皆知有此禮、漸向儒風、日往月來、歷三十年、殿屋稍損、柱根蠹朽、檐牙漸壞、周垣傾

側亞相既捐館、先考亦易簀、僕雖無幹蠱、愁守弊舍、僅存籩豆之事、徒無堂構之力、幸因元老執政之敷言、以得達今大君（○徳川家綱）之尊聽、庚子臘月、辱賜官金、爲重修之用、使官匠長鈴木氏木原氏預其事、自辛丑之春載事、修葺殿屋、改築牆壁、或仍舊貫、或加新材、殊建兩廊於殿門左右、移堂外西門以向南、而自下谷市、開新路、攀坂道、登石級、入外門、直透一場、以到殿門、形勢高聳、景境絕勝、嗚呼先考以勤仕之勞、開創建之基、僕承洪庇之恩、成再擧之志、不堪屏營之至、抑望風化之興、及夏之季、畢斧斤之功、欲行仲秋之祭、然遭同胞之憂、雖除國制之服、猶有敬畏之嫌、既而踰年、爰迎仲春、率由舊例、有所損益、薦蘋蘩之菜、擬燕雀之賀、（○中略）寛文二年歲次壬寅仲春中丁、武州州學教授禮部法印春齋林恕、盥漱謹記、

〔林氏家系（信勝）〕同冬（○寛永七年）於上野忍岡、賜別墅（五千三百五十三坪）及金二百兩、所以設庠序也、（○下略）

〔昌平志（二事實）〕九年壬申（○寛永）冬尾張公源義直（謚曰敬公、烈祖第九子）於林信勝賜莊造營廟宇、安置宣聖及顏曾思孟諸像凡五軀、

（蹈大家）○按、前是庚午賜忍岡別莊（凡五千三百五十三坪）及二百金於信勝、以築學舍、初信勝在於京師、（慶長五年庚子）首唱程朱學、四方學徒負笈而集、翕然知嚮、（○註略）時已有志於興學、而勢未至也、（○註略）後謁烈祖於二條城、因請興學庠、乃命相攸、時方軍國庶務日般、以故亦未果焉、實慶長十九年也、（羅山子時年二十九）天下既定、修文爲治、於是大猷大君始命興學焉、蓋承纘祖謀、（按元祿戊辰、水戸義公賀大君謁忍岡聖廟頌曰、東照神君、致治重儒、仁沛義摩、惡紫奪朱、淳和柴學、數院無遺、將建庠序、宿志不遂是也、）且成信勝請也、信勝乃奉深旨、傭工匠、方築書院塾舍、而學制稍備、越九年壬申冬、尾張公卽其莊地營造廟宇、（官匠平內大隅經畫）安奉宣聖、配置諸像、（○註略）併置祭器及聖賢繪像二十一幀、（卽今所從祀六位、亦此、詳於祭器譜、）令信勝以時擧祀、公又親書殿額、令官匠平內大隅鐫以揭焉、巧極精絕、公每詣謁睨賞久之、大君亦嘗有睨賞焉云、宣聖及配位諸像、從祀畫幅祭器諸具、竝昉於此、

〔羅山文集（附錄年譜一）〕慶長十九年甲寅

先生三十二歲（○中略）先是先生請建庠序於洛、教授生徒、有旨可之、將相攸擇勝、依兵革不果、此冬遂

有大坂之役、先生奉從於軍旅之間、此行也講和班師、

〔右文故事九〕御代々文事表一

慶長十九年、是歲林道春、學校ヲ洛陽ニ建ムコトヲ請フ、是ヲ許サル、（道春年譜ニ、十九年、先是先生請建庠序於洛、教授生徒、有旨可之、將相攸擇、依兵革不果、此冬遂有大坂之役、又惺窩行狀ニ、道春與後藤郎共白、請就庠序於洛教生徒、乃許、幕下謂郎曰、道春自欲居庠序、則豈難歟、對曰妙壽院ナル歟ト見ユ、再被ニ、是ヨリ後、十七年ヲ經テ、寛永七年ニ至リ、初テ庠序ヲ開カントスルノ擧アリ、夫ヨリ十二年ヲ歷テ、聖堂ヲ上野ニ建テ、翌年七月十七日、台駕聖堂ニ詣リ、道春ヲシテ堯典ヲ講セシメラルヽニ至ル、當時諸君ノ能文ニシテ學ヲ好マセラレ、道春ノ聰敏強有力ヲ以テスラ、事ヲ成スノ難キコト此ノ如シ、嘆ズベキカナ、）

〔昌平志二事實〕寛文四年十一月、置史館於忍岡、給修史生支糧、（中略）

十年庚戌六月十二日、修本朝通鑑成、擇日進呈、命增林恕秩祿、且以史館月稟爲學生支糧、

遷　按、國史未成、先賜名本朝通鑑、（舊名本朝編年錄、改賜今名、）是年修成、凡三百十卷、謄淨（書用雁皮紙、書簣綠紙、）進上、仍增恕秩祿二百石、（幷原秩凡千百石、）及信篤白銀千錠、信澄衣一套、（春信之卒在於書未成之前、故賞不及焉、）史生銀錠各有差、恕因請以史館口糧之半、永爲學生之費、令給全數、以充學糧、學有月稟昉於此、

〔憲廟實錄十三〕元祿三年庚午七月九日、城北に新に大成殿を造營あるべきとて、松平右京亮輝貞總奉行を奉る、蜂須賀飛驒守隆重人夫を出す、其地を昌平坂と號す、

〔憲廟實錄十四〕元祿四年辛未二月二日、相生橋を改て、昌平橋と號す、　七日、昌平坂大成殿造畢、林大學頭信篤、忍岡より舊殿之靈像幷に四配之像を新殿に遷す、松平右京亮輝貞從へり、歩士頭吉田右衞門、小十人組頭蜂屋傳右衞門、みなその組士を率て供奉す、目附柴田七左衞門先驅し、同牧野半三郎押後たり、途中は歩士頭四員組を率て警衞す、執政大久保加賀守忠朝、執事秋元但馬守喬朝、幷蜂須賀飛驒守隆重目附德永十左衞門は、昌平坂之新殿に參候す、鐵炮頭神谷與五郎仰高門を守り、弓頭中根宇右衞門は便門を守り、歩士頭石野八兵衞は殿の四坊を守、殿額大成殿は御書也、新に十哲之神主を設く、七十二賢幷に先儒の像は、畫工狩野洞雲攝頭が命を奉りて畫く、

〔昌平志事實二〕元祿三年庚午七月、改作孔廟於昌平、特賜殿額、

謹按、七月九日、召林信篤入、執政豐後守阿部正武、相模守土屋政直、通政備後守牧野成貞、竝傳命於朝曰、(或謂、是命在於四年辛未二月二日、恐誤、蓋命蜂須賀隆重義作、亦在於是年七月九日、則改作之命、不當後於彼矣、)孔廟之設原創於尾張公、(○德川義直)而累朝因以加崇隆、然義不本於朝典、殆有闕於盛心、且地逼寺刹、緇流接蹤、夫薰蕕不同器、矧儒佛共境乎、將審擇爽塏、鼎新廟殿、以昭國家崇尙之義、汝其賛成以副孤意、信篤拜謝、於是有司承制、卜擇城北相生橋(一名洗芋橋、又名新橋、即今昌平橋、)外神田臺、規爲廟學之地、(凡六千餘坪)特擬聖鄕、賜名昌平、是日命飛驒守蜂須賀隆重助工役、令通政右京亮松平輝貞董役事、服部正弘、小笠原長泰副之、(官匠依田盛直規畫)已而大運土木、衆工俱興、越十一月二十一日、大君(○德川綱吉)親製大成殿三大字、加以乾鐫、以賜信篤、(按、本俗凡有賜遺、必加乾鐫數片、今賜製字、加以乾鐫、義殆涉贈遺、可見異遺係於官擧、而義乃涉林氏私事矣、所謂官私並行者是也、)令之鎭廟殿、又嘗親寫聖容、題書其幅、以賜焉、皆出於重道崇儒之盛心云、創建新廟、特賜題字、殿曰大成、地名昌平、竝昉於此、

四年辛未正月、新廟落成、二月七日奉遷神位、命大學頭林信篤致告、

謹按、經始於前年七月、工役極冬、基構始成、爰擇十二月二十二日、行安梁式、(參政但馬守秋元喬知總知之、)又踰明年丹雘畢工、凡八閱月、大功報完、其廟殿制、規模雄偉、門廡廚廊畢以法、故又置行殿正廳黌舍吏房、凡數百楹、並布井列、其極輪奐、廟學之盛起此、越十三日林信篤特恩朝散大夫大學頭(班亞親衞郎將)主管廟學事、參政備後守牧野成貞、通政出羽守柳澤吉保、竝傳命於朝曰、新廟鼎成、汝祖實創基、子孫繼襲、世主祭祀、越二月七日奉遷神位、

〔昌平志事實二〕元祿十六年癸未十一月二十九日、(一作二十八日、或作二十二日、誤、)孔廟及行殿廳堂黌舍罹災、

〔昌平志事實二〕寶永元年甲申五月、重建孔廟、十一月落成、二十五日(一作二十一日、誤、)奉遷神位、遣大司禮民部大輔畠山基玄、(一作豐前守品川某者誤、)代告、大學頭林信篤獻奠、

謹按、(○中略)頒制於七月四日、安棟於十一月十一日、(按、伊達宗昭重建聖廟記、作五月首事、十一月成功、)凡五閱月、大功告竣、殿

廡門廊、凡百餘楹、皆照原擬、靡有毫差、廳堂齋室、黌舍吏房、亦照原擬逐一修造、皆從信篤請也、惟行殿則出於朝議、暫從緩擧、蓋去歲地震、城樓殿閣壞圮過半、大小諸侯、助役奔命者三十餘人、衆工紛興、機務多端、皆赴其急、不有暇及也、

〔昌平志二事實〕天明六年丙午正月二十二日、孔廟及廳堂黌舍罹災、

〔昌平志二事實〕天明七年丁未九月、修孔廟成、越十六日奉遷神位、儒員人見稱(字子牙號蘆洲)、獻官、

〔昌平志二事實〕寛政二年庚戌四月八日、列相巡廟學、

(謹)按、天明修造廟學、專徇時勢、其狹隘殆不可言、而黌舍爲尤甚焉、學政亦從之衰弛、師生皆曠於其職、前年巳改宿弊、以布新政、育英之道將復興焉、然黌制未備、不可以立規、時議始及之、學官以爲言、於是執政越中守松平定信、丹波守鳥居忠意、參政兵部少輔井伊直朗、攝津守堀田正敦(監察官石谷清茂、及平賀貞愛、)竝巡廟學、(廟殿兩廡、陳設祭器、貼黌舍各件、以便認辨、)興學之議、俶於此云、列相巡廟學、昉於此、

〔文恭院殿御實紀附錄一〕王子の邊鶉狩ありしとき、昌平坂なる聖廟へ、野服のまゝにて立寄らせ玉ふ、杏壇門を入玉ひ、御足をとゞめられ、御中禮有て、夫より大成殿へのぼらせ玉ひ、坐せられて、御野服なればにや、きと御禮拜にも及ばせ玉はず、御會釋の御氣色ありて、聖像を御覽あり、其外廊廡のあたりまでも見廻らせ玉ふ、其頃迄は、饗應座敷と稱せる所に渡らせ玉ひ、おほやけより納め玉へる品々を始め、諸侯の獻納の物ども御覽あり、其中宥座の器に水をはらしめて、そのさまを試み玉ひ、林大學頭衡を御側に召寄られ、典故など問對終りて、たゞせ玉ふ、門際まで衡送り奉しかば、懇の仰有て、出立せ玉ひぬ、後に御燕閑のとき、供奉せし御小性等侍りしに、さきに杏壇門にて中禮せしわが意をゑるやと仰ありし時、御深慮の程をばいかでか知り奉らん、聖廟の御事なれば、御崇敬遊ばされしなるべしと答奉りしものありしに、さるにはあらず、杏壇門を入し時、正面に大成殿の額みえし故にこそ、こは常憲院殿の御筆なる故に禮せしなり、聖像への會釋

は、堂へ昇りて後の事なりと宣ひけり、この時の御事は聖堂天明の火にあひてより後、造構ことに粗略なりしが、また近頃は破壞極りければ、新營の事かねて衡より建白せしかども、費用も多き事なればとて、政府の議も定まらざりしが、御みづから御覽せられ、弃おかるべき事ならずとて、不日に改造の事を仰出されける、

〔昌平志事實二〕寛政二年庚戌五月、連辟柴野邦彥（字彥輔、號栗山）、岡田恕（字子強、號寒泉）、竝佐學政、明年三月、加給學糧、

按、頃歲學政弛廢、師道闊疎、雖守舊規、亦多宿弊、今大君始正統位、銳意治道、凡頹墜之宜振作者、莫不盡與焉、次至庠黌詢及師儒、連辟柴野邦彥岡田恕、竝居學職、邦彥等乃與學官林信敬議、修分規約、改革宿弊、於是四方生徒、稍々來學焉、明年三月特加學糧五口、併前凡百口（支養生徒、以其餘錢新購學本）、別賜三十口於信敬、以充塾糧、儒員佐學政、及黌學家塾各給支糧、竝昉於此、

〔天保集成絲綸錄八十〕寛政二（戌）年十二月

御目付へ

是迄火事之節、聖像除の儀のみ相心得候得共、向後は以前之通火消之儀をも相心得候樣可被致候、

右之通九鬼定五郎へ相達候間、可被得其意候、尤右之段爲心得永置候て可然向々へは可有通達候、林大學頭へ、此段達相濟候、

十二月

〔昌平志事實二〕寛政四年壬子四月、改作廳堂黌舍、置教官住宅、

按、前是林信敬、與柴野邦彥、岡田恕等議、圖錄學制以請修舉、乃頒制於前年八月、大興土木、將作令出羽守曲淵景露、工曹主事馬場某（後江原某代焉）竝董工、而通政遠江守加納久周總知之、雖始於前年十月、告竣於是年八月、自廳堂齋室學舍職局、以至庖廚湢浴之屬、皆撤舊而更新、又添造備舍（即資永館）、

（長員舍、）置敎官宅、（尾藤孝肇仕焉、）於是講肄之位始設、而黌學之制稍備矣、先成之正月八日、遠江守久周巡工、既竣之八月八日、執政采女正戸田氏敎巡成、改作黌學、置敎官宅、竝防於此、

〔昌平志（二事實）〕寬政九年丁巳三月、是日令增學區、

（遜）按、學西接射圃、原爲閑曠之地、（頃歲圃丁開蔬畦、即今卒舍之地、）於是割地千餘坪、以增學區、（併原區凡七千餘坪、戊午改作增至一萬一千六百餘坪、）以備逸災、又移廟幹舍於櫺門西、竝南垣、（戊午改作遞造爲卒舍、）

〔日本敎育史資料（十九學校構造）〕屋敷帳

一學問所御構　昌平坂總坪數壹萬貳千三百十貳坪餘、此後鐵炮製造所內東之方空地八百坪餘、學問所へ圍込、都合壹萬三千百拾貳坪餘、從前之坪數、朱書御一新已來巳七月圍込學田神社地、五千貳百四拾五坪餘、午五月湯島通リ町地裏通リ武士地共圍込、

凡

内四千八拾坪享和二戌年五月添地、六百四拾六坪餘、文政七申年十月火除圍込地所、三百貳拾坪餘、御儒者古賀小太郎御役宅地所、

内三拾九坪、享和二戌年三月增拜借、七拾三坪、文政十亥年閏六月右同斷、八坪餘、天保九戌年二月右同斷、

貳百坪、佐藤捨藏御役宅地所、外に貳拾貳坪餘、右同人地續天保十三寅年十一月自分拜借增地

〔林氏雜考〕寬政十一年十月

聖堂再建ニ付、御手傳被仰付候諸家、

四萬石　本多伯耆守正溫　二萬石　堀　又七郎　三萬石　松平近江守長員

三萬石　堀左京亮直方　二萬六千石餘小出信濃守英篤　五萬石　黑田甲斐守長舒

三萬石　稻垣信濃守長續　一萬五千石　本多伊豫守忠京　三萬二千石　松平駿河守親賞
三萬石　秋月山城守種德　二萬石　鍋島和泉守直宜
〆三拾萬三千石餘何歳全納

〔昌平志一廟圖〕逕　按、寬政己未改革、湯島里地圖、除市坊、今街北龜有坊及湯島橫街神田社戸各若干戸、換占他處、移第二街商戸稍北、轉街陌迂、廼湯島第一第二街稍北、因敷其地、以增學區、東敷昌平坂以廣廟區、移第宅、街北第宅或毀前面以添街陌、或曠其地爲園地、又毀濱馬場以爲教官宅區、撤寺觀以增廟學之地、其廣袤合舊區凡一萬一千六百餘坪、隨其方面嚴植園垣、蓋元祿制、開除廟學近側之地、曠於其外、以備逸災、而未逾百年、市鄽繁庶、密邇廟垣、不唯涉褻瀆、實失備災之義、今制撤除市宅、因收其地曠於其內、崇封列樹、以備緣火、不唯大其規模、亦防後世侵擾之患也、改作廟學圖詳於後幅、

正殿即大成殿十一間深四丈七尺九寸南面東西及北俱用板壁自基礎即伏蓮帶至殿極即古老錢四丈八尺四寸、爲楹三十二、前面六楹梁梲榱桷承以斗栱雲桀頂格、皆鐫雲紋、併兩廊諸門即杏壇入德仰高諸門倶髹漆之、裝以稜金釘鉸浮漚鋪首之屬、銅質鳥金鍍以鎔金嗣瓦用銅裏、而殿頭雙峙鴟爪、即鬼犾頭銅造、龍頭魚身、二鬚雙角、每角兩支鋭如鋒刃、銅質塗金、赫爍眩目、即拒鵲也、四隅置鬼龍子銅造、形蛇腹而有牙、各二、楹間四面周張罘罳、而殿脊前後下鈸鐃三條、長及檐端、以便驅擾、殿扉疊扇每兩楹間皆四扇、皆重疊、用銅樞而啓闔焉、亦裝以稜金釘鉸浮漚鋪首之屬、殿內及階布鋪方石、南階三級疊成礪石、北階亦同組疊五級而構室於殿內北壁、是爲神座、正位南向、配座東西向各二位、錦帳翠簾、恆屏遮之、潤直兩楹、入深一楹是殿額仍元祿製書、特加補潤、梁棟牌文高書於其中云、上棟大成殿[illegible]首云、征夷大將軍內大臣再建、尾云、寬政十一年己未十月二十二日、列書於下云、伊豆守松平信明、攝津守堀田正敦、左近將監石川忠房、佐渡守神保長光、和泉守小長谷政良、及村田昌數、篠木信節、五島信房、河合久易、江原易詳、牧慶包、和田元貞、凡十二人、最後低書云、平內政休、政休是官匠、

兩廊各十五間入深一丈六尺六寸東西向、立面各八楹、合爲柱楹各二十一、左右及後皆用板壁、設以欞子、各橫通短廊、一間五尺餘北接正殿、殿側穿戸、與短廊通、廊各穿戸北出、但西廊近北穿開門戸、西出、亦通長廊、達於神廚、南屬杏壇、各穿小戸通於門內、東西相擁、中爲廟庭、布以板石、限以甬道、潤直階徑杏壇門十一間入深一丈六尺五寸南向、門面六楹、合爲柱楹十五、中爲正門、更與左右皆設扉扇、是爲中及左右門、而兩端各作房舍、諸開四窓施設欞子、以通於廊、其制作同於正殿、銅裏硏瓦、而裝置鬼爪龍子、及用稜金釘鉸之屬、而

實取法於戟門榜、以杏壇存舊制也、門扁亦仍原揭、少加製造、（舊扁卽昭召藤以林鋪書、寶永丙申揭版、其廣幅與改作門制不稱、乃命服代弘賢就其成書、殿拓字體、）門外規地布舖板石、（他皆布滿細纖石、舊木森然、皆仍舊植、）限以石欄、下臨絕崖、（門西又置便門一座、西出達於廳堂、亦仍舊址、又達西廊之一墻、穿開小戶、由西廊後、轉達神廚、）而疊成石階二十級、亦仍舊疊、特爲漫勢、（舊疊濶中央一級、今制改等其步、）階盡又限甬道、（甬道板石、他皆布滿細纖石、入德仰高諸門皆同、）東置水盤一、（卽石盤、寶永甲申置製、特加磨礱、構亭覆之、亭面一丈六寸、深一丈、爾瓦鋪裏柴而釘鉸制同諸門、）西置井亭、（亭制同上、門內倚崖列植杏樹諸木、）入德門六柱、（門面一丈三尺三寸、深一丈三尺、）南向、（門側列植櫻樹數十株、）制仍舊構、（卽寶永制、但原置在今杏壇門之地、改移今處、）特加髹漆、以與諸門稱、（舊制塗以朱漆、今改髹漆之、）亦仍舊扁、門西穿墻置便門一座、以便出入、（稍西疊成石磴數十級、矩折四上達於學庭、）既穿入德門而南出、（門階五級、）甬道矩折而東、疊成石階五級、傍施石欄、前臨層崖、既下石階、則甬道轉而北折、亦傍施石欄、疊階三級、下階而北、甬道折而向東、徑至於仰高門、甬道北列置二舍、西爲更衣所、（又稱日講舍、）十二間、（深一丈八尺、爲局凡五、前堅板地、以屏遮之、）東爲看守舍、六間、（深六丈六尺、爲局凡六、）竝南向、俱仍舊構、而移置焉、（看守舍係於寶永制、更衣所係於寬政辛亥置、）稍東竝垣置井一幹、（好古井而加濬治、欄以磨石、）甬道南置水盤一基、俱構亭覆之、（亭面八尺四寸、又門內雜植諸木、甬道南北列植松木、）仰高門六柱、（門面一丈三尺、）東向、（制同諸門、但不用複金銅瓦、而兩賦摸印官章、側開耳門、以便出入、）亦仍舊扁、門側置卒舍二間、（深九尺、）稍北置聽所、（八間、卽丁祭立仗之所、）又南竝東垣置井一幹、（石欄磨光、）他皆規地布滿細石、既出仰高門、右轉南出、遶設梐枑、竪下馬牌、凡廟區廣濶、視舊加倍、皆因地勢巧爲規畫、自仰高門至杏壇門、每一層高、疊以石階、曲折而上、凡可數仞、紆廻甬道、以極深邃、漫緩階級、以便步趨、而崖脚皆疊石、上礡垣、或植以樹、（入德門東列植金松數十株、門外南垣雜植松樅、仰高門東列植矮松、亦各數十株、其他所在列植樹木、以遮視望、又廟東絕崖之地、及廟北閒曠之處、雜栽松栢樅檜、冬青紅杏各數十株、）神廚十三間、（深一丈二尺若九尺、爲局七八、）在於正殿西、（東南向、）通廊七間、（濶一間、）以達於西廳、神井仍舊治、（構亭覆之、）在於神廚西、神庫三所、（各七間、）亦仍舊置、在其西北、廳堂、（除廟區外、概稱學問所、）仍壬子制、而添造正衙數間、（床樓高數寸、床安欄具焉、）北接正堂、（卽壬子制、內塾之地、更於正衙北飲洗所之側、穿開小戶、便於出入、）共屋通廡南北十一間、限以板障、東側二局直通短廊、（五間、）達於內局、（飲洗所移在其北、）又於外廳西添造一舍、（二間餘、學南向、卽看守之所、）房舍庖廚竝仍舊置、齊室雖亦仍舊、而少加添造、改爲諸儒會議之所、更穿第三局北壁橫通階、於廚後東西行十六間、達於講堂、講堂十四間、（深三丈、）南向、（卽原除堂址之地、且撤員長舍以廣規畫、）爲局若干、紙褫隔限

之、是爲讀授傳習之所、堂前規地、連豎板墻、穿開學門、（南向）其設黌舍、皆因壬子制、但原止二構、（各二十二間）更增一構（二十三間）於其南、共三構、（原置二構、但重屋、）竝東西行、其次序自北而南、凡三重、（北舍北置庫、所亦係創置）最南一構（即新構）即講堂、北每構雙通短廊、以便往來、（側置吏房一局、即南舍西南、）炊厨浴室亦仍舊置、列在其西、又補修原置教官宅、改爲學舍、（七間、助授生居之、）亦限紙褫、爲房凡六、（一舍共厨竈）而二教官宅皆係創造、其一在於卒舍西、與學區隣、開門南向、其一在於廟垣東、設門北向、俱賓次外堂後軒便室具焉、又竝南垣列置二構、（一構係於原置、十五間、一構係於新學、十三間、）北向竝爲廟學使令及廟卒之舍、所在植樹、剪束令齊、以代垣墻、憩舍馬厩亦各從便而置、（憩舍在於學門西、馬厩在於卒舍北、）外門凡六、而仰高門不與焉、正門（門面八尺八寸）即行殿遺制、而元祿故址也、特加改作、設而不出爲西門（元祿稱儀從門、頃歲稱欞門、）則平日所出入、在正門少西、俱南向、雖亦仍原址、而移在稍北、以廣其前、（改作門外欞木）（原在門内、避其舊植、移門稍北、）側置看舍、（三間）外置馬厩、（三門）又一門在於其西、與教官宅門列南向、其他三基、一在於正門東南向、一在於廟東北隅北向、一在於學舍西北隅西向、皆嚴扃鑰、以備不虞、都墻因地勢而崇卑不一、皆石脚土封、磚垣粉條、或植以樹、（北一面層植樹及、枳殼、剪束爲墻、）又東北寄通市街、而嫌其淺露也、乃雜植諸木、其森鬱成林、蓋有待於十年外、或遇舊在喬木皆避之、不加戕伐、雖以極幽邃、亦有備逸災、又於神厨廳堂之間崇土仍餘、亦植以樹、且所在埋大甕、（凡四十三）以盛貯水、濟治廢井、以修黎欄、皆備救火也、凡廟學之制一變舊規、以鼎惟新、自殿廊門亭廳堂黌舍、以至欄楯階砌垣墻罘罳之屬、隨所宜設、莫不嚴具、若夫壇卑增崇、夷蕪易壞、（棄土於學西射圃、以壇崖墊、）以經地規、則出於天造地成、如不更人力者、以戊午三月土功匠事俱興、以己未十月凡百告成、（是年三月起工、六月安棟、皆垂成之前數月、追行其式、）其間架以坪計者千五百、工匠以日計者若干萬功、既報竣、追命諸侯十一人、（伯耆守本多正意、大和守堀親寶、近江守松平長容、左京亮堀直方、信濃守小出英筠、甲斐守黑田長舒、駿河守松平親賢、信濃守稻垣長續、山城守秋月種德、伊豫守本多忠籌、和泉守鍋島直宜、）納金以助工役、（又肥前守松浦清請捐二萬金助工役）其工造之大、媲於元祿寶永、而隆盛實有倍焉、蓋元祿寶永制區畫短窄、以故制度或有未備、今制開拓地規、以弘氣象、其原規未備、皆加鼎新、實頃歲未有之鴻舉也、觀者爛然改目、天下爲之歆動云、

〔洽聞錄八〕聖堂學規

行儀規 員長 司監

一聖堂は本敎之地に候得ば、生徒之言行世上風俗之儀表たるべき事は勿論に候、篤實退讓申迄も無之、禮義を專に相嗜、假初にも游惰驕傲妄誕虛美之習相愼可申候、

一公儀御制法、幷時々御觸之儀、大切に相守可申候、

一公儀御政事不及申、諸國之政事たり共、妄りに評論不可致候、

一學問講究之外、無益之雜談致間敷、就中淫放猥褻之話、幷碁將棊は尤禁制に候、

一交友之間、信義を第一とし、長幼先後輩之席を不失、侮慢嘲戲無之樣に可致候、平日學問之事にて、辨論反復に及候共、無禮雜言堅致間敷候、但し萬一法外之事申者も有之候はゞ、其旨司監へ申達、員長へ屆ケ可申候、猥に及口論候はゞ、法外者同樣に取計可申候、

一質明、拍子木鳴候はゞ、起出可申候、但病氣に候はゞ、其趣司監へ相斷可申候、

一大小幷衣服類華美異體之物用申間敷候、平日綿服常着たるべく候、他所へ招に應じ罷越候時といへども、分外之美服停止に候、

修業規 員長 司講

一生徒入學之初、初學之程、員長遂吟味、其上にて祭酒幷掛り御儒者より、致差圖可令稽古候、躐等陵節又は躁妄多岐無之樣心得可申候、

一藝業之儀は、才性之得否も有之候得ば、一途に限候事には無之候へ共、何科たりとも、必四書小學を基本とし精究可致候、

一經科

詩、書、易、春秋、三禮等は不及申、其餘濂洛四先生之書を首として、理學諸家之文集語錄等、凡經義

を助候書者、其力之及所を量り、序を以可令研究候、

一史科

一正史通鑑之外、歷代制度沿革を初、總而經濟有用之書、力量次第博考可致候、本朝之史傳律令格式等は勿論之事に候、

一文科

議論叙事兩途共、古文を熟讀し、唐宋八大家に法を取り、自家運用相成候樣に、實用之文章第一心掛可申候、其餘詩賦四六之類も、餘力有之候はゞ、可爲心掛次第候、○中略

一右三科之遊息之暇、諸子百家浩博に涉獵候事は、心掛次第たるべく候、

但し稗官小說敗俗非聖之書に耽り、幷新奇異說を主張いたし候事は、固く禁制に候、

〔昌平志二事實〕寬政五年癸丑九月十八日、詳定學政、始置學規職掌二制、

〔昌平志二事實〕寬政九年丁巳十二月、改革黌制、

謹按、廟學所由始、於林氏忍岡私塾、元祿癸未雖陞爲學院、仍循故轍、多所因襲、是以官私竝行、事涉疑似、亦其成法也尙矣、又寬文庚戌、從林恕之請、以史館餼廩爲學費、以待四方英髦、其敎育之不限士庶、許生徒皆負笈而遊焉、至是變更黌制、乃放生徒、罷職員、(即癸丑所置)專令大夫士及子弟講肄焉、(改稱學問所、明年戊午、令入學講肄從各所指、庚申四月、申論前令、始開黌舍、)又元祿辛未所置神田、(千石)○原充祭費及廟幹門卒諸支給、享保壬寅、始令小小補繕取費於此、而其租稅出納、主祀司焉、故世不詳其義、或指爲主祀秩祿、亦其稱謂涉於疑似、是月朔特加賜主祀大學頭林衡、俸廩千五百苞、併原秩凡三千石、(班亞親衛即將、)定爲世祿、而神田之入、統於大司會、以充祭祀黌學之費、因徵士子所賜私塾糧三十口、改增學糧、併前凡百三十口、亦統於大司會、於是祭田世祿、始正稱謂、官私之用、不混而一、又罷廟幹六員、始置廟學使令十二人、(後增至二十人、)廟卒十人、(後增至二十人、)其制、大約學官(即主祀)下有敎官(二員)以掌敎授、又有廟學主事(二員)以掌雜務、

其下有廟學使令及廟卒、以掌祭器書籍文簿會計、及看舍守門之事、改革舊僉、放生徒、罷廟幹而置廟學諸職、竝助於此、

〔日本教育史資料十九學規〕聖堂御改正教育仕方に付、申上候書付、　尾藤良佐　古賀彌助

聖堂御主法、追々御改正可被仰出に付、教育取計の義私共相考、大學頭へも打合、十分に可申上段、被仰渡奉畏候、則評議仕、左之通書付申上候、

一御目見以上以下、當人幷悴厄介共、學中寄宿、又は講堂へ往來稽古仕度段申出候者は、皆差免し可申事、

尤寄宿竝往來稽古仕度段申出候者は、其父兄叉は懇意の者を以、法式の儀等、懸りの儒者へ相尋、儒者よりも得と相糺し、差免し候樣に可仕候、當人申出候分にては、後日差支候義も可有之候へば、右之通相定置申度候、

一御目見以上以下の居所は、講堂學寮共に相混じ不申樣、相分差置可申候、

一講堂へ儒者幷見習、毎日不明樣に出席仕、講釋經書會讀詩文點削等は儒者相勤、素讀歷史等は見習相勤候樣可仕候、若稽古人多相成り手に餘り候樣に相成候て、見習より儒者相勤候儀を相助け、稽古人上達の者より、見習相勤候儀を相助候樣可仕候、○中略

一相應の書物共相整置、稽古人共へ借遣し、講讀爲仕可申候、

一寄宿人の内、武藝稽古仕度心懸の者は、頭取へ申出、頭取見計を以、外出差許候樣可仕候、

尤何時より何時迄と申事は、歸候節、自筆に帳面へ書記させ可申候、

一朔望佳節は休日に定置、宿元爲見舞可申候、尤當人願不申、讀書仕居度段申出候者は、勝手に爲仕可申候、

一稽古の法幷出入寢起等に至迄、妄に無之樣、於學中法式相立置可申候、○中略

申〇寛政十二年四月

〔天保集成絲綸錄八十〕寛政十二申年四月

一學問所稽古之儀、御目見以上、幷以下共通候而學候儀、可ㇾ爲二勝手次第一候、部屋住厄介等之内、修行之志厚寄宿候て、稽古致度願候ものも候はゞ、可ㇾ任二其意一候、

一通ひ稽古幷寄宿願共、林大學頭、且掛り御目付、幷御儒者之內へ申通し候上、自身學問所之玄關へ罷越、姓名短冊差出可ㇾ申候、

但寄宿願之儀は、尾藤良佐、古賀彌助之內へ得と承合候て、勝手次第と挨拶之上、短冊差出可ㇾ申候、

一通ひ稽古、寄宿共、頭支配へ伺候樣にては、手重に相成候間、人々之了簡次第、直に申込候て、挨拶有ㇾ之上、一通頭支配にて承合候樣可ㇾ致候、

一稽古所にて、夫々定日相立、且每日素讀も有ㇾ之候筈に候、

一爲二稽古一學問所へ相越候ものは、いづれも羽織袴にても不ㇾ苦候、三千石以上寄合之面々たり共、供人省略、手輕に往來可ㇾ爲二勝手次第一候、

一近來、物事手重に相成、何事も手數掛り候、風儀不ㇾ宜候、學問稽古之儀は、一統之爲に相成候樣との厚御主意にも候間、頭支配幷父兄之者共も得二其意一、諸事學問所限之儀と相心得、外々之無ㇾ差支樣取計可ㇾ申候、

〔日本敎育史資料十九學問所規則覺書〕

一正月は廿五日、三月五月七月九月十一月は十日、於二稽古所一詩文會有ㇾ之、勝手次第罷出可ㇾ申事、但晝御湯漬、御菓子被ㇾ下候間、罷出候面々、右前日迄に可二申込一候、〇中略

一每日朝六半時より晝九時迄、於二稽古所一素讀敎授有ㇾ之幷會讀質問等、終日勝手次第候、右を學問

所通稽古と唱候事、但右通稽古願短冊雛形左之通、

美濃紙竪四ツ切

何役
何之誰（組歟支配歟）
何之誰
何幾歳

何役
何之誰（組歟支配歟）
誰（伜歟厄介歟）
何之誰
何幾歳

宿所

右學問所通稽古仕度奉ㇾ願候以上

何何月

但右短冊三枚、學問所御玄關へ向當人成共、使者にても差出、承屆之挨拶承之罷出候事、尤初而出席之節、熨斗麻上下著用、平日は平服略服勝手次第候事、

一布衣以上之面々は、別段願込候に不ㇾ及、初而出席有ㇾ之候以前、銘々より、通稽古出席いたし度候段、林大學頭、林圖書之助へ達書差越可ㇾ申事、

一毎月二七之日、朝四時より於㆓稽古所㆒輪講有ㇾ之、但通稽古願濟之上可㆓罷出㆒事、〇中略

卯〇安政二年正月

〔日本教育史資料十九敎則〕丑〇慶應元年五月廿九日、林大學頭より玄蕃頭へ進達、學政御改正御更張之儀に付申上、

林大學頭、坂井右近將監、林式部少輔、

學問所之儀は、寬政度以來、御引立有之候へども、一盛一衰、時に從ひ消長御座候處、近年は格別御引立之御趣意有之候間、追々隆盛、稽古人も增益仕、殊に一昨亥年中〇文久三年出格之御沙汰にて、私共始御儒者共一同、御剪紙にて被爲召、學政御更張之御趣意に付、數十ヶ所小學校御取建可被遊に付、右掛り被仰渡、難有仕合に奉存候、追々取調申上候處、昨年中、右は御沙汰止みに相成候間、一同氣折れに相成、無心之者は、文學は御廢止と申樣に相心得候間、學問所出席人も追々減少仕、當節にては、御座敷定日抔は、先有名無實之姿に成行、歎ヶ敷次第に奉存候、然處、此程御內沙汰之趣も御座候間、御儒者共申談御趣意之趣相貫候樣、精々談判仕候へども、敎る者有之、來學之者無之候間、如何とも致方無之候、先大略左之通改正取調申上候へども、學問所へ罷出修業仕候樣、此度改て諸向へ御觸達にても無之候ては、迚も詮方無之候、其邊之所は、得と勘辨被下置、何とか御沙汰御座候樣、偏に奉願候、依之敎導之仕法は、左に申上候、

一是迄學業引立方之儀、經史講釋輪講會講之外、隔月詩文會、幷例月課試之詩文會相立候へども、右にては、一ト通り經義相心得、史學は古今之事實等記憶仕候上、文字取廻し候迄にて、何分眞實日用之工夫、御奉公向等には、十分に行屆候修業とは申難候間、向後は經史研究之心得も、當今之人情事變に相涉り、經術を以、吏治を取捌き候樣之心得を以、飽迄手近く實用を主と仕、決して高遠迂疎之弊無之樣、仕込可申奉存候、尤右樣取立候には、唯聖經之義理を磨き、古今之事歷を考候而已にては、今日之制度、故實之取調、不行屆候間、刑名食貨等之學、算學諸禮躾等相兼不申候ては、十全とは難申候へども左候ては、餘程御手重之事に相成、急に改革之廉も立兼候間、先前條之通り、實用を主と仕、修業爲仕可申と奉存候、〇中略

一敎授方出役之儀は、月々諸文共課業相立、出精爲ㇾ仕罷在候へども、向後は經史熟練を旨とし、右詩文課之外壹ヶ月三ヶ度程づゝ、經史會業爲ㇾ相立ㇾ可ㇾ申奉ㇾ存候、

一敎授方手傳出役、月分稽古之儀は、一昨年以來御儒者會頭にて、五經之內、輪講相始罷在候儀に御座候、

一寄宿三八試業之儀は、近年規模相崩れ候間、一昨年冬以來、復古之制嚴重に申渡、稽古人治經之持株、銘々爲ㇾ取極、試業當日は、早朝より、掛り御儒者出席仕、右稽古人壹人別、持株之經書持出候へば、御儒者より講章指示仕、一應講釋爲ㇾ仕、誤解之箇所は誨導いたし遣し、其上にて、史集の類質問爲ㇾ仕、相濟候上にて、經史の內、疑義難問、御儒者より相發し、十分論判爲ㇾ仕候儀にて、一人別、右の通に付、凡終日の修行相成候儀に御座候、但持株の書籍徹看不ㇾ仕候內は、他書へ株換へ仕候儀は、嚴敷制禁いたし、專ら一經を治させ申候、通ひ稽古の者試業之儀も、是又寄宿の振合に準じ候儀に有ㇾ之候、右は一昨年以來改革仕候儀に御座候、

一昨年春以來、初學所に於て、通ひ稽古の者、四時より八時迄、銘々稽古爲ㇾ仕、書籍持參候へば、御儒者始、敎授方幷手傳出役等出席罷在、夫々質問受遣し、又は講釋いたし、其外歷史素讀、詩文添削等もいたし遣し候儀に御座候、是又昨年以來改革いたし候儀に御座候、○中略

一御旗本、御家人之向、御奉公相願候歟、頭々にて人物選擧之節、學問所修業年數第一に申上候樣仕度、素々多年經史研究仕候は、御奉公實地に相勤候基本に御座候間、何れにも諸向撰擧之節は、學問所勤學年數を以、第一に相立候樣仕度奉ㇾ存候、○中略

一學問御引立之儀は、貴賤一般之儀に付、御旗本御家人は勿論、萬石以上之向迄、嫡子總領次三男厄介等十三歲以上相成候者、急度學問所へ罷出稽古候樣、御觸渡有ㇾ之候樣仕度奉ㇾ存候、

右之通大綱之處取調奉ㇾ伺候、猶細目之儀は、追々勘辨評決之上、猶又可ㇾ申上候、以上、

（日本教育史資料十九教則）學問所修業次第

素讀所　日々有之（五節句、八朔、幷五十ノ日、釋奠習禮より御當日翌日迄休、）

幼年之者、四書五經、小學素讀稽古相始候者は、先此場所え罷出候事、

大學より小學に至迄七等に分け、一等毎に十人程を一纏めに致し、幹事役壹人幷佐壹人づゝ、相立、修業の儀其外作法之取締等、總而爲致候事、

幹事役幷佐は、五經素讀致し候年倍之者にて、人體相撰み申渡候事、

十人程一纏に相立候上は、素讀之成熟に寄、座順等相定候事、但座順は、勤惰に寄上下致候儀も、有之候事、

復習所　二七三八五十の日

素讀稽古罷出候者、是迄讀習之書物復習爲致候事、

復習之節、勤惰相改、次第に寄、夫々之品等上下致候事、

時宜に寄、每等一纏に致し、輪讀或は取讀（トリヨミ）等爲致候事、

初學所　日々有之（四九ノ日、五節句、八朔、幷釋奠習禮より御當日翌日迄休、）

素讀相濟候者は、此場所え罷出、左傳、國語、史記、漢書等順に獨り讀み致し、疑字等相尋、或は蒙求、十八史略等習讀致し、疑義、質問、或は小學等講釋承り、又は詩文之添削等致し遣し候事、

講釋　御座敷、四九七の日、稽古所一六ノ日、日講所日々有之、（五節句、八朔、幷釋奠習禮より御當日翌日迄休、）

御座敷、稽古所、仰高門日講所に於て有之、聽聞人夫々割合罷出候事、

諸會業　每月夫々有之

初學所え罷出候者、夫々學力之次第に寄、諸會え割入れ、最初小學會え入れ、夫より四書、夫より五經、或は左傳より順に修業爲致、旁漢土歷史を始め、刑政等の會業え資質學力に寄割入研究

爲致候事、但年長じて罷出候者は、其學力之次第に寄、直に諸會え割入候儀も有之候事、

諸試業

幼年之者より、學力之次第に寄、夫々吟味之差別有之候事、

〔日本教育史資料十九教則〕學問所稽古筋之儀に付申上置　三名〇林大學頭、坂井右近將監、林民部少輔、

學問所稽古人共仕立方之儀、是迄も夫々規矩有之、經書、歴史、詩文等、會業相立、仕込來候處、右學科之內、皇朝史學、刑政學、外國事實之取調等者、廉立候科目も無之候間、此度改而御儒者共持株相立、皇朝史學は、律令格式之類、幷御當家御創業以來之御事蹟等、肝要に仕、刑政學之儀者、刑法錢穀、地理等研究仕、外國事實者專ら翻譯書之內を以て、各國强弱、風俗、治亂事跡等取調候見込を以、追々科目組立、教授方之者共、右に附屬爲仕、稽古日割等取極、一體稽古人共え修業可爲仕奉存候、依之此段申上置候、以上、

卯〇安政二年二月

南樓手傳出役え

今般經史會業之外、刑政學等之儀、夫々科目相立、一同修業候樣申渡候に付ては、是迄春秋兩度經史試有之候處、當秋より、右科目え、稽古罷出候分、何れも問目差出、對問相試候間、其心得にて、銘々出精可有之候、

講書

〔憲教類典四ノ八聖堂〕享保三戊戌年八月廿二日

三宅大學、左之通物語有之、

來月より、林家の者、於聖堂講釋有之候、組中より聽問之儀、心次第にて、急度被仰渡筋に無之候、組より願候はゞ、勝手次第參候樣にと申渡候樣、大學被申聞候、

右達書に而、上より被仰出之御書付に而は無之候間、達書之部を立認入、此部中相除可然候、

〔昌平志(二事實)〕享保三年戊戌九月三日、命儒員林信如、人見行充(一作知後)、木下寅亮(字汝弼、號蘭齋)、荻生觀等、遞講廳堂、

按○中略儒員講經廳堂、昉於此、

〔天保集成絲綸錄(八十)〕寬政四(子)年八月

大目付

御目付　へ

聖堂御座敷向出來に付、林大學頭儀も、時に出席講釋有之、柴野彥助、岡田淸助、尾藤良佐は、定日講釋致し候間、罷出承度面々は、勝手次第可罷越候、尤入門之儀も、是又勝手次第之事に候、此趣向々へ寄々可被達候、

八月

〔昌平志(二事實)〕寬政四年壬子九月、命大學頭林信敬、儒員柴野邦彥、岡田恕、尾藤孝肇、遞講廳堂、(九年丁巳令古賀精里同講)

按、起講於九月十五日、會信敬疾、族人信彭(字公壽、號東谷、信有子、)攝講白鹿洞規、(毎歲開講、止講洞規、發講席間、給刊刻洞規於聽講者、各一本、)毎月六次、(庚申七月改制、毎月三次、日用四九、講止四書小學、起於正月十五日、停於十二月十四日、始於未時、終於申時、)令列侯大夫士、及藩臣處士咸與聽焉、(庚申四月改制、不許藩臣處士、)席間立局標、別班位、因請於官、置書手四員、(肄隷監齋、職寫學官、丁巳改制、稱廟學使令、增置二十人、)簿錄聽者姓名、毎月上勤惰於官、又令學生二員(庚申改制、儒員及助授生掌之、亦無員、)輪日授讀、(毎六之日、通讀前授、毎歲季秋、學官小試、)廟學置書手授讀生、竝昉於此、

〔日本教育史資料(十九職名傳錄)〕藩士出講

松平豐後守家來赤崎源介　松平安藝守家來賴彌太郎

昌平坂學問所稽古人、此節段々相增、日々素讀且講釋會讀定日計に罷出候者之外、寄宿は勿論、通

稽古之內にも、日々之樣に相越、寄宿人部屋之二階に相詰、出精仕候者、都て六十四人も有之候間、輪講質問等樣々に取扱、尾藤良佐、古賀彌助引請相勤罷在候、其上別段會讀、詩文點削之儀等迄相兼候儀御座候、全體御座敷并稽古所講釋定日多く、其上內外多人數に相成候に付ては、雜事之取扱も彼是有之、兩人之勤方も、殊之外手張候樣相成申候、尤御座敷講釋は、柴野彥助、岡田清助相掛り、會讀は山上藤一郎、并勤番組頭よりも、相勤候儀に御座候得共、中々以引足り不申、右之通稽古人段々相增出精仕候處、敎方之者手足り不申、追々手屆き兼候儀に御座候間、不相成儀に御座候はゞ、松平豐後守家來赤崎源助、松平安藝守家來賴彌太郎兩人之儀、學問并詩文共世上へも相聞江候者にも御座候、去る寬政四年、古賀彌助、松平肥前守家來にて罷在、出府仕候節、於御場所講釋被仰付候例を以、右兩人在府中、學問所へ罷出、御用相勤候樣被仰渡御座候樣仕度奉存候、左候得ば、定日相立、講釋會讀并詩文點削申談取計可申候、然時は、御儒者御人少にても、先御間に合可申奉存候、一體御家人之內より、敎方手傳等仕候樣取計度、色々相考評議仕候得共、當時相應之者無之候に付、不得止事、右兩人之儀申上候儀に御座候、此節學問所一統敎育等之儀、厚く御世話も御座候に付ては、追年出精仕候者之內より、敎方御用に相立候は、隨分出來、行々は事足り可申哉奉存候得共、何を申候にも、當夏より御敎育の儀も始り候事、殊に學問の儀は、外藝術と違ひ、中々幾年月稽古仕候程の儀にては、人の師範仕候樣にては無之候間、只今より敎方に手を盡し、追々御用立候者出來可申手續第一之事哉に奉存候、前申上候通、敎方手足り不申候に付、不得止事申上候儀に御座候、右之趣を以、御評議の上被仰付も御座候樣仕度、此段申上候、以上、

申〇寬政十二年 八月　　林大學頭　尾藤良佐　古賀彌助

〔日本敎育史資料十九、敎則〕聽講及ビ會業

仰高門日講ニ關スル雜件

寛政十二年〇中略

一毎月四七九ノ日、學問所御座敷ニ於テ講釋アリ、萬石以上以下、布衣以上、寄合、御目見以上以下、聽聞ノ事、

一毎月一六ノ日、學問所稽古所ニ於テ講釋アリ、寄宿生通學生聽聞ノ事、外來人モ聽聞ヲ許ス、

〔日本教育史資料十九教則〕學問所規則覺書

一毎月四之日七之日九之日、御座敷講釋、朝類は四時より、夕類は八時より、兩度講釋有之、書名は、裏門塗板に認出有之聽聞類割左之通、

四之日　朝類、御小姓組、御腰物方、夕類、御書院番、御納戸御番、　七之日　朝類、大御番、夕類、新御番、小十人組、　九之日　朝類夕類共、小普請組、支配組但類分迄之通　但聽聞人、當日右刻限前、學問所御玄關へ向け被相越、手札差出候事、尤正月十四日十七日十九日開講者、熨斗目麻上下著用、平日者平服著用之事、　萬石以上、同嫡子、布衣以上、三千石以上之面々、并布衣以下諸役人は、四七九の日共、朝夕類之內、勝手次第出席之事、但萬石以上次男以下者四七の日へ罷出、中奧御番之義は四七九の日共勝手次第出席候先格之事、　御目見以下勤仕之者は、四七の日、朝夕類之內、勝手次第出席之事、〇中略

一正月十五日九半時より於稽古所開講、白鹿洞書院掲示講釋有之、但白鹿洞掲示所持無之面々へは、壹部づゝ被下之、尤熨斗目麻上下著用之事、

一毎月一六之日、朝四時より於稽古所講釋有之、但聽聞人、右刻限前罷越、手札差出可申候、書名、裏門塗板に認出有之、尤平服略服勝手次第之事、〇中略

卯〇安政二年正月

〔昌平志二事實〕是年〇元祿四年林信篤講經於仰高門東舍

按、聽者凡可三三百餘人一、士庶咸與焉、舍不能容、至有席地而聽者、儒篤退謂其徒曰、我講說有年矣、而人衆盛多、未見如今日、實文敎所致也、講經於仰高門東舍、防於此、

〔昌平志二事實〕享保三年戊戌九月三日

按、是年巳命信如行充等、遞講廳堂、又命寅亮親等仰高門講師、故事仰高門講師、皆林氏門人、而二人不出於其門、俄改廳堂講師、而與信如行充等遞講焉、儒員講經廳堂防於此、

〔日本敎育史資料十九敎則〕仰高門日講ニ關スル雜件

寛政十二年、仰高門外ヘ張出、左ノ如シ、

定

一講釋、毎日四時ヨリ九時マデ有之事、

一聽聞人、貴賤ニ限ラズ、來リ掛リ次第可相通事、但シ無袴ノ者ハ不相成候、席分ハ押木有之事、

一着座後、物靜ニ可致事、但シ講釋中、供ノ者ハ、御門外ヘ拂置候事、

一朔日、十五日、廿八日、五節句ハ休日ノ事、但シ臨時休日ハ、御門外ヘ掛札差出置候事、

一出席ノ面々、自身姓名ヲ帳面ニ記シ可申候、御役名頭支配肩書ニ認メ、部屋住等ハ、父ノ姓名御役名等可認事、但シ陪臣ハ主人ノ姓名ヲ記シ、浪人百姓幷町人等、ソノ譯肩書ニ可認事、

申四月

〔日本敎育史資料十九敎則〕學問所規則覺書

一毎日朝六半時より於南二階終日稽古有之、銘々存寄次第致看書、御儒者敎授方出役、其外敎導方出席有之候間、輪講會讀質問等、勝手次第修業相成、御書籍拜借も相成候事、但通稽古願濟之上は、別段短冊差出に不及、肩書宿所附之姓名書、稽古所當之勤番へ差出候へば、南二階世話心得の內へ申達、承屆之有無承之罷出候事、

高倉屋敷講書

〇安政二年卯正月

〔政談四〕學文ノ上ノコト、御世話ニテ、昌平坂高倉屋敷ニテ、儒者講釋スルトモ、御旗本ノ武士ニ聽人絶テ無シ、只家中ノ士、醫者、町人ナド、少々モ承ル、此輩ガ爲ニ計リ、御世話遊サル丶ハ、詮モ無コト也、是仕形不宜故、上ノ思召ト相違スルト見ヘタリ、第一稽古事ハ、公役ヲ稽古ニハ人々勤マヌ物ナリ、家中抔ニモ有コトニテ某常々見及タルコト也、其子細ハ、問返テモ聞レズ、敎ヲ親切ニ受ルコトナラヌ故也、手前ノ信仰ナル師ナレバ、付屆ニ物ヲ入テモ、稽古ヲスル心ナレバ、ケイ古スル也、是人情ノ心有コト也、其上師ハ尊ク、弟子ハ卑キ者ナル故、師ノ方ニ權ナケレバ、敎ハ成ヌ者也、右ノ如ク講釋所ヘ出テ、役目ニ講釋スルコトナレバ、師ノ方ニ權無是又道理ニ背ク故、敎ノ益無也、昌平坂高倉屋敷は、場所悪敷也、只儒者ヲ江戸中所々ニ配リ置、人々勝手次第ニ參ル樣ニ有度コト也、然バ敎ル人モ學ブ人モ勝手ヨキ也、學文ハ公儀ノ勤トハ違テ、畢竟内證ゴトナレバ、勝手ヨクアラネバ成ヌコト也、新太郎少將ハ備前一國ノ身上ニテサヘ、學校ヲ三ヶ所ニ立サセタル也、是遠方ヘ通テハ、學ブ者ノ不勝手成故也當時屹ト學校ト云程ノコトニテ無トモ、儒者ドモノ宅ニ、上ヨリ稽古所ヲ御立被下、屋舗ヲモ弘被下、弟子ドモ多ク、書寫ノ御用モ可勤程ナラバ、弟子ドモニ御扶持ニテモ下シ置レ、當時與力抔ニ被仰付ル丶御寫物御用ヲ、右ノ者ニ被仰付レバ、學者ノ取扱コト故、文字モ正シク、校合モヨカルベシ、儒者ドモノ手前ニ、書生多ク集リ居ル時ハ、自ラ學文モ怠無之者也、近所ノ御旗本ヘモ望次第ニ弟子ドモヲ指南ニ遣シ、又近所ナレバ彼方ヨリモ稽古ニ參リヨカルベシ、又當時官板抔ヲヒタモノ被仰付レドモ、板ノ納所無故、町人ノ物入ニテ仕立、町人ノ利倍ニ成、官板ト云名モ、實ニ叶ハヌ也、異國ニテモ、監本ト云事有テ、學校ニ板ヲ納置テ、夫ヲ摺テ賣也、其價ヲ學校ノ物入料ニスルコト也、官板ニ可被仰付書籍ハ、上ヨリ金ヲ御借被成、板ヲ刻セ、其板ヲ右ノ稽古所ニ指置、書物ヲ摺セテ賣セバ、二三年ノ内ニ拜借金モ返納

藏書閲覽

成ベシ、未ダ稽古所ノ修理、書生ドモノ居所モ上ノ御世話無出來シ自然ト學校ノ樣ニ成コトモ、其儒者ノ器量次第可成也、

〔日本敎育史資料十九 外項雜件〕書籍借覽規例

文政元寅年十月、寄合世話心得酒井主殿より祭酒へ、左之通問合候に付、被相廻、都合宜樣相考、下札いたし遣候樣被申越、源太左衛門下札いたし遣す、左之通、

一同席にて拜借之御本、是迄幾部と申員數無御座候、南御二階にては、一人三部迄拜借仕候由承之候、北御二階にても、同樣三部迄拜借仕候て、宜敷御座候哉、　下札　三部迄不苦候

一拜借人退散之節、姓名書付候て、御本は御書籍掛之者へ願置候て宜敷御座候哉、又は御二階へ差置候て宜敷御座候哉、御二階へ差置候事に御座候へば、掛之者へ断置候樣可仕候哉、　下札　御銘々名札御附被成、稽古所當番之勤番へ御預可被成候、御二階へ被差置候義御無用たるべく候、

右之趣、御問合申候、乍御六ケ敷、掛紙にて御答可被下候、

酒井主殿扱

天保十三年十月御達之覺

御書籍拜借、壹人にて、大部之品多く拜借候ては、外拜借人差支相成候間、大部の品は、壹部づゝ拜借可仕候、其內康熙字典淵鑑類函佩文韻府之類、壹人にて拜借候品に無之候間、總體にて相願、寄宿頭取共之部屋に差置、入用の節は、相斷候て一覽可仕、各之部屋へ留置候儀仕間敷、入用相濟次第、早速相納可申候、右は拜借部數の外に候事、

毎年五月中に拜借本相揃返濟いたし改て又拜借可願候事、

寅十月

覺

御書籍拜借部數之定

御儒者十部　御役宅住居之者は十五部迄但五十冊以上之品は、貳部の積り、百冊以上は三部之積候事、

御達書之趣致承知候、已上、

古賀小太郎　野村兵藏　杉原平助　佐藤拾藏

出役五部　御用見合の品は、部數の外に候事、但し前同斷、

御達書之趣承知仕候

松崎滿太郎　新井忠次郎　鈴木孫兵衞　松平謹次郎　小林榮太郎　友野權助

木村金平　乙骨彥四郎

寄宿人頭取五部　寄宿人三部

御達書之趣承知仕候

岡本信太郎　平岡圓四郎　淺井勇三郎

通稽古人二部

御達書之趣承知仕候、通稽古人无極貳部拜借の處、五拾冊以上貳部の積り相成候ては、差支の筋御座候間、可相成候はゞ、通稽古人の方は、是迄の通り相心得候樣仕度奉存候、

寅十月

世話心得井戶鐵太郎　同介奧村季五郎　依田克之丞

調所出役貳部　但前同斷　組頭三部　勤番二部　下番壹部　但し下番は五十冊以上の品、兩度に拜借候事、

寄宿寮

書生寮　舍長五部　掛役四部　書生三部、但前同斷、

右之通可ㇾ相心得ㇾ候

寅十月

〔日本敎育史資料十九寄宿〕寄宿規則

一御書籍拜借は、三部充、尤格別出精之者は、掛役同樣五部充拜借相成候事、但拜借致候はゝ、即日書名卷數等、頭取世話役之內に有ㇾ之候帳面江相識し候事、

一御書籍取扱、尤大切に可ㇾ被ㇾ致候、一日たりとも下宿いたし候節は同寮之者江相託可ㇾ被ㇾ置候事、

附定式相渡候諸道具等も、損廢に不ㇾ相成ㇾ樣心付、取扱可ㇾ被ㇾ申事、

一御場所近火之節、拜借之御書籍、面々風呂敷包、名札相付、御書籍掛り當番江相渡可ㇾ申事、〇中略

文久三亥十二月十九日

〔日本敎育史資料十九寄宿〕寄宿概略

寄宿生徒ハ寬政以來三十人ヲ限ル、天保以來四十八人マデヲ限トス、

寄宿人部屋ハ三棟アリ、一棟十軒ヅヽナリ、三棟ノ內一棟ハ大疊四疊二タ間アリ、四疊ハ家來ノ部屋ナリ、三棟ノ內二棟ハ七疊ヅヽナリ、但シ三棟ニテ部屋ノ數三十アリテ、三十人ヲ限トス、御目見以上ノ者二十人、御目見以下ノ者十人ノ定メナリ、御目見以上ハ四書五經ノ素讀ニテモ入學差許ス、御目見以下ハ四書ノ講釋出來ナラデハ入學差許サズ、寬政以來ノ規則ナリ、天保以來ハ相部屋又部屋ノ建立アリテ、四十八人ヲ定トス、

寄宿人賄方ハ、敎育ブチ百三十人ブチノ內百人ブチヲ以テ賄方ヲ致ス、但シ食料ハ朝夕トモ一汁菜、夜食ハ湯漬香ノモノナリ、油ハ一人ニ付一ヶ月六合ヅヽ、炭ハ定數ナシ、天保度ノ後ハ一人ニ付一ヶ月炭十俵ヅヽノ見積リ、

學則ハ、二七ノ日午前輪講、三八ノ日朝五時前經義ノ講釋試アリ、一ケ年文會四度、詩會二度、膳部幷餠菓子ヲ賜ハル、但シ詩文會ハ通稽古人諸藩士ノ者モ出席ノ事、

寄宿人外出ハ一ケ月十度ニ限ル、病氣ノ時ハ醫學館ヨリ醫員來ル、藥代銀七匁五分ヲ限トス、

〔日本敎育史資料十九學規〕聖堂御改正敎育仕方に付申上候書付　尾藤良佐　古賀彌助

一學中寄宿之儀、十二ケ月を一限と相定め、一限相濟候上、心懸厚き者は、又一限宛、幾年も寄宿爲仕可申候、

年限相立不申候ては、引取候節、不首尾の樣に相見、且又不心懸の者有之候節、取計難仕儀も可有之候に付、右の通相定め置申度候、

一一限未相濟不申內にも、無據儀有之退學仕度段申出候者は、見計聞屆遣可申、自然右の外に相退け不申候ては不相叶儀共有之者は、病氣分にて爲引取可申候、

一是迄何の作法も無之生立候者も、間可有之候、一は寄宿人取扱の法、隨分寬大に仕置、漸々法式に叶候樣に敎導仕可申候、少々の不行屆儀共は、成丈異見を加へ、學中にて事濟候樣取計可申候、

一寄宿人食物幷燈油茶炭風呂手水湯等は、一切御手當御扶持を以取計遣可申候、

〔日本敎育史資料十九寄宿〕寄宿諸取扱之議定

一寄宿之儀者、御目見以上之總領二男三男厄介共、四書素讀濟、志厚者不苦候、御目見以下者、凡て講釋會讀詩作等出來、心掛厚者に無之候ては、寄宿願不相成候間、其旨寄宿頭取相心得可致取扱事、但年齡十四五歲より、三十歲位迄者不苦候得共、敎授方可爲差圖次第候、尤以上以下共、次男三男厄介者、養子否相糺、時宜に依り、其父兄より書面を取可申候、若養子差戻し之者は、筋目取糺、敎授方可爲差圖次第事、

一初て寄宿申込候得者、寄宿頭取一通承糺、於應對所致面談、素讀講釋等之書目、詩文之否書付にて受取、教授方へ差出、其上於稽古所御儒者衆學力之試有之、其次第にて願書爲差出候、且御二階へ罷出候者、寄宿相願候節も同樣之事、但試受候當人、麻上下着用、罷出候日限は、頭取より申達候、尤試之節、頭取世話役共列席いたし、位付帳面へ相記置候事、

願書短冊案文末に出す

一家督之者、寄宿相願候節者、御目見以上者、弱年にて親類內へ同居か又は自分方へ親類引取置、留守家內取締り等宜、頭支配も承知に候得者不苦候、御目見以下者、留守宅引請之親類、又は他人等にても、碇といたし候者有之候得者、是亦不苦候、尤引請之者より、書簡取置候事、

一勤仕の者、寄宿相願候節者、當番其外公用私事共、外出一ヶ月十二日餘に相成候者は不相叶、縱令十二日內にて相濟候共、繁多御場所相勤候て、夜中御門出入いたし候儀有之候哉、又者當番助合或は御用掛等にて、無據外出多々相成候節は、日限之外、三日迄者相叶候事、餘は大略前に同斷之事、

一遠國在勤之者總領二男三男厄介等、寄宿相願候節者、其父兄より印形書簡差越、留守引請の者よりも、書簡差越候樣、頭取より掛合、右書面教授方へ差出可申事、

一寄宿の限りは、十二ヶ月に相定り、其上は當人之心掛次第にて、教授方より、引續寄宿可爲勝手次第旨之達書出候得者、願短冊差出候儀にて、當人より引續相願候儀者不相成事に候、若期月に相成、教授方より沙汰無之候はゝ、退學引拂可申渡候、但十二ヶ月は、閏月もかぞへ込候事、○中略

一每年二月八月、釋奠休日之間、於稽古所御儒者衆寄宿稽古人學力吟味有之候間、日々課業に讀候經義、學問御吟味之節、御試にも相成候書、及正史經說外史子集之類、何にても試可受書目書

出し、素讀も同樣書出し、詩作文章出來候者は書出し、卽席一篇づゝ作り可申事、但吟味定り次第、頭取より稽古人へ申達、其上三四日前迄に起止簿幷試受候書目書付、頭取世話役へ取集め、伺願差出し、右試濟候迄は、外出不相成、下宿は罷歸候樣可達事、仕法書、幷書目書付案文末に出す、

一寄宿之者、平日應對所脇木戶より出入致候得共、夜五ッ時後は、應對所より出入之事、

一親族、自分部屋へ相通度節者、其段頭取世話役、幷稽古所當番之勤番へ相斷可申事、但父兄伯叔父之外不相成候事、

一學問所出役相勤、致寄宿候共、諸取扱無差別、試業輪講等へも當番之外は罷出、寄宿中之儀者、頭取世話役之差圖可受之事、

一斷に不及、下宿之者、翌日其父兄或引請之者方へ書簡差遣し相糺、時宜に依候はゞ、敎授方へ申立、永下宿可申渡事、

一寄宿人、歲暮より春へ引續、下宿者不相成事に候得共、難去用向等にて、其譯親族方より申越筋相立候はゞ、其段敎授方へ申出、差圖可受之事、

一寄宿人病氣痛所等にて、御醫相願候節は、其段御賄所へ可申達、若急病人有之候はゞ、其譯可申斷候、全快之節は斷返し可致事、

一醫學館より、御醫師罷越候はゝ、病人方へ案內いたし、御賄所より服藥帳取寄、貼數幷醫名相記、若食用時に相來、御臺所相願候はゞ、其旨御賄所へ申達候得ば、御臺所被下候事、

一鳴物停止被仰出候節は、銘々相愼み、高聲等不致、物靜に可心附候、尤試業講釋會讀及射術等遠慮之事、尤敎授方、起止簿計一覽之事、但重き御法事者、鳴物停止同樣可相心得、尤試業は有之候事、

一御老若方、御場所御見廻有之、稽古人へ御逢之節、御目見以上者、稽古所刀掛之處へ罷出、以下之者は、會食所へ相連罷出、相濟候はゞ、銘々部屋へ引取、部屋々々前御見廻之節は、机を放れ手をつき罷在、以下之者は平伏いたし罷在候事、

一家來、寄宿へ通稽古に召連候儀は、其主人より頭取へ屆書差出し、始て罷出候節、主人一統へ引會いたし、平日他部屋等罷越候儀は、不相成候事、但始て罷出候節は、麻上下著用、且火鉢机等御手當は出不申候、常に辨當持參之事、

一入學之者、行狀第一謹愼に致し、學業無懈怠、御敎育之御趣意相貫き候樣可心掛候、

一寮中之諸事すべて頭取世話役之差圖を受べき事、

一寮中入學之先後を以次席を立有之候得共、長者を凌ぎ候擧動被致間敷候事、　附再入學之者は、新入學之次第を以取扱候事、○中略

〔日本敎育史資料十九寄宿〕寄宿規則

一横文字書籍取扱不相成候事

一寄宿稽古之儀、壹ヶ年限りに付、銘々期月に相成候はゞ、一先退學之事、但引續今壹ヶ年稽古可致旨、御儒者衆より達有之候分は別段之事、

一頭取世話役には、朝起候はゞ、早速爲挨拶可相越候、夜分は五ツ時限可被參候、若頭取世話役下宿之節は、取締方江可相斷事、

一用事も無之他部屋江參り、面々部屋明ケ置、他部屋に長座等不相成事、

一御臺所被下候節、柝打候はゞ、早速會食所江罷出可申事、但病氣之節は、其頬頭取世話役江相斷、御臺所部屋江引候儀も有之候事、

一部屋內にて酒食取扱、幷飮食にて數人集り候儀不相成事、

一不快にて平臥いたし候程之儀に候得ば、其頬頭取世話役之内江早速其段可被屆候事、
一病氣痛所之節、御醫師願出來候得共、元來火急御手當之爲に候得ば、服藥五日限、其餘は銘々自分手當可致事、附町醫師等相招候も可爲勝手次第候、
一外出一ヶ月十二日限り之事
一外出之節、出入共頭取世話役江相斷、且肝煎役所幷賄所江木札差出候事、
一御門限五ッ時之事、但遲刻之節は前以斷申出、頭取世話役の差圖を受べき事、
一平日は應對所より出入いたし可申、夜五ッ時後は表湯呑所脇より出入之事、
一下宿五十日限之事、但自身病氣又は難去用向等にて無據下宿願出候はゞ、日數十五日迄承り屆可申、其後も難致歸寮譯柄候はゞ、十日づゝ追願都合五十日迄不苦候事、尤其都度々々父兄歟、又は引請親類方より印紙可被差出候、且又頭取世話役幷御賄所江木札可被差出候、
一父母看病引日數二十日、妻子は十五日、兄弟姉妹伯叔父姑看病引は留守宅看病人無之者に候得ば、日數同斷、下宿相成候事、但其樣子次第追願相濟可申事、
一歲暮より春に引續下宿不相成候事、但無據義にて其筋相立、親族共より書面差出候はゞ別段之事、
一忌中幷産穢之者下宿可致筈に候得共、さし合中にても歸寮致度願書いたし候得ば、其段承屆爲引籠置候事、〇中略
一御場所近火之節、拜借之御書籍、面々風呂敷包、名札相付、御書籍掛り當番之者江相渡可申事、
一入湯木札相廻候節、其次第を以、兩人充浴し候事、附夏中行水同斷之事、
一總教授方御儒者衆初て面會之節は、麻上下著用之事、
一親類知音之者面談致し候は、應對所之事、自分部屋江相通度節は、其段頭取世話役幷稽古所當

番江相斷可申事、

一御老若方御場所御見廻之節、稽古人に御逢有之候得ば、御目見以上は稽古所江罷出、御目見以下は會食所江罷出居可申、御逢相濟、銘々部屋江引取、部屋前御見廻之節は、机を離れ手をつき罷在、以下之者は平伏致し罷在候事、

一家來召連候義は、其由前以可被申出候事、

一寮中より公用にて宿元江書簡等遣度候節は、頭取世話役江相屆、御賄所にて狀箱借用致し、御賄所江可被差出候事、

文久三亥十二月十九日、式部少輔殿江差出す、

〔日本教育史資料寄宿十九〕書生寮概略

書生寮ハ、諸藩士幷處士入學ヲ許ス、賄ヒハ各自費ナリ、

林學士、又ハ儒員ノ門人ナラデハ、入學ヲ許サズ、

寮ニ付テ置ク小遣ノ手當及ビ鍋釜ノ類、道具類、諸雜費ハ、教育ブチ百三十人ブチノ內、三十人ブチヲ書生寮ノ入用トス、

學問所官宅ノ儒員、門人、塾生ノ追々增加シテ、書生寮ノ名始マルト云フ、弘化丙午燒失マデハ、書生寮ニ二階アリ、此二階ハ儒員尾藤良佐ノ官宅ナリト云フ、

〔日本教育史資料寄宿十九〕學問所書生寮增之儀申上候書付　林大學頭、掛り御儒者、

學問所御再建の節、尾藤良佐元御役宅を其儘相用ひ、書生寮と名付、書生共三四人指置、仰高門講釋稽古所素讀手傳等勤させ候樣取計置申、其後陪臣浪人之遊學人共入寮相願候もの有之、且良佐彌助御役宅へ入塾願候ものも有之候得共、御役宅手狹に付、差置がたく候に付、いづれも右書生寮へ指置、稽古仕らせ置申候處、此節人數貳拾人餘に相成り、右寮內には居餘り申候、學問所御

主法替後は、總體御家人の敎育第一に仕候に付、前々の如く陪臣浪人等は、不差置心得に候へ共、畢竟其本末輕重は有之候へ共、志厚く候もの、陪臣浪人たりとも、相拒み候筋に有之間敷奉存候に付、書生寮明き候丈けは、入れ置候儀に御座候所、最早此上指置候場所無之候に付ては、無據以後願出候者は、相拒み候外無之候、全體御主法替前は、陪臣浪人共御扶持方さへ被下候儀、當時は全く厚志之者ども、自分賄にて、入寮仕候へば、罷在候場所計は、何卒御取建被下度候事哉に奉存候、左候得ば、御家人御敎育之餘波相及び、陪臣浪人共にても志有之もの、御敎育之御恩惠も御座候へば、御敎化廣大之御模樣も有之、可然哉に奉存候、幸是迄有來り候書生寮、南之方明地御座候に付、板緣便所等を外にして、四十坪程之御建足し被下候得ば、書生五十人計は差置候儀出來申候、可相成儀に御座候はゞ、此段御評議御座候樣奉願候、若此趣御聞濟御座候においては、繪圖面を以伺可申候、先此段申上候、以上、

酉八月享和元年　林大學頭、尾藤良佐、古賀彌助、

〔日本敎育史資料十九寄宿〕學問所之儀に付申上候書付〇中略

未十月　林大學頭、尾藤良佐、古賀彌助、

學問所書生寮之儀は、拙者幷御儒者門人ども入寮修業いたし候事にて、諸家藩中鄕士浪人等打交り候儀に御座候、御三家方藩中子弟領分鄕士等入寮相願候者共、外並之通扱候て差支有之間敷哉、是迄其類之者入寮之例碇と取極無之候に付、此段及御掛合申候、御挨拶致承知度候、以上、

七月弘化四年　平賀三五郎、松平式部少輔、

下ヶ札　御書面、書生寮入學之儀は、素より御儒者門人共之儀に付、御三家方藩中迄も御附人之外は入寮致候共可然儀と存候、

定

一入寮之上者、陪臣浪人之無差別取扱候間、左樣可相心得候事、

一平生恭謙退讓を守り、講習可致候、當類を結び口論等決て致間敷候事、

一在寮之義は、十二ヶ月を期限と相定、引續留學之義は可爲差圖之上事、〇中略

右之條々堅可相守候、若違背においては、退寮可申付候、

〔日本教育史資料十九寄宿〕書生寮掲示慶應二年丙寅五月より書生寮一件帳抄

覺

一四書は朱注、周易は傳義、書經は蔡傳、詩經は朱傳、小學は本注相用可申、右江引合せ候末疏、夫々拜借被仰付候事、

一三禮三傳は注疏を主とし、禮記は陳注を見合可申、其外見合候書籍拜借相成候事、

一皇朝歷史類取調度向は、六國史大日本史等拜借被仰付候事、

一漢土歷史之義、正史編年銘々見込有之、取調度分拜借相成候事、

一右經史研究之義は、本課に有之、日々取調候分急度起止簿に相認、試業之節、御儒者へ差出可申事、

一詩文稽古之義、兼學と相心得、唐宋以來之集、其外清人之撰書にても、取調度向は、拜借相成候事、

一皇朝御制度、幷漢土制度筋取調度向は、政書類拜借被仰付候得共、是又經史研磨之間合等に拜見可致候事、

一傳記、小說類、本朝假名物語等、銘々數奇好にて本課之餘事自分限に一覽いたし候儀に候はヾ、拜借可仰付候得共、右を經史修業同樣、日課之廉江相立候義は不相成候事、

一叢書等之內、古來よりの雜談同樣之儀相載候書類、是又課讀には不相立候事、

一留學中は、右之廉々、讀書之大綱と相心得、專一に修業可致、若心得違之者有之、相諭候ても、一己之僻習に泥み、不取用候者は、退寮申渡候事、

一時事を諷議いたし候樣の詩文、猥に取綴候儀實践の學修業仕候者には、決して有之間敷儀に有之、若右體之詩文取綴候者有之候はゞ、遂詮議候儀も可有之候間、其旨兼て心得居可申事、

職員

〔吏徵附錄〕世職

林大學頭

若年寄支配　御小性組番頭次席

高三千五百廿三石

〔寶曆武鑑三諸御役〕御儒者衆

林大學頭信言 父民部少輔 中奧御小姓格 二千九百石 中略

五百石 四谷御門外 人見七藏

二百俵 本所竹くら 人見七之助 中略

奧評定所勤儒者

三百石 小日向 林宇兵衛

二百俵七人ふち かぐら坂 深尾權左衛門

百五十俵 木引町四丁目 青木文藏

三百俵 土田淸助

○按ズルニ、學問所ノ敎官ハ、林氏ヨリ以下幕府ノ儒員ニシテ、此ハ皆經學篤朱學ノ下ニ出セリ、參看スベシ、

〔洽聞錄八〕聖堂職員記

職掌

員長　二員

一言行藝業生徒之儀表たるべき事は不申及事に候、學中之事、務令統理生徒之進學候樣專心掛可申候、

一生徒之懶惰無行見屆次第、一再應教戒を加へ、猶又改不申候はゞ、其旨可申出候、

一生徒病氣其餘患難之儀、隨分心付世話いたし遣し可申候、其外生徒愛用之事、一家同樣に心附可申候、

一生徒出入之事致差引、每日一度巡察可致候、

右は人品藝業完備いたし、三科皆通之者へ申付候事、

司講　無定員 司監兼帶之者 可為上席事

　此中にて、仰高門日講、內講頭取、素讀指南等其得手に應じかゝり申付候事、

一仰高門講釋掛り之者、輪番之日を立、日講相勤可申候、

一內講頭取之者は、初進之諸生會讀、輪講等誘掖指授いたし可申候、但日割刻限之儀は、員長へ申達可置候、

一素讀指南之者は、每朝稽古所へ罷出、外來稽古人句讀師範可致候、

右は一科通曉之者へ申付候事

　司監 兼司儀司講より兼帶　二員

一學中監察之事を司り、每日兩度巡察いたし、生徒出精、又は游惰不法之事見及次第、時々員長まで可申出候、

一學中火之用心、心付可申、風烈非常之節は、不時巡見いたすべく候、

一參謁之進退、講座之次第等、指圖致し可申候、

右は司講之內より、其人を選み兼帶させ可申候、

司計兼司器　二員

一學中會計之事を司り、食堂費用、月々會計、其餘臨時之辨買、時々員長へ相達、取計可申候、總而食堂厨竈浴室之差引、内外掃除之事相心得可申候、

一學中器物損候節は、時之員長へ申達し、修理可致候、

右は其器識に從ひ申付候事

司籍兼司漏　二員

一學中新規買入候經籍を司り、生徒に借し遣し可申候、返納之節損壞汚穢有之候はゞ、其旨員長へ可申達候、

一時計二十四節に應じ掛替へ日々心附可申候

司賓兼司記　二員

一外來之者之按内、員長幷生徒へ申通、生徒之按内、員長へ申通、凡學中通謁之事を司り可申候尤申合、衆之明不申樣可致候、

一學中日記幷學用往來之書牘認可申候

寛政五癸丑年九月

〔吏徵上〕學問所勤番組頭貳人

林大學頭支配　百五十俵高　御手當扶持七人扶持　燒火間　寛政十二年庚申三月廿九日始置

〔吏徵別錄下〕學問所勤番組頭

寛政十二年庚申三月廿九日始置、二員、黑澤正助、鈴木岩次郎、百五十俵高、御勘定次席、文化三年丙寅三月、御手當扶持七人扶持、

〔吏徵 下〕學問所勤番廿人

林大學頭支配　五十俵三人扶持高　勤金三兩　肝煎三人役扶持貳人扶持　燒火間上下役

寬政十年戊午二月十七日始置

〔吏徵 下〕學問所下番三十人

貳拾俵貳人扶持高　勤金貳兩　小頭役扶持一人半扶持　御抱場　寬政十年戊午二月十七日始置

〔日本敎育史資料 十九職員〕學問所奉行　文久二壬戌年十一月、初て被仰付、席之儀寺社奉行次、〇中略

元治元甲子年十一月十二日、學問所奉行、以來被廢止旨、於芙蓉間阿部豐後守殿被申渡候事、

學問所頭取　文久三亥年三月、初て被仰付、場所高七百石、席の儀は、二丸御留守居の次、講武所頭取の上、〇中略

慶應元丑年十月十三日、學問所頭取同並共、以來御廢止相成候段、參政田沼玄蕃頭殿被仰渡候事、

學問所取締り役　文久三亥年七月、初て被仰付、席順の儀、兩御番の上、持高場所にて五百石以下の者へ爲御手當十人扶持被下、

學問所敎授方頭取

〔日本敎育史資料 十九職員歷任錄〕

學問所奉行本多伯耆守、

文久二戌年十一月十四日、學問所奉行被仰付、寺社奉行次席、聖像遷座之義可心得旨被仰渡、元治元子年七月十一日、駿府御城代被仰付候、

秋月政太郎 右京亮と御改名

文久二戌年十一月十四日、學問所奉行被仰付勤候內、貳千俵被下、同年十二月十六日、右京亮と御改名、同三亥年九月廿日、若年寄格被仰付、學問所御相手可相勤旨被仰出、學問所奉行、是迄之通、元

治元子年五月廿八日、内願之通、學問所奉行幷格式共御免、以來日々奥へ罷出、御學問御教授御相手可ㇾ致旨被二仰渡一候、

〔寶曆武鑑三諸御役〕御大名火消御役所附〇中略

聖堂　織田山城守（一万石）（あさくさ寺町）

〔日本教育史資料十九舊職歷任錄〕學問所頭取

大岡主水、中坊陽之助、松平甲次郎、龜井勇之丞、大久保主膳、

文久元酉年二月九日、學問所頭取と唱替被二仰渡一、文久元酉年三月十二日、學問所頭取被二仰付一、火事見廻り御免被二成候一、〇中略

頭取出役

學問所教授方手傳出役水上銕太郎

文久三亥年十月廿三日、頭取出役と唱替被二仰渡一、元治元子年八月十八日、御使番被二仰付一、〇中略

學問所頭取竝

元御勘定矢口諧一郎

元治元子年二月、頭取竝被二仰付一、慶應元丑年十月、御天守番之頭過人、學問所教授方出役頭取被二仰付一、〇中略

學問所取締役

元新御番新莊美作守組浦野鏘之進

文久三亥年七月廿九日、取締役被二仰付一、元治元子年八月廿二日、御附人一橋殿物頭にて用人見習被二仰付一、〇中略

學問所取締役竝

元御目見持格富士見御寶藏番大久保祐助

元治元子年二月十日、取締役竝被仰付、

〔日本敎育史資料十九儒職歷任錄〕敎授方手傳出役

御小姓組番頭豐前守總領新見郁三郎

安政四巳年十一月廿日、手傳出役被仰付、二十人扶持被下、安政六未年三月廿六日、御小納戸被仰付、

〔日本敎育史資料十九儒職歷任錄〕北二階世話心得頭取

寄合中坊陽之助

安政二卯年五月廿八日、北二階世話心得頭取被仰付、萬延元申年七月廿七日、南二階世話心得頭取被仰付、○中略

南二階世話心得頭取

中奧御小姓大岡主水

萬延元申年七月廿七日、南二階世話心得頭取被仰付、

〔日本敎育史資料十九敎則〕學問所規則覺書

丑○慶應元年五月廿九日、林大學頭より玄蕃頭へ進達、學政御改正御更張之儀に付申上　林大學頭、坂井右近將監、林式部少輔、○中略

一通稽古人世話心得之者、是迄年限りを以申渡置候處、一體之取立方、勵にも相成り候間、向後は、人物選方は、御儒者共立會、吟味仕、相當之者取極、其段申上置候樣仕度、尤是迄は、別段御手當等無之候に付、勤向出精不出精之廉等、嚴重之取計行屆兼候儀も有之候に付、以來手傳出役等之振合に見合せ、相應御手當被下候樣仕度候、

〔日本教育史資料十九 經覽〕

一學問所ノ費用ハ、千石、百三十人扶持ナリ、入用ノ廉ニ依リ、參政ヘ伺出、評議ノ上別途ノ入用トナル、（星野某覺書）

一入用帳ハ年々異同アリ、地誌調、沿革調、御實記調、ソレ〳〵筆墨紙ノ入用ヲ、帳面ヲ以受取、一ヶ年仕上ケノ入用帳ハ、調所ヨリ差出シ、林家一覽スルノミ、學問所ノ御入用帳エハ、三調所入用何程ト記スルノミ、（同上）

此分ハ浦野銳翁儀幕府昌平坂學問所取締役ノ節、馬喰町御代官役所ノ俗吏ニ賴ミ、文久三亥年、一ヶ年分ノ御入用爲取調候者ナリ、

一金千九百拾九兩三分永二百四十五文壹分四厘

內

金四拾三兩、壹ヶ月御入用、　金七拾兩、敎育足御入用是ハ亥（文久三年）正月分、

金五拾九兩、壹ヶ月御入用、　金六拾四兩、釋奠御入用、　金七拾兩、敎育足御入用、　是同二月分

金三拾四兩、壹ヶ月御入用、　金五拾兩、敎育足御入用、　金四拾兩貳分永百五拾八文三分三厘

官板彫刻御入用　金拾壹兩貳分永百七拾文三分　肝煎小頭石代金　是ハ亥三月分

金三拾兩、壹ヶ月御入用、　金五拾兩、敎育足御入用、　是ハ同四月分

金三拾兩、壹ヶ月御入用、　金七拾貳兩貳分永百九拾壹文六分七厘、官板彫刻御入用、　是ハ同五月分

金三拾四兩、壹ヶ月御入用、　金五拾兩、敎育足御入用、　是ハ同六月分（下略）

〔半日閑話二〕林大學頭

聖堂御主法之義申立候趣入御聽、重々尤之次第に思召候、其趣を以、猶追々取計ひ之義可申上候、

雜載

依之内願之通、聖堂料千石幷百三拾人扶持、是迄其方家祿之内へ與る分は差上、聖堂之御入用と可相用候、其方義は、是迄之通三千石之高に被成下候、依之千五百俵宛御藏米にて被下候格式之義者、御小姓組番頭之次へ可罷在候、

寛政九年巳十二月朔日

同年暮、聖堂抱置候學頭始、書生不殘暇出候由承候、

〔大學或問下〕十九、或問、學コウハ文ガクノ所也、政ト云ルハ何ゾヤ、曰、學校ハ人道ヲ敎ル所也、治國平天下ハ心ヲ正クスルヲ本トス、是政ノ第一也、其上、大君諸侯ヲ親ミ玉ヒ父子ノ如ク心服スルハ、學コウ有ニヨリテ也、ガク校ノ師ハ、德有テ理ニ暗カラザル人ヲ司サトス、博文達才ノ者、其下ニ付テ、經傳ヲ講明ス、大君老臣諸侯上士中士ヲヒキイテ、議論講習ス、○中略 問、學校ハ此如キノミカ、曰、大成事ヲ言也、學校ハ文武ヲ兼習ハシム、サレドモ今ノ人情時勢、三十四十ノ武士ヲ、俄ニ學ニ入可カラズ、武士ノ子ハ八九歲ヨリ學ニ入テ、其子ノ成シ安キ事ヨリ敎へ、手習ハ一日ニ一字ヅヽナラハシム、筆道ニ得タル者敎ル時ハ成ヤスシ、禮ハ父兄長者賓客ノ前へ出ル禮、客陪膳給仕進退左右送迎請答揖ノ事也、十一二ヨリ經傳ヲ讀シム、一日ニ一句ヅヽオシユ可シ、大學ノ道、在明明德、在新民、在止於至善、此一章ヲ四日ニオシユ、此次ハ大方此格ニナラフ可シ、讀ニ苦勞ニ無、今少シ讀度ト思フ程ニ敎ル也、八九才ノ子ハ未讀ザレドモ、側ニテ讀聲自耳ニ入テ益ニ成物也、手習ト文字讀ト、日ヲ替テオシユ可シ、禮ノ進退ハ、手習ドク書ニテ倦スル氣ヲ轉ズレバ、同日ニ敎ユ、十三四才ヨリハ、漸々禮ノ大成ヲ敎へ、大刀折紙ノ請取渡、使者ト成、奏者ト成リ、披露口上ナド替々ナラフ可シ、弓矢鞍鐙ノ請取渡、ヒロフ等、品々有ベシ、七五三、五々三等ノ客ト成、陪膳ト成テ、替ル〳〵習フベシ、其他ハ惟テ知ル可シ、又日ヲカエテ音樂ヲ敎ユ、八九歲十一二才ノ子ニハ、笛篳篥笙ノ譜ヲ唱ヘシム可シ、音律善キ師ニ就テ、十人モ二十人モ一度ニナラフ也、十二三ヨ

リハ三管ヲ分チオシユ、絃ハ箏ヨリオシユ、八九才ノ子、自耳ニ入テ、後年ノ益ニ成物也、十四五ヨリ弓馬ヲ教フ、〇中略數學ハ各宿々ニテモ學ビ、又日永ク夜長キ暇、心掛次第、學校ニテモマナブ可シ、十五六ヨリハ、折々講堂ニ出テ讀タル書ノ道理文義ヲ聞ベシ、二十歳前後ヨリハ、自分ニ書ヲミテ、通ザル所ニ付紙シテ問ベシ、

〔草茅危言 二〕學校之事

慶長雞棠ノ初メ、馬上ニ得玉ヒテモ、馬上ニ治メ玉ハズ、早ク惺窩ヲ禮待セサセ玉ヒ、ツヾイテ林家ヲ拔擢シ玉ヒ、天下ノ遺書ヲ蒐索シ玉フナド、治本ニ達シサセ玉フノ德意、實ニ前代ニ卓越シ、有ガタキ御事ナリシガ、天造草昧ニシテ、禍亂新タニ定リタル時ナレバ、世ハタヾ長槍大劒ヲ知ノミニテ、僧法師ヨリ外ニ、冊子ヲ挾ム者モナキホドノコトナレバ、猝カニ建學ノ御沙汰ニ及バセラレガタキ勢モアルベシ、故ニ慶長季年ニ、治化已ニ洽カリシ比、京都ニ於テ、學校御建立ノ御催ニテ、林家ニ命ジ、既ニ場所マデ御卜定アリシニ、大坂御陣起リ、兩年ニシテ凶器長ク縮マリタレバ、程ナク神遊アラセ玉ヒ、學校ノ御沙汰ハソノマヽニナリ、遺憾ノ至ナリ、ソノ後昇平ノ美、林家ノ學盛ンニ興リ、元祿年間、大成殿ノ御設、舍菜ノ御式ナド、濟々タル御コト、タヾ士庶ノ學マデニハ未ダ及バセラレザル所ニ、享保初年ニ、菅野彥兵衛願ヒ立、本庄ニ於テ地ヲ賜リ、學校建立アリ、初テ平民マデ講習ノ所ヲ得タリ、ソノ比、上ノ思召ニ、京、大坂ノ地モ、願出ナバ、學校仰付ラルベキトノ御趣ニテ、大坂ニ於テ、吾先人忠藏、御願申シ上ゲ、是又地ヲ賜ハリ、除地諸役御免トシテ、懷德堂ヲ建立シ、學風大ニ振起シ、數十年來絃誦絕エズ、今愚拙ノ乏ヲ承ルサエ、講習依然トシテ四方業ヲ問ノ人跡ヲ接シ、先子ノ遺蹟退轉ナク、永久ニモ傳フベキ勢アルハ、是偏ニ公恩アリ難キ御コトナリ、右ノ比、京師ニハ、學校ノコトヲ擔當スル人モナカリシニヤ、何ノ沙汰モナクシテ、今日ニ至リ、是又惜ムベキコトナリ、唯今御新政ノ美ニテ、右文ノ化隆ンニ行ハルヽニ付テ、林家ヲ

提撕アリ、舊弊ヲ革メ、學風ヲ正シ、諸儒鴻漸ノ羽儀アリ、儒教方ニ盛ンニテ、海内目ヲ拭フニ至レリ、カヽル御時節ニアタリテ、京師ニ學校ノナキコト、洵ニ邦家ノ光ヲ失ヒ、一大欠事トスベキホドノ御コトナレバ、因循放過スベキニ非ザルベシ、是ニ因テ、愚拙ノ先年故アリテ京師學校ノコトヲ竊カニ議シタル本末ニ、今日ノ見所ヲ加ヘ、左ニ具ヘテ、異日國家ノ採用ヲ待ト云、

一往年高辻黄門公、京師ニ學校ノ廢絶シタルヲ深ク歎カセラレ、古代ノ規ヲ摹シ、菅家ノ學ヲ設ラレタク、既ニ院ノ御所ヘ内奏ヲ經サセラレ、時ノ關白九條殿下ニモ御聞濟アリ、經費ハ加賀南部ヘ託セラルベク、モハヤ東旨ヲ伺ハセラルヽノミニナリタリ、コレ容易ナラザルコトナレドモ、萬一官許ヲ得テ、建學ニ及ビタラバ、ソノ規模制度ハイカヾスベキトテ、是又内々勘考アラセラレ、愚拙ハカネテ懇遇ヲ得ル故、アル時召レテ咨詢アリシマヽニ、愚意ヲ一通リ演説シ、尙又退テ畫一箇子ヲ具ヘテ是ヲ詳カニシ、建學私議ト名ヅケテ、又鄙見ヲ以テ新タニ圖式ヲ裁シ、幷セテコレヲ獻ゼシニ、甚悅バセラレ、内々殿下ニモ呈セラレ、ソノ後ニ天覽ヲモ歷タリナド、仄カニ承リタル、恐多キ御事ナリシ、サレドモソノ比、關東政府ハ、文事ニ遼洛タル御事ナリシカバ、菅公ヨリ仰立ラルヽ端緒モナク、ソレナリニナリシハ、嘆ズベキノ甚シキナリ、ソノ後、鄙撰ノ私議圖式ナド、尾藩ノ士大夫中ニ取傳ヘテ、料ラズモ尾公ノ御前ヘモ出タルニ、思召ニ叶ヒテ、寫留ヲ仰付ラレシト聞及ベリ、是又恐入タル御コトナリ、ソレヨリ程ナク京師回祿ニテ、右等ノコトハ一向灰滅塵斷シタレドモ、折シモ世道一變シ、今日右文休明ノ世トナリ、皇居モ追々御造畢、公卿庶尹ノ第家モ、漸ヲ以テ成就ナルベク、今一兩年ノ内ニハ、右ノ舊議モ再發ノ機會ニ及ベキニ似タリ、

〔日本敎育史資料十九項外雜件〕諸國學問所御取建の儀申上　林大學頭

耶蘇敎御制禁の儀は、國初第一の嚴法に御座候處、方今萬國一變之時勢に相成、御國にても魯亞

英佛の四國等和親の御條約相濟、長崎踏繪等も、蘭人願により相罷み候、時勢不得已御儀に御座候得ども、世上にて、何となく邪敎御制禁相弛み候樣心得候向も不少被存候、○中略唯今の內、聖賢の道を盛に振ひ起し、敎導屆候樣無之候ては相成間敷被存候、彌聖道盛行仕候はゞ、別段號令無之候とも、自然邪敎に惑ひ候者有御座間敷候、扨敎導御行屆に相成候致方は、所々へ學問敎授所數多く御取建に相成、風流文雅に陷り不申候樣、篤實朴直の人物を撰み敎授爲致候方と奉存候、近來學問筋厚く御世話有之、都て御旗本の面々餘程振起の姿に相成、續て甲府徽典館等も追々引立、駿府も此度學問所出來候へば、右樣の處を所々へ御取建可然奉存候、第一京坂等を始と致し、此度御開に相成候湊には勿論、其外國々御代官所へ、夫々御取建に相成候樣仕度、尤も右樣相成候節は、御入費等多分にも可相成哉に相聞候得ども、左樣な譯には無之改て向々學問所御取建可相成に付、其地の奉行支配等へ見込申上候樣被仰出候得ば、場所によりては、土人有志の者打集り、銘々取建候樣可相成、且又兼て內願仕居候所も御座候哉に承り及候、旁多分の御入費等無之出來可仕と奉存候、右樣相成候へば、尙又其土地にての人情氣習に從ひ、取建方の義は、御沙汰次第其地の奉行支配等へ私より可申談と奉存候、尤箱館湊は奉行共先達申上、學問世話仕罷在候、京都にても淺野備前守町奉行勤役中、學問所目論申上候義も有之候處其儘御沙汰も無御座相過ぎ候へ共、此度右仕法を以、此節の京町奉行へ取調被仰渡候ては如何可有之哉、都て學問所處々へ出來、敎導徧く行屆候樣相成候得ば、邪敎御防ぎ方の事のみならず、天下風俗も一變仕、國家益隆昌の義と奉存候、左候て、是迄諸大名の國々學問所有之向は勿論、其他に於ても、學問世話仕候樣可相成と奉存候間、速に御英斷被爲在、向々へ被仰出可然御事と奉存候、依之此段申上候以上、

午九月

〔別存〕公〇林信衡 當寛政初載、特命出嗣林氏、固辭不得命、乃幡然就仕、至此首建言、新創國學、令旗下諸士及其子弟就學、因請納昌平坂私學、幷所藏聖像四配、及祭器諸品、藏書數十百種、以充官用、官嘉納、於是命改造大成殿、及學堂諸寮、令公主管、公乃創制學中規則、試業科擧、森有法度、於今爲盛、皆公之功也、

○

徽典館

〔日本敎育史資料 二十 幕府領內學校〕徽典館

校名　徽典館、一般ニ之ヲ甲府學問所ト稱ス、

校舍所在地　甲府城追手門ノ南三町程ニアリ、今ノ西山梨郡錦町 天保十四年之ヲ追手門前ニ移ス、

沿革要略　本館ハ、寛政年間、舊幕府ノ創建スル所ニシテ、當時甲府城勤番與力富田富五郎ナル者、敎授方ヲ勤ム、天保十四年、甲府勤番支配淺野中務少輔酒井安房守、幕命ヲ奉ジ、學館ヲ再築シ、其規模ヲ擴張ス、爾後江戸湯島學問所敎授方ノ内二名、目見以上一名、目見以下一名、各年交代シテ、學頭ヲ勤ム、館内一部ヲ區畫シ、醫學所ヲ設ケ、勤番將士町村醫、日ヲ期シ來會シテ、醫書ヲ講スル所トス、

明新館

〔日本敎育史資料 二十 幕府領內學校〕駿河國府中明新館學制及學校

學事上ノ諸制度　安政六未年十二月城代ヨリ左ノ達アリ、

今般學問所御取建ニ付テハ、追々修業人モ出席可有之候間、助敎、助、兩人申渡候、就テハ向後、助敎、幷助敎介助讀之者ハ、學業勸進之一方ニ力ヲ盡シ、精々申合可爲勤候、世話役ノ者ハ、全俗事御用向計取扱、學業之方ヘハ携申間敷候、尤日々記錄等モ、世話役之方ニテ取扱可申候、

右之趣、心得違無之樣、學頭始メ、夫々ヘ御申渡可被成候事、未十二月

安政七申二月、開校ニ付左ノ達アリ、

口達覺

一學問所開講、來十九日九時揃之事、

一右開講之節、聽聞出席相願候者ハ、其所之役人ニテ、名前取調、來廿六日迄ニ町奉行所ヘ可差出事、

一右開講之節、白鹿洞掲示ハ被下候事、

一稽古并講釋聽聞相願候モノハ、規則書雛形之通、短冊差出候儀、右開講之節差出候共又ハ前日ニ差出候共、勝手次第之事、

一毎月廿四日ハ、小學相講候事、

一毎月四ノ日、輪講ハ論語、九ノ日會讀ハ左傳之事、

一御書籍拜借相願度者ハ、左之通半切紙巾三寸ニ認、調印致シ可差出事、但一部十本迄ハ拜借相叶、大部ハ五本十本ヅヽ、毎々ニ拜借可相願事、○中略

右之趣急度申達置候、勤番衆、并學問所掛ノ者共ヘ可被申達候事、申十月

酉八月六日、城代ヨリ達、

來戌年春中、於學問所、學問吟味有之候、諸事前々ノ通相心得學問心掛候モノハ罷出候樣可致候、

一學問吟味ニ付、布衣以上御役人ハ、總領、次三男、厄介、且寄合布衣以下御役人御番方小普請ノ面々、御目見以下ノ者共、當人并ニ總領、次男、三男、厄介等モ、一統御書出、尤書出方ノ儀ハ、別紙短冊ノ通御認、三枚ヅヽ、可被差出候事、但厄介ノ儀ハ、其家ヘ居付候モノハ格別他ヨリ引受養育致候者ハ、續ノ品并引請候譯、下ケ札ヲ以、委細可被申聞候事、

一吟味書物ノ定、并可致辨書數等ノ書附、學問所ニテ可相達候間、初テ吟味罷出候者ハ、當人直

明倫堂

ニ學問所玄關ヘ罷越、書付請取、難相分義モ有之候ハヾ、學問所勤番組頭ヘ可被致對談候、但右問合、使者ニテ申遣候儀勝手次第之事、

一吟味受候經書注本相定有之候ニ付、夫ニテ辨書致候得共、學派書加、短冊可差出事、但無本ニテ吟味ハ無之事、

一辨書認方不案内ノ者ハ、吟味當日手本差出置候事、

一是迄吟味罷出、拜領物等有之候分ハ書出ニ不及候事、

一九月晦日迄可差出候、尤有無共可被申聞候事、

一頭替、名改、其外相替儀有之候ハヾ、其都度々々ニ引替短冊可被差出候事、但部屋住厄介等モ同樣可心得候事、

一時務策之儀ハ、別日御試有之筈ニ付、學問吟味罷出候有無ニ不拘有志ノ者ハ、勝手次第可被罷出事、但罷出候モノ、姓名書、十二月中迄ニ可被差出候、尤當日差掛罷出不苦事、

〇

〔日本敎育史資料二十 幕府領內學校〕長崎明倫堂

長崎港學事上ノ諸制度　天保八年、長崎奉行ヨリ、士農工商ヲ問ハズ、人民一般ヘ、事業ノ餘暇ニハ、月次聖堂ヘ參聽スベク諭達アリ、之頗ル奬勵ノ基トナル、別ニ奬勵法ノ設ケハ更ニ無之、其他觀察記載スルニ足ル事項ナシ、

士族卒ノ子弟敎育方法　當地ハ舊藩地トハ固ヨリ諸制度異ナルガ故、士農工商トモ聖堂及家塾寺子屋等ヘ勝手ニ入學スルモ妨ゲナキモノナリ、將又他國遊學等ノ義ニ至リテモ、各自ノ意嚮ニ任セ、官ヨリ少シモ之ニ干涉セシコトナシ、

平民ノ子弟敎育方法　右ハ前項同樣ナルヲ以テ、記載スベキコトナシ、

修敎館

家塾寺子屋設置ノ制度　是亦前項ニ記スルガ如ク、舊藩地トハ制度異ナルニ依リ、家塾寺子屋等設置スト雖モ、官ノ干渉ヲ受ケズ自由ニ開設スルヲ得ルモノナリ、

校名　聖堂、一名明倫堂、

校舍所在地　鎮治ノ東一瀬溪ノ右ニアリ、此地元鑄錢ノ所タリ、俗因テ名ケテ錢屋川ト云フ、正保四年、馬場三郎左衛門源利重職ニ任ジテ崎ニ鎮タル時、向井元升願ヒ請フニヨリ、命ジテ至聖ノ廟ヲ立山ノ陽東衙（立山御役所ト云フナリ）ノ側ニ創建セシメラレヌ、（即チ東上町ニ系屬スル所、今已廢ノ長崎會所ノ内地ナリ、）是ヲ立山學校ト云フ、百六十二坪ノ地ニシテ、方二間ノ聖廟ヲ建テ、二間ニ十六間ノ居宅ヲ爲シ、二間ニ六間ノ學寮ヲ設ク、寛文癸卯三月八日、崎中大ニ火アリ、（時ニ街區凡テ燒失スル者六十三ケ町ナリ）學寮モ亦火災ニ罹リテ灰燼トナル、ソレヨリ十四年ヲ經テ、延寶四年學堂再興アリ、寶永七年舊堂ノ狭隘ナルヲ以テ、鑄錢ノ地五百四十五坪餘ヲ增シ、廟堂ヲ改築シ、學舍ヲ益ス、享保三年、堂後田圃ノ地七百二十一坪半ヲ以テ、後來聖廟ヲ移シ廣ムベキノ所トス、爾來聯綿今猶此地ニ存在セリ、

○

〔日本敎育史資料二十 幕府領內學校〕佐渡修敎館

學事上ノ諸制度　初メ奬勵法ハ、幕府ノ布達ヲ奉ジ施行ス、文政年中、修敎館ヲ創置、同八酉年八月八日ヲ以テ開業シ、敎員及掛リ官ヲ置キ、日々登校勉强可致旨ノ布令アリ、天保元寅年、州士ノ長男初テ勤仕ヲ願フトキハ、先ヅ其人ヲシテ入館讀書及筆算ヲ出精セシメ、其行實ヲ掛リ官儒者ヨリ廣間役ヘ進達ノ上、筆算試驗ヲ行ヒ、佐渡奉行役所向見習ヲ命ズルノ旨ヲ諭達ス、同十二丑年、學問所ニ於テ、素讀試驗ヲ受ケ、褒賞ヲ得ル者ニハ、孜々勉强、五ケ年度學問試驗ヲ可受處素讀而已ニ止リ、小成ニ安ジ、廢學イタシ候者有之哉ニ付、向後褒賞ヲ辱スルノ徒ハ、特別講習定期

學問試驗ニハ、必上場可致、雖然修學而已ニ偏倚、武技ヲ怠ラズ、兼修可致儀ハ、父兄ノ者ヨリ厚ク敎諭スベキ旨ヲ達ス、同十三寅年、學問所竝役ニ差添、素讀助敎イタス者、又武藝敎授ヲ助ル者ヘ、給貲奬勵可致ヲ令ス、同十四卯年彫刻セシムル修敎館藏版六諭衍義大意數百部ヲ、國中派出吏ニ托シ、毎村ニ一部ヲ頒與ス、弘化四未年、學問所草創以來、無怠出精、漸次上達ノ者モ有之處、或ハ懈怠、又ハ下問ヲ耻、廢學イタス者モ有之故右ハ奉職繁忙不得已亡廢ニ至ルモ可有之候得共、精精寸暇モ無怠勉強可致、以來ハ、經書歷史詩文章共各自學力ヲ試ムベキ旨ノ諭達アリ、

士族卒ノ子弟敎育方法　修敎館設立ノ意ハ、小國ニシテ敎員ニ乏シク、一體普及ニハ難至、先ヅ州士ノ壯年子弟ヲ敎育在上ノ者口ヲ知レバ、下人ノ風化ハ自然施シ易ト、士族卒及醫師ニ限リ入學ヲ許可セリ、然レドモ敢テ私塾ニ入ルヲ禁ゼズ、經史講釋ニ至テハ士民一同聽聞隨意ナラシム、

平民ノ子弟敎育方法　家塾寺小屋ニ於テ修學セリ、修敎館ニ於テハ、只講釋ヲ聽聞スルヲ許セシノミ、

家塾寺子屋設置ノ制度　家塾寺子屋ハ、自由開設スルヲ得ルノ例タリ、

校名　初メ修敎館ト號シ、維新ノ際文局トナリ、明治六年縣學ト稱シ、後小學校トナル、

校舍所在地　雜太郡相川廣間町東側、幕政ノ頃元御藏奉行及立會勘定官舍舊趾、八畝廿四歩三厘ニ、州士所有地等寄附、聖廟門廡庠校、書庫、廚舍、醫學所、武術所等ヲ建築ス、天保五午年十月廿四日罹災、同六未年庠舍醫學所武術所再建、同十三寅年聖廟兩廡杏壇門造營、安政五午年七月廿七日再厄、同六未年庠校及武術所ヲ建ツ、明治二巳年三月川原田町ニ遷シ、同年九月復タ相川廣間町ニ遷ス、

沿革要略　文化二丑年、土著士田中從太郎ナル者首唱、雜太郡相川廣間町舊士族岩間半左衛門

ノ屋敷地内ヲ借受、方二間ノ校舍ヲ設置、廣業堂ト號シ、退食間、有志輩集會、素讀會讀等ヲ爲セリ、同十二亥年、奉行水野藤右衛門、其擧ヲ善シ、奉行役所構内ニ素讀所ヲ取建、從太郎ヲ始、其他有志者ヲ役員トス、先是文化八未年同十酉年、敎化上ニ關シ從太郎ノ建白スル所アリシガ允許ヲ得ズ遷延、文政七申年ニ至リ、奉行泉本正助、勝桓兵衛允愈、政府ヘ進達、雜太郡相川廣間町ニ建營同八酉年落成、同年八月八日ヨリ開業、掛リ役員ヲ定ム、天保四巳年、定役加藤斧八、奉行鈴木傳市郎、若林市左衛門ヘ建言、役員等ノ數ヲ更ム、爾後多少ノ沿革アリ、明治維新ノ際文局トナリ、六年縣學トシ、後學制頒布ニ際シ小學校トス、

敎則　實學ヲ務メ、都テ朱子白鹿洞書院ノ舊式ヲ守リ、經學講習ハ勿論、餘力アラバ、歷史諸子兵書ノ類ヲモ博覽シ、或ハ國學詩文章等、人々ノ好ム所、才ノ長スル所ニ從ヒ敎授セリ、故ニ一定ノ敎科書ナシ、其時間ハ、午前六時ヨリ午後四時ニ至ル、但年始歲末五節句每月朔望廿八日其他年時祭日ヲ休業トス、

學科學規試驗法及諸則　和漢學ハ、天保巳年、在勤奉行若林市左衛門、二十歲以下ノ生徒ヲシテ、四書五經小學等素讀ヲ爲サシメ、甲乙科第ニ應ジ、金二百疋ヨリ二朱ニ至ルノ褒賞金ヲ與ヘタリ、爾後每年例トス、弘化五申年、在勤奉行中川飛驒守、中年生徒ノ學業ヲ試ミ、辨書等ノ書類ヲ進達、林大學頭等之ヲ檢評、甲乙科第ニヨリ、金五百疋ヨリ三百疋、或ハ書籍等ノ褒賞アリ、文學武術程度ノ比例ハ、四書ノ大義ニ通ズル者、武術免許以上ニ當ルモノトス、入學許可ヲ得ル者、平服ニテ師範家ヘ廻禮スルノ例タリ、

職名及俸祿　文政八年前ニ係ル職名人員俸給等ハ不詳、同年修敎館落成係役員ヲ定ム、卽廣間役二人、學問所預一人、勤番頭取一人、學頭二人、目付役二人、醫學所世話煎醫師四人トス、而シテ夷町丸山遜卿、及新穗町默齋〇稻葉ニモ時々出校ヲ命ズ、同十亥年、丸山遜卿ヲ雇儒者トス、給俸不詳、

天保四巳年、定役加藤斧八ノ建言ニヨリ、役員俸給ヲ改メ、定役二人役扶持三口、役金六兩、盆暮褒美金ヲ三分宛トシ、雇儒者年俸二十兩盆暮褒美金ヲ二兩宛トシ、其他竝役取締掛等各差アリ、俸給ハ家祿ヲ有セズ、

職員概數　文政八酉年以前不詳、同年廣間役二人、學問所預一人、勤番頭取一人、書籍預一人、學頭二人、目付役二人、醫學所世話煎醫師四人、助敎二人、同十二丑年、廣間役一人、學問所預一人、取締方一人目付役一人、定役二人、竝役一人、竝役見習二人、學問所見習（州士長男年齢十七歳ヲ期シ勤仕ヲ願フ者此職ニ登ル）同出役（州士二三男等ノ内人才撰擧之ニ充ツ、定員ナシ）、書籍方一人、雇儒者一人、素讀方二人、下使二人、用達一人、門番二人、醫學所小使一人、天保四巳年、竝役一人ヲ増シ、竝役見習ヲ竝役助ト改稱シ、素讀方ヲ廢ス、維新後文局ニ敎師助敎師句讀方（共ニ定員ナシ）等アリ、

生徒概數　大率寄宿生三四名、通學生六七十名許、

束脩謝儀　束脩謝儀ナシ

學校經費　凡一周年ノ學費ハ、學田三町二反三畝九歩、畑二畝歩、此作德米十六石、官廩拂米百石、金百五兩ヲ以テ經費ニ充テ、其他ニ課賦スル等ノ事ナシ、

○

〔日本敎育史資料二十幕府領內學校〕日光學問所

林大學頭殿　日光奉行

當今文武之儀被仰出も有之候に付、當表學問之儀、追々申上、既に去申年（萬延元年）中學問所御取建相成、師範之儀は、松平越中守家來森伸介と申者御雇相成、支配之向は勿論、御山內寺院坊中社家樂人百姓町人共に至迄、有志之者は敎諭爲致候所、追々稽古人相增、學業相進候姿には候得共、右伸介儀、及老年、日々多人數之敎諭、一人にて難行屆候に付、種々勘辨いたし候處、敎諭可

相成もの一人づゝ被差遣候はゞ、學問所規則も相立、格別學業相進候儀と存候、可相成は、御目見以下之者、一ヶ年交代にて被差遣候ても、御差支無之者、兩三人御見込御申越有之度存候、左候はゞ、右之内見込を以可申上と存候、御存寄も無之候はゞ、早々御申越被成候樣いたし度、右御相談旁及御掛合候、文久元酉十二月

右下ケ札にて答遣、左之通り、

御書面御掛合之趣致承知候、右は御支配方より、此方え御差圖無之ては、人物見込之儀申進兼候間、其方にて御紙面之趣を以御申上被成候樣致度存候、此段及御答候、酉十二月

日光表江學問所御取建、師範役陪從御雇に相成有志之者敎諭いたし居候處、追々稽古人多人數に罷成、壹人にては難行屆候に付、以來御目見以下の者壹人づゝ爲敎授被差遣候樣致度、人物見込の儀は、各方江懸合可申旨、日光奉行相伺候儀にて、右の通相成、其御方差支も有之間敷哉、且甲府徽典館御取建に相成、敎授の者被差遣候起發等、其御方にて相分り候哉否、巨細に御取調、品々御申聞可被成候、以上、三月十二日

小栗右膳

林大學頭殿

古事類苑

文學部三十一

藩學 學校雜載　藩學一覽表〔附入〕

文學部三十一

藩學　學校雜載　藩學一覽表併入

藩學トハ、德川時代ニ於ケル諸藩ノ學校ナリ、諸藩ノ學校ハ藩士ノ子弟ノ爲ニ設ケシ所ニシテ、多クハ農工商ノ入學ヲ許サズ、其經費ハ藩ヨリ之ヲ出ダスモノニシテ、藩士ニ其一部ヲ賦課スルガ如キハ稀ニ見ル所ナリ、學科、敎則、敎授法等ハ大抵大同小異ニシテ、多クハ幕府ノ學問所ニ倣ヒテ朱註ヲ用ヰタレドモ、或ハ古註ヲ用ヰ、或ハ新古ヲ折衷スルモノモ亦往々之アリ、又生徒ニハ自費ノ外、其學資ノ一部、若クハ全部ヲ支給スルコトアリ、又之ヲ貸與スルコトアリ、而シテ他方ニ遊學セントスルモノニハ、資用ヲ給與スルモノ多シトス、幕府、及ビ諸藩ノ領地ニ在ル所ノ敎諭所、鄕校等ニシテ、領主ノ監督ニ屬セルモノアリ、今其中ニ就キテ特ニ著名ナルモノ二三ヲ抽キ、幷ニ琉球學校ノ事ヲ取リテ、藩學ノ末ニ附載セリ、

校舍

〔日本敎育史資料三舊會津藩〕學校構造及建物圖面
城西西追手ノ前ニ在リ、東西二丁、南北一丁ニシテ、南方ヲ正面トス、
正面南門　東西二間一尺、南北一間四尺餘、額ニ過化存神ノ四字ヲ題ス、阿部主計頭正精ノ筆ナリ、此門ヲ入テ戟門マデ、幅二間長サ七間、皆敷石ナリ、西ニ番所ヲ設ケ、東ニ腰掛ケアリ外構西南北ニ塀ヲ廻ラス、東ハ長屋ナリ、

戟門　東西七間半、南北三間、額ニ金聲玉振ノ四字ヲ題ス、白川少將定信ノ筆ナリ、左方ニ大鼓ヲ置キ時間ヲ報ズ、又左右ニ廊アリ、東西ノ塾ニ接ス、此門ヨリ石橋マデ幅二間、長三間、敷石ナリ

東門　東方大町通ニ出ル所ナリ、額アリ、日新館ト題ス、堀田豐前守正穀ノ筆ナリ、北方ニ番所アリ、門ノ南ハ文武師ノ居宅ナリ、

北門　北方米代一ノ丁ニ出ル門ナリ、此ノ外ニ三ノ門アレドモ、常ニ鎖シテ往來ヲ禁ズ、

泮宮　高五丈八尺、東西九間二尺一寸、南北八間二尺四寸、南面ニテ前ニ東西二階アリ、後ニ側階アリ、皆五級段ナリ、室堂戶牖ノ制、皆唐土三代ノ典故ニ倣フ、南面中央ニ額ヲ揭ゲ、大成殿ト題ス、水戶中納言治保卿ノ筆ナリ、室ノ奧ヘ孔聖ノ像ヲ安ジ、顏子ノ像ヲ配祀ス、

東塾　戟門ヲ入テ右ニ在リ、東ヨリ北ニ折回シ、大學ノ前ニ至ル、梁間二間半、棟間三十八間半、內ノ方ニ庇アリテ二階造リナリ、戟門ノ東ヲ三禮塾トシ、其北ヲ毛詩塾トス、二階ハ習字寮ナリ、北端ヲ居學寮トシ、居寮ノ生徒ニハ餼廩ヲ與フ、

西塾　戟門ノ西ニ在リ、北ニ繞リテ又東ニ折レ、泮宮ノ西渡殿ニ接ス、梁間二間半、棟間五十二間半、二階造ニテ、內ノ方ニ庇ヲ設ク、戟門ノ西ヲ尙書塾、其東ヲ二經塾トス、二階ハ書學寮トス、東廻折スル處ハ、禮式及算數天文學ヲ習フ所トス、此二階ハ、卜部家垂加派ノ神道、及皇學ヲ學ブ所トス、

大學校　泮宮ノ東ニ在リ、東西十二間、南北四間半、又西端ヨリ北ニ繞レル所ヲ司成司業監察等ノ詰所トス、

文庫　大學ノ北ニ在リ、東西四間、南北二間、

文武師範居宅　二ケ所アリ、一ハ東門ヨリ南表長屋ナリ、東西三間、南北三十七間、一ハ武學寮ニ續キ、東塾ノ東南ニ在リ、東西十四間、南北三間、

武學寮　三ヶ所ニ在、一ハ南門ノ東ヨリ文武師範ノ長屋ニ續ク、東西十六間南北三間、一刀流、眞天流ノ劒術寮ナリ、一ハ南門ノ西ヨリ武講ノ西南ヲ繞リ射弓亭ノ前ニ至ル、梁間三間半、棟間八十四間、大內流、一旨流、寶藏院流ノ槍術、安光流、太子流ノ劒術、山神流築城法、學科役所、普請方ナリ、一ハ射弓亭ノ南ニ在リ、東西十間南北三間、精武流ノ劒術、及ビ木馬ヲ習フ所ナリ、一流每ニ隔障シテ相通ズルヲ許サズ、

射弓亭　北門ノ西ニ在リ、東西二十七間、南北二間半、道雪流、日置流、豊秀流ノ射技ヲ肄フ所トス、各十二間ノ的場アリテ、每一流場ヲ異ニス、

砲術場　觀象臺ノ南ニアリ、南北梁間三間、東西棟間十間、八流ニテ會日ヲ分ツ、十五間ノ角場アリ、

洋學所　砲術場ノ南ニ在リ、東西梁間三間、南北棟間八間ナリ、

武講　西塾ノ西ニ在リ、東西九間、南北四間軍事奉行ノ司ル所常ニ會日ヲ定メ、士大將及物頭等、武役ノ者ヲ始メ、子弟共ニ兵書ヲ講習スル所ナリ、

泮水　大學ノ前ヨリ泮宮ノ南ヲ廻リ、西塾齋學寮ノ前ニ至ル、廣三間長一丁二間、左右ノ涯ハ、本郡笹山村ヨリ產スル材木石ナリ、石橋三ヶ所、一ハ戟門ノ北ニテ泮西南ノ橋ナリ、一ハ東塾ノ西ニ在リ、一ハ西塾ノ東ニ在リ、共ニ泮水ニ架ス、長三間幅三間、泮宮西南ノ橋ヨリ左右ニ分レ、堂途アリテ東西二階ノ下ニ至ル、各長二十間、幅一間半、敷石ナリ、

渡殿　泮宮ノ東西ニアリ、東ハ長三間半餘幅壹間、大學ニ通ズ、西長三間幅一間、禮式ニ通ズ、共ニ勾欄アリ、

觀象臺　境內西北隅ニ在、基趾方十二間餘、臺上方五間半、高三間半、天文稽古ノ爲メニ設、

池　武講ノ西ヨリ北ニ繞レリ、周圍八十五間、樋ヲ池中ニ伏セ、泮水ヲ引テ此ニ堪フ、水馬及水練

ノ業ヲ習ハシムル所ナリ、

〔日本教育史資料 十四 舊仙臺藩〕講堂制度

講堂之制方一百有五十一尺二寸、分爲二十五室、中央一室爲學、學之外、畫而爲八區、四正爲室、四隅爲霤、其室爲校、而其設霤所以容平明也、其外別爲十六室、是爲庠、庠之外分爲四、是爲序、總二十有五室焉、夫序者殷也、庠者周也、校者夏也、學則三代同之、是故講堂一、而三代校庠之制兼存焉、學之必一其室者何、是大學也、總室之矩、由是出焉、故居中央象太極也、是以學室必一焉、校之所以四也、如何校者敎也、小學敎法之所由立、故次學室以居四正、其數法四象也、又爲四德之象也、是以校室必四焉、庠之十六何、庠者養也、養之義、莫大於養老、而敎法之所以明、由尊賢、故次四校以居其外、而方各三室、象一時各有三月、而四隅之室、法四季之必有土旺也、是以庠室必十有六焉、序之所以四者、如何、序者射也、德必由敎法明而成、古者德行、於射乎觀之、故序居庠之外、而週庠十六室之外、法天有節序以時統月也、又爲地有四方之象也、是以序必四焉、是故生數自乘而生室數、一一而一者、學數也、二二如四者、校數也、三三如九者、穩數也、何爲九、其穩、是九疇之用數也、是以包生數在乎內焉、四四十六者、庠數也、五五二十五者、室之總數也、總室之必止二十五、何、天數也、是故結構之度、皆因五行之生數得之也、學室揭十二辟卦、方各三卦、是應庠之十二室也、卦餘四隅各設窻、應庠之四隅室也、故學室一、而包二十四室存之矣、夫中央者土、土其數五、是以在河洛、共居於中、其五大衍之則爲五十、蓍策之數也、故學室容席五十、法大衍之數也、一二三四者、陰陽之位、而六七八九者、陰陽之數也、是以在河洛、共環五之外、陽二十、而陰亦二十、合之則爲四十、故校室、室四十席、法陰陽之位與數之積也、七八九六、老與老少與少、配而合之各十有五、合之則爲三十、庠之十二室、室三十席、法七八九六之積也、亦一月之日數也、凡十有二室、其席共三百有六十、易曰、乾坤之策、三百有六十、當期之日是也、庠之有隅、象四季必有土旺也、故四隅之室、室十八席、應四季土用之數也、是故積四隅與四序之席、合於氣朔之數、卽一年之日數

也、是故總室之數、應陰陽蓍策、庠之十二室與學室、而一十有三、老陽掛揲之數也、庠之十六室與學室、而一十有七、少陰掛揲之數也、校室四、而庠十六與學室、而二十有一、少陽掛揲之數也、校室四、而庠十六幷庠之四室與學室、而二十有五、老陰掛揲之數也、是以序外之柱、方各十有六、易卦可配、復匝算之、其實止六十、乃幹支之數也、夫天之生物、各有主、無主必亂、制作雖備、結構雖完、不可以無主、故設君位於校之北室南向、君之位必設於北校、何比象師之九二也、其繇曰、在師中是也、孟子曰、設爲庠序學校以敎之、庠者養也、校者校也、序者射也、夏曰校、殷曰序、周曰庠、學則三代共之、皆所以明人倫也、今皆兼用之焉、是故校室者、可以立敎法也、庠室者、可以行食禮也、序者、可以觀射儀也、且夫王制、崇四術立四敎、蓋詩書禮樂、法時象類以敎之、先王之典也、今夫當晨唫經籍於東庠、及昳肆禮數於西庠、如是之類、法時象方、亦王制之遺也、是故講堂一、而三代校庠之制兼存焉、而結構之度、則本之洛書、參之明堂、參伍錯綜、衍而五之、稽之河圖、質之易象、縱橫逆順、引而長之、亦無往而不相値也、朱子嘗記草庵之制有言、上有九疇八卦之象、下有九丘八陣之法、此蓋論象數也、而朱子又序詩傳曰、人事浹於下、天道備於上、而無一理之不具、蓋語其理也、余於講堂制度之象數與理亦共云、

〔日本敎育史資料八（舊佐賀藩）〕學事上ノ諸制度

天明七年未十一月十六日廿五日、兵庫殿、相談役藤山尉右衞門殿、米倉權兵衞殿、敎授古賀彌助、御目附太田藤兵衞、中嶋彌大夫、敎諭石丸禮助列座、御聞届相成候、尤此内重立候ヶ條ハ、御頭人ヨリ被差出候、手輕儀ハ敎授ヨリ差出候様、

諸局　篤信局、（館中）不限長幼、各方より番頭迄受業、擴充局、（右同）拾七歲以上侍手明鑓陪臣侍通迄受業、敬信局、（寮舍）（養）拾六歲以下侍手明鑓陪臣侍通迄受業、書學（華）様、執法一人、將命一人、復禮局、（右同）前ニ同、書和様、執法將命前に同、安詳局、（右同）前ニ同、執法將命前に同、輔仁局、（館中）前ニ同、讀書計、執法將命前ニ同、存誠局、（安詳局之内）御步行以下陪臣侍格以下之者、諸召仕町人百姓受業、

諸寮　教授寮（館中）致諭寮（右同）都檢寮（右同）都檢二人、書記一人、司堂二人、將命一人（當時被相省候）司庫寮、（右同）都檢一人、司庫一人、監厨兩人、將命一人、（右同斷）甲舍（右同）內生寄宿生寮頭一人、同備闕一人、乙舍、（右同）前ニ同、

〔肥藩學館圖〕肥後州熊本學校橫表（六十間八十間）

講堂、（六間ニ七間ナリ、尊明閣ト名ヅク、御座之間コレニツヾク、）講說三八日、毎日獨看、或回讀アリ、

句讀齋、（二間半ニ八間）蒙養師一人、（句讀師ノ上見ナリ）句讀師四人、

習書齋、（二間半ニ六間）習書師一人、習書ナキ時ハ、算學、幼儀ヲ教ルコト一日〇（日疑月課）二次、

教授局、（二間半ニ二間）書記使令ノ室ツヾク、書記一人、使令一人コレニ居ル、教授助教トモニ詰ル、

訓導齋（間數同前）休息ノ間ナリ、

諸師齋（間數同前）句讀師ヨリ以下、役人休息ノ間ナリ、

樂群齋、（二間半ニ十間）入塾シテ稟食ヲ受ル者、常ニ三十人計、遠方ノ學者、

摠教局、（二間四間ニ）茶坊主詰所ツヾク、家老衆休息ノ所、

學監詰間（八疊）

役人間、（四疊）士席ナリ、

役人間、（八疊）輕輩役人三人、橫目三人、物書四人、手傳荒仕子十人、稟食買書ナド、萬事俗役ナリ、

臺所、（二間半ニ五間六間アリ）茶ノ間、

玄關（十疊）

中門ヨリ以內ハ文館ナリ、以外ハ兩樹アリテ、武藝ヲ講ズ、諸流武藝四十人バカリ、月ニ六日、

〔日本教育史資料十八舊熊本藩〕一學校〇（時習館）城內、（東西二十五間、南北七十五間程、東門內北手ヘ添西折廻、講堂玄ヘ聚、片々並木杉有、講堂脇ニ大松樅木松株）生、東門、（門內供待所、馬建、左右ニ有、中門石疊數路次內迄有リ、）達士手、（芝植付、杉垣、傍紅葉大木アリ、）講堂南向、（前ニ像アリ、此庭向大水盤石アリ、慶長年間、熊本城內ニ移レタル茶）

（白山ナル六地藏笠石ト云、今一ツハ國守花畑館底庭間ニ有シナリ、）講堂北裏、國守居間ヲ設ケ、東門向フ、路次口アリ、新齋書室建継、句讀齋南向、（中間玄關、西向ニ附、）蒙養齋（句讀齋北）習書齋（句讀齋南ニアリ、廊下ヲ付、）總教間（講堂東ニアリ、中筋通路、寄道ヲ設テ通之、）教授局（句讀齋東裏）中局（教授局東裏）記錄局（中局切ニアリ、庭ニ大楠生、）寮（中局ヨリ南ニ建出、北寮中寮等廊下通ナリ、南ニ縱木アリ、欅一株交、東ニ樹木アリ、西ニ欅アリ、）役間（炊屋付總教間ヨリ東手ニアリ、）飯場（役間ニ續、此所居寮生食事ヲ給ス、）東樹（五戸前）西樹（三戸前、兩樹前大樫生、數本ナリ、）射場一ヶ所（東樹裏ニアリ）文庫二ヶ所、中門（館樹ノ境ニ有之、）南門（門外東厩際ヘ供待所、馬建アリ、門內石疊、諸堂切椽側ニ至、）番所二ヶ所（東門南門ニ建之）邸內四方石垣築、總圍加ゴ屏、

右ノヶ所々々繕作事（普請作事）方預之、內外掃除、（掃除道方預之）依之學校ヨリハ關係無之候事、

〔壎篪小集 一〕弘道館落成詩序

弘道館之設也、吾納言公（○德川齊昭）業已記之矣、而其告成也、實在天保辛丑之歲秋八月朔、公親臨館、悉會文武諸臣、以落之、命總教（臣）青山延于、（臣）會澤安、講日本書紀及孝經、一國傳爲盛事、蓋斯館所祀、在神州則建御雷神、在西土則孔子、是固欲使一國之士兼習文武也、然而世或謂、文則孔子、武則建御雷神、此非知公之意者、何者、方天朝肇造之時、天祖詔諸神、蕩平神州、而莫能勝其任、唯建御雷神一往而諸豪服、神州平、其雄剛猛毅、可想見矣、然亦自非其敬天之誠積於中而溢於外、焉能一言而折雄強熾盛之大己貴哉、故其駿功偉績、炳燿鏗鍧、萬世稱爲開國元勳、是乃文矣、孰謂建御雷神武而不文也、孔子溫良之德、譬之祥麟瑞鳳、然亦有凜然可畏者存焉、故以三桓之强、一旦墮其城而不疑、以天下亂賊之多、一下筆而褫其心膽於簡素之間、是乃武矣、孰謂孔子文而不武也、今夫翼佐天祖、宣皇威於宇內者、非建御雷神耶、祖述堯舜、明大道於萬世者、非孔子耶、祀孔子、乃所以敬堯舜、祀建御雷神、乃所以尊天祖、苟能尊神敬聖、必知文武之不可岐、雖然神州以武立國、西土以文立國、是有不待論者焉、

〔日本教育史資料二（舊水戸藩）〕弘道館

神社聖廟ノ制

職員 教官

鹿嶋神社　館ノ中央ニ在、鹿嶋大神ヲ分祀ス、正殿北面、礎高一尺五寸、總高二丈四尺五寸、深九尺、廣一丈、前殿深廣上ニ準ズ、高一丈八尺五寸、拜殿高二丈五寸、深一丈、廣三丈一尺、外、緣濶八尺、三殿並皆椽葺、四方繚ラスニ瑞籬ヲ以テシ、正面一門ヲ設ク、仁慈門ト曰フ、外又神門一基ヲ建ツ、又北ニ距ル十七間許、第二神門ヲ設ケ、又北二十四間許第一神門ヲ設ク、第二神門ノ北、神樂殿ヲ置、天保九年、烈公〇德川齊昭奏請ヲ經テ創建ス、〇中略安政四年五月、使ヲ鹿嶋ニ遣シ分祀式ヲ行ヒ、九日還座ノ儀ヲ修ム、

〔日本教育史資料一舊桑名藩〕學科學規試驗法及ビ諸則

立教館令條〇中略

立教館床へ安置スル處、中央大神宮御祓左方御遺訓、右方四書五經、次ニ勸學家訓此主意ヲ以テ、先我國ノ事、御當家ノ御事、御宮ノ御事ヲ奉レ存、聖人ノ道ヲ奉レ尙候テ、萬ヅ謹愼ニ可二相勤一事、　聖像安置不レ致ニ付、釋奠等ハ永々有間敷事、〇中略

文化己巳十月十九日　定信

〔日本教育史資料三舊彥根藩〕學校

開講式目〇中略

一十一月十八日、稽古館御開講式

一文武二神　右神前へ鏡餅、神酒、熨斗相供候事、

但爲二神酒頂戴一別臺ニ土器載置候事、

〔日本教育史資料三舊彥根藩〕學校

職名俸祿　職員ヲ命ズル、維新前ニ在リテハ、皆本祿アル藩士ヲ以テ之ニ充テ、其レガ爲メニ別ニ俸ヲ給セズ、故ニ俸祿ヲ書セズ、〇中略

頭取、無定員中老ヨリ兼務シ、及ビ家老ノ嗣子ヲ以テ之ニ充ツ、蓋シ後來家老ト爲リ、藩政ヲ執ルヲ馴習セシムルナリ、館内ノ庶務ヲ總裁ス、依テ館内ニ於テハ其遇家老ニ同ジ、

寛政十一年八月四日、創設ノ時左ノ如シ、

中野助大夫、宇津木兵庫、庵原齋宮、脇鐵五郎、三浦於兎吉、

右之者共存寄モ候間、此度稽古館頭取ニ申付候、面々所好之藝能致鍛錬、家中出講之者共ヲ爲相勵、不精ナル者モ候ハヾ、可致論解教導候、第一厚加勘辨、文武藝能ノ精粗ヲ目付ト致論定、其名前ヲ用掛リ家老衆ヘ可書出候、其外文武藝能ニ付、伺事有之時ハ、目付共申談可致決斷、尤可伺筋ハ、用掛リヘ相伺、發端之儀ニ有之間、無油斷可致出精候、

件之趣、直ニ可申付候ヘドモ、致出府候條、各可被申渡候、○中略

稽古奉行、無定員從之間席以上ノ者ヲ以テ之ニ充ツ、物頭母衣役ノ者ヲ以テ之ニ充ツルトキハ加役トス、館内文武諸藝ヲ督シ、諸生ノ精粗ヲ監ス、○中略

物主兼書物奉行　六名或ハ七八名ノ事モアリ、物頭母衣役ノ者ヲ以テ之ニ充ツ、諸士ヲ以テ之ニ充ルトキハ添役トス、館内諸般ノ事ヲ掌リ、諸吏員諸生徒ノ勤惰精粗ヲ監シ、兼テ書籍ノ出入ヲ掌ル、○中略

學問方、無定員儒者ヲ以テ之ニ充ツ、儒者ハ其家業ニシテ、子孫ヲシテ因襲セシム、然レドモ子孫其器ニ當ラザレバ命ゼズ、○中略

素讀方、二十八名或ハ十八名諸士ノ文學アル者ヲ以テ之ニ充ツ、歩行ヲ以テ之ニ充ルトキハ加役トス、○中略

手跡方、六名諸士ノ能書ノ者ヲ以テ之ニ充ツ、歩行ヲ以テ之ニ充ツルトキハ加役トス、○中略

和學、後ニ國學ト改稱無定員諸士若クハ歩行ノ其學ニ達スル者ヲ以テ用掛リトス、古事記、六正史以下、皇國ノ故事來歷ヲ敎授シ、兼テ詠歌ヲモ敎授ス、

寛政十一年八月四日、創設ノ時左ノ如シ、

小原八郎左衞門、村田大介、

右其方共、和學相嗜候趣達御聽、奇特之事ニ思召候、此後彌致出精、且和學被相學候面々候ハヾ、稽古館ヘ罷出可致世話候、此段申渡候樣被仰出候、

嘉永四年、直弼ノ時、和學方ヲ改メテ國學方ト稱ス、

禮節、(無定員)小笠原流ナリ、諸士若シクハ歩行ノ其業ニ達スル者ヲ以テ用掛リトス、坐作進退酒掃應對、獻酬配酌、受授送迎等、總テ武家ノ禮式ヲ教授ス、○中略

算術、(無定員)諸士若シクハ歩行ノ其業ニ達スル者ヲ以テ用掛リトス、算盤、或ハ算木ヲ以テ之ヲ教授ス、○中略

醫學會頭　藩醫中、其學業ニ達スル者ヲ以テ用掛リトス、醫師若干輩ヲ會シ、醫書ヲ輪講セシメテ之ヲ聽キ、討議質問セシメテ疑義ヲ決ス、○中略

武藝師範　弓、馬、劍、槍、薙刀、居合、柔、炮、師範ハ皆家業ニシテ、子孫ヲシテ因襲セシム、各流義アリ、同流ニモ亦各派アリ、師家各其門弟ニ其家藝ヲ教授ス、

〔日本教育史資料〕六 舊岡山藩 學校

職名俸祿及職員概數　寛文九年開校以後、泉八右衞門、津田重二郎ヲシテ奉行職ヲ擔當セシメ、中江彌三郎之ニ副スル如故、但八右衞門、重二郎ハ、共ニ祿三百石物頭ナリ、彌三郎ハ扶持切米ヲ給セシ兒小姓ナリ、

講官　開校以後執役ノ人員ハ、既ニ教則部中ニ掲載セシヲ以テ茲ニ略ス、但家祿ハ人々差等アリ、職俸合力米等ハ年給ヲ以テ相當ノ給與アリ、然レドモ記錄中明文ナキヲ以テ、今之ヲ詳ニスルヲ得ズ、演武教師上ニ同ジ、

授讀師　其人員不詳、給料上ニ同ジ、俗吏、學厨吏、學厩吏、藥園掛、掃除奉行、典籍掛、器械掛、樂器武具掛、雜務掛、會計方、記錄方、　右ハ開校以後、天和二年迄ノ記錄ニ散見スル所ナリ、一役一人、或ハ二三人ニシテ、身分ハ大抵步行格ナリ、其年給銀米ノ定額、今詳カナラズ、

座奉行ヲ置如故、但其人員增減定マラズ、概二十名計リナリ、其勤仕中ハ、學校知行ノ內ヨリ、年給トシテ合力米若干（其額不詳）ヲ給付スルヲ定規トス、而シテ時々交替セシメ、被免ノ者ヘハ慰勞トシテ酒饌ヲ供シ、銀子時服等ヲ付與スルヲ例トス、

小侍者舊ノ如シ、給料規則如左、　袴代一季ニ金壹分ト定ム、入學ニハ終ノ月ヲ可捨、三月朔日以後參候ニハ、春ノ分除之、夏秋冬同前ナリ、　退校ニハ始ノ月ヲ可捨、正月晦日迄相勤候ニハ、春ノ分除之、夏秋冬同前ナリ、　飲室役ニハ銀貳枚ヲ四ニ割、右同斷、

小侍者引廻　寬文十一年四月、新ニ之ヲ置ク、學校附屬ノ小吏三名ヲシテ之ヲ任ゼシメ、一名宛、交番宿直セシム、

醫師　寬文十一年六月參校生徒疾病ノ手當トシテ七名ヲ置キ、交番ヲ以テ學校ヘ直セシム、延寶四年正月之ヲ廢ス、延寶元年正月、去年十月、津田重二郎ノ管理セシ學校奉行ノ職ヲ解キ、專閑谷學校鄉學等ヲ總括セシムルノ故ヲ以テ、本日更ニ泉八右衛門ノ留帳役ヲ解キ學校總奉行トシ、加世八兵衛、中江彌三郎ノ二名ヲ奉行トシテ、八右衛門ニ副セシム、

同年二月、京都ノ學士朝倉少太郎ニ、家祿元米八十石ヲ給シテ講官トス、（後小原善助ト改稱ス、）

同二年二月、紀州ノ儒士窪田道和ヲ延キ、祿七十八俵五人扶持ヲ給シテ講官トス、

〔日本教育史資料六舊廣島藩〕學校

職名及俸給職員概數（維新後ハ詳ナラズ、維新前ニ係ルモノヲ掲ゲ、）

學校奉行一人　該職ヲ命ズル者ハ、位置大監察ノ班ニ列セシメ、役高三百石ノ者トス、（三百石未満ノ者ト）

（雖、其不足ヲ補フコトアリ、）且役料扶持米額ハ、足輕料ト稱シ、切米四石ニ二人扶持ノ者六名附屬スル名義ニテ現人ヲ給セズ、合併シタル高ヲ藏米ニテ給ス、同副使一人、　持祿二百石内外ノ者ニテ、昵近スル者ノ役名格ニ備置ク、（此職ハ學校奉行ノ事務ヲ助ケ奉行不在ノ節ハ、爲事奉行ノ事務ヲ擔當ス、）書物奉行一人、　前同斷副使ニ比スレバ等差アリ、校内書籍一切ヲ總理ス、　敎頭四人　敎授官ノ内、年ヲ積ミ功多キ者其任ニ當リ、特別ノ者ハ、側用人ノ班ニ進メ、四百石或ハ三百石高ヲ給ス、大抵藩主講義ヲ聽聞スル爲メ、尋常昵近スル者ノ役格ニ備ヘ、日ヲ課シテ書ヲ講ゼシム、敎授官概子八人、　常ニ八名内外トス藩内ニ特別ノ者アレバ、拔擢シ、又他藩ヨリ聘シ或ハ敎頭ヲ以テ兼務セシメ、敎頭長男ニシテ學事ニ長ズル者アレバ、扶持米切米ヲ給シ、召出シテ敎授官トナシ、故ニ定員ナス、奉職後數年ニシテ、書物料トシ、年々金五兩ヅヽヲ給與ス、　吟味役二人　生徒ヲ奬勵シ、且品行上ヲ察ミ、定額金出納ヲ點檢ス、役料トシテ一ケ年藩札三百目ヲ給ス、（三百目ハ、小人料ノ名義ナリ、）　事務局詰四人　吟味役ヲ助ケ、專ラ校務ヲ取ル、　書記局詰六人　日々上校ノ者ヲ記載シ、其勤惰ヲ具狀ス、　學事方、定員ナシ、　敎授官ヲ助ケ、生徒ニ授業ス、　同見習定員ナシ、　學事方ヲ扶ケ、生徒ニ授業ス、　句讀師二十人、　十人ハ本勤ノ者トシ、銀十枚、（藩札四百三十目）十人ハ加ハリノ者トシ、一年金壹兩（藩札六十目）ヲ給シ、本勤ノ者ハ、素讀ヲ授ル者トス、　門衞人員不詳、

〔日本敎育史資料七 舊高知藩〕學校（○敎授館）

職員概數　總宰一人、目付役一人、文武調役二人、敎授役三人、句讀導役不詳、文武方下役一人、同役人二人、目付役留書一人、同下横目五人、下代一人、書籍出入二人、寫物役不詳、下使五人、門番不詳、總計二十四人許、

〔日本敎育史資料八 舊佐賀藩〕學制

學職　敎授　御目附　敎諭　敎授を助、館中を治め、諸隊を敎導し、及び式日說書等の事を掌る、

武藝方　敎授を助武藝等の事を掌る、六藝方　敎授を助、武藝等の事を掌る、此兩席、當時被相兼、敎諭都檢より請持に相成候事、都檢　學中の事務を管轄す　司計　銀米諸帳面を會計す局長、局中書生を敎導し、讀書書學の事を掌る、司庫　御遣料銀米請拂の事を掌る　書記　諸書整、御藏書御道具類を掌る、寮頭　内生の内頭立候人より、内生寄宿生をすべ規則出入等の事を掌る、同備闕　内生の内、頭立候人より、寮頭を助、定詰寄宿生授業規則等の事を掌る、執法　書生の内、撰で執法とし、局長を助て外生の不法をたゞす　寮監　内生の内撰立、寮監とし、内生の不法を糺す、監厨　書生の内より、兩人、三ヶ月充相勤、朝夕食用炭薪茶油出納の事を掌る、司堂　書生の内より、館中内外の洒掃、式日其外のしつらひ、種火、煎茶、點燈、警板撃柝門戸啓閉の事を掌る、將命　書生の内より、冠者を除、使令の事、及洒掃を掌る、

〔銀臺遺事〕寶曆四年、熊本の城、二之丸の内に學校を建給ひ、文を學ぶ所を時習館と名付、一族長岡内膳忠英を總敎とし秋山儀右衞門定政を敎授として、訓導幷に句讀師など云者十餘輩あり、武を習ふ所を東榭西榭と名附、あらゆる武藝、品を分て夫々の師あり、其數後は八十餘人に及べり、〇中略寶曆十年六月、重てかう〳〵しき堂を建て是を講堂として尊明閣とは名付られ、君自筆を染仰止の二文字を書せ給ひて扁額せらる月の三八の日、講師一人經書を爰に講ず、其日は家老一人必席に臨む、忠英致仕せられし後は、是を總敎と定む、備頭番頭奉行目附などいへる役等ごとに、必一人宛出て東席に列坐す、老臣の嫡子以下、皆北面して講を開く、其出入坐席を使番指揮して、威儀を正し物云事はなからしむ、講師の座には氈を設けたり、君入らせ給ふ日は氈をば撤すれ共、猶君と指むかひ坐して臣下の列を離しめらる是先王の道を君に告るに北面せずといへる禮を思ひ給ふ故なるべし

〔日本敎育史資料十八舊熊本藩〕安政三年辰十一月學校一ヶ年十二ヶ月記錄渡〇中略

一二百石高相當物頭列學校目附、役料三拾俵一俵ニ付三斗五升入、以下同斷、　時習館敎授習料米四拾俵、　時習館助敎役料二拾俵　敎授職坐席比著坐ニ候得ハ、五百石高料役表五拾俵、

一百石高平士　時習館訓導役料米拾五俵　時習館句讀師右同斷　時習館習書師右同斷　武藝諸師役役料米拾二俵

但文藝師範物頭列ニ進候ヘハ、下地百石高ノ面々ヘハ、小知手取心付トシテ米拾六俵百五拾石高ニハ米拾俵被増給、是二百石ニ不備知行故也、中小姓ヘハ合力米五人扶持十五石、又ハ二拾石、役料トシテ並銀五枚十一枚代錢四十三匁ナリ給之、切米取モ同樣ナリ、

〔日本敎育史資料三舊津藩〕上野學校

生徒數

生徒概數千七百二十人　此譯、通學生士族九百六十人內、六歲以上十五歲以下三百人、文武兩道ヲ修ムル者百二十人、武ヲ修ムル者百八十人、十五歲以上六十歲以下、六百六十人、文武兩道ヲ修ムル者三百人、武ヲ修ムル者三百六十人、通學生卒族七百五十人、但歩兵操練、劒術柔術ノミヲ修ム、寄宿生、士族十人、但大和領地ヨリ留學シ、又ハ品行匡正ノ爲メ入塾セシメシ者、

〔日本敎育史資料十八舊名古屋藩〕國貴舊記

天保十五年甲辰春被仰出の寫

明倫堂之儀、厚思召を以御取建被遊、文學望之者は學生被仰付、聖賢之道を學び、政治之筋を心得候はゞ、往々其才器相應之御役儀をも被仰付、御用に可被爲立との御趣意に付、兼而法則等相守、格別出精、修行可仕儀は勿論に候處、近來何となく、一統怠惰之姿に押移、流弊とは乍申、數年堂中に罷在候ても、一向文學上達不仕輩も有之哉に相聞、深思召を以、被立置候御趣意にも相觸候段、心得違之事に候、就夫是迄學生の儀、年限も無之、一旦被仰付候得ば、過失等無之者は引續學生に而被差置候處、向後學生三ヶ年限と被相定候間、右年限之內、課業を相立、精々修行爲仕、年限滿候

迄、學業相進、志厚者は、猶又學生可被仰付候、付ては常々修行方之儀、嚴密に令世話、幼壯之輩、相應に學力をも試置候樣可被心得候、尤修行不行屆或は行狀不宜、志薄等之者有之候はゝ、年限内にても學生御免可相成候、且又人數之儀も以前に被復、百人を限と被相改候、尤勤學之儀は、是迄之通被心得、其内格別出精、志厚者有之候へば、御吟味次第、不時増學生をも被仰付候間、銘々相辨、實意を以て修行爲仕候樣可被心得候、

〔日本教育史資料三舊會津藩〕學校○日新館

生徒概數　文武諸士、總テ大略千人ニ降ラズ、皆通學生ニシテ、間々他方ヨリ來リテ、館内寄宿舍ニ在リ、自炊シテ文武ノ業ヲ修ム、是レ皆自費ニシテ、藩費ヲ給スルコトナシ、

〔日本教育史資料三舊彦根藩〕學校○弘道館

生徒概數　藩書存セズシテ登記スルヲ得ズ、聞ク處ヲ以ヲスルトキハ、弘化三年以前ハ、凡ソ五六百名ニハ下ラザリシヲ、四年二月、相模海岸警備ノ命アリ、壯丁ヲシテ屯在セシメシ以來ハ、四百名ニ上下ス、而シテ皆通學生ナリ、文化文政中ニハ、請願ニ依リテ、寄宿ヲ許可セシ者若干名アリ、或ハ文武不精、或ハ不品行ヲ以テ罰シテ寄宿セシムルモノモ亦若干名アリ、其罪狀ニ依リテ、一年二年三年等ノ差アリ、通學寄宿共ニ藩費ナリ、天保ノ晩年以後ハ、寄宿生アルコトナシ、

〔日本教育史資料四舊加賀藩〕學校○明倫堂

生徒概數　學校ハ四民教導ノ趣旨ナルヲ以テ、寛政四年、學校創立ノ際ハ、御家中幷ニ陪臣、町在ノ者ニ至ルマデ、出校ヲ願出ヅルモノ二千六百人餘アリト見ユ、然レドモ渾テ之ヲ生徒ト稱スルハ穩當ナラザルニ似タリ、故ニ其中ニ就キテ、年少ノモノヽミヲ擧グルモ二三百人ヲ降ラザルベシ、又文化十年九月、大嶋忠藏等ヨリ、菊地九右衛門等ヘ建言セシ書中、子弟ハ生徒ヲ願ヒ、素讀生三百人ニ越ユトアルヲ以テ、當時ノ隆盛ナルコトヲ證スルニ足ル、又大嶋清太、學政私考中

載スルトコロニヨレバ、生徒人數、大略二百人ト圖リ云々トアリ、是ハ天保九年ニ記セシモノナルヲ以テ、私考ト雖尙ホ當時ノ狀況ヲ察スルニ足レリ、又同人意見書中、入學生大數二百六十人トアリ、是ハ嘉永元年ニ記セシモノニシテ、亦以テ其狀況ヲ推知スベシ、

〔日本敎育史資料十八加賀藩〕學況沿革

生徒數　天保十亥年以後年々生徒員數

人持以下士列以上之嫡子嫡孫、十五歲より廿三歲まで之者、亥年二百一人、子年二百四人、此年三十三人御免、三十六人新に入、如此に成、丑年二百二十二人、二十一人御免、三十九人入、寅年二百三十九人、十五人御免、三十二人入、卯年二百四十人、二十一人御免、二十五人入、辰年二百六十人、二十人御免、三十七人入、巳年二百六十一人、二十五人御免、二十六人入、午年二百六十一人、二十四人御免、二十四人入、未年二百六十四人十七人御免、二十人入、申年二百六十七人、二十五人御免、二十八人入、酉年二百六十五人、三十五人御免、三十四人入、戌年二百六十人、三十九人御免、三十四人入、亥年二百四十五人、三十二人御免、十七人入、子年二百三十三人、二十五人御免、十三人入、

〔日本敎育史資料六岡山藩〕學校

生徒概數　寬文九年、新學校開業以後、天和二年、光政逝去ニ至ル十三年ノ間、就學人員小生人員百四拾壹名ヲ極トス、小侍者、人員六十七名ヲ極トス、　右就學生徒寄宿ノ分ハ、自費ニテ措辦シ、壹人扶持（玄米五合）ヲ學厨ヘ納メシムルノ則ナリシガ、後壹人半扶持（玄米七合五勺）ニ更ム、

天和三年ヨリ元祿十五年ニ至ル、二十ケ年之間就學人員、大小生六拾三名ヲ極トス、但以後年々人員大ナル差無之ニ付、維新前マデ二十ケ年ヅヽニテ、人員ノ多キ極度ヲ記ス、

元祿十六年ヨリ享保七年ニ至ル、二十ケ年間、大小生就學人員極度百拾二人、

享保八年ヨリ寬保二年ニ至ル、同五拾五人、

寛保三年ヨリ寶暦十二年ニ至ル、同百貳拾九人、
寶暦十三年ヨリ天明二年ニ至ル、同百七拾貳人
天明三年ヨリ享和二年ニ至ル、同百八十五人、
享和三年ヨリ文政五年ニ至ル、同百貳拾六人、
文政六年ヨリ天保十三年ニ至ル、同貳百四拾貳人、
天保十四年ヨリ文久二年ニ至ル、貳百八人、
文久三年ヨリ慶應三年ニ至ル、五ヶ年間百七拾七人、

〔日本敎育史資料六 舊廣島藩〕學校

生徒概略　天明年度前ハ詳ナラズ、天明年度ヨリ文久年度頃迄、通學生三百名内外アリ、慶應二年學校移轉、修道校ト稱セシヨリ後、通學生三百名、寄宿生ハ五十名ヲ限リ藩費トシ、其餘ハ自費生トス、

〔日本敎育史資料八 舊福岡藩〕學校

生徒概數　修猷館　建學ノ年、束脩ヲ行フ者六百餘生、後年日ニ來リ學ブ者二百餘生、　在塾生四十名、内都講三人、典籍二人、講武點檢二人、掌撰三人、　右一生、一月ニ米壹斗六升五合、金三歩二朱ヲ以テ食料トス、　以上維新前ノ數トス　寓館童生三十名　毎年春秋ノ内、三十日ヲ限、寓宿シテ學習ス、　副訓導二人モ宿シテ敎導ス、其三十二人皆食ヲ給ス、　以上學制頒布前ノ數

文武館　日毎ニ入學ブ生徒五六百名、在塾生百五十名、　右一生日ニ、米七合ト白梅醃菜ヲ給ス、
　三八ノ日ハ味噌汁ヲ添ヘ、朔望ハ酒魚ヲ加フ、　以上學制頒布前ノ數

〔日本敎育史資料八 舊熊本藩〕學校

生徒概數　時習館講堂生三百七八拾人程　同菁莪齋居寮生寶暦五年、創設ノ際ハ拾七名内塾長一

寄宿生

名ナリシニ、嘉永安政ノ頃ハ二拾七名トナル、同句讀齋生徒、創設ノ際ハ四百七八拾人程ナリシニ、後年五百人餘トナル、同習書齋生徒、創設ノ際ハ四百五拾人程ナリシニ、後年五百人餘トナル、算術師七家ノ生徒、一家百人程、音樂師門生三拾人程、古實師門生五拾人程、武藝師範特ニ隆盛ナル家ハ、五六百人ヨリ多ク、寡キモ百五拾人ニ降ラズ、

〔日本教育史資料二舊名古屋藩〕學制（○明倫堂）

別紙學生丹羽信四郎初堂中へ寄宿願ノ儀、此日御年寄衆へ及進達置候所、付札ノ通被仰聞候付則申上候、右之通進之候、以上、（○中略）

十一月（○慶應ノ頃）

一ヶ月分夕飯米薪代等、一人分雜費左之通、

米四升五合（一夕飯米一合五勺ツヽ、一ヶ月日數三十日之積、）薪貳束五厘、代一匁三分程、（飯焚並湯沸シ薪トモ、御買上直段割ヲ以テ、追ヶ取立上納仕候積、）香ノ物代一匁三分貳厘程、（御買上直段割ヲ以テ同斷）茶拾匁代一分程（同斷）〆米四升五合、銀貳匁七分貳厘程、（銀相場、金一兩ニ付六拾匁ナリ、○中略）右ノ外、起炭、燈油、付木、燈心等ハ、自分買上ノ筈、

本文信四郎初、堂中寄宿ニ付テハ、諸事取締トシテ、舍長差置候半デハ難成儀ニ有之候付、追テ人別之儀、吟味取調可申上候、此段申上添候事、

〔日本教育史資料二舊名古屋藩〕學制　明倫堂御番へ

學生丹羽信四郎、丹羽淸五郎、中山篤次郎、御徒格以下學生犬飼司馬太郎、鵜飼建次儀、今般願の上、堂中へ寄宿相濟候付ては、夜中御門出入の儀、酉刻過は、印紙を以通行の筈候間、酉刻過出入の節は、當人々々より印紙差出筈に付、受取の右印紙面に、出入の時刻相記、翌朝拙者共役所へ可差出候、依て印紙雛形一通相渡候、

一亥刻過は印紙持參いたし候とも、出入は不相成筈候、

一毎月朔日、十一日、廿一日は、戌刻迄無印紙御門入の儀相濟筈候、

右之通相心得、不締之儀無之樣、嚴重可取計候、

十二月〇中略

壹ヶ月一人之飯米等左之通

米四升五合、夕飯米、但一日一合五勺宛、薪貳束五厘、香ノ物夕飯菜茶拾匁、右之通、自分賄ノ筈候間、薪代初ノ儀、節々御買上直段ノ割ヲ以テ、盆暮兩度ニ取立、上納爲取計候筈、

〔日本教育史資料三 舊米澤藩〕學校

沿革要略 此年、〇寬政元年 寄塾生、炭油食料定法價直ヲ廢シ、實價ヲ以テ之ヲ收入ス、自費生、月ヲ追テ減ズ、同三年三月、定法價直ノ收入ニ復ス、又寄塾生、藩主臨校ノ前後、官費賄ヲ賜フコトヲ止ム、當直ノ日ハ、是迄ノ如シ、

〇按ズルニ、教育史資料ニ、天明七年十二月、寄塾生當直ノ日ハ終日、及ビ藩主臨校ノ前後三日間、官費ノ賄ヲ賜ハランコトヲ乞フ、之ヲ允ストアリ、今藩主臨校ノ前後、官費賄ヲ賜フコトヲ止ムトアルハ之ヲ廢スルナリ、

〔學制彙集乾〕米澤學制聞書

入寮生 二拾人

但御上より御差圖を以入寮被仰付、御賄を頂戴致候、一詰を三年と相定め、其間は每朝素讀授け、受持候年限相濟候得者、私宅に引取候筈に候へども、多くは御近習に御召出被仰付候、或は又三年も入寮被仰付有之、書生より願繼候も御座候、

寄宿生 二拾人

但一ヶ年飯代、諸入用代等までに、錢九貫文高、御上に差上候得者、平日は入寮書生同樣に御賄を頂戴いたし、炭油等も御上之品を相用、入寮生一人に一人宛、御上之御差圖を以同宿被仰付

候、是又一詰三年と相定め、年限相濟候得者、學業出來次第、改而入寮書生に被仰付候、

通ひ書生引立　十人計

但通ひ書生中より、二十歳位の者を撰立、五ッ時より夕七ッ時まで出仕、通ひ書生十人宛計を受持、其下見素讀手習等、世話役被仰付候、晝飯一度計御賄を頂戴いたし、盆暮も頂戴物有之候、

〔日本敎育史資料三舊米澤藩〕學校〇興讓館

寄塾生ノ入料

覺

右ハ學館生舊ニ御復被成候處、自分入料生之儀、諸品時相場ヲ以御取立相成、多分之引違ニ相成、自然ト自分生相絶候樣ニ相成、因之以前之通、入料定法直段ヲ以、御取立被成下度由、

片山紀兵衛　神保容助

伺之通相濟候事、但寛政元年ヨリ、本文之通ニ候事、寛政三年三月十七日御役所

學館主財、文久初年、自分入料生賄代ヲ勘定方ヘ納メタル記アリ、元年ニハ七月十二日、三拾五貫文ヅヽヲ納ム、同二年ハ七月四拾貫文、十二月三拾貫文ヲ納ム、此時寄塾生十人ナレバ、蓋シ一人一ヶ年ノ入費七貫文ヲ以テ、定法直段ト爲スナリ、

〔日本敎育史資料六舊山口藩〕學制

元文四年二月日闕明倫館頭人へ達

一御養ヒ諸生之儀ハ、鹽噌代共ニ、二人扶持衆ノ引當有之儀ニ候、然ルニ右ニモ有之通、付食諸生之儀ハ、多ハ諸士之嫡子別テ其志有之者、相願申ト相聞候、然バ御養ヒ諸生十人ノ內、役付五人ヲ引、殘五人ノ儀ハ、館中賄之不勝手無之候ハヾ、鹽噌代一人分之引當ヲ、付食諸生二人分ニ付、入館ノ諸生相增候分ハ、勝手次第ニ被仰付候事、二月御手廻頭姓名

〔肥後物語〕居寮生之事

國中ノ人、上下ニ不限、才氣拔群ニテ、以後用達モスベキ人物ヲ見立、學頭ヨリ總教ニ申達ス、總教得ト吟味シテ、愈拔群ノ人物ナレバ君聽ニ達シ、公儀ヨリ御養ニテ、一年中學校ニ召置レ、其望ニ任セ、何藝ニテモ稽古サセ玉フ、彌勤學シ才學進メバ、二年モ三年モ留學仰付ラル、其內、一廉才學成就スレバ、直ニ役儀ヲ申附ラルヽコトモアリ、句讀師ナドニナルモアリ、モシ案外ニ進マヌ人ハ、一年ニテモ寮ヲ出サル、某〇龜井道載十九歲ノ時、彼國ニ遊ビシニ、居寮諸生四五人アリシガ、近年ハ、十四五人ハ年々絕エザル由、ケ樣ノ筋故ニ、家中ハ勿論、在町迄モ學問出精ノ者多ク、醫者出家社人ナドニ文盲ナルハ至テ少キ也、

〔日本敎育史資料八舊高鍋藩〕學校〇明倫堂

寮法　一寄宿寮者、凡一ケ年被仰付候事、病氣幷看病忌中等ニテ、致下宿候者、三十日ヨリ五十七日迄者一ケ月延、五十八日ヨリ八十六日迄ハ二ケ月延、餘ハ準之延月爲致候事、

一寄宿生年限中、諸稽古消帳御免、尤志有之候者、讀書之暇、廉之屋敷ニテ致稽古候儀、勝手次第ノ事、尤當主嫡子共勤方御免ノ事、

一自勸入寮、一ケ年限御免、尤學校ヘ願出候事、但勤方者不被成御免稽古者二藝ノ外消帳御免之事、

一每日課程、經書素讀者三枚以上、子史集者二拾枚以上可致熟讀事、

一學校諸生、出席ヨリ退校迄者、著察齋ヘ可致出席事、

一夜讀ノ儀者、四月ヨリ七月迄夜四時限リ、八月ヨリ三月迄者九時限ノ事、但右刻限前相休、幷刻限過讀書ノ向ハ、其旨當役ヘ相斷可申事、

一晝夜ニ不限、通ヒ出席ノ向勝手次第ノ事、

一四時御試ノ內、兩度ハ必相受候事、但試當日肩衣著日限ハ、前以壁書出置候事、

一每朝塾生順番ニテ當番相勤、番人ノ出次第、一統ヘ目寐相觸候者、一統寢具始末ノ上、一禮可致事、
一每月六次ノ會讀不可致怠慢、病差合等ニテ缺席ノ向ハ其時ノ案內可申出事、
一十五日文會、廿八日詩會、是又同斷ノ事、但長病ノ外ハ、當日不參候共、詩文ハ翌日ヨリ三日ノ內差出可申事、若詩文共不得手ノ向ハ、經書會十二度必出席ノ事、尤當人ヨリ申出候上ニテ出否名前帳相除候事、
一外出一ヶ月五度相限候事、內三度ハ夜九時迄遲刻差免、兩度ハ下宿差免候事、但遲刻不行向ハ、暮六時限候事、右刻限相過候得者、可爲遲刻事、外出ノ節、遲刻、下宿願繼ノ節ハ、刻限前案內可申出事、下宿之向ハ、朝歸ル節ハ、五時限過候得者、可爲一日ノ他行事、尤右ノ外、元日、中元、節句、朔日等、御祝儀、幷不時御祝儀御機嫌伺御用向、上覽、及修業會立者等ノ外出者、別段ノ事、
一親類死去ノ節ハ、五度ノ外ノ事、忌日ハ前夜當日共可爲右ノ外事、
一元日、中元、節句、朔日等、都テ右五度ノ外、外出差免候、同下宿致候向者、其前後外出一日取加可爲一度ノ下宿事、
一下宿ノ節、當番非番兼テ相極置、當番ヨリ學舍留守居相殘可申事、但無據譯有之節ハ、申出可請差圖事、
一會日當日ハ外出不相成候事、無據譯有之節ハ、其譯申出、可請差圖事、若無譯外出等ニテ出席無之候得者經書會詩文會ニ限ラズ、一會ニ一度ノ外出差留可申事、
一無案內他行遲刻下宿等致候得者口上書爲差出可申事、
一暫時用達ノ爲外出ノ向者、一時ヲ限候事、右刻限過候得者、可爲一日ノ他行事、
一壹ヶ月ノ內病氣ニテ、前後取集メ六日引取候節、下宿一度相減、十二日ニ相成候節ハ、二度相減、

自費生
給費生

餘者準之候事、

一病氣忌中等ニテ、今日歸寮、當日他出出宿不₂相成₁候事、但極々無₂據譯有₁之候節ハ、申出可₂請₂差圖₁事、

一酒一切停止ノ事

一湯ノ事、但九月ヨリ二月迄、一ヶ月六度、三月ヨリ八月迄掛湯隔日ニ致候事、

右ノ條々於₂相背₁者、當役ヨリ申論、其再度ニ及ビ候者ハ、御叱被₂仰付₁、三度ニモ及候節ハ、放逐被₂仰付₁候事、

嘉永六癸巳九月　　助教教授

寄宿生中

〔日本教育史資料一舊櫛羅藩〕學制

學事上ノ諸制度　不₂詳

士族卒子弟ノ教育方法　士族卒及其子弟、藩立學校又ハ私塾等ニ就テ修業スルハ各自ノ意向ニ任ス、他國遊學ハ各自ノ意ニ任セ、三ヶ年ヲ限リ許可ス、但當主ハ私費ヲ以テシ、嗣子ハ二人口三石五斗（壹ヶ年玄米）ヲ給與ス、士族卒共子弟十歳以上ノモノハ、文武ヲ兼修セシム、士族卒中格別貧困ノ者ヘハ、書籍或ハ代料ヲ貸與スルコトアリ、私塾ノ手當トシテ、壹ヶ年玄米壹石ヲ給與セシコトアリ、

〔日本教育史資料一舊柳生藩〕學制

士族卒子弟ノ教育方法　士族卒ノ子弟ハ、各自ノ意向ニ任セ、家塾寺子屋ニ入リ修學スルヲ許スト雖ドモ、藩費ヲ以テ學資ヲ助クル制規ナシ、總テ學資ハ自辨タルベシ、藩主ハ學事ニ干與セザルヲ法トス、○中略卒ハ終身抱ノ者ノミニテ、教育上ノ制度ナシ、

〔日本教育史資料二舊津藩〕學制

士族卒ノ子弟教育方法　士族ノ子弟ハ必ズ藩立學校ヘ入學セシメ、卒族ハ別ニ檢束ヲ用ヒズ、士卒トモ餘暇ヲ以テ家塾ニ修學スルハ、各自ノ意向ニ任セリ、

〔日本教育史資料六舊赤穗藩〕學制

士族卒ノ子弟敎育法　士族ノ子弟ハ、年六才ニ及ブトキハ、藩立學校ニ入學セシム、藩士ノ家塾ニ入學スルハ、各自ノ意向ニ任ス、卒ノ子弟ハ、藩主令ヲ下シ、藩學家塾ノ別ナク學ニ就クコトヲ奬勵セリ、卒小頭以下ハ藩學ニ就クベキヲ命ゼズ、特ニ命ゼザルハ、其薄給ニシテ糊口ニ汲々タルヲ以テナリ、時宜ニ寄リ命ズルモノハ、其費用ノ少分ヲ補助セリ、

〔日本教育史資料八舊高鍋藩〕學制

士族卒ノ子弟敎育方法〇中略　切偲樓〇謂二本藩藩學明倫堂寄宿舍一寄宿生ハ、始メハ藩費生三人、飯料、鹽、噌、薪、炭、油ヲ給シ、願入寮ハ、飯料半額、及鹽、噌、薪、炭、油ヲ給セシガ、漸々入寮生多クシテ、賄ガタキヲ以テ、家祿百石以上ノ子弟ハ私費、五拾石以上ハ半額ヲ與ヘ、四拾九石以下全額ヲ賜ヒ、入寮五拾人ヲ限レリ、

遊學生

藩費遊學生ハ、始メハ藩內優等書生ニ、其人格式江戶在勤ノ費額ヲ與ヘテ學バシメタリ、嘉永年間改メテ四人扶持米ヲ給シ、二人ヲ限リ、二十四月ヲ一期トシ、試驗シテ、進步スルモノハ尙又延期ス、其後物價騰貴スルヲ以テ、一箇年金拾貳兩トス、往來路費ハ此限ニ非ズ

〔日本教育史資料一舊柳生藩〕學制

士族卒子弟ノ敎育方法〇中略

士族中ノ子弟、自費ヲ以テ他國遊學ヲ請願スル者アルトキハ、詮議ノ上許可スルコトアリ、

〔日本教育史資料二舊津藩〕學制、

士族卒ノ子弟教育方法○中略

藩費ヲ以テ他國ヘ遊學セシムルハ漢學、醫學、洋學、武術等、本人ノ志望ニ應ジテ許可シ、又ハ藩命ヲ以テ遊學セシメ、在學中三人口或ハ二人口ヲ給ス、格別遠國ノ遊學者ハ、口糧ノ外、特ニ年賦返納金若干ヲ貸與ス、但遊學ヲ許可スルハ大約十人ヲ定員トス、

〔津和野藩舊記〕是年○嘉永二年藩士十七人に命じ、他藩に之き、文武を研精せしむ、

嘉永二年酉、文武他處稽古左之通、

中老 布施左仲殿　坂村基一　平田雄之助　小柴俊亮　右儒學稽古被仰付

風傳流槍術家業 板井小馬太　右儒學ニ家業替

馬術家業小源太養子 高橋定太郎　右儒學ニ家業替

○本書、此他ニ槍術、劍術、砲術、柔術、馬術、醫師等ノ修行者ヲ他藩ニ遣ハシヽコトアリ、之ヲ略ス、

〔日本教育史資料六舊福山藩〕學制

士族卒ノ子弟教育方法○中略

私費遊學ヲ許可セシ事　誠之館造營前後共、文學若クハ武術、私費ヲ以テ遊學スルコトヲ許ス、

〔日本教育史資料六舊赤穗藩〕學制

士族卒ノ子弟教育方法○中略

遊學生ハ私費ヲ以テ例トス、幸ニ藩士大川太郎平、神吉安宅、都志與太郎、河原略之助等ノ家塾アリ、藩費幾分カヲ補助スレバ、多ク之ニ就テ學バシム、將來成立ノ目的アルモノハ、特ニ撰テ他ノ良師ヲ求メ、藩費之ヲ助ケテ入學セシム、遊學生、常ニ數人ニ下ラズ、其遊學生尤モ多キハ、維新前後トス、是時ニ至ツテハ、其人員二拾人ニ及ベリ、而シテ藩費全額ヲ給シ、或ハ其幾分ヲ助クルモノ十中ノ八ニシテ、私費ヲ以テスルモノハ其二ノミ、

〔日本敎育史資料五 舊鳥取藩〕學制

藩費ヲ以テ他國ヘ遊學セシメシ事

天保七年申六月三日　二宮杢之助儀、儒學爲修業京都ヘ罷越シ申度ニ付、當六月ヨリ來三月迄、十ヶ月間、御暇奉願候ニ付、相伺候上、願之通リ御暇被遣旨被仰出、其段御用人ヲ以テ申渡之、

右同人儀、爲修行罷越候處、小身ニテ自力難相叶、醫業修行ノ面々並合モ有之ニ付、相應ノ拜借御歎申上候處勘定所取調ノ上、類例有之ニ付、銀拾五枚拜借ノ儀承屆、其段御用人ヲ以テ申渡之（右名ハ拜借ト有之候ヘ共、其實ハ遣ヲ見切相成モノ也、）

〔日本敎育史資料七 舊德島藩〕學制

士族卒子弟敎育方法〇中略

藩費ヲ以テ他國ニ遊學セシメシハ、藩主齊裕ノ時、醫學、洋學、修業ノ爲メ、長崎ニ留學セシ者數人、〇下略

〔日本敎育史資料八 舊大村藩〕學校

沿革要略　寬文（年月詳ナラズ、）中、藩主因幡守純長始メテ學校〇明倫堂ヲ郭內櫻馬場ニ設ケ藩士ヲシテ文武ノ業ヲ學バシム、〇中略寬文八年、藩士大村三左衛門請テ其子六右衛門ヲ遊學セシム（遊學ノ地方、今詳ナラズ、）此後請テ遊學スルモノ及藩命ヲ受ケテ遊學スル者多シ、

〔日本敎育史資料八 舊高鍋藩〕學制

士族卒ノ子弟敎育方法〇中略

私費遊學ヲ乞フ者ニハ其半額ヲ賜フ、文久元治ノ間ニ至リテ、生徒益多ク、愈進ミ、舊額ニテハ、普ク行渡ラザルヲ以テ、大ニ學校費額ヲ增加シ、皇學生六人、漢學生六人、醫學生四人、禮律學生一人、算學生一人、書畫學生一人ヲ定額トシ、各現米拾石ヲ給ス、（代金ニテ賜ハルモ其望ニ任ス）但家祿百五拾石以上

ノ戸主ハ自辨セシム、私費遊學生ハ其半ヲ賜フ、

〔日本教育史資料八舊鹿兒島藩〕學制

嘉永七寅正月十一日　豐後

學問幷蘭學爲稽古他國エ被差出候面々、是迄二人賄料被下置候處、右被下方ニテハ稽古方不行屆由候付、別段ノ以思召以來三人賄料被成下候旨御沙汰被爲在候段申來候、此旨組中支配中エ申渡、諸鄕私領ヘモ不洩樣可申渡候、

遊歷生待遇

〔日本教育史資料十七諸藩補遺〕會津〇中略

一他邦の人、一藝に長じたる者は、書家畫家といへども、其藝道の達不達、出所等を吟味之上、其下役の者より學校中の長官へ申立、寄宿へ淹留せしむる也、何十日何百日寓居するも心次第也、儒者武藝者には朝夕一汁二菜位、或は二の膳を附る事も有、書家畫家等へは一汁一菜位にて、一等降りたる賄也、藝能有人をよく優待する風也、然ば諸方より藝術を以、來寓居する人數多有べしと思はるれ共、とかく平生二三人、五六人位也、又一人も不居事も有り、武藝は至て達人有る故、大抵の武人來りては勝事難く、依て武藝の者抔には、長く滯留する者來る事稀也、滯留中、館外へ出るには門戸を司るものに斷りさへすれば、何方へ出るも勝手次第也、

一遊歷之客を養ふべき料として、二十人扶持、賄方役人壹人、同荒子三四人程付置、歲終書畫の會の時、振廻出る例なるに、一歲之內來客居寮にして、右之賄料餘有る時は、餘りたるだけを此振廻の費增たし格別に盛饌を設け、景物等も多く出るなり、

〔日本教育史資料三舊米澤藩〕學校

他藩遊歷生　遊歷生ノ手當異同アリ、重キ例一二ヲ左ニ揭グ、

寬政二年七月十八日、上野人高山彥九郎來館、酒飯ヲ賜フ、諸生一統會宴、明日神保片山兩提學、同

人ヲ輪王寺ニ招テ之ヲ饗ス、自分進物ノ唱ヲ以テ袷一ツヲ贈ル、此品ハ日小屋役場ヨリ受取レリ、

文化九年五月、紀州儒者川合新五郎、米澤城下止宿、督學問訊ノ儀モアリ、逗留中旅籠料三百疋ヲ賜フ、

同年十一月、肥後生來ル、旅籠料貳分貳朱五百三十六文ヲ賜フ、

〔日本敎育史資料十七諸藩稍達〕備前　○中略

一他國より遊歴の書生など備前に至る時は講堂に請じて家中の者講釋を聽聞す、

〔日本敎育史資料八舊久留米藩〕學制

嘉永三年十月廿七日達

他邦ヨリ罷越儒生ノ內、添狀持參、學業モ相應ニ有之候歟、又ハ愼成面々、其節學校拜見不相願共、講釋方ノ內エ面會申込候テ、講釋方素讀方ハ勿論、學問出精ノ諸生申合、出會致候類ハ、武藝方ニテ、諸師範家ヘ罷越候他所ノ者同樣旅籠代被相渡旨、本庄一郎願出、播磨殿エモ相達候、右樣ノ面面エハ、以來旅籠代被相渡候、尤入塾申込候類ハ、賄代不被相渡候條、旅籠代被相渡候分計、名付並逗留日數等書付、時々差出候樣、總奉行中エ申來候條、可被得其意候、以上、

學科敎則
敎授法

〔日本敎育史資料一舊津藩〕學校　○有造館

授業ノ方法　敎師生徒トモ、朝五ツ時登校シ、敎師ハ先ヅ詰所ニ集リ、生徒ハ學校ヨリ渡サレタル著到札ヲ揭ゲ、習書寮ノ自席ニ就キ、習字ヲナス、五ツ半時ニ至レバ、各敎師ハ受持ノ席ニ就ク、具ヲ先生ト稱ス立次小姓ハ、當日出席生ノ登校遲速ニ隨ヒ、受業了ラバ、自席ニ復シ習字ヲナス、朝五ツ半時ニ至レバ下目附ハ、敎場ノ中央ニ遲參ノ二大字ヲ書シタル木牌ヲ揭示ス、此時ニ後レテ登校スル生徒ハ、下目附ニ於テ譴責ヲ加フ、四ツ時ニ至リ、又無言ノ木牌ヲ揭ゲ、靜肅業ニ就カシム、

退散時限朝四ツ半時、夕八ツ時、ニ至レバ、次小姓ハ著到札ヲ外シ、登校順序ヲ以テ生徒ノ氏名ヲ呼ビ、著到札ヲ渡シ退散セシム、故ニ教場ノ出入ハ雜沓セズ、

〔日本教育史資料二舊桑名藩〕學校

立教館令條

學校造立ニ付テハ、學問武藝其外習書數學容儀舞樂等ニ至ルマデ、夫々師範ノ教導ヲ重ジ、聊カ怠慢アル可ラザル事、○中略

學校ハ人倫ヲ明ラカニシ、風俗ヲ正シクシ、人材ヲ長育スルノ主意ニ候ヘバ、幼年ヨリ素讀等致シ、禮義進退ニモ能習ヒ、追々會讀看書ニ至リ、今日日用躬行ノ處ヨリシテ、和漢治亂盛衰ノ際、非常難處ノ事迄モ、飽マデ通達シ、制度文爲沿革、其餘軍法等ノ書ニ至ルマデ、能々心ヲ潜テ、實事ニ我物トスル事簡要ナリ、

經義ニ於テハ、自己ノ見ヲ爲スベカラズ、彌永々程朱ノ說ヲ可守事、

讀所ノ書ハ、聖經ヲ主トシ、其餘歷史諸子ノ類、廣ク講究シ、國家ノ用ニ立可申事簡要ニ候、詩文和歌等ニ至ルマデ、心掛候事則一助ニ候、我國ノ人ハ詩文ニ疎クシテハ、文字ノ本義モ解シ兼、狹陋偏固ノ弊モ有之候、雖然文人詩人ノ風流ニ習ヒ、武士ノ質實素朴ノ風ヲ失ヒ申間敷候、風流中ト雖モ我程ヲ心得、武夫タルヲ體シテ、義氣ヲ盛ニシ、氣丈ニ手堅ク可有之、官途ノ事モ知ラザレバ、世用ヲ爲シ難キ事ニ候、

唐土ノ風ヲ好ミ、仕來ニ違ヒ、或ハ今ノ制度ヲ謗リ、又學力未ダ至ラズシテ、漫リニ論說ヲ爲シ、自己ノ見識ヲ以テ、放マヽニ人ヲ誹議スル等事、凡テ理屈高遠ニ至リ、政教ニ害アル事アリ、可愼、

入學ノモノ、愛君忠國ノ意ヲ以テ、申出候事ハ、何ニテモ封書ニテ教授ヘ可差出、教授無遲滯直ニ差出シ可申事、

凡文武ノ業ハ、其材ノ長ズル處ニ隨フトイヘドモ、武藝專ニ致シ候トモ學文シ、學文專ニ致シ候トモ武藝ニ達シ候樣可心懸候、我長所モ心懸薄ケレバ知レ難シ、況ヤ學文ハ忠孝文武ノ道ニ候ヘバ、可廢筋有之間敷ハ勿論ノ事ナリ、

於學校貴賤ノ座席ヲ論ゼズ、上ヘモ親シク下ヘモ近クシテ、可修行事、

右之條々、永ク不可爲違犯モノナリ、

文化己巳十月十九日　定信

〔日本敎育史資料二〕舊名古屋藩學校

藩立學校明倫堂督學或ハ總裁等ノ學派沿革アリト雖、古昔ノコトハ詳ニスル能ハズ、天明ノ頃督學タリシ細井甚三郎號平洲ナル者ハ、朱註ヲ主トス、文化年中、督學冢田多門號大峯督學トナリ、朱註ヲ廢シ、古學ヲ主トシ、自註ノ十三經ヲ用〇中略

敎則、藩立學校創設以後、沿革詳ナラズ、督學ノ交代ニ依リ、稍變換アリト雖モ、概子經書ヲ主トシ、亞デ歷史等ヲ學バシム、文化ノ頃、冢田多門督學トナリ、以來左ノ通改正ス、

冢田多門督學ノ時ヨリ揭示

讀書次序　孝經冢註、六記同、學記、坊記、中庸、表記、緇衣、大學、論語同、家語同、孔叢子同、毛詩同、尙書同、周易、禮記、春秋經傳國語、孟子、荀子、右十三書、必日課熟讀、而可研覈也、　周禮、儀禮、公羊傳、穀梁傳、右四書可參驗經義也、　以上本業　管子、晏子、老子、列子、莊子、右五書頗有徵於古訓者不可不讀也、　戰國策、史記、漢書、後漢書、三國史、晉書以下歷史、　右順次通覽而可以擇人物臧否、可以辨時世廢興、　戰國以後諸子百家之書、　右諸子百家通讀、而可以取博物多識、可以別道義得失、　本朝六國史以下記錄之書右亦通覽而可知其大概也、　此餘宇內所有之書、無不可讀者也、以上助業、

一表講釋ハ、毎月四ノ日六ノ日ヲ定日トス、毎月六回ナリ、本日ハ必國老及用人番頭監察、其他文官武官

交代シテ聽講ス、堂中職員生徒中學生勤學トモ聽講ス、講義ハ督學之ヲ務ム、若シ督學缺席スルトキハ、教授之ヲ代勤ス、

因ニ云、天明年中、細井甚三郎(號ニ平洲)督學タリシ頃、平民ニモ表講釋ハ聽講ヲ許サレタルニヨリ、平民出堂スト云ヘリ、然ルニ平洲ノ講釋、不學ノ士民ニ至ルマデ、耳朶ニ徹シ安キニヨリ、滿堂立錐ノ餘地ナキニ至リ、動モスレバ雜沓ニ至ルヲ以、國老出堂、開講ノ時ニ至レバ、明倫堂表門ヲ鎖スノ例規ナリ、

〔日本教育史資料二 佐倉藩〕增補溫故堂規則

授業規

一每年正月十一日開業白鹿洞書院揭示講釋致候事、但麻上下著、朝五時より相揃候事、

一素讀雙日朝五時より九時迄之內罷出可申事、

一素讀幷諸會、正月十二日より相始、十二月十六日より相休候事、

一助教之面々、可相成丈は、早朝より可被罷出候事、但勤向は勿論、武術之稽古其外無據事にて遲刻に罷出、又は早く引取候義は平日面々差支無之樣可申合候事、

補 佐授讀之者、朝辰之刻より罷出、無據義にて早く引取候節、正授讀え申達候事、但出席例刻より延刻之節も同樣之事、當直佐授讀私用願合にて、別人出席之節も、其趣當直正授讀へ申達候事、

一素讀章句之多少は受業之者分量に應じ、教授之心次第之事、

一助教之面々、素讀其外諸會共、隨分諸生を引立候樣可被致世話候事、

補 付教、都講、正授讀、佐授讀之面々、素讀直日諸會之外も、平日自分修業無懈怠致出精、學生引立可申事、

〔日本敎育史資料二　舊水戸藩〕弘道館

學則　敎學大意ハ、烈公親ラ記文ヲ撰シ之ヲ述ブ、又總敎ニ命ジ、敎則條目ヲ論定セシメ、自ラ之ヲ裁シ、著シテ以テ學則トス、左ノ如シ

一凡出入學館者、當熟讀親製記文、審知深意所在、神道聖學之一其致、忠孝之不二其本、文武之不可岐、學問事業之不可殊其效、皆宜奉承記文之意、黽勉服膺、

一神道聖學之義、記文論文備矣、寶祚之無窮、君臣父子之大倫、與天地不易、此乃天地之大道大化詔所稱惟神者、天祖所以立極、而唐虞三代之治敎、天孫所資、以賛皇猷、亦莫非所以明人倫、其致則一矣、學者宜敬神崇儒以推廣斯意、遵奉忠孝之大訓、勿偏執私見、妄生異議、

一古有六國史之撰、而古事記最爲舊、書紀等次之、其所載天祖傳神器詔勅詳明、爲萬世寶訓、國史之外、載籍尚有存者、亦可資稽古、律令則經世大典、格式亦可備考據、東照宮及威義二公言行法令、則當今規則、而義公修史大義以明、其他古今群書、亦旁羅以廣知識、皆温故知新之事、學者勿忽之、

一習文武之藝者、當以文武之道爲本、不可徒爲技藝之士、天朝素尚武、而近古所稱武士之道者、重節義、明廉恥、文道者、叙彝倫、修德業、莫不皆出於忠孝仁義、卽文武同歸者、學者不可不知也、

一君子務實行、修己治人仁也、能行仁爲德行、而如言語政事文學、隨其才所長、以施之行事、莫非實學、是學問卽事業、未嘗殊其塗、故孔門四敎、文行忠信、皆其所日用實踐者、學者勿徒務高遠深奧而後實行、

一論道宜本於聖經、而如後儒說、則以備參考、不宜先末而後本、義公嘗言、古來名賢鴻儒、各有所見廣蒐博採、用之不偏則善、若執偏見拘泥一隅、則儒中之異端、學者宜體斯意也、

一講經者、或博通諸經、或專治一經、各從所好、而孝經論語、則尤宜精思翫味、曲暢旁通、務施之實事讀史者、宜如躬處其時、親遇其事、不可視以爲陳迹、其他詩歌文辭、天文地理、醫卜譜牒等、各因其所長、

以適時用可也、博聞多識亦學者之一事、而如涉雜書習雜藝亦不必禁、但從流忘源、甘爲曲藝之徒、亦可恥也、聖人觀於天文、所以則天地之大德、窮陰陽之變、以應天下之務、曆象授時、於人事爲尤急、若外人事、而徒説空理、則天文亦屬無用、

一論兵所以用之實戰、運用存其人、肄武技則以供戰陳之用、是爲武士之藝、勿逐時好、較勝劣於分寸、徒爲演場之技、戰爭之世、將士賢否不一、至於姦雄則暴戾殘忍、不情亦甚、而後世武人、或眩其智勇、妄稱揚之、大有害於風敎、講武者宜審仁暴之辨、尙暴義勇、以自砥勵、

一文武諸生、謹奉弟子職、以禮讓相交、以忠孝相勸、惜陰勉力、以成有用之材、中行之士誠可貴、狂狷亦聖賢所與、斐然成章、進取之益亦多、勿闇然媚世、誤爲鄕原之人、勿誇誕放肆、甘爲無賴之徒、勿慆慢怠惰、以貽老來枯落之歎、

就學升級ノ法

一諸士已上子弟、年十歲ニ及ベバ、必ラズ家塾ニ入、句讀及書札ヲ習ハシム、年十五ニ及ブ比ニ素讀ヲ了フル者ハ、論語孝經等ノ講義ヲ試ミ、文義略通ズル者ハ講習寮ニ入シム、若シ素讀了ラザレバ、尙家塾ニ於テ學習セシメ、年二十ニ至リ、業ヲ卒フル能ハザル者ハ、講習別局ニ入ヲ許ス、其館ハ試驗ヲ要セズ、年十五以上皆入學セシム、

一生徒課業ノ日數、布衣幷三百石以上當主嫡子ハ月十五日、其次男已下弟等、及物頭幷百五十石已上當主嫡子ハ十二日、其次男已下弟等、及平士當主嫡子ハ十日、其次男已下弟等ハ八日トス、年三十已上及職事アルモノハ、皆半ヲ減ズ、年四十ニ滿ル者ハ、全ク其課ヲ免ズ、

一兩小姓寄合組幷布衣三百石已上嫡子、年二十四已下十八已上ハ、毎歲正月十七日ヨリ三月晦ニ至リ、十月朔ヨリ十二月二十四日ニ至ル、各半月十人ヲ限リ、交替學中ニ寄宿セシム、平士以上子弟好學ノ者ハ、請願ヲ經テ寄宿ヲ許ス、疾病若クハ父母等ノ病侍養ヲ須ツニ非レバ、歸宅

ヲ許サズ、

一生徒修業ハ、朝文夕武ノ法トス、辰時ヨリ午時ニ至ルヲ朝トシ、午時ヨリ申時ニ至ルヲ夕トス、午前午後、各一日ノ課トス、時刻ニ後レテ入モノハ、皆半課トス、但炎暑ノ日ハ、午時或ハ巳時ヲ限リ、文武同刻トス、

一生徒始テ文館ニ入モノハ、皆會讀生トス、經史ノ講讀ヲ課試シ、文義已ニ通ズルモノハ、進メテ輪講生トシ首ニ論語、次ニ孟子、次ニ春秋左氏傳ヲ課試シ、其優等ニシテ性行謹厚ナル者ハ、居學生ニ進メシム、

一武館生徒藝業優長ナル者ハ、免許狀ヲ授ケ、以テ其等ヲ升セ、其業益進ミ、性質篤實ナル者ハ、蘊奥ヲ授ケ、指南免許ニ進メ、已ニ妙處ニ詣ル者ハ、印可ヲ授ク、

一幼童始テ學ニ就ク者ハ、塾師各其姓名年齡ヲ錄シ、之ヲ總敎ニ達セシム、

一生徒年四十ニ滿ル者、其課ヲ免ズト雖ドモ、文學ハ必ズ之ヲ講究セシメ、又時々槍劍等ヲ試ミ、以テ實用ニ供セシム、

一諸士已下ノ者、及諸卒等ハ、武館ニ入ヲ許ス、文館ハ、好學ノ者請願ヲ經テ後ニ入學ヲ許ス、但並ニ日數ヲ課セズ、

〔日本敎育史資料三舊彥根藩〕學校

開講式目

御開講式目之覺

一十一月十八日、稽古館御開講式、

一文武二神　右神前ヘ鏡餅神酒熨斗相供候事、但神酒爲頂戴、別臺ニ土器載置候事、

一御名代之御拜、庵原主稅助相勤候事、

一御家老ヨリ館中諸御役人諸師範迄、次第正敷拜禮、神酒頂戴相濟、夫ヨリ三十歳以下十五歳以上之諸生、右之間以上、次ニ御武役、次ニ平士ト格式ニ隨ヒ、次第不致混雜様、幾切ニモ罷出拜禮、神酒頂戴仕候事、

一館中御役人諸師範幷ニ諸生迄、幾切ニモ居並ビ、御家老著座、頭取中侍座、御目付著座、御掟御右筆頭讀之、一統拜聽之事、

一御家老幷ニ館中諸御役人諸師範其外稽古館御造立ニ掛リ候向、御役人中ヘ、御酒御吸物被下置候事、

一十八日著用熨斗目麻上下、尤無息之面々ハ、染小袖著用候モ勝手次第之事、

一短日之時節ニ付、經書講釋、武藝小屋始ハ、翌日ニ相成候事、

一十九日、御用番之外、御家老稽古館ヘ罷越、御名代龍衞門、大菅權之丞、講釋承之、講釋ハ孝經一章ヅヽ、尤館中御役人並ニ諸生出席、聽聞仕候事、但諸生多人數ニ付、講釋二座ニ申渡、初衞門、後權之丞相勤候事、

一右相濟、弓槍劒居合師範之面々、弓ハ卷藁前、槍劒居合ハ表一通リ、御代見仕候事、但師範之御代見濟次第門弟中追々於小屋々々稽古始致候事、自然多人數ニテ其日殘リ候分ハ、翌日麻上下著、前日之通稽古始仕候事、

一御代見相濟、師範幷ニ儒官ヘ謁候事、

一十九日、著用染小袖麻上下、

一十八日、稽古館開講式ヲ行フ、總テ布令式目ノ如シ、

右筆頭ヲシテ掟ヲ朗讀セシメテ以テ、事務員敎員生徒ニ聽聞セシム、掟ニ曰ク、

掟

一文を學ぶの肝要は、孝悌忠信の道を基として、治國安民の旨に通達し、國用に可ㇾ立樣相勵候事、
一武を講ずるの肝要は、弓馬劒槍の藝を學び、禮義廉耻を基として、武道專ら可ㇾ致二研究一事
一生質不器用にして、文事武藝を習熟する事能はず候とも、五倫の道に叶ひ、行狀正敷候へば、耻辱とすべからざる事、
右條々、面々大切に可二意得一候、今度開館の主意は、直政公直孝公の遺風を守り、武道盛んに、弓馬劒槍に鍛錬し、孝悌忠信を基として、禮義廉耻を養ひ、士風正敷ならしむべきために候條、一統此旨致二會得一、無二油斷一可二相勵一候、たとひ武藝に長じ候とも、血氣放蕩にして禮儀を辨へざる歟、又は文事を好み候とも、武道の心懸薄く、文弱に陷り、世を毀り、人を輕蔑する輩は、國家の害、風俗の弊と成候間、聊無二容赦一可ㇾ行二其罪一條、人々心得違なく可ㇾ致二勉强一者也、

寬政十一年己未七月　　直中〇井伊

卽チ講堂中央南面ニ掲載シ、爾來每歲正月十六日、每月初四日ニ、右筆ヲシテ朗讀セシメテ、以テ生徒ニ聽聞遵守セシム、但家老ノ臨席ハ開講ノミニシテ、爾後ハ頭取以下館吏ノミ之ニ臨席ス、

〔日本敎育史資料十七諸藩補遺〕會津〇中略

一子弟一日位、不參にては屆け等もなし、半日にて學校を退出すれば星の數に入らざる故、大抵の事にては、半日にて退出するものなし、

〔日本敎育史資料四舊福井藩〕學校

明道館科業目

經書科　聖人ノ心、道ト一也、其旨載テ經ニ存ス、後世聖人ヲ學バント欲スルモノ、經ヲ捨テ又何ニカヨラン、而シテ經ヲ講ズルノ要、其心ヲ得テ、其道ヲ行フニアリ、〇中略

兵書武技科　我皇國、古ヨリ文武兼用ヒテ偏廢セズ、〇中略

史科　吾皇國、古ヘ紀實錄等ノ諸書アリ、其史ノ如キハ、舍人親王ニ始リ、六國史相續デ出ヅ、然レドモ其後天下大ヒニ亂レ、其文事ノ如キハ、緇徒ノ手ニ屬シ、又正史ナク、特リ野乘稗官ノ見ルベキノミ、而シテ東照宮勃興シ給ヒ、大ヒニ文敎ヲ布テ、大日本史ノ大作、水府ニ始リ、往々史略等出テ天下再ビ朝廷アルコトヲ知ルトキハ、國史ノ讀ズンバ有ルベカラザル所以ナリ、○中略

歷史諸子科　古ヘハ列國皆史アリ、孔子魯ノ史ニヨッテ春秋ヲ作ル所以ナリ、漢興リテ史記漢書ノ作アリ、其後歷代皆史アリテ、君經臣緯、政ノ治亂、人ノ邪正、數千年ノ事迹ヲ見ルコト、猶今日ノ如シ、○中略

典令科　夫律令式等ハ、國家ノ重典、方今幕府ノ御定書ノ如キ、或ハ基ヅク所ナリ、

詠歌詩文科　詩ハ志ヲ言、文ハ道ヲノス、其用大也ト云ベシ、況ンヤ我國風ノ如キ、神世ヨリ神人ヲ和テ、其國典繫ル所最大ナリ、○中略

習書算術曆學科　書ト數ト六藝ノ一ニシテ、日用ノ間、一ツニ廢スルコト能ハザル所ナリ、○中略天文曆數、凡テ軍國ノ用、皆數ニヨラズンバアラズ、仍テ書數ノ科ヲ置ク、

醫學科　醫ハ人命ノ繫ル所方技ト云トモ其事最モ大ヒナリ、○中略

蘭學科　彼天文學、地理學、軍學、醫學、其他火砲船軍等、民生ニ益アルモノ亦少ナカラズ、因テ其人ヲ撰ンデ之ヲ學バシム

〔日本敎育史資料十八　舊加賀藩〕學況沿革

禮法算術

一諸禮算學之師、學校におゐて銘々門弟稽古仕候得共、此儀向後被指止、右兩樣共、生徒幷素讀人、望次第相學候樣可被仰付候、尤一ヶ月六度計り稽古定日相立、都て相傳事等秘し申所は敎へ申に不及、一通り之儀迄爲學可申候、其餘相學度人々は、其師江附候て修行可仕候事、但禮之儀

は、入門不仕人々にても、一通り幼儀迄教申儀不指支候哉、右師範人手前御聞しらべ、若指支候は、入門仕候事に被仰渡候ても可宜候、算術之儀は、八算見九迄にて入門不仕候ても可宜候之間、指支申儀有間敷、尤兩樣共是迄師範仕候者、幷門弟之內、相應之者人多に罷出教示仕候樣、可被仰渡候事、

〔津和野藩舊記〕嘉永二年、茲監養老館を擴張して、諸法令を定む、○中略

儒學教堂之掟

一儒學之儀者、修治之執行第一ニシテ篤ク程朱之學ニ志シ博ク、和漢之書ヲ讀、忠孝之大節ヲ辨ヘ、古今之成敗ヲ鑑ミ、聖賢之千言萬語モ實地ニ本ヅキ知行研究第一之事、

一嚴ニ師ノ教ヲ守リ朋友ハ信ヲ盡シ、互ニ睦敷致切瑳行狀相愼ミ、精々心掛可有之事、

一御家中末々迄、勝手次第可被致出席候事、

右之條々塾生諸生江茂申達堅可被相守候、此段被仰出候、以上、

嘉永二己酉年十一月

都教

准都教

國學、醫學、禮學、數學、教場掟、

一國學之儀者、和朝之古典に候得者、神世之遺風、固有之正直を本として忠孝之大本をふまえ、古義傳記を研究し、謾に儒佛之經典を謗らず、博く國書歌文に涉り、治國安民之助けと相成候、實地之心掛專要之事、○中略

一禮學之儀者、吉凶軍賓嘉を第一として、日用之作法に候得者、學ばずして不相濟儀に候、依而者古實之穿鑿專らに可被心掛事、

一數學之儀者、濟世之急務、治亂共に達用之事に候へば、諸士覺悟可有之、尤眼前之利勘に走らず、

數理を極め候之樣、可被致修行事、

一嚴師之敎を守り、朋友者信を盡し、互に睦敷致し、切瑳行狀相愼み精々心掛可有之候事、

一御家中末々迄、勝手次第可被致稽古候事、

右之條々、稽古人江茂申達堅く可被相守候、此段被仰出候、以上

嘉永二己酉年十一月

都敎

准都敎

〔日本敎育史資料六 舊廣島藩〕學校〇修道館

敎則　敎科用書ハ確定シタルモノ無シ、大抵四書五經ノ素讀ヲ卒ヘ、大學中庸蒙求ノ講義ニ移リ、十八史略左傳國語史記漢書五經等ヲ獨見質義セシメ、諸子百家ノ說ニ及ブ、授業時間ハ、早朝ヨリ正午迄トス、

學科學規試驗法及諸則　諸學科ノ內筆道ヲ除ク外、悉ク校內ニ設ク、尤游泳ノ科タル、家臣一般適宜入學セシムト雖ドモ、當初船手方ノ者ノ爲ニ設置セシヲ以テ、校外水主町船屋敷內ニ於テ敎授ス、其科目左ノ主馬流科目ノ如シ、一年一回藩主必親臨シテ、其優劣ヲ點檢シ賞賚差アリ、

主馬流水術　眞草行游方、陰陽水入、二段伸、三段伸、諸手伸、羽交伸、捽伸、岩飛、翡翠水入、龍戰、葉業合掌游、小手搦游、同水入、片手拔、諸手拔、舞鶴拔手、立游、眞之水入、武者游、底業息合、

文武兩道ヲ奬勵スレドモ兼修スルヲ必トセズ、文學ト武術、比例ノ程度ヲ設ケズ、且生徒ハ八歲ニ至ルヲ以テ就學ノ期トス、

春秋試驗ノ法ナシ、賞與ハ年末ニ、一ケ年中ノ勤惰ヲ點檢シ、勉勵者ヘ二月丁祭ノ日、學校ニテ酒饌ヲ與ヘ、且藤紙若干、或ハ書籍ヲ給ス、

入學許可ヲ得ル者、禮服ヲ著シテ上校シ、先ヅ聖位ニ拜シ、而テ學ニ就ク、歸途聖位ニ拜セシムル

ノ儒員ヘ同禮ス、但其儒員ハ其生徒ノ師範トナス、

〔日本教育史資料八 舊福岡藩〕學校

甘棠館學規

教授官龜井魯撰

一建教授官一人、掌總領學事、樹風教育才造士、以贊邦治、　語稱温故、禮戒記問、爲人師之難也、故聽明威重、博學多識、行爲世表、能率服其屬、盡股肱之用、鼓舞士俗、贊揚治化者、獨可任教授、余學淺質闇、固非其任、惟承時乏、奉命不辭、幾爲負乘、獨願後進士有學行優著者、而出于其際、余將執鞭從之、

一建訓導師三人、掌誘進學者、督課勤惰、講道說經、正隆學化、　凡學者、尊卑異事、利鈍殊性、故敎法一定不活而用之、恐泥焉、孔子之進求於由則否、故其謂老彭、仲虺曰、政之敎大夫、官之敎士、技之敎庶人、揚則抑、抑則揚、綴以德行、不任以言、故古善敎人者、微言博喩、相觀而善之、不淩節而施之、使人咸憤進取、欲己不能、以繼其志、以盡其材、乃訓導之明也、故學識通明、才德優重、恩信接物、以夾補敎授、而後始得稱職、

一建句讀師五人、掌勸勉幼學、講授句讀、論蠡辨義、以進課業、　凡年少子弟、血氣未定、進退無常、六廢四失、於是乎出、故敎者必知之、導而弗牽、開而弗達、使其和易勉强而終其業也、故精考訓詁、以愼其傳、博通名義、以待其問、諦察性行、以施其敎誡、其言也約而達、其譬也近而明、無牽縻之累、而有輔仁之益、可謂善敎矣、是故敎人者、其學之也博、其思之也審、其行之也篤、大學之敎、敎而後知困、而後能自强、說命曰、斅學半、諸師勉旃、

一建課業目十二條、一曰講說、二曰會讀、三曰輪講、四曰獨看、五曰作文附會、六曰作詩附會、七曰習書、八曰習算、九曰敎制、十曰敎兵、十一曰幼儀、十二曰試業、右科目十二、皆所以厲策初學、使其自强進取之術也、講說者、敎授先生、或訓導師、口陳古籍、詳辨章句訓詁、使學者集聽受其義也、但官人君子、先經禮事業、庶人幼學、先義訓德行、蓋大學官先事、士先志之意也、講主容貌靖恭、敎諭明暢、使聽衆

矜式信受也、聽衆戒坐班差池、起居雜沓、或回瞻廣咳擾旁聽也、會讀者、會集學者、共就一書講究其義也、其式訓導師一人設几坐上頭、執列名版與所講之書、逐名按章、聽其講義、以墨批圈、於每名下以記勝負、就會衆中擇取一人、發難起問、是名問者、問者發問、會衆取次各以其所見對、對訖問者判其得失、判定而後訓導逐名批圈之、若會衆不允受其判、則與問者相論報窮詰乃止、若兩義未定、或雖究詰猶有餘義、則訓導乃從容敎諭、得與故精覈意義明白、而後始判勝負、又會衆或發難問者、通之則訓導爲判其得失、判定批圈如初、講畢訓導乃安名版几上、數其批圈、改次會衆席單、以定重坐班、圈多爲勝、批多爲負、圈最多者、進爲問者、稱爲奪之榮、若三會不奪席升等、與諸師相齒、論語曰、君子無所爭、今會讀設勝負之式、爭奪其席、於義似失、雖然中古有校讎之名、謂兩本相覆校如仇讎也、可見講書之難、雖夏人猶如是、而況我東人子乎、年少惡負、人情之常也、其惟惡負、是以求勝、其惟求勝、是以自奮、奮斯勤、勤斯進、進斯樂、樂斯久、久斯化、既化而不覺其修、自來不可禦也、此之謂敎之術矣、孔子曰、射爲君子之爭、以其不怨勝者而求正於己也、余於會讀也取之、此外亦多式、今不盡擧之、輪講者、輪次學者、口說其嘗所講習之書也、其義有二、一欲其反覆貫習以饜飫于中也、一驗其得失以督責往日怠惰也、獨看者、經史子集、曁本朝諸帙、從其所欲涉獵之、就館質問其義也、作文者、自述文辭也、其文記、序贊銘、及簡牘譯文、惟從訓導所命述之、成則錄呈訓導、請其是正、訓導稱善、則質諸敎授先生、文會者、限日期會學生、探題作文也、成後質正如初、作詩式、一與作文同、亦文之一體、宜不分科目、然自三百篇以至唐律絕、其體屢變、今而後自是一體、故別爲一科、習書者、擇善書者、敎作字之法也、今未得其人、故姑闕之、但於古法帖中、取其所好時習之、爲習算者、擇善算者、敎乘除歸約之法也、今闕、敎制者、擇精典章者、敎法度刑政之制也、今闕、敎兵者、擇精兵制者、敎攻守操練之法也、今闕、幼儀者、敎童幼以定省視膳及洒掃應對進退之節也、今闕、以上四科雖皆未得其人、而其書備存、參考研精、自致之亦足矣、試業者、就學生所習業、驗其工程也、或問經史疑義、以視其識、或問世道汙

隆、以視其機、或問時政急務、以視其能、或問富國强兵之術、以視其略、或問治亂興廢之勢、以視其才、或問貧富廉耻之誼、以視其節、或問親子忠愛之情、以視其仁、或問死生義烈之行、以視其誠、或問怪異幽明之故、以視其博、或問陰陽災變之理、以視其達、或賢主名臣之績、暴君汙吏之行、以辨其所好、尙或國家之禍福、農賈之利病、以論其所由、然或軍旅攻守之法、和夏何故殊宜、或葬祭厚薄之制、古今何以異情、若夫聖學之歸、老墨之要、及儒佛巫醫之際、大凡其業之所不可不辨明通知者、先期抽出分錄小紙、以糊緘封、盛在巾箱中、至期與試學生皆就位于館、而後敎授至、命學生就巾箱中探取所錄、既學生復位對几端坐、援筆書對、不許敢移席相話說、其書對不必限漢文國字、但文辨簡明、義理穩乎者爲佳、試業之式不止于此、今略之古大學視學之法、三年一視、禮甚恭重蓋天子之禮也故曰、未卜禘不視學、今惟勸勉學者、故以月代年、庶幾以督促工程也、

一敎導學者之式雖大法已定、而臨時消息、應機進退、一任其歸意所欲爲雖敎授不得恣掣肘、

一凡人士新來入學、敎授受謁授業、署姓名入學簿、但卿大夫時來、聽講監視學事、不及雖僧侶農賈具禮容來請、則署名如上、但不得同簿、

一凡學者就館受敎、坐班高下、隨其爵尊卑、一準朝著、但會讀分耦順序者不在此限、其受句讀質疑滯者、自辰至申、不必限早晚而不許遲留移晷、空談妨勤、其獨看、作文、作詩等、不在此限、

一館門以卯上刻開、以申下刻闔、若有不得已之故、不時開之、告敎授取其管鑰、不具禮容、及異邦人、不稟命敎授者、不許入梱內、

一藏書有掌書生掌其出納、若有乞覽者、稟于敎授借之、雖訓導不得犯之、已卒業返上、亦稟而收之、不許遲延踰月、携去出門、

一器財有公吏一人掌之、如有所用、告敎授乃出用之、用訖照數收納、但常用如書案烟具類、不必告請、如致毀損、請官不過時補之、雖敎授不得以供私用、

一館之庭陛、舍之几席、日命傔人洒掃拂拭之、不許器物紛糅埃塵汚穢、

一置入學簿、以記學者姓名及入學時日、若有罷退削之、

一置著述簿、以記學者所作詩文、已歷教授許可者、旁注其作時日、詩錄全編、文惟題識、

一置課業簿、日記學者講業、每月一改之、驗勤惰、以視進退、

一置器財簿、以記一切所有書籍什器、若有故增減、幷記其所以增減之故、

一禁履屐亂著、畫壁破柱、走蹶失容、驕傲犯位、夫學者事必敬、行必修、要容止端正、擧動整飾矣、履屐亂著不可謂整、畫壁破柱、不可謂飾、走蹶失容、不可謂端、驕傲犯位、不可謂正、詩曰、敬愼威儀、是民之則、學生胡不翼々爾、

一禁酗酒狂呼、談及淫褻、酒能合歡、不必不飲、亦能敗和、飲宜有量、孔子曰、不爲酒困、古人飲酒禮以防淫、猶或踰之、今無之、宜敗和也、學記曰、燕明逆師、燕辟廢學、可不戒乎、

一禁觸犯國禁、易侮家諱、入國問禁、入家問諱、古之禮也、凡年少客氣、望遠志高者、動輙謂大功不顧細瑾、大節不拘小節、而虛夸跳梁、犯禁入罪、觸諱取禍、不復顧如何是大禮如何是大功、此謂之棄暴之民也、書曰、不愼細行、終累大德、可不思乎、

一禁議彈時政、謗誹大人、周武銘金人、南雍復白圭、君子之愼言也、自古豪傑士、辨駁政事、不避忌諱、詭言激論、以自取咎、爲不鮮矣、惟君子周身之防、其防禍門如是、所以守死善道也、雖然議政論人、將以資於他日者也、故其善政偉行、適可以感發人意、厲飾躬行、而不涉忌諱者、不在此禁、詩曰、好言自口、莠言自口、可不愼乎、

一禁幼者凌長、長者侮幼、夫幼凌長者、犯上之歸也、長侮幼者、虐下之歸也、下虐上犯、亂之道也、故古大學之禮、養老之序齒莫大焉、所以敎孝弟通倫理也、今俗異宜、禮亦幾亡、非可得而行、況施諸鄕校乎、爰建此禁、冀守爲典則、莫苟犯之、除會讀之外、無敢得論爭加凌焉、互相遜讓誘掖、以長其善、寬譬輭

論、以救其失、敎學相濟、才德並進、入事父母以此、出事上長以此、則俗雖異乎猶同、禮雖亡乎猶存、庶幾足以奉格物致知之意焉爾、

〔日本敎育史資料 八 舊佐賀藩〕學制

學則

一每朝卯上刻司堂警板を鳴し、館中生員皆中堂に集、司堂各姓名を呼、當直の都檢、出席の上、拜して退、各盥嗽、衣服櫛掃、業を習ふ、

一卯上刻司堂學僕に命じ門を開、外生出席次第の通、草履を踏並べ、各局に登り、局長を拜し業を習ふ、辰の中刻、都檢差圖の上、將命退散牌を懸、諸生拜して業を終、局長より二人充、名を唱ふ、拜し退散、篇も如是、晝出席巳上刻退散、未上刻、晩出席未中刻、退散申中刻皆同じ、

一卯中亥、監厨朝飯人數しらべの柝を鳴し、當直の學職、寮頭司堂監厨上食用之內生點名曆に姓名を記、其餘は監厨、就食帳に印判を付、晩飯巳上刻夜食午中刻皆同し、

一辰中刻、監厨會食の柝を鳴し、就食の人々食堂に集、監厨姓名を唱、各席に就、皆拜して退、晩就食未上刻、夜就食戌之上刻皆同じ、

一夜就食の後、館中生徒、中堂に會し、司堂姓名を唱へ、都檢列座にて拜し、終て燈種火を司堂に渡し寢に就、

一亥上刻、司堂學僕に命じ、干瓶柝を擊たしめ、表水門及擧室の戶に鎖をおろし、出入許さす、若急用あれば司堂江通じ、都檢差圖を受鍵を渡し啓開す、

〔日本敎育史資料 八 舊佐賀藩〕學制

諸師家組內心遣

一文武稽古御勸方の儀、爲大組頭綿密の手當有之、出席度數を寄所にして、心懸の淺深、平日の

人柄等迄吟味有之、到て心懸在者、又は不心懸の者、再往教諭有之候ても、能々不相改者は、組內より名書相達候を請、於役所、御褒貶之被及御沙汰候事、

一五十歲以下の面々、文武稽古をも不仕者、名書學館差出候事、附、到て幼少長病等は、其旨書載有之候事、(當時は正月より六月迄、七月より十二月迄の度數、兩度に書上相成候事、)

一右に付て、學館幷組內、式日諸師家稽古、每年四月より翌年三月迄、一ヶ年の出席度數調、於學館、組內文武心遣取調、大組頭差出候事、

一右師家より、每歲正月廿五日、七月十日限にして、兩度學館江帳面差出候事、但陪臣御步行以下の義は、志厚、才秀候者計取調、師家より差出候事、

一諸小師範、扱又諸相傳事等相濟候人は、初心の人同樣、難相調候に付、時々師家より學館申達、頭人承屆の上、帳面書載に相成居候、是又組內心遣、出席調の節寫取候事、

一學館諸組、御式日聽講書上、每月三日限、都檢江差出候事、〇中略

說書式

三ノ日(當時ハ三日廿三日閑日ニ致相定候事)御親類、同格、御家老、著座中、觸內著座忰、勤之侍手明鍵侍、無足役人、陪臣、御屆、

御改正にて、三日廿三日聽講席、徒目附より調子に相成候事、

又々天保戊年御改正にて、右同斷、學館都檢より相調候事、(弘化三年六月より、御目附部に付、御目附より調子の事、)

一右各方著座中迄は、都檢より側根にて相調、其外は都檢江鉤合候事、(此席當時無之)附り、右各方始侍中迄勤の人、御用隙人當病障等にて、出席不相叶節は、時々學館江相達、但休息の人は達に不及候事、

〔日本教育史資料八舊平戸藩〕學校

維新館功令

我公襲封之始年、有意於首立學校、更以城北客館、扁曰維新、令臣白石惟勤等就其處教習國之子弟、而公月一再躬親臨、以見其親業乎否、於是乎、邦內鳳雛、蟻之斯附、鷹之斯集、諷誦之音、囂々達于閭里之間也、今茲癸卯春正月、以故館狹隘、不能容子弟、因始卜地于城內、作先聖廟、置稽古閣、而栖士之舍、休息之廬、以及講武校藝之場、莫不備設焉、越秋八月館成、更命臣惟勤、議定學制、臣惟勤庸才固陋、學無所師授、唯以承乏于教官、不得敢固辭、謹據我邦之舊典、旁參考華夏歷代之諸制、徵諸古大學之教、取便其時宜者、敢定爲功令、庶幾與子弟永々守之、弗敢墜失、以對揚我公好學之德意云爾、

一典謨之訓、雅頌之辭、春秋之法、爻象之變、學者之急務莫先焉、而三禮雖缺、周公之遺制可知也、若夫孝經者、德之本、魯論者、夫子之行事、亦不可不講習也、唐有十三經之目、後世奉爲常典、然爾雅煩而雜、孟軻喋々、戰國之說士何足以列諸墳典乎哉、故今並不取、定爲九經、其傳註不必拘于新古、彼此參考、要在於得當而已、每經各有師、置教授助教各幾人、

一維昔天孫降臨、皇極創建、神武承統、制度是定、而後一治一亂、吾何所徵、夫必從六史而始邪、觀風察俗、知情之原、亦惟在萬葉諸篇邪、遠哉邈矣、乃今千載之下、百世之後、世殊俗移、言與俗隨、古書之難明、職之由、置國學訓詁師幾人、

一詩言志、文載道、其用最大矣、而詩有風雅近體、文有序記贊銘簡牘等、雖古人病其難能也、置作詩作文師各壹人、

一容者衷之表、而德之修也、古君子於是乎觀焉、若夫定省視饍、灑掃應對進退之儀、入事父兄、出事君長者、孰急焉、置幼儀師幾人、

一書契而尙矣、不能無變化、六書八體、科斗籀篆、乃至我官閣草而極、而執筆之法、家々分流、人々爭

巧、亦何容易、置習書師幾人、

一計入爲出、富國之本邪、算之不可以已、今士君子、以爲賤有司之事也、漫不加省、至其度用、會計混然、途之人束手受欺、是安在供職、置習算師幾人、

一典籍之藏、旣稟之給、及廟堂各齋之潔修、或毫楮硯墨之雜費、日省月考、以求審于吏、置判事二人、

一行之不修、業之不勤、違教戾師、夏楚收威、古有之、置監學二人、

一課程五、句讀一科、孝經論語一科、詩書易一科、春秋一科、三體一科、右每科限以三年、其通者升班各一等、凡子弟之入學、謂之蒙生、受句讀、升爲秀士、受孝經論語、升爲學員、員外就三科中、講一科、凡九年、通三科者、謂之成士、升之相府、若三年兼科者、進班二等、若雖不能通三科、其行義純固者、節操方正者、公正聰明者、法令練習者、文藻典麗者、書計精工者、武技熟達者、幼儀善修者、並許升、若至九年、業不成、行不修者放遣、其稍近成立者、聽留學一年、

一講習目十四、句讀、背誦、講解、會講、輪講、說經、獨看、作詩、作文、復讀、試業、射策、集詁、是也、右每會必有教授若助教、日夕更番教導之、其法大抵臨時沿革、不得豫定也、但句讀講解說經、自有式、

一句讀學員九人、分番爲三、授蒙生句讀也、其書先孝經論語、次及五經諸書、大抵限以千言、而必先復讀昨授之處、語音朗然、一字不顚者爲最、漏一字二字者次之、三字四字者有責、若或唔咿含糊、漏失及五六字者、不許輒授、

一擇蒙生智慧稍開者、使學員三人輪次授之講解也、就蒙求世說等中所最易解處、不必全篇次第、又決不用說穿鑿難入之理、要在使其渙解而已、

一說經、每月六次、聚子弟于稽古閣、講說經義也、有執經者、有執讀者、有發難者、有執法者、國老及館諸執事皆造焉、執法擊鼓以戒衆、衆盡升堂、執經與執讀就講筵拜、衆盡拜、執讀讀經、執經說義、執法唱有疑義就問、發難者升講筵、摘句發問、執經爲通之拜去、衆乃以次問之如上儀、了執法擊鼓、

衆盡散、若夫犯班乖儀、敢喧嘩者有禁、

一試業、三歲一就諸生所習之業、驗其功程也、其將試也、先期之一月、司業與敎授預定其儀、白諸國老而後施行、

一將入學者、乃齋三日、與其親屬長者壹人來東脩以行、而在其館、敬事敎授助敎、如嚴父、學員兄視之、

一受業者、皆須進退安詳謹愼聽授、其間不許劇談笑語、以聒于旁聽、或欠伸倦起、擧止草率、回瞻廣咳等之事、師者要容貌端正、義理精覈、從容敎諭、若夫鹵莽滅裂、妄認誤傳者有責、

一坐班以爵、爵同以齒、齒同以入門之先後、但會講從時之優劣、

一受業者不必拘長幼尊卑、一以赴館之早晚爲次、

一子弟不許妄曠坐、若有不得已之故、必告、不告者錄、若一歲中、虛曠過五十日有罰、但疾病不在此限、

一諸講業各置簿、以記子弟之姓名與其所講之書名、若有疾病事故、及不告者、盡錄其故、又有入學簿、記其年庚及入學時日、著述簿記其作詩作文、決罰簿記其罰狀、右每歲十二月、敎授助敎通考之、記其秀出者、强學者、及懈怠不勤者、乖法違規者、告之司業、

一藏書判事、掌其出入、若有乞覽者、告之敎授而後借之、其卒業也、照數收納、若亂汚簡編、或携去出門者有禁、

一長者侮幼、幼者凌長、或彈議時政、臧否人物、或酗酒狂呼、或淫褻戲慢、賄食鄙俚之談、或破柱畫壞若書帙文房諸具、烟器茶甌等、敢致紛糅者有禁、

一豪生聽命學員、秀士聽之助敎、學員員外聽之敎授、助敎聽之司業、司業聽之國老大夫、不得違越、

天明癸卯年〇三秋八月

敎授臣白石惟勤謹識

〔諸藩學政〕時習館學規

維寶曆五年乙亥春、我公〇細川重賢新興學館、扁曰時習、令國之子弟肄業於其中、命宗室一人爲國子總教、提調學政、專制黜陟、所以重國學也、且設尊經堂、置教授及訓導官、誘掖後生、典籍有藏、廩餼有給、群居稽古、相觀而善、藏修息游、豫時孫摩、絃誦於斯、揖讓於斯、又從而涵泳於斯、使其耳目不觸異物而遷焉、所以敦人倫育英才而供國之用也、越二月吉辰、我公命駕臨視、躬建首善、於是乎、子弟入館者、皆靡然悅服、各思克成厥業以答國恩、豈不濟々乎盛矣哉、古之教者、虞曰米廩、夏曰校、殷曰序、周曰庠、皆鄉學也、而學則三代共之、蓋虞商貴在郊、以遠朝集市紛之劇、夏周貴在國、以惇禮樂教化之原、今也中國設斯館、以從來學之便矣、其教則文行忠信、其書則詩書易春秋三禮、其事則禮樂射御書數、聖雖邈矣、方策具存、由此求之乎、則庶幾亦可以弗畔矣夫、謹奉公命、敢定科條、榜諸楣間、以示諸生、若其禮樂之化、則俟後之君子云爾、

一擇音義詳明者、以分授子弟句讀、凡子弟受句讀者、以赴館早晚、爲之先後、先授孝經論語、次及五經諸書、皆須謹愼聽受進退安詳、毋有劇談大笑聒於旁聽、讀書之法、要目到口到心到、而逐句逐讀、語音朗然、平上去入、四聲不差、焉哉乎也、一字不漏、務至於背誦不躓、則名爲三到矣、於是知慧稍開、始可施講解也、殖授以六德六行等自一二則、若歷史中、孝親忠君友于等故事一二條、使彼油然喜躍、染若丹青、先入爲主、不可復渝、而以爲善誘之地矣、若或唔咿含糊、欠伸厭倦、起席下堂、擧止草率、履舃亂錯者有罰、其爲之師者、亦須要整飾威儀、表率後進、不可尸位素飡、因生怠惰、立句讀之師、

一擇經義疏通者、每月以三八日、講說於尊經堂、必須斂襟正坐從容教諭、主以孝弟忠信隆師親友之說、務在紀綱秩然足爲矜式、而其赴堂坐班者、少長必順、尊卑必序、亦須誠心聽受、毋得傲慢喧聒、有乖禮違法者有罰、立講說之師、

一擇筆論精熟者、誨蒙穉以把筆法及千文急就章等、書稍長、要依古名法帖、歐虞顏柳、唯其所好、務要

机案整齊、筆硯潔淨、點畫撇捺、必須端楷、每月三次、寫做一幅、就於先生處呈、改以圈、改少爲最、若或衣裾淋漓、窓壁塗汚、有致狼藉者、究治、立習書之師、

一擇善爲容者、訓童幼以定省視膳及洒掃應對坐立進止等之儀、皆須諄々然遵守毋失焉、幼成如天性、習慣如自然、卽爲學之基、自卑升高之道也、立幼儀之師、

一大學之道、主於養老、歷代時主、食三老五更、勸孝弟力田、所以篤民孝道也、一孝立焉、百行從之、故吾東邦孝謙天皇天平寶字元年四月、詔天下家藏孝經一本、後漢光武時、建學官、置孝經師一人、亦皆務本之義、愼敎之所由立也、因令童子先孝經、朝繙暮繹、從事於斯、以爲學問之本領、則邪僻之心、莫自而入、而培養之道成矣、立孝經之師、

一書須背誦、誦須華音、否則四聲不明、同訓相混、字位或易、語助或脫、不足以供文辭之用、和語之陋也、故書必背誦、誦必華音、而後齊楚合焉、彼此一焉、是處之莊嶽之間之術也、立漢語之師、

一諸生之業、嚴立課程、孝經論語一科、詩書易一科、春秋三傳一科、二禮二戴記一科、是爲正業、雖主古義、不廢新註、彼此參考、必歸至當而止、每歲輪會、終而復始、宜如循環、而其執業也、有會講、有復講、有背誦、有獨看、會講致其討論、復講致其厭飫、背誦致其浹洽、獨看致其靜一、皆一課也、每會必有訓導一人、誘掖後生、催督工程、日夕更番、令無間缺、而其疑義未審者、亦必質諸敎授先生、得講解明白而始休矣、優哉游哉、漸之靡之、於是乎、玉石相攻、蓬麻相直、朝乾夕惕、日就月將、至於徵諸言行而有補於政治矣、然後旁及諸史百家、凡歷代治亂、地理沿革、文物制度、樂律書算亦皆習貫無違、通古達今、舍短取長、庶免博而寡要之譏焉、立會講背誦之日期、

一記曰、比年入學、中年考校、一年視離經辨志、三年視敬業樂羣、五年視博習親師、七年視論學取友、謂之小成、九年知類通達、强立而不反、謂之大成、蓋不考不視、將怠而玩、玩斯弛、弛斯厭、厭斯廢、廢斯落、豈能有殖乎、是學之大患也、故日省月考、時試歲課、等其藝業、而進退之、所以督勤惰驗作輟也、衆科

者、升班一等若二等、虛曠、一月若二月降其班、過之削其籍、不敢齒列、蓋一出焉、一入焉、塗巷之人也、但疾病事故、不在此限、古三年通一經、其不通者、移學易習、以觀有變俟之之道也、至九年學不變業不成者罷歸、雖過年限、才近成立者、又聽留學卒業、立考課之法、

一詩、心聲也易動於物、文、道輿也可行諸遠、興觀群怨之用、經國不朽之典、非斯二者、君子之業、將何以傳後世哉、雖遊夏之徒、蓋亦學焉而後善之、況後生乎、立諷詩論文之會、

一凡各齋、務令整飾常加潔淨、不許凡席縱橫、書帙亂抽、烟器茶甌、敢致紛糅者、又異色閒雜人等、不許輙入、又不許酗酒狂歌、減否人物、及爲淫褻戲慢之談、若其在館生員、不遵學規乖戾禮法、敢有致行作踐者有責、初犯紀錄、再犯密從繩愆廳究治、尙猶不悛者、同人鳴鼓攻之、卽時放遣、永不齒君子之林、古者夏楚二物以收其威、明制用竹篦痛决、唯古今異宜、彼此殊俗、故今不必執泥也、置集愆册、

一凡諸入學生肄業者、詳記其姓名鄉里年庚入學歲月、及每日所講所誦所借覽書目、若坐班虛曠等事、以備他日積分通考、置通知勘合講誦供書之四簿、

一凡生員離堂、若同人、暮夜來往者、人給牌一面、牌上寫出恭入敬四字、令門吏驗之以通出入、無者不許輙出入、置出恭入敬之牌、

一、館之左右、設射圃馬埒及講武校藝之所、弓馬劒鎗諸技之士皆造焉、傳曰、有文事者必有武備、言不可偏廢也、置東西之兩榭、

右十有三則、臣儀承乏敎官、奉命議定者、臣儀學非經明、質乏行修、雖有一日之長、未必賢於諸生、其負乖豈不自恥於心哉、蓋聞一知十、固所罕觀、人百己千、或可跂及、臣儀冀與諸生、俱永永守之經學相雜、不敢失墜、諸生亦宜時習匪懈、日新可畏、各言爾志、有起余者、以副我公造士之美意焉、則風動於泮宮之間、而草偃於閭閻之下矣、諸生其勉旃、

寶曆五年乙亥春二月　　藩國學敎授臣秋儀謹撰

〔日本敎育史資料十八 舊加賀藩〕學況沿革

白鹿洞書院揭示

父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、

右五敎之目、堯舜使契爲司徒、敬敷五敎、卽此是也、學者學此而已、而其所以學之之序、亦有五焉、其別如左、

博學之、審問之、愼思之、明辨之、篤行之、

右爲學之序、學問思辨四者、所以窮理也、若夫篤行之事、則自修身以至于處事接物、亦各有要、其則如左、

言忠信行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過、

右修身之要

正其義不謀其利、明其道不計其功、

右處事之要

己所不欲勿施於人、行有不得反求諸己、

右接物之要

熹竊觀古昔聖賢所以敎人爲學之意、莫非使之講明義理以修其身、然後推以及人、非徒欲其務記覽爲詞章、以釣聲名取利祿而已也、今人之爲學者、則旣反是矣、然聖賢所以敎人之法、具存於經、有志之士、固當熟讀深思而問辨之、苟知其理之當然、而責其身以必然、則夫規矩禁防之具、豈待他人設之、而後有所持循哉、近世於學有規、其待學者爲已淺矣、而其爲法又未必古人之意也、故今不復以施於此堂、而特取凡聖賢所以敎人爲學之大端、條列如右、而揭之楣間、諸君其相與講明遵守、而責之於身焉、則夫思慮云爲之際、其所以戒謹而恐懼者、必有嚴於彼者矣、其有不然、而或出於此言

之所棄、則彼所謂規者、必將取之、固不得而略也、諸君其亦念之哉、

明倫堂揭榜附言

右朱子白鹿洞書院揭示、爲學之條目、極爲簡明、教人之法、不可捨此而他求、故亦揭之此堂、以示學生當從事於此而勉力焉、若夫武備固守國之要務、而聖學分內之事業也、況學生皆家世爲武職、則武事之講習固不可以懈也、故又有經武館之設、若誤爲別異、則懼有廢武之失、可不戒焉哉、

〔日本教育史資料二 舊津藩〕學校

經書用古註

學則

有造館講經、用漢唐注疏、然不必墨守其義、夫子祖述堯舜、憲章文武、未嘗有宗派、彼固執其所信、而爭宗派者陋矣、大抵漢儒注釋簡古、然見道淺近、而有固陋之失、宋儒注釋詳密、然窺聖高遠、而有駁雜之弊、與其詳而雜也、寧簡而陋、故從漢儒也、又恐其有不備、令講官折中諸家、以補正之、庶幾得聖人之旨矣、若信其固陋、而斥博聞者、不翅賊夫人之子、將奈聖經何、可不思哉、我有造館之制、有大異於他邦者、其講道藝、不偏言文、而必合言文武、蓋世之敎場、所謂兼文武者、大抵以講堂爲文場、弓馬槍刀諸藝榭爲武場、其所謂武者、不過擊刺馳驟之技、非我所謂武者、我所謂武者、與斯文相爲左右者也、然則設整暇堂以講武學何也、曰此特軍師講習其家書耳、亦非我所謂武者、而夫兵家或學文武以自任、或謂其武足以應治亂、或謂其武與文左右、皆不知通者也、我所謂武者、即神聖之實器、而未嘗與斯文相離也、

○中略

文政四年辛巳十一月、執政兼總教臣藤堂光寛謹撰

〔塚田多門之書〕儒者塚田多門乍恐申上度奉存候○中略

文道には勿論元來流派と申事は無御座候而、堯舜三代之道を本と仕候而、聖人孔子之敎法を以孝悌忠信仁義を導き、天下國家を治るより外は無御座候○中略東照宮御一統被遊候頃迄は、年久

しく打續き戰國に御座候而、天下皆干戈之中に御座候故、文道之心懸有之候諸侯大夫士も、深く學問修行の間も無御座御時節に候所、其頃始而程朱之學渡候砌に御座候而、惺窩道春相傳能く其敎を學得候により、林道春召出され、御用ひに罷成、林家も相建候より、御學問之御流儀は程朱敎の樣に相成候得共、昇平之御恩澤周く四海に流れ候御代に相成候より、天下之諸侯大夫士も、各位祿に安堵致し候而、學問修業も仕候に依而、前來久しく埋れ居候古書なども、追々世上江現れ出候而、五六十年來は學問仕候者、程朱之書之外にも、弘く漢魏以上之古書籍にも涉り候而講習仕候者も多有之、其內には又々其人々の見識を以、劍槍の流派の如くに、學問にも種々の名目付候得共、何れにも聖人の敎に因而、天下の人を孝悌忠信仁義の道に誘引仕候者に御座候得ば、何流にても世上に大勢有之程、太平之御政務之萬一之御益にも可相成御事に候半歟と奉存候、右は儒家斗にも無御座、醫術なども、王叔和扁鵲之比には流儀も無御座候處、漢魏已來追々方法之書著述致し候者多有之、○中略近世は山脇道作香川多中吉益周助抔申上手なる醫師出候て、漢魏之頃之方法に因而療治方夫々に發明仕候、○中略若聖人之道を能く會得仕候而、道春に劣らざる才德高き學者有之候はゞ、乍恐寬仁大度之神慮を以、流派之御嫌なく、御用ひ可被遊、○中略本朝博士家之經學は、古來より漢魏之註本に相定居候處、林道春京都に於而、初而朱子集註之論語講釋有之候得ば、朝廷より神祖江御沙汰に被爲及候之處、其時節に、道春程の者も、外に相見へ不申候得ば、其儘に差置、相用候共苦しかる間敷旨御答に被爲及候由、乍恐奉承知候御儀に御座候、左候得ば唯今之御時節に而も、能く士大夫を誘引仕候而、孝悌忠信之道に導き、其人材を敎育仕候學問にだに御座候はゞ、何れ之流派と申御撰なく、廣く人々の信ずる所の學者に隨而、文道修行致候樣に、公命を下され度御事と奉存候、○中略恐惶謹上

寬政二年庚戌六月

授業日　授業時間　休假

〔日本敎育史資料八舊中津藩〕學校〇進修館

學規

一經義朱註を宗とし、兼て古註を可ㇾ用、異說を以不ㇾ可ㇾ紛亂、但し深造自得、卓異の見所有之候はゝ非ㇾ此限、

〔學制彙集乾〕時習館〇肥後熊本藩　學規〇中略

一諸生之業、嚴立課程、孝經論語一科、詩書易一科、春秋三傳一科、二禮二戴記一科、是爲正業、雖ㇾ主古義、不ㇾ廢新注、彼是參考、必歸至當、

〔日本敎育史資料二舊津藩〕學制

文政三庚辰年二月總敎裁定

休日　朔望　廿五日

右之通御總敎へ相伺定候、以上、

學校〇有造館　師役共

授業時間　春分後ハ、習書時刻九ツ半時ヨリ八ツ半時マデ、　夏至後ハ、同八ツ時ヨリ七ツ時マデ、

秋分後ハ、同九ツ時ヨリ八ツ半時マデ、　休日　朔望　廿五日　右時間及休日ハ、文政三年庚辰

二月ノ定メ、

授業時間　朝五ツ時ヨリ夕八ツ時マデ、但暑中ハ朝限リトス、　休日　五十ノ日　右嘉永安政

以後ノ定メ

〔日本敎育史資料四舊加賀藩〕學校〇明倫堂

覺

一助敎ヨリ都講相勤候儀、月々繰々に相勤可ㇾ申事、

一講日ハ二座ニ候間、朝助敎半分、讀師半分、晝ヨリ殘ル助敎等半分宛可ㇾ相勤事、寛政四年壬子七月、和平駘被ㇾ流、

學校稽古割寛政四年六月十一日再改ㇾ之

講日六日　和學二日　習學十日　算學二日　課日六日　令二日毎月　天文曆學二日　醫學二日　禮法二日

朔日、四半時ヨリ醫學本草等、二日、(講日)四時ヨリ一座人持頭分、幷子弟共、御近習面々、朝夕之內、勝手次第可ㇾ罷出事、八時ヨリ一座御大小將六組子弟共、但御用等ニテ難ㇾ罷出面々ハ、當日講日朝罷出候事、三日、五半時ヨリ令、晝ヨリ算學、四日課日、五日、朝夕習學人出座、六日、朝同斷、七日(講日)朝夕刻限等同前御馬廻六組子弟共、御近習面々、朝夕之內、勝手次第可ㇾ罷出事、但御用等ニテ難ㇾ罷出面々ハ、當日夕方可ㇾ罷出事、　夕二日、御用等ニテ不ㇾ罷出人、持頭分、幷御馬廻四組子弟共、但御用等ニテ難ㇾ罷出面々ハ、次之日講日朝可ㇾ罷出事、八日、四時ヨリ和學、晝ヨリ禮法、九日、課日、十日、夕習學人出座、十一日、朝夕同斷、十二日、(講日)朝夕刻限等同前御馬廻二組子弟共、定番御馬廻六組子弟共、但御用ニテ難ㇾ罷出面々、當日夕方可ㇾ罷出事、　夕定番御馬廻二組子弟共、組外四組子弟共、但御用等ニテ難ㇾ罷出面々、次之講日朝罷出可ㇾ申事、十三日、五半時ヨリ天文曆學、十四日、課日、十五日、四半時ヨリ醫學本草等、十六日、朝習學人出座、十七日、(講日)朝夕刻限等同前寺社奉行支配ノ平士、御醫師、新番組、御步子弟共、幷諸小頭與力子弟共、但御用等ニテ難ㇾ罷出面々、當日夕方可ㇾ罷出事、　夕、御步幷御步並子弟共、但御用等ニテ難ㇾ罷出面々、次之講日、朝罷出可ㇾ申事、十八日、四時ヨリ禮法、十九日、課日、廿日、夕習學人出座、廿一日、朝夕同斷、廿二日、(講日)朝夕刻限等同前陪臣給人等及子弟、　夕、足輕坊主小者及子弟共、廿三日、五時ヨリ天文、曆學、晝ヨリ算學、廿四日、課日、廿五日、朝夕習學人出座、廿六日朝同斷、廿七日、(講日)朝夕刻限等同前町在之者、　夕、此處明證數多候間、殘候分其節相加可ㇾ申事、廿八日、五半時ヨリ和學、晝ヨリ令、廿九日、課日、晦日、夕、習學人出座、　、

右時間割ハ、寛政四年六月十一日、再改之トアレドモ、前ノ時間割之御達文ハ、同年六月十九日

ナルヲ以テ考フレバ、時日必ズ誤リナラン、然レドモ次ノ習學日繰替ノ達ニヨレバ、該時間割之行ハレシハ瞭然タリ、故ニ揭グ、

付札 佐藤勘兵衛等エ 習學日 五日、十一日、廿一日、廿五日、 右代リ、九日、十四日、十九日、廿九日、

右五日等ノ夕、習學ハ指止、九日等ノ課日ノ夕ニ、相立申度之旨、紙面之趣相達御聽候處、日取立替候樣被仰出候條、被得其意、御儒者へモ可被申談候、尤習學人ニモ各ヨリ被申談、來月ヨリ可被相改候事、寬政六年閏十一月 奥村河内守

〔津和野藩舊記〕嘉永二年玆監、養老館を擴張して、藩法令を定む、○中略

休業日

一毎月朔日、十五日、 一五節句 一御發駕當日 一御歸城當日 一二月釋奠 一三月廿六日、廿七日、○藩祖祭日 一六月七日、十四日、○鎭守神祭日 一七月十三日ヨリ十五日迄 一八月釋奠、十三日、廿六日、廿七日、○藩祖祭日 一十月亥猪 一十一月冬至 一十二月廿一日ヨリ正月十日迄 一夏土用中 以上

退塾定日

一毎月朔日、十五日、 一五節句 一七月十三日ヨリ十五日迄 一十二月廿一日ヨリ正月十日迄 以上

外出定日

一三月廿六日、廿七日、 一六月七日、十四日、 一八月十三日、廿六日、廿七日、 以上

嘉永二己酉年十一月 監察

〔日本敎育史資料〕六 舊岡山藩 學校

就業時間及休業日 寬文九年七月開校以後、生徒就業時間、巳牌上校、未牌退校ヲ定例トス、但暑

月ハ五半時上校、正午退出、或ハ藥園ニ至ッテ水練ヲ學バシム、

延寶元年癸巳五月七日休業日ヲ定ムル左ノ如シ、　毎月朔日、五日、十日、十五日、廿日、廿五日、晦日、

　年頭至正月十五日　從正月晦日至二月十五日　從二月晦日至三月五日　從四月晦日至五月五日　六月土用中但土用終テ、又土用之日數正午退校ヲ例トス、　從七月五日至七日　從九月八日至十日　從九月十五日至十七日　年尾從十二月十五日、但開校以後此年ニ至ルマデ休業ノ日期舊記中見ル所ナシ、故ヲ以テ今從前ノ定規ヲ詳ニスルヲ得ズ、

〔備陽岡山學校記〕延寶元年十二月十六日、大生參校用奇日、(三日、七日、九日、十三日、十七日、十九日、廿三日、廿七日、)須巳時參學、而文武兩藝隨意、取各牌于內塾、以掛之藝舍、但欲讀書者、須掛名牌于牌場、若欲習文武兩藝者、須取名牌二枚、然不許習武藝二色、巳時過而參校、則徹內塾之名牌、但許聽講說、不許往藝舍、退出之時可隨意、而須自徹藝舍之名牌、以復之內塾、參校并晝退者、使人記之內塾、凡諸生監一人、當巡視舍舍、凡習騎馬者、冬日須取名牌于內塾、而掛之牌場、夏日須早朝直往鞭馳而習之、喫飯後須聽講說、小生參校用偶日、(二日、四日、八日、十日、十二日、十四日、十六日、十八日、廿日、廿二日、廿四日、廿六日、廿八日、)　三年乙卯十月二日、毎月以三八六箇、爲大生之參日、以二七四九十一箇日、(除廿九日)爲小生之參日、以其可參日多而勞倦也、

〔日本敎育史資料六 舊岡山藩〕學校

延寶三年乙卯十月二日、參校及休暇日ヲ改定スル如左

元服之者參校　三日、八日、十三日、十八日、廿三日、廿八日、　小生參校　二日、四日、七日、九日、十二日、十四日、十七日、十九日、廿二日、廿四日、廿七日、　休暇日　朔日、五日、六日、十日、十一日、十五日、十六日、廿日、廿一日、廿五日、廿六日、廿九日、晦日、

右改定ノ日期、寶曆年中、重チテ釐革、毎月一六二七四九ノ十八ケ日ヲ以テ、八歲以上ノ小生參校日ト定メ、辰牌ヨリ午牌ニ至ル迄讀書習字習禮演武等ニ從事セシム、三八ノ日ハ大生參校

講義聽聞ノ日ト定ム、其科目左ノ如シ、

二七ノ日、小學ヲ講ジ、小生ヲシテ之ヲ聽カシム、 三八ノ日、四書ヲ講ジ、十五歲以上ノ生徒ヲシテ之ヲ聽カシム、巳牌ヨリ未牌ニ至ル迄、伶人樂ヲ鍊習ス、 一六四九、申牌ヨリ酉牌ニ至ル迄、諸生ヲシテ五經及ビ近思錄ヲ輪講セシム、〇下略

〔日本敎育史資料七舊松山藩〕學校明敎館

休業日 每月朔望廿八日 五節句 城下三祭日、各二日ヅヽ、 十二月十四日ヨリ正月十六日マデ 七月十一日ヨリ十六日マデ

武技休業右ニ同ジ、但劍槍馬ノ道場ハ、屋宇サキヲ以テ、雨天ハ休業ナリ、木馬柔術及弓ノ卷藁稽古ハ屋中ニ於テス、

〔日本敎育史資料二舊水戸藩〕弘道館

賞罰ノ法

一文武敎職、常ニ生徒ノ勤惰優劣、及操行ノ正否ヲ考察シ、其當ニ褒賞スベキ者ハ、每歲初、文ハ舍長、武ハ手副、敎職ノ旨ヲ受テ、文案ヲ具シ、總敎ヲ經テ之ヲ政府ニ申請ス、監察又歲中考課ノ多少、平日ノ擧動ヲ檢勘シ、政府ニ禀議ス、政府乃チ其當ニ賞スベキ者ヲ定メ、之ヲ城中ニ召シ、其職ヲ進メ、俸ヲ加ヘ、及紗綾布衣以上白銀平士巳上ヲ賞賜スル者ハ、執政之ヲ命ジ、其他物上下地、袴地白木綿、刀緒等ノ類ヲ賜フ者ハ參政之ヲ命ズ、

一舊例諸士嫡子、年四十ニ滿ル者ハ、必ズ一職ニ補ス、此ニ至リ藝業優長、操履篤實ナル者ハ四十ニ滿タザルモ、亦之ヲ任用スルノ例トス、其襲職升級等、皆之ニ準ズ、若シ才藝超群ノ者ハ、次男巳下ト雖、廩祿ヲ給ス、其懶惰業ヲ廢シ、言行放恣ナル者ハ、嫡子ト雖モ永ク敍用セズ、

〔日本敎育史資料十七諸藩補遺〕會津〇中略

一生徒之内、藝の増進により、段々學校中の席を進む、格別之者、大學校に進み候より壹人扶持を給ふ、(圖に大學校五十五人とは是なるべし)二男三男無息の類なるべし、

〔日本敎育史資料 三 舊米澤藩〕學校〇興讓館

罰則 學校定詰生ノ罰法ハ、塾中謹愼ニ止レリ、罪ノ輕重ニヨリテ謹愼ニ長短アリ、塾中謹愼ノモノ、食堂ニ出テ衆ト共ニ食スベカラズ、番人食ヲ塾中ニ送致シテ之ヲ食セシム、故ニ謹愼ノ長短ヲ計査スルニ、塾中食スル所ノ賄數ヲ以テス、

謹愼ヲ命ジ、且之ヲ免ルス、皆犯人ヲ直所ニ呼出シ、都講之ヲ達ス、重キ者、伍長同伴トス、罰ヲ免サルレバ、繼肩衣ニテ、總裁(總監或ハ提學)并ニ都講ヘ回禮ス、

格外ノ罪狀アレバ政府ニ訴ヘ、藩律ヲ以テ之ヲ罰ス、

通學生徒ハ、其罰ヲ臨時ニ議定ス、輕キ者自宅謹愼、重キ者放逐トス、格外ノ罪狀アレバ、藩律ヲ以テ之ヲ罰スル、定詰生ニ異ナルコトナシ、

〔日本敎育史資料 四 舊加賀藩〕學校〇明倫堂

賞與之部 生徒勤學、三十六ヶ月入精之者御賞銀被下候事、以御當節御見合被仰渡候儀に付、助敎差出候、紙面御達申候、右滿月者、年中兩度相調べ、御達申候者は、人材成育之道を旨と仕、面々志之深淺、修行の勤惰、嚴密に吟味仕、且行事心術之及處迄も、遂詮議言上仕候儀にて、怠慢無之と申程の分は指省き申候、其儀は其時々各様へ致口達候、然處今般被仰渡之趣を以、各様よりも段々分て御說示被成候得共、究る處、其時宜、學校勸懲之道持合不申形を爲し、御敎導之節に涉り、離澁仕儀も御座候、助敎全學校之御本意を奉遵仕儀に御座候間、御當節には御座候得共、何卒格別の御沙汰にて、願の通り御聞屆御座候樣仕度奉存候、依て添紙面を以如此に御座候、以上、

天保四年七月十二日。 大嶋忠藏

宮崎藏人樣、遠藤數馬樣、仙石内匠樣、奥田次郎右衛門樣、天野權左衛門樣、前田主馬樣、

〔日本敎育史資料六 舊岡山藩〕學校

賞典　寛文開校ノ後、藩主屢酒饌ヲ校厨ニ付シ、學務吏員敎員ヲ饗ス、生徒モ亦與ル、蓋學事奬勵ノ意ニ原ク、老臣モ亦其意ヲ體シテ菓子ノ類ヲ贈リ、以テ生徒勤學ノ勞ヲ慰スルコト數次ス、歲終毎ニ、生徒ノ勤惰ヲ檢シ、勉學ノ者ニハ、褒賞トシテ四書五經集注、或大全、左氏傳、文選等ノ典籍ヲ授ク、最優等ノ者ニハ、扶持米ヲ給與セシコトモアリ、其藩主親臨、讀書講說ヲ聽キ、習字ヲ觀、及ビ演武ヲ檢拔スルノ際、優等ノ生徒ヘハ、特ニ物品ヲ與ヘテ之ヲ賞スルヲ例トス、光政逝シ、其子綱政襲封ノ後、又其成規ヲ遵守シ、爾後累世此例ニ沿ル、歲終ニハ鶴雁等ヲ校厨ニ送付シ、酒饌ヲ具シテ勉強ノ生徒ヲ賞ス、農民ノ子弟ニシテ篤志ノ者ヘハ、帶劍及名字ヲ唱フルヲ許シ、或ハ學校費ヨリ學費ヲ附シ他方ニ遊學セシム、此最特典ニ係ル、

弘化四年丁未十二月、更ニ賞賜例ヲ定ムル如左、　年中皆勤ノ者ヘハ書籍ヲ賜フ、但不行儀ノ者ヘハ此賜ナシ、去年皆勤ニテ賜ヲ受ケズ、今年亦皆勤ノモノヘハ二年ノ皆勤ナル故、其勤勞ニ對シ之ヲ賜フコトモアルベシ、格別不行儀ノ者ハ此限ニアラズ、　一度或ハ二度ノ闕ハ、酒饌ヲ賜フヲ例トス、　三度以上闕席スル者ハ、賞賜之ナシ、但讀書習字行儀等宜シキ者ハ、適宜ノ賞賜アルベシ、　假令本年皆勤ニテモ、讀書等上達ノ目途之ナキ者ハ賜ナシ、

元治元年甲子十二月廿七日、武藝奬勵ノ爲、各敎師ヘ金員若干、及ビ免許ノモノヘ品物ヲ付與ス、其別左ノ如シ、

三科以上免許ヲ受ケシ者ヘ麻上下　二科免許ヲ受ケタル者ヘ袴地帶地　一科免許ヲ受ケシ者ヘ袴地

罰則　條例ナシ、不品行、或ハ學規ヲ履行セザル者ハ、放逐シテ登校ヲ停ルニ止ル、

〔備陽岡山學校記〕寛文七年二月二十五日、使十六以上之諸生、讀書習禮于輔仁軒學館內、　六月五日、諸生獨讀忘十字、則爲誤一以記籍、若不忘一字、則減籍所記之誤一、　八年三月十四日、諸生獨讀能壯而忘五字、則爲誤一以記籍、　十年正月二十日、小子獨讀能壯而不忘一字、則爲善事三、獨讀能壯而忘一字、則爲善事一、獨讀雖未能壯、不忘一字、則爲善事二、若忘四字、則不論之、至忘五字、則爲誤一、皆記之籍、　二十六日、記小子善事之數、以告之其父兄、　二月廿八日、分遣小子于讀書舍之時、若不居列座、則留之講堂、以小子中起之時遣之、凡分遣小子于藝舍之時、不居列席則除之、　三月四日、凡小子一月之際、參校不惰者、記之善事籍、雖不惰而不謹乎容儀者不記之、或記之課籍、　十一年八月三日、凡諸生能獨讀、而一字無忘、則爲善二、若忘一字、則爲善一、其獨讀雖未能、而無忘字、則爲善一、忘四字、則不論之、若忘五字、則爲過一、以記之籍、

〔日本敎育史資料七舊和歌山藩〕學制

褒賞ノ次第（創定年月不詳）

御試ニ罷出候者ハ、材器可成ノ筋ニテモ、甲乙ニ隨ヒ、何レ學問勵ニ成候樣、

御役替　上ハ小普請ノ類ハ御役附、無足ハ御褒美、（卷物代貳百疋、或ハ御カチ、）　中ハ御役替、御役附ノ內、上ヨリ劣被仰付、無足ハ御褒美、上ヨリ劣被下、　下ハ御褒美　下々ハ御沙汰ナシ（成ダケ御褒美ノ方ヘ附ベシ）　又ハ上中下共ニ一統御褒美被下、御役附等ハ、猶又御調ノ上、追テ被仰付儀モ可有之事、

頭役以上ハ、御譽、或ハ御褒美被下、　役所勤ノ者ハ、心掛宜トノ義ニテ御譽計、　御褒美員數ハ、優劣ニ寄、時宜ヲ以可申見、　學校中ノ諸生ハ、御褒美被下候儀モ可有之、不被下儀モ可有之、時宜ニ寄可申談、　配下上中ニ附候筋ハ、樣子次第頭ヲモ御譽、御役所ニ帳面ヲ設、其度々夫々科ヲ分チ記置、御役撰擧ノ節可引合事、　武科モ同樣可取計事　御人數殖候ヘバ、都テ御役替役所附等此內ヨリ可撰、御側向、都テ思召ニテ被仰付候筋モ、可成ダケ此內ヨリ撰擧候事、

〔日本敎育史資料八舊熊本藩〕學校○時習館

算術出精學業進歩の生徒、士分ハ賞詞、徒士足輕ハ金子、其後相變ラズ、出精スレバ、士分ハ藩主紋附の麻上下、徒士足輕ハ猶又金子、夫ヨリ猶相變ラズ出精スレバ、士分ハ紋附時服、徒士足輕ハ替リ紋ノ麻上下ヲ賞與シタリ、

罰則ハ、時習館中失愆冊ナルモノヲ製シ、生徒ノ怠惰不形儀等アレバ一々記錄シ、督責ヲ加ヘ、猶違戾ノ生徒ハ、其時宜ニヨリ、暫ク出席ヲ止ム、此時父兄ハ出席ヲ許サルヽ迄ハ外出ヲ禁ジ、敎誨ヲ加ヘ、改心スレバ出席ヲ許サレ、再三改メザルモノハ、藩政府ニ上達シ、裁判ヲ待チタリ、

〔日本敎育史資料二舊佐倉藩〕學制

看書

一修業之面々、晝夜罷出、御書籍拜見勝手次第之事、○中略

一御家中之面々、御書籍拜見致度望之者、其段敎授ヘ相願候上、付敎都講之内へも敎授より談有之、當人よりも兩役之内へ申達、温故堂へ罷出拜見不苦候、相濟候はゞ元之如く相仕舞可申事、

但度々罷出致拜見候はゞ、其段をも敎授へ申達置拜見可致候、堂中において拜見不苦候得共、修業之面々、妨に不相成樣、兼て相心得可申事、○中略

一御書物拜借仕候面々は、敎授幷付敎都講之内へ相願、拜借帳へ自筆にて姓名書名月日等相認、致印形候上、拜借可致候事、

〔日本敎育史資料十舊仙臺藩〕學制

藏書　經史子集雜著法帖圖書類、凡一千一百一十七部一萬七千一百八十三冊、百十一枚、十二軸、七幅、二百十一帖、右天保六年、指南役吉田友好ノ調査ニ係ル、爾來增殖スルモノ鮮少ナラズト雖モ、今之ヲ詳ニスル能ハズ、

書庫三棟　一ハ養賢堂ニアリ、堂中諸生ノ縱覽、敎員ノ參考ニ供ス、部數等前ニ見ユ、一ハ治下八幡町龍寶寺中ニアリ、法寶藏ト稱ス、其書佛籍多シトス、其他經史子集等合テ一萬六千四百三十三卷、正德四年仕僧實政聚ムル所、同寺所藏ニ係ル、實政請フテ書籍ノ監視、書庫ノ修理等ヲ藩ニ於テ管理ス、藩士ノ縱覽ヲ許ス、一ハ治下百騎町ニアリ、靑柳館ト稱ス、目付二名ヲ置キ監視セシム、藩士ノ縱覽借覽ヲ許ルス、經傳子集法帖圖等合テ七千三百十冊十四帖三幅、外ニ聖像一軀、龍潭硯一面、古琴一張、古笙一枚、古錢四十八匣、御衣斷片一帖ヲ藏ス、

〔日本敎育史資料十八舊加賀藩〕寬政五年、不破和平等ヘ、於學校講書習學等之節、御書物拜見仕度旨、相願候人々有之候得者、學校御書物御貸渡可被仰出候條、被得其意、先達而被差出候御儒者覺書之趣相心得、夫々可被申談候事、

丑五月

〔日本敎育史資料六舊山口藩〕學制

明倫館御書物御仕法改革ノ事

一無給衆兩人、御書物方トシテ、新規被差出候事、

一諸生ノ內、御書物方ノ儀ハ、是迄ノ通ニテ、名目ヲ司典ト被相改候事、

一御書物ノ儀ハ、學頭判事役總締リニシテ、御藏御書物出納ノ儀ハ、御書物方兩人取扱、諸生ノ儀ハ、御藏出入可爲無用事、

一諸生御書物借受ノ儀ハ、目錄付立、司典迄申出候事、

一御書物出納是迄ノ通、三八ノ日、毎月六日宛被相定、於講堂庭上ノ間、判事檢使司典役御書物方一同立會、御書物受取渡可仕候事、

一御書物出納日ハ、朝四時ヨリ、右ノ面々講堂罷出司典役諸生ヨリ、借用ノ御書物帳面ヘ付立、御

書物方ヘ申達、御書物方別帳ヘ書記シ、現書御藏ヨリ差出可申候、○中略

一世上ヨリ手形ヲ以テ借用之分ハ、御書物方ヘ當テ、手形相調、右出納日、講堂罷出借用可仕候事、

一御書物貸渡之儀ハ、御書附之旨ヲ本トシ、是迄御仕法之通、無相違樣堅固ニ取締リ可仕候事、

一七月御書物風入之節ハ、諸生ヘ相賴候儀、可爲是迄ノ通、一應司典之方ヘ受取、隨分念ヲ入締リ可致候事、

一每月廿八日、諸生其外世上共、借受ノ御書物、一應爲返、改テ各々貸渡可仕候事、

右明倫館御書物、近年餘分紛失有之候に付、色々取締之儀、嚴重ニ申合候得共、今以追々紛失有之、一體館中御書物之儀ハ、御歸城ノ度々御土產本、御當役衆御手廻頭其外之獻納本等モ有之、且又於于時御買入之御書物モ有之、年々相增候御仕法ニテ、於只今候テハ、四五十年以前ヨリハ倍增之冊數ニ相成、諸生兩人、自分之稽古ニ相添候テノ取捌ニテハ、所詮行屆不申候、其上諸生一統ニテハ、心易ニ任セ、有合候御書物、暫借トシテ持歸候者モ可有之、多人數居合候寮中ニテノ取捌ニ付、脇々ノ分ト混雜仕候儀モ可有之、旁ニ付、諸生ノ取扱ニテハ、イヅレ行屆申間敷ト奉存候間、前書之通、無給衆兩人、新規御書物方トシテ被差出、御書物一通リヲ引受仕、判事檢使立會ノ上、見屆印ヲ取出納仕候ハヾ、締リ宜ク可有之ト奉存候間、此段被遂御詮議被下候樣奉存候事、

第一項　本書御書物方ノ儀ハ、御算用方兩人ヘ兼帶被仰付、面會方兩人ヘモ取扱被仰付候事、

第二項　本書諸生ノ內、御書物方ノ名目、司典ト相改候儀、以下四廉、申出之通、

第六項　本書御書物出納ノ儀ハ、但書共、申出ノ通、尤檢使役病氣障ノ節ハ、判事ヨリ見屆印形被仰付候事、

第七項　本書當日返納ノ御書物、一應御藏入ノ廉ヨリ、以下五廉、申出ノ通、

〔日本教育史資料十八 舊熊本藩〕一寶曆四年十二月、時習館ヘ被引渡タル書籍一萬二千卷餘、國守側向

ヨリ預ノ書籍二千卷餘ノ處、安政元年十一月調、前學校文庫納和漢ノ書籍三萬五千五百八拾三冊、凡五千部餘ト覺候也側向用本被預置候分五千百五拾一冊有之候事、

〔日本教育史資料八 舊鹿兒島藩〕學制

新納駿河殿家來又木元右衞門
島津主計家來靑木靜左衞門

右ノ者共エ、今般書籍賣支配被仰付、持合ノ書籍相當ノ代料ヲ以テ無差支、猶又手廣ニ賣渡候樣可致候、左候テ、諸士等ノ內、是迄持合ノ書物類致熟覽、用辨ノ後ハ、先々不用ノ品モ可有之候付、右兩人方エ差遣、相當ノ直引ヲ以、當用ノ書物引替候歟、又ハ代銀相請取、於他所懇望ノ書物買入候儀、少モ不苦候、其段支配人共エ兼テ申付置、彼是難澁ケ間敷儀不申立樣申付候、

一御用ノ節々、右支配人御納戸エ呼出、寫本其外被仰付候儀モ可有之候、

一寫本ノ內、要用ノ書物ハ、勝手次第兼テ寫本可致置候、

一御藏板四書五經、是迄御納戸奉行取扱ニテ、諸向エ申受被仰付來候得共、以來右兩人エ、兼テ相下置、懇望ノ者ヘハ、勝手次第可爲賣渡候、左候テ兩人申受等ノ儀ハ、是迄ノ通ニテ、支配人ヨリ賣出候節ハ、四書一部、代錢九百二拾四文、五經一部代金壹歩貳朱ト錢七拾貳文右ノ通ニテ賣出、其外四書五經ニテモ、一二冊ヅヽ、懇望ノ者ヘハ、右ノ直賦（ナダン）ヲ以無滯可賣渡候、尤代錢右御定通一切致增減間敷候、且又末々ノ者、萬一代錢相滯候儀モ有之候ハヽ、名前御納戸ヘ可申出候、

一困窮ノ者共、懇望ノ書物買入候儀不相整者ヘハ、古本ノ內一冊ニ付一ケ月何程ト申極キ見料ヲ以テ、無滯貸借イタシ、三十日限ニ可差返候、萬一右日限相過、不首尾ノ者モ候ハヽ、名前御納戸エ可申出候、兼テ不見馴古本又ハ寫本ノ類、書店共買入候ハヽ、其段御納戸エ可申出候、

右ノ通被仰付候付テハ、御納戸奉行幷御記錄奉行、造士館御役々モ掛被仰付候ニ付、御國中ノ者

經費

共、手廣ニ書見相整候樣被仰付候、此旨向々へ不洩樣致通達、諸郷私領へモ可申渡候、

安政四巳六月廿七日　　伯耆

嘉永五年壬子四月、史職に令し、凡そ内庫所貯の和漢群籍若干篇を出さしめ、藩士之を覽んと請ふ者あれば、之を貸與せしむ、

〔維新史料四十五〕贈從一位島津齊彬公略傳

治平久しく、人々恬熙に馴れ、單に處世の道に汲々として、専ら文事を努むるに遑なし、特に藩士中、衣食究乏する者に至ては、僅かの俸祿、一家を扶助するに難み、稼職を營み、僅かに糊口の糧に供する有樣にして、未だ文籍を購買し、之を披覽するの力なかりき、特に薩藩の士風、一般武敢を貴み、文事を疎んず、故に偶々文事に志すものと雖も、或は貧困に迫はれ、或風潮を憚り、求めて書籍を講ずるの風に乏しかりしが、公此情況を察し玉ひ、特に命じて内庫の群籍を出し、之を貸附すべきを令せらる、是を以て貧なる者は之を得るに難しとせず、憚る者も公命と稱して之を講ずるを得て、一般の弊風茲に一新するの端緒を開きたりとなん、

公世子たる時に於て、史傳經書の高價にして、一般士民の購求に難むを察し玉ひ、四書五經史記左傳を上梓せしめ、封内士民に低價を以下付せらる、書は市川米菴之を筆し林家序文を記し、琉球王子玉川跋文を書す、世に之を薩摩版と稱して賞せらる、又從來城下市街に於て、一小書店あるのみなりしを、公一般の文事を奬むるを以て、特に一二店を開かしむ、之れより漸次坊間書籍の交賣便利を見るに至りたりとぞ、

〔日本教育史資料十 舊津藩〕學制

學田御料物寫

一高千八百九拾貳石壹斗八升六合・

内四百三拾四石四斗八升六合　安濃郡之内乙部村

千貳百貳拾石壹升　安濃郡之内產品村

貳百三拾七石六斗九升　奄藝郡之内一身田村

右爲學田、永世學校ゑ附置畢、年々無相違可宛行者也、

御名

文政六癸未　八月廿三日御判

年寄共

學田記

大凡事不憂始之不作、而憂後之不繼、偃武以來、諸國無不有學、率一再傳之後、微々不振、歷年稍久、靑衿變爲挑達之徒、黌宮棄爲荊棘之地、往々有之、傳曰、行百里者、半於九十、末路之難、勢必至於此、柄政者不可不預爲之計、蓋所以至於此者有二、一在後之師儒不得其人、一在後之有司不供其用、師儒得其人、則後進得以成就、雖上或不好古、無害下之知學、有司供其用、則黌宮得長存、雖學政或衰、得有時而振之、然師儒不得其人、不可預察之、獨學中用費、當預爲計也、我藩國校創建之初、以數千金納於計司、算息爲學中之用、總教準齋大夫、恐其後或不繼、欲爲置學田、又慮計司之不聽、雖聽後或失之、建白又納四千金、幷前殆八千金、不復算息、折易乙部、產品、一身田三村地、凡歲入壹千捌百玖拾貳石壹斗捌升陸合、以爲學田、傳之無窮、公允其請、命書之籍、朱章煥然、藏在秘府、又公嘉大夫勤勞、加賜祿七百石、大夫固辭不受、公不能强、亦附之國校、永爲學廩、通前將貳千陸百石、無後世不繼之憂也、蓋其所納四千金出於郡司、先是郡官告林圃樹木蕃殖、大夫謀其所用、至是出賣三千萬章、得七千金、既以學折田、以其餘飾寒松院、修八幡祠祭器、建結城神廟、治城南千歲山、以其費不關國計、計吏不復爭之、夫寒松院雖浮屠之居、歷世廟墓之所在、不可忽視、八幡爲府下土地神、祭器壞汙、不可棄視、結城神、忠烈之

人、墓地荒穢、志士之所憤惋、其營建皆非得已而不已者、千歲山、本爲在學子弟設、藏修於彼、游息於此、是所謂張弛之道、且謝人墨士、借此爲騁懷之域、鄉士大夫、借此爲謀野之地、爾其煩慮養、其靈臺自有所益、其開治亦不可已者、而學田最不可已者也、大夫經遠之計至矣、與其非身辭榮之德、皆可傳也、蓋創結城廟、督學津阪先生所建請、至廟制碑文、皆出其手、至千歲山、先生躬親巡視、方其開徑修阪、吏役受其口講指畫、是非學中事、尙猶如此、況如學田、職所當爲、其勞可知也、嗚呼大夫與先生之於學、其創造之功、赫々在人耳目、又其爲後世計、一至於此、後之繼者、幸無所顧慮、責唯在成就後進而已、當勉勵就職以自效、旣無所顧慮、而不能自效、則有何面目見天下之儒士、可不警哉、而謙等忝竊教官、見在學職、當先自警、於是乎言、

文政七年甲申十一月　　齋藤謙記

〔日本教育史資料二 舊名古屋藩〕學校

明倫堂經費槪略　玄米百六十四石　薪金三拾兩　炭金三拾六兩　味噌金五兩貳分　汁實金三兩貳分　用紙料金三拾兩　右ハ詩文章習字席書ニ用ユ　金貳拾兩　右ハ春秋兩度釋菜費金拾兩　右ハ學生一人ニ付壹ケ月六度菜代　金八拾兩　同上諸雜費　合計金貳百拾五兩程、米百六拾四石、右ハ天保年中ノ經費ノ豫算ニシテ、以來沿革アリト雖モ詳ナラズ、且錯雜ニ涉ルヲ以テ之ヲ略ス、

〔日本教育史資料二 舊一宮藩〕學校 〇學問所

學校經費　一周年間、文武ノ經費ハ、舊領地タリシ上野國新田郡其他二郡 郡名不詳 ヨリ收入セル全額三千石 草高ナリ ヲ以テ之ニ充ツ、該費目ハ、銃隊操練ノ諸費、技術免許ヲ受ケタル者ノ特別扶持料、其他武術ニ關スル器械、及ビ演武場修繕費、幷ニ諸雜費、他藩ノ敎師ニ對スル二季ノ謝儀トス、舊島下運田助太郎及舊中津藩島津其助ノ兵學、舊岩槻藩小暮平左衛門ノ槍術、舊高取藩西尾源左衛門ノ劍術、舊膳所藩小川某ノ柔術、舊和歌山藩鳥居長右衛門ノ水泳、舊麗下錦織帶刀ノ弓術、舊仙

舊藩大概後害ノ洋醫術、蘭士牧穩中ノ蘭學等ナリ、年末ニ至リ、文武ノ諸科教員ヘノ慰勞金、及ビ學生ノ手當金ニシテ、皆三千石ノ文武費ヲ以テ支辨ス、藩立學校、卽崇文館開設ニ當リ、現石二百石ヲ以テ經費ニ充テ、軍費ハ別ニ藩高ヲ以テ支出スルコトヽナレリ、

〔日本教育史資料二舊佐倉藩〕成德書院ヘ寄附判物

下總國印旛郡佐倉領分之內、高千七百石事、爲成德書院領寄附之訖、全可有收納者也、仍如件、

弘化二乙巳年二月三日　　佐倉侍從紀正篤

江戶書院、右同斷にて、高千石也、略之、

覺

一今度就成德書院領高千七百石被寄附之、爲右收納之料、金四千二百五拾兩、及下總國印旛郡下志津村畔田村之內、新林三箇所被下之候事、但新林町步、別紙圖面載之事、

〔日本教育史資料三舊彥根藩〕學校

學校經費　藩書存セズシテ、學費ノ概數ヲ登記シ難シ、又學事ノ張弛ニ依リ、學費ノ增減アルハ無論ト雖モ亦知ルヲ得ズ、

寬政十一年十一月廿七日、學費ヲ藩士ニ賦課スル布告、左ノ如シ、

御目付へ

今度稽古館武藝小屋諸入用トシテ、御家中一統割合銀、別紙之通り上納被仰付候間、被存其旨、半ハ七月十日迄、半ハ十二月廿日迄ニ、諸用方へ相納可被申候、御扶持方御切米取之面々ハ、其家ヨリ一個年之內、一人モ出講無之節ハ不及被指出候、且又右割合銀、今年ハ不及被相納、明年ヨリ右之通可被致上納候、

件之趣可被相達候

割合銀之覺 別紙

一百石ゟヅヽ一萬石　一六十ゟヅヽ六千石　一四十ゟヅヽ四千石　一三十五ゟヅヽ三千五百石ヨリ三千石迄　一三十ゟヅヽ二千五百石ヨリ二千石迄　一二十五ゟヅヽ千九百石ヨリ千二百石迄　一二十ゟヅヽ千石　一十五ゟヅヽ九百石ヨリ七百石迄　一十二ゟヅヽ六百五十石ヨリ五百石迄　一九ゟヅヽ四百五十石ヨリ三百石迄　一七ゟヅヽ二百五十石ヨリ百七十石迄　一六ゟヅヽ百五十石ヨリ五十石迄　一二ゟヅヽ御扶持方幷御切米取衆

但三御歩行ハ、右割合銀ニ不レ關候、且又御家中衆之内、三御歩行之門弟有レ之時ハ、右御歩行之小屋ヘ掛リ銀被二指出一儀、掛合次第ニ可レ被レ致候、

右之趣相觸可レ申旨、主税助殿御申渡ニ付相達候、

十一月廿七日　御目付中

寛政十二年以來、維新ノ時ニ至ルマデ、年々之ヲ賦課ス、凡ソ一年ノ總額銀四貫三百ゟニ上下スト云フ、寛政年間、銀六十ゟヲ以テ金一兩ニ換フ、卽チ金七十兩前後ナリ、但シ文久中藩祿三分ノ一ヲ削減セラレ、藩士ノ祿三分ノ二ヲ以テ本祿トシ、加ルニ藩用闕乏ヲ以テ、半額ヲ貸納セシム、故ニ割合銀モ亦三分ノ一ヲ徵收ス、

十二年二月廿三日　物主役衆　諸用役衆

右ハ稽古館諸御入用如何有レ之哉、各ニモ承知被二罷在一候通、御元米御不足之御勝手向ニ候ヘバ、館中御入用迚モ、可レ成程ハ省略儉素ニ致度事ニ候、炭薪等ヲ始メ、諸事心ヲ被レ付、御費用無レ之樣取締可レ被レ申候、尤諸師範衆、素讀方、手跡方等ヘモ、無二覆藏一時々被二申談一、御爲方宜敷樣、心配可レ被レ致候、則師範衆、素讀方、手跡方ヘモ此段申渡置候間、其旨可レ被二相心得一候事、

但物主方ハ、御入用之儀ハ引請不レ申トモ、館中之儀ハ、萬端關リ候間、心付候儀ハ、諸用方ヘ申談、

御費用無之樣、相考可被申候、

武藝師範衆

右は昨年御開講後、各小屋々々、不相替弟子衆モ被罷出、一段之事ニ候、此度諸生之面々へ相達候筋モ有之候ヘハ、彌小屋々々出講之人數モ可有之間、兼テ達置候通リ、隨分行儀正敷出精有之樣厚世話可被致候、猶又御勝手向之儀ハ、一統承知之通、御元米御不足之事ニ有之間、諸事稽古之爲トハ乍申、道具類順竹油炭等類ニ至ル迄、可相成程被取縮、費用無之、御爲ニ相成候樣心配可被致候、尤右等之儀ニ付テハ、惣主役衆、諸用役衆ヨリ被申談候筋モ可有之間、無遲滯被相談候樣ニト存候、此段申渡候事、

〔日本敎育史資料三會津藩〕學校○日新館

學校經費　藩主ヨリ寄附スル所ノ米、凡ソ五千石ヲ以テ、一周年ノ經費ニ充テ、別ニ藩士ニ賦課スル等ノコトナシ、

〔日本敎育史資料十四仙臺藩〕僊臺修學記○中略

文化六年己巳是年九月、邦家命淸準講書學制、八年辛未、置學田萬貳千石、十三年丙子正月、經始講堂、明年丁丑十二月、講堂成、是月二十五日、國相遠藤元長川口邑主朝率內務長官以下衆官諸生、大會于講堂、饗以落焉、○中略邦家舊有學堂、制陋而法不備、○中略吾公○伊達齊宗思恢張是、乃命曰、大修學政、始置學田、初營講堂、淸準職講書、是講堂之制、本諸洛書、參諸明堂、該校庠而存理歟、宇宙未有此制也、

〔日本敎育史資料三米澤藩〕學校○興讓館

學校經費

寬政二年三月、本年賄料、其外諸入料、左ノ通御金藏へ差出ス、

一一ヶ月分貳拾貫百四十八文

當年三月中人頭　二人先生　二十人諸生　八人自分入料生　二人御役方　三人番人

三人下男　〆三拾八人

寛政二年十月、主財役場伺書、

賄之義、先年ハ一ヶ年貳萬少シ餘ニ候處、當年ハ諸生相附釜最早貳萬五千位取量候、

學館御賄御野菜代割、左ノ通、

一八十八貫六百七十九文　寛政二年正月ヨリ同九月迄、御野菜買入代如上、

右御野菜買入代高御賄數高ニ割、左ノ通、

一四文四分四厘八毛餘　一ト御賄ニ付如上

寛政元年九月九日ヨリ同十二月迄、御算用仕上候寫、

一貳拾九貫三百貳拾五文　御野菜買入代如上

一四文三分七厘一毛餘　御野菜買入代、御賄數六千六百八拾九賄ニ割リ、壹賄分當リ如上、

寛政元年九月ヨリ同二年八月迄、一ヶ年見合テ割合、左ノ通、

一百拾八貫文　寛政元年分、御野菜買入代、貳拾九貫三百二十五文、同二年分、八拾八貫六百七

拾九文、兩口合如上、

一貳萬六千六百貳拾五賄　寛政元年分、御賄高六千六百八拾九賄、同二年分、壹萬九千九百三

拾六賄、取合如上、

右御賄數ニ割、左ノ通、

一四文四分三厘貳毛餘　平均一賄如上

右之通ニ御座候、以上、寛政二十一月　橋貫忠左衞門・堀猶助、

〔日本敎育史資料四舊加賀藩〕學校〇明倫堂

學校經費　經費金ハ、藩士ノ祿高ニ應ジテ、貸與シ八朱ノ息ヲ出ダサシメ學費ニ充ツト云フ、然レ共其金額ニ至リテハ證スベキモノナシ、文化元年五月ニ至リ、學費トシテ、毎歲文丁銀二十貫目ヲ下付スベキ旨達セラル、其他舊記ノ經費ニ關スルモノナシ、故ニ維新前後ノ比較モ亦記載シ難シ、且學事ノ張弛ニヨリ、學費ノ增減スルハ勿論ナリト雖、憑證スベキモノナキヲ以テ記スルヲ得ズ、舊記中、徵スルニ足ルベキ事項ヲ左ニ揭グ、

學校方御入用御手當に被成置候御貸附銀、去暮御貸渡被成候振合を以、御家中自分知三百石以上五百石迄之義は、御貸渡可被成候條、來寅年より二十ケ年、八朱之利子を以、借用仕度人々は交名知行高等書記、來月五日迄に願紙面、不破和平等迄可差出候、尤右御かね、學校永久の御手當候間、返上方等之義、急度相心得可申趣等、去年相觸候通、猶更證文幷銀高等之義は、和平等より可申談候事、

右之趣被得其意、組支配之人々江申渡、組等之內裁許有之面々は、其支配江も相達候樣可被申談候事、寛政五年丑四月

學校銀上納之義、御切米之人には、三月廿日切、御知行之人々は、七月廿日切、上納之趣御定に候處、日詰迄上納無之、其上上納月越に相成候人々も有之、取立方差支、第一御定にも相違候間、以來は三月七月共廿日限、急度上納可有之旨等、學校頭富永靱負紙面差出に付、寫相達候條、被得其意、組支配之人々江被申渡、組等之內、裁許有之面々は其支配江も相達候樣可被申談候事、寛政十年午六月

覺

一學校銀上納之義、御切米之人々は三月廿日切、御知行之人々は七月廿日切、致上納候樣、證文文段にも御定有之候處、日詰迄上納無之に付催促、紙面付け候上返上有之、其上上納月越に相成

候人々も有之候、右之通にて、甚取立方指支、第一御定にも致相違候間、以來は三月七月共廿日、急度致上納候樣、猶更組支配之人々江申渡有之候樣、被仰渡御座候樣仕度奉存候、上納月廿六日に至り候得ば、延引の人々名前相調、御達可上と奉存候、

一學校銀上納方之儀に付、都て願之品有之候はゞ、上納月以前に相願可申處、取立月日詰に相成候て願候に付、甚返上方致混雜候間、以來之候は、上納月以前に相願候樣、申渡置有之候樣被仰渡候樣仕度奉存候、其月に相成、いか樣之願之筋有之候とも、紙面請取不申候間、右等之趣も被仰渡御座候樣仕度奉存候、

一右上納月に、跡目等被仰付候人々は格別之儀に候間、願筋相立候はゞ、御達可申上候、

右之通、同役詮議仕、御達申上候、是迄一統日詰に至り上納致し候に付、自上納月越に相成申候間、今般御觸渡御座候樣仕度奉存候、以上、四月廿六日　富永敦負

奥村河内守樣、本多安房守樣へ　前田大炊樣、村井又兵衛樣、

〔津和野藩舊記〕嘉永元年戊申七月四日、茲監、養老館を擴張せんと欲し、持久の方法を設く、〇中略

深川御下屋敷御代々御遊園ニ被差置候處、右御屋敷御賣拂代金七千兩、外御納戸非常御手當金之内三千兩、〆壹萬兩、御手當出來ニ付、當職平助殿より、表用人山田簡司江御任せ手段被仰付、其旨達ニ付、簡司儀、登坂大坂表出入石見問屋泉屋源四郎江八千兩御預け、殘貳千兩津和野町世良伴兵衛江御預け、兩人共現質引受嚴重ニ取締候而、右利金來酉年より差出候ニ付、右利銀を以御取計被仰付、龜井家記

〔日本敎育史資料六舊岡山藩〕學校

學校經費　寛文九年巳酉新學校建營、其七月十日、學校料トシテ高貳千石ヲ附シ、和氣郡中十ヶ村ヲ以テ采地ニ充、其村落左ノ如シ、

神根村　門田村　山津田村　小板屋村　葛籠村　働　和意谷村　樫村　木谷村　反延村

寶永五年戊子十二月十日、政務改革ニ因リ、都合ヲ以テ學校領ノ内千五百石ヲ減ジ高五百石トス

享保五年庚子九月廿八日、御野郡津嶋村ノ内、藪反別貳反四畝拾歩ヲ學校ニ付屬ス、

寶暦十一年辛巳十二月廿一日、學校領高五百石ヲ復シ、合テ千石トス、爾後累世之ヲ定額トシ、藩制改革ニ至ル迄變更セズ、

〔備陽岡山學校記〕延寶元年九月四日、以學校領和氣郡木谷村、爲閑谷之學田、故換之以御野郡奥坂村之内、三百五十七石五斗六升、爲學校領、民十二戸附之、受藪銀八分五厘、留藪十二歩半、郡吏武田佐平太、以書告于學監泉仲愛、　二年三月廿五日、轉學校領和氣郡和意谷村高七十四石九斗二合、神根本村内高十六石七斗八升二合、以御野郡奥坂村内高九十一石六斗八升四合、爲學校領、民四戸附之、勘定奉行保野善内、告之郡吏武田佐吉、佐吉告之學監、　三年九月晦日、依國用不足、専制節儉、故從來年學領地二千斛之内、以地高五百斛之入、爲學用、　十月廿一日、日置右衛門傳命曰、學校領地二千斛、如舊附之、但當收地高五百斛之物成、以爲學用、而餘納于公倉耳、別給廩米于學屬五人、河崎橋右衛門、入江助兵衛、安宅清兵衛、河北勘介、緋田三之丞、

〔日本敎育史資料六舊廣島藩〕學校○修道館

學校經費　天明年度以前ハ詳ナラズ、天明年度以來、藩札八貫目ヲ以テ定額トシ、春秋丁祭、勉勵生徒賞與費薪炭筆墨紙等、尋常消耗費ニ充テ、修繕等ノ費ハ、別途ニ之ヲ支出ス、慶應年度後ハ、現米千石ヲ以テ、學校一般ノ經費トス、

〔日本敎育史資料六舊山口藩〕學制

元文五年九月欠日達

一明倫館料トシテ、高五百石被付置候處、諸稽古逐々增隆相成候付、令不足候、依之先年修補銀、段段取立被仰付候處逐々御仕組ノ御仕法、或ハ札銀通用ノ時節、彼是ニ付元利共捨リ相成、先年ノ御定法失、其形、學館逮衰微、諸稽古共相續難相成ニ付、段々御沙汰ノ上、別紙根帳ノ通、修補銀被立置、年分ノ不足銀、右ノ利銀ヲ以テ、扣方相成候樣ニ、此度年分ノ諸入用積リ相成候條、其辻ヲ以、無相違樣ニ其沙汰可被申付候事、〇中略

年欠辰十二月十六日伺指令

金百兩

右明倫館爲御興隆、先達テ銀六十貫目、學館ヘ附與被仰付候段、内匠奉承知、至テ厚キ御思召難有奉存候、右ニ付地方ヨリハ、前書ノ通、纔ノ義ニモ御座候得共、當時御所帶モ御難澁故、内匠不任所存候故、寸志學館被相備度ト申事ニ御座候、此度諸生寮モ被相增、作事被仰付候、右御入用ノ所エ、右金被相用候樣ニ取計可申、左候ハヾ、地方ヨリ御助力申上候詮モ相立可申哉ト奉存候、

及御聞伺之通、

〔日本教育史資料八熊本藩〕學校〇時習館

細川越中守齊茲モ、亦大ニ學問ヲ好ミ、家督ノ始メニ當リ、殊ニ藩士ヲ奬勵シテ、文武ヲ誘導サレ、其臨校課題ノ如キハ、重賢ニモ超ヘテ、江戸在勤ノ節ハ、詩文題ヲ脚力ニ附シテ、時習館ノ生徒ニ課シ、江戸ニ送ラシメラレタリ、文化三年、學校方用金ヲ以テ、飽田郡上松尾村字梅洞海邊ニ於テ、新田ヲ墾キ、學資ニ充テラレタリ、土俗呼テ學料新地ト稱ス、

細川越中守齊護モ、亦先代ノ志ヲ繼ギ、大ニ業ヲ壯盛ニシ、齊茲ノ遺志ニヨリ、天保年間在世ノ側用金壹萬兩ヲ以テ、飽田郡海路口村海邊ニ於テ、新田ヲ築キ、其收入額ヲ以テ學資ニ充テラレ、之レモ亦學料新地ト云、

藩主臨校

〔講習文武儀〕一學校雜用之事、長州ニハ知行五百石ノヨシ、備前ハ大祿ノヨシ、其他未ダ之ヲ聞ズ、肥後ハ知行ナシ、每歲知行取一人前三十文、扶持人十五文、町人百姓寺社五文ヅヽ、是ヲ出シ、國中總人數ニカヽル學校ヲ立ル雜用ハ格別ナルベシ、此事學校ヲ立ル五六歲以前ヨリ始リ、年々此入ニテ繕ヒ、居寮ノ養ヒ、役人番人小ヅカヒニ至マデノ諸用書物、稽古道具、筆紙墨等ノ費用トナル、國中ニカクルコトハ、學校ハ士大夫ノ爲計ニ非ズ、國中ノ爲也、士大夫學問シテ政ニアヅカルハ、百姓ノ惠トナル故也、如是ナルユヱ物不拘成コト也、

〔日本敎育史資料三舊會津藩〕學校〇日新館

藩主臨校　時ヲ以テ文武寮ニ臨ミ、或ハ城內ニ召シ諸藝ヲ演技セシム、講釋所生ハ抽籤ヲ以テ進講ス、又老職大學校ニ臨ミ、經義ヲ講ジ、詩文ヲ作リ、理論ヲ題シテ對策セシム、總テ忌諱ヲ憚ラズ時事ヲ切論セシム、武學寮ニ臨ミテハ、他流仕合等ヲナサシム、

〔日本敎育史資料六舊岡山藩〕學校

藩主臨校　寬文九年己酉、學校新築落成、九月廿日、侍從綱政〇池田始メテ臨學、上香聖位ヲ拜ス、廿六日、自ラ文武ノ兩藝ヲ閱ス、以後政務ノ暇、屢來ツテ儒臣ヲシテ講書セシメ、或ハ演武ヲ觀ル、今繁ヲ去ツテ記サズ、但此歲光政江戶ニ在ルヲ以テ、綱政之ニ代リシ也、

同十年庚戌五月、光政歸國セシヲ以テ、十四日臨學、聖位ヲ拜シ、畢テ東ノ下段ニ座ス、老臣日置猪右衞門、衆ニ代ツテ學校經營ノ成ヲ謝ス、畢テ文武ノ兩舍ヲ廻覽、敎師及庶奉行等ヘ池田主稅助光政介子ヲ以テ、慰勞ノ詞ヲ演ブ、但以後累代恒例ノ臨校ニシテ、文武兩藝檢閱ニ止マルハ略シテ記サズ、

同十一年正月二日、光政臨學、盥嗽聖位前ニ詣リ、上香再拜、孝經卷頭ヲ朗讀シ、畢テ中室東ノ下段ニ坐シ、日置左門、中室南障子ヲ開キ、老中ヨリ諸士ニ至ル迄、皆再拜シ畢リ儒臣富田玄眞孝經ヲ

讀ミ、諸生一同之ニ和シテ、五等ノ孝ニ至ツテ止ム、玄眞卷頭ヲ講ジ畢テ、日置左門神前ノ三方ヲ撤シテ、中室ノ中央ニ置ク、光政自ラ拜受シ、老中以下何レモ拜受スベキ旨ヲ命ズ、此間伶人樂ヲ奏ス、禮畢テ退ク、此藩主臨學、讀初ヲ修スルノ始ナリ、以後ハ略シテ記サズ、

〔續備藩典刑〕一亥（○寛政三年）二月廿九日　太守學校へ御成、如ㇾ毎々中室ニ暫御著座、其より文舍武舍不ㇾ殘御打廻り、御馬見所にて、御馬井學校之御馬御覽、御歸之刻講堂に御奉行中師匠中不ㇾ殘ならべ置可ㇾ申旨御内意にて、講堂へ御出、御意被ㇾ成候は、何も毎日骨折申候、留守中隨分精を出し相務可ㇾ申旨御直に御意なり、御退出之御跡にて、池田大學日置猪右衛門講堂へ罷出、諸生へ被ㇾ申聞ㇾは、去年中學校へ相詰候者どもの大寄帳、去冬御内見に入れ、如ㇾ此學校御取建之所、無ㇾ懈怠ㇾ相詰候ものども、又は講習之刻精出し罷出講習可ㇾ申と存るものどもは、尤の義に被ㇾ思召ㇾ候、又去ル比善事集書を御披見被ㇾ遊候、子どもの義に候へば、輕き事どもと乍ㇾ申、善事に付、申段寄特に被ㇾ思召ㇾ候、彌いづれも精を出し相勤可ㇾ申旨、今日御跡にて可ㇾ申聞ㇾ由御意に候、左樣可ㇾ相心得ㇾ旨被ㇾ申渡ㇾ、

〔日本敎育史資料（六）（舊廣島藩）〕學校（○修道館）

藩主臨校　天明年度以前詳ナラズ、天明度以降、月三回、敎授官ヲシテ輪番論語ヲ講ゼシメテ聽聞シ、該日在官非役ヲ問ハズ、子弟平民ニ至ルマデ、適宜ニ聽聞セシム、毎年正月初ノ講義ニハ、朱子白鹿洞ノ諭示ヲ講ゼシム、或ハ不時生徒ノ會讀、或ハ講義ヲ聽聞ス、

〔日本敎育史資料（八）（舊熊本藩）〕學校

藩主臨校　寶暦五年正月十三日、時習館開講ノ節、藩主細川越中守重堅、時習館ヘ臨ミ、東西兩榭ヲモ閲覽セリ、同十一年、時習館講堂建築落成後、初テ臨校、講釋申附、爾後正月四日、登城及時習館臨校ヲ定式トス、

越中守治年世子タリシトキ、追々文武藝臨視アリ、家督相續後、天明六年、居館内馬場ニテ、馬乘方

閲覽アリ時習館兩榭ヘハ、定式迄ニテ不時ニ臨校ハナカリシ、越中守齊茲在國中ハ、一年ニ二三回、或ハ五六回時習館兩榭トモ、不時ニ臨ミ、文武藝稽古ヲ閲觀サレタリ、越中守齊樹世子タリシ時ヨリ文武藝屢々臨視アリ文化七年家督相續後モ、追々閲覽サレタリ、越中守齊護、文政九年、家督相續以來、殊ニ文武藝誘掖ノ義、老臣ヘ令シ、家中ノ子弟ヲ奬勵シ、文武藝共居館ニテ閲覽シ、馬術、犬追物ハ、各其教場ニテ臨視サレタリ、

（日本教育史資料二舊名古屋藩）學制

平民入學

平民ノ子弟教育法　家塾寺小屋ニ於テ修學セシモノニシテ、藩立學校ニ入ルコトヲ許サズ、農民ニ於テモ亦然リ、農民ニ學事ヲ禁止スルノ制度ナシ、天明ノ頃ニ於テハ、藩立學校督學郡村ヲ巡回シ、講義ヲナシ、農民ニ聽聞ナサシムルコトアリ、

（日本教育史資料二舊岡崎藩）學制

平民ノ子弟教育方法　藩學校ヘ入學スルヲ許サズ、農民學事ニ從事スルコトヲ禁止セシコトナシ、

（日本教育史資料三舊彦根藩）學制

平民子弟教育方法　平民ノ子弟ハ、家塾寺小屋ニ於テ修學セシノミ、藩立學校ニ入學スルヲ許ルサズ農民タリトモ、學事ニ從事スルハ、各自ノ意向ニ任セテ、聊サカ檢束セズ、

（日本教育史資料六舊福山藩）學制

平民ノ子弟教育法　弘道館ニ於テハ、別ニ農工商ノ溜所ヲ設ケ、教授ヲ受クルコトヲ許シ、武術ノ修業ハ嚴禁ス誠之館造營後モ亦出家山伏等ノ外武術ヲ除キ、修業スルヲ許ス、

（日本教育史資料五舊鳥取藩）學制

平民ノ子弟教育方法　平民ノ子弟教育ノ事、記錄中見ル所ナシ、素ヨリ藩立學校ヘ入學ヲ許可

セズ、又農民等ノ學事ニ從事スルヲ禁止セシコトナシ、

例ヘバ享和二年三月廿七日、溪代鋒ヘ、賄料銀廿枚ヲ與ヘタル節、御家中ニ不限在町總テ有志之者教育候樣云々トアルニ依テ見ル可シ、

〔日本敎育史資料七舊和歌山藩〕學制

平民ノ子弟敎育方法　維新以前ニ在テハ平民ノ子弟ハ、藩立學校ニ入學ヲ許サズ、然レドモ他ノ家塾ニ就學スルモノハ、總テ其自由ニ任ジ、敢テ之ヲ檢束セシコトナク、又農民ノ如キモ、學事ニ從事スルヲ禁ゼシコトナシ、

〔日本敎育史資料七舊德島藩〕學制

平民ノ子弟敎育法　平民ノ子弟ハ、藩立學校ヘ入學ヲ禁ジ、或ハ農民タル者ノ學事ニ從事スル者ヲ禁止スル等ノ如キ制限ハ、固ヨリ之ナシト雖モ、何年ノ頃ヨリナルカ、儒者若シクハ醫師ノ門人タル者ノミ、藩立學校ヘ入學セシムルノ慣行アリシガ、明治二年正月以後ハ、此習ヲ廢シタリ、故ニ往時平民ノ子弟ニシテ藩立學校ヘ入學スル者ハ、誠ニ寥々ニシテ、多クハ家塾寺子屋ニ入リ、日常近易ノ學ヲ修ムルヲ常トス、

〔日本敎育史資料七舊德島藩〕阿波國敎育沿革總說

第十四代ノ藩主齊昌、文事ヲ好ミ、古蹟ヲ捜訪シ、之ヲ顯揚スルコトヲ喜ビ、隱居セシ後ニ至リテモ、常ニ當時ノ儒員前川文藏(秋香ト號ス)其他醫師等ノ文學アル者ヲ侍坐セシメ、其顧問ニ備ヘタリト云、是ヨリ先文化中、舟手船頭役ノ者、讀書ヲ好ミシガ爲メ、藩主ヨリ譴罰セラレタルコトアリシト云、固禁令アリシニハ非レドモ、當時ヨリ舟手ノ者ハ一般ニ公然讀書學問スルコトヲ憚リシ者ナラン、

〔日本敎育史資料八舊島原藩〕學制

平民ノ子弟敎育方法　藩立學校ヘ平民ノ子弟ヲ入學セシムルハ勸奬セシト雖ドモ、其入學スル者實ニ稀ニシテ、多クハ家塾寺子屋等ニテ修業セリ、

〔日本敎育史資料八舊鹿島藩〕學制

平民ノ子弟敎育方法　平民ノ子弟ハ學問ニ從事スルヲ禁ズルニ非ズ、亦藩學校ニ入ルヲ許サズ、多ハ家塾寺子屋等ニ就テ之ヲ學ブ、其熟否ノ如キハ各自ノ意向ニ任ジ、敢テ干與スル所ニアラズト雖ドモ、若シ奇才ノ賞スベキモノアルトキハ、則チ更ニ之ヲ拔テ相當ノ職ヲ命ジ、或ハ任職中之ヲ祿シ、或ハ一代、或ハ終身或ハ一級ヲ進メ、且世襲セシムルモノアリ、

〔備陽岡山學校記〕參校諸生衣服之制

凡衣服之上、當ㇾ著ㇾ棉布、

凡棉布袴、毎歲須ㇾ用ㇾ一、但舊袴一非ㇾ制之限、其外乘馬袴一許ㇾ之、

毎ㇾ夏、當ㇾ著ㇾ高宮布袴一、其制同ㇾ棉袴、

暑衣、須ㇾ著ㇾ洗濯、

道服、棉布麻布之外禁ㇾ之、

寬文九年七月廿五日

〔日本敎育史資料二舊津藩〕學制

文政三年庚辰二月督學通達

御學校御取立被ㇾ仰付ㇾ候ニ付御家中諸士、文武修行ノ爲、分米ノ內、乍ㇾ御些ㇾ少御容赦被ㇾ成下ㇾ候、尤分米御用捨ノ義、從來思召被ㇾ爲ㇾ在候得共、量ㇾ入以爲ㇾ出ハ、國用ヲ制スルノ本ニ候處、前々ト違ヒ御收納高、許多御減少ト成來候事故、如何體御儉政被ㇾ行候テモ、此上ノ御容赦ハ難ㇾ被ㇾ爲ㇾ出來、四分掛ヲ以テ定祿ト意得可ㇾ申儀不ㇾ得ㇾ已御時節ニ候、乍ㇾ去去年來、御憤發ノ御旨ヲ以テ、御學校御造營被ㇾ仰

付、一統文武場へ罷出候ニ就テハ、諸事是迄ト樣子替リ、小臣ノ面々家事ノ營等モ、存候樣ニハ可難相調ニ付、永久連綿ノ義等、御深慮被爲在、格別ノ御經濟ヲ以テ、今辰年ヨリ三ケ年ノ內、分米一分通リ御差免被仰付候事ニ候、但伊賀附、幷定府ノ諸士ハ、御學校ノ勤學無之候得共、去夏御自筆ヲ以テ被仰出候御教諭ノ趣ニ付テ、文武藝相勵可申ハ、御家中一般ノ事故、伊州幷定府ノ面々迄モ、一統ニ一分通リ御用捨被仰出候間、此段敬承可被致候、且又專文武修行ノ爲ニ、御用捨ノ義ニハ候得共、三分掛リト相成候ニ就テハ、諸御用捨筋、是迄トハ致相違候儀モ可有之候間、猶以孰モ彌儉約相守リ、諸事四分掛ノ處置ヲ以テ相暮、此度ノ御用捨筋ハ、全ク文武藝事ノ爲メニ用ヒ候樣可被相心得候、御勝手御最通リニ應ジ、本知ニモ被復被下度尊慮ハ申迄モ無之候得共、追々被奉拜承候通之御事故、是迄ニ引換リタル儀等無之テハ、以後年々ノ御用捨ハ可難被仰付候、或ハ御領下民戶ヲ增シ、御經濟等相行ハレ、數十年ノ後ニ至候ハヾ、今時ノ鑑識ヲ以テ、不可測ノ御都合モ可有之歟ト被爲思召候御事ニ候、去夏ノ御救筋、幷此度ノ御用捨筋モ、畢竟臨時救急ノ御經濟ニテ、不顧前後被仰出候義ニ有之候、量入候テ不顧前後被仰出候義ニ有之、量入以爲出等ノ御蹈へ被爲在候筋ニハ無之候、然バ此度ハ全ク御開業ノ御手始メ爲故ノ義ト被奉存、專文武御奉公ノ心掛可爲肝要候、

〔日本教育史資料二〕舊佐倉藩學制

寬政年中、學校御取建之砌、御定目に、學校は御對面所同樣と被仰出、去年中於江戶表も、學校は御殿同樣可心得旨被仰出候に付、此度御取立之成德書院中は、總て御殿御番所向同樣に可被相心得候、然上は溫故堂え入學之者、向後私に退學等不相成、三十日以上缺席之者は、不參之趣意、學問所目付え相屆、及五十日候はゞ、引立役支配頭大目付へも可被相屆候、百日以上之不參、容易には承屆不申、若不得止事趣意候はゞ、伺之上取計候樣被仰出候、兩塾兩庠醫學所は、都て溫故堂准其

外附屬六藝所は、右之御定には無之候得共、大凡右に准、師範員長取計、百日以上缺席は、學問所奉行目付へ可被相屆候、且又此度御立被成候、敎授、付敎、都講、塾長、授讀員長、六藝師範員長は、何も書院師役に候間、右之面々申聞候儀は、受業之輩堅相守、謹厚に修行可有之候、若違犯之者有之ば、學問所目付より大目付へ相達候筈に候、授讀之面々も、無據差合にて當直不參之節は、次順相賴、私に缺席不相成候、是又三十日以上之不參は、受業之者同樣に向々へ可被相屆候、此段可申達旨、御年寄中被申聞候、

右之趣、成德書院は勿論外附屬之場所迄、師役受業者へ不洩樣可被申達候、尤右は向々門弟人別等、委敷取調候上被申達候、

天保七丙申年十月七日

〔鄕閭學規〕天明二年寅歲、御役所舊記寫〇高鍋藩秋月氏

七月四日

一先達而御發駕前、被仰付置候御中町浦津々被差出候鄕閭學規并聖語國字解之御書物認方、外箱共出來候ニ付、兩御代官敉口御代官町奉行病不參ニ付追而可渡役所江召呼相渡候、尤右之御書物之儀は、格別之思召を以被指出候ニ付、每月十六日休日之間、定日に相極、庄屋老名宅江支配下家內より一兩人限宛見合、月々代合召呼、庄屋老名方より讀聞、難有聽聞仕、行々家內何も相守候樣可取計旨相達候、

先公、安永中建立明倫堂、以敎士子焉、又以天明二年壬寅頒此規于閭巷、以諭庶民、嗟呼講治之勤、於此盡、俚諺之諄々、而亦可窺其一端云、

文政十一年戊子臘月敬書　府學　明倫堂

〔日本敎育史資料八舊臼杵藩〕學校

學校雜載　水戸藩鄉學

游泳術ノ事　本藩ハ古來特ニ武道ヲ尙ビ、槍劍弓炮諸術ノ如キ、皆隆盛ノ名ヲ得タリ、就中游泳術ハ頗ル練熟セル所ト云、

○

〔日本敎育史資料二水戸藩〕鄉校之制

延方鄉校　行方郡延方村ニ在、文化三年、郡宰小宮山昌秀建議之ヲ設ク、國主哀公、親ラ至聖文宣王ノ五字ヲ神牌ニ題シ之ヲ賜ヒ、祠堂ヲ建之ヲ祀ラシム、初メ延寶中、義公命ジテ講堂ヲ久慈郡馬場村ニ設ケ、彰考館儒士ヲシテ、毎月三次分番經書ヲ此ニ講ジ、庶民ヲシテ之ヲ聽カシム、民始テ學ニ向フコトヲ知ル、其後肅公又城西八幡巷朱舜水祠堂ニ就キ講座ヲ設ケ、士民ノ聽講ヲ許ス、然レドモ未ダ鄉校ノ設アラズ、此ニ至テ昌秀始テ此擧アリ、因テ其管邑富民ニ諭シ、書ヲ購シ之ヲ納レシメ、鄉士若シクハ村醫等、文學アル者ヲシテ館事ヲ掌ラシメ、衆庶好學ノ者、就テ講習スルヲ許ス、又農隙ヲ以テ、衆ヲ會シ經ヲ講ジ、庶民ヲシテ傍聽セシム、天保中ニ至リ、益々其制ヲ弘メ、郡邑便宜ノ地ヲ擇ミ學ヲ建ツ、後又武場ヲ其内ニ設ケ、鄉士及防海卒ヲシテ、劍砲等ノ技ヲ演ゼシメ、郡宰時ヲ以テ館ニ臨ミ、衆ヲ會シ之ヲ試ム、弘道館敎職、亦請ニ應ジ席ニ列ス、諸校皆之ニ同ジ、

甲州鄉學

〔日本敎育史資料二十甲州鄉學校〕八代郡由學館

校名　由學館、一般ニ之ヲ石和敎諭所ト稱ス、

校舍所在地　文政七年、本郡小城村鎭守天神宮ノ社地ニ創立シ、天保十年、本郡市部村石和陣屋ノ傍ニ移ス、

沿革要略　文政年中、本郡ノ代官山本大膳ナル者、敎諭三章ヲ草シ、回村ノ都度、支配下ノ人民ニ示諭シ、或ハ村役人ニ書取ヲ與ヘ、小前ノ者ヘ讀ミ聞カセシガ、其普及セザルヲ憂ヒ、敎諭所ノ建

設ヲ幕府ニ請ヒ許可ヲ得、上栗原村上宮ノ神主土屋伊豫ナル者ヲ敎員トナシ、定日ヲ立テ三章ヲ敎諭シ、兼テ子弟ニ經史ヲ敎授セシム、天保十年、之ヲ石和陣屋ノ傍ラニ移シ、釋奠ノ禮ヲ設ケ、大ニ文敎ヲ擴張ス、〇中略

敎諭三章

一父母ニ孝行ヲ盡シ、已ヨリ目上ノ者ヲ敬ヒ一家親類ヲハジメ、村里相互ニ中ヨクムツマジクスベキ事、〇中略

一人々我家職ヲハゲミ、少シニテモ奢ガマシキ事堅ク愼ムベキ事、〇中略

一上ヨリノ法度ヲ堅ク守リ、常々子弟ノモノヲ敎諭シ、惡ヲナサシムベカラザル也、〇中略

右三章、堅ク相守リ、シバラク忘ザルヤウ常々讀聞スベキ事、

甲斐國石和敎諭所

〔日本敎育史資料六舊岡山藩〕學校

沿革要略　備前國舊領主左少將松平光政ハ、章政十代ノ祖ナリ、爲人深ク洙泗ノ學ヲ信ジ、寬永九年因伯ヨリ封ヲ備前ニ轉ゼシヨリ、銳意ニ賢ヲ撰ビ能ヲ擧ゲ、大ハ國治ヨリ小ハ家事ニ至ルマデ、一ニ儒敎ニ資ラザルハナシ、故ヲ以テ一藩ノ子弟タル者ヲモ、亦儒學ヲ以テ之ヲ敎化セントト欲シ寬永十八年辛巳月日不詳備前國舊領主松平宮內少輔忠雄ノ建營セシ上道郡花畑ノ別邸ヲ以テ、假ノ敎場トナシ、敎師ヲ置テ專聖學ヲ修メ、傍武技ヲ演習セシム、歲月悠遠ナルヲ以テ、其敎則學科等今古典ノ徵スベキナシ、因テ當日敎場ニ揭示セシ花園會約一篇ヲ下項ニ揭グ、庶幾クハ其敎導ノ一斑ヲ窺フニ足ラン、此文或謂、熊澤助右衞門伯繼所撰、

〔日本敎育史資料九備前國〕閑谷學校

名稱　單ニ閑谷學校ト稱シ、名稱ノ設ケナシ、

校舍所在地　備前國和氣郡木谷村

沿革要略　寛文六年丙午十月十八日、左少將光政、木谷村ノ地ヲ相シ、同所ニ學校建設ノ意匠アリ、家臣藤岡内助ヲシテ繩張セシム、同八年ニ至リ、先手習所ヲ玆ニ設ク、

同十年庚戌五月十四日、家臣津田重二郎ニ命ジテ、木谷村ノ内、信原ニ於テ學校ヲ建設セシム、

同年、假學校ヲ設ク、同十二年壬子、飲室學房成、延寶元年癸丑、講堂成、同二年甲寅、聖堂成、

同五年丁巳、講堂茅屋根ヲ改メテ、伊部瓦葺トス、貞享元年甲子、新聖堂成、但從來ノ聖堂ヲ廢シ、更ニ善美ヲ盡シテ新製シ、大成殿ト號ス、同三年丙寅東祠堂成、此光政ヲ祭ル所、聖堂ノ東ニ在ルヲ以テ是稱アリ、後之ヲ芳烈祠ト稱ス、元祿十年丁丑、石門成、同十四年辛巳、新講堂成、并石土手ヲ製ス、此從來ノ講堂麤ナルヲ以テ改造ス、同十五年壬午、椿山成、此光政ノ髭髮齒爪ヲ納メシ所ニシテ、四圍ニ椿ヲ植ルヲ以テ是稱アリ、寛文十二年壬子十月、嚢ニ津田重二郎ニ命ジテ、假設セシメタリシ黌舍落成セシヲ以テ、先ヅ重二郎ガ擔任セシ、評定席出座、岡山學校奉行等ノ職ヲ解キ、專ラ閑谷學校、及ビ郷中手習所等ノ事務ニ從事セシム、但シ本校開業ノ年時顚末等、記錄中明文ノ徵スベキ無キヲ以テ、今之ヲ詳ニスル能ハズト雖ドモ、元來重二郎ニ委任シテ建設セシメタリシ黌舍ニシテ、學寮モ本年成就セシヲ以テ見レバ、重二郎赴任ノ後、生徒ヲ延キ授業ヲ開キシナルベシ、

延寶元年癸丑七月、津田重二郎ヲシテ、木谷村ニ轉居セシメ、學校事務ヲ執行スルニ便ナラシム、因テ屬吏ヲ付シテ、學校及ビ各手習所ノ米金輸出入、土木營繕賄方ノ事ヲ處分セシム、

同八年庚申九月廿四日、津田重二郎建議ノ趣ニ據リ、木谷村ヲ閑谷村ト改ム、

貞享元年甲子三月、右同人建言ノ趣ニ據テ、其二十日、侍從綱政ヨリ命令ノ趣、老臣執達左ノ如シ、

和氣郡閑谷村和意谷村之田地山、閑谷學問所和意谷御山へ御付置可ㇾ被ㇾ成ト被ㇾ思召ㇾ候、就ㇾ其只今閑谷村和意谷村ニ住居仕罷在候百姓共ハ、新田又ハ古地之上リ田地之内へ、ジチンニ入、又ハ人ニヨリ其儘兩村ノ内ニ差置、御手前作廻ノ銀子之内ニテ買スヘニモ仕、右ノ田地山共ニ、閑谷學問所ノ田地山、和意谷御山ノ田地ニ仕置、後々マデ、閑谷學問所和意谷御山ノ爲ニ、宜敷樣ニ裁判可ㇾ有之旨御內意候、尤右兩村之百姓共、自然ニ所ヲ替ヘ、目立不ㇾ申樣ニ可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候、以上、

貞享元年子三月廿日　　日置左門　池田大學

津田重二郎充〇中略

教則及諸則

延寶二年甲寅四月朔日、壁書ヲ定ム左ノ如シ、

一閑谷入學ノ者、禮義正可ㇾ學ㇾ問、尤撰ㇾ其人、慥成證帖、幷宗旨手形可ㇾ取ㇾ置之事、

一學問所へ所ㇾ附ノ林不ㇾ可ㇾ猥伐採事、

一諸事可ㇾ任ㇾ奉行ノ指圖ㇾ事、

入學規則

一民間ノ子弟、入學致度者ハ、其願書、家主名判、村役人奧書ニテ見屆、教授當ニテ指出サセ、岡山學校總率行聞屆ノ上、學房ニ相渡シ、校厨支度等申付ル、家中子弟入學モ、願書右兩役當差出サセ、同樣取計ノ事、

一近村入學日通ヒノモノ、是亦願書指出サセ、聞屆リ上、習字所講堂へ出席セシム、

一他領ヨリ入學願ノモノハ、領內緣家、又ハ由緒有ㇾ之者、一ヶ年限引受民間逗留願書、郡方へ指出サセ引受主ヨリ入學願出サシム、

一習字所、手習ヒ机一、木硯一、玉盤(合セ紙塗堅メ)五枚、習筆一、刷毛一、水入一、壹人前、小生銘々ヘ相渡ス、玉盤習筆刷毛ハ、痛次第引替、手本紙幷二七清書日ノ内、二ノ日清書紙、是亦相渡ス、

一學派ハ、國學(○岡山藩學)ノ通、純粹朱說ヲ守ル、

一諸生素讀ハ、孝經、小學四書五經、追々左國史漢ト讀セ、五經讀掛リシ比ヨリ、小學講習致サセ、夫ヨリ四書研究、其力ニ應ジ、五經左傳歷史諸子賢傳等、會業相定メ、尤民間子弟、多クハ習字素讀而已ニテ退校農業致サシムル故、專ラ孝悌忠信之道ヲ著實ニ講究致サセ、實行ヲ本トシテ、俊秀ノモノハ、其餘力ヲ以テ、博文ニ導キ、詞章ニ及ボサシム、

一六　四時ヨリ講堂出座、講釋終、習字所九ツ半時マデ、習字復讀、　二七　四時ヨリ習字所出座、習字、清書、復讀九ツ半時マデ、　三八　四時ヨリ習字所習字、新讀九ツ半時マデ、八ツ時ヨリ習藝齋出席、　四九　四時ヨリ習字所習字、新讀九ツ半時マデ、　五十　休暇浴　右日課ノ外、諸生ノ望ニ應ジ、教授諸書、師自宅ニテ會讀ヲ修シ、五十休日ノ外、每日七ツ時ヨリ一時休憩、其餘ハ朝六半時ヨリ夜四時迄、會業寸暇ナキ樣勉勵セシム、

一正月十九日讀初ノ節ハ岡山ヨリ總奉行幷諸役人來校、當校役人諸生共、講堂ヘ列座、孝經經文、教官擊柝發聲、衆同音ニ讀終、教授役、首章ヲ講ジ、熨斗ヲ授ケ、校厨ニテ一統ヘ饌ヲ賜フ、

〔日本教育史資料六(舊岡山藩)〕學校

花園會約

一古人ノ善ヲナス日ヲ不足トスルモノハ何事ゾヤ、良知ノ人心ニアル、其職ニ居テ其職ニ任ゼザルハ、皆不快故也、此ニ我輩弓馬ノ家ニ生レテ、武士ノ名ヲ得ル人ナレバ、武士ノ德ニ昧ク、武士ノ業ヲ勤メザルハ、自良知ニ恥ル所ナリ、夫武士ハ民ヲ育ム守護ナレバ、守護ノ德ナクテハ不可叶、其德ノ心ニアルヲ仁義ト云、天下ノ事業ニアラハルヽヲ文武トイフ故ニ明ニシテ慈

愛アルハ文徳也、明ニシテ勇强ナルハ武徳也、良知明ナレバ、此徳素ヨリ我ニ備レリ、是故ニ今諸子ノ會約、致良知ヲ以宗トス、マコトニ得ガタキ此生ヲ得、難聞聖敎ヲ聞、難遇同志數輩アツマレリ、三難ノ福イカデ默止スベキヤ、三難ノ福ヲ得ニ當ツテ、徒ニ悠々トシテ飽煖ヲ安ジ、此生ヲ空セバ、天威明也、其罪豈一生ノミナランヤ、可恐可戒ノ甚シキモノ也、夫文武ニ徳有、藝有、徳ハ猶苗ノ生意ノ如ク、藝ハ猶耕耘ノ如シ、文武ヲ以テ耕耘ノ事トシテ、心ノ生理ヲ生長養育シ、敎學相長ジ、偕ニ聖菓ヲ結バン事、何ノ幸カ如之哉、

一每日淸旦ニ盥櫛シ、衣服ヲ整テ、聖經賢傳ヲ熟讀スベシ、文才拙キモノハ、或ハ孝經四書ノ經文ヲ讀、或ハ先覺著述ノ假名書ヲ讀、觸發、栽培、印證ノ三益ヲ求テ、心ヲ册子上ニ放在スル事ナカレ、

一食後ニハ射ヲ學ブベシ、時過テ後鎗大刀等ヲ習フベシ、馬銕炮ハ、人ニヨリ時ニヨリテ難習モノナレバ、勢ニ任セテ可也、武藝ハ治平ノ具、戈ヲ止ノ義ナレバ、相和シ相輔ケテ、敢テ爭心殺氣ヲ挾ムコト勿レ、

一書數ハ文武ノ藝術ニ於テ其便スクナカラズ、時ヲ以テ是ヲ習フベシ、

一禮樂ハ六藝ノ尤重キモノ也、禮ハ心ノ敬ヲ顯シ、樂ハ心ノ和ヲノベタリ、禮樂ヲ學ントス欲スル人ハ、先此心ヲ存養スベシ、タトヘ禮樂ヲ學ブ事不能人モ、若敬和ノ德アラバ、事每ニ無體ノ禮ヲ行ヒ、日々ニ無聲ノ樂ヲ鼓セン、故ニ君子ハ禮樂其身ヲ離レズ、

一禮用軍用缺ベカラズ、困窮ヲ恤ミ、下民ヲ救フ事、分限ニ應ジテ可有之、家居飮食、衣服器物、妻子ノ私用ニ於テハ、儉約ヲ專トスベシ、若コヽニ於テ儉約ナラズンバ、或ハ禮用ヲ缺人カ、或ハ軍用ヲ廢スル人カ、或ハ慈悲ノ利濟ノ心ナキ人ナルベシ、世俗其耻ニアラザルヲ耻テ、耻心無能顧省シテ迷ヲ辨フベシ、

一朋友ノ交リ、人我敬讓有テ相和睦シ、温恭自虚ニシテ益ヲ得ルヲ本トス、威儀恣ニシテ言語卑ク、爭心浮氣ヲ以テ交ハ、下流ノ凡俗也、他人ノ是非、世間ノアダゴトハ敢テ口ニ置コトナク、恭敬ノ誠ヲ盡スベシ、色欲ノ雜談堅ク禁之、況淫行ヲヤ、風ハ必心ニ由テ見ハレ、言ハ心ノ聲ナレバ、其耻ヲ知ベシ、

一朋友ノ交、一體ノ心ヲ存シ、其困窮ヲ相救、其業ヲ相助テ、物我ノ私意ニ蔽レ、便利ニヒカル、事ナカレ、若物我ノ意念發スル時ハ、一體ノ良知ヲ昧マシ、同胞ノ親愛ヲ亡ス、魔障也トフカク提撕警覺スベシ、

一朋友ノ交リ、過ヲ規シ善ヲ勸ヲ以、眞實ノ親トス、過ヲ見テ規ス事ナク、善ヲ知テ不勸ハ、同志相切磋スルノ本旨ニアラス、徒ニ其非ヲ咎メ、其是ヲ爭フモ同志切磋スルノ始願ニアラズ、コレヲ規スニ和ヲ以テシ、コレヲ勸ムルニ時ヲ以テシ、猥ニ論辨ヲナサヾレ、議論稍不叶事アラバ、心ヲ虚ニシテ自反セヨ、夫良知ノ愛敬ハ、萬物ヲ以一體トス、我手足ヲ破ラル、時ハ、是ヲ治ル心、必平愈ニ至ラザレバ不止、人ノ心病ヲ療スルモ、忠告シテ善導クノ意案ヲメグラスベシ、過ヲ聞人モ良藥口ニ苦キヲ厭ズシテ、病ニ利アルコトヲ樂ムベシ、過ヲ規ス人ニ向フテ、蓋藏メ外ニ愼ムハ、タトヘバ病者ノ醫師ニアフテ、其病症ヲカクスガ如シ、心事光明ニシテ内外ナク、自心モ耻テ念上ニ格去スベシ、

〔日本教育史資料六舊津山藩〕學制

平民ノ子弟教育ノ方法　天保十二丑年、松平越後守齊民（今ノ從三位確堂）ノ代、町奉行稻垣武十郎（藩ノ儒者、市尹ニ拔擢セラル、モノ）ノ建議ヲ採リ、市街ニ教諭場ナルモノヲ設ケ市儒ヲシテ市民ノ子弟ニ句讀ヲ授ケ、講義ヲ聽カシメ、女子ニハ女教師ヲ置キ、女大學、女今川等ノ女訓ヲ授ケ、且紡績裁縫ノコトヲ敎ユ、後安政年間ニ至テ、毎月三次、町年寄以上ニ講義ヲ聽問セシメ、市尹以下僚屬之ニ臨視ス、

〔日本教育史資料二舊名古屋藩〕學校○中略

此頃新田向ノ庄屋ヨリ佐屋御陣屋ヘ願出タル願書アリ、左ノ如シ、

乍恐奉願上候御事

御百姓共、一同古來稀成昇平之御代に生れ、比屋安穩に妻子を育ひ、鼓腹の樂みを極候段、今更難有杯奉申上候も愚成候事に御座候、然所世之諺に樂み居て、樂を不知習に御座候て、良も仕候へば、斯迄難有御國恩をも忘却仕、隨て奢侈僣上の氣前より、耕耘の要務に張込薄く、唯目前の名利に走り、古人の教訓向等は、片端をも不相究、凡道と申せば佛道より外は無之樣に相心得別而愚昧成者は、御用の御間を闕候而も、渡世の勤を大事に念懸、畢竟夢幻泡影に等きとて、萬事成合に心得候者も有之甚敷に至候而は、佛菩薩の爲とさへ申さば、家財を盡候ても不厭程の息込に至候得共、御年貢筋諸上納物に於ては、却て等閑に相心得、殊更神君の御惠御仁政の難有御事共をも假令に存流候樣にも相成、誠に勿體なき次第に御座候處御上樣には、種々御憐愍を被爲盡、愚民共の邪路に不陷樣難有思召を以、常々御支配御役人樣方御巡村被爲在、御嚴重に御禁戒被成下、於村役人も申合、段々相示し候儀には候得共、何分從來の弊風故容易に可際立體に相見不申、歎息仕候計に御座候、就夫先年細井甚三郎樣御勤御廻村御講釋被成下候儀に御座候處、何となく當時は其中絕に相成候段、乍憚遺憾至極奉存候、此節右等之御再興被成下、御支配御役人樣、御禁戒の上にも、猶明倫堂御教授樣方時々御廻村、或は五村或は十村の男女共、寺社等の手廣き場所へ御呼集被成下、貧富の無差別、唯長幼の次席を以て神妙に座え候樣被仰付、第一神君の高き御事より、御國恩の廣大にて、御仁政の難有御事共を初、行狀に於ては、銘々質素を守、孝悌を勵み、農事を勤、餘業に不流樣、俗談平話を以、耳近く御教諭被成下、年月不怠拜聞仕候樣にも相成候はば、御蔭を以、自然と舊弊一變仕、一同淳厚の風俗に移さるから御政事筋御苦勞薄にも相成可申

哉と、恐をも不顧、此段奉願上候、以上、

天保六未年閏四月

平嶋新田庄屋服部市兵衛

外十人

山口藩教諭所

〔日本教育史資料十八舊山口藩〕諸郡地下人爲教諭、農業ニ不相障時節、年中兩度、小學講談師被差廻候に付、是迄は諸郡御代官ヨリ、明倫館御用所へ直樣申出、廻在之沙汰被仰付來候處、諸郡ハ元來郡方引受之事ニ候得バ、講師廻在時節、且御勘渡仕出等ノ儀ハ、郡方拂ニ可被仰付哉、但本文之通被仰付候共、廻在講師人柄之儀ハ、是迄之通於明倫館御用所詮議可被仰付哉及御聞、

御代官宛

年號缺巳九月四日伺指令缺案ズルニ、安政四年ナラン、

農民教導之儀ハ、常々無斷間、在々迄行屆候樣可有之處、近來講談師之廻郡及中絶、民間之風俗不宜哉ニ相聞候、尤講談師之人物、地下之受人肝要ニ付、以來ハ私門弟之內、其外ニテモ、地下向信仰可仕人物ニテ手廣ク相撰、試聞等仕、論定之上、名前旁郡奉行へ相達、相應之御仕成等有之、不絶廻郡被仰付候テ、如何可有之哉ト奉存候ニ付申出候、以上、

年號缺丑八月廿九日案ズルニ、慶應ナラン、

本書之通可被仰付候哉

琉球學校

〔沖繩志二政俗〕學校三十

首里十八國學校一、平等學校三、村學校十四、那覇四、久米村三、泊村一、宮古嶋二、石垣嶋ニ一、

各所ノ學校皆程朱派ニシテ、孔孟ノ道ヲ講ズ、首里久米村ニ孔廟アリ、國學校ハ、王子以下士族ノ子弟、十八九歳以上ノ者入學ス學則略備ル、平等學校平等學校トハ、區學校ト云フガ如シ、ハ、門閥及ビ士族十七八

歳以下ノ者入學シ、村學校ハ、士族平民六七歳以上ノ者入學ス、久米村ハ邦訓漢音ヲ兼子學ブ、長ズルニ及ビ、淸國ノ交際ニ關シ、通辨ノ事ヲ司ルガ爲ナリ、

〔日本敎育史資料十一琉球藩〕嘉慶三午年○寛政十年より規模

本文の通言上相濟候段、五月十八日、日帳主取伊江子親雲上より被相渡候也、

覺寫

一學校所の儀、新敷御造立被仰付迄の內、中城御殿にて於方可被仰付事、

一學校所師匠の儀、三年勤にて、御扶持八石可被成下事、

一掟司一人、親方一人奉行被仰付、中取二人、筆者二人被召付、諸事の規模取究候間は、勤通被仰付、夫々相片付候以後、奉行中取は、一年勤可被仰付事、

一三平等にも、學校所一ヶ所宛、平等向にて相立師匠の儀も、一人宛被召付、五年勤にて、扶持方七石づ丶、平等向を以相渡可申事、

一三平等學校所にも、掟司一人、親方一人宛、奉行被仰付、中取二人、筆者二人宛被召付、勤年數は、各平等中より申出次第可被仰付事、

右之通被仰付度奉存候事四月二十一日(明治三年)

〔琉球錄話〕琉人入學

琉人讀書防於明初、洪武二十五年、王察度請明太祖、遣國人就學南雍、其後往々不絕、至淸康熙二十五年、復遣生徒四人、入學翰林、爾來以四人爲例、淸主及國王各有賜、大抵以七八年爲限、請返國、至今尙然、

琉館遊學

球琉館、在福州瓊河、唐營子弟亦入此館、而請近邑儒生以師之、每日至師家、讀書受業、蓋唐營子弟遊

學福州例、與翰林入學四人各相徑庭、唐營卽其世業、非受特命、故無國王之給、束脩之用、燈燭之費、皆自出之、鄭梁二人、十三四年前、同入福館、師事福儒陳邦光、

習業次第

福（○清國福州）儒授業、先敎言語、以言語不通、則不能受句讀解講說也、言語之學、殆二三年、輕重清濁不異福人、然後授四書五經、句讀明詳字義粗通、又背誦其書、然後漸學文章、自是之後、不必日至師家、惟在館中、結構鍛鍊、每一篇成、携呈其師、以請雌黃、福州地方學者爲邑、編戶有塾、讀書之聲、日夜琅々、雖無生徒群聚之家、又戶外常有四五屐、

國學

國學有敎師、每日會貴官子弟授業督課、又有會講討論、民庶不能入學、

藩學一覽表

藩名	校名	所在地	創立年代	摘要
淀　稻葉	明親館	山城國紀伊郡淀	寛延元年	
郡山　柳澤	總稽古所	大和國添下郡郡山	享保年間	
新莊　永井	藩立學校	大和國葛下郡新莊	不詳	
芝村　織田	遷喬館	大和國式上郡芝村	元祿九年	
狹山　北條	簡修館	河內國丹南郡狹山	不詳	
岸和田　岡部	講習館	和泉國南郡岸和田	嘉永五年	
伯太　渡邊	伯太假學校	和泉國泉郡伯太	不詳	
高槻　永井	菁莪堂	攝津國島上郡高槻	寛政年間	
三田　九鬼	造士館	攝津國有馬郡三田	元祿七年	
麻田　青木	直方堂	攝津國豐島郡麻田	寛政年間	
津　藤堂	有造館	伊勢國安濃郡津	文政三年	
	崇廣堂	伊賀國阿拜郡上野	文政四年	初メ文教ト云フ、後改メテ講堂ト云ヒ又學館ト云フ、終ニ今名ニ改ム、
桑名　松平	立教館	伊勢國桑名郡桑名	藩祖定綱代	初メ松平氏ノ桑名ニ封セラレシ時、始テ學校ヲ同地ニ設ク、寛保元年陸奥國白河ニ移封セラルヽニ及ヒ、又同地ニ學校ヲ設ク、寛政中定信ノ時ニ至リ、始テ校名ヲ立教館ト稱ス、文政六年、其子定永ノ再ヒ桑名ニ移封セラレ、又校舍ヲ同地ニ設ケ、舊ニ仍テ立教館ト稱ス、

藩	藩主	學校	所在地	創立	備考
龜山	石川	明倫舍	伊勢國鈴鹿郡龜山	寛政二年	
長島	增山	文禮館	伊勢國桑名郡長島	享保七年	
神戸	本多	教倫堂	伊勢國河曲郡神戸	不詳	初メ學校ト云フ、文化九年今名ニ改ム、
菰野	土方	修文館	伊勢國三重郡菰野	文化十三年	初メ麗澤館ト云フ、後今名ニ改ム、
鳥羽	稻垣	尙志館	志摩國答志郡鳥羽	文政年中	
名古屋	德川	明倫堂	尾張國愛知郡名古屋	藩祖義直代	初メ學問所ト云ヒ、後繼述館ト云フ、寛延二年今名ニ改ム、
吉田	松平	時習館	參河國渥美郡豐橋	寶曆二年	
西尾	松平	修道館	參河國幡豆郡西尾	安政元年	
刈谷	土井	文禮館	參河國碧海郡刈谷	不詳	設立後久シカラズシテ廢絶セリト云フ
擧母	內藤	崇化館	參河國加茂郡擧母	天明七年	
奥殿	松平	尙友館	江戸邸內	安政年中	初メ修業館ト云フ、後今名ニ改ム、
田原	三宅	成章館	參河國渥美郡田原	文化七年	
濱松	井上	克明館	遠江國敷知郡濱松	弘化三年	
掛川	太田	德造書院	遠江國佐野郡掛川	不詳	
		拭目館	江戸上邸內	不詳	
		曙戒堂	江戸下邸內	不詳	
横須賀	西尾	學問所	遠江國城東郡横須賀	文化八年	
沼津	水野	明親館	駿河國駿東郡沼津	文化年間	初メ矜式館ト云フ、文久中今名ニ改ム、
田中	本多	日知館	駿河國益津郡田中	天保八年	

小田原 大久保	諸稽古所	相模國足柄下郡小田原	文政五年	
岩槻 大岡	遷喬館	武藏國埼玉郡岩槻	文政年間	
久留里 黒田	三近塾	上總國望陀郡久留里	天保十三年	
佐貫 阿部	誠道館	上總國天羽郡佐貫	寛政八年	
	撰秀館	江戸邸内	寛政八年	
鶴牧 水野	修來館 修成館	上總國市原郡鶴牧	天保年中	藩主ノ學校ヲ修來館ト稱シ、士卒ノ學校ヲ修成館ト稱ス、江戸邸内學校モ亦之ニ同ジト云フ、
一宮 加納	學問所	上總國長柄郡一宮	安政年間	
佐倉 堀田	成德書院	下總國印旛郡佐倉	寛政年間	
古河 土井	盈科堂	下總國葛飾郡古河	享保八年	享保八年肥前唐津ニテ創立セシガ、寶暦十二年古河移封ノ後又今ノ地ニ遷ク、
關宿 久世	敎倫館	下總國葛飾郡關宿	文政年間	
多古 松平	學問所	江戸邸内	天保元年	
高岡 井上	學習館	江戸邸内	文久二年	
水戸 德川	弘道館	常陸國茨城郡水戸	天保九年	天保十二年假ニ開館シ、安政四年眞ニ開館式ヲ行フ、
土浦 土屋	郁文館	常陸國新治郡土浦	寛政十一年	
	采藻館	常陸國新治郡常名村	文久三年	
笠間 牧野	時習館	常陸國茨城郡笠間	文化年間	
	忠誠館	江戸邸内	不詳	
谷田部 細川	弘道館	常陸國筑波郡谷田部	寛政六年	

麻生 新庄	精義館	常陸國行方郡麻生	不詳	
彥根 井伊	弘道館	近江國犬上郡彥根	寛政十一年	初メ稽古館ト云フ、天保元年今名ニ改ム、
水口 加藤	尙志館	近江國甲賀郡水口	安政二年	安政元年震災後、各地散在ノ諸藝稽古場ヲ合シ、同二年文武教場トナシ、名ケテ翼輪堂ト云ヒシヲ、後今名ニ改ム、
大溝 分部	修身堂	近江國高島郡大溝	天明五年	
仁正寺 市橋	日新館	近江國蒲生郡仁正寺	寛政八年	
大垣 戸田	敬教堂	美濃國安八郡大垣	天保八年	初メ致道館ト云フ、後今名ニ改ム、
八幡 靑山	文武館	美濃國郡上郡八幡	天明年間	初メ潛龍館ト云フ、後今名ニ改ム、
	講堂	江戸邸內	天明年間	
加納 永井	文武館	美濃國厚見郡加納	不詳	初メ學問所ト云フ、文政中憲章館ト改メ、文久中文武ヲ合併シテ今名ニ改ム、
高須 松平	日新堂	美濃國石津郡高須	享保年間	
岩村 松平	知新館	美濃國惠那郡岩村	元祿年間	初メ文武所ト云フ、後今名ニ改ム、
大垣新田 戸田	濟美館	江戸邸內	文久三年	
高富 本庄	敎倫學校	美濃國山縣郡高富	嘉永年間	初メ江戸邸內ニ設ケ、後高富ニ移ス、
松代 眞田	文武學校	信濃國埴科郡松代	嘉永五年	寶曆八年以來既ニ稽古所アリテ、文學武術ヲ講習スル所トス、文化八年改メテ學問所ト稱ス、
	文武舍	江戸邸內	嘉永四年	
上田 松平	明倫堂	信濃國小縣郡上田	藩主忠濟代	
高遠 內藤	進德館	信濃國伊那郡高遠	萬延元年	

高島 諏訪	長善館	信濃國諏訪郡高島	享和三年	初メ稽古所ト云フ、後今名ニ改ム、
飯山 本多	長道館	信濃國水內郡飯山	安政四年	
飯田 堀	讀書場	信濃國伊奈郡飯田	寛政年間	
小諸 牧野	明倫堂	信濃國佐久郡小諸	享和二年	
岩村田 內藤	達道館	信濃國佐久郡岩村田	元治元年	
須坂 堀	立成館	信濃國高井郡須坂	天明年間	初メ教倫舍ト云フ、後今名ニ改ム、
前橋 松平	博喩堂	上野國群馬郡前橋	文政十年	初メ居城武藏國川越ニ設立セシガ、慶應年中前橋城ヲ築キ、校舍ヲコヽニ移セリ、
高崎 松平	遊藝館	上野國群馬郡高崎	寶曆年間	
館林 秋元	造士書院	上野國邑樂郡館林	弘化四年	初メ求道館ト云フ、安政年中今名ニ改ム、
沼田 土岐	沼田學舍	上野國利根郡沼田	寛保年間	
	敬修堂	江戸邸內	天保年間	
安中 板倉	造士館	上野國碓氷郡安中	文化年間	
小幡 松平	小幡學校	上野國甘樂郡小幡	寛政三年	
伊勢崎 酒井	學習堂	上野國佐位郡伊勢崎	安永四年	
七日市 前田	成器館	上野國甘樂郡七日市	天保十三年	
宇都宮 戸田	修道館	下野國河內郡宇都宮	文化年間	
烏山 大久保	學問所	下野國那須郡烏山	享保十一年	
壬生 鳥居	學習館	下野國都賀郡壬生	正德三年	
黒羽 大關	何陋館	下野國那須郡黒羽	文政三年	

佐野 堀田	觀光館 擇善堂	下野國安蘇郡佐野	元治三年	
大田原 大田原	時習館	下野國那須郡大田原	嘉永三年	
喜連川 喜連川	廣運館	下野國鹽谷郡喜連川	不詳	初メ翰林館ト云フ、後今名ニ改ム、
仙臺 伊達	養賢堂	陸奥國宮城郡仙臺	元文元年	初メ學問所ト云フ
會津 松平	日新館	陸奥國會津郡會津	不詳	初メ稽古堂ト云フ、元祿三年町講所ト改メ、天明八年今名ニ改ム、
盛岡 南部	作人館	陸奥國岩手郡盛岡	寛永十三年	初メ寛永十三年文武場ヲ設ク、天保十三年校名ヲ明義堂ト附シ、文久二年今名ニ改ム、
二本松 丹羽	敬學館	陸奥國安達郡二本松	元祿年間	
	文學校 武學校	江戸邸內	寶曆年間	
弘前 津輕	稽古館	陸奥國津輕郡弘前	寛政年間	
白川 阿部	修道館	陸奥國白河郡白川	文政八年	
中村 相馬	育英館	陸奥國宇多郡中村	文政五年	
平 安藤	施政堂	陸奥國磐前郡平	寶曆年間	
三春 秋田	講所	陸奥國田村郡三春	天明年間	總名ヲ講所ト云ヒ、授業ノ所ヲ明德堂ト云フ、
福島 板倉	講學所	陸奥國信夫郡福島	不詳	
守山 松平	養老館	陸奥國田村郡守山	寶曆年間	
八戸 南部	學校	陸奥國三戸郡八戸	文政年間	
泉 本多	汲深館	陸奥國菊多郡泉	嘉永五年	
湯長谷 內藤	致道館	陸奥國磐前郡湯長谷	天保十四年	

下手渡 立花	修道館	筑後國三池郡三池	安政四年	三池ハ、陸奥國伊達郡下手渡藩ノ分領地ナリ、
黒石 津輕	經學教授所	陸奥國津輕郡黒石	不詳	
館 松前	徽典館	蝦夷函館	文政五年	
久保田 佐竹	明德館	出羽國秋田郡久保田	寛政元年	初メ明道館ト云フ、文化八年今名ニ改ム
	日知館	江戸邸內	不詳	
米澤 上杉	興讓館	出羽國置賜郡米澤	元祿十年	
鶴岡 酒井	致道館	出羽國田川郡莊內	文化元年	
新莊 戸澤	明倫堂	出羽國最上郡新莊	天明年間	
山形 水野	立誠堂	出羽國村山郡山形	享和二年	初メ經誼館ト稱ス、後今名ニ改ム
	育英館	江戸邸內	天保年間	
上ノ山 松平	明新館	出羽國村山郡上ノ山	文化六年	初メ天輔館ト云フ、後今名ニ改ム、
	明新支館	越後國三島郡七日市陣屋	慶應二年	
秋田新田 佐竹	勅典館	江戸邸內	不詳	
龜田 岩城	長善館	出羽國由利郡龜田	天明六年	
本莊 六郷	修身館	出羽國由利郡本莊	天明年間	
小濱 酒井	順造館	若狹國遠敷郡小濱	不詳	
	信尙館	江戸上邸內	不詳	
	必觀樓	江戸中邸內	不詳	
	講正館	江戸下邸內	不詳	

福井 松平	正義堂	越前國足羽郡福井	文政二年	
	明道館	同上	安政二年	
丸岡 有馬	平章館	越前國坂井郡丸岡	享和四年	
鯖江 間部	進德館	越前國今立郡鯖江	文化十一年	
	惜陰堂	江戸邸内	文化十年	初メ稽古所ト云フ、後今名ニ改ム、
大野 土井	明倫館	越前國大野郡大野	天保十五年	
勝山 小笠原	成器堂	越前國大野郡勝山	天保十二年	
金澤 前田	明倫堂	加賀國石川郡金澤	寛政四年	
大聖寺 前田	學問所	加賀國江沼郡大聖寺	天保四年	
	時習館	同上	安政元年	
富山 前田	廣德館	越中國新川郡富山	安永年間	
高田 榊原	修道館	越後國頸城郡高田	慶應二年	
長岡 牧野	崇德館	越後國古志郡長岡	文化五年	館内ヲ分テ一ヲ成章堂ト云ヒ、一ヲ遷善館ト云フ、
村上 内藤	學館	越後國岩船郡村上	不詳	設立以來、塾或ハ學館ト稱シテ、別ニ校名ナシト云フ、
新發田 溝口	道學堂	越後國蒲原郡新發田	安永元年	
與板 井伊	正德館	越後國三島郡與板	不詳	初メ學問所ト云フ、萬延年中今名ニ改
篠山 青山	振德堂	丹波國多紀郡篠山	明和三年	
龜山 松平	學校	丹波國桑田郡龜山	不詳	
福知山 朽木	惇明館	丹波國天田郡福知山	天明年間	

藩	藩主	學校	所在	創立	沿革
園部	小出	講堂	丹波國船井郡園部	不詳	
柏原	織田	崇廣館	丹波國氷上郡柏原	嘉永三年	初メ又新館ト云フ、安政四年今名ニ改ム、
綾部	九鬼	進德館	丹波國何鹿郡綾部	正德五年	
山家	谷	致道館	丹波國何鹿郡山家	不詳	初メ學問所ト云フ、後今名ニ改ム、
宮津	松平	禮讓館	丹後國與謝郡宮津	文政元年	
田邊	牧野	明倫館	丹後國加佐郡田邊	天明年間	
峯山	京極	敬業堂	丹後國中郡峯山	文政年間	文化以前ハ、讀書手跡稽古場ト稱セシト云フ、
出石	仙石	弘道館	但馬國出石郡出石	安永四年	初メ學問所ト云フ、後今名ニ改ム、
豐岡	京極	稽古堂	但馬國城崎郡豐岡	天保四年	
		稽古堂	江戸邸內	天保五年	
鳥取	池田	尚德館	因幡國邑美郡鳥取	寶曆六年	
		學問所	江戸邸內	天保十四年	
松江	松平	修道館	出雲國島根郡松江	寶曆八年	初メ文明館、明敎館、文武館等ノ稱アリ、後今名ニ改ム、
廣瀨	松平	漢學所	出雲國能義郡廣瀨	享和元年	
津和野	龜井	養老館	石見國鹿足郡津和野	天明六年	嘉永二年學校ヲ增築シ、國學醫學數學ヲ起シ、兵學校ヲ併テ大ニ學政ヲ擴張ス、
姬路	酒井	好古堂	播磨國飾東郡姬路	元祿四年	元祿四年、酒井忠擧、上野國前橋ニ在テ好古堂ヲ建設ス、後寬延二年姬路ニ移封セシ時、忠恭又之ヲ同地ニ移シ、城南ニ仁壽分校ヲ設クト云フ、
		學問所	江戸邸內	不詳	
龍野	脇坂	敬樂館	播磨國揖西郡龍野	天保二年	初メ文武稽古所ト云フ、後學館ト改メ、竟ニ今名ニ改ム、

赤穗	森	博文館	播磨國赤穗郡赤穗	寶永三年	校名ハ安永六年始メテ附セシ所ナリ、
三日月	森	廣業館	播磨國佐用郡三日月	寛政九年	
山崎	本多	學問所	播磨國宍粟郡山崎	天保年間	
安志	小笠原	明倫堂	播磨國宍粟郡安志	享保三年	初メ學問所ト云フ、弘化元年今名ニ改ム、
三草	丹羽	顯道館	江戸邸内	不詳	
林田	建部	敬業館	播磨國揖東郡林田	寛政年間	
小野	一柳	歸正館	播磨國加東郡小野	天保十二年	
津山	松平	修道館	美作國西北條郡津山	明和二年	初メ學問所ト云フ、後今名ニ改ム、
勝山	三浦	明善館	美作國眞島郡勝山	明和元年	初メ學問所ト云フ、後今名ニ改ム、
岡山	池田	花畠敎場	備前國上道郡花畠	寛永十八年	
		學校	備前國御野郡岡山	寛文九年	
松山	板倉	有終館	備中國上房郡松山	延享三年	
		敎諭所	同上	安政二年	
		野山學問所	備中國賀陽郡西村	安政四年	
		敎諭所	備中國賀陽郡八田村	嘉永年間	
		學問所	江戸邸内	安政二年	或ハ有終館トモ稱ス
足守	木下	追琢舍	備中國賀陽郡足守	不詳	初メ學舍ト云フ、寛政四年今名ニ改ム、
庭瀬	板倉	誠意館	備中國賀陽郡庭瀬	元祿十二年	
新見	關	思誠館	備中國阿賀郡新見	寶曆五年	

藩	藩主	校名	位置	創設年	沿革
岡田	伊東	敬學館	備中國下道郡岡田	寛政七年	
福山	阿部	弘道館	備後國深津郡福山	天明六年	誠之館設立ノ後之ヲ廢ス
		誠之館	同上	安政元年	
廣島	淺野	修道館	安藝國沼田郡廣島	不詳	初メ稽古屋敷ト云フ、天明二年學問所ト改メ、慶應二年今名ニ改ム、
山口	毛利	山口明倫館	周防國吉敷郡上宇野令村	文化年間	
		講習堂	周防國佐波郡三田尻係河野養哲舊宅	享保年間	初メ越氏塾ト云フ、元治元年二月學習堂ト改メ、七ハ又今名ニ改ム、
		萩明倫館	長門國阿武郡萩	享保四年	
德山	毛利	興讓館	周防國都濃郡德山	天明五年	初メ鳴鳳館ト云フ、嘉永五年今名ニ改ム、
府中	毛利	敬業館	長門國豐浦郡府中	寛政三年	
清末	毛利	育英館	長門國豐浦郡清末	天明七年	
和歌山	德川	學習館	紀伊國名草郡和歌山	正德三年	初メ講釋所ト云フ、尋テ講堂ト改メ、寛政中今名ニ改ム、
		學習館	伊勢國飯高郡松坂	文化元年	
		文武場	江戸邸内	寛政四年	初メ明教館ト云フ、慶應中今名ニ改ム、
德島	蜂須賀	學問所	阿波國名東郡德島	寛政三年	
		長久館	江戸邸内	安政三年	
高松	松平	講道館	讃岐國香川郡高松	元祿十五年	校名ハ安永八年ニ命セシ所ナリ
丸龜	京極	明倫館	讃岐國那珂郡丸龜	不詳	初メ正明館ト云フ、後今名ニ改ム、
		敬止堂	同上	不詳	
		集義館	江戸邸内	不詳	

藩名	藩主	學校名	所在地	創立	沿革
松山	松平	明敎館	伊豫國溫泉郡松山	不詳	
		六行舍	同上	天保年間	
宇和島	伊達	明倫館	伊豫國宇和郡宇和島	寬延元年	初メ由德館ト云フ、後普敎館ト改メ、竟ニ今名ニ改ム、
大洲	加藤	止善書院明倫堂	伊豫國喜多郡大洲	延享四年	
吉田	伊達	文武館	伊豫國宇和郡吉田	寬政六年	初メ時觀堂ト云フ、後文武ヲ合併シテ今名ニ改ム、
高知	山內	敎授館	土佐國土佐郡高知	寶曆十年	初メ敎授場ト云フ、後今名ニ改ム、文久二年之ヲ廢ス
		致道館	同上	文久二年	初メ文武館ト云フ、後今名ニ改ム、
		開成館	土佐國土佐郡九反田	慶應二年	
福岡	黑田	東學問稽古所	筑前國早良郡福岡	天明四年	東學問稽古所ハ、私ニ稽古館ト稱シ、後修猷館ト改ム、又東學ト呼ブ、後年修猷ヲ公稱トス、
		西學問稽古所	同上	天明四年	西學問稽古所ハ、私ニ甘棠館ト稱シ、又西學ト呼ブ、
		江戶學問所	江戶邸內	天明四年	
秋月	黑田	稽古館	筑前國夜須郡秋月	安永四年	初メ稽古亭ト云フ、後稽古觀ト改メ、竟ニ今名ニ改ム、
久留米	有馬	學館	筑後國御井郡久留米	不詳	初メ講談所、一ニ修道館ト云フ、後明善堂ト改メ、萬延中更ニ學館ト稱ス、
柳河	立花	傳習館	筑後國山門郡柳河	文政七年	
小倉	小笠原	思永館	豐前國企救郡小倉	寶曆八年	初メ思永齋ト云フ、後今名ニ改ム、
中津	奥平	進修館	豐前國下毛郡中津	寬政八年	
岡	中川	修道館	豐後國直入郡竹田村	享保十一年	初メ輔仁堂ト云フ、後由學館ト改メ、竟ニ今名ニ改ム、
		學問所	江戶邸內	天明七年	

藩名	藩主	學校名	所在地	創立	沿革
臼杵	稻葉	集成館	豐後國海部郡臼杵	天保十三年	初メ學古館ト云フ、後今名ニ改ム、
杵築	松平	學習館	豐後國速見郡杵築	藩主親明代	
日出	木下	致道館	豐後國速見郡日出	天保年間	
府内	松平	遊焉館	豐後國大分郡府内	明和八年	初メ采芹堂ト云フ、安政中今名ニ改ム、
佐伯	毛利	四教堂	豐後國海部郡佐伯	安永六年	寶永中學習所ト云フ、安永新築ノ後今名ヲ附ス、
森	久留島	修身舍	豐後國玖珠郡森	天保六年	
佐嘉	鍋島	聖堂	肥前國佐嘉郡佐賀	寶永五年	
		弘道館	同上	天明元年	
		明善堂	江戸邸内	文政年間	
小城	鍋島	興讓館	肥前國小城郡小城	天明七年	初メ學寮ト云フ、寛政中改築、今名ヲ附ス、
島原	松平	稽古館	肥前國高來郡島原	寛政五年	
平戸	松浦	維新館	肥前國松浦郡平戸	安永八年	
蓮池	鍋島	成章館	肥前國神埼郡見島村	安永五年	初メ學寮ト云フ、天明四年今名ニ改ム、
大村	大村	五教館	肥前國彼杵郡大村	寛文年間	初メ單ニ學校ト云フ、元祿七年靜樹園ト改メ、寛政二年更ニ今名ニ改ム、
鹿島	鍋島	弘文館	肥前國藤津郡鹿島	不詳	初メ單ニ學校ト云フ文化二年德讓館ト改メ、安政六年更ニ今名ニ改ム、
五島	五島	育英館	肥前國松浦郡五島	天明年間	初メ至善堂ト云フ、文政四年今名ニ改ム、
熊本	細川	時習館	肥後國飽田郡熊本	寶曆四年	
宇土	細川	温知館	肥後國宇土郡宇土	寶曆年間	
		樹德齋	同上	慶應元年	

人吉 相良	習教館	肥後國球麻郡人吉	天明六年	
延岡 内藤	廣業館	日向國臼杵郡延岡	明和五年	
	崇德館	江戸邸内	文化十二年	
飫肥 伊東	振德堂	日向國那珂郡飫肥	享和元年	
佐土原 島津	學習館	日向國那珂郡佐土原	文政八年	
高鍋 秋月	明倫堂	日向國兒湯郡高鍋	藩主種弘代	初メ文武ヲ合セテ稽古所ト云フ、安永七年時ニ學校ヲ設ケテ明倫堂ト稱ス、
鹿兒島 島津	造士館	薩摩國鹿兒島郡鹿兒島	安永二年	
府中 宗	小學校	對馬國下縣郡府	貞享二年	
	思文館	同上	天明八年	
	日新館	同上	元治元年	

古事類苑

文學部三十二

私學

文學部三十二

私學

往昔諸家ノ私學ヲ起シテ、其一族ノ子弟ヲ敎育スルモノ尠カラズ、今其文獻ノ徵スベキモノヲ左ニ掲載ス、

弘文院ハ、和氣淸麻呂ノ子廣世、父ノ志ヲ繼ギテ、其私宅ニ置キシ所ナリ、墾田四十町ヲ以テ永ク學料ニ充テタリ、私學中最モ舊シ、

勸學院ハ、弘仁年中、左大臣藤原冬嗣ノ創立スル所ニシテ、大學寮ノ南曹ト爲シ、封戶ヲ割キテ其資トス、藤氏ノ長者、及ビ公卿別當タル外ニ、辨及ビ有官無官ノ別當アリ、此院ノ學生モ、亦學業優長ナル者ニハ學問料ヲ給シ、又文章博士及ビ當學學頭ノ擧ニ由リ、文章得業生ニ補シ、獻策ヲ請フ、而シテ藤氏ノ盛ナルニ至ルヤ、其昇進ノ如キモ、却テ大學出身ノ學生ニ優ル如キ狀アリキ、又藤氏ノ人關白タリ、皇后タルガ如キ、藤氏ノ皇后ノ誕育アルガ如キ、其他藤氏ニ關スル大慶事アル時ハ、院ノ學生連步シテ拜禮ヲ行フ事アリ、之ヲ勸學院ノ步ト稱シ、饗祿ヲ給フ、

學館院ハ、嵯峨天皇ノ皇后橘嘉智子、其弟右大臣氏公ト議シテ設立スル所ナリ、康保元年、參議橘好古ノ奏狀ニヨリ、大學寮ノ別曹ト爲ス、別當ハ當初氏長タル人之ニ補セリ、後世此氏衰微スルニ及ビテモ、猶ホ氏人ノ中ニテ長者號ヲ存シ、院ノ學問料ノ田園ヲバ知行セシガ

弘文院

如シ、而シテ藤原氏ノ人、橘氏是定ト爲リテ之ヲ總督セリ、

淳和院ハ、原ト淳和天皇ノ離宮ニシテ、西院ト號セリ、後年王氏ノ學問所トナリシハ何レノ時ニカ詳ナラズ、元慶五年ニ、永ク公卿ノ別當ヲ置ク、別當ハ後世奬學院ト同ジク、源氏長者ノ兼補スル所トナレリ、

奬學院ハ、元慶五年、在原行平ノ設立セシ所ニシテ、當時位田封戸ヲ割キテ其資トス、昌泰三年大學寮ノ南曹ト爲ス、學生ヲ擧スル事勸學院ニ同ジ、後年源氏ノ長者タル人、此院ト淳和院トヲ兼ネテ別當ト爲ルヲ以テ、之ヲ兩院別當ト云ヘリ、

此他私學ノ類ニテ、其名ノ存スルモノニ、綜藝種智院アリ、綜藝種智院ハ、天長中、僧空海ノ建立セシ所ニシテ、儒佛二敎ヲ敎授スル制ナリシガ如シ、

中世以降、以上ノ私學皆悉ク衰廢シテ、亦別ニ此設アルコトナシ、然ルニ德川時代ニ至リテ、私學各處ニ起リ、林信勝ノ私塾ハ幕府學問所ノ濫觴ヲ爲シ、此他三府諸藩漢學ノ私塾ハ枚擧ニ遑アラザリキ、而シテ其季世ニ在リテハ、和學其他ノ私塾モ亦所々ニ興起セリ、

〔西宮記臨時五〕諸院

弘文院和氣氏諸生別曹、今廢、在勸學院北、淸麿卿建立之云々、

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、○中略長子廣世、起家補文章生、延曆四年坐事被禁錮、特降恩詔、除少判事、俄授從五位下、爲式部少輔、便爲大學別當、墾田廿町入寮爲勸學料、請裁闡明經四科之第、又大學會諸儒講論陰陽書新撰藥經大素等、大學南邊以私宅置弘文院、藏內外經書數千卷、墾田卌町永充學料、以終父志焉、

〔菅家文草二詩〕秋夜宿弘文院

信脚涼風得自由、弘文院裏小池頭、紀司馬以他門去、藤少府因入室留、梁上燕遲知未晚、枕邊蛬急欲

ㇾ深秋、非ㇾ無ㇾ弊宅安ニ眠臥一、乘ㇾ輿來時物外遊

〔薩戒記部類二〕應永卅二五月廿五日

勸學院（クハンガクイン）

〔西宮記臨時五〕諸院

勸學院（三條北、壬生西、藤氏學生別曹、長者及公卿別當辨、有官無官別當行ニ院事一、有ニ學頭一、有ニ年擧一、）

貞觀格云、件院是贈太政大臣正一位藤原朝臣、去弘仁十二年所ニ建立一也、卽爲ニ大學寮南曹一、司云々、

〔皇代記嵯峨〕弘仁十四年十二月、冬嗣建ニ勸學院一、

○按ズルニ、帝王編年記ニハ勸學院ノ創立ヲ以テ天長二年ノ事トシ、公卿補任ニハ天長三年ノ事トス、宜シク類聚三代格ニ貞觀十四年十二月ノ官符ヲ載セテ弘仁十二年所ニ建立一トアルニ從フベシ、文ハ下ニ在リ、

〔帝王編年記淳和十三〕天長二年、是歲左大臣冬嗣分ニ封戸一寄ニ施藥院一、爲ㇾ濟ニ貧窮一也、朝遊學建ニ勸學院一（二條北、壬生西、）爲ㇾ勸ニ子孫一也、藤氏長者管領七辨內一人補ニ別當一、是謂ニ南曹一、南都事奉行、

〔神皇正統記淸和〕內麿呂の子冬嗣の大臣（閑院の左大臣と云、後に贈太政大臣なり、○中略）子孫親族の學問をすゝめんために、勸學院を建立す、大學寮に東西の曹司あり、菅江の二家、是をつかさどりて、人をおしふる所なり、彼大學の南に、此院を立られしかば、南曹とぞ申める、氏の長者たる人、むねと此院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取おこなはる、良房の大臣攝政せられしより、彼一流につたはりて、絕ぬ事になりたり、

〔續日本後紀仁明五〕承和三年五月甲子、左大臣正二位藤原朝臣緖嗣、從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守、正三位行中納言藤原朝臣吉野、從三位藤原朝臣愛發、權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房、從四位下行勘解由長官藤原朝臣雄敏等、上表言、臣聞、順ㇾ風呼者易ㇾ爲ㇾ氣、因ㇾ時行者易

爲力、今之所祈、蓋此之謂矣、故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深謙挹、義貴能施、遂乃拆割食封千戸、貯收於施藥勸學兩院、藤原氏諸親絕乏者、同氏子弟勸學之輩量班與之、但封邑之實、人歿則已、所以買置田業、散在諸國、創業之始墢利所輸、不須督促、全入院廩、大臣歿後、巧避多端、牢輸不輸、十而八九、此則物色非公、人情不畏、州縣僻遠、按覈不由之所致也、伏以臣因舊績、永錫功賞、悠々眇身、靡不沾澤、夫毀家登國、臣節攸先、以此拜章、血誠奉返、於是逸恩者戢翼、赴賞者反羅、憑力大臣、理固宜然、而墳土未乾、陵遲條及、在於生者、不忍緘呑、伏冀乾慈殊賜接援、下知國司、令加檢送、然則勢易於走丸焉、事同於轉圜矣、援公之妨細、而濟物之矜大也、緬彼幽魂、戴光寵於泚麥、凡厥眷屬、陶寶化而俯仰、詔報曰、情切仁義、事憑興復、宜依來請、助彼周急焉、

〔本朝無題詩一行一〕賀勸學院修造新成　藤原茂明

初排學館昔明時、自爾群才多在玆、地勢風流傳已久、天長雲構見猶遺、(此院者天長左僕射所經始也、故云、)今逢左相(○藤原緒嗣)鍾餘慶、更喜南曹復舊基、來賀何唯稱燕雀、庭花含笑柳開眉、

〔帝王編年記十四清和〕貞觀九年十月十日、右大臣(閑院左大臣三男、忠仁公同胞弟、良相)薨、春秋五十五、此大臣割封寄勸學院、以西山三條家爲崇親院、後人號西三條大臣、內敎外典、異言殊學、最甚矣、

〔類聚三代格七〕太政官符

勸學院一區(在左京三條一坊)

右得彼院解偁、件院是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣、去弘仁十二年所建立、卽爲大學寮南曹、但不被管寮家、創業年深、內外聞遠、加以承和三年十月五日、田園所輸、牧宰可催送之狀、賜勅符頒下諸國、而所在之職也、(○也恐无誤)有承知、恐千祀之後事不分明、望請下知京職、以爲後驗、謹請官裁者、右大臣宜依請、

貞觀十四年十二月十七日

〔貞信公記〕天慶十年〔〇天暦元年〕九月五日、勸學院椎樹皆□落也、

〔扶桑略記〕〔二十六村上〕天德四年九月廿九日丙寅、勸學院倉一字、政所板屋二字燒亡、〔〇又見日本紀略〕

〔朝野群載〕〔七攝籙家〕勸學院解狀

勸學院

請被殊蒙天裁、停止爲國司背先例、院家所領莊園、充課造伊勢大神宮役夫工作料、幷臨時雜役、改

分勸責狀、

副進官符宣旨幷莊園目錄等

右謹檢案內、勸學院者、閑院贈太政大臣建立之後、三百餘載于玆矣、貧而樂道之士、微而志學之人、擧

文華於廟內之春露、拾義實於詞林之秋風、累代之高材、猶出此處、當時之苦學、亦在箇中矣、爰爲支其

衣食、爲資其燈燭、更割諸國所領之庄園、以充多士研精之依怙、是則聖廟〔〇菅原道眞〕之故事、專非院家之

新儀、謂其在々之田地、各帶代々之省符、所謂弘仁康保長德治安等是也、而近代國司乍存此旨、或以

收公、或以滅亡、濫吹之甚、職而斯由、抑不論權勢庄園、可勤如此所課之由、依國司申請、被下宣旨者、承

前之例也、然而至于院領者、更無充課、其趣見先宣旨狀、就中近來修造之復舊基也、邪越成風、學徒之

離古跡也、洙泗分浪、望請天裁、任先例被停止件等所役者、當時向後、保貢廟家、仍勤事狀、謹請處分、

天永三年三月　日　　別當正六位上行大舍人少允藤原朝臣政時

從四位下行右中辨兼中宮大進藤原朝臣

〔本朝世紀〕仁平元年四月廿四日乙丑、於勸學院有藤花宴、北堂儒士多以會合云々、

〔百練抄〕〔七近衛〕久壽元年二月十九日、勸學院修造之後、初有詩宴、

〔百練抄〕〔八高倉〕承安四年四月十九日、於勸學院、有藤花宴、〔一云、藤爲佳會媒、〕

〔愚昧記〕安元三年四月廿八日丁酉、燒亡、　五月十三日壬子、傳聞在勸學院之神、〔藤戸社云々〕有光耀之事、

〔百練抄高倉八〕治承元年四月廿八日亥刻、火起自樋口富小路、火焰如飛、〇中略勸學院等拂地燒亡、〇又見清獬眼抄、

〔玉海〕安元三年〇治承元年五月一日、去夜關白〇藤原基房送書被示云、氏院燒亡之後事、何樣可行哉、無先例之間失計略了、能思慮可示送、如此之〇之下恐脱時字氏公卿可令議也、而近代之法、親尙不來、況疎乎、無人于相訪、爲之如何云々者、余昨日就愚札、付其返事所被示也、今日就其報狀曰、先氏社及本願墓等、可被祈謝、又火災之條、可及占卜歟、此條在時議、又造營事、可被立廟堂之內、子細早可被尋問、〇件廟堂建立以後未聞云々、又彼院生徒殆可逃脱歟、可有安堵之渡歟、此等之拜〇拜恐輝誤短慮難及、如此之時、依所勞不參入、爲懼不少者、件院閑院贈大相國冬嗣、弘仁十二年建立、其後未有火災、及三百四十餘歲歟、總天下之滅亡、別我氏之衰微、悲淚數行、哀哉、　十六日乙卯、長光入道來、見合勸學院燒失之間勘文、是關白仰也云々、永範、俊經、長光入道、及類業師尙等被召勘文云々、長光入道云、廟堂子細、文簿之中、更以無所見云々、仍不能勘申、但被安置書籍事已炳焉、形像坐否、事無知者云々、勘文之體、大略載漢家准據之例也、　廿八日丁卯、左衛門權佐光長參入、爲聞先日返事所來也、余雖所勞無術、愁著烏帽直衣等出逢、但光長在簾前之緣、又垂其簾、不被中障子、依恐風也、余令申條々御返事、〇中略余令申之趣、

一氏院火災以後可被行事

可被申氏三社、幷多武峯、本願贈大相國墓所等也、又遣御使於燒地、必可被加檢察也、

一廟堂制造之體、同影像幷安置物之間事、六人勘文已一同、可被安置書籍歟、廟像有無事、各雖設推量之儀、更不勘證據之文、暗難信度、須訴謝氏社、被待彼感應歟、縱雖有本願之影像、新造可被安置之由、輙難付申文、保延、八幡宮拜殿燒失之間、敦實親王造立御正體爲灰燼了、彼時問諸道訪群卿、又占卜、遂以不被造立、是代大匠難取斧謂也、彼已御體安置之條、雖無疑殆、殊恐神慮、不奉制造之、是猶尊貌有無之間、文簿不詳歟、以愚意令申左右乎、至製造之體者、隨聖容之在否、可有內造日記

歟、以意巧不能計申矣、

一若安書籍者、古書歟新寫歟、可置何書哉事、舊書新寫候、何不可有難、可被安置之書籍事、被尋問進勸文之儒士、可被相計歟、

一造營之間、可爲院家自院歟、（修造之時、代々如此、）將可爲長者、自院之事修造之時、爲院家之沙汰事、又有由緒事歟、然者非此限、若只爲省事煩、隨便宜、代々長者被付院家歟、然者今度已爲非常之大事云々、新造已同昔之草創、爲長者御沙汰、頗可宜歟、光長退下了、

七月十六日癸丑、關白家被立多武峯深草等使、依氏院火災事也、（多武峯、使季佐職事、深草使成光朝臣司之、）有告文、（文章博士光範朝臣草也、） 廿二日己未、以季長申勸學院修理之間事於關白、美作守基輔、募重任之功、可修造之由、所仰下候也、 九月六日壬寅、大夫史隆職、送美作國營造勸學院可被重任之由宣旨於國司之許云々、去月拜任之吏、忽被宜下重任、頗可謂早速歟、然而近代賜成功之時、同時申下之定例云々、仍國司上請文歟、

〔山城名勝志（四洛陽）〕勸學院（中略）

土人云、勸學院荒廢之後、此地春日社猶殘、而在森內、或僧其傍結草庵住居、寬永中此地賜酒井氏、被造館亭之時、彼草庵遷四條北大宮西、今號勸學院、并春日社遷（ウツシアリ）祭爲院鎭守、

〔小右記〕長和五年五月廿八日辛未、勸學院知院司生江爲良、持來濟恩寺任牒、加署返給、

〔中右記〕長治元年二月二日、未刻許參殿下、勸學院學頭學生資光、給學問料之後、新申學頭由申上、仰云、以學生藤宗行可補學頭之由被仰、仍被仰下了、件宗行者、故秀才成家孫、修理亮元眞男也、

〔兵範記抄〕治承三年十一月廿八日壬午、今日令請取長者印地子所劵給、（中略）光雅朝臣每事沙汰調、右中辨兼光朝臣參入、下給入院學頭名簿、

蔭子藤原敦貞　前式部少輔敦綱朝臣息　保元光章　保安有光　承保敦基也

明衡一族代々爲吉例、被用彼敦綱朝臣子也、
先是可爲氏院別當由被仰兼光、光雅朝臣傳仰也、此事被仰下六位別當也、六位別當仰辨別當也、而保元左府長者時、六位別當祐經、依不被用辨別當事傳執事、被仰資長朝臣了、是入道殿御定也、今度儀如斯、其度下賜入院名簿也、

〔西宮記臨時一〕諸宣旨
勸學院別當辨（長者召有官別當仰下）

〔江次第抄五〕大原野祭　本緣同春日（中略）
次氏人院別當等同著座　今按院別當者勸學院六位別當、有官無官也、院別當入自西幔門、著第五間横敷座、東面氏人入自西經土廂著第三四間、北面東上、（辨座ヨリ引下敷之）件著到殿者在瑞垣門東腋也、

〔貞信公記〕延長九年（○承平元年）十月二日、以八條大納言爲勸學院別當、以藤原良高宿院別當、政信子、良持弟也、而後父子爲別當不預官班、皆死者哀憐所補也、件等宣旨、仰高堪朝臣、

〔日本紀略三村上〕天曆二年二月二日壬午、式部丞清雅、補勸學院別當、

〔朝野群載七攝籙家〕補勸學院別當
被左大臣（○藤原實賴）宣偁、治部少丞藤原扶明、宜補別當式部大丞藤原全忠死闕之替者、
應和元年五月十五日　別當左中辨兼內藏頭美作權守藤原朝臣文範奉
奉行
別當大納言兼民部卿藤原朝臣　治部少丞藤原
右中辨兼內藏頭美作權守藤原朝臣　陸孫藤原
知院事攝津權少目若江
權知院事錦

〔空穗物語祭の使〕かゝるおとゞ、源氏におはしませども、外戚藤氏におはします、うけ申けるによりて、大學勸學院の別當し給、おほやけのしさくきこしめさすとて、はかせ文人八十よ人仁壽殿にまゐるべきを、○下略

〔中右記〕嘉承元年十二月廿九日丙戌、今日被仰下事、○中略勸學院、多被仰氏上臈辨也、而乍置上臈二人長忠顯隆被仰最末下臈、頗不被甘心事歟、

〔朝野群載十三紀傳〕勸學院學堂

請殊蒙天恩以學生正六位上藤原朝臣敦基補文章得業生獻策所狀

右件敦基、身生儒家、名昭文苑、玄圃之玉瑩詞、纈林之花結實、見其淵量泗水龍才也、因玆去康平二年被給當院學問料矣、倩見鑽仰之功、可及橡樟之業、爰文章得業生藤原友房、同有俊共蒙給旨、獻策在近、給料之者可補其所、今按事情、同日給學問料者已三人也、此中給當院料者敦基也、當院給料超穀倉院給料、學生補茂才之例、前蹤已存、藤原正家等是也、是則藤原氏院其寄異他之故也、望請天恩、因准先例、以件敦基補文章得業生、且知氏族之貴、且勵琢磨之思、仍勒事狀、謹請處分、

康平四年十一月十五日　學頭蔭孫正六位上藤原朝臣

文章生正六位上藤原朝臣○中略

文章得業生正六位上行越前掾藤原朝臣友家

從四位上行文章博士兼讃岐介藤原朝臣實範

〔朝野群載二十六諸國公文〕減省官符

太政官符民部省

應減省前司○上野守源朝臣良基任終、康平四、次介橘朝臣惟行任、同五六七、治曆元、次介高階朝臣

順業任、同二三四延久元二三四五當任、承保元二幷十五箇年間公廨雜稻、毎年三十三萬二千九十五束事、

公廨二十五萬二千九十五束

雜八萬束○中略

勸學院學生料萬束○中略

承保三年十二月十五日

〔朝野群載〕七攝籙家送勸學院

被太政太閤○藤原頼忠宣、偁備前國鹿田庄者、任度々官符旨、庄司寄人等殊被苛責之由、度々言上、仍去年十二月、爲聞其實否、差左京大屬眞髮部久鑒下遣彼國、爰理兼朝臣稱以上洛多註無實、經奏聞、公家偏任國解文、解却久鑒所帶宜、又被下可追捕庄司等宣旨、理兼朝臣逐電歸國、召集數百人兵、去月廿五日亂入庄內、捕縛久鑒幷庄司等、打開庄倉、下取地子米三百廿石、運納遞替訖、捉搦久鑒及庄司等、歸向國府、令拷掠庄司、又損亡庄司寄人等居宅三百餘烟、捜取內財雜物、幷運取庄司近江掾下野守眞宅內財物之後、放火燒亡其宅已了、件庄氏之長者代々傳知、以其應輸充用大原野二季祭饗、與福寺長講法花兩會料、而庄家悉亡、舊貫欲絕、佛神例用物可闕怠、理兼朝臣猥參氏族之未交、是破祖宗之本志、已類木中之蠹、何踏廟前之塵、本系取氏、又除其名、莫令預參氏事、是與氏諸卿僉議所定也、須傳後代、懲彼不義者、

寛和二年十一月廿日　　別當民部大丞藤原爲信奉

〔台記〕仁平三年八月八日、六月六日、下勸學院之僧五人、今日原免、此中辨義、去々年依長者宣追却、而不原免、由推以綿往、其罪不輕、仍遣勸學院領伊勢國加具庄、

〔康富記〕享德三年八月八日丁亥、勸學院領遠江國淺羽庄任相傳知行、不可有相違者、殿下御氣色如

此仍執達如件、

貞治六年八月廿九日　執事仲光　左少辨判

四位大外記殿（師茂朝臣）

〔三代實錄八清和〕貞觀六年正月戊子朔、天皇加元服御前殿、親王以下、五位已上、入自閤門、於殿庭拜賀、禮畢退出、百官六位主典已上、於春華門南拜賀、先是預詔勸學院藤氏兒童高四尺五寸已上者十三人加冠、是日引見內殿、

○按ズルニ、清和天皇ノ母后明子ハ藤原良房ノ女ナルヲ以テ、天皇ノ御元服ニ當リテ、藤原氏ノ子弟ノ加冠ヲモ行ヒシモノナラン、

〔日本紀略二朱雀〕承平七年正月四日丁巳、天皇於紫宸殿加元服、（年十五）太政大臣（○藤原忠平）奉仕其事、殿上童子、勸學院小學生等加元服、

○按ズルニ、朱雀天皇ノ母后穩子ハ藤原基經ノ女ナルヲ以テ、天皇ノ御元服ノ日、藤原氏ノ子弟ノ加冠ヲ行ヒシモノナラン、

〔西宮記臨時九〕一天皇元服（○中略）殿上童於便所加元服參入、令奏事之由、卽召御前、拜舞了給祿、又拜舞退出、（承平六人、寛仁一人、○中略）天徳四人、又勸學院小學生三人、同加元服參入、於腋陣給祿、次天皇御晝御座、王卿依召參上、頃之賜酒饌於王卿、（內藏儲之、）衝重、兩三巡之後、召侍臣堪歌絃者五六人候小板敷、太政大臣供御酒、天皇給御盃於大臣、大臣跪給、以他盃飲之、下自長橋拜舞云々、子剋事了、給祿有差、（親王御下襲、表御袴、太政大臣青色御袍、中納言三位宰相白細長一重、四位宰相紅染掛一重、四位五位白絹一匹、六位赤絹一匹、）勸學院童部、各於私宅加元服、禮畢之後、相集於院、卽無官別當、及學頭、學生相共率元服者參入內裏、令奏事由、卽於腋陣邊賜祿、拜舞了出云々、兼日爲宛元服料、從本院給少物、（人別絹一匹、錢一貫、信濃中端、是舊例也、）

〔江家次第二十〕勸學院步

學生參入立車宿砌

付家司令見參

次入中門再拜、雜色擧炬、

次學生被仰可著座之由

學生著（中間北廊北上對座）

一獻（諸大夫）　二獻（殿上人）　三獻（公卿）

學生獻朗詠

次給祿

經別當公卿取盃之時、學生等下座之、

〔日本紀略三村上〕天曆元年四月廿六日辛巳、以大納言藤原師輔卿（右大將）任右大臣、　廿七日壬午、是日勸學院學生賀右大臣、

〔日本紀略四村上〕天德三年十二月十五日乙酉、勸學院賀左大臣六十算、

〔左經記〕寬仁元年八月廿一日丙戌、又勸學院衆等有事云々、（東宮幷攝政殿等也、東宮無饗祿事、啓事由、乍立還却、攝政所有饗祿事也、）

○按ズルニ、此年八月九日、皇太子敦明親王ヲ廢シ、敦良親王ヲ以テ之ニ代フ、敦良ハ卽チ後朱雀天皇ニシテ、當時ノ攝政藤原賴通ハ之ガ舅タリ、此日勸學院衆ノ東宮及攝政ノ第ニ詣セシハ此故ナランン、

〔小右記〕治安元年八月十九日壬戌、今日勸學院步、（大相國餞饗祿云、渡殿東對南廊庇副簾立屏風、）　廿二日乙丑、今日勸學院步、仍任近代例、西對東庇設座席、座後立屏風、机廿前、禮部匠作來、秉燭後學生來、令進見參、永信朝臣執進、（見參二枚注暦裏）仰可參入之由、入自中門進庭中、（有官別當、無官別當、次學生等、）拜禮、此間隨身等執燎立、拜禮畢、有

官別當民部丞敦舒已上十一人着座、一獻、治部卿經通參議右大辨定賴、參議二獻、修理大夫資平、參議民部大輔顯定、次居汁、次三獻、美濃守賴任、四位侍從經任、次下箸、四獻經任、依可然之人、爾度役右少將良賴、其後左頭中將朝任、右中辨章信來、諸大夫等多來、四獻了、居復飯、次撤饗、然而只飯少々令撤、令賜從者、是例也、先是朗詠誦萬歲千秋、各給疋絹、諸大夫執之、知院事三人給疋絹、知院事案主等、政所給饗、又案主雜色仕丁、賜布八十端、勸學院、

勸學院政所

別當民部大丞敦舒　知院事已下見參

知院事大膳少屬生江爲良

掃部少屬立野正賴

安倍爲義

蔭子惟國

學生恒賴　案主紀村景　長谷部爲盛　方賴　大中臣吉光

佐々貴吉成　忠信　壬生有孝　安倍爲恒　季明

紀景吉　小野守信　有孝　雜色廿五人　有成

賴義　仕丁一人　守善　右見參所進如何

清科善道

治安元年八月廿二日

○按ズルニ、賴通、此歲七月廿五日左大臣ニ任ジ、八月二十一日更ニ太政大臣ニ任ズ、八月十九日、幷ニ二十二日ノ勸學院步ハ、蓋シ此ニ因レルナラン、

〔中宮御產部類記〕禮雅記御誕生（崇德）產養同已後儀

元永二年六月七日壬午、未剋以後雨、法勝寺歩、于時於興福寺者、依別當僧正遲上洛遲參、別當寬助
權別當行尊、上座增覺、寺主嚴海、都維那敎眞、勾當二人、逢□眞□小綱十四人、別當祿、中納言三綱、殿上四位勾當、
同五位小綱前大夫子剋、興福寺僧參入、別當大僧正、僧綱三人、已講六人、五師、得業、依雨猶立中門、

〔後二條關白記〕永保三年二月五日、勸學院學生步行、拜而民部卿源經信左衞門督源師忠太皇大后宮大夫、
藤原伊房右衞門督源俊明上達部勸盃、

○按ズルニ、後二條關白ハ藤原師通ナリ、此歲正月廿六日、權大納言ヨリ內大臣ニ進ム、勸學院學生ノ拜禮ヲ其第ニ行フハ、此ガ爲ナリ、而シテ源經信以下ノ人ハ、常ニ師通ノ父關白師實ニ伺候スルモノニシテ、此時勸盃ノ役ヲ執リシナラン、

〔殿曆〕嘉承元年三月廿三日乙卯、今日雖物忌、慶賀後勸學院步未行、去正月十九日雖企、主上堀河俄不例御也、仍延引、而今日所行也、酉剋許、上達部殿上人兩三人來、戌時許、學生參入、候中門、東時範朝臣插學生見參於文刺持來、予對面、南面の戶內に居天、取文見之、垂簾乍內居取之也、見參見了後、時範朝臣還退、次ニ次第如此、學生立庭中拜禮、此間隨身立明拜了、學生着饗、一獻治部卿俊實、右大辨宗忠、瓶子取殿上人二人、二獻宰相中將忠敎、同中將家政、瓶子同殿上人、三獻大藏卿道良、新宰相顯實、瓶子取須用殿上人、而五位數少、仍用諸大夫、學生朗詠、居汁物、四獻時範朝臣、文章博士實義、故人、瓶子取諸大夫、五獻中將宗顯、右中辨長忠、瓶子諸大夫、居復飯、次饗取出、自下取出之、次祿如常、事了、人々退出、院下部等於隨身所有饗祿事、新大納言經實、治部卿俊實、右大辨宗忠、宰相中將忠敎、同中將家政、大藏卿道良、新宰相顯實、殿上人十餘許也、

〔殿曆〕天永三年十二月廿六日己酉、今日勸學院步也、酉剋有御幸、不參、上達部來、戌剋許學生參中門、爲隆持來見參、插文刺余藤原忠實居對東孫廂南面戶內、簾中取之、爲隆退了、學生進庭中再拜、隨身着東帶立明自中門內着座、廿餘人許對座、座上不立屛風、對南廂簾垂之、學生等着座了、後一獻、新藤中納言治部卿、瓶子五位殿上人二人、二獻大宮權大夫、二條宰相中將家政、瓶子取同前、三獻左大辨宰相實隆、瓶子同前、四獻在良、右中辨爲隆、院別在良古人、爲隆非古人、雖然無人之上、院別當也、仍勸之、瓶子諸

大夫、但三獻、朗詠四獻、(居飯復)其後撤饗給祿、各退出、此定大饗事、

○按ズルニ、此ヨリ前十二月十四日、忠實太政大臣ニ任ズ、故ニ此日勸學院步アリシナリ、

〔永昌記〕天永元年三月十二日庚戌、今朝氏院生徒群來、聯句百餘韻事、予參殿下、令申奉幣拜穢沙汰、法成寺學頭□□入夜歸畢、

〔中宮御產部類記〕同委記(御誕生產養同已後儀次第等)

元永二年六月二日丁丑、今日第五夜(○崇德)也、自院有御養產事、(○中略)此門勸學院別當左中辨爲隆朝臣率學生等參賀、立東中門外、權亮實能朝臣降向取見參啓事由、次爲隆朝臣以下列立南庭再拜、訖退入、次給祿、(辨別當白掛一領、權亮實能朝臣取之、六位別當二人、各六丈絹一疋、秀才一人、學頭一人、各六丈絹一疋、學生八人、知院事三人、各疋絹、案主三人、各布三端、雜色廿人、各布二端、仕丁二人、各布一端、已上地下五位、幷廳官等取之、)

〔中宮御產部類記〕外師記(御誕生產養同已後儀)

元永二年六月二日丁丑、今日五夜也、上皇令營件事給、今夜勸學院學生等、參中宮奉賀皇子(○崇德)降誕由、所謂步是也、

〔本朝世紀〕仁平元年二月十八日己未、勸學院生徒參賀左大臣亭、賀內覽事也、

〔三代實錄〕(十四淸和)貞觀九年十月十日乙亥、右大臣從二位藤原朝臣良相薨、贈正一位、天皇不視事三日、良相朝臣者、太政大臣正一位冬嗣朝臣之第五子也、(○中略)爲人至性、意深睦親、勸學院南邊、更建一院、號延命院、以養治藤氏生後、病困無家業者、以東京六條宅、名崇親院、引氏中子女不能自存者、以收養、並皆割封戶、入莊田、給其資用、崇親院中建一小堂、安置佛像、令居住者每旦盥洗、誦觀音名號、以植後世之善根、自製願文、多詞不載焉、

〔朝野群載〕(七攝籙家)勸學院政所下文

勸學院政所下興福寺僧春憲幷東大寺權上座朝秀等政所

學館院

可早令分領大和國山邊郡宇池上庄田地事、〇中略

嘉承二年十月廿日　知院事安倍　民部大丞藤原　蔭子藤原

別當權右中辨藤原朝臣　知院事兵部少錄惟宗　惟宗　大江

〔梅園日記三〕勸學院雀

勸學院雀轉蒙求といへること、寶物集、八幡愚童訓等に出たり富樫の舞、賴政の諸にもいへり、曾我物語にも、勸學院の雀とかや申ければなどあれば、久しき諺なり、日本國風勸學院雀の一條に、閑窓倭筆を引て云、雀とは勸學院に仕(ツカハ)れて、水を汲薪を運ぶ小女の名なり、其女、此勸學院にて朝夕學問する人の蒙求を誦を聞て、常に口まねをする故に、雀の名にたよりて囀といふ也、按に、勸勵讀書の聲を、雀も聞覺えて、王戎簡要など、囀(ル)やうにきかるゝなるべし、

〔文德實錄一〕嘉祥三年五月辛巳、嵯峨太皇太后崩、壬午、后亦與弟右大臣氏公朝臣議、開學舍、名學館院、勸諸子弟、誦習經書、朝夕濟々、時人以比漢鄧皇后、

〔西宮記臨時五〕諸院

學館院橘氏諸生別曹、氏人補別當已下、

康保元年十一月三日、左大臣〇藤原實賴令奏、橘氏等申准勸學院等例、以學館院爲大學別曹、又云、諸卿定申云、所請尤可然、依仰定申之旨、參議好古朝臣、率氏大夫等令奏、學館院爲大學別曹之由慶賀也、

〔日本紀略村上四〕康保元年十一月五日丁丑、勅以學館院爲大學寮別曹、依參議橘好古朝臣等奏狀也、

〔西宮記臨時一〕諸宣旨

學館院近代氏定

〔職原抄下〕學館院別當

淳和院

橘氏之中補之、此號長者、○中略 橘家有昇納言已上之人、仍爲長者、而其家衰微之後、雖有長者號、只知學館院領許也、

〔西宮記 臨時 裏書 一〕康保四年三月廿二日、女御芳子家別當、中納言橘好古、爲學館院別當、件院別當、以往前令爲大學院別當之由下宣旨、中、准獎學院例、以宣旨補之由、故卿下宣下、非宣旨補之、而

〔台記〕久安三年四月十七日庚戌、以以長可補學官院別當之由仰親隆、所謂橘氏長者是也、年來正違爲長者、件人不經藏人、先蹤多經藏人者爲長者、○中略 更不依位上下、是故改補之、不經奏聞、但今度實有奏法皇有可許、○中略 今日戌剋、以長來申慶、是先例云々、不申他所云々、

補院別當書樣 依先例

散位從五位下橘朝臣以長

被是定內大臣 ○藤原賴長 宣、偁、件人宜令補任院別當者、

久安三年四月十七日 別當民部權大輔藤原朝臣親隆奉

以下家司送以長宅、以長給祿、

〔日本紀略 四 村上〕天德元年九月廿五日戊申、右京職言上、學館院北町、豺狼嚙殺女三人、

〔拾芥抄 中末 宮城〕淳和院 西院、或云、天長上皇離宮、今補大后宮、

〔三代實錄 四十 陽成〕元慶五年十二月十一日乙酉、淳和院永置公卿別當、先是无品恒貞親王奏言云々、

〔類聚符宣抄 十〕史生丸部福雄

右大臣宣、件人宜令直淳和院御經書所者、

元慶三年十一月十四日 大外記島田良臣奉

〔日本紀略 四 村上〕天德三年十二月廿三日癸巳、賜淳和院崇親院女等綿布、

〔本朝文粹 八 詩序〕晚秋遊淳和院、同賦波動水中山、 源順

淳和院者、橘太后(橘嘉智子)○嵯峨皇后之別宮也、太后落飾入道之日、一播椒庭之塵、長住蓮臺之月、爾來人事雖訛、地勢如舊、軒檻重重、碧波亭之構不異、池塘眇々、青草湖之樣相同、雖彼崐閬、何以加之、矧亦水銜山影、山任波心、底深則山又深、波動則山又動、誰謂巖部轉數仭於一池之秋、誰謂嶺高浸青黛於綠潭之曉、是以輕藻卷兮徵々、崎嶇吐雲之色頻蕩、細文鋪兮瑟々、崔嵬戴石之勢不閑、則知強楚拔山之力、不如季商吹水之風、時也吾黨才子十有餘輩、出南曹之二窟、入西京之一洞、名雖遊覽、實圖文章、勸學院之鴻才藤勲、忽賦妙句、奬學院之鯫生源順、聊記大綱云爾、

〔古事談 二臣節〕師頼卿○源氏爲淳和院別當之時、彼院鐘不槌鳴五六日、白晝人々行向見之、全無槌人、然而自然有其聲云々、大納言聞此事、令卜之處、可有慶賀云々、無幾程被兼春宮大夫、存符合之由之間、又無幾程被薨去畢、吉凶之叵量事也、

〔薩戒記 部類 二〕應永卅三五月廿五日

奬學院(シヤウガクイン)

〔西宮記 臨時 五〕諸院

奬學院(王氏諸生別曹、在原行平卿申置之、公卿別當、辨有官無官別當、行院事、有學頭、有年擧、在勸學院西、)

元慶五年中納言行平卿、庶幾勸學院之例、所建立也云々、

〔本朝文粹 五奏狀〕建學館

爲在納言建立奬學院狀(作宅一區、在左京三條、)　高五常

右行平幸逢泰運、猥列崇班、愚心所企、欲罷不能、昔閑院贈太政大臣、志深憂道、慮切求賢、開學舍於別館、貽善誘於一門、故藤氏之生、猶多才子、雖蹤已飽、麟角不稀、學之爲用、不其然乎、但見賢思齊、已有先式、欽慕人跡、爲日久矣、緣是置一茀宅、開以學亭、宗室苗緒、志道齢德者、當得休舍、號曰奬學院、坊接大學寮、取求道之便也、門對勸學院、表擇隣之意也、又聊設田園之業、以資簞瓢之費、其郡縣項畝、具於別

紙、又位封戸田、同以分入、豈謂久遠之輪、願有涓埃益、凡厥一院行事、唯欲准勸學院之例而已、夫懸米雖微、造舟猶闕、不有乘川之添、何成一流之大、若當時後代、有裨補此院、扶持此業者、區々之志、千載不朽矣、

年月日　在原行平

〔日本紀略一〇醍醐〕昌泰三年九月某日、以獎學院爲大學寮南曹、

〔日本紀略四村上〕應和三年閏十二月十四日壬戌、大納言高明卿、申獎學院申准勸學院可給年官之申文、依請被下宣旨、

〔兵範記〕仁平四年〇久壽元年三月廿五日戊寅、今日書入學名簿三通、〇中略一通獎學院入院、其書樣、

學生蔭孫正六位上平朝臣信義年十九

從四位上行出羽守知信朝臣孫

仁平四年三月廿七日　從四位下行豐後守高階朝臣清泰貫　藤氏之外上﨟故人加署、仍豐州依當其仁請署也、

三通皆用檀紙、各別裹懸紙等如常、

學生年注十九、是先例也、

〔西宮記臨時一〕諸宣旨

獎學院辨別當六位長者宣旨、

〔職原抄下〕獎學院別當

源氏公卿爲第一之人補之、爲納言之時多兼獎學淳和兩院、任大臣日以淳和院與奪次人、於獎學院者猶帶之、是流例也、但兩院別當事、中院右大臣〇源雅定之時、永可付彼家之由、有鳥羽院勅定云々、然者他流人、縱雖爲公卿上首、不可及競望事歟、

淳和院別當同上

〔勸仲記〕正應元年九月十二日甲午、今日爲洞院中納言奉行、被下源氏長者幷奬學院別當宣旨、源氏長者宣旨事先例不然、今度內府〇源通基頻請申之故也、且准藤氏長者宣下云々、〇中略

宣旨

内大臣

宜爲奬學院別當事

右可令下知給之狀如件

九月十二日　權中納言在判

右少辨殿

〔足利家官位記〕鹿苑院殿　義滿〇中略

永德三年正月十四日、爲源氏長者、同十六日、爲奬學院淳和院等別當、

〔東照宮御實紀五〕慶長八年二月十二日、征夷大將軍の宣下あり、〇中略次に淳和奬學兩院別當の宣旨官務持いづる、其度ごとに亂箱に砂金一裹づゝ入て賜はる、

〇按ズルニ、淳和奬學兩院別當ノ事ハ、姓名部氏上篇源氏長者條ニ詳ナリ、參看スベシ、

綜藝種智院

〔續性靈集十〕綜藝種智院式幷序

辭納言藤大卿〇藤原三守、弘仁十四年辭中納言、有左九條宅、地餘二町、屋則五間、東隣施藥慈院、西近眞言仁祠、生休歸眞之原迫南、衣食出內之坊居北、涌泉水鏡而表裏、流水汎溢而左右、松竹風來琴箏、梅柳雨催錦繡、春鳥哢聲、鴻雁于飛、熱渴臨也、卽除清涼憩也、卽至兌白虎大道、離朱雀小澤、緇素逍遙、何必山林、車馬往還、朝夕相續、貧道有意濟物、竊庶幾置三敎院、一言吐響、千金卽應、永捨券契、遠期冒地、不勞給孤之敷金、忽得勝軍之林泉、本願忽感、樹名曰綜藝種智院、試造式記曰、若夫九流六藝、濟代之舟梁、十藏五

明、利人之惟寶、故能三世如來、兼學而成大覺、十方賢聖、綜通而證遍知、未有一味作美膳、片音調妙曲者也、立身之要、治國之道、斷生死於伊陀、證涅槃於蜜多、弃此而誰、是以前來聖帝賢臣、建寺置院、仰之弘道、雖然毘訶方袍、偏翫佛經、槐序茂廉、空耽外書、至若三教之策、五明之簡、壅泥不通、肆建綜藝種智院、普藏三教、招諸能者、所冀三曜炳著、照昏夜於迷衢、五乘並鑣、驅群庶於覺苑、或難曰、然猶事漏先覺、終未見其美、何者備僕射之二教、在納言之荒亭、如此等院、並皆有始無終、人去跡穢、答物之興廢必由人、人之昇沈定在道、大海資衆流以致深、蘇迷越衆山以成高、大廈群材之所支持、元首股肱之所扶保、然則多類者難竭、寡偶者易傾、自然之理使然、今所願者、一人降恩、三公勠力、諸氏英貴、諸宗大德、與我同志、百世成繼、難者曰善也、或有人難曰、國家廣開庠序、勸勵諸藝、霹靂之下、蚊響何益、答、大唐城坊坊置閭塾、普教童稚、縣縣開鄕學、廣導靑衿、是故才子滿城、藝士盈國、今是華城、但有一大學、無有閭塾、是故貧賤子弟、無所問津、遠坊好事、往還多疲、今建此一院、普濟瞳矇、不亦善哉、難者曰、若能果如此、盡美盡善、與兩曜爭明、將二儀競久、益國之勝計、利人之寶洲、余雖不敏、投一簣哉九仞、添涓塵乎八埏、報四恩之廣德、爲三點之良因、

招師章

語曰、里仁爲美、擇不處仁、焉得智、又曰、遊於六藝、經曰、初阿闍梨、兼綜衆藝、論曰、菩薩爲成菩提、先於五明處、求法、是故善財童子、巡百十城、尋五十師、常啼菩薩、常哭一市、切求深法、然則得智在仁者之處、成覺資五明之法、求法必於衆師之中、學道當在衣食之資、四者備而然後有功、是故設斯四緣、利濟群生、雖云有處有法、若無師者、無由得解、故先請師、師有二種、一道二俗、道所以傳佛經、俗所以弘外書、眞俗不離、我師雅言、

一道人傳受事

右顯密二教、僧意樂兼通外書任住、俗士有意樂學內經論者、法師心住四量四攝、不辭勞倦、莫看貴賤、

隨宜指授、

一俗博士敎授事

右九經九流、三玄三史、七略七代、若文若筆等書中、若音若訓、或句讀、或通義、一部一帙、堪發矇瞭者、住若道人、意樂外典者、茂士孝廉、隨宜傳授、若有靑衿黃口志學文書、絳帳先生、心住慈悲、思存忠孝、不論貴賤、不看貧富、隨宜提撕、誨人不倦、三界吾子、大覺師吼、四海兄弟、將聖美談、不可不仰、

一師資糧食事　夫人非懸瓠、孔丘格言、皆依食住、釋尊所談、然則欲弘其道、必須飯其人、若道若俗、或師或資、有心學道者、並皆須給、雖然道人素事淸貧、未辨資費、且入若干物、若有意益國利人、志求出迷證覺者、同捨涓塵、相濟此願、生生世世、同駕佛乘、共利群生、天長五年十二月十五日大僧都空海記、

〔東寶記法寶六〕民部省符　職國諸司

永入東寺水陸田等事

以前被太政官去八月八日符偁、少僧都傳灯大法師位實惠奏偁、有御願於東寺、奉造眞言宗諸寶像、幷奉寫一切經諸儀規、我朝所未曾有、彫飾畫備已訖、忝以頑身、敢專其事、先師故大僧都空海大法師私建一黌、名曰綜藝院、將以設經史而備敎業、配田園而充支用、宿心未畢、人化時遷、功業所期、觸方難濟、弟子等商量、沽却彼院、買取件田舍、卽以爲傳法之資、夫田園入寺、皇憲不聽、仍縱檀越等名、私爲券契之主、貽於叔葉、非是穩宜、伏望特蒙天造、以件等田、便入東寺、永充傳說御願、眞言宗經律論疏之料、輿居諸爭照、將天地自存、若干功德不暇敷陳、伏聽天裁者、大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奧出羽按察使藤原朝臣良房宣奉勅特准來奏者、省宜承知依件勘入者、職國等承知、依件行之、符到奉行、

省輔從五位下橘朝臣貞雄、從八位上守少錄御船宿禰鯨

承和十二年九月十日（○東寺百合文書戠之、首有民部省符丹波國司永施入東寺田地拾肆町佰肆拾步在多紀郡數字一、）

名島學校

〔甲子夜話十八〕公鑑語ル、我國初以前宇内兵亂打續キ、儒敎文籍ハ地ヲ拂テ絶シ時、小早川隆景筑前ノ名島ニオイテ學校ノ設立セシト云、珍キコトナリ、

〔日本敎育史資料八舊福岡藩〕學校

名島學校　逸史曰、筑前侯隆景、嘗慨喪亂之久人不ㇾ知ㇾ學、乃摹ニ下毛足利學規一、于ニ名島所治一設ニ庠舍一、建ニ聖廟一行ニ釋菜之禮一、大夫士庶入學、親臨勤勉焉、吏民觀聽、靡然成ㇾ風云、コノ名島ハ、舊領内糟屋郡ニテ、隆景ノ城址存ス、往々其圖ヲ藏ムル者アリ、重臣ノ宅舍祠寺等ヲモ錄スレドモ、學校ハ見エズ、數篇ノ筑前地誌共ニ名島城址ヲ記スルコト詳ナレ共、學校ニ及バズ、其他毛利家記等隆景ノ嘉言善行ヲ記セ共、學校設立ノコトナシ、只日本外史ノミ逸史ニ同ジ、水戶ノ史學ニ精ナルハ天下ノ知ル所也其藩臣青山延光ノ小早川隆景傳ハ、出典ヲ註シテ詳悉ナリ、而シテ興學ノ盛擧ヲ載セズ、故ニ其遺址ヲ求ムルニ由ナシ、或云、小早川氏ノ建學ハ、告老ノ後、三原ノ菟裘ノ地ト、是モ確據ヲ知ラズ、

大覺寺學問所

〔日本敎育史資料二十大覺寺學問所〕葛野郡舊地頭大覺寺學制及學校

士族卒ノ子弟敎育法　右ハ大覺寺學問所ニ於テ敎育セシメ、其家士ヲシテ生徒ト共ニ講義ヲ聽聞セシムルノ制アリ、

平民ノ子弟敎育法　右ハ家塾、又ハ寺子屋ニテ修業セシノミニテ、農民ノ子弟ト雖ドモ、學事ニ從事スルコトヲ禁ゼシコトナシ、

家塾寺子屋設置ノ制　右ハ何人ヲ不ㇾ問、自由ニ開設スルヲ得テ、奉行郡宰里正等ノ許可ヲ受ルコトナシ、

校名　右ハ大覺寺學問所ト唱ヘ他ニ名稱ナシ、

校舍所在地　葛野郡上嵯峨村字六道

沿革ノ要略　大覺寺學問所ハ、文化年中ノ創立ニシテ、故准三宮璢伽定院、儒學ヲ尊崇シ、儒官野口故左門ヲシテ、專ラ子弟ヲ敎育セシム、其學校ニ盡力セシモノハ、井關兵部卿、林石見守等ナリ、

敎則　敎科用書ハ、朱註四書、五經、歷史等ヲ授ク、起業朝五ツ時ヨリ、正午限リ終業トス、

學科學規試驗法及諸則　漢學專修ニシテ、年末ニ一回、學修セシ書籍ヲ大覺寺廣間ニ於テ、舊宮臨席、其他學監、學頭、敎授、學校掛リ役員立會試驗スルモノナリ、若シ宮無住ノトキハ、院家其他重役員代理ス、及第セルモノニハ、筆紙墨書籍等、其優劣ニ應ジテ之レヲ賞與ス、學期ハ八歲ヨリ十六歲ニ至ル、且十六歲以上タリトモ、熱心ノモノハ修業セシム、

職名及俸祿　學監、學頭、敎授、學校係リ六名、學監ハ重役ノ內之レヲ勤ム、別ニ俸祿之レナシ、學頭ハ俸祿米三石ニ壹人扶持、敎授學校掛リハ家士ノ內ヨリ採用シ、別ニ俸給ナシ、尤維新以前ヨリ明治四年マデ、其學頭ハ近習ノ上席、其他ノ役員ハ近習ノ取扱ヲ得ル、

職員概數　學監一員、學頭一員、敎授二員、學校掛二員、

生徒概數　寄宿生ナシ、通學生三十人、該費ハ大覺寺ヨリ支辨ス、

近衞家學校

〔日本敎育史資料九冊鄕學〕攝津國

近衞家領川邊郡伊丹學校

校名　明倫堂

所在地　攝津國川邊郡伊丹ノ內昆陽口村

沿革要略　天保九年三月、領主內大臣近衞忠熙公、儒學ヲ好尙セラルヽニ因リ、創立ニ至レリ、其校名モ公ノ命ズルトコロニシテ、扁額ハ同家諸大夫佐竹甲斐守重政ノ書ナリ、

總宿老小西新右衞門（現今新右衞門之祖父）町庄屋領田七郎右衞門（現今隨三之祖父）ノ貳人夙ニ興學ノ志アリ、幸

ニ忠熙公ノ時ニ遭遇シ、町年寄伴善右衞門（現今善左衞門之父）同稻川孫右衞門（現今孫郎之父）三ニ諮リ、領主ニ建議シテ其容ルヽトコロトナリ、校舍ノ設立ヲ得タリ、

橋本半介、名通、字大路、靜庵ト號シ、又別ニ香坡ト號ス、學派ハ朱子ニシテ、上野國沼田藩ノ浪士ナリ、嘗テ四方ニ游ブ、天保九年三月ニ至リ、近衞家ノ聘ニ應ジテ未勤士（非役侍ノ稱）ト爲リ、明倫堂敎頭ニ任ゼラル、在職二十年、其間通學スルモノ、領內人民ノミナラズ、他邦ノ士人、往々來學スルモノアリ、安政四年三月ニ至テ職ヲ辭ス、（○中略）金本顯藏、名相觀、字善卿、摩齋ト號シ、又別ニ椒園ト號ス、出雲國人ナリ、朱子學ヲ宗トス、安政四年三月、近衞家ノ聘ニ應ジテ未勤士ト爲リ明倫堂敎頭ニ任ゼラル、在職十一年、明治元年ニ職ヲ辭ス、（○中略）金本顯藏、敎頭ヲ辭スルノ後、萎靡振ハズ、終ニ廢校トナル、天保九年創立ヨリ明治元年廢校ニ至ル、三十一年ニシテ、其間橋本半介在職二十年間ハ隆盛ニシテ、金本顯藏在職十一年間ハ衰態ニ屬セリ、

敎科用書　小學四書、五經、春秋左氏傳、國語、二十一史、通鑑綱目、宋儒書類、文章軌範、文選、三體詩、唐詩選、其他不詳、

授業ノ方法順序時間　四書五經ノ素讀ヨリ、經史子集ノ質問輪講ニ至リ、兼テ詩文ヲ敎エ、習字ハ楷書ヨリ行書ニ至ル、時間ハ辰ノ刻ヨリ未ノ刻ニ至ルヲ恒トシ、夜學等ハ生徒ノ隨意タリ、

學科學規、試驗法、及諸則、　學科　漢學筆道學規試驗法及諸則　舊記散佚、蒐錄スベキナク、又古老ノ口碑ニ存スルナシ、

職名及俸祿　敎頭定員一、身分近衞家未勤士俸祿、束脩謝儀ヲ以テ之ニ充テ、敎頭家族共、賄料ハ實費ヲ以テ校費ヨリ之ヲ支給ス、助敎定員及身分ナシ、俸祿一ケ年金六兩、事務掛定員二町庄屋町年寄ヲ以テ之ニ充ツ、俸祿ナシ、維新前後共、區別ナシ、

職員概數　敎頭壹人、助敎壹人、事務掛壹人、維新前後共、區別ナシ、

深川教授所

生徒概數　維新前、寄宿生徒四人、（自費）通學生徒五十六人、維新後、通學生徒四十人

束脩謝儀　寄宿通學共ニ束脩金壹分、謝儀一ヶ年金壹兩、

學校經費　一周年ノ經費ヲ銀三貫目ト定メ、（束脩謝儀ヲ以テ充ツル、敎頭俸祿ハ算入セズ、）其支出ハ天保九年近衞家ヨリ銀五十貫目ヲ下付セラレ、又有志者小西新右衞門外二十餘人ヨリ、銀五拾貫目ヲ寄附シ、都合百貫目ノ利子ヲ以テ支辨セリ、

〔日本敎育史資料十九學問所直轄・敎授所〕深川敎授所

享保八卯年二月浪人儒者菅野彥兵衞義、敎授所拜借地被仰付、同年十二月、學問指南取扱實體に付、御褒美金被下、且取續爲助成、町屋敷一ヶ所被下置候以來、連綿相續敎授罷在候、當時服部善藏振合も畢覚右御例を以被仰付候義に御座候所、善藏義は、私支配に被仰付候故、假令當人長病、又は幼少者にて相續等も仕候節は、敎授手代り可仕者、其門人共之內より選み相勤させ、永久差支不申仕方に御座候、彥兵衞義は、最初町奉行より申渡等有之候迄之事故、矢張町人別之平浪人にて御座候、是迄三代は引續き相應敎授も仕來候へ共、後年之處、敎授永續可仕候哉之義も難計候へば、善藏同樣に、私方支配に御改御座候方、永々に至り、筋道宜敷可有之哉、且又今度聖堂御敎育之本法相立候上にては、是等之者共、兼々御手當も被下置候義候へば相應敎育之義等も罷成、相勤候方抔も可然樣に奉存候間、旁以彥兵衞義をも、申上候事に御座候、巳上、

巳十二月　　林大學頭

〔天保集成絲綸錄八十〕寬政四子年九月

御勘定奉行へ

浪人儒者
服部善藏

右先達て拜借地被仰付、學問所取建候御手當も被下候處、間もなく類燒いたし候に付、猶又爲御手當金五拾兩被下候、其段可被申渡候、御金は御勘定奉行相談請取可被渡候、

右之通林大學頭、柴野彥助、岡田淸助へ申渡候間、可被得其意候、

麹町教授所

〔日本教育史資料十九 學問所直轄教授所〕麹町教授所御再建一件帳

天保十三年壬寅二月、攝津守殿へ進達、

麹町教授所再興之義申上候書付、　林大學頭

享保之度、浪人儒者菅野彥兵衞義、學問手廣く、教授仕候に付、深川において拜借地被仰付、其後學問指南取扱實體に付、御褒美金被下、且取續爲助成、同所にて町屋敷被下置、其跡追々相續被仰付、當時信平相續罷在候得共、實は家業未熟にて、名目而已に御座候、右彥兵衞之例を以、寬政之度、浪人儒者服部善藏義、麹町において教授所拜借地被仰付、永續御手當として、同所にて、町屋敷被下置、其後善藏病氣に付、忰順次郎相續被仰付候處、文化九申年六月、家業不精、身持不宜候に付、押込被仰渡、町屋敷御取上げ、年々金三十兩づゝ、右地代金之內より被下、其後順次郎大病、忰幼年に付、親類共養子之儀相願候處、難相成旨被仰渡、順次郎病死仕、有來家作は家族へ被下、其節伺濟にて、教授地は學問所附持地に相成、町屋敷は申年御取上げ之節より、私方支配向差配爲仕、地代金年年學問所掛り御代官役所へ相納、追て學問所相應之者有之候節、教授所拜借地被仰付、講堂取建、且永續御手當に振向けの積り成居申候、其後三十年を越候處、右跡相應の者も無之、其盡打過申候、此節文武共御引立の折柄に候間、右教授所再建有之度、因て愚考仕候は、若相應の者御座候て、教授所拜借地被仰付、町屋敷被下候ても、其子不肖又は幼年、且門人の內手傳候者も無之時は、其末又々相續仕間敷、假令相續仕候者に御座候ても、學業未熟にては、當時菅野信平同樣、名目のみに相成、何共御趣意を失ひ候儀に御座候、因て此度再建有之候上は、廣く陪臣浪人の內にて、人體

相撰、右場所預け置、教授爲仕、其者病氣或は自分相替り教授難仕候節は、別人交代にいたし候は、却て永續可仕哉と被存候、右教授所は、鄕學同樣の儀に候間、年若の者共を實體に世話仕、素讀を第一として、講釋會讀も出來候程の者にて相濟可申、經史博學詩文等迄備り候には及申間敷、外に其者內弟子にても、手傳の者差置申候得ば、教授方自然行屆候て、實用と被存候、右講堂再建教授の者、御手當方勘辨仕候處、是迄町屋敷地代金御代官役所へ相納候分、此程其筋へ問合候處、去去子年迄にて、凡千三百兩餘に相及候由、去丑年の分をも入交候得ば其上五十金程も相增可申候間、右の內にて三百五十兩も御下げ相成候はゞ、講堂幷住居向雜具迄も出來可申、此後は每月地代金上り高の內を以て、教授の者へ十五人扶持の割合にて相渡し、殘餘の分は、是迄之通り、御代官役所へ相納候得ば、元高自然相增、追て右場所修復或は類燒等の手當に可相成候、左候得ば、別段之御入費も無之、永續の法可相成哉と被存候、尤先年服部善藏、當時菅野信平自分は、浪人にて、私方支配に被仰渡候得ども、此度之者、浪人に限り不申候上は、教授筋に付候てのみ、私幷御儒者共取扱可申、其者自分に付候儀、陪臣は其主人引受可申、浪人は其師家幷身寄の者引受可申樣仕度存候、且又其者共に、病氣又は學業不精にて、教授難屆候節は、別人引替候樣可仕候得ば、一向初發三年とか、又は五年とか、期年を立候て、彌故障無之、教授行屆候者は、期年迄に切替可申、夫程に無之者は期年にて引替可申候得ば、自然怠慢無之樣に可相成、乍併右にては自分不定候故、相好不申哉は難計候得共、先例之通にては、迚も永續仕兼可申候間、何れにも此度は相改申度奉存候に付、其所御勘考御評議有之樣仕度候、右評決の上は、御儒者共申談、人物相撰可申上候、服部善藏始末爲御見合、別紙書付相添差上申候、此段先御內意奉伺候以上、

寅二月

浪人儒者服部善藏

別紙　麴町教授所始末書書付

私塾

右善藏儀、寛政三亥年十月、學術正しく、手廣く敎授をも仕候に付、麴町善國寺谷服部織之助上ヶ地五百九拾坪の內二百五拾坪、拜借地に成候、右場所へ、家作引直し候爲、御手當金五拾兩被下、同五丑年十月善藏兄在所にて病死に付、拜借地返納、在所表へ引取度旨相願候處、敎授手廣に仕候とて、拜借地幷家作料等被下候儀に付、願之通には難相成、候、併立歸り相越候はゞ、勝手次第、追て門人の內宜敷者出來、敎授相讓度節は、評議も可有之旨被仰渡、同年十二月、麴町平川町一丁目續上納地百六十五坪の町屋敷被下候旨被仰渡、同八辰十二月病氣に付、敎授御免の儀相願候處、拜借地幷町屋敷、悴へ相續被仰付、永々敎授所退轉無之樣可致旨、尤善藏儀、病氣にて、悴も幼年に候間、門人共の內、手傳等爲致候儀、勝手次第可致旨被仰渡、同十三申年七月、善藏病死仕、悴順次郎幼年に付、生立候迄は、敎授之儀門人へ附屬候樣被仰渡、文化四卯年二月、順次郎敎授等引受候處、同九申年二月、家業不精、身持不宜候に付、押込差許、町屋敷取上げ、年々金三拾兩づゝ、上地代の內より被下候、父善藏格別の譯を以、結構被成下候處、敎授所相續不行屆不束の事に候、以後行跡を愼、家業出精候樣被仰渡候、文化十三子年六月、順次郎大病の處、幼年虛弱の悴有之候迄、親類ども養子の儀願出候に付、御內意相伺候處、養子難相成旨被仰聞、順次郎病死仕、其跡斷絕相成候事に御座候、以上、

寅二月

右伺の通相濟、左の承付いたし返上之、

承り付學寄面　學問所敎授再建御手當筋等之儀、都て伺の通可取計候、人物の儀は御旗本御家人次男三男又は陪臣浪人の內にて、學術相應の者相選可申上旨被仰聞、承知仕候、三月六日、林大學頭、

〔鵞峯文集記十五〕塾生序齒記

秉燭童子、竊塾主暇休之間、進呈一卷、塾主曰、何樣筆記、童子曰、塾生序齒記也、請一覽以慰寂聞、塾主

莞爾披之、則曰、高特生四十七歲、森啓事四十四歲、爲第一等、仲萌生三十四歲、賀萌生三十二歲、爲第二等、○中略三萌生島啓事、末生關祐甫、共二十一歲、爲第三等、○中略癸生小出良達、末生野仙、共十六歲、壬生原淸十五歲、小童水友生、岡宗允、共十四歲、爲第四等、總三十八人、其齡數合八百六十七歲也、見了閣焉、童子請曰、就此授一語、則幸甚、塾主曰、五科十等者塾中之式也、特生者爲上等、己等至丁等爲中等、稱萌生、萌生亦有差而定座次、庚辛壬癸爲下等、而次第自分明也、未列癸等者是末生也、今見此記、而考其座位、則才之短長、不拘於生之前後、可自知乎、塾生等激起於此、羞惡於此、則或自中等至上等、或自下等至中等、或雖末生其等可漸進、而今日之短爲他日之長、今日之卑亦見他日之高、若不然、短者益短、卑者益卑乎、又有勉而不倦進而不止者、則增其長加其高、而其遠大可以期乎、○中略春秋富而日月長、稍優者無自負、劣者亦無自棄、而日之永也、宵之短也、惜分寸之陰、或經、或讀書、或文章、或詩賦、或倭學、各擇其所好、發聲名於五科之間、則多福有自來乎、所謂學則祿在其中、若其不幸無得、則樂天亦足也、遇與不遇皆是天、無罪我也、童子曰、善哉、乃退告諸塾生、時癸丑正月十三夜也、

〔鷲峯文集記十五〕塾生座次記

有客入塾、見序齒記曰、塾中齡數備矣、請聞座次之詳、童子曰、既貼於塾壁、然爲客述大概、高安生精於倭學、故獨列上等之丙、蒙特生之名、於讀書又爲萌生、其次賀璋村顧言於詩科爲丁等、而共兼讀書之萌、賀又加倭學、林櫟雖少、於詩文共爲萌生、而員秀之名、其在近乎、讀書科亦漸進、且爲啓事之上首、其次仲龍、田植共爲讀書詩兩科萌生、石習爲倭學萌生、兼讀書、其次林泰嶋周列讀書之萌、既畢啓事之勞、和堅三復列詩科之萌、其次村止鶴丹安悅、或爲庚生、或爲辛生、其中悅於詩科近萌生、其次森默嶋立志爲辛生、默健强無病、不闕其分、立志有世緣之好、而宜左右之用、故共列慶事、江良言石貞於讀書爲辛生、谷成於詩科爲辛、施定吉坦村喬於詩列辛等、而塾中堪翰墨之用者、仲龍嶋周爲最、村止吉坦其亞也、原淸平顯於詩列壬等、小出良達爲癸、其餘野仙淺益、楯吉明、津宗哲、木忠重、本玄了、平正眞、柳

秀重、馬守安、松直秀、關祐甫、未列十等之中、或爲初等、或爲等外、所謂末生是也、友生宗允者、猶指呼之童而已、座位之序如此、客曰、聞塾建以來、有以讀書詩文進等者、未聞以倭學進者、況於經科、則列中等者未之有者何哉、童子答曰、此非我所知、然以愚推之、安成瑋習與聞本朝通鑑之事七年、倭學之效既見矣、且安成親炙塾主二十年、其熟通之跡亦露出於對話之間、衆所共知也、故三子馴倭事超他、特生萌生之名不爲不當、史館事畢後、其練熟不易試、其效跡亦不見、故未有進等者乎、若其經學者、諸生無不志之、其中或粗知文義、或頗成講說、或運工夫、或窺微蘊者、亦有之乎、然未諳一經、未盡精力者、難容易進等、故推料其分、聊置下等、而分其差以待其進而效見乎、讀書者其數歷歷分明、詩文者、一覽則佳不佳了然、故此三科者、日試月進、不拘前後之輩、不限少壯之齡、正其優劣、考其多寡、不容私於其間、苟於三科有博聞之效、通文字之法、則經科之進、倭學之熟亦有待而已。○中略 時癸丑之春正月十四日也、

〔儼塾集 記四〕儼塾記

夫先王之經世、敎以人倫、而敎之要莫先乎講學、苟非講學、民無知方、其義大哉、我公○德川光圀 法古崇德、好學施仁、嘗於水戶城、於江戶邸、各命儒臣講經、開導士庶、乙亥歲○元祿八年 水戶敎授有闕、乃命保謙敎授、丁丑○元祿十年 春賜宅於水戶城西、乃命營講堂於宅、椓之橐橐三月而成、南北其戶、噲噲其正、得講於斯、聚於斯、優游於斯、好學之徒、與共成戴、喜懼交併而已、且以高燥乏水、乃命鑿井、再旬功畢、泉冽而甘、甃石如磨、仰浴溥博淵泉之化、俯顧舊染日新之訓、於是導衆以主靜、本于周子之語、揭壁以朱子學規、欲廣爲己之學也、而宅中有射場、是弓隊長肥田行正所營造、僕雖不能射、不敢廢之、欲存我公備武之實、勵士人精練之志也、而堂前後、樹竹叢茂、花卉敷葉、不敢剪其枝柯、夫詞藻雖爲末伎、而欲使文士咸與咏嘆敘暢性情也、都冀因講習討論之功、知古所謂明善修身之方、齊家治邦之本、克孝克弟、克忠克信、而延覃凡百有司之儀節、弓馬劍鎗之術藝、皆歸趣合道、共裨益善治、塾成之日、偶得舜水先生手書儼若思三字、西山大君、遽命爲塾名、恒稱略呼儼塾、恭忝命名、寔喜寔恐、寔慙寔欽、他日會此衆士、與共

學業成功、所行得合此名、可謂萬一者歟、是所大望也、

〔近世先哲叢談正編上〕菅晉帥、字禮卿、號茶山、備後神邊人、〇中略晩年生徒益進、塾不能容、乃請藩登爲郷校、名曰廉塾、藩歲給金、茶山不敢私也、并與四方束脩盡以買塾田、納於藩、藩吏以時監其租入、以爲建堂宇、置書籍、延諸塾師之費、又以其所息修葺破敗、備器什衾被、資四方貧生有志之士、而茶山自奉儉朴、又戒子孫不得使他塾資云、

〔山陽遺稿七〕答古賀溥卿書

菅茶山先生、以父執之故、延襄其郷塾、使督生徒、將黽勉以酬知己之意、抑襄年已三十矣、既不能克其家、又不能報其國、毎對書經、自顧怩怩、海內交游之士、謂襄何哉、唯足下亮察之、

〔小竹乙未文稿〕淡窓詩鈔序乙未正月

近世郷先生著教育後進者、於山陽則稱茶山菅翁、於九州則稱淡窓廣瀨君、負笈之士、自四方麕集其塾、槪有所成而後歸、叩其所業、誦讀著述、雖固不偏廢、而由詩入德者多矣、蓋翁與君皆能詩而好之、師之所好、弟子之所必務也、

〔日本敎育史資料二十四附錄〕廣瀨建私塾

塾主ノ行事及著書藏書　塾主廣瀨求馬、幼年學ニ志シ、家ヲ弟某ニ讓リ、筑後隱士松下某ニ從學シ、十七歲、筑前ノ龜井道載父子ニ從ヒ、一年ニシテ歸郷獨學、廿四歲璦林莊學舍ヲ市東ニ開キ、童兒ヲ敎ユ、生徒日ニ集ル、乃還テ堀田村ニ居リ、塾ヲ開ク、名テ咸宜園ト云フ、生徒年ヲ逐テ益進ム、毎年新ニ門ニ入ルモノ百人內外トス、〇中略

授業大槪　生徒ノ階級ヲ十級ニ分チ、最初等ヲ無級トシ、無級ヲ除クノ外、毎級上下二段ニ區別シ合計十九段トシ、四級上以下ヲ下等生トシ、五級下以上ヲ上等生トス、(上等生ノ內、七級下以上ヲ上ノ上トシ、六級以下ヲ上ノ下トス、)而シテ下等生ハ、專ラ輪讀、輪講、會講等ニ從事セシメ、毎會會頭(上等生ヲ以テ之ニ充ツ)ヲ置キ、其優劣

ヲ判シ、之ニ相當ノ點ヲ與ヘ、其點數ニ因テ階級ヲ進ム、上等生ハ一月ノ内二日ヲ書會トシ、（倫書ニテ七行十六字太平廣記ヲ寫サシム）三日ヲ句讀切トシ、二日ヲ詩會トシ、二日ヲ文會トス、名ツケテ試業ト云ヒ、香三線ヲ限リテ之ヲナサシム、毎會監督アリ、（七級以上ノ生徒之ニ充ル）之ガ取締ヲナシ、師匠自ラ其巧拙ヲ評シ、又相當ノ點ヲ付シ、其點數ニ因テ昇級セシム、而シテ上等生ニ限リ、別ニ消權ト云フモノアリ、經書ハ講セシメ、歷史ハ暗記セシム、各級豫定ノ書籍アリ、尤モ五級生ハ都講之ヲ檢シ、六級以上ハ師匠之ガ審査ヲナス、譬ヘバ六級上ヨリ七級下ニ進ムニ、其進ムベキ相當ノ試業點アルモ、該階級ニ當ル書籍ノ講義、或ハ暗記ヲ了セザレバ之ヲ權トス、故ニ其講義暗記ヲナスヲ以テ、權ヲ消スト云フ、巳ニ權七級下ニ進ムモ、尙消權ヲナサズシテ、又七級上ニ至ルトキハ、二權トシ、又八級下ニ達スルトキハ三權トス、三權以上ハ、試業卽チ前ノ諸會ニ臨ムヲ許サズ、消權ヲ專務トセシメ、其權ヲ消却スルノ後、再ビ試業ニ臨マシム、林外ノ晩年四級下ヨリ、四級上ニ移ルトキ、（下等生ナレド）モ蒙求ヲ暗記スルノ一科ヲ加ヘタリト云フ、

〔中井竹山〕奠陰集（五記）懷德堂記

維昔吾先君子與社友五名、合議、奉國家德意、設書院于吾大坂府傷坡北偏尼崎坊、邀萬年先生敎授焉、登笈之士、四方麕至、府下翕然、稱興學之懿、先子爲徒步入闕前後五反、功勞蓋居多焉、其成實爲享保十有一年歲次丙午、其源委、家有載籍、世有口碑、今不必道也、先生當初名堂以懷德、妙墨大書、先子受以扁於楣、嘗竊論之、懷者何、念也、存而弗緩、循而無違也、德者何、得也、夫固有之善、與當然之則、知焉而得於心、行焉而得於身也、學者苟從事于茲、日夕弗懈、則克念之將作聖、將於是乎在焉、君子所守、孔門標旨之旨、簡而切矣、善夫取於此以名也、爾後七十年所、人有代謝、誼誦弗渝、予也領庠務三十年有餘、承之兼敎授、又既一紀、寬政四年壬子夏五月、府下大災延及我庠、片瓦不全、隨刺煨燼、結艸舍、避雨暘、廑函講席之丈、猶且百事敦我、斡旋倥偬、非老且窮者之所堪焉、且也我庠之設事、在公私之間、而舊

舍五友、凋零日久、乃堂構復初、非易事也、其秋八月予入關、冬十月還請于本府、七年乙卯八月、府召宣諭大命、賜金版三百、以資經始、於是始興土功、計徒庸、鳩材物、朋友通財、弟子服勞、工良而勤、夙夜併手、以今茲丙辰七月告竣、堂奧房室、賓宇生舍、階庭門墻、以至庖浴之末、雖陋且逼隘、而未爲失舊規、衆僉嘖々賛新功、歸重於予、予曰、國家之澤也、群朋之績也、予坐而受成、夫何力之有焉、既而社友相議、將卜日落之、予迺謂子弟曰、昔者孔子射於矍圃之、相觀者如堵墻、及子路執弓矢、問喪序點揚觶而語、去者益多、處者僅存云、射亦庠中一事、其義相比、落醼之日、不期而會者、或不若乎、予將撫夫三子者之餘意、以諗衆也、曰欲好學樂道潔身、奚物論議風乘表見一時者、就斯席矣、不欲褻國之臣、敗家之子、姦回暴棄、爲世笑僇者來就焉、欲居家孝友、人敬和信讓接而御下有恩者躋斯堂矣、不欲湎於酒、耽於色、頑率驕傲凌長上、而虐幼賤者來躋焉、欲守業安分、勤儉明恕、而清廉好義者升斯階矣、不欲瀆貨貪財、鄙吝自私、不恤人言者來升焉、欲釋紬史、操觚濡翰、其經才可育者履斯庭矣、不欲目无一丁、鄙語妄談、片言不及義者來履焉、或下士晚學循迂守拙、黽勉肄業、作輟有時之倫而入斯門矣、在所不厭也、儻逞私智、騁殊見、訴弛任誕、蔑聖賢之德而來入焉、不得不距也、果以是言揚觶乎、其去者不知幾許、然去者而有所愧悔憤發、他日易轍悛顧以復臻、則我豈靳之乎哉、是我既懷吾德、而俾人亦各德厥德也、亦不屑教誨之意云、因書寘于堂壁、併語後進、若夫遠近游寓我予舍者、左圖右書、晨閱夜誦、進而問、退而思、夏不褻冬不爐、孜々矻々、業期於必成乎以也、然其所由在名與利、則其於懷德遠矣、寬政八年丙辰之秋、書院教授中井積善撰、

〔日本教育史資料二十四附錄〕帆足萬里私塾同約

沿革略及雜事

帆足萬里、字鵬卿、舊日出藩大夫帆足典膳ノ二男ニテ、年十四、舊熊本藩ノ治所鶴崎ナル脇蘭室先生ニ從ヒ業ヲ受ク、享和改元京師ニ遊ビ、諸先生ヲ問ヒ、直ニ歸テ、益其業ヲ修ム、藩主其篤學ナル

ヲ以テ、新ニ廩ヲ給シ、中士トナシ、家ヲ松郭ニ賜ヒ、儒臣トナス、又上士ニ轉ジ、家ヲ中ノ町ニ移シ、假ニ邸宅ヲ以テ學舍ト爲シ、私塾ヲ開キ、敎授ヲ爲ス、人民靡然學ニ向ヒ、四方來遊ノモノ益多ク、文政十年、武頭格ニ轉ジ、天保三年、執政ニ登用セラレ、家ヲ三ノ丸ニ移ス、四方來遊ノモノ之ヲ慕ヒ、隨從ヲ乞フヲ以テ、三ノ丸邸內ニ假リニ私塾ヲ設ケ、退朝ノ餘暇之ニ敎授ス、〈○中略〉

同〈○天保〉三年、家ヲ二ノ丸ニ移スニ至リ、塾生ヲ謝ス、〈藩ノ法、他藩人ノ二ノ丸ニ入ルヲ禁ズ、〉主家ノ衰弊ヲ慨シ、大ニ藩政ヲ改革ス、同六年致仕シ、中ノ町舊宅ニ移ル、四方ノ學生亦來リ集ル、藩假リニ〈年號不詳天保八九年頃〉學校ヲ二ノ丸ニ設ク、此學校タルヤ、主ニ公子ノ學問所トナシ、藩ノ子弟公子ノ伽トナルモノ等入校ス、亦月六次、下士以上ノ戶主ノモノ出校、敎官講釋アリ、藩中一般出校スル學校ニハアラズ、藩中一般ノモノハ、中ノ町ノ學舍ニ入ル、朝六ツ時ヨリ五時ニ終ル、是ヲ朝讀ト云、子弟ノモノ、一般ノ修業スル所ナリ、有志ノモノハ、塾ニ入業ヲ修ムルモノ多シ、同十三年、私塾ヲ目苅ノ西畹ニ開キ、移テ之ニ居ル、四方來學ノモノ日ニ益多ク、此ノ際ヲ以テ學事最盛ノ年間トス、

四塾アリ、一塾ニ監儀一人宛、都合四人ノ監儀ナリ、塾頭ト極タルモノナシ、監儀ナルモノ、都テ塾務ヲ監理ス、岡松氏〈辰晉ト稱ス、肥後熊本ノ人、今東京ニアリ、〉在塾ノ節ハ、講習ノ事ハ擔任スルモ、塾頭ノ名目ニハアラズ、素ヨリ四塾ノ內ニハ居ラズ、師家家宅ノ內ニ小室アリ、岡松氏幷松田氏〈稱二青溪、日出人、〉及ビ近方ヨリ來學、少年生徒十數人之ニ居ル、〈四塾ヨリハ別ナリ〉午前上等生ノ輪講ハ此室ニ於テス、下等生ノ輪講ハ、塾ニ於テス、上等生ノ內ヨリ、輪次會頭ヲナス、或ハ上等生ノ內數名岡松氏ヲ主トシテ、諸子百家等ノ書ヲ會讀スルハ、便宜ニ之ヲ爲スコトモアリ、在塾生課業ノ旁僧侶ノ爲メニハ、首楞嚴經ヲ講習シテ、之ガ註釋ヲ作ラシメ、醫生ノ爲メニハ、傷寒論等ヲ講習シテ、之ガ註解ヲ作ラシムル等アリ、註解ハ、皆萬里ノ是正スル所ニ係ル、〈○中略〉

同遊約

火を戒むべし田作をあらし、竹木を伐取べからず、高聲歌呼すべからず、夜間出行すべからず、諸生僑寓なれば、白腐、蔬、若酒漿、晝間何ぞ提挈を妨げん、醜行元夜行に起る、自今以後、白日西沒、村中と云とも出行すべからず、遠方必不暮內に歸るべし、城內外人家に止宿すべからず、急病の時耳、夜間人を走らしめて、治を東園松甫の二子に乞べし、明日故を僕に告ば、僕また二子より承るべし、是約を背者あらば、社中を擯出して、永交を絕べし、相與容隱せば、其人を併て謝絕すべし、十一月、萬里、

〔津和野藩士奉公事蹟上〕野々口隆正翁傳

藩主〇播磨小野一柳侯擧げて士と爲し、俸十石二人口を給し、歸正館教授と爲す、隆正も亦時に小野に往來して、敎授の事に從ふ、此頃隆正其塾法を定む、之を眞爾園塾法といふ、則左の如し、

佐紀の屋入門之儀者、紹介を以て申入、名簿をおくり候事、

國所
通稱實名

此方より小冊ましに遣り候間、それにしたゝめ候事、

束脩は分限に應じ可爲勝手事

門人を四つに分けて、寄弟子、客弟子、內弟子、內弟子並と名づけてわかち申候、寄弟子は何某の門人なれど、在京中敎論を受度と申類、客弟子は、家業のいとま、態に歌よみ度と申類、內弟子並は內弟子同樣に稽古致し、家業に致し候意味にて、指南免許を蒙るまで出精致度と相勵み候類、內弟子內弟子並は、職業覺候始なれば、入門之儀も客弟子と相違致し、嚴重に致し可申候事、

〇中略

禮服著用致、師弟之盃候事

束脩　先生へ百匹　奥へ壹朱　正武へ壹朱　豐松丸へ二朱　下男下女兩人へ百文宛　寄宿料一日一朱宛

本學階級

第四等	第五等上	第五等下	第六等	第七等	第八等	第九等 初級となふ
歌文其外何にても注釋評論著述一部出來したるものこの階にすゝむ	歌學指南をゆるす長歌十首文章十篇てにをは語格をたがへざるものこの階にすゝむ	人爲天然離合の理をしれるものこの階にすゝむ	八代集萬葉集伊勢源氏大かたによみこなし今古の體をわけて長歌文章を大ていにしれるものこの階にすゝむ	掌中用語格の意味に通し候ものこの階にすゝむ	かなづかひをあやまらざるものこの階にすゝむ	みじかうた百首に及候ものこの階にすゝむ
				この間に古今集代々百首入暗誦すべし 毎日三首宛おぼえ候事		

〔筱舍學則〕

小倉　西田直養撰

古學要在知神代事蹟而會得惟神之道而已、欲知其事蹟不可不解釋古語舊辭、欲解釋古語舊辭莫如作歌、作其歌不可不研究歌書也、因可通覽萬葉集古今集而熟讀六家集新古今集也、萬葉古今本也、六家新古末也、是依物有本末也、所以謂通覽其本而熟讀其末是依事有終始也、以六家新古爲終爲末、以萬葉古今爲本爲始也、所以後本先末、以欲窮源者必沿河而行、欲凌嶺者必從麓而登也、

西土有四書六經目、皇國亦不可不立此目也、以古事記、日本紀、祝詞、萬葉爲四書、以風土記、詔詞、古語拾遺、姓氏錄、字鏡、和名鈔爲六經、

古書可訓讀者、唯古事記一書而已、日本紀倣漢樣而記、故不可訓讀、唯自注、及神號、天象、地儀、動植、器械等可訓讀、

立五科、曰古語、曰神典、曰歷史、曰典故、曰詞藻、入自詞藻可及古語、自古語而及神典、自神典而及歷史典故、非所草莽學士企及、

〔三才窮理頌二百五十二韻 地〕鶴峯季尼先生著

八科捷法目錄

第一　詩學捷法　是ハ、初學ノ徒ニ、タヤスク詩文ヲ作ルコトヲ得サスル法ナリ、熟字ノ定式、助字ノ用法、詞調異義ノ字面、體用主客ノ要領ニ至ルマデ、クハシクサトス、詩文ノ類語、史記類ノ語等ノ書此部ニ屬セリ、

第二　歌學捷法　是ハ、初學ノ徒ニ、タヤスク歌詞ヲツヾルコトヲ得サスル法ナリ、句ノ作リヤウ、趣向ノツケヤウ、カヽリ・ムスビノ格式、假字ヅカヒノ心得、カツ調ニ古今ノ諸體有ルコトマデモクハシクサトス、

第三　韻學捷法　是ハ、韻鏡ノ本義、九弄ノ指示ヨリ、字典ノ切韻要法、字彙ノ直橫二圖ノ是非ニ至ルマテ、クハシクサトシ、反切ノシカタハ云フニ及バズ、スベテ四萬ニ近キ漢字ノ漢音、吳音、唐音ヲ自在ニ論セシム、

第四　梵學捷法　是ハ、悉曇、毘伽羅、八轉聲ノ軌則ヲクハシクサトシ、且ツ大日經ノ疏、卷第五ニ載セタル偈ノ梵文ヲ、皇國音ニ譯シテ、漢譯ノ大概ヲシメス、八轉十羅ノ考、此書ヨリクハシキハ無シ、

第五　蘭學捷法　是ハ、「アベセ」ノ韻字切字ノ本音ヲ詳カニシテ、蘭字[illegible]音ノ法ヲクハシクサトシ、且ツソノ語法ニモトヅキテ、蘭書飜譯ニ至テ、便利ナ[illegible]シカタ有ルコトヲシメス、

第六　語學捷法　是ハ、言語ニ九品、助辭ニ九格アルコトヲ詳ラカニシ、讀書作文詠歌ノ要領、スベテ國文ノ活法ヲサトス、此部ニ語學新書アリ、詞ノ玉緒、紐鏡、カザシ、脚結、八衢等ニ、イマダ盡サヾル所ヲ明ラカニ論定セリ、

第七　理學捷法　是ハ、西洋窮理家發明ノ說ノ、謀ラズシテ、我帝國ノ古傳說ニ相類スルヲアゲテ、天地日月萬物ノ理ヲ詳カニシ、天理ニモトヅキテ、人道ノ大本ヲサトス、天柱及ビ三才究理頌等ノ書ハ皆此部ニ屬セリ、

第八　數學捷法　是ハ、九九ノ札ヲ以テ、八算、見一、開平、開立等ノ捷法ヲヒラキ、且ツ天元、點竄ノ入式、[illegible][illegible]見盤ノ用法ニ至ルマデヲクハシクサトス、點式捷法等ノ書、此部ニ屬セリ、

右八科ノ部中、既ニ上木ニ及ベル書ハ、ワヅカニ五六部ニ過ズ、他日相ツイデコト〴〵ク究理塾ノ藏刻トナシテ、同與ノ士ニオクルベシ、モシ速カナランコトヲ求メント欲セバ、直ニ塾ニ就テ筆受シテ可ナリ、

三河　利光完規　識

〔日本西教史上〕第六章

アレキサンドルヴリニヤン大師ハ、信長ガ宣教師等ヲ保護スル確實ナルヲ見ルヲ以テ、信長

ニ請フテ曰ク、公若シ我ガ敎ヲ以テ善ト爲サバ、有馬ニ在ル如キ學校ヲ安土ノ市街ニ設ケ、貴人ノ子弟ニ文學及ビ修身學ヲ敎授セバ如何ト、信長此言ヲ悅ビ、安土ノ市街ニ於テ學校ヲ建ツルニ最モ好キ一區ノ地ヲ以テ師父ニ與ヘ、速カニ此ノ擧ニ從事セシメ、費用ハ莫大ナリト雖モ、愛惜スル所ナク之ヲ與ヘタリ、

大師ハ此恩惠ヲ感謝シ、直チニ安土ニ至リ、建築ヲ始メ、信長ノ京師ヨリ歸リ來ル頃マデニ竣功セシコトヲ欲シテ、勉强シタリ、信長モ亦其規模ヲ見テ大ニ稱贊シ、其速カニ落成セシコトヲ欲ス、大師ノ出發ノ前ニ、此校ニ入學セシムル所ノ貴官ノ子弟二十五人ヲ託セラレ、其校長ハ京ニ在ルオルガンタン師ヲ其任ニ充テ、其ノ代リニハフロエー師ヲ京ニ送遣セリ、○中略安土ノ學校落成シタルヤ、貴人ノ子弟ヲシテ之ニ入ラシメタリ、嘗テ信長ノ此校ニ來ル時、日向國主ノ公子音樂ヲ奏シケレバ、信長之ヲ聽キ、大ニ欣喜ノ色ヲ顯シ、宮殿ニ歸レリ、

〔三計塾學規〕三計塾學規

一君父之臣子に命じ學問候者、何れも輔國興家之念願候間、君父之心を心として、學問出精可致者不及申、平生忠實を宗とし、無油斷治身濟民之心掛肝要候、若心得違之輩有之節者、不差置相互に異見可致候、聖人、君臣、父子、夫婦、昆弟之重き人倫、及朋友を相加、五倫と被定候儀者、相共切磋勉勵して、善道に趣き、重き四信を全爲致候故候、且講習切磋候得者、他日就官途候節、君臣之獻替同僚之議論、極テ都合能出來申候、努々疎略不可有候、兩三度異見相加へ、猶不用輩者、我等江可被申聞候、

孔門之四科之目あり、人才之長短者、君父も不能强候、各其長所を致成就、他日國家之用に供候儀、學問之主意候、聖人之道者、廣大無邊に而、至微至妙之理を備へ、非一人所能盡候故、一家之說を致株守候儀者、不好事に候、然共諸家之說何れも聖經に依附し、人を導善道候條、新古學風各

可任其所好候、但會讀議詮之節者、和氣平心を宗とし、至當之義を可被求候、偏見を主張し、他人之是を抑候者學校之初に、先自非義に陥候故、習成性而、他日入官之後、爲害非尠淺候、

一不學文章候得者、文理難解候、解文理候者、讀書第一之助候間、擇閑日、月に一度宛、於塾中文會可被相立候、

一輪講之節、缺席不相成候、無據用事有之節者、前以其段可被相斷候、

一體有强弱、氣有盛虚、一概には難定候得共、日出より亥刻迄は必讀書可被致候、其餘者銘々可爲出精次第候、但六七月極暑之節者、夜學勝手次第之事、

一學問之大害者、酒色之二候、身持放埒相成る許りにも無之、是二者、胸中に蟠候ては、一身之精神不注學問候故、三日之讀書不能成一日之功候、能々相愼可被申候、就中女色者禍之根本候條、登樓又者男女之間不愼之向有之節は、退塾可申付候、告訐之風者不好事候得共、此一條に付、身を亡し家を喪ひ、患及君父候者、近來不少候、不相慕內、嚴敷取扱に懲而、大戒候儀、小人之幸候條、右體之儀致見聞候者、異見相加候迄無之、早速我等へ可被申聞候、若及見聞致掩蔽候輩者、同意之趣にて取計可申候、一統其心得可有候、

一酒者一概禁候譯には無之候得共、成丈過飮無之樣可被心得候、酒後及亂妨、刀劒に掛手候類於有之者、是は卽日退塾可申付候、

一他出之節者、爲入湯結髮共、出入共相屆可被申候、尤遠行之外、爲夜分共、袴著用不致候て出門不相成候、門者五時限〆切候間、遲刻無之樣可被心得候、若遠行又者譯有之節者、別段被相斷候上可承屆候、

一他宿決て不相成候、若他出先にて病氣差起、又者君父近親之儀に付難去用事出來、一宿被致候節者、其向より書狀持參可有候、猶不審之儀於有之者、其筋相調べ、其上にて沙汰可致候、前以止

宿相斷、候向者、不在此限候、

一於塾中酒相用候儀、堅令停止候、其外不依何色、強て人を相勸、付合ヶ間敷儀相企候事、可爲無用候、

一群居言不及義者、聖人之所憂候、猥褻之談、小歌等、平生相愼可被申候、經義政術、戰法之類者、終夜大聲にて致議詮候ても不苦候、

右之條々承知之上、可有入塾候、以上、

○按ズルニ、三計塾ハ、安井息軒ノ私塾ナリ、

〔海錄二十〕京師敎諭所

天保四癸巳年京都町觸

室町通竹屋町上ル町敎諭所北小路三郎

右三郎儀、敎諭所取立之儀、先達而相願、指免置候處、此度右敎諭所ニ於テ、別紙之通講釋爲致候旨申出候ニ付、有志之輩者、勝手ニ罷出可申候、右ニ付不及謝義、衣服ハ勝手次第之旨、無急度可申通事、

巳八月

敎諭所、每月講釋書名、

每月三日、十三日、廿三日、　孟子　古文前集　講師　牧善輔
每月五日未刻　書經　同　海野豫助
每月七日、十七日、廿七日、未刻、　中庸　蒙求　同　赤澤太一郎
每月九日、十九日、廿九日、未刻、　孝經　左氏傳　同　北小路大學助
常八月七日辰刻　朱子白鹿洞　同　猪飼敬所

毎月十五日

六諭衍義　同　北小路大學助

儒書心學道話　同　牛嶋穀負

薩埵與左衛門

芝田鳩翁

古事類苑

文學部三十三

釋奠

古事類苑

文學部三十三

釋奠

名稱

釋奠ハ孔子ヲ祭ル禮ナリ、一ニ釋菜ト云フ、春秋二仲ノ月上丁ノ日ニ之ヲ行フ、若事アレバ中丁ヲ用キ、下丁ニハ大抵之ヲ行ハザル例ナリ、文武天皇ノ大寶元年始メテ行フ所ニシテ、吉備眞備歸朝ノ後、其式大ニ備ハレリト云フ、晴儀ハ本式ニシテ、其儀具ハリ、雨儀ハ略儀ナリ、後世多ク雨儀ヲ用キル、而シテ二月ト八月トハ、其儀式大略同一ナリト雖モ、八月ニハ其翌日ニ内論義アル等ノ差アリ、應仁亂後、大學寮ノ釋奠ハ漸ク廢絕セシガ、足利氏ノ季世ニ至リテモ、金澤文庫ニテハ尙ホ之ヲ行ヘリ、德川幕府ノ時ニハ、林信勝寬永十年ヲ以テ始テ之ヲ忍岡ノ廟ニ行フ、忍岡ノ廟ハ後ニ幕府之ヲ湯島ニ遷シテ、孔子誕生ノ地名ヲ取リテ昌平坂聖堂ト號シ、德川氏一代春秋ノ釋奠ヲ此ニ行ヘリ、此他德川氏ノ頃ニハ、足利學校幷ニ諸藩學校ニテモ、之ヲ擧行セシモノ甚ダ多カリキ、

抑、我國夙ニ儒學ヲ以テ敎育ノ本ト爲シ、隨テ孔子ヲ尊崇スルコト漢土ニ讓ラズ、稱德天皇ノ神護景雲二年ニハ、助敎膳大丘ノ奏ニ基キテ、唐制ニ倣ヒテ孔子ニ文宣王ノ尊號ヲ贈リ、釋奠ニ當リテハ、其高足ノ弟子ヲモ合セ祀リ、中世以來朝廷ノ儀式多ク廢絕セシニモ、獨リ此禮ニ至リテハ、終始替ラズ、足利氏ノ季世、一時僅ニ中絕セシニ過ギザリキ、

〔伊呂波字類抄 志疊字〕釋奠(シヤクテン)

〔枕草子七〕二月〈中略〉しやくでんもいかならん

〔簾中抄上年中行事〕二月上丁日　さくてん　大學寮にて孔子をまつる

〔和訓栞中編九左〕さくてん　釋奠也

○按ズルニ、異本建武年中行事釋奠ノ條ニ、上ニしやくてんトアリテ下ニさくてんトアリ、

〔禮記註疏十二王制〕天子將出征、〈中略〉出征執有罪、反釋奠于學、以訊馘告、註、釋菜奠幣禮先師也、訊馘所生獲斷耳者、詩曰、執訊獲醜、又曰、在頖獻馘、馘或爲國、〈(中略)疏(中略)正義曰、按大胥職云、春入學舍采合舞、文王世子亦云、釋菜、鄭注云、釋菜禮輕也、則釋菜惟釋蘋藻而已、無牲牢、無幣帛、文王世子又云、始立學者、既興器用幣、注云、禮樂之器成則釁之、又用幣告先聖先師、以器成、此則徒用幣而無菜、亦無牲牢也、文王世子又云、凡始立學者、必釋奠於先聖先師、及行事必以幣、是釋奠有牲牢、又有幣帛、無用菜之文、蔡氏以此爲釋菜奠幣者、謂釋奠之禮以獻俘馘、故云釋菜奠幣、言釋奠之時、既有牲牢、菜幣兩有、今按、注云釋菜解經中釋字、奠幣解經中奠字、又云禮先師、不云祭先師、則似訊馘告之時、則有菜幣而已、未必俱釋奠有牲牢也、於事有疑、未知孰是、故備存焉、〉

〔歐陽文忠公全集記十九〕襄州穀城縣夫子廟記

釋奠釋菜、祭之略者也、古者士之見師、以菜爲贄、故始入學者、必釋菜以禮其先師、其學宮四時之祭、乃皆釋奠、釋奠有樂無尸、而釋菜無樂、則其又略也、故其禮亡焉、而今釋奠幸存、然亦無樂、又不徧舉於四時、獨春秋行事而已、記曰、釋奠必有合、有國故則否、謂凡有國、各自祭其先聖先師、若唐虞之夔伯夷、周之周公、魯之孔子、其國之無焉者、則必合於鄰國而祭之、然自孔子沒、後之學者、莫不宗焉、故天下皆奠、以爲先聖、而後世無以易、學校廢久矣、學者莫知所師、又取孔子門人之高弟曰顏回者而配焉、以爲先師、隋唐之際、天下州縣、皆立學置學官生員、而釋奠之禮、遂以著令、其後州縣學廢、而釋奠之禮、吏以其著令、故得不廢、學廢矣、無所從祭、則皆廟而祭之、荀卿子曰、仲尼聖人之不得勢者也、然使其得勢、則爲堯舜也、不幸無時而沒、特以學者之故、享弟子春秋之禮、而後之人不推所謂釋奠者、徒見官爲立祠而州縣莫不祭之、則以爲夫子之尊、由此爲盛、甚者乃謂、生雖不得位、而沒有所享、以爲夫子榮、謂有德之報、雖堯舜莫若、何其謬論者歟、祭之禮、以迎尸酌鬯爲盛、釋奠薦饌直奠而已、

初見

故曰、祭之略者、其事有樂舞授器之禮、今又廢、則於其略者又不備焉、然古之所謂吉凶鄉射賓燕之禮、民得而見焉者、今皆廢失、而州縣幸有社稷釋奠風雨雷師之祭、民猶得以識先王之禮器焉、其牲酒器幣之數、升降俯仰之節、吏又多不能習、至其臨事舉多不中、而色不莊、使民無所瞻仰、見者怠焉、因以爲古禮不足復用、可勝歎哉、大宋之興、於今八十年、天下無事、方修禮樂、崇儒術、以文太平之功、以謂、王爵未足以予夫子、又加至聖之號、以褒崇之、講正其禮、下於州縣、而吏或不能諭上意、凡有司簿書之所不責者、謂之不急、非師古好學者莫肯盡心焉、穀城令狄君栗爲其邑、未逾時、修文宣王廟、易於縣之左大、其正位爲學舍、於其傍藏九經書、率其邑之子弟興於學、然後考制度、爲俎豆籩篚罇爵簠簋、凡若干、以與其邑人行事、穀城縣政久廢、狄君居之、朞月稱治、又能載國典、修禮興學、急其有司所不責者、諰諰然惟恐不及、可謂有志之士矣、

〔續日本紀 二 文武〕大寶元年二月丁巳、釋奠、注 釋奠之禮、於是始見矣、

〔後漢書 一上 光武〕建武五年十月、還幸魯、使大司空祠孔子、

〔晉書 八 穆帝〕升平元年三月、帝講孝經、　壬申、親釋奠于中堂、

〔唐書 一 高祖〕武德七年二月丁巳、釋奠於國學、

〔唐六典 四 禮部〕仲春上丁、釋奠于孔宣父、以顏回配、其七十二弟子、及先儒並從配、○中略 仲秋之月、亦如之、仲春上戊、釋奠于齊太公、以留侯張良配焉、仲秋之月亦如之、

〔唐六典 二十一 國子監〕凡春秋二分之月上丁、釋奠于先聖孔宣父、以先師顏回配、七十二弟子、及先儒二十二賢從祀焉、

舊令、唯祀十哲及二十二賢、開元八年勅列曾參於十哲之次、幷七十二子、並許從祀、其名歷已具於祠部、

祭以太牢、樂用登歌軒縣六佾之舞、若與大祭祀相遇、則改用中丁、祭酒爲初獻、司業爲亞獻、博士爲

享日

儀式

終獻、若皇太子釋奠、則贊相禮儀、祭酒爲之亞獻、皇帝視學、皇太子齒胄、則執經講義焉、

〔令義解學三〕凡大學國學、毎年春秋二仲之月上丁、釋奠於先聖孔宣父、(謂釋、釋菜也、奠、奠幣也、祀其先聖、以示敬道、宣父是孔子謚也、謚法曰、施而不有曰宣也、)其饌酒明衣所須、並用官物、

〔拾芥抄中末年中行事〕二月上丁日釋奠、(於大學寮祭孔子)明日獻胙、

八月上丁日釋奠　明日內論義

〔禮記註疏十五月令〕仲春之月(○中略)上丁、命樂正習舞釋菜、(註、樂正樂官之長也、命習舞者、順萬物始出地鼓舞也、將舞必釋菜於先師以禮之、夏小正曰、丁亥萬舞入學、○中略)天子乃帥三公九卿諸侯大夫親往視之、(註、順時達物也、)仲丁又命樂正入學習樂、

〔釋奠次第〕釋奠(近例用官廳。雨儀。)官廳儀、

〔公事根源二月〕釋奠　上丁日

是は年に二たび、二月と八月とにあり、(○中略)大學寮にておこなはる、

〔百練抄五鳥羽〕保安三年八月一日、(○丁亥)釋奠、依廟堂之頽危、於南廳座儲其禮、大外記師遠勘申和漢准據例、

〔江次第抄五二月〕釋奠

安元三年(○治承元年)二月廿九日、(○恐十八日誤)釋奠於太政官廳行之、依大學寮炎上也、(安元三四廿八火)初以南門爲廟門、以正廳爲廟堂、後以東廊北戶爲廟門、(以北爲內)以朝所爲廟堂、近代以東廊北戶爲廟門、(以南爲內)依無朝所以正廳爲廟堂也、都堂之儀并百度座宴穩座等、皆以正廳爲其所、

〔玉海〕安元三年(○治承元年)七月十八日乙卯、申剋藏人勘解由次官基親來、余著烏帽直衣出逢、基親仰云、大學寮燒亡之後、未及事始、釋奠於何處可被行哉、立假屋可被行歟、將移官廳可被行歟、若可立假屋者已入秋節、自皇居當面可有其憚、而大外記師尙申云、於假屋者土用方角不憚云々、此事何樣可被

行哉、余申云、天德四年南堂笇堂許燒失、是不能妨禮奠、長元七年、悉以爲風顛倒、然而月內(卽八月也)修復被遂行已了、此外無例歟、至于假屋幄之條者可被問陰陽寮、不可依師尚申狀、但縱雖無其忌而可被立假屋、於釋奠者、行事繁多、終日之公事也、若自有風雨之難者臨期如何、是雖非可必然之事、爲用意也、於被移行官廳之條者、尤以可准據、例已多列見、定考、被移民部省、凡本司有障之時、其所公事、被移他司、其例不可勝計、加之官廳之外、無可被備禮奠之諸司、式部省又以灰燼、然者被移行官廳、更以無其難歟、　廿八日乙丑、光經朝臣語云、釋奠於官廳被行事、不可然、由儒中令申、尙於本寮可被行、立幄可用都堂、可懸貌像於倉屋(常時奉安置之屋也)大學寮本不被立內裏內、若有由緖歟、又布政之庭、不可安貌像之由、諸儒令申云々、余案之、此條不可然、但於布政之庭、演禮之書、於議相應、加之孔子者治政正禮之聖人也、被安官正廳、卽是政可及淳素之象也、禁忌之條專不可然事歟、但近代事及如此之議、其上更無沙汰、無左右被忌避事歟、抑立幄用都堂者雨儀如何、其禮總以難被行歟、　八月十日丁丑、此日釋奠也、於官廳被行之、

〔百練抄 八高倉〕治承元年八月十日(丁丑)釋奠、大學寮炎上之間、於官廳被行之、五日被問諸卿、

〔薩戒記〕永享五年八月七日丁巳、今日釋奠也、〇中略

一以正廳爲廟堂、仍廟門座、上卿爲門內(南西面也)、參議座在門外(北東面也)、

〔延喜式 二十大學〕陳設

前享三日、掃部寮設獻官以下次於齋坊、

前享二日、寮官差定享官、訖文章得業生以下入自南門、立門屛內、東上重行、屬執札在座唱數、隨卽稱唯就版、每滿十人、寮掌稱直立、隨卽版東、北面北上、十人成列、立定、允命云、明日候廟門、稱唯退出、

同日雅樂寮設樂懸於廟庭(用風俗樂)主殿寮滌掃廟內外、掃部寮鋪設廟內、滿室爲期、木工寮爲瘞埳於院內堂之壬地、方深取足容物、

前享一日、大膳職到大學寮、濯漑器物、料理儀具、大炊寮取明火於陽燧、(以供爨)主水司取明水於陰鑒、(以供實罇罍)奉禮郎設三獻位於東門之內道北、執事位於道南、每等異位、俱西面北上、設望瘞位於堂之東北、當瘞埳之東西向、設彈正忠位於廟堂之下西南、東向、疏陪其後、設奉禮位於樂懸東北、贊者二人在南差退、俱西面、設郊社令廟司大膳職位於奉禮東、西面、又設奉禮贊者位於瘞埳東北、南面東上、設大祝二人位於瘞埳西南、東面、設忠疏贊引位於瘞埳西、東面、疏陪其後、設協律郎位於廟堂上前楹之間近西、東向、設館官位於懸東執事西南、西向、設學官位於懸西、當館官東向、設學生位於館官學官之後、俱重行北上、設觀者位於南門內道之左右、重行北面相對爲首、設三獻門外位於東門之外道南、設執事位於其後、每等異位、俱北向西上、設館官學官位於三獻東南、俱重行北向、以西爲上、設酒罇之位於堂上、

先聖犧罇二、象罇二、罍二、在前楹間、北向東上、先師犧罇二象罇二罍二在先聖酒罇之東、西上、(罇皆加勺冪、有坫以置爵、其十座之爵、且置於一坫、)設洗東階東南、北向、罍水在洗東、篚在洗西南肆、(篚實先聖爵三幷巾、)執罇罍篚冪者各位於罇罍篚冪之後、設幣篚二、各於罇坫之所、

〔延喜式三十大學〕二月八月釋奠祭、立五丈幄一宇、懸幔、又廟、都堂、南門、及脇門等懸幔、

〔延喜式三十八掃部〕凡二月八月上丁、釋奠祭、廟堂敷滿長席、祭畢之後、親王公卿座設都堂東方、西面北上、五位已上座設西方、東面北上重行、諸司座設東夾舍、式部大學幷諸博士學生等座設西夾舍、講畢改座賜饌、東第二三間、設參議已上座、西去一許丈、五位已上座、並南北相對、以東爲上、東西夾座如前、次設宴座、

〔康富記〕應永廿六年二月十二日丁亥、今夜釋奠也、(上丁延引)○中略亥刻許被始行、先未明祭如常、以正廳被構廟堂、先聖(西)先師(東)南面懸之、其外九哲(東西)奉懸之、西ノ方ニ子路ノ影ヲ始テ、北ヨリ五鋪、東ニハ閔子騫ヲ北ヨリシテ四鋪、西面ニ奉懸之、如常、饗膳高ツキニ載之、九哲ニハ豆ニ入テ獻之、上卿被

着廟門座、(閫外西面)

〔續日本紀(十七聖武)〕天平二十年八月癸卯、改定釋奠服器及儀式、

〔續日本紀(三十三光仁)〕寶龜六年十月壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨、〇中略 先是大學釋奠、其儀未備、大臣依稽禮典、器物始修、禮容可觀、

〔延喜式(二十大學)〕同日〇(前享一日)午一刻、寮官率享官會集廟門、屬執札唱計、(獻者只執札不唱名、若六位博士被差職掌、其唱稱姓、)謁者以下隨卽稱唯、然後習禮、(若相當齋務、先是行之、)未一刻、左右京兵士衞廟二門、晡後郊社令帥齋郎、以樽坫罍洗篚冪入設於位、(升堂自東階、)頭助詣廚視濯漑、彈正忠疏省饌具、享日未明五刻、郊社令率其屬及廟司各服其服、升設先聖神座於廟室內中楹間南向、設先師首坐及閔子騫、冉伯牛、仲弓、冉有座於先聖東、南向西上、設季路、宰我、子貢、子游、子夏座於先聖西、南向東上、

饋享

享日未明三刻、諸享官各服祭服、諸陪祭之官皆公服、預享學生靑衿服、郊社令帥所司入實樽罍及幣、大膳職大炊寮帥其屬實諸籩豆簠簋等、未明二刻、奉禮帥贊者先入自南門就位、贊引忠疏大祝及執樽罍篚冪者入自東門、當階間重行、北面東上、立定、奉禮曰、再拜、贊者承傳、(凡奉禮有詞、贊者皆承傳、)忠以下皆再拜、訖執樽罍篚冪者各就位、贊引忠大祝詣東階升堂、行掃除於上、(自中戶入察先聖坐、東行察顏子等坐、西行察仲由等坐、助行掃除亦同、)疏行掃除於下、訖引就位、謁者引享官以下倶就門外位、其學生並入自南門就門內位、未明一刻、協律郞雅樂寮帥工人、次入自南門就位、謁者引助入就位、立定、奉禮曰、再拜、助再拜、謁者引助詣東階升堂、行掃除於上、降行樂懸於下、訖引還本位、初助行掃除訖、謁者贊引各引享官以下學官以上、次入就位、立定、奉禮曰、衆官再拜、衆官及學生皆再拜、(其先拜者不拜、)謁者進頭之左、白有司謹具、請行事、退復位、協律郞跪俛伏擧麾、(凡取物者跪伏而取以興、奠物則奠訖俛伏而後興、)樂作、三成偃麾、樂止、奉禮曰、衆官再拜、衆官在位者、及學生皆再拜、大祝倶跪取幣於篚興、各立於樽所、謁者

引頭升自東階、入自中戸、進先聖神座前北向立、大祝以幣入自中戸、東向授頭、頭受幣、登歌作樂、謁者、引頭進北向跪奠於先聖神座、興少退北向再拜、謁者引頭當先師首座前北向立、大祝以幣入自東戸、西向授頭、頭受幣、謁者引頭進北向跪奠於先師首座、興少退北向再拜、登歌止、謁者引頭降復位、初頭既升奠幣、大膳職出、進饌者奉饌陳於東門之外、頭降復位、大膳職引饌入、俎初入門、樂作、饌至階、樂止饌升、大祝迎引於階上、各設於神座前、(升東階、設先聖及先師及東西座、升西階、設西座、其籩豆簠簋先徹乃升、簠簋既奠、却其蓋於下、籩居右、豆居左、簠簋居其間、大鹿小鹿二俎横而重於右、豕俎特於左、)設訖大膳以下降復位、大祝還樽所、謁者引頭詣罍洗、盥手洗爵、訖引升自東階、詣先聖酒樽所、執樽者擧羃、頭酌醴齊、樂作、引入自中戸、詣先聖神座前、北向跪奠爵、俛伏、興少退北向立、樂止、大祝持版進於神座之右、東面跪讀祝文曰、維某年歳次月朔日子、天子謹遣大學頭位姓名、敢昭告于先聖文宣王、惟王固天攸縱、誕降生知、經緯禮樂、闡揚文教、餘烈遺風、千載是仰、俾茲末學、依仁遊藝、謹以制幣犧齊粢盛庶品、祇奉舊章、式陳明薦、以先師顔子等配、尚饗、大祝興、頭再拜、初讀祝文、訖樂作、大祝進跪奠版於神座、興還樽所、頭拜、訖樂止、謁者引頭詣先師酒樽所、取爵於坫、執樽者擧羃、頭酌醴齊、樂作、謁者引頭進先師首座前、北向跪奠爵、興少退北面立、樂止、(頭奠首座爵、餘座皆齋郎助奠、左升東階、右升西階、相視共入、共亞獻終獻齋郎助奠亦如之、)大祝持版進於先師首座之左、西向跪讀祝文曰、維某年歳次月朔日子、天子謹遣大學頭位姓名、昭告于先師顔子等十賢、爰以仲春(仲秋)、率遵故實、敬修釋奠于先聖文宣王、惟子等、或服膺聖教、德冠四科、或光闡儒風、貽範千載、謹以制幣犧齊粢盛庶品、式陳明獻、從祀配神、尚饗、大祝興、頭再拜、初讀祝文訖樂作、祝奠版於神座、興還樽所、頭拜、訖樂止、謁者引頭詣東序、西向立、大祝各以爵酌罍福酒、合置一爵、一大祝持爵進頭之左、北向立、頭再拜受爵、跪祭酒啐酒、奠爵俛伏興、大祝帥齋郎進俎、跪減先聖及先師首座前三牲胙宍、(皆取前脚第三骨、)加於俎、又以籩取黍稷飯、興、以胙宍各共置一俎上、又以飯共置一籩、大祝先以飯籩授頭、頭受授齋郎、又以俎授頭、頭每受以授齋郎、頭跪取爵遂飲卒爵、大祝受爵復於坫、頭俛伏、興再拜、謁者引頭降復位、樂作、立定樂止、初頭獻將畢、謁者引助詣罍洗、盥手洗爵、訖謁

者引升自東階、詣先聖酒樽所、執樽者擧冪、助酌盎齊、訖樂作、謁者引助進先聖神座前、北向跪奠爵、興、謁者引少退北向再拜、訖謁者引助詣先師酒樽所、取爵於坫、執樽者擧冪、助酌盎齊、謁者引助進先師首座前、北面跪奠爵、興少退助再拜、訖謁者引助詣東序、西向立、大祝各以爵酌罍福酒、合置一爵、一大祝持爵進助之左、助再拜受爵、跪祭酒、遂飲卒爵、大祝進受爵復於坫、助興再拜、謁者引降復位、初助獻將畢、謁者引博士詣罍洗、盥洗、訖升酌盎齊、如亞獻之儀、訖引降復位、樂止、大祝等各進跪撤豆、興還樽所、(撤者、還豆各一、少移於故處、)奉禮曰賜胙、贊者唱、衆官再拜、衆官在位、及學生皆再拜、(已飲福受胙者不拜、)樂作、奉禮曰、衆官再拜、衆官在位者、及學生皆再拜、樂一成止、謁者進頭之左、白請就望瘞位、謁者引頭就望瘞位、西面立、奉禮贊者轉就瘞埳東北位、初在位者將拜、訖大祝各執篚進神座前、跪取幣、興降自西階、詣瘞埳、以幣置於埳、訖奉禮曰、可瘞埳、東西廂木工各二人實土半埳、謁者進頭之左、白禮畢、遂引頭出、謁者贊引各引享官已下、以次出、初白禮畢、奉禮帥贊者還本位、贊引忠疏大祝以下、俱復執事位、立定奉禮曰、再拜、忠疏以下皆再拜、贊引引出、諸學生以次出、其祝版燔於齋所、

〔延喜式(四十一彈正)〕凡春秋釋奠、檢察祭儀、

〔延喜式(四十六左右衞門)〕凡釋奠祭日、都堂講宴之時、左右檢非違使禁遏堂下濫行之輩、

〔延喜式(四十二左右京)〕凡每年二月八月前上丁三日、各雇夫掃除大學、(二月五十人、八月一百人、)前享一日夕差兵士四人、令衞廟門、

〔西宮記(八月)〕釋奠

上卿著官政、(延喜十七年二月、釋奠日有外記政、)次向寮、(弁少納言、外記史、出官南門前行、出美福門、到寮、門、上官等留立、上卿以下入門、充政之時、直著寮、)著廟門、(觀玉東面、上卿西面、立床子、上官著寮座、)拜廟、(上卿仰本寮開堂、率弁少納言入堂、拜先聖先師各二度、王卿入中戸、以下西戸、或無次、)王卿著都堂、(外記申装束之由、王卿於寮外著靴、經南面東腋門東堂後、昇自都堂南面東階、著東壁下座、北上西面、上卿前設机、兩渡、入自都堂腋門、昇自都堂後東第一階、於壇上著靴、經東壁外壇上、入自角著壁內兀子、列立堂巽角壇下、同音唯一入、經堂南、立同堂西南北第二間階下、北面、)上卿云、式乃省サ召セ、唯左廻出召、(出南門、召少納言辨寮頭文章博士助道博士文人等、式部輔)上卿召召使、(二聲儀不召、召使等)

（丞錄已下、大學官人、五位已上、向東雁列、式部向北、外記史以下、又列立東頭、式部錄、當史南頭留、史生以下向北立、立定後召使召之、輔唯、丞參入、立本所、仰、錄唯、召、省掌唯、仰云、刀禰奉入與、唯云、大夫達參進ム、）上卿宣云、刀禰奉入（禮與、唯、右還出、）諸大夫以下（式部輔兼辨官加辨座、兩儀入自西腋門、昇自都堂後西一階、經西壁外砌上、入自坤角、著壁內床子、）入自南門、著都堂、（昇自南面西階、著西壁內座、但問者五位以下博士著堂坤角床子、北面東上、六位以下相分就東西堂床子、東堂、外記、史、式部丞、錄、史生、官掌、召使、外記、史生二人、官掌、召使入自東腋、就件堂、兩北外史東腋自下入自門著東堂、）西堂式部丞錄、本寮官人、諸道博士、得業生、式部史生、省掌、諸道學生、問者、學生等、著得業生末、道監依例行禮、（兩式部學生等入自西腋門、著西堂座、）贊者（禮服冠、執書卷、）奉座主（禮服冠、）音博士（禮服冠、）弟子（十六人、白禮服冠、各執書卷、）左右相列參入、（贊者至中階坤角磬折、云再拜、座主音博士共於壇上再拜、座主東、音博士西、此間贊弟子、左右各一人蹲居、餘立、贊者先昇自中階、進立北面高座角、南面、座主音博士共昇高座、座主北、博士南、弟子二人相隨、升高座、餘相分各列立高座下、南北相向、兩日於堂後壁外著禮服、又入自西腋、經西堂後、登自都堂後階、經西壁外砌上、入自坤角座、東行、入自母屋西三間、相分登高座、）座定、音博士讀發題、座主訓讀、（七經輪講、无音博士時、以寮允代、座主云成訓云、）問者、博士、得業生、學生等著床子、（十許人、起西堂座、降自東南階、經進、登自都堂南西階、著坤角砌上床子、博士北面東上、得業生以下東面南上、兩進西壁外、著砌上床子、）寮屬取如意授問者、（屬降自西堂南階、經同堂前、昇自都堂南面西階、到問者高座下、取如意、跪從壁下、五位以上座、指南持渡、到問者座授之、第一問者、取如意、卽屬復本座、闕鬼旗還本所、）問者一々起座、登高座論義、（問者降西壁外、脫靴著禮服、屬等、進至問者高座南邊、東面、申官位姓名、乍持如意再拜、登座、論義了、置如意、退降[illegible]次第、論義、第二以後問者逆來、乍立先取如意再拜、又問者不必一人、）座主音博士退下、（弟子等先列立庭中、南面、座主音博士各立座壁下、北上、贊者立南階坤角、北面唱再拜、此間弟子等、共北面、兩博士共再拜、弟子各一人跪居、贊者獨自二列之中、立弟子前、音博士、座主、起後退出、）得業生以下、還西堂、王卿以下降、（下階更北面、揖而左還退出、諸大夫出東西堂、六位以下退出、皆如入儀、兩脫靴著堂後床子、諸大夫出西壁外、王卿以下入自東西壁外砌、各相著、）王卿改座之後可著廟門、外記申寮饗膳具畢由、

〔北山抄 七〕釋奠日從官著大學寮儀

政畢、外記史出南門、列立官巽角、辨少納言出自東門、（近例皆出南門、）奉仕御前、出美福門、到寮東門之間、外記史列立神泉苑西垣邊、（南上西面、當寮門程也、）辨少納言列立門之南邊、（西上北面、）上卿門外留立、南向一揖、入門揖、參議以上西行、就廟門云々、（上卿不參時、參議率辨少納言等、出東門、經美福門向寮、不用車云々、）

天慶二年八月九日、官政畢著大學寮、清愼公（實賴）〇原爲上卿、外記史辨少納言行前、到美福門下止、（東路行）到階下揖出門外、次第列步入寮門云々、

〔北山抄一二月〕上丁釋奠事

官政畢、上卿以下相率、向大學寮、(御前儀、在都省巻一、)參議以上著廟門座、(圖內外立床子、親王東面、上卿西面、並北上、但親王井上卿在圖內、自餘在圖外、自床子中出入、)或仰本寮令開廟堂、率辨少納言已上(令召使仰寮官、告弁少納言、)入廟堂中、奉拜先聖先師各二度、(納言以上用中戶、參議用西戶、弁少納言用東戶、或參議已上用中戶、雖無定法、後說有便、王卿昇中階、於西邊洗手、帶劍人脫之、入廟堂、東上列立、第一人當先聖再拜、次東進拜先師、如前、或記云、公卿中有成業人時有此事云々、然而舊例不必然也、)畢著本座、外記申都堂裝束畢由、王卿起座、於廟門東幔外著靴、入自都堂院東掖門、經東堂後昇自南面東階著座、(東壁下立兀子床子、西面北上、從座後著之、)上卿召召使二聲、稱唯參入、上卿宣召式部省、(若入後先聞云々、)出自南門召之、丞參入、上卿宣、刀禰奉(奉恐參誤)入、(九條記云、末以禮可仰、末川禮稱歟、見追儺式、)辨少納言、寮頭諸道博士以下、學生以上、參入著座、(五位已上昇自南面西階、著西壁內座、問者五位以上博士著同堂坤角床子、六位以下相分著東西堂、)贊者率座主都講(謂音博士、)參入、(各著禮服、弟子十(十字一本無)六(六一本作三)人著禮服、把黃卷相從云々、)一贊者云再拜、座主都講再拜、昇堂上、就高座、都講先音讀發題、次座主訓讀、畢問者博士以下起西堂座、著都堂床子座、本寮屬引如意問者等出西壁外、脫靴著淺履、進申官位姓名、再拜昇高座、論議畢退而著靴就座、次第論義畢、(不必盡十人、)座主都講如初再拜退出、得業生以下歸西堂、次王卿起座、經床子前降階、更北向揖、左廻出東掖門、脫靴暫著廟門床子、外記申本寮饗饌辨備畢由、

〔江家次第五二月〕釋奠

上卿著廟門座、(床子前置式筥、服者不參、)

入自寮東門北上對座、上卿著內床子、(西面、)參議著門外床子、(東面、)往還自床子中出入、

弁少納言以下、就寮北門內庭幄、

弁少納言、(北面東上、近代或以北爲上、)外記史、(南上對座、)史生、(南上對座、)官掌召使、(南面東上、)使部(南面、)厨家可儲小膳、(近代不見、)

外記申代官、(シロツカサ)(入幔中作立申之、或著饗聞令申云云、)

開廟堂戶、(仰召使令召寮官開之、)拜廟、(有無不定、令召使告弁少納言、)

王卿起門座參入、弁少納言退入自東掖門、

所司砌下備手水、

王卿昇自中階於壇上西邊洗手、近例於東邊洗手、（帶劒人脫之取笏、先於堂下解之、）弁少納言於壇下可洗歟、（昇自西階、）

（西記參議以下弁少納言入自西戸云云、四條記弁少納言東戸云云、）

參議以上入自中戸、（或參議以下用西戸）弁少納言以下入西戸、（或東戸有便）東上北面立、（第一人當先聖）再拜、（執笏隨便宜云云）次頗東進再拜先師、畢後還本座、弁以下先下階上卿揖過之、或依座狹令參議復座前共就云云、

外記申廳裝束畢由、（立機門申之）

〔朝野群載二十一雜文〕釋奠祝文

小祝文

維某年歲次月朔日子、天子謹遣大學頭位姓名、敢昭告于先師顏子等十賢、爰以仲春（仲秋）率遵故實、敬修釋奠于先聖文宣王、惟子等、或服膺聖教德冠四科、或光闡儒風貽範千載、謹以制幣犧齋粢盛庶品式陳明獻從祀配神尙饗

已上大學寮釋奠式文

〔北山抄一二月〕上丁釋奠事

晴儀

雨儀

雨儀、王卿自廟門先著本寮饗座、次入自都堂院東掖門、昇自堂後東第一階、於壇上著靴、經東壁外砌上、入從巽角著壁內床子、諸大夫入自西掖門、昇從堂後西階、經西砌上、入自坤角著座、外記史以下、入自東掖門著東堂座、式部省率學生等、入自西掖門著西堂座、（不召召使并式部省）贊者、座主、并音博士等、入自西掖門、經西堂後昇都堂後階、經西壁外砌上、入自坤角庇、東行入自母屋西第三間、相分著高座、問者博士以下、進自西壁外、著砌上床子、百度座裝束畢、王卿著靴入自東西壁外砌、相分著座、文人等不拜、自餘同晴儀、

〔江家次第五二月〕釋奠（近代不行晴儀、齊信卿行之、不叶時勢、仍雨儀注之、）晴儀見西宮北山等、仁平三年八月釋奠、太政大臣實行、左大臣賴長參入、被行晴儀、久壽元年二月、釋奠、左大臣參入被行晴儀、

〔權記〕寬弘二年二月九日丁亥、參官、右衞門督（○藤原齊信）爲日上、源納言（○俊賢）勘解相公（○藤原有國）同聽政、用晴儀、了向大學寮、依美福門廊柱不御前、先着廟南門、拜先聖先師、次就寮廳、次着都堂、講了、亦着廟門、次亦着講堂、次起座、亦着竪義、令獻題作文、又就東一間座講詩、了退出、先例着講堂之後、就寮廳、而稱近代例、先就寮廳、此外違例事多、

〔左經記〕長元元年八月五日丁卯、參右府幷關白殿、春宮權大夫率新宰相、被參釋奠所、不經幾程、歸參被申云、依雨儀行事、无百度幷宴穩之座等、自餘事如常云々、（宴穩座、依故殿（去年十二月藤原道長薨）御事被停歟、但无百度座事、是非先例、上卿失錯所被行、）

〔江家次第五二月〕釋奠

寬治五年八月、上卿俊實卿、稱未行神事、以釋奠准神事行之、人不爲可、是釋奠必用雨儀之故也、

〔中右記〕寬治八年（○嘉保元年）八月八日丁丑、釋奠也、（○中略）凡近代釋奠之儀、皆是雨儀也、一條院御時、故藤民部卿（齊信）爲上卿日、欲行晴儀、然而諸司無知此事者、不相叶也、其後彌以絕了者、

〔台記〕仁平三年七月廿六日癸丑、今日少納言成隆朝臣、右少辨資長以下諸司參大學寮、習釋奠禮、（晴儀）恒例無習禮、而晴儀久絕不行、無知之者、仍任余（○藤原賴長）新造、給外記之次第、給官之指圖、令習其禮、（指圖一日比、下左大史師經宿禰、）八月八日乙丑、釋奠晴儀可無妨之由請大學、有告文、作者遠明、十日丁卯、釋奠事、（晴儀）

〔百練抄七近衞〕仁平三年八月十日、釋奠、被行晴儀、有三省政、寬仁以後絕雖無此儀、左大臣（○藤原賴長）所申行也、

本寮饗

〔玉海〕壽永二年二月二日丁酉、此日釋奠也、○中略

一五位博士令勤問者事、○中略

仍仰云、釋奠晴儀者、齊信卿行之後、仁平被興行、

〔北山抄〕二一月上丁釋奠事

外記申本寮饗饌辨備畢由、卽著廳座、毋屋東第一二間設參議已上座、東上對座、參議已上出入北面東戸、或云、參議用西戸、諸大夫外記史已上著座、近例、講論以前著作座、寮頭幷少納言辨、五位已上遞勸盃、寮官學生等益送、唱平最末參議、轉盃執瓶者、執瓶者轉五位座也、五六巡之後、外記申都堂裝束畢由、王卿起座、於便所著靴、暫著廟門床子、式部率諸大夫已下列立南門外、畢王卿經外記列北邊入自南門、就庭中標、諸大夫以下相分參入、五位已上標在東、六位已下分東西、式部記文云、中階東端南去一丈三尺、立親王標、其南重行、同階西端南去四丈一尺、立王四位五位標、其南云々、謝座謝酒如節會儀、參議已上昇自南面東階、相分著座、母屋東第二間以西、東上對座、上卿西面云々、五位已上昇自南面西階、相分著座、六位已下著東西堂、所司設百度食、謂之百度座、

〔江家次第〕五二月釋奠

外記申廳裝束畢由、立幔門申之、

外記申本寮饗膳辨備之由、上卿移著廳座、

辨少納言以下出立、饗南邊一列立西面南上、辨少納言一列、外記史一列立、上卿揖、衆一人有答揖、

上卿著廳饗、入自北面東戸、南面、參議、入自同西戸、經辨座上著南座、辨少納言以下入自坤角著座、辨史著南、少納言外記北、

寮官率學生等役送之、本群立坤角壇上、酒部所下、行机居饗、上卿參議料、用高坏各四本、

一獻寮頭獻盃、若不候者辨少納言執之、學生執瓶子、

到西第二間酒部所、指笏取杯、經座上、就上卿左、乍立揖酌酒唱平、擬上卿、上卿揖、辨跪飮、突膝更立又酌酒奉上卿、唱平拔笏歸、參議傳盃於執瓶者、轉五位座、

二獻少納言執之、經座末出經座上、可遂歟、

居粉熟（下箸）
外記申代官例（立北壁邊申之、近例於廊門申之、）
三獻（弁執杯經上座可進歟、弁少納言者、可依位階執杯歟、）
居飯汁物（下箸）

〔左經記〕寛仁二年二月三日丁卯、參大學、依釋奠也、無本寮饗、（依無料物云々）上侍從中納言、（無他上、宰相仍先召問外記、准先例）被行、從南門座被着都堂、（南儀）次諸司座定講論、畢次着百度座、三獻了立箸、次上以下各分散、

〔儀式七〕釋奠講論儀

其日質明所司立高座於堂上、（執經座堂中戶南向、執讀座相對、在南、問者座執經讀二座間、西去一許丈東面、）設皇太子以下五位以上座、（皇太子座在執經高座東南面、親王座在其東少南西面北上、大臣以下座在親王座後、五位以上座在問者高座後東面北上重行、）敷贄一枚於庭中、（去中階南二許丈、）設大學五位以上座於西階上堂廉、北面東上、問者六位以下座在其西、東面北上、設六位以下座於東西舍、（東舍外記史式部諸司西面北上、西舍式部大學幷博士以下學生以上東面北上、）式部立親王以下小學生以上標、自中階東去一許丈、更南去一丈三尺立親王標、南去六尺大臣標、南去六尺更折五尺大納言標、南去五尺中納言標、三位參議非參議三位幷王四位參議少退在此列、相去各五尺、南去六尺四位參議標、南去六尺四位、南去六尺五位、南去六尺六位、南去六尺七位、南去六尺八位、南去六尺初位、南去六尺無位、自同階西去一許丈、更南去三丈五尺王四位五位標、當四位參議標南去三丈六位、南去八尺七位、南去八尺八位、南去八尺初位、南去八尺無位、南去八尺小學生、春宮坊設皇太子次於堂東北、皇太子於東門外下輦、郎入廟門昇堂拜先聖先師、訖入自都堂院東掖門、昇北東階入堂戶就座、參議以上入自同門升東階就座、訖式部省率五位以上六位以下刀禰幷小學生以上、分列閤門外東西、（式部及大學官人以下學生以上北面、五位以上列其前、東面、外記史式部諸司刀禰在門東西面、）訖大臣喚召使二聲、（堂東頭候）召使稱唯趨立中庭、大臣宣喚式部省、召使稱唯出自閤門立屛幔外北向云、喚式部省、輔稱唯參入（皇太子不勸講、輔稱唯、丞代參入、）就版、大臣宣奉入刀禰、輔稱唯退復本列、仰錄云、刀禰

令奉入錄稱唯喚省掌名、省掌稱唯、錄仰云、奉入刀禰、省掌稱唯少進云、大夫等應參進、五位以上入自閤門就座、（大學五位以上座定之後、自西掖門參入、辨少納言後參者入內、）訖六位以下東西相分參入、省掌二人立閤門外、互稱容止、座定省掌相分入自掖門就座、賛引率執經讀等（弟子各八人、東西相分、夾師從之、賛引博士弟子並著禮服、）參入立賓前、賛引西折少北北向云、再拜、執經讀共再拜、（執經在東、執讀在西、）賛引引執經等升自中階、執經執讀各就座、（弟子二人、各從師後、）賛引率弟子列立高座前、（南北相對、其賛引在列東頭、）訖六位以下問者起座、下自南階趨進升自西階就座、（其次大學允、博士、助、文章生、明經得業生、散位學生、）執讀讀文、訖執經講說、訖大學允起座、進升自西階執如意（在問者座上南端、皇太子不勸講、屬執之、）次授侍講四位以下及問者等、受如意者起至堂西廂壁外、脫靴著淺履、（用禮服履、）進立問者座南、東向稱官位姓名、再拜就座論義、訖置如意於座上、把笏降座、退出西廂著靴復座、初論義者降座、以次者出西廂、相代升如初儀、訖賛引還出賓西、唱再拜、執經執讀就賓再拜、訖賛引出北堂閤門、執經執讀隨出、訖問者退出、皇太子出、（親王以下各於座後磬折而立、他皆倣此、）親王以下依次退出、訖諸司撤高座、設宴座堂上、南北相對、設參議以上座、（東上、）西去五尺設五位以上座、東西舍六位以下座如初、造酒司中階東堂廉置胡瓶、所司并備酒饌、訖式部輔以下率刀禰列立門外、如初、親王以下五位以上入自閤門東扉就標、式部率六位以下、東西相分、小學生以上各入就標、（東諸司、西大學、）謝座謝酒如式、訖親王以下五位以上升就堂上座、（參議用東階、四位以下座、聽道升西階、）次六位以下小學生以上就東西舍座、座定宮內省率所司賜酒饌、酒觴三行、訖兩舍六位以下依次退出、親王以下五位以上出堂後脫靴、（參議以上出北戶、四位以下出西戶、）更著淺履復座、大學差饌、式部引文人等就庭中、（東上、）再拜、訖升就座、喚文章博士令出詩題、明經明法算等道博士（文人就五位座末、竪義學生北壁下座、說者座在東壁下、西向、問者在其右少西南向、博士座在說者座左少西北向、）著座、喚竪義學生、各隨所業論義、二人昇文臺於東階東堂廉少北、（獻詩者趨立臺下、稱本色姓名、）（跪入詩、置中、復座、）訖喚掃部寮設讀詩座於東階兩楹之間、親王大臣並南向、以下東西相對、讀詩者座對大臣北向、喚大學寮官人撤文臺、讀詩畢各歸去、

〔延喜式二十大學〕講論

享畢、諸司裝束都堂院、皇太子於東門外下輦、入自都堂院東掖門、升北東階、入堂戶就座、式部省率諸大夫及學生以上、列立南門外、參議以上入自東掖門就座、諸大夫以下依次參入就座、次贊者(著緋衣皂縵)引執經執讀(各著縫腋服)從各八人(著青袷服)入自南門就庭中簀之西北向、曰再拜、執經執讀就同簀再拜、訖升堂就講座、訖執讀讀所講經、執經釋義、訖寮官人執如意授、若天子幸者、頭執授皇太子、允授大臣以下、屬授侍講五位以上、及諸博士官人學生等、願問疑者受如意、與進詣論義座之南、立稱官位姓名再拜就座問所疑、執經爲之通、訖置如意退還本座、諸侍講者以次問難、皆如上儀、講論訖退出所司設座備饌、式部省先率諸大夫以下、分列如前、次參議以上行立門外、共入謝座謝酒各以著座、觴行三巡、五位以上暫以起座、六位以下退去、五位以上更著宴座、省率六位以下文人於庭中再拜著堂上座、文章博士隨上宣獻題、文人賦詩、此間明經明法算等道博士率學生論義、其後文人獻詩、改座讀畢、群官散去、

凡問者昇座之時、其次第者、諸博士文章得業生文章生明經明法算業(等○業恐誤)生、散位諸道學生、

〔延喜式十一太政官〕凡春秋二仲月上丁、釋奠先聖先師、親王以下群官、就大學寮親講經、少納言辨外記史率左右史生官掌等同向檢校、講畢給酒食、(事見儀式)

〔延喜式十八式部〕凡釋奠都堂講論之日、後參少納言辨外記史聽自掖門參入、

〔江家次第五二月〕釋奠

外記申都堂裝束畢由、(立北壁邊申之)先官掌於廳坤角申之、

上卿起、弁以下起、(上卿出畢更居可出)

上卿以下著都堂、(都堂在廟堂之西、官廳儀以西廳爲其所、公卿西上南面、弁少納言西上北面、)

入自都堂東掖門、昇自都堂後第一階、於壇上著靴、經東壁外壇上、入巽角著壁中兀子、(西面北上、自座後著、)上卿座前張發題敷蘆蓆、

弁少納言以下五位以上、入自西掖門、昇自都堂後西第一階、著靴經西壁外砌上、入自坤角、著壁中床子、東面北上大夫外記史著後床子、

外記史以下立入自東掖門、著東堂一列、外記史近代不見一列、史生一列、官掌召使以上、西面北上、

輔以下入自寮西門、率式部省學生等、入自西掖門、著西堂一列、式部丞錄諸道得業生、寮官明法問者、著得業生末、一列式部史生、一列省掌

一列、諸道學生以上、東面北上、贊者、大學式云、贊者二人、掌受辭贊唱事、今案導引座主及音博士也、西宮云、贊者、緋襴狙冠、執書卷、座主博士讀七經之訓、又答於疑問者也、延喜式執經是也、音博士讀七經之音義也、延喜式執讀是也、弟子座主弟子也、西宮云、十六人自禮服各執書卷、

贊者座主博士音博士、及弟子等著禮服、入自西掖門、經西堂後、登自都堂後階、經西壁外砌上、入自坤角南廂東行、入自母屋西三間、相分登高座、博士北、音博士南、贊者立北高座艮巽角、南面北座主著東第四間北邊高座、音博士著同間南邊高座、座主弟子二人相從登、自餘弟子相分列立高座下、南北相向、

座定、音博士讀發題、漢音近代不讀孝經、禮記、毛詩、尚書、論語、周易、左傳、輪轉講之座主訓讀、問者博士得業生學生等著床子、問者十人、進自都堂西壁外、著西一間砌上床子、博士北面東上、得業生以下東面南上、取如意史渡、寮屬取如意、至弁少納言座、自上偶次第引渡之、弁已下不觸手、到問者座、授之、上古天子行幸之時、皇太子大臣以下、皆受如意、有所疑則昇高座問之、見延喜式、

寮屬取如意授問者、入自西壁外、到問者高座下、取如意史渡問者座、還本所、

問者起座登高座、次論義、問答二重

起座於西壁外脱靴、著禮服舃等進、至問者高座南邊東面立、申官姓名、乍持如意再拜登高座、論義畢、置如意、退還入壁外、著靴復座、

第二問者、以後問者、進來乍立先取如意再拜、問者不必盡十人、近代唯一人問之、仍第二問以後無之、

座主音博士退下、如入儀、

得業生以下出、

王卿起座經本路、納言經參議座前可退云云、

暫著堂後床子（近代都堂東砌、立兀子床子、）

〔釋奠次第〕次上卿已下就都堂、（○中略）座前張發題、　已次納言參議同經此路著（西上南面）

論義等之間、各取發題見之、卷之懷中、

大治二年秋（長成）先例宰相座前、不張發題、近代多張、不知故實、（○中略）

次座定音博士音讀發題、（作法持笏）次座主訓讀發題（同持笏）

○按ズルニ、禮儀類典ニ本書ヲ引キテ、記者詳ナラズ、京極中納言定家卿書スル所ノ本ニ據リテ採用ストアリ、

〔公事根源（二月）〕釋奠　上丁日

是は年に二たび二月と八月とにあり、（○中略）大學寮にておこなはる、孔子ならびに十哲の影をまつらる、上卿辨少納言などまゐりて廟拜にたち、宴穩の座につく、文章博士題をいだす、孝經、禮記、毛詩、尙書論語、周易、左傳、としにめぐりてもちゐる、

〔三代實錄（四十六光孝）〕元慶八年八月十九日丁未、釋奠如常、從五位下行助敎淨野朝臣宮雄、發禮記題、文章生學生等賦詩、講禮未竟、雷霆發聲、公卿遽參內裏、去九日丁酉可行此禮、而六日負水於背馬、於主水司傷胎、馬主隱藏、不令人知、司以其水供奉御膳、後遂發顯、故延而行之、

〔山槐記〕治承四年八月七日丁亥、今日釋奠也、（○中略）今年題者當文章博士光範朝臣孝經聽講云、末代公事、逐日陵遲、況舊都事有若亡、哀哉、

發題

蓋玄黃肇判、人物伊始、父子之道既形、慈愛之情日篤、雖立德揚名、不逮中葉、而生愛死戚已萌前古、洎乎駕龍乘車、法令漸彰、遷夏宅殷、損益方極、莫不資父事君、因慈敎敬、移治家之志、以揚於王庭、推子諒

之心、以被於天下、發于朝廷、至于州里、洎于軍旅、逮于塗巷、曷嘗非慕仁之口孝弟之風哉

〔玉海〕壽永二年二月二日丁酉、此日釋奠也、○中略

都堂西南北面兩方共儲公卿兀子床子事

本寮之儀、正禮、都堂之後立、公卿兀子等、近例東壇上立之、共有例、今以西廳用都堂、移行本寮之儀者、正禮須立後壇上、今四面也、而此間講論座事了、經北壇上可着後座之處、件壇上有壁無路、仍付本寮之近例、北壇外儲此座、於後座者、百度座事了、可着座之故、兩方儲此座也、近年只儲後床子、不立此壁外座、仍講論了猶出後戸退出云々、是尤違例也、仍仰子細儲兩方座也、

一五位博士令勤問者事

舊例、助敎直講勤問者定例也、而近代只異樣學生一人勤問者、仍五位博士一人、其外兩三人可催出問者之由仰本道、而晴儀之外無五位勤問者之例之由各以對捍云々、仍仰云釋奠晴儀者齋信卿行之後、仁平被興行、其前數代博士等皆勤之、近則久安元春、五位博士三人、助敎大外記師安、直講師元、師長等也、六位五人勤問者、全非晴儀、各所澀之申狀尤奇怪也、但本道事、各可執思事也、上卿強不可及骨張歟者、此上無申事、直講近業勤問者、其外六位二人、合三人也、近年無此例、歟廟之中興之由人々令稱云々、

〔師守記〕貞和三年二月十一日甲申、仲春釋奠講書幷座主問者等事、

講書論語○○

座主正五位下行直講清原眞人敎秀

問者正五位下行直講中原朝臣師守

問者生正六位上中原朝臣重知

問者生正六位上源朝臣光盛

問者生正六位上中原朝臣盛幸

問者生正六位上中原朝臣久秀
問者生正六位上清原眞人光久
問者生正六位上大江朝臣俊久
問者生正六位上中原朝臣重春
牒、件講書幷座主、問者等任例、牒送如件、以牒、
貞和三年二月日
正五位下行主計權助兼直講中原朝臣師守
正五位下行直講中原朝臣師連
正五位下行直講清原眞人敎秀
（成宣）正五位下行助敎清原眞人
正五位上行大炊頭兼大外記助敎中原朝臣師—
正五位上行博士兼土左權守中原朝臣師治

百度座

十四日丁亥、釋奠、
〔北山抄一二月〕上丁釋奠事
五位以上昇自南面西階、相分著座、六位以下著東西堂、所司設百度食、（謂之百度座）造酒正以下相向獻盃、如節會儀、三獻畢下箸、不幾置箸起座、（上卿退出之間、辨以下起座、）納言出自北面中戶、（參議用西一戶）於壇上脫靴、著北簀床子、（東上北面）外記申宴座裝束畢由、
〔江家次第五二月〕釋奠
座主音博士退下（如入儀）
得業生以下出（○中略）

所司撤却高座、置西北隅、辨備饗饌、
外記進於東壇上、申裝束畢由、
王卿以下入自東西壁外砌、著百度座、(路如初、猶著靴、)
上卿、(南面、)參議、(北面同間、)弁、(三間北面、)少納言、(同間南面、)外記、(東四間南面、)史、(同間北面、)
弁少納言以下著(弁史著南、少納言外記著北、)
六位以下諸司、著東西堂、
座定酒正獻盃、(獻者唱平不飮、兩巡行如節會、酒正獻盃、正北座佑東座史生執瓶子、)三獻畢、(若無宴座時、三獻後進聰明、人々退出東戸、皇太子路也、他人不用之、)
王卿立箸卽拔起座(自上退闕辨以下立、納言出北中戸、參議西戸、)
暫著北壁外床子、(東上北面、)在北面第一二間砌、諸大夫出自坤角於壁外脫靴徘徊、
諸司改俎上饌、(追進加一種肴物云云、)

〔中右記〕寛治八年(○嘉保元年)八月八日丁丑、釋奠也、(○中略)座之體委在指圖、初依參仕所記置也、抑淸談之次予問定俊眞人云、百度之座何故哉、定俊答云、昔女帝御時宣旨云、至勤功諸司一日雖百度可給饗饌者、今百度是其儀也、予重云、然者諸公事可有百度座也、何釋奠時許可行此事哉、定俊答云、尤可然、但釋奠日許已留此禮也、仍至今不絕者、予又問云、女帝何時哉、上從神功皇后下至高野天皇、已以數代、此中何時被下此宣旨哉、定俊答云、外傳之習不竊言、書不盡言、陳此旨頗以咲、甚以不審也、雖無申事、又不可不記置也、

〔玉海〕壽永二年二月二日丁酉、此日釋奠也、(○中略)
一百度座六位上官不令着座事
近例着之、違例也、仍今度兼試仰令着座也、
以前三ヶ條、依思公事之陵夷、仰官外記本道等所試沙汰也、豈非忠勤哉、

宴座

○按ズルニ、右ノ外前文ニ、都堂西南北面兩方共儲公卿兀子床子事、五位博士令勤問者事ト云ファリ、本文三ヶ條トハ此一條ヲ併セ云フナリ、

〔北山抄一二月〕上丁釋奠事

外記申宴座裝束畢由、王卿以下、還入著座、(不改本座、但此度不著耽、)外記、史、式部丞、錄、率文人、於庭中再拜、(北面西上重行、)著五位座末、都講、(或注直講、)諸道博士、學生等著座、明經博士召答者學生、各稱唯、進申職姓名著座、次召問者學生各著座、如先問答、如恆、明法筭道又如此、訖學生等退出、博士等退去、次本寮官人取紙筆置王卿以下前大盤、次上卿微音召文章博士名、(若不參入、召當座第一博士、其詞某朝臣云云、四位可召官朝臣歟、此事不必待論義畢、)稱唯進立上卿後、仰云、獻題、稱唯復座、書題置折敷獻之、上卿見畢、取副於笏揖之、博士取折敷復座、仰得業生若文章生令作序、本寮屬舁文臺立南庇東第二間、掃部寮立穩座床子、寮官羞祭胙、造酒司獻盃、(跪飲之、)詩四五枚、幷序獻畢、寮允取文臺、王卿移著穩座床子、(東上南面、)

〔江家次第五二月〕釋奠

王卿以下、(中略)○著百度座、(中略)○

外記申宴座裝束畢由、(宴座官廳儀、又西廳也、上卿、參議、(東面、)辨少納言外記史、(西面、)紀傳博士、(東面、))

上卿以下、還入著座、(不改本座、但此座不著耽、)

辨少納言著南、(入自坤角、)

座定外記史式部丞錄率文人、入自坤角、著五位末云云、

諸道博士故人得業生學生著北、三道論者、(每道學生十人、近代不過二人、次第曰、少納言外記南面、辨史北面云云、近代辨少納言外記史皆著南、往年此間、寮檢之、)

(按王廟家獻物十四捧、到壇下申物名云云、枝四、折櫃十、)

明經明法筭博士等、著南廂東第一間床子、(西上北面、)

諸道博士依道次著、(但五位先著、)學生等經五位末趍進、著艮角壁下床子、

母屋東一間東壁下、答者床子、（西面）同北邊問者床子、（南面）問者床子後立床子四脚、（是學生先者料也）

座定先明經博士喚答者名、起座進答者床子北邊西面、申職姓名再拜著座、（次召問者、同上、問籍問、明經稱文屋眞、明法稱學生、算博喚算生、）

答者學生舉可問書名、問者隨論義問答如恒、（二重）次明法、次筭、以上不必盡十人、近代一雙、（二人問答之）

博士學生等退入、

本寮官人置紙筆、（此事不必待論義畢）

參議以上料、盛折敷高坏、自餘折敷、置大盤上、往年置臺盤下、近代不然、

上卿喚文章博士一人名、（四位朝臣、五位名朝臣、）

無文章博士者、召當座第一上﨟儒士云云、（雖辨官儒者上﨟召之）或上卿不喚、以末參議令示、

博士稱唯進立上卿座乾、（辨官儒者座上云云）

上宣題進（讀）

稱唯復座

書曰、仲春釋奠聽講古文尚書、賦所寶惟賢、（天慶五年朝綱書樣）

書題盛折敷上、插笏持參獻之、上卿披閲、畢取副題於笏、揖、博士取空折敷復本座、

上卿以題還令見於王卿、

博士召得業生名、（若文章生）稱唯參入立床子後、（或示末儒令示告）

儒宣序稱唯退去

〔延喜式〕十八（式部）凡釋奠宴、親王大臣參入者、諸司皆起座、退出亦同、

○按ズルニ、儀式延喜式ニ在ル宴座ノ式ハ、前條講論ノ下ニ併セ引ケリ、

〔北山抄〕一（二月）上丁釋奠事

天慶四年、依大炊寮不進百度止宴座、

〔日本紀略九一條〕正曆五年八月八日丁亥、釋奠疾疫之年有宜座之例、仍行之、

〔北山抄一二月〕上丁釋奠事

詩四五枚幷序獻畢、寮允取文臺、王卿移著穩座床子、(東上南面)外記候巽角砌上、寮允一人秉脂燭、上卿召文章得業生、爲講師、(若不參川故人)即著中央床子講之、外記開詩、若有佳句、令作者獻盃、(跪座末、唱平、相揖先飮之)王卿或傳盃於講師、講師降座取盃、飮畢復座、(若序遲獻者、讀詩後讀序、王卿或獻詩、)事畢分散、

〔江家次第五二月〕釋奠

外記申宴座裝束畢由、(中略)○

立文臺、(本寮官人二人、舁文臺立南庇東第二間、)

掃部敷穩座於東南角、(此東第一間敷座、立床子等、)

寮官居聽明、以折敷高坏等羞公卿、(乍居高坏居蕃盤上、或留高坏亦用折敷、幷已下料居蕃盤、寮官居聽明、聽明者飾也、餅白黑飯、栗黃、乾棗也、)

酒正獻盃、(跪而飮之、近代必無之、)

詩序等獻畢、(中間隨置之、)

本寮允取文臺寫、(五六枚許程、不必待皆獻、暫立文臺東邊、)

王卿移著穩座、

上卿南面、參議東面、(參議二人時共南、)弁少納言東面、(在參議床子坤、)

儒士故人等北面、學生等候上卿後、(幷東壇上)外記史候巽角砌上東邊筵上云云、

講師著中央床子、(上卿定其人召之)博士文章生故人中堪能者、(本可用得業生云云、或外記定申、)

本寮允一人秉燭、

講師著文臺南小床子、(五位若六位堪能者)次第講畢、(先讀序、每詩有吟詠、)

廟拜

外記一人開詩置前床子(王瓶成献時)

置詩畢序遲時旦講詩云云、

事畢公卿以下退出

〔建武年中行事〕上の丁の日、(○二月)大學寮にて尺奠あり、(○中略)上卿の外もまゐりてべうはいにたち、

宴穏の座につく、文章博士題をいだす、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年八月丁未朔、釋奠如常、祭祀禮畢、太政大臣(○藤原基經)入廟拜文宣王影、公卿大夫畢會、令明經博士講論周易、文章生等賦詩如常、

〔左經記〕長元元年二月二日丁卯、釋奠如常云々、但上卿不拜廟、着寮饗次着講堂、論了上下分散云々、是依貞觀十四年例、大外記頼隆眞人所申行云々、(是御心喪未了之故也)

〔中右記〕寛治八年(○嘉保元年)八月八日丁丑、釋奠也、(○中略)上卿拜廟、其後不被還着南門座、直被進廳座之時、上官等無列立儀云々、是拜廟之後、皆依扈從上卿之、不被拜廟、仍多以出立、但故資仲卿說、此出立全不可有之事也、近代作法、所用皆兩儀也、仍何有出立哉、尤可然歟、

江中納言(○匡房)被申云、拜廟之間、弁少納言出入、可用東腋門者、

〔吉記〕承安四年二月十日丁卯、今日釋奠也、上卿堀川中納言、參議宰相中將實守卿、左大弁實綱卿、右少弁親宗、少納言信季、儒士成光朝臣參入、無廟拜、不着廳座、有宴座、題云、必得其祿、(禮記)序者秀才光章、講師縫殿助能成、上卿不被加詩云々、

〔薩戒記〕永享九年八月九日丁卯、早旦參相府(○藤原持基)入見參、進入藏人右少弁資任所進之釋奠散狀了、飛鳥井中納言、新中納言資任等參入、今日釋奠也、予(○中山定親)爲分配、仍秉燭之後、着束帶參官司、(○中略)上卿被示合、予答、益長朝臣只今難參入、先被始行、於宴座可被相待候歟者、上卿被示者我輕服身也、仍不可立廟拜、且是家例也、或位次輩立廟拜之例也、可有所存候予答云、上卿不令立給之時、略廟

行幸
行啓

拜家例也、上卿仰令卷廟像云々、先例如此、或不及此義云々、次上卿召外記、問諸司、次以召使被告、不可有廟拜之由於弁、仍弁以下起座、上卿被仰外記、可申都堂裝束了由於召使、召使告少外記康富、康富經南庭、向西廟方、予密々示上卿云、外記存有廟拜之時儀、向西廟歟、凡雖有廟拜、先歸着此座、可申都堂座裝束了之由也、況於今日乎者、上卿諾、以召使被告此由、仍康富進立廟門北砌、申都堂裝束了之由、上卿起座、經廊內正廳壇上(依降雨也)被向西廳、予起座入廟、相共於西廊下改着靴、上卿着座、去年被經參議座後、今年被經前、予同着座、(西上南面、西廳北一間也)次第如例、

〔康富記〕文安五年八月三日丁巳、釋奠也、上卿權中納言藤原持季卿、〇中略上卿以召使召外記、問諸司之後、更以召使可略廟拜之由被示之、是上卿姉妹之輕服之故也、應長元年八月九日、後山本左大臣殿輕服、上卿之例也、件時有沙汰、位次公卿等同被略廟拜、今夜爲其分、位次公卿以下無廟拜、嘉元度上卿雖爲輕服被略之、弁少納言有廟拜、邂逅例歟、

〔康富記〕寶德三年八月十一日丁丑、今日釋奠也、〇中略六位外記史立廟拜者也、仁安、承安、承元、度々六位外記史立加廟拜、其後中絕歟、此事無其據之間、可被與行之由、去年比、予頻申談淸給事中、〇忠業今春可如此之處、予爲五位參入之、愚息康顯爲六位參仕、父子參入例、不事繁、就進退有其憚之間、令略了、今復舊儀、廟庭之儼儀、吾道之再興也、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年二月丁亥、幸大學釋奠、座主直講從八位下麻田連直淨授從六位下、音博士從五位下袁晉卿從五位上、問者大學少允從六位上濃宜公水通外從五位下、贊引及博士弟子十七人、賜爵人一級、

〔延喜式四十三春宮〕凡春秋二仲月上丁、東宮觀釋奠講說、享畢木工掃部設東宮床於執經高座東南向、坊官設東宮次於堂院東北、其日依時剋、侍從四位二人、五位二人、入候西細殿南、主殿署設輦如常儀、亮啓請發引東宮駕輦以出、大夫以下、及帶刀舍人、各侍衞如常儀、侍從俱引東宮出自西門、左右兵衞亦

釋奠詩

如常儀、至大學東門、降輦以入、先升廟堂、再拜先聖先師、訖入自講堂南東掖門、留次、式部率刀禰、列門外、東宮乃入自堂北東戶、就座、講畢還宮如來儀、

〔後拾遺往生傳 上〕亭子親王諱恒貞者、淳和天皇第三子也、○中略太子從容奏曰、皇太子當釋奠禮大學、是舊儀也、此禮久廢、未知所以也、天皇明仁曰、昔天平末、大臣吉備眞吉備、勸高野天皇、幸大學、行此禮、其後八十餘年、廢而不行、今太子心存興復、甚以佳也、卽勅皇太子、率百官、奠二季、

〔二中歷 十二 書詩〕釋奠

仲春釋奠聽講古文孝經、同賦資父事君一首、

官位姓朝臣名、（但上古有行幸之時、儒臣上字云々、秀才進士外國之後皆絕句、當職之間獻四韻、又學生當賦四韻、）

〔菅家文草 二 詩〕仲春釋奠聽講左傳、賦懷遠以德

德是明王致遠車、東過鳥塞北龍沙、懷來總作懷中物、四海茫々倘一家、

〔菅家文草 五 詩〕仲春釋奠聽講古文孝經、同賦以孝事君則忠

君是蒼天不可階、恐分孝水寫恩涯、食將行路資中味、遠近忠臣我孔懷、

〔江吏部集 中 文〕仲春釋奠聽講古文孝經、同賦孝德本一首 并序

夫釋奠者、國家之洪規、闕里之榮觀也、漢飾庠序、割三牲而致祠、晉立議論、仰六德而設禮、是故建卯之月、率由舊風、雲幌晴卷、獻蘊藻於龍跋之居、霞軒曉排、奏絲竹於鳳德之跡、其後酒杏壇之曲砌、講苔壁之古文、談經之士、摳衣於前、避席之生、執卷在後、觀夫孝之爲先、德之本也、謂其德行之美、莫□□□孝盛之流、一角五采、影從堯舜之朝、奇貨淨珍、雲集曾閔之城、當于此時、明王在上、孝德盛行、塞他貪戾之源、通此聖賢之道、遂使三州五郊之同心、抱朱紫以父事、儋耳貫胸之異處、慕風塵以子來者也、既而環林藹々、璧水洋々、酌流霞兮醉恩、霑惠露兮詠德、請記遺華、貽于來葉云爾、

〔江吏部集 中 文〕仲春釋奠聽講古文孝經、

石函壁底埋塵昔、金馬門前待詔今、時主好文知我否、江翁母老作曾參、

〔本朝麗藻下〕帝德、仲秋釋奠賦萬國咸寧、　勘解相公〇藤原有國

明王孝治好君臨、天下和平感德音、草偃從風南面化、葵傾向日左言心、山拋烽燧秋雲晴、海罷波濤曉月深、請問來賓殊俗意、茫々天外遠相尋、近日大宋温州洪州等人續以歸化、故有此興、

〔本朝文粹九〕仲春釋奠聽講周易同賦學校如林一首　後江相公

夫易者、觀象於天、觀法於地、遠取諸物、近取諸身者也、故微言感人、味而未飽、舊習誦之成市、知學校之如林、搢紳先生、飛纓於鳳德之下、貴遊子弟、曳裾於虎門之邊、修道而居、拾秋實於仁義、染翰而作、發春華於文章、雖云時屬休明、擇枝葉於言行、然而義無難易、拔根荄於樞機、既而四海之內、八郡之中、仰玄訓者、摩肩滿門、誰非讀書之客、樂素業者、連袂行路、皆是把卷之生、漢之得人、周之多士、比之我朝、猶環環焉、於是仲春上下奠於聖師、貂蟬交衿槐棘移蔭、馬鄭之輩、競勝負於齒牙、王何之家、爭殿最於毛髮、撥宿霧而拭舌、傳古風於連山、決蒙泉而洗心、酌清流於姬水、誾々如、侃々如、所以悅耳目、娛心意者也、于時宴闌日晚、獻洽醉酣、聊抽後學之未聞、敢尋前修之遺跡、廼命侍座、各以賦詩云爾、

〔本朝文粹九〕仲春釋奠毛詩講後賦詩者志之所之　菅三品

釋奠者、蓋先王所以奉聖欽賢、崇師重道之大典也、是以仲月之春、初丁之日、散苾芬於和風之砌、明德惟馨、奏鏗鏘於媚景之庭、聲樂以正、於是禮畢講經、講罷開宴、盈耳者四百年之風雅、洋々猶遺、解頤者三千人之生徒、濟々未散、夫詩之爲言志也、發於心、牽於物、尋其所本、偏是爲志、名其所之、乃是曰詩、觸緒而動、待感而形、始則蹢躅於胸臆之間、漸以流離於脣吻之外、王澤之及四海也、性水澄兮幽咽絕、德輝之滯一隅也、情竇晤兮怨曠生、至若彼鳥獸魚虫、栖於美刺之思、雪月花草、助其哀樂之音、則莫不言者聞者兩盡襟懷、乃君乃臣共取炯誡、爰知雖發自丹府之地、遂歸乎玄化之基者也、國家德被瀛表、仁洽寰中、苑柳濕桑之風、寂寞于歲月、汝墳漢廣之詠、衍溢乎康衢、至矣盛矣、太平遵化、不可得而稱計者

祭官

也、請謌治世之言、將貽採詩之職云爾、

〔國太曆〕延慶四年○應長元年二月五日丁未、今日舍菜可有宴座云々、仍雖非分配可參仕也○中略頃而北一間敷穩座、納言兀子三脚、東庇逼母屋東柱一列立之、參議座東庇東西行立之、弁少納言床子立參議後、講師床子立上卿前、其前立文臺、講師後立講頌床子、須臾上卿起座、着北第一間北第一床子、此間三條中納言序、參議等詩上卿使召使傳讀師、外記次第各着之、左右少弁少納言等又着參議後、講師外記着上卿左方平座、寮官置詩、次講師式部少藤原基繼着床子、講師大學頭種範朝臣、文章博士在登朝臣着床子各講之、三條中納言序、諸詩講之間退出、公卿詩講了後、上卿詩一反講間起座退出、予上卿詩講頌了、退出了、于時卯刻、

今日予詩

仲春聽講毛詩同賦福祿綏之詩

正三位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣公賢

福祿綏之君子德萬年

聖化被黎民月前花

下再陪讌、鷺省疇秋龍作春、

抑今日題、毛詩第十四鴛鴦章也、件章、小雅刺幽王詩也、可有難乎否、內々示合上卿之處、返事云、誠可有難歟由存、然而譜代翰林出題、末學加難條、猶豫了、且雖爲堯舜之行爲不快之事不可用、雖爲商紂事、爲善言豈可捨之由、遊學之昔聞之、事依不及加難、□□□仍不及不審云々、

○按ズルニ、本文舍菜ノ舍ハ、字書ニ施隻切與釋同トアリ、

〔延喜式二十大學〕預享之官、散齋三日、致齋二日、散齋皆於正寢、致齋一日於本司、一日於享所、其無本司者、皆於享所、散齋理事如舊、唯不弔喪問疾、不作樂、不判署刑殺文書、不行刑罰、不預穢惡、致齋唯享事得行、其餘悉斷、其享官已齋而闕者

饌具享物用途條

通攝行事、餘館官學官及諸學生、雅樂工人、皆清齋於學館一宿、諸享官致齋之日給朝夕酒食、各習禮於齋所、致齋日給酒食合一百一人、（但大藏掃部木工人左右京兵士等不入此數、）三獻三人、（掌奠幣三獻事、著旒冕紺衣緋裳、）謁者三人、（掌導引獻官事、）大祝二人、（掌授幣帛祭文賜福胙事、）廟司一人、（居廟中東方、掌開閉廟戶、安置聖賢像幷廟室鋪設事、）郊社令三人、（掌設幣神位、及陳樽罍坫爵事、但二人著靑衿服、）奉禮郞一人、（掌設廟庭諸位及儀式事、）贊者二人、（掌受辭贊唱事、）贊引五人、（彈正一人、觀者二人、學生二人、並掌導引事、）協律郞一人、（掌執麾節樂事、以上十六人、並著緋衣裳皂緌、）齋郞五十人、（掌奠俎豆事、竝著靑衿服、）館官一人、學官一人、彈正忠疏各一人、（掌省饌具、行掃除、檢察幣、彈非違事、）大藏省一人、（掌設廟幷都堂院幄、幷陳饌具所等幕事、）掃部寮一人、（掌廟室幷享官鋪設事、）大膳職一人、（掌設饌具事、幷著緋衣裳皂緌、）木工寮一人、工四人、（掌爲瘞埳、亦瘞幣幷作陳設饌具棚事、）大炊寮一人、（掌取明火以爨事、）主殿寮一人、（掌灑掃堂上供燒香燈燭庭燎事、）造酒司一人、（掌設三事酒事、）主水司一人、（掌設明水事、）雅樂寮一人、工人廿人、（掌奏樂事、）左右京兵士各四人、（掌衞廟門禁諠亂事、）

〔延喜式 二十 大學〕凡釋奠祭供奉職掌學生已上、祭畢之後、具錄交名申於別當、

〔延喜式 二十一 雅樂〕凡春秋釋奠屬一人率歌人等供奉、

〔文德實錄 十〕天安二年八月丁未、是日釋奠、殊有勅、令大學助外從五位下御船宿禰佐世爲座主、

〔台記〕久安四年二月九日戊寅、大學寮式云、釋奠祭供奉職掌學生已上、祭了之後、具錄交名申於別當、云々、余爲大學別當、而年來不申、今年豫仰寮頭、仍今日自寮持來見參、

〔台記〕仁平三年八月十日丁卯、釋奠、法性寺御八講始也、職事高基行事、明日以後重範可行事、今日依爲文章生故人、余釋奠、仍以高基爲代

〔延喜式 三十一 宮內〕凡春秋釋奠丞錄史生省掌各一人、向大學寮檢校饌具、

〔延喜式 三十三 大膳〕凡釋奠祭始自歲首差充執當官一人、在前儲備享物、官人名申官、官卽下知大學寮、若有奠祭不法之事、隨卽科責、

〔延喜式 二十 大學〕釋奠十一座

二座（先聖文宣王、先師顏子、）

座別籩十（堅鹽、乾魚、乾棗、栗黃、榛子人、菱人、芡人、鹿脯、白餅、黑餅、）

豆十（韭葅、醓醢、菁葅、鹿醢、芹葅、兎醢、筍葅、魚醢、脾析葅、豚胉、）

簠二、（稷飯、黍飯、）簋二、（稻飯、粱飯、）甄三、（大羹）鉶三、（肉羹）俎三、（三牲宍）

從祀九座（閔子騫、冉伯牛、仲弓、冉有、季路、宰我、子貢、子游、子夏、）

座別籩二、（栗黃、鹿脯、）豆二、（葵葅、鹿醢、）簠一、（稷飯）簋一（黍飯）甄一、（大羹）鉶一（宍羹）俎一、（牲肉）

先聖酒樽罍三具

犧樽二、（明水、醴齊、）象樽二、（明水、醴齊、）罍二、（玄酒、清酒、）爵三（在洗所）坫一、（聖置爵坫）杓六、（樽罍別加上）

先師樽罍三具（聖同上）

爵卅（十座各三）福酒爵二、（已上爵同反坫）胙宍俎一、籩一、羹鼎三、（別加杓）盥罍一、（加杓）洗一、爵巾篚一、幣篚二、

右禮器在寮家、當祭時出充諸司、

白帛三丈六尺、（二座幣、各一丈八尺、）曝布三條、（各長四尺、拭爵并手巾料、）楸版二枚、（各長二尺二寸、廣七寸、厚六分、）

右申省所受

名香二兩　油二升　盞八口　燈炷料布八條　炭一籠　松明六束

右所司供設

三牲（大鹿、小鹿、豕、各加五臟、）　菟（醢料）

右六衞府別大鹿小鹿豕各一頭、先祭一日進之以充牲、其菟一頭、先祭三月致大膳職、乾曝造醢、祭日辨貢、其貢進之次、以左近為一番、諸衞輪轉、終而更始、

凡諸衞所進之牲、若致腐臰、早從返却、令換進之、

凡享日在園韓神、并春日大原野等祭之前、及與祭日相當、停用三牲及菟、代之以魚、其魚每府令進五寸以上鯉鮒之類五十隻鮮潔者、

凡魚醢者、大膳職造備、臨祭辨貢之、

凡籩實堅鹽五顆、乾魚、乾棗、栗黃、榛子人、菱人、芡人各一升、大鹿脯、小鹿脯各一斤八兩、白餅黑餅各用米二升、(以黑黍) 豆實韮菹一升、醓醢五合、菁菹一升、鹿醢五合、芹菹一升、兎醢五合、筍菹一升、魚醢五合、脾析菹五合、(用鹿百葉) 豚胉五合、葵菹一升、簠簋實稷飯用米六合、黍稻粱飯各用米七合、大羹肉羹皆滿甑飦、樽罍皆一斗爲量、牲者皆載右胖、體十一前脚三節肩臂臑節一段皆載之、後脚三節每節一段、去下一節、載上肫胳二節、又取正脊脡脊橫脊短脇正脇代脇各二骨以並、餘皆不設、(餘者左方也、歌臥下左、故不用左也、) 盛別貢物、韓櫃二合、(各有筥形) 結料木綿二斤八兩、曝布二條、(各長一丈二幅) 橡帛二條、(各長一丈五幅) 白紗帊二條、(各長一丈四幅) 標帛帶四條、(各長二丈四尺、廣二寸) 盛清酒漆壺二合、(各受一斗八升) 安壺案二脚、(各長三尺七寸、高二尺一寸、廣一尺六寸) 杓二柄、酒盞二口、(已上備) 白紗帊二條、(各長八尺三幅) 標帛帶四條、(各長八尺、廣二寸五分)

右器幷帊帶等在寮家、當祭時出充、

〔延喜式三十大膳〕釋奠祭料

石鹽十顆、乾魚二升、鹿脯卅斤、鹿醢一升、魚醢一升、兎醢一升、豚胉一升、鹿五藏一升、脾析菹一升、羊脯十三斤八兩、(代用鹿脯) 糯米四升、大豆、胡麻子、乾棗子各二升、黍子四升、栗黃一斗一升、榛人、菱人、芡人、韮菹、蔓菁菹、芹菹、筍菹各二升、葵菹九升、鹽一升五升、醬三升、三牲宍各一頭、鹿一斗五升、(大羹料) 鹿一斗、(醢料)

同祭別供料

東鰒十斤、薄鰒五斤、隱岐鰒十八斤、串貫羽割鰒、阿波鰒、押鮎、煮海鼠、脯各六斤、筑紫鰒二斤、蔭鰒、烏賊各四斤、火干鮎十八斤、堅魚十六斤、煮堅魚八斤、雜魚楚割卌八斤、腊六十斤、海藻卅六斤、鮭廿隻、紫菜六斤、木綿二斤、

〔延喜式三十三大膳〕筝子一圍(得二升) 料、鹽九合、搗糟三升

右釋奠料

〔延喜式三十九內膳〕諸祭雜菜春秋並同

釋奠祭四斗色目見大膳式

〔延喜式三十五大炊〕釋奠料春秋亦同

稻米、粱米各一升四合、並先聖先師二座料、稷米六升六合、黍米七升七合、先聖先師九哲十一座料、

鹿筥四合、韓竈一具、並十一座料通用、

米四石五斗、享官一百人、學生三百五十人料、人別一升、薪三百九十斤、

右諸祭料依前件、其當祭日、允屬史生各一人、率炊部使部等、共赴祭所供事、

〔延喜式三十二大膳〕同〇釋奠祭雜給料、

鰒堅魚享官五位二人、六位巳下九十八人、別二兩、煮堅魚烏賊五位二人別二兩、雉腊享官百人別二合、學生三百五十人別四合、海藻百人別二兩、醤二人別一合、九十八人別五勺、酢二人別二勺、九十八人別一勺、鹽二人別四勺、九十八人別二勺、學生三百五十人別一勺五撮、漬蒜房蒜英韮搗五位巳下官人巳上卅人別一合五勺、漬蜀椒子人別一勺、漬菜始日享官五位巳下一百人別二合、朔夕料、學日學生三百五十人別一合、

窪坏盤各九十口、匏十五柄、箸竹百廿株、

右春料依前件、秋亦准此、

〔朝野群載二十一雜文〕大學寮牒　播磨國拚濟所

欲早被進濟米佰斛事

牒、件米二季釋奠御祭用途料也者、早任式數、可被進濟之狀、牒送如件、以牒、

天永四年三月七日

正五位下頭兼文章博士周防權介藤原朝臣在判

〔延喜式四十造酒〕釋奠料春秋同

醴齊、醠齊、清酒各二斗、別貢清酒三斗六升、巳上享料、酒一石七斗七升三合、雜給料、四尺臺盤一面、朱漆酒海一口、盞十口、盤十口、金銀杓二柄、白銅提壺二口、瓶子二口、平文明瓶二口、居短坏、大酒罇二合、中酒罇二

合、（並居漆大案）鎗子一口、鐵火爐一口、（居高机）布盡毯代一領、匏十五柄、（自所司受）炭一石八斗、（自主殿寮受）

右供奉雜物、依前件、其醴齊以白米一斗八升、爲粉、以九升、爲麴、醠齊以黒米一斗三升、爲粉、以六升、爲麴、清酒五升加汁、並前祭四日造備供奉、

〔延喜式主水四十〕釋奠料

享日官人一人、率水部六人仕丁四人、汲花水六斗供祭、雜給料粟一升、陶垸二合、

〔延喜式主殿三十六〕釋奠料（春秋並同）

名香二兩、（受藏人所）胡麻油二升、油瓶一口、燈盞八口、（加盤、下皆准此、）燈炷布二寸、松明七十把、（五十把燎五所料、廿把燒幣物料、）

〔續日本紀元正八〕養老四年二月乙酉、令檢按造器二司造釋奠器、充大膳職大炊寮、

〔江家次第二月五〕釋奠

又說

寮官居聰明。（公卿料盛高坏、居臺盤上、非參議料以折敷居大盤、）酒正獻盃、（跪飲之、近代必無之、）

〔江次第抄五〕釋奠

寮官居聰明　聰明者胙也、餅（白壘）粱（アハ）飯栗黃、乾棗（ホシナツメ）也、

〔枕草子七〕二月、くはんのつかさに、かうちやうといふことするは、何事にあらん、しやくでんも、いかならん、くじなどはかけ奉りてする事なるべし、そうめいとて、うへ（○一條）にも、みや（○一條皇后藤原定子）にも、あやしきものなど、かはらけにもりてまゐらする、

〔日本紀略桓武〕延曆十二年二月己未、（○十一日）大學寮言云々、供牲全體、令進祭庭、一依禮法、許之、

〔三代實錄光孝四十八〕仁和元年十一月十日庚寅、勅定左右近衞左右衞門左右兵衞等府、所送釋奠祭牲、其一應送進鮮牲事、檢太政官去延曆十二年五月十一日格云、祭禮之事、潔淨爲本、又割特體明在禮法、然而頃年諸國進特、既以割穢、供禮瀆盟、多乖禮制、須並用全體、令進祭庭、一依禮法、割鮮升供、式云、

三牲各加五藏、六衞府別各一頭供之、今案延曆格、所以令全體供者、以取其新合其禮法也、而式文曰、各加五藏、卽是解體可知、雖全體解體前後各異、而至于潔淸新鮮、是古今不易之法也、而今諸衞牲、腐臭尤甚、弃而不用、可匪常祀、忍而供之恐乖禮制、祭禮之正道鮮潔爲先、宜殿下新制令合禮法其二應定牲代魚色事、式云、享日在諸祭之前、及與祭相當、停用三牲及兎、代以鮮魚、而今諸衞所進牲代物、或乾魚、或果子、所送非一、猥任人意、宜令六府送鮐鯉鮮潔者也、其三應停六府送兎、輪轉令送乾兎二頭事、式云三牲及兎、六衞府各一頭供之、又云、豆實兎醢五合、今檢先聖先師獨供兎醢、其餘不供之、加以造醢之法、先乾其肉、百日卽成、謂之乾豆者、是取其義也、而今諸衞府祭前一日之夕送鮮兎、夜中造醢、豈合禮意、自今以後潔淨乾曝、先祭三月、送大膳職、依禮令造、其送致之次、左近爲一番、餘府依次輪轉、終而更始、如此則豆實合禮、衞府省煩、先是大學寮申請改行此事、至是許之、

〔西宮記（八月）〕釋奠

延長元年八月十四日、依伊勢幣使齋、釋奠祭三牲進其代事、

〔北山抄（一二月）〕上丁釋奠事

天慶六年八月一日、釋奠、依明日伊勢奉幣事、諸衞幷本寮、三牲以魚代可令進之由、右大將〇藤原實頼仰外記公忠、

〔百練抄（六崇德）〕大治二年八月十日、釋奠、依殺生禁斷、不供葷腥之類、

〔台記〕久安二年四月一日庚子、往古釋奠供肉、（見式）中古以來止之、或者云、人夢云、文宣王云、大神宮常來臨、奠供肉、因止之、

〔古今著聞集（一神祇）〕大學寮廟供には、昔はゐのこ、かのこ、をもそなへけるを、ある人の夢に、尼父の宣はく、本國にてはす、めしかども、この朝にきたりし後は、大神宮來臨同禮、穢食供すべからずとありけるによりて、後には供せずなりにけるとなん、

〔百練抄九安德〕壽永二年八月五日、釋奠、不供葷腥、僅備靑菜之類、

〔釋奠供物圖〕籩十

堅鹽五果　乾魚一升　乾棗一升　栗黃一升　榛子人一升　菱人一升　芡人一升　鹿脯八兩　白餅二升　黑餅二升、用黑黍

豆十

韭菹一升　醓醢五合　菁菹一升　鹿醢五合　芹菹一升　兎醢五合　筍菹一升　脾析菹五合、用鹿百葉　豚胎五合

魚醢五合

簋二

稷飯用米六合　黍飯用米七合

簠二

稻飯用米七合　粱飯用米七合

㽅三　鉶三　俎三

大羹　肉羹　三牲肉

已上先聖先師同之

籩二

栗黃一升　羊脯一斤八兩

豆二

葵菹一升　鹿脯一斤八兩

簋一　簠一

稷飯六合　黍飯七合

甄一　鉶一　俎一

大羹　肉羹　牲肉

已上九哲各如此

總數

堅鹽（二坏十果）乾魚（二坏二升）乾棗（二坏二升）栗黃（十一坏一斗一升）榛子人（二坏二升）菱人（二坏二升）芡人（二坏二升）鹿脯（十一坏十六斤八兩）白餅（二坏四升）黑餅（二坏四升、用黑黍）羊脯（九坏十三斤八兩）韮菹（二坏二升）兎醢（二坏一升）筍菹（二坏二升）脾析菹（二坏一升）豚胎（二坏一升）魚醢（二坏一升）葵菹（九坏九升）稷飯（十一坏六升六合）黍飯（十一坏七升七合）稻飯（二坏一升四合）粱飯（二坏一升四合）醓醢（二坏二升）菁菹（二坏一升）鹿醢（二坏一升）芹菹（二坏二升）

牲及大羹肉羹數不見、仍不注、

名香二兩

別買物

東鮑十斤、薄鮑五斤、隱岐鮑十八斤、串貫羽割鮑六斤、阿波鮑六斤、押鮎六斤、熬海鼠六斤、脯六斤、筑紫鮑二斤、薩鮑四斤、烏賊四斤、火干鮎十八斤、堅魚十六斤、煮堅魚八斤、魚楚割卅八斤、腊六十斤、海藻卅六斤、鮭廿隻、紫菜六斤、木綿二斤八兩、淸酒三斗六升、

〔新抄〕弘安十年三月七日丁酉、夏中仙洞讀書事、公卿殿上人紀傳明經明法醫陰道等皆悉被結番、冷泉宰相經賴奉行之、　九日己亥、自仙洞奉寫大學寮先聖先師九哲御影等、是夏中讀書之間可被奉懸之料也、繪師前中務少輔爲信、博士師多以下參入之、　四月六日丙寅、自今日仙洞被莊嚴廟堂、廟器以下新造、御影被奉新寫之、自八日可被始讀書之故也、　七日丁卯、同日奉實檢大學寮廟像御影一二事、今日於仙洞廟堂被備進廟供、良季眞人參上讀表白、〇中略　自明日讀書暫延引之由被仰下也、

〔延喜式十八式部〕凡釋奠執經執讀侍講等祿、省具錄人物數申官、（其儀見大學式）

習禮

〔延喜式大學二十〕凡講論畢、申省給祿、執經絁六匹、綿十屯、布八端、執讀絁四匹、綿十屯、布六端、侍講者絁二匹、綿五屯、布三端、

〔康親卿貫首拜賀次第〕大學寮領事、爲西坊城父子致田地失墜之沙汰、聞去明應八年、一國被召放之、先聖先師日供已下、如先規可被致嚴重儀之由被成勅裁之處、近年平口爲無謂押領之條濫訴之至也、雖然今度就武家口爲既云逐電而爲公領、彼是以如元全領知、可令專朝役給者、依天氣上宜如件、

　永正五年四月廿四日　左中將判

謹上　坊城菅中納言殿

上書（ウハガキ）　左中將康親

綸旨案

大學寮事　公領異于他之處、爲大藏卿入道井式部權少輔長光父子、悉以沽却之間、先聖先師日供令闕怠之條、言語道斷之次第也、既自專公領、令沽却之處、尤不輕者哉、口一圓被召放之上者、早於田地賣得之輩者、令勘落之、全寮領日供已下、任先規可令致其沙汰給者、依天氣執達如件、

　明應八年五月廿四日　廣橋守光朝臣　左中辨判

謹上　坊城少納言殿

〔延喜式大學二十〕釋奠十一座〇中略

預享之官、散齋三日、致齋二日、〇中略　致齋之日、給朝夕酒食、各習禮於齋所、

〔本朝世紀〕仁平三年八月五日壬戌、辨少納言外記史三省輔丞錄參官廳、有三省政習禮事、來十日可有三省政之故也、舊例二八月十日、當釋奠之時、於官廳有三省政也云々、　八日乙丑、左大臣被奉遣使者於大學廟倉、爲無風雨之難也、有告文、大內記遠明作之、以直講賴業爲使、又左府率子息門客等參大學、有未明祭習禮事、　十日丁卯、今日釋奠也、先於官廳有三省申政事、左大臣、中納言公能卿、參議師長卿、著太政官廳聽政、其後引參大學寮、有釋奠事、用晴儀、　太政大臣權中納言忠基卿著寮、子細在別記、

內論義

〈台記〉仁平三年八月五日壬戌、今日成隆朝臣率三省輔已下參官、令習申政之禮、次成隆朝臣參寮、令習釋奠禮於諸司、中間降雨、不習堂下之禮云々、

〈延喜式二十大學〉凡釋奠秋祭、座主博士引問者等、候於內裏、隨召昇殿、一々論義、

〈延喜式三十八掃部〉八月釋奠明日內論義、紫宸殿南廂東第四間、設答者座、當其後簀子敷問者座、其東差退博士已下座、當北面西上、並用床子、王卿及近衞次將出居座如常、

〈西宮記八月〉釋奠

內論議

天皇御南殿、近代懸御簾、或有餘熱時懸御帳、南立大床子、爲御座、內侍出、王卿昇、着靴、出居昇、出自日華門、本陣、或記云、自擧侍從參上、上卿召內豎、云千不左宣、而日立東廊西頭、內豎唯、四人、於日華門外唯、參入、着靴插笏立櫻樹西北角、去南二丈、北面立、則當參、上卿云、博士等召せ、唯出、右廻出召、博士座主學生十一人自日華門參立、立櫻樹東二丈、五位前、六位後、並西上北面、兩日立宣陽殿庭、立定、或文云、上卿目、仍昇云々、昇自東階著床子、着賈子數床子、或離兩儀不兩向、立櫻下後昇、列上卿召座主名、有大博士者、先召之、座主下床子中跪稱唯、至問者床子東邊、北面磬屈、申官姓名、再拜進座主床子下、膝行插笏、取如意、進出自床子東邊著座、或記云、座主著答者座、稱他經名、初大博士稱講經名、次上卿召一博士名、直講以上、皆上卿所召也、下自座、唯至問者座東邊、中官姓名、再拜候著座、論義、同答畢、問者還著本座、當日座主外、若有大博士者、先召博士、博士下座、唯至問者床子下、磬折中官位姓名、再拜進跪、插笏取如意自床子東邊著之、次座主又被召、至問者床子下、申官位姓名、再拜候著問者床子、博士云、其書者、以書名讀漢音、以所御經文問博士、問答論義了、大博士退跪取如意、復本座、座主先還本座、更進跪取如意著前床子、不待召、次問者著座、以講書名仰、如前儀、論議後、上卿召一博士云、召々是聽說云々、即一博士不待上卿次第召得業生以下名、同上儀、得業生以下、進退同上、但中間職位名不同、論議以講經文可問、論議後歸御、座主還本座、從上引下退出、出日華門、王卿下出居下、博士以下候敷政門外、藏人一人、出納小舍人等持祿候門內、近衞將監取祿、一々給、五位黃衾、六位綿一連、博士以下拜舞踏、列立太子直廬南、重行、當御物忌者、令藏人奏明經博士候由、不出御、由奉勅、仰外記可進夾名云々、依例給祿云々、私記云、無講宴之時、不賜祿云々、

〈江家次第八月〉釋奠紫宸殿內論義裝束

弘仁六年二月戊申、延大學博士及學生等於殿上、立後賜祿有差、釋奠明日內論義也、或雖無論議、上卿參陣、博士參入、令奏事由、藏人賜祿、

當日早朝上殿御格子、(掃司)撤東南障子、(近代無件障子、)御帳前方上三面帷、(東南西、掃司、)母屋北邊立御障子、殿東第三四間中柱外面打簾臺懸御簾、母屋南面東西六間同懸之、其內副東御簾南北行立亘大宋御屏風、(西向、)不及北障子七尺、(爲內侍路、)御帳前三箇間、(立同御屏風南面、)自件御屏風西妻南北行立同御屏風、其內敷廣筵御帳東間敷二色綾毯代、四角置帛裹鎮子、其上竝立平文大床子二脚、(東西妻、)其上敷高麗縁、其上敷菅圓座一枚、南御簾外南廂中央立赤漆床子一脚、(音者座、有茵、其左方置如意、掃部寮從藏人所請置之、)其南簀子敷上立白木床子一脚、(問者座、有茵、)御座東間屏風下南北行敷兩面端帖一枚、爲執柄座、南廂東第一二三間南邊去柱二許尺立兀子床子、爲公卿座、(北向、大臣兩面、納言縁、三位參議獨床子、四位參議長床子、並簀子敷物、)件兀子床子不及西御簾五尺許、當中納言座後南簀子立亘白木床子八脚、(東西行、)爲得業生幷問者生座、東廂南第一間立白木床子二脚、(西向、有茵、南次將座、北侍從座、)

〔江家次第(八八月)〕釋奠後朝

公卿著陣

外記取博士等夾名、覽上卿、見了返給、(或上卿奏之、然而二通內以一通奉藏人所、仍更不可奏之由見四條記、)

天皇御南殿、著帳中御座、(內侍二人取劔璽候御後、髮束同四月旬、命婦四人、藏人四人相從、)

內侍召人(出自母屋北簾南妻、副障子行東、經出居座前行南、居階上簀子、)

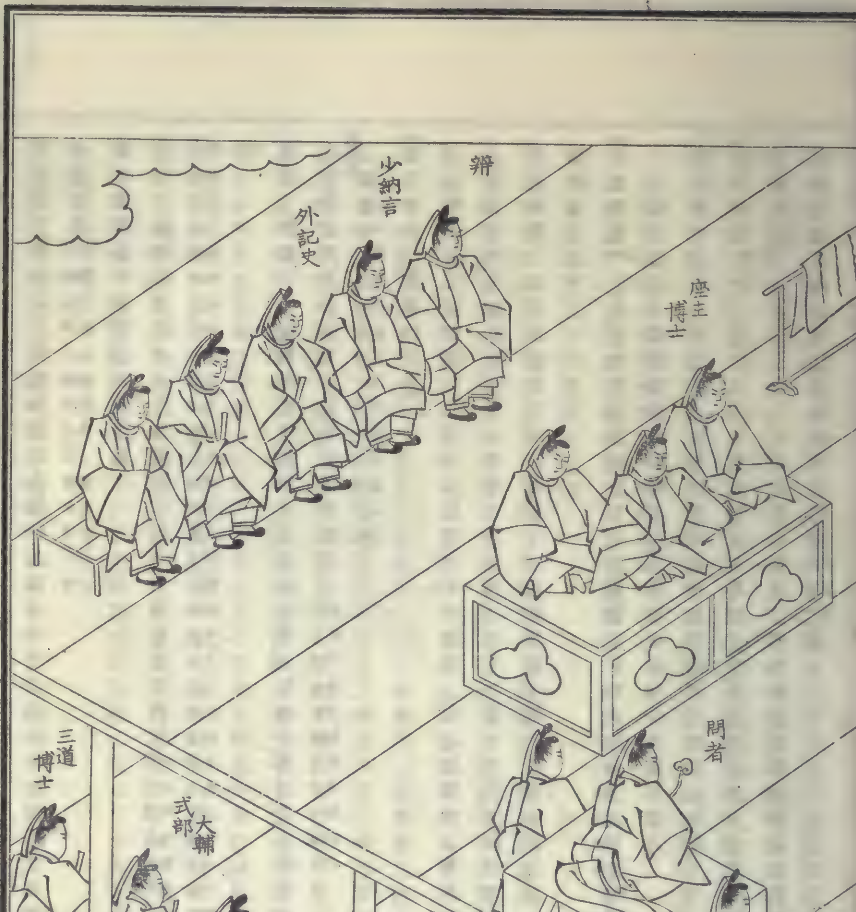
王卿參上(著靴、遲參者不參上、博士依參上之後無道便歟、)

次出居次將、率侍從入自日華門參上著座、他儀者有大臣大將者先參上、而今日依延喜之比定王卿先參上、

次上卿召內豎、(二音、)內豎於日華門外稱唯參入立櫻東北、(九條年中行事云、樹坤方、西宮記西北云云、而清涼抄如之、兩儀立東廊西頭、西面、)

大臣宣召博士等、內豎稱唯出召之、博士五人、得業生四人、問者生二人、入自日華門列立櫻東北、(北面西上重行、年中行事、及西宮記東方云云、兩儀立宜陽殿西廂、)立定云云、其後次第參上、(清涼抄云、上卿目之也、)著簀子敷座、上卿召博士名、博士下


弘安十年釋奠圖内論議
上卿
發題
參議
贊者
音博士
三道學士


辨
少納言
外記史
座主博士
問者
三道博士
式部大輔

座稱唯、立問者床子東頭、申官姓名、再拜進兩三步、膝行插笏執如意、著答者座、

次召問者、（直講以下上﨟召之、得業生以下博士召之、但上﨟目第一博士令召之、）

問者稱唯再拜著問者座、同上儀、

次博士稱講經名、問者起疑論義、如常畢、一々應召著座問答、（是大博士爲座主之義也、若次博士爲座主之時、先猶召大博士、次召座主博士、博士就問者座論義、了各復本座、上﨟目座主、又進執如意、答者座主更稱他經名、待問折疑、大博士不參者、雖有上﨟、先可召座主、淸凉抄也、年々四條記如之、而九條年中行事云、座主復本座後上﨟又召之云云、）

畢博士等退下、次公卿出居下殿、博士等退出之間、外記博士告召之由、卽進列立敷政門東庭、藏人一人、立敷政門內、令陣官給祿、博士等拜舞退出、（先是藏人所出納、令持祿物候敷政門外、不出御時自給之、）

裏書云

祿物（五位博士黃衾一領、六位博士襖子一領、或疋絹、得業生以下綿一連、）

〔禁秘御抄下〕明經內論義

主上御南殿母屋御簾內、次內侍臨檻喚人、次公卿參上、次近衞將參上著座、次大臣喚內豎、內豎稱唯、入自日華門、立櫻樹西南、大臣宣博士召、次博士已下入自日華門、列軒廊前、（櫻樹程四上北面）次大臣召博士等、著南簀子床子、次問答、次博士等退下、次公卿出居下殿、次還御本殿、次藏人令持祿、於左青鎖門下、令給博士以下、

〔江吏部集中帝德〕昔漢明帝、聚諸儒於白虎觀、講論五經疑義、我朝承和聖主（仁明）當仲秋釋奠翌日、召明經儒士幷弟子等於紫宸殿、解釋滯疑、以成流例、余列侍臣、傾耳感心、

白虎觀中談義日、紫宸殿上解疑時、永平故事承和例、累代相傳不失期、

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年二月戊申、延大學博士及學生等於殿上立義、賜祿有差、

〔日本紀略淳和〕天長二年八月戊申、召大學博士學生等於紫宸殿令論義、賜物有差、博士從五位下伊豫部連眞貞論詞可嘉、有勅卽補次侍從、○又見政事要略

學生見參

〔政事要略（二十二八月）〕天長八年八月、召大學博士及得業生等、令問尺奠所講毛詩義、相論訖賜祿有差、例也、

〔日本紀略（淳和）〕天長八年八月戊辰、召大學博士以下、令問毛詩義、賜祿、

〔續日本後紀（七仁明）〕承和五年八月丁亥、釋奠文宣王也、　戊子、天皇御紫宸殿、召大學博士學生等十一人、遞令論難昨日所講尙書之義、賜祿有差、

〔三代實錄（三十四陽成）〕元慶二年八月四日丁卯、釋奠於大學如常、　五日戊辰、明經博士學生等、奉參內裏、帝不召見、卽於日華門賜祿而罷焉、

〔日本紀略（一醍醐）〕延喜五年八月一日、（○丁亥）釋奠、　二日於南殿、有內論議出御、

〔扶桑略記（二十四裏書醍醐）〕延長八年八月十七日戊申、釋奠內論議、博士等依廢務日還遣之、無先例、由外記申云々、

〔天延二年記〕八月十一日、（○丙戌）釋奠內論義事、（不知年月）外記取博士名簿覽上卿、上卿見了返給、（一通藏人所云々）御出內侍、召人、王卿參上、（不依大將）次出居、次侍從等參上、上卿召內豎、上卿召博士、博士等著座、上召第一博士、（無大博士之時、先召座次、座主博士二人爲說者云々）次上召座主云々、問者還座、次□□者置如意、次上亦召座主、（無拜）次第召問者、（上卿召直講以上得業生以下、令博士召也、）座主還本座之後、自第一博士一々起座退下、次還御、次王卿出居博士於日華門之外脫靴欲退出之間、外記告召由、博士等列立敷政門東庭給祿云々、

〔日本紀略（三村上）〕天曆元年八月六日丁亥、釋奠、　七日戊子、天皇御南殿、召博士等內論議、但無博士祿、

〔日本紀略（五冷泉）〕安和元年八月六日丁巳、釋奠、　七日戊午、內論議、准天德二年例給祿、

〔日本紀略（十三後一條）〕寬仁三年八月三日丁亥、釋奠、有宴座、儒士文人多不參、詩四五枚也、　四日戊子、內論義、

〔管見記〕弘安六年八月七日、（○戊子）朝座儀法如例、（○中略）予（○藤原公衡）申刻許着束帶、（蒔繪劔、紺地平緒、無文帶、）參內、（毛車、侍一、

獻胙

人、藏人頭上部上番頭雜色以下如恒、依釋奠學生見參也、分配可存知之由、兼日奉行藏人大輔仲兼相觸、仍參行、抑爲歸進夕座儀法、如法中一點可催之由觸遣仲兼了、近代大略夜陰歟、
先以番頭內々問事具否於仲兼許、未具之由答之、仍先參本院、於御前入見參、次告事具之由、則參內
直着陣、奥須臾少外記中原利重參小庭申云、昨日ノ釋奠ノ學生見參候、予仰云、令候、次召官人、二音
官人參小庭、予仰云、藏人一人、次藏人兵部權大輔仲兼、先々六位藏人也、今日五位藏人、頗嚴重歟、來奥座、予小居向奏曰、
明經博士候、藏人退出、則歸來、仰云、不出給、依跡行へ、予氣色職事歸去、次予揖起座、移着端座、召官人、
令敷軾、又召官人仰云、外記召せ、外記利重參上、仰云、博士見參進れ、外記稱唯退出、則持參、入筥有禮紙、參釋奠、
座主同者等交名也、予見了、則返下、外記披筥退出、予召官人令撤軾、次起座退出、依召參黑戶、主上出御、少時入
御、予退出、

〔勘仲記〕弘安七年八月二日丁未、今日釋奠也、○中略　三日戊申、今日釋奠後朝、學生見參分配、上卿左
衛門督稱所勞、俄申子細之間、大炊御門大納言催出了、秉燭可參內之由被示、仍下知官外記了、今夕
與奪六位定衡了、予不及出仕、其儀爲後日記付之、上卿着仗座、外記進小庭、申明經博士見參候之由、
上卿仰云、持參レ、外記覽之、上卿見了、返給外記、次上卿以藏人奏明經博士參入之由、藏人歸來、仰無
御出、依跡可行之由、藏人於敷政門前給祿於博士學生等、上卿已下退出、但近年給祿事中絕了、只被
奏許也、藏人方給祿博士交名一通、外記送藏人所、爲令召祿於內藏寮也、近年付交名於藏人方事、猶
無陵夷云々、給祿事中絕了、爲之如何、

〔名目抄恒例諸公事〕獻胙(ケンズソ)釋奠之明日有此事、

〔撮壤集上年中行事〕二月上丁日釋奠事　明日獻胙(ケンソ)(ヒモロギ)事

〔撮壤集上年中行事〕八月上丁日釋奠事　明日內論義事、獻胙事、

〔建武年中行事〕上の丁の日、○二月大學寮にて尺奠あり、○中略あくる日ゐやくてんの胙をまゐらす、
藏人一人もちて、あさかれゐの前にすゝむ、くら人又一人御手水の方のすのこにて、あれはなに

釋奠例

そのものぞと云、藏人こたへて、ふんやのつかさのたてまつれる昨日の釋奠の胙と、そもじをながくいひて、たかくさゝげもちて、簾中へいるゝなり、

〔小右記〕天元五年二月廿四日丁亥、今日釋奠、依穢所被延也、　廿五日戊子、大學助有家、獻昨日釋奠胙、內藏寮不獻、祿仍不給、卽藏人恒昌持參御前、先是孝忠於御前問云、何物者、答云、大學寮獻胙者、(須稱唯可奏物名失也)

〔藤原家傳下武智麻呂〕四年(○大寶)三月、拜爲大學助、(○中略)至慶雲二年仲春釋奠、公謂宿儒刀利康嗣曰、傳聞三年不爲禮、禮必廢、三年不爲樂、樂必亡、今釋奠日逼、顧作文、祭先師之靈、垂後生之則、於是康嗣作釋奠文、其詞曰、惟某年月日朔丁、大學寮某姓名等、以淸酌蘋菜、敬祭故魯司寇孔宣父之靈、惟公尼山降彩、誕斯將聖、抱千載之奇姿、値百王之弊運、主昏時亂、禮廢樂崩、歸齊去魯、含歎於衰周、厄陳圍匡、懷傷於下蔡、門徒三千、達者七十、敷洙泗兮忠孝、探唐虞兮德義、雅頌得所、衣冠從正、豈謂頹山難維、梁歌早吟、逝水不停、楹奠奄設、嗚呼哀哉、今聖朝魏々、學校洋々、褒揚芳德、鑽仰至道、神而有靈、伏惟尙饗、

〔續日本紀十聖武〕天平二年二月丁巳、釋奠、詔遣右中辨正五位下中臣朝臣廣見、就大學寮、宜勅、慰勞博士學生等、勸勉其業、仍賜物有差、

〔左經記〕寬仁四年八月八日丁亥、及午後參大學寮、皇太后宮權大夫、左京大夫、參着廟門、先拜廟、次着寮饗、次着都堂、(廟儀)講論了、次着百座、次着宴座、(雜事如例)次着穩座、(講師式部丞定親、讀師大外記中原永國、)事畢、上下分散、(左京大夫被獻絕句)風聞四條大納言(○公任)依不參、外記令史賜使、差文於大夫外記文義朝臣、(在所勞在里亭云々)

〔中右記〕寬治八年(○嘉保元年)八月八日丁丑釋奠也、(○中略)爰召前文章得業生敦光、爲講師、寮官一人候指燭、詩講及半之間、敦宗參來、滿座屬目、數年籠居之人、初依參仕歟、左少弁有信詩、頗以作換人々感氣至、敦基朝臣詩、已有意趣、詩云、天曆寬弘寮學後、儒林依舊擅光華、誦文及數行、彼維時忠輔早出從儒林、已昇於納言、今此座上卿被追舊跡之由也、昔延喜御宇、有如此事、紀中納言(○長谷雄)爲上卿日、菅相公

淳茂詩云、不信諸生廻首見、此筵卿相本何人、滿座詠此句、尤以感興、今已叶舊跡歟、左大弁不被獻詩、上卿從懷中取出詩云、上卿詩、先例不給讀師、可給寮官也、而今夜便給讀師者、上卿詩云、槐市當初螢雪夜、豈圖衣錦晝時歸、人々詠此句、數剋不立座、誠以珍事也、漸及夜半、各々分散、

〔殿曆〕康和三年八月八日丁酉、釋奠、酉剋許、五位藏人師重朝臣來云、今日釋奠也、而宴座可候歟如何、上卿治部卿介奏云、御堂〈〇藤原道長〉御事時無宴座、是帝王祖父故也、他人凶事時者有宴座云々、而於今度者、何樣可候哉奏旨如此、可量申之由有天氣、〈〇堀河〉余〈〇藤原忠實〉申云、左右可候勅定也、但去二月比抱悲籠居宇治亭間、御錫紵之由奉之、而彼時御錫紵候者、今日宴座何樣に可候哉、左右可隨勅定、卽宴座止了、

〇按ズルニ、藤原師實此歲二月十三日薨ズ、

〔山槐記〕治承四年八月七日丁亥、今日釋奠也、上卿闕如、可參勤之由、爲頭弁經房朝臣奉行、去二日有書札、仍參入、本分配三條大納言〈實房〉、在吹田、申故障歟、大學寮火事已後、於官廳所被行也、〈廟倉被燒、仍前頃所本渡也、〉以正廳爲廟堂、以西廳爲都堂、南門設上卿參議座、南門外東腋以平張二字爲廳屋代、申斜知參廟門、〈駕毛車〉着門內兀子、式未置、召使取之、召使來云、着座以前置也、〈件式置折敷、無筥歟、〉召使者先來向壬生辻邊、進前申之弁〈右中弁兼光朝臣也〉被申云、出立可尋、予云、近年云々、其事云々不可然、立北幄中、予召召使、相尋事之具否、申云、兩大外記〈賴業師尙〉大夫史〈隆職〉候福原、於賴業眞人者、爲參釋奠、去頃雖能歸舊都、依火急召、一昨日又參入了、六位外記、近日有二人、一人候于福原、只一人在舊都、而因放生會上宰相闕如之由、參福原、只今歸着鳥羽之由雖申遣、未參入、史一人可參之處、未參入、遣召了、直講近業參入、於明經講論事者具了之由所申也者、早重可遣召上官之由仰之、日沒之間、左大辨長方參入、着廟門床子、予召召使、仰云、外記參入頗不定歟、以史爲代、可令申都堂裝束了之由、不可着廳、又不可有廟拜、宴座事依新院〈〇高倉〉御不豫可停止之由可申弁、又外記參入之時可令仰知者、史來廳門外砌下、申都堂裝束了

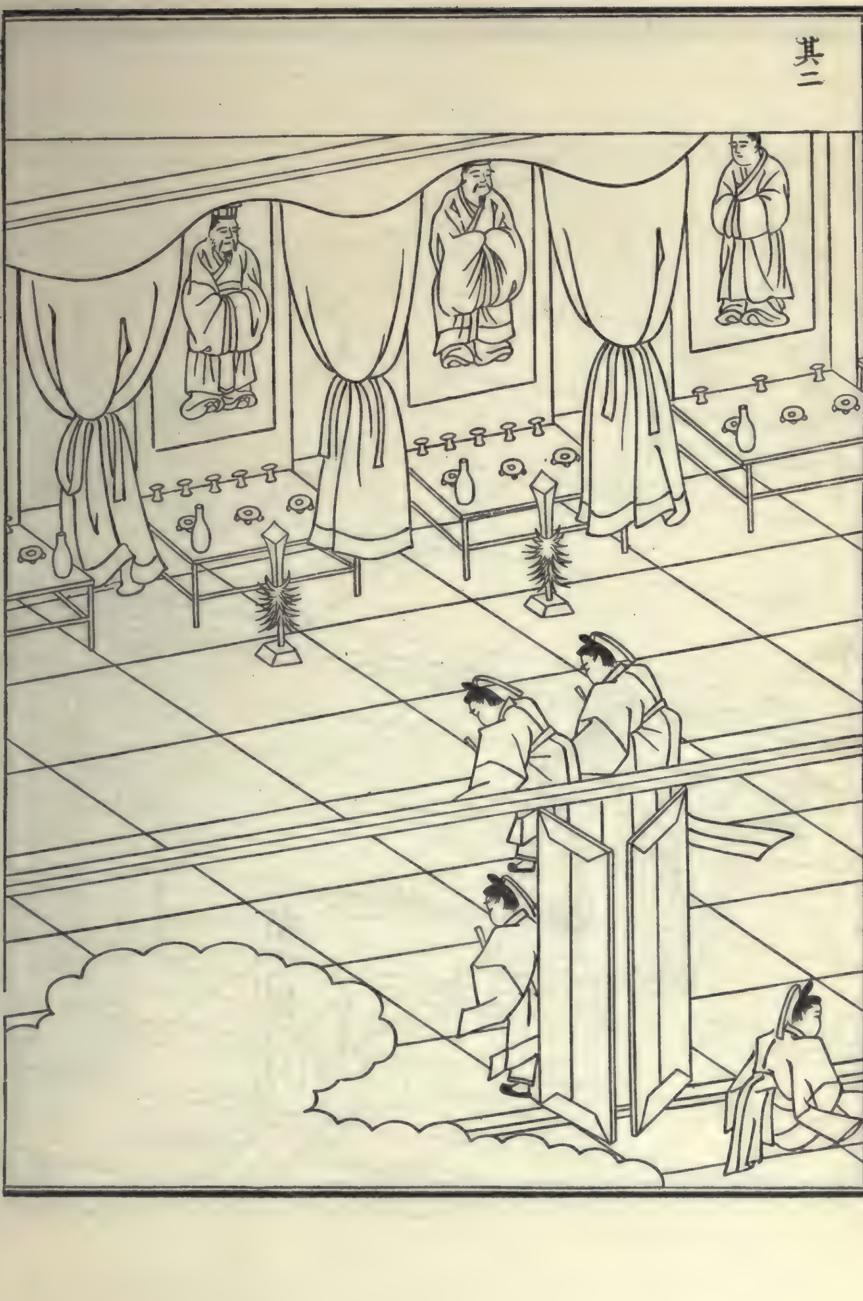
由、予起座、經房下、（上方雖有傾、依座上、經下方、）自廊西方經都堂前立北壇上兀子前、（參議床子立西、然而左大弁着不進立此所、於壇下着靴、）靴入艮角間、北面着座、左大弁同着座、右中弁兼光朝臣、少納言仲家以下、入巽角間、南面着南壁下座、主殿寮四人、取松明、母屋北二三間、東西相對立、予召召使、催遲々事、座主音博士等着高座、誦同題、論義了、座主以下退出云々、取如意、是懷中、左大弁同云々、予經左大弁前、自着北壁外兀子、左大弁經予前、着座床子、改都堂裝束、設百度座、外記此時參會、仍來北壇下、（可昇壇上歟、）申裝束了由、予入先路、斜行着座右大弁以下又着座有三獻、造酒司唱平所勸也、此後立箸、無宴座之時、三獻之後、居聽明、仍暫不伏箸、予示弁曰、此後有居之物歟、弁曰、聽明也、即弁催之、寮官獻之、立折敷高坏於猶西方、予取菓物等入懷紙、悉不殘之、左大弁以下同之、次伏箸、予起座、自座後出北庇、（此事先年所爲也、猶可尋、）出中戸、於壇上脫靴着淺履、下壇下、經都堂西、出南門、明法博士章貞來、相遣召使二人、取松明、至于郁芳門砌內、止前今日被停宴座、無三道竪義、近例也、但永治元久安元雖止宴座、有竪義云々、然而不可有此事之由仰之、先例院宮內親王不豫之時止宴者也、但代始別可有議歟、然而事太重、不及異議、上治曆四年歟、考依先帝御事止宴座、是代始也、尤可准也、今年題者當文章博士光範朝臣、孝經聽　云、末代公事、遂口凌遲、況舊都事有若亡、哀哉、

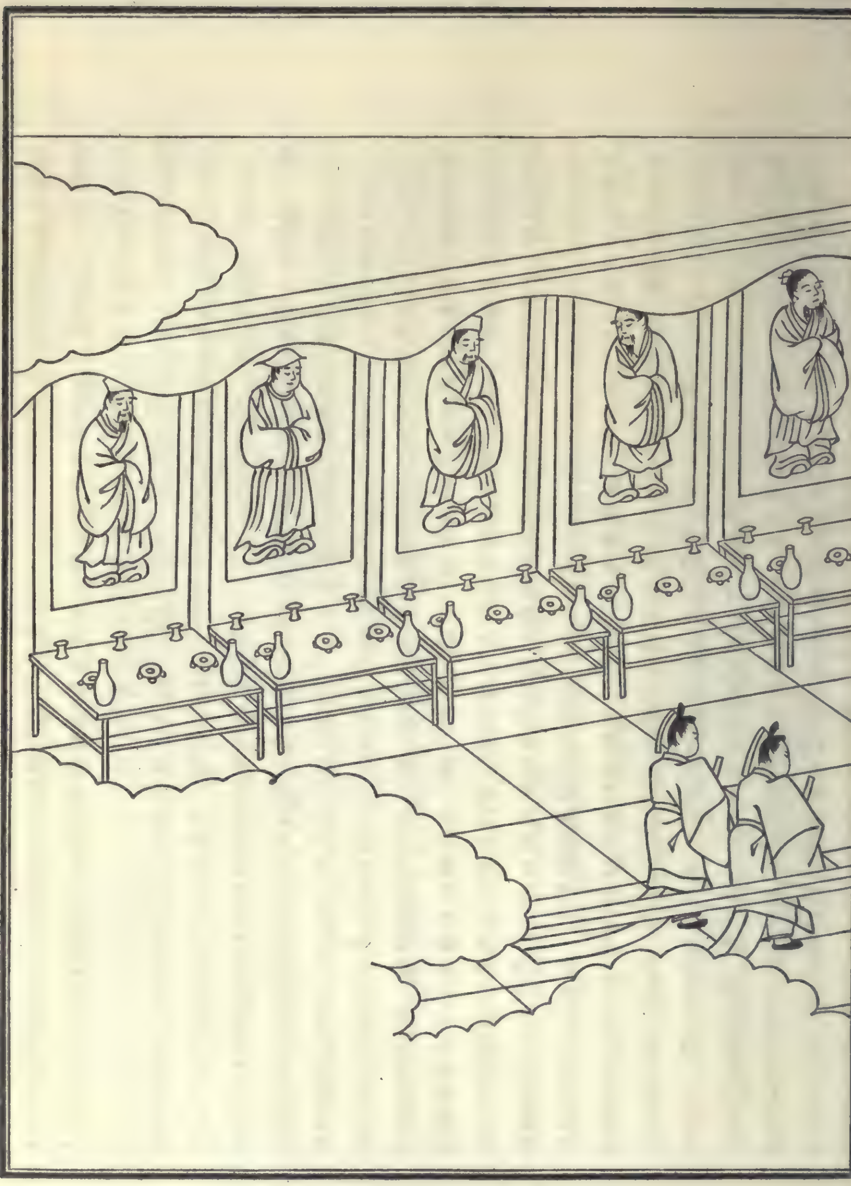
〔吉續記〕文永七年八月十日丁丑、今日釋奠也、雖未着廳、依有先例、申領狀、就中奉拜先聖先師、依所存也、先參禪門亭、申合詩幷作法事、次參左大臣殿、（○藤原家經）以親長申入、可有出御之由有仰、頃之親長告出御之由、予（○吉田經長）一揖起座、（○中略）逐電退出、依爲便路、向禮部亭、詩事爲申合也、一邊神妙之由被命、秉燭之間、相具靴參太政官、上卿姉小路中納言（○忠方）被早參、在廟門座、予着東廊座、（西上南面）外記（北上西面、）史（北上東面、）宰相遲參、及數剋被參、右少弁（兼頼、）少納言範□加着予座下、次上卿已下趣座於廟堂土廟、洗手、予把笏洗手、（諸司供之、）上卿昇自東戶、弁已下昇自西戶、予當上卿後立、而先拜先聖、（二拜）次拜先師、（二拜、）次自下臈退、予已下立西庭、（北上東面、）上卿向予一揖、答揖、宰相同揖、答揖、次上卿宰相歸着廟門座、予已



〔弘安十年釋奠圖〕拜廟




其二



下歸着東廊座（撤座之間、不及着座、此條不可然之旨命、大外記師顯、近例每度如此之由返答、）此間雨脚滂沱、上卿宰相向西廳、予已下入自東廊東戶、向西廳（縫色擁笠）於廳南壇上邊着靴、上卿宰相着坐之後、予入南第二間、經床子後、着之（西上北面）右司郎、給事中同着座、大外記師顯着弁座後床子、次儒生登高座、

〔勘仲記〕弘安十一年（○正應元年）八月四日丁巳、予（○藤原兼仲）參官司、依釋奠也、上卿亞相、參議左大弁雅藤朝臣、少納言爲任等參仕、予不立廟拜、依神事也、予着靴儲西幄邊、上卿參議着座、次弁雅藤朝臣、予着南一間床子、自後超床子一揖、其後着、次少納言着座（依位次也）西上北面、次座主博士助敎師淳替者等登高座、次論義、事了退、次上卿已下退、予等同之不改靴、次百度座、上卿宰相着座、次雅藤朝臣予等入廳庇南一間、弁母屋南第二間、着第三間床子、（弁史東、少納言外記西、）次有三獻、（酒司唱平、勸之）次上卿已下立箸、次拔箸起座、一揖退改着淺沓、次宴座、上卿已下着座如初、今度弁少納言已下、上官等着東床子、文章博士床子對弁座立西、序者床子對外記座立之、此間居聽明於上卿已下前、三道博士等廳北第一間庇、學生同西庇、竪義各一雙、次大學官人置墨筆、上卿已下次第置之、儒士雖一人不參、奉行翰林于今遲參、及數剋上卿被仰合外記、種々有沙汰、儒弁勸題者有先例、可勸仕歟之由、以六位外記被命、假雖勸題者、講師弁講頌儒士不候者、頗不可有其詮歟如何、問答之間、奉行翰林資宗相伴序者（子息秀才宗賢）參入、無講師器量之由申之、今夜領狀之輩一兩人有之、而悉不參之間、每事違亂也、諸儒（經文章生）一身參仕之間、以彼可爲講師之由、資高朝臣問答、再三固辭、然而怱可着座之由令申之間、令領狀了、先之上卿召文章博士資高朝臣進寄上卿傍奉之、仰云、題進レ、即歸着床子、自懷中取出之、置折敷進上卿、持空折敷歸着、次上卿以寮官人傳宰相座、以官人傳予、（置於尻下之後披覽、如元卷傳少納言、）次第見下、了傳序者秀才、次上卿已下起座移座、人々詩寮官人取集、入筥蓋、予詩給弁侍可付講師之由仰了、移座上卿、（北第一間東庇儲之、東面、）參議（北面）弁少納言、（參議後立床子、西上北面、）講師（諸儒）着座、資宗朝臣一人祗候、諸儒不及講頌、差聲讀上之、讀師右少史紀定直勸之、披講了、人々退出、上卿詩披講之程被起座、參議已下同前、經西廳後弁正廳後退出、上卿已下步列

先例也、于時後夜鐘以後事了、今夜之儀不足言之次第也、

〔康富記〕嘉吉二年八月九日丁酉、釋奠也、上卿權中納言淸房卿、民部卿少納言菅原益長朝臣、文章博士、題者、藏人頭左中弁明豐朝臣、權少外記淸原忠種、右大史安倍盛時、題者少納言益長朝臣、序者菅原重長、講師侍從菅原爲賢、文人大學頭菅在豐朝臣、座主初獻直講中原師秀造酒正、講書左傳、題內平外成、タヒラキタヒラク第九文也

〔康富記〕文安元年八月十一日丁巳、釋奠也、上卿中院大納言源通淳卿、參議菅原在豐卿、左中弁藤原俊秀、少納言菅原繼長朝臣、爲題者、文章博士、同爲賢、權少外記中原家久―分配忠種也、令相轉了、令相傳駒引也、史―召使―、初獻直講中原師幸、座主兼行之、題者繼長朝臣、講師爲賢、序者菅原在茂等也、文人只爲一人之間、相公在豐卿、乍座出頌聲云々、今日序者窮困之由歎申之間、被下御訪參百疋云々、座主同可被下御訪之由被仰之、

今日序、新宰相在豐卿草給之云、

〔康富記〕文安五年八月三日丁巳、釋奠也、上卿權中納言藤原持季卿、左衞門督輕服參議菅原益長卿、少納言同繼長朝臣、翰林右少弁勝光、藏人淸大外記業忠眞人、權大外記、予、叙留以後初參一﨟外記忠種、分配左少史盛時等也、未明。。祭如常、初獻淸直講宗賢、座主兼行、講論如常、講書論語也、論義學而篇、主忠種之也、問者正福丸忠行子也堂監彈正康忠也、東廊顚倒以後、每度仰木工寮、構廟門座東廊座分打假屋、如形爲其所、殊廟門座、上卿相公等參入之後、相談被直之、東西二間、南北二間分也、其中如形構戶代、戶南內東脇西面、凡上卿兀子前立机、置式筥、戶外北立參議床子、東面與上卿隔間也、未明。。。。。。祭畢、釋奠被始行、戌刻計歟、上卿參議着廟門、弁少納言已下着東廊平敷、薦上重半帖、少納言外記北上西面着之、局務自座東、令着給、仍予同自當間東着之、先向西有揖之後着之、先々於座南向北揖、跪脫沓、彼說予等同此進退也、今夜談申之處、如人々所存、就多分、自東可着之由被語之間、予同心之、弁史北上東面也、（中略）都堂御裝束畢之由、外記進廟門申上卿了、本儀廟拜畢之後、上卿歸着廟門給之時、申御裝束者也、次都堂儀如常、予局務兩人着南壁下床子、了公卿起床子給時、弁少納

祭儀省略

言外記等動座、弁少納言起床子之時、局務有動座、予先々退入了、講論畢、次百度座也、如常、少納言、局務、予六位等着西、北上東面也、着床子時、少納言自座上廻西、局務越床子、（左手突床子、先起右足、右足少踏床子上之由也、後起左足、予又如之、）起床子退之時、不起自退是例也、

〔康富記〕寶德元年八月九日丁巳、釋奠也、公卿中御門大納言、（宗繼卿）月輪宰相、（家輔卿）少納言菅原爲賢朝臣、（文章博士）左少弁藤原敎秀朝臣、少外記中原康顯、（分配）右大史高橋員職、召使宗岡秀國等、先未明。祭也、初獻役淸直學士（宗賢）座主兼行之、講書左傳也、依日吉神輿動座、被略宴穩座者也、就中今夜有興行、造酒正音博士代官外記可申之由、上卿兼令語于局務給、局務其旨被示送康顯之間、內々用意可令申之由仰含了、雖然上卿及半更被參、依遲參歟、可略之由、上卿被示外記之間、代官事不及沙汰云々、本儀申之歟、近來曾不見及事也、奉行藏人佐綱光也、中助敎師幸、今月六日轉大儒云々、今夜、弁少納言東廊座横座被着之、東上南面云々、又弁少納言同時揖、同時着座、起居爲同時云々、如何、大弁者着横座、中少弁東面也、弁少納言横座、少納言西面也、近例大略如此、所意得也、但引勘舊記之處、東廊座弁少納言南面（或東上或西上）之由見官方御裝束抄畢、文保三年二月十一日記曰、左中弁成隆朝臣、權右中弁資朝朝臣、少納言範國任位次西上南面着之、元亨元年八月六日記曰、少納言具行朝臣、左中辨成輔朝臣、權右中弁資朝朝臣、左少弁資房等、西上南面着之由有所見矣、

〔三代實錄 二十 淸和〕貞觀十三年八月三日丁丑、釋奠停講論宴飮、以勝子內親王薨後輟朝三日之限在此日也、

四日戊寅、明經博士等參內裏、不喚御前、賜祿而罷、

〔三代實錄 二十一 淸和〕貞觀十四年二月七日丁未、釋奠、大學助敎從五位下善淵朝臣永貞講毛詩、所司不給百度、大學寮設酒食、未開講之前、公卿就而餞之、不召文人及諸道學生等、以去年九月太皇大后崩、主上心喪日未滿之故也、

〔貞信公記〕承平二年八月八日（丁巳）〇釋奠、外記公望申云、右大弁一人參、不能行事云々、仰云、貞觀十三

年八月釋奠、依去月廿八日勝子內親王薨停止講說宴飮、依彼例可停今日事、是日記文也不得具記、
頭書釋奠、依宰相一人參止講宴、

〔江家次第五二月〕釋奠

依不進百度止宴座例天慶四

依上皇御惱無宴座、百度後退出例、天曆六

不待序取文臺例天慶五

依右大臣去四日薨停止承平八

天慶五年、算博士不參、仍彼道不論亦有三道、九記

依明法博士不參、令明經博士召明法學生論議例、延喜三年

〔北山抄一二月〕上丁釋奠事

天慶八年、元方卿觸丙穢著釋奠、依祭外也、依舊例以廟像令納廟倉畢、准之輕服人可著歟、然而有服者不著、注文有例者、不見參著例云々、

天曆元年八月二日、權中納言在衡、觸犬死穢、依仰收廟像行事、

〔本朝世紀〕正曆元年八月十五日丁巳、今日釋奠祭也、而依前攝政太政大臣去月二日薨、至于明日祭如何、但講論宴座、依承平二年例停止、因之大外記中原致時朝臣、奉左大臣宣、召式部少錄和氣元倫仰此由、仍上卿以下不著於大學寮、

〔日本紀略十一一條〕寬弘五年八月九日丁酉、釋奠、無詩宴幷三道論義、依花山院御事也、

〔日本紀略十二三條〕寬弘八年八月十六日丁巳、釋奠、依先帝〇一條崩無宴座、　十七日戊午、無內論義、但博士以下參入、進見參、賜祿、

〔西宮記八月〕釋奠內論議

寛弘六年八月、釋奠無宴座、依去月中務卿親王（〇具平）薨也、

長和五年七月廿日、京極院法興院等燒亡、今年八月釋奠無宴座、

萬壽三年八月四日（〇丁丑）釋奠無宴座、故尙侍藤原朝臣（〇嫡子）周忌法事、依明日可修、有權議被停止云云、

〔左經記類聚雜例〕長元三年七月廿九日庚辰、大外記文義來云、去寛弘六年七月廿八日、中務卿具平親王薨、同年八月五日（丁亥）釋奠云々、講論之後、百度座了、上卿已下退出、無宴座、是依具平親王薨以前也、件親王當時文之祖長也、仍雖無指例、所被停止也、同六日無內論議、博士學生等給祿了、同十四日、具平親王薨奏云々、以此勘文令覽殿、仰云、以寛弘例不可准此度、可有宴座也、抑於內論議者、隨仰可申行也者、余申云、大博士貞淸重服、助敎賴隆任筑前之日無兼字、其後不還任、助敎重親、直講忠隆、雖有其身、已有忌之者也、敢不可奉御所役云々、就中學生等不叶云々、爲之如何、仰云、以未練博士不可聞食、可奏博士不具之由者、

〔北山抄（一二月）〕上丁釋奠事

參議一人行事例（天慶十年二月天德二年八月）

天元六年八月上卿不參、講論宴座停止、兼日中納言保光卿、依宣旨參大學、行講論宴座等事、（去三年有此例）云々

〔中右記〕保延元年八月六日丁未、釋奠、大外記信俊、申止宴座也、是依天下疾疫也、此事如何、止宴座有世間大事時也、但依例歟、

〔兵範記〕仁安四年（〇嘉應元年）二月十日丁酉、今日釋奠、上卿權中納言資長、參議右大弁實綱、左中弁俊經朝臣、少納言定宗等參勤、講論百度座外事被止了、是依大神宮火事也、

〔百練抄（八高倉）〕承安三年八月七日、釋奠無廟拜宴座、依多武峯燒亡也、

〔平戶記〕仁治三年八月七日丁巳、今夜釋奠也、被止宴座云々、世以所相傾歟、九日己未、後聞、依四條院御事、去七日被止釋奠宴座事、官外記勘申不可然之由、而法性寺入道殿〇藤原實經推被申行此儀、人以相傾、而又有立后御遊、首尾不相叶事也、有世難云々、

〔勘仲記〕弘安七年八月二日丁未、今日釋奠也、藏人方事、予〇藤原兼仲分配、上卿已下事、兼日所相催也、官外記同下知了、上卿德大寺大納言公孝、已次花山院中納言家教、參議藤宰相定藤朝臣、弁俊定朝臣、少納言親氏、今日依圓明寺入道關白殿〇藤原實經、七月十八日薨、此殿御事、被止宴穩座者也、兼仰奉行翰林在嗣朝臣了、宴座停止宣下之條、雖爲本儀、近年者不及宣下、仰奉行翰林許也云々、依執柄大臣事被停止例、師顯請文曰、

依圓明寺入道殿事、釋奠可爲何樣哉、例粗引勘候之處、應保二年八月釋奠、無詩宴、依去六月入道前關白知足院殿〇藤原忠實、并同七月入道大相國非執柄、實行公、等事也、加之仁治三年十二月廿七日、入道前關白猪隈殿〇家實御事、同日列見被止宴座、兼又雖非經執柄、例入道大臣薨時、猶以被止之、所謂嘉禎四年八月釋奠無詩宴、依入道右大臣公經薨也、先規如此候、宜在時議候歟、仍言上如件、

七月廿日　大外記中原師顯請文

〔園太曆〕貞和六年〇觀應元年七月廿一日甲戌、抑來月釋奠宴穩座、依地震可爲何樣哉、尋例可申之旨、有勅定、仍相尋師茂、請文續左也、

天變地妖之時、釋奠宴穩座停否例引勘候之處、元曆二年七月九日大地震、八月廿七日尺奠、上丁、依世間穢疑延引、宴座以下、如例歟、正應元年六月廿四日、七月廿四日大地震、八月四日尺奠宴穩座如例、文保元年正月三日大地震、二月十日尺奠宴穩座并三道竪義如例云々、且正安元年二月五日尺奠宴座事、依彗星可停止之由、兼日職事雖令下知、無先例歟之由師顯依申入、俄如例被行之由注置候、依天變地妖尺奠停止例不候歟、可被得其意給候哉、師茂誠恐謹言、

七月廿二日　師茂請文

八月十四日丁酉、戌剋藏人佐時光爲勅使來、今日釋奠也、而上卿參議更無領狀、被問師茂候處、上卿參議不參例不詳云々、此上可被停止歟、可計申云々、無殊子細、停止不可然歟、且無其例哉、且先規見及之分注出進之了、

後聞、今日釋奠被行了、依兵革宴座元來被止之、廟拜如例云々、右少弁時經一人參入、右少史某等行事、座主直講師仲參仕云々、

〔薩戒記〕永享五年八月七日丁巳、今日釋奠也、〇中略

一依日吉神輿動座、停止宴穩兩座、百度座畢、經本路退出、

一依無宴座、百度座三獻了居聽明、此後各伏箸、

〔康富記〕文安五年八月三日丁巳、釋奠也、〇中略　宴穩座依敷政門院人〇後崇光院宮御事、去四月崩御、庭田幸子　被停止、仍聽明居此座、獻盃三獻也、上卿盃下少納言方、次第外記巡流、參議盃下弁史方、執盃立箸之咋、局務予等笏ヲ倒ニ中床子ニ寄立者也、此後人々退出、抑敷政門院去四月崩御、既五旬以後也、非御實母幷御准母養母儀之間、宴穩座如常可被行之由、執柄被思食也、雖然建長四年宣陽門院文永十年等雖非御准母、兩度被停止之例有之、郁芳門院御例等、彼是有注進、至昨日、衆日宴穩座可被行之由御沙汰治定之間、翰林繼長朝臣爲儒中奉行致其用意之處、今日自禁裏以菅相公益長朝臣爲勅使、被申合執柄之間、先例兩樣之上、任建長文永例可被停止之由、執柄被定申之云々、仍不被行宴穩座者也、日入之後、參文第、既裝束被着了、予顚倒裝束、用意奉同車、於門外被乘之、局務右也、主水正殿左也、予其後參之右也、一簡同乘、又右也、於大炊御門大宮下車、參官、路仕如常、歸宅之後、有一盞、申暇退出了、借申局務之直衣了、中御門黄門車也、小八葉、來被借之、絹代者也、予叙留之後、去二月降雨故障不參今夜構參、但無廟拜宴穩之時分也、無念云々、

〔延喜式〕二十大學寮 前享廿日、具注享日及幣帛、幷掃除寮内夫等數、申省、(春秋二百人、一百人、)若上丁當國忌及祈年祭日蝕等、改用中丁、其諒闇之年、雖從吉服、享停、

前享十日、講經幷執經執讀侍講者等名申省、(但侍講者十人已下、六人已上、)

〔江家次第〕五二月釋奠

二月八月上丁日若當廢務者、中丁行之、若又延引者停止、不用下丁、當園韓神祭同日行之、諒闇年停止、

〔江家次第〕五二月釋奠

上丁日、康義公(藤原頼忠)關白時、下宣旨云、中丁有障者可用下丁哉否、明經勘申云、已謂中丁、中丁有障者用下丁有何妨乎、仍以下丁祭享了、(天元二年二月、同五年二月、)但案禮意、用上丁欲令學問志丁壯也、上者事始也、中者盛也、至于下丁得衰考氣、似不可用也、上中有障不可享、故上古無下丁之例、海淳說、園韓神祭日停用三牲、(大鹿、小鹿、豕、)各加五藏、菟醢料、代之用魚云云、服者不參、永長二二釋奠、直講師遠雖身服、依宣旨勤座主、自此輕服人參入連綿、

〔續日本紀〕三十稱德 寶龜元年八月丁酉、停釋奠、以天下凶服也、

〔日本紀略〕嵯峨 弘仁十一年二月丁丑、停釋奠、定仲丁、緣當祈年祭、可忌三牲也、

〔三代實錄〕二十八清和 貞觀十八年二月九日丁巳、停釋奠之禮、 十九日丁卯釋奠如常、先是九日丁巳、皇太后宮司染穢輙入内裏、由是延而行之、

〔三代實錄〕三十二陽成 元慶元年八月九日丁丑、停釋奠、緣國忌也、 十九日丁亥、是日可行釋奠之禮、大學寮犬產、成穢、因而停止、

〔三代實錄〕三十六陽成 元慶三年八月十日丁卯、停釋奠之禮、以今月八日、木工頭藤原朝臣維邦、於寮直曹頓卒、諸司入彼寮也、

〔三代實錄(五十光孝)〕仁和三年八月六日丁未、停釋奠之禮、去月二十日、木工寮將領秦千本檢校修造職院、驚恐地震、失神而死、供祭所司、觸此穢也、

〔扶桑略記(二十三裏書醍醐)〕延喜九年二月一日丁酉、日食廢務、仍釋奠延引、

〔左經記〕萬壽二年八月八日丁巳、釋奠以中丁可行之由有仰云々、是上達部或假、或觸尙侍殿產穢、一人無可着人、仍被延云々、

〔日本紀略(十四後一條)〕長元七年八月十日丁卯、釋奠依大學寮顚倒延引、可用中丁之由被議了、　廿日丁丑、釋奠、

〔左經記〕長元七年八月十日丁卯、厨家別當央守輔來云、(○中略)今日釋奠、廟供等物依損穢可延引云々、(○中略)參關白殿、召大外記賴隆眞人、史隆佐朝臣、被仰云、今日釋奠祭如何、有禁中觸穢之中、如聞大學廟殿顚倒、廟器等皆以破損云々、如此之時、有用中丁之例乎、申云、天德年有大嘗穢、用中丁、依彼例可被行歟者、仰云、早參內令頭弁奏此由、可用中丁之由、可仰供奉諸司者、頃之出給、良久言談風損事、頗有歎念氣、尤可然之、及曉歸家、

〔園太曆〕康永三年八月廿日、今日尺奠也、上丁依供物已下料足不具延引、□□通例也、爲之如何、就之上丁延引之時、不可被行之由、諸人存之、可爲何樣哉之由有勳問、或抄云、上丁當國忌及祈年祭被用中丁、(今案、日蝕又同、又云、當日蝕若祈年祭、中丁行之、若重延引時停止、不用下丁、外記云、有下丁例、又云、不用下丁、師右朝臣記澄淳說云々、)善澄歟者、愚案下丁不行者、有三丁、上中不被行之下丁可停止歟、上丁延引之時、中丁行之條、流例也、隨而舊抄有所見、有二丁年、上丁延引之□事、更不可有憚哉、被行之條勿論之由申了、隨而相尋□□尤不便、今日尺奠上卿不參之間、參議隆職卿入來、尺奠可奉行之由被仰、其間事談之給謁了云々、御幸可尋、依神輿事、宴穩座、三道竪義等無之云々、

〔師守記〕康永四年八月三日甲寅、釋奠、依穢宜令停止、

藏人頭左中弁春宮亮藤原宗光奉

武家穢遍滿天下ハ、就之放生會延引、釋奠停止可致宣下之條勿論候哉、且天下穢時、兩條沙汰之次第所見候者、可令注進給候、凡如此穢就如祭祀停止宣下者勿論之處、聊御不定事候、又北野祭依山門訴延引了、此上御今不可被入宣下內候歟、將又猶可被宣下候歟、如准據例所見候者、同可令注進給旨、內々申上候、恐々謹言、

八月二日　光熙

新大納言殿

〔園太曆〕康永四年（○貞和元年）八月三日、天下穢之時、放生會以下沙汰例、相尋可申旨被仰下之處、大外記二人（師茂 師利）宮二人（匡遠 清澄）等相尋進上、了勅答被下御書、件等例又獻之、續左、（○中略）

釋奠事

寬弘八年二月十三日、尺奠也、而依內裏穢延引、（師利）

永承四年二月十四日、尺奠也、依內裏犬死穢延引、（師利）

天永二年八月十七日尺奠也、去七日依穢延引、（師利）

保安二年二月一日、尺奠依穢延引、（師利）

文治元年八月廿七日、尺奠也、去七日依天下穢延引、可用仲丁之由宣下、（師利）

嘉祿元年七月廿七日、左大臣宣下、尺奠以中丁令行者、（師茂 清澄）

正治元年二月五日、尺奠延引、可用中丁之處、猶依穢中停止、

弘安五年二月六日、尺奠、依犬死穢延引、同十六日行之、（師利）

嘉元四年八月四日宣旨、尺奠依穢延引、以下丁可行之、（匡遠 清澄）

已上延引例

師利 康平五年八月二日、尺奠停止、（延喜五年、同八年、天暦五年等例也、）
師利 永久五年二月廿九日、可有尺奠、而下丁例不吉之由有院宣被止之、依内裏穢也、
清澄 正治元年二月五日、尺奠延引、可爲中丁之處、猶依穢中被停止之、
匡遠 元文二年閏七月廿九日宣旨、自去廿六日、洛中有卅日穢疑、仍尺奠宜令停止、
匡遠 建暦三年八月七日宣旨、自去三日、洛中有卅日穢氣疑、尺奠宜從停止、
匡遠 承久三年八月二日宣旨、尺奠祭宜從停止、

已上停止例

清澄 建保七年二月十日、尺奠無廟拜、

鎌倉右大臣正月廿七日薨逝後、穢依混哉疑也、

八月三日

〔園太暦〕貞和三年八月七日、尺奠宴穩座依神木事可被止之由有沙汰、而依料足闕如延引、可爲下丁云々、　十七日、抑今日尺奠也、式日依無料足延引云々、依神木事無宴穩座云々、

〔薩戒記〕應永卅二年八月十一日丁丑、今夜釋奠也、（上丁朔日也、而御愼、丗間物忩、諸人故障云々、）予（○藤原定親）有其催、仍今日廟拜、齋如常、（不着重服人、不犯女許也、）先例三箇日云々、而依近例、當日許也、秉燭之程着束帶、（如常、蒔繪劒、紫淡平緒、無紋帶、相具靴、[illegible]、將曹如恒、）乘八葉車、（牛童遣之、）參官廳、待賢門下車、（弁井大外記等同乘予車、）先以雜色令見廳、歸來云、上卿已被參入者、仍下車入官東門、（無其實、只芝築地際也、）上卿藤大納言（隆光）在東廊北方、予則立寄彼所、予問曰、依何事不被着座哉、上卿曰、事未具云々、不知其故者、上卿已下大略參集、諸司之緩怠歟、末代公事如此、勿論歟、暫佇立件所、良久召使行継令立廟門座、可被着座之由示、上卿着座、予欲着之處、上卿座在門北腋東方、予座在昇廊北簷下西方、此事如何、以朝所爲廟堂之時、上卿座如今日、其時參議座在門南方西腋、今日以正廳爲廟堂、上卿座可在門南方（以東軒廊戸開擬廟門、仍今以南方爲内、）東腋（西面）、參議座可在門北方西腋也（東面）、今日之儀太

違例、而上卿已被着座、予忽迷惑、以召使申此旨於上卿、上卿無被答之旨、予又招召使仰云、若依朝所爲廟堂之時例、如此歟、然者參議座可在南方、然而上卿已被着座了、已次不可申子細、此上者可在上宣之由重可申者、召使歸來曰、上卿被命曰、我座今日定也云々、仍予於昇廊北簷下、壇上廟門東方、垂裾西行、立床子前揖着座、太違例也、已次被引上行失禮、雖先例猶可謂難堪歟、此間少納言弁已下着本廊座、（在廊外方、擬聽堀也、）此後上卿可召召使也、而無其音、仍召使推參跪壇上、（北方）于時上卿仰云、外記（不聞召字）少外記清原宗種參進立壇上磬折、大納言被問上﨟參否、外記申不候之由、又被問諸司、外記申候之由、上宣令候歟、外記退入、件仰詞等一字不聞、定如例歟、此後外記可申代官也、而近年無此事歟、或上卿進止也、次上卿被起座、先可被仰廟堂可令開之由、又可有廟拜之由可被告弁少納言也、各無沙汰、如何、次予起座揖入廟門出南砌外、（此間上卿經昇廊被到正廳壇上、召使示之令降砌下、）於正廳東壇下撤劔、（令隨身撤之、則令持之、）此間少納言長廣朝臣、（文章博士、）藏人左中弁房長、四位新大外記師世朝臣、四位史爲緒宿禰、大夫外記師鄉等列立廟堂階前、（正廳東南階前西方北上東面也、）次大納言進立同東方、（當正廳巽角方、不被撤劔、人々屬目、召使推參申可被撤之由、猶有不審之氣色、召使立歸問外記、外記有答旨、召使又參進申上卿、于時被撤之、聊不被覺悟之體也、）次予進立上卿南方、（已上北上西面、不揖、）次主水官人供手水、（酌水於杓、插紙於木爲手巾、）上卿懷中笏被洗手、次予插笏於左腋前方洗手、次少納言已下又如此、洗了、大納言暫不被昇、召使參進示可被昇之由、仍大納言頗進出欲昇南階、向少納言可有揖之由、召使又示之、大納言小揖、少納言已下答揖、大納言昇南階、欲入西戶、召使示之、令入中戶、（是東第一間也、擬中戶也、）次予（不揖、）離列頗進出、向少納言揖、（雖夜陰有出立、如例、）答揖同前、予昇南階壇上、奉行入中戶、進立先聖前、（西間也、）于時大納言被立西方、予示之令立直東方、予立其西方揖、（在前軾、）次少納言已下、各昇南階入西戶、群立後、（東上、少納言弁一列、外記史一列、）次一同再拜、次上卿離列、（不揖、如何、）進立先師前、（東間也、）次予揖離列經上卿後進立東方、（在軾、此列猶可爲東上也、但西上又一說也、予所存猶在東上、）揖、次少納言已下、又同之、次一同再拜、次少納言以下、自下﨟出西戶、下南階列立、（如前、）次大納言離列出上戶、（先予可退下之由、有氣色、不可然之由答之、用正廳之時、無便之故也、用朝所之時、自下﨟可出之、）下南階、如前被立東方、次予揖左廻、出中戶下南階、經

上卿前左廻列立上卿南方、如前、此列不可然、上卿先揖、可被向正廳也、而有被待予之氣色、仍如此所列立也、次上卿向少納言揖、有答揖、歸昇南階、經正廳壇上被向西廳、次予聊進立向少納言揖、有答揖、或先是帶劒也、依當時之便、予不然、經少納言列北方、壇下也、西行、向西廳、此後少納言已下各揖向西廳、予於西廊東簷下壇上帶劒着靴、隨身奉仕之、大納言同之、大納言不着座、被立西廳艮簷下、予招召使示曰、上卿被着座歟、外記可申都堂座裝束之由歟如何、召使曰、外記已申其由了者、此事如何、先上卿參議着北壇上壁外座、北西面上、於件所外記可申也、次上卿可被着都堂座之處、暫無其氣色、予招被見之、其後大納言入廳艮角北面、壇上、自庇東面北第一間西行、經參議座後、可經前方歟、而今日座頗寄南立之、仍無便宜、經後可然、但本儀可經前也、着座、南面西上、次予入廳艮角間、經壇上、其路如上卿、西行、立床子前、揖着座、寮官持來發題、展置前机上、紙一枚書之、則取之、一見可懷中也、而近代讀發題之後懷中之、此間少納言已下入巽間着座、西上北面、在南壁下、次座主博士直講師孝、初參、廿歲云々、音博士等昇高座、座主在西方、東面、博士在東方、西面、寮官置發題於各前、次音博士讀發題、皆孝經也、次座主博士讀發題、訓、此間問者昇高座、在南方北面、寮官取如意授之、次論義、二義、次座主博士退下、○中略、抑今日宴穩座事、依內○勝光御不豫、可停止哉否沙汰出來、仍奉行藏人左少弁資親伺院○後小松之處、御腦之趣御減氣、不可停止之由被仰下、仍行兩座云々、凡此事私之興遊也、更不可伺申、又不可依御減氣、可有思慮事也、已次之身不及口入事也、

〔建內記〕文安四年二月廿五日丁巳、釋奠下丁不快停止事、

釋奠上丁五日、上卿鷲尾中納言隆遠卿俄申延、可爲中丁十五日之處、去十一日勝光不知乙穢參內幷室町殿、十日仍參會人々上卿弁少納言爲丙穢、可爲下丁、今日之由被催了然而他上卿無領狀、多以穢氣之故也、被尋上卿丙穢例、猶被催鷲尾中納言了、冬房雖丙穢猶可參之由同有催、致用意者也、少納言繼長朝臣不穢領狀云々、凡下丁例依不快久不被行之處、去年被經御沙汰、下丁例兩局注進、爲故公久朝臣奉行、已無子細分、落居了、可爲下丁之由、先日依勅定、奉行藏人權弁親長申沙汰之處、今日大外記業忠眞人音信、下丁例不快之子細也、續而在左、

今夜釋奠始之口哉、天氣爲此分者、可爲實、雨儀候歟、御影濕損珍事候、又座之體、被擁傘之外不可有他料簡候、永久五年二月廿九日（上丁、中丁、依內裏穢延引、）可有釋奠而下丁例、不吉之由有院宣被止了、其後間雖下丁被行之、貞治六年不快以來無之、今度被經御沙汰候哉、未承及候、如何、（○中略）恐々謹言、

文安四年二月廿五日　業忠

建久三年、後白河院御事、　貞治六年、寶篋院贈左相府御事以來、已無其例云々、此段尤兼猶可被經御沙汰事也、就中當時官司云正廳云西廳、去々年大風以後、上葺未及修治、去々年八月釋奠御影被浸雨、座主講論之時擁笠、上卿已下沾朝衣了、東廊一向顚倒纔有修理職候假屋、今已徹雨、臨期不休者頗可失禮儀、廟像濕損有其恐、仍招引親長令談合可被停止歟之由、被令伺申、及黃昏被觸停止之由了、抑去年下丁例多以出來、仍去年八月被行下丁之由、先日勅定之由權弁所謂也、仍引勘之處、去年二月九日（中丁）八月十一日（中丁）被行了、思食亘者歟、不審云々、其子細入魂親息。了、先日下丁勿論多例之由、菅宰相（益長卿）稱之云々、是又不取入者歟、於下丁者不可被行之由、前々申沙汰之時、覺悟之處、去年御沙汰之落居被演說之間、不審之處、如業忠異人不及勘進事也、中丁事若御忘却歟、今日講書了、爲禮記題可爲第一卷、文恭敬樽節云々、冬房詩已欲令清書之處、停止事治定了、

〔康富記〕寶德三年八月十一日丁丑、今日釋奠也、（上丁延引、不如其謂、上卿內々被申延歟云々、）公卿萬里小路中納言冬房卿參議弁等不參、少納言爲賢朝臣、在治朝臣、少內記清原忠種（分配、）左少史高橋俊職等也、先未明祭、初獻役中直講師益（座主、兼行、）講書尙書也、題居上克明　題者爲賢朝臣、講師六位在永、（菅原、序者、兼行、）講頌兩少納言（爲賢朝臣、在治朝臣、）也、史俊職勤讀師役、是夜無人之上。近來。中絕。無。念。之間。被再興、六位外記史立廟拜者也、仁安、承安、承元度々、六位外記史立加廟拜、其後中絕歟、此事無其據之間可被與行之由、去年比予頻申談清給事中、今春可如此之處、予爲

五位參入之、愚息康顯爲六位參仕、父子參入例、不事繁、就進退有其憚之間、令略了、令復舊儀廟庭之儼儀、吾道之再興也、

諸國釋奠

〔延喜式 五十雜〕諸國釋奠式

釋奠二座（先聖文宣王、先師顏子、但太宰府者、先聖先師閔子騫三座、）

器數

籩十六（座別八、竹豆謂之籩、其實石鹽乾魚乾棗栗黄榛人菱人芡人鹿脯、）　豆十六（座別八、木豆謂之豆、其實韮葅醓醢菁葅鹿醢芹葅兔醢筍葅魚醢、）　簠四（座別二、外方內圓謂之簠、其實黍飯稷飯、）　簋四（座別二、外圓內方謂之簋、其實稻飯粱飯、）　俎六（座別各三、其實大鹿小鹿豕、）　犧罇四（座別各二、其實玄酒醴齊、）　杓四（罇別加上）　篚二（座別各一、其實幣幷祭文版、）　爵八（座別各三、福酒二、）　坫一（置實爵坫）　胙宍俎一　籩一　豐罇一（實水）　杓一　洗一　爵巾篚一　幣帛二條（各長一丈八尺）　巾二條（各長四尺）　楸版二枚（書二座祭文料、各長一尺二寸、弘七寸、厚六分、）　筥二合（盛幣料）　炭一斗（燒祭文板料）　松明卅把　油一升（廟中燈料）　盞四口（燈盞料）

凡盛物籩實石鹽五顆、乾魚乾栗棗黄榛人菱人芡人各一升、鹿脯一斤八兩、豆實韮葅一升、醓醢五合、菁葅一升、鹿醢五合、芹葅一升、兔醢五合、筍葅一升、魚醢五合、簠簋實稷飯用米六合、黍稻粱飯各用米七合、樽罍皆一斗爲量、牲者皆載右胖前脚三節、肩臂臑節一段、皆載之、後脚三節、節一段、去下一節、載上肫胳二節、又取正脊脡脊橫脊短脇正脇代脇各二骨以並、餘皆不設、若土無者、皆以其類充之、

職掌

三獻官三人（守爲初獻、介爲亞獻、博士爲終獻、若守介有故、並以次差攝、博士有故、取史生以上攝、）

參軍事一人（掌請謁幷導引初獻事）

贊禮二人（掌導引亞獻終獻事）

祝二人（掌授幣讀祭文賜福酒事）

掌事二人（掌設幣神位及陳樽罍坫爵幷備饌等事）

贊唱一人掌廟庭贊位及儀式事
協律郎一人掌執麾節樂事
贊引一人掌導引學士事
執樽四人先聖二人、先師二人、掌奉授酌事、
洗所三人一執洗、一執篚、一執巾、掌獻官盥具事、
執俎二人掌陳胙事
執籩一人掌同上
執饌十人掌奠俎豆事

前享三日、守散齋於廳別寢二日、致齋於廳事一日、亞獻以下預享之官、散齋二日各於正寢、致齋一日於享所、散齋理事如舊、唯不弔喪問疾、不作樂、不判署刑殺文書、不得刑罰、不預穢惡、致齋享事得行、其餘悉斷、其享官已齋而闕者、通攝行事、其諸學生皆清齋於學館一宿、若上丁當國忌及祈年祭、改用中丁、其諒闇之年、雖從吉服、一從停止、

前享二日掃除廟內外、設樂懸於廟庭、又爲瘞埳於院內堂之壬地、方深取足容物、南出陛、設守以下次於門外、隨地之宜、

前享一日晡後、令健兒守廟門、享官以下習禮、設位、贊唱者設三獻位於東階東南、每等異位、俱西面、設參軍事位於守之左、差退、設掌事位於三獻東南、西面北上、設望瘞位於堂東北、當瘞埳西面、設贊引位於西階西南、當掌事位、設學生位於贊引之後、俱東面北上、設贊唱者位於三獻西南、西面、又設贊唱者、位於瘞埳東北南向、設祝二人位於瘞埳西南東面、設協律郎位於廟堂上前楹之間近西東向、設三獻門外位於道東、每等異位、俱西面、掌事位於終獻之後北上、執饌位於掌事之後、重行西面北上、執俎執籩在其中、陳設掌事者以樽坫升設於堂上前楹間北向、自東階升先聖之樽在西、先師之樽在東、俱西上、皆

杓、羃玄酒在上坫在兩楹之間、先聖福酒爵一、先師三獻爵三、福酒爵一、坫在其上、設幣篚於樽所、設洗直東榮北向、南北以堂深、罍水在洗東加勺、篚在洗西南肆、實爵三巾二、加羃、爵三、俱先聖三獻爵也、巾二者、一拭爵料、一獻者拭手料、執樽罍篚者各位於樽罍洗篚之後、享日未明享特於厨、掌事者服其服、升設先聖神席於堂上兩楹間南面、設先師神席於先聖神座東南向、席皆以莞筵、饋享質明諸享官各著當色服、掌事者入實罇罍及幣祝版各實於篚、贊唱者先入就位、入自東門祝二人與執樽罍篚者入立於庭、重行北面西上、入自東門立定、贊唱者曰再拜、祝以下皆再拜、訖執樽罍篚者各就位、祝升自東階行掃除於上、降行樂懸於下、訖就門外之位、贊唱者次還門外之位、與守將至、贊禮者引享官以下、俱就門引位、贊引學生並入就門內位、協律郎帥樂人、次入自南門就位、守至、參軍事引之次、贊唱者先入就位、後升自東階各立於罇後、守停於次、少頃服當色出、次參軍事引守入、就位西向立、參軍事退立於左、贊禮者引享官以下、次就位、凡導引者、每曲一逡巡、立定、贊唱者曰再拜、守以下皆再拜、參軍事少進守左北面白、請行事、退復位、協律郎跪俛伏舉麾、凡取物者、皆俛伏而取以興、奠物則奠訖俛伏而後興、樂作三成、偃麾樂止、贊唱者曰再拜、守以下皆再拜、祝俱跪取幣於篚興、各立於樽所、掌事者出帥執饌者奉饌陳於門外、參軍事引守升自東階、入自中戶進先聖神座前北面立、祝以幣入自中戶、東向授守、守受幣、登歌作樂、參軍事引守進北向跪奠於先聖神座、興少退北向再拜、參軍事引守當先師座前北向立、祝以幣入自東戶、西向授守、守受幣、參軍事引守進北向跪奠於先師神座、興少退北向再拜、登歌止、參軍事引守降復位、掌事引執饌入升自東階、祝迎引於階上、各設於神座前、籩豆、蓋羃先徹乃升、簠簋既奠却其蓋於下、籩居右、豆居左、簠簋居其間、大鹿小鹿二俎横而重於右、豕特於左、訖掌事與執饌者、降出復位、祝復樽所、參軍事引守詣罍洗、執罍者酌水、執洗者跪取盤興、承水、守盥手、執篚者跪取巾於篚興進、守拭手、訖執篚者受巾、跪奠於篚、遂取爵興以進守受爵、執罍者酌水、守洗爵、執篚者又跪取巾於篚、興進、守拭爵、訖執篚者受巾、跪奠於篚、興、奉盤者跪奠盤興、參軍事引守升自東階、詣先聖樽所、執樽者舉羃、守酌醴齋、樂作、參軍事引守入自中戶、詣先聖神座前、北向跪奠爵、興少退北向立、樂止、祝持版進於神座之右、東向跪讀祝文、訖祝興、守再拜、初讀祝

文訖、樂作、祝進跪奠版於神座、興還樽所、守拜訖樂止、參軍事引守詣先師酒樽所、取爵於坫、執樽者擧羃、守酌醴齊、樂作、參軍事引守進先師神座前、北向跪奠爵、興少退北向立、樂止、祝持版進於神座之左、西向跪讀祝文、訖興、守再拜、初讀祝文訖樂作、祝奠版於神座、興還樽所、守拜、訖樂止、參軍事引守詣東廊、西向立、祝各以爵酌福酒、合置一爵、一祝持爵進守之左、北向立、守再拜受爵、跪祭酒、啐酒奠爵俛伏興、祝帥執俎者進俎、跪減取二座所胙宍、(各取前脚第二骨、)共置一俎、又以籩取黍稷飯、共置一籩、興、祝先以飯進、守受以授執籩者、又以俎進、守受以授執俎者、(執籩者等進參軍事左、到獻者後受取、隨行到獻者位後立、)守跪取爵、遂飲卒爵、祝進受爵復於坫、守興再拜、參軍事引守復位、樂作、立定樂止、初守獻將畢、贊者引亞獻詣罍洗、盥手洗爵、訖贊禮者引升自東階、詣先聖酒樽所、執樽者擧羃、亞獻酌醴齊、訖樂作、贊禮者引亞獻進先聖神座前、北向跪奠爵興、贊禮者引少退北向再拜、訖贊禮者引詣先師酒樽所、取爵於坫、執樽者擧羃、亞獻酌醴齊、贊禮者引進先師神座前、北向跪奠爵、興少退、亞獻再拜、訖贊禮者引詣東廊、西向立、祝各以爵酌福酒、合置一爵、一祝持爵進亞獻之左、亞獻再拜受爵、跪祭酒、遂飲卒爵、祝進受爵復於坫、亞獻興再拜、贊禮者引降復位、初亞獻將畢、贊禮者引終獻詣罍洗、盥洗訖、升酌醴齊、各如亞獻之儀、訖引降復位、樂止、各進神座前、跪徹豆興還樽所、(徹者籩豆各一、少移於故處、)贊唱者曰、賜胙再拜、諸在位者皆再拜、(已飲福受胙者不拜、凡謁者贊引者無禮拜、)樂作、贊唱者曰、再拜、守以下在位者皆再拜、樂一成止、參軍事少進北面白、請就望瘞位、參軍事引守、就望瘞位、西向立、贊唱者轉就瘞埳東北位、初在位者將拜、祝各以篚進神座前、跪取幣、降自西階、詣瘞坎、以幣置於坎、訖贊唱者曰、可瘞埳、東西廂各二人、實土半坎、(埋訖、塡土者以鑵出、)參軍事少進北面曰、禮畢、遂引守出、贊禮者各引享官以下、以次出、初曰、禮畢、贊唱者還本位、祝與執樽罍篚者復庭中位、立定、贊唱者曰、再拜、祝以下共再拜、以次出、其祝版燔於齋所、

祝文

維某年歲次月朔日、守位姓名敢昭告于先聖文宣王、維王固天攸縱、誕降生知、經緯禮樂、闡揚文教、餘

烈遺風、千載是仰、俾茲末學、依仁遊藝、謹以制幣犧齊、粢盛庶品、祇奉舊章、式陳明薦、以先師顏子配侑饗、維某年歲次月朔日、守位姓名敢昭告于先師顏子、爰以仲春仲秋率遵故實、敬修釋奠于先聖文宣王、惟子庶幾體二、德冠四科、服道聖門、實臻壺奧、謹以制幣犧齊、粢盛庶品、式陳明獻、從祀配神尙饗、

〔享祿本類聚三代格十〕太政官符

頒下釋奠式一卷事

右得播磨國解偁、謹案大唐開元禮國子大學、州縣各有釋奠式、今此間唯有大學式、無諸國式、所謂大學式、則因循開元禮國子大學之式、具載奠祭之儀、明定進退之度、又云、若上丁當國忌及祈年祭、改用中丁者、如此等事、未能施行、凡厥諸國相犯者多、或稱大學例用風俗樂、或據州縣式停止音樂、唯任人心、遂無一定、夫尊師之道、誠須嚴整、如在之禮、豈合參差、望請被賜件式、以爲永憲、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請者、省宜令作其式、早速給之、自餘諸國同亦准此者因新撰定頒下如件、

貞觀二年十二月八日　○又見三代實錄

〔享祿本類聚三代格十〕太政官符

□□舊釋奠先聖先師閔子騫三座事

右得太宰府解偁、檢案內、此府釋奠□□□閔子騫□三座行□□□而□□□□貞觀二年十二月八日、頒下七道諸國式、只有二座之行事、都無九哲之釋奠、方今依式欲行、□□故實、隨例不改、則乖式文、望請無墮舊例、定行三座者、右大臣宣、奉勅依請、

貞觀十八年六月十日

〔東大寺正倉院文書四十三〕薩摩國天平八年正稅帳

春秋釋奠料、稻玖拾貳束、先聖先師幷四座料、稻壹束陸把、座別四把 國司以下學生以上、總七十二人食稻壹拾肆束肆把、人別二把 脯參拾壹斤、直稻參拾壹束、斤別一束 鰒參拾陸斤、直稻參拾陸束、斤別一束 雜腊壹斗伍升、

直稻陸束、(束別二升五合)雜菓子參斗、直稻參束、(束別一斗)酒捌斗、(先聖先師座別二升、國司以下人別一升、)

〔延喜式二十六主稅〕凡諸國春秋釋奠、先聖先師二座、別米二升、酒二升、脯一斤、鰒一斤、(直稻一束)雜腊一升、(直五把)雜菓子各一斤、(直一束)燈油五合、幣絹一丈八尺、

國司以下學生以上、人別米酒各一升、脯鰒各五兩、雜腊五合、明衣布衫四領、(別二丈一尺)布袴四腰、(別五尺五寸)食單十一枚、(十枚別三尺八寸三分、一枚三尺八寸、)其明衣以下、破穢乃換、

〔延喜式二十七主稅〕某國司解申收納某年正稅帳事(○中略)

釋奠料若干束

先師春秋四座料若干束

飯料米若干斗(座別若干升)

料若干束(諸色准此、各爲一項、)

國司已下學生已上若干人料若干束

食料米若干斗(人別若干升)

料若干束(諸色准此、各爲一項、)

〔續日本後紀九仁明〕承和七年七月癸未、令五畿內七道諸國、諒闇之間、停釋奠祭、

〔菅家文草三詩〕州(○讚岐國)廟釋奠有感

一趁一拜意如泥、鎛俎蘆陳禮用迷、曉漏春風三獻後、若非供祀定兒啼、

〔足利學式〕足利學釋奠式

器數

籩八　其實、形鹽、乾魚、棗、栗、榛、菱、芡、鹿、

豆八　其實、韮菹、醓醢、菁菹、鹿醢、芹菹、兎醢、筍菹、魚醢、

簠二　其實黍飯、稷飯、
簋二　其實稻飯、粱飯、
俎二　其實大鹿、小鹿、豕、或易用鴈雉兎鮒鯉之類、
右籩豆簠簋俎之實、缺其品則以其類之節物易之、
樽二　其實玄酒、醴齊、
杓二
筥一　其實幣帛、
爵四　其一福酒爵
坫一　胙宍俎一　籩一　盥盤一　杓一　洗一　幣帛一條長一丈八尺　巾二條　祝版一　燈盞二

職掌

獻官三人　贊唱一人　祝二人　贊禮三人　協律郎一人　掌事二人　贊引一人　執樽二人
洗所三人　執俎一人　執籩一人　執饌十人　樂工十人或六人
以上

前享一日、設三獻位於東階東南、西面、設贊禮位於獻官之左、差退、設掌事位於三獻東南、西面北上、執饌執籩在其中、設望瘞位於堂東北、當瘞埳、設贊引位於西階西南、當掌事位、設學生位於贊引之後、俱東面北上、設贊唱者位於三獻西南、西面、設祝二人位於瘞埳西南、東面、設協律郎位於堂上前楹之間西、東向、樽位在堂上前楹西、北向、坫在兩楹間、設幣篚於樽所、設洗於東口北向、盥水在洗東、置爵三巾二、樂懸在於前庭、

享之朝、掌事先升堂、設先聖位於兩楹間、南面、席皆用莞、點閱辦盥幣祝版諸具、反告皆備、贊唱者先入門就其位、祝二人與執樽盥篚者入立於庭上、北面西上、立定、贊唱者曰再拜、祝以下皆再拜、訖執樽盥篚者

各就位、祝升自東階、行掃除於上、降行樂懸於下、訖就其位、贊唱者次反其位、獻官將至贊禮者引享官以下、俱入就其位、贊引學生並入就位、協律郞帥樂人、次就位、贊禮引獻官入就位、西面立、贊禮退立於左、享官以下皆立定、贊唱者曰再拜、獻官以下皆再拜、贊禮少進獻官左、北面白請行事、退復位、協律郞跪俛伏、擧麾、樂三成、偃麾、樂止、贊唱者曰再拜、獻官以下皆再拜、祝跪取幣於篚與贊禮引獻官升自東階進神座前、北面立、祝以幣進授獻官、獻官受幣、登歌作樂、贊禮引獻官進、北向跪奠於神座、興少退、北向再拜、登歌止、贊禮引獻官降復位、掌事引執饌升自東階、祝迎之於階上、各設於神座前、訖掌事與執饌者降復位、祝樽所、贊禮引獻官詣罍洗、獻官盥手拭、訖執爵者取爵進獻官、獻官受爵洗、拭訖贊禮引獻官升自東階、詣樽所、獻官酌醴齊、樂作、贊禮引獻官詣神座前、北向跪奠爵、興少退、北向立、樂止、祝奉版進於神座之右、東向跪讀祝文、訖樂作、祝進跪奠版於神座、興還樽所、獻官再拜、訖樂止、贊禮引獻官詣堂東、西向立、祝以爵酌福酒、合置一爵、一祝捧爵進獻官之左、北向立、獻官再拜受爵、跪祭酒、啐酒奠爵、俛伏興、祝帥執俎者進、跪減取神座胙肉、共置一俎、又以籩取黍稷飯、共置一籩、興、祝先以飯進、獻官受以授執籩者、又以俎進、獻官受以授執俎者、跪取爵遂飲卒爵、祝進受爵復於坫、獻官興再拜、贊禮引降、獻官復位、樂作、立定、樂止、初獻官將畢、贊禮引亞獻官詣罍洗、盥手洗爵、訖樂作、贊禮者引升自東階、詣樽所、酌醴齊、訖樂作、贊禮者引亞獻進神座前、北向跪奠爵興贊禮者引少退、北向再拜、訖贊禮者引詣堂東、西向立、祝以爵酌福酒、合置一爵、一祝捧爵進亞獻之左、亞獻再拜受爵、跪祭酒、遂飲卒爵、祝進受爵復於坫、亞獻興再拜、贊禮者引降復位、口亞獻將畢、贊禮者引終獻官詣罍洗、各如亞獻之儀、訖引降復位、樂止、祝帥掌事與執饌者、進神座前、跪徹豆、興還樽前、贊唱者曰、賜胙再拜、諸在位及學生皆再拜（已飲福受胙者不拜）樂作、贊唱者曰再拜、獻官以下在位者皆再拜、樂一成止、贊禮少進北面白請就望瘞位、（不唱位字）贊禮引獻官就望瘞位、西向立、贊唱者轉就瘞埳東北位、初在位者將拜訖、祝以篚進神座、跪取幣、降詣瘞坎、以幣置於坎、訖贊唱者曰、可瘞坎、（不唱坎字）實土半坎、贊禮少進北面曰、禮畢、遂引獻官出、贊禮者各

引₂享官以下₁以次出、初日禮畢、贊唱者反₂本位₁、祝與₂執樽罍篚者₁立₂庭中位₁、贊唱者曰再拜、祝以下共再拜、以次出、其祝版燔₂於齋所₁、

祝文 音讀

維某年歲次月朔日、位姓名、敢昭告于先聖文宣王、維王固天攸縱、誕降生知、經緯禮樂、闡揚文教、餘烈遺風、千載是仰、俾茲末學、依仁遊藝、謹以制幣犧齊、粢盛庶品、祇奉舊章、式陳明薦、尙饗、

前享三日、衆官散₂齋於正寢₁、二日致₂齋於享所₁、一日諸學生及樂人、皆清₂齋於學舍₁一宿、上丁有₂故用₁仲丁、春秋同、



〔足利學式〕足利學釋菜式

器數

籩十二　先聖位四、配位俱八、其實、形鹽、棗、栗、蓁魚、(或易₂白餅₁可)

豆十二　先聖位四、配位俱八、其實、芹葅、菁葅、韭葅、醓醢、(或易₂筍葅₁可)

簠五　先聖位一、四配位俱四、其實、黍飯、(或用₂稻₁可)

簠五　先聖位一、四配位俱四、其實稷飯、（或用粱可）

右籩豆簠簋之實、若缺其品、則以其類之節物易之、

樽二　各加冪、其實玄酒醴齊、

杓三

爵十五　每位各三、今先聖位三、四配位各一、

盥器一　附杓一、洗一、盥盤一、爵巾一、帨巾一、

祝版一　附案一　燈盞二　土器十二

職掌

獻官三人　分獻三人　贊唱一人　祝一人　贊禮三人　掌事二人　執樽一人　贊引一人　執饌十八人（五人兼執爵、一人兼執盥）　洗所一人

前祭齋三日、散齋二日、致齋一日、

享之朝、掌事先升堂、開神座、設樽罍諸具、反稟皆備、獻官以下悉出、次至內門、鞠躬入、各立庭上之位、贊唱鞠躬、升自東階、祝執尊掌事洗所者從之上、各列立、贊唱唱再拜、皆再拜、訖執尊洗所者各就其位、祝帥掌事、焚香、點閱神座及諸具、各反其位、贊唱降階、鞠躬迎獻官、獻官鞠躬升自東階、衆官各從之上就位立、贊禮引獻官詣兩楹南香案前、焚香、贊唱唱再拜、獻官以下皆再拜、贊禮引獻官復位、贊唱唱請行事、掌事引執饌、祝迎之於神座、奠、其陳設、先簠簋、次籩豆、籩右、豆左、簠簋在其間、（簠簋既奠卻蓋、籩豆先徹蓋奠、）徧奠四配及從祀、訖、（從祀之奠、掌事掌之、）各復位、贊唱唱行初獻禮、贊禮引獻官詣盥洗所、執爵從之、獻官盥拭、洗爵、拭訖授執爵、贊禮引詣酒樽所、贊禮唱執尊舉冪酌酒、獻官以爵受酒、授執爵、贊禮引獻官詣神座前、獻官跪、執爵轉身西向、跪進爵於獻官右、獻官獻爵、訖退俯伏興、贊禮唱獻四配神位、引獻官詣樽所、儀皆同先聖、訖贊禮唱詣讀祝位、乃引獻官詣兩楹南祝位、讀祝者跪取祝文、退立獻官之左、贊禮唱跪、獻官並讀

祝者皆跪、贊唱隨唱衆官皆跪皆跪、訖贊禮唱讀祝、讀祝者讀畢、仍將祝文跪置於祝案上、退堂西朝上、贊禮唱再拜、獻官再拜、西向立、贊唱唱飮福受胙、祝以一盞進神座、沃取先聖及四配之爵、和之進獻官之左、獻官再拜受之、跪祭酒啐酒奠爵俯伏興、祝帥執籩者、以一器減取神座之饌、進之獻官、獻官跪受之、授執籩者、贊禮唱卒爵、獻官取爵遂飮、卒爵興再拜、贊禮引復位、贊唱唱獻從祀、贊引引分獻詣洗所、儀如初獻、訖復位、贊唱唱行亞獻禮、贊禮引亞獻官詣洗所儀同初獻禮、但有飮福無受胙、訖贊禮引復位、贊唱唱行終獻禮、儀同亞獻、訖贊唱唱徹供、各進神座前、跪徹奠、（以豆爲先）贊唱唱賜胙再拜、諸在位者再拜、（已飮福受胙者不拜）贊唱唱垂簾、掌事進闔櫝垂簾、贊唱唱詣瘞所、贊禮引獻官就望瘞位、祝從進焚祝文、各復其位立、贊唱唱禮畢、衆官圜揖以次出、

祝文（音讀）

維某年歲次月朔日、位姓名、敢昭告于先聖文宣王、維天固天攸縱、誕降生知、經緯禮樂、闡揚文敎、餘烈遺風、千載是仰、俾玆末學、依仁遊藝、謹以蘋蘩藻栞、粢盛諸品、祇奉舊章、式陳明薦、以復聖顔子、宗聖曾子、述聖子思、亞聖孟子配、尙饗、

陳設圖

栗　藁魚（用白餅可）

爵　鹽　棗

先聖位　爵　（黍飯）（稷飯）

爵　菁　韭

芹　醓醢（用筍菹可）

爵　栗　白餅

四配位　爵　（黍飯）

爵　芹　笋
白餅
從祀位　酒　穀
菜

〔鵞峯文集 祭文 六十四〕足利學校再興告文

竊聞本朝之古、大學寮春秋二仲釋奠、悉倣唐朝制度、其禮式甚備、而五畿七道每國各有學校、然中葉以來、兵革連續、大學寮廢、而諸國學校皆泯滅、獨下野國足利一學幸存、傳稱參議小野篁之所建也、世移時換、八百餘年、堂舍就荒、遺蹤僅在、方今國家一統、武德隆盛、辱降鈞命、再興聖跡、從五品能登守土井利長監其事、率由舊章、築成新殿、堂室兩房、兩楹之制有據、簠簋籩豆、爵尊之器皆陳、此學素安聖像、今副四配神位、斧斤之功既畢、祭祀之儀聊修、仰冀分杏壇之日於扶桑之影、尋洙泗之流於下毛之州、

戊申之春

○按ズルニ、此レ寛文八年足利學校ヲ再興セシ時ノ告文ナリ、

〔下毛野州學校由來記〕

一地曰東魯、川曰洙水、本邦有聖廟之處、準魯洙泗、

一聖廟、曰學校、曰庠、又曰杏壇、中華傳來之聖像、安置于玆、且望釋菜、庠主登壇、述祭儀、誦祝文、春秋二仲釋奠亦無懈、○中略

一聖廟門四足門、中門冠木門、扁學校二大字之額、大明正使蔣龍溪筆也、總門黑門、曰入德門、

〔慕景集〕二月釋菜、金澤文庫にて行ふよし、三好日向守勝元のもとより申こされければ、隣家の梅花といふ題を聖供にそへてつかはし侍るとて、

春なれやよゝ友がきのちかきには遠きも通ふ梅の下風

學習院釋奠

〔島隱漁唱〕菊城客舍、上丁日（〇文明九年二月丁亥）觀孔廟春祀之盛禮、

太平奇策至誠中、春奠貢筵陪泮宮、泗水吹添菊潭碧、塞雲染出杏壇紅、一家有政九州化、萬古斯文四海同、絃誦未終花欲暮、香煙撲袂盡熊風、

　　闔府緇素詣泮宮、各獻詩文、或獻歌詠、緇郞某有詩、求和、仍次韻、

千百年先集大成、道從之者致昇平、神壇布瑞花如雪、人踏白櫻桃下行

〔續本朝通鑑（六十三後土御門）〕按、古者諸國有學寮、行祭儀、其制見延喜式、然中葉以來、未聞其行於諸國、況於戰國乎、今偶據桂庵集見此一擧、則諸國亦或行之乎、但菊池嘗以通中華、故此國獨行之乎、

〔惺窩文集（五和歌）〕朝鮮の刑部員外郞なりし博士姜沆に、五經四書などの道傳られし後、絕て久しき釋奠の式、試科のさま、とりいとなませ見侍り、この國にもあがりての世には、さかりに行れしにや、菅右相道眞公の遺藁にもおほくかきのせられけり、彼博士のいひけらく、此戰國のうちにてかゝるこゝろざしのおはする、これなん滕の文公のためし思ひいでられて、時に亞聖の才のなきのみぞ、いとほいなからずばあらずとぞ感じあへりける、（〇下略）

〔羅山文集（四十行狀）〕惺窩先生行狀

先生戲語人曰、我非問彼、彼來問我而已、先生以爲我久從事於釋氏、然有疑于心、讀聖賢書、信而不疑、道果在玆、豈人倫外哉、釋氏既絕仁種、又滅義理、是所以爲異端也、於是赤松氏聞之、造童男婢奴奉仕焉、先生不拒、又勸別構一室、安聖牌、以擬大成殿、試使貞順等諸生肄釋奠禮、此禮既絕久矣、庶幾以漸而後逢大行也、

〔實久卿記〕嘉永三年二月四日丁卯、今日上丁、於學習院有丁祭、菅淸人々參仕、有論義、（今度再興）予不參仕、（中將大夫等爲聽聞參入）

〔實麗卿記〕嘉永三年二月四日丁卯、今日依丁祭、沐浴著衣冠奴袴、參學習院、同時人々參上、辰斜事始、

推參拜聽衆等西庇在二廡中一、南庇東方ニ附武士已下者祇候、西庇南方非藏人祇候、堂上聽聞所末也、以二屏風一隔レ中、丁

祭御次第續レ左、○中略

今日幣物白銀一枚推參一同組合、第一南盛也、獻レ之、聽衆一同白銀五枚進獻云々、

〔嘉永三年仲春學習院釋奠次第幷作詩〕供物色目籩十　堅鹽代二燒鹽一、丸形五葉チ盛、　乾魚カマスノ類、干鯛ノ類、干魚ノ類、切盛、○ノ　鹿脯代二堅魚一、干鯛、メ

鷄　乾棗用二干棗一、普通干棗、　栗黃用二搗栗一、無時、普通生栗丸ナガラ去レ皮、　榛子人代二榧實一、皮ヲ去、又柿干柿、　菱人代二吳桃一、皮ヲ去、切盛、　芡人代コウシ

クロ、白餅丸形一寸二分ノロタリ□□□□　黑餅同レ上、此度唐キビノコ用ユ、

豆十　韮菹無時、ラツキヨ、ワケギ用ル、　醓醢代二雲丹一、丸盛、鳥ノモタダキ、如レ鹽、小鳥又然リ、　菁菹カブラノ盛、ナツキ、鹽湯テヽ用、　鹿醢雉盛レ鹽、山鳥又キジハト、　芹菹、

盛用二三葉、セリ、湯テヽ用、　兎醢代二鴨或鷺脯一、湯鹽漬シテ用、　筍菹白蓮根、鹽湯テヽ用、　脾析菹代二鯖鮑フタヽメ用、若ナキトキ鹽貝、若無キ時蛤チ用、　豚胎代二蒸鮑一、ツリカヒ、若ナキ

時ハ、煮凍鼠、　魚醢代二鮭魚醬一、鯛○鮭オ・ロシ、鰤、シイラ、ブリノ類、

簠二　稷飯ウルチ用　黍　粱飯、

以上、幡枝土器ニ盛、

甄　大羹代レ雉、同レ上、煮テ加レ汁、

鉶三　肉羹代レ鮑、煮テ加レ汁、鹽貝ニテモ用レ之、

以上盛二淮土器一、又加布ニテヨシ、

俎三　三牲各代用、大鹿代レ鯉、小鹿代レ鮒、豕代レ鯛、各盛レ俎、

樽罍之代用二陶瓶一　醴齊支酒　醍齊清酒

爵三

以上土器代レ之

大膳職兼大炊寮

權亮兼助小野久要

前享一日、掃除院內、講堂母屋庇等爲板敷、母屋四面垂簾、（南中間卷之）

當日早旦、別當學頭等、率有職祭祀、

先設先聖神座於講堂中檼間、（南面）設顏子曾子於先聖東西、引廻十折御屛風于其東西、先聖前居八足机一脚、次學頭奠幣、（自禁中所被供黃金三枚、諸臣幣物亦同、）此間學生（曹淸殿上人）奉饌、入母屋、授學頭、學頭執之、奠神座前、次學生奉爵（代土器、居折敷、）列于南庇、有職導引、入母屋、授別當、別當執之、奠於神座前、次學頭讀祝文、（其文如延喜式）讀訖、各一拜退出、

此間、兩役已下有拜、

先是兩役已下、著東庇簾中座、附武士以下著庇座、

若聽衆有參上之者、著西庇簾中座、

次設論義座、

講堂中央、東西相對敷疊、（代高座、）爲執經執讀座、二座中央少南去北面、敷問者座、（圓座、）東西副簾敷疊二帖、南北敷圓座、爲侍講座、（疊、菅淸兩氏公卿料、圓座、同殿上人料、以上雜掌役之、）

次論義

先執經執讀著座、（執經東、執讀西、）次侍講人々著座、次執讀讀發題、次執經講說、講說訖、侍講者進、著問者座、問所疑、執經爲之通、訖、還本座、侍講者以次問難、皆如上儀、（問者數人之時、自下﨟問之、）論義訖、執經執讀起座、次侍講各起座、（上﨟爲先、）次撤執經執讀以下座、

儒者講義在別

次別當以下撤饌、（次第如供時、）

次賜胙、（今度於便所頒之、）

次撤神座以下、

次有侍讀人々獻詩（別當取之、持參于簾中奏之、御覽了、返賜之後、納于院、）
聽衆賜菓子之儀
各事終、別當學頭奏交名題目等、奏聞了返賜之後、別當已下加署納于院、
午後次第
先人々有入堂中拜先聖之儀
儒者講師、次聽衆（堂上非藏人）次推參、（堂上非藏人）
以上有職誘引別當學頭等侍座、
次兩役已下著東廂座、聽衆著西廂座、
次講師著堂中座、說經如開講日、

〔學習院釋奠〕內　安房守樣　土山安藝守
向暑之節、彌御勇健ニ被遊御座候、（○中略）然者、上丁之儀（萬）御先役中ニハ毎々御取扱被成下、御伺濟ニも相成、當二月四日、御祭被行、殿下（○鷹司政通）御始、學頭衆、何れも御滿足ニ思召、殿下幷學頭東坊城殿御始、宜鋪厚ク御挨拶申入候樣私シ（江）被仰渡、此段申上候、上丁御式其外共委敷申上候樣、御賄頭（江）向ケ御傳達被成下、承知仕候處、彼是當春來御用多、取紛延引仕、此頃段々取調、先書附差上候間、御覽被遊候、（○中略）上丁御入用之儀（萬）、殿下御始、堂上方何れも、御馬代獻備有之、凡獻備御銀九拾兩斗りも上り候ニ付、御祭も無御滯相濟、此段御內々申上候、（○中略）
六月八日

〔學習院釋奠〕聖像（江）獻詩
仲春丁祭講古文尙書同賦百姓昭明詩　從二位行權中納言菅原朝臣聰長（○坊城）

昌平坂聖堂釋奠

古典久存何用新、廟堂禋祀講經綸、堯風舜日昭明代、嘉永春同延喜春、

仲春丁祭侍學習院賦溫故而知新詩　關白政通〇同上

攝提正月韶風清、山野春光飾望迎、享禮經筵時讀會、可知十世稱昇平、

〔十三朝紀聞六光格〕寬政元年八月上丁、勅釋奠孔聖于行宮、菅原爲顯年甫十四進講孝經、帝歎賞曰、秀才之名不空也、

〔昌平志二事實〕寬永十年癸酉二月十日、始釋菜孔廟、林信勝獻官、謹按、獻官以下諸執事、皆服深衣幅巾、衣巾並用縠子綃紗製、林恕釋菜詩序云、深衣黑秋者是也、釋菜孔廟昉於此、

十二年乙亥二月、釋菜孔廟、林信勝講經、論語首章、謹按、釋奠說經昉於此、

萬治二年己亥二月、釋菜孔廟、林恕獻官、八月釋菜、自是每歲以春秋二仲爲定式、

謹按、恕居父喪、至是闋服、始獻官擧事、按服一朞、當是前年闋、如從三年、尚在限内、疑當前年服已闋、有故未擧禮、而是年始擧行、忍岡孔廟二仲祀典昉於此、

寬文四年甲辰二月上丁、釋菜孔廟、始用合樂、

謹按、去冬京師樂工狛近元奉職來於江戶、稽留逾年、會値春丁、請與子姪及其徒高庸等數輩、瞻拜廟貌、因請奏樂於庭、明年四月、有事於日光山、近元等復奉職而往、畢事來於江戶、再過忍岡、請與樂生三十餘人、肆於廟庭、釋奠奏樂昉於此、

〔南塾乘〕延寶四年二月十五日、釋菜、前橋侯、小田原侯、土屋但馬守、三老一時來見、自關招安成顧言賀諸老來見、水戶公曰、是儒風可起之端也、殊被歡喜、自寬永癸酉春至明曆乙未十二度、先考所祭、自萬治己亥至今十四度余所行也、論議始癸酉、詩始庚戌、余出座者寬永乙亥春也、依喪闕四年、依火災一年、依病人一年、

〇按ズルニ、南塾乘ハ林恕ノ日錄ナリ、當時釋菜ノ尙私祭タリシヲ知ルベシ、

〔昌平志二事實〕元祿元年戊辰二月二十五日、釋菜孔廟、獻胙於朝、按祀事既訖、獻胙於朝、常憲大君、特召信篤、賜酒餌於前、及退、又賜衣三襲、皆寵待之也、獻胙於朝昉於此、

〔憲廟實錄十四〕元祿四年辛未二月十一日、昌平坂之大成殿ニ始て釋菜の儀あり、辰之後刻に假閣ニ出御、釋菜之儀を上覽あり、大久保加賀守忠朝、阿部豐後守正武、戸田山城守忠昌、秋元但馬守喬朝、加藤佐渡守明英、御側衆幷ニ本庄因幡守宗資、牧野駿河守忠辰、侍座す、入德門の左右ニ龍旗を建つ、杏壇門の內、東ニ盥盤を設く、西の回廊ニ紅氈を舖て伶工之座とす、堂緣之西方ニ二案を設け、銅爵洗爵盤を置く、堂內ニ猩々緋をしき、其東方之中央ニ樽を設て獻官之座とす、先伶工杏壇門ニ入て西廊之座ニつく、次に講習所より清道者、迎送神者、讀詞者、常儀引者、祝、唱名者、讀告文者、開戸者、褰帳者、揚簾者、垂帳者、下簾者、傳供者、傳徹者、司樽者、次第ニ入德門より入り、各鞠躬して杏壇門ニ入る、伶工樂を奏す、次ニ初獻之贊者、初獻官を導て鞠躬して入る、標者前ニ在り、介者解劒者持劒者從ふ、皆鞠躬して門に入る、標者杏壇門の內、石壇の上西ニ留り北面す、持劒者盥盤之傍ニ留り北面す、初獻官進て庭の中央ニ立つ、次ニ亞獻之贊者亞獻官を導く、介者從ふ、次ニ分獻之贊者分獻官を導く、介者從ふ、次に分奠之贊者分奠官を導く、介者從ふ、次ニ齋者、次ニ爵盤者、次ニ問者、次ニ講師、次ニ講名者、次ニ書格者、次ニ文臺者、次ニ諸生各鞠躬して入り、初獻官之後ニ列立す、樂輟で清道者進て堂下石階之側ニ至り左右に分立す、迎送神者、讀詞者東向す、掌儀、引者西向す、祝、唱名者東向す、讀告文者西向す、開戸者、褰帳者、揚簾者、垂帳者、下簾者、傳供者、傳徹者、司樽者、わかれて東西向す、次ニ初獻の贊者列を出て西向す、介者從ふ、解劒者其傍ニ立て東向す、次ニ亞終獻官の贊者列を出て西向す、介者は亞終獻官の側ニ立て東向す、分獻分奠之贊者介者亦しかす、次ニ齋者列を出て東西向す、問者講師講名者北面して分奠之介者の後ニ立つ、爵盤者書格者文臺者東西向す、諸生北面して後に立つ、敘立畢て、掌儀鞠躬して堂に升り、點香して降て西向して

立ち、迎神と唱ふ、伶工樂を奏す、畢て迎神者降る、掌儀進て褰帳揭簾と唱ふ、帳簾者鞠躬して堂に升り帳を褰、簾を揚ぐ、開戶者續て鞠躬して堂に升り漆階の下ニ至り、帳簾者の降るを見て升て、文宣王并四配の厨子の戶を開く、帳簾者降る、開戶者も降る、初獻之贊者進て北向鞠躬して退く、退て獻官の右ニ西向して立て鞠躬と唱ふ、獻官以下皆鞠躬す、興と唱れば皆興く、掌儀升て堂內左之邊ニ坐して北向す、引者升て掌儀之右ニ就く、祝升て其右ニ就く唱名者升て又其右ニ就く、迎送神者讀詞者升て西向して座す、司樽升て東西樽案之前ニ坐して南向す、掌儀降て獻官を迎て升て座ニ復る、獻官漆階を降て香案之前ニ立つ、贊者其左ニ立て東向す、掌儀、鞠躬興拜興拜興拜興拜興平身と唱ふ、獻官かくのごとくす、獻官位ニ復る、贊者座ニ復る、掌儀奠供と唱ふ、祝起て齋厨ニ入り祭饌を點閱す、傳供者傳徹者齋者爵盤者升る、開戶者帳簾者讀告文者相次て升り座ニ就く、亞獻官升る、贊者導き介者從ふ、西方漆階の下ニ跪坐す、亞獻官漆階ニ升る、引者點香す、齋者齋厨ニ入る、傳供者起て西方司樽之前ニ立つ、齋者祭饌を傳ふ、傳供者受て漆階ニ升り亞獻官ニ授く、亞獻官升る、贊者導して四配六從祀ニ及ばす、伶工樂を奏す、亞獻官降て庭上ニ立つ贊者導き介者從ふ、祝傳供者齋者座ニ就く、掌儀初獻官を迎ふ、贊者點香して座ニ復る、祝起て西方漆階祝案の前ニ立つ、贊者初獻官を導く、介者從ふ、爵盤之前ニ至る、初獻官手づから爵を洗て介者ニ授け、入て犧尊の前ニ至り、介者爵を贊者ニ授て座ニ復る、司樽者酒を酌、贊者受て初獻官ニ從て漆階ニ升る、初獻官受て獻す、讀詞者初獻詞をよむ、伶工樂を奏す、初獻官案前ニ跪く、贊者側ニ立つ、祝、祝版を執て象樽之邊に跪く、祝文をよむ、畢て祝版を案上ニ置て座ニかへる、讀告文者西方漆壇之前ニ至り、告文を匣より出し、讀畢て匣ニ納て座ニ復る、掌儀、俯伏興鞠躬平身と唱ふ、獻官しかす、畢て座ニ復る、掌儀降て亞獻官を迎ふ、引者點香す、贊者導き、介者從ふ、初獻の如し、但象樽之酒を酌む、畢て亞獻官案前ニひざまづく、掌儀、俯伏興鞠躬平身と唱ふ、亞獻官かくの如くす、

畢て座ニつく、掌儀終獻官を迎ふ、引者點香す、賛者導き、介者從ふ、亞獻の如し、但犧尊之酒をくむ、畢て座ニつく、掌儀分獻官を迎ふ、引者點香す、分獻官爵を洗ふ、賛者導き介者從ふ、終獻之如し、四配ニ分獻し、畢て案前ニ一拜し座ニ著く、引者降て分奠を迎ふ、升て點香す、分奠升る、賛者導き介者從ふ、六從祀ニ分奠す、一奠ごとに一揖す、畢て座ニ著く、講師講名者書格者文臺者諸生清道者升て坐ニ著く、標者劒者進て石階下ニ立つ、引者點香す、掌儀起て飲福受胙と唱ふ、祝起て西方司樽の前ニ至る、獻官起て香案之前ニひざまづく、爵盤者飲福の爵を取て祝ニ授く、祝持して漆階を升て聖前之酒を移し、降て犧尊之前ニ至り、罍尊之玄酒を合せ酌て獻官ニ授く、獻官受てのみ、其爵を賛者にさづく、賛者爵盤者に授て退き、獻官の左ニ立つ、祝胙盤を捧て階ニ升り、胙を分て降り、獻官食て、盤を賛者ニ授く、賛者爵盤者ニ授て退き、獻官の左ニ立つ、祝爵盤者座ニ復る、掌儀、俯伏興鞠躬興拜興拜興平身と唱ふ、獻官かくのごとくす、畢て座ニ復る、掌儀徹供と唱ふ、祝起て齋厨ニ入る、引者點香す、終獻官升て聖前幷に四配之饌を徹し、降て六從祀の供を徹す、傳徹者傳へて齋者ニ授く、讀詞者徹饌の詞を讀む、伶工樂を奏す、掌儀下簾と唱ふ、簾者升て簾を下す、引者點香す、書格者座を起て、西方漆壇上ニ就て、書格を捧て三獻官の前ニ跪く、揖して問義を竪つ、答畢て一揖して退く、三問者四問者亞獻官に問ふ、五問者初獻官ニ問ふ、初のごとし、引者點香す、文臺者座を起て、西方漆壇上之詩卷を執て、香案のまへに置く、講師座を起て文臺之前に至る、讀師座を起て文臺之右ニ至る、講師三獻官之詩を讀て座ニかへる、讀師も亦然す、講名者座を起て講師ニ代り、悉祭ニ與るものゝ姓名をよむ、畢て座にかへる、掌儀起座と唱ふ、皆起つ、掌儀鞠躬と唱ふ、皆鞠躬す、興と唱ふ、皆興く、掌儀點香して退き、送神と唱ふ、迎送者送神詞を讀む、伶工樂を奏す、掌儀垂帳と唱ふ、帳者升て垂帳して退く、掌儀禮畢と唱ふ、伶工樂を奏す、唱名者退出之次第ニ依て、姓名を唱ふ、迎送者讀詞者賛者祝讀告文者褰帳者揚簾者垂帳者下簾者傳供者傳徹者司樽者

初獻贊者、初獻官介者、解劒者、亞獻贊者、亞獻官介者、終獻官介者、分獻官分奠贊者、分獻分奠官介者、齋者、爵盤者、問者、講師、講名者、文臺者、諸生、掌儀皆聲ニ應じて庭に降て列立す、唱名者最後ニ降る、初獻之贊者鞠躬して鞠躬と唱ふ、皆鞠躬す、興と唱ふ、皆興く、然後退出す、大學頭信篤は衣服下襲、其餘は皆假六位之服を著す、既ニ終て再行殿ニ入御、大成殿之料千石を寄附し給ふ、信篤幷ニ母妻子女之輩ニ賜物あり、御吸物御酒を召上らる、御拍子御仕舞あり、釋菜之諸生拜見し、申之中剋還御也、

〔昌平志 五儀節〕舊儀宴饗式

釋奠既畢、諸有司(銃手隊長、監察官、及寮監、)各執事、(卽預享人皆脱祭服、更著常服、)皆集於廳堂、各就班局、主祀乃延設酒饌、其禮寬文儀、置司饗二員(卽主祀家衆)以押宴、元祿例爲賜宴、主祀不復司饗焉、寶永少改其制、不涉賜宴、然仍舊貫、禮極豐盛、必令猿樂人數輩侑飮、以迨正德定爲故事、亦賜宴之遺制也、(按元祿壬午、及正德儀、各官會於廳堂、主祀父子以次謁賀、訖乃設饌、又元祿儀、列侯觀禮者、皆與饗焉、如大夫士、則止於謁廟者、正德儀、雖列侯觀禮者、亦不預、謂不敢延饗、)享保壬寅、始令減冗費、一從薄設、自非預享人該禮官、則皆不與饗焉、又停止猿樂侑飮、(按元祿及正德儀、每宴禮畢、必主祀贈遺銀錠匹段於猿樂人、以充纏頭、)自是賜宴之制始改、唯依寬文例、主祀令家衆數人司饗焉、寬政戊午、改停宴禮、於是饗宴之儀終止、今僅止厨官給酒餌已、

〔昌平志 五儀節〕舊儀謁廟式 附二仲而外謁廟儀

釋奠既畢、各官出廟、監察官移班、跪於西階、監曹屬使一人、跪於其後、並東向、(按元祿儀、監曹屬使二人、立於西階下、東向、)又二人、檢閲名簿、隨其班位、以報行禮、列侯大夫、凡修禮謁者、(服長袴若半袴、凡修禮謁者、皆豫請於主祀、主祀具其姓名、前享一日、達於監察官、或臨時請者、亦皆許焉、)以序下棚、(卽觀禮之所、)廟幹(卽主祀家衆、)引詣於盥洗所、(卽獻官盥洗之所、)盥訖升殿、其拜位、四品以上者、於香案前紅氈上、敷重彩花氈一張、諸大夫以下者、則撤花氈、亦於香案前紅氈上、並獻儀刀銀錠、陳於內階下、(空謁亦許、)廟幹二人、歷階褰捲簾、啓櫝、(按元祿壬午儀、登訖各官皆退、淸道者二人、住於殿內、以充褰捲、)又列侯非二仲祭後而修禮謁者、其儀豫設盥洗於西階上、員長二人、跪於東西階、廟幹四人、迎接於仰高門內、又二人充褰捲、

〔視聽草六集三〕覺

同〇享保七年壬寅二月六日、大内記、

御前近く被召呼、上意之趣は、春秋兩度之釋奠は古來之定に候、然處昌平坂二仲之祭儀、一度は丁事に仕、一度を略式に仕候儀如何に被思召候、自今一年春秋兩度之釋菜に相定可申候、然上は拜見之輩旗本陪臣諸士等は不及申、國王萬石以上たり共、祭儀以後不及饗應、直に可差戾候、乍去祭儀に預り候者江計相應の膳部等差出宜敷被思召之由に御座候に付、何方にも奉畏候旨申上、翌七日爲御請、七三郎百助被召登城仕、有馬兵庫頭氏倫加納遠江守久通江思召難有旨御禮申上候、兵庫頭遠江守、上意之趣被仰傳候は、春秋兩度之釋菜、舊例相改に付、委細之儀は、年寄衆まで可申上之由御指圖有之に付、卽水野和泉守忠之江其段逐一申上候處、同列江被仰達、上聞に可被相達之旨、挨拶有之候、同月十八日、大内記江、遠江守手紙にて被仰聞候趣は、釋菜之節、御目付御先手江は輕き料理差出し、御徒目付與力同心江は、赤飯可差出旨、伺書之通り、勝手次第可仕候、且亦拜見之輩江は、大名其外へも料理は勿論、茶湯共に一切差出候事可爲無用之心得可然旨に御座候、尤棧敷假張廻廊庭上江鋪候薄緣筵等、當日に入用之分は被下之段、先達て兵庫頭申達相濟候通に候、且又品々入置候小屋も、其儘被下筈候間、其趣可被心得候、此趣は若年寄衆江も致物語置候間、小普請方江通達可有之旨被仰聞候、卽二月廿二日春の釋菜、八月四日秋の釋菜御定被遊候通に仕、此年二月寶曆より拜見之面々江饗應、干菓子等相止め申候事、夫より相續き、

當御代迄、一年兩度之釋菜執行仕來候、尤寶永元年御再造已後、當年迄五十三年に罷成申候事、

右荒増書記差出申候、尙又御尋之儀も御座候はゞ可申上候、已上、

寶曆六年丙子月日

林民部少輔

林大學頭

〔昌平志 二 事實〕明和八年辛卯十二月四日、釋奠孔廟、始令列侯捐儀刀銀錠、以助國費、

謹按、是年五月主祀林信言喪長子信愛、(注略)而朝廷亦有親藩(田安府公)之喪、尋又遭國哀、(九月心觀太妃薨)秋祭過時尚未果焉、已而國哀私喪俱除、則常典亦不可終闕也、乃用十二月四日而補祭焉、蓋變禮之尤變者也、先期七日始令列侯捐儀刀銀錠於孔廟、蓋享保以來、祭祀補修之費、皆取於祭田、而田有定租、加以旱凶、其所支用或不給焉、以請於官亦不察焉、主祀乃援元祿故事、請令列侯捐刀銀以充祭費、允之、於是先期下令、而列侯或有未奉令者、蓋事不出於朝意、且義渉棄捐也、唯列相一二諸侯、及期捐焉、列侯捐刀銀於孔廟、昉於此、

九年壬辰二月十九日、釋奠孔廟、申令列侯捐儀刀銀錠、

謹按、前年已有捐置之令、而列侯未悉奉令焉、是年特申前令、於是祭前一日、列侯秩萬石上者皆遣使各捐儀刀銀錠、莫有後期者、著爲定式、

〔昌平志 二 事實〕寛政十年戊午二月二十三日、釋奠孔廟、前一日大君遣近侍隱岐守酒井忠美代禮、改命列侯、獻儀刀馬代銀錠於孔廟、(按舊制列侯所納物件、務渉棄捐、故其多寡不拘品秩、各從其意厚薄、是年正月改令以獻納爲禮、並用儀刀銀錠、且其多寡從品秩、但在喪服不必納焉、)

〔舊幕府聖堂仲春丁祭附圖 甲〕寛政十年戊午二月、聖堂ニ於テ春秋釋奠之節、御名代御側衆ヲ以テ、作リ御大刀一腰、御馬代黄金壹枚、向後御進獻被爲在、且御名代濟萬石以上之面々ヨリモ、大刀馬代獻備可有之ノ旨被仰出シヨリ當時ニ至リ連綿タリ、右者當曉六ツ時御名代御參拜ニ付、其以前曉八半時ヨリ聖像遷座御用勤之諸侯ヨリ家來差出シ、仰高門外通リ幷裏門内外玄關前等エ、足輕ヲ率テ立固メ非常ヲ誡シム、

一曉七ツ時進獻之御大刀一腰、御馬代黄金壹枚ヅヽ、御本丸西丸共、御徒目付、御小人目付附添、御品學問所エ相廻ル、大成殿ニ於テ勤番組頭之レヲ請取、室内ノ奠案エ相備ヘ、御供所掛リノ勤

番下番ニテ守衞ス、

一御名代番ノ御目付幷御固メ御徒頭ハ仰高門内勤番所上ノ間ニ扣、御徒目付、御小人目付ハ次ノ間ニ扣居、御名代御越ノ御樣子遙ニ見請次第、外固メ遷座方家來ノ注進ニテ、御目付以下何レモ定例ノ持場ニ至警衞ス、先ヅ仰高門外エハ御徒目付壹人、御小人目付貳人、同御門内左右ニ御徒士壹人ヅヽ、下番所前ニ下番貳人、勤番所前ニ勤番貳人、勤番所幕ノ内ニ勤番組頭壹人相詰ル、

一裝束所（平日ハ日講所）西ノ方上ノ間ヲ屛風仕切ニテ、御本丸西丸御名代ノ御扣席ヲ設ケ置、（雨天ノ節等時宜ニヨリ御扣トナル、且又時ニヨリ御本丸御名代ヨリ先ニ、西丸御名代御參著ニ相成候節ハ此席ニ御扣、御本丸御參拜相濟ヲ引續キ西丸御參拜ニ相成ル、）其次ノ間ヲ屛風ニテ席分チ、御三家御兩卿御名代使者ノ扣所トナス、

一御名代既ニ御見エ被成候得バ、見歩使ノ注進ニテ、入德門外西ノ方ニ御名代ノ御目付壹人、御徒目付貳人、杏壇門外東ノ方ニ御徒頭壹人、御徒貳人、西ノ方ニ御徒組頭一人（各熨斗目半袴股立）相詰、御名代御通行ノ節平伏ス、大成殿東角柵ヨリ内後口廻リエハ御徒士所々エ警衞ス、

一杏壇門東闥ノ外薄緣敷ノ上ニ、御名代ノ御手水道具ヲ設ケ置、勤番貳人扣居、御手水ヲ進ラス、同所中門内東ノ方ニ御儒役（熨斗目長袴）出向居、貳度目見歩使ノ注進ニテ、勤番組頭殿内ノ御香爐ヘ伽羅ヲ焚キ、直ニ本殿西ノ小廊下外ニ相詰居ル、

一御名代御側衆（熨斗目長袴）仰高門外石階際ニテ御下乘、侍貳人押ヘ壹人、草履取壹人、（雨天ノ節ハ傘持壹人）隨從シテ入德門外ニテ右供方相扣、（御刀ハ此處ニテ御家來之レヲ持）夫ヨリ杏壇門石階ニテ長袴ノ括リヲ下シ、御手永遣ヒ勤番兩人ニテ、之レヲ進ラス、訖テ同所中門内ニ出迎ノ御儒役先導シテ、本殿御唐戶外右ノ方エ開キ平伏ス、御名代ハ殿内香案ノ前御膝突ニテ御拜禮、畢テ御退散ノ節、始ノ如ク御儒役先導シ、杏壇中門ノ内ニテ開キ平伏ス、

一右、御本丸御名代相濟テ、引續キ西丸御名代都テ御本丸同樣ノ手續ニテ御拜禮相濟、御徒頭組共固メ場所ヲ引拂ヒ退去ス、御儒役御目付共一旦御供所扣席エ退去ス、御進獻ノ御品ヲ御供所エ相納メ、聖位ハ開戶ノマヽ御簾ヲ少シ垂レ、(四配ハ其マヽ)奠案ヲ室中ヨリ室外エ出シ、御三家御兩卿ノ獻品、御大刀目錄ヲ官位順ニ奠案エ相備ヘ、香案ハ殿內中央、都テ圖面掛ケ紙ノ通リ相設ケ、既ニシテ御儒役御目付共再ヒ殿內エ出座、中央東ノ方ニ御儒役、西ノ方ニ御目付(此時長袴)著座シ、杏壇中門ハ閉(東西閣開キ置)ヘ西閣外西ノ方ニ御徒目付貳人相詰、少シ東ノ方ニ手水道具ヲ設ケ置、下番二人詰居、夫ヨリ裝束所ニ扣居候御三家御兩卿ノ名代使者ヲ御小人目付繰出シ來ル、西閣外ニテ御徒目付進退シテ、使者各位階ノ順ヲ以テ、壹人ヅヽ手水遣ヒ西閣ヨリ入、殿內香案ノ前ニテ拜禮ス、畢テ使者ハ直ニ仰高門ヨリ退散ス、殿內ノ獻備拜禮之レニテ相濟、此外萬石以上諸家ノ獻備ハ、學問所御座敷ニ於テ謁シ有之、別ニ圖錄ス、

〔昌平志(二事實)〕寛政十二年庚申二月二十三日釋奠新廟、儒員柴野邦彥獻官、前一日大君遣近侍豐前守大久保忠溫、儲君遣近侍肥後守藤堂良峰、並代禮、

(遷)按、去歲九月落成新廟、十一月奉遷神位、是年二月(下丁)始釋奠、改定儀節、大加釐正、其禮一依延喜式、揆之以時宜、凡事之涉於虛文者皆罷之、且停十哲位、撤賢儒像、(詳於廟圖誌)主祀林衡會疾、乃命柴野邦彥獻官、他皆如故事、釋奠今儀昉於此、

〔釋奠私議二〕舊儀

寛永癸酉ヨリ五十餘年ノ儀注ハ絕テ傳ハラズ、縱令存スルトモ、事體相應ジ難シ、元祿辛未ヨリ今日マデ百餘年ノ儀注モ、亦新廟ニ施行スベカラズトイヘドモ、新儀ノ仍貫トナスベキ事僅多シ、故ニ元祿最初ノ舊儀ト、寶曆安永訂正ノ二本ヲ合セテ、新式ニ兼用セラル、

〔日本敎育史資料(十九祭儀)〕寛政十二年仲秋釋奠記

一七月廿五日雨、於昌平坂取調、

釋奠心得之覺（半切に認）　勤番へ

執役之面々刻限之儀、習禮之日、二月は五時、八月は早め六半時、當日は春秋とも七半時揃候事、但御祭儀は明け六時初めの事、　右同斷、着服之儀、習禮之日、二月は服紗小袖麻上下、八月は染帷子、當日は二月のはじめ、八月は習禮の日同樣之事、　右同斷、一統稽古所江相揃ひ候間、時分宜く候はゞ、裝束所江案內可致候事、但雨儀の節は、御供所江可致案內之事、　習禮之日、當日とも、裝束所江、硯筥臺子烟草盆等可致用意候事、但雨儀之節は、御供所江差出し可申候、尤二月は火鉢用意之事、　杏壇門外饌具所、圖面之通相心得候事、　執役之面々、解劍所圖面之通相心得候事、　御目付著座之席、圖面之通相心得候事、　樂人著座之席、圖面之通相心得候事、　習禮の日、祭器類、本式之通取出し、相用候事、　習禮の日、當日とも、贊唱者、贊者、早めに罷出、萬事差引可致候事、　尊所洗所とも、尊罍のふた取仕廻、冪相用ひ可申候、但尊所は白絹、洗所は白晒の事、　裝束所、御供所とも、執役之張札、別紙之通習禮前日可致用意候事、　祝板木品檜、たけ壹尺二寸、はゞ七寸、厚さ六分、前廣に可致用意候事、但祝文は贊唱者認之候事、　行列帳相渡し候間、習禮の日、當日とも讀上げ候て、人數揃ひ可申候事、　假位配り方の儀、贊唱者差圖たるべく候事、　習禮の日、靴、麻鞋相用ひ候、付ては、當春之通、薄緣、淨草履等用意に不及候事、　從祀畫像之掛板、東西とも、北の端より、第一、第二、第三の柱間打釘江くり上げ可置候事、但東は周子、程叔子、邵子、西は程伯子、張子、朱子と申順に候事、　當秋布衣之色目、前紙之通候事、　仲秋は例年聖堂料之新穀、盛に、鹽一ッ盛し候事、　當日樂人江、人數江合せ、淺沓相渡し候事、　同人解劍之儀、諸執役同格の外に付協律郎差引は可致候得共、杏壇門外詰居候者、尙又心付可申候事、　習禮の日當日とも、御本殿左右小廊下口の戶、兼て明ケ置、あをり不申樣可致用意事、　幣帛は、白絹一丈八尺可致用意事、　前日、初獻官、御劍納め前々

の通有之候事、　配位は、圖面の通御座の積、當曉正位褰帳揚簾開戸の上、御香焚き上ゲ、香案等は、直御供所江引入候事、　兩儀の節は、御供所口を、杏壇門と相心得可申候、執役の列位も、圖面の通振り替りの事、　初獻官の外、執役の面々、御式相濟、上御座敷にて、胙肉頂戴有之候付、人數に應じ、御供所より相廻し可申候事、但初獻官出座、挨拶の上、頂戴有之候、御目見以上は、白木足付、以下は片木に候事、　饌具所よりくり出し方、第一番は爼、第二番は籩、第三番は豆、第四番は簋、第五番は簠と申順に候事、　初獻官受胙の入用として、朱塗盤一つ、白箸添、幷籩一ツ用意いたし置、其節饌具所にて執爼籩の者江相渡し可申、退出の節は、右の兩器とも、預ヶ可申事、　前日饌具用意の節、受胙の砌、取結さだめ、鋼の鑄、身へかけにて切離し見へ不申樣致置候事、但正位は三爼とも同樣の事、　監使官、出門の節、副監より、御祭儀無滯相濟候段、杏壇門詰合夜勤番江可申達候間、是迄の通相心得御徒目付江可申達候事、　帳簾開閤等は勿論爼豆の類徹し候儀、萬端相心得可申候事、

初獻官、大刀持二人は素襖、亞獻官終獻官とも一人づゝ、麻上下、沓持は何れも一人づゝ、白丁著用の事、　杏壇門外壇上にて、三獻とも沓著け替へに付て、一番拍子木前裝束付の者三人、其所江出居扱ひ候事、　裝束所江合圖の儀拍子木相用ひ候間、御座敷詰の組頭、御目付著座相濟候段、自身裝束所江相越申聞、夫より直に杏壇門外江相越、一番拍子木爲打可申候、一番の行列御門内就位の上、二番拍子木爲打可申候、都合四番同樣の事、但一番は贊唱者、贊者、二番は監禮官の組、三番は獻官の組、四番は協律郎樂人候事、　兩儀の節は、望瘞の御式相止みに付、祝徹幣の上、御供所江持込可申候間早速受取可申候事、　御式相濟、拜禮畢り候上にて、閤戸可致候事、

七月

〔日本敎育史資料二舊田原藩〕學校〇成章館

祭儀　校内へ聖廟ノ設置アリ、二月八日上丁ノ日ヲ以テ、先聖先師ヲ祭リ、藩主ヲ始メ、藩士一同、

禮服著用拜禮ヲ爲ス、諸生揮毫ヲ揭ゲ、詩文ヲ奉ジ、畢テ能狂言ヲ奏スル等各歡ヲ盡ス、

〔日本教育史資料二舊掛川藩〕學校〇書院總遣

祭儀　凡一尺二寸許、唐金聖像一軀ノ厨子、校中奥ノ間ニ安置シ、平生簾ヲ垂ル、二八月中丁ニ奠菜ヲ行フ儀式全ク備ハラズ、唯僅ニ簾ヲ存スルノミ、其大概ハ、助教簾ヲ捲キ扉ヲ開ク、教授香ヲ焚キ酒ヲ酌ム、総テ饅頭或ハ柿ヲ備フ、而後教授ヨリ次第僅ニ神酒ヲ始メ供物ヲ拜戴ス、神酒ハ觀善舍輪講スル者以上トス、以下供物ノミ、學監ヲ始メ、出席人皆禮服、祭リ終テ學監ヨリ重役ヘ達ス、此ノ日詩文國歌等互ニ各社ヲ結ビ適意ニ夜分迄遊ブヲ許ス、八月〇明治五年廢校ノ節、厨子ヲ始メ、祭器等殘ラズ縣廳有司ヘ引渡ス、

〔舜水朱氏談綺序〕文恭先生、研究古學、視科場爲兒戲、薄海鼠辮、而獨裁衣冠、航海晦迹、流落于交趾暹羅、艱軻阻絶、抗節繳厲、幾瀕死而不悔、逢客崎港、乾爲門室遺老、我西山公、禮致而賓師之、敬尚德而講道義、嘗有志于興學校、先生商推古今、著學宮圖說、公使梓人依圖而造木様、大居三十分之一、先生親指授之、湊離機巧、絲髮縝密、觀者服其精妙、既而權裝學宮於別莊、使習釋奠禮、先生折衷禮典、刪定儀注、厖眉皓髮、褒衣博帶、日率府下士子、講肄其間、周旋規矩、藹有洙泗之風、距今三十餘年、猶聞其謦欬也、〇中略

寶永四年丁亥仲冬穀旦　　水戶府下澹泊齋安積覺叙

〔日本教育史資料三舊會津藩〕學校〇日新館

祭儀　每年春秋仲月上丁ノ日ヲ以テ釋奠ス、此日老職藩主ノ代拜ヲナス、司成以下順次禮拜、諸生ハ勝手ニ參拜セシム、祭式畢テ、酒饌ヲ撤シ、膳ヲ割テ開宴ス、

〔日本教育史資料三舊米澤藩〕學校〇興讓館

安永五年學校再興ノ際、儒者片山紀兵衛ニ命ジテ、是迄自分入料ヲ以テ釋菜執行セシ入料ヲ書

出サシム、左ニ錄ス、

自分入料ヲ以テ釋菜執行入用高付

土器五組　土器拾三、釋菜ニ付テ入用御座候處、損シ候テ、十位ニ相成候得者、申立相渡、四五位年年取替申事ニ候、

赤飯米三斗　小豆六升　大栗三十　榛五合、但榛無之年ハ、權相備申候、梨子三十、但無之年ハ串柿相用申候、稗五合　粟五合　大串貝十五　氷コン十五　肌好芋五位　右三行和羹ニ相用候品　生肴八　外餘計五、右ハ八九寸位之鯛鱸ノ類ニテ、但時節ニヨリ無之節ハ鹽肴相用、鴨カ鴫カノ內一　神酒三升　沈香三兩目　昆布二把　鰑百枚　蠟燭拾文目掛拾挺　同五文目掛拾挺　中折四帖　大津輕一束　杉原三拾枚　筋引壹帖　水引三把　酒八十盃　大ザル一　中ザル一　大柄杓一　小柄杓二　五升桶一　ソギ二把　磨キ箸十膳　箸二把　奥麻八合　筵二枚　杓子一本　木綿手拭一筋　右手洗手拭　布三尺　右ハ聖堂并祭器ノ雜巾ニ相用　鰹節三本　草履三足　鹽鮭一疋

右釋菜ニ付、年々取揃候品ニ御座候代付之儀ハ、年並ニヨリ過不及御座候間、難相記候得共、取配申處ハ五貫文餘ノ取備ニ候儀ニ御座候、

右之通御座候、以上、三月廿六日

此後藩主釋菜ヲ執行スト雖ドモ、大抵此例ニ據レリ、米澤從前鯉魚ナシ、藩主治憲始テ鯉魚ヲ養シヨリ、藩內ニ蕃殖ス、因テ近世ハ生肴ハ常ニ鯉魚ヲ用フ、聖堂獻備ノ品ハ、神厨所アリ、神厨司之ヲ調理スルヲ以テ、諸局ヨリ皆現品ヲ給ス、諸局又便宜ヲ以テ、主財役場ニテ諸品ヲ購求セシメ、代價ヲ以テ給付スルコトアリ、

〔日本敎育史資料四舊米澤藩學校〕〇明道館

祭儀

安政四丁巳年五月十七日　教授江

釋奠ノ儀ハ、學校ノ大禮に候處、本朝ニ於テハ、未ダ明備無之、大概人々ノ胸臆ニテ執行候樣被考候、依之古今ヲ斟酌シテ、國風時態ニ適當致候ヲ御折衷被成度旨被相心得、早速穿鑿取掛候樣被仰付候、但年々兩度三月九月學神祭典ヲ行ヒ、役員等ヘ神酒及赤飯ヲ給ス、

〔日本敎育史資料 十八 書加賀藩〕學況沿革

釋菜儀注 陸原惟厚所藏留記ノ抄

當日、朝七ツ半時揃、六ツ時擊柝、取次足輕掌之 諸執事官各堂上ニ出テ、位ニ就キ、諸敎官ハ西椽ニ就キ、頭橫目ハ本椽ニ就、生徒ハ東西椽ニ分チ就ク皆坐ス、代拜使至ル、初獻官階上ニ迎テ、誘テ坐ニ就カシム、代拜使香爐ヲ初獻ニ授ク、初獻受テ、香案上ニ置ク、贊者揭簾ト唱フ、簾者簾ヲ揭グ、贊者禮拜ト唱フ、諸執官及堂上諸官皆堂ニ在テ拜ス、兩手席ニ附ク、初代拜使ノ前ニ至リ、奉獻ノ大刀目錄ヲ受テ、神位前ニ奉ズ、初獻卽チ上段ニ升リ、降眞香一炷ヲ焚ク、贊者代拜使ノ前ニ至リ拜ヲ告、代拜使拜位ニ至リ拜ス、終テ座ニ還ル、公祝ヲ至ル、儀亦如此、 贊者初獻ノ座ニ至リ、御祭事始ムベキ旨ヲ告ス、初獻伽羅一炷ヲ焚キ、降テ拜禮ス、監祀執饌ヲ帥テ、饌具ヲ奉ズ、祝上段ニ在テ之ヲ受テ神位前ニ奠ス、祝位ニ復ル、初獻洗所ニ詣リ盃ヲ洗フ、執洗水ヲ授ケ、終テ巾ヲ授ク、初獻盃ヲ拭ヒ、進テ奠所ニ至ル、執奠酒ヲ注ス、初獻盃ヲ奠シ、降テ伏ス、祝神位ニ向ヒ、伏シテ祭文ヲ讀〇國〇讀〇ニ〇依〇ル〇 畢ル、初獻禮拜ス、初獻又上段ニ升リ坐ス、祝盃ヲ執リ福酒ヲ酌テ初獻ニ授ク、奠所ニ到提子ニ入ル酒ヲ注スルナリ、是ヲ福酒ト云フ、初獻受テ拜シテ酒ヲ祭リ、盃ニ注セシ酒ヲ少シバカリ別器ニシタム、是ヲ酒ヲ祭ルト云フ、 酒ヲ啐フ、盃ノ酒ヲ一口啐フナリ 祝執俎ヲ揖シテ俎ヲ進メ、白木八寸 神位前ノ胙肉ヲ取、鯛ノ肉、少シバカリヲ取ル、 又粢ヲ取リ、白米ナリ 共ニ俎ニ置キ、初獻ニ授ク、初獻受テ執俎ニ授テ、執受テ退テ饌具所ニ納ム 初獻盃ヲ取リ飲盡ス、祝盃ヲ坫ニ復ヘ

ス、盃臺三方ナリ初獻拜シ降テ位ニ復ル、亞獻獻ジ、福ヲ飲ミ、畢終獻獻ズ、皆初獻ノ儀ノ如クニシテ、受胙ナシ、終獻畢テ位ニ復ル、贊者衆官禮拜ト唱フ、諸執事官各次ヲ以テ拜位ニ至テ拜ス、衆官ノ次第、贊者監祀執奠籩者執洗執饌ナリ、但三獻官ハ拜セズ、贊者初獻ノ前ニ至リ、御祭事終ル旨ヲ告ス、三獻官及諸執事皆位ヲ去リ、南面東上座座定ル、執饌總御奉行、獻備ノ品ヲ一集ニ臺ニ載セ、上段ノ下ニ陳ス、贊者總御奉行ノ前ニ至リ、拜ヲ告グ、拜畢ル贊者教官ニ拜ヲ告グ、教官次ヲ以テ拜位ニ至テ拜ス、畢ル、生徒疊行拜位ニ至リ拜ス、畢ル、三獻官以下次ヲ以テ退ク、但監祀ト籩者ハ不退、祀頭横目ニ拜ヲ告グ、皆次ヲ以テ拜ス、畢ル、籩者籩ヲ下ス、衆皆退ク、其奠物ハ執饌出テ之ヲ撤シ、與力ヘ渡ス、

祝文、維某年歲次月支干朔支干正四位下參議菅原朝臣□□謹命儒臣府學都講姓名、致于至聖先師孔子、惟德配天地、道冠古今、删述六經、垂憲萬世、謹以清酌庶羞、祇陳明薦、尚饗、

〔津和野藩舊記〕天保十一年庚子二月六日上丁、玆監、養老館に臨みて釋奠の禮を行ふ、

天保十一子二月六日、釋奠ニ付、辰之刻御供揃ニ而養老館江被遊御出、教授山口顯藏御備物始夫々被備、御祭式相勤相濟、御前被遊御拜禮、顯藏始江御目見被仰付、畢而被遊御歸館、尤御家老中始、大目付以上役人罷出相詰御送迎仕候事、龜井家記

〔日本教育史資料十六舊岡山藩〕釋奠儀式

舊岡山藩閑谷學校

元祿十四年辛巳、聖像ヲ造リ、寶永元年甲申、光政ノ像ヲ鑄ル、仝四年丁亥、聖像ヲ大成殿ニ、光政ノ像ヲ芳烈祠ニ納ム、

同十五年壬午、閑谷學校釋菜ノ儀如左、但貞享三年丙寅八月始メテ釋奠ヲ擧行ス、以後年々之ヲ行フト雖ドモ、其儀節本年ニ至テ備ハル、

釋菜之儀　前期一日齋戒洗掃陳器、厥明夙興、獻官已下盛服、聚於東廊、西面北上　掌儀升褰簾啓櫝進

孔廟

饌果、衆皆就堂下位、　掌儀點閲　參神再拜　贊者離位少進再拜、訖立於主人之右、西向贊曰再拜、衆皆伏拜、興拜、興平身、　獻官盥帨升、焚香再拜、　獻官詣盥架、南北向立、執盥者沃水授帨、盥訖升堂詣香案前、贊司尊亦盥帨、從升跪戸内、獻官三上香、俛伏興、少退再拜、　洗爵、酌酒、獻酒、　獻官降詣盥架、如前、贊以盤奉爵從降、獻官接爵洗之、執盥者沃水、洗訖以巾拭之、以爵授贊、升詣酒架北、西面立、贊以爵授獻官、司尊執注注酒、獻官以爵授贊、乃詣聖位前、贊從之皆跪、獻官奉爵三祭酒於茅上、興奠於籩豆間臺上、俛伏、少退跪、上下衆皆跪、　祝讀祝、獻官再拜復立　祝盥帨升堂、執祝版、跪獻官之左、東向讀之、訖置豆之西、東面退跪戸内、獻官興再拜、訖降堂、贊祝司尊從降、皆復位、　衆皆再拜辭神、相揖而退、　掌儀率衆升堂、焚祝撤酒饌、閉櫝下簾、收祭器、清掃内外、關鎻門戸、　禮畢

維大日本元祿十五年歳次干支八月干支朔越幾日干支、備前州和氣郡閑谷學監津田永忠昭告于至聖先師孔子、惟師德配天地、道冠古今、删述六經、垂憲萬世、玆惟仲秋恭修釋菜之禮、倘饗、

籩豆之陳　棗　栗　菁菹　筍菹　兎醢

寶曆四年八月十八日、芳烈祠儀、

捲簾褰帳　忠次郎 市左衞門　啓櫝　兵大夫　設卓　忠次郎 市左衞門　獻果　三郎右衞門 十郎右衞門 平藏　參神再拜

上香俯仰再拜　兵大夫　獻酒俯伏　兵大夫　桃子 忠次郎 棒達 平藏　獻茶　三郎右衞門　點茶　十郎右衞門　辭神再拜　徹卓　忠次郎 市左衞門　閉櫝　兵大夫　降帳垂簾鎻室　忠次郎 市左衞門　禮畢

右祭ニ干ル諸職員苗字闕

〔朝野群載九 功勞〕申大學頭 付例

前常陸介從四位上菅原朝臣是綱誠惶誠恐謹言

請被殊蒙天恩因准先例依儒學勞拜任大學頭闕造進文章院西曹司七間檜皮葺屋一字兼又依

獻策次第拜除式部大輔闕狀 ○中略

右是綱○中略拜任之間、經十七年、所修造廟堂、幷都堂、試廳、盛殿、北廟、藏院、西北二面築垣、寮西北築垣等也、此外北廟藏一宇、新以造營、檢之朝典、曾無比類、○中略

康和二年七月廿三日　前常陸介從四位上菅原朝臣是綱

〔中右記〕元永二年八月三日、今日釋奠分配也、仍申時許參大學寮、○中略廟堂又破損、雨不留、仍先聖先師、不能奉懸、並只入物奉置者、

〔百練抄五鳥羽〕保安三年七月廿二日、大學寮廟堂頽壞、

〔百練抄七近衞〕久安六年八月四日、大風、大學寮廟堂前舍一宇顚倒、今日釋奠也、

〔北山抄二一月〕上丁釋奠事

天慶八年、元方卿觸丙穢、著釋奠、依祭外也、依舊例、以廟像令納廟倉畢、

〔台記〕仁平三年八月八日乙丑、釋奠、○中略午剋密々詣大學、余及從者皆烏帽三長相從、○中略見廻都堂寮局等、入廟倉禮影、

〔山槐記〕治承四年八月七日丁亥、今日釋奠也、○中略大學寮火事已後、於官廳所被行也、廟倉破損、仍前頗所々渡也、

〔康富記〕寶德二年八月六日丁丑、釋奠也、○中略釋奠儀、東登廊悉顚倒、仍廟門座纔構假屋、如形設其座、上卿着門內東脇給、閣南也、凡子西面、前有机、置式筥、參議着門外西脇、閣外云北也、床子東面、東廊亦如形構假屋、弁不參、少納言一人着南面、寄西外記一人着東方、西南、於座末南脫沓、史着西方、東面、於座南脫沓、弁少納言座、或西上、或東上南面也、又少納言西面、弁東面着之、是多分儀、此少納言爲賢朝臣、去年八月、如今日爲南面者也、廟拜、先聖前公卿東上北面、二拜畢、自上卿移東給、先師前又東上也、此列常儀者、上卿西、參木東也、但東上有說、見仁安御記了、

〔羅山文集十五記〕武州先聖殿記幷詩

慶長之初、源大君○德川家康撥亂反正、闔國一統、文武相總、威惠兼施、以駿城爲麾下之天府、予奉仕之有年矣、嘗請營家塾、聽相其攸、有事不遂、會大君棄群臣、歷十餘歲後、庚午之冬、○寬永七年幸蒙鈞命、得賜其

地于武之上野、且辱受兼金之恩賚、乃雇工構小塾立書庫、於是尾陽亞相源義直卿有勇爲之盛志、經始一廈、置聖像及顏曾思孟像、號曰先聖殿、又其祭器具備以寘之、○中略

寬永癸酉二月丁卯五日　道春拜書

〔昌平志事實二〕寬永九年壬申冬、尾張公源義直、諡曰敬公、烈祖第九子、於林信勝賜莊、造營廟宇、安置宣聖及顏曾思孟諸像凡五軀、

謹按、前是庚午賜忍岡別莊凡五千三百五十三坪及二百金於信勝、以築學舍、○中略越九年壬申冬、尾張公卽其莊地、營造廟宇、官匠平內大隅經畫安奉宣聖配位諸像、義公作尾張敬公誄曰、善讀國史、興廢繼絕、張皇道弛、經營聖殿、輪奐綵繢、日新修業、是也、按三王外記、作仲尼及十哲像者、誤矣、配享止顏曾思孟四座、又按史館日錄、鷲峯子嘗謁尾張公、公延入一室、有宣聖配位諸像、皆銅鑄造、乃知公之奉聖軀不獨今所置矣、并置祭器及賢聖繪像二十一幀、卽今所從祀六位、亦此詳於禮器誌、令信勝以時學祀、公又親書殿額、令官匠平內大隅鐫以揭焉、巧極精絕、公每詣謁、嗟賞久之、大君亦嘗有嗟賞焉云、宣聖及配位諸像、從祀畫幅、祭器諸具、並昉於此、

慶安四年辛卯、官令修理孔廟、

謹按、參政對馬守阿部重次傳命、令官匠木原義久、鈴木長恒等並督匠事、官錢加修昉於此、

〔昌平志廟圖一〕壬申○寬永九年冬、尾張源敬公諱義直捐數百金、卽其宅地創造廟宇、今狐王祠卽其趾奉安宣聖及顏曾思孟諸像、○中略萬治三年庚子十二月、嚴有大君、賜林恕信勝子稱春齋七百金、特加改作、其工役皆係官舉、有司臨董之、明年寬文改元辛丑六月告成、轉易方位、始備制度、詳於後幅、

正殿卽先聖殿五間、深濶俱三丈南向、兩廡各二間、深濶俱二丈二尺一與正殿合共爲一構、若張翼然、北用板壁、餘三面俱活格、神座層高、疊階七級、常供卓三張、香案一具、而南止一階、其扁額則尾張公書、直圖順書、槧之塡金、兩廊東西各四間、北向、入深各一丈五尺夾杏壇門而立、距殿可凡七步、門內置石水盤一基、明曆丙申八月、伊賀守永井尚庸造置、蓋係於寬永廟制、廟門二座、爲杏壇、爲入德、並揭扁額、林恕門人樋口榮清書、橫匾不書、杏壇距於入德可凡六步、甬道甃石門外疊成石階二層、上者七級、下則倍之、斜轉東南面下谷坊、階級已盡、分施柣梐作八字樣、側置鋪舍、可退欄入、○中略

常憲大君、不以爲安焉、特奮英斷、卜擇昌平、乃命有司、鼎建新廟、以立百世不徙之基、然後涇渭殊流、洙泗正源、可謂千古卓見矣、廟地已從改卜、然忍岡仍爲林氏莊地、尙存舊廟、每有損圮、官爲加修、蓋自寬永壬申、始置廟宇、而迨於元祿庚午、已踰六十年、以其托靈之久、雖空神位、不敢撤除、時加修理、以存舊貌、後令林氏割莊地納半於官、(未詳年月)元祿十一年戊寅九月、莊宅悉罹災火、(火發於城南姬門外市坊、世所謂寬永寺中堂災者、)緣及舊廟、殿廡門廊俱燬、是年十月、令納全地、換賜城北牛籠里二十餘坪、(忍岡廟北數十步原爲墳地、林信勝、弟信澄、長子叔勝、皆葬焉、今觀音閣後林葬之地、卽其墳林、是年改葬於牛籠里賜莊、)自是廟區遂除、忍岡全屬寬永寺、槪曰東叡山、而後世莫復知爲與文之地也、卽或知之、亦莫知改卜出於英斷者、其改卜湯島里、區域詳於後幅、

〔鵞峯文集三記〕重修武州先聖殿記

東照大神君之治世、我先考羅山子膺侍讀之撰、時有命將開學校、有事未果、寬永庚午之冬、台德大君、大猷大君、賜武州江府郭外上野數百弓之地於先考、故尾陽亞相源敬侯、鼎建一堂、安聖像及四配像、納若干祭器、手自書先聖殿三字、以爲扁額、爾來釋菜繩々、人皆知有此禮、漸向儒風、日往月來、歷三十年、殿屋稍損、柱根蠹朽、檐牙漸壞、周垣傾側、亞相既捐館、先考亦易簀、僕雖無幹蠱、愁守黌舍、僅存籩豆之事、從無堂構之力、幸因元老執政之敷言、以得達今大君之尊聽、庚子臘月、(○萬治三年庚子十二月)辱賜官金、(○五百金)爲重修之用、使官匠長鈴木氏木原氏預其事、自辛丑之春載事、修葺殿屋、改築牆壁、或仍舊貫、或加新材、殊建兩廊於殿門左右、移堂外西門以向南、而自下谷市開新路、攀坂道、登石級、入外門、直透一場、以到殿門、形勢高聳、景境絕勝、嗚呼先考以勤仕之勞、開創建之基、僕承洪庇之恩、成再舉之志、不堪屛營之至、仰望風化之興、及夏之季、畢斧斤之功、(○中略)寬文二年歲次壬寅仲春中丁、武州州學敎授禮部法印春齋林恕盟漱謹記、

〔鵞峯文集六十四祭文〕重修先聖殿文

武城艮隅忍岡一廟、擬建距今四十餘年、俎豆陳設僅存不絕、此亦四葉太平之餘効也、僕繼先人之塵、

供東鄰之祀、嘗啓官加廟堂之修補、既踰一紀、頃間梁棟之隆、猶雖不撓、然屋檐漸舊、豈可堪疾風之吹欲、不免積雨之漏、僕憂懼之慮、無忘於心、然蚍蜉之力不能辦成、乃就國老執政、謹請官裁、去歳之冬、執政世喜宿拾遺源朝臣廣之承鈞命、令官吏掌改葺之事、拾遺素有崇儒之志、自來視之、逾月營功亟成、

○中略　延寶三年乙卯仲秋中丁、弘文院學士忍岡塾主林恕拜上、

〔日本教育史資料十九祭儀〕聖堂事實記

昌平坂聖堂之義は、常憲院樣、儒學御尊崇被遊候に付、元祿元年戊辰九月廿八日、大内記（信篤、此節弘文院學士春常、）御座間江被召呼、上意には、其方忍岡の屋敷内、聖堂有之、聖像安置仕、祖父以來、春秋の祭儀、懈怠不仕、其上大猷院樣御參拜有之由、（寛永十年癸酉四月十七日、大猷院樣、忍岡之聖堂へ御參詣被遊、民部卿道春江白銀、弟刑部卿永喜江時服被下之、）御聞及被遊候、御自身にも、御幼少より御學問御好被遊、聖人之道御信向に付、御參詣被遊度、兼々思召候に付、此間老中共へも御尋被遊候處、何も御尤に奉存候旨申上候に付、何日頃御參詣可被遊候哉、日限可申上旨御尋に付、奉畏難有奉存候旨御請申上、罷歸、書籍等相考聖誕日十一月廿一日に相當仕候に付、御參詣被遊可然奉存候段、翌廿九日登城仕、申上候、依之其以後十一月十二日、大内記被召、登城仕候處、大久保加賀守（忠朝）阿部豐後守（正武）戸田山城守（忠昌）土屋相模守（政直）牧野備後守（成貞）喜多見若狹守列座、加賀守上意之趣被仰渡候は、御幼少より、御學問被遊、聖教御尊信被遊候、忍岡孔子堂にて、釋奠不絶修行仕候旨思召に相叶候、依之廿一日聖誕日に相當候間、御參詣可有之旨に付、難有御請申上、其後御前へ罷出、難有奉存候旨御道にも申上候、卽廿一日御參詣被遊、同二年己巳二月廿一日、二度目の御參詣有之候、同三年庚午七月九日、大内記被爲召、登城仕候處、阿部豐後守、戸田山城守、土屋相模守、牧野備後守（此節、大久保加賀守服穢に付、列座無之、）列座被仰渡候は、忍岡の聖堂、上野境內に有之、其上最初尾張故大納言殿（義直卿）建立候得ば、思召に不相應候に付、此度從公義新規に聖堂御建立可被遊の旨、昌平坂の地（神田臺又は本郷と申所、向後昌平坂と唱可申之旨、十一月十六日被仰出、）御吟味にて、只今の所に（○此下移轉二）

（字脱歟）有之候、即日總奉行松平右京亮（輝貞）御手傳蜂須賀飛驒守（隆重）被仰付候、此節より御成御殿、幷饗應所、其外學寮、役人長屋等迄、新規に御建被遊候、十一月廿一日、於御前御箏大成殿三大字之御額字御熨斗御添被遊頂戴仕候、十二月廿二日、御上棟有之候、同四年辛未正月十三日、大内記御前へ被爲召、牧野備後守、柳澤出羽守（吉保）伺公、上意之趣は今般昌平坂聖堂、新規御建立に付、其方を開基に可被遊候間、束髮被仰付、諸大夫に被仰付候旨（此節より大學頭）蒙仰候、二月七日聖堂御遷座に付、大久保加賀守（直垂）秋元但馬守（喬知、大紋）蜂須賀飛驒守（大紋）昌平坂（江）罷越、松平右京亮は諸事御遷座之義爲指圖忍岡へ罷越候、御遷座道筋人止め、町家之戸閉し候て、先拂御目付一人、供奉御徒頭（組共）小十人頭（組共）總押御目付一人、御徒頭（組共）辻固御徒頭四人、（組共）仰高門御番御先手一組、裏門同斷、堂廻り御目付一人、御徒頭（組共、供奉之役人、組共何も熨斗目麻上下著用、）神輿舁黑鍬之者白丁著之、神輿五挺之供奉、大内記弟子共も兩人宛十人（熨斗目麻上下）附副申候、樂人は廻廊にて音樂仕候、且又大内記義は、忍岡にて神輿相渡候て、其儘先達て昌平坂（江）罷越、大紋著用仕、入德門石階之下迄、神輿之迎に罷出申候、加賀守但馬守飛驒守と、杏壇門之外（江）迎に出候、即日被仰出候は、十一日御參詣可被遊旨にて、即御長袴にて御參詣被遊、御劒御伽羅神酒御獻納被遊候、釋菜御覽被遊、祭儀相濟、御成御殿（江）被爲入、大内記御目見仕、御大刀、御馬代、四書大全一箱、金屛風一雙、二種一荷獻上之仕候、即御懇之上意共有之、堂領千石御寄附被遊之旨御直に被仰渡之上、白銀百枚、二種一荷、拜領仕候、（此節老母妻子共迄、不殘拜領物被仰付候、）其節老中被申渡候は、堂領千石は、毎年祭儀入用、番人召抱候に付被下候間、可爲其心得之旨、幷大名火消も被仰付候由に御座候、尤御成御殿にて、御囃子有之候、夫より打續年々御成有之、○下略

〔日本教育史資料（十九祭儀）〕聖堂再造記

天地至大也、然西北或傾、東南或缺、則大者有時而窮、日月至明也、然既中則昃、既盈則復、則明者有時而晦、山嶽至高也、然高岸爲谷、深谷爲陵、則高者有時而卑、河海至深也、然瓠隄之決、桑田之變則深者

有時而竭、若夫至大而不窮、至明而無晦、高而不可卑、深而不可竭者、其惟夫子之道乎、是故歷代國郡、建廟致祭、所謂通得祀而徧天下者也、本朝之古、春秋致祭、儒風恢興、庠黌並設、廟宇增崇、州縣觀風、中葉以來、文物漸衰、其後兵革不已、祭奠失儀、是知運有否泰、道有隆替、逮我東照大神君秉兵馬政權、武威廣宣、文德流行、賢子令孫、繼緒緝熙、僕祖忠荷敎授之任、積侍講之勞、寬永十年癸酉創建聖廟于武州忍岡、始行釋菜、其歲四月、台駕停輹、入堂拜禮、僕父恕受續箕裘之業、敬獻籩豆之供、依舊制鼎新規、祭儀弗輟、禮奠漸備、元祿改元、戊辰仲冬今大君、啓廸素風、不揚鴻烈、忘尊竭禮、躬詣聖廟、己巳之歲、庚午之春、亦追先式、自致拜謁、特降嚴命、欲移靈廟、相攸城北、新開阪路、名曰昌平、以經以營、僕辱叙從五位下、任大學頭、管祭酒之事、濟敎授之任、庇蔭之餘、內顧惟疚、新廟落成、巍然凌雲、美輪美奐、匪雕匪飾、親洒英翰、謹書大成殿三大字、風雲洶湧、龍鳳驤翥、卜定令辰、安置尊像四配之靈、十哲之主、先賢先儒畫影、擇處分位、辛未仲春丁日、僕率書生行釋菜、臨期、大君齋戒沐浴、有來雍々、至止肅々、獻酒樽妙香及新冶利劒、拜禮盡誠、老臣伏庭、從騎如雲、其後躬覽祭儀、退休便殿、端座講經、歡樂奏舞、且召僕賜祿田千石、以爲堂料、匪一家之私幸、成千載之偉觀、於是夫子之道蕪穢者芟夷之、紊亂者綱紀之、建末俗之郛廓、新生民之耳目、爲道爲世、不堪抃躍、壬申之春、癸酉之歲、亦依嘉禮、觀祭講經、甲戌春秋、再詣靈廟、尊大母亦拜詣盡誠、自是而後、或每歲、或隔年、無不駐台駕、侯伯大夫士庶、每聞祭儀、約定其期、分鑣並驅、倒屣來拜、隊騎步卒、警衞嚴重、祭畢飮讌、講經奏樂、盛哉美哉、不恥上世、嗚呼如何、不淑、癸未仲冬、二十有九日、近隣火起、猛焰蔽空、廟宇悉燒、門黌不遺、拊胸警悸、反袂涕泣、昏々冥々、無異夢中、嘆斯道之窮、而知斯運之否、粤稽往古謹尋聖蹟、兵燹之外、廟堂之災、唯見弘治己未之變、其餘闕里回祿罕聞、至若本朝學寮之變、則言之長也、置而不論、然今幸尊像四配十哲之主、現存無他、祭器典籍、圖畫之品、亦多免災、恐喜有餘、事達官聽、新修假屋、安遷靈座、今茲之春、特降敎令、執政執事、相代掌重建再興之事、宇和島城主從四位下侍從兼遠江守伊達宗昭輔助經營之事、從五位下播磨守間宮信明、管工匠

造築之役、源兵衞石川法重、新右衞門伊藤重元副之、日々勤勞、孟秋壬寅之日、官匠首事、累日經月、寮舍早成、季秋某日、始建廟柱、仲冬丁未之日、有上梁之儀、執政谷村城主從四位下侍從兼但馬守秋元喬朝、執事烏山城主從五位下對馬守稻垣重富、來觀其儀、瞻茲新堂、材幹堅良、工製精察、廟貌嚴整、構造偉然、不替前規、繚垣雲矗、飛檐翼張、重門呀其洞開、層闕欝其特起、石階分級、瓦屋並影、耽々之邃宇來風、𪩘々之雕甍拂漢、廻廊羅立、齋厨淸淨、盡無窮之盛事、垂不朽之餘榮、四配十哲、先賢先儒、肖像羅列、左右侍立、東西布張、禮敎旌崇、正德仲冬辛酉之日昧爽、僕率徒弟奏佾樂、奉安尊像、昭薦禮奠、洋々濯々、來歆來享、廼命從四位上侍從兼民部大輔畠山基玄、爲御名代、獻劒馬拜禮、執政喬朝、執事重富、助造宗昭、來侍廻廊、監使隊長董引騎卒、保護諸門、去歲之災、縱雖一時、屯厄再造之榮、丕顯萬世之文、化東魯之跡、儼然在茲、華夏之風、蔑以加焉、孔彰承平之風、寔爲生民之福、昭々焉蕩々焉、至道與天地亨、至德與日月明、譬諸泰嶽萬山攸宗、譬諸東海萬水攸同、道之弘、爲大君報以四海寧謐、兩儀交泰、德之大、爲大君報以上壽千年、國胤萬歲、僕藐乎蠢爾、薄識寡聞、忝承家業、欽護廟堂、二仲舍菜必恭必虔、伏冀至化所及、長蒙官恩、爲學爲家、傳榮後昆、薰沐以拜、恐懼以告、

寶永萬年之初元十一月二十五日

經筵侍講從五位下守大學頭林戇稽顙百拜謹記

(日本敎育史資料十九祭儀)寬政十午年三月、筋違御門外明地ヘ、聖堂御再建御普請小屋懸ル、御作事方、

同十一未年十月廿二日御上棟、

聖堂御再建大略

一大成殿（桁行拾一間、梁間七間貳尺四寸、銅瓦葺間内惣體敷瓦代リ四半石、（石は伊豆丁場石））　一戟門（桁行十一間、梁間二間三尺六寸、銅瓦葺間同斷、）　一左右小廊下（桁行二間五尺六寸五分ツヽ、梁間一間一尺八寸、銅瓦葺間同斷、）　一廻廊（桁行十五間四尺八分、梁間貳間三尺六寸八分、銅瓦葺間内同斷、）二棟、　附大成殿左右取合小廊桁行一間五尺二寸、梁間一間一尺八寸、二棟銅瓦葺間内同斷、　一御供所（桁行四間半、梁間三間半、）

一世話役詰所桁行三間、梁間二間半、　一御供廊桁行六間、梁間一間、　一學寮桁行廿三間、梁間貳間半、　一講堂桁行十四間、梁間五間、

一二階造リ古學寮桁行廿三間、梁間、〇此下恐有脫文、

一入德門桁行梁間　銅瓦葺　御額筆者正二位藤原基輔卿　一仰高門同上　一憲廟御筆、御額大成殿

一入德門內御水屋桁行一丈六寸、梁間一丈、銅瓦葺、　一仰高門御水屋桁行梁間　銅瓦葺　一杏檀門

一大成殿戟門大棟ヘ附　鬼犾頭　唐銅鑄物一ツ、目方百七十貫目、　御額ハ此度戟門ヘ懸候、筆者堂上也、　一鬼龍子　唐銅鑄物一ツ、目方廿五貫目、　此度額大ク成候ニ付、九宮法ヲ以展拓、其字屋代太郎奉命、　一鳥威　鐵鍛鐵ニテ打立、橋漆金箔二返押、

寛政十一未年十月十日　本多伯耆守名代大久保佐渡守、堀又七郎名代堀近江守、松平近江守、堀左京亮、小出信濃守、

右聖堂御再建御普請御用被仰付旨、於柳之間伊豆守申渡、老中列座、但波ノ間御修復中ニ付如右、

黒田甲斐守、松平駿河守、稻垣信濃守、本多伊豫守、秋月山城守、鍋島和泉守、

右同斷御用被仰付旨、在邑ニ付、以奉書達之、

同年十二月朔日　林大學頭

聖堂御主法之義申上、入御聽、尤思召、內願之通、三千俵高ニ御足高被成下、御小性組番頭格被仰付候、

右於芙蓉間備中守申渡、老中列座、若年寄中侍座

前々大學頭聖堂ヘ參候節、門內ヘ乘輿之處、當大學頭ヨリ門外ニテ下乘致候由、

〔昌平志二事實〕明和九年壬辰二月、是月晦、孔廟罹災、　九月十八日繕飾廳堂、奉安神位、

安永三年甲午五月修孔廟成、越九日奉遷神位、

諸國孔廟

（𨗈）按、修造之令下於元年六月、土木之工、起於二年九月、竣成之報在於是年五月、卽大司會越前守川井久敬、將作令能登守新莊直富、監察官柘植正寔、及計曹檢查上遠某等、奉職所督役焉、凡是擧也、有司省費務從裁損、不鐫不漆、制極樸略、所謂廟殿也、越九日通政傳令、奉遷神位、儀如寶曆故事、儒員林信有盛服（袍服縁）帥各執事（布衣並服）攝行祭告、他依前例、廟制之變昉於此、

天明六年丙午正月二十二日、孔廟及廳堂黌舍罹災、　七年丁未九月修孔廟成、越十六日奉遷神位、（○中略）

寬政十一年己未九月、新廟落成、十一月十一日、奉遷神位、（○中略）

（𨗈）按、前年三月頒制諸司、大撥工擧之費、群吏稟式、小大率從、䕺石畚土、擇材庀事、百工競趨、衆手均興、旣踰一歲、大功將半、是年三月二十七日、起工匠、六月二十二日、安棟梁、皆垂成之數月前追行其式、故事也、其規畫一傚明制、雜以時宜、凡自殿室廊廡門階、以至基礎砌磚罳罘之屬、皆鼎新規以革舊制、其興造之盛、實近世所未有也、（○下略）

〔長崎聞見錄二〕聖堂

長崎東北之隅、伊勢宮之近邊ニアリ、

〔日本敎育史資料二舊水戶藩〕弘道館

聖廟　鹿島神社ノ東北第一神門ノ外ニ在、孔子一座ヲ祀ル、木主ヲ安置ス、烈公親題シテ、孔子神位ト曰フ、廟西面廣二丈七尺、深一丈六尺五寸高二丈六尺五寸、大成殿制ヲ摸ス、四面墉ヲ設ケ、正面戟門ヲ建ツ、建廟ノ意亦記文ニ具ス、春秋仲月上丁釋奠ヲ行フ、祭器籩俎簠簋、甄鉶等ハ唯之ヲ陳設ス、其薦奠ハ白帛及ビ堅鹽乾魚、乾棗、栗黃、時果、白餠、餕、餳、稷飯、稻飯、鮮魚、鳥、清酒、玄酒等ヲ用キ之ヲ土器及ビ瓶子ニ裝シ、槖盤ニ載セ、侑ムルニ音樂ヲ以ス、國主親祭執事等皆神社ニ準ズ、小十人訓導已上ヲ以テ讀祝者。トス、凡朝廷國學ノ制、孔子顏子二座ヲ祀リ、孔子ハ文宣王ノ號ヲ用ウ、

本館實私學ニ係ル、故ニ必シモ朝制ニ因ラズ、

〔弘道館記述義下〕其營孔子廟者何、以唐虞三代之道、折衷於此、欲欽其德資其教、使人知斯道之所以益大且明、不偶然也、

〔日本敎育史資料二舊佐倉藩〕聖廟

一每年正月元日、御備物　神酒　白米　鏡餠　鰆子　青菜　ころ柿

右祭器江盛リ備候事、尤温故堂執事の取計、聖堂掛リ江相渡可申事、

一元朝御側御用人御名代有之開扉、温故堂敎授先立、小監勤之、尤御服穢等にて、御名代延候節は、御服明き御名代有之候事、

但開扉立會目付罷出、差合候節は、奉行肝煎之内罷出、聖堂掛も一人罷出、廉上下著用之事、

一每年正月元日二日三日、其外七草を除、節句は上り口まゐり、戸開帳を掛置開扉に不及、定番聖堂掛下吏之内一人づゝ見張に出居可申事、但堂中、師役以上は勿論、佐授讀生長差合無之面々、正月朔日二日三日之內、爲拜禮罷出可申候、其餘は面々心次第之事、

一平日、先聖殿拜禮願出候者有之候はゞ、奉行より聖堂掛江申談、聖堂掛一人罷出温故堂執事江申合、拜禮爲致候事、但他所人拜禮願候節は、掃除等別て入念可申事、

一聖堂江は、御備物等は、都て温故堂執事取扱之、備候御支度聖堂掛取扱可申事、

〔日本敎育史資料十六舊佐賀藩〕鶴山書院遷座記

夫事賢友仁者、夫子之所以答子貢、而後世之敎敎也、方今多久茂文藤公者、大夫之賢者、而其儒臣河浪生者、士之仁者也歟、余事之友之也漸矣、藤公本出邦君之連枝、而嗣國老之緒、自少好讀聖賢之書、棄詞章之學、而重綱常之道、及壯無怠、安聖堂於宅奥、而修春秋之藻祭、奏樂獻章、側架書庫、雖推和漢之群書、盡除老佛之書無雜、於書帷之餘暇、卑禮招學生、講習經傳有年、豈徒與其學於吾家而已也乎、

於多久之食邑鶴山之佳境、新營書院、欲使邑之臣庶讀書志道而以成其身、是余稱賢者、亦不宜乎、○中略藤公好善無息、於鶴山書院之境上、亦營一堂宇、安孔聖之尊像、欲建萬世之基業、辭洛之鴻儒仲欽、使擇名銅工者、在視於鎔製聖像之事、欽也深極聖學之蘊、以制度文爲之學爲一家、當時與洛之藤臧老儒爲鴈行、仲欽甚喜藤公之志願與藤臧相謀、考古今之聖蹟頼傳來之模範招鑄工之妙手、朝監暮臨、以製成自然之勝像、於其冠冕章服扆倚之紋象者、使狩野某圖描以彫刻、欽也克可謂任其事、於是洛之有志斯文來拜者雖日多、思察藤公仰望之切、而速使宰臣達公之厦館、公及其照臨之日、倒履欣躍、而迎尊像於堂上、稽首俯伏而崇敬也至矣、父及余又應招拜仰、則金聲玉振、五德光輝、非尋常製作之所能及、感賞恭敬、潸然暗催淚、時維元祿萬年之十四年辛巳之秋九月七日、以月之令、日之吉、使尊像遷座於鶴山書院之堂宇、正齊戒嚴、節義奏樂、講經以致釋菜之禮、實藤公之盛擧、清世之美談也、○中略吾君子國、自大寶帝始釋奠之禮樂於大學寮以來、今之柳營、傑出萬代、新築大成殿於東都、而恭行二季之釋菜、身親講經傳、而儒風大起、闔國之侯伯、望風慕德、我邦君又建至聖殿於後園、而尊親也深、然藤公存有爲之志、營堂聖於家與邑、而尊崇聖德也、可謂至深切矣、○中略余事之友之也漸久矣、故不愧謭才、記其大槩、加鄙律以祝之賀之云、

群峰環峙瑞雲連、松柏蕭森不計年、恭讀六經書院裏、敬崇五德聖壇前、奏聲正律秋風響、菜祀明誠曉月鮮、多久里清何陋有、尼山同日得仁賢、

元祿辛巳之秋九月既望日　　肥陽大賀之命士　武富英亮謹書記

〔日本教育史資料十六 舊琉球藩〕聖廟新建年月、各官姓名、併工料費錢、人夫附錄、

大清道光十六年丙申正月、王世子諱育特發敎令、新建聖廟及啓聖祠、翌年丁酉三月起工、九月告成、○中略修建工料費錢　督工奉行併筆者粮錢折價共錢壹萬五千十九貫九百七十五文　木細工三千百五十八人五分四厘、工錢二萬五千七百七十九貫二百十文、石細工二千四百五十四人二分五厘、

工錢壹萬八千五百四十壹貫八百五十文、瓦紅工八百三十六人七分八厘、工錢五千五百六十四貫五百八十七文、日用夫壹萬七千九百二十八人二分、雇錢三萬五千三百六十貫六百四十八文、

〔日本教育史資料十六舊琉球藩〕琉球國新建至聖廟記康熙二十二年癸亥秋九月

自州縣皆得建學、而吾孔子之廟祀始遍天下、然學以外無所謂廟也、郡州守邑令博士弟子奔走對越、以爲之禮、鐘鼓管絃、鞉磬柷圉、以爲之樂、牛羊鹿豕、酒脯俎豆爵帛以爲之獻享、不如是則與浮屠道士之事佛老者無以異、故孔子之祀行于廟、而備于學、嗚呼至矣、今天子重道崇儒、常以興教化勸學校考吏之殿最、于是職方版圖莫不以修學新孔子廟爲務、而琉球國遠在海東萬里外、亦建至聖廟于國門之久米村、蓋創始于康熙之十二年、立國以來、所未有也、夫琉球自隋唐以後、國名始見于史書、又千餘年、至明初、始修職貢通中國、皇清受命、首列藩封、歷三十年而祀聖人、於今天子踐祚十年之後、謂非皇帝盛德大業度越千古、有以漸被之而然歟、廟爲屋二重、其外臨水爲屏墻、翼以短柵、如欞星門中倣戟門之意、半樹塞以止行者、堂外爲露臺、東西拾級以登、皆與浮屠道士家異制、堂內劃後楹爲神座、塑王者像垂旒搢圭、而署其主曰、至聖先師孔子神位、座左右四人雁行立各手一卷、則詩書易春秋四經也、余惟孔子以道德爲百世師、顏曾思孟配享、載於祀典、不聞其專治何經、海外之誦法者惟孔子、而所以尊吾孔子者、實惟詩書易春秋之故若確然有見于此四經者、非弟子之徒之所能爲、而又見夫聖廟之有四配、與詩書易春秋之數適相當也、遂人予以一經而祀之、若吾以祀吾經也云爾、總之皆以祀吾孔子也云爾、嗚呼琉球之君若臣、其可不謂之信經之篤、而尊聖之至者歟、以視夫漫無所見而云然者、其相去爲何如也、雖然君子之學事也、始定其規模、繼必求其美善、今日者廟既成矣、因廟而擴之、以爲學則費不繁而制大備、吾聞琉球之取士也、舉秀才於童子之中、而不以文藝試于有司、此意最爲近古、然而當其始、董戒必稟於父師、而其人亦莫不自勵以待舉、迨其後、德業之消長、一聽其人之自便、吾不知果皆率勤、而勿怠否也、夫秀才者、將以儲異日長史大夫之用、則敎之不可無專師、而試之不可無成法、

孔子影像 附號

誠因廟而擴之以爲學、擇國中敦行誼工文章者爲之長、俾以時訓督其子弟、修擧釋菜釋奠之禮、國之中或難其選、則直跳其事而請於朝乞、如往昔敎育故事、吾知其必有當也、行見經學日明、因所及而益廣其未備、聖天子聲敎誕敷方將登四海於文明之治、于以表率友邦、凡有志于聖人之學者、無不奉琉球爲指歸、嗚呼豈不盛哉、豈不盛哉、欽命册封琉球國王正使翰林院檢討纂修明史官汪揖撰并書、

○按ズルニ、古代ニ於ケル諸國孔廟ノ事ハ、前文諸國釋奠ノ條下ニ併セ出セリ、

〔百寮訓要抄〕大學寮國子監　此寮には先聖先師の御影あり、廟堂と申也、

〔江家次第五二月〕釋奠

延久四年三月十四日甲午、權中納言源隆俊卿著仗座、被奏大學寮先聖先師九哲等廟像可被修補日時勘文、四月三日壬子時件像、元慶四年巨勢金岡、以唐本所奉圖繪也、而年序久積、破損尤多、仍所被修復也、其用途料依本寮請奏、可召諸國云々、四月三日壬子、今日大學廟像奉修補、右少弁大江朝臣匡房、右大史紀成季、參向彼寮行事、其料物等任本寮請奏、下給宣旨於所司諸國也、或說曰、吉備大臣入唐時持弘文館之畫像來朝、安置太宰府學業院、大臣又命百濟畫師奉圖彼本、置大學寮云云、先聖先師、古者以周公爲先聖、孔子爲先師、唐太宗貞觀二年、詔停周公爲先聖、始立孔子廟堂於國學、稽式舊典、以仲尼爲先聖、以顏子爲先師、

〔公事根源二月〕釋奠　上丁日

是は年に二たび、二月と八月とにあり、○中略今大學寮にをさめ奉る、孔子十哲の影は異國より渡て、我朝累代の物にて侍るなるべし、

〔日知錄十四〕像設

古之於喪也有重、於祔也有主以依神、於祭也有尸以象神、而無所謂像也、左傳言嘗於太公之廟、麻嬰爲尸、孟子亦曰、弟爲尸、而春秋以後、不聞有尸之事、宋玉招魂始有像設君室之文、尸禮廢而像事

興、蓋在戰國之時矣、漢文翁成都石室、設孔子坐像、其坐歛蹠向後、屈膝當踝、七十二弟子侍於兩旁、朱子白鹿洞書院、只作禮殿、依開元禮、臨祭設席、不立像、正統三年、巡按湖廣監察御史陳祚奏、南嶽衡山神廟、歲久頽壞、塑像剝落、請重修立、依祭祀山川制度、內築壝壇、外立厨庫、繚以周垣、附以齋室、而去其廟宇塑像、則禮制合經、神祇不瀆、事下禮部、尙書胡濙以爲國初更定神號、不除像設、必有明見、難以准行、今按鳳陽縣志言、洪武三年、詔天下城隍止立神主、稱某府某州某縣城隍之神、前時爵號、一皆革去、未幾又令城隍神有泥塑像在正中者、以水浸之、泥在正中壁上却畫雲山圖、像在兩廊者、泥在兩廊壁上、千載之陋習、爲之一變、後人多未之知、嘉靖九年、詔革先師孔子封爵塑像、有司依違、多於殿內添砌一牆、置像於中、以塞明詔、甚矣愚之難曉也、

宋文恪訥國子監碑言、夫子而下、像不土繪、祀以神主、數百年陋習乃革、是則太祖已先定此制、獨未通行天下爾、

〔日本紀略淳和〕天長十年二　辛未、令加賀國圖畫先聖先師像二條、

〔台記〕仁平三年八月八日乙丑、釋奠、○中略使賴業午刻密々詣大學、余○藤原賴長及從者皆烏帽三長相從、令從者等習、未明祭禮、其後見廻都堂寮局等、入廟倉禮影、近年、祭日奉懸之本、金岡所圖本、已上闕、先聖先師九哲唐本、十哲圖先聖七十二弟子

〔玉海〕安元三年四月廿八日丁酉、亥刻上方火、樋口富小路邊云々、○中略燒亡所々○中略大學寮災孔子御影奉取出之

〔百練抄十二〕建曆二年三月五日、自內裏被渡大學孔子御影、爲書寫也、○又見帝紀抄

〔百練抄十三後堀河〕元仁元年三月廿六日、竊盜等打破大學寮廟倉、放取御影裏絹云々、御影等多破、

〔皇帝紀抄八後堀河〕元仁元年三月廿七日、去夜盜人穿大學寮廟倉、奉破損孔子御影、　閏七月九日於官廳朝所、奉圖孔子御像、

〔百練抄後堀河十三〕嘉祿二年十二月十二日、盜人切開大學寮廟倉、放取御影裏絹、一年盜人之後、新調絹裏等也、及度々尤可仰、

〔皇帝紀抄後堀河八〕貞永元年三月七日、夜盜人入大學寮廟倉、奉取御影廿一鋪云々、

〔園太曆〕康永三年八月十八日、藏人大進俊冬爲勅使入來、予〇藤原公賢有故障不謁之、以人問答、仰云、大學寮官廳等破壞之後、先聖先師以下御影、被安仙洞〇花園念誦堂、而□□宿以下被修理、仍當時御座難叶、何樣可有沙汰哉、西小御堂御本尊無安置、若可爲其所歟、可計申者、申云、凡仙洞被安置之條者、自地儀也、尤可被定、始終御在所歟、御念誦堂修理之間、被安西小御堂之條、不可然哉、但被渡之儀可爲何樣候哉、委可被經沙汰歟者、俊冬云、其條々、尺奠入御、官廳還御之時可奉遷云々、 廿一日申剋許參院、入見參、今日先聖先師已下御影、自官廳入御仙洞、官廳破壞之後、件像奉安置仙洞念誦堂、而件御堂自被修理了、入御官司、今日還御之次、被奉安西小御堂也、其次上皇有御拜見、予參入之間、御影入御云々、上皇御拜裝束事被仰合、御冠直衣宜哉之由申入了、予雖可拜見、依着烏帽不臨其邊、退出了、

〔右文故事九〕御代々文事表一

文祿四年、是歲足利學校傳フル所ノ聖。像。圖。狩野祐清所畫及ビ宋版五經注疏上杉安房守井上右京亮所寄進ニ雖ニ元佶此書ヲ取テ豐臣關白ニ從ヒシヲ、再ビ學校ヘ還シ納メラル、

〔鵞峯文集八十六序〕狩野永納家傳畫軸序

寬永年中、我先人羅山叟創營聖堂於武州忍岡、時欲圖歷聖大儒像以納於聖堂文庫、與杏庵正意議、擇堪其技者、男山僧昭乘者、以此藝鳴一世者也、與先人有方外之交、以身老不能自筆故、推擧山雪曰、狩野繼殿助應擇而可也、乃請之圖伏羲至文宣王十一聖、顏曾思孟及周子二程張邵朱子總二十一幅、今傳存於忍岡文庫、每有釋菜陳設於堂之兩廡、人々所觀也、(中略)己酉春正月

〔羅山文集六十四雜著〕聖賢像軸寛永十三年作

寛永丙子〇十三年季冬、朝鮮信使通政大夫白麓任絖、通訓大夫東溟金世濂、通訓大夫青丘黄戻來聘、叩之則僉云、東溟者儒者也、故以吾家所藏聖賢圖像二十一幅、請書于圖上、於是表出古語并舊贊、副其軸以遺之、金世濂遂書而返之、足以爲家珍、聊記焉爲他後之證矣、

〔昌平志二事實〕元祿元年戊辰、扁揭賢儒繪像於孔廟兩廡、

遜按、是年倩畫員狩野益信、寫賢儒像以揭兩廡、按像圖燬於癸未、而寶永甲申重製、蓋倣唐開元圖於廟壁之制也、揭賢儒像防於此、

〔十三朝紀聞二後光明〕承應三年九月二十日、帝崩于法皇宮、〇中略帝自幼英敏甚好程朱之學、能屬文、〇中略帝嘗欲復釋奠、命出累世所傳唐代孔子像十哲圖於秘庫、以親示朝山素心、然尋晏駕、事竟寢、

〔日本教育史資料二舊佐倉藩〕舊藩學政ノ儀ニ付、舊大參事平野知秋ヨリ家令依田柴浦ヘ回答書、

聖像ハ、佐倉ノハ銅像ニテ、雙門ノ前歯二枚外出セリ、是聖像ヲ作ル畫家ノ法トイフ、呉道子ノ像如此、但澀谷ノ像ハ文之助宅ニテ拜セシ時、心附不申御覺エハ如何御座候ヤ、外ニ朱文公ノ像有シガ、今何レニ有リヤ詳カナラズ、

藩學ト廟ト離レズ、又釋奠御直祭トハ合シテ離レザルハ、世ニ珍ラシキ御代ニ聖教御崇敬ノ至美ト奉存ジ、林家モ此祭儀ハ世ニ珍ラシキ事ナレバ、失ナハヌ樣ニ渡邊彌一兵衞ヘ噺サレシナリ、

〔享祿本類聚三代格十〕太政官符

應改孔宣父號爲文宣王事

右得式部省解偁、大學寮解偁、助教正六位上膳臣大丘牒偁、天平勝寶四年、〇唐玄宗天寶十一年大丘隨使入唐、問先聖之遺風、覽膠庠之餘烈、國子監有兩門、題曰文宣王廟、時有國子學生程賢、告大丘曰、今主上

神座廟器

大崇儒範、追改爲王、夙德之徽于今至矣、然准舊典、猶稱前號、誠恐乖崇德之情、失致敬之理、大丘廟閣斯行、請敢陳管見、以請明斷者、今依所牒、謹請省裁者、省案解狀、理須必然、方行其教、合旌厥德、後天奉時、蓋謂此乎、仍顯改由、謹請官裁者、官議奏聞、奉勅依奏、

神護景雲二年七月卅日　〇又見續日本紀、令集解、

〔貞觀政要　七崇儒〕貞觀二年、詔停周公爲先聖、始立孔子廟堂於國學、稽式舊典、以仲尼爲先聖、顏子爲先師、兩邊俎豆干戚之容、始備于茲矣、

〔公事根源　二月〕釋奠　上丁日

是は、年に二たび二月と八月とにあり、〇中略また先聖とは孔子をいひ、先師とは顏回をいふ、いにしへは周公を先聖といひ、孔子を先師とは申けるを、唐太宗貞觀二年に、改て先聖先師とは孔子顏回を申とかや、

〔日本紀略　桓武〕延曆十九年十月庚辰、外從五位下伊與部家守卒、〇中略文宣王享座諸儒所說不同、仍據勘經義及大唐所行、具錄奉進、定南面畢、

〔延喜式　二十大學〕凡神座褥、至夏每月一度曬曝、

凡祭器弊則埋、祭服弊則燒、

〔朝野群載　八別奏〕大學寮解　申請天裁事

請被特蒙天裁任先例調給被損廟器等狀

合

笠十九本　篷十五本　釧四口　瓶五口　甞三口

右件廟器、每有破損、公家所調給也、近則去寬治二年、依前頭菅原是綱朝臣申請、廟器禮服皆悉於官所調給也、而承德元年八月五日、爲備明日釋奠供祭、件廟器等被渡盛殿之間、彼屋同日爲大風顚倒、

孔廟拜禮

所注進廟器等破損已畢、度々釋奠、雖加補綴、其形不全、難備祭庭、宜早任先例調給者也、仍注子細謹請處分、

承德三年正月廿一日　正六位上行少屬紀朝臣重賴

從四位上行頭兼越後守藤原朝臣季綱　正六位上行少允平朝臣未到

正六位上行助藤原朝臣未到　正六位上行允惟宗朝臣未到

正六位上行權助藤原朝臣未到

續文云、去寬治二年六月廿三日、彼寮注此由言上之日、精好絹漆材木等土産國々、兼又給榮爵可令修補之由、同月廿六日被下宣旨也、

〔中右記〕寬治元年正月五日、始參大學寮、奉禮孔廟事廿五度也、

〔中右記〕寬治二年正月五日、參大學寮、奉拜孔廟、廿五度

〔兵範記〕仁平四年四月十六日戊戌、大學寮史生兼元來申云、寮試十八日一定可被行之、十八日庚子、今日息男信義字平幸可入學受寮試、〇中略下官〇平信範相具參大學寮、〇中略人々相伴、暫休息、下官參入廟藏前、奉拜廿一度如例、

〔兵範記〕久壽三年正月三日乙巳、下官參大學寮、向南廟藏、奉拜廿一遍、次歸畢、

〔兵範記〕仁安二年六月九日乙亥、參殿下、內覽文書、次參大學寮、奉向廟藏奉拜廿一度如例、補貫首之後、忩劇之間、未參之故也、

〔大猷院殿御實紀二十三〕寬永十年七月十七日、東叡山にならせたまひ、〇中略御かへるさに、儒臣林道春信勝が忍岡の學寮によぎらせたまひ、先聖殿にわたらせられ、聖像御拜あり、こと更信勝に仰せて、尙書堯典を進講せしめられ、信勝に銀、永喜信澄に時服かづけたまふ、

〇按ズルニ、御代々文事表ニ、寬永十年七月十七日ノ條ニ、此聖像拜禮ノ事ヲ擧ゲテ、是御當家

大成殿御成ノ始ナリトアリ、

〔憲廟實錄十一〕貞享五年〇元祿元年戊辰十一月廿一日、東叡山の傍、忍岡といふ處、弘文院の學士林春常が別墅に、大成殿あり、昔尾張故黃門義直卿の建立也、聖德を崇信ましますゆゑ、大猷院贈大相國公、寬永年中、御詣の先蹤を追ひて、柳澤出羽守保明、南部遠江守直政、先づ御奉納之奇楠香銀轙象尊を持參す、御燒香御拜、神酒を頂戴まします、弘文院に入御、春常、書經堯典進講す、書格、料紙、硯箱時服樽肴を給ふ、春常饗膳御盃を給、後恒例となれり、

〔右文故事十二〕御代々文事表四

寶永七年八月四日、御代替初テ聖堂御參、〇註略五半時過出御、〇御直垂、中略大廣間御車寄ヨリ御駕籠被爲召、〇御供大久保長門守、一御供之面々麻上下著之、仰高門ヨリ入御、入德門ニテ下御、杏壇門ノ外ヘ林大學頭、同七三郎、同百助拜迎、〇註略御小納戸〇註略唐戸間之堂內ヘ被爲入、東ノ方御上疊ノ上御著座、御大刀御劒ハ御後ニ伺候、于時御小性、〇註略神帳揭之、御進納ノ御幣帛〇羽二重二箱ニ入奏者番持參之、大學頭ニ渡ス、大學頭神前ヘ納之、畢テ堂外ヘ退出、此節堂內東ノ方ヘ被爲寄、御手水被遊之、御小性〇註略役之、於御拜位御再拜、夫ヨリ御獻爵、神前ノ方机ノ前ヘ被遊御寄、爵御取被遊、此時酒瓶左之通御小性役之、御酌曲淵下野守、御加一柳主番頭、爵ヘ神酒盛之、則机ノ上ヘ被遊御備、御拜位ヘ御立歸、御再拜如前、神帳オロス、畢テ還御、御供久世大和守御乘駕ノ節、肥後守老中ヘ上意有之、還御之節、杏壇門ノ外ニ林大學頭罷在、奏者番披露之、上意有之、同七三郎、同百助モ罷出、披露無之、尤上意無之、四時過御本丸入御、

〔折たく柴の記中〕七月〇寶永七年廿五日に參りし時、來月上丁、大成殿に御詣あるべき儀を問はせ給ふ御事どもありて、同廿九日にめされて、大成殿御詣の次第を撰進らすべき由仰下され、明れば晦日に之を撰進す、兼て又仰下さるゝ旨ありて、八月朔日、本朝神拜の儀を授けまゐらす、同き四日に御參詣の事有けり、〇是は初め大學頭信篤、前代御參詣の次第を記し奉れり、其儀悉く當時の進止なりとて定申せし事也と見えて、古の禮にかな

雜載

ふべきにもあらず、聖廟にまゐらせ給ひて、形の如くに、もらず、釋奠の儀によりて其次第をまゐらすべしと仰下さる、其禮を行はれたらんには、然るべきか否の事、内々其議ありしかど、今の冠は後世幞頭の制にして、本朝の烏帽子といふもの、周弁の遺製なり、又先王の禮服は悉く直垂領なり、その圓領は胡服に出たりとて、御烏帽子御直垂を用ひらる、又九拜の中、振動拜にいたりては、倭國にありしのこりのと、郞大夫が説にも見えたればとて、神拜の儀に授けまゐらせよとありしかば、其儀を授け奉りたりき、

〔朝野群載二十一雜文〕釋奠祝文

永久二年、窮冬暮天、敢昭告于先聖文宣、學海之津、源出孔泉、智水之浪、流赴洙川、明如日月、萬代猶圓、德被尊卑、四科是全、更改犧牲、薦以蒜蠡、殊備黍稷、薦以豆籩、博士初獻、傾冕周旋、諸生後供、摳衣聯翩、所奠何因、爲重書篇、所禱何事、欲遇文田、夫子一聖、顏氏十賢、達者七十、門徒三千、謹請尙饗、冀垂矜憐、

永久二年十二月、於江安子故國亭、奠孔子影、仍爲康〇三善作祝文、

〔續古事談二臣節〕師頼ノ中納言、參木之時、人ニ越ラレテ籠居ヒサシクシテ、タマ〳〵中納言ニナリテ、ソノ初ノ出仕ニ、釋奠ニイデラレタリケルニ、作法進退ノ間、事ニヲイテ不審ヲナシテ、傍ノ人ニ問事ヲス、其時成通卿、參議ニテ、座ニ列ケルガ、師頼卿ニ語ケルハ、久ク御出仕候ハデ、公事御廢忘カト云タリケルニ、師頼卿返事ヲバイハズシテ、獨言シテ云、大廟ニ入テハ、毎事ニ問トイハレタリケレバ、成通ハ、シヌルヤウニ覺テ、アセミヅニゾナラレタリケル、後ニ人ニカタリテ云、アサマシカリシ事カナ、ナドサル事ヲ云ケント、クヤシマレケルコトカギリナカリケリ、此事本說ハ、孔子ノ、大廟ニテ、事ヲ行給ケルニ、ヨロヅノ事ヲオボメキテ、人ニトヒ給ケレバ、誰謂鄹人之子知禮乎、入大廟毎事問ト云ケレバ、問者禮也ト答ヘ給ケル、此事ヲ思テ、乍知被問ケルヲ、淺ク云成テ、本文ヲ誦セラレテ、カナシカリケルナリ、晴ニテ、人ニ物ヲ問ハ、不苦事ニテアルナリ、失禮ヲコソツヽシメ、孔子云、不知爲不知是知也、是モ同心也、

〔台記〕仁平三年七月八日乙未、午刻參宇治、釋奠次第第四卷、廣三卷、略一卷、指圖七枚、今旦作了、

〔新葉和歌集十六雜歌〕年中行事三百六十首歌中に釋奠を

妙光寺內大臣

から人の昔のかげをうつしきてあふげばたかき秋の夜の月

〔年中行事歌合〕右勝 釋奠八月一日 二位中將

から人のかしこきかげをうつしとめてひじりの時とけふまつるなり○中略

右釋奠といふは、先聖孔子、先師顔回をまつるなり、大學寮に御影ましませば、供具をそなへ、詩賦をつくりて、春秋二月八月の禮奠をたてまつるなり、文武天皇大寶元年二月にはじまると云々、ひじりの時といへるは、孟子やらんに、伯夷は聖の清なる者也、伊尹は聖の任なるものなり、柳下惠は聖の和なるものなり、孔子は聖の時なるものなりと侍にや、みな一方をえたる聖人にてあれども、孔子のやうに時にしたがひあつめて大成せるはなしといへる心なり、ひじりの時と訓にいへる、まことに其與ありておぼえ侍り、

〔西山遺事〕大成殿初在忍岡、公謂接東叡山繁華之地、難期悠久、不如移立於吾駒籠別莊幽閒之地、修造之費、吾能資之、乃使中村顧言致意于弘文院林學士、學士以爲事體重大、不可遽辨、事遂寢、公見忍岡釋菜、有不合于禮者、乃擧數目、使中村顧言論林學士改之、先是執事者布衣佩刀登堂、公謂不敬、顧言對曰、學士既欲禁之、然從事者皆武士子弟、不欲撤刀、故不得已如此、公曰、然則以吾意論、武士之道、吾能保之、雖撤腰刀、武夫之志、無所虧損、堂上帶劍、不敬非禮、失敬與禮、武士之道安在、顧言告學士、論子弟以此義、皆心服、自是不敢佩刀上堂、又伶人奏樂堂上、公謂非禮、宜在廻廊、乃革之、公見釋菜以爲堂上狹隘、祭儀難行、可架室其後以宏敞之、置惺窩先生、源敬公、林羅山三牌以從祀之、乃遣中村顧言及工匠長中島茂治作圖樣營構將有日矣、林學士以時勢難行、事亦寢、

明治三十四年十月二十一日印刷
明治三十四年十月二十五日發行

神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和八年八月一日印刷
昭和八年八月五日發行

（普及版古事類苑　全六十册）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
　　　　　　　一一〇五四番
電話小石川(85)　三二六九番

單式印刷株式會社印刷